無条件降伏者の精神現象

Phänomenologie des Geistes bei den bedingungslos Kapitulierten

第Ⅱ部　戦争犯罪の処罰

第１章　ナチス・ドイツを裁く

1. 犯罪の糾明　　1
(1) 非ナチ化　　1
(2) 国際軍事法廷を開くという考え　　18
(3) ニュルンベルクの舞台準備　　35

2. 検察の並々ならぬ努力　　55
(1) あらかじめ描かれた審理の構図　　55
(2) アナザー・ストーリーを拵え上げる　　69
(3) 全方位侵略戦争を立証する　　81

3. 人間として裁かねばならぬ罪があるから　　150
(1) カティンのことは措いてでも　　150
(2) ヒトラーにとってローゼンベルクとは何であったのか？　　203
(3) カルテンブルンナー弁護証人ルドルフ・ホェス　　225

4．ニュルンベルクの矜持　　340
(1) 持してこそ　　340
(2) 国家元帥ヘルマン・ゲーリング　　342
(3) 外務大臣ヨアヒム・フォン・リッベントロプ　　504
(4) 国防軍最高司令部長官ヴィルヘルム・カイテル　　571

5. 判決が下りる　　610
(1) 初日は総論あるいは序論的に　　610
(2) 意外に少なかった「共謀」有罪　　633
(3) 死刑――復讐するは我らにあり　　669

6. 後日譚　　696
(1) シュパンダウ、仕舞いはヘス　　696
(2) 脱ナチ者シュペーア　　707
(3) いずれにせよ批日材料に　　717

1. 犯罪の糾明

(1) 非ナチ化 Entnazifizierung

連合国は、ドイツに対する戦勝が道徳上の勝利であることを確信していた。ドイツの敗戦は、国と国とが対等の条件で戦い、その物理的・技術的の優劣が結果に現われた、というようなものではない。世界征服を目論んで周囲の国々に戦争を仕掛けた道徳的巨悪が、打倒されるべくして打倒されたのである。その意味では、ドイツは当然の報いを受けたにほかならないのである。連合国は、そのことをドイツ人に徹底して思い知らせ、かつドイツ人社会から巨悪の本体を完全に除去してしまうことを、占領政策において何より重要な課題と考えた。その課題への取り組みを表わす標語が「非ナチ化 Entnazifizierung （初めの頃は Entnazisierung, Denazifizierung, Denazifikation とも称された)」である。非ナチ化とは、つまり「社会をナチスでないものにする」ということであるから、ナチ的要因（ナチス党員であった者）を取り除いて、社会を悪の影響・拘束から解放し、非軍国主義化・民主化を達成することを意味している。そうした非ナチ化の切掛けに関して、ヴォルフガング・ブレンナーは、次のような興味深い記述をしている：

ミュンヘン郊外フライマンにある灰色の工場の建物。紙・板紙・段ボール工場ヨーゼフ・ヴィルトの敷地である。1945 年 5 月、この小さな会社は、十分に多く注文を受けられたかもしれないのであるが、現実には石炭の不足のため、生産をあまり伸ばすことができないでいた。だから、働いていたのも、全従業員の半数の、40 名ほどにすぎなかった。社長のハンス・フーバーは、米軍の部隊指揮官に向って、この工場に重要な書類が存在していることを告げた。しかし、米軍諸部隊は、その数日間というものは、廃棄物処理工場にある古い紙屑の山を点検することなどよりも、ずっと重要な仕事をしなくてはならなかった。

これより 3 週間遡る 1945 年 4 月 15 日、NSDAP〔＝ナチス〕全国指導部に所属する或る人物が、この廃棄物処理工場に現われて、フーバーに一つの大仕事を委託したのであった。4 月 18 日になると、紙屑の山の搬入が始まった。4 月 27 日までに、NSDAP 全国指導部のトレーラートラック延べ 20 台が工場に到着した。フーバー社長は、これらの古紙を遅滞なく廃棄処理するようにとの、厳格な指令を受けていた。トレーラートラックには、ガーベルスベルク通 39 にある NSDAP 全国指導部から廃棄物処理工場に向けて運び出されたカードがぎっしり積まれていた。最後のトレーラートラックが 4 月 27 日 ――米国軍のミュンヘン進駐の 2 日前―― ヴィルト社の庭を後にしたとき、800 万枚のカードが搬入されてあった。

フーバーは、社員たちに、カードを倉庫の一角に集め置いて、他の紙屑で覆って隠してしまうよう、指示した。そのようにして 800 万枚のカードは保存されていたのである。さて今や、フーバーと彼の部下たちとは、65,000 キログラムにも及ぶナチス全国指導部の書類を、他の紙屑とは分けて積み上げる仕事に取り掛かった。「ノイエ・ツァイトゥング」紙〔1945 年 10 月 28 日記事〕に、フーバーが明

らかにしたところによれば、何にせよ米軍当局が彼の所蔵品に興味を示したのであるから、彼としては自分の国に役立つことをしたかったのだ、ということである。結局明らかになったとおり、紙屑活用家フーバーは、NSDAP の完全な党員データカードを、消滅から守った。それによって、その後やや不明瞭に「非ナチ化」という名称をもって呼ばれることになる、あの活動が始まることができたわけである。（Wolfgang Brenner, *Zwischen Ende und Anfang –Nachkriegsjahre in Deutschland*, München, 2016. S. 235-6. ＝ヴォルフガング・ブレンナー『終わりと始まりとの間―ドイツにおける戦後数年間』、ミュンヘン、2016 年、235-6 頁より私訳）

最初に述べたとおり、非ナチ化の活動は、戦勝国の道徳的優越感に基づいて必然的に占領政策の中心になってきたものであるから、たとえ党員個人別データカードの発見がなかったにしても、生じていた筈である。その場合、ひょっとしたら「非ナチ化」という語は用いられなかったかもしれないが、少なくともそれに類する活動が、他の標語の下に起こってきていたに違いないであろう。とはいうものの、この時入手されたデータカードが、戦勝国にとって占領政策の展開のために、かけがえなく貴重な足掛かりとなったことは、否定すべくもない。索引カードで初めて把握された党員 800 万という数字は、戦争勢力たる思想団体がドイツ社会（含オーストリア）に如何に広く深く浸透していたか、を如実に物語っていた。そのような組織を摘発対象にしようするのに、手許に確たるデータを持たないまま、やみくもに人狩りに取り掛かっても、成果のほどは覚束なかったであろう。データカードは、米国軍の手で 45 年 10 月のうちにベルリン米国占領地区に移送され、ゲーリングが電話盗聴の本部を置いていた地下壕を改装してドキュメント・センターとし、そこに保管されることになった。

非ナチ化の基本的考え方は、1945 年 8 月 2 日、米英ソ首脳の会談の成果として発表されたポツダム協定に見られる。また、西側占領地区においては、連合国遠征軍最高司令部（Supreme Headquarters, Allied Expeditionary Force =SHAEF, 45 年 7 月 14 日に解消して、米国軍ヨーロッパ司令部となる）の発行したハンドブックに従う自動拘束 automatic arrest が効力を発揮していた。これは、ナチスのうちでも、SS（親衛隊）やゲシュタポ、保安警察等、特定のグループに所属していた者、あるいはそれら機関のうちで一定以上の地位にあった者については、審問なしに拘束できる、とするものである。しかしながら、実際にそれに該当する者を見つけ出す具体的な仕方は、それぞれの占領地区の軍政府当局に任されたので、互いに異なった様相を呈してくるのを避けられなかった。46 年 1 月 12 日になって、ドイツ管理理事会指令第 24 号でガイドラインが示されたが、それは米軍が占領地区で用いていた方式を追認する性格の強い内容であった。それで、その後も各占領軍司令部の裁量の下に非ナチ化が進められた。

米国軍は、1945 年 7 月から、地区内の全成人（満 18 歳以上）に対して 131 の質問項目を記載した質問紙を配って、回答を義務づけた。回答を提出しない者はもちろんのこと、不完全な回答を出した者は、軍令違反として厳しく罰せられる。回答は、占領軍当局内の特殊

部局で点検処理された。データカードが当局の手にあって、いつでも照合できるのだから、嘘を答えても、簡単に見破られる。この書類審査で嫌疑をかけられた者は、地区内 545 箇所に設置されたナチス裁判用特別裁判所 Spruchkammer ――そこには英語のできるドイツ人を中心に、合計 22,000 人以上の職員つまり裁判官、検事、補助職員が任用された――で裁判を受け、戦争責任が重いと判定された者たちは、前述の自動拘束に当たる者たち共々、収容所に送られる。収容所では思想的教育し直しを受けるが、最悪の場合はそこからさらに戦争犯罪裁判の法廷に被告人として引き出されることもある。他に罰としては、強制労働、罰金、財産没収もあり、公職からはもちろん追放される。一方、特別裁判所において、自分は、党員にはなっていても、影響力のある役職に就いたことはなく、党の政策には批判を抱き、時には戦争を防止するためにささやかな努力もした、といった有利な材料を申し立てて認められた者は、法律上の処罰には当たらないと判定されて、放免されることになる。こうした放免者及びもともと党員歴なしと認められた者には、無犯罪証明書が与えられるが、ちょうど葉書サイズのその証明書は「パージル証書 Persilschein 」の通称で呼ばれた。「パージル」とは、大手会社ヘンケル・コンツェルンの出していた有名な洗剤の商標である。ナチスの罪過からきれいに洗い浄められたことを証明している、といったイメージである。パージル証書を呈示できない者は、仕事に雇ってもらえない。家族と共に何とか生活を立て直してゆこうとする庶民には、実に厳しい状況であった。何としても助かりたいと思う者は、自分の行為の被害者と特定されている相手、例えば当該のユダヤ人に頼み込んで、「被害を受けていない」という証言をしてもらう。その証言が認められれば、無罪放免となることができる。この手を用いて成功した者が少なからずあったということである。すでに収容所に入っている者でも、そうして放免されればパージル証書ももらえる。家族を抱えて生きていこうとすれば、そうするほかなかった。証言を頼まれた側も、それを断わってしまうと、今後の生活に様々な困難をきたすことを、心配しなくてはならなかったのである。証言のおかげによる無罪者の続出は、社会に精神的荒廃をもたらすものであった、とヴォルフガング・ブレンナーは述べている。1945 年 9 月 19 日に、米国軍占領地域にはヘッセン、バイエルン、ヴュルテンベルク＝バーデンの 3 州が設置される（ブレーメンが州となるのは 47 年 1 月 23 日になってからである）が、46 年 3 月 5 日には、3 州の首相がミュンヘン市役所で会合し、「国家社会主義及び軍国主義からの解放のための法律」に署名し、それに基づいて、非ナチ化の実行責任を各州が引き継ぐことになる。以後、特別裁判所は、なお米国軍政府の監督下にあったが、裁判は、州政府の任命した判事、検事によって行われる。収容所の管理運営にも州政府が当たる。ドイツ人がドイツ人を裁くという形が定着していくのである。米国占領地区で質問紙に回答したドイツ人の数は計 1,300 万に上る。そして 1948 年末までに西側三国占領地区で特別裁判所の審理した事案は 366 万件であった。そのほとんどが米国軍占領地区で行われたものである。

英国軍およびフランス軍の占領地区では、米国軍占領地区よりもかなり緩く非ナチ化が行われた。両軍とも、その本国の経済が戦争で大きな痛手を被っていたので、占領行政に余

裕がなく、自らの負担をできるだけ少なくして、ドイツ人自身の手で民生の安定を図らせ、またドイツ人の生産力をはやく回復させて、賠償支払い力をつけてやる必要があった。そのためには、地域の行政に携わっていた公務員や地域経済を支えていた事業主たちの協力が不可欠であったのだ。1945 年暮れから 46 年初めにかけて、例年を上回る厳冬であったということであるが、その期間、食糧や暖房用燃料を各家庭に滞りなく配給できたのは、そういう人々の働きがあってのことであった。彼らのナチとしての過去を厳しく追及して、行政や経済の分野から追い払ってしまったら、占領行政は立ち行かなくなるのは明らかだった。英国軍当局は、元々1945 年末までに「政治的な」非ナチ化を為し終え――つまり公職追放といった処置を早々に切り上げて――その後は自由経済の定着に力を注ぐつもりだったという。実際にはなかなかそうはいかなかったのであるが、基本的な考え方がそうであったから、米国軍占領地区とは異なって、旧ナチス党員たちに対する組織的な処分はあまり進まなかった。46 年 1 月以降、米国軍が、自分たちの方式が西側三国占領地区で共通に実行されるよう、管理理事会を通して働きかけてきたので、英国軍当局も、47 年 4 月になってやっと、重い腰を上げて個別審査を行なうようになる。判定の基準として、1~5 の段階区分を設定する。予備審査で 3~5 相当（＝比較的軽度の関与者）と見なされた者については、社会民主党員などから適宜選び出して即席に設けられた非ナチ化委員会が判定して処分を決める。1 あるいは 2 相当（重度の関与者）と見なされる者――それは例えば SS（親衛隊）や SD（保安局）のような特に犯罪的と見なされた組織に所属していた者等であるが――は、特別裁判所で裁かれる。この裁判所のために 1,200 名以上のドイツ人裁判官、検察官および補助職員――もちろんナチス前歴のない者――が任用された。それで 200 万もの審査事案が生じたとされるが、特別裁判所で行われた審理は、英国軍占領全期間で計 24,200 件ほどであったという。もしも厳格に基準に従っていたら特別裁判所案件となったであろう筈の数よりも、2 桁少なかったと考えられている。一方、フランス軍占領地区はといえば、占領行政に当たる自由フランス軍諸部隊は、連合国軍編成の上では、米国第 6 軍の統制下にあった。だから、形式的には米国軍の出す指令がこの地区にも妥当する筈であった。特別裁判所も 46 年末には発足している。だが、ナチスに対して抱くフランス人の感情は、米国人のそれとは異なっていた。フランス人は、ついこの間まで自国をナチス支配体制に浸食され、その強権支配に喘ぐ傍らで、自分たちの間から支配体制に取り入って地位を得る積極的協力者――フランス語で「コラボラトゥール collaborateur」と呼ばれた――が輩出するのを見るという、屈辱を味わわされてきた。だから、ナチスの幹部級や、コラボラトゥールを思い出させる権力に阿った積極的関与者に対する憎悪の念は深い。彼らに対しては、道徳的な認罪とか矯正を求めるよりも、復讐・懲罰を果たしたいという気持ちが強く働くのは自然である。だから、捕らえたら、教育し直しよりも、強制労働に使役して償いをさせることになる。反面、下級公務員とか中小事業主とかといった、かなり下の方にいた者たちの追及には、あまり関心がない。彼らに対してはむしろ寛大に、既往を咎めずにおいて、彼らの技能を占領行政において活用するのが得策であろう、と考える。大物には苛酷に、小物には寛大に、

という傾向が自然に現われてくる。何ら国家社会主義的影響力のある役職に就くことのなかったヒラ党員は、一様に消極的協力者（最軽度）に等級づけて、罰を科さなかったという。

ソ連占領地区における非ナチ化の実態を把握することは難しい。それは、米国軍占領地区を基準とする西側 3 国占領地区とはまったく異なった方式で、特有の厳格さをもって行われたと思われるからである。Wikipedia の“Entnazifizierung”の欄には、各占領地区で 47 年 1 月 1 日までに逮捕され収容所に送られた元ナチ党員とそのうちすでに釈放された者の数を、ディーター・シェンクの著（Dieter Schenk: *Auf dem rechten Auge blind.* Köln 2001.）を典拠として、下記のとおり記している：

英国軍占領地区：　捕縛者 64,500　うち釈放者 34,000 (=53%)
米国軍占領地区：　捕縛者 95,250　うち釈放者 44,244 (=46%)
フランス軍占領地区：　捕縛者 18,963　うち釈放者 8,040 (=42%)
ソ連軍占領地区：　捕縛者 67,179　うち釈放者 8,214 (=12%)

https://de.wikipedia.org/wiki/Entnazifizierung より

しかし、Wikipedia の同じ記事の中ではまた、ソ連軍占領地区における非ナチ化の進行について、以下のようにも記されていて、それは、非ナチ化の名目の下にこの地域で実行された政策の実態の把握が非常に困難であることを示唆している：

NSDAP 及びそれに属する組織で役職を帯びていた者は、職から追放され、一部分は特殊収容所に隔離された。ソ連軍占領地域における非ナチ化の総合監督権は、直接にソ連秘密機関 NKWD にあった。このことは、スターリニズムの権力者たちに、好ましくない新体制批判者を、例えば社会民主主義者たちをも、抹消してしまう口実として役立った。1948 年以降、特殊収容所は、モスクワの内務省収容所管理主局 GULAG の管轄下に置かれた。ソヴィエトの公式の発表によれば、約 122,600 名が拘留されたのであり、そこにまた、ドイツ以外の国の、主としてソ連の国籍を持った 34,700 名が加わっていた。彼らは外国人労働者あるいは強制労働者としてドイツにいた者たちであった。

非ナチ化を、社会主義に批判的に対立していた者たちの「一掃」と制度の均整化とに効果的に利用するために、非ナチ化委員会は、党利党略の観点から、きわめて偏った構成にされていた。それは、その意味でいかにも典型的に、CDU〔＝キリスト教民主同盟〕、LDPD〔＝ドイツ自由民主党〕の成員各 1 名、SED〔＝ドイツ社会主義統一党〕の代表者 2 名、そして同じく SED に所属している大衆組織の代表者 3 名で構成されていたのである。

国家社会主義者の幹部たちはすぐに、西側の国の占領地区にいるほうが自分たちには心配が少ない、ということを認識した。多くの者は、助かる見込みはただ、反共産主義的な論議をすることによって自分たちの罪過を軽減するということにのみある、と思った。それは東部においてはもちろん不可能なことであった。それにまた、ソ連占領地区における新たな権力者たちは、多くの場合、ついこの間までナチス体制によって迫害を受けていた者たちであっただけに、NSDAP のたんなる党籍をも犯罪

と見なしたのであった。

1950 年 1 月における解体に至るまでもっぱらソヴィエトの統制下にあったソ連軍占領地区の収容所では、堪え難いほどひどい拘置者処遇条件であった。それの結果として、ソヴィエト側の発表では少なくとも 42,800 名、他のいくつかの報告によれば 80,000 名にも及ぶ人間が死んだ。収容所の解体に際して、収容者たちは、釈放されるか、または、さらになお服役するため、あるいは有罪判決を受けるために（ヴァルトハイム裁判)、東ドイツ当局に引き渡された。

……

https://de.wikipedia.org/wiki/Entnazifizierung より私訳

また、ヴォルフガング・ブレンナーは、次のとおり記述している：

ソ連軍は自らの占領地域において、〔他国軍の場合よりも〕厳しい態度で臨んだ。以前の SS〔親衛隊〕、SA〔突撃隊〕、ゲシュタポ、SD〔保安局〕の成員及び KZ〔強制収容所〕の監視員たちは、赤軍の進駐後ただちに特殊収容所に閉じ込められた。それらは、つい今しがた解放されたばかりのナチス強制収容所であった。準軍事的な団体に所属していた者たちは、ソ連に移送され、そこで強制労役に服さねばならなかった。1945 年春すでに、ソ連軍は、ナチスだけではなくて、ソ連軍の政治的敵対者たちをも収容所に押し込んだ――その人々は共産主義者あるいは社会主義者であることもあった。農地改革に対する不満が起こってきた時には、批判者たちがナチスと一緒くたに閉じ込められたが、このことは、非ナチ化は好ましくない批判者たちを片付けるための口実として利用されている、という見方が広まるのを助長することになった。収容所の状況は、収容者たちにとって非常に脅威的なものであった。もしも誰かがうまく逃亡に成功したとすると、監視員たちは収容者たちを、割合に応じた制裁処刑でもって処罰した、すなわち、1 名の逃亡者につき 2 名が、命をもって贖わねばならなかったのである。

この恐怖から逃れ出ることのできた者は、それについて沈黙していなくてはならなかった。訴え出たりすれば、占領軍に反抗するプロパガンダとして、重罰を与えられたことであろう。だから、それらのことに対する報告は、DDR〔東ドイツ〕の終焉の後になって、初めて公共に届いた。今、推定されているところでは、ソ連軍特別収容所には 1950 年まで 122,000 名のドイツ人が囚われていた。43,000 名が、ソ連軍占領地区の収容所で命を失ったが、最も頻度の高い死因は、飢餓と病気とであった。公式発表では、死刑は、756 名のみ執行されたにすぎない。

ソ連軍占領地区における非ナチ化は、占領軍権力による社会的及び経済的諸改革と密接に結びついていた。そうした変革が遅滞したときにはいつも、その過去を調べてみたらよさそうな批判者たちが浮かび上がってきた。実際また、客観的にいっても、とりたててナチス時代のエリート役職者が、ロシア人たちによって持ち込まれる社会的変革を、懐疑的に見ている、という場合が多かった。ソ連軍は、その尻込みした態度を感知して、彼らの変革の企てを妨げる旧エリート層の入れ替えに、ますます力を注ぎ込んだ。産業においてもまた、占領者たちは、断固として厳格な措置をとった、すなわち彼らは、彼らの画期的な社会的企てにおいて、旧ナチスの所為による摩耗と絶えず戦わねばならない、

ということを望まなかったのである。1947 年 8 月までに、全部で 50 万の人間が処分を受けた。
……

（Wolfgang Brenner, *a.a.O.* ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、254-5 頁より私訳）

これらの記述からも窺われるとおり、間違いなくいえるのは、ソ連軍占領地区においては、非ナチ化はスターリニズム支配体制の確立のための人員入れ替え作業と考えられ、それだけに徹底的にかつ迅速に進められた、ということである。「ヒトラー信奉者アウト／スターリン信奉者イン」――勢い余ってときにはまったくヒトラー信奉者ではないような者までアウトにしてしまうほどであった、というわけである。法律職、行政職、教職、警察官等諸部門で、特に厳しい入れ替えが急がれた。ドイツ系イスラエル人ジャーナリストのインゲ・ドイチュクローンの伝えるところによると、約 28,000 名の教師が解職されて学校はいったん閉鎖されたが、45 年 10 月 1 日ジューコフ元帥指令で早期再開が求められたので、15,000 人の「反ファシズム精神をもつ労働者」が募集されて、にわかに教習を受けて補充教員となったそうである。「ペルゾーン（Person＝パーソン）」を ”Persohn” と黒板に綴る先生が出て来て、その噂話が母親たちの間での口コミ反政府プロパガンダになった、といった話もある。だが、実をいえば、ソ連軍といえども、その厳しい姿勢を徹底して貫くことは難しかった。元来はたしかに、いったん解職された者に復職の道は与えられない筈であった。しかし現実には、大量解雇の直接の帰結としての経済的地盤沈下の危険が差し迫って来た。その危機を脱せんがためには、元ナチス党員の公職経験者の持つ事務能力は捨て難い。それに、SED の一党独裁支配体制を支えるには、ナチス党員として培った規律従順のメンタリティこそ適合性をもっているとすらいえるのである。だから、1947 年 8 月を境に、ソ連軍＝SED の態度は劇的に寛容化したとされる。48 年 8 月になると、モスクワから共産主義者ロタール・ボルツが迎えられて、彼を党首として、旧ナチス党員たちの政党「ドイツ国民民主党 NDPD」が結成される。それはやがて東ドイツ人民議会に席の割り当てを受ける御用政党の一つとなる。

こうして占領全地域において進められた非ナチ化は、ドイツ社会に対してきわめて厳しい荒療治が施されたかの印象を与える。実際そのとおりであるには違いないのだが、ただ同時に、それによって罪のあるドイツ人と罪のないドイツ人とがはっきりと分別され、後者のために自立への足掛かりが与えられている。それこそが、ドイツ人にとってはかけがえのない恩恵を意味していた。その昔、ヤハウェはエリヤに告げて「バァルに膝を屈しなかった七千人を残す」といった、と伝えられる。だから使徒パウロも、「今の時にも、恵みの選びによって残された者がいる」と述べて、ローマのキリスト教徒たちを励ました（「列王記上」19.18、「ローマ書」11.2-6）。そして今や、世界正義の使徒たちは、ヒトラーにジークハイルの挙手をしなかった勇気あるドイツ人たちを、「残りの者」として選別する。選別された者たちは、将来のドイツ国家建設の使命を、自らの双肩に負う。彼らのうちでも特に活動力に優れた者たちは、進んで占領行政に協力して地域の民生安定に尽力するところから、地方自

治における指導的役割を果たし、やがて建設される新生ドイツ国家の中核をなす勢力を形成していくことになるであろう。そのような新星（ライジング・スター）の代表例として、多くの人が一番に思い浮かべるのは、――ソ連軍占領地区に出現したヴァルター・ウルプリヒトを別とすれば――コンラート・アデナウアーではなかろうか。彼は、1876 年生まれ、カトリック中央党のホープであって、1917 年ケルン市長、21 年にはプロイセン国参議院議長となった。しかしヒトラーのナチスが台頭するとこれを嫌って、33 年に首相となったヒトラーが来訪した時に、市の大橋にハーケンクロイツを掲揚することを拒否し、挙手の礼を行なわなかったため、やがて解職された。以後は細々とした年金生活を余儀なくされ、居所も定まり難く、転々とした揚げ句、ようやくライン右岸、ボン／ボイエルの少し上流にあるレンドルフの丘のふもとに住居を見つけるのであるが、ナチスはずっと彼に目をつけていて、34 年 6 月のレーム粛清の際に 2 日間拘留、44 年 7 月 20 日にヒトラー暗殺未遂事件が起こると、嫌疑をかけられてケルンのゲシュタポの監獄に収監されていた。その彼の召命の様子を、ヴォルフガング・ブレンナーは下記のとおりに伝えている：

> コンラート・アデナウアーは、他の多くの者たちと同じように、この時期に新しい時代に歩み入った――彼の釈放の日は土曜日で、ブラウヴァイラー監獄の衣服置場が閉まっていたため、彼は、ノーネクタイ、ノーサスペンダーで、歩いていた。ひとりの疲れ切った老人が、未来への道を歩み始めたのだ。
>
> アデナウアーは、7 月 20 日のヒトラー暗殺未遂の後の大々的な逮捕活動の過程で、ケルンのゲシュタポの監獄に収容されていた。その後、ブラウヴァイラー監獄にあった彼は、1944 年 11 月末、早期に釈放されたのである。米国軍は、今やケルン郊外 90 キロメートルに迫っていた。未来の首相は、彼の住居の背後の山に登り、そこから眺望しようとした。アデナウアーは、米国軍隊の先鋒を、ラインの西岸にもう見ることができた。彼らは、国防軍の陣地に砲撃を浴びせていた。連合国軍がラインを渡ってレンドルフに到達するまでには、まだ数日かかった。アデナウアー一家は、この時間を防空用地下室で過ごしていた。彼らは、思い切って再び日の光の中に出てみたとき、山の斜面にある家が一発の命中弾を食らったことを、思い知らねばならなかった。そのわずか後に、2 名の米国軍兵士がジープで、玄関先に乗りつけた。GI たちは、アデナウアーをケルンに連れてくる任務を受けていたのだ。彼は、「市の行政を引き受けること」を命じられた。コンラート・アデナウアーは、70 歳であった。彼は、「骸骨の亡霊」のように見えた、だがそれは、とりたてて注意を惹くというほどではなかった。当時は、多くの者がそのように見えたのだ。
>
> アデナウアーは、米国軍が彼を特別に有能な地域政治家として、そしてナチスの敵対者として認めていて、それ故にこそ、最もひどく破壊されたこのドイツ都市の市長職という重要な任務を、彼に委託するのである、と信じた。しかし、アメリカ軍は、すべての新たに征服した町々において、ただたんに、1933 年以前にすでに市長職に就いていたことのある者たちを呼んできて、市長にしていたのであった。1945 年 5 月 4 日に、占領軍は、彼をケルンの市長に指名した。
>
> ……

（Wolfgang Brenner, *a.a.O.* ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、197-8 頁より私訳）

また、別の言い伝えによれば、この時米国軍は協力依頼候補者のリストを持っていて、アデナウアーもそれを覗き見する機会があったのだが、そこには一番上に彼の名前が載っていた。彼はもちろん、それを適切なこととして、米国軍の見識を評価したのであるが、実のところはたんにアルファベット順に並べてあっただけのことだという。だが、その辺の事情がどうであれ、アデナウアーは気力に溢れ、実際に有能であった。市民に食糧と住居を供給することに全力を挙げる一方、米国軍から借り出したバスで、ダッハウやブーヘンヴァルトから解放された市民を連れ帰り、橋を修復するための鉄材の入荷を手配し、建築家に依頼して都市計画を立てさせた。ケルンは復興の道を着実に進みつつあるように見えた。ところが、6 月 21 日になると、占領軍の交代があった。ケルンは英国軍占領地となる約束であったから、先鞭をつけていた米国軍に代わって、英国軍が入って来たのだ。本国経済が苦しい中、ドイツのうちでもっとも人口の多い地区の占領行政を引き受ける英国軍には、緊張感が高い。米国軍が置いていった年長の市長の独走ぶりに、彼らは最初から懸念を抱いた。もっとはっきりいえば、それは彼らにとってたいへん不快であった。アデナウアーは、気位の高い人物であったが、何よりも、自分自身をナチス支配体制の被迫害者とみなしていたので、新しい支配者に対して卑屈な態度をとる必要はまったくないと思っていた。ヴォルフガング・ブレンナーによれば、「そういう感覚は、多くのドイツ人たちが彼と共有していた自己評価であった。彼らは、自分たちはナチスの政策に関与していないと感じ、それ故にまた、占領者たちに対して過度に従順な態度をとる、何らの理由も認めなかったのである」（Wolfgang Brenner, a.a.O. ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、201 頁より私訳）。アデナウアーを疑った英国軍は、彼の家の電話を盗聴することまで考え、それを当地の郵便局に命じたから、郵便局から本人にそのことが知らされる。7 月末に英本国の総選挙で労働党が勝利して政権の座に就くと、友党をもって任ずる SPD の党員がアデナウアーを軍政当局に中傷したため、両者の間の溝はますます深まった。9 月には占領軍当局が、燃料の欠乏に備えるために、市の西部のグリーンベルトの街路樹を伐採するよう、命令を出す。ケルン生まれで、グリーンベルトを愛していたアデナウアーは、これを故郷の町に対する攻撃とみなして、断固拒否する。10 月 5 日には、すでにケルン周辺を超えて広くドイツ内に影響力を発揮するに至っているとみなされたアデナウアーが、2 人の外国人ジャーナリストのインタビューを受ける。そこで彼は、フランス、ベルギーと深い関係を持つ「ライン・ルール国家」及びそこからさらに一歩進めて、ソ連占領地区を除く西ドイツの国家の構想を語るとともに、はやく占領政策を終えて西ヨーロッパの一部としてのドイツを国際管理するシステムを創り出すべきであることを、熱っぽく論じたという。翌日アデナウアーは、ノルトライン地域最高行政司令官ジョン・バラクラフ准将に呼ばれて、ケルン住民のためを図ることがなかったからという理由で、解任を宣告される。併せて、2 週間以内にケルンから退去すべきこと、今後政治的活動を禁止されることをも申し渡された。バラクラフは、アデナウアーの義弟である

ヴィリー・ズートを後任に据えようとしたが断られたので、トリーァからヘルマン・ピュンダーを呼び寄せる。ピュンダーは市長職を引き受けたが、彼もまた筋金入りの中央党員で、7 月 20 日暗殺未遂事件後、ゲシュタポに捕らえられて、ブーヘンヴァルト、続いてダッハウの収容所で終戦を迎えた。市長としての彼に命じられた最初の仕事は、大聖堂の周りをジャガイモ畠にすることであった。敬虔なカトリックである彼は、この命令を断固として拒否した。だが彼は解任されることなく市長職を続け、後には米英連合占領地区の経済統合委員会長に就任した。

この、戦後短期間中に起こった、アデナウアーのケルン市長解任劇を総括して、ヴォルフガング・ブレンナーは、次のような注目すべき論評を加えている：

> それからというもの、アデナウアーは、占領軍権力によって不当に扱われたと感ずる、大多数のドイツ人たちのうちの一人となった。他の或る者たちは、ソ連軍に対して（多くの場合正当に）この感情を持ち、また或る者たちは、フランス軍に対してこの感情を持った。彼らは、これら占領軍の態度を、協力し献身しようとする善意の心構えに対する拒絶と感じたのである。
>
> この後の十数年間における、こうした拒絶から帰結した政治的基本姿勢は、不信感と狡猾さとエゴイズムと自分に対する憐憫との混合物であった。多くの者たちは、政治的な精神エネルギーを、敵から逸らして、味方と思われた側に移し注いだ、すなわちそれは、その下で公正と親切と理解とが経験されたところの、あるいはただたんに平穏が得られたところの、その占領軍権力であった。それでもって一つの占領軍権力の不公正から隔たりをとったと同じ、まさにその一途な態度でもって、他の――「善なる」――占領軍権力の首に抱きつかんばかりに迫ったのである。そのようにして、例えばアデナウアーのような老練な政治家ですら、その高齢に達するまで、米国軍に従って方向を定め続けた、その好戦性の説明がつくのである。
>
> なるほど、アデナウアーによる、ドイツにとって重要な進路修正は、ひとつの原則的な戦略上の熟考の帰結であった――これは確かだ、すなわちそれは、無力なドイツは、対抗し合う諸勢力の間で、自分のために強いパートナーであり保護者である者を求めるときにのみ、再び主権を獲得する見込みを持つ、という熟考であった。しかしながら、この役割を米国軍が占めるということ、および彼がこの進路を徹底して情緒的に、そして幾分かは強情に追求したということは、ケルンでの、彼を役職と都市とから追い払った英国軍との間での経験に起因していた。
>
> （Wolfgang Brenner, *a.a.O.* ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、205 頁より私訳）

アデナウアーは、解任の約２月後に自分の家を訪ねて来た英国軍占領地区政治局長のノエル・アンナン中佐にさんざん嫌味をいって、彼を追い返し、バラクラフ准将による政治的言動禁止令の解除を勝ち取った。こうした経緯から、彼は結局州首相に任命されることもなかったのであるが、超宗派連合として組織された団体 CDU（キリスト教民主同盟）で重きをなし、ベルリン市部による同組織全国統合の野望を砕いて、西側３地区による国家形成への展望を力強く打ち出す。後にはやがて、基本法制定のための議員評議会の議長を務め、さら

にその基本法に則った第1回総選挙では CDU を勝利に導き、連邦議会第一党の党首として、連邦共和国初代首相に就任する。その様子については、後の章でまた見ることになるであろう。

さて、非ナチ化が占領全地域において進行している最中、1945 年 11 月 20 日から 46 年 10 月 1 日にかけて、ニュルンベルク国際軍事法廷が開かれた。この法廷そのものは、次節に述べるとおり、戦勝国の敵国に対する報怨・懲罰の念から発しているので、その意味では、非ナチ化以前のところに淵源しているというべきであろうが、戦争の主要責任者を裁くということは、すなわちナチスの最高幹部の者たちの道徳的悪を明確にすることにほかならないし、その審理の過程で検察側の提出した証拠によって、ナチスの底知れぬほどの蛮行が徹底的に暴露された。だからこの法廷は、ナチスの悪を人々にあらためて深く認識させ、折から進行しつつある非ナチ化に決定的な方向づけを与えかつ拍車をかけるような、働きをする筈であった。検察側つまり連合国は、特に収容所における大量殺戮事実の認識に対するドイツ人の心理的抵抗を打ち破るため、細心の注意を払って証拠を用意した。米国軍が差し押さえたおびただしい数の書類が提出され、従軍カメラマンによって撮影された解放直後の収容所の様子を示すフィルムが上映された。そして関係者・経験者たちによる証言が行われた。多くの証人喚問が行われたうちで、とりわけ衝撃的だったのは、1940 年から 43 年までアウシュヴィッツ収容所長官であったルドルフ・ホェス（Rudolf Höß＝ルドルフ・ヘスとも表記されることがあるが、ニュルンベルクの被告人の一人である、元総統代理のルドルフ・ヘス Rudolf Heß とは区別が必要）の証言である。その証言――詳細は後に見る時があると思うが――は、検察側尋問においては、予備尋問であらかじめ作成されていた調書を検事が読み上げ、その内容の確認を求めるという形をとったが、弁護人尋問においては、ホェス自身がその場で発言して説明する形となった。起こった事実を淡々と語る、その調子は、聞く者に息をのませ、その心を凍りつかせたという。「人々をガス室で殺すには、3 分から 15 分かかった。金切り声が止むと、死んだことが分かった。我々の特命分隊が死体から指環を抜き取り、歯列から金歯を引き抜いた。金〔Gold〕は、ベルリンの SS に送り届けられた」――この発言は、46 年 8 月にベルリンの放送が伝えた、とヴォルフガング・ブレンナーは述べている（Wolfgang Brenner, a.a.O. ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、247 頁より）。米国軍占領地域では、ニュルンベルク裁判に先立ってダッハウですでに、強制収容所の看守をしていた SS 隊員たちが、収容者への残虐行為のゆえに裁かれていたが、ニュルンベルクでも国際軍事法廷の終了後 46 年 12 月 9 日から 49 年 4 月 14 日にかけて、7 つの軍事法廷が開かれた。それらはニュルンベルク継続裁判と呼ばれ、そこでは、医師、法律家、SS 隊員、警察官、軍事司令官、地方行政の長等で、ナチスの戦争犯罪に重度の加担をしたとされる者たちが裁かれた。米国軍政当局としては、それらの裁判をとおして、ナチスの所行の卑劣な反人道性と大規模な組織性とについての認識を、ドイツ人たちの心に強く刻み付けようとしたのである。

しかしながら実際のところ、これらの裁判も、米国人たちが期待したほどには、教育的効

果を上げなかったといわねばならない。裁判の経過にまで関心を向けるには、人々の生活は、精神的にも物質的にも、あまりにも厳しすぎるものであった。日々の暮らしの憂いの中で、ラジオ放送は唯一心に潤いを与えてくれるものであった、といっても過言ではないだろうが、人々が、そこから流れてくるのを期待したものは、何よりも、昔から親しみ愛してきた音楽の調べであり、また、聖書の一節の朗読に伴う、牧師たちの慰めと励ましの言葉であったに違いない。スイッチをひねっても、無味乾燥な裁判報道を録音入りで延々と聞かされるほかない日々が続けば、人々は正直なところ、それを苦痛に感じ、恨めしく思わずにはいられなかったであろう。また、ニュルンベルク裁判では、3 名の被告に無罪判決が出た。宣伝省放送報道部局長ハンス・フリッチェ、元首相フランツ・フォン・パーペン、元経済大臣・ドイツ銀行総裁ヒャルマル・シャハト。3 名それぞれ、法廷の訴因として挙げられていた 4 点（それらのうちの、フリッチェは 3 点、パーペン、シャハトはそれぞれ 2 点で起訴）について「無罪」であることが明示されていた。だがそれでも、主たる戦争犯罪者つまりナチス犯罪への最重度の関与者としての疑いをかけられた者が、まったくの無罪として放免されたことは、進行しつつある非ナチ化との関係において、まことに割り切れない思いを人々の心に残さずにはいなかった筈である。そうこうしているうちに、いずれの占領地区においても、非ナチ化の進行にブレーキをかけ、その終結を見通す必要が感じられてくる。占領政策を、早く次の段階に進めたいからだ。それは、ドイツ人たちに、賠償能力を持った経済力をつけさせるという、実利的政策の段階のことにほかならない。そこに進むためには、政治的・イデオロギー的な処置には、一つの区切りをつける必要があるわけである。1947 年 8 月、いち早くソ連軍が非ナチ化の終了を宣言した。上述のとおり、内実においては、ソ連軍といえども決して予定どおりに非ナチ化を徹底して行なえていたわけではないのだが、ソ連軍の常として、発表とは、外に向けての、自分たちの手際の良さの誇示以外の何ものでもない。この場合は、ソ連占領地区ではナチスが完全に一掃されて、社会主義的行政組織が整備された、といっていることになる。これが西側 3 連合国軍に、大きなプレッシャーをかけたことは、いうまでもない。同年クリスマスには、特赦が行なわれ、以後は旧ナチスの活動的成員であった者でも、軽度の消極的協力者の扱いをするようになった。この処置は、特別裁判所の管轄権を移譲されたドイツ人たちにも大歓迎される。復職者も多くなった。1948 年 7 月、ザールラント公務員の半数以上が、49 年 7 月にはオーバーバイエルン市役所職員の 42%が、それぞれ旧ナチス党員であった。49 年 9 月、連邦共和国首相に就任したアデナウアーは、最初の演説で、責めのない者と責めある者という、国民の二分状態を解消する必要を唱え、それに基づいて、4 万人の国家公務員復職が実現した。

このように、非ナチ化がにわかに勢いを失い、尻すぼみのような形で終結してしまったことは、ドイツ人たちにとって、当面はたしかに、ありがたいことであった。これでもう過去にとらわれてクヨクヨすることなく、将来に向って経済復興に取り組んでいくことができる、と思われただけではない。或る種の勝利感を味わうこともできたに違いないのである。占領軍は、あれだけ意気込んで、我々の罪悪を摘発しようと取り掛かったけれども、思うよ

うな成果を引き出せそうにないので、途中で抛り出してしまった、つまり、連合国は、我々に対する道徳的優越を、強引な仕方で立証しようとしたのだが、それに失敗することで、かえって自らの独善性を認めざるを得なくなってしまった。結局のところ国家社会主義はそんなに悪いものではなかったのだ――そんなふうに捉えるドイツ人も少なくはなかった筈である。しかしその一方で、あれだけ厳しく個々人に質問書が渡されて真剣な回答が求められた筈であったのに、いつの間にか審査の基準が緩み、有耶無耶に済まされたり安易に解放されたりする事例が圧倒的に多くなってしまった、という結末に対して、多くの人はまた、良心の疑念を抱かずにはいられなかったであろう。果たして自分は質問書にきちんと答えて、過去の罪責と真摯に向き合ったのであろうか、それはできなかったけれど、運よく見過ごしてもらえただけのことではないのか――そんな思いが人々の心に圧し掛かってもいたのだ。

少し先のことをいうならば、1950 年から 60 年代にかけて、ドイツ人たちは、特有の鬱屈した心情を如何ともし難い、というような状態にあった。特に、連邦共和国を作った西ドイツの人々において、それは顕著であったといって過言ではないであろう。というのも、東ドイツが国家的プロパガンダとして、自分たちはしっかりと旧悪から洗い浄められた反ファシズムの社会主義による国を作った、それに引き換え西ドイツは、旧ナチス勢力との連続性の上に資本主義経済の再興を目論んでいる、と喧伝したからである。だから西ドイツの人々は、800 万といわれる「故郷喪失者」つまり東方からの難民をそっくり受け入れ、なおかつ目覚ましい経済復興を果たすという、快挙を成しつつあったにもかかわらず、世界に対して顔を向けようとするときに感じてしまう負い目から逃れることができなかったのである。1960 年 5 月、ブエノスアイレスに隠れ住んでいたアドルフ・アイヒマンがイスラエル秘密警察に捕らえられ、そのままイスラエルに送られて裁判の上、死刑に処せられた（62 年 5 月執行）という出来事は、ナチスの所行に対する、世界の変わることのない厳しい目を、あらためてドイツ人たちに感じさせ、衝撃を与えずにはいなかったであろう。こうした中、ドイツ人が、自問シンドロームの圧迫から解放され、世界に向って胸を張って生きていきたいと思うなら、自分たちの手で非ナチ化を完遂してみせる以外にない、連合国が追及しきれずに終わった分を、自分たちが引き継いで徹底的に糾明し摘発して、処罰すべき者は容赦なく残らず処罰して、処罰漏れの疑念が残らないようにすれば、本当に罪過のない者は自ずとその身の潔白の証が立つことになるであろう――この認識をいち早く持つことができた人は、まことに賢明であった。そういう人たちの働きで、戦後ドイツ社会は精神的危機を乗り超えることができたのだといえる。

連邦共和国では、3 国高等弁務官評議会令第 13 号によってナチス犯罪裁判の権限を全面的に移譲されたので、1950 年から国内での戦争犯罪関与者に対する裁判が始められた。もっぱらドイツ国内の収容所で虐待などを行なった者が対象であって、その被害者の多くはドイツ人であった。52 年までに、5,678 名に有罪判決が出されたが、その後急激に裁判数が減った。しかしその一方で、「故郷喪失者」の中に東方での戦争犯罪を背負った者――SS 隊

員、保安隊特別出動隊員、収容所看守等――が紛れ込んできているのではないかとの疑いがあり、実際そういう例も発見された。55 年秋にアデナウアーのモスクワ訪問によってソ連からの「1 万人の帰国」――当時ソ連には、戦争犯罪者として囚われている者 1 万、一般人で抑留されている者 2 万のドイツ人たちがいた、といわれる――が実現すると、危機感はにわかに高まり、1958 年末、ルートヴィヒスブルクにナチス犯罪解明のための捜査センターが設置される。同センターは、個々人について予備調査をし、その前歴を示す文書を集め、現在の居住地を調べて、裁判必要と見なした場合には、居住地域の検察局にデータを引き渡す。1959 年中にはもう、400 件の予備調査を行なったという。こうした準備の上で、アウシュヴィッツ収容所における犯罪容疑者を 1 か所に集めて裁く、いわゆるフランクフルト・アウシュヴィッツ裁判が 1963 年 12 月 20 日に開始された。被告人は 22 名。裁判の厳正を確保するために、関係者の払った苦労はたいへんに大きかった。主席判事に予定されていたハンス・フォレスターは、ユダヤ人であって自身は迫害を受け、兄弟はマイダネクで殺害され、母親はテレジエンシュタットのゲットーに収容されていた、という経験を持っていた。そのため、裁判の公正さを約束できない、として、自ら申し出て役を辞退した。証人は 360 名に及んだ。そのうち、アウシュヴィッツ収容所の生き残りの人々は、もう 20 年も前の恐ろしい体験を、心理的苦痛に耐えて、思い出して語らねばならなかった。一方で、かつての SS 隊員も証言台に立たねばならなかった。彼らの多くは、すでに服役を終えて自由になっていた者であり、或る者は、今回の被告人たちの上司であったわけであるが、自分が罪を犯した時の経緯を、今度はかつての部下の罪を暴くために、再び詳しく述べなくてはならなかった。証拠文書のうちでは、ホェスがニュルンベルク裁判終了後にポーランドでの取り調べで書き記して遺したものが最も重要性を持ったが、記述の内容を確認するためには、実地検証が必要であった。当時ポーランドとの間に国交はなかったので、特別に入国許可を得た法廷からの派遣団が、アウシュヴィッツを訪れて、2 日間にわたって収容所跡を検分した。65 年 8 月 20 日判決が申し渡され、6 名が終身懲役刑、10 名が 3 年半から 14 年の禁固刑、1 名が 10 年間の少年刑（アウシュヴィッツ当時に 19 歳であったため）、3 名が証拠不十分で無罪となった。2 名は病気のために途中で裁判から外れていた。第 2 回のフランクフルト・アウシュヴィッツ裁判は、1965 年 12 月 14 日から 66 年 9 月 16 日まで行なわれ、被告人 3 名に対して、それぞれ懲役 3 年半、懲役 8 年、終身禁固を申し渡した。このうち、懲役 8 年を申し渡されたのは、収容所管理部長だったヴィルヘルム・ブルガーであるが、彼は 53 年にワルシャワで受けた判決に従ってすでにそれだけの服役を終えていたので、ただちに自由放免となった。また、この時期、66 年 3 月に、東ドイツでも、かつての収容所医師であったホルスト・フィッシャーに対する「公開」裁判が行なわれ、同月中に死刑判決が出されて、同年 7 月 8 日に執行されている。第 3 回フランクフルト・アウシュヴィッツ裁判は、1967 年 8 月 30 日から 68 年 6 月 14 日まで行なわれ、被告人 2 名に対して終身禁固刑を申し渡した。70 年代にも、フランクフルト・アウシュヴィッツ継続裁判というべきものが行なわれた。73～76 年、2 名の被告人に対して裁判が行なわれ、2 名とも無罪、77～81 年に

は 2 名の被告人に対して裁判が始められたが、うち 1 名は病気で裁判から外れ、もう 1 名には 8 年の少年刑が申し渡された。1979 年には、法律の改正で殺人に対する時効が廃止された。これにより、収容所での殺戮の実行あるいは幇助者と見なされる限りの元ナチス党員は、引き続きなお訴追可能となった。また、冷戦の終結・ソ連の解体による東ヨーロッパ地域の情報の開示によって、東方地域におけるナチス犯罪の糾明に、さらに新しい可能性が開かれてきた。2011 年以降に捜査センターによる約 50 件の新たな捜査が行なわれ、それに基づいて、再び「アウシュヴィッツ裁判」が開始されることになる。

2015 年、リューネブルク地方裁判所が、1944 年当時アウシュヴィッツの会計係であったオスカー・グレーニングを、絶滅収容所における 30 万人の殺害に関与した疑いで裁き、7 月 15 日に禁固 4 年を言い渡した。グレーニングは、この時点ですでに 94 歳、16 年 11 月 28 日に連邦裁判所によって刑が確定、その後 2 回にわたって恩赦願を出したが、それは受け付けられていない。2016 年 2 月には、デトモルト地方裁判所が、1943-44 年にアウシュヴィッツの看守をしていたラインホルト・ハニングについて、17 万人以上の殺害に関与した疑いで審理を開始した。ハニングは、この時 94 歳であり、健康も衰えていたので、審理は日に 2 時間を超えることができなかったが、証人の方も、アウシュヴィッツを生き延びて今や高齢に達したユダヤ人たちが、カナダ、米国、イスラエルから遠路出廷した。16 年 6 月 17 日、裁判所は禁固 5 年の刑を申し渡したが、ハニングは翌年 5 月 30 日に死んだので、刑の執行は停止された。2016 年 2 月 29 日、ノイブランデンブルク地方裁判所では、1944 年当時、SS の衛生班員としてアウシュヴィッツにいた 95 歳の男性に対する、3,681 人殺害への関与の疑いでの審理が始まった。しかし、被告人の認知症が進んで審理に耐えられないとの精神鑑定により、17 年 9 月 11 日に裁判の中止が宣告された。また、2015 年、キールの少年裁判所に、91 歳の女性が起訴された。彼女は、1944 年当時、アウシュヴィッツ収容所の司令部に勤務していて、26 万人以上の殺害に関与した、とされたのである。裁判は 2016 年 4 月に開始される、といったん発表されたが、結局裁判所は、彼女は審理に耐えられないとして、開廷を断念した。2015 年には、ハーナウ少年裁判所が、1942-43 年にアウシュヴィッツ収容所の看守をして 1,075 人の殺害に関与したとされる、92 歳の男性について審理することを発表した。裁判の開始は 16 年 4 月 13 日と予告されたが、それよりも前に、93 歳に達した男性が死亡した。一番最近では、2018 年 4 月 16 日、シュトゥットガルト検察庁が、1942-43 年にアウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所の看守をしていた男性を、13,335 人の殺害に関与した疑いで起訴した、と発表している。以上のように、戦後 70 年以上を経過してなお、90 歳を超えた元ナチス党員の罪を暴き、何としても生きているうちに償わせようとする、告発者たちの執念の深さに、或る種の感慨を禁ずることはできないのであるけれども、彼らにとってみれば、それが人類の正義に適う道であり、ドイツ人の尊厳を守る道であるに違いない。きわめて高齢の者であるから、という人道的な免訴理由を持ち出そうとしても、無駄である。彼らは、まさしくその人道に対する最大の犯罪を厳正に、見逃すことなく裁き罰するという課題に、今はもう砂時計の砂が落ち切ってしまうまでの

間に、と思って取り組んでいるにほかならないからだ。近年中に、百歳を超える者に対する起訴もあり得るのだろうか。

ところで、連邦共和国の国政の歩みを、今述べている観点から捉えてみるならば、1969年10月における、CDU/CSUキージンガーからSPDブラントへの政権交代が決定的な節目となった、ということには、異論の余地がない。1966年末、ルートヴィヒ・エァハルトのあっけない退陣の後、CDU/CSUは、バーデン・ヴュルテンベルク州首相のクルト-ゲオルク・キージンガーを選んで、連邦共和国第三代の首相の座に就けた。政敵が少ないからというのが選出の理由だったそうであるが、彼にはナチス党員の前歴があった。1933年、ヒトラーの政権獲得時に入党、40年に召集令状を受けると、国防軍に入るのを回避するために、外務大臣リッベントロプの配下となって、外務省放送部長代行として、ゲッベルス宣伝相との連絡役を務める。戦争直後、彼は、ベルリンから故郷に引き揚げる途中で米国占領軍に疑われて、45年4月30日から46年9月17日まで、収容所に入れられていた。釈放後家族の待つシャインフェルト（中部フランケン地方）に戻るが、そこであらためて、すでにドイツ人自身の管轄になっていた、非ナチ化活動の対象とされる。いったん「消極的協力者」と認定されたが、知人の証言を集めるなどして申し立てを行ない、48年中には特別裁判所で無罪宣告を受けた。キージンガーは、自らのナチス前歴について、入党は決して信念に基づいてのものではなく、また、党綱領にあるユダヤ人憎悪については、それに共感してはいなかったが、その重大性にも気づいていなかった、と弁明していた。また66年には、雑誌シュピーゲル社が入手していた文書が公開され、そこにはキージンガーが「反ユダヤ主義を妨げている」と書かれていたので、それは心強い潔白証明となった（それは、44年末、キージンガーの当時の同僚が、SS保安局本部に彼を訴えるために送った書状である、とされる）。しかし、ナチ前歴のあるキージンガーの首相就任を認めようとしない人々は、少なからずあった。例えば、哲学者カール・ヤスパースは、抗議を込めて、妻と共に連邦共和国国籍を捨て、スイスに移住した（彼の妻、ゲルトルート・マイヤーはユダヤ人であって、ナチスによる迫害を受けた）。だが、何よりも象徴的だった出来事は、29歳のジャーナリスト、ベアーテ・クラルスフェルトによるキージンガー平手打ち事件である。68年11月7日、西ベルリンで開かれていたCDU党大会の壇上に駆け上がった彼女は、「ナチ、ナチ」と叫びながら、キージンガーに強烈な平手打ちを数発食らわせた。即日、略式起訴で禁固1年を申し渡されるが、彼女は、その平手打ちを、第二次世界大戦で命を落とした幾百万もの犠牲者の名において、キージンガーに食らわせたのである、と主張した。また、数日後に「シュピーゲル」誌のインタビューに答えて述べたところによれば、平手打ちは同年5月9日に計画して、ずっと準備していたものであり、彼女はそれによって、少なくともドイツ人の一部――特に若者――は、ナチの人間が連邦政府の頂点に立つことに反対している、ということを表現したかったのであり、ベルリンを行動の舞台に選んだのは、都市の4か国占領状態のゆえに、フランス市民としての彼女が緩い罰を受けるだけですむであろうことを、夫共々期待したからである、という。彼女は、フランス人と結婚して、フランス国籍を得ていたが、

夫の父親はドイツ軍に殺されていたのであった。

首相としてのキージンガーは、SPD との大連立を組んで、難しい状況の中で適切な政策を実行し、ナチスの過去を感じさせるようなところはなかった。しかし、上例から窺われるように、彼が国政の頂点に立っているという、そのこと自体が、ドイツの将来に深い憂いの影を投げかけずにはいなかったのだ。大連立により議会内での反対表明ができにくくなった分、市民団体や学生たちによる議会外活動が盛んになりつつあった。その運動をする人々は、連邦共和国の後ろ盾であった米国のヴェトナム侵略戦争を激しく非難し、反戦平和を叫ぶとともに、ドイツ自身の戦争責任・ナチス犯罪にも糾弾の矛を向けた。先述の東ドイツ・ウルブリヒト政権によるプロパガンダも、キージンガーが首相である限りは、大きな効果を上げることができる。そんな、気づく人なら気づいていたであろう、危機的状況であっただけに、69 年の総選挙後にヴィリー・ブラントが FDP（自由民主党）との２-３位連合を組んで政権を奪取したことには、まことに画期的というべき大きな意義があったのである。総選挙では、CDU/CSU が予定どおり多数議席を維持した。キージンガーは、首相を続ける気満々であった。米国大統領リチャード・ニクソンからの祝勝の電話も受けた。しかし、ブラントには、期するところがあった。彼はすでに、大連立によりキージンガー内閣の外相として、東ヨーロッパ諸国との関係構築に取り掛かっていたのであるが、キージンガーの下でそれを進めるには限界があることを感じていた。というより、上述の状況の中、もはやキージンガーでは「ダメだ」と認識していた。たしかに、ドイツとドイツ人に対する世界の人々の信頼を回復するには、筋金入りの反ナチス闘士であったブラントこそが適任であった。彼を措いて、精神的危機を乗り超えるための指導者というものは、考えられなかったのである。ブラント政権が推進した「東方政策」の中で、際立って重要性の高いものが、最初にソ連、ポーランドそれぞれと結んだ条約である、ということに、誰しも異存はないであろう。特にポーランドとの間に、70 年 12 月調印にこぎつけた「相互関係正常化の基礎条約」は、オーデル＝ナイセ国境線の承認という、ドイツ人にとって身を切られるような思いをさせられる、というよりも文字どおり身を切られる内容を含んでいただけに、連邦議会でのそれの批准をめぐって、ブラントはあえなく政権を失ってしまう危険をも覚悟しなくてはならなかったのである。その問題については、後の章でまた述べるときがあろうが、今の文脈で特筆すべきなのは、ブラントがワルシャワでの調印前にワルシャワ・ゲットー跡を訪れて献花し、跪いたという、その行為である。今もいろいろな本のページに、またネット上に、その写真は載せられている。その行為のもつ象徴的意味については、多言を弄する必要はない。ブラントだからこそ、ドイツ連邦共和国の首相として、することのできた行為である。それは、ドイツ人を精神的破綻から救った。

先走ったついでに、あと一つだけ、余計な一言ではあろうが、本節の結びとして述べることを許していただきたい。70 年代において、自分たちの戦争責任あるいはナチスの戦争犯罪の追及に力を注ぎ、反省の態度を表現し発信して隣国との関係を修復し、世界の人々の信頼回復に努めたドイツ人は、やがてその成果を確信することができるようになる。それと同

時に彼らは、日本との違いを強く意識するようになる。日本は、自分たちと等しく敗戦に打ちひしがれたが、戦後見事な経済復興を実現している。自分たちの連邦共和国は、奇跡の経済復興を遂げた、といわれるが、日本はさらにその上を行っているようである。しかも、日本人は、自分たちのように自らの心の負い目と向き合うこともなく、他に対する謝罪の意の表明に心を砕くこともなく、ひたすら米国の指示どおりに経済復興に励んで、今に至っている。日本こそ、懲りることなく軍国主義勢力との連続性の上に、資本主義経済大国の道を歩んでいるのではないか。楽々と経済的繁栄を享受している者に対する羨望の念は、人間として大切なことに気づいていない者に対する軽侮の念に、簡単に取って代わられる。70 年代を境に、ドイツ連邦共和国は、日本に対する道徳的批判を事とする「批日国家」となった。そのことを象徴的に示すのが、ブラントの後継首相となったヘルムート・シュミットの、日本に対する傲慢な物言いである。「日本はアジアに友人を持たない」という、今も時々――賛成、反対いずれの側からもかなりヒステリックな調子で――引用される言葉は、雑誌『世界』1986 年 11 月号への寄稿論文「友人を持たない日本」の中に見られる。この態度を、私は「批日」という。批日国家は、地理的隣接の利害関係を持たないから、反日国家の域には達しない。しかし、日本をひとり道徳的に貶めることによって国際社会における自分の存在意義を確証しようとする点において、立派に反日国家に準ずる。ドイツ人の批日は、ドイツ人の自己認識に密接に結びつくものとして意識されているから、残念ながら永久に解消される見込みはない。私たちとしては、今後のドイツとの付き合いにおいて、その点を心していかねばならないと思う。なお、ドイツ人の批日の言論に対しては、日本人は、1）日本軍国主義はナチスと同質の犯罪を行なった、2）日本は無条件降伏してドイツと同一の立場に置かれた、という 2 つの前提を受け容れている限りは、絶望的に反論の手立てがない。そのことも覚えておこう。

(2) 国際軍事法廷を開くという考え

本節の記述を始めるにあたって、話をいったん、戦時中のところまで戻さねばならない。ドイツ人のしていることを「犯罪」と断じて、彼らを裁き処罰しようとする動きは、戦争初期の頃からすでに起こっていた。その進展の時系列は、次のとおりに示され得る：

1）1940 年半ば、ポーランド、フランス、チェコスロヴァキアの各亡命政権代表者が、ロンドンで英国政府と会合を持ち、「ポーランドおよびチェコスロヴァキアにおけるナチスの犯罪に対する抗議」声明を出した。

2）1941 年 1 月 13 日、ロンドンで第 3 回目の連合国間会議（ベルギー、フランス、ギリシァ、オランダ、ユーゴスラビア、ルクセンブルク、ノルウェー、ポーランド、チェコスロヴァキア各亡命政府が参加）が開かれた。9 か国は、ハーグ陸戦協定を拠り所として、ドイツ軍のそれに違反する犯罪行

為を非難し、これに対する処罰の意志を表明した：「連合諸国の主要目的の一つは、それを命令したのであれ、自ら実行したのであれ、あるいはそれに関与したのであれ、これらの犯罪行為に責任のある者たちを処罰することである。(a) 罪責を負う者は、いずれの国籍の者であれ、見つけ出されて裁判に引き渡され、有罪判決を受けるよう、(b) そして、宣告された判決は執行されるよう、取り計らうことを決意している」

3）1941 年 10 月、フランクリン・デラノ・ルーズヴェルトが、ドイツ占領地域での大量の捕虜殺害を非難する声明を出し、ウィンストン・チャーチルがこれを支持した。

4）1942 年 1 月 6 日、ソ連外相ワチェスラフ・モロトフが、西側連合諸国に送った覚え書で、「ロシア人戦争捕虜に対する蛮行・暴行、略奪・破壊および一般住民に対する残虐行為による、組織的かつ意図的な国際法違反の犯罪」について述べた。

5）1942 年 10 月 7 日、ロンドンで、連合 17 ヶ国参加による「連合国（国連）・対戦争犯罪委員会 United Nations War Crimes Commission (UNWCC)」が設立された。同委員会の仕事は、証拠・証言を集めて、枢軸諸国による戦争犯罪の詳細なリストを作成することである。戦争犯罪の処罰のことは、連合国側のラジオ放送によって幾度も威嚇警告された。最初の放送は、42 年 12 月 18 日、「ヒトラー当局によって現在行われつつある、ヨーロッパのユダヤ人絶滅」に対して、第 2 回目のものは、43 年 1 月 5 日、「敵軍の占領ないし支配下にある地域での財産没収の行動」に対して、発信された。ただし、ドイツ国内では、人々は、外国の放送を聞くことを、死をもって禁じられていた。

6）上記委員会に集積された証拠文書は、東ヨーロッパのユダヤ人絶滅の驚愕すべき実態を伝えた。それに基づいて連合国は、最終的共同声明を発し、そこには「ユダヤ人絶滅行為は償いをさせられることになろう」といわれていた。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, *Der Nürnberger Prozess*, Neuausgabe, Köln, 2015. S.111-3. ＝ジョー・ハイデッカー、ヨハネス・レープ『ニュルンベルク裁判』新版、ケルン、2015 年、111-113 頁参照）

この進展の線上において、「モスクワ宣言」(資料 1)（1943 年 11 月 1 日）が出される。10 月にモスクワで会談したのは、モロトフソ連外相、アンソニー・イーデン英国外相、コーデル・ハル米国務長官であるが、その結果を発表する宣言文は中華民国をも含めた「連合四大国の宣言」と称され、戦後処理一般、イタリア処理、オーストリア処理といった内容を含むが、それらに続く最終部分は「残虐行為についての声明 Statement on atrocities」と題されて、そこには特にルーズヴェルト、チャーチル、スターリンの署名が入っている、ということになっている。そして、ドイツ人の戦争犯罪に対する処罰について、次のとおり、具体的な計画を示している：

連合王国、合衆国およびソヴィエト連邦は、多くの筋より、ヒトラーの軍隊によって、彼らが侵略し、しかし今やそこからは着実に追い払われつつあるところの、多くの国々において犯されている残虐行為、大量虐殺および冷酷な集団的処刑の証拠資料を受け取っている。

ヒトラー支配の残虐行為は、今に始まったことではなく、彼らが支配した民族あるいは地域はすべて、最悪の恐怖政治形態に苦しめられてきた。現在新たに生じている状況は、これらの地域が、解放者たる列強の前進する軍勢によって今や救出されつつあり、後退するヒトラーの文化破壊集団は、自暴自棄のあまり、情け容赦のない残酷行為を倍加させつつある、ということである。このことは、今やヒトラー集団から解放されつつあるソヴィエト連邦領土およびフランス、イタリアの領土における、彼らの極悪非道の犯罪によって、とりわけ明瞭に立証される。

それゆえ、前記の連合三強国は、32 の連合諸国を代弁して、ここに厳かに宣言し、以下のとおり、詳細な警告を与えるものである：

ドイツに設立されるであろう政府に対して、何らかの形での停戦を認める時点で、上記の残虐行為、大量虐殺および処刑の責任者であったか、または同意のうえでそれらに関与した、ドイツ人士官と兵卒およびナチス成員たちは、彼らが憎むべき行為をそこで働いたところの、その国に送還されたうえで、その解放された国およびそこに設立されるであろう自由政府の法律に従って裁かれ処罰されることになろう。可能な限り詳細なるリストが、これらの国々、とりわけソヴィエト連邦の侵略された領土、ポーランドおよびチェコスロヴァキア、ユーゴスラビアおよびクレタその他島嶼を含むギリシア、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フランスおよびイタリアから、収集され編集されるであろう。

そうして、ポーランド人将校たちの大量射殺やフランス人、オランダ人、ベルギー人、ノルウェー人の捕虜あるいはクレタ島の農民たちの処刑に関与しているドイツ人たち、またポーランドの人民に対して、または、今はすでに敵軍を一掃しつつあるソヴィエト連邦の領土内において働かれた大量殺戮に加わったドイツ人たちは、彼ら自身の犯罪の現場に連れ戻され、かつ彼らが暴行を加えたところのその国民によってその場で裁かれることを、思い知ることになるであろう。

今までのところは自らの手を罪ない者たちの血で染めるに至っていない者たちは、犯罪者たちの仲間入りをしないように、気をつけるがよかろう、というのも、絶対に間違いなく、連合三強国は、犯罪者たちを地の最果てまでも追い詰め、正義が実行されるよう、彼らを告発者たちの手に引き渡すだろうからである。

上記宣言は、その犯行が特定の地理的位置に限定されていなくて、連合国政府の共同の決定によって処罰されることになるであろうところの、ドイツ人犯罪者たちの場合に対しては、何らの予備的決定を含むものではない。

（英文から私訳）

モスクワ会談の主要な議題の一つとして、戦後世界の恒久的安全保障確立のために連合国をまとめて国際機構化すること、つまり「国連」の設立ということがあった。その成果にも、「宣言」の始めの方でしっかり言及されている。それと併せて考えるならば、ここで敵国ドイツの戦争が犯罪行為と断定されて、それを働いた者を世界の皆で裁いて処罰する、という方途がはっきり示されたことには、まことに深い意義がある。この宣言における限りは、犯罪認定の対象となっているのはドイツの戦争だけであるけれども、仕掛け人の一人である

ルーズヴェルトは、日本の戦争に対してもこれと同様に、世界の皆による断罪への道を、絶対につけなくてはならないと思っている。でも、そちらの関連ではスターリンがまだ直接には動けないので、当面何としても蒋介石を励まして、「三強」体制を維持しておかなくてはならない。モスクワ会談にはまた、一月後に迫ったテヘラン会談――三巨頭が初めて一堂に会する――の準備という意味もあったわけだが、ルーズヴェルトとしては是が非でもテヘラン行きに先立ってカイロに蒋介石を呼んでチャーチルと三人で会っておく必要があった。日本を盗人国家と決めつけたあの宣言は、そうしたルーズヴェルトの思惑に従って、相当強引に捻り出されてきたものに違いない。1943 年 11 月は、ルーズヴェルトの世界戦略にとって、決定的な重要性を持った月であったといえよう。

だがどうやら、思わず話をそらしかけてしまったようで、たいへん申し訳ない。本来の文脈に復帰することにしよう。モスクワ宣言によって、ナチス・ドイツの行なっている戦争の犯罪行為が摘発され、それに対する世界の皆での――つまり人類的正義の名の下における――裁きと処罰の用意が明確に示されたことには、たしかに画期的な意義があった。しかしそうはいっても、同宣言は、その形においては、あくまで戦争の当事者の一方から他方に対して強圧的に発せられたものであり、その限りプロパガンダの域を脱してはいない。思うに、戦の最中にある者の心は、自分に対して害を加えてきた敵に対する憎悪に満たされて、只々これを懲らして怨みを晴らすこと、言い換えれば復讐の成就を願っている。もちろん戦いの始めから、自分の側の正義と敵の悪とを信じ込んでもいるが、それを戦っている最中にことさら言い立てて喧伝するとしたら、それは当面の戦意高揚のためであると同時に、将来を見据えての復讐行為のあらかじめの正当化のためでもある。特に、勝利の見えてきた側がそういう宣言を発する場合、それはもう、近い将来に予定される報怨・処罰へのフリーハンドを得ておこうという意図の見え透いたものにならざるを得ないであろう。そう考えれば、スターリンの意志を何よりも色濃く反映しているに違いないモスクワ宣言の件の部分において、ヒトラーの軍勢によって行なわれたとされる大量殺戮の具体例の最初に「ポーランド人将校たちの大量射殺」が挙がっていることも、思い半ばに過ぎるというものであろう。で、その実態をさらけ出すような出来事が、さっそくテヘランで起こったのだ。これはもう有名な話になっているようだが、ひとまず――かなり長くはなるが――ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ『ニュルンベルク裁判』から引用させていただくことで、紹介に代えたい：

> 「処罰に関する共同決定」は裁判が行なわれなくてはならない、ということを意味するものではない。スターリンが処罰をどのように思い描いているか、ということは、テヘラン会談以降、西側諸国の知るところとなる。
>
> この会談は、1943 年 11 月末に行われる。ルーズヴェルト、チャーチル、スターリンが一緒にテーブルに着くのは、これが初めてである。ヨーロッパで、賽は投げられた：スターリングラードでの第 6 軍の壊滅は、戦争に新たな転換を与えた。ドイツの敗戦が、歴史の血腥い地平線に、くっきりと浮かんでくる。

合衆国大統領の息子エリオット・ルーズヴェルトは、父に随行してテヘランに行き、そこで三大国による大きな催しのすべてに参加した。出来事の精確な叙述は、彼のおかげに拠っている。

対立は、共同の晩餐の際に起こった。スターリンがホストである。食卓には、白ワイン、ロシア・シャンペンそしてウォッカが並べられている。チャーチルには、特別の持て成しがなされる：彼は自身の希望により、ブランデーを出してもらったのである。

ロシア式饗宴がどのようなものであるかを、エリオット・ルーズヴェルトは、鮮烈に描写している：一つ一つの歓談の言葉が、乾杯の辞の形をとって表現されるのだ――

「今我々が楽しんでいる、この晴れやかな天候を祝して、乾杯！」

皆、席から立ち上がって、グラスから一口飲む。

「軍需物資の将来における納入を祝して、乾杯！」

皆、立ち上がって、飲む。

何時間か経つ。

饗宴の終わり近くにスターリンが立ち上がる。彼もまた、すでに幾つもの乾杯の辞を発していた。しかしながら、今回彼は、湿っぽい雑談に、新しい調べをもたらすことになる。彼はこもった声でいう：

「すべてのドイツ人戦争犯罪者たちに対するできるだけ迅速な裁きのために、銃殺部隊による裁きのために乾杯！」

息詰まる沈黙が広間を覆う。

スターリンは、迷うことなく続ける：「彼らを捕らえ次第片付けるという、我らの決意のために乾杯！彼らすべてだ、その数は少なくとも 5 万人に違いない」

出席者皆、固まってしまう。

ガラガラッという騒音が静寂を破った。

チャーチルが電光石火の如くに椅子から躍り上がった――「電光石火の如く」と、エリオット・ルーズヴェルトははっきりいっている――、このでっぷりした英国人にとって、それはたいへんな意味のあることだ。

「そんなやり方は」と、頭を真っ赤にした首相は、ブランデーで重くなった舌で叫ぶ、「英国人の法の理解と真っ向から対立するものである！」

チャーチルがそのように興奮しているのは、未だかつて見られたことがなかった。彼の感情爆発が雷雨のように一座を駆け抜けていくことに、彼は頓着していない。

「英国民は」と、彼は唸るようにして続ける、「決して決してそのような大量殺戮を是認しないであろう」

「私はスターリンを観察していた」と、エリオット・ルーズヴェルトは書いている、「彼は、ずっと真剣な顔つきではあったけれども、十分面白がっているように見えた。しかし彼は、どうやらチャーチルの不機嫌さに気づかずに、彼の挑発と議論とを愛想よい調子で一つ一つ反論していくうちに、疑わしそうにまばたきをしていた」

チャーチル自身が回想録の中で伝えているには、「スターリンは、ドイツの参謀本部は解体されねばならないと考えていた。ヒトラーの強力な軍隊の攻撃力は、およそ 5 万の将校たちや専門的知識人たちに依存している。もしも戦争の終わった時に彼らを捕らえて銃殺してしまえば、ドイツの軍事力は永久的に破壊されてしまう、というのだ」

「英国の議会も、英国の民衆も」と、チャーチルは独裁者に向って言い返す、「大量処刑など決して承認しないであろう。たとえ彼らが戦時の熱狂の影響下に、それを始めることを許したとしても、彼らは、最初の虐殺を行なった後すぐに、すごい激しさで、今度はそれに責任ある者たちに非難の矛先を向けるであろう。ソヴィエト人たちは、この点に関して、決して思い違いに陥ってはならぬ」
「5 万人が射殺されねばならぬ！」と、スターリンは言い張って、またしてもグラスを上げる。
「この機会を利用して」とチャーチルは冷ややかにいう、「はっきりさせておきたいと思うが、私の理解するところによれば、何ぴとたりとも、ナチであるか否かにかかわらず、銃殺部隊による一括処理で片付けられることがあってはならぬ、つまり、法律的な手続きなく、現存する事実と証拠とを考慮することなしに、片付けられることがあってはならないのだ」。怒りに震える声で、彼はさらに付け加える、「我と我が国民の名誉をかかる卑劣な根性で汚すぐらいなら、むしろ私をこの場からただちに庭に連れ出して、撃ち殺してもらいたい」

この三強会談の第三の男、フランクリン・デラノ・ルーズヴェルトは、この口論を、緊張した面持ちで見守っていた。スターリンが彼の意見を聞こうとして、こちらを向いた時、彼は冗談めかして答える、「スターリン殿、あなたの見解と首相の見解との間に妥協点が見いだされねばならないのは、明らかである。我々は、一括処刑されるべき戦争犯罪人の数 5 万ではなく、それより少ない数字で、そう、例えばおよそ 4 万 9,500 で一致できる、といってよいのではなかろうか」
米国人たちとロシア人たちは笑う。英国人たちは、首相に不快の念を起こさせないため、自制する。イーデン外相が、チャーチルに、これは冗談だったのだと知らせるために、手で宥める合図をする。

だが首相は、もはや落ち着くことはできない。彼は食卓から去って、あまり照明されていない隣室に入っていく。そこで彼は、怒りに頭を垂れて、窓から暗い庭を見る。
「私がまだそこに 1 分もいない時だった」と彼は回想録で伝えている、「誰かが後ろから、手を私の肩に置いた。それはスターリンであり、その隣りにはモロトフが立っていた。二人は心から笑って、ただ冗談をいっていたのだ、と説明した」
ほんとうにそれは、ただの冗談だったのであろうか。チャーチルは続けて述べている、「私は、そこに何ら本気の意図が含まれていなかったのかどうか、今日でもなおそうであるとおり、その時も十分に確信してはいなかったのであるが、とにかく、元の部屋に戻った」

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, *a.a.O.* S.115-7. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、115-117 頁より私訳）

この話から、3 巨頭それぞれの人間性を窺い知ることができる、と思うのもよいだろうが、しかし、上に述べたとおり、戦いの最中にある者として、この時点での気持ちを率直に表現

しているのはスターリンである、ということは否定すべくもない。彼はモスクワ宣言にまで漕ぎつけたことに、大いに満足を覚えている。その成果と解するところを、ここにあらためて披露することによって、場を盛り上げようとしたまでのことである。5 万という数字に特別の意味があるわけではない。要は、ドイツの戦争犯罪人たちを捕らえて片っ端から壁際に立たせて銃殺する、それを遠慮なく執り行なえる権能を――勝利者としての権利と能力とを――我々は今まさに授かろうとするところまで来ている、ということだ。それをいったからとて、チャーチルの機嫌を損ねることになるなどと、思っても見なかった筈である。それが、予想もできなかった展開を示して、場の雰囲気が俄かに気まずくなってきたときに、こともなげに「中をとって 4 万 9500」といってのけたルーズヴェルトにも、私たちは、稀代の戦略家の面目躍如たるものを認めることができるであろう。変わっているのは、チャーチルの方だ。もちろん、彼の人格にひときわ高い評価を与えることは、私たちの自由である。

この問題をめぐって、スターリンとチャーチルとの間には、ヤルタでもう一度重要なやり取りがあった。引き続き、ジョー・ハイデッカー & ヨハネス・レープを引用させていただいて説明することにしよう：

> いずれにせよ前線は明瞭であった。テヘランでの禍の乾杯の辞以来、2 つの見解が存在している：戦争犯罪人たちを単純に銃殺するか、それとも彼らを法廷に立たせるか、である。この状況下で、東西連合国の「共同決定」は、どんな結果になっていくのだろうか。
>
> 連合国は、ここに彼らの巣の中における厄介なカッコウの卵があることを知っている。テヘランより 1 年以上後にもう一度、この面倒なテーマは、チャーチルとスターリンとの間で、論議される。舞台は、今度はクリミア、ヤルタでの会談である。会合第 6 日目の 1945 年 2 月 9 日、この不明瞭な論点が、議事日程に上がる。それは「戦争犯罪人の処罰」と題されている。
>
> チャーチルは最初に、モスクワ宣言およびこれからなされるべき「共同決定」のことに想起を促す。それは不快なテーマではある。スターリンの顔つきが暗くなる。しかしチャーチルは、彼にテーブル越しに愛想よく笑いかけて、通訳を通して彼に話しかけていう：「この卵は、私が産んだのだ」と。スターリンは、たばこの煙を鼻から吹き出し、努めて慇懃な表情を作ろうとする。
>
> 「お分かりであるに違いないが」と、チャーチルは説明する、「私は自身で、我々のモスクワ宣言のこの規定のための草案を練り上げたのだ」
>
> それから英国首相は、スターリンの考え方に対して驚くべき譲歩を示す。たぶんテヘランの時を思い出しつつ、彼がついでに述べるには、「私は、元来は主要な戦争犯罪人のリストを作成し、名の挙がった人物たちを捕らえたら本人確認し、それから単純に銃殺させるということに、賛成であった」
>
> スターリンは、濃い眉毛を吊り上げる。しかし、まだ彼が何かいうことができるよりも前に、チャーチルは言葉を続けていう、「だが私は今では、あなたもご存じのとおり、裁判を行なうべきだ、という考えである」
>
> 裁判！これこそが、チャーチルのカッコウの卵の中で、つまり連合国がそれについて一致することのできないところの、あの「共同決定」の中で、孵化せずに眠っているものなのだ。

スターリンの細められた目からは、彼の思考は何ら推測され得ないが、彼自身が征服し取り返した領域においてとっくに実践し始めたことがらに対して、ここでは理論に関する形で語られているのだ、ということが、彼には確実に分かっている、すなわち、すでに 1943 年 12 月 15 日、ハルキウにおいて、3 名のドイツ人将校に対して、最初の「戦争犯罪人裁判」が行なわれた。被告人たちは、公開尋問の後、壁際に立たされたのであった。

いったい何のために、長々しい裁判が要るというのだ。公共の目の下における裁判手続きの中で、告訴人たちにとって不快なことがらもまた、明るみに出てくるという可能性はないのだろうか。

そして誰が告訴されるべきなのだろうか。一般的な意味での犯罪人すなわち例えば殺人者とか真性の犯罪者か、あるいはまた、例えば金融業者、軍事司令官、産業経営者、行政官といった、新たなカテゴリーも含まれるのか。

彼らにどんな罪を負わせようとするのか。米国人は、「共謀」とか「侵略戦争」といった、国際法的に新しい種類の構成要件を考えている。

しかしすべてのことは、まだはっきりさせられていない。

ヨシフ・スターリンは、如才なく微笑みながら、チャーチルの方を向く。通訳をとおして、彼はチャーチルに尋ねる、「あなたは、あなたの手の内にある、ルドルフ・ヘスのことも考えておられるのか……彼はどうしているかね」

「ヘス氏は、グレートブリテンにおいて、通例の戦争捕虜として取り扱われている」と、首相は質問をかわす。

「ああ、ああ」と、スターリンは、放心したかのようにいう、「だが、私は提案したいと思うのだが、このテーマは我らの外相たちの後日の協議に委ねることにしよう。さて、西部における連合国軍の攻勢のことに目を向けるとすれば……」

いくつかのファイルカバーが閉じられて、他のファイルカバーが代わりに押し込まれる。案件は取り下げられる。

にもかかわらず、その件で、連合国は、なおさんざん頭を悩ますことになる。すなわち数週間後に、役割は交換される。チャーチルの裁判の考えは、不人気になるのだ。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, *a.a.O.* S.117-9. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、117-119 頁より私訳）

「共同決定」がカッコウの卵だといわれ、かつその卵をチャーチルが「産んだ」「孵化させた」云々いわれていることから分かるとおり、ヤルタでのチャーチルの発言は、モスクワ宣言の末尾に「その犯行が特定の地理的位置に限定されていない」ドイツ人犯罪者たちについて、その処罰は「連合国政府の共同の決定」によることになるであろう、といわれたまま、懸案となっていたその処罰方法について、解決案を示すものにほかならない。「その犯行が特定の地理的位置に限定されていない」ドイツ人犯罪者たちといえば、それはナチス・ドイツ国家権力の中枢にあって侵略戦争を推し進めようとした国家指導層の者たちを意味する。その者たちを裁くためには、戦勝 3 国――チャーチルの考えではあくまで 4 国か――が揃

って裁き手の席に着く裁判所が設置されなくてはならない。つまりチャーチルは、ナチス・ドイツ指導層を戦争犯罪人として裁き処罰する、国際軍事法廷を開くべきである、といっているのだ。3 巨頭間においてこの種の構想が示されたのは、これが初めてだったわけであるから、チャーチルの発言は、画期的なものであったには違いない。しかし、これがただちにニュルンベルクに繋がるものであったかといえば、決してそうではない。チャーチルの提案には大きな困難が含まれているようで、その実現性を認めがたいと思われたのだ。戦争政策を推進した指導層の者たちといえば、それはもはや戦地で残虐行為を働いた実行犯としての兵士たちのクラスではない。国政の指導者、行政府高官、参謀本部司令官、銀行家、産業資本家等々といった、国家を代表して政策を推進する人々である。それらの者たちを、敗戦国側だからといって「戦争犯罪人」として被告人席に着けて、戦勝国側の者たちが裁き手の席に座る「軍事裁判」というものが、果たして可能なのであろうか。

上記引用文の末尾部分に、ヤルタ以後チャーチルの立場がたいへん悪くなったもののように書いてある。それというのも、彼の提案に対して、何とお膝元の英国政府が難色を示すという状況が生じてきたからである。英国人といえども、戦勝国家が連合して敗戦国家を裁くといった趣の国際法廷という構想には、戸惑いを覚えずにはいられなかったのだ。つい近年まで、互いに承認されたそれぞれの国を代表して、国際秩序維持のために、会談し、意見を交わし、協定を結んだ対等の間柄である。外相ハリファックス伯を引き連れたアーサー＝ネヴィル・チェンバレン首相が、ミュンヘンで、ヨーロッパの平和を賭けて――仏伊の首相の立ち会いをも恃んで――会談し、協定成立の時に握手した相手は、総統アドルフ・ヒトラーであり、傍に外相ヨアヒム・フォン・リッベントロプがいた。戦争に勝ったからといって、彼らを被告人席に着けて、ドイツ国家の尊厳を否定するような仕打ちが許されるのだろうか。負けた国の政策と戦略を一方的に犯罪であると決めつけて、果たしてそれで押し通せるものだろうか。中立国ノルウェーを侵略した、といって難じても、相手がそれは英国がすでにそれを計画していた――実際にそうであった――から、先手を打ったにすぎない、といって反論してきたらどうなるのか。ロンドンをはじめとする幾つもの都市を無差別爆撃して多くの市民に死傷者を出したことを、犯罪行為であるといって責めたてようとしても、ハンブルク、ドレスデン等のドイツ諸都市に対する無差別爆撃の方がもっと多くの死傷者を出した、と応酬されたら、逆に自国の犯罪を認めなくてはならないことになってくるのではないか。国家対国家という形が浮かび上がってこざるを得ないような裁きの場を設ける、ということには、極端にいえば、その時点でチャーチル以外の英国人は、自信を持つことができなかったのである。そうなると、英国人が必然的に思い当たるのは、HMS ベレロフォンの先例である。英国軍占領地で捕らえられたナチス政権の要人は、さっさと遠島に処することにしよう。それならナポレオン・ボナパルトのような元首級にも適用された実績があるのだから問題ない。外相アンソニー・イーデンは、実際にこの遠島論を唱えたのである。もちろん、あくまで英国占領地区で捕らえられた者を対象とするのである。他の占領地区のことは知らない。たとえば、もしもヒトラーをソ連軍がベルリンで捕らえたならば、彼らの流儀に

よってただちに銃殺刑にするかもしれない。それはそれで仕方がない。「各占領地区で捕らえられた者は、それぞれの占領軍の方式に従って処罰される」ということを「共同決定」の内容とすればよい、と考えられたのである。そんなわけで、せっかくのチャーチルの提案があったとはいうものの、ニュルンベルクへの道は、まだまだ遠かったのである。

英国外相提案に、フランスも同調する様子を示した。ソ連はソ連で、即決銃殺方式を固持する構えである。そんな中で、米国だけが、一貫して国際法廷の開催を主張した。世界正義の名において、あるいは国際社会の法的秩序の権威の下に、枢軸国の戦争責任者たちの犯罪を懲らす、というルーズヴェルトの信念を、米国民たちは分かち持っていた。ヨーロッパの戦争に、自分たちは義によって参加したのであるということを、絶対に世界に明らかにしなくてはならないと思っていた。同盟 3 国の抵抗には、米国といえども手こずったに違いないのだが、ドイツの降伏が間近に迫った 45 年 5 月 2 日、トルーマン大統領から「戦犯訴追に関する合衆国代表」の特命を受けたロバート・ホウアウト・ジャクソン連邦最高裁判所判事がヨーロッパに来た時から、事態は米国ペースで進展していくことになる。ジャクソンは、戦災で破壊されたドイツ各地をはじめとするヨーロッパ各地を精力的に見て回り、英仏ソのカウンターパートとも会談を重ねた。そして、6 月 26 日、ロンドンで 4 国代表団揃っての会議を開催するに至る。集まったのは、英国代表、国家検察官ディヴィッド・マクスウェル・ファイフ、大法官ウィリアム・ジョウィットと助手 11 名、フランス代表、控訴裁判所参事官ロベール・ファルコ、国際法学者アンドレ・グロス教授と助手２名、ソ連代表、モスクワ最高法院副院長イオラ・T・ニキチェンコ将軍と助手２名、そして米国代表、大統領任命委員ロバート・H・ジャクソン判事と助手 10 名である。以後、ロンドンでの会合の回を重ねるうちに、ポツダムにおいて 3 首脳間で国際法廷の開廷を急ぐことが確認されたことと相俟って、裁判規約の作成に至る準備が、着々と進んだかに見える。しかし実際には、開廷に漕ぎ着ける前にクリアしておかねばならない難題がいくつもあって、それらをめぐって議論は白熱した。調整・まとめの役を果たしたのがジャクソンであったという。

ハイデッカー&レープによれば、秘書による会議の速記録――記録されていたのは議事の一部分であるが――を、ジャクソンが公開したのは、 4 年後、1949 年になってからであるが、そこからは特に重大な議論になった問題点として、次の諸事項が浮かび上がってくるという：

1. もしもドイツの弁護人が、他の国々もまた侵略戦争を行なって戦争犯罪をなした、と申し立ててきたら、裁判所は、どのように対処するのか。
2. どのようにしたら、何ら刑事的犯罪行為をしなかった者たちをも、告訴し有罪にすることができるのか。
3. 今は裁いている側の国々の政治家たちが、将来いつか自分たち自身、同じ法によって責任を問われるという可能性はないか。
4. 住宅地域および無防備の一般市民たちに対する空襲のことはどうするか。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, a.a.O. S.123. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、123 頁より私訳）

1. 3. 4.の諸点に共通する底をなしているものは、戦勝国が敗戦国を裁くという枠組みが果して維持され得るかどうかという懸念である、といってよいであろう。そのことについては、米国内では、ジャクソン派遣の時点よりも前に、勝者による裁きの形で押し通す以外にない、という方針がすでに固まっていた筈である。たしかに理屈からいえば、少なくとも判事席には中立国の者が座るべきであるかもしれない。しかし、枢軸国の侵略戦争に対して立ち上がった世界中の国々が連合国(United Nations!) を形成して共に戦い、今や勝者となった、この状況において、国是としての非同盟中立を保った国の数は少なく、有り体にいってしまえば、軍事的弱小の幾か国である。それら中立国が判事席を占めるというのは現実的ではない。というよりも、米国の立場からすれば、枢軸国の悪を懲らすために、ルーズヴェルトが呼び掛けて、これに立ち向かう国々を糾合して「ユナイテッド・ネイションズ」を形成したのである。今、世界正義の名においてドイツを裁くのは、これら戦勝国でなければならない。「ユナイテッド・ネイションズ」の権威を背景に、これを代表する形で、占領に当たっている「4強国」が裁き手になるというのが、絶対に適正な形なのだ。だが、ジャクソンの中では、そういうことで、とうに解決済みであったにしても、他の 3 国代表は、それぞれに不安材料を抱えているから、上記のような問題が提起されてくるのを避けることはできない。特に、ソ連代表ニキチェンコに憂色が濃く漂っていたのは、当時ロンドンにポーランドやバルト地域からの難民が多く押し寄せ、その人々がソ連に裁き手としての地位を認めまいとして激しく声を上げていた状況だったことを考えるとき、思い半ばに過ぎる。ジャクソンとしては、ニキチェンコをはじめとする 3 国代表の不安を解消し彼らの心を静めながら、合意の形成へと向かっていかなくてはならなかった。

ジャクソンの態度は、プラグマティックと特徴づけられてよいように思われる。彼は、法廷が裁くのは、あくまでナチス・ドイツが実際に犯し、かつ事実として立証された犯罪行為である、という立場を絶対に崩さないことで、飛び火を防ぎつつ、しかもナチスの犯罪を残すところなく暴き出すことができるとした。例えば、リッベントロプの戦争犯罪を糾明しようとするならば、彼の狡猾な外交政略の結果の一つとして、ノルウェー侵略の事実を挙げることを躊躇してはならない。もしも彼に度胸があれば、英国のノルウェー侵略計画を持ち出して反論してくるであろう。しかしそれは恐れるにたりない。英国はノルウェー侵攻をたとえ計画していたにしても、実行していない。現実に侵略を行なったのは、ナチス・ドイツなのだから、その事実およびそれへのリッベントロプの関与だけが問われているのだ。ナチス・ドイツが他の国々との間に行なった戦争そのものの犯罪性の立証については、ハイデッカー&レープによれば、ジャクソン自身が当時を回想して、次のような見通しを持っていた、と述べているそうである。

「ありがたいことに」と、ジャクソンは、ロンドン会議の回想録で明らかにしている、「ヒトラーと彼の参謀本部との間の会話は、彼の計画の侵略的性格について何らの疑いをも生じさせることのないものであった。その結果、厳密な概念規定の欠如は、ニュルンベルクにおいては、さほど障礙として目立ってくることはできなかった」

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, a.a.O. S.124. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、124 頁より私訳）

この述懐から窺われるところでも、ドイツが他の国々との間で引き起こした戦争すべてについて、記録文書の証拠から、ヒトラーの領土拡張意志をもとに仕組まれた侵略戦争であることが明らかにされれば、それで十分である、一般的に戦争が起こったときに何をもって一方の侵略と判定するか、というメルクマールを探し求めて、いたずらに侵略戦争の概念規定を引き出し、その揚げ句、それではソ連軍のポーランド侵入はそれに当て嵌まるのかどうか、といった飛び火的議論に係り合うようなことをする気はサラサラない――ジャクソンは、初めからこういう態度で一貫していたものと見える。

しかし、戦争犯罪人の裁判は、ドイツという国家の犯罪をではなく、あくまで一個一個の個人を裁こうとするものである。国家の行なった戦争の犯罪性が明らかになったとしても、それに係ったからといって、個人を有罪にすることがただちにできるとは考えられない。なるほどドイツが領土拡張を目論んで他国に攻め入り、その国との間に存した平和のための条約を踏みにじったのである限り、国家としてのドイツに対して国際法違反を宣告することは当然できる。だが、個々のドイツ人に対して、同じ罪を帰するということは可能なのだろうか。国際法が個人を罰する、ということに、十分正当な根拠を見出すことができるのだろうか。この点をめぐって、委員たちの間で非常に興味深いやり取りがあったことを、ハイデッカー&レープが次のとおり、伝えている：

しかしいったいどのようにして、被告人たちに個人として、これらのことがら〔＝国際法違反とされる行為〕に対する責任を問うことができるのだろうか。ディヴィッド卿がフランス人国際法学者の方を向いていう、「事実上、個人として戦争の開始に責任のある人々は、犯罪を行なったのであると、あなたはお考えになりませんか」

グロス教授「そう考えられるのが、道徳的にも政治的にも望ましい、しかしそれは国際法ではない、というのが我々の考えです」

ジャクソン「そうなるとこれは、法廷自身がまったく正当に、個人としての責任というものは成立しない、と告白できてしまいそうな状況に、法廷を追い込むように見える。我々の立場を支持するためには、国際法は、漠然としていて弱いものである、というのが、私の認めるところです。我々は単純明瞭に、彼らが個人として責任あるということを、説明しなくてはなりません」

そして例えばヒャルマル・シャハトのように、国際法違反とか刑事的犯罪と如何なる関連をも持たない被告人を、どうすれば弁明の場に引っ張り出すことができるのか。ここでジャクソンによって、

共謀という米国の法概念が利用される。彼はいう、「難しさは、シャハトが大いなる戦争犯罪人であるか、さもなければ何の罪にも当たる者でないか、のいずれかである、という点にある。人間常識すなわち我々のいう共謀理論でしか、このタイプの犯罪者は手に負えないでしょう」

意見の一致を見る。規約で、法廷では個人としての責任の成立を認めることが定められる。起訴状は、第一訴因として、共謀の命題を掲げることになろう。それはいいとしても、ニキチェンコ将軍は、なおまだ不快な気分である。いったいここから、後々どういう展開になっていくのか。そこで彼は、はっきりという、「私見によれば、我々は、国際的犯罪をすでになしてしまった犯罪者たちに対する訴追のための基礎を築くだけにしておくべきであって、その者たちが将来になすであろう何らかの犯罪〔に対する訴追〕のためにまで及ぶべきではなかろう……」。つまり彼は、そもそも何が犯罪であるか、ということがいっそう立ち入って規定されることに、抵抗しているのである。

しかし、この点においては、ジャクソンは、一貫して譲ろうとしない。彼は、もしもロシア人たちが彼らの態度を固執するのならば、会談をすっかり壊してしまおうという覚悟ができている。「犯罪は犯罪である、誰が犯したにしても等しく」と彼はいう。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, *a.a.O.* S.124-5. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、124-125 頁より私訳）

「共謀罪 conspiracy」の概念が導入された経緯を、よく伝えてくれている話である。ドイツの戦争が、ヒトラー＝ナチスの世界征服意志に基づいて計画され実行された侵略行為である以上、国家としてのドイツの国際法違反は明らかである。だから、そこに共謀罪の概念を適用するならば、ヒトラーと共に謀議してその計画・実行に当たった者に、この国家犯罪の責任を、個人として負わせることができる。しかも「共謀」は、対外的な武力行使としての戦争行為に直接関係するものだけにとどまるのではない。ヒトラー＝ナチスが当初から世界計画を企んで謀略を巡らし、国内で権力を簒奪し、その強化に努めて、戦争準備を進めていったとするならば、初期の段階で金融支援をして、ナチス支配体制の経済基盤確立を助けた大銀行家・シャハトにも当然共謀罪を適用できる筈である。彼をも一大戦争犯罪人として訴追する必要性を、ジャクソンは認識していたのである（もっとも、先の話をするならば、結果は無罪にしてしまったのだが）。さらに面白いのは、上記引用箇所後半部に見られる、ニキチェンコとジャクソンとのやり取りである。ジャクソンの立場は、先に私たちが「プラグマティック」と特徴づけたとおりである。彼は「戦争犯罪」の抽象的な概念規定を求めることなど考えていない。つまり、彼は、ニキチェンコの考えを実質的に容認しているのだ。しかし、それをソ連代表の側からことさらに持ち出され、それにあからさまに同意して言質を取られるような形になるのを、好む筈がない。何よりも、そういうことをすれば、法廷そのものの権威をあらかじめ損なってしまうことになりかねないであろう。原則論を原則論として掲げ続けておくことは、こうした場合、絶対に必要であるわけだ。

こうして、ジャクソンのリードによって法廷規約の成案化・開廷準備へと進んでいく中で、どうしてもこれには触れられないという、ジャクソンも含む全委員の判断によって、論議か

ら外されてしまった事項がある。無差別爆撃の犯罪性である。このことについて、ハイデッカー&レープは次のように伝えている：

ただし、一つの点が、公式の論議にまったく取り上げられていない、それは空爆である。出席者皆、火中の栗を拾うようなことになるのを恐れてしり込みしているのだ。

すでに第一次大戦終了後に、連合国は、ドイツ人飛行士たちを国際法廷に引き出そうと計画した。英国人たちは、その時はまだ、何よりも、ロンドンの空に巨体を現わし爆弾を投げ落としていった、ツェッペリン飛行船隊のことを考えていた。だが 1918 年のうちに、その考えはすみやかに放棄されてしまった。そして今、1945 年のロンドン会議の速記録も、空爆問題について何ごとも伝えていない。しかしジャクソンは、何年も後になって、それでもこの問題について話し合われてはいた、ということを明らかにしている。ただ、代表者たちは、無差別爆撃と戦略上の必要とを区別することが困難であろうからという理由で、このデリケートな事柄を見過ごすということで、暗黙のうちに、意見の一致を見たのである。ジャクソンは、「この話題は、裁判において決して有益ではなさそうな、逆告訴の提起への誘い掛けに等しいものになったであろう」と告白承認している。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, a.a.O. S.126-7. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、126-127 頁より私訳）

第一次大戦の時に比べて、爆撃機も爆弾も格段の進歩を遂げ、破壊力を大幅に増した。そのため、この度の大戦では、空爆は、相手の拠点都市に致命的な損壊を与えるという高い戦略的効果を持つに至ると同時に、必然的に大量の一般市民を巻き込んで殺傷する無差別攻撃として、反人道的性格を強く帯びてきた。それを戦争犯罪と断ずることは適切であるように思われる。だが、ドイツ軍が英国に対して行なった空爆よりも、英米軍がドイツ各地に対して行なった空爆の方が、ずっと多数の一般市民死傷者を出したのであることは、はっきりしている。絨毯爆撃と呼ばれる、あの恐ろしい攻撃法を考え出して、それでもって最初にケルンの町を一夜にして壊滅させてしまったのは、英国軍であったのだ。「犯罪は犯罪である、誰が犯したにしても等しく」と、ソ連代表に向っては毅然として断言できるジャクソンも、さすがに、この問題は封印するしかない、と判断せざるを得なかったのであろう。相手は、名にし負うヘルマン・ゲーリングだ。彼の体調が十分なら、こちらが無差別爆撃の犯罪性を言い出せば、激しいカウンター攻撃をかまされるのを覚悟しなくてはなるまい。下手をすれば、検察と判事との一心同体という法廷の基本的構成を揺るがしかねないことになろう。

そういうわけであるから、先のことをいってしまえば、結局ニュルンベルク法廷では、無差別爆撃そのものが訴追対象となることはなかった。申し訳程度に、既存のハーグ協定との整合性を配慮して、「防守されていない都市」に対する無用な爆撃とみなされたいくつかの事例――ポーランド侵攻直後のワルシャワ爆撃、オランダ降伏直前におけるロッテルダム爆撃、不意打ちになったベルグラード爆撃など――についてのみ非難されるにとどまったのである。無差別爆撃自体について徹底的に追及されることはなく、多くの事例は、何とな

く合法とみなされてしまったことになる。私たちは、ここでいわずにいられないのだが、これは痛恨の極みであった。少し遅れて、ニュルンベルクに倣って設置された東京の国際軍事法廷では、当然の如く先例に従って、空爆の犯罪性については不問。それで重慶爆撃が訴追対象にならなかったと聞くと、現日本人は、日本軍が中国大陸で働いた悪事がここでも一つ目溢しにあっていたのかと思って、あらためて恐縮する。それはその方の自由だけれども、今私がいいたいのは、それとは別のことであって、本当は最大の戦争犯罪である筈の、ルーズヴェルトによる日本諸都市連続無差別爆撃も、そしてその犯罪戦略の果てに行なわれた広島、長崎への原子爆弾投下も、その犯罪性が何ら問われることなく、それどころかそれを行なった側が正義の裁き手の席に座り通した、その不条理である。それを人類にとって痛恨の極みであったというわけは、世界の核兵器の現状を考えれば、察していただけることと思う。

話を戻すとすれば、開廷の地をニュルンベルクと決めたのも、ジャクソンであるということだ。ニキチェンコは、このままロンドンで開廷するか、それでなければベルリンで、という意見だったそうだが、ジャクソンは米国占領地区での開廷が望ましいと考えていた。そこで 7 月 7 日にフランクフルト・アム・マインに赴いて米軍占領地区総督代理ルシアス・クレイに会って相談する。その時クレイがニュルンベルクの裁判所 Justizpalast を提案したのだが、彼の提案のもとになっていたのは、米軍付弁護士マレー・バーネイズの推薦であった。先にニュルンベルクを訪れたバーネイズは、瓦礫の堆積の中に裁判所の建物だけが無事に残っているのを見て、これこそ国際法廷を開催するにふさわしい場所であると感じて、クレイに報告していたのだという。それでジャクソン自身もニュルンベルクに行ってみたうえで、クレイの提案に賛成することに決めた。そしてロンドンに戻って、ニキチェンコの賛成を取り付けることに成功したのである――そのように伝えられているところからする限り、ニュルンベルクが選ばれたことには特に深い意味があったわけではなく、それは偶然が働いた結果であるようにも思われる。しかし、客観的に見るならば、この場所に決まったということに、或る種の必然性を認めずにはいられない、というのが普通であろう。ニュルンベルクは、ナチス党大会開催の地だ。1933 年、政権をとったヒトラーが宣言してそのように定め、以降毎年ここで党大会が行なわれた。1935 年に制定されてユダヤ人の公民権剥奪の決定的手段となった 2 つの法律が「ニュルンベルク法」と呼ばれるのも、一党独裁体制の下で、党大会がそのまま法律制定の国会の代用とされてしまったからにほかならない。ニュルンベルクは、ナチス＝第三帝国の栄華の象徴であった。今瓦礫の山と化したこの町で、かつて権勢をほしいままにした者たちの犯罪を裁くのは、まことに適切なことである。そしてまた、ニュルンベルクであることによって、裁かれているのが「ナチスの犯罪」であるということが、この上なく明確に示される。それこそが、ドイツ人にとって何よりもありがたい、大きな救いなのである。

8 月 8 日、4 国代表の署名した「国際軍事法廷規約 Charter of the International Military Tribunal」(資料 2) を発表して、ロンドン会議は終わる。規約第 II 章「管轄および一般原則」

第６条に、法廷の管轄に帰すべき犯罪が、３種類に分けて記されている：

The following acts, or any of them, are crimes coming within the jurisdiction of the Tribunal for which there shall be individual responsibility:
下記の行為、すなわちそれらのうちのいずれの一つのものも、本軍事法廷の管轄に属する犯罪であり、それらに対しては個人の罪責が存するものとする。

(a) CRIMES AGAINST PEACE: namely, planning, preparation, initiation or waging of a war of aggression, or a war in violation of international treaties, agreements or assurances, or participation in a common plan or conspiracy for the accomplishment of any of the foregoing;
(a)「平和に対する犯罪」: 侵略戦争すなわち国際的条約、協定、保障に違反した戦争を計画し準備し開始しまたは遂行すること、あるいは上記いずれかのことの実行のための共同の計画または謀議に参加すること。

(b) WAR CRIMES: namely, violations of the laws or customs of war. Such violations shall include, but not be limited to, murder, ill-treatment or deportation to slave labor or for any other purpose of civilian population of or in occupied territory, murder or ill-treatment of prisoners of war or persons on the seas, killing of hostages, plunder of public or private property, wanton destruction of cities, towns or villages, or devastation not justified by military necessity;
(b)「戦争犯罪」: 戦争における法規あるいは慣行に違反すること。そうした違反は、被占領地域の市民・住民の殺害、虐待、奴隷的労働あるいはその他の目的のためにする移送、戦争捕虜または外海での海員の殺害あるいは虐待、人質の殺害、公有または私有の財産の略奪、市や町や村の残虐な破壊、あるいは軍事的必要によって正当化され得ない蹂躙などを含むものとするが、しかしそれらだけに限られるものではない。

(c) CRIMES AGAINST HUMANITY: namely, murder, extermination, enslavement, deportation, and other inhumane acts committed against any civilian population, before or during the war; or persecutions on political, racial or religious grounds in execution of or in connection with any crime within the jurisdiction of the Tribunal, whether or not in violation of the domestic law of the country where perpetrated.
(c)「人道に対する犯罪」: 戦争前あるいは戦争中における、およそ一般市民に対してなされた殺戮、絶滅、奴隷化、移送およびその他の非人道的行為、あるいは、それが為された国の国内法に違反しているか否かを問わず、本軍事法廷の管轄内にある何らかの犯罪の実行過程で、またはこれと関連して行なわれた、政治的、人種的または宗教的な理由づけによる迫害。

少し後で、マッカーサーが東京裁判のための規約を急拵えしたとき、これを引き写したこと

から、日本では「A 級戦犯」「B 級戦犯」「C 級戦犯」という呼び方が固定してしまうことになるのだが、同時に、東京裁判を批判しようとする人たちの間で、「A 級戦犯」と「C 級戦犯」には法的根拠づけが認められない、ということが盛んにいわれている。「平和に対する犯罪」とか「人道に対する犯罪」という名称の犯罪は、ニュルンベルク間際になって初めて現われてきたものであるから、これらの罪を帰せられた者は、いわゆる事後法によって裁かれたという、法理論上あってはならない目に遭わされたのだ、というわけだ。一見、形式的には、この批判論は妥当しそうにも見える。もちろん、ニュルンベルク裁判に関してもまた、ドイツ人たちはその問題に気づいていたので、その観点からニュルンベルク裁判を批判しようとする人たちが、今日まで後を絶つことはない。しかし、直感的な判断を口にするようで気が引けるのではあるが、ドイツ人たちの間で事後法云々の批判を展開しようとする人の割合は、日本人の間におけるそれに比べてずっと少ない、といって間違いないと思われる。ドイツ人の普通の感覚では、そういう形式論は何の益するところもない、ということになるのであろう。考えてもみよう、そもそもニュルンベルクのために規約を作成しようとするジャクソンらの目の前には、現実に行なわれたナチスの犯罪行為が鮮明に浮かんでいた。ナチスは具体的に云々の蛮行を働いた、それがすなわち裁かれるべき戦争犯罪なのだ。端的にいえば、行なわれたことの態様に合わせて、犯罪の名称を設定するのが、最も適切な方策であったのだ。(c)についていうならば、それは(b)と一括して「戦争犯罪」と呼んでもそれで通る。ただし、ナチスによる強制移送、強制労働、大量殺戮は、戦争にまつわるものでありながら、武力戦闘の場面から離れて、前線のはるか背後の、自分の統治下に収めた地域で、まったく非武装の一般市民に対して、そしてドイツ国籍を持つ者に対しても行なわれた。そういう、過去に例のない空間的広がりと犠牲者数の多さに対応するために、「人道に対する犯罪」という名称が用いられたのである。また、(a)についていえば、ドイツの他国に対する戦争が悉く計画的な侵略戦争であることは明瞭である。だから「平和に対する犯罪」が間違いなく当て嵌まる。それをあくまで国家に帰責されるべき違法行為だというのならば、侵略戦争はヒトラー＝ナチスの謀略に基づくものとみなすことができるのだから、そこに「共謀」の概念を適用すれば、罪責は個人に帰され得るのだ――こうした理屈を、普通のドイツ人なら当然理解できるのだということを、私たちも認めなくてはなるまい。ヴォルフガング・ブレンナーは、その著作中、ニュルンベルク裁判を論ずる節の冒頭に、ロベルト・ケンパーの言葉を下記のとおり引用しているのだが、1966 年に記されたというこの言葉は、そのまま、事後法論議に対する今日のドイツ人の標準的な見解を表現しているように思われる：

> 神話のうちの或るものが、とりとめもなく語るところによれば、ニュルンベルクでは、被告人たちは、彼らがそれを行なった時点では罰せられることのできなかったような行為のゆえに、有罪判決を下されたのだという。実際には、被告人たちのうちの大多数は、どの文化国家の法律によっても罰せられるべき犯罪のゆえに、有罪判決を下されたのだ。ユダヤ人、カトリック司祭、ツィゴイネル、戦争捕虜、いわゆる役立たずの徒食者、落下傘で飛び降りてきた敵の飛行士、「人種的に望ましくない者」

等々の大量謀殺は、ずっと昔から、殺人として、生命に対する犯罪であり、「汝殺すべからず」という永遠不滅の掟に対する犯罪であったのだ。これらの犯罪が、ニュルンベルクにおいて新しい術語によって、人道に対する犯罪、集団殺戮等と呼ばれたからといって、その事実が変わるわけではない。(ロベルト M.W.ケンパー, 1966)

(Wolfgang Brenner, *a.a.O.* S.239-40 ＝ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、239-240 頁、私訳)

そんなわけであるから、今より後においても、日本人の事後法論議による東京裁判の批判は、ドイツ人にはなかなか通じないと思わねばならない。それは、日本人とドイツ人との間の心の溝を、ますます深めていくだけではないのかと、日本人としては、淋しい気持ちになってしまいそうである。しかし、そんな思いに負けてしまってはならない。日本人に必要とされるのは、ニュルンベルク裁判と東京裁判とでは、その置かれた環境というべきものが大いに異なっている、という認識をしっかり持って、その基礎の上に立って東京裁判事後法論を語れるようになる、ということであろう。

(3) ニュルンベルクの舞台準備

ニュルンベルク国際軍事法廷（以下、「ニュルンベルク裁判」という）に出された起訴状で、被告人となったのは、別表のとおり 24 名である (資料 3)。だが本来ならばそこになくてはならなかった筈の、一人の名前が欠けてしまっていた。本当に惜しいところで逃がしてしまって、被告人の中にその名を連ねることができなかった、連合国にとっては、これを悔やんでも悔やみきれないという人物が 1 名あった。ハインリヒ・ヒムラー……英国軍がチェックポイントで、難民の群れに紛れ込んでいたのを見破って、せっかく捕まえたのに、わずかに油断したために逃げられてしまった。といっても、脱走を許したというのではない。ちょっとした見落としから、奥歯に仕込んだ毒薬を使って死なれてしまった、絶対受けさせねばならない裁きから逃がしてしまったのだ。だからヒムラーのことは、あきらめろといわれても無理な話ではあるのだが、でもこうなった以上、現実問題としては、あきらめるほかなかったわけだ。しかし、行方不明者となったら、そうはいかない。こちらの場合は、もう死んでしまっているかもしれないから、といわれても、それだけの理由で起訴をあきらめるなど、到底できないであろう。マルティン・ボルマンは、ヒトラー私設秘書から側近第一位に伸し上がって、総統に密着して影響力を揮うまでになった。ヒトラーは最後の数年間、心身の衰えが取りざたされるほどだったので、その政策・指令は、実質的にボルマンの意志によっているのではないかと見られていた。それほどの存在であったのだが、ヒトラーの死の直後、首相官邸の防空壕から逃げ出したまま、姿を消してしまったようであった。実際ところは、彼は、ベルリン市内で砲弾を浴びたか、あるいは護衛用に出てくれていた戦車が被弾して爆発したことによるのかで、5 月初めにすでに命を落としていたのであったが、それがやっと確認されるのは、ずっと後、1972 年になって頭蓋骨が発見され、その歯形が照合され

たときのことであるから、それまでの間、地上のどこかで生存しているのではないかとの憶測が、絶えることがなかったのである。ジャクソンたちも、当時すでに、死んでいるのではないかとの疑いを抱きつつも、ナチスの戦争犯罪糾明のために、この人物を外すことはできないと考えた。それでお尋ね者としてポスター20 万枚を貼り出すとともに、ラジオ放送で流して、本人には自首を呼びかけた。もちろん効果はなかったのだが、裁判期間中にでも出頭してくれば、との希望をあくまでもいだき続けて、そのまま起訴に踏み切ったわけである。

それで、実質被告人は 23 名ということになるが、その人々が捕まった場所も状況もさまざまであった（もっとも、カール・デーニッツの下で内閣および参謀本部を構成していたアルベルト・シュペーア、アルフレート・ヨードルは、デーニッツと一緒に、ヴィルヘルム・カイテルは一足先に、フレンスブルクで捕まったのだが）。多くの者たちは、いったん、ルクセンブルク南部のバート・モンドルフに収容され、そこからニュルンベルクに送られた。バート・モンドルフは緑豊かな保養地であったが、米国軍は、そこにある高級ホテルを借り切って、それを「キャンプ・アッシュキャン Camp Ashcan(!)」と称して、重要な戦争責任者と目された者たちを集め、毎日毎日、執拗な個別聴取を行なっていたのである。そこから、起訴されることに決まった者たちが、ハイデッカー&レープによれば、1945 年 8 月 12 日――8 月 10 日となっている資料もある――、飛行機 2 機に分乗してニュルンベルクに到着した。その時、飛行機に乗っていたのは、13 名――ヘルマン・ゲーリング、ヨアヒム・フォン・リッベントロプ、ロベルト・ライ、ヴィルヘルム・カイテル、アルフレート・ヨードル、カール・デーニッツ、フリッツ・ザウッケル、ヴァルター・フンク、ハンス・フランク、ヴィルヘルム・フリック、アルトゥール・ザイス-インクヴァルト、ユリウス・シュトライヒャー、アルフレート・ローゼンベルクであった。モンドルフとはまた別に、英国軍は、フランクフルト・アム・マイン郊外のクランスベルク城を「ダストビン Dustbin(!)」と称して、そこに主として技術系の重要戦争協力者を収容していた。建築家アルベルト・シュペーアは、ここを経由してのニュルンベルク入りとなる。エルンスト・カルテンブルンナーは、英国に送られて取り調べを受けていたので、ルドルフ・ヘス共々、英国から送られてくる。ベルリンでソ連軍に捕らえられたのは、エーリヒ・レーダーとハンス・フリッチェである。レーダーはすでに名誉職に追いやられていて、ベルリン市内でソ連軍に見つかったのだが、すぐに重要人物と気づかれて、モスクワ郊外の収容所に送られた。フリッチェは、ヨゼフ・ゲッベルスの直属部下とみなされていたので、ゲッベルス一家の遺体確認までさせられたうえで、やはりモスクワ郊外の収容所に送られた。だから二人は、モスクワからニュルンベルクに送り込まれることになる。フリッチェについては、ソ連政府が、「ゲッベルスの代わりに、ぜひ」といって、ゴリ押ししたのだとされる。コンスタンティン・フォン・ノイラートは、フランス軍によって捕らえられていた。フランツ・フォン・パーペン、ヒャルマル・シャハト、バルドゥール・フォン・シーラッハも、それぞれ別途ニュルンベルク入りすることになる。

それからもう一人、検察側が起訴状に名前を載せて、あくまでニュルンベルクに呼ぶつもりであったのだが、ついにそれをあきらめざるを得なかった、という人物があった。グスタ

フ・クルップ・フォン・ボーレン-ハルバッハ――巨大軍需産業クルップ・コンツェルンの第 4 代（入婿）当主である。ヒトラーの軍備増強政策に乗って各種兵器を量産して巨額の利益を上げ、ヒトラーから税制上の優遇を受ける一方で、ナチスに多額の政治献金をした。戦争が始まると、強制収容所や被占領地から移送された人たちを、各地のクルップ社工場で使役した。後の統計によると、その苛酷な強制労働で 7 万人の犠牲者を出したといわれる。アウシュヴィッツ近くにも工場を持っていた。ジャクソンは、そのクルップを、戦争犯罪人として絶対に裁く必要があると考えた。しかし、すでに 75 歳になっていたクルップの健康は、著しく衰えていた。1941 年に脳卒中を起こした彼は、43 年に会社の経営権を息子のアルフリートに譲って引退したのだが、45 年当時はもう寝た切り状態になってオーストリアのブリューンバッハ城で病床に就いていた。複数の医師が、もう受け答えもほとんどできず、動かすことすら無理である、との報告をもたらしたのであるが、ジャクソンはあきらめない。病床に起訴状を届けさせたうえ、法廷の委託による医師団を派遣して厳格に調査させることまでした。その医師団から「とても無理」との報告を受けても、ジャクソンと英国検事ハートリー・ショークロスはまだあきらめない、本人がだめなら代わりに息子のアルフリートを被告人席に座らせるとまでいいだしたので、とうとう主席判事となるジェフリー・ローレンスが乗り出して、判事たちが検事たちに向って、あたかも法廷の権威を損ねるようなことをしてはならないといって諭すごとき形で、ようやく思いとどまらせた。これで、クルップ除外が決まった。それは、開廷を目前にした 11 月 15 日のことであったという。

ニュルンベルク到着後は、被告人はそれぞれ独房に収容されて、互いの交流は禁止される。検事たちが、10 月 6 日に書き上げたとされる起訴状を、裁判長に提出したのは 10 月 18 日、場所はベルリンであった。そして、10 月 20 日、起訴状はニュルンベルク裁判所に届けられて、ただちに被告人たちにコピー一部宛て渡される。ところがそこで、1 名の被告人に、最終的な変化が起こってしまう。ドイツ労働戦線指導者ロベルト・ライ。彼は、従来の労働組合にとって代わるナチス傘下の労働者団体の長であり、強烈なアンティセミティズムの持ち主であったが、捕らえられたときすでにアルコール中毒が進んでいて、呂律が回らず、精神の不安定を窺わせていた。渡された起訴状に目を通した彼は、犯罪人として裁かれることに対する屈辱感にもはや耐えることができず、完全な精神崩壊を来たした。10 月 25 日、彼は独房で自殺する。部屋の奥の便器の水洗用梃子に上着のジッパーを輪にして取り付け、毛布を引きちぎって紐状にしたものをそれに繋いだうえで首に巻き付け、便座に崩れ込む形で首吊り死していたという。彼の死の少し前に看守が覗き穴から見た時の様子を、ハイデッカー&レープは次のように伝えている：

> 1945 年 10 月 25 日の晩である。時折、四角形の覗き穴からライの独房を窺っている米国軍の看守兵は、囚人の落ち着きなく取り乱した様子を見て、首を振る。「なぜ眠らないのか」と、彼は囚人に尋ねる。
>
> ライは窓近くによって来て、看守兵の顔をじっと見据える。彼の大きく見開いた眼からは、とめど

もなく涙が流れ出て、落ちくぼんだ頬をつたう。「眠る、ね…眠るだと？」と彼は吃りながらいう、「君らが俺を眠らせない……数百万の外国人労働者……ああーっ……数百万のユダヤ人……数百万のユダヤ人〔英語〕……全部死んだ〔英語〕……全部死んだ……殺された、全部殺された〔英語〕……全部殺された……どうやって眠れというのだ……眠れと……」

看守兵は見回りを続ける。

（Joe J. Heydecker u. Johannes Leeb, *a.a.O.* S.134. ＝ジョー・ハイデッカー&ヨハネス・レープ、前掲書、134 頁より私訳）

同じ看守兵が、一回り終えた後、再びライの部屋を覗き込んだときに、異変に気づいたが間に合わなかったというわけだ。上記のとおりのことを呻いていたとするならば、彼は、起訴状に書かれた事柄について、はっきり身に覚えがあったのであろう。ライの自殺は、他の被告人たちへの連鎖を恐れて、最初、秘密にしておこうとされたのであるが、やがて皆の知るところとなってしまう。だが、心配されたようなことは起こらなかった。モンドルフでのライの様子を見ていた者たちの多くは、彼がそうやって裁判から逃げてくれたことを聞いて、心が軽くなる思いであったのだろう。「よかった、奴は我々に恥をかかせるだけであったろうよ」というゲーリングのコメントが、すべてを代表しているようであった、シュトライヒャーを別とすれば、であるが。やがて開始される裁判の冒頭陳述で、検事ジャクソンは、ライの死を簡潔に報告することになる：「労働者階級を敵に回した戦闘における総帥であったロベルト・ライは、我々の告訴に、自殺をもって答えた。彼は、それより良い答えを知らなかったと見える」。

さて、起訴状であるが（資料 3）、訴因として「1.共謀」「2.平和に対する犯罪」「3.戦争犯罪」「4.人道に対する犯罪」という 4 種のものが挙げられ、本文では、それらの各々について、その成立根拠を説明している。付録は A、B、C と 3 通り付けられていて、A は個々の被告人について、どの訴因に該当するかを示し、B は規約第 9 および第 10 条に基づいて犯罪組織であるとされた 6 組織――ドイツ国家内閣、NSDAP 党指導部、SS（親衛隊）および SD（保安局）、SA（突撃隊）、秘密国家警察（ゲシュタポ）、参謀本部および国防軍最高司令部――について、それぞれ 4 訴因すべてに該当する、と述べている。また C では、ドイツが戦争を始めることによって破った、数々の国際的な条約、協定、保障関係等々がもれなく列挙されている。ロンドン規約第 6 条では、国際軍事法廷の管轄内にある犯罪としては「a.平和に対する犯罪」「b.戦争犯罪」「c.人道に対する犯罪」の 3 つが挙げられていただけであったから、それと比較してみる限り、ここで急に「共謀」の罪が覆いかぶさってきて、全部で 4 訴因になっているのは、ずいぶん恣意的との印象を免れない。もちろん、すでにロンドンの会議で、ジャクソンが「共謀罪」概念の導入の必要性を力説し、他の委員たちもそれに同意していた、ということを私たちは知っている。しかしそういう経緯であったからには、規約にもちゃんとそのように書いておくべきであった筈である。起訴状で規約との齟齬を生じさせることになってしまったのは、不手際であったといわれても仕方ないであろう。その

点についての反省と修正は、4、5 年後の国連国際法委員会において見られる(資料 4)のだが、それはあくまで後の話、今、国際軍事法廷は、規約との齟齬について何もいわずに、起訴状をそのまま受け取ったのであった。

それはそうとして、起訴状本文を見てみると、章番号が I.から XI.まで通しで付けられていて、前文的な I.および II.に続いて、III.と IV.が訴因 1「共謀」の、V.～VII.が訴因 2「平和に対する犯罪」の、VIII.と IX.が訴因 3「戦争犯罪」の、X.と XI.が訴因 4「人道に対する犯罪」の、それぞれ説明となっている。それらのうち、訴因 1「共謀」について説明する部分は、長く詳しいというだけではなく、「共謀」に、他の全訴因を統括するような、特別に重要な意味づけを与える内容になっている。そのことを理解するため、まずは、その部分のさらに細かい節区分を標示する小題あるいは見出し語を紹介してみるならば：

訴因 1――共同計画すなわち共謀

III. 犯罪の確認

IV. 共謀の共同計画の本質および展開の詳細

(A) 共同計画すなわち共謀の中心点としてのナチ党

(B) 共謀の共同の諸目的および諸方法

(C) 共同計画すなわち共謀における諸原則とその適用

1. 国家機構の統制達成のための第一歩

2. 達成された統制

3. 統制の強固化

(D) ドイツに対する全体主義的統制の達成――政治面

(E) ドイツにおける全体主義的統制の達成――経済面――および侵略戦争のための経済の企画と流動化

(F) 外国に対する侵略のためのナチ党的統制の利用

1. 1933 年中頃における謀略の状況およびさらなる諸計画

2. ナチ共謀者たちはヴェルサイユ条約の完全な廃棄を目標に設定し、それに対応する諸計画を策定した、それら諸計画はすべて、下記に示されるように、後のより大きな侵略諸行為の道を拓くものであり、1936 年 3 月 7 日までに実行に移された

3. オーストリアおよびチェコスロヴァキアに対する侵略

4. ポーランドに対する侵略計画の公式表現：侵略戦争の準備と開始、1939 年 3 月から同 9 月まで

5. 戦争の、全般的侵略戦争への拡張：デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対する侵略の企画と実行、1939 年から 1941 年 4 月まで

6. 1939 年 8 月 23 日の不可侵条約を破っての、ソヴィエト連邦領域への、ドイツ軍の侵入、1941 年 6 月 22 日

7. イタリアおよび日本との協力および合衆国に対する侵略戦争：1936 年から 1941 年 12 月まで

(G) 謀略の実行においてなされた、それに対しては共謀者に責任がある、戦争犯罪および人道の諸原則に対する犯罪

(H) 個人、集団および組織の、第 1 部において列挙された犯罪に対する責任

となっている。これらの題名を一覧してすぐに気づかれるとおり、この部分は、訴因 1「共謀」の説明といいながら、ナチス・ドイツの為した犯罪の全範囲を、共謀罪適用の対象として展示しようとしているかの如くである。「IV. 共謀の共同計画の本質および展開の詳細」という節の題名がよく示しているように、共謀の本体として認識されたナチスが、世界征服を計画して、主要幹部たちによる謀議を重ねて、国内での権力奪取から大規模侵略戦争へと突き進んでいく全過程をしっかり把握し、そこから共謀罪によって裁くべき人物たちを残らず炙り出してやるという、検察側の強い姿勢が顕著である。特に「(F) 外国に対する侵略のためのナチ党的統制の利用」という個所では、ナチスが、1933 年における政権獲得から、国内独裁の強固化、オーストリア併合を経て、対外侵略戦争を開始し、ついに対ソ、対米の戦争にまで至る、という全経過――対英、対仏戦争の語が直接に出てこないという問題はあるが――が、共謀の展開として、時の推移に沿って段階的にまとめられているのが分かる。さらに注目に値するのは、それに続く部分が「(G) 謀略の実行においてなされた、それに対しては共謀者に責任がある、戦争犯罪および人道の諸原則に対する犯罪」と題されていて、ここで第 3、第 4 の訴因についても説明してしまおうという様子すら見える、ということである。もともと「共謀」は「平和に対する犯罪」とセットで導入されたようなものだから、それの適用範囲を示そうとする時、ドイツの行なった戦争の全体が展示される形になるのは、当然ともいえる。しかし、「戦争犯罪」「人道に対する犯罪」までも「共謀者」の所業として基本的に捉えようとするところをみれば、第 1 訴因が他の 3 訴因全部を覆ってしまおうという勢いであることは明瞭である。さらに「(H) 個人、集団および組織の、第 1 部において列挙された犯罪に対する責任」という部分が続いている。「第 1 部」が何を指すのか、十分に定かではないが、起訴状冒頭の、第 1 訴因についての説明にかかる前の部分は、二つの部分（＝I.および II.の番号の付いた）に分かれていたので、「第 1 および第 2 部」という方が正確ではないかと思われる。それらの部分では、告発される 24 名と 6 組織が、その犯罪行為の概要とともに列挙されていた。ここであらためて、それら個人および組織の罪責を、訴因 1 にまとめてしっかり結び付けておこうとするもののようである。訴因 1 についての、このように大がかりで包括的な説明とは対照的に、訴因 2「平和に対する犯罪」についての説明は、簡略であり、控え目との印象すら与える。この部分の記述は、「V.犯罪の確認」「VI. 計画され、準備され、開始され、推進された諸戦争の列挙」「VII.諸個人、諸集団および組織の、訴因 2 に示された犯罪に対する責任」に区分されている。一番重要な内容を含んでいると思われるのは「VI.計画され、準備され、開始され、推進された諸戦争の詳細」の部分

で、それはさらに(A)、(B)、(C)の 3 小部分に区分されている。(A)では、ここで告訴対象とされる諸戦争を、その開始期日と共に列挙する：対ポーランド 1939 年 9 月 1 日、対英・対フランス 1939 年 9 月 3 日、対デンマーク・ノルウェー1940 年 4 月 9 日、対ベルギー・オランダ・ルクセンブルク 1940 年 5 月 10 日、対ユーゴスラヴィア・ギリシア 1941 年 4 月 6 日、対ソヴィエトロシア 1941 年 6 月 22 日、対合衆国 1941 年 12 月 11 日。(B)では、「起訴状の訴因 1 を参照のこと、そこでは、これらの戦争が被告人たちの側での侵略戦争であったことが確認されている」といわれ、(C)では、「本告訴状の付録 C を参照のこと、そこには、これらの戦争の企画、準備および開始の経過の中で、被告人たちによって犯された、国際的条約、協定、保障に対する違反のゆえの告訴の根拠づけが含まれている」といわれている。続く「VII.諸個人、諸集団および組織の、訴因 2 に示された犯罪に対する責任」で語られているのも、付録 A および B を参照すべし、ということにすぎない。つまり、訴因 2 についての説明では、それの対象範囲が限定して示される一方で、個々人に対するその実際の適用に関しては、事実上訴因 1 に頼り切っている様子がはっきり見られるのである。

訴因 3「戦争犯罪」および訴因 4「人道に対する犯罪」についての説明を見ても、明らかに、それぞれの訴因 1 への関連づけに考慮されている。また、特に訴因 4 の部分では、訴因 3 との範囲の重なりが生ずることに関する説明もなされている。まず訴因 3 の説明の部分の章節区分を、題名によって標示してみるならば：

VIII. 犯罪の確認

(A) 被占領地域の、あるいは被占領地域に住む、および海洋上にある、一般市民の殺害および虐待

(B) 奴隷的労働その他の目的のための、占領された国々からの一般市民の――国外も含めての――強制移送

1. 西側の国々から

2. 東側の国々から

(C) 捕虜その他ドイツが交戦状態にあった国々の軍所属者および海洋上の人員の殺害および虐待

1. 西側の国々において

2. 東側の国々において

(D) 人質の殺害

1. 西側の国々において

2. 東側の国々において

(E) 公共および私的の財産の掠奪

1. 西側の国々

2. 東側の国々

(F) 集団罰金の徴収

(G) 大小の諸都市や村々の悪辣な破壊と何らの軍事的理由による必然性もない荒らしまくり

1. 西側の国々

2. 東側の国々

(H) 民間人労働者徴用の強制的方法

1. 西側の国々

2. 東側の国々

(I) 被占領地域の一般住民に対する、敵国への忠誠の誓いの強要

(J) 被占領地域のゲルマン化

IX. 諸個人、諸集団および諸組織の、訴因 3 に挙げられた諸犯罪に対する責任

となっている。「VIII. 犯罪の確認」という章題を掲げた後、(A)に入る前に短い記述があるのだが、それを引用してみるならば：

> すべての被告人たちは、1939 年 9 月 1 日から 1945 年 5 月 8 日までに、ドイツにおいて、かつ、1939 年以降ドイツ軍によって占領されたすべての国々と諸地域において、オーストリア、チェコスロヴァキア、イタリアおよび海洋上において、戦争犯罪を行なった。
>
> すべての被告人たちは、他の者たちと協力して、規約第 6 条(b)に定義されているような、戦争犯罪を行なう共同計画すなわち共謀を企み、かつそれを実行に移した。この計画は、とりわけ、「総力戦」の遂行、戦時法規や戦時の慣習にまったく反する戦闘方法および軍事的占領方法、さらには、戦場において敵軍と衝突した場合や戦争捕虜に対しての、また、占領した諸地域においてはこれらの地域の一般住民に対しての、犯罪の実行を予定するものであった。
>
> 上述の戦争犯罪は、被告人たち、およびその者たちの行為に被告人たちが（規約第 6 条によって）責任を持たなくてはならぬところの、他の人物たちによって行なわれた。何故なら、この人物たちは、問題の戦争犯罪を行なうことにおいて、まさにその戦争犯罪を行なおうという共同計画ないしは共謀を実行すべく行為したからであり、かつ、被告人たちは、この計画ないしは謀略を企画し実行することにおいて、すべて皆、指導者、組織者、教唆者そして共犯者として関与したからである。
>
> これらの方法および犯罪は、国際的協定、当該地域の刑罰法規、およびすべての文明化された諸国民の刑法に由来し、法体系的措置の構成要素を形作っている、刑法の普遍的諸原則に対する違反であった。

要するに、「戦争犯罪」がこの――「主要戦争犯罪人」を裁く――裁判の被告人に適用されるためには、ナチス政権内での被告人の地位によって裏づけられる共謀罪の成立が前提される、ということである。なぜなら、ここの被告人は皆、戦場における実行犯ではあり得ないからである。「戦争犯罪」がナチス・ドイツ国家の戦略の一環として実施されたものであって、被告人はそれを謀議し企んで、その実行を指令した、ということが証明される限りにおいて、それに関して有罪と断ぜられることができるわけである。これに続く(A)～(J)の記述では、数々の事例が、時と所を限定して、被害者数とも共に、詳細に挙げられている。それらの行為を違法とする根拠としては、「ハーグ陸戦協定」（1907 年改定）、「ジュネーヴ

捕虜傷病者待遇協定」（1929 年）等の諸条文がしっかりと示されている。ただ、それらの事例を見て気づかれるのは、ナチス・ドイツの所業が一々の戦場とか軍隊の直接関与といった、従来の観念による制限範囲をはるかに超える、大きな広がりを示している、ということであろう。もちろん、そうした前代未聞の規模における残虐行為のすべてをナチスの行なった「戦争犯罪」として捉えるべきであるとの考えも、当然あり得た筈である。しかし、残虐行為の最たる例であるユダヤ人殺戮のことを考えてみても、その蛮行は、国軍の兵士によって戦闘の場で為されたものではない。占領してドイツの治下に入った地域において、SD やゲシュタポが出動して拉致したのである。強制収容所は前線のはるか後方に設けられていた。ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアのように親ナチス政権を作って衛星国になった国々には、リッベントロプがユダヤ人の収容所送りを依頼している。それにユダヤ人に対する迫害は、ポーランド侵攻による対外戦争開始の以前からすでに激しさを増しており、本来ドイツ国籍を持つ人々も早くから犠牲になっていたのである。従来の「戦争犯罪」観念の制限に囚われていたのでは、それだけ時間的・空間的に大きな広がりを持つユダヤ人殺戮の全体像を把握することは難しい。だから、その枠を超えて「人道に対する犯罪」を設定する必要が認識されたのだ。しかし、前にも触れたとおり、これを以て恣意的な新奇な罪名の導入であるとみなすのは正しくない。むしろ本来の名称に戻ったのだと考えるのが適切であろう。「人道」と訳される “humanity” は、「人間の尊厳」といった方が元の意味をよく伝えると思う。「人道に対する犯罪」とは「人間の尊厳を損なう犯罪」という意味だ。およそ犯罪とは、すべて人間の尊厳を損なう行為だからそう呼ばれる、といえばそのとおりであろうが、その程度において甚だしく、許されてはならないようなものを特にその名を以て呼ぶ、ということには妥当性がある。だから殺人は「人道に対する犯罪」である。捕虜を拷問・虐待し、あるいは殺害することも「人道に対する犯罪」であるが、ただしその行為には「戦時に、戦場で、兵士が」という前提条件が付いているから、その限り、それは戦争行為に関する取り決めや習慣に違反する「戦争犯罪」として扱われる。ナチスの行なった残虐行為が「戦時に、戦場で、兵士が」という舞台想定をはるかに超え出て繰り広げられたのであるならば、その超え出た部分は、強いて「戦争犯罪」という呼称に当てはめなくても、端的に本来の「人道に対する犯罪」という罪名の下に裁くのが適切であるに違いないのだ。今、訴因 3 に関する説明で、多くの事例が挙げられたことによって、ナチスの「戦争犯罪」がそういう途轍もない広がりを持つものであるということが、浮かび上がってくる結果となった。次に来る訴因 4「人道に対する犯罪」の説明は、この結果を受けて、訴因 3 と訴因 4 との関係をうまく調整しながら、訴因 4 の独自の存在意義を明らかにしようとする。つまり、それは、両方の訴因の間での差当り避けることのできない対象領域の重なりを認め、訴因 3 で挙げられた事例中の少なからぬ部分が訴因 4 の題材ともなることを承認しながらも、その一方では、特に訴因 4「人道に対する犯罪」として取り扱われるにふさわしい題材は何なのかということを、事例を挙げて鮮明に示す。この部分はたいへん重要性が高いと認められるので、長くはなるが、次に全文を引用してみよう：

X. 犯罪の確認

1945 年 5 月 8 日以前のかなりの年数の間、すべての被告人たちは、ドイツにおいて、1939 年 9 月 1 日より後ドイツ軍によって占領されていた国々において､かつオーストリア､チェコスロヴァキア、イタリアにおいて、そしてまた海洋上において、人道に対する犯罪を行なった。

すべての被告人たちは、他の者たちと協力して、規約第 6 条(c)に定義されているような、人道に対する犯罪を行なうための共同計画ないしは共謀を企み、かつそれを実行に移した。この計画は、とりわけ、ナチ党に対して敵対的であったか、またはその疑いのあったすべての者たちの、そしてまた、訴因 1 に示された共同計画に反対していたか、またはその疑いのあったすべての者たちの、殺害と迫害とを、内容に含んでいた。

上述の人道に対する犯罪は、被告人たち、およびその者たちの行為に被告人たちが（規約第 6 条によって）責任を持たなくてはならぬところの、他の人物たちによって行なわれた。何故なら、かの人物たちは、上記の戦争犯罪を行なうに際しては、まさにその戦争犯罪を行なおうという共同計画と共謀とを、すなわち、それの作成と実行とにすべての被告人たちが指導者、組織者、教唆者そして共犯者として参加したところの共同計画と共謀とを実行すべく行為したからである。

これらの方法および犯罪は、国際的協定、国際的刑罰法規、およびすべての文明化された諸国民の刑法に由来する、刑法の普遍的諸原則に対する違反であって、かつ被告人たちの組織的行動の構成要素であった。これらの行為は、規約第 6 条に反していた。

当検察局はまた、訴因 3 において申し述べられた諸事実をも、同時に人道に対する犯罪を意味しているとみなされるべき、と主張するものである。

(A) 戦争前または戦争中における一般市民に対する殺害、絶滅、奴隷化、強制移送およびその他の非人道的な行為

上記目的のために、被告人たちは、ドイツにおいて、ナチス政権と訴因 1 に述べられた共同計画すなわち共謀とに対して敵対的であったか、そのように思われたか、あるいはまた、ナチス政権と共同計画すなわち共謀とに対して将来において敵対的になるかもしれないと思われた、すべての市民の迫害、弾圧および絶滅の政策を推し進めた。彼らは、そういう人物たちを、法律的裁判なしに、投獄し、「保護検束」下に置き、あるいは強制収容所に送り、そして彼らを迫害、恥ずかしめ、強奪、奴隷化、拷問および殺害の目に遭わせた。

共謀者たちの意志を実行するために、特別裁判所が設置された。国と党との特権的部局には、ナチス的に作られた法すら踏み越えて仕事をして､「好ましくない」とみなされた、すべての傾向と要因とを根絶やしにすることが、許された。さまざまの強制収容所のうちには、1933 年に創設されたブーヘンヴァルト収容所や 1934 年に創設されたダッハウ収容所が含まれる。これらおよび他の諸収容所において、市民たちは、奴隷的労働に使役され、殺害され、また、訴因 3 で上に挙げられた仕方を含む、さまざまの仕方で虐待された。これらの行為およびこの政策は、1939 年 9 月 1 日以降は、1945 年 5 月 8 日まで、被占領諸地域に拡張された。

(B) 訴因 1 に述べられた共同計画の実行の際の、またそれとの関連における、政治的、人種的および宗教的な理由による迫害

訴因 1 に述べられた共同計画の実行の際に、またそれとの関連において、上に示されたとおり、ドイツ政権の対立者たちは根絶やしにされ、迫害された。これらの迫害は、ユダヤ人たちに対して向けられた。それらはまた、その政治的信念や精神的志向がナチスの諸目的とは対立していると思われた人物たちにも向けられた。ユダヤ人たちは、1933 年以来、組織的に迫害された。彼らは、自由を奪われ、強制収容所に入れられ、そこで殺害されたり虐待されたりした。彼らの財産は差し押さえられた。何十万ものユダヤ人たちが、1939 年 9 月 1 日以前に、このような仕方で扱われた。

1939 年 9 月 1 日以後、ユダヤ人迫害は倍増した。何百万ものユダヤ人たちが、ドイツおよび占領された西部の国々から、東部の国々へ、絶滅のために送られた。

下記の詳細事項は、ただ事例であるにすぎない。他の諸例の証拠を提出する権利は、留保されている。

ナチスが殺害した人々のうちには、ドルフュス首相、社会民主主義者ブライトシャイト、共産主義者テールマンがあった。彼らは、多数の政治関係、宗教関係の人物たちを強制収容所に入れた、例えば、シュシュニック首相、ニーメラー司祭らである。

ゲシュタポ長官の命令によって、1938 年 11 月、アンティセミティズムの示威行動が全ドイツで催された。ユダヤ人の財産は破壊され、3 万のユダヤ人たちが捕らえられ、強制収容所に入れられて、彼らの財産は差し押さえられた。

起訴状 VIII 項 A で述べられた、殺害され虐待された人々のうちには、数百万のユダヤ人たちがあった。

幾多のユダヤ人たち大量殺戮のうちには、下記の事例がある：

キスロウォドスクでは、すべてのユダヤ人たちが、財産を差し出すよう強制された。2 千人が、ミネラルニジェ-ヴォディの対戦車防御用塹壕内で射殺された。さらに加えて、4,300 のユダヤ人たちが、同じ塹壕内で射殺された。

6 万のユダヤ人たちが、リガ近くのドウィナにある島で射殺された。

2 万のユダヤ人たちが、ルツスクで射殺された。

3 万 2 千のユダヤ人たちが、サルニーで射殺された。

6 万のユダヤ人たちが、キエフとドニエプロペトロフスクで射殺された。

過重労働によって倒れた何千人ものユダヤ人たちが、毎週、ガス車両の中で毒殺された。

ドイツ軍が、赤軍によって退却を余儀なくされた時、彼らはユダヤ人たちの解放を許すよりも、ユダヤ人たちを絶滅することにした。多くの強制収容所とゲットーとが建設され、そこにユダヤ人たちは収監され、拷問を受け、飢えに苦しめられ、情け容赦のない蛮行と終局的な絶滅とにさらされたのである。

およそ 7 万のユダヤ人たちが、ユーゴスラヴィアで殺された。

XI. 訴因 4 の対象を形成している犯罪に対する諸個人、諸集団および諸組織の責任

これについては、起訴状付録 A に含まれている、訴因 4 で挙げられた犯罪に対する個々の被告人の責任に関わる陳述を参照、さらにまた、起訴状付録 B に含まれている、起訴状の訴因 4 で示された犯罪に対する、ここで犯罪的諸集団および諸組織呼ばれている諸集団および諸組織の責任に関わる陳述を参照のこと。

以上、これをもって、本起訴状は、英語、フランス語、ロシア語で、法廷に提出されるが、各原文は同等の有効性を持っている。そして、その中で、上に挙げられた被告人たちに対してなされた告訴は、これをもって、法廷に引き渡される。

ここにおいてまず、訴因 4 も、訴因 3 と同じく、この裁判の被告人たちに適用されるためには、訴因 1「共謀」の成立が前提になる、という関係が示されている。そして訴因 3 と訴因 4 との対象領域の重なりを認めて、「訴因 3 において申し述べられた諸事実をも、同時に人道に対する犯罪を意味している」ものとみなすべきである、としている。その上で、「戦争前（1939 年 9 月 1 日以前）」とか「ドイツ国内（ダッハウ、ブーヘンヴァルト）」といった語句を示すことで、訴因 4 の対象とする領域の時間的・空間的な広さに注意を向けさせ、さらに「政治的、人種的、宗教的な理由」による動機づけという特徴点に注意を向けさせることで、特に「人道に対する犯罪」として取り扱われるべき事例の特性を際立たせる。いわばこれだけの準備の上に、「人道に対する犯罪」の最たる事例としてユダヤ人の迫害・大量殺戮が持ち出されてくるのである。(B)項で挙げられている諸事例は、今分かっている限りのものにすぎない、とされているのであるが、それだけでもすでに、ユダヤ人迫害・殺戮がヨーロッパの数多くの地域において繰り広げられ、夥しい数の犠牲者を出した、ということが示されている。「想像を絶する」という表現もあるが、このように大きな数字を示されたとき、普通、ひとの想像力はとてもついていくことができない。それを真実のものと認めることに対して、心に強い拒絶感が生ずるのは避けられない。被告人たちもそうであったに違いない。前にも見たように、ライが自殺直前に口走ったと伝えられる言葉の中に、「数百万のユダヤ人」「全部死んだ」という語句があった。アンティセミティズム運動の旗振りと目されていたライにとって、ユダヤ人の犠牲者数が百万単位で記されて突きつけられたことは、ものすごい衝撃であったに違いない。しかし、だからといって、彼がその数字をそのまま真実と認めていたということはできない。いや、彼はおそらくそれを誇張であり、自分を陥れるために捏造された数値であるとして、怒り狂っていたのであろう。つまり彼はその真実性を認めることを拒否して、裁判を逃れて逝った。検察側にしてみれば、絶対に彼に続く者を出してはならない。残る被告人たちには、これからの審理を通して、拒絶が不可能であることを思い知らせる必要があるのだ。証拠文書を挙げ、目撃・体験者の証言を得、記録写真を提示し、記録フィルムを上映することによって、起訴状に記されたことは、残虐さの様態に関しても、犠牲者の数に関しても決して誇張ではなく、真実をそのまま伝えるものである、ということを、疑問の余地なく証明しつくす――それが検察側にとって、いよいよ始まる法廷闘争の大きな目標になる筈である。

付録Aは、24名の被告人それぞれについての個別の罪状書きになっていて、各被告人がどの訴因に該当しているか、ということが記されている。それに拠って、被告人別の訴因適用の様子を一覧表にしてみることができる（資料6）。それで見るならば、訴因1「共謀」は被告人24名全員に該当するとされているが、訴因2「平和に対する犯罪」で7名、訴因3「戦争犯罪」と訴因4「人道に対する犯罪」では各4名の非該当者がある。訴因1が全員に該当していることについては、本文の説明から十分に理解することができる。この被告人たちが「主要戦争犯罪人」であるのは、彼らが皆、ナチス政権において重要な地位を占める「共謀者」であったからにほかならない。その参与した謀議が、外交を含む、諸外国に対する敵対、征圧という、国家としての戦略に関わっている場合は、その者には訴因2「平和に対する犯罪」が該当する。そこまで枢要な謀議には参与していなかったとされる者には訴因2は付かないが、そのような者であっても、戦争捕虜の虐待、強制移送とか、ユダヤ人等の収容所送り、強制労働、殺戮といった、組織的に行われた犯罪の謀議に参与して、それを計画し、その実行を指令したと認められる限り、その関与した内容に応じて、訴因3あるいは訴因4が該当することになる。つまり、訴因1の成立することが基本であり、参与した謀議の内容によって訴因2、3、4のいずれかが付いてくる、中には全部付く者もある、というわけだ。各被告人についての罪状書きを見ると、そういう関係をしっかり意識して形式を整えてあることに気づかされる。まず、ゲーリングの罪状書きを見てみよう：

ゲーリング

被告人ゲーリングは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP党員、突撃隊全国指導者、親衛隊大将、国会議員・議長、プロイセン内務大臣、プロイセン警察長官、プロイセン秘密国家警察長官、プロイセン国家評議会議長、4か年計画委員長、空軍大臣、国防問題大臣評議会議長、秘密閣僚評議会員、ヘルマン・ゲーリング・コンツェルン会長、ヒトラー後継予定者であった。被告人ゲーリングは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられた、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進し、また、訴因1に挙げられた、戦争のための軍事的および経済的準備を促進した、彼は、訴因1および2に挙げられた、ナチ共謀者たちによって企てられた、諸侵略戦争と国際的条約、協定、保障に反する諸戦争との計画および準備に参加した、また、彼は、起訴状の訴因3に挙げられた諸戦争犯罪および起訴状の訴因4に挙げられた人道に対する諸犯罪――それらのうちには、人々や財産に対する多くのさまざまの種類の犯罪がある――を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

この罪状書きでは、最初にゲーリングの経歴紹介のような形で、彼のナチス党員歴、国家役職歴が挙げられ、続いて、彼がその地位や影響力およびヒトラーとの近しい関係を利用して行なったこととして、まず謀議への参与が挙げられている。これで訴因1が当て嵌まることはすぐに認められるが、さらにその謀議の内容が侵略専横の計画および準備であったということから、訴因1とともに訴因2が当て嵌まるということが認められることになる。

さらにそれに加えて、訴因 3 および訴因 4 に当たる組織的行為をも、彼は認可し、指揮し、自らもそれに参加する立場にあった、つまり彼は訴因 3、訴因 4 にも該当する、と述べられている。ゲーリングに対する、この罪状書きの様式は、24 名分のもののひな型をなしているといってもよい。他の被告人たちについても、罪状書きは、まず当人の経歴紹介――軍人である 4 名には党員歴はないわけであるが――から始まり、それに続いて、同人はその地位等を利用して謀議に参与した、と非難する形になっている。訴因 2「平和に対する犯罪」が該当しないとされる被告人についても、罪状書きの、その基本的な形は守られているということは、カルテンブルンナーとフランクの罪状書きを見れば、確かめることができると思う。

カルテンブルンナー

被告人カルテンブルンナーは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党員、親衛隊大将、国会議員、警察隊大将、オーストリア公安庁次官、警察庁長官、ウィーン・下オーストリア・上オーストリア警察署長、国家保安本部長官、保安警察および保安局長官であった。被告人カルテンブルンナーは、上記の諸地位および彼の個人的影響力を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられた、暴力的併合後におけるオーストリアに対する支配の確立を促進し、また、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪、とりわけ強制収容所の体制に現われた人道に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

フランク

被告人フランクは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党員、親衛隊大将、国会議員、無任所国務大臣、司法均制化国家委員、国際裁判部およびドイツ法学アカデミー会長、ロッツ民事管理局長、西プロイセン・ポーゼン・ロッツ・クラカウ軍事管区最高長官、被占領ポーランド地域総督であった。被告人フランクは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のことのために利用した、すなわち、訴因 1 に挙げられた、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進すること、そしてまた、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪を、とりわけ被占領地域を管理した際において諸戦争犯罪と人道に対する諸犯罪とを認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

こうして見ると、「共謀罪」適用に対する検察側の、というよりもジャクソンの思いには、とても強いものがあったに違いない。全被告人に例外なく「共謀」の罪が帰せられる。そのことを基礎として、はじめて、他の 3 訴因に挙げられた罪責も、各々の軽重の度合いに応じて帰せられることが可能になる――24 名に対する罪状書きは、はっきりとそういう論理を語り出しているのである。ただ、ちょっとだけ先走って、結果のことに触れるのを許していただくならば、判決を受けた 22 名中、訴因 1「共謀」について有罪と認められた者は、大臣・最高司令官級の 8 名にすぎない（ゲーリング、ヘス、リッベントロプ、カイテル、ロー

ゼンベルク、レーダー、ヨードル、ノイラート)。14 名が訴因 1 では無罪であった。そのうち 11 名には、「共謀」が立証されなかったにもかかわらず、判決有罪（死刑、終身刑または有期刑）という、非論理的結論が出されている。なかでも、4 名の者に対する「共謀＝無罪、平和に対する犯罪＝有罪」の判定は、甚だしい非論理性を露呈するものであった。この点にこだわる限りは、検察側勝訴というにはほど遠い結果であった、と評されねばなるまい。

さて、グスタフ・ギルバートという、米国人の心理学者がいた。ドイツ語がきわめて達者であった彼は、国際軍事法廷付心理士に採用されて、告訴状と同じ 1945 年 10 月 20 日に、ニュルンベルクに到着した。彼の仕事は、精神科医のグループと協力して被告人たちのメンタルヘルスの保持をはかり、裁判を円滑に進めることができるように法廷を支えることであった。それで裁判の傍聴はもちろんだが、随時被告人たちの独房を訪れてインタビューすることが認められていた。だから彼は、裁判の進行につれて各被告人の心がどのように動いていったかを、よく把握することができたのであったが、後日その貴重なインタビューの記録を公刊した。（Gustave M. Gilbert, *Nürnberger Tagebuch –Gespräche der Angeklagten mit dem Gerichtspsychologen*, Frankfurt am Main, 1962, 16. Auflage, 2017 ＝グスタフ・M・ギルバート『ニュルンベルク日記――被告人たちと法廷付心理学者との対話』フランクフルト・アム・マイン、1962 年、第 16 版、2017 年）ギルバートは、彼自身のニュルンベルク到着から裁判が開始されるまでの間、独房で心細い思いをしている被告人たちを足しげく訪れて、彼らの信頼を得ることに努めた。彼らにうまく誘い掛けて、知能検査を含む各種心理テストを受けさせることにも成功している。被告人たちの中にルドルフ・ヘスもいたことなども考えてみるならば、なるほどそれは、たいへん意味のある活動であったに違いない。その時期に彼が行なった興味深い試みの一つに、起訴状に対する各人のコメントを書かせる、というものがあった。彼は、起訴状のコピーを持っていって見せ、そこにごく手短にコメントを書き込んで返してもらおうとしたのだ。もちろん被告人たちはすでに自分の手もとにあるコピー（ドイツ語訳）を読んでいるわけだし、被告人 1 人宛て 1 部ずつ持っていくというような不経済は許されなかっただろうから、同一コピーを持ち回って、各人、付録Aの自分の罪状書きの横あたりに記入して返すようにさせた、といったところであろう。その結果、20 名からコメントをもらうことができた。ただ、レーダーとライからはもらえなかった。レーダーは、自分だけソ連の収容所から送られてきたという特殊事情からか、態度が頑なであったようだ。ライには、ギルバートは 10 月 23 日に会ったと書いているが、その時にはもう、そんなことを頼める状態ではなかった。それで、得ることのできた 20 名のコメントを、ギルバートは『ニュルンベルク日記』の最初の方に載せている。各被告人が裁判に対してどんな気持ちで立ち向かおうとしていたのか、ということを窺い知るための貴重な資料であると思われるので、ここに紹介させていただくことにしよう（Gustave M. Gilbert, *a. a. O.* S.10-13. ＝グスタフ・ギルバート、前掲書、10-13 頁より私訳）：

ヘルマン・ゲーリング：「勝者はいつも裁判官であり、敗者は常に被告人であろう」

ヨアヒム・フォン・リッベントロプ：「起訴は間違った者たちに対して向けられている」（彼はなお「我々は皆、ヒトラーの陰に隠れた存在だった」と書き加えようとしたが、不安そうにそれを断念した）

ルドルフ・ヘス：（英語で）「私は思い出せない」

エルンスト・カルテンブルンナー：「私は何らの戦争犯罪にも責めを負っているとは感じていない。私は防諜機関〔員〕としての私の義務を果たしただけである。そして私は、ヒムラーの代役を務めることを拒否する」

アルフレート・ローゼンベルク：「私は『共謀』についての告訴を退けねばならぬ。アンティセミティズム運動は、ただ防衛措置であったにすぎない」

ハンス・フランク：「私はこの裁判を、アドルフ・ヒトラーの下における恐ろしい受難時代を調査し、かつそれに終末をもたらすべく定められた、神に望まれた世界審判であるとみなしている」

ヴィルヘルム・フリック：「起訴状の全体が、でっち上げられた共謀の仮定に基づいている」

フリッツ・ザウッケル：「私の念頭に浮かんでいた、そして〔私が〕かつての船乗りとして、また労働者として守っていた、社会主義社会の理想と、強制収容所における恐ろしい出来事との間のギャップが、私に深いショックを与えた」

アルベルト・シュペーア：「裁判は必要だ。このような恐ろしい犯罪に対する連帯責任は、独裁的な国家においてさえも存在する」

ヒャルマル・シャハト：「なぜ私が起訴されたのか、私にはそもそも分からない」

ヴァルター・フンク：「私は、人生において決して一度も、何かこの種の起訴を正当化できそうなことを、意識して行なったことはない。もしも私が自らを、誤りまたは無知によって、起訴状に書かれているような、そうした行為に責任ある者にしてしまったのであれば、私の過ちは、人間的な悲劇であって、犯罪ではない」

フランツ・フォン・パーペン：「起訴状は私を愕然とさせた、第一には、ドイツをこの戦争と全世界的大惨事の中に突き落とした無責任さのゆえに、第二には、同国人の幾人かの者たちがなした犯罪の積み重なりのゆえに。後者のことは、心理学的には解明できない。不信仰と全体主義の数年間とに主たる責任があるのだと、私は考える。それらによって、ヒトラーは、数年が経つうちに病的なまでの嘘つきになったのだ」

ノイラート男爵：「私は、弁護の可能性のない処罰には、常に反対していた」

バルドゥール・フォン・シーラッハ：「全不幸は人種差別政策から生じた」

アルトゥール・ザイス-インクヴァルト：「第二次世界大戦の終幕、と私は希望する！」

ユリウス・シュトライヒャー：「この裁判は世界ユダヤ教の勝利である」

カイテル陸軍元帥：「軍人にとって、命令は命令である」

ヨードル将軍：「正当な起訴と政治的プロパガンダとの混ぜ合わせを、私は遺憾に思う」

デーニッツ海軍元帥：「これらの訴因の一つとして、いささかも私には当たらない――米国人の奇癖よ！」

ハンス・フリッチェ：「これは、あらゆる時代をとおして、最も恐ろしい起訴状である。だがもっと恐ろしいものが一つだけある、ドイツ人が自らの理想主義の悪用のために起こすであろう訴えである」

ゲーリングの短いコメントは、シニカルな調子に満ちているようでいて、そこには悲壮な決意が湛えられている。勝者が敗者を裁く――それは残酷なことだけれども、戦争の歴史の中ではいつでも必ずそうなる、今、自分は敗者の定めを一身に負って、ナンバー2 たる国家元帥として、第三帝国を代表して裁判に臨もうとしている。これは自分の最後の戦闘である。見通しは絶望的だ、死に場所といった方がよい、だが最後まで戦い抜くことが自分に課せられた使命だ……考えてみれば、「戦争犯罪人」として被告人席に身を置くという惨めな境遇を受け容れる気持ちになるのは、ゲーリングにとってきわめて難しいことであったに違いない。彼は、4 月 20 日にベルリンでヒトラー総統の誕生祝いを済ませた後、オーバーザルツベルクに戻っていた。そこに、総統がもう連合国との和議の手立てもないまま自決しようとしているので、ナンバー2 の貴方が急いで連合国との交渉に乗り出すべきだ、と進言する者があった。ゲーリングもそのとおりだと思ったのだが、そこはヒムラーとは違う、総統の承諾を得ることが不可欠と考えて、4 月 23 日、確認を求める電報を送った。だが、おそらくはボルマンがここぞとばかり讒言したのであろう、ヒトラーはゲーリングの「謀反」に激怒し、彼の全職務を解くことを宣言する。たちまちゲーリングの住居には SS が取り囲んで見張り、外部との連絡を禁じられてしまう。やがてヒトラーが死ぬと、ボルマンはゲーリング一家暗殺令まで出したようだが、ゲーリングは空軍の部下に助け出されて、家族と共にいったんオーストリアに身を隠す。ヒトラーの後継者にデーニッツが指名されたことを聞くが、ゲーリングは懸命に気を取り直した。職はすべて解かれても称号は剥奪されていないから、自分はなお国家元帥である、アイゼンハワー元帥を相手に講和交渉をするには自分が最適任であることに変わりはない、自分から米国軍の駐屯地に出向いて面会を求める――部下をあらかじめ派遣して、その段取りはつけた。米国軍は当初、国家元帥を礼遇した。結構な住居を宛がわれて、降伏国の元首代理として米英の特派員相手に記者会見をすることも許された。アイゼンハワーとの元帥会談が実現するだろうとの希望を、ゲーリングは抱いた。だがアイゼンハワーの方は、その様子を報告されて激怒していた。彼の指令が伝わると、たちまちゲーリングは、数多くの戦争捕虜のうちの一人という扱いに切り替えられ、しかも主要戦争犯罪被告人ナンバー1 の候補として、厳しい尋問を受けることになる。それに、その時期、ゲーリングは、モルヒネ中毒の症状を強く表わしていた。当時彼を見た米軍関係者が「軟体動物〔＝タコ？〕のようだ」といったとも伝えられる。一般戦争捕虜の位置に落とされてからのゲーリングは、執拗な尋問と同時に中毒症状にもたいへん苦しめられたわけである。でもこの中毒症状を、医師たちの助けもあって、克服することができた。ニュルンベルクに来た時には、彼の体調はだいぶんよくなっていた。体調の回復と共に気力をも取り戻したゲーリングが、今、第三帝国「ナンバー2」の誇りをかけて、最後の戦いに出ようとしているのである。だから、ゲーリングのコメントを、そのシニカルな調子において一見共通しているからといって、ザイス-インクヴァルトや、いわんやシュトライヒャーのそれと同列に扱うことはできない。

デーニッツとシャハトは、「自分がこんなところに引っ張り出されるいわれはない」という怒りの気持ちをストレートに表現している。二人とも、その怒るわけは、よく分かるように私には思われる。デーニッツは、自身をあくまでナチスとは関係のない軍人として意識していた。彼の指令の下にドイツ海軍が、U ボートからの魚雷攻撃で、商船であろうと構わずに撃沈し、溺れかかる人員を救助しようともしなかったということを、検察側は、犯罪行為と決めつけているのであるが、デーニッツの確信するところでは、それは全然、戦争法規に違反していない。潜水艦を使うことが認められている以上、海での戦いはそういうふうになるのだ、英海軍も同様に戦っているではないか、というわけである。シャハトとなると、もっと怒る理由がありそうだ。彼は、1920 年代、ヴァイマル共和国に起こった前代未聞のハイパーインフレを治めた天才的経済人である。世界大恐慌からの経済回復をめざして、初期ナチス政権に協力したものの、やがて経済界からのユダヤ人締め出しの政策に反発し、さらにゲーリングが軍備拡大の計画経済に乗り出してくるのを見て、早々と見切りをつけて閣外に去り、国立銀行総裁も辞任していた。さらに 44 年 7 月、ヒトラー暗殺未遂が起こると、計画に関与していたと疑われて収容所に入れられて 8 ヶ月、45 年 4 月になってやっと米国軍によって解放されたばかりであった。何で今度はまたここにまで……と思うな、という方が無理なようだ。

ローゼンベルクは、思想家としての自負の下に法廷闘争に臨もうとしている。自分が「共謀」者のうちの一人として扱われるということを、彼は、決して甘受しようとはしない。また、アンティセミティズム運動を防衛措置として性格づけるのも、彼にとってみれば、自らの世界観に基づく、揺るぎない一貫した主張である。しかし、問題はまさしくそこであって、創造的意志の力において優るアーリア人種の純血を防護するという想いに憑かれた彼の独善的教説が、ユダヤ人に対する防衛行動どころか襲撃行動を煽動し、それが大迫害に繋がっていった、という因果関係は誰の目にも明白である。さらにまた実際上も、彼は、東方占領地担当国務大臣に就任し、それらの地域に住むユダヤ人たちの強制移送に関わったことを否定できないのであるから、法廷における展開の見通しは厳しいといわねばなるまい。

自分には権限がなかったということを理由にして、無罪を主張しようとしているのが、カイテル、カルテンブルンナーであり、リッベントロプも残念ながらそのグループに入るようだ。カイテルのコメントは、このうえなく分かりやすい。彼は、軍人とは命令を命令として受けてその通りに行なう者であり、自分にはプロイセン軍人として何ら恥ずべきところはない、と主張し通すつもりのようだ。しかし、彼のような地位にあった者がそれで通せるものならば、ヒトラーが死んでしまっている今、軍関係者の誰にも責任を問うことはできないということになってしまう。法廷でのせめぎあいが厳しくなることは避けられそうにない。カルテンブルンナーは、たしかにヒムラーの代わりに引っ張り出されたという形になっている。その限りでは、フリッチェがゲッベルスの代わりに引っ張り出されてきているのとパラレルである。しかし、フリッチェが宣伝省の部局長級で、報道規制に携わっていたにすぎないのに引き換え、カルテンブルンナーは、1943 年 1 月 30 日以来、保安警察、保安局(SD)、

国家保安本部(RSHA)の長の地位にあった。その職務権限は、数々の残虐殺人行為の指令に及ぶものであった。それでもなお彼は、自分には何の権限もなかった、すべてSS国家指導者ヒムラーの命令どおりであった、と主張するつもりでいる。ヒムラーの所為にしてしまえば責任を逃れられると思い込んでいるかの如き様子は、率直にいって、私たちを驚き呆れさせる。だが、もっと驚きなのは、リッベントロプだ。彼は、少なくとも表向きはまだ総統称賛の態度を変えていなかった筈だが、ギルバートにコメントを書いて渡した時の様子からは、「ヒトラーがしたこと」といって、自分は責任逃れしようとする気持ちがありありと窺われる。彼は、被告人序列ではゲーリング、ヘスに次いで第3位であるが、ヘスの現在の状態を考えれば、実質上第2位である。実際、第三帝国の栄光を国際世界において体現したという点において、ゲーリングにもまさる実績の持ち主であったといっても過言ではない。彼は、(養子縁組によるらしいが)フォン・リッベントロプと名乗って貴族の家柄を誇り、ワイン商売で巨額の利益を上げた富豪であり、培った上流階級との人脈を活かして英国をはじめとする諸強国との外交に精力的な活動を繰り広げた。条約や協定締結の華やかな舞台に、彼はいつも、自己の外交の成果を誇示するように颯爽と立っていた。今、第三帝国が、敗者の定めとしての裁判を受けることを強いられているのであるならば、ゲーリングと共にこれを自分の最後の戦いの場と心得て、判決まで戦い抜こうとするのが、外務大臣リッベントロプに相応しい態度ではないだろうか。だが現実には、開廷を迎える前に、両者の気概には大きな差が生じてしまっている。リッベントロプのコメントを覆い尽くしている言い訳がましい気分に比べれば、同じく責任逃れであっても、「自分はそんな悪いことを意識して為してはいない、もしも無知のために為してしまっていたなら、それは罪とはいえない筈だ」というフンクのコメントは、ずっとよく起訴内容を正面から受け止めている。

一方で、自己の罪過を認め反省する態度を示しているのは、フランク、シーラッハ、シュペーアの3人である。特にフランクのコメントは、深い改悛の情を湛えていて、彼が宗教的情熱をもって、この裁判を受けて死ぬことを今や自分の使命と思い定めていることを伝えている。フランクは、バイエルンアルペンで米国軍に捕まって収容されたおびただしい数の戦争捕虜たちのうちの一人であったが、5月6日に左腕の動脈を切り裂いて自殺しようと図ったことから、かつて「ポーランドの死刑執行人」「クラカウのユダヤ人殺戮者」と恐れられたポーランド総督ハンス・フランクであると気づかれ、懸命に救護された。そして命が助かった時にはすでに心が改まっていたようである。彼は、ポーランドから持ち帰った芸術品の保管場所を素直に白状し、自分がつけていた日記――貴重な証拠文書となる――を進んで提出した。そしてまもなくカトリックに改宗した、あるいはカトリック信仰に復帰したという。ニュルンベルク独房で、彼は、不自由な手で辛うじてページを捲りながら聖書や文学書に読み耽る毎日であった。改悛して信仰に心の救いを求めるという、彼の態度は、その後裁判の過程を通じて、そして刑死の時に至るまで、変わることがなかった。だから私たちにとってはむしろ、そのようにきれいに回心できる人間が、一時的にもせよ、どうして、かくも凶悪な権力者として振る舞うことができたのか、という問題が、不可解な謎として残され

ている、といえるかもしれない。シーラッハには、自らの犯した罪悪に理知的に向き合おうとする姿勢が感じられる。彼は、国家社会主義の理想に共鳴し、「ヒトラー・ユーゲント」の指導者として青年たちの思想的教育に当たった。育ちがよく純粋な理想主義者であった彼を、ヒトラーは愛しており、真に自分の後継者と考えていたのは、ボルマンではなくてシーラッハであった、と今でも多くの人は推測している。だが彼はアンティセミティズムに疑問を抱き、次第にナチスの政策に批判的になっていき、ついには総統に幻滅するに至っていた。「全不幸は人種差別政策から生じた」というコメントは、そういう彼の今の心境を、簡潔に表現している。彼は 40 年にウィーン地区長官となった時、すでに行われていた政策を引き継いだ形ではあったが、ユダヤ人の収容所への大量移送を指図した。だから処罰を免れることはできないと思っている。死をも覚悟している。また、青年たちを誤った方向に導いてしまったことを激しく悔い、後に残る者たちには何としても青年教育を是正してくれるよう、伝えたいと思っている。シュペーアのコメントは、簡にして要を得るというにふさわしい、見事なものである。国家の犯罪としての戦争について個人の責任を問い得るかという、法廷規約作成に当たってジャクソンらの頭を悩ました問題点に、被告人の方から肯定的解答を出したような形になっている。連帯責任が存在するといっている以上、シュペーア自身もまた処罰を受けることを覚悟しているわけである。ただし、どれだけの程度において責任を認め、それに合った罰を受けるつもりであるのか、ということはまだわからない。

自分の責任については何もいっていないものの、起訴状から、ドイツがとんでもないことをしてしまったということを読み取って、それに対する強い反省の気持ちを表明しているのは、パーペンとザウッケルである。パーペンは、その経歴からいって、こういう反応になるのは当然といってよいだろう。彼としては、ヒトラーの一党に政権を渡してしまった結果、このようなことが起こってしまった、ということを深く悔やんで、不幸の原因を徹底的に究明し反省したいと思っている。もちろん、それを本来なら自分は被告人席において行なう筈ではない、とも思っている。ザウッケルのコメントには、心を打たれるものがある。彼は、自分が労働者としての視線で賛同し支持してきた国家社会主義の理想と強制収容所の恐ろしい出来事との間の、あまりにも大きなギャップに衝撃を受け愕然としている。その心理状態を率直に語って、訴えかけてきているようだ。しかし彼自身も、現に労働動員の手配責任者として、数多くのユダヤ人、スラヴ人、捕虜ソ連兵らを強制労働先に送り込んだ。それを、自分の意図とは異なったことであったといって弁解できるかどうか、難しいところではある。

批判あるいは警告が、裁判所の方に向っているという点で関心を惹くコメントも幾つかある。起訴状の訴因 1「共謀」が、その由来のゆえに、被告人たちに或る種の胡散臭い感じを懐かせるのを避け得ないところがあるとするならば、フリックのコメントは、そのあたりを率直に表明しているといってよいであろう。フリッチェの意味深長なコメントは、義務感から出たドイツ国民のための警鐘として、ギルバートは受け取っているが、その皮肉な調子からみるかぎり、そこにはむしろ「勝者の裁き」に対する憤懣が込められている、と見る方

が妥当であるようだ。ノイラートの「私は、弁護の可能性のない処罰には、常に反対していた」という言葉も、ギルバートは、ナチの無法性の一端を――それに自分は常に反対していた、という弁明の意図を込めて――取り出してきたものと解しているが、私にはむしろ、ノイラートが、これから行われる裁判に対して、ちゃんと弁護の機会を与えない限り、自分は決して判決を承認しないぞ、といって警告を発しているように見える。だが何といっても、告訴状の内容に対し、そしてこれから行われる裁判に対して、根本的な問題点を指摘して見事な批判を行なっているのは、ヨードルであろう。「正当な起訴と政治的プロパガンダとの混ぜ合わせ」――まさに図星というべきか、裁き手側が除去しようと思いながらそうできず、とうとうここまで引き摺ってきてしまった政治的プロパガンダ性を、彼は見逃していない。一つの言い方をするならば、ヨードルのこうした批判に耐えて、これからの裁判の進行の中で、自らを正当な裁きと判決の場にまで純化しきれるかどうか、ということに法廷の成否はかかっているのである。ヨードルは、上官カイテルに対する一定度の遠慮を失うことなく、また軍人というものの在り方に関する考えも基本的にカイテルと異なるものではなかったが、事態を把握する鋭敏さにおいては、はるかに優っていたように思われる。戦いにたずさわる者として、正義の要求とプロパガンダの影響力との兼ね合いにつき、深く思うところがあったのであろう。

2. 検察の並々ならぬ努力

(1) あらかじめ描かれた審理の構図

11 月 20 日、裁判が開始された (資料 6)。裁判席に座る判事たちは：

ジェフリー・ローレンス（英国）＝主席判事
フランシス・ビヴァリー・ビドル（米国）
イオナ・ニキチェンコ（ソ連）
アンリ・ドネデュ・ド・ヴァブル（フランス）
（副判事）
ジョン・ジョンストン・パーカー（米国）
アレクサンドル・ウォルチュコフ（ソ連）
ノーマン・バーケット（英国）
ロベール・ファルコ（フランス）

検事は：

ロバート・ハウアウト・ジャクソン（米国）

ロマン・ルーデンコ（ソ連）
ハートリー・ショークロス（英国）
フランソワ・マントン（フランス）
——ただし途中交代により、オーギュスト・シャンペティエ・ド・リブとなる
各国検事には、複数名の副検事がついていて、随時尋問に立ち得る

被告人たちは、それぞれどの領域あるいはどの機関を代表して告訴されたのか、ということも示された：

国家社会主義指導部： ヘルマン・ゲーリング、ルドルフ・ヘス、マルティン・ボルマン、ヨアヒム・フォン・リッベントロプ、フランツ・フォン・パーペン
国防軍参謀本部： ヴィルヘルム・カイテル、アルフレート・ヨードル
海軍： エーリヒ・レーダー、カール・デーニッツ
国家保安本部および国家秘密警察、刑事警察、保安局そして全 SS 組織： エルンスト・カルテンブルンナー
戦争経済： アルベルト・シュペーア、フリッツ・ザウッケル、ヒャルマル・シャハト、ヴァルター・フンク
被占領地特に強制収容所における犯罪関係： ハンス・フランク、アルトゥール・ザイス-インクヴァルト、アルフレート・ローゼンベルク、コンスタンティン・フォン・ノイラート、ヴィルヘルム・フリック
国家社会主義的プロパガンダ機関： ユリウス・シュトライヒャー、ハンス・フリッチェ、バルドゥール・フォン・シーラッハ

各被告人には、本人の選任によるドイツ人の弁護人がつく。また、下記の 6 組織が「犯罪組織」として告訴され、それぞれに 1 名以上のドイツ人弁護人がつけられている：

1) ドイツ国家内閣
2) NSDAP 党指導部
3) SS（親衛隊）および SD（保安局）
4) SA（突撃隊）
5) 秘密国家警察（ゲシュタポ）
6) 参謀本部および国防軍最高司令部

組織に対するこの告訴は、規約第 9、10 条に基づいている：

Article 9. At the trial of any individual member of any group or organization the Tribunal may

declare (in connection with any act of which the individual may be convicted) that the group or organization of which the individual was a member was a criminal organization.
第 9 条　如何なる集団あるいは組織の、如何なる個人的成員であろうと、その裁判において、本法廷は、(その個人が、それのゆえに有罪判決を受け得るところの、何であれ行為との関係において) その個人がそれの成員であったところの、その集団あるいは組織は犯罪組織であった、と宣告することができる

After the receipt of the Indictment the Tribunal shall give such notice as it thinks fit that the prosecution intends to ask the Tribunal to make such declaration and any member of the organization will be entitled to apply to the Tribunal for leave to be heard by the Tribunal upon the question of the criminal character of the organization. The Tribunal shall have power to allow or reject the application. If the application is allowed, the Tribunal may direct in what manner the applicants shall be represented and heard.
起訴状を受け取った後、本法廷は、適当と認める形において、検察側が本法廷にそのような宣告を求めることを意図している旨、通知するものとする。そして、当該組織の誰であれ成員は、本法廷に対し、本法廷により同組織の犯罪的性格如何につき聴取されることを許可されるよう、願い出る権利を与えられるであろう。本法廷は、その願い出を許可するかまたは拒絶するかの、権限を有するものとする。願い出が許可された場合、本法廷は、いかなる仕方で出願者の代表が立てられて聴取されるのかを、定めることになろう。

Article 10.　In cases where a group or organization is declared criminal by the Tribunal, the competent national authority of any Signatory shall have the right to bring individual to trial for membership therein before national, military or occupation courts. In any such case the criminal nature of the group or organization is considered proved and shall not be questioned.
第 10 条　集団あるいは組織が犯罪的であると、本法廷によって宣告された場合、いずれであれ本規約加盟国の管轄省庁は、個人を、それの構成員であったことのゆえに、国権、軍事あるいは占領各種法廷での裁判に呼び出す、という権利を有することになる。その如何なる場合においても、その集団あるいは組織の犯罪的本性は、すでに証明されているとみなされるのであって、これに疑いをかけてはならない。

裁判の進行は、規約第 24 条に定められたとおり、下記のような順序となる：

(a) 起訴状が読み上げられる
(b) 法廷は各被告人に、有罪無罪何れを申し立てるかを問う
(c) 検察側が冒頭陳述を行なう
(d) 法廷は検察側および弁護側に、証拠の有無、そしてあるとすれば如何なる証拠を法廷に提出した

いのか、を問う。そして法廷は、如何なる証拠であれ、それが許容され得るかどうかを裁定する。

(e) 検察側の証人が尋問され、続いて、弁護側の証人が尋問される。その後、法廷が許容し得るとみなす反証が、検察側および弁護側によって持ち出される。

(f) 法廷は、どの証人に対してであれ、どの被告人に対してであれ、どんな時にでも、どんな質問でも、することができる。

(g) 検察側および弁護側は、証言を行なうどの証人、どの被告人に対してであれ、質問をし、また、反対尋問をすることもできる。

(h) 弁護側が弁論を行なう。

(i) 検察側が弁論を行なう。

(j) 各被告人が、法廷に向って陳述を行なう。

(k) 法廷は、判決を申し渡し、刑を宣告する。

11 月 20 日、起訴状朗読。21 日、ローレンス裁判長が、体調不良のために欠席しているカルテンブルンナーを除く、各被告人に有罪無罪の何れを申し立てるかを尋ねる。若干の語句を余分に付け加えて表現を工夫する者もあったが、フランクも含めて皆「無罪 nicht schuldig, not guilty」を申し立てると答えた。ヘスの答えは “Nein (=No)” であったが、それは裁判長によって “not guilty”の意味として受け取られた。全員の申し立てが終わる――ただしカルテンブルンナーは、12 月 10 日になって初めて出廷し、そこで裁判長から問いかけられて「無罪」を申し立てることになるのだが――と、裁判長は、ゲーリングが何か発言しようとするのを制止して、米国検事ジャクソンの冒頭陳述を求める。このジャクソンの陳述は、ここからの裁判の方向を決定づけたといっても過言ではないほどの重要性を持つものであった。私たちにとっても、しっかり見ておく価値があることはいうまでもない。とはいえ、それは、用意されたペーパーを丸々一日かけて読み上げるという、非常に長いものであったのだから、その文章の重要部分（日本語私訳）だけを別添資料 7 によって見ていただくことにして、ここにはさらにその要点を、ごく簡単に述べることにしたい。ジャクソンは、陳述を細かく区切って、各部分にそこで扱われる主題に応じた章題をつけて説き進んでいるが、中ほどの「判例法 the law of the case」と題した章で、起訴状の 4 つの訴因に言及している。というよりも、それら訴因の基をなす 4 種の犯罪名について、その成立根拠を説明しようとしているのであり、その意味で、そこでは、それら 4 種の犯罪を裁くことに関しての法源論が展開されているといえる。そして、章題から窺われるとおり、ジャクソンは、米国人法律家の常道として、判例をもって法源となすという考え方で通そうとしているのである。ジャクソンは意図的に順序を変えて、第 3 訴因「戦争犯罪」および第 4 訴因「人道に対する犯罪」についての説明をさきに片づけている。たしかに、両訴因については、その点に関して、何ら困難は感じられていない。ナチスが行なった数々の残忍な犯罪について、そこまでの陳述で詳論されてきたとおり、証拠は十分に挙がっている。規模の大小はあれ、その種の犯罪は人類の歴史上、夥しく繰り返されてきた。およそ人間が文明化への歩みを続け

ようとする限り、そうした犯罪を厳しく裁く努力を放棄することは決してなかった。その意味で、判例は世界中に集積されている。「人道に対する犯罪」という名称が人々にとって耳新しいからといって、実質的にそれが何を指し示しているか、おのずと明らかである限り、何の問題も生ずる筈はない。しかし、ジャクソンのここでの最大の関心事は、第 1、第 2 訴因に関わる犯罪就中「平和に対する犯罪」を判例法の見地から根拠づけることである。第 3、第 4 訴因に関する説明を終えて、残していた 2 訴因の方に進もうとするところで、彼は、「起訴状の第 1 および第 2 訴因は、これらの犯罪に、侵略戦争にしてかつドイツも当事者であった 9 つの条約に違反する戦争を、企み行なったという罪を付け加える。たしかに、かつて――第一次世界大戦の当時と思うが――戦争を煽動する、あるいは戦争を起こすということが、道徳上は如何に非難されるべきことであるにせよ、法律上の犯罪であるということはできなかった時代があった The first and second Counts of the Indictment add to these crimes the crime of plotting and waging wars of aggression and wars in violation of nine treaties to which Germany was a party. There was a time, in fact, I think the time of the first World War, when it could not have been said that war-inciting or war making was a crime in law, however reprehensible in morals.」と語って、そこからは「平和に対する犯罪」の新しさという問題と正面から向き合っていくという姿勢を明らかに示している。彼は、「判例」の集積を、1920 年代以降の侵略戦争違法化の流れの中に認めようとする。世界の人々の切実な願いに政治家たちが辛うじて応える形で、侵略戦争を不法なものとする協定・条約が次々に締結されてきた。その決定的な段階を示すものとして、1928 年のブリアン-ケロッグ協定つまりパリ不戦条約があるわけだが、そこに至るまでも、24 年のジュネーヴ議定書（48 ヶ国）、27 年の国際連盟第 8 回総会決議（48 ヶ国）等があり、28 年にはまたパン・アメリカ第 6 回会議決議（21 ヶ国）があった。つまり 20 年代以降の世界において、めざましい法思想の進化とともに、侵略戦争を起こして平和を乱すことの犯罪性の明文化が着々と進められてきたのである。この世界的・全人類的な歩みによって根拠づけられていると考えれば、本法廷において「平和に対する犯罪」適用に何ら躊躇があるべきではない、との考えから、ジャクソンは「しかしもしも、その宣言が明白にわれわれすべてを拘束しているところの本憲章が、新しい法律を含んでいるように考えられるとしても、私はひるむことなく、本法廷によるそれの厳格な適用を要求するものである But if it be thought that the Charter, whose declarations concededly bind us all, does contain new law I still do not shrink from demanding its strict application by this Tribunal.」とまで語っている。

しかし、如何なる素人の――たとえば私の――目から見ても、「平和に対する罪」を判例法源論で根拠づけようとするのには無理がある。第一次大戦後の世界において、侵略戦争の違法化が急激に進められ、多国間の条約が締結されて、ドイツもそれら条約のうちの或るものの署名国であった、という事実を並べてみても、条約は判例ではない。せいぜい、違法な侵略戦争を犯罪とする、というところまで約束されていたと解釈してみても、実際にそれに基づいて犯罪者（国家）を裁いたという実績はない。つまり判例というものは存在しない。

ジャクソン自身、あたかもその点が気がかりになっているのを隠せないかの如くに、「司法上の先例 judicial precedent」の欠如といった語句を 2 度ほど持ち出しながらも、それでもなお強気に議論を進めようとするのであるが、率直にいって、そうすることで、レトリカルな議論に陥ってしまっているとの印象を免れない。ついに、そのことを認めるかのように、上述の強気の提案の揺り戻しででもあるかのような、下記の発言に至る：

私がさきに列挙した出来事は、本憲章において設定された、犯罪の基準内に収まる。これらの犯罪の下手人たちを適正に裁き罰するために、本法廷は招集されたのである。戦争犯罪および人道に対する犯罪の基準はたいへんよく知られているので、注釈を要しない。しかしながら、本憲章の他の規則を適用するについては、皆さんの注意を求めておくべき或る種の新奇な問題点が存する。

The events I have earlier recited clearly fall within the standards of crimes, set out in the Charter, whose perpetrators this Tribunal is convened to judge and punish fittingly. The standards for War Crimes and Crimes against Humanity are too familiar to need comment. There are, however, certain novel problems in applying other precepts of the Charter which I should call to your attention.

こうしてジャクソンは、「平和に対する犯罪」は「戦争犯罪」および「人道に対する犯罪」と同じ議論によっては根拠づけられ得ない、ということを認めることになった。そして、章を改めてズバリ「平和に対する犯罪」と題を付け、もう一度しっかり、それの根拠づけに取り組もうとする。だが、新しい章に入っても、最初のうちは、懐疑的な方向への揺れをそのまま引き継いだような発言が続く：

本憲章の基本的な規定は、侵略戦争すなわち国際的条約、協定、保障に違反した戦争を計画し準備し開始しまたは遂行すること、あるいはそうすることを謀議すること、またはその共同の計画に参加することは犯罪である、というものである。

本憲章が侵略戦争を独自に定義できていないということは、ことによると本憲章における弱点であるのかもしれない。抽象的にいえば、この主題は困難に満ちているのであって、あらゆる種類の面倒な仮定的事例が呼び出され得るのである。それは、もしも弁護側が起訴状にある非難のごく狭い範囲を超え出て行くことを許されるというのであるならば、審理を長引かせ、法廷を解き得ない政治的論争に巻き込むことになるかもしれぬ主題である。

A basic provision of the Charter is that to plan, prepare, initiate, or wage a war of aggression, or a war in violation of international treaties, agreements, and assurances, or to conspire or participate in a common plan to do so, is a crime.

It is perhaps a weakness in this Charter that it fails itself to define a war of aggression. Abstractly, the subject is full of difficulty and all kinds of troublesome hypothetical cases can be conjured up. It is a subject which, if the defense should be permitted to go afield beyond the very narrow charge

in the Indictment, would prolong the Trial and involve the Tribunal in insoluble political issues.

戦勝 4 国がドイツを裁くという形を保ちながら裁判を成功に導こうとするならば、ドイツに「平和に対する犯罪」を科することは必要不可欠である。しかし、条約で侵略戦争を禁ずることが定められているといっても、いずれかの或る国の侵略戦争を犯罪として裁いた先例はないのだから、何をもって侵略と断ずる根拠とするか、ということは不透明である。もしもドイツ側から反論が出て来て、開戦当時のヨーロッパ国際関係を掘り返すことになったら、思いもかけなかったような紛糾に陥ってしまう心配すらある。「本憲章が侵略戦争を独自に定義できていないということは、ことによると本憲章における弱点であるのかもしれない」という言葉からは、ジャクソンにはおよそ似つかわしくない、裁判の先行きについての不安を感じ取らずにはいられない。しかし、上掲箇所に続く次の一句で、彼は、そうした不安や懸念からふっ切れて、本来の告訴人としての立場を回復しているように見える：

しかし、争点が適切にこの事例に関わっている限りは、論争は何らの新奇さをも持たぬものであり、かつ、法的な見解がそこにはっきりとした形をとって現われたものなのである。
But so far as the question can properly be involved in this case, the issue is one of no novelty and is one on which legal opinion has well crystalized.

いわば、危ないところで踏みとどまって、一気に盛り返して体勢を立て直した、という印象を与える。複雑な国際関係の中で、どういうものを侵略戦争というのか、そもそも侵略戦争の一般的定義は何か、といった抽象論の方向へ議論を持っていけば、法廷自身が泥沼に陥ってしまう危険は高い。しかし、今、我々の目の前には、裁くべき対象として「ドイツの戦争」というものがあるではないか。ドイツあるいはナチス・ドイツが行なった戦争が条約破りであり平和を乱すものであったから、それを犯罪行為として罰するということが課題とされているのである。国家それぞれの利益の追求とか国家間の歴史的因縁とかといった、国際関係論の論議に心を奪われて、肝心の対象から目を逸らして、脇道に逸れていってしまうようなことがあってはならない。ドイツが他の国々に対して行なった戦争は、どれをとってみても、悉くドイツの側が条約に違反をして仕掛け攻め込んだものであることは、容易に証明できる。そのことに基づいて、ドイツの戦争に対して「平和に対する犯罪」を適用する。法廷に求められているのは、それ以上でもそれ以下でもない。「争点が適切にこの事例に関わっている限りは、論争は何らの新奇さをも持たぬものであり、かつ、法的な見解がそこにはっきりとした形をとって現われたものなのである」という言明に、私は非常な重みを感じる。

ジャクソンはこれで気を取り直したかのように、また一つの協定を例に挙げている。1933 年、ロンドンでルーマニア、エストニア、ラトヴィア、ポーランド、トルコ、ソヴィエト連邦、ペルシアおよびアフガニスタンによってサインされた、侵略の定義のための協定である。ドイツも米国も、そこに加わってはいないが、「侵略」の定義を正面から取り上げた、その

内容において貴重さを認められているのである。ジャクソンは、続いてまた、戦前に遡って例えば 1933 年時点でのヨーロッパの現状 status quo を詮索するような必要はまったく認められない、と断言する。当時の情勢の中でドイツ人がどれほど不満の種を抱えていたかと考え始めれば、いろいろな見解が出てくることであろう。しかし、或る国家が、現状打開のために、きわめて大胆な方策が求められるほど、困った状況に置かれていたにせよ、その国家にとって、説得、プロパガンダ（！）、経済競争、外交等、平和的手段は利用可能であった。ただ侵略戦争行動だけは許されない、そういう約束であった。ドイツはその約束を破った。ドイツが侵略戦争を企み実行した、という事実だけが、裁かれるべき事案として我々の目の前に置かれているのだ。「我々は、侵略の範囲の不断の拡張という結果に至った理論の真実性を探求する必要はない。我々が犯罪として告発するのは、侵略の企みと行為である We do not need to investigate the verity of doctrines which led to constantly expanding circles of aggression. It is the plot and the act of aggression which we charge to be crimes.」――これで検察側の、というよりは法廷そのものの立場は、確固不動のものとなった。

だから私たちは、ジャクソン自身の用語法にもかかわらず、彼が「平和に対する罪」を判例法源論によって根拠づけ得ていると認めることはできない。彼が推薦している法源は、1920 年代以降諸国の努力によって成立した諸条約であり、就中重要性を認めているのは、パリ不戦条約における戦争放棄の条文である。いってみれば、それら諸条約は、判例ではなくてむしろ成文法として権威を認められ、それに対する違反として「平和に対する犯罪」が導出されている、という形である。ジャクソンが、それをこの法廷の訴因として持ち出すことができたのは、繰り返しいうが、被告つまり敗戦側の国が戦勝側の国に対して行なった戦争が、すべて敗戦側の一方的条約破り・侵入によって引き起こされたものである、ということを確信していたからである。ドイツの全方位侵略戦争が明白であったから、「平和に対する犯罪」をひとりドイツに対して適用することに躊躇する必要はなかった。この場には無関係な、余計な一言を付け加えるのを許していただけるなら、もしも戦勝側に一国でも敗戦国に対して疚しいところがあるのであったら、戦勝国＝裁き手、敗戦国＝被告という枠組みの中での、そうした告訴は成り立ち得ない筈のものであった。

続く 1 章に、ジャクソンは「個人責任の法」と題をつけて、次のとおり説きはじめている：

> 憲章はまた、犯罪として定義された行為をするか、他の者たちをそうするように煽動するか、あるいはまた、他の者たち、集団または組織との、犯罪を実行する共同計画に加わるか、する者たちの側における、個人の責任をも認定している。
>
> The Charter also recognizes individual responsibility on the part of those who commit acts defined as crimes, or who incite others to do so, or who join a common. plan with other persons, groups or organizations to bring about their commission.

つまりここで、先送りになっていた第 1 訴因についての説明がなされる。といっても、「共謀罪」の概念は、すでに米国の法律で用いられているのであるから、特にその成立根拠についての説明必要は感じられていない。ただ、それが訴因の一つとして導入されなくてはならなかった理由が、ここで解き明かされる形になっている。国家の行なった侵略戦争が「平和に対する犯罪」として断罪されるとしても、従来の考え方に捉われる限り、その罪責は国家が負うものとされる。しかし、国家に罪の償いをさせようとして、巨額の賠償や領土の割譲を科したりしたところで、それは所詮戦争の継続にすぎない。戦争を起こした個人を特定し、これに責任を帰して償いをさせる、というのが、平和をもたらす裁きの仕方だ。「個人に及ぼされる処罰のみが、平和裏にかつ効果的に執行されることができる。それなるがゆえに、侵略戦争の犯罪性という原理は、本憲章によって、個人の責任の原理をもって補充されているのである Only sanctions which reach individuals can peacefully and effectively be enforced. Hence, the principle of the criminality of aggressive war is implemented by the Charter with the principle of personal responsibility.」。ジャクソンにとってみれば、あくまで個人を裁こうとする法廷の観点からするならば、犯罪主体としての国家などは、個人の責任回避を可能にするための作り物の存在にすぎない。だがそうであるにしても、少なくとも見かけ上いったんは国家に帰される侵略戦争の犯罪性を、しかるべき個人に伝導し帰属せしめるための補充原理が必要とされるのである。もちろん、国家の名において行なわれた犯罪に、下級の役職において命令されるがまま受動的に関わった者にまで、フルに罪責が伝導されるわけではない。しかし、重要な地位にあって侵略戦争計画の謀議に加わり、他に命令して戦争を推進した者は、まさしく責任の帰属すべき当体でなくてはならない。そのような意味での「主要戦争犯罪人」を裁こうというのが、国際軍事法廷の設置趣旨にほかならない。だから被告人全員「共謀」罪の被疑者としてここに引き出されているのである。ジャクソンはそのことをあらためて法廷つまり判事席に向って強く訴える：

……本憲章は、ちょうど責任免除に対する常識的制限を設けると同じように、責務に対する常識的制限を含意しているのである。しかし、あなた方の前にいる、これらの者たちの誰も、小さい役割で行動したのではない。彼らの一人一人は、広い裁量権限を与えられ、大きな権力を揮った。彼らの責任は、それに対応して大きいのであり、そして、あの「国家」という作り物の存在に転嫁されてはならない。その存在は、裁判のために提出されることもできず、証言もできず、刑に処せられることもできないのだ。

.....The Charter implies common sense limits to liability just as it places common sense limits upon immunity. But none of these men before you acted in minor parts. Each of them was entrusted with broad discretion and exercised great power. Their responsibility is correspondingly great and may not be shifted to that fictional being, "the State", which cannot be produced for trial, cannot testify, and cannot be sentenced.

こうして、ジャクソンの冒頭陳述における 4 訴因の説明は、起訴状の各被告人罪状書きに見られる 4 訴因間の関係づけとの、完全な合致に至ることになる。ここでのジャクソンは、法源論の見地から 4 訴因の説明を試み、特に「平和に対する犯罪」のドイツに対する適用の根拠づけについて、苦心して詳論した。そして、従来の考えからすれば、精々国家が負うべきであるとされるにとどまる、その罪責を、しかるべき個人に帰することが、裁判そのものの成立のために不可欠の要件であると論じて、共謀概念導入の必要性を説き明かし、ついにその共謀者としての 24 名に到達した、という形である。起訴状にある罪状書きは、その 24 名について、個別に、その者が共謀者であるという認定つまり訴因 1 から出発して、そこから逆に、訴因 2 ないし訴因 3，訴因 4 を引き出しているのだと解することができる。

法廷第 2 日の 11 月 21 日を使い切ったジャクソンの冒頭陳述に続いて、米英検察による証拠調べと証人尋問が、法廷第 35 日の 1946 年 1 月 16 日まで行なわれる。次いで法廷第 36 日（1 月 17 日)、フランス検事マントンの冒頭陳述があり、法廷第 53 日（2 月 7 日）までフランス検察による証拠調べと証人尋問、翌法廷第 54 日（2 月 8 日）にはソ連検事ルーデンコの冒頭陳述があり、法廷第 76 日（3 月 7 日）までソ連検察による証拠調べと証人尋問が続く。法廷第 77 日（3 月 8 日）からは各被告人の弁護の番となる。ゲーリングから始まってフリッチェまで、順に 21 人の被告人それぞれについて、本人の弁論（弁護人尋問に対して答える形)、弁護側証人の証言および証拠調べ、そしてそれらに対する検察側反対尋問が行われる。特に被告人本人に対する検察側反対尋問が、大きなヤマ場となることは予想されるとおりであるが、ヘスとフリックは、自身での弁論を断念し、弁護人にすべてを託した。各被告人の弁護に宛てられた期日は、下記のとおりである：

ゲーリング：　法廷第 77 日（3 月 8 日）～法廷第 88 日（3 月 23 日）午前
ヘス：　法廷第 90 日（3 月 25 日）～法廷第 91 日（3 月 26 日）午前
フォン・リッベントロプ：　法廷第 91 日（3 月 26 日）午後～法廷第 97 日（4 月 2 日）
カイテル：　法廷第 98 日（4 月 3 日）～法廷第 104 日（4 月 10 日）:
カルテンブルンナー：　法廷第 105 日（4 月 11 日）～法廷第 108 日（4 月 15 日）
ローゼンベルク：　法廷第 108 日（4 月 15 日）午後～法廷第 110 日（4 月 17 日）
フランク：　法廷第 111 日（4 月 18 日）～〈復活祭休み〉～法廷第 113 日（4 月 24 日）午前
フリック：　法廷第 113 日（4 月 24 日）～法廷第 115 日（4 月 26 日）
シュトライヒャー：　法廷第 115 日（4 月 26 日）午後～法廷第 116 日（4 月 29 日）
シャハト：　法廷第 117 日（4 月 30 日）～法廷第 120 日（5 月 3 日）
フンク：　法廷第 121 日（5 月 4 日）～法廷第 123 日（5 月 7 日）
デーニッツ：　法廷第 124 日（5 月 8 日）～法廷第 129 日（5 月 14 日）
レーダー：　法廷第 130 日（5 月 15 日）～法廷第 136 日（5 月 22 日）
フォン・シーラッハ：　法廷第 137 日（5 月 23 日）～法廷第 139 日（5 月 27 日）
ザウッケル：　法廷第 140 日（5 月 28 日）~法廷第 144 日（6 月 1 日）

ヨードル：　法廷第 145 日（6 月 3 日）～法廷第 150 日（6 月 8 日）

ザイスーインクヴァルト：　法廷第 151 日（6 月 10 日）～法廷第 154 日（6 月 13 日）

フォン・パーペン：　法廷第 155 日（6 月 14 日）～法廷第 158 日（6 月 19 日）

シュペーア：　法廷第 159 日（6 月 20 日）~法廷第 160 日（6 月 21 日）

フォン・ノイラート：　法廷第 161 日（6 月 22 日）～法廷第 164 日（6 月 26 日）

フリッチェ：　法廷第 165 日（6 月 27 日）～法廷第 167 日（6 月 29 日）

法廷第 168 日（7 月 1 日）、同第 169 日（7 月 2 日）には、ゲーリング弁護人オットー・シュターマーの強い申し出によって、カティンの森事件についての予定外の審理が行なわれた。翌 7 月 3 日の法廷第 170 日からは弁護人最終弁論（プレドワイエ）に移り、法廷第 186 日（7 月 25 日）まで、諸弁護人が次々に最終弁論を行なった。そして法廷第 187 日（7 月 26 日）になると、検察側最終論告（プレドワイエ）に入る。この日午前は米国検事ジャクソン、午後は英国検事ショークロスの論告である。これにはたいへん熱がこもったようで、翌第 188 日（7 月 27 日＝土曜日）の午前をも使い切ってしまった。週が明けて法廷第 189 日（7 月 29 日）は午前にフランス検事ド・リーブが、午後にソ連検事ルーデンコが、それぞれ論告を行なう。ルーデンコの論告は、実質的に各被告人に対する求刑をも含む、念の入ったものであって、翌第 190 日（7 月 30 日）午前にまで食い込んでしまう。同午前の部の中ほどでようやくそれが終わると、ローレンス裁判長が、SA についての弁護側の証人尋問、証拠調べに入ることを宣言し、そこからは「犯罪組織」として起訴された 6 つの組織の弁護が次々に行なわれる。この組織に関する審理にも、かなりの期間をかけることになるが、法廷第 213 日（8 月 28 日）から法廷第 214 日（8 月 29 日）にかけて、英国副検事デヴィッド・マクスウェルーファイフが、また法廷第 215 日（8 月 30 日）には、午前に米国副検事テルフォード・テーラーが、午後にフランス検事ド・リーブとソ連検事ルーデンコが、それぞれ論告を行なってまとめている。法廷第 216 日（8 月 31 日）、いよいよ各被告人が、法廷に向って最後の意見陳述を行なう。午前中に 14 人が、午後には残った 7 人がそれを済ませる。これで結審、後は判決の言い渡しを待つのみである。それは 9 月 23 日午前 10 時から、と裁判長によって告げられた。実際には、判決確定に手間取ったために、さらに 1 週間延期されることになる。

審理のために要した 216 という開廷日数は、世界の裁判史上に前例のない長さであった（もっとも、それから 1 年も経たないうちに、この記録は、東京での裁判によって塗り替えられるのであるが）。提出された証拠記録は、検察側から 2,630 種、弁護側から 2,700 種、出廷した証人は、両側から合わせて 240 名、また両側から合わせて 30 万種の宣誓供述書が検討に付された。これだけの審理経過を経て、いったい空間的・時間的にどれだけの規模の広がりを持った出来事が、ナチス・ドイツの悪事として解明され暴露されたのであろうか。それは、端的に、起訴状においてあらかじめ輪郭を描かれていた事態が、そのとおりであるとして立証され、明示されたにほかならない、といってよいであろう。もう一度、起訴状の

内容を思い出してみるならば、まず訴因 1「共謀」を説明する部分で、共謀の本体として認識されたナチスが、世界征服を計画して、主要幹部たちによる謀議を重ねて、国内での権力奪取から大規模侵略戦争へと突き進んでいく全過程の概括的把握が示されていたが、就中「(F) 外国に対する侵略のためのナチ党的統制の利用」と題された個所では、ナチスが、1933 年における政権獲得から、国内独裁の強固化、オーストリア併合を経て、対外侵略戦争を開始し、ついに対ソ、対米の戦争にまで至る、という一連の過程が、共謀の展開として、時の推移に沿って、次のとおり段階的に一覧表示されていた：

1. 1933 年中頃における謀略の状況およびさらなる諸計画
2. ナチ共謀者たちはヴェルサイユ条約の完全な廃棄を目標に設定し、それに対応する諸計画を策定した、それら諸計画はすべて、下記に示されるように、後のより大きな侵略諸行為の道を拓くものであり、1936 年 3 月 7 日までに実行に移された
3. オーストリアおよびチェコスロヴァキアに対する侵略
4. ポーランドに対する侵略計画の公式表現：侵略戦争の準備と開始、1939 年 3 月から同 9 月まで
5. 戦争の、全般的侵略戦争への拡張：デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対する侵略の企画と実行、1939 年から 1941 年 4 月まで
6. 1939 年 8 月 23 日の不可侵条約を破っての、ソヴィエト連邦領域への、ドイツ軍の侵入、1941 年 6 月 22 日
7. イタリアおよび日本との協力および合衆国に対する侵略戦争：1936 年から 1941 年 12 月まで

起訴状では、さらに続く訴因 2「平和に対する犯罪」についての説明の中、「VI.計画され、準備され、開始され、推進された諸戦争の詳細」と題された部分の小区分(A)において、ここで告訴対象とされる諸戦争が、次のとおり、その開始期日と共に列挙されていた：

対ポーランド　1939 年 9 月 1 日
対英・対フランス　1939 年 9 月 3 日
対デンマーク・ノルウェー　1940 年 4 月 9 日
対ベルギー・オランダ・ルクセンブルク　1940 年 5 月 10 日
対ユーゴスラヴィア・ギリシア　1941 年 4 月 6 日
対ソヴィエトロシア　1941 年 6 月 22 日
対合衆国　1941 年 12 月 11 日

「共謀」の部分で示された 7 段階のうち、1～4 は、ナチスの政権獲得直後からポーランド侵攻開始に至るまでのドイツ国内での独裁権力行使・戦争準備の進行の過程に、5～7 は対外戦争に入ってからの戦線拡大の企画実行の経過に、それぞれ対応している。そして「平和に対する犯罪」の部分では、対外戦争の内訳が、開始期日付きで示されている。後は、ここ

に敗戦降伏（この日付ははっきりしている）までの期間を付け加えて考えれば、それで解明すべき一連の出来事の空間的・時間的範囲が区切られたことになる。訴因 3「戦争犯罪」において挙げられる事例は、対外戦争開始から敗戦までにおけるいずれかの局面に位置づけられる筈であるし、また訴因 4「人道に対する犯罪」の事例は、上記の 1～4 段階をも含めた、約 12 年間のどこかで為されたことであるに違いない。ただし、ユダヤ人の強制連行は、ドイツ国内で元来ドイツ国籍を持っていた者に対しても、占領地域においても、SS 系機関の手によって行なわれ、衛星国においては外交ルートを通して、つまり外務大臣依頼の形をとって、SS 系機関が実行した。空間的にも時間的にも大きな広がりを持つと同時に、戦争の前線とは隔たったところで起こっている。また、「戦争犯罪」の中に挙げられている、占領地域におけるスラヴ人住民の強制移送も、進攻した軍が直接行なったのではなく、占領が完了した後の占領行政の一環として、SS 系機関が乗り込んで行なったものである。したがって、これらの事柄は、「侵略戦争の準備・実行」という流れの中から特に取り出して、別箇の括りとするのが適切であると考えられる。つまり、「1. 政権獲得から対外国開戦に至るまでの国家機構占拠・戦争準備」「2. 侵略戦争の実行から敗戦・降伏まで」および「3. 人種差別思想等に基づく反人道的政策の大々的展開」という、3 区分に従って整理される如き出来事全体の明確な認識にまで導くことができれば、審理は、起訴状における構想に適った結果をもたらしたといえることなる。もちろん、審理の過程においては、検察側証人尋問の機会が英米、仏、ソの順番で区切られているという大きな制約がある上に、諸証人の出廷順も、検察の随意に調整できるとは限らない。また、事柄によっては、被告人自身の弁護の際の発言を俟ってはじめて本格的な解明の足掛かりを得られるようなものもある。したがって、検察の目論見に沿って整然と順序良く立証が進められていくというようなものでは到底あり得ない。だが、もとより、それは問題ではない。肝心なのは、全審理を終えた時点で、裁判官たちに、あらためて起訴状の構想と照合してみて、確かに上記区分に従って整理されるような仕方で出来事の全容が立証されていると認めさせることができるかどうか、ということである。ここで今ちょっとだけ先走るのを許してもらって、結果のことをいってしまうとすれば、その意味において、検察側は概ね成功を収めた、といってよいと思われる。もっとも上記区分の「1.」と「2.」のいわば接合部にあたるところに、独ソ不可侵条約の影がちらついたので、実は途中相当危ない場面もあったのであるが、その問題をいわば封印してしまうことによって辛うじて乗り切ったのである。さらにいうならば、個々の被告人に対する帰責にまで検察側が十分に成功したとは、認め難いようである。元来、裁判は、被告人個々の犯罪責任を追及して、あくまで個別にしかるべき罰を与えようとするものであるから、上記のように全体として明らかにされたナチスの犯罪行為に属する一つ一つの事件に、特に強く関与した被告人が誰々であるか、を特定すること、逆にいえば、一人一人の被告人について、どの事件とどの事件に責任を負っているか、を明確に立証することが、不可欠要件たる筈である。しかし、その点では、検察側の努力も、不十分な結果しかもたらさなかった。そのことは判決においてはっきり現われてくるので、後に判決について考察するときに、あ

らためて論ずることにしたい。

さて、ハイデッカー&レープの『ニュルンベルク裁判』は、裁判の審理内容を説明する主要部分を、実際の審理の時間的進行を無視する形で、次のとおりの章立てによって構成しているが、それはまさに、上述の、起訴状の構想に照らして審理の全成果を概括し整理する、という考えに拠っているものであると理解される：

権力と妄想

1. 裁判が始まる
2. ヒトラー、権力の座に就く
3. 血なまぐさい播種
4. ウィーン、1934 年 7 月 25 日
5. ヒトラー、計画を打ち明ける
6. 協力しない者は消えねばならぬ
7. 併合
8. 我らの時代の平和
9. 水晶の夜
10. スペイン総稽古

戦争

1. スターリンとカンニバーレたち
2. 最後の希望
3. 4 時 45 分
4. 地獄の申し子
5. アシカ作戦、終わりの始まり
6. バルバロッサ作戦

前線の背後で

1. サタンの計画
2. ヒトラーのマネージャー
3. 軍人の名誉
4. カティンの大量殺戮
5. 住民除去の技術
6. ユダヤ人の絶滅
7. ワルシャワゲットーの終局

（ハイデッカー&レープ、前掲書目次より私訳）

ただし、上に私が「1. 2. の接合部」と表現した部分では、起訴状とのズレというか相違が顕著である。第一の「権力と妄想」つまり戦争準備の部の末尾の章は「スペイン総稽古」と題して、審理では実際には追及され得なかったスペイン出兵を、敢えてドイツ軍の戦争準備の総仕上げ段階として描いている。あたかも実際の審理における欠落要素をわざわざ補うことによって、検察側の本来の意図を明確に浮かび上がらせようとしているかの如くである。そして第二部「戦争」の第 1 章には、「スターリンとカンニバーレ（＝人食い）たち」というもの凄い題名がつけられているのであるが、「カンニバーレ」とはスターリンがヒトラー、リッベントロプのことをそう呼んだのに因んでいわれているので、つまりここには独ソ不可侵条約のことが取り上げられている。そして章題名は「最後の希望」「4 時 25 分」と続いて、独ソ不可侵条約締結後、戦争回避の最後の希望を託して英国がドイツと交渉を試み、しかし裏ではドイツのポーランド侵攻準備が着々と進められて、ついには戦争開始に至った、約 1 週間の経緯が、審理を通してどのように明らかにされたのかが、説明されている。つまり、起訴状において「ポーランドに対する侵略計画の公式表現：侵略戦争の準備と開始、1939 年 3 月から同 9 月まで」と記されて、戦争準備段階の締め括りとして位置づけられていた期間のうち、独ソ不可侵条約締結からポーランド侵攻に至る 8 月末の期間が、こちらでは戦争段階の冒頭として取り扱われている。いってみれば、この 1 週間ほどの期間は、ドイツ軍事力の巨大な飛行戦艦が離陸に向けてもう滑走を始めた段階という特徴づけの下に見られている。無論それは、ハイデッカー&レープが、そのように扱うほうが実際に展開された審理において示された検察の――ソ連を除く！――意図をよく汲むことになる、と考えているからにほかならない。以下において私たちは、ハイデッカー&レープのそうした心遣いというべきものをも考慮しながら、その記述に従って、審理内容のごく大まかな要点を見ていくことにしたい。

(2) アナザー・ストーリーを拵え上げる

戦争前の時期を扱う「権力と妄想」の部の第 2 章から第 9 章でピックアップされている事件は、各章の表題からもだいたい想像がつくとおり、順に、国会議事堂炎上（1933 年 2 月 27 日）とそれに続く共産党弾圧、レーム等反乱派粛清（1934 年 6 月 30 日レーム殺害）、オーストリア首相ドルフース殺害（1934 年 7 月 25 日）、ベルリンでの外務・軍事最高幹部会議（1937 年 11 月 5 日ホスバッハによる議事録）、ブロムベルク・フリッチュ危機（1938 年 1 月 27 日ブロムベルク解任、同 2 月 3 日フリッチュ解任）、オーストリア併合（1938 年 3 月 11 日）、ミュンヘン協定（1938 年 9 月 29 日）とそれに続くチェコスロヴァキア解体、「水晶の夜」すなわちドイツ全土におけるポグロム（1938 年 11 月 9 日）、である。これらの出来事について、占領当局の押収した夥しい証拠資料が提示され、証人、被告人たちの証言、および彼らに対する尋問が行なわれて、その実態が解明されていった様子が語られている。こうした構成はそのまま、検察の究明の根本的に意図するところを、ハイデッカー&レ

ープが的確に把握していることを証しているといってよいであろう。すなわち検察は、この時期におけるドイツ国家による行為と見られた一連の出来事が、実は国家機構を乗っ取った犯罪組織による綿密に計画された世界征服戦争のための血腥い準備行動にほかならなかった、ということを、審理を通して余すところなく暴き曝そうとしたのである。ナチス政権は、見かけ上はあくまで、国民の支持を受けた国民国家政権の体裁をとっていた。1933 年 1 月、ヒトラーは第一党党首として首相の座に就き、同年 3 月、総選挙、共産党非合法化を経て、絶対多数によって全権委任法を成立させた。翌 34 年には、反逆を企てたとされるレーム一味を排除して治安を保つと、やがてヒンデンブルク大統領の死去によって、すでに独裁者としての権限を託されていたヒトラーが大統領大権としての統帥権をも引き継ぐ。この経過をそのまま受け取る限りは、彼の政権は合法的独裁として国民の期待をそのまま担っている筈であって、それ以後に行なわれた政策は、それの実現として、国民の支持を受けていたことになる。ラインラントに軍を入れたのは、国家主権に対する不当な制限を払い除けるドイツ国民の意志の表明であり――実際の話、ドイツ軍がホーエンツォレルン橋を渡ったのを知った時、心に快哉を叫んだドイツ人は少なくなかったに違いないのだ――、オーストリアとの合併は、宿願の大ドイツ融合の実現であり、チェコへの進出は、圧迫されていた同胞の窮地を救うためであった。ダンツィヒと「回廊」についても、ドイツ国民は「返還」への強い希望を抱いていた。その平和的実現の可能性をも求めて、ポーランドや英仏の政府との間に、ドイツ政府は交渉を行なっていた。つまり、ヒトラー＝ナチスの政権は、少なくとも対外戦争を始める前の段階では、ドイツ国民の支持を受け、その期待に応えるべく行動していた合法政権である、ということになる。だが、まさにこういう見かけに惑わされた謬見を一掃して、正しい見解でもって置き換えねばならない、というのが、検察側つまり戦勝国の立場である。ナチスは、初めからユダヤ人を敵視し世界征服の野望を抱くヒトラーの周りに集まった者たちによる組織である。その組織が謀略と宣伝の手段を用いて第一党となり、ヒトラー政権を実現させたけれども、その基盤が脆弱であったため、権力確保のために解散総選挙に打って出るとともに、国会議事堂炎上事件を利用して共産党議席を剥奪し、絶対多数に訴えて全権委任法を成立させた。そしてヒンデンブルクの死期が近づいて、国軍に対する統帥権のヒトラーによる引き継ぎが懸案となってきた時、強大化した SA を抱えたレームが邪魔となったので、クーデター計画をでっち上げて、レームの勢力伸長を快く思っていないゲーリング、ヒムラーに命じて、レームと関係者たちを粛清し、やがてヒンデンブルクの臨終の床での「無言の意志表示」に従って、ヒトラーが予定通り統帥権を掌握する。そしてヴェルサイユ体制に対する国民の不満を動力に用いて、再軍備宣言、ラインラント進軍を敢行、そして 1938 年に入ると、民族宿願の同胞国家同士の抱擁と称してオーストリア併合を行なうが、その実態は、首相シュシュニックを虐待し、大統領ミクラスを威嚇して、オーストリアの国家主権を崩壊させたのであった。つまり、ナチスが、世界征服に乗り出す準備のために、支配圏域を拡張したものにほかならない。3 月 11 日、シュシュニック首相解任、ザイスーインクヴァルト（DNSAP＝オーストリアナチス党首）後継首相指名をミクラ

スに迫ろうとしたゲーリングが、大統領官邸に送り込んだザイス - インクヴァルトや配下のウィーン駐在武官らに指示を出している様子は、ゲーリングが電話をしていたベルリンの航空運輸省本部で速記録になって残っていた。それを検察は証拠資料として提出したのである。これによって、ゲーリングがどれほど威嚇的な強要を指図していたか、そしてそれにもかかわらずミクラスが頑としてそれに屈することがなかった、ということが明瞭に見て取られる。結局、時間切れと見たゲーリングが、閣僚総辞職、ただし内務大臣だったザイス - インクヴァルトだけが留まって臨時政府を組織し、治安維持のためにドイツ国防軍の出動を要請することにせよ、と命令した。あらかじめ国境近くに待機していた国防軍が夜更けの頃にはオーストリア領内に侵入する。しかし、その頃ウィーンではすでにゲシュタポの隊列が練り歩いていて、通りにはホルストヴェッセルの歌とドイチュラント・リートの 1 番とが、交互に繰り返し流れて、狂喜乱舞がいつ果てるとも知れなかったそうだ。オーストリア人、ドイツ人たちが一人一人、この夜どんな思いであったのか、部外者には想像する由もない。だが、ニュルンベルクで検察が容赦なく暴露したのは、舞台裏で起こっていた暴力を背景とした威嚇脅迫による国家主権破壊、犯罪組織の陰謀による隣国併呑のおぞましい実態である。そしてナチスは、同年のうちにチェコスロヴァキアに触手を伸ばす。ズデーテン・ドイツ人の窮状を、国民に強く訴えかける。確かにそれは、ドイツ国民自身、とても心を痛めていた事柄に違いなかった。外交交渉を装うことによって、「ズデーテンさえ解決すれば」との希望を英仏首脳に抱かせた。ミュンヘンでの会談では、チェンバレンもダラディエも、そして仲を取り持ったムッソリーニまでもが騙されたのである。チェンバレンが「我等の時代の平和」に一息ついたその隙に、かつて「帝国」の一部であったベーメン・メーレンを電撃的に「奪還」してしまった。

これら一連の事柄が実行されていた時、ヒトラーが一貫して明確に征服戦争の構想を抱き、それを最高幹部には明かしていた、ということを証拠立てるものが、「ホスバッハ会議録」である。オーストリア併合決行の 4 か月前にあたる 1937 年 11 月 5 日夕刻、ヒトラーは首相官邸に軍事・外交の最高指導者たちを集めて、ヨーロッパ国際情勢の推移を見据えたドイツの国家戦略につき構想の表明を行なった。出席者は、国防大臣ヴェルナー・フォン・ブロムベルク、陸軍最高司令官ヴェルナー・フォン・フリッチュ、海軍最高司令官エーリヒ・レーダー、空軍最高司令官ヘルマン・ゲーリング、外務大臣コンスタンティン・フォン・ノイラート、そしてヒトラー首相副官のフリードリヒ・ホスバッハが筆記役として陪席した。その筆記録が残っていたのを占領軍が押収し、ニュルンベルクでは米国副検事オールダマンが読み上げたのである。そこに記されているところによると、ヒトラーは、ドイツの〔生活圏確保という〕問題の解決のために、武力の行使が必要であるとしつつ、その時期は 1943 年～45 年を期限とする、それ以降になるとジリ貧を避けられない、一方でフランスの力が弱まれば、攻撃に出る時期を早めることもあり得る、といっている。そして、いずれにせよ戦争になるとすれば「起こり得る西への進撃に対する側面からの脅威を除くために、チェコおよび同時にオーストリアを倒しておくことが、我々の第一の目標でなくてはならない」と

述べ、一方また「もちろんのこと、いずれにせよチェコおよびオーストリアに対する我が軍の攻撃実行の間、西部における封鎖がぜひ必要である」とも述べている。そして「特にチェコの入植定住者人口は希薄ではないとはいえ、チェコおよびオーストリアの併合は、500 万から 600 万の人間のための食糧の獲得を意味し得る。両国のドイツへの編入は、より短くより有利な国境線が引けて、諸戦力を他の目的に廻す自由が利き、かつ、およそ 12 師団の水準に至るまでの部隊の新編成が可能となるゆえに、軍事的政治的に重要な負担軽減を意味する」と説明している。さらに、戦争が地中海地域で激しくなる可能性――当時、スペイン内戦の最中であったから――に触れて、その場合にドイツにとって好都合な情勢を作り出すためには、盟友であるフランコ、ムッソリーニをも手段的に利用すべきであることを示唆している。この時期、ヒトラーは、再軍備宣言をし、ロカルノ条約を破棄してラインラントに軍を入れ、軍備拡張のための経済政策推進をシャハト、次いでゲーリングに要求していたが、対外的にはあくまで「ヨーロッパにおける領土要求を持たない」「ヨーロッパの緊張が戦争によっては解消され得ないことを知っている」と語って、平和志向を装っていた。それだけにヒトラーの本音を露呈する、この文書の存在は、ニュルンベルク裁判において、きわめて高い価値を持ったのである。ところで、ホスバッハを除いて、幹部として会議の席に連なった 5 人のうち、ゲーリング、レーダー以外の 3 人は、会議からわずか 3 か月ほどのうちに解任されてしまっている。3 人の 1 人であるノイラートは、審理の中で自らの解任事情を供述して明らかにしているのだが、それによれば、会議でヒトラーの考えを聞かされた彼は、その戦争に主眼を置く構想に賛成できず、同様の感想を抱いたフリッチュとも話し合ったうえで、もう一度ヒトラーに会って、平和的な解決を目指す方向に考えを変えるように説いた。しかし効果はなかったので、外務大臣を辞任することを申し出て、38 年 2 月 4 日にそれが認められたのだという。まさしく「協力しない者は消えねばならぬ」の目に遭わされたわけであるが、彼の場合には、当座は内閣秘密評議会員の資格を宛がわれ、後にはベーメン・メーレン保護領総督に任ぜられるなど、表面上の取り繕いはなされた。しかし、ブロムベルク、フリッチュの 2 人は、およそ彼とは異なり、まことに異様な形で失脚させられてしまったのである。そしてどうやらそれは、ゲーリングの陰謀によるらしい、ということが、或る証言から分かってくることになったのであるが、それについては後にまた触れることにしたいと思う。さて、第 9 章は、上に紹介したとおり、「水晶の夜」すなわち 1938 年 11 月 9 日夜に起こったドイツ全土におけるポグロムに関する審理を取り上げている。「戦争準備期間」におけるナチス政権にとっては、国民の間に自分たちの生活圏からのユダヤ人排除の気運を醸成することは、生活圏獲得のための近隣地域への進攻の気運を高めることと並んで、最重要の課題であった。11 月ポグロムは、それへの取り組みが実を結んで、目に見える効果を現わしたものとして、次に繋げるためにも大きな意味を持っていたのである。検察は、この出来事を、そうした陰謀集団自身にとっての重要な位置づけのままに的確に把握して、その実態の解明に努めた。ハイデッカー&レープは、その点を高く評価しているわけである。その夜、ドイツ全土のあちこちで、ユダヤ人とその施設に対する暴徒集団による襲

撃が起こった。13 日までに、約 400 人のユダヤ人たちが命を失い、1,400 以上のシナゴーグ他集会所、数千に及ぶユダヤ人商店、住居、墓地が破壊された。暴動の原因となったのは、パリでのユダヤ人青年によるドイツ大使館員の殺害事件であり、ドイツ国民は、卑劣なテロ行為に対する怒りに燃えて立ち上がったのである、とされた。それで、暴動の収拾にあたって、およそ 3 万人ものユダヤ人が捕らえられて強制収容所に送られ、そこで数百人が殺害され、あるいは獄死したといわれる。ユダヤ人の行なったテロ行為に対するドイツ国民の正当な怒りの炸裂が演出されたのである。打ち壊されて街路に散らばったショーウィンドーのガラスの破片が月明かりにキラキラ輝く、その様子から、ベルリンの者たちは「帝国の水晶の夜」という呼称まで作り出した。しかし検察は、この出来事の実態を容赦なく暴き、巧まれたポグロムの正体を白日の下に曝したのである。実は、発端は、ナチス政権の行なったユダヤ人迫害にあった。1938 年 10 月 28 日、ポーランド政府がポーランド発給の旅券を持って外国に滞在しているユダヤ人たちの身元保証を停止したのに乗じて、ラインハルト・ハイドリヒ指揮下の保安警察・保安局が、該当するおよそ 17,000 人のユダヤ人たちを捕らえて、ポーランドとの国境に近いベンシェンまで列車やトラックで強制移送したうえで、ポーランドの国境警備兵の制止も間に合わない迅速さで、国境の向こう側に追い払った。その追い払われた者たちのうちに、靴直し職人ゼンデル・グリュンシュパン一家があった。グリュンシュパンは、その無念を、一人離れてパリに住む 17 歳の息子ヘルシェルに書き送った。それを読んで怒りに燃えたヘルシェル・グリュンシュパンは、復讐のためにドイツ大使殺害を思い立ち、11 月 7 日朝、リボルバーを胸に忍ばせてドイツ大使館に赴き、応対に出た館員のエルンスト・フォム・ラートを至近距離から銃撃した。グリュンシュパンはその場で捕らえられ、重傷を負ったフォム・ラートには、知らせを受けたヒトラーの許から 2 名の医師も駆けつけて、懸命の救命処置が施される。しかし、それも空しく、2 日後の 11 月 9 日晩、フォム・ラートは息を引き取る。あたかも前日からこの日にかけては、あの（失敗に帰した）ミュンヘン一揆の 15 周年記念で、ヒトラーはじめナチ幹部たちはミュンヘンでの式典に出席、夕刻から晩餐会に入っていた。21 時ごろ、食卓についているヒトラーに、伝令がフォム・ラート死亡の報をもたらす。ヒトラーは隣席のゲッベルスの方に身を傾けて、手短に、囁くようにして何らかの指示を与えたかと思うと、すぐに席を立った。何が語られたのか、までは聞き取れなかったにせよ、この場面については目撃証言が得られている。そしてこれが暴動の起点であったことも、疑う余地はない。命令はゲッベルスからヒムラーへ、そしてベルリンのゲシュタポ本部へと伝達されたのであろう。この時、さっそくハイドリヒの名でゲシュタポ本部から各地の警察長官宛に送られた、大量のテレタイプの命令書は、法廷に証拠として提出された。そこには、警察長官はガウ長官と連携して迅速に報復のためのデモ隊を組織し、シナゴーグやユダヤ人集会所、商店等の打ち壊しにかかるべきこと、放火も許されること等が語られている。つまり、暴動は、ドイツ国民の怒りの発現として各地で自然発生的（！）に、かつ同時的に形成されたデモ隊による制裁行動として起こされたものなどではない。中央からの指令によって警察隊主導の党員たちで組織された破壊集団が、命じられ

た任務を果たしたのである。ドイツ国民の名は騙られたのである。上述のとおり、実行命令は、ゲッベルス、ヒムラー、ハイドリヒの系統で迅速に伝達されたのであるから、ナチス幹部といえども、多くの者は関知していなかった。ゲーリングは、その日、晩餐会には加わらず、夜行列車でベルリンに向っていた。出来事についての第一報は、深夜に列車内で受けたのである。前々年から経済 4 ヵ年計画の責任大臣であった彼は、破壊行動による経済的損失を憂いた。それで翌朝、少し遅れてベルリンに戻って来たヒトラーに会って抗議し、さらにその後現われたゲッベルスを強く非難したと、法廷でゲーリング自身証言している。しかし、その抗議の結果ヒトラーから託されることになった、善後処理の策定において、彼は、ユダヤ人たちのその後の悲運を決定づけてしまうような、重大な影響力を発揮する。11 月 12 日、彼が航空運輸省にゲッベルス、ハイドリヒ、内務大臣フリック、経済大臣フンク、金融大臣シュヴェーリン・フォン・クロジック、保険会社協会代表エドゥアルト・ヒルガルトらを呼んで開催した会議の、議事録が残っていて、証拠として提出された。そこに記されているところによれば、ゲーリングは会議の始めの方で基本方針を言明し、この際、ユダヤ人たちには、財貨を国家に譲渡して、経済界から引退することにさせる、補償金額は国債原簿に記入して、その利息分を定期的に渡すことにする、としている。つまり、この度のことを、経済の「アーリア化」のための決定的機会にしようということである。その上で具体的施策の検討に入っている。まず、建造物、施設について、保険による補償は行わない、貸店舗の場合には、建物所有者に対する弁償責任は、ユダヤ人店主が負うものとする（それでも、ショーウィンドー用ガラスはすべてベルギーの工場への発注になると聞いて、ゲーリングは相当渋い顔をしたようだ）。盗品――ハイドリヒの命令書では、掠奪は禁じられていた筈であったが――は警察の総力を挙げて探し出し、見つかった物は国庫に納める。見つからなかった分については、保険会社が契約通りに補償金を支払うが、その金は、直ちに差し押さえられて国庫に収納される、つまり実際には、保険会社は金融省に金を振り込めばよい。また、こうした処置によって仕事を失ったユダヤ人たちがプロレタリア化して階級的連帯性をもって社会を脅かす力とならないように、大規模なゲットーを建設して隔離するとともに、一人一人の行動を監視しやすくするために、特別のバッジをつけさせる。これらのことが決められた後、ゲーリングは、締め括りとして 2 点の提言を行なっている。一つは、この度の 1 名が起こしたテロに対する懲戒のために、ドイツに住むユダヤ人全体に対して、総額で 10 億マルクに達する罰金を科すること、もう一つは、むしろ予言というべき内容であるが、「もしもドイツ国家が近い将来の或る時において、対外的衝突に至るのであるとするならば、我々がドイツ国内において、何を措いてもまず、ユダヤ人に対して一大決着をつけることを考えるであろうことは、わかりきったことである」というものである。ゲーリングは、国会議長として、すでに数々のユダヤ人差別立法に署名をした責任者であることは明らかであるが、この議事録は、彼がいっそう積極的かつ実質的にユダヤ人迫害に関与し、そしてその迫害の向かう先についても、的確に予期していたことを証して余りある、といえるであろう。

前に紹介したとおり、第 9 章は、「スペイン総稽古」と題して、スペイン内戦への介入のことを取り上げている。ヒトラーが、フランシス・フランコの要請に応じて派兵に踏み切ったのは、1936 年 7 月 27 日であったことを考えると、第 2 章から第 8 章までの記述がほぼ時系列に沿って進められてきたのに対して、ここで急に遡っているような印象を受ける。それにまた、スペイン内戦介入のことは、ニュルンベルクで審理の対象になってはいない。フランコは、ドイツの支援によって人民戦線政府を倒して統一政権を樹立し、反対派に対する苛酷な弾圧・処刑を行なったけれども、国内情勢の不安を理由にして、ヒトラーからの参戦要請を断わり、中立を守り通した。だから、スペインでのドイツの軍事行動は、連合国から見てまったくの対共産主義イデオロギー戦であり、英仏による不介入協定への努力を無視して続行され、住民に甚大な損害をもたらした暴挙であるにせよ、ニュルンベルク裁判の枠組みにおける限りは、審理・糾明の対象とはなり得ない。率直にいえば、私は、ハイデッカー&レープの一読者として、ニュルンベルク裁判の審理内容を解説する文章の中で、この項目に、たいへん重要な位置における一章を充てていることに対して、その適合性について、一面、疑問を抱かずにはいられない。同じように捉える読者も少なくないと思われる。しかし、ハイデッカー&レープは、もちろんそんな読者の反応も前もって承知の上で、敢えてこの一章を、第 1 部の締め括りの章として書いているようである。思うに、ハイデッカー&レープの認識からすれば、検察が試みたように、ヒトラー首相就任から、39 年晩夏に至る経過を、ナチス政権による戦争準備期として描き出そうとするならば、スペイン出兵が決定的な追及材料となったことであろうし、本来ならばそうすることが不可欠だった、ということなのであろう。侵略戦争の実行に備えて、ヴェルサイユ体制による制約を克服して軍備を蓄えたのであるからには、その実際の効力を、外地で実戦練習し、確かな効果を上げて、来たる本格的対外戦争に向けて戦略的見通しを立てるとともに、国民の全般的士気を高めることは、ナチス政権にとって、この段階の総仕上げとして絶対に必要な行動であった。そしてそれは確かに、1936 年 7 月 27 日から 39 年 4 月 1 日――フランコによる内戦終結宣言の日――にかけて、スペインで遂行された、というわけだ。だから、いい方を変えるならば、ハイデッカー&レープは、検察が持ち出せなかったスペイン出兵に敢えて言及することによって、いわば検察の議論を補強し、この事実を見れば検察の追及の方向で確かに間違いなかったということが認められるであろう、といって示してくれていることになる。

内戦の初期、蜂起した諸将軍は、ポルトガルの後ろ盾を頼んで北西部に拠り、奇襲によってセヴィリアをも落したが、マドリードを含む広い地域は政府軍に抑えられており、反乱軍の命運は風前の灯火とも思われ、一縷の望みは、モロッコにいるフランコ軍の本土到着に託されたのであるが、海上もまた政府軍に制圧されているので、渡航の見込みも立たなかった。フランコの支援要請は、そんな窮境の中で出されたものである。それを受けることを決定した経緯については、ゲーリングが、供述の中でごくわずかに触れている：

「スペインで市民戦争が勃発した時、フランコがドイツに支援を求めてきた、とりわけ空の支援を。

総統は考え込んでいたが、私は、どんなことがあっても支援の手を貸すべきだ、と強く迫った。それは、第一には、共産主義の伸長とここで戦うため、しかし第二には、私の新しい空軍を、この機会にさまざまの技術的な点について試してみるためであった。私は、総統の許可を得て、我が軍輸送隊の一大部分を送り出し、またかなりの数の我が軍戦闘機・爆撃機・高射砲の試験的な分遣隊を送り出して、この方法で、それら資材が目的に適って開発されたかどうか、厳しくテストしてみる機会を得た。また、兵員たちが或る特定の経験を得るために、私は、しっかりしたローテーションにも配慮した、すなわち幾度も繰り返して、新しい者たちが行き、前の者たちが帰ってくる、というようにした」

ゲーリングはまず、画期的な空輸隊を組織した。民間の輸送会社を装った Ju52 航空機団がモロッコとセヴィリアの間を往復した。ごく短期間のうちにフランコ軍兵士 12,000 人、弾薬 134,000 ㎏がセヴィリアに運ばれた。ドイツ人兵士や兵器、爆弾等は、別途――ハンブルク～カディツの船路を経て――セヴィリアに到着したので、ここにスペイン本土におけるフランコの戦いが開始される。加勢するドイツ人部隊は「コンドル義勇軍団」と称された。政府軍側にもソ連の強い支援があったので、戦闘は激戦を極めたが、コンドル義勇軍団の航空機と戦車を駆使した活躍は目覚ましく、フランコ軍が北部征圧に続きカタルーニャを孤立させることに成功すると、戦況はフランコ軍優位に傾き、38 年夏のエブロ川流域における政府軍の反攻も実らず、同年 12 月から始まったフランコ軍のカタルーニャ攻撃により、39 年 1 月末にバルセロナが陥落、3 月にはマドリード進撃が開始されて、同月 27 日にマドリード陥落、4 月 1 日にフランコによる内戦終結宣言に至る。

先述のとおり、戦闘の激化を憂えた英仏は、諸国に不介入を呼びかけ、ドイツ、イタリアをも加えて国際監視委員会を作った。だからナチス政権も、表向きはあくまで軍隊を送っていないといい続けた。当地にいるドイツ人部隊は、「義勇軍団」でしかなかった。国内ではゲッベルスが厳しい報道管制を敷いて、コンドル義勇軍団の活躍をドイツ国軍の活動としては伝えさせなかった。ただ、政府軍の攻撃で義勇軍に多くの死者が出た時には、大々的にこれを報道して、国民の怒りを煽るようにさせた。外地で命を落とした息子のことを嘆く母親たちの声はあちこちにあったけれども、悲しみを拡散させることは絶対に許されなかった。そんな形で戦地に送り込まれた兵士たちは、ひたすら、スペインの友人たちをボルシェヴィズムの脅威から解放し、愛国者フランコを政権の座に就けることの正義を信じて戦っていた。しかし、そうした兵士たちの気持ちと、ヒトラーの思わくとの間には、実はほとんど異次元というべき懸隔があった。そのことを、ハイデッカー&レープは、あのホスバッハ会議録に記されたヒトラーの言葉から、下記の一節を引用することによって、証明している：

「他面、ドイツの立場からは、フランコの 100 パーセントの勝利もまた、望ましくはない。我々はむしろ、地中海地域における戦争の持続、緊張の保持に関心があるのだ」

それからまた、ハイデッカー&レープは、コンドル義勇軍団の為し業の一つとして、ゲルニカ爆撃にも言及している。ただし、これをまでも、検察の追及姿勢を補強する材料として挙げているとは、さすがに私たちも受け取ることはできない。素直に読めば伝わってくるとおり、ハイデッカー&レープは、これを罪に問うことのできなかったというところに、ニュルンベルク法廷そのものの限界を指摘し、戦争犯罪裁判の本来あるべき姿についての問いを投げかけているのである。その事件は、1937 年 4 月 26 日、フランコ軍のバスク征圧作戦を空から支援するコンドル義勇軍団による、ゲルニカ市街の爆撃破壊という形で起こった。次々に飛来する Ju52 爆撃機から、ひっきりなしに爆弾が投下された。そして「我々の世界の歴史で初めて、それらの爆弾は、軍隊や軍事施設や兵器工廠の上にではなく、市民の居住地区の上に、街路や広場の上に、無防備の家屋の上に、女性たちや子供たちの上に、落とされ、〔我々の世界の歴史で〕初めて、うなりを上げて飛来する低空爆撃機の搭載砲は、兵士たちにではなく、逃げ惑う市民たちに対して向けられたのである」（ハイデッカー&レープ、前掲書、p292-3 より私訳）。無差別爆撃――爆弾を住民殺戮の凶器として用い、占領に先立って予め都市を破壊しておく、という戦法が、この時初めて用いられたのだという。そしてそれは、以後に起こる総力戦において、きわめて効果の高い戦法として、各国によって用いられ、悲惨な結果をもたらす。その最初の例がそこにあったのだから、それは何としても裁かれねばならなかった筈である。まったく無防備・無抵抗の一般生活者たちが、上空からの襲撃を受けて惨害を被った、その状況を考えてみれば、そうした襲撃を命じた者、実行した者ともに、戦争犯罪および人道に対する犯罪に該当することは明らかである。ニュルンベルク法廷の枠には入り得ないというならば、別箇にその件についての裁判を開いて、誰の仕業であるか（フランコは当時まだ、それはバスク人自らの行為であった、と主張していたが）を糾明し、しかるべく処罰されねばならなかった。それが裁かれずに終わったということは、無差別爆撃は裁かれない、という前例を作ってしまった、ということにほかならない。それはまさに禍根を残すことであった、と私たちも認めねばなるまい。

さて、コンドル義勇軍団の結末に関して、ハイデッカー&レープは、下記のとおりに語って、章の締め括りとしている。

> そして、軍団がドイツへの帰途にある 1939 年 4 月 28 日、ヒトラー自ら、それまで語られることのなかった軍事行動の秘密を、国会での演説で暴露する：「ドイツ国民は、彼らの息子たちもまた、かの地において、一個の気高い国民の自由のために、したがってつまるところはヨーロッパ文明の救助のために、如何に勇敢に戦ったのであるかを、やがて聞き知るであろう」。
>
> 「たとえ何ごとが起ころうとも」と、ゲーリングは、1939 年 5 月 3 日、ハンブルクで、軍団に向って叫び呼び掛ける、「我々は無敵である、ということを、諸君は証明したのである！」。20 万の軍団兵士たちが、1939 年 6 月 6 日、ベルリンでアドルフ・ヒトラーの前を行進する――群衆の歓呼の声が沸き上がる、ドイツ軍は決してスペインでは戦っていない、という昨日までの確言など、どこかに消えてしまったようだ。「無敵」とゲーリングが評した、この同じ兵士たちが、明日にはまた新たな戦争

に投入されることになる：ベルリンでの戦勝パレードの後、3ヶ月になるかならないかのうちに、第二次世界大戦が始まるのだ。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、293頁より私訳）

以上、ハイデッカー&レープの解説を通してみるとよく分かるとおり、ニュルンベルクの検察は、1933年ヒトラーの政権獲得から39年ポーランド戦直前までの6年余りの間におけるドイツ国家の行動について、一種の「アナザー・ストーリー」を拵え上げることに成功しているのである。「アナザー・ストーリー」というわけは、ほかでもない、この時期のドイツが、ヨーロッパ国際関係の中で規格に適った一国家として動いていたとする見方、言い換えれば国民の支持を得た合法的な政権が国民の期待に応えるべく内政・外交を繰り広げていたという見方を、検察は徹底的に否定し打ち砕いた。そして、それに代えて、世界征服を企んだ集団が、陰謀による権力獲得、国家機構占拠、国民煽動、軍備強化、対外的威嚇等々を通して、着々と征服戦争の準備を進めていく過程というストーリーを置いたのである。もちろんそれを、「アナザー・ストーリー」と表現されることには、検察は到底同意できないに違いない。検察としてはあくまで、「真相はこうだ」と、容赦なく暴いて見せたにすぎない、というに決まっている。しかし、どうであれ、こういうストーリーに仕上げることは、検察にとって、絶対必要なことであった。それは、戦勝4国の検察＝裁判官という地位を確保するための不可欠要件であったのだ。なぜなら、たとえ些かではあれ、ヒトラー＝ナチスの政権が、国民の選挙・投票という合法的基礎づけを有し、在外同胞の保護・奪われた領土の回復というドイツ国民の切実な願いの平和的実現のために外交交渉の努力を――一方で軍事力による威圧という手段をも用いながらではあったにせよ――続けつつあった、と主張できる余地が残っている限りは、ドイツ側に一方的に「平和に対する犯罪」の責めを負わそうとする戦勝国の意図を貫くことは覚束ないであろうからだ。だが同時に、看過できないのは、このストーリー確立が、ドイツ国民の立場を守るためにも、また必要なことであった、ということである。もしもドイツ国民が、まだ戦争前の段階においてとはいえ、ヒトラー＝ナチスの政権に、普通の政府・国民間関係の中で期待をかけ、支持し続けていた、という事実があると認定されるならば、ドイツ国民は、その政権が惹き起したユダヤ人数百万人の虐殺をはじめとする膨大な残虐犯罪行為に対する責任から逃れる道はなく、やがてその重圧に押しつぶされてしまうほかないであろう。謀略によって国家権力を簒奪した集団によって欺かれ脅され操られていたにすぎないとみなされることによって、かろうじていわば「立つ瀬」が残され、復興への足掛かりも見出せようというものである。つまり、検察の挙証においては、ドイツ国民に対する思いやりもまた、しっかりと働いていた、ということができる。そうした検察の姿勢は、ジャクソンの冒頭陳述中の、次の一節からも窺われるとおり、当初から明確なものであった：

我々は、全ドイツ国民に罪を負わせる意図を持ってはいない、ということをも明らかにしておきた

い。ナチ党がドイツ国民の投票の多数によって権力の座に就いたのではないということを、我々は知っている。同党は、最極端のナチ革命家たち、最も放埒なドイツ反動主義者たちおよび最も攻撃的なドイツ軍国主義者たちの、邪悪な結託によって権力を握るに至ったのだ、ということを、我々は知っているのだ。もしも、ドイツの民衆が、ナチの計画を進んで受け入れたというのであるならば、党の初期において突撃隊が必要とされることもなかっただろうし、ナチ党がドイツ国家の支配権を獲得するやいなや設置された二つの組織である強制収容所とゲシュタポの必要もなかっただろう。これらの無法なる新制度が国内で成功を収めたと分かった後に、はじめてそれらは国外で採用されたのである。

ドイツ国民は、今はもう、我ら合衆国民が彼らを恐れてもいなければ憎んでもいない、ということを知るべきである。確かに、ドイツ人たちは、現代の戦争の恐怖を我々に教えた、しかしライン川からドーナウ川にかけて広がった荒廃が示しているのは、我々が、他の連合諸国同様、決して愚鈍な生徒ではなかった、ということである。我々は、ドイツ人たちの戦争における剛勇や熟達ぶりに畏敬の念を催さないにしても、ドイツ人たちの政治的な成熟を首肯することがないにしても、しかし彼らの平和の技芸における手腕と技術的能力と、そしてドイツ国民大衆の謹直、勤勉にして自己鍛錬された性格とを、尊敬しているのである。1933 年、我々は、ドイツ国民が、前大戦の停頓以後における商業、産業、芸術の世界で、威信を回復しつつあるのを認めた。我々は、彼らの進歩を、妬みもなく、敵意もなしに注視した。ナチ体制が、この前進を断ち切ってしまったのだ。ナチの侵略の反動が、ドイツを瓦礫の中に置き去りにした。何のためらいもなくドイツの名誉にかけて約束し、何の恥じらいもなくそれを破るという、ナチの軽々しさのせいで、ドイツの外交には不誠実との評判が着せられてしまった、ドイツの外交は今後数年の間、それになお苦しむことであろう。ナチの傲慢のせいで、「支配者人種」の誇りは、世界中において代々にわたりドイツ人たちに投げかけられる嘲りとなってしまった。ナチの悪夢は、ドイツ人の名に、世界中で、新たな不吉なる意味を与えてしまった、それは、ドイツの歩みを一世紀遅らせるであろう。ドイツ人も、非ドイツ人の世界と同じく、これらの被告人たちとの間で清算せねばならぬ勘定書きを持っているのだ。

ジャクソンの論ずるところによれば、ドイツ国民は、脅され欺かれたことにおいて、ナチス政権の最初の被害者になった、しかも、そこまで、その優れた特性を発揮して前大戦の痛手から見事に立ち直りつつあったのに、ナチス政権によってその前進を断ち切られてしまったのである。ナチス政権がドイツ国の名を使って繰り広げた欺瞞外交は、ドイツ国民の評判をいたく傷つけ、「支配者人種」として世界に君臨しようとして推し進めた政策は、ドイツ国民を世界の激しい非難の視線にさらす結果となった。今、国の復興は、その大きなハンディキャップの下に着手されねばならない。これだけの損害を被ったのだから、ドイツ国民は、世界の皆と共に、ここにいる被告人たち、つまりナチスの首謀者たちを、厳格に裁き、彼らから償いを求めようではないか――ジャクソンの論調は、ドイツ国民に対する細かい思いやりというよりは、深い温情に溢れているように感じられる。さすが欧米人同士の間、戦勝国の検事から敗戦国民に対してこれほどの温情が寄せられているのを見ると、日本人の視点からする私は、深い感銘を覚えずにはいられない。それはともかくとして、ここでごく大

雑把な物言いを許していただくならば、戦後のドイツ人は、このジャクソン的温情を、ありがたく受け入れることをもって、自己の存立の基盤とした。極言するならば、現在に至るも、ドイツ人は、「国民」としての在り方を、あの時の戦勝者のジャクソン的温情に負っているのである。そのことをほとんどのドイツ人はもう意識していないか、あるいは意識することはあっても、わざわざ言葉に出すことはない。もっとも、ごくまれに、そこをほじくり返すようなことをいう人はいる。たとえば、連邦国防軍少将であったゲルト・シュルツェ‐ローンホフのような人であって、「レヴィジオニスト」というお決まりの呼び方で一括りにされることになっているが、それらの人々は、ドイツ人が、ジャクソン的温情を受け入れることによって、あたかも事実の或る重要な一面――あくまで「一面」ではあろうが――を忘れ去ってしまっているかの如くであることに対して、強い不満を表現しようとしているように見える。ナチス政権といえども、国民からの委託を受けた政権として、国民にとっての懸案事項の解決に向けての外交努力をしていたという面は、たしかにあった。その限り、他の国々も交渉相手になるべきであり、実際なっていた。ラインラントに対する主権制限の撤廃、オーストリアとの同胞合体の達成、ズデーテン地域の同胞の保護など、ドイツ国民の多くの部分が望んでいたことであった。ヒトラー政権は、戦争という手段に訴えるまでもなく、それを達成したではないか。そしてまた、ドイツ国民は、ポーランド「回廊」部分に取り残された同胞の被っている圧迫と差別に心を痛め続けていたし、ドイツ人が住民の 9 割を占めるダンツィヒの復帰を強く願ってもいた。それらの問題の平和的解決の可能性を、ナチス政府が頭から否定していたと決めつけることは、本当に公正なのだろうか。検察は、1939 年 5 月 23 日首相官邸秘密会議のルドルフ・シュムントによる議事録を、ヒトラー＝ナチス政府の戦争準備の動かぬ証拠として提出した。確かにヒトラーは、そこでポーランドとの戦争の不可避なこと、そしてそれはドイツ国民にとって生存圏確保を賭けての戦いになるので、ポーランドに情け容赦をかける余地はないこと、さらに英国が敵対してきた時には、これと同盟するフランスのみならず中立国ベルギー、オランダをも占領して、封鎖の必要があることを明言している。実際に戦いに乗り出すより 3 か月以上も前に、すでに明確にシナリオを描いていた、というわけだ。しかし、この会議の出席者は、ゲーリング、レーダー、カイテルに限られている。つまり、ヒトラーは、ここではあくまで、仮にポーランドとの間の領土交渉が英国の執拗な干渉によって行詰り、軍事オプションを取らざるを得なくなる、といった状況をも想定したうえで、その時のためにどういう作戦を用意しておく必要があるか、と語って、三軍の最高司令官たちに発破をかけているのである。これでただちに、外交努力の方はすでに完全に放棄されてしまっている、ポーランド殲滅のことしか頭にない、と断言するのは、公正であるとは思われない。ナチス政権は、1934 年 1 月、ノイラート外相の時に、ポーランドとの間に不可侵条約を結んだ。その後、リッベントロプとポーランドのヨゼフ・ベック外相との間でも、この条約に沿って領土交渉が進められていた。ところが、それに対して英仏が、ドイツ囲い込みの意図も明らかな干渉をしてきたために、怒ったヒトラーによって、39 年 4 月 28 日に不可侵条約が破棄される。しかし、その後といえども、リッベ

ントロプおよび外務省は、当然のことながら、外交交渉の努力を打ち切ったわけではない――こうした見失われがちな事実の一面に注意を促そうとする議論に、私たち日本人は耳を傾けることができる。しかし、当のドイツ人たちの間で、それが反響を見出すことはないと思われる。

(3) 全方位侵略戦争を立証する

先に紹介したとおり、ハイデッカー&レープの第 2 部「戦争」は、下記の章立てとなっている：

1. スターリンとカンニバーレたち
2. 最後の希望
3. 4 時 45 分
4. 地獄の申し子
5. アシカ作戦、終わりの始まり
6. バルバロッサ作戦

第 3 章の表題が、普通にいわれるポーランド侵攻の開始を指し示しているのだから、第 1、2 章では、それ以前のことが取り上げられているわけで、それは起訴状自体に示された段階区分とははっきり異なっている。そこから私たちは、ハイデッカー&レープなりの、ニュルンベルク裁判に対する批判を読み取ることができるであろう。第 1 章「スターリンとカンニバーレたち」の冒頭で、ハイデッカー&レープは、先述のシュムント議事録に言及して、それを、ヒトラーが早々と開戦を決意していたことの証拠と認めているのであるが、続いてすぐ独ソ不可侵条約についての記述に移っている。その様子からすれば、39 年 8 月 23 日の独ソ不可侵条約締結をもって、実質、戦争が始まったものとして描かれているわけである。つまり、ハイデッカー&レープの認識では、ドイツとソ連が――ヒトラーとスターリンが、というほうが分かりやすいには違いないが――示し合わせて、ポーランド侵略行動に乗り出したのが、戦争の開始にほかならないのである。同時に、ハイデッカー&レープの見るところでは、ニュルンベルク裁判においても米英仏の検察はそのことをちゃんと認識しており、実質的にはそういう扱いをしていた。ただし、その認識を表立っての議論に反映させることは絶対にできない事情があったために、その分、審理がぎこちないものになったばかりか、後々に深刻な禍根を残すことになった、ということを、ハイデッカー&レープは示唆しようとしているように見える。

独ソ戦開始から約 2 ヶ月経った 41 年 8 月 23 日（不可侵条約締結 2 年記念日！）、スターリンは、党政治局における演説で、次のとおり述べたという：

……あるいは問う者もあるかもしれない、いったいなぜ、ソヴィエト政府が、ヒトラーやリッベントロプの如き約束破りの鬼畜と不可侵条約を締結する、といったようなことが、起こり得たのか、この点で、過ちが犯されたのではないか、と。もちろん違う！不可侵条約とは平和条約である。私の考えでは、およそ平和を愛好する国家が、隣接する国との平和協定を拒絶することはあり得ない、たとえ、その国の頂点に、ヒトラーやリッベントロプの如き鬼畜の人食い〔カンニバーレ〕が立っているにしても、だ。……

（ハイデッカー&レープ、前掲書、310 頁より私訳）

スターリンは、あくまで善意で、平和を守ろうとして、ドイツとの条約を結んだ。その結果、約束破りの鬼畜によって煮え湯を飲まされることになったのは、チェンバレンやダラディエと同様だ、というわけである。この弁明が、ソ連国内でそのまま通ったことはいうまでもないが、英仏にとっても、正直なところ、これを認めておく必要があったのだ。というのも、英仏といえども、ポーランドの領土保障の後押しをしたのは、決して純然たる善意からではなかった。本心をいえば、端的に、ドイツに力の回復を許したくなかったのだ。私たちでも、試みに英国目線で地図を眺めてみるとすぐに気づくところであるが、ダンツィヒと西プロイセン（つまり「回廊」）をドイツの手に戻してしまえば、海岸線の繋がったドイツは、東ヨーロッパを抱え込んでしまうような形になる。それにまた、ケーニヒスベルクからキールまで連なった軍港群において海戦力を養って、やがて再び――デンマーク、ノルウェーに特段邪魔されることがないという前提の下で――英国の海上覇権を脅かすようになってくることは不可避である。だから何としても、ポーランドに領土割譲を認めさせてはならなかった。ヒトラーが、力ずくででも領土問題を決着させるという姿勢をいよいよ明確にしてきた 1939 年になると、英仏は、ポーランドの領土保障をソ連に頼るほかない、との結論に至り、モスクワに代表団を送ってその交渉に乗り出す。もちろん、スターリンがカーゾン線の回復――つまり東ポーランドをよこせ、ということ――を条件に持ち出してくることは承知の上である。英仏は、それを呑むつもりでいた。もともと「カーゾン線」の名は、パリ講和会議に出席していた英国外相ジョージ・カーゾンに因むものだ。あの時集まった西欧戦勝諸国は、ボルシェヴィキ政権を認めていなかったから、あくまで帝政ロシアとポーランド共和国との境界線を引くつもりで、エカテリーナ大帝が「分割」で取った分まで含めてロシア領として認めようとした。ただ、「共和国」のフランスだけは、その線引きに賛成できず、新生ポーランド共和国の後押しをして、東ポーランドを領有させてしまっていた。スターリンは、当然のこと、自分の方が取るべきものは絶対に取ろうとしてくる。その要求に応じさえすれば、ポーランドは、ソ連の力で、ドイツの攻撃から身を守ることができるであろう。この際、英仏としては、ポーランド政府に因果を含めて、ソ連による（ドイツに対する）ポーランド領土保障という形を作り上げる以外にない、と考えた。8 月 12 日からは、モスクワで、英仏の軍事代表団とソ連側クリメント・ウォロシロフ将軍との間で、いよいよ同盟締結の詰めの交渉に入る。しかし、ここに至ってソ連側は、ドイツ軍と戦うためにポーランド領内を随

意に通過する権利を、ソ連軍に認めよ、という条件を持ち出してきた。ポーランド政府が、そんなことを承知する筈がない。それで、交渉が行き詰まっていたところに、情勢の急転回が起こる。8 月 16 日、リッベントロプから、モスクワ訪問の意図がウァヤチェスラフ・モロトフ外相を通して伝えられると、スターリンは、19 日、政治局の秘密会議で、これを受け入れる意向を表明、21 日には英仏の軍事代表団は帰国し、入れ替わりに到着したリッベントロプによって、独ソ不可侵条約が結ばれたのである。だから、有り体にいうならば、英仏は、「回廊」部および自由都市ダンツィヒをドイツに渡すか、それとも東ポーランドをソ連に渡すか、いずれにしてもポーランドに領土割譲を強要することになる二者択一で、自分たちに被害が及ぶことの少ない方を選択しようとしていたにほかならないわけで、その後ろ暗い経緯を暴露されたくなかったら、スターリンの弁明どおりにしておくのが一番都合がよいに違いない。スターリンも善意で平和条約を結んで、ナチスの虚偽外交の被害者となったのだ、ちょうど我々のチェンバレンやダラディエがそうであったように。

しかしながら、ドイツ軍のポーランド侵攻に引き続く時期における、ソ連軍の行動を見るならば、そんな話を信ずるのは、とても無理であった。ドイツ軍の侵攻が始まったのは 9 月 1 日であるが、ソ連赤軍は、9 月 17 日にポーランド東部への侵攻を開始、27 日にドイツ軍がワルシャワを陥落させると、翌 28 日、モスクワでスターリン、モロトフ、リッベントロプらの出席によって独ソ国境・友好条約が結ばれ、あっさりポーランド分割・カーゾン線回復が完了する。続いて赤軍はフィンランドへの進駐を図って、11 月にいわゆる冬戦争を仕掛け、翌 40 年 1 月にカレリア地方譲渡の条件で講和を認めた。この侵略行為によって、ソ連は国際連盟から追放を食らうが、何ら意に介するところはなかった。さらに同年夏にはバルト三国およびベッサラビアの併合を行なう。これらのことは、ドイツとの間にあらかじめ合意ができていなかったら、到底不可能だった筈と思われた。おそらく、39 年 8 月 23 日の不可侵条約には、相互の不可侵を謳った表向きの条約文の他に、ポーランドおよびそれに隣接する東ヨーロッパ各地域の分割を約する秘密議定書が付帯していたのではないか、と誰しも疑わずにはいられなかった。しかし、証拠は出てきていなかった。秘密議定書が付いていたにせよいなかったにせよ、ドイツ外務省に保管されていた条約文書のドイツ語版は、戦火で失われた（とされていた）。秘密議定書があったとして、法廷でその内容を明らかにできるのは、リッベントロプ以外にないのであるが、彼になおその気力があるかどうか、きわめて疑わしかった。もう一人、有力な証人になり得ると見られた人物がいるには、いた。フリードリヒ・ガウスである。彼は国際法の知識に長けた古参の外交官であり、ナチス政権においても重用されて、数多くの条約等文書の作成に携わった。ドイツ・ポーランド不可侵条約も、独ソ不可侵条約も、彼の起草によるものであったし、モスクワでの同条約の署名にも、リッベントロプに随行して立ち会っていた。敗戦直後、彼も戦犯容疑者として米国軍に捕らえられていたのだが、リッベントロプ弁護人のフリッツ・ザウターは、彼を証人申請してニュルンベルクに呼び、予備聴取して宣誓供述書を取ることまではできていた。ところが、ガウスは、いよいよ出廷予定日の迫って来た時になって、ドタキャンを決め込む。実は、米国

副検事のケンプナーに、「ソ連軍当局に引き渡すぞ」といって脅されたためであった。結局彼の証言は、宣誓供述書として提出されたにとどまる。ガウスは、その後、ニュルンベルク継続裁判の一つとして高位外交官らの戦争責任を裁いた、ヴィルヘルムシュトラーセ裁判――その通称は、外務省の所在したベルリン・ヴィルヘルム通りに因む――に、検察側証人として出廷し、以前の同僚たちの罪状を証言している。米国検察の常道であった司法取引が行なわれたことは、疑いの余地がない。このように、証人の選定に関して、有利不利の差はあまりにも大きく、その点で勝敗はあらかじめついていた、といっても過言ではない。

しかし、そうはいっても、ヒヤリとさせる場面が、まったくなかったというわけではない。ドイツ人弁護人たちには、ソ連検察・判事に大きな顔をさせておくのは我慢ならない、との気持ちが強かったに違いないから、彼らは、ごくわずかな手掛かりによってでも、何とか揺さぶりをかけようとする努力はしたのだった。この点で、最も大きな働きをしたのは、ヘス弁護人のアルフレート・ザイドルであった。1946 年 2 月 5 日、前任者のギュンター・ロールシャイトから弁護の任を引き継いだザイドルが、3 月の或る日、独ソ不可侵条約付帯秘密議定書の存在を知ることになった経緯について、ハイデッカー&レープは、次のとおり記述している：

……ザイドル博士の明かしているところによれば、1946 年 3 月、彼は、ニュルンベルク法廷審理の休憩の間に、或る米国人ジャーナリストと言葉を交わす機会があった。このジャーナリストは、ワシントンの国務省に優れたコネを持つ人物であり、そのすぐ後に、秘密議定書のフォトコピーがザイドル博士の手に渡るように図らってくれた。

ザイドルは度を失った。彼はすぐに、ここで運命が法学的原子爆弾を彼の懐に投げ込んだということを、感知した。今日では、彼は、そのフォトコピーは、意図的に、米国務省の幾人かの先見の明ある人々によって、彼宛てに流されたのである、と考えている。いずれにせよ、彼、弁護人は、被告人リッベントロプのところに急ぎ、リッベントロプは、この文書を真正のものであるといった。この時証人としてニュルンベルクに来ていた〔＝この時点では出廷予定であった〕（元）大使のフリードリヒ・ガウス博士も、同様にその真正性を認めた。そこで、ザイドルは、英国検事デヴィッド・マクスウェル - ファイフ卿の許に赴いた。マクスウェル - ファイフは、突如姿を現わしたこの幽霊文書の影響範囲の大きさを認識し、ドイツ人弁護人に、これを持ってソヴィエト検察局に行け、との、絶妙の助言を与えた。

ザイドル博士もまた、そのようにした。彼は、ソヴィエト首席検事ロマン・ルーデンコに面会を求めた、しかし、ただ、補助検事 N. D. ツォーリャと話ができただけだった――ちなみに、この人は、このわずか後、まだニュルンベルクで裁判中の 1946 年 5 月 23 日、不可解な状況の下、「武器の手入れ中に」銃で死んだ。ツォーリャは、ザイドルに、「ソヴィエト代表団は、そのような協議のための対象は存在しない、と考えている」と説明した。

おそらく彼は、まったくの確信をもって、そう説明したのであろう、なぜなら、爆弾が法廷で炸裂した後になってはじめて、ルーデンコ将軍は、モスクワに再照会して、実際に秘密の付帯議定書があったということを聞き知ることになるのであったから。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、311-2 頁、私訳）

フォトコピーに書かれてあった内容は、「領土改編の場合においては」ソヴィエト連邦に旧ロシア帝国領土の回復が認められる、というものであり、具体的には、東ポーランド、フィンランド、エストニア、ラトヴィアがソ連の、西ポーランド、リトアニア（ヴィルネル地方を含む）がドイツの、それぞれ「関心範囲」となり、ポーランド東西の境界線は、ナーレフ、ヴァイクセル、ザンの三川に沿う、さらに南東部ヨーロッパでは、ベッサラビアはソ連の「関心範囲」であって、ドイツはこれに関心を有しない、ということが約束されていた。まさしく、周到な共同侵略計画である。ザイドルは、この文書の証拠価値が認められれば、ニキチェンコ、ルーデンコの席は失われ、法廷の基本構造が覆される、と確信した。法廷第 90 日の 3 月 25 日、ヘスの弁護に宛てられていたその日に、ザイドルは、爆弾を炸裂させようとした。ヘス擁護のための証拠文書を読み上げていた彼は、突如として、本筋から逸れるかのような発言をする：

ザイドル博士：　……皆さん、被告人ルドルフ・ヘスは、起訴状において、ナチ共謀者たちの権力掌握を促進し、かつ、訴因 1 に挙げられているように、戦争の経済的・心理的な準備を促進した、訴因 1 および 2 に挙げられているように、侵略戦争および国際的条約・協定・保障に違反する戦争の政治的計画・準備に参加した、そしてまた、訴因 1 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの対外的計画の準備・立案に参加した、との、容疑をかけられている。この容疑は、ルドルフ・ヘスに対して起こされた訴えの核心である。それ故また、立証手続において手短に、1939 年に戦争の勃発へと導いた一連の事柄を取り上げるのは、私の義務である。そのためには、次のことがいわれねばならない：

1939 年 8 月 23 日、モスクワにおいて、ドイツとソヴィエト連邦との間に、不可侵条約が結ばれた、それは検察代表部より、すでに証拠文書 GB-145 として提出された。同じ日に、つまり戦争勃発のわずか 1 週間前、計画されたポーランド進攻の 3 日前に、独ソ両国の間で、もう一つの秘密協定が結ばれた。この秘密条約は、本質的にいって、ドイツとソヴィエト連邦との間に存しているヨーロッパ地域における双方の関心領域の境界設定を含むものである。

裁判長：　ザイドル博士、法廷の規則をお忘れではないでしょうね、今は、演説をするのに適した機会ではない。今可能なのは、文書を提示し、証人を召喚することだけである。あなたには、後ほど演説をする機会があるでしょう。

ザイドル博士：　はい。私は、演説することを意図しているのではなくて、私がこれから法廷に提出

しようとする記録文書のための序言を述べようとしているのです。ドイツは、この秘密文書の中で、リトアニア、ラトヴィア、エストニアには関心がない、との意思を表明したのです。

裁判長：　ザイドル博士、我々は、その記録文書をまだまったく見てもいない。もしも、あなたがそれを提出したいと思われるのであるなら、どうぞまず、そうしてください。

ザイドル博士：　よろしいですとも。記録文書は即刻提出することができます。この内容は、かつての特任大使・フリードリヒ・ガウス博士によって宣誓確証されている。彼は、1937 年、外務省法律部長であった。彼は、モスクワで、当時のドイツ側全権の随員として、交渉に加わり、すでに証拠文書として提出されている不可侵条約のみならず、秘密協定をも起草したが、それの内容を、私は今や、法廷に、証拠調べに値するものとして、提出したいのです。

裁判長：　その記録文書を提出してくれますか？

ザイドル博士：　よろしいですとも。ただし、私は、この記録文書の或る部分を、次に読み上げるつもりです。

裁判長：　ザイドル博士！この記録文書は、あなたの作成した文書冊子の中に含まれていないのだから、当法廷は、そこに何がいわれているのか、正確に理解することができない。それに、あなたは、これに関する証拠申請を行なったり、それを引証したりすることも、これまでなかったかの如くに思われる。また、それはドイツ語で書かれていて、まだ翻訳がなされていない。

ザイドル博士：　裁判長！私は、被告人ヘスのために文書冊子を作成した時には、この宣誓確証をまだ手にしていませんでした。それは 1946 年 3 月 15 日になってのことです。被告人ヘスのための諸申請の証拠調べ価値について折衝がなされていた時点では、私はまた、一連の事柄についての正確な知識を未だ持っていなかったので、それに相応しい申請を出すこともできないでいました。私がこの記録文書から読み上げようと意図している部分は短く、それがこの法廷において、出席の翻訳者たちによって翻訳されるのは、まったく困難なく可能でありましょう。

裁判長：　あなたは、検察局用に一部持っていますか？

ザイドル博士：　はい確かに、ドイツ語のコピーを一部。

裁判長：　私は、それが私にはあまり役立たないのではないかと危惧する。また、それが検察局の全員に役立つのかどうか、私には分からない。検察代表者の方々は、この記録文書から読み上げられることに対して、何か異存がありますか？

ソヴィエト連邦首席検事・R.A.ルーデンコ将軍：　裁判長！私は、そのような記録文書の存在について何も存知していません、そして、私は、それを読み上げることに、断固として異議を唱えます。私は、法廷の指令が、弁護人側によってもまた遵守されることを望みます。検察局が証拠資料を提出したその時、諸文書は、弁護人側にもまた、手渡されました。被告人ヘスの弁護人は、今、まったく未知の文書を提出している。そこで、法廷の指令に従って、検察局は、この文書にあらかじめ目を通したい。いったいヘスの弁護人は、どの秘密について――どの秘密協定について――語っているのか、彼の主張を何によって裏付けているのか、私は知らない。ただ少なくとも、その主張を無根拠と評することはできるであろう、それ故私は、この文書の読み上げを許さないことを願います。

ザイドル博士：　ソヴィエト連邦代表検事は、この宣誓供述書によって証明されるべき、秘密文書の存在について、まったく御存知でない、と説明なさっている。この状況下においては、私は、ソヴィエト連邦外務委員モロトフを証人として召喚することを、提案せねばなりません、それは、第一には、この条約が実際に結ばれたのかどうか、確認するためであり、第二には、この条約の内容が何であるかを、そして第三には……

裁判長：　ザイドル博士！あなたが最初にせねばならないのは、この記録文書を翻訳させることであろう。この翻訳が仕上がらない限りは、法廷は、あなたの言に耳を傾ける用意はできない。我々は、その記録文書が何を含んでいるのか、知らないのです。

ザイドル博士：　記録文書に何が書いてあるか、私は、前もって詳述しておきたかったのです。記録文書に書かれているのは……

裁判長：否、法廷は、記録文書に何が書かれているかにつき、あなたの言に耳を傾ける用意ができていない。我々は、記録文書を自分の目で見たい、それも、英語およびロシア語によって、である。ザイドル博士、もちろんこれは、あなたが自身でそれをなさねばならぬ、ということを意味するべきではない。あなたが検察局にこのコピーを渡せば、検察局は、それをさまざまの言語に翻訳させるであろう、そして、もしもそれが果たされたならば、我々は、この案件をあらためて取り扱うであろう。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundachtzigster+Tag.+Montag,+25.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ここでザイドルは、別の証拠書類の説明に移っていかねばならなかった、というより、ヘス擁護の本来の文脈にもどらねばならなかった。急に提示された「記録文書」の読み上げが許されなかったことにより、ひとまず危機は回避されたのである。爆弾は炸裂するに至らなか

った、という方が当たっていそうである。ただ、ハイデッカー&レープのいうところによれば、秘密付帯議定書のことは、ルーデンコにとってすら、この時初耳であった、ということであるから、ソ連側が受けた衝撃は強烈であったに違いない。その後急いで手を廻して、ガウスの出廷を阻んでしまう。ザイドルは、この後もう一度、リッベントロプ弁護期間中の 4 月 1 日（法廷第 96 日）に攻撃を試みるが、その時にはもう相手側の備えは整っていた。ザイドルにとって、記録文書――フォトコピー――の入手元を明示できる可能性はないのであるから、ガウスの生の証言が得られない限り、それ以上の追及は困難であった。

さて、ハイデッカー&レープの「4 時 45 分」と題する章の、冒頭の記述は次のとおりである：

> 1939 年 9 月 1 日、朝 4 時 50 分、ヴェスタープラッテ半島のポーランド部隊指揮官ズハルスキー少佐は、ワルシャワに無線通信を送った：「4 時 45 分、主力艦シュレースヴィヒ - ホルシュタインが、ヴェスタープラッテに向けて、全砲身より砲撃を開始、砲撃は今も続いている」。
>
> これが、世界が大惨事の始まりを知った、最初の情報である。同じ頃、4 時 45 分に、すでに戦闘準備を整えていたドイツ国防軍は、ヒトラーの命令により、ポーランドに対する全面攻撃を開始していた。午前 10 時に、ヒトラーは国会で演説を行なうが、それはほとんどのドイツ人の、血管の血を凍りつかせてしまう。彼は、その演説の中で、後になおニュルンベルク法廷においても響きを止めないことになる、いくつかの言葉を語る：「ポーランドは、今日夜中に、初めて我らの領土内で、それもれっきとした正規の兵士たちによる射撃を行なった。5 時 45 分以降〔ここで彼は、忘我的な演説陶酔の中で、1 時間を間違えている〕、今に至るまで、反撃の射撃が行なわれている。今より後は、爆弾には爆弾を以て報復される！」。
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、330 頁、私訳）

ヒトラーの言によるならば、未明にポーランド軍がドイツ領内に侵入して銃撃を行なった、それが両軍の戦闘行為の発端をなした、ということであった。侵入の起こった地点については、演説の中では語られていなかった。戦争開始直後の数日間、新聞各紙は、ゲッベルスの命令によって、ポーランド軍の国境侵犯を報じたが、まもなくまた、ゲッベルスによって、以後その件についての報道を禁じられてしまう。ポーランドが最初に仕掛けてきたという話は、まことに曖昧なままにされてしまったのであるが、当時は誰も、疑いを表明している暇がなかった。しかし、終戦後、フレンスブルクに置かれていた国防軍参謀本部から押収された文書の中に、真相を示唆する重要証拠と見られるものがあった。それはヒトラーが 39 年 8 月 22 日、オーバーザルツベルクに国防軍の最高司令官たちを集めて行なった演説（2 部に分かれていた）の記録である。そこでは、いよいよ対ポーランド開戦を決意したヒトラーが、陸海空軍の最高司令官たちに檄を飛ばしているのであるが、その後半部に、次の一節がある：

……長い平和の時というものは、我々のためにはならない。だから、あらゆる事態を考慮に入れることが必要だ。ポーランドを壊滅させることが、当面の重要課題である。私が、宣伝上、戦争を惹き起す切っ掛けとなるものを与えよう、それが信じられやすいものであるかどうかは、どうでもよい。勝者は、真実を語ったかどうかを、後になって問われることはないであろう。戦争の開始および遂行において重要なのは、正義ではなくて、勝利である。……

（ハイデッカー&レープ、前掲書、316 頁、私訳）

この文書は、法廷では、米国検事シドニー・オールダマンによって読み上げられた。これによって、ポーランド軍の国境侵犯とされた出来事は、実は、「宣伝上、戦争を惹き起す切っ掛けとなるもの」を与えようという、ヒトラーの意図に基づくでっち上げにほかならなかった、ということが、ほぼ間違いなく推測された。だが、確実にそうである、と言い切るためには、でっち上げ工作を実行した者自身による証言――自白といった方がよいのかもしれない――が、是非とも必要とされるところである。

ここで急に、突然思いついたかのように、或る一つの語の説明を始めるような真似をするのは気が引けるのだが、じきにその意図は理解いただけることなので、ひとまずお許し願うことにしよう。ドイツ語に「クローンツォイゲ Kronzeuge」という語がある。独和辞典では「共犯証人」と訳されているとおり、それは、検察から刑罰の減免を約束されて、法廷で主犯者の犯罪を暴露する証言を行なう共犯者を意味している。いわゆる司法取引によって出て来た証人である。ドイツ語では、「ツォイゲ」が「証人」を意味していて、その上に付けられた「クローン」は「クローネ Krone」であって、それは英語の「クラウン crown」つまり「王冠」に当たっている。つまり、この語は、その形どおりにいえば、「国王（＝王冠）のために証言する者」という意味で、英国の裁判制度にいわれを持っている。その呼び方は、英国の刑事裁判では、伝統的に検察は国家主権者たる国王の権威によって証人を召喚し、召喚された証人は、国王のために、被告人の犯罪を立証する証言を行なうとされた、という事実に基づいているのである。だが、それだけなら、およそ刑事裁判の検察側証人は、英国的にいえばすべて「クローンツォイゲ」である、という話になりそうである。それが、特に「共犯証人」に限ってそう呼ばれるようになったのは、英国の裁判制度における特異な歴史と、それに対するドイツ人の批判的な受け取り方とに起因している、と考えねばならない。すなわち英国では、検察は国王の絶対的権威を背景にしているから、明らかな犯罪人にも刑の減免を約束することもできたのである。それで、組織的犯罪の主犯者に厳罰を下そうとする場合に、下位の共犯者と取引をして、これを証人として立てるのが得策とみなされ、その方法が普通に用いられるようになった。この習慣は米国に持ち込まれ、こちらでは検察は「国家 State」の権力を背景に、その権限を有するものと解されて、司法取引は、ますます常用されるようになったのである。これに反して、ドイツの法律制度の下では、元来、そういう習慣はなく、それを積極的に受け入れようとする考えも生じにくかった。戦後も 1989 年になってやっと、クローンツォイゲ適用の規定が時限立法で定められ、それは 1999 年 12

月 31 日で無効化、2009 年 7 月 29 日の刑法改正によって、あらためて、一定の限定条件の下に、クローンツォイゲ適用が合法化されることになった。今もなお、ドイツ人の間には、量刑という正義を守るための最重要事項が取引の材料にされることや、明らかに犯罪人である者に「証人」の資格を与えることに対して、反発する意見は、決して少なくない、といわれる。第二次大戦直後の国際軍事裁判が――ニュルンベルクも東京も――英米法に則って行なわれた、ということを、私たち日本人もよく聞かされている。そして、英米法に則ったことによる特徴の現われとして、私たちは、東京裁判で起訴状朗読の後、東條英機ら被告人が順に一人一人「あなたは有罪を申し立てるか、無罪を申し立てるか」と問われて、「無罪を申し立てます」と答えているシーンを思い浮かべることになっている。しかし、ニュルンベルクを考えるとき、英米法に則ったことの実質的な効果の第一は、検察がクローンツォイゲを思いのままに利用できる、ということであったといわねばなるまい。検察は、ナチスのような組織による凶悪犯行の主犯者の罪状を完全に暴くためには、下位の共犯者をクローンツォイゲとして用いるのが効果的であると睨んでいた。事実、きわめて重要なポイントで、検察の目論見は見事に図に当たった。エルヴィン・フォン・ラフーゼンというクローンツォイゲが、対ポーランド開戦の切っ掛けとなった偽装工作を暴露する、貴重な働きをしてくれたのである。

ラフーゼンは、オーストリアの情報部に所属する将校であったが、併合後は、国防軍陸軍中佐として防諜部配属となり、部長のヴィルヘルム・カナリス海軍大将の下、第 2 部隊を率いた。1939 年 8 月 25 日から 26 日にかけての（失敗に終わった）ヤブルンカ峠占領の命令を参謀本部から受けて実行したのは、ラフーゼンの部隊であった。その後まもなく、対ポーランド戦が始まると、防諜部は外地防諜部として、その活動は、東方地域に集中していく。ラフーゼンは、カナリスに随行して、あるいはカナリスの代理として、重要な会合に参加したこともあったので、東方の戦争が他民族絶滅戦として、ナチス幹部たちによって計画されていることを知る機会もあり、対ソ連戦開始後はソ連兵捕虜に対する虐待のことを聞き知ったし、防諜部に下された数々の殺害命令、SS や SD による数々の殺害行動のことも知っていた。ドイツ軍の軍律違反については、防諜部から国防軍上層部に報告し、抗議したが、聞き入れられる様子がなかったので、ラフーゼンは、上司カナリスと共に、反ナチ・反ヒトラーの気持ちを強くし、同じ反対者たちのグループと連絡を取って、暗殺計画を策していたとされる。1944 年 7 月 20 日、ヴォルフスシャンツェでヒトラー暗殺未遂が起こった時、カナリスは、直接にはそれに連なっていなかったが、彼のつけていた日記に、暗殺計画グループとの連絡のことが記されているのをゲシュタポに発見されて、捕らえられ処刑される。しかし、ラフーゼンは、追及を逃れることができた。それは彼がその時には前線に送られていて、しかも事件前日の 7 月 19 日に、敵の砲弾で負傷していたからである。彼はちょうど陸軍大佐から陸軍少将への昇任の時期を迎えていて、そのためには前線勤務を果たすことが義務づけられていたので、1943 年 8 月 1 日、防諜部第 2 部隊の指揮権を後任者に譲って、東部前線に出た。そして、擲弾兵連隊を、次いで狙撃兵連隊を指揮していたが、44 年

7 月 19 日に、彼の司令本部が命中弾を受けたのであった。彼は直ちに野戦病院に送られて予備役将校となり、陸軍少将の位を授けられた。敗戦後、彼は、米国軍によって捕らえられたが、米国検察は、その経歴に目をつけ、彼をクローンツォイゲとして有効に用い得ると考えた。彼に証人としての出廷を強く勧めたのは、法廷心理士のギルバートであった。出廷を決意してニュルンベルクに来てからもなお、彼の精神状態はきわめて不安定で、自殺を図ろうとしたともいわれているが、ギルバートは、彼の傍に幾度となく足を運んで、メンタルヘルスのケアに努めたという。

ラフーゼンは、法廷第 9 日の 11 月 30 日に出廷した。尋問には、米国副検事のジョン・エイメンが当たった。ラフーゼンは、貴重な証拠価値を有すると思われる、多くの証言をした。特に捕虜ソ連兵の虐待について聞き知っていた情報を伝えたので、引き続きルーデンコからも厳しい尋問がなされ、他の検事、さらにニキチェンコら判事たちからの質問も加わって、同日の時間は使われてしまった。翌 12 月 1 日（法廷第 10 日、土曜日）の午前いっぱい、弁護人たちによる反対尋問に費やされたが、当然のことながら、紛糾の様相を深め、ゲーリング弁護人のオットー・シュターマーは、「被告人にも直接反対尋問をする権利を認めよ」という動議を出すに至った。審議を経て、裁判長がようやくこれを拒否することを宣言した時には、ラフーゼンは、いつの間にか廷吏によって連れ出されて、姿を消してしまっていた――裁判長もビックリ！――という、奇怪な幕切れを迎えている。対ポーランド開戦切っ掛け工作のことについては、ラフーゼンは、比較的初めの方で、エイメンの質問に次のとおり答えている：

エイメン大佐：　防諜部は、ポーランド出兵のための何らかの援助を求められましたか？

ラフーゼン：　はい。

エイメン大佐：　この企ては、特別の名前を持っていましたか？

ラフーゼン：　私の部隊の日誌に記載されているところでは、ポーランド出兵の開始直前に行なわれた、この企てには、「ヒムラー」計画という名が与えられていました。

エイメン大佐：　要求された援助がどのようなものであったか、法廷に説明してもらえますか？

ラフーゼン：　今私の証言する事柄は、外地防諜部の雰囲気の中で行なわれた、最も不可解な行動の一つです。数日かそこら前、8 月の中頃のことだったと思います、正確な日付は部隊の日誌で読み直してみることができますが、第 1 部隊および私の部隊つまり第 2 部隊が、ポーランド軍の制服と、戦陣日記帳やその類のポーランド兵の装備品とを、「ヒムラー」計画のために用意せよ、あるいは持ってこい、という任務を受けました。私ではなくて、私の助手がつけた防諜部の日誌の記録から分かるとおり、この任務は、カナリスが、国防軍統合幕僚部か、あるいは国防部から受けました。ヴァリモント将軍の名が書かれていたと思います。

エイメン大佐：　この要求が誰から発せられたのか、分かりますか？

ラフーゼン：　誰から発せられたのか、私は知りません。私は、それが命令として私のところへ届いたとおりに、再現して示すことができるだけです。もっとも命令といっても、我々つまり該当する

部隊の指揮官は、当時すでにそれについて、つまるところ何が求められているのか分からないままに、自分なりに心配するところのあるようなものでした。「ヒムラー」という名称が、明らかに何かを物語っていました。そのことは、防諜部の日誌の記録の中でも、私が「いったいなぜヒムラー氏は、〔ポーランド兵の〕制服を我々に供給してもらおうとするのですか」と質問した、というところに、表現されています。

エイメン大佐：　防諜部は、そのポーランドの器材を、誰に渡すように命じられたのですか？

ラフーゼン：　これらの装備品は、用意されねばなりませんでした、そして或る日 SS か SD の或る人物――その名前は、部隊の公式戦闘日誌の中に書かれています――が、それらを取りに来ました。

エイメン大佐：　いつ、防諜部は、どのようにこのポーランドの器材が利用されたのかについて、知らされましたか？

ラフーゼン：　実際の目的については、我々はそもそも今日に至るまで、詳細なところを聞き及んではいないのですが、当時は、知りませんでした。無論、我々は皆、当時すでに、何か或るとても良くないことが行なわれるのではないかという、至極当然の疑念を抱いていました。計画の名称が、それを確実にしていたのです。

エイメン大佐：　あなたは、それから後に、カナリスから、何が実際に行なわれたのかを、聞いて知りましたか？

ラフーゼン：　実際の経過は、次のとおりでした。ポーランド軍あるいはポーランド部隊のドイツ領への襲撃について告げる、最初の国防軍の報道が行なわれた時、その報道文を手に持って読み上げたピーケンブロック〔＝防諜部副部長〕は、「我々の集めた制服が何のためのものだったか、今分かった」といいました。同じ日だったのか、それとも幾日か後であったのか、分かりませんが、カナリスが我々に知らせてくれたところでは、これらの制服で強制収容所の者たちが扮装され、その者たちは、それからグライヴィッツの放送局――他のもう一つの場所は今私の記憶にないのですが――に対する何らかの軍事的襲撃行動を実行するよう命じられたのだ、ということでした。我々は、特にオステル将軍は、この行動の詳細がどのような経過であったのか、つまり、どこでそれが起こり、詳細には何が起こったのか、について激しく関心を持ったのですが――我々は、大体のところは想像できましたが、どのようにそれが実行されたのか、ということは分かりませんでした――、しかし、私は、今日に至るまで、実際に何が起こったのか、分かっていません。

エイメン大佐：　ポーランド軍の制服を着て、その突発事件を惹き起した、強制収容所の人たちはどうなったか、あなたは、その後聞き知ることはありましたか？

ラフーゼン：　私は、ただならぬ思い入れを持って、この事件にずっと深い関心を抱いてきました；降伏後においても、私は、自分が収容され、これらのことについて語っていた、野戦病院で、そこに居合わせた SS の主要部隊長――彼はウィーン人でした――に、いったい事態はどういう経過になったのか、尋ねました。すると、ビルケルという名のこの者が私にいうには、「まったく奇妙なことに、我々の仲間ですら、この事件については、ずっと後になってやっと、それも示唆的なことだけを、聞き知った。私の（つまりビルケルの）知るところでは、それに関与した SD のすべての者もまた整理された、つまり殺された、といわれている」ということでした。――これが、この事件

について私の聞いた最後のことです。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Neunter+Tag.+Freitag,+30.+November+1945/Vormittagssitzung　より私訳）

ここでエイメンは、別の事がらについての質問に移っている。つまり、ラフーゼンは、対ポーランド開戦の切っ掛けあるいは口実となった筈の出来事について、決してその実行者としてではなく、ただそれに用いるためのポーランド軍の制服および装備品を調達して SS または SD に渡した、準備協力者として語っているにすぎない。実際に何が行なわれたかは知らない、といっている。だからこれ以上、この件について彼から聞き出し得ないことは、明らかである。にもかかわらず、エイメンは、何かもっと決定的な証言を引き出したかったようで、かなり長い時間をかけた自分の尋問を、午後になってやっと終える段になって、次のような（余計な）質問を発して、裁判長にたしなめられている：

エイメン大佐：　あなたは、防諜部のメンバーとして、概して、ドイツ国家の戦争実行の諸計画について、よく情報に通じていましたか？

ラフーゼン：　それらの計画が、その影響において、外地防諜部の準備面での活動あるいは協力に関係していた限りにおいて、です。

エイメン大佐：　通例の協力者あるいは軍将校では到達し得ない諸情報についての何らかの知識が、あなたの許には届きましたか？

ラフーゼン：　はい、もちろんのこと、それは私の職務権限の本質に属していました。

エイメン大佐：　あなたは、あなたの職務集団において、あなたがこのようにして獲得した知識に基づいて、ポーランドに対する攻撃は、挑発されずして起こされた攻撃行動であったかどうか、についての決定に到達しましたか？

ラフーゼン：　質問をもう一度繰り返していただけますか？

裁判長：　エイメン大佐、それは、本法廷が決定しなくてはならない、主要な問題の一つであります。あなたは、本法廷によって決定されるべき問題に関わる、証拠物件を提示してはならない。

エイメン大佐：　心得ました、裁判長。では、証人には、これから反対尋問を受けてもらえます。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Neunter+Tag.+Freitag,+30.+November+1945/Nachmittagssitzung　より私訳）

もともと、検察がこの件に関してラフーゼンの証言を使えると見たのは、彼が、39 年 8 月 25 日から 26 日にかけて起こったヤブルンカ峠襲撃の責任者であった、ということがはっきり把握されていたからである。あの時ヒトラーは、いったん 8 月 26 日の戦闘開始を決意して、参謀本部にそれを伝えていたから、参謀本部から防諜部に下された命令は、25 日のうちに、メーレン、スロヴァキア、ポーランドの三叉路にあたるヤブルンカ峠（ポーランド領）の鉄道駅を占拠し、貴重な進入路である鉄道トンネルを確保しておけ、というものであ

った。この命令を受けたのが、ラフーゼンの第 2 部隊であり、彼の下にあるハンス・アルブレヒト・ヘルツナーを指揮官とする 30 名の襲撃隊が編成された。ところが 25 日に英仏がポーランド支援を声明すると、ヒトラーは、出撃をいったん思いとどまった。急ぎ、作戦中止命令が、参謀本部より送られたのであったが、すでに電波の届きにくい所にいた襲撃隊には、それが伝わらず、25 日夜に襲撃が実行されてしまった。しかし、駅の占拠も十分にできず、地下室からポーランド軍への緊急電話連絡を許してしまったうえ、増援の気配も一向になかったので、26 日には、ヘルツナーは、スロヴァキア国境に向けて脱出を試み、やっとのことで戻ってきた。そしてまだ 26 日のうちに、ドイツ将校代表が当地のポーランド第 21 歩兵師団に「責任能力のない者によって惹き起こされた突発事態」についての詫びを入れている。そういうわけで、これはすでに解決済みの事件であったから、その実行責任は、今は不問に付すことができた。ただ、非常に検察の興味を惹いたのは、30 名の襲撃隊の少なくとも一部が、ポーランドの軍服で擬装して乗り込んだ、とされたことである。そうであったならば、ラフーゼンの部隊は、かなりの数のポーランド軍の制服を手に入れていた、ということになる。もしも、8 月 31 日から 9 月 1 日にかけての夜中、あらためてポーランド軍の国境侵犯をでっち上げる工作がなされたとするならば、死体を転がしておいて、それを射殺されたポーランド兵だと言い立てるためにも、ポーランド軍の制服はたいへん必要度の高いものであったに違いない。ラフーゼンがそれを用意して渡したという可能性は高い、と自然に考えられるのである。彼の証言は、元来その範囲で十分なのだ。決定的な証拠として必要なのは、渡されたポーランド兵軍服を使って実際に仕事をした実行犯の証言である。ラフーゼン＋実行犯の証言で、ポーランド兵の仕業を装ったドイツ側のキタナイ工作が余すところなく暴露され、したがって、戦争はドイツの方から手出しをした、ということが確証される筈である。

ここに、アルフレート・ヘルムート・ナウヨックスという人物は、1911 年キール生まれ、31 年には入党して SS に入り、34 年から 41 年までは、保安局（SD）に所属してラインハルト・ハイドリヒの下で、種々の秘密活動に用いられた。41 年にいったん SD の職を解かれてヒラの SS 隊員に降格させられたが、44 年初めには再び SD の指導員として、デンマークでテロ防止グループ――つまり反ナチスの者に対してテロを行なう組織――の育成に携わった。44 年 10 月 19 日に、彼は、アイフェル地方で米軍に投降し、捕虜として英国に送られ、ロンドン近郊にある収容所で、厳しい尋問を受けた。ところが、彼は、妙なことを言いだした。1939 年当時、SD の諜報部に所属していた彼は、ハイドリヒから命令を受けて、8 月 31 日の夜、ポーランド軍の国境侵犯を偽装する工作を指揮した、というのである。場所は、上シュレージエンの国境近くの町グライヴィッツ、そこの放送局が襲われたかのような芝居をして、その証拠のために、ポーランド兵に見せかけた死体を、放送局近くに転がして去った、とたいへん具体的な説明が加えられた。この情報を、ナウヨックスは、どうやら結構な「カネになる」と踏んで持ち出したもののようだ。実際にカネになったかどうかは誰にも分からないのであろうが、とにかく彼は 45 年 8 月末にはドイツに送られ、ニュルン

ベルク検察代表部に引き渡される。そして、11 月 20 日付で宣誓口述書が取られる。それが法廷で発揮することになった貴重な効果を考える時、たしかに、それにどれだけ高い値段がついていたとしても、不思議はなかったといえる。同宣誓口述書全文の日本語訳は資料 8 で見ていただけるので、ここには、その主要な部分だけ――といっても、ほとんど全文に近くなるのであるが――を掲げることにしよう：

● 1939 年 8 月 10 日頃、保安警察(Sipo)および保安局(SD)の長官であるハイドリヒが、私に内密に、ポーランド国境近くのグライヴィッツのラジオ放送局襲撃を装って、あたかもポーランド軍が襲撃者であったかの如くに見せかけよ、との命令を下した。ハイドリヒは、「ポーランド軍による侵犯の事実的証拠が、外国の新聞とドイツの宣伝のために必要だ」と語った。私は、5 人か 6 人の他の SD 成員たちと共にグライヴィッツに行き、襲撃を企てるように、とのハイドリヒからの合言葉を受け取るのを待つよう、命じられた。私の使命は、ラジオ放送局を占領して、一人のポーランド語をしゃべるドイツ人がラジオで演説をすることが可能になるために必要な限りの時間、これを占拠し続けることであった。この、ポーランド語をしゃべるドイツ人は、私の指令下に置かれた。ハイドリヒは、演説においては、ポーランド人とドイツ人との対決の時が来たということ、およびポーランド人は力を合わせて、抵抗するドイツ人すべてを打ち倒すべきであるということ、が述べられるべきである、と語った。ハイドリヒは、その時私にまた、ドイツの対ポーランド攻撃は、ごくわずかの日のうちに起こると思う、と語った。

● 私は、グライヴィッツに行き、そこで 14 日間待った。それから私は、ハイドリヒに、ベルリンに戻る許可を願ったが、しかし、グライヴィッツに留まるよう指示された。8 月 25 日から 31 日までの間に、私は、近隣のオッペルンにいた、ゲシュタポ長官のハインリヒ・ミュラーを訪問した。ミュラーは、私のいるところで、メールホルンという名の男と共に、ポーランド兵によるドイツ隊攻撃を擬装する国境事件の計画を詳細に述べた。ほぼ一中隊ぐらいの数のドイツ人が、それに用いられるべきだ、ということであった。ミュラーがいうには、彼が 12 人か 13 人ほどの犯罪受刑者を確保しているので、その者たちにポーランド軍制服を着せて、死体を事件現場に残しておいて、その者たちが襲撃の経過の中で殺されたように見せよ、ということであった。この目的のために、彼らを注射で死に至らしめることが予定されていた、注射は、ハイドリヒに雇われた医師によって行なわれ、その後で、彼らにさらに銃創が加えられる、とされた。襲撃が終わった後、放送局員たちおよびその他の者たちが、現場に連れ出され、さらにまた、警察への報告が作成される、とされた。

● ミュラーは、私に、これらの犯罪者たちのうちの 1 人を、私のグライヴィッツでの活動のために、自由に使わせるよう、ハイドリヒから命令を受けている、といった。彼がこれらの犯罪者たちを呼ぶのに使った暗証語は、「缶詰」であった。

● 私が参加したグライヴィッツの事件は、ポーランドに対するドイツ軍の攻撃の前夜に実行された。私が記憶している限りでは、戦争は、1939 年 9 月 1 日に勃発した。8 月 31 日の正午、私は、ハイドリヒから電話で、襲撃をその日の晩 8 時に行なうべし、との暗号の言葉を受け取った。ハイドリヒは、「この襲撃を実行するために、君は、缶詰のことでミュラーに連絡するように」といった。私はその

ようにし、ミュラーに、男をラジオ放送局の付近で私に引き渡すよう、指示した。私は、この男を受け取り、放送局の入り口に横たえて置いた。彼は、生きていたが、意識はなかった。私は、彼の両眼を開けてみようとした。彼の両眼からは、彼が生きていることを確認することはできず、ただ彼の呼吸からのみ、そうすることができるだけであった。私は、銃創を見出すことはできず、ただ、彼の顔じゅうを、多くの血が塗るように覆っていた。彼は、私服を着ていた。

● 我々は、命ぜられたとおりに、ラジオ放送局を占領し、3 分か 4 分にわたって、緊急送信を通して演説し、数発のピストル弾を発射して、その場所を去った。

ニュルンベルクにおいては、このナウヨックスの宣誓口述書をラフーゼンの証言と合わせて見ることによって、グライヴィッツの出来事は完璧に証明された、ということになっている。ハイデッカー&レープも、それら二種の証拠を相次いで提示して、この件についての説明をあっさりと終えているように見える。しかし、私たちが少しく注意して見てみれば気づくのだが、この証明は完璧どころか、実は、甚だ怪しいといわざるを得ない問題点がいっぱいなのである。まず、ナウヨックスであるが、彼は、法廷には出てきていない。ニュルンベルクに来て「証人」待遇になったとはいっても、彼自身、取り調べ中の身であったから、あくまで収容者としての扱いを受けていた筈であるが、開廷期間中のいつの間にか、姿を晦ましてしまった、という。宣誓口述書だけを残して、逃げ去ってしまった！だから、その宣誓口述書は、ずっと法廷の机の上にあって、貴重な証拠文書として機能したのではあるが、その実態に即していうならば、むしろ「怪文書」と評されるに相応しかったのである。一方、ラフーゼンの証言を、当日の証人尋問の流れの中に位置づけて見てみるならば、たいへん不自然なタイミングで引き出されていることが分かる。あの時、ラフーゼンは、そこまで、カナリスに随行して列席した、1939 年 9 月 12 日の、総統列車内での会議でのことを語っていた。そこで聞いたという、カイテルやリッベントロプの重大発言のことを証言したので、法廷内に極度に緊張が高まっていた。しかるに、エイメンは、突然、時間軸を遡るかのように、「防諜部は、ポーランド出兵のための何らかの援助を求められましたか？」との質問を発する。ヤブルンカ峠襲撃がラフーゼンの部隊によって実行されたということは、すでに把握されていたのだから、この質問に対する答えは、当然、その件の方に向ってしかるべきであった筈だが、それには触れない、ということで話がついていたのであろう、ラフーゼンは、代わりに、SD のためにポーランド軍制服を集めよ、という――国防軍統合幕僚部か、あるいは国防部から出たらしいという！――奇妙な指令のことを語る。ヤブルンカ峠襲撃のために自分たちが着ていくポーランド軍服が一着でも多く必要だった筈の時に、よくそんな要求に応えることができたものである。話の信憑性を高めるためであろうか、ラフーゼンは、その軍服等は「ヒムラー計画」（！）のために用いられる、と聞かされた、と思わせぶりに言い添えている。結局のところ、彼は、軍服等が実際何に用いられたのか、知るところはないわけであるが、後からカナリスらによって、ポーランド出兵の口実を作る事件でっち上げの時に使われた、と聞かされたから、そうだったに違いない、といっている。グライヴィッ

ツという地名も、そのカナリスの言葉の中にあったとして、引用されるような形で一度だけ出てくるが、如何にも取って付けたような印象を与える。おまけに、終戦近く、運び込まれた野戦病院で偶然隣り合った SD 中堅から、事件に関与した者はすべて殺された、と聞かされたといっている。ナウヨックスは、よくぞ生き残っていたものである。そんなわけであるから、もしも私たちが、ラフーゼンの証言によって裏付けられているだろうとの希望を持って、ナウヨックス宣誓口述書の内容をあらためて検討してみるならば、まことに痛ましい結論に到達せざるを得ないのである。ナウヨックスは、計画名「ヒムラー」を窺わせるようなことは何も語っていない。むしろ、命令者はハイドリヒである、とはっきり述べているのだから、普通に読めば、それより格上の「ヒムラー」が計画名となって登場する可能性など思いもつかない。ナウヨックスが最初、ハイドリヒから受けた命令では、5、6 人の SD 隊員たちと共にグライヴィッツで行動を起こせ、ということであったが、彼がグライヴィッツに行って、ゲシュタポ長官のミュラーに会った時、聞かされたのは、襲撃は一中隊分の人数で演じられるべきで、現場にポーランド兵の死体に見せかけて置いていくための囚人（ドイツ人）12、13 人とその死体に着せるポーランド軍制服を、ミュラーが確保している、ということであった。ところが、奇妙なことに、ナウヨックスに使わせると約束されたのは、そのうちの 1 人あるいは 1 体だけであったことになっている。いざ実行の段について語られている内容は、ますます奇妙なものである。8 月 31 日午後 8 時に行動を起こし、ミュラーから約束の「缶詰」を受け取って、放送局の前に横たえた、といっているが、もう瀕死状態であったその者は、私服を着ていて（！）、銃創もなかった。ポーランド軍服に着替えさせたとも、銃弾を撃ち込んで止めを刺したとも、全然いわれていない。さらには、共に行動した筈の SD 隊員のことは何も語られていないので、それでいったいどのようにして、放送局占領を行なったのか、そもそもポーランド軍の侵入などという大掛かりな演出をすることができたのか、まったく見えてこない。正規の放送を遮断し、代わりに天気予報のマイクロフォンを繋いで、3、4 分間にわたって――ドイツ語とポーランド語で――緊急放送を発信したというが、確かにそれに当たるものを聞いたという証言は、出てきていない。法廷の審理の中では、グライヴィッツの事件の話題は、実は本当に思いがけないところでチラリと出てくるだけである。すなわち、法廷第 77 日の 1946 年 3 月 8 日、ゲーリング弁護側証人として彼の副官であったカール・ボーデンシャッツが出廷するが、そのボーデンシャッツに対するジャクソンの反対尋問の中で、次のようなやり取りがあった：

ジャクソン：　ウィリアムズ大佐は、あなたに、1939 年 8 月のドイツ - ポーランド国境における或る捏造された出来事に関して質問しましたか？そのとおりですか？

ボーデンシャッツ：　彼は私に質問しました、はい、そのとおりです。

ジャクソン：　あなたは、ポーランド国境における捏造された出来事に関して何を知っているか、ど

うぞ、法廷に伝えてもらえますか？

ボーデンシャッツ：　何か積極的に私が知っているのではありません。私は、ウィリアムズ大佐から、グライヴィッツの放送局に関する事件を前もって知っていたかどうか、と尋ねられました。ポーランド国境における事件というのは、当時チェコ国境において起こったものにたいへんよく似ている、と思えるばかりでした。そこから、ひょっとしたら、ただ私の主観的意見が求められていたにすぎない、と受け取るべきだったのかもしれません。しかし、我々の側から何かが仕組まれたということを積極的に証明する基礎を、私は持っていませんでした。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Siebenundsiebzigster+Tag.+Freitag,+8.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

ボーデンシャッツは、敗戦と同時に米軍に捕らえられており、ウィリアムズ大佐による尋問を受けて、すでに調書を取られていた。ジャクソンは、その調書の記載に基づいて問うているのであるが、これに対するボーデンシャッツの答えから窺われるように、彼はおそらくグライヴィッツ捏造事件の概略をウィリアムズから初めて聞かされて、直感的に、それはチェコ国境でドイツ軍が惹き起した事件によく似ている、と思ったのであろう。チェコ国境での事件というのは、つまりラフーゼンがヤブルンカ峠で起こした駅占領のことであり、それについては彼も或る程度の情報を得ていた、と考えてよかろう。それで、その似ているということを答えているうちに、あたかも彼がグライヴィッツ捏造事件の存在を肯定したかのように記録されてしまったけれども、実際のところ、その事件について積極的に知っていることは何もない、ということらしい。もう一人、やはりゲーリング弁護の証人で、グライヴィッツ事件にかすかに言及したのは、ビルガー・ダーレルスである。彼はスウェーデン人の技術者・実業家であって、ゲーリングと親しく、英国にも人脈を持っていたので、1939 年夏、独英開戦を避けるためにゲーリングに依頼されてギリギリまで奔走した人物であったが、法廷第 85 日の 3 月 19 日に出廷して、弁護人シュターマーの尋問に答えている中に、次のような部分がある：

シュターマー：　あなたは、それからまた、9 月 1 日にもう一度ゲーリングと会いましたか？

ダーレルス：　私は、ゲーリングと、9 月 1 日 8 時に彼の司令部で会いました。いくらか躊躇した後、彼は私に、ポーランド軍がグライヴィッツのラジオ放送局を襲い、ディルシャウの橋を爆破したために、戦争が起こった、といいました。それから後、彼は私により多く詳細なことを教えてくれましたが、そこから私は、ドイツ国防軍全体がポーランドに対する攻撃に投入されたのだ、と推測しました。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundachtzigster+Tag.+Dienstag,+19.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

9 月 1 日の時点で、本当にゲーリングが「グライヴィッツの放送局が襲われたので」と発言していたのなら、ナウヨックスのいうとおりの捏造工作が見事に成功していたことになるが、ダーレルスの証言の中にこの語がさり気なく入ってきているというところが、如何にも胡散臭い。そもそも「グライヴィッツ放送局」を特定した事件の宣伝は、戦争開始後にヒトラーもゲッベルスも、まったく行なっていない。9 月 9 日になって、英国側が、ドイツの偽装工作のことをいいふらし始め、その流れの中でいつの間にかグライヴィッツ放送局が浮かび上がってきた、というのが実際の経過であったのだから、ダーレルスの証言には、本人に意識されることなく、英国側からの情報が混入してきてしまっていたのであろう。もちろん、ゲーリング自身は、グライヴィッツ放送局の話など聞いてもいなかった。ダーレルス証言の半月後、法廷第 98 日の 4 月 3 日に証言台に立ったカイテルも、グライヴィッツの襲撃など聞いてはいない、とはっきり答えている。そして、大詰めに来た法廷第 217 日の 9 月 30 日には、裁判長の判決文中の組織ゲシュタポおよび SD の犯罪性如何についての判定を述べる部分（そこはソ連副判事 A.F.ウォルチコフが代読）に、さりげなく、グライヴィッツにかすったともかすっていないともいえそうな、ごく短い表現が含まれていた：

……ハイドリヒは、1939 年、ドイツ・ポーランド国境で、ヒトラーにポーランド攻撃の十分な口実を与える突発事件を仕組むよう、指令を発した。ゲシュタポおよび SD の人員が、これらの行動に参加した。……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsiebzehnter+Tag.+Montag,+30.+September+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

そんなわけであるから、現在ドイツ人の間でも、グライヴィッツ捏造事件の話の信憑性を疑う向きは少なくない。そんなこと起こってもいなかっただろう、と論ずる文章に、ネット上で度々お目にかかることができる。もちろん、グライヴィッツの工作はなかった、といってみたところで、それでドイツ側からの最初の手出しで戦争が起こったという、一般的見方が覆るというようなものではない。状況からいって、ポーランド側からの手出しというようなことは、まず考えられない。グライヴィッツでなかったとしたら、どこか別の場所でその種の工作が行われたのかもしれないし、あるいは、そんな手の込んだことは、全然なされなかったのかもしれない。実際、ラフーゼンの部隊がヤブルンカ峠で試みたのは、ポーランド領に乗り込んでいって、侵入路を確保し、国防軍の到着を待つことであった。ヒトラーが出撃命令をいったん撤回しなかったら、そのまま国防軍がポーランド領内に攻め込んでいたであろう。で、その日のうちに、ヒトラーが国会で――実際に 9 月 1 日にしたように――「急にポーランド軍が来たので」応戦のやむなきにいたった、というような演説をし、それ

を受けてゲッベルス得意の宣伝が行なわれる――ヒトラーが 8 月 22 日に最高司令官たちに「私が、宣伝上、戦争を惹き起す切っ掛けとなるものを与えよう」と語ったのは、結局そういう意味であった、という可能性は十分にある。だから、グライヴィッツであろうと他のどこであろうと、その種の捏造事件が起こっていたにせよ、いなかったにせよ、ドイツ側からの手出しという、本質的な認識が動くものでもないので、全然問題にならない、といえそうなものである。しかし、ナウヨックスの宣誓口述書が、あたかも貴重な担保物件でででもあるかの如くに、大切に机の上に置かれていたというところからは、検察の並外れて強い挙証への執念が窺われるのであり、私たちはこれをもってニュルンベルク法廷の一つの特徴と認めることができるであろう。その認識は、決して不要なものとは思われない。ドイツ側から仕掛けた、といおうとしても、ドイツ軍が、何時何分に、どこの地点で、最初に発砲したか、あるいは国境を超えたか、ということを証明するのは、たいへん骨が折れる。その点に曖昧さを残すようなことがあってはならない。ところが、ドイツ軍が出撃の切っ掛けを作るために、綿密に計画された偽装工作を行なっていて、しかもそれを実行した本人が自白している、ということになれば、問題は一挙に解決、安心することができるわけだ。もう一度、イヤな発言を繰り返すのは恐縮だが、ナウヨックスの情報に、どれだけ高い値段がついていたとしても、私は驚かない。2 人の「証人」のその後についていうならば、ラフーゼンは、1947 年 6 月 4 日に米軍の収容所から釈放され、ティロール地方に住んで、結婚生活をした後、1955 年 2 月 24 日にインスブルックで亡くなっている。ナウヨックスの方は、逃げ出した後、やがてまた捕まったのだそうで、デンマークの反ナチス運動家殺害の容疑でデンマークに送られ、デンマーク法廷の寛大な方針に従って有期刑を宣告されたが、1950 年にはもう釈放されている。1952 年から、彼はハンブルクに住んだ。連邦共和国検察は、あらためて彼をナチス戦犯者として起訴しようとしていろいろ調べたが、ついに立件できなかったという。1963 年には、ハンブルクで映画「グライヴィッツ事件」が上映され、彼は招待されたが、応じなかった。1966 年 4 月 4 日にハンブルクで亡くなっている。ナウヨックスは、ニュルンベルク法廷には出てこなかったのだから、普通には「クローンツォイゲ」と呼ばれない。それで、ラフーゼンを「ニュルンベルクの唯一のクローンツォイゲ」と紹介している記述にも、ネットでお目にかかるのだが、語の用例をあまり狭く限ってしまうと、語の使用の背景をなしている問題の本質を見逃す恐れがあるのではないだろうか。この場合、私が問題の本質というのは、英米法に従う、という大原則の下に、検察が証人の選定について、大胆な自由を利かすことができたという、そのことである。先述のガウスは、ヴィルヘルムシュトラーセ裁判で、クローンツォイゲの役割を果たしているわけだが、その立場が主要戦犯裁判での出廷見合わせと引き換えに得られたものであることは、明白である。また、2 月 11 日になってソ連検察に守られて出廷して被告人席を驚愕に陥れた、スターリングラードの元帥――フリードリヒ・パウルスも、紛う方なきクローンツォイゲである。もっともソ連検察のすることは、「英米法に従って」という制限も最初から超えていたには違いないが。

いずれにせよ、グライヴィッツの確証を握っている、という思い込みが、検察側特に英仏

米の検察にとって、貴重な心の支えとなっていたということは、彼らが一貫してドイツの「平和に対する犯罪」を暴き立てた、その毅然たる態度のことを考えるならば、思い半ばに過ぎるというべきであろう。9 月 1 日にドイツの方から手を出した、ということが動かぬ事実とみなされる以上、英仏は、9 月 3 日における対ドイツ宣戦に、何の疚しさも感ずる必要がない。ひたすらポーランドを侵略者の手から守るために立ち上がったのである。開戦の最初の所さえ、そういうことで通ってしまえば、その後の展開は、いわば見てのとおり、ドイツが自分から一連の侵略戦争のストーリーの中に、どんどんはまり込んで行ってくれているようなものである。ヒトラーは、9 月 28 日、リッベントロプを遣わしてヒトラー・スターリン協定を成立させ、翌 40 年に入ると、4 月にデンマーク、ノルウェー、5 月にオランダ、ベルギーと、次々に中立国を侵略、占領した。ヒトラーが国会演説では中立国の権利をあくまで尊重するようなことをいいながら、軍最高司令官級を集めた会議の席では対英仏戦略の必要上、上記の国々を予告なしに占領する、という卑劣な計画を、かなり前から表明していたということは、押収された会議録によって証拠づけられたが、証人尋問の場においては、エアハルト・ミルヒに対する英国検事ロバーツの反対尋問で、強烈に曝け出されることになった：

ロバーツ：　……あなたは、1939 年 5 月 23 日、首相官房で行われた部局長協議会に出席していましたか？

ミルヒ：　日付は？もう一度お願いします。

ロバーツ：　文書 L-79 をご覧いただきたい。あなたはそれを、すでに金曜日〔＝前審理日〕に見られたことと思うが。

ミルヒ：　5 月 23 日ですね？

ロバーツ：　はい、そのとおり。なおそこに、誰が出席していたかをだけ、思い出していただきたい：総統、ゲーリング、レーダー、フォン・ブラウヒッチュ、カイテル、あなた、ハルダー、ボーデンシャッツ将軍、ヴァーリモント……ヴァーリモントはヨードルの代理でしたか？

ミルヒ：　誰の代わりに彼が出席していたのか、私には分かりません。

ロバーツ：　結構。……で、他にも幾人かいたようだが、これ以上列挙しますまい。さて、証人、この人々は、ドイツ国防軍の指導者たちでしたか？

ミルヒ：　付け加えて申してもよろしいか、私の記憶では、ゲーリング元帥は、出席していなかった、

私は見た覚えがありません。

ロバーツ：　彼は出席していた、とここに書いてある。あなたは、彼がいなかったと思うのですか？

ミルヒ：　はい、私は見た覚えがない、私の記憶では、私は彼の代理として連れ出された、直前ギリギリのことでした。

ロバーツ：　よろしい、ゲーリングがいなかったのだとしたら、彼は別として、集まったのは皆、ドイツ軍部の指導者たちであった。そのとおりですか？

ミルヒ：　はい。陸軍最高司令官、海軍最高司令官、最高司令本部、そうです。

ロバーツ：　あなたは、ご自身の認識に基づいて、その人たちを紳士と呼びますか？

ミルヒ：　はい、たしかに。

ロバーツ：　紳士の資格の一つは、約束を守るということでありますか？

ミルヒ：　はい、たしかに。

ロバーツ：　あなたは、ドイツ国が、ベルギー、オランダおよびルクセンブルクの中立を尊重する、と約束したことを、知っていましたよね。

ミルヒ：　そう思います。私は、具体的に個々の約束は知りません、しかしそう思います。

ロバーツ：　あなたは、この会議の 1 月足らず前、つまり 4 月 28 日に、ヒトラーが国会で、多数の、私が言及した 3 国を含む、ヨーロッパの国々の中立を尊重するという、確約を宣言したのを知りませんか？あなたは、それを、歴史的事実として知りませんでしたか？

ミルヒ：そう思います、たしかに。

ロバーツ：　我々は、本法廷で、この出来事についてのフィルムを見ました。その中では、ゲーリングが国会議長として、この確約が宣言された時に、司会を務めていたことも、また示されていました。

ミルヒ：　私はそのフィルムを見ませんでした、私はそのフィルムを知りません。

ロバーツ：　ああ、それはドイッチェ・ヴォッヘンシャウ〔＝ドイツ週間ニュース映画〕です。さて、思い出してもらえますか、この協議会の方では、ヒトラーは、たぶんもう法廷にもよく知られている、次のような言葉を用いました：「オランダとベルギーの航空基地は、軍事占領されねばならない。中立宣言に意を払っていることはできない……あくまで、敵に、最初に一撃を、あるいは壊滅的な打撃を、与えることに努めるべきである。この際、正義・不正義あるいは契約などは、何の役割も演じない」（文書 L-79）。これらの言葉が用いられたことを、あなたは思い出しますか？

ミルヒ：　どんな文言で語られたか、ということを、私は正確には思い出せません。私が知っているのは、ポーランド回廊とダンツィヒの問題が語られていた、ということと、それに続けてヒトラーが、西部でどのような紛糾が生じて来得るか、その時に彼は何をするつもりであるか、を事細かに説明していた、ということです。彼が具体的に何をいったのか、私は、もう記憶してはおりません。

ロバーツ：　これらの紳士方のうちのどなたかから、ドイツ国が約束した言葉を破ることに対する抗議の申し立てはなされましたか？

ミルヒ：　この協議会においては、出席者のうちの誰にとっても、そもそも語るということが可能ではなく、ヒトラーが我々の目の前の講義卓の背後に立って演説を行ない、演説を終えると、彼は去って行きました。討論は起こりませんでした、彼によって許可されることはありませんでした。

ロバーツ：　証人、紳士にとって、自らの名誉を守ることが不可能であった、とおっしゃるのか？

ミルヒ：　私は、ヒトラーが語った、その文言を、ちょうどここに再現されているようには、はっきり思い出すことができません。

ロバーツ：　法廷に、あなたのご意見をお聞かせいただけますか？

ミルヒ：　私は、会議において、ヒトラーが何か引き受けた義務に反するようなことをいった、という印象に囚われることはありませんでした。そうしたことは、私の記憶には留まっておりません。

ロバーツ：　今度は、この議事録が正しくない、とおっしゃるのか？

ミルヒ：　それもまた、私にはいうことができない；私はただ、私が具体的な文言を記憶してはいない、ということをいえるだけです。議事録がまったく正しいのかどうかということも、私は知りません。私の知る限りでは、それは、出席していた副官たちのうちの一人によって、後から作成されたものです。

ロバーツ：　だが、今日我々は、ドイツ国が 12 か月の後に、すなわちオランダ、ベルギーおよびルクセンブルクに対する誓いの言葉を破って、何百万もの人々に困窮と死とをもたらした時に、まさしくそれを行なった、ということを知っている。あなたも今日、そのことを知っている、そうですね？

ミルヒ：　たしかに、私はそれを知っています、しかし、軍人として我々は、決して政治的問題には関わりを持っていませんでした。それについて尋ねられることはありませんでした。

ロバーツ：　あなたは、名誉という……

被告人シャハトの弁護人ルドルフ・ディクス博士：　私は今、シャハトに代わってではなく、全弁護人に代わって、申し上げます。高尚なる法廷に願い上げる、証人が道徳的価値判断についてではなく、事実について尋ねられんことを。

裁判長：　証人は事実について尋ねられます。

ロバーツ：　あなたは今しがた言明された、今日あなたは……我々は、ドイツ国が 12 か月の後に、ベルギー、オランダおよびルクセンブルクの中立を侵犯したということを知っている、と。

ミルヒ：　しかし我々は、如何なる理由でそれが起こったのか、他方で如何なる関係をこれらの国々がひょっとして取り結ぶに至っていたのかを、知らないのです。それを判定するのは、軍人の任務ではなかった。

ロバーツ：　国家の誓いの言葉を破ることを要求されたならば、異議を唱えるというのが、軍人の任務ではなかったのですか？

ミルヒ：　もしも軍人が、彼が何かをなさねばならぬ、軍人として何かをいわねばならぬ、そういう次元で約束の言葉を破るというのであれば、私は、完全にあなたに同意する。しかし、軍人がとても全体を見渡すことのできない、それについては何も知らないという、まったく異質の領域においては、軍人は、そうした責任や説明に関する問いを引き受けることはできません。

ロバーツ：　あなたはただ、御自身の知識に基づいて語ればよい。あなたは、あなたの国がこれら 3 つの小国の中立を尊重するという言質を与えていたことを、御存知なかった、といわれるのですか？

ミルヒ：　そのことは、国会演説の中で読みました。しかし私は、向こうの側がこの約束に対してど

のように反応したか、は知らなかったのです。それは私には分からなかった、向こう側がこの保護というか約束あるいは保障をまったく望んでいないということも、十分にあり得たのです。それは一軍人にはそもそも見渡し得ないこと、政治指導部のみが知り得ることです。

ロバーツ：　よろしい、この問いを我々は、たぶん、今被告人席に坐っている最高司令本部の軍人たちが証人席に出て来た時に、彼らに提示するでしょう。だが、私は、あなたにお尋ねする、ヒトラーがすべてのこれら小国に保証・保障を与えていたということは、ドイツにおいて一般的に知られていたに違いないでしょうね。

ミルヒ：　ヒトラーは、多くの事がらを提案し、申し出ました。彼は、すべての国々に対して軍備制限を申し出、空爆戦を思いとどまることを申し出ました、しかし、彼の提案は、このような場合にも受け入れられず、そのため、政治指導部のみが、軍人たちに何を求めてよいか、求めることができるかを、知っていなくてはなりませんでした。軍人自身は、ただ義務に従わねばならぬ、というだけでした。

ロバーツ：　私の問いに答えていただけませんか？今のは、私の問いに対する答えにはなっていなかった。証人、我々は今日、記録文書から、あなた方自身のものであるドイツ語の記録文書から、事実を知っているのですよ。私は、名誉というものについての、あなたの認識と見解とを検査したい。あなたは、4 月 28 日に保障を与え、5 月 23 日にそれを破る秘密決定をするというようなことを、極度に不名誉とは考えないのですか？

ミルヒ：　状況がまったく変化しなかったとしたならば、あなたのおっしゃるとおりだ、しかし、まさにそこを、私は判定できないのです。

ロバーツ：　あなたが軍部に所属しているといっても、あなたは御自身の礼法規範集を身につけて持っていなくてはならない。無論あなたは、ノルウェーの中立が侵犯されたことを知っていますね？

ミルヒ：　はいたしかに、我々の認識と見解とによれば、ノルウェーは、二度侵犯されました。

ロバーツ：　ヨードルが 1940 年 3 月 12 日および 13 日に、日記に「総統はなお、ノルウェー侵入のための、世界に向けて発表できる口実を探している」と、こう書き込んだのを、あなたは御存知ですか？

ミルヒ：　私はその日記もそのメモも知りません。

ロバーツ：　あなたは、ノルウェー侵攻に積極的に参加した、そうですね？

ミルヒ：　侵攻開始後数日、私は、短期間、飛行大隊を率いました。

ロバーツ：　あなたは実際に、ノルウェーにおいて司令官であったのですか？

ミルヒ：　はい、そのとおりです。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundsiebzigster+Tag.+Montag,+11.+März+1946/Nachmittagssitzung　より私訳）

ロバーツの執拗な追及はこの後もまだしばらく続く。なかなか順番の来ないルーデンコが検事席でジリジリしている、といった場面だ。エアハルト・ミルヒは、陸軍将校からゲーリングに協力して空軍の創設および増強に功績を上げ、航空運輸省国務秘書官、空軍総監、1940 年には元帥に昇任、41 年からは航空機生産綜合長官を務めた。しかし、戦局が劣勢になってくるにつれて、ゲーリングの信用を失い、44 年には航空機生産綜合長官職は軍需大臣シュペーアに吸収されて、ミルヒ自身は、軍需大臣付きとなって、権力を失ってしまう。45 年、ヒトラー自殺後、直ちに逃亡を試みたが、5 月 4 日にバルト海沿岸で英国軍に捕らえられた。英軍のデレク・ミルズ - ロバーツ准将の前に引き出されたミルヒは、慣例に従って降伏の印に、自らの元帥杖を差し出した。ところがミルズ - ロバーツは、少し前にベルゲン - ベルゼンの収容所を解放した時に目にした凄惨な光景のために、ドイツ軍に対する怒りに燃え上がっていたので、取り上げた元帥杖で力いっぱい、ミルヒの頭を数回殴りつけ、さらにシャンパンの瓶でも立て続けに殴ったのだという。ゲーリング弁護人のシュターマーから証言を頼まれたミルヒは、頭部の後遺症に悩まされていたのだが、引き受けて、1946 年 3 月 8 日（法廷第 77 日・金）と同 11 日（法廷第 78 日・月）に出廷した。彼がゲーリングのために証言するといっても、それは、ヒトラーの戦争計画を聞いたときに、自分もゲーリングも危惧を抱き、出来れば反対したい気持ちがあったけれども、ヒトラーの意思に対しては、ナンバー2 の国家元帥といえども異を唱えることができなかったのである、といった類の、きわめて消極的な弁護でしかあり得ない。たしかに、その範囲で、彼はしっかりと証言した。しかし、実は、検察側こそが、手ぐすね引いて彼を待ち構えていたのであった。ミルヒが軍最高司令官に准ずる者として、あるいは最高司令官ゲーリングの代理として、幹部級の会合に幾度も出席していたのは明らかであったから、検察は、そうした会合の席で明かされていたヒトラーの陰険な侵略計画の実態について多くを聞き出せると睨んだ。また、航空機製造のための労働力が大量に必要とされたことから、ミルヒが、戦争捕虜の強制労働、占領地住民の移送・徴用に深く関わっていることも間違いないとされた。それで、ジャクソン、ロバーツ、ルーデンコによる反対尋問は執拗を極めたのである。この時聴取された内容から、ミルヒは、いわば準主要戦争犯罪人と見なされてしまう。そしてまもなく、いわゆるニュルンベルク継続裁判のうちの一つに、被告人として引き出されることになる。1947 年

1 月 2 日から同 4 月 17 日にかけて行われた、この裁判は、彼一人だけを被告人としていたので、「ミルヒ裁判」と呼ばれるようになった。判決は終身刑であったが、頭部打撲後遺症のことも顧慮されたのか、1954 年に釈放され、1972 年まで生きることができた。

だが話を戻すとするならば、中立国侵犯については、事実関係がはっきりしているのだから、検察側は造作なく立証できたであろう、などと思ってはならない。特にノルウェー占領の一件に関して挙証されているところを見るならば、そこから私たちは、英国検察の並々ならぬ苦心の跡を窺わずにはいられないのである。法廷第 12 日の 12 月 4 日から、ドイツの「平和に対する犯罪」を暴き立てるべく、英国検察の大攻勢が始まった。最初に弁論に立った首席検事ショークロスは、デンマーク、ノルウェーの侵略については、「ポーランド侵略の後に実際に攻撃され侵略の対象にされることになっていた、最初の国々は、デンマークとノルウェーとであった。1940 年 4 月 9 日、ドイツ軍は、ノルウェー、オランダ領内に、警告も宣戦布告もなしに殺到した」といって語り始めているが、少し後になると、あたかも、ノルウェー侵略に限っては、その発案者はローゼンベルクであった、といわんとするかの如くに、次のとおり論ずるのである：

> この数年の間に、被告人ローゼンベルクは、党外政部(APA)長の資格において、ノルウェーにおける第 5 隊の活動の援助に関心を抱いていた。彼は、「国民集会（ナジョナル・ザムリング）」すなわち、今や周知の売国者たるヴィドクン・クィスリングを長とする、政治的集団との親密な関係を作った。1938 年から 39 年にかけての冬の間に、APA はクィスリングと接触し、その後、クィスリングは、ヒトラーおよび被告人レーダー、ローゼンベルクと話し合った。1939 年 8 月、ベルリンの外政部付属学校で、クィスリングによって選抜された 25 名の党員たちが参加する、14 日間の特別講習会が催された。計画の眼目は、一定数の選びだされた、「信頼できる」党員たちをドイツに送って、隔離された施設で短期の軍事的教育に従事させることにあった。これらの「信頼できる」党員たちは、ノルウェーでの活動を遂行するために石炭船でオスロに運ばれる、ドイツ特殊部隊のための地域・言語専門員となる予定であった。目的は、クィスリングが国王を含めて主要な敵対者たちを逮捕してしまうことになる筈のクーデターによって、あらゆる軍事的抵抗を最初に排除してしまうことであった。この第５隊の活動と同時に、ドイツは、その軍事的準備を為したのである。
>
> http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zwölfter+Tag.+Dienstag,+4.+Dezember+1945/Nachmittagssitzung　より私訳

唐突にローゼンベルクの名が挙がっているわけであるが、そこから実際の占領作戦実行に至るまで、どのような経過を辿ったというのであろうか。挙証されたところによれば、ローゼンベルクはクィスリングと話し合った後、海軍最高司令官レーダーに報告書を送ってノルウェーにおける基地確保の必要性を説き、レーダーもその計画に深い関心を抱いて、1939 年 10 月 3 日に行なわれた海軍最高司令部会議において、ノルウェーにおける基地確保の実行可能性について質問書を配布して諮問した。ちょうどこの時期、潜水艦最高司令官のデー

ニッツのメモの中に、同質問書の内容に関連する記載があるという。同年 12 月 12 日、総統司令本部でヒトラー臨席の下、レーダー、カイテル、ヨードルで行なわれた参謀会議で、レーダーが「ノルウェー案件」を提案し、近々に総統がクィスリングと会見すること、そしてその結果好感を得られたのなら、国防軍最高司令本部（OKW）によってノルウェー基地確保の作戦が推進されること、を願い出た。実際にヒトラーとクィスリングとの会談は、それから直ちに行なわれ、それに基づいて、ヒトラーは 12 月 14 日の午後、OKW によるノルウェー作戦の準備推進を命じた、とレーダー自身が記している。40 年 1 月 27 日には、カイテルの発した命令の中に次の言葉が見られる：

> 秘密の指令部案件。長官案件。将校間にのみ伝達。予備研究 “N” 関係。総統且国防軍最高司令官は、予備研究 “N” が彼の人格的・直接的な影響力の下、戦争全体の遂行とのきわめて密接な連関のうちに、さらにいっそう進められることを、望んでいる。これらの理由により、総統は、私に、今後の準備作業の指揮を引き受けることを委任した。このために、OKW により、作業スタッフが形成される、それは同時に、将来の作戦スタッフの中核となるものである。今後の準備作業の全体は、*ヴェーゼル教練 Weserübung* の標語の下に進められる。
>
> （ハイデッカー&レープ、346 頁より私訳）

ヒトラーが急速にこの作戦準備に関心を深めた様子が窺える。これらの経過を詳細に論証したのは、法廷第 14 日の 12 月 6 日に弁論を引き継いだ補助検事エルヴィン・ジョーンズであるが、彼はその際に、次のような言葉をも語っている：

> ノルウェー侵入は、或る関連においては、典型的なナチの侵略ではない、すなわち、ヒトラーが、それに係り合うよう説き勧められねばならなかった、という点において、異なっているのである。最初にまず、彼に説き勧めたのは、レーダーとローゼンベルクとであった；レーダーは、ノルウェーが戦略上重要と考えたからであり、かつまた、彼の海軍のために名声を得ようと努めたからである；ローゼンベルクは、彼が発展させようと努めていた、ノルウェーに対する彼の政治的関係のゆえであった。
>
> http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Vierzehnter+Tag.+Donnerstag,+6.+Dezember+1945/Nachmittagssitzung　より私訳

何やら、ノルウェー侵入の件についての英国検察の挙証の不自然さを集約しているかのような、というより、その不自然さを検察自身が思わず認めてしまったかのような、印象を強く与える一節である。いったい、検察としては、総じて中立国侵害については、敵国に対する勝利のために手段を択ばぬヒトラーが最高司令官級の会合で強くその意思を表明し、周りの者の反対が一切許されない状況の中で、迅速に実行準備が進められた、という経過を立証したい筈ではないのか。対ノルウェーに限って、最初に考えたのはレーダーとローゼンベルク――ショークロスの弁論に従うならば、明らかにローゼンベルクの方が先――であっ

て、ヒトラーは彼らに「説き勧められて」はじめてその気になったのである、と論じ立てることに、何のメリットがあるのだろうか。論じられているところによれば、ヒトラーがレーダーから計画の提案を受けたのは 39 年 12 月 12 日、急遽クィスリングに会ったうえで、カイテルにゴーサインを出したのは同 14 日であった。ローゼンベルクの活動は、そこから 4 か月遡る、独英開戦前の 39 年 8 月、ベルリンでノルウェー国民集会の党員たちに教練の場を与えた、というものであり、クィスリングとの共謀関係の始まりを辿れば、そこからさらに半年以上も遡れることになる。このように起点をことさらに前の方に持ってこようとする英国検察の、狙いは何なのであろうか。そのことを考えるために、実は引用の順番を故意に前後させてしまったことをここでお詫びしなくてはならないのであるが、ご容赦いただけたものとして、ショークロスが前掲のローゼンベルクの名前を挙げている箇所に至るまでの、直前の部分で、ノルウェー侵入についてどのように論じていたのか、を見てみることにしたい：

デンマークおよびノルウェーへの侵入が、1940 年 4 月 9 日早朝にすでに起こってしまった時、両国政府には、この処置を正当化しようと試みる、ドイツからの覚え書が手渡された。襲撃された両国の政府に、さまざまの罪が着せられた。ノルウェーが中立を破ったのだと宣言され、また、ノルウェーは大英国による沿岸海域使用を許可し容認した、と宣言された。英国とフランスとは、ノルウェーに侵入し占領する計画を練っていた、そしてノルウェー政府は、それが起こった場合には、同意を表明するつもりであった、と宣言された。

私は、これらの主張が正しかったのか間違っていたのか、という問題を取り扱うつもりはない。それは、本法廷に提起されている問題にとっては、重要なことではない。たとえそれらの嫌疑が真であったとしてすら――無論それらは明らかに偽であったのだが――、それらは、警告も、宣戦布告も、仲裁あるいは調停の試みもなしに行なわれた侵攻に対する、考えられ得る正当性の証明を構成することはないであろう。

侵略戦争は、それを行なう国が、他の国々もまた将来において似たような行動を企てるであろうと思っているからといって、侵略戦争であることに何ら変わりはない。或る国家を侵犯することは、その国家が他の国家によって侵犯されるかもしれない、と考えられるからという理由で、正当化されることはない。自国防衛のためにすら、戦争という手段は、仲裁のあらゆる可能な方法が試みられたが失敗に終わり、かつその国に対してすでに暴力が用いられた、というのでない限りは、正当化されない。

しかしながら、この問題はさして重要ではない、何故ならば、実際には、我々が今や保有している証拠材料によって、これら両国に対する侵略は、まったく別の目的のために企てられた、ということが、十分に明らかにされているからだ。その侵略は、何らかの中立違反の問題や英国によるノルウェー占領が生じようにも、それよりもずっと前に計画されていた。そしてまた、1939 年に繰り返し行われた約束保障が、ただこれらの国々におけるあらゆる疑念を吹き飛ばし、これらの国々が、すでに長い間積極的に準備されていた攻撃に対する防御措置を取るのを妨げる、という目的にのみ役立てられ

た、ということも明らかである。

http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zwölfter+Tag.+Dienstag,+4.+Dezember+1945/Nachmittagssitzung　より私訳

ショークロスにとっては、ノルウェー占領当時にドイツ側のいったことが、今もまだ重く心に圧し掛かっているようである。あの時ドイツは、ノルウェーが自ら中立を破って英国に沿岸海域使用を許した、といって非難した。そういわれる理由がなかったとはいえない。40 年 2 月 16 日、ドイツ海軍補給艦アルトマルクは、南大西洋から 299 名の英兵捕虜を乗せてキールに帰る途中、ノルウェー領海内で英海軍駆逐艦コサックによって拿捕され、乗員 8 名を射殺された上、捕虜全員を連れ帰られた。また、英海軍は、すでにノルウェー領海内に機雷網を敷設していた。さらにまた、ドイツは、自分たちによるノルウェー占領を正当化する理由づけとして、英仏によるノルウェー占領計画が実行されようとしていたので、それに対する予防措置として、ノルウェーを守るために上陸したのだ、と主張した。英国の側がノルウェー占領を計画していたなどというのは、まったくの作り話である、と一蹴したいところなのだが、なかなかそうもいかない。何事によらず、「無かった」ということを完全に証明するのは至難の業であるからだ。したがって、あくまで理論的にいえば、「英国の計画実行に対する予防措置」という、この対抗主張を完全に無効化するには、ドイツのノルウェー占領征服計画は、英独開戦以前にまで遡ってその起源を求められるものである、ということを示す以外にない。百歩譲って、英国の側にノルウェー占領計画なるものが生じた、というのが事実であったとしても、ドイツの側の計画が英国との戦いに入る以前に独自の世界征服構想の一環として練られていたものであるならば、それの実行は、英国との関係で偶々生じてきた事情に左右されることはない、侵略は起こるべくして起こった、と結論づけることに何の妨げもないであろう。この論理的必要性を満たすために、ローゼンベルクの名が引き出されてきたわけである。ローゼンベルクがクィスリングのためにベルリンの講習会にノルウェー国民集会の党員たちを参加させたのが 39 年 8 月、両者の共謀関係は少なくともその半年以上前からあった、というから、時期的には十分早いところまで遡っている。さらにこの二人のつながりを前面に出すことには、ノルウェー侵略は初めからゲルマン民族生活圏の拡大という大きな目的の中に位置づけられていた、という印象を強く与えようとする、検察の意図が働いているのは明らかである。民族の北方性の想念にとり憑かれた世界観哲学者ローゼンベルクが、心酔者のクィスリングと謀って、北方地域を大ゲルマニア生活圏に併呑する征服戦争を企てたのだ、というふうに、ひとは解釈しやすいであろう。だが、この印象操作には成功していない。挙証されているところから認められるのは、ノルウェーに国家社会主義政権を樹立することを望んでいるクィスリングのために、ローゼンベルクがクーデターを支援する党員たちの研修の場を提供している、ということに限られる。ローゼンベルクの地位で、それ以上のことが可能であったとも思われない。

私たちは、英国検察の弁論に引き回されることなく、事がらの客観的認識に達しようと思

うならば、まずは、地図を見て、英独戦争においてノルウェーの占める重要な位置を、あらためて確認しておく必要があろう。英国がドイツによるダンツィヒと「回廊」の奪取（あるいは奪還）を何としても妨げようとしたのは、バルトの海岸線を一つに繋いだドイツが、強い海軍力・海運力を身につけて、英国の海上覇権に再挑戦してくるようになることを嫌ったからである。しかし、今すでに、ドイツは、力ずくでそれらの地域を奪い取ってしまった。そうなると問題は、バルト海から北海への出口を確保するか、封じてしまうか、である。互に、ノルウェーとの友好関係を保って、ノルウェー領海を自軍に有利になるように使おうとする。しかし、それだけでは絶対に足りない。アレンダル、エーゲルズンド、スタヴァンゲル、ベルゲン、トロニエム――ノルウェー南部に並ぶこれら諸港を、ドイツが占領すれば、バルト海から出て来た自国艦隊の、北海・大西洋への出撃拠点として用いることができ、英国が占領すれば、バルト海から出ようとするドイツ艦隊を殲滅するための待ち受け拠点として用いることができる。互にほしくてたまらないのだ。ドイツ側の「ヴェーゼル教練」に対抗するかのように、英国側にも「ストラッドフォード作戦 Operation Stratford」が実際に存在した。まさしく上記諸港の占領を計画するものであった。この計画のことをまったくあり得ないと言い通した、ニュルンベルク法廷でのショークロスの弁論態度について、ハイデッカー&レープは、「ショークロスは、まったくそう信じ込んで語っていたのかもしれなかった、なぜなら、英仏の侵略計画は、1952 年の英国政府白書によって、はじめて公に知られたのであるから」と、やや弁護めいた解釈をしているが、果たしてどんなものであろうか。ともあれ、おそらくはわずかの差で、ドイツの方が先んじて作戦を実行に移した。1940 年 4 月 9 日、諸港を占領。かねて親英に傾きがちに見えるノルウェー政府に不満を抱いていたヒトラーは、この際、クィスリングを利用して、革命政権を樹立させようと考えたのであったが、思いのほか、彼は不人気であって、国王、現政府、議会、市民等あらゆる方面からの抵抗に遭い、英国軍の上陸もあったので、たちまちノルウェー全土が激しい内戦状況となった。国王・政府が北部に逃れたため、戦闘は北部の都市ナルヴィク付近で 2 月間続いたが、ついに国王・閣僚らは英国軍艦でロンドンに亡命、英国軍は撤退、6 月 10 日に残ったノルウェー軍がドイツ軍に降伏して、内乱はひとまず終結した。クィスリングに政府を組織する力がないのは明らかだったので、エッセンのガウライターであったヨゼフ・テルボーヴェンが執政となって乗り込んだ。ドイツは、勝ったことによって、侵略者としての性格を顕わにすることになったのである。もしも英国軍が先に作戦を実行していたならばどうなっていたか、という問いかけは、意味がないといわれるかもしれないが、その、もしもの場合、ドイツに占領されるよりはずっとマシであった筈、とも必ずしも言い切れないようである。或る人々は、「英国がノルウェー奇襲に成功していたならば、続いてスウェーデンが戦車で蹂躙され、フィンランドは、英国のボルシェヴィキ盟友たるソヴィエト連邦の手に引き渡されることになったであろう」とまで想定しているほどである。

（https://verschwiegenegeschichtedrittesreich.wordpress.com/2017/02/09/unternehmen-weseruebung/ より）

話を現実に戻すならば、英国ではドイツ軍のノルウェー上陸を許したことで、チェンバレンが 5 月 10 日、ついに退陣に追いやられ、代わってウィンストン・チャーチルが首相の座に就き、戦時内閣を率いることになった。彼は、大英帝国主義の賛美者であり、ヨーロッパ大陸の覇者の海洋進出を絶対に許してはならぬ、大陸第 2 位の国家と結んでこれを必ず打倒すべし、という大英帝国特有の戦争哲学を護持している。自分が 65 歳にもなって表舞台に登場してきたのも、ひとえにヒトラーを倒さんがため、と自覚していた。「負ける筈がない」との確信をもって立ち向かってくる相手を、ヒトラーは、はじめて前面に迎えたことになる。

とはいえ、チャーチル就任の当初、戦局は英国にとって悪くなる一方のように見えた。5 月 10 日その日には、ドイツ軍は、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクに侵入して、対フランス攻撃に取り掛かった。南部兵団参謀総長エーリヒ・フォン・マンシュタイン中将考案の「三日月鎌切断」作戦によって、兵団 A――A、B、C と区分されたうちの――がベルギー領から難関のアルデンヌ森林地帯を突破してフランス領内に侵入、5 月 13～15 日のスダン郊外の戦いに勝利すると、そのまま西進して英仏海峡岸に至り、フランス北部に配備されていた軍を、英国の大陸派遣軍諸共、海辺に追い詰める。背後に廻られて兵の動揺を来たしたマジノ要塞線は崩れ去ってしまう。ハイデッカー&レープは、5 月 15 日、事態を絶望視したフランス首相からチャーチルに、次のとおり電話があったことを伝えている：

> ドイツの侵入開始の 5 日後、フランス首相ポール・レノーは、絶望して、ロンドンに電話をかける。電話は、私邸にいるチャーチルに繋がった。
> 「やられました！」とレノーは叫ぶ、「我々は戦いに負けました……」
> 「何ですって、そんなことが、そんなに早く起こるなんて、あり得ない」と、チャーチルはすっかり驚いて答える。
> 「前線が、スダン近くで突破されたのです」と、フランス首相は説明する。「ドイツ軍は、戦車隊の後ろに膨大な数の歩兵をつけて、雪崩を打って押し寄せてきます……」。
> 「お聞きください！」とチャーチルは受話器に向って叫ぶ、「我々は戦い抜かねばならない……」
> しかし、レノーは、すでにあきらめていた：「敵の軍隊はあまりにも強くてすばやい」と彼はいう、「彼らは、急降下爆撃機と一緒に作戦行動しています。これは壊滅的です。楔形隊形が時々刻々広さを増し、より強力になって、ラン～アミアンの方に向っています。我々は負かされました。我々は戦いに負けました……」。
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、360 頁より私訳）

チャーチルが大陸第 2 位の強国と恃んだ友邦は、脆くも崩れ去った。6 月 22 日、ドイツが、飽きもせずにコンピエーニュの森の廃列車の中で、フランスに休戦協定を押しつけると、その翌日、ヒトラーはパリ入りを果たす。エッフェル塔を背景にしたヒトラーの得意満面の姿は、すぐに世界中に出回ったという。彼はその日を「生涯最良の日」と語ったといわれる。国ではゲッベルスが、対フランス戦電撃的勝利は「あらゆる時代を通じての、最も偉大な軍

最高司令官の天才」によるものであると称賛し喧伝していた。しかし、私たちがよく知っているとおり、我々の古典の中に「おごれる人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし。猛き者も遂には滅びぬ、ひとえに風の前の塵に同じ」という、人の世の興亡の真理を表わす言葉があるではないか。ヒトラーも例外であろう筈はない。得意の絶頂にあると見えたその時、すでに影は差してきていたのだ。それはヒトラーのパリ入城より一月近くも前になるが、英仏海峡沿岸まで攻め入ったドイツ軍は、連合軍つまりフランス軍および英国大陸派遣軍計約 35 万を、最北のデュンキルヒェン（ダンケルク）の港に追い詰めていて、エヴァルト・フォン・クライスト中将の率いる機甲部隊の突撃を前に、もはや連合軍の命運は尽きたかの如くであった。ところが直前になって、クライストには、進撃を控えて待機するように、との命令が出る。ゲーリングの「空軍にやらせろ」というゴリ押しを、「あらゆる時代を通じての、最も偉大な軍最高司令官」が容認した結果であったという。飛来した空軍部隊による爆撃は、ガソリンタンクに着弾し、夥しい黒煙でたちまちあたりが視界不良となった。チャーチルが何としても兵士たちを救出しようとする「ダイナモ作戦」を発動していたので、10 日ほどの戦いの後に、ついにその数 338,226 とされる兵士たちが脱出に成功して英国に上陸する。そのうちのフランス兵たちは、間もなくまたフランスに戻っても、もはやドイツ軍に抵抗する力とはなり得なかったけれども、英国兵士たちは、そのまま海岸線に配置されて、祖国の強力な防衛力となったのである。ダイナモ作戦の成功によって、チャーチルは、大いに意を強くすることができたに違いない。だから、彼は、ノルウェー撤退を余儀なくされても、フランスの降伏を見せつけられても、たじろぐことはなかった。ヒトラーの降伏勧告を一蹴して、毅然として、ひとりで、戦いを続けた。ハイデッカー&レープは、第 2 部第 5 章を「アシカ作戦、終わりの始まり」と題しているのであるが、たしかに、デュンキルヒェンでむざむざ大兵団を逃してしまった後になってなお、英国上陸にこだわらねばならなかった、というところに、ヒトラーの避けられぬ敗戦がすでに予告されていた、とみなす見解には、やや結果論めいているとはいえ、一定度の説得力がある。上陸準備のための空爆が激しさを増し、無差別爆撃の様相を強く帯びるようになっていた。目には目、歯には歯、チャーチルは倍返しの勢いで応ずる。ロンドンを爆撃されれば、ベルリンを爆撃し、コヴェントリーを破壊されれば、マンハイムを破壊して返した。耐えて戦い抜けば最後には勝利する、というチャーチルの確信は、高確率の勝算によって裏付けられていた、といってよいであろう。ヒトラーが、遠からずスターリンとの間に、互いの存亡を賭けての死闘を繰り広げずにはいられないということを、チャーチルは、容易に予測することができた。ヒトラーが、二正面作戦の愚をも顧みず、今や大陸第 2 位の強国となったソヴィエト連邦に突っかかっていく時――それこそが、本当に彼にとっての、終わりの始まりである。ヒトラーにナポレオンを超えることができる筈はない。

対ソ連戦争は、ヒトラーによって、不可侵条約の裏で綿密に計画され準備されていたということ、しかもそれは、民族の生活圏獲得のための、スラヴ民族殲滅の戦いとして計画され準備されていたのだということを、法廷第 15 日の 12 月 7 日（金）の午後に弁論に立った

米国副検事オールダマンが、週末をまたいだ法廷第 16 日・12 月 10 日（月）のまる一日をかけて、多様な証拠書類を示しながら論証した。10 日朝、オールダマンは、勢い込んで――この日、かなり早口で同時通訳たちを泣かせたようだ――語り始める：

法廷の皆様！先週金曜日、審理持ち越しとなった時、私は、ソヴィエト連邦に対する侵略についての詳論で、ナチ共謀者たちが、西部における戦闘行動の終わった後、ソヴィエト連邦に対する侵略計画の展開を始める、その時点まで来ていました。さしあたっての企画と活動とは、進行段階にあった。ヒトラーは、11 月初め、詳細かつ明確な指令が発せられるであろう、と述べていた。これらの指令は、国防軍の作戦計画の全体がヒトラーの許に提出され認可されたら、すぐに発せられるということになっていた。ということで、我々は、出来事の経過中における、我々が先週金曜日に提出した略図で「バルバロッサ」計画の第 3 部と呼んだ地点に到達したことになります。1940 年 12 月 18 日に国防軍の作戦計画全体の概要がヒトラーに提出された後に、「バルバロッサ」作戦のための基礎的な戦略上の指令が、陸海空軍の最高司令部に宛てて、第 21 号指令として発せられた。

初めてソヴィエト連邦に対する侵攻の計画を示した、この指令は、或る命令――それは秘密の司令部案件と呼ばれていたのであるが――において、特別に言及された。この命令では、また初めて、この作戦を標示するために、「バルバロッサ」という擬装名が使用された。

この指令は、446-PS であり、私の冒頭説明の過程で、証拠物件 US-31 として提出されました。それは、その時に詳細に論じられたので、今はただ、この文書のうちで最も重要な諸文のうちの二、三のものに、本法廷の注意を喚起すれば、十分です。それら諸文のほとんどは、英語訳の第 1 ページに見られます。私の考えでは、最も特徴的な諸文のうちの一つは、命令の始まりをなしている文であります：

「ドイツ国防軍は、英国に対する戦闘が終了する前にでも、ソヴィエトロシアを、迅速な軍事行動により打倒する準備ができていなくてはならない」

同じページに、次のようにもいわれている：

「比較的長い期間を要する諸準備は、――未だであるならば――もう今、着手され、1941 年 5 月 15 日までに終えられねばならない。侵略の意図を気づかれるようにしない、ということに決定的な価値が置かれるべきである」

指令には、次に、目論まれた侵略を進捗させる筈の戦略の大まかな輪郭および陸海空の国防軍諸部署がそこに引き受ける分担が、書き記され、また、最高司令官たちによるヒトラーへの口頭での報告が予定されていた。

指令は、次のとおり、結ばれていた：

「V.」――それは 2 ページ目にあります――「最高司令官諸君の、本指令を基とする発展的目的に関する上申を待ち設ける。すべての国防軍部署により計画された諸準備は、その進行中においても、国防軍最高司令部を通じて、私に報告されるべし」

ヒトラーにより署名され、また、ヨードル、カイテル、ヴァーリモントそれぞれの頭文字が印されている；一つの名前は読みにくい。

命令そのものの内容からも、また、私があらかじめ概要を示した、その由来からも、この指令がただたんに参謀本部企画についての演習というようなものではなかったことは、まったく明らかである。それは、計画され、そして実際に起こった、侵略行動の準備の命令であった。命令を受けた国防軍諸部署は、これを疑いもなく、戦闘への準備の命令と解したのであって、仮説的な司令部の案件と解したのではなかった。そのことは、それら諸部署が、基礎となる指令に含まれていた全体的計画を実行に移すために、ただちに打ち出した、詳細にわたる企画と準備とから、はっきり分かる。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechzehnter+Tag.+Montag,+10.+Dezember+1945/Vormittagssitzung　より私訳）

そこから、オールダマンは、バルバロッサ計画の遂行のために諸部署で練り上げられた軍事的企画・準備について詳論し、さらにはまた、占領した地域の経済的収奪の企画・準備をも暴露して、バルバロッサ計画には、これに対応する経済計画としての「オルデンブルク」計画が存在していたことを明らかにする。そして、裁判長による 10 分間休憩で一息ついた法廷に向って、再開後今度は、ローゼンベルクの計画関与について、滔々と論じ始めるのである：

オールダマン：　次なる一章として、私は、破壊の政策すなわち侵略の政治的部分の準備を提示したい。私がすでに概略を示したように、そして後ほどいっそう詳細に述べるように、共謀者たちにおける経済的諸理由と同様に、政治的諸理由もまた、ロシア侵入のために決定的なものであった。私は、すでに、経済的な計画および準備の規模の大きさを詳述した。同様に詳細に、共謀者たちは、彼らの侵略の政治的諸目標の実現を計画し、かつ準備した。私の見解では、彼らの政治的目標がヨーロッパの強力な政治要因としてのソヴィエト連邦の除去と生活圏の獲得とであった、ということを確認すれば、目下のところは十分である。この目標を達成するために、ナチ共謀者たちは、被告人ローゼンベルクを、全権委員に選んだ。すでに 1941 年 4 月 2 日、ローゼンベルクないし彼の側近の誰かが、ソヴィエト連邦についての覚書を用意していた。この覚書は、ソヴィエト連邦の相当な部分の速やかな占領という結果を招き寄せるであろう、この国との起こり得る対決についての考えを弄んでいる。この覚書はまた、そのような占領の政治的目標は何であるべきか、ということを詳述し、この目標達成のための方法を提案している。覚書は 1017-PS であり、私はそれを、証拠物件 US-142 として提出します。»USSR«という表題のついた第 2 節は、次のように書かれています：

「USSR との軍事的対決は、USSR の重要にして大なる部分の、きわめて迅速なる占領を帰結するであろう。我々の側の軍事行動に続いてすぐ、USSR の軍事的崩壊が起こる公算は、たいへん大きい。そうとすれば、諸地域の占領は、軍事的であるよりは管理的かつ経済的である諸困難を提起するであろう。ここに、第一の問題が生ずる：

占領は、純然たる軍事的もしくは経済的な諸必要事項によって規定されるべきか、それとも、占領範囲の広がりには、諸地域の将来的形成のための政治的諸理由もまた、決定に与るべきか？後者の

場合には、到達されるべき政治的目的の確定が緊急を要する、なぜなら、これの影響が疑いもなく、また軍事行動に跳ね返ってくるからである。
軍事行動の目標として、目下の衰弱状態にある東方大領域の政治的破砕が策定されるならば、その時、次のような推論の帰結が生じてくる：
1. 占領は、とてつもなく大きな領域を包括しなくてはならない。
2. 個々の領域部分の取り扱いは、始めから、目指されている政治的諸目標に合わされるべきである、管理的観点においても、また、経済的・イデオロギー的観点においても。
3. とりわけ、対英国戦争の継続のための重要軍需品調達の確保、そのために必要な経済的能力の維持、そして個々の領域に対して互いにまったく相違する大方針等、これらのたいへん大きな諸領域にとって、より高い次元の諸問題の取り扱いは、それはそれで、一つの役所に集中されるのが最善というべきであろう。
ここでもう一度、後に続くすべての実行もまた、もちろん、戦争の継続のために大ドイツ国にとってまさに必要である重要軍需品の、占領すべき地域からの調達が確保された後にのみ、効力を持つのだ、ということが強調されるべきである。ロシアの住民地図から、東方地域専門家にとっては、以下のとおりの民族的あるいは地理的な諸単位が判明する：
a）モスクワを中心とする大ロシア
b）ミンスクもしくはスモレンスクを首都とする白ロシア
c）エストニア、ラトヴィアおよびリトアニア
d）キエフを中心とするウクライナとクリミア
e）ロストフを首都とするドン地域
f）カフカス地域
g）ロシア領中央アジアないしはロシア領トルキスタン」

この覚書は、続いてさらに各々の土地あるいは地理的単位を個別に取り扱っているが、これらのページを読み上げる必要はない。しかしながら、文書の最後において、著者は、要約をして、計画を詳述している。私は、この部分を、裁判記録のために読み上げたいと思います。それは、英語訳文の後の方 4 ページ目に、「要約」と表題がつけられてあります：

「ここにザッとその輪郭だけを示した諸々の検討から、以下のとおりの建設計画が生じてくる：
1. 大体において戦争期間だけに限局された、USSR 占領諸地域対策の中央官庁の創設
同官庁は、最上位および上位の国家省庁との一致の下で、次の事がらに義務を負うことになろう：
a) その時々の状況および到達されるべき諸目標を考慮に入れて、拘束力のある政治的指令を、個々の管理地域に発する。
b）すべての占領地域からの重要軍需品の調達を、国家のために保証する。
c）資金・資力、輸送、石油・石炭・食物生産等の、すべての地域にとってより高い次元の諸問題の原理上の遂行を準備し、監督する。

2. 個々の国民的もしくは経済政治的に統合された諸管理地域における、それぞれに課せられたまったく異なった任務を遂行するための、はっきり区切られた権力分散の遂行。

これに反して、現在目指されている、純然たる経済的観点から設立される筈の型通りの管理官庁は、すぐにもその不十分さを露呈し、目的を逸らしてしまうかもしれない。そのような中心機関は、等質の、もっぱら経済的検討によってのみ指図された取り扱いをあらゆる地域で実行することを、余儀なくされるであろう。このことが、政治的任務の遂行を妨げ、官僚的な統合の仕方でもって、ことによると不可能にすらしてしまうかもしれない。

それ故、純然たる合目的的諸理由に基づいて始めから、軍事的・経済的な管理の構築においては、上述の諸観点が考慮されるべきではないか、という問題が生ずる。とてつもなく広い地域空間と、そこからだけでも生じてくる管理上の諸困難を考慮して、かつまた、ボルシェヴィズムによって惹き起された、西ヨーロッパとはまったく異なった生活状況を考慮して、USSR に関する問題の全体は、西ヨーロッパの個々の国々において適用されたのとは、別の取り扱いを必要としているであろう」

ビドル判事： それは署名されていますか？

オールダマン： いいえ、判事、署名されてはいません。

ビドル判事： それは被告人ローゼンベルクの手書きに属していますか？

オールダマン： それはローゼンベルクの公文書のうちにありました。

ビドル判事： 彼がそれを書いたということは、はっきりしていますか？

オールダマン： いいえ、すでに申したとおり、それは、明らかにローゼンベルクか、あるいは彼の側近によって準備されたものです。我々は、ローゼンベルクの公文書すべてを押収しましたが、それらは実際上、一大蔵書をなしています。覚え書が引き合いに出している「純然たる経済的観点から設立される筈の型通りの管理官庁」が、「オルデンブルク」計画の経済スタッフであったことは、明らかであり、それは、すでに述べたとおり、ゲーリングおよびトマス将軍によって設立されたものです。

侵略の政治的目標に関するローゼンベルクの詳述――これが彼の詳述であることを前提しての話ですが――およびその実行についての彼の分析は、どうやら、聞き届けられたようである。1941 年 4 月 20 日付総統布告によって、ローゼンベルクは、「東ヨーロッパ地域の諸問題の中心的研究のための全権委員」に任命された。この布告は、865-PS の番号を付けた、ローゼンベルク任命に関する書簡の一部である。終始同一の事がらに関係していて、私がこれからすべて読み上げ引用する、4 つの手紙からなっている、この書類を、証拠物件 US-143 として承認されることを願います。

布告そのものは次のとおり、865-PS 英語訳文の第 1 部分です：

「私は、国家指導者アルフレート・ローゼンベルクを、東ヨーロッパ地域の諸問題の中心的研究のための全権委員に任命する。国家指導者ローゼンベルクには、これにより彼に委ねられた任務の遂行のために、彼の指示に従って設立されるべき、東ヨーロッパ地域の諸問題の中心的研究のための役所が、麾下に立つ。
この役所のために必要な資金は、首相官房の予算内で概算額が捻出されるべきである。総統司令本部、1941 年 4 月 20 日
総統アドルフ・ヒトラー　署名
国務大臣・首相官房長ランメルス博士　署名」

総統命令のこのコピーは、ランメルス博士が被告人カイテルに宛てて書き送った手紙に添えられていて、この手紙の中でランメルスは、カイテルに、ローゼンベルクへの協力を要求し、さらには、ローゼンベルクと協働する代理者を任命するよう、求めていた。……〔以下略〕
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechzehnter+Tag.+Montag,+10.+Dezember+1945/Vormittagssitzung　より私訳）

手書きのメモにすぎないようなものを、オールダマンが貴重な証拠文書と決め込んで、あまりにも調子よく読み上げていたので、米国判事のフランシス・ビドルがたまりかねてチェックを入れる、といった一幕もあったようである。しかし、ノルウェー侵攻の場合とは異なって、ここでローゼンベルクが引き出されてくることには、何ら不自然さも感じられない。メモは、たとえローゼンベルク直筆ではないとしても、少なくとも彼の強い指示――あるいは口述――の下に、側近の部下が筆記したものであるに違いない。その内容は、まさに、ヒトラーが対ソ連戦争によって獲得しようと目論んでいる膨大な成果を的確かつ簡明に表現するとともに、それを確保せんがために必要となってくる政治的施策つまり占領地経営の方策を具体的に提案するものである。それがヒトラーによって評価されたからこそ、1941 年 4 月 20 日付総統布告で、ローゼンベルクは、「東ヨーロッパ地域の諸問題の中心的研究のための全権委員」に任命され、同研究のための役所が彼の麾下に置かれることになったのである。なおさらにこの後、実際に対ソ戦争が始まってから 4 週間後に当たる 1941 年 7 月 17 日に、彼は、東方占領地担当国務大臣に任命され、ウクライナ、オストラント両執政の上に立って、バルト地域、白ロシア、ウクライナの占領行政最高責任者となる。遡ってみれば、ローゼンベルクは、1933 年すでに他の 16 名と共に国家指導者 Reichsleiter に指名され、党外政部(APA)の長に任ぜられたのであったが、その時ヒトラーは、一方でリッベントロプを自身の外政顧問として、こちらの方に外務省に対する影響力を揮わせた。リッベントロプは、その後駐ロンドン大使を経て、38 年には外務大臣に就任し、外交の権限を完全に手中に収める。その間、ローゼンベルクの方は、せっかく APA の長に地位にありながら、実際

に権力を揮う機会に恵まれなかった。彼にとって最も関心が深かった対東方地域政策も、ソ連との不可侵条約が効果を保っている限りは、立役者リッベントロプに牛耳られるままにしておかざるを得なかった。だが、今や対ソ開戦が現実になろうとしている。ローゼンベルクとしては、今こそ、総統の理想と完全に合致していると確信している、東方地域の占領・経営――つまりアーリア民族にとって必要不可欠の生活圏の確保――についての自らの構想を高く掲げ、それを実現すべく対ソ戦略を主導する立場に躍り出るべきである。もちろん彼は、この機会をしっかりと捉えた。そういうわけであるから、オールダマンが、上掲のとおりの弁論の流れの中で、1941 年 4 月 20 日のローゼンベルクの「東ヨーロッパ地域の諸問題の中心的研究のための全権委員」任命に説き及び、彼をそれ以降の対ソ戦略計画の展開の扇の要に位置づけたのは、まことに効果的な追及の仕方であったといえる。ローゼンベルクが中心となったことを強調することによって、対ソ戦争は、民族の生活圏獲得を賭けた存亡の戦いとして、また、思想的には、ボルシェヴィズム絶滅のためのイデオロギー戦として、綿密にかつ可能な限りの大きな規模で、計画されたものであった、ということを、この上なく鮮やかに暴露することができるのである。ローゼンベルクの――ヒトラーとの一致を確信している――レイシズムからすれば、占領地域におけるスラヴ系やユダヤ人の住民の根絶も視野に入っていることは明らかであるから、強制移送、強制労働、強制収容の施策が計画され、ヒムラー麾下の SS、SD その他各種警察組織の「前線の背後」における暗躍が予定されている様子も、はっきり見て取られることになろう。

さらに弁論を進めていったオールダマンは、今度は、任務を受けたローゼンベルクが作成した、1941 年 6 月 28 日付の報告書を、貴重な資料として挙げて、いう：

「……1941 年 6 月 28 日、すなわち侵攻より 1 週間足らずの後、ローゼンベルクは、自らの手で、4 月 20 日に任命されて以降の、自身の活動に関する報告書を作成しました。まるで彼は、起訴を手助けしてくれるために、自身の活動を、かくも正確に書き記してくれたのかと、思えてしまいそうなほどです」

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechzehnter+Tag.+Montag,+10.+Dezember+1945/Vormittagssitzung　より私訳）

そしてオールダマンは、この報告書を長々と読み上げ続けたので、今度はついに、裁判長ローレンスが、たまりかねて遮るのであるが、オールダマンはまったく怯む様子がないどころか、かえってこの機会を待っていたといわんばかりに、重要な断言を以て答えるのである：

裁判長：　オールダマン検事、私としては、いったいなぜ、この文書を完全に読み上げることが必要なのか、理解できません。ロシアを幾つかの執政区に分ける計画が存在していたことを、我々は、すでに知っています。

オールダマン：　おっしゃるとおりです。私は、共謀への直接的参加を実証する、この文書の中で引き合いに出されている、二、三の被告人だけを名指し示すことにしたい。これら被告人の第一は――三節ほど後の方にある――、国家青年指導者・被告人バルドゥール・フォン・シーラッハ。次に、もちろんのこと、SS 分隊指導者ハイドリヒ、これは次の段落に……

裁判長：　彼は、告訴されてはいません。

オールダマン：　はい、しかしながら、彼の組織は、犯罪組織として告訴されています。次の段落では、ゲッベルスの下で働いていた、被告人フリッチェ。ここから先は、証拠資料にこれ以上長々とかかずらうことなしに、私は、個々の者たちの共同罪責を、次のとおり、まとめることができます：個々の被告人のうち、この報告書が、個人として共謀に参加していたことを証し示している者は、カイテル、ヨードル、レーダー、フンク、ゲーリング、リッベントロプ、フリック、シーラッハ、フリッチェ。この報告書中に、共同の罪責を負うものとして名指されている組織は、OKW〔国防軍最高司令部〕、OKH〔陸軍最高司令部〕、OKM〔海軍最高司令部〕、内務省、経済省、外務省、宣伝省、労働省、交通省、国家医師連盟、弾薬および軍備省、国家青年指導部、国家組織指導部、ドイツ労働戦線、SS、SA、国家通信本部。裁判の後ほどの経過において、私は、法廷に、また別の連関で、私が今しがた取り組んだ、この文書を、議事録の一部分と見なすことを要求したいと思います。

裁判長：　あなたは、その文書全体が証拠資料と見なされることができるよう、それを取り扱うことができる、と私は思います。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechzehnter+Tag.+Montag,+10.+Dezember+1945/Vormittagssitzung　より私訳）

オールダマンは、この後なおも他の諸資料を挙げつつ、まさに対ソ戦争を始めようとする時期におけるヒトラーと共謀者たちの凶暴な掠奪意図を徹底的に暴き曝そうとしている。そして、昼休み休憩が近づいた頃、止めを刺さんがための証拠資料として、将軍ゲオルク・トマスの覚え書（1941 年 6 月 20 日）を持ち出す。そこには、同将軍が職務上伝え聞いた、ヒトラーの掠奪意図が、なまなましく記されている、というのである。休憩後、午後の部の審理で、オールダマンは、この覚え書を読み上げることを通して、対ソ開戦の糾弾に、ようやく締め括りをつけることになる：

オールダマン：　気高き法廷の皆様！私は、先刻、我々の許にある文書 1456-PS を、証拠物件 US-148 として挙示いたしました。私は今、17 ページから以下の部分を読み上げたいと思います：

「以下に記す、総統の新しい見解は、トット大臣〔フリッツ・トット弾薬武装大臣〕が本日私に詳述し、カイテル元帥が、引き続いての〔私の？〕上申によって確認したものである：

I. 戦争の経過は、我々が我々の自給自足の努力において行き過ぎたことを示している。我々に欠けているものすべてを、合成的なやり方あるいはその他の措置によって作り出そうと欲しても、それは不可能である。例えば、我々の燃料経済を、我々がそれにまったく依拠できるように拡張することは、不可能である。この自給自足の努力全体は、巨大な人間の需要を勢力下に置こうとするが、それは要するに満たされ得ないのである。他の方途を採って、必要としているが持っていないものを、獲得するのでなくてはならない。そのために一回だけ必要となる人員投入は、当該の合成工場を動かすために持続的に必要とされる人員投入ほど、大きなものではないであろう。つまり目標は、我々にとって防衛経済上とりわけ関心の深い、すべての地域を、征服によって確保すること、でなくてはならない。そのために私は、4 か年計画が整えられた当時において、自分は常に、完全に自給自足の経済は、それのためには人間の需要があまりにも大きすぎるのだから、我々にとって不必要なものだ、という立場をとっていたのだ、ということを詳述した。もっとも、私の解決策は、常に、保有量の欠けたものに必要な貯えをあてがい、もしくは経済同盟によって戦時における納品をも確保する、という方向で考えられてきたのではある」

この陰鬱な覚え書を以て、私は、この侵略の歴史語りの終結に達した。如何にしてこれら共謀者たちが、ソヴィエト連邦に対する悪辣な侵略を計画し、準備し、そしてついには実行したのかを、我々は見た。他の人々が、この報告を引き継いで、この侵略戦争が推し進められた、その恐ろしい仕方と、その経過の中で犯された数知れぬ罪悪とを、詳述してくれるであろう。厳かな不可侵の保障、それと結びついた卑しくいかがわしい動機、秘かな計画と準備の数ヶ月、そして前もっての熟慮・熟考によって惹き起された信じられないほどの悲しみを見つめるならば、それらすべてを思うならば、私は、完全なる正当性を以て次のようにいうことができると感ずる、すなわち、主権国家相互の関係の歴史の中に、ナチ共謀者たちが何らの挑発も受けることなしに行なった、ソヴィエト連邦侵攻の章よりも、より闇黒なる一章は、これまでに決して記されることはなかったし、そして神が望まれるであろうとおり、今後二度と決して記されることはないであろう、と。罪責を負う者たちは、皆様の目の前に、この事件の被告人として立っている；犯罪に相応した罰が下されんことを。（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechzehnter+Tag.+Montag,+10.+Dezember+1945/Nachmittagssitzung　より私訳）

前に、米英仏の検察は、侵略戦争がドイツとソ連と、つまりヒトラーとスターリンとによって始められた、という認識を持っていたに違いない、と述べた。もちろん、検事といっても何人もいるのだから、個々の検事それぞれにおいて、その認識の明晰度はさまざまであっただろう。オールダマンがどの程度のところに位置づけられるのか、知ることはできない。だが、いずれにせよ、これだけ一面的な見解を、激しい感情の高まりをも伴った論証でもって押し通すには、相当大胆な情報取捨選択の能力、換言すればたいへん高度な抽象力・捨象力が必要とされたと思われる。ともあれ、米国検事がここまで論じてくれたことは、ソ連検察にとっては、まさに望外の幸いであったといってよい。不可侵条約締結に引き続いた不明瞭

な経過について何らかの釈明を求められるかもしれない、という心配をいっぺんに吹き飛ばして、独ソ戦争を、ドイツによる史上に例を見ないほど悪辣な侵略である、とまで断言してくれたのである。しかも、「他の人々が、この報告を引き継いで、この侵略戦争が推し進められた、その恐ろしい仕方と、その経過の中で犯された数知れぬ罪悪とを、詳述してくれるであろう」と語って、あたかもソ連検察にバトンを手渡そうとしているかの如くである。開戦に至るまでのドイツの悪事は暴き尽した、後は戦争が始まってからの、ソ連国民やソ連兵士たちに対してドイツ軍が為した犯罪について、存分に余すところなく糾明してくれるように、ということであろう。ソ連検察にとって、一番面倒な部分の論証の煩わしさは省かれた。

だが、そういったからとて、それでソ連検察が安心して手を緩めた、などという話には、もちろんなる筈がない。ソ連検察陣は、この法廷で自分たちの為すべきことを、しっかり心に銘じている。ヒトラー一味がソ連侵略の陰謀を巡らし、侵攻してきたドイツ軍がソ連領内で数知れぬ罪悪を働き、そしてついにソ連軍によって打ち破られて壊滅するに至った、その一部始終を、余すところなく白日の下に曝すことこそが、自分たちの仕事であり、それは自分たちにしか、できることではない。糾明するは、我らにあり――その意味においては、オールダマンの弁論がどうであろうと、まったく関係ない、自分たちは自分たちの勤めを、遺漏なく果たすのみである。だから、ルーデンコらソ連検察陣による追及は、終始峻烈を極めた。その中でも、彼らがまさに切り札を切った、というべき場面があった。それは、フリードリヒ・パウルスの証人出廷である。法廷第 58 日の 1946 年 2 月 11 日、午後の部の始まりの時であった：

ゾーリャ少将〔ソ連助検事〕：　裁判長、ソヴィエト代表団の動議に基づき、私は今、前ドイツ陸軍元帥フリードリヒ・パウルスを尋問のために法廷に導き入れることに、許可をお願いいたします。ソヴィエト連邦首席検事ルーデンコ将軍が尋問を行なうでしょう。

裁判長：　よろしい、証人を前に連れてきてください！

[証人が証人台に上る]

どうぞ、名前を名乗っていただけますか？

フリードリヒ・パウルス証人：　フリードリヒ・パウルスです。

裁判長：　私の後について、以下の宣誓を復唱してください：私は、全能にして全知なる神にかけて、私が純粋なる真実を語り、何事も隠したり付け加えたりしないことを、誓います。

[証人が宣誓の決まり文句を復唱する]

どうぞお掛けください！

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsund

fünfzigster+Tag.+Montag,+11.+Februar+1946/Nachmittagssitzung　より私訳）

被告人たち、弁護人たちにとっては、まさしくサプライズそのものであった。1940 年 9 月以降、陸軍参謀本部長代理の地位にあって、計画立案を専門にバルバロッサ作戦計画に参加していたフリードリヒ・パウルスが、30 万もの兵員を擁する第 6 軍の最高司令官に任ぜられたのは 1942 年 1 月 5 日、同 6 月、ブラウ作戦発動と共に、彼の率いる第 6 軍は、ドネツ盆地に出撃、やがて単独でスターリングラード攻略を命じられ、いったん占領には成功したのだが、11 月、ソ連軍のウーラヌス作戦によって逆包囲に追い込まれた。スターリングラード死守を唱えるヒトラーによって脱出作戦を拒否された第 6 軍は、懸命の防戦に努めたが、飛行基地を破壊されたことにより、補給路を断たれて、弾薬、燃料、食糧、医療用品が見る見るうちに乏しくなった。味方のドン川方面からの救援作戦「冬の嵐」は成果を上げず、自軍の士気は著しく衰えていった。敵軍から降伏勧告の軍使が送られてきて、空からはビラを撒かれる。パウルスは、それを撥ねつけて、あくまでヒトラーの意志に従う姿勢を示した。しかし、1943 年に入るや、1 月 10 日にソ連軍の総攻撃があり、以後、絶望の様相は急激に深まっていく。飢餓や傷病に倒れる者、成功可能性のない脱出を試みる者、敵に突っ込んで玉砕する者、自決する者、その数は日を追ってどんどん増えるばかりであった……1 月 31 日、パウルスは、ついにヒトラーの命令に反して、突入してきたソ連軍に降伏したのであった。以後、彼は、戦争捕虜としてソ連国内の収容所に入れられている筈であった。その彼が、今、ニュルンベルクの法廷に、突如として姿を現わしたのである。ソ連検察がパウルスを、バルバロッサ作戦計画の陰謀の発端から、ドイツ軍の致命的な敗戦――それは、第二次大戦のターニングポイントとなった、と今でもいわれる――に至る、一連の過程の内幕を曝け出すのに最適の証人として利用しようとしていることは、明らかであった。ルーデンコ得意満面の尋問が始まる：

ルーデンコ：　あなたの名前は、フリードリヒ・パウルスですか？

パウルス：　はい、そうです。

ルーデンコ：　1898 年生まれですか？

パウルス：　1890 年です。

ルーデンコ：　ドイツのカッセル地区ブライテナウ村に生まれましたか？

パウルス：　はい、そうです。

ルーデンコ：　ドイツ国籍を持っていますか？

パウルス：　はい、そうです。

ルーデンコ：　あなたは、前ドイツ陸軍元帥ですか？

パウルス：　はい、そうです。

ルーデンコ：　最終的に、あなたは、スターリングラード郊外にいた第 6 軍の最高司令官でしたか？

パウルス：　はい、そうです。

ルーデンコ：　証人、あなたは、1946 年 1 月 8 日、ソヴィエト連邦に説明文を提出しましたか、お答えください。

パウルス：　はい、確かに提出しました。

ルーデンコ：　この説明を確証できますか？

パウルス：　確証します。

ルーデンコ：　証人、あなたは、ヒトラー政府とドイツ軍最高司令部とによる、ソヴィエト連邦に対する武装奇襲の準備に関して、何を知っていますか、いってください。

パウルス：　私は、自身の体験したことに基づき、これに関して次のとおり報告することができます：1940 年 9 月 3 日、私は、陸軍最高司令部で、参謀本部第 1 司令本部長として、勤務に就きました。この資格で、私は、参謀本部長の職務を代行しなくてはならず、その他にまた、彼が私に割り当てる、作戦全般に関する任務を果たさねばなりませんでした。職務に就いた時、私は、自分の仕事の領域の内に、とりわけ、ソヴィエト連邦に対する侵略を取り扱っている、まだ練り上がっていない作戦計画を見出しました。この作戦計画は、当時の第 18 軍参謀本部長・陸軍少将マルクスによって、立てられていました、彼は、この目的のため、一時的に陸軍最高司令部に配置換えされていたのでした。

陸軍参謀本部長・陸軍中将ハルダーは、私に、この、国防軍最高司令部の指示に基づいて仕上げられるべき作戦計画の続行を割り当てました、かつそれは、以下のような基礎の上に、であります：

ソヴィエト・ロシアに対する侵略の可能性の検討が企てられるべきである、かつそれは、地勢、兵

力の投入、兵力の必要等々を考慮して、である。これに加えてなお、全部でおよそ 130 から 140 個師団がこの作戦のために使用されるであろう、ということが示されていました。さらには、最初から、ドイツ軍南翼の進軍のためのルーマニア地域の活用もまた、考慮に入れられるべし、とされていました。北翼においては、フィンランド軍の戦争参加が考慮に入れられていましたが、陸軍の作戦仕上げのためには、度外視されていました。次にまた、さらに企てられるべき作戦計画のための基礎として、OKW〔国防軍最高司令部〕の意図たる作戦目標が、次のとおり示されていました：

1. 西ロシアに駐留しているロシア国防軍の諸部隊を壊滅させること；戦闘能力のある諸部隊がロシア領深くにまで逃れるのを妨げること。
2. そこからはロシア空軍がもはや効果的にドイツ国本土を攻撃することのできないラインにまで到達すること、そして最終目標としてはヴォルガ - アルハンゲルスク・ラインへの到達が示されていた。

今私が描いて示した作戦の仕上げは、11 月初めに、陸軍参謀本部の委任により私が指揮を執った、二度の兵棋で終結しました。この時、陸軍最高司令部の年長の参謀本部将校たちが、割り振りされました。これらの兵棋の基礎に、兵力の投入として想定されていたのは、プリピャチ地域の南部に 1 兵団の投入、かつそれは、南ポーランドとルーマニア地域から、ドニエプル、キエフおよび南方への到達の目標をもって。また、プリチャピ地域の北部に最強の 1 兵団、これはワルシャワ地域および北部から、総体的にミンスク - スモレンスクを攻撃方向とし、後にはモスクワに投入されるという意図のもとに。そして、さらにもう 1 兵団、これは北方兵団であって、東プロイセン領域から、投入方向はバルト諸国を通ってレニングラードでした。当時これらの兵棋から引き出された結論は、まずはいったん、ドニエプル - スモレンスク - レニングラードの全ラインに到達するところまで、万一の場合に備えて計画を立てるべきだ、そしてその後は、作戦の続行を状況の展開、すなわち明らかになってくる輸送や補給の状態等々に適合させねばならない、ということでした。これらの兵棋に引き続いて、かつその時に得られた理論上の経験を点検整理しつつ、なお一度、陸軍参謀本部長と東方戦線に予定されている兵団の参謀本部長とによる、相談と討議の会が催されました。この討議に引き続いて、なおまた、当時の東部外人兵部隊長のキーンツル陸軍大佐により、ロシアについて、地理的および経済的状況についての講演や、赤軍についての情報提供等々がなされましたが、そこで注目に値するのは、侵略のための何らかの準備が、ソヴィエト・ロシアの側において知られるには至っていなかった、ということであります。
私が今しがた言及した、これらの兵棋および相談を以て、この侵略計画のための理論上・思考上の考察と立案とは、終結しました。その後すぐ、もしくはこの時期、1940 年 12 月 18 日に、国防軍最高司令部は、指令第 21 号を発しました。ここまでに述べてきたことが、この指令に従ってなされるべき、すべての軍事的・経済的準備のための基礎でした。陸軍すなわち陸軍最高司令部にあっては、指令は、今やこの作戦で進軍するための、前線部隊に対する進軍指令の案を描き仕上げることに取り掛かるということに向けて、効果を発揮しました。これら最初の進軍指令は、41 年 2 月

3 日、オーバーザルツベルクにおける陸軍最高司令官の上申のとおりに、ヒトラーによって承認されました。それらは、これに基づいて、前線部隊に発せられました。続く時期には、幾つかの補足が出されました。攻撃開始の時としては、国防軍最高司令部は、ロシアの領土内で、より大規模な諸部隊の移動を実行することが可能になる時期を計算していました；それは、5 月半ば以降と期待されました。それに従って、諸準備も合わされていました。この期日は、ヒトラーが 3 月末、ユーゴスラビアにおける情勢の展開を理由に、この国を侵略することを決心した時に、変更されました。その結果、1941 年 4 月初めの命令により、この、作戦開始見込みの期日は、およそ 5 週間、すなわち……

裁判長：　どうか、もう少しゆっくり話してください！私が思うに、あなたは、ヒトラーが 3 月末に変更を行なうことを決心した、とおっしゃった、そこからもう一度始めるのがいちばん良い。

パウルス：　ユーゴスラビアを侵略するという、彼の決心のゆえに、攻撃開始見込みの期日は、およそ 5 週間、すなわち 6 月後半にまで延ばされねばなりませんでした。実際にも、この攻撃は、その後たしかに 6 月後半、41 年 6 月 22 日に開始されました。
締め括りとして、私は、41 年 6 月 22 日に現実化された、ソヴィエト連邦に対するこの奇襲のための準備は、すでに 1940 年秋に進められていた、と断言いたします。

ルーデンコ：　どんな仕方で、どんな事情の下に……

裁判長：　ちょっと待ってください！証人は、年月日を示しましたか？彼は、この攻撃のための準備がなされた、といいました；しかしながら、私が知りたいのは、証人が、いつ準備が始められたのか、という年月日を示したかどうか、ということです。
〔証人に向って〕
あなたは、これら諸準備をすることが始められた時点を示しましたか？

パウルス：　私は、それを始めに申しました；私自身による観察は、1940 年 9 月 3 日、私が勤務に就いた時にまで遡及します。

ルーデンコ：　どんな仕方で、どんな事情の下に、諸衛星国の参加は、保証されましたか？

パウルス：　私自身の観察に基づき、私は、それに関して次のことを報告できます：1940 年 9 月の頃、ちょうど私が、この、最初から、ドイツ軍の右翼つまり南翼の進軍のために、ルーマニア地域の利用を計算に入れた、ソヴィエト連邦に対する侵略の作戦計画仕上げの仕事を得た時に、当時の騎兵隊将軍ハンゼン〔エリク・ハンゼン〕に率いられた軍事使節が、ルーマニアに派遣されました。教育部隊として、丸々一戦車部隊すなわち第 13 戦車部隊が、ルーマニアに移動されました。将来

計画の事情をよく心得ている者には、この措置が、将来の戦争協力者を、割り当てられた任務のために準備させておく、という目標にこそ役立つものであるということは、明かでした。

さらに、ハンガリーに関して：1940 年 12 月に、ハンガリー軍参謀本部作戦グループ長のラツロ大佐が、ツォッセンの陸軍最高司令部司令本部にやって来ました。彼は、組織の問題での助言を請いました。ハンガリー軍は、当時まさに、旅団に区分された部隊を師団に改造するという問題と、さらには戦車部隊の下に機械化部隊を編成するということとに、取組んでいました。当時の陸軍参謀本部組織部長・陸軍少将ブーレ〔ヴァルター・ブーレ〕と私とで、ラツロ大佐に助言を与えました。

このことがあったのと同じ時期に、幾つかのハンガリー軍事使節団がベルリンに来ていて、ドイツの役所と、戦争のための武器の引き渡しに関して折衝していましたが、そこにはまた、ハンガリー軍事大臣・バルタ将軍〔カロリ・バルタ〕もいました。

将来計画の事情をよく心得ている我々皆にとっては、これらすべての措置が、他の軍への武器の引き渡しをも含めて、当時の状況下では、これらの武器もまた、将来の戦争の企てに際して、我々のための存分な利用に帰するとする場合にのみ、考えられ得るものだ、ということは、明かでした。

ハンガリーに関して、事態はさらに進みました：ユーゴスラビアにおける情勢の展開のゆえに、ヒトラーは、1941 年 3 月末、ユーゴスラビアを侵略することを決心していました。私は、3 月 27 日か 28 日に、ベルリンの首相官房に来るよう命じられました、そこではちょうど、ヒトラー、カイテル、ヨードルの間で、協議が開始されたところでしたが、その協議には、陸軍最高司令官と陸軍参謀本部長も、参加していました、あるいは、命じられて来ていました。

私が到着すると、陸軍参謀本部長のハルダー将軍が、ヒトラーはユーゴスラビアを侵略することを決心したこと、そしてそれはまず、ギリシアに対して意図されている作戦にとっての側面の脅威を除去するためであり、ベルグラードからニッシュを経て南方に至る鉄道路線を手中に収めるためであり、それからまた、将来のため、「バルバロッサ」作戦のために、最初から右肩を自由にしておくためである、と私に教授して示しました。

私は、若干のしかるべき所轄の陸軍参謀本部将校を連れてウィーンに行き、ドイツ軍の命令部署に相応の命令を伝達し説明すること、そしてそれからとりわけ急いでさらにブダペストのハンガリー軍参謀本部に行き、同本部との間で、ドイツ軍諸部隊のハンガリー領土内の進軍およびハンガリー軍諸部隊の対ユーゴスラビア侵略への参加を取り決めること、を委任されました。

私は、3 月 30 日早朝、ブダペストに到着し、ハンガリー軍参謀本部長・歩兵隊ヴェルト将軍〔ヘンリック・ヴェルト〕、さらにはハンガリー軍参謀本部作戦グループ長のラツロ大佐と、折衝を行ないました。話し合いは、スムーズに、かつたいへん迅速に進み、速やかに望まれたとおりの結果に至りました。この結果は、カードに書き記されました。ハンガリー軍参謀本部から私に手渡されたカードは、ユーゴスラビアに対して予定されていた侵略部隊の進軍だけでなく、対ソヴィエト連邦背面援護として予定されていた、カルパチア - ウクライナ境界の兵団のことも含んでいました。

この兵団の存在および編成は、ハンガリー側においても、ドイツ側のユーゴスラビア侵略がソヴィエト連邦によって侵略行為と解釈されるに違いない、という見解が存在していた徴であります。

さて、意図されていた作戦の準備に、そして後にはその実行に、ハンガリーを取り込むことの根本

的な点に関していえば、当時私には、ヒトラーの、次のような趣旨の見解が知らされていました：すなわち、ハンガリーは、ドイツの援助により、1918 年に失った地域を再び獲得し拡張しようと努めている、その上また、ドイツと同盟したルーマニアに対して不利になることを恐れるであろう、という見解を、彼は持っていました。

この観点で、ヒトラーは、ハンガリーをもまた、彼の政治の線上に見ていました；しかし彼は、私自身が幾つかの例で観察することができたとおり、ハンガリーに対しては、遠慮がちでした、そしてそれには 2 つの理由がありました：第一に、彼は、将来の戦争の目論見についての秘密保持が、ハンガリーでは、ドイツに敵対的な国との親密な関係のゆえに、保証されない、と思っていましたし、第二には、彼は、ハンガリーにそう早く、時期尚早に領土的約束をしたくなかったからです。

私は、そのことについて、一つの例を挙げることができます；それは、ドラゴヴィッチュの石油地帯の問題です。後に、ソヴィエト連邦に対する侵略が始まった時、そこで戦っていたドイツ第 12 軍は、最高指導部から、どんなことがあってもドラゴヴィッチュの石油地帯を、ハンガリー軍の到着以前に手中に収めるようにとの、明確な命令を受け取りました。

将来の協力者に関して、私の観察によれば、ヒトラーのやり方は、たしかにその確実な参加を当てにし、それ故にまた、兵器を引き渡し、教練の手助けをするけれども、しかし、いつこの同盟者を彼の計画に関与させるか、という、その時点は留保している、といった具合でした。

第三に、フィンランドの問題：

1940 年 12 月、フィンランド軍参謀本部長ハインリクス少将〔アクセル・エリク・ハインリクス〕による、ツォッセン陸軍最高司令部司令本部の、最初の訪問がありました。ハインリクス少将は、陸軍参謀本部長と協議しましたが、その内容を、私は、今はもう思い出せません。しかし、彼は、フィンランド - ロシア戦争（1939/1940 年）について、陸軍最高司令部の参謀本部将校たちおよび当時ちょうど兵棋 - 協議に引き続いて参加していた兵団の参謀本部長たちの前で、講演を行ないました。

この、参謀本部将校たちの前での講演は、当時、それが、まさしく指令第 21 号が 12 月 18 日に発せられた、その同じ時に重なった、という事情の下で、大きな意味を持っていました。この講演は、赤軍との戦闘に基づく戦争経験を伝えてくれる他に、また、将来の協力軍となる可能性のあるフィンランド軍部隊の価値についての、認識と価値判断とを与えてくれるので、重要だったのです。

フィンランド軍参謀本部長の二度目の来訪を、私は、ツォッセンの陸軍最高司令部で、1941 年 5 月後半の頃に経験しました。フィンランド軍参謀本部長は、その時は、オーバーザルツベルクから来ました、そこの国防軍最高司令部で協議をしてきたのです。これに引き続いての、ツォッセンの陸軍参謀本部における彼の協議の対象は、「バルバロッサ作戦」におけるフィンランド南方軍の協働、すなわち、東プロイセン進軍地域からレニングラード方面に前進すべきであった、北方兵団との協働でありました。その時、取り決められたのは、フィンランド南方軍の進軍開始はドイツ軍北方兵団の前進の状態に従うべきであること、そしてまた同様に、その後のレニングラードに向けての共同の前進は、状況の展開からなおも生ずる、特別の合意と協定とに依存するものとされるべきこと、でありました。

これらが、同盟国がはじめて姿を現わし、侵攻の準備に引き入れられていったことに関して、私が自分で行なった観察です。

ルーデンコ：　どんな事情の下に、ヒトラー政府とドイツ国防軍最高司令部 OKW とによって準備された、ソヴィエト連邦に対する武装した奇襲は、実行されましたか？

パウルス：　ソヴィエト連邦に対する侵略は、私が詳述したとおり、周到に準備され、かつ念入りに偽装を施された計画に従って、行なわれました。侵略を実行する軍団は、初めは、進軍地域の奥深くで編成されていました。それらは、特別の指令に応じて、はじめて、一部分ずつ、出撃体勢に就くように命じられ、それから、フィンランド戦争の舞台を除く、ルーマニアから東プロイセンに至る長い前線全体において、同時に攻撃を開始しました。

私が初めに詳述したとおり、作戦計画が大体においていわば思考の上で試されていたように、個々における諸軍団の投入もまた、兵団、軍、軍団、師団それぞれの参謀部において、兵棋で十分に討議され、それに応じて命令で、細部に至るまで、すでに戦争開始のかなり前に定められていました。

ノルウェーおよびフランス海峡岸から組織された、一大欺瞞の企ては、1941 年 6 月に英国上陸の意図があるかのように装って、それで東部から注意を逸らせることになる筈でした。しかし、すべての措置は、作戦行動上のみならず、また戦術上、敵を驚かせるために取られていました；例えば、戦争開始前、国境に沿い国境を見渡す、目に見える偵察の禁止がありました。それは、一方においては、驚かせることの利点を考えて、偵察の断念によって生ずる可能性のある損失に目をつぶったことを意味し、しかし他方においては、敵軍による国境を越えての不意の襲撃を、心配していなかったことを意味していました。

これらすべての措置は、ここで犯罪的な奇襲が企まれていることを、示していました。

ルーデンコ：　あなたは、どのように、ドイツ国がソヴィエト連邦を奇襲することによって追い求めた目標を特徴づけますか？

パウルス：　ドイツの軍事力をはるかに超えた、ヴォルガ - アルハンゲルスクの目標設定は、それ自体すでに、ヒトラーの征服政策および国家社会主義の国家指導が度外れであることを描き出しています。戦略的にいえば、これらの目標の達成は、ソヴィエト連邦の戦力の粉砕を意味していたでしょう。上述のラインを獲得したとするなら、それとともに、首都モスクワと、したがってまた政治的・経済的な指導中枢部とを含めた、ソヴィエト・ロシアの主要地域が、征服され支配されていたでありましょう。経済的にいえば、上述のラインの獲得は、最も重要な食糧生産地域や、コーカサスの油田とロシアの最も重要な生産の場を含めた、最も重要な地下資源の、そしてさらには、ヨーロッパ・ロシアの主要交通網の、占有を意味していたでありましょう。

ヒトラーにとって、経済的目標の獲得が、この戦争においてどれほどに重要であったか、ということについて、私は、自分で体験した、一つの例を挙げることができます。1942 年 6 月 1 日、ポル

タヴァにおける南方兵団領域の最高司令官協議に際して、ヒトラーは、次のとおり宣言しました：「もしもマイコプとグローズヌィの石油が手に入らないなら、私は、この戦争を抹消しなくてはならない」

征服すべき領域の存分な利用と管理とのために、経済組織および管理組織が、戦争開始のずっと前に、すでに形作られ、用意されていました。要約して、私は、次のようにいいたいと思います：

目標設定の全体は、ロシア諸地域の植民地化を目的とした征服を意味していて、それらの地域の徹底的利用と搾取の下に、そしてそれらの地域を補助手段として、西部における戦争が、ヨーロッパに対する支配の最終的構築の目標をもって、戦い抜かれる筈になっていました。

ルーデンコ：　最後の質問です：あなたは、誰を、ソヴィエト連邦に対する戦争を犯罪的に惹き起したことに、責任あるものと思っていますか？

パウルス：　もう一度、質問をお願いしてもいいですか？

ルーデンコ：　質問を繰り返します：あなたは、誰を……

裁判長：　法廷は、ルーデンコ将軍の注意を、以下のことに対して促したいと思います：

法廷の見解によれば、あなたがちょうど今発したような問い、すなわち、誰がソヴィエト連邦に対する侵略に責任があるか、といった問いは、法廷が決定を下さねばならぬ主要な問いの一つです。したがって、それは、証人がそれについて自分の意見を述べるべき問いではありません。弁護人は、これに対して異議を申し立てますか？

ラテルンザー博士：　はい、裁判長殿、その点にこそ、私は異議を唱えたかったのです；問題は解決されました。

ルーデンコ：　法廷は、私に、質問を少し別の形に整えて表現することを、お許しになりますでしょうか？

裁判長：　はい。

ルーデンコ：　被告人たちのうちの誰が、ソヴィエト連邦に対する侵略戦争の展開に積極的に参加していましたか？

パウルス：　私の視界内にあった限りでの、被告人たちのうち、ヒトラーの第一の軍事的助言者たちです。それは、国防軍最高司令部長カイテル、国防軍指導局長ヨードル、そして、国家元帥、空軍最高司令官および軍備経済分野の全権委員としての資格におけるゲーリングです。

ルーデンコ：　私は、尋問を終えて、要約をするとしよう：私があなたの発言を正しく理解しているとすれば、ヒトラー政府と OKW とは、ソヴィエト・ロシアに対する侵略戦争を、すでに 6 月 22 日よりずっと前に、ソヴィエト連邦のこの領土を植民地化する目的で、計画した。

パウルス：　そのことは、私にとっては、私が叙述した全展開に従って、また、周知の「緑のファイル grüne Mappe」で発せられた、全指令との結びつきからも、疑いを容れません。

ルーデンコ：　すべて質問終わりです、裁判長。
（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundfünfzigster+Tag.+Montag,+11.+Februar+1946/Nachmittagssitzung　より私訳）

ソ連でいくつかの収容所を移動させられていたパウルスが、ニュルンベルクに証人として登場することになった経緯について、筆者には、ウィキペディアの記述による知識しかないが、それによるならば、以下のように説明されている：

1945 年 11 月、ドイツの主要戦争犯罪人に対する裁判の予告は、スターリングラードで戦った、戦争捕虜の将校たちの間における大きな動揺の原因であった：起訴理由の一つは、スターリングラード地域における 4 万の市民の殺害に関連していたのである。パウルスの部下たちは、それに対するあらゆる責任を拒否して、上官としての彼を該当者として指し示した。ことによると、そのことが、彼のソヴィエト連邦への協力の切っ掛けとなったのかもしれない。彼は、NKWD〔＝内務人民委員会つまりソ連内務省〕連絡係の将校に、自分がロシア出兵の準備および軍将官たちの知識について供述するつもりであることを、明らかにした。

（https://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_Paulus　より私訳）

それで、パウルスは、「“サトラップ”〔＝古代ペルシアの州総督の役職名〕という偽名の下に、1946 年初めドイツに飛行機で送られ、2 月 11 日、ソヴィエト軍に守られて、法廷に検察側証人として現われた」というわけだ。ルーデンコがのっけに明かしているとおり、1 月 8 日にすでにリハーサル済み、パウルスが、それをしっかり復唱して判事たちに聞かせているのは、見え見えである。ルーデンコの最後の質問は、パウルスにとってさすがにサプライズであったようだが、表現を変えてあらためて問われると、侵略戦争に一番積極的・能動的に関与した者として、カイテル、ヨードル、ゲーリングの名を答えて、ちゃんと満足な結論を出した。パウルスの、この法廷での姿から、彼と、あのローマのユダヤ人――「フラウィウス」の姓をもらったヨセフス――との、類似性を思わずにいられない人は、多いであろう。マティアスの子ヨセフスは、反乱ユダヤにとって軍事・交通の要衝を占めるガリラヤの地の統治を委ねられていた。勇将ウェスパシアヌスの率いるローマ軍 6 万が、西海岸の町プト

レマイス方面からガリラヤに攻め寄せてきた時、ヨセフスは、ガリラヤ西辺のヨタパタ要塞に籠ってこれに抵抗した。善戦空しく要塞が陥落した時、貯水槽の奥に隠れていたのを見つけられた彼は、降将としてウェスパシアヌス、ティトゥス父子の前に引き出されるが、そこでウェスパシアヌスの皇帝就位を予言して、父子の関心を惹く。やがて予言どおり皇帝に推されたウェスパシアヌスは、ヨセフスの体につけられた捕虜の鎖を断ち切って、解放を宣する。ウェスパシアヌスが正式就位のために、一足先にローマに戻って行くと、後を託されたティトゥスの指揮下に、ローマ軍はいよいよイェルサレムを包囲する。陥落が目前に迫ったイェルサレムの城壁の下で、ヨセフスは、見下ろす同胞たちに向って、懸命に降伏勧告を試みた。その努力は報われることなく、イェルサレムはティトゥスによって徹底破壊されてしまったが、ローマに伴われたヨセフスは、皇帝父子によって重んじられ、ローマ市民として皇帝家との繋がりを示すフラウィウス姓を贈られた。そして、フラウィウス朝 3 代の治世を生きて、著作に専念し、後の世に貴重な古典として称えられる、戦争の記録、民族の歴史についての書を遺した。同じように、激しい戦いの末に敵の軍門に下ったが、真理を証言し得る者として遇されたパウルスは、今、法廷において、かつての仲間たちの前で、戦争の実態を明らかにし、彼我の間における理非を弁じて諭そうとしているのだろうか。しかし、両者の間に、1,900 年に近い時の隔たりにもかかわらず、顕著な類似性が認められるということは、たしかにそれ自体、私たちの感動を呼ぶに違いないとはいえ、その類似性の裏面に決定的な相違点が存することに注意することこそ、今、ニュルンベルクのフリードリヒ・パウルスを考察対象にしている私たちにとっては、重要なのである。西暦 70 年初夏、敵将ティトゥスの被保護者としてイェルサレム城壁の下に姿を現わしたヨセフスは、あの、ヨタパタ要塞の貯水槽の奥に続く地下洞窟の暗闇さながらの、測り知れぬ深い闇を背後に負っていた。なぜお前は生きている？なぜお前だけが生きている？――城内の同胞たちは、皆、3 年前のヨタパタ陥落の時のことを思って、彼を心の底から軽蔑していた。あの時、地下洞窟の中には、全部で 40 名の仲間たちが潜んでいた。外にいるローマ軍から、降伏勧告の軍使が送られてきた。三回目の軍使、百人隊長ニカノルは、ヨセフスと旧知の間柄であったから、ヨセフスはその勧告を受け入れようとした。しかし、他の仲間たちは、応じようとしない。民族の前例に従って、敵が攻め込んできたならば、斬り死に、来なければ集団自決、と固く心に決めていたのだ。どうしても投降するというなら、ヨセフスを殺す、と言い出した。ヨセフスは懸命に仲間たちを説得する。一斉に自決を遂げようとしても、躊躇った卑怯者が生き残るという結果は目に見えている、そういう愚かしいことを避けるために、一人一人が順に仲間の手で喉をかき切られて確実に果てるようにすべきだ、というわけで、そこから世にも奇怪なことが起こってくることになる。籤を引いて、1 番の当たった者は、2 番を引いた者の手で殺され、その者は 3 番を引いた者の手で殺され、というふうに殺害の順送りをしていって、最後に残った者は自殺する――この約束で籤引きをしたところ、ヨセフスは 40 番を引き当てた、というのだ。こういう際の、籤引きという方法自体は、奇抜というべきであっても、奇怪というにはあたらない。奇怪なのは、当の提案者であり、しかも最高司令官

である者に、40 番が当たった、という結果である。ヨセフス自身は、それを、自身に救いを与えた神の摂理である、と後になって説明しているが、後世の人々を、この説明で納得させることは難しい。数学者たちは「フラウィウス・ヨセフス順列」なるものを考え出したそうである。40 人のうち、最初に 7 番目の者が、そこから次に 7 番目の者（つまり通し番号 14 番）によって殺され、その者がまたそこから 7 番目の者（通し番号 21 番）によって殺される、というふうに 7 番目ずつで送って行くというルールにする。つまり、殺される者は 7 番、14 番、21 番、28 番……、殺す者は 14 番、21 番、28 番、35 番……であって、35 番を殺す者は、2 巡目に入って 2 番、これを殺す者は、7 番がすでに抜けているから 10 番……ということになるようにする。そして番号は、最初にそれぞれが好きなのを選べる、ということにすれば、24 番を選んだ者が最後に残る、というわけだ。なるほど、これなら籤引きの道具も必要ない。40 人が横一列に並んで、その都度 1 から 7 までの番号を唱えればよい。「7」と叫んだ者が前に出て殺しを行なう、殺しが行なわれたら、さっき前に出て行った者の次からまた番号を唱える、というのを繰り返すことで、粛々と儀式が進行する。そして、ヨセフス自身は、最初にさりげなく 24 番目に入り込んでいた、と考えれば完全に合理的に説明がつく。7 という数字がユダヤ民族にとってもっていた特別の意味を考えれば、十分可能性のあることに違いないが、ただし、ヨセフスが弁論術と数学とにきわめて長けた知識人であった、ということが前提になる。いずれにせよ、ヨセフスは、自分と 39 番の籤を引いた者――フラウィウス・ヨセフス順列的にいえば、最初に 20 番目の位置についていた者である筈――との 2 名が残った段階で、この者を説得して、揃って貯水槽から出て来た、ということになっている。以上、ごちゃごちゃと書いてしまったが、要するに、ニュルンベルク法廷に出て来たパウルスは、あの時のヨセフスと違って、3 年前の闇など決して背負っていない。あの降伏は、客観的に見て、やむを得ないものであった。パウルスは、包囲されていた、25 万に及ぶという第 6 軍の兵士の助かる道として、それを決断したのだ。敵軍の包囲が始まってまだ間もない頃、脱出突破の機会はあったのに、ヒトラーはそれを許さなかった。そして、補給経路が次々に絶たれて救援の見通しが失われてしまってもなお、スターリングラード死守の命令は変わらなかった。食糧も燃料も医薬品も弾薬も尽き果てようとする状況下で、包囲された町を死守せよ、とは、つまり軍の全滅を強いているにほかならない。絶望的に敵軍に突撃して玉砕するか、それとも動かぬ鉄塊と化した戦車の傍らで飢餓と凍えと疫病とによって死に絶えるか、二つに一つの帰結しか見ることはできない。だから、降伏するしかない、とパウルスには分かっていた。ヒトラーには直接聞き届けられる見込みがなかったから、上官のエーリヒ・フォン・マンシュタインに連絡して、そちらからの働きかけを期待したが、その効果も上がらなかった。ついにあの 1943 年 1 月末、自分の犯す命令違反で国の妻子に迷惑が及ぶことをも覚悟の上で、降伏を決断したのだ。要塞が陥落しても自分だけは生き延びようと謀った、ヨタパタの最高司令官の下した決断とは違う。

しかしながら、私たちは、もう一つの、いっそう重要な相違点にも目を向けなくてはならない。イェルサレム城壁下のヨセフスは、戦争捕虜ではなかった。彼は、新皇帝によって鎖

から解かれた自由人として、最高司令官ティトゥスの友人としての資格で、城壁内の同胞たちに、一生懸命に利を、あるいは理を、説こうとしていたのだ。歴史を顧みてもみよ、神が我らに、異民族の支配に服する運命を課したのは、度々であった。それは神の意志によること、我らにとって大切なのは、どのような境遇に遭おうとも、神殿を守って祭儀と祈りを絶やさず、律法に定められた正しい生活を守り伝えていくことだ。それが、神と契約した民に課された務めである。今、厚かましくも自ら「熱心党」と名乗る一握りの輩が、君らを煽っている。彼らは、ローマに対する反逆を叫び、己の正義を称しているが、実のところ、ただ神殿を占拠して、そこに寝泊まりして貪り食い、君らの上に権勢をほしいままにしているだけではないか。彼らの煽動に乗ってはならぬ。ローマ軍に刃向かうことに、何の見通しが伴っているというのだ。城壁を何層重ねてみたところで、最新の破城槌を出してこられたら、ひとたまりもない、後は、踏み込まれて、祖先たちが神のために積んだ財宝は略奪され、壮麗を誇った建築は瓦礫の山と化すばかりであるのが、目に見えている。今、降伏し開城すれば、ローマ軍は乱暴をしない。私が心を通じたティトゥスは、必ずや君らの生存に理解を示し、神殿の保存を認める筈である……嘲笑と罵倒の嵐に耐え、飛んでくる石に用心しながら、ヨセフスは、何度も何度も行ったり来たりを繰り返して、彼らにわかる言葉で――アラム語で説き続けた。何日目かに、とうとう投石を頭に受けて、意識を失ったのだという。今、パウルスは、「敵軍」に護衛されて、同胞あるいはかつての仲間たちの目の前に現われている。その限り、彼も、イェルサレム城壁下のヨセフスと同じ立ち位置にある、といってもよさそうである。しかし、ニュルンベルク法廷証人席のパウルスには、命の危険がない代わりに、同胞たちに向って真摯に理を説く自由もない。かつての仲間たちは、すでに無条件降伏した者たちとして、打ちひしがれた姿で被告人席に坐っている。パウルスには、勝利者たちの開いているこの裁判で、被告人たちの犯した罪悪を証言することのみが求められているのだ。いささかでも彼らの、あるいは一般に同胞たちの、利になるような発言をすることは、許されていない。彼がルーデンコの最後の質問に対する答えとして、カイテル、ヨードル、ゲーリングを挙げて、最も罪責の重い者を特定しているということは、見られたとおりである。そこから、彼にとってのその三人は、ヨセフスにとっての、熱心党のエレアザル、ギスカラのヨハネ、シモン・バル・ギオラ某といった、つまり彼が心から憎んだ民衆煽動者たちに相当する、と見なすことはまったく不可能ではないにしても、パウルスは、それら三人の名を挙げることで、ルーデンコの歓心を買うことしか考えていない。それが他の被告人たちや同胞一般の罪責の軽減に繋がることはまったくあり得ない。彼は、決して自由人として証人台に立ってはいない。

ルーデンコの尋問が終わった時、ローレンス裁判長は、仏・英・米の検察に、尋問したいことがあるか、と順に問うたが、皆一様に、あっさり「ありません」と答えた。それで、そのまま弁護側反対尋問の番になったのだが、弁護人たちも、あまりに強い衝撃を受けたために、誰も皆、何を質問したらよいか、頭の中でまとめることができない状態であったと思われる。でも、ここは何としても、体勢を立て直して反撃しなくてはならない。国防軍参謀本

部および最高司令部の弁護人ハンス・ラテルンザーが、皆を代表して裁判長に、予期せぬ証人の出現のため、皆で対応を協議する必要があるので、明日朝あらためて同証人に対する反対尋問の機会を与えてほしい、と切実な要望を出した。裁判長も、これをもっともと判断したので、ルーデンコに、パウルスをここでいったん退廷させて、明日また出廷させる、ということを了承させた。それで、この日残った時間は、ゾーリャによる他の証拠文書の読み上げ――かなり退屈感を催させるものであった――に費やされた。翌 2 月 12 日の法廷第 57 日、約束どおりパウルスが朝から再び出廷して、弁護側は、カイテル弁護人オットー・ネルテから始めて、以下、フンクおよびシーラッハ弁護人フリッツ・ザウター、ヨードル弁護人フランツ・エクスナー、国防軍参謀本部および最高司令部弁護人ハンス・ラテルンザー、フリッチェ弁護人ハイツ・フリッツ、ザウッケルおよび党政治指導者団体弁護人ロベルト・ゼルヴァティウス、パーペンおよび国政府弁護人エゴン・クブショック、リッベントロプ弁護人マルティン・ホルンの順で、厳しい尋問を繰り広げた。尋ねる方も答える方も、相当激していて、早口になるのを避けられなかったばかりか、問いと答えとが入り組んで、一問一答の形式を逸脱しがちであった。そのことで、裁判長から注意を受ける場面が幾度かあった。通訳が困っているから、というのが、裁判長の直接の注意理由であったが、実のところ、英仏露いずれの公用語をも介さずに、ドイツ語だけでどんどんやり取りが進んでいって、通訳たちは、追っかけるのに必死である、といった様子を目の前にしては、検事席や判事席の困惑がいちばん大きかったのかもしれない。裁判長は、弁護人、証人両方に対して、ゆっくりと喋るように、一つずつ問いと答えをはっきり区切るように、答えが終わったら次の質問まで適宜間を置くように、と念入りに注意を与えている。反対尋問に立った 8 人のうちでも、特に前日のパウルスの証言で自分の弁護領域を直接に侵された形になった、初めの 4 人の質問は、鋭く厳しかった。ハイデッカー&レープは、そこから幾らかの部分を取り出して紹介しているが（375-381 頁）、私たちもほぼそれに倣って、以下に、緊迫した尋問の様子を瞥見してみることにしよう：

……

ネルテ：　あなたは、昨日、ヒトラーがソヴィエト連邦を侵略しようと思っていることを、1940 年秋にすでに分かっていた、といわれたように、私は思いましたが、それで正しいですか？

パウルス：　この作戦計画の練り上げは、奇襲のための理論的準備であった、と私は昨日いいました。

ネルテ：　しかしあなたは、当時すでに、それがヒトラーの意図であると推測したのですね。

パウルス：　任務の性質から、この理論的準備作業は、実践的に遂行されるであろう、と推察することができました。

ネルテ：　さらにまた、ソヴィエト連邦側の侵略意図を推測させる、防諜機関からの何らの情報も来ていなかった、とあなたは昨日いいました。

パウルス：　はい、そうです。

ネルテ：　いったい、陸軍参謀本部内で、これらの事がらに関して語られることはなかったのですか？

パウルス：　いえ、それらに関しても語られていました。それらへの大きな疑念も表明されました。しかし、ソヴィエト連邦側の戦争準備が認識され得るということに関しての、何らかの情報は、私には、知られていませんでした。

ネルテ：　つまりあなたは、ソヴィエト連邦に対する明白な奇襲が計画されているに違いない、と固く確信していたのですか？

パウルス：　その前兆のせいで、いずれにせよ、それは排除されなかったのです。

裁判長：　証人は、もっとゆっくり話さなくてはなりません。

ネルテ：　私が正しく聴き取ったとするならば、前兆のせいで推論は排除されなかったのだ、と証人はいいました。

パウルス：　この、さしあたっては理論的である侵略状況調査の仕上げの任務は、私だけによってではなく、他の事情をよく心得た作業者たちによってもまた、侵略すなわちソヴィエト連邦に対する奇襲の準備の前段階と見なされていました。

ネルテ：　この事実の認識において、あなた、あるいは陸軍参謀本部または陸軍最高司令官の側から、ヒトラーを非難しましたか？

パウルス：　どのような形で、陸軍最高司令官が非難を行なったか、それをしたのかしなかったのか、私個人は知っていません。

ネルテ：　あなたは、自身で、ハルダー陸軍中将あるいはフォン・ブラウヒッチュ最高司令官に向って、あなたの重大な疑念を、はっきり申し述べましたか？

パウルス：　私の判断が正しいのなら、思うに、私はここに、これらの被告人たちがそのことで咎め

を受けている諸事件についての証人として坐っている筈である。ですから、私は法廷にお願いします、私を狙ったこの質問に対する答えを、私に免除してくださるよう。

ネルテ：　元帥、どうやらあなたはお分かりになってないらしいが、あなたもまた、被告人たちのグループに所属している、なぜなら、あなたは、犯罪的であるとして告訴された最高司令官組織の一員だからです。

パウルス：　ええ、だから私はまさに、私はここに諸事件についての、今ここにいる被告人たちが告訴されるもとになった……証人としているのだと信じるので、私に関わるこの質問に対する答えを免除されるよう、願ったのです。

ネルテ：　崇高なる法廷に、これについての決定をお願いいたします。

裁判長：　法廷の見解は、あなた〔＝証人〕は今までにあなたの前に提出された問いに答えなくてはならない、というものです。

パウルス：　では、もう一度繰り返していただいてよろしいか。

ネルテ：　あなたに一番後にお聞きしたのは、あなたはご自身の認識した重大な疑念を、所属長のハルダーあるいは最高司令官のフォン・ブラウヒッチュに申し述べられたかどうか、ということでした。

パウルス：　私は、陸軍最高司令官とそれについて話した覚えはありませんが、私の上司である参謀本部長となら、それについて話したことを思い出せます。

ネルテ：　彼もまた、あなたと見解を同じくしていましたか？

パウルス：　彼もまた、私と見解を同じくしていました、すなわち、このような企てに対する大きな心配を抱く見解を共有していました。

ネルテ：　それは、軍事的理由によってですか、それとも道徳的理由によってですか？

パウルス：　多面的な理由によってです、軍事的理由によってでもあり、道徳的理由によってでもある。

ネルテ：　つまり、あなたと参謀本部長フォン・ハルダーとは、ロシアに対する戦争が犯罪的な奇襲

であることを示す、これらの事実を知っていた、そしてそれにもかかわらず、あなたは何もしようとしなかった、ということは確定している、ということですね。あなたは、ご自身の説明の中で、あなたは後に第 6 軍の最高司令官になった、といわれましたか？

パウルス：　はい、そのとおりです。

ネルテ：　つまりあなたは、ちょうど今確認された諸事実をも知っていて、スターリングラードに進撃した、あの軍の指揮を引き受けたのですね。ご自身によって犯罪的と見なされた侵略の道具になることに、躊躇いはなかったのですか？

パウルス：　当時軍人にとっての状況の現われ方からいって、また、繰り広げられていた異常なまでのプロパガンダとのかかわりにおいても、私は当時、多くの人々と同様、自分の祖国に対し義務を果たさねばならない、と信じていました。

ネルテ：　だが、それとは相反する諸事実を、あなたは知っていたのでは？

パウルス：　後になって、まさに、スターリングラードで頂点に達する、第 6 軍の最高司令官としての自分の体験によって、明らかになった諸事実を、私は知っていませんでした。また、犯罪的奇襲の認識も、私には、後になってやっと、事がらの全連関を熟考してみたときに生じてきました、何故なら、それより前には、断片的な諸部分を見ていただけでしたから。

ネルテ：　では、つまり「犯罪的奇襲」というあなたの名づけ方とか、戦争煽動者たちに対するその他の名づけ方とかも、後付けの認識として理解せねばならないのですか？

パウルス：　はい、そのとおりです。

ネルテ：　そしてあなたは、ロシアに対する戦争を侵略戦争かつ犯罪的奇襲であるとして示していた、諸事実についての重大な疑念と知識にもかかわらず、第 6 軍を指揮してスターリングラードを極限まで保持することを、ご自身の服従義務であると思った、と申してよろしいですね。

パウルス：　今しがた説明したとおり、私は、指揮を引き受けた当時、この侵略戦争の開始と実行とのうちに含まれる犯罪の範囲を、その大きさに関しても、強烈さに関しても、私が第 6 軍の最高司令官としてスターリングラードで積まねばならなかった経験がその後明らかにしたようには、まだ認識していなかったし、認識することができなかったのです。

ネルテ：　あなたは範囲について語っていられるが、しかし、あなたが諸理由を知っていた、ひょっ

としたら、わずかの人たちのうちの一人として知っていた、という事実については、語られなかった。

パウルス：　私は、それは知らなかった。私は、この戦争の着手段階を、侵略戦争として知っていたが、全体的姿勢からするならば、将校集団大衆に元を発する者として、私は、民と国との運命を権力政治の上に基礎づけることに、当時何ら異常なものを認めませんでした。

ネルテ：　つまりあなたは、これらの思考方法を是認した、ということですか？

パウルス：　後になって明らかになった傾向性を、ではありません、しかし、国の運命もまた権力政治を拠り所として形成され得るという可能性を、私は排除しませんでした。それは一つの……今日、20 世紀においては、ただ民主主義と国民原理の承認のみが決定的要因なのだ、という事実を見誤った……

ネルテ：　あなたは、それほど源泉近くには坐っていなかった他の人々にもまた、自分たちは祖国のために最善のことを欲しているのだという、良き信念を認めますか？

パウルス：　もちろんです。

……

ザウター：　別の質問です：スターリングラードが包囲されて見込みのない状況になった後、幾つかの服従電報が、ヒトラーに宛てて要塞から送られました。あなたは、それについてご存知ですか？

パウルス：　私は、いわゆる服従電報について、末尾の部分からしか知りません、そこでは、兵士たちの疾病と死の一切になお意味を与えるために、あそこで起こったこの恐ろしいことにも、意味を見つけ出そうと試みられていました。そのために、これらの事がらは、電報では、永久に記憶に留められるべき英雄的行為であるようにいわれていました。私は、当時、状況全体の中から生じてきたとはいえ、こうしたことを見過ごしてしまって、阻止しなかったということを、残念に思います。

ザウター：　電報は、あなたが出したものですか？

パウルス：　どの電報のことをいわれているのか、私には分かりません、最後のものを除いては。

ザウター：　「最後の 1 名になるまで持ちこたえる」ことを約束した幾つかの電報、つまりドイツ国民が驚嘆した、あの幾つかの電報、それらは、あなたの署名がある筈ですね？

パウルス：　では、お願いですから、それらを私に提示してください、それらは、私には知られていません。

ザウター：　最後の電報に何が書かれているか、おおよそご存知ですか？

パウルス：　最後の電報には、軍が成し遂げた業績の概要が、手短に述べられていました、そして、この降伏拒否が将来のための先例とみなされるよう、唱えられていました。

ザウター：　私が思うに、それに対する回答は、あなたの陸軍元帥への昇進でしたね？

パウルス：　それがその回答である、とは私には知られていません。

ザウター：　しかし、あなたは、たしかに陸軍元帥に昇進させられた、そしてまた、この称号を担っておられる；というのも、私が今しがた法廷に提出した説明文には、そう署名されている：「パウルス・陸軍元帥」と。

パウルス：　それには、私は説明しなくてはならない……ここにある、これらの説明文ですか？

ザウター：　はい。

パウルス：　たしかに、私は、自分に授与された称号を用いねばなりませんでした。

ザウター：　私が法廷に証拠材料として提出した、この説明文の中に、次のとおりの結びの文があります：

「私は、私がすべての戦争捕虜の引き渡しに関する、1943 年 1 月 14 日付の私の命令の実行を……」

すなわち、「すべてのロシア人戦争捕虜の……

パウルス：　はい、そのとおりです。

ザウター：　「すべてのロシア人戦争捕虜のロシア側への引き渡しに関する、1943 年 1 月 14 日付の私の命令の実行を監督しなかったことに対する責任を負います、さらにまた、私が……」

パウルス：　はい、そのとおりです。

ザウター：　「捕虜の世話に」――つまりこれもロシア人捕虜のための――
「私が捕虜の世話にもはや専念しなかったことに対する責任を負います」
私には奇異に感じられるのですが、証人、説明してくださるようお願いします、いったい何故あなたは、この詳細な書状の中で、あなたの最高指揮権の下にあって、自由と健康と生命とを失った、幾十万ものドイツ人兵士たちのことを、まったくお忘れになってしまわれたのか？そうしたことに、一言も触れていない。

パウルス：　いいえ。

ザウター：　「いいえ」ですと？

パウルス：　そのことは、この書状では問題になっていません。ソヴィエト政府に宛てたこの書状では、スターリングラードの孤立地帯の内部でロシア人一般市民とロシア人戦争捕虜とに対して為されたことについての説明に取り組んでいる。この場所においては、私は、私の部下の兵士たちのために語ることはできなかったのです。

ザウター：　「いいえ、言葉が見つからなかった」と？

パウルス：　いいえ、ここでは語れなかった、それは他の場所で語られねばならなかったであろう、ということです。もっとも、スターリングラードにおけるこれらの恐ろしい諸現象をもたらした、すべての作戦命令は、私の反対にもかかわらず……私は、1 月 20 日前後に、先行の叙述を要約して、寒さと飢えと疫病とによる困窮と疾病の状況は…〔不詳〕…、状況は耐えがたくなっていて、戦い続けることは人間の力を超える、と詳述しました。
それに対して、最高幕僚部から私に与えられた回答は、次のとおりでした：
「降伏は絶対不可、第 6 軍は、極限まで持ちこたえることにより東部戦線の再構築を可能にすることを以て、その歴史的任務を果たす」

ザウター：　そして、それ故にあなたはそれから、ご自身によって叙述された犯罪の継続に、最終点に至るまで協力なさったのですか？

パウルス：　そのとおりです。

ザウター：　それでは、あなたご自身の叙述に従えば、すべては、最初からあなたにとって明確で、とっくにあなたの意識に上ってきていた犯罪であったのですか？

パウルス：　それが初めから私の意識に上ってきていた犯罪であったなどと、そんなことを私はいい

ませんでした、そうではなくて、それは振り返って観察した時にそういうふうに見えてきたのだ、といったのです。というのも、私の認識は、まさしく私のスターリングラードの体験の結果として生じてきているものだからです。

ザウター：　それなら、おしまいになおもう一つ、私には興味深いことがある：あなたには、最初から明確ではなかったのですか――あなたが、ロシアに対する奇襲の計画を練り上げる仕事を委任された時、しかもその種の任務の専門家として委任された時ですね――その時あなたには、最初から明確ではなかったのですか、ロシアに対するこの奇襲は、ドイツが拘束を受けている、国際法的諸条約に対する違反の下においてのみ実行され得るものだ、ということが？

パウルス：　はい、国際法違反の下において、ですね、しかし、後になって起って来たような諸現象の下において、ではない。

ザウター：　いや、私が問うているのは、この計画は国際法的諸条約に対する違反の下においてのみ実行され得る、ということが、あなたには明確に分かっていたかどうか、ということです。

パウルス：　奇襲はただ、1939 年秋以来ロシアとの間に存在していた条約に対する違反の下においてのみ起こり得る、ということは、私には明確に分かっていました。

ザウター：　他にもう質問はありません、ありがとう。

……

エクスナー：　1941 年 4 月、我が軍の東部への輸送が始まりました。当時、ドイツ・ロシア暫定境界線およびルーマニア国境線沿いのロシア軍の兵力がどれほど強力であったか、おっしゃっていただけますか？

パウルス：　いいえ、それは、私にはいうことができません；ロシアおよびロシア軍兵力に関して入って来ていた諸情報は、きわめて隙間の多い、乏しいものであったため、私たちはたいへん長い間、そもそもイメージを持っていませんでした。

エクスナー：　しかし、ハルダーは、当時、総統に何度かロシア軍の強さと配分とについて申し述べていませんでしたか？

パウルス：　それはあり得ますが、私は、それについてもう思い出すことはできません、なぜなら、私は、管轄の関係からも、この時点からはもはや、これらの問題すなわち思考方法の理論的展開を、

委ねられてはいませんでしたから；12 月には、陸軍の作戦部が研究を引き受けました。

エクスナー：　あなたは当時、兵棋を催したのでは？

パウルス：　それは 12 月初めでした。

エクスナー：　そうですね、その時あなたは、敵軍の強さについて、ご自身が実際に持っていらした諸情報を、基礎になさったのでしょう。

パウルス：　それらは、当時における仮定でした。

エクスナー：　さて、あなたは、全力を傾けて、この作戦計画に協力し、兵棋によってそれをテストした；この、あなたの活動の性質は、どういう点でヨードルの活動と区別されるのか、おっしゃってください。

パウルス：　それは、私の判断できるところではない、と思います。

エクスナー：　理解できません。この仕事は、参謀本部の仕事であったのではないですか？

パウルス：　そのとおり、それは、私に参謀本部長によって割り当てられた、参謀本部の仕事でした。

エクスナー：　そうですよね、そして、国防軍指導本部長としてのヨードルの活動は……

パウルス：　私の考えでは、次の点で区別されます、すなわち彼はその地位にあって全体を展望しており、他方私には、一部分のみが、それも私の作業にとって必要な部分のみが、伝えられました。

エクスナー：　しかし活動は、両者の場合において、一つの参謀本部における戦争準備だった、そうでしょう？

パウルス：　はい。

エクスナー：　私には、なおまだ、スターリングラードに関して興味深いことがあるのですがね、あなたの書面による申し立てすなわち説明文書の中で、あなたは、カイテルとヨードルとが、あの悲劇的な作用を及ぼした降伏禁止に責任がある、と主張された。あなたは、どこから、それを知っておられるのか？

パウルス：　私は、それでもって、それに責任を負っているのは国防軍最高司令部である、ということを表現したのであって、その場合、それが一人の人物から直接に発しているかどうかは、重要ではありません；いずれにせよ、責任は役所そのものにあります。

エクスナー：　つまりあなたは、いずれにせよ、名を挙げられたこれら二人の方々の個人的関与については何も知らず、あなたがおっしゃったのは、ただ……

パウルス：　これらの人物によって代表されている、国防軍最高司令部です。

裁判長：　ちょっと待ってください。翻訳者は、その都度「質問」「答え」というべきではなく、ただ質問と答えの本文をいうべきです。常に「質問」「答え」といわれると、それで翻訳者は多くの時間をとられ、翻訳がますます難しくなってしまう。少なくとも私の意見では、そうです。

エクスナー：　おっしゃってください、なぜあなたは、――あなたが本日すでに示唆されたように、スターリングラードで状況がかくも望みなく恐ろしいものとなった時――総統の撤回命令にもかかわらず、包囲突破を試みなかったのですか？

パウルス：　それは、当時私には、私の指揮する軍がなお持ちこたえることによって、ドイツ国民の運命が左右されるかのように、見せかけられたからです。

エクスナー：　あなたは、ご自分がヒトラーの信頼を特別な程度において受けていたことを、ご存知ですか？

パウルス：　それは、私には知られておりません。

エクスナー：　彼はもはやヨードルと共に仕事することを欲していなかったので、スターリングラードが片づいたら、あなたをヨードルの後継者にすることに、すでに決めていた、ということを、あなたはご存じですか？

パウルス：　それは、私にそんな形で知らされてはいませんでした、ただたんに、1942 年夏の終わりか秋の初めに流れた噂で、指導部で改組が計画されている、といわれていました。それは、空軍の参謀本部長が私に当時話してくれた噂でした；しかし、私に、それに関して公式の指示はありませんでした；それどころか、軍を引き渡して、新たに設置される予定の兵団の指導部で他の任務に就くようにさせる、という別の指示がありました。

……

ラテルンザー：　1939 年、ソヴィエト連邦が、ドイツ軍事専門家の意見によれば、解決されるべき軍事的課題に相応しない、極度に強力な兵力を以て当時ポーランドに進駐したことは、あなたには知られていましたか？

パウルス：　進駐の強力さについては、私は知りませんでした、ただ事実についてだけ知っていました。しかし、私は、そこに進駐した兵力の強大さについての驚きに関して、何も聞いたことはありませんでした；そういうことが私の耳に入ってきたことは、ありませんでした。

ラテルンザー：　すでにドイツ軍の東部国境への進軍以前に、はるかに優勢なソヴィエト・ロシア軍の兵力が東部国境に存在していたこと、特にビアリストク地域にたいへん強力な戦車隊が存在していたことを、あなたは知っていますか？

パウルス：　いいえ、そういう形では、私にはそれは知られていませんでした。

ラテルンザー：　最初の諸師団は、すでにたいへん強力なソヴィエト・ロシアの兵力が東部国境に存在するようになった後に、はじめて西部から東部へ移されたのではないですか？

パウルス：　西部から東部への部隊の移動、配置換えと実践的な作戦実行との関連については、私は知りません、というのも、私は、実践的作業には参加しておらず、何よりも、4 月と 5 月は、他の任務のために、たいへん短い期間しか陸軍最高司令部におりませんでしたから。

……

ラテルンザー：　証人、あなたは 1941 年 2 月 3 日のオーバーザルツベルクにおける参謀本部協議会に出席していましたか？

パウルス：　はい、たしかに。

ラテルンザー：　当時、100 射撃分隊、25 騎兵分隊、30 機械化分隊による、ソヴィエト・ロシア軍の進軍の強力さが、申し述べられたのを、あなたは知っていますか――私が思うに、ハルダー陸軍中将によって、ですが？

パウルス：　私は、それはもう思い出すことができません；ハルダー中将自身がこの上申に参加していたかどうかも、私には確かでありません。

ラテルンザー：　いや、しかし証人、そのような協議会は、きっと普通ではないものだったでしょう……

パウルス：　はい。

ラテルンザー：　……それで、私は思うのですが、この協議会から少なくとも、そこで東部国境におけるたいへん強力な進軍が問題になっている、という印象を得られたに違いないでしょうに。

パウルス：　私は、いずれにせよ、そうした印象を、もはや記憶のうちに持っておりません。

……

ゼルヴァティウスの尋問においても、次に見られるとおり、ローレンス裁判長が思わず止めに入る一幕があった：

ゼルヴァティウス：　証人、あなたは、ご自身のポストにおいて、侵略戦争が行なわれているという真実を認識していたにもかかわらず、ヒトラーを最後まで、あらゆる仕方で支持なさった。政治的指導者たちは、これについてどの程度まで知ることができたでしょうか？

パウルス：　その質問に対しては、私は何らの情報も与えることができません、事がらが私の知識の範囲を脱しているので。

ゼルヴァティウス：　「政治的指導者」というのを、どういう意味に解していらっしゃいますか？

パウルス：　質問をお返ししてもよろしいか、弁護人は、ご自身がそれに関する問いを発せられている「政治的指導者」というものを、どういう意味に理解してもらいたいと思っておられるのですか？

ゼルヴァティウス：　証人、党の構成が、あなたは、よくお分かりになっていないように見える。ここに起訴されている政治的指導者の組織が存在する、すなわち、それは、犯罪的と宣告されねばならないが、そうなるのは、国家的指導者が、下の方、ブロック指導者に至るまで、ここに訴因に挙げられている、これらすべての行為の陰謀への参加のゆえに罰せられ得る、その範囲において、である。この政治的指導者の組織は、数の上では、うち 93 パーセントがスタッフおよび部下を伴った地方支部の指導者である、という具合に構成されているのです。

裁判長：　私は、あなた〔＝弁護人〕が証人にそれに関して質問できるとは思いません、彼はそれに関して何も知りません。政治的指導者たちに対する告訴は、本証人とは何ら関わりがない。私は、

これがそもそも適切な反対尋問であるとは思いません。

ゼルヴァティウス：　裁判長、私は、それら政治的指導者たちがどこまで知識を持っていたのか、を彼に問いたい、そして、その次に、証人としての彼が自身のポストにおいて、これらの人々すなわち政治的指導者たちが、証人自身も加わって作り上げた外観を信じて、ヒトラーを支持するのに寄与した、ということを、彼自ら意識しているかどうか、問いたいのです。

裁判長：　私は、あなたにすでにお答えしました、彼は、政治的指導者たちがどこまで情報を与えられているかについて、何も知らなかった。

ゼルヴァティウス：　私は、労働動員に対して責任のある被告人ザウッケルの代理人でもあります。（証人に向って）
ドイツ人戦争捕虜たちがロシアの軍需産業で働かされたかどうか、あなたに知られていますか？

パウルス：　私は、それに関しては、何らの信頼できる知識も、何らかの個人的知識も、得てはいません。私が自分のいた収容所で個人的に接触した戦争捕虜たちは、直接的な収容所の需要のために働くか、あるいは収容所のごく近所で、農業か林業で働いていました。私はまた、新聞で、自発的な連盟を結成したドイツ人労働連盟が、工場で働き、そこで誇りをもって彼らの労働成果を公表している、ということを知りました。しかし、特に諸工業のうちのどの領域においてであるか、ということに関して、概括的な知識を持ってはいません。

ゼルヴァティウス：　もう他に質問はありません。
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Siebenundfünfzigster+Tag.+Dienstag,+12.+Februar+1946/Vormittagssitzung　より私訳）

ザウターの尋問の中で取り上げられているとおり、パウルスは、スターリングラードの包囲の中にあって、あくまでヒトラーの命令に従うという意志を示す電報を、ヒトラー宛てに幾度か送っていた。ヒトラーも、そのパウルスの心意気に、授章や昇任を以て報いたのである。パウルスは、1942 年 8 月 26 日に騎士鉄十字章を受けた。その時点ではまだ、休戦交渉の可能性をヒトラーに打診してみることもできたのであったが、それはすぐに拒否された。その後、敵軍の包囲が急激に強まる中、突破脱出の実行は許されず、味方の救護作戦も期待された効果を上げず、状況はどんどん厳しくなっていったが、それでもパウルスは、ヒトラー宛ての電報における限りは、服従の誠意を表現し続けた。ヒトラーは、彼を、11 月 30 日付で陸軍中将に昇進させた。そして 1943 年 1 月 15 日、先の騎士鉄十字章に加えて、さらに樫葉形勲章（樫の葉の冠は勝者のしるし）が贈られた。でも、その時にはもう、第 6 軍の陣が、ソ連軍によって分断されたこともあって、パウルスは軍に対する統率力を失っていた。

部隊長の判断によって、絶望的な脱出作戦に取り掛かる部隊もあれば、降伏する部隊もあり、また自殺者もどんどん増えていく状況であったという。ザウターが特に取り上げている「最後の電報」は、そんな中、1 月 29 日に打電された。その文面は、次のとおりであった：

> 総統へ！あなたの権力継承の記念すべき日を祝って、第 6 軍がご挨拶申し上げます。ハーケンクロイツの旗は、なおスターリングラードの空に翻っています。我等の戦いが、今生きている世代および次に来る世代にとって、きわめて絶望的な状況においてもなお決して降伏しないということの、前例とならんことを。さすれば、ドイツは勝利するでしょう。ハイル・マイン・フューラー！〔＝我が総統、万歳！〕パウルス、陸軍中将
>
> （https://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_Paulus　より私訳）

パウルスのこの忠誠に報いるべく、1 月 30 日付で、彼の陸軍元帥への昇進が知らされる。しかし、結末は容赦なく迫りつつあった。翌 1 月 31 日早朝、ソ連軍は、パウルスが最高司令部を置いていた、スターリングラード南郊の百貨店建物に迫ってきた。 7 時 35 分、そこから国防軍最高司令部に宛てて、最後の報告が打電される：「ロシア軍、ドアの前に立つ。我ら、破壊を準備」、そしてその後まもなく：「破壊する」。パウルスの降伏を聞いたヒトラーは、彼に陸軍元帥位を与えたことを激しく悔やんだというが、パウルスは、「陸軍元帥」としてソ連軍の捕虜になった。その後、ソ連軍当局によって取られた説明文あるいは調書にも、陸軍元帥の肩書きを付けて署名した。それで、ザウターら弁護人たちに、その肩書きのことで意地悪い言われ方をされるのは避けられなかったわけである。こうした経緯を見ると、日本人なら、栗林忠道との対比に心が向かう、という人も、少なくないであろう。硫黄島でいよいよ玉砕を決意した栗林忠道中将が、大本営宛てに決別の電報を打電したのは 1945 年 3 月 16 日 16 時、これを受けた陸軍は、栗林は 3 月 17 日に戦死したものと見なして、特旨により同日付けで大将親任を実現した。だが、栗林は、その時点ではまだ生きていた。時機を待って、3 月 26 日未明を最後の総出撃の時と判断した彼は、階級章も外し、抜刀して、約 400 の残存兵士たちの先頭に立って、米軍の占領している飛行場へ突撃、重傷を負って自決したとされる。だから、彼の生前の最高階級は大将であった。今、多くの人々は、敬意を込めて、彼を「栗林大将」と呼ぶ。しかし、中には、彼に対する敬意の深さのゆえにこそ、あえて「栗林中将」と呼ぶ人もいる。その人の気持ちは、私にもよく分かるように思える。しかし、今いいたいのは、それとは別のことである。いったい、もしも日本人が、昇任のことに絡めて栗林をパウルスと比較し、前者を讃え、後者を貶めることで満足するとすれば、それでもって決定的に、本来着眼すべき点を見失ってしまうことにならないだろうか。絶海の孤島の守備を任され、初めから玉砕以外の結末があり得ないことを指揮官たちは承知している。だから、兵たちに、圧倒的な量的優勢を誇る敵の陸海空からの攻撃に対して、徒手空拳を以てしても、最後の一兵になるまで戦い抜くことを命令し、もはやこれまでと悟った時、残った兵士全員で突撃して果てる。そんな、初めから玉砕という結末以外に選択肢

のないようなところに追い込まれて、それをひたすら従順に受け容れて、死んでゆく他なかった人たちのことを讃える、皆で讃えねばならない、感謝せねばならない――この同調圧力が今に至るまで働き続けている、日本国家の底知れぬ異様さを、異様さとして認める感覚を、私たち日本人は、軍人として指揮官としてのパウルスと栗林との優劣論に満足することで、知らず知らず、麻痺させてしまっているのかもしれない。1945 年 3 月 10 日の東京大空襲の報は、硫黄島で戦っている栗林にも届いた。その時にはっきり分かったに違いない、いくら硫黄島が持ちこたえていても、その頭の上を超えて、サイパンからの戦闘機、爆撃機はどんどん飛んで行って本土を破壊している。戦争自体もう終わっている。でも、硫黄島死守は絶対命令である。任務遂行に意味を見出そうとするなら、ここを守っていれば米軍に中継飛行基地を持たせず、本土防衛にいくらかでも利するところがあろうと、自ら慰めるほかなかったと思われる。だが、そういってみたところで、守り抜ける可能性など、万に一つもない。結局は、ただ、天皇のため、本土のため、と自らに言い聞かせつつ、自らの死を無駄死にと思うことなく、皆戦って潔く果てる以外になかったのだ。硫黄島守備の兵団は、栗林麾下の第 109 師団を中心として約 2 万、その中に役職のある武官が占める割合が特別に高いわけではない、多くは応召兵であった。家業に勤しんでいるところに突然赤紙が来て、否応なしの召集を受け、第 109 師団配属と決められて、船で送られてきた。その者たちに、家族を残して絶海の孤島で、列の先頭に立って地雷原を踏み歩き、海岸で艦砲射撃の矢面に立って倒れることを、栗林は、命じなくてはならなかった。話をパウルスに戻すならば、彼がスターリングラードで下した、降伏という決断は、前にも述べたとおり、あの場合においては、やむを得ないものであり、むしろ当然といってよいものであった。飢えと凍えと疫病に苛まれ、武器、弾薬が尽き果てようとする状況の中で、麾下 25 万の兵士たちが異郷の地で悉く命を落とすという、最悪の結果を避けようとすれば、もう降伏する以外にない。パウルスは、そのことを早くから認識していたのだが、最高司令官ヒトラーの意志に従順であろうとする、軍人としての使命感との板挟みにあって、ギリギリまで決断できなかったのである。最後は人間としての良識が優った、というべきであろう。もちろん、軍人としては命令違反という大きな罪責を負うことになるのを承知の上での決断であるから、公平に見て、それは立派と評されるべきであろう。そして、ここで特に私たち日本人の認識にとって重要なのは、ナチス・ドイツにおいては、現地の司令官の判断で降伏を決める、という余地が、なおあった、という点である。この、ナチス・ドイツにおいて辛うじてあったものが、大日本帝国軍においては、まったく無かった。私たち日本人として、フリードリヒ・パウルスと栗林忠道との比較に思い至るのであれば、さらに考察を深めていくべき着眼点は、そこに存するであろう。

パウルスのその後であるが、彼は、ニュルンベルクでの貴重な働きにもかかわらず、すぐに自由の身にしてはもらえなかった。その時バーデン・バーデンで病床に臥せっていると伝えられた妻エレーナに会うことは叶わず、すぐにまたソ連に送り返された。その後、一般の戦争捕虜とは区別されて、モスクワ南東のトミリーノに別荘を宛がわれて住んだが、その寂しい暮らしの中、妻の病状がますます悪くなっているとの報せも届き、耐えがたい思いに苦

しんだ彼は、せめてソ連占領地域（東ドイツ）への送還を願って、ドイツ民主国家建設に役立ちたいとの希望と共に、当局に申し出た。この申し出に対する、当局の審査は、念入りなものであった。1949 年、エレーナは、夫との再会を果たせないまま亡くなった。一方で、その頃、ドイツ民主共和国が建国され、ドイツにおけるパウルスの存在意義が見直される。ドイツ連邦共和国がアデナウアーの指導の下に、西側一辺倒の再軍備の道を進みつつあるのに対抗して、ソヴィエト連邦に忠実な社会主義国としての軍備を再構築せんがため、船首像として象徴としてのパウルスの利用価値は高いと見込まれた。1953 年 9 月、彼は、ヴァルター・ウルブリヒトと会見すると、同年 10 月 24 日には、フランクフルト・アン・デル・オーデル行きの列車に乗る。乗車直前に、彼は、ソヴィエト連邦当局に宛てて、感謝の念を込めた服従状を書いたそうである。東ドイツでは、彼は、ドレスデンのオーバーロシュヴィッツに、立派な邸宅を、乗用車オーペル・カピテーン付きで与えられた。しかし、その生活は常にシュタージの厳しい護衛兼監視の下に置かれていた。象徴であるから、実質的な権限のある役職に就くことはできない。与えられた地位は、党軍大学校の戦争史研究評議委員長であり、具体的にはスターリングラード戦史を書くことが仕事とされた。しかし、1955 年には体調に異常が見られ、その後病状は急速に悪化したため、彼の戦史研究は、それっきり途絶えてしまった。パウルスは、ヨセフスになることはできなかったのである。病気は、筋委縮性側索硬化症、意識はあるのに、意思表示の手段が次々に奪い去られていく。自分が世界から完全に隔絶されるに至る過程を、生きて見届けなくてはならなかったのだ。彼の命日は 1957 年 2 月 1 日である。

3. 人間として裁かねばならぬ罪があるから

(1) カティンのことは措いてでも

ハイデッカー&レープの第 3 部「前線の背後で」の章分けは、下記のとおりである：

1. サタンの計画
2. ヒトラーのマネージャー
3. 軍人の名誉
4. カティンの大量殺戮
5. 住民除去の技術
6. ユダヤ人の絶滅
7. ワルシャワゲットーの終局

これらのうち、カティンの大量殺戮は、今日では誰もが知っているとおり、本来ならここに

入れられてよいものではなかった。しかし、ニュルンベルク法廷では、ソ連検察が、それをもこの括りに入れられるべきドイツ軍の犯罪の事例として起訴したので、それは審理において一貫してそういう扱いを受けたのである。事件についての最初の報道は、1943 年 4 月 13 日、ベルリン放送によってなされた。東ポーランドのスモレンスク西郊外、カティン地区の森に、ポーランド将校等と見られる夥しい数（当初は 3,000 と発表された）の惨殺死体が埋められているのを、侵入したドイツ軍が発見した、というのである。ドイツ側は、もちろんこれをボルシェヴィストたちの仕業と決め付け、ゲッベルスはそれを最大限に反ソ宣伝に利用しようとした。そのことは別としても、状況から見て、そこに埋められた遺体――その数はゲッベルスによって 12,000 にまで誇張されたが、後に調査が入って、実数は 7 千数百であると認識された――が、ソ連軍の行なった殺戮行為を証拠立てていることは、動かし難いと思われた。にもかかわらず、ソ連検察は、このカティンの森の件を、ドイツ軍による犯罪行為の重要な事例として、法廷に持ち出すことを主張して譲らなかった。後にショークロスが明かしたところによると、ルーデンコは、「もしカティンの森の件を追及することを拒まれるのなら、自分たちは降りる」という意味のことまでいったのだという。そんな経緯であったのだから、ソ連検察の挙証は、当然のこと、不十分で疑わしい内容であった上に、弁護人側の懸命な反証努力もあったので、結局、判決にはこの事件のことは触れられずに終わった。しかし、その後、ソ連政府は、事件に関する証拠を抱え込んで隠匿し、真相の究明を長らく拒み続けた。1985 年のミハイル・ゴルバチョフ共産党書記長就任以降、グラスノスチ原則に従って、機密文書公開が進められて、ようやくポーランド側にとって、真相について知ることが可能となり、ソ連崩壊後の 1992 年 10 月ロシア連邦初代大統領ボリス・エリツィンからポーランド大統領レフ・ヴァウェンサ（ワレサ）に中央委員会機密文書が渡されたことにより、ついにポーランドに真相究明の主導権が移った。そのように、半世紀近くの間にもわたって、真実が隠蔽され続ける因になったとして、これをニュルンベルク裁判の欠陥の一つと見なす見解があることは、否定できない。しかし、逆に、当時のあの状況下で、とにかく国際裁判という形をとった法廷が開かれ、そこにおいて審理の対象になったという事実が残ったからこそ、カティンの森の事件は闇に葬られるのを免れ、その真相解明の可能性も持続することができたのだ、といった評価の仕方もあり得るだろう。筆者としては、それに与したい。

事件発覚の経緯について、ハイデッカー&レープは、詳細に記述してくれているので、それに依拠させていただくとして、かなりの長文にはなるが、引用をお許し願いたい：

> 1939 年のドイツおよびソヴィエトのポーランド侵入以後、ポーランド軍は存続できず、成員たちは戦争捕虜となっている。モスクワとロンドンにあるポーランド亡命政府との間には、外交関係が開かれ、まもなくロンドンのポーランド人たちは、ソヴィエト軍の手中に落ちていた戦争捕虜たちを釈放し返してもらえるよう、努力する。事実、ソヴィエト連邦は、数千人の戦争捕虜になっていたポーランド人たちを、釈放してくれる。ロンドンでは、膨大な名簿が作成される。この時、数が合わない

ことが分かってくる。幾千人の将校たちが消えたままになっているのである。駐モスクワ・ポーランド大使ヤン・コートは、1941 年 10 月 6 日、ソヴィエト外務大臣アンドレイ・ウィシンスキーを訪ねる。話し合いの内容は、コートによって伝えられている。

コート：　私は、次のとおり、数字を挙げて示したい：総計で 9,500 人の将校たちがポーランドで戦争捕虜となり、ロシアのさまざまな地区に運ばれた。現在のところ、我々の軍には 2,000 人がいるだけです。残る 7,500 の人員は、どうなったのでしょうか？4,000 人以上の将校たちが、スタロビエルスクおよびコジエルスクの収容所から連れ去られた。我々とこれら連れ去られた者たちとの間には、我々を彼らから切り離す、厚い壁が存在している。我々がこの壁を乗り越えることができるようにしていただくことを、我々はあなた方にお願いしたいのです。

ウィシンスキー：　大使、1939 年以後大きな変化が起こったということを、考慮に入れていただけまいか。人々は、あちらからこちらへと移動した。釈放された者も多ければ、雇い入れられた者、帰郷した者も多い。

コート：　もしも私が今消息を尋ねている者たちのうちの誰かが、本当に釈放されたのだとしたら、その者は、すぐにも我々の所に名乗り出てきた筈です。彼らは子供ではない、隠れたままでいることはできない。もしも彼らのうちの幾人かがもう死んでしまったのであるなら、どうぞ我々に知らせてください。彼らがここにいないなどと、私は信ずることができない。

ウィシンスキーの逃げの答えで、対談は終わる。しかし、ポーランドの大使は、あきらめない。1941 年 11 月 14 日、彼は、スターリンのところに押しかけ、独裁者自身に問う、ということに成功する。

コート：　大統領、私は、すでにあなたのきわめて貴重なお時間を、たくさんいただいてしまいました、けれども、もしお許しいただけるならば触れたい、さらなる問題点がなお、あるのですが。

スターリン：　おお、もちろんどうぞ、大使。

コート：　大統領、あなたがソヴィエト地域におけるポーランド市民に与えられた大赦の主導者であると、私はたぶん推測してよろしいでしょう。この、あなたの気高いお心の現われが完全に遂行されている、と主張することに、あなたは同意なさいますか？

スターリン：　釈放されていないポーランド人たちがなおいる、とあなたはおっしゃりたいのか？

コート：　1940 年春に解消されたスタロビエルスク収容所から解放れた者を、私は今までにまだ一人も見出しておりません。

スターリン：　私はきっと、その事を追究してみることにしよう。それにしても、こうした釈放に際して、しばしば奇妙なことが起こるものだ。

コート：　ではありますが、大統領閣下、我々が軍の編成のために必要としている将校たちが釈放されるよう、命令を発してくださることを、私は、お願い申し上げたく存じます。我々は、いつ彼らが収容所から移送されたのかにつき、文書に基づく証明を持っております。

スターリン：　正確な名簿をお持ちなのか？

コート：　すべての名前は、毎日捕虜全員の点呼を行なっていた、ロシア人の収容所指揮官たちによって記録されました。その上、NKWD は、各個人につき、個別調査を行ないました。アンデルス将軍がポーランドで率いていた軍の参謀部の将校は、一人として見つけ出されておりません。

スターリンは電話機を握り、ソヴィエト秘密警察 NKWD の本部に繋がせる。「スターリンだ」と、受話器に向っていう、「ポーランド人たちは皆、監獄から釈放されたのか？」彼は受話器を置き、ふたたびコートの方を向くが、しかし別のことを喋り始める。約 8 分後に、電話機は鳴る。コートは彼の手記の中で、それが NKWD からの回答であったのだろうと推測している。スターリンは黙って電話を聞き、受話器を受話器受けに置く、そしてもうその話題に言及することをしない。消えた将校たちの謎は、解かれないままである。

ウラジスラフ・シコルスキー、ウラジスラフ・アンデルスの両ポーランド人将軍もまた、彼らの同国人たちの運命を解明しようと試みる。1941 年 12 月 3 日、あらためて彼らがスターリンのところに来ている。

シコルスキー：　私は、強制的に連れ去られて、現在は監獄か強制労働収容所にいる、約 4,000 人の将校の名簿を持って来ていますが、この名簿は、完全なものではありません、なぜならそれは、記憶に基づいて並べ置かれることのできた、名前だけを含んでいるにすぎないからです。私は、我々が常に連絡を取っているポーランドにおいての再調査を命じ、かれらがそこにはいないということを確認しました。彼らのうちの誰もそこにはいないし、また彼らはドイツにある、我々仲間の戦争捕虜収容所にもいないように思われます。これらの者たちは、ここ〔＝ロシア〕にいます、彼らのうちの誰も、戻って来てはいません。
スターリン：　それは絶対にあり得ない。彼らは逃亡したのだ。
アンデルス：　しかし、いったいどこに逃亡したということがあり得ますか？
スターリン：　おお、例えばマンシュリアであろうか。
シコルスキー：　彼らが皆、逃げ去ることができたということは、あり得ません、ことに、彼らと彼らの家族との間の文通が、彼らが戦争捕虜収容所から強制労働収容所あるいは監獄へと連れ去られた、その時点から途絶えてしまったのですから。
スターリン：　彼らはきっと釈放されたのであって、ただ、あなた方のところにまだ到着していないだけなのであろう。

この話し合いでもまた、何かが明らかになってくることはなかった。ポーランド亡命政府は、時の経つうちに、消えた将校たちの所在についての問いを掲げた 49 の覚え書を、クレムリンに手渡す。これらの覚え書のすべてが、ロンドンでは将校たちがまだ生きていると信じられていることを示している。

1943 年 4 月 13 日、恐ろしい酔い覚ましが、この信頼をめちゃくちゃに破壊する。この日、ドイツ

の放送の発表：「スモレンスクからの報告によれば、当地住人たちがドイツ当局に、ボルシェヴィストたちが秘かに大量処刑を行なって、GPU〔ソヴィエト秘密警察〕が 1 万人のポーランド人将校を殺害した、その場所を告げ知らせました」。

それに続いてすぐ、ドイツニュース局が、いっそう詳細なことを発表する：「最近ドイツ軍当局によって、スモレンスクの西 20km、スモレンスク - ウィテプスク街道沿いのコゼゴリー丘辺のカティンの森でなされた恐ろしい発見は、以前のポーランド国防軍の多数の将軍たちをも含む、1 万人を超えるあらゆる階級の将校たちの大量殺戮についての、衝撃的にしてかつ疑問の余地なく明確な解明の手掛かりを与える」。

世界中の人々が、驚愕して耳をそばだてる。ロンドンのポーランド亡命政府には、この報せによって、爆弾を落とされたほどの衝撃が走る。行方不明になっていた将校たちは、カティンの森に横たわっているというのか？シコルスキー将軍は、ただちに、国際赤十字による合葬墓の調査を、公的に要求する。悪事を働いた疑いが、あからさまにクレムリンに向けられる。

わずかの日数の後、1943 年 4 月 26 日に、モスクワは回答を与える。それは、ポーランド亡命政府が「卑劣な中傷誹謗およびヒトラー政府との間の通報」を行なったから、というので、ポーランド亡命政府との外交関係の断絶を内容としている。英米の政府にとっては、連合国陣営内のこの分裂は、極度に望ましくないものである。両政府は、シコルスキーに明瞭なる圧力を加える、実際に将軍は、国際的調査への要求を取り下げてしまう。それによって、外交関係の再開が可能になる。

かつての駐モスクワ米国大使であったウィリアム・スタンドリー提督が〔後になって〕認めたところでは、ルーズヴェルト大統領は、1943 年 4 月 26 日、スターリンに宛てて手紙を出したが、そこには次のとおり書かれていた：「チャーチルがシコルスキーを、将来にはもっと常識を示すことができるよう、指導することができるだろうと、私は思っている」。

シコルスキーと彼の娘とは、その後まもなく、飛行機事故で亡くなる。カイロからロンドンへの途上、飛行機は、1943 年 7 月 5 日、ジブラルタル付近で墜落する。事故原因は、決して解明され得なかった：「それは明らかに怠慢であった」と、後になって、かつての国務次官サムナー・ウェルズは述べた。

しかしながら、以上のことは、漠然とした推測である。カティンそのものに限定してみれば、出来事は、もっと明瞭な言葉を語っている。出来事は、今日では相当よく知られている：1942 年夏、トット組織の建築部隊が、スモレンスクの近くで作業している。その人々のうちにはまた、10 人のポーランド人たちがいる。パルテモン・キジエレフという名の、カティンの近くに住んでいる別のポーランド人から、彼らは、謎の墓のことを聞き知る。或る日、彼らは、こっそり、告げ知らされた場所に行ってみる。彼らは、全体の大きさを思い描くことなく、墓の一つを開けると、再びそれを閉めて、簡素な十字架を立てる。誰ももうこれ以上は、それを気に掛けることはない。

続く冬に、一匹のオオカミが、再びその気味の悪い場所に、人々の注意を惹き寄せる。1943 年 2 月に、村落の北西に、幾つかの塚が発見される。丘陵は、鉄道駅カティンとグネスドウォとの間の、若いマツの森の中に存在する。厳寒期が去った後、ドイツ軍当局は、ロシア人労働者を使って、墓を開

けさせる。12 層に積み重なって横たえられた 4,183 の死体が見つけ出される。

そうしてドイツ側の発表に至るのだが、もっとも、そこでは「1 万を超える」という数字が示される。ソヴィエトの通信社タス TASS は、ドイツの報道の 3 日後に、次のとおり発表する：「問題のポーランド人捕虜たちは、スモレンスク周辺にある特別の収容所に入れられて、道路工事に従事していた。ドイツ軍が近づいてきた時、彼らの避難は不可能であったので、彼らはドイツ軍の手中に落ちた。したがって、彼らが殺害されて発見されたのであるならば、それは、彼らがドイツ軍によって殺害されたことを意味していなくてはならないが、ドイツ人たちは、今や、挑発せんとする動機から、犯罪はソヴィエトの部局によって行なわれた、と主張しているのである」。

誰がこの犯罪を実際に行なったのであろうか？

三度の調査が催された。最初の調査は、ドイツ国医師団指導者レオナルド・コンティによって行なわれた。コンティは、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、フィンランド、イタリア、クロアティア、オランダ、ベーメン・メーレン保護領、ルーマニア、スイス、スロヴァキア、ハンガリーからの、12 人の医師たちに、墓を調査することを求める。委員会は、1943 年 4 月 30 日、最終報告書で次のとおり断言する：「銃殺は、1940 年 3 月および 4 月、つまりソヴィエト軍による将校宿営解体の時点において行なわれた」。

第 2 回目の調査は、ポーランドによって、戦後に行なわれる。クラカウの検察官ロマン・マルティニ博士は、捜査によって、関与したソヴィエト NKWD 将校たちの名前までをも捜し出す。絶滅隊の指導者は、それに従えば、ブルジャノフという名の人物であったということだ。マルティニは、さらに先へは進めない。1946 年 3 月 12 日、彼は、夜、彼のクラカウの住居において、ポーランド・ソヴィエト友好協会の 2 名のメンバーによって殺害される。

第 3 回目の調査は、とうとう、ソヴィエト政府自体の指示に従って行われた、そしてそれは、スモレンスク地域がもう一度奪還された後まもなく、である。……〔略〕

（ハイデッカー&レープ、前掲書、480-85 頁より私訳）

こうした経緯であったにもかかわらず、ソ連検察の強い主張によって、起訴状の訴因 3「戦争犯罪」の「C. 戦争捕虜およびドイツが戦争関係にあった国々の軍の他の成員ならびに海洋上の人員の殺害と虐待」中に、「1941 年 9 月、11,000 の戦争捕虜となったポーランド将校たちが、スモレンスク近郊のカティンの森で殺害された」という箇条が書き込まれた。それの立証のための弁論は、法廷第 59 日の 1946 年 2 月 14 日、ソ連副検事ユーリー・ポクロフスキーによってなされる。彼は、前日（法廷第 58 日）から、戦争捕虜取り扱いにおける戦時法・慣習に対する違反行為の証拠提示のために弁論に立って、そこまでソ連兵捕虜に対する殺害、虐待の証拠を挙げ続けてきたのであるが、この日の午前の審理もかなり進んで昼近くなった頃、「さて、私は今、ヒトラー主義者たちによってチェコスロヴァキア、ポーランドならびにユーゴスラヴィアの軍の成員たちに対して加えられた、残忍行為の立証に携わりたいと思います」と述べて、そこからただちに、カティンの森の大量殺戮がドイツ軍によって惹き起されたものであることの、立証に取り掛かる。そこで証拠として挙げられる

内容は、上の引用文でハイデッカー&レープが第 3 回目の調査として言及している、ソヴィエト政府による現地調査の結果そのままである：

ポクロフスキー：　〔弁論の続き〕さて、私は今、ヒトラー主義者たちによってチェコスロヴァキア、ポーランドならびにユーゴスラヴィアの軍の成員たちに対して加えられた、残忍行為の立証に携わりたいと思います。我々が起訴状から察知できるとおり、主要戦争犯罪人たちが罪責を負っている、最も重大な犯罪行為の一つは、スモレンスク近郊カティンの森で、ドイツ人ファシスト侵入者たちによって行なわれた、ポーランド人戦争捕虜の大量処刑でありました。

私は、法廷に、この犯罪の証拠として、銃殺の根柢をなしていた状況の確認と調査とを委託された、特別委員会の公式記録文書を提出します。同委員会は、臨時国家委員会の委任を受けて行動したものです。

この特別委員会は、臨時国家委員会の委員である、アカデミー会員ブルデンコ、アレクシス・トルストイ、首都主教ニコラスの他、以下の諸人物によって構成されていました：汎スラヴ委員会総裁・陸軍少将グンドロフ、赤十字・赤三日月連合執行委員会議長コレスニコフ、RSFSR〔＝ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国〕教育制度担当人民委員・アカデミー会員ポテムキン、赤軍陸軍衛生部総長・陸軍中将スミルノフ、スモレンスク地区執行委員会議長メルニコフ。委員会は、その上なお、最も著名な専門家たちのうちの幾人かを、法医学的鑑定人として含んでいました。

今私が USSR-54 として提出する、この調査の結果を述べている詳細な記録文書を完全に読み上げようとすれば、あまりにも多くの時間をとってしまうことになるでしょう。それ故、私は、記録文書からの、比較的短い抜粋のみを読み上げることにします。記録文書の第 2 ページ、それは皆さんの記録文書冊子 223 ページですが、そこに皆さんお手許の書類で印をつけられた箇所を読むことができます：

「法医学鑑定人たちは、死体の数をおよそ 11,000 と述べた。法医学鑑定人たちは、掘り出された死体および記録文書、死体と共に墓で発見された証拠物件の厳密な調査を行なった。死体の発掘と調査の行なわれている間に、委員会は、多くの住民たちを証人として尋問した。彼らの証言に従って、正確な時間および犯罪がドイツ人侵入者の側において行なわれた時の状況を確認することができた」

委員会が、ドイツ人の犯罪に関する調査の間に、次第につきとめ確認したことすべてを、読み上げる必要はないと、私は思います。私はただ、委員会の仕事をまとめている全般的な結論のみを、読み上げることにします。引用文は、原記録文書 USSR-54 の 43 ページ、あるいは皆さまの記録文書冊子の 264 ページに見られます：

「全般的結論：

特別委員会が処理することのできる全資料、すなわち 100 人を超える証人たちの証言、法医学鑑定人たちの申し立て、カティンの森の墓の記録文書および証拠物件から、下記の諸結論が、反論の余地なき明確さを以て導かれた：

1. スモレンスクの西方の 3 つの収容所にいて、戦争勃発前は道路工事に使われていた、戦争捕虜ポーランド人たちは、ドイツ人侵入者たちの侵攻の後もなお、スモレンスクに、1941 年の 9 月に入った時まで、留まっていた。

2. カティンの森において、ドイツ軍占領当局によって、1941 年秋、上記諸収容所のポーランド人戦争捕虜に対する大量銃殺が行なわれた。

3. カティンの森におけるポーランド人戦争捕虜の大量銃殺は、ドイツ軍当局によって実行された、その部局は、「第 537 建築大隊司令部」という偽名の下に正体を隠しており、その指導に立っていたのは、陸軍中尉アルネスと彼の協力者である陸軍中尉レックスと陸軍少尉ホットであった。

4. ドイツにとっての全般的な軍事的・政治的状況の悪化と関連して、ドイツ軍占領当局は、彼ら自身の残忍行為を、ロシア人とポーランド人との間の戦闘を考慮して、ソヴィエト軍当局に押し被せるために、1943 年初めまでに、一連の挑発的措置をとった。

5. この目的のために、

a) ドイツ人 - ファシスト侵入者たちは、説得、脅迫および野蛮な拷問の手段を用いて、ソヴィエト市民たちの間に「証人」を見つけ出そうとした、そしてそれらの証人に、戦争捕虜のポーランド人たちはソヴィエト軍当局によって 1940 年春に銃殺された、という虚偽の証言を強要した。

b) ドイツ占領軍当局は、1943 年春、他の場所から、彼らによって銃殺された戦争捕虜のポーランド人たちの死体を運んできた、そしてそれらの死体を、カティンの森の掘り起こされた墓の中に横たえて、彼ら自身の残忍行為の跡を拭い消すとともに、カティンの森における「ボルシェヴィストたちの残忍行為の犠牲者」の数を増大させようとした。

c) 挑発を準備している間、ドイツ軍占領当局は、およそ 500 人のロシア人戦争捕虜を、カティンの墓の掘削および墓のことを暴露する記録文書と証拠物件との除去のための労働に使用した。ロシア人戦争捕虜たちは、これらの労働の終了後すぐに銃殺された。

6. 法医学鑑定人委員会の申し立てによって、まったく疑いの余地なきものとして、次のことが確認された：

a) 銃殺の時は、すなわち 1941 年秋；

b) ドイツ人の死刑執行人たちは、ポーランド人戦争捕虜たちの銃殺に際して、他の諸都市、特にオーレル、ウォロネツ、クラスノダル、スモレンスクにおける、ソヴィエト市民たちに対する大量殺戮の際と、同じ方法（首筋へのピストル射撃）を用いた。

裁判長：　法廷は、ここで、午後に持ち越しとします。

〔14:00 まで持ち越し〕

午後の部

ポクロフスキー：　私がさきほど午前の審理で報告していた、委員会の全般的結論の第 7 点では、次のとおりいわれています：

「1941 年秋のドイツ人たちによる戦争捕虜ポーランド人たちの銃殺に関する、証人たちの証言および法医学鑑定に基づいて導き出された結論は、カティンの墓で発見された証拠物件および記録文書によって、全面的に確証される。
8. ドイツ人 - ファシスト侵入者たちは、カティンの森でポーランド人戦争捕虜たちを銃殺することによって、首尾一貫して、スラヴ諸民族の物理的絶滅政策を遂行した」
委員会全委員の署名が次に記されています。

カティンの大量殺戮を以て、ポーランド軍の成員に対するヒトラーの犯罪は、尽されるのではありません。私が記録文書 USSR-93 として提出した、ポーランド政府の報告の中に、我々は、戦時法に照らして、ヒトラー共謀者たちによる国際法のごく簡単な諸規則に対する違反に関しての、数多くの証拠を見出します。……〔以下略〕……
（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Neunundfünfzigster+Tag.+Donnerstag,+14.+Februar+1946/Vormittagssitzung & /Nachmittagssitzung　より私訳）

このように強引な、というより文字どおり法外な、検察弁論は、いったい如何にして可能になったのであろうか。そこに至る経緯について、ドイツ語版ウィキペディア「カティンの大量虐殺」のページには、以下のとおり説明されている：

1945 年 8 月のロンドン規約第 21 条は、国際軍事法廷（IMT）に、戦勝国のどこか一つがすでに公式に調査したドイツの諸戦争犯罪に対する証拠物件を、無検査で受け付けることを命じていた。それによってソヴィエト TschGK〔＝臨時国家委員会〕の報告は、国際連合戦争犯罪委員会の報告と、同じ地位を得ることになった。それ故、ソヴィエト首席検事ロマン・ルーデンコは、ブルデンコ報告を、ヘルマン・ゲーリングに対する審議を要しない証拠物件として、ニュルンベルク法廷に提出した。西側諸国の検察代表者たちは、証拠不備の故を以て、起訴理由カティンを断念するように勧めたのだが、しかしルーデンコが政治局の指図に従って頑強に固執したために、結局はそれを許容した。彼らはただ、ソ連検察が自分たちだけでドイツ人が犯人であることを証明しなくてはならぬ、とだけ要求した。
（https://de.wikipedia.org/wiki/Massaker_von_Katyn　より私訳）

ブルデンコの調査報告は、厳しい時間との戦いの中で、しかも直前に入っていたロマン・マルティニによる調査結果を抹殺する形で作成されねばならなかったのであるから、ソヴィエト検察は、検察局全体の約束であった証拠提出の期限を、守ることができなかった。提出は幾度も先延ばしされたが、それでも西側諸国検察は、裁判そのものを挫折させることを避けるために、容認しなくてはならなかった。

ポクロフスキーが弁論の中でカティンの殺戮事件に言及したのは、先述のとおり、法廷第 59 日の 1946 年 2 月 14 日であった。もしもその言いっ放しがそのまま通ってしまっていた

らどうであったか、と考えると、たいへん恐ろしい気がするが、ゲーリング弁護人のオットー・シュターマーをはじめとするドイツ人弁護人たちによる反証努力のおかげで、最悪の結果は回避された。シュターマーたちが反証の機会を実際に持ったのは、法廷第 168 日の 1946 年 7 月 1 日と、翌 2 日（法廷第 169 日）であった。弁護人側からの要請によって、その種の場を設定するということは、法廷には当初想定されてはいなかったのであるから、その実現に漕ぎ着けるには、多くの困難を乗り超えねばならなかったに違いない。再びウィキペディアの記述に目を向けてみると、そこに至るまでの舞台裏の動きが、次のとおり説明されている：

陸軍中尉ラインハルト・フォン・アイヒボルンは、告訴のことを聞き知って、フリードリヒ・アーレンスを見つけ出し、レジスタンス闘士ファビアン・フォン・シュラブレンドルフに手紙を書いた。たぶん、後者がアーレンスの滞在場所の名を挙げ、アーレンスおよびその他の者たちを証人として出頭させることを提案したのであろう。フォン・シュラブレンドルフは、ニュルンベルクにおける USA 首席検事ロバート・H・ジャクソンの顧問であった、前 OSS〔＝CIA の前身〕長官ウィリアム・J・ドノヴァンに知らせた。ドノヴァンは、ジャクソンに、起訴理由カティンが裁判全体の信用を落とさせるかもしれないといって、すでに警告していたのであった。彼は、ソヴィエト側に敗北を与える好機を見出した。証人となる可能性のある者は、誰とも話さないよう要求された、ソヴィエトのスパイがもうウヨウヨしていたからである。

1946 年 3 月 3 日、ゲーリング弁護人オットー・シュターマーは、カティンについての 5 名の証人の召喚を申請した。西側諸国の判事たちは、ソヴィエトの抗議に反して、この申請に同意した、というのも、ロンドン規約の第 21 条は、弁護人側に、弁護側証人を立てて反証を行なうことを、禁じていなかったからである。このため、ウィシンスキーは、ルーデンコによって口述された請願書で、IMT を非難する。IMT は、すでに罪を認めさせられた犯行者たちに、証人として出廷して証拠文書に疑いを生じさせるようなことを容認することによって、第 21 条に違反した、ただ 4 連合国政府のみが、ロンドン規約を変更することを許されているのだ、というのである。4 月 6 日の協議で、判事フランシス・ビドル（USA）は、法的鑑定を以て請願を論駁し、この鑑定を公開してルーデンコを国際法違反の故を以て逮捕させる、といって威嚇した。そのため、ソヴィエト側は態度を軟化させた。カティンについての起訴をいっしょに準備していたルーデンコ助手のニコライ・ゾーリャは、5 月 24 日、死んでいるのが発見された。死因は解明されていない。殺害と推測される、ひょっとすると、カティンに関するソヴィエト側裁判証拠書類の操作を、ゾーリャが知っていた故に、ということもあるかもしれない。

ニュルンベルク裁判は、ソヴィエトの戦争犯罪を取り扱ってはならないことになっていたから、ポーランド亡命政府は、起訴理由カティンを拒絶して、大量虐殺の独自の解明を要求した。アンデルスは、ゲーリングのための証人として出廷することを欲しなかったが、しかし、ジャクソン、ビドルおよびドイツ人弁護人たちにカティンに関するポーランド側の証拠資料を提供した。同資料は、ポーランド人のカティン訪問者たち、チャプスキー捜索事務所、生き残った人たち、西側ジャーナリストたちに

よる報告およびソヴィエトからの回答情報を含んでいて、正確に説明された諸事実によって、NKWDの犯行の疑いを指し示していた。1948 年、この作品はロンドンで刊行され、たびたび再版されて、『ポーランド白書』として歴史研究の主要資料となった。しかし、シュターマーは、1946 年 6 月、チャプスキーのすでに公刊されていた『スタロベルスクの思い出』を追加の証拠資料として提出した。ソヴィエト側が 6 月 19 日に、証人の証言をただ書面で提出するだけにするよう要求した時、シュターマーは、それらを読み上げることを頑強に主張した。それで、IMT は、弁護側および検察側に、それぞれ 3 名の証人を公開で尋問することを許可した。その後で、シュターマーの同僚オットー・クランツビューラーが、ポーランド白書を証拠材料として提出しようとしたが、無駄であった。

（https://de.wikipedia.org/wiki/Massaker_von_Katyn　より私訳）

ラインハルト・フォン・アイヒボルンは、1911 年ブレスラウの生まれ、高い学歴を持った法律家であって、戦後には金融・経済界で活躍し、1960 年代以降には『大アイヒボルン』『小アイヒボルン』〔＝ポケット版〕と呼ばれる独英／英独経済語辞典を著わすようになるほどの人であるが、戦争が始まった時には召集を受けて、少尉として第 537 諜報連隊に配属され、1941 年初から 43 年 3 月まで、スモレンスクで、中部兵団電話中央局の指導者であった。反ナチス闘士になっていたファビアン・フォン・シュラブレンドルフとは、ギムナジウム時代の学友であって、スモレンスクで再会し、その団体のヒトラー暗殺計画を支持していた。その後、アイヒボルンは、中尉に昇進し、陸軍参謀本部諜報部に勤務した。その彼が、ニュルンベルクからの情報によって、ソ連検察の弁論で、彼のいた連隊が「第 537 建築大隊司令部」という不正確な名称の下にカティンの大量殺戮の実行犯であるとされ、かつその指令者として実在の連隊長フリードリヒ・アーレンスを誤り伝えていると思われる「陸軍中尉アルネス」なる者が名指されていることを知った。驚いた彼は、すぐにシュラブレンドルフに連絡を取り、そこからニュルンベルクでの証言への道が開かれた、というわけであるが、ウィキペディアの「ラインハルト・フォン・アイヒボルン」のページでは、その辺の事情は、彼が告訴のことを察知した時期はもっと早かったという想定の下に、以下のように説明されている：

1945 年夏〔！〕、フォン・アイヒボルンは、或る新聞記事によって、第 537 諜報連隊のかつての指揮官フリードリヒ・アーレンスが、第一のニュルンベルク裁判のためにソヴィエトの出してきた起訴状で、カティンの大量殺戮に罪責を負う者として名を挙げられていることを知った。アイヒボルンは、アーレンスの居場所を探し当てることに成功した。ドイツ人弁護人たちがカティンの案件についての証人尋問を要求したのは、彼の積極活動のおかげと見なすことができた。

（https://de.wikipedia.org/wiki/Reinhart_von_Eichborn　より私訳）

いずれにせよ、シュターマーら弁護団の申請は容れられて、弁護側、検察側から 3 名ずつ出した証人に対する尋問が行われることになった。いよいよその日、法廷第 168 日の 1946 年

7月1日――前開廷日で欠席ボルマンの弁護が終わり、個別被告人順々の弁護がすべて終了したところであった――は、新たな、そして特別の緊張感と共に審理が始まる：

裁判長：　私は以下のことをお知らせしなくてはなりません：

法廷は、委員会に提出されて弁護人あるいは検察代表者が利用したいと思うあらゆる証拠資料が、それらの人々によって証拠材料として提示されねばならない、ということを指令します。これらの証拠材料は、そうすれば審理記録の一部となり、それに対しては異議の申し立てをすることも可能です。

組織の弁護人は、記録文書冊子を可能な限り速やかに編集することを始めるべきでしょうし、また翻訳の作成の申請書を提出するべきでしょう。

それですべてです。

シュターマー博士どうぞ！

シュターマー：　カティンの出来事に関して、起訴状はただ、「1941年9月、11,000の戦争捕虜となったポーランド将校たちが、スモレンスク近郊のカティンの森で殺害された」との言葉を含んでいるだけです。

詳細は、ロシア検察局によって、1946年2月14日の審理の中でやっと述べられました。その時、法廷に記録文書USSR-54が提出されました。この記録文書は、カティンの事件の調査を公的に委任された、臨時国家委員会の公式報告であります。本委員会は、証人たちの聴取によって……

裁判長：　シュターマー博士！法廷は、記録文書のことは十分に熟知しているのであって、ただあなたがあなたの証拠材料を提示されることを望んでいます。それだけです。

シュターマー：　私が付け加えたかったのは、ただ、ここでまさにこれらの記録文書に従えば、二点にわたる非難がなされている、ということです：すなわち、第一には、かのポーランド人捕虜たちの銃殺の時期にあたるのが1941年秋であること、第二の主張点は、殺害は、「第537建築大隊司令部」という偽名の下に正体を隠した、ドイツ軍当局によって実行された、ということです。

裁判長：　そのことなら、すべてもう記録文書の中にあるのではないですか？今しがたあなたに申上げたとおり、我々は記録文書のことは知っています；我々はただ、あなたがあなたの証拠材料を提示されることを望んでいる。

シュターマー：　それでは、私は、私の方の反対証人を……反対証人として、それでは私は、最初にまずフリードリヒ・アーレンス陸軍大佐を証人台に呼びます。

ジーメルス：裁判長！カティンに関する証拠調べを開始する前に、お願いがあります。法廷は、3名

の証人の尋問が行われてよいということ、そして平等のために、検察側もまた 3 名の証人だけを、個別的聴取または宣誓口述書の手続きを通して出廷させてよいということ、を決定しました。この平等原則のために、私は、もしもソヴィエト代表団が、ちょうど弁護団と同じように、証拠調べの始まる前に彼らの証人たちの名前を知らせてくれるなら、有難く感ずるでありましょう。弁護団は、証人たちの名前をすでに数週間前に告げ知らせました。私は、残念ながら今までのところ、ソヴィエト代表団が、弁護団と検察側との扱いの平等のために証人たちの名前を挙げる、ということをまだしていないのに気づいております。

裁判長：　ルーデンコ将軍！今、私に証人たちの名前を挙げてくださいますか？

ルーデンコ：　はい、分かりました、裁判長。

我々は本日、法廷事務局長に、ソヴィエト検察当局は 3 名の証人を呼ぶつもりであることを、報告しました：法医学鑑定人委員会会長プロソロフスキー教授、さらにソフィア大学法医学教授でブルガリア国籍のマルコフ、彼は当時、ドイツ軍によって寄せ集められた、いわゆる国際委員会のメンバーでした、そしてバジレフスキー教授、彼はドイツ軍による占領の時期にスモレンスク市長代理でした。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertachtundsechzigster+Tag.+Montag,+1.+Juli+1946/Vormittagssitzung より私訳）

弁護側の証人は、アーレンス、アイヒボルン、そしてアーレンスの上官にあたる陸軍中部兵団諜報部長・陸軍中将エーリヒ・オーバーホイザーであった。まずアーレンスに対するシュターマーの尋問から始まる：

シュターマー：　証人！あなたは、ドイツ国防軍の活動的将校として、第二次世界大戦に参加しましたか？

アーレンス：　私は、もちろんのこと、活動的将校として第二次世界大戦に参加しました。

シュターマー：　最終的には、どのような位階において、ですか？

アーレンス：　最終的には、陸軍大佐として、です。

シュターマー：　あなたは、東部の戦場に投入されていましたか？

アーレンス：　はい、そうです。

シュターマー：　如何なる資格で？

アーレンス：　私は、兵団諜報連隊の指揮官でした。

シュターマー：　あなたの連隊は、如何なる任務を負っていましたか？

アーレンス：　兵団諜報連隊は、兵団の隣接部隊および下位部隊への情報連絡をつけて維持すること、そして、始まろうとする作戦に必要な連絡を準備すること、という任務を負っていました。

シュターマー：　あなたの連隊は、その他にもなお、何らかの特殊任務を負っていましたか？

アーレンス：　いいえ、ただ、自衛しあらゆることを準備し、襲撃を阻止してこの前線司令部を占拠されるのを阻むために相応の兵力で身を守るようにする、という義務は別です。それは、兵団諜報連隊にとって、あるいはむしろその前線司令部にとって、とりわけ重要でした、なぜなら我々は、極秘の資料を我々の本部に保持していなくてはなりませんでしたから。

シュターマー：　あなたの連隊は、第 537 諜報連隊でした。では、同じ番号を持った第 537 建築大隊もまた存在しましたか？

アーレンス：　同じ番号の部隊は、私が中部兵団にいた期間中、私には知られておりませんでした。そういう部隊が存在していたとも思いません。

シュターマー：　そしてあなたは、誰の配下にありましたか？

アーレンス：　私は、中部兵団司令部の直接配下にありました、そして詳しくいえばここにおいて、私が兵団に所属していた期間中ずっと、オーバーホイザー将軍自身の配下にありました。防衛戦略上、連隊は、正確にいえば連隊司令部は直接その近くに位置する第一部隊共々、しばらくスモレンスクの司令官の配下にあったのです。私が今申した部署から受け取るすべての命令は、オーバーホイザー将軍を経て来ました、同将軍は、それらの命令に同意するか、それとも連隊の使用を拒否するか、したのです。つまり私は、もっぱらオーバーホイザー将軍から命令を受け取りました。
……

シュターマー：　ベルリンから、ポーランド人戦争捕虜たちを銃殺せよとの命令が発せられた、と主張されています。あなたは、そのような命令について知っていましたか？

アーレンス：　いいえ、私は、決して、そのような命令について、何かを聞いたことはありません。

シュターマー：　あなたは、たとえば他の或る部署から、そのような命令を受けたことはありますか？

アーレンス：　今しがたすでに申したとおり、私は、決して、そのような命令について、何かを聞いたことはありません。つまり、私は、そのような命令を、受けたこともありません。

シュターマー：　あなたの指令で――直接の指令で――ポーランド人たちが銃殺されたことはありましたか？

アーレンス：　私の指令でポーランド人が銃殺されたこともありません。そもそも私の指令で誰も銃殺などされなかった。私は、そのような命令を、私の人生において一度も出したことはありません。

シュターマー：　ところで、あなたは 1941 年 11 月に着任された。あなたの前任者であるベーデンク陸軍大佐が何かそれに類似した処置を行なうよう指示した、ということについて、あなたは何か聞かれましたか？

アーレンス：　私は、そのようなことについては何も聞きませんでした。しかし私は、私が 1 年と 4 分の 3 の間親密な共同生活を送った私の司令部の者たちと、密接な関係にありました――私は私の部下たちを正確に知り、彼らもまた私を正確に知っていました――、ですから、私は、そうした行為が私の前任者によっても、またかつての連隊の成員の誰かによっても、犯されることはなかった、と揺るぎなく確信しております。もしもあったのだとすれば、私は、絶対に、少なくともそれとなくではあれ、これについて聞いていたでありましょう。

裁判長：　シュターマー博士！この発言は、証拠説明であって、立証ではない。彼はあなたに、自分の見解によれば事柄はこうであったのかもしれない、と語っている。

シュターマー：　私は、彼が彼の連隊の成員たちから、そのことについて聞いたのかどうか、尋ねたのです。

裁判長：　それに対する答えなら、おそらく「いいえ」でしょう――すなわち、彼はそれについて何も聞かなかった、であって、彼がそれをしなかったことを確信していた、というものではない。

シュターマー：　たいへん結構です。

〔証人に向って〕

あなたは、カティンに到着した後、カティンの森に墓の盛り土があるのに気づかれましたか？

アーレンス：　到着してわずかの後――辺り一帯は雪に覆われていましたが――、私は部下の兵士たちによって、正確には丘ともみなせないような、一種の丘の上の或る場所に、白樺の十字架が立っているとうわさされていることに、注意を喚起させられました。この白樺の十字架を、私は見ました。それから、1942 年の間に、幾度も繰り返して、部下の兵士たちから、この我々の近くの森の中で銃殺が行なわれたといわれていることを聞きましたが、これに対して、さしあたりは何の指令も出しませんでした。もっとも 1942 年夏に、後の将軍フォン・ハルスドルフの兵団命令によって、この話題に注意を喚起させられました。彼は私に、自分もそれについて聞いた、といいました。

シュターマー：　この話は、後に真実であることが判明しましたか？

アーレンス：　それは真実であることが判明しました、そして私は、まったくの偶然によってまた、ここが実際に墓場であることを突き止めました、それは 1943 年の冬、およそ 1 月か 2 月の頃でした、その時私は、偶然にこの森で一匹のオオカミを見て、最初はオオカミが出てきているなどと信じなかったのですが、専門家の人と足跡をたどっていくうちに、白樺の十字架のある、この丘の縁に、獣の引っ掻いた場所を見つけました。私は、それらが何の骨なのか、確認させました。医師たちは、私に、人間の骨だと告げました。それ故私は、戦死者墓地世話係の将校に、事実について報告しました、というのも、これは、我々のごく身近に数名いた、戦死者たちの墓だと思ったからです。

シュターマー：　どのようにして、発掘されることになったのですか？

アーレンス：　それに関しては、私は詳細には知っていません。或る日、ブッツ教授博士が、兵団の委任を受けて、私のところに来て、私の連隊近くの森において、噂を基に発掘を行なわなくてはならないので、それ――私の連隊近くの森における発掘――が行なわれることについて、私に知らせておかねばならない、と私に告げていわれました。

シュターマー：　ブッツ教授は、彼の発掘の結果に関する詳細を、後にあなたに話しましたか？

アーレンス：　彼は時々、私に詳細なことを話してくれました、具体的にいえば、彼が私に、銃殺の時点に関して信憑性のある証拠を持っている、といっていたのを、私は覚えています。彼は、私にとりわけ手紙を見せてくれましたが、それらを私はもはやそんなに正確には思い出せません。しかし、思い出すことができるのは、彼が私に渡して示した一種の日記で、そこには日付また日付と、若干のコメントの筆記を伴って、書き綴られていましたが、それらはポーランド語で書かれていたので、私は読むことができませんでした。

これらの記録は或るポーランド人将校によって、数か月間にわたって書かれ、末尾には――日記は

1940 年春で終わっていたのですが――自分たちに何か恐ろしいことが迫ってきている、という恐怖が、これら数行のうちに書かれている、と彼は私に説明してくれました。これはただ、大意に従って再現してみたところです。

シュターマー：　彼はあなたに、彼の推測では銃殺が行なわれたとされる時点について、それ以上の情報を伝えましたか？

アーレンス：　ブッツ教授博士は、彼が発見した証拠物件によって、銃殺が 1940 年春に行なわれたことを確信しており、かつ、この確信を数回、私のいるところで表現しましたし、また、後になって、諸委員会が墓場を視察し、それに続いて私が、これら諸委員会を迎え入れるために私の家を提供せねばならなかった時においても、なお、そうでした。私個人は、発掘とも、諸委員会とも、いささかの関わりもありませんでした。私はただ、相応の義務を負った家主として、家を用に供しなくてはならなかっただけであります。

シュターマー：　1943 年 3 月、トラックで死体が外部からカティンへ運んで来られて、この森に埋葬された、と主張されています。あなたには、そのことについて何か知られていましたか？

アーレンス：　そのことについて、私には何も知られておりません。

シュターマー：　もしもそういうことがあったとすれば、あなたはそれに気づいていた筈ですか？

アーレンス：　私はそれに気づいていた筈です；しかし少なくとも、それは私に、部下の将校たちによって報告されていたでしょう、なぜなら彼らは、私が連隊司令官として当然のことながら多く出かけている間、ずっと前線司令部にいたからです。その時ずっとそこにいた将校は、陸軍中尉ホットです、彼の住所は、昨晩手紙で私に知られました。

シュターマー：　発掘の際には、ロシア人捕虜たちが働かされていましたか？

アーレンス：　私の思い出せる限りにおいて、そうでした。

シュターマー：　どれだけの数であったか、述べることができますか？

アーレンス：　私は、それを正確に述べることはできません、なぜなら、家の周りのひどい悪臭が私に吐き気を催させたので、私はもはや発掘のことに関心を持っていられませんでしたから、しかし私は、その数を 40 名から 50 名と見積もることができると思います。

シュターマー：　この人々が後に銃殺されたと主張されていますが、あなたには、それについて何か知られていますか？

アーレンス：　それについて、私には何も知られていませんし、また、それについて私は、決して聞いてもおりません。

シュターマー：　もう他に質問はありません、裁判長。

オットー・クランツビューラー（デーニッツ弁護人）：　大佐！あなたご自身、1940 年のことの観察に関して、いずれかの現地住民たちと話をされたことはありますか？

アーレンス：　はい 1943 年初めに、私の連隊司令部の傍、すぐ近くの 800 メートルぐらいのところに、ロシア人夫婦が住んでいました。この夫婦は養蜂家であり、私自身もまた養蜂家なので、私は彼らと、かなり近しく接触することになりました。1943 年 5 月頃、発掘が行なわれた時に、私は彼らに、この墓場のすぐ近くに住んでいるのだから、いつこれらの銃殺が行なわれたのか、本当のところ、知っているに違いなかろう、といいました。その時、彼らが私に語ってくれたところでは、それは 1940 年春のことであって、グネスドウォの駅に 50 トンの鉄道貨車で、200 人を超える制服のポーランド軍人たちが到着し、それからトラックで森に運ばれた、彼らは多くの銃撃音と叫び声とを聞いた、ということでした。

クランツビューラー：　住民にとって、当時この森は、立ち入ることができませんでしたか？

アーレンス：　我々は……

裁判長：　それは誘導尋問だ。あなたは誘導尋問をしてはならない、と私は思います。

クランツビューラー：　〔証人に向って〕
住民にとってその森が立ち入り可能であったかどうかについて、あなたは何か知っていますか？

アーレンス：　森は垣で囲まれていて、住民たちの証言によれば、ロシア支配の時期には民間人は立ち入り禁止でした。垣の残部は、私がいた時にも、なお存在していました、詳しくは、私の描いた略図の中に、この垣は、黒線で示されています。

クランツビューラー：　あなたは、ドニエプル小城に入居する際、その家が以前誰のものであったか、問い合わせてみましたか？

アーレンス：　私は、それにつき問い合わせてみました、なぜなら、それに興味があったからです。家は、相当風変りに建てられていました。映画設備があり、独自の射撃場があって、それがもうすでに私には興味深く思われました。しかし私は、そのことに関しては、そこにいた間中に、何らかの確かなことを聞いて知ることはできませんでした。

クランツビューラー：　大量集団の墓以外に、ドニエプル小城の周りに、他の墓も見つけられましたか？

アーレンス：　家のすぐ近くに――私は略図の中に幾つかの小点で示しておきましたが――それ以外の、より小さい墓が、風雨にさらされた死体、バラバラになった骸骨と共に見つけられました、詳しくいえば、6 個から 8 個の――あるいはまた、もう少し多い場合もある――男女のものである骸骨を葬った墓々でした。私は、素人ですが、それをたいへんよく認識することができました、なぜならほとんどの死体がゴム靴を履いていて、それらは完全に保存されており、しかしまた、ハンドバッグの残部も見出されたからです。

クランツビューラー：　どれぐらいの期間、それらの骸骨は、土中にあったのでしょうか？

アーレンス：　それを私はいうことはできません、私が知っているのはただ、それらが風雨にさらされてボロボロになり、バラバラに分解していた、ということだけです。骨は保存されていました、ただし骨格はもはや繋がってはいませんでした。

クランツビューラー：　ありがとう、それだけです。
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertachtundsechzigster+Tag.+Montag,+1.+Juli+1946/Vormittagssitzung より私訳）

続いて、ラテルンザー（国防軍参謀本部・最高司令部弁護人）、ジーメルス（レーダー弁護人）も、尋問に立つことを強く望んだが、ローレンス裁判長は、これはゲーリングに向けられた告訴理由に関することだから、という理由づけで、彼らに発言を許可しなかった。おそらくは、クランツビューラーに思わず尋問を許してしまったことを、もう悔いていたのであろう。次の証人アイヒボルンの時には、クランツビューラーにも尋問を禁ずることになる。いずれにしても、アーレンスの証言は、のっけからソ連検察に大打撃を与えるものであった。態勢挽回を図って、ソ連副検事スミルノフの反対尋問は執拗をきわめた：

スミルノフ：　証人！あなたがスモレンスク地域にいた時を、正確に述べてくれますか？

アーレンス：　その質問にはすでにお答えしました、1941 年 11 月後半以降です。

スミルノフ：　あなたが 1941 年後半以前にどこにいたのか、どうか、もうちょっといってもらえませんか。

あなたは、そもそもカティンあるいはスモレンスク、あるいは一般的にこの地方に、何らかの関わりをもっていましたか？あなたは、たとえば、1941 年 9 月か 10 月に個人的にそこにいましたか？

アーレンス：　いいえ、わたしはそこにはいませんでした。

スミルノフ：　それはつまり、あなたは知らないということを意味する……そう、あなたは、実際にまた、どんな出来事が 1941 年 9 月または 10 月にカティンの森で起こったのか、知らないのですか？

アーレンス：　私はその時期、そこにいませんでした。しかし、私が先ほど述べたとおり、私は……

スミルノフ：　いや、いや、私にとって関心があるのは、今の場合、ただ短い問いだけだ：あなたは個人的にそこにいたのか？あなたは、そこで何が起こったのか起らなかったのか、自分で見ることができましたか？

裁判長：　彼は、そこにいなかった、といっていますよ。

アーレンス：　いいえ、それを私は見ることはできませんでした。

裁判長：　彼は、1941 年 9 月または 10 月に、そこにはいなかった、といっているのですよ。

スミルノフ：　ありがとうございます、裁判長。

〔証人に向って〕

ひょっとしたら、あなたは、カティンの森の田舎別荘で働いていた、ロシア人女性労働者たちの姓名を思い出せるのではないですか？

アーレンス：　それらの女性被雇用者たちは、さまざまな別荘で働いていたのではなく、ただ、台所手伝いとして、我々のドニエプル小城で働いていました。名前を、私は総じて知っていませんでした。

スミルノフ：　つまり、ロシア人女性労働者たちは、ただカティンの森にあった小城、すなわち司令部が宿泊していた田舎別荘においてのみ、働いていた、と？

アーレンス：　私が思うに、この問いはうまく翻訳されていません。私はそれを理解できなかった。

スミルノフ：　私があなたに問うているのは、ロシア人女性労働者たちはただ、司令部が宿泊していたコーシグ山地の田舎別荘でのみ働いていたのかどうか、ということです。それでよろしいか？

アーレンス：　その女性労働者たちは、連隊司令部で台所手伝いとして仕事をしていました、そして、台所手伝いとして、我々の地所……それはこの家と付属の小屋小屋という意味ですが、例えば畜舎、車庫、地下倉庫、暖房装置……で働いていました。

スミルノフ：　私は、あなたに幾人かの名前をお示ししよう……

裁判長：　ちょっと待ってください、翻訳がたいへん弱く入ってくる。さて、どうすれば……
もう、続けてもらって結構です。

スミルノフ：　さて、私はあなたに、幾人かのドイツ国防軍所属者の名前を挙げてみたい。どうぞ、この人々があなたの部隊に所属していたのかどうか、私に答えていただけますか？
陸軍中尉レクス

アーレンス：　陸軍中尉レクスは私の連隊の副官でした。

スミルノフ：　彼はあなたのカティン到着以前にすでにカティンのこの部隊に配属されていたかどうか、どうぞ、いってもらえますか？

アーレンス：　はい、彼はすでに私より前にそこにいました。

スミルノフ：　彼はあなたの副官でしたか？

アーレンス：　はい、彼は私の副官でした。

スミルノフ：　そして、陸軍少尉ホットはどうでしたか？陸軍少尉ホット(Hodt)あるいはホット(Hoth)？

アーレンス：　ホット(Hodt)が正しいです。しかし、どんな問いが陸軍少尉ホットに関して出されていますか？

スミルノフ：　私の問いは：彼はあなたの部隊に所属していましたか、どうですか？

アーレンス：　陸軍少尉ホットは連隊に属していました。彼が……

スミルノフ：　はい結構、それを訊ねたのです。彼は、あなたが指揮する連隊に所属していたのですか？あなたの国防軍部隊に？

アーレンス：　私は、彼が連隊司令部に所属していたとはいいませんでした、そうではなく、彼は連隊に所属していたのです。連隊は、3 部隊から成っていて……

スミルノフ：　しかし、彼は同じ別荘に住んでいた？

アーレンス：　それを私は知りません。私が来た時、彼はそこに住んでいなくて、私のところにはじめて来るように、あるいは、私によってはじめてそこに来るように命じられたのです。

スミルノフ：　あなたに他の幾人かの名前を挙げてみたいと思う。
陸軍伍長ローゼ、さらに兵士ギーゼッケ、陸軍曹長クリメンスキー、陸軍一等軍曹ルンメルト、グスタフという名の料理人。
これらの者たちは、この家に宿泊していた、国防軍所属者たちでしたか？

アーレンス：　もう一度名前を個々に挙げていただきたい、私は個々にお答えしましょう。

スミルノフ：　たいへん結構。巡査ルンメルトは？

アーレンス：　はい、たしかに。

スミルノフ：　陸軍伍長ローゼは？

アーレンス：　はい、たしかに。

スミルノフ：　倉庫管理人ギーゼッケだと思う……私の記憶が間違っていないなら。

アーレンス：　その者は、ギーゼッケンといいました。

スミルノフ：　結構、私は必ずしも正確に発音しなかった。とにかく、それらの者はあなたの部下であった、あなたの部隊に所属している者たちであったのですか？

アーレンス：　はい、たしかに。

スミルノフ：　あなたは、この者たちが 1941 年 9 月および 10 月に何をしていたのか知らない、と主張するのですか？

アーレンス：　私はそこにいなかったのですから、それを明確にいうことはできません。

裁判長：　ここで休憩にしたいと思います。

……

スミルノフ：　さて、これで最後の質問です：あなたは、カティン事件に関する臨時国家委員会の報告を知っていますか？

アーレンス：　この報告とは、ロシア白書のことですか？

スミルノフ：　いや、カティンに関するソヴィエト連邦臨時国家委員会の報告のことを考えている；ソヴィエトの報告です。

アーレンス：　それを私は読みました、はい、たしかに。

スミルノフ：　しかしあなたは知っているのですか、臨時国家委員会は、あなたを、カティンで行われた犯罪に罪責ある者たちのうちに数えているのだが？

アーレンス：　そこには「陸軍中佐アルネス」と書いてあります。

スミルノフ：　ほかにもう、証人に対する質問はありません、裁判長。

……

スミルノフの尋問は、ヒステリックな畳みかけに終始した。見かねてか、裁判官席からニキチェンコも参戦する：

ニキチェンコ：　証人！あなたは、いつ、ブッツ教授があなたと、死体が集合墓場に埋葬された時点に関して話したのか、正確に思い出せませんか？

アーレンス：　質問をもう一度繰り返していただいてよろしいですか？

ニキチェンコ：　いつ、ブッツ教授はあなたに、集合墓場について伝えましたか、そして、これらの死体の埋葬は 1940 年春に行なわれたに違いない、と主張しましたか？

アーレンス：　その時点を、私は正確には知りません。しかしそれは 1943 年春で、発掘が始まる前に――失礼、その時彼は私に、彼が発掘を行なわなくてはならないということを知らせたのですが――そして発掘の間、彼は時おり私のところに来ていました――つまり、5 月だったか、あるいは 4 月末であったかもしれません。5 月半ばに、彼は私に、発掘に関しての詳細を、とりわけ私がここで証言したことがらを、話してくれました。しかし私は、どの日にブッツ教授が私を訪ねてきたか、今はもう、正確には分りません。

ニキチェンコ：　私の記憶では、あなたは、ブッツ教授がカティンに来た、といわれた。ではいったい、いつ、彼はそこに到着したのですか？

アーレンス：　1940 年春、ブッツ教授は、私のところに来て、兵団の指令により、私の連隊所轄の森で発掘を行なわなくてはならない、と告げました。
発掘は、それから始まりました、そして時の経過する……

ニキチェンコ：　1940 年に？それとも翻訳が正しくないのか？……1940 年に？

アーレンス：　1943 年です。1943 年春に。
この発掘の開始後、数週間の経過するうちに、ブッツ教授は、私がいる時に、私のところに来て、私に報告しました、すなわち私と発掘のことについて話し合いました、そしてその時、私がここで証言した、そのことがらを私に報告してくれました。それは、1943 年 5 月半ばであったかもしれません。

ニキチェンコ：　あなたが弁護人の質問に答えてなした証言を、私は、こう理解しました、すなわちブッツ教授は、より厳密にいえば、委員会が発掘を行なうために到着するより前に、銃殺が 1940 年春に行なわれたということを主張したのだ、と。それで正しいですか？

アーレンス：　私はもう一度繰り返させていただきたいのです、ブッツ教授は私に……

ニキチェンコ：　あなたがすでにいったことを、繰り返す必要はありません。私があなたに尋ねているのは、ただ：それで正しいのか、あるいは、ひょっとしたら正しく翻訳されていなかったのか、あるいは、あなたが最初は正しく証言しなかったのか？

アーレンス：　私は、さきほど質問されたことを理解することができなかった、それ故、私は、もう一度この説明を述べたいと思ったのです。要するに、私には、今の質問で何が意味されているのか、分かりません。それで私は、質問をもう一度繰り返すことをお願いしたいと思います。

ニキチェンコ：　最初あなたは、弁護人による尋問の際、私が正しく理解したとするならばだが、ブッツ教授はあなたに、銃殺は 1940 年春に行なわれた、といったのだといわれた、すなわち、発掘を行なうことになっていた委員会がまだ到着する前に、だと。

アーレンス：　いいえ、それは正しく理解されていません。私が証言したのは、ブッツ教授が私のところに来て、ここの私の管轄下にある森でのことなので、彼が発掘を行なわねばならないことを私に告げた、ということです。発掘はそれから行われ、そしておよそ 6 週間から 8 週間後にブッツ教授が来て――つまり、彼はなおしばしば私のところに来ていたのですが――、およそ 6 週間から 8 週間後に彼は私のところに来て、私にいったのです、今や発掘物に基づいて、銃殺の時期を突き止めたことを確信している、と。彼が私に与えた、この説明は、およそ 5 月半ばにあたっているのです。

ニキチェンコ：　あなた自身は、ブッツ教授があなたに示した日記や他の記録文書が発見された時、現場にはいなかったのですか？

アーレンス：　はい、いませんでした。

ニキチェンコ：　つまりあなたは、どこから彼がこの日記やこれらの記録文書を手に入れたのか、知らないのですか？

アーレンス：　はい、それを私は知りません。

アーレンスが出て来て証言したことによって、ソ連検察が挙証の拠り所としていたブルデンコ報告の信憑性は著しく失われた。「(挙証の) 疑わしきは被告人の利益に」という大原則を持ち出すまでもなく、弁護側勝利は客観的に見てもう明らかである。しかし、ソ連検察はあきらめなかった、いや必死であった。しくじれば自分もゾーリャのようになる、と思ったに違いないのだ。ソ連検察は、法廷の注意をブルデンコ報告の疑わしさから逸らしつつ、それでも何とか「第 537 諜報連隊」が銃殺の実行犯であろうと推測されるだけの状況証拠を保っておこうとした。次に登場する弁護側証人たちは、アイヒボルンにせよ、オーバーホイザーにせよ、反証といっても、基本的に、自分たちはそんなことをしていない、聞いてもいない、という主張を述べるだけだから、アーレンス以上に効果的な発言は望むべくもない。

そこがソ連検察にとっての付け目であって、逆にこの人たちに対する反対尋問から、第 537 諜報連隊がやはり怪しいと印象づけられる材料を引き出そうとした。

スミルノフ：　証人！私はあなたの職務権限に関心がある。あなたは、中部兵団司令部印刷電信専門担当官であって、無線通信専門担当官ではなかったのですか？

フォン・アイヒボルン：　いえ、検察代表人は思い違いなさっている。私は、中部兵団の電話専門担当官であって、無線通信専門担当官ではなかったのです。

スミルノフ：　まさにそう私もあなたに尋ねたのです。おそらく翻訳が正しくなかったのであろう。つまりあなたは電話専門担当官であった。それで正しいですか？

フォン・アイヒボルン：　はい、おっしゃるとおりです。

スミルノフ：　で、それらは暗号化された電報でしたか、それとも通常電報でしたか？

フォン・アイヒボルン：　兵団における電話専門担当官の任務は、電話による情報連絡の保全にありました……

スミルノフ：　私は、一般的意味における任務には関心がない。私が関心を持っているのは、陸軍の暗号化された秘密の電報か、それとも通常電報すなわち秘密でない日常的な陸軍郵便か、何れが取り扱われていたのか、である。

フォン・アイヒボルン：　公開と秘密との、二種類の電報がありました。

スミルノフ：　秘密電報も、あなたを経由したのですか？

フォン・アイヒボルン：　両者とも私を経由しました。

スミルノフ：　したがって、国防軍、国防軍諸部隊と警察庁最高部との間の伝達はすべてあなたを経由した。それで正しいですか？

フォン・アイヒボルン：　電話専門担当官は、最重要の電報、特に秘密の電報を差し出されて受けました。

スミルノフ：　それはつまりこうですね、私はあなたにもう一度直截にお尋ねしよう：警察庁と国防

軍諸部隊との間の文通は、要するにあなたを経由しました、それで正しいですか？

フォン・アイヒボルン：　私は、おっしゃろうとする範囲を制限しなくてはなりません、文通が電話専門担当官を経由したのではなく、電話専門担当官には重要な秘密の印刷電信文が差し出されたのです、文通のすべてが、ではありません、文通は書簡で急送便によってもまた、なされましたから。

スミルノフ：　それは分かりきっています。で、この場合、あなたはまた知っていますか、1941 年 9 月と 10 月にスモレンスクに特殊の軍部隊がいて、それは陸軍との密接な共同作業において、戦争捕虜収容所のいわゆる清掃と戦争捕虜たちの絶滅とを実行する任務を負っていた、ということを？

ラテルンザー：　裁判長！私は、証人に対するただ今の質問に、断固として異議を唱えねばなりません。この質問は、参謀本部と国防軍最高司令部 OKW と、そして場合によっては保安局 SD の司令部との間の結びつきを突き止めようとすることをしか、目的に持ち得ません。つまりそれは、参謀本部および OKW を不利にする材料を意味しています、ですから裁判長、もしも参謀本部と OKW との弁護人である私に質問が許可されないのであるならば、平等の取り扱いの理由から、規制はまた、検察局にも適用されねばなりません。

スミルノフ：　裁判長！短い説明を加えることを、私にお許しいただけますか？

裁判長：　スミルノフ大佐！質問は許容されています。

スミルノフ：　何といわれました？

裁判長：　私は、質問は許容されています、と申しました、あなたは質問できます。

スミルノフ：　証人！私は、あなたに次のことを質問したい：すべての秘密文通すなわち秘密の印刷電信文が、あなたを経由したのだから、あなたはこの印刷電信文のうちで、いわゆる第一出動集団「B」の報告にも出くわしましたか？それはいわゆる第一部隊であった。そしてさらに、しかるべくよりよい時機に備えており、当時はスモレンスクにいた、特殊部隊の報告に？あるいは、モスクワにおける大量殺戮を実行することになっていた、特殊部隊「モスカウ」の報告に？両部隊は、スモレンスクにありましたが。

フォン・アイヒボルン：　そのような報せは、私の許には来ませんでした。私は、それを検察代表人に完璧に説明することもできる。「中部」兵団の領域内に何かそうした種類の部隊が投入されたなら、その部隊は、独自の送受信所を持っていました。ロシア遠征も後の方の時期になってはじめて、これらの送受信所は印刷電信の連絡を持つに至り、それから兵団の印刷電信ネットで支えられるよ

うになりました。しかし、それは後になってはじめてできたことです。

スミルノフ：　つまり、1941 年 9 月と 10 月において、警察庁高層部の決定に従って、軍の部隊と共同して特殊行動を実行するよう委任を受けていた、これら特殊部隊の印刷電信文が、あなたの手を通って行くことはなかったと？

フォン・アイヒボルン：　そのとおりです。すなわち当時において、そのような特殊部隊がそもそも存在していたとしても、それらには印刷電信文連絡やそのための場所がありませんでした。

スミルノフ：　裁判長！この記録文書は、法廷にすでに臨時国家委員会の報告と共に、USSR-3 のうちに提出されました。崇高なる法廷がお許しくださるなら、私は、法廷と弁護側とに、臨時国家委員会の報告の添付物の複写を提出することを正当と考えます。
裁判官の皆様がこの記録文書の第 2 ページに目を向けてくださるならば、特殊部隊「モスカウ」と出撃集団「B」とがスモレンスクにいたことが明らかになってまいります。第 1 ページには、これらの部隊は国防軍の諸部隊と一緒に、諸収容所における大量殺戮を実行するよう委任を受けていた、ということがいわれています。法廷がお許しくださるならば、私はこの記録文書をすぐに提出しようと思います。

裁判長：　スミルノフ大佐！これは立証の問題です。我々はもちろん、ソヴィエト政府によって公刊されたものすべてを、職務上認知するでしょう。私が正しく理解しているとすれば、あなたは、この記録文書がソヴィエト政府の情報の、あるいはソヴィエトの報告の一部である、といわれているのですか？

スミルノフ：　はい、おっしゃるとおりです、裁判長。しかし私は、ドイツ語の原文書である秘密文書を提出したいのです、そこには、スモレンスクの地方に二つのたいへん大きな特殊部隊が派遣されていて、諸収容所において大量殺戮を実行するよう委任されていた、そしてその活動の際にはそれら特殊部隊は国防軍諸部隊と合体してそれらに協力することになっていた、ということがいわれています。

裁判長：　スミルノフ大佐！あなたが我々に今しがた手渡した記録文書は、報告 USSR-3 の一部ですか？

スミルノフ：　はい、そうです、裁判長、それは報告 USSR-3 の一部であり、「戦争捕虜たちの絶滅に関するヒトラー政府の特殊指令」という表題が付けられています。記録文書 USSR-3 はすでに提出されたのではありますが、原記録文書を提出させていただくことを、崇高なる法廷に、私はお願いいたします。それは、これら特殊部隊が、大量殺戮を国防軍諸部隊と共同して収容所において実

行するために、スモレンスクにいたことを、物語っています。

裁判長：　はい、スミルノフ大佐、この記録文書は――法廷が正しく認識しているとするなら――すでに証拠物件として提出されました。

スミルノフ：　ありがとうございます、裁判長。
〔証人に向って〕
それ故我々は、これらの特殊部隊の文通が、すなわちこれらの特殊部隊の印刷電信文が、あなたの手を通って行くことはなかった、と考えることができるのですか？

裁判長：　彼は、それをすでに二度いいましたよ。

スミルノフ：　どうしてあなたは、それほどの確信をもって、ポーランド人たちの殺害に関する報告はなかった、と主張するのですか？ポーランド人戦争捕虜たちの殺害は特殊行動であったから、この行動に関する通知は、あなたの手を通って行かなくてはならなかった筈だ。それで正しいですか？

フォン・アイヒボルン：　私は、検察局代表者の問いに答えていいました……あ、いや、検察局代表者にではなく、弁護人シュターマー博士にです、もしも、第 537 兵団諜報連隊の領域でその種の殺害が行なわれたとするならば、それは不可避的に私の知るところとなったであろう、と申しました。検察局代表者が今いわれたように、彼が私に今になって押し付けているようなことを、私は主張などしませんでした。

裁判長：　スミルノフ大佐！法廷の見解では、あなたは、ドイツ語で表現されているその記録文書が裁判記録に受け入れられることができるために、記録文書のその箇所を、法廷に向って読み上げるべきです。

スミルノフ：　この記録文書の中に、裁判長、いわれているのは……

裁判長：　続けてください、スミルノフ大佐。

スミルノフ：　ありがとうございます、裁判長。
この記録文書の日付は「ベルリン、1941 年 10 月 29 日」となっています。表題は「保安警察および SD の長官」、そして「秘密国家事項」「出動命令第 14」と注がつけられています。その中では、1941 年 7 月 17 日および 9 月 12 日の命令が引き合いに出されています。私はほんの幾つかの文を読み上げたいと思い、まず、第 1 文から始めます：

「添付書類で、ソヴィエトの戦争捕虜および一般市民捕虜によって占められた、軍後方地域の戦争捕虜収容所および一時収容所の清掃のための方針を送付する……

これらの方針は、陸軍最高司令部 OKH との協調の下に練り上げられた。OKH は、軍後方地域の指揮官たちおよび戦争捕虜たちの地域指揮官たち、一時収容所の指揮官たちに了解させた。

諸出動集団は、ただちに、それぞれの出動領域に存在する収容所の大きさに応じて、十分な人数を持った特殊部隊を、SS 指導者の指揮の下に派遣する。諸部隊は、収容所におけるその活動に、すぐに取り掛からねばならない」

私は、ここで引用文を中断して、最後の段落を引用します：

「とりわけ、出動命令第 8 と第 14 およびそれらへの補足で出された諸命令は、危険が差し迫った際には破棄されるべきことを、義務とする」

私は、これで引用を終わり、あとは名宛人のみ読み上げます。第 2 ページで、スモレンスクに関係している部分を引用します。そこには、スモレンスクに出動集団「B」が駐留していたことが、書かれています。これは、特殊部隊 7a、7b、8、9 から成っていました。その上さらに、スモレンスクにはすでに、あたかも相当唆しをうけたかの如く創設者たちによって「モスカウ」と名づけられた特殊部隊が存在しました。これが、この記録文書の内容であります、裁判長。

裁判長：　この記録文書全体が翻訳されることを、法廷は指令します。ここで 14 時 5 分まで休憩を入れます。

次のオーバーホイザーに対して、シュターマーは、第 537 連隊の銃と銃弾の備えについて尋ねる。もちろん、連隊に大規模な殺戮を行なう技術的可能性がなかったことを確認するためであったが、スミルノフは、反対尋問で、その点に食らいついてくる：

シュターマー：　あなたたち、もしくは第 537 連隊は、それほどの規模の銃殺を行なうことを可能にするだけの、必要な技術的手段すなわちピストル、弾薬その他を使うことができましたか？

オーバーホイザー：　連隊は、後方地域の諜報連隊だったのですから、予算上、武器弾薬を当然のことながら本来の戦闘部隊ほどには、よく装備してはいませんでした。そのような任務を負わされるとしたら、それはきわめて異常なことだったでありましょう、なぜなら、第一に、諜報連隊にはまったく別の任務がありましたし、第二にまた、諜報連隊は技術的に大量処刑を行なうことはまったくできなかったでしょうから。

……

スミルノフ：　私には、以下に述べる、あなたが弁護人の質問に対して与えた答えが興味深い。あなたは、諜報連隊は銃殺を実行するのに十分な武器を持っていなかった、といわれた。それはどうい

う意味でいわれているのか？連隊はどれだけの数量の、そしてどのような種類の武器を保有していたのですか？

オーバーホイザー：　諜報連隊は、主としてピストルとカービン銃とを装備しており、機関銃を持ってはいませんでした。

スミルノフ：　ピストル？口径は？

オーバーホイザー：　パラベルム銃でした。口径は 7.65 だったと思います。私は、はっきりしたことはいえません。

スミルノフ：　パラベルム銃の 7.65、あるいはモーゼル銃、その他何らかの武器も？

オーバーホイザー：　それは、さまざまでした。下士官たちは、私の知る限りでは、比較的小さなモーゼル銃を持っていました、本来、下士官たちだけがピストルを装備していました。大部分の者たちは、カービン銃を装備していました。

スミルノフ：　私はあなたに、もう少し詳しくピストルのことに関わったもらいたいと思う。要するにあなたは、口径 7.65 のピストルであった、といわれましたか？

オーバーホイザー：　私は、今とっさには、口径に関して正確な回答はできません。私はただ、パラベルム銃は 7.65 かそれぐらいの口径を持っていることを知っています、私が思うには、モーゼル銃はもう少し小さい口径です。

スミルノフ：　で、ワルター銃は？

オーバーホイザー：　ワルターもあった、と思います、それらはモーゼルと同じ口径でした。それは、より小さくて黒いピストルであり、より重い、やや面倒なパラベルム銃よりも良好でした。

スミルノフ：　はい、そのとおりですね。で、私に教えてくださるようお願いしたい、連隊の下士官たちはこうした小さなピストルを持っていたか、どうですか？

オーバーホイザー：　通常、下士官たちはピストルを持っており、カービン銃は持っていませんでした。

スミルノフ：　それは分っている。ひょっとしたら、あなたはなお、どれだけの数のピストルを連隊

が保有していたのか、おおよそのところをいってくださるか？

オーバーホイザー：　それを私は、当然のことながら今ここですぐにはいえません。そこで、考えてみるに、各々の下士官がピストルを持っていましたから、……

スミルノフ：　で、何名の下士官がいたのですか？各々の下士官が 1 丁のピストルを持っていたという前提から出発するとすれば、全部で何丁のピストルがあったのでしょうか？

オーバーホイザー：　もしも各々の下士官が 1 丁のピストルという前提から出発するならば、連隊全部では、中隊ごとに 15 で、掛ける 10 の 150 丁あったことになります。しかしこの数字を、今になってここで後から確定することは不可能です；私は、一つの手がかりを与えることができるだけです。

スミルノフ：　なぜあなたは、150 丁のピストルが、比較的長い期間にわたっている大量銃殺に、十分でなかった筈だ、という見解をとっておられるのですか？それをそのように断定的に主張なさるために、いかなる種類の理由づけをお持ちなのか？

オーバーホイザー：　中部兵団のように、広い地域に散らばった兵団の諜報連隊は、決して集まっていることはないからです。連隊は、コロドフからウィテプスクまでにわたって配置されていて、その至る所に小班を持っていましたし、連隊の本部には、比較的少ない人員しか集まっていません；つまり、150 丁のピストルは、決して、ひと塊に集まっているわけではありません。

スミルノフ：　諜報連隊の主要部隊は、カティンの森に配置されていましたか？

オーバーホイザー：　質問が理解できませんでした。

スミルノフ：　あなたの連隊の主要部隊はカティンの森に配置されていた、そうではないですか？

オーバーホイザー：　要するに、第 1 班は、連隊司令部と兵団そのものの最高司令部との間に宿営させられました。それは、兵団の電話連絡と印刷電信連絡との接続に従事しなくてはならない班でした；つまり、最も近くに位置する班だったのです。

……

検察権力を利用して無実の者に罪を着せようとすることをどこまでもあきらめない相手に対して、強い怒りを覚えたシュターマーは、「アルネス」と共に実行犯と名指されたホット

をも、第 4 の証人として呼ぶことを認めてほしいと、アイヒボルンの証人尋問が終わった時に、裁判長に強く訴えたのであったが、結局それは聞き容れられなかった。しかし、オーバーホイザーの証人尋問が終わって、検察側証人の尋問の段になると、初めに出て来た 2 人の演技が、文字通り馬脚を露わにして見せる。最初は、ボリス・バジレフスキー。彼は、自ら告げるところによれば、ロシア人で、1919 年からスモレンスクに住み、カティンの森付近もよく知っていた、天文学者となって、スモレンスク大学、次いで同教育研究所の教授を務め、天文台館長をも兼任していた、ドイツ軍侵入時に捕らえられたが、行政職で働くよう強要され、占領軍に取り入って市長となったメンシャギンなる者の下で、市長代理の座に就けられた。バジレフスキーは、スミルノフの質問に答えて、カティンの森付近にドイツ軍がポーランド人戦争捕虜の収容所を作ったことをうわさで聞いたが、そのうちその捕虜たちの銃殺が行なわれたということを、メンシャギンから聞き、またメンシャギンの事務所に来合わせていた占領軍司令部の者がそれらしい話をしているのを耳に挟んだ、その時期は 1941 年 9 月末頃であった、と証言した。バジレフスキーの答えは、スミルノフが「もっとゆっくり」といって抑えねばならないほど、異様な早口であった。さらに裁判長は、両者のロシア語によるやり取りの問いと答とが錯綜して、非常に理解しづらくなっていることに対して、二度も注意の言葉を挟んでいる。だがそれでも、バジレフスキーの証言は、現場の地理をよく知り、ちょうどその時期そこにいて、重要情報にも或る程度近づき得る地位にあった者の聞き及んだ限りのことを伝えるものとして、直接の目撃は含まないものの、高い証拠価値を認められてよいと思われた。ところが、シュターマーの反対尋問によって、その信憑性はもろくも崩されてしまう。上にも述べたとおりだが、馬の脚を演じて芝居をしっかり仕上げてくれる筈だった役者が、後半になって舞台上でうっかり正体を曝してしまったために、うまく行きかけていた芝居が台無しになるとは、こういうことをいうのだと思う：

シュターマー：　証人！あなたは、私の観察が正しかったとすれば、あなたの証言をさきほど休憩前には読み上げておられましたね。そのとおりですか？

バジレフスキー：　私は何も読み上げておりません。私はただ、この裁判所の構内図を手に持っているだけです。

シュターマー：　まるであなたは答えを読み上げているように見えましたがね。いったい、通訳たちがすでにあなたの答えを手に持っていたことを、どう説明なさいますか？

バジレフスキー：　なぜ通訳たちが私の答えをあらかじめ手に持っていることができたのか、私には分かりません。しかし、調査委員会に対しての私の証言、すなわち事前尋問の際になした証言でしたら、知られています。

シュターマー：　あなたは、ドニエプル小城をご存知ですか？
私の申したことがお分かりにならなかったようだ：あなたは、ドニエプル小城をご存知ですか？

バジレフスキー：　どの小城のことを弁護人がいっておられるのか、私には分かりません。ドニエプルの畔には、多くの小城があります。

シュターマー：　カティンの森の縁、切り立った岸辺にあった館です。

バジレフスキー：　私には、どの館のことがいわれているのか、まだまだはっきり分かりません。ドニエプルの岸は長い、だから私には、あなたの質問はまったく不明瞭だ。

シュターマー：　11,000 人のポーランド人将校たちが埋葬されていたカティンの墓は、どこにあったのか、あなたはご存知ですか？

バジレフスキー：　私は、そこに行ったことはありません。カティンの墓を、私は自分では見たことはありません。

シュターマー：　あなたは、一度もカティンの森に行ったことはないのですか？

バジレフスキー：　カティンの森には、私は何度も何度も行ったことがあります。それはすでに証言しました。

シュターマー：　では、その集団墓地がどこにあったのか、ご存じなのですか？

バジレフスキー：　どうして私が、その集団墓地がどこにあったのか、知っていることができますか、私は、占領以後は当然もうそこに行くことはできなかったのですからね？

シュターマー：　ではいったいどこから、あなたは、その森が垣に囲まれていなかった、ということを知っているのですか？

バジレフスキー：　ドイツの軍隊によるスモレンスク地域の占領までは、その地方すべては、私がすでに証言したとおり、一度も垣に囲まれていたことはありませんでした。占領が始まった後、森への立ち入りがその地区の司令部によって禁止されたということを、私は噂で聞き知りました。

シュターマー：　つまりあなたは、カティンの森の縁にソヴィエト連邦秘密警察 GPU の保養所あるいは療養所があったことについて、何も知らないのですか？

バジレフスキー：　そのことは、私はたいへんよく知っています。それはスモレンスクのすべての住民に知られていた。

シュターマー：　それではあなたはつまり、私が私の質問でどの館のことをいっているのか、正確に知っていますか？

バジレフスキー：　私は、自分では一度もこの館に行ったことはありませんでした。この館には、ただ内務省の職員の家族たちだけが入ることができました。その他の者たちには、この館を訪れるきっかけも無ければ、可能性もありませんでした。

シュターマー：　つまり、館は錠を下されていた？

バジレフスキー：　いや、館は部外者に対して閉ざされていたのではありません、しかしなぜ、そこに探し求めるものもなく保養の場所も持っていないような者たち、そういう者たちもが、いったいなぜそこに行くことがあったのですか？庭園は、もちろんのこと、立ち入ることができましたよ。

シュターマー：　そこに歩哨は立っていましたか？

バジレフスキー：　私は一度もそういう者たちを見たことはありませんでした。

シュターマー：　あなたにポーランド人将校たちの出来事について告げたロシア人の証人ですが、このロシア人証人は、今もなお生きていますか？

バジレフスキー：　弁護人！あなたはたぶん市長メンシャギンのことをいわれているのですね？私の理解で正しいですか？

シュターマー：　私は先刻、あなたの読み上げの際に、そんなに速くついていくことができませんでした。市長は何という方でした、メンシャギン？その方は今もご存命ですか？

バジレフスキー：　メンシャギンは、退却するドイツ軍隊と一緒に去ってしまいました、でも、私はもちろん留まりました、ですから、メンシャギンがどうなったか、私には分かっていません。

裁判長：　シュターマー博士！あなたは、証人に向って「あなたの証言の読み上げの際に」といってはなりません、なぜなら彼はまさに、証言を読み上げた、といわれたのを反駁したのだからです。そしてまた、彼がそれを朗読したという何らの証拠も存在しません。

シュターマー：　ロシア人証人は、あなたに、ポーランド人将校たちはコジエルスクの収容所から来た、と話しましたか？

バジレフスキー：　コジエルスクですか？

シュターマー：　はい。

バジレフスキー：　それは、証人は私に話しませんでした。

シュターマー：　あなたは、その場所を知っていますか？

バジレフスキー：　コジエルスクでしたら、その場所を私は知っています。1940 年の 8 月、詳しくいえば 8 月末頃ですが、私はそこで、妻と休暇を過ごしました。

シュターマー：　そこではポーランド人将校たちがロシアの戦争捕虜収容所にいたかどうか、ということに関して、あなたには何か知られていますか？

バジレフスキー：　はい、それは私に知られています。

シュターマー：　いつまで、その捕虜たちはそこにいましたか？

バジレフスキー：　それを私は明確には知りません。しかし、1940 年 8 月末には、彼らはそこにいました。

シュターマー：　この収容所が収容者共々ドイツ軍の手に落ちたのかどうか、あなたには知られていますか？

バジレフスキー：　私個人的には、すなわち私自身の経験からは、それは知られていません。しかし、噂に基づけば、そうであったように見えます。しかしこれは私自身の証人としての証言ではありません。私自身ではそれを見ることはなく、ただそれに関して聞いたにすぎません。

シュターマー：　どこにそれらの捕虜たちが滞在しているか、お聞きになりましたか？

バジレフスキー：　もちろん私は、彼らがそこに留まっていて、避難させられることができなかったことを、聞きました。

シュターマー：　彼らがどうなったのか、聞かれましたか？

バジレフスキー：　私がすでに検事さんへの回答で証言したとおり、彼らは銃殺されました、詳しくいえばドイツ軍部隊本部の命令によって、です。

シュターマー：　どこで、その銃殺は行なわれましたか？

バジレフスキー：　弁護人さん！あなたはたぶん私の証言をお聞きになっていなかったのであろう。私はすでに申しました、メンシャギンによれば銃殺はスモレンスクの近くで行なわれた、と。どの場所でか、ということは、彼は私にいいませんでした。

シュターマー：　それは何人の捕虜たちのことであったのですか？

バジレフスキー：　メンシャギンとの会話に基づいて、とおっしゃっているのですか？私には質問の意味が明確でない。メンシャギンによれば、という意味ですか？

シュターマー：　どれだけの数を、メンシャギンはあなたに告げましたか？

バジレフスキー：　メンシャギンは、私に数のことはいいませんでした。私はもう一度いいます、その会話は 1941 年 9 月末頃の日に行なわれました。

シュターマー：　その銃殺の際に居合わせたか、あるいはその銃殺を傍で見ていた、目撃者の名前を挙げていただけますか？

バジレフスキー：　私が思うに、その銃殺は、ロシア人の目撃者がその場に居合わせることが困難であるような状況の下で行なわれました。

裁判長：　証人！あなたは、ただ今の質問に直截に答えるべきでしょう。あなたが尋ねられたのは、「その場に居合わせた目撃者の名前を挙げていただけますか？」でした。それには、あなたは「はい」か「いいえ」で答えることができ、それから、もし必要であれば、説明を付け加えることができます。

バジレフスキー：　ご指示に従います、裁判長。

裁判長：　それらの処刑を傍で目撃した、いずれかの人々の名前を挙げていただけますか？

バジレフスキー：　いいえ、目撃者の名前を、私は挙げることはできません。

シュターマー：　どのドイツ軍部隊によって、銃殺は行なわれたといわれていますか？

バジレフスキー：　正確には、私はそれに答えることはできません。それは、そこに駐留していた建築大隊であったと、論理的には推測され得ます。しかし、正確にドイツ軍の部隊の配置を知ることは、私には不可能でした。

シュターマー：　コジエルスクの収容所から来たポーランド人たちが対象となったのですか？

バジレフスキー：　そもそも、当時の話し合いで、そのことに関しては何ら言及されませんでしたが、しかしまた私には、以前にコジエルスクにいたことのなかったポーランド人戦争捕虜たちが他にいたであろう、ということも知られてはいません。

シュターマー：　あなたは、ご自身でポーランド人将校たちにお会いになりましたか？

バジレフスキー：　私は、自身ではポーランド人将校たちにあったことはありませんでしたが、しかし、私の学生たちは、1941 年に彼らにあったと、私に話していました。

シュターマー：　どこで、その学生たちは彼らにあったのですか？

バジレフスキー：　彼らが修復作業を行なっていた、道路工事の際で、詳しくいえば 1941 年夏の初めでした。

シュターマー：　どの地方において、ですか？

バジレフスキー：　モスクワ - ミンスク通りの地域、スモレンスクのやや西方です。

シュターマー：　コジエルスクの収容所のポーランド人捕虜たちがドイツ軍の手に落ちたということが、ロシア軍司令部に報告されたかどうか、に関して、述べていただけますか？

バジレフスキー：　いいえ、そのことに関しては、私には何も知られていません。

シュターマー：　あなたが軍司令部で話した、ドイツ人の役人あるいは職員の名は、何といいましたか？

バジレフスキー：　軍司令部において、ではなくて、メンシャギンの事務所において、でした。彼はヒルシュフェルトといいました。

シュターマー：　彼は、どんな地位に就いていましたか？

バジレフスキー：　彼は、スモレンスク市のドイツ軍司令部第 7 分隊の特別指揮者でした。

シュターマー：　他にもう質問はありません。
あ、あと一つか二つだけ質問です、裁判長。
〔証人に向って〕
あなたは、ドイツ軍当局との協力の故に、ロシア政府によって処罰されましたか？

バジレフスキー：　いいえ、私は処罰されておりません。

シュターマー：　あなたは、自由の身ですか？

バジレフスキー：　私は、自由の身であるというだけではなく、すでにご説明したとおり、今なお 2 つの大学の教授である。

シュターマー：　つまりあなたは、再び公の顕職にお在りになる？

バジレフスキー：　はい、そのとおりです。

……

〔次の証人マルコフの尋問が始まる直前に〕
トーマス・ダッド（米国副検事）：　裁判長！本証人の尋問が行われる前に、法廷は、シュターマー博士がさきほどの証人に質問をした事実に、注意を向けていただきたく思います、その質問を、私は次のように聞き取りました：「いったいどのようにして、通訳たちは質問とあなたの質問〔ママ〕に対する答えとを、あなたの手許にそれらがまだなかったのだとしたら、すでに手にしているということになったのですか」と。この質問から、シュターマー博士は、通訳たちの手許に質問に対する答えが置かれていたということについて、何らかの知識を持たれているに違いないことが分かります。私は、通訳たちにメモを届けて、当番の陸軍少尉から、そこでは誰一人として何らの質問または答えを手許に持ってはいない、という回答を受け取りました、そこで私は、このことが裁判記録に表現されるべきであると考えます。

裁判長：　はい、私もそう思います。

シュターマー：　私には外部からその事実が伝えられました、それで私はこれを知るに及んだのです。そうでないのであれば、撤回いたします。私にはそれは外部の信頼できる筋から知らされました、誰からであったか、もう分かりませんが、また確認してみなくてはならないでしょう。

裁判長：　そういう言明を、弁護人は、調べてみる前に、するべきではないでしょう。

次の証人は、マルコ・アントノフ・マルコフ。彼は、ドイツ国医師団指導者レオナルド・コンティの主導の下に現地を訪れ、1943 年 4 月 30 日、「銃殺は、1940 年 3 月および 4 月、つまりソヴィエト軍による将校宿営解体の時点において行なわれた」と最終報告書で結論を出した、あの国際調査団に、ブルガリアから参加していた。侵入してきたソ連軍によって捕らえられたのだが、今、ソ連検察側の証人として出廷してきたのだ。そこに至る経緯を、ウィキペディア「カティンの大量殺戮」は、次のとおり説明している：

> マルコフは、カティンの犠牲者たちの死亡時点に関する彼の以前の申し立てを、ブルガリアにおける公開裁判ですでに撤回していたのであったが、それでも死刑の宣告を受け、処刑のわずか前に、ソヴィエト秘密機関 SMERSch によってモスクワに連れて来られてニュルンベルクへの出廷のための準備を施されたのであった。
>
> https://de.wikipedia.org/wiki/Massaker_von_Katyn　より私訳

だから、証人マルコフの役割はしっかり定められている。弁護側の拠り所となっている国際調査団報告書の信憑性を、タネあかしでもって完全に打ち崩すことである。ブルガリア語からロシア語への二重翻訳を経て、スミルノフの質問に答えるマルコフの証言は、日を跨いで、法廷第 169 日の 7 月 2 日に入った。その述べるところによれば、1943 年 4 月、当時の親ナチス政府からの指名により、否応なしに国際委員会の一員となった彼は、ベルリンから他の委員たちと共に 4 月 28 日夕刻にスモレンスク到着、続く 29 日と 30 日の 2 日間だけ、それぞれ 3〜4 時間、現地調査に当たった。墓は部分的にすでに掘り返されて死体が掘り出された状態になっており、彼らのいる時に新たな発掘は行われなかった。医師であるマルコフらの仕事は、死体の剖検であり、彼を含む有資格者 7 名が各 1 体――1 名の者は 2 体――を担当して、合計でわずか 8 体について解剖がなされた。マルコフは、自分に宛がわれた 1 体を、他の諸死体と見比べて、ほぼ平均的状態にあるものと感じたが、解剖した結果、死んでそこに埋められたのは、せいぜい 1 年半前のことであろうと思われた、という。調査団の出した報告書の結論――それによれば殺害時期は調査の 3 年以上前ということになる――と、彼自身の所見は、まったく違っていたというのだ！

……

スミルノフ：　幾日の仕事日の間、委員会はスモレンスクに滞在しましたか？私は仕事日にアンダーラインを引きましょう。

マルコフ：　我々は、ただ 2 日間だけスモレンスクに滞在しました、詳しくいえば、1943 年 4 月 29 日と 30 日です。5 月 1 日朝、我々はスモレンスクを後にしました。

スミルノフ：　委員会のメンバーたちは、何回、カティンの森の大量墓地を自身で訪れましたか？

マルコフ：　我々は、2 回、カティンの森に行きました、詳しくいえば、4 月 29 日と 30 日との午前中です。

スミルノフ：　あなた方は、その都度、何時間大量墓地の傍で過ごしましたか？

マルコフ：　その都度、3 時間から 4 時間より多くはなかった、と思います。

スミルノフ：　委員会のメンバーたちは、少なくとも 1 回、墓のうちのいずれか一つが開けられるところに立ち会いましたか？

マルコフ：　私たちのいた時には、新たに墓が開けられることはありませんでした。我々には、我々の到着以前にすでに開けられていた、幾つかの墓が示されただけです。

……

スミルノフ：　さて、私はあなたに、私の質問、それはすでに私があなたに向けて発したものではあるが、その私の質問に、短く「はい」または「いいえ」で答えていただくようお願いします。委員会のメンバーたちにとって、客観的かつ科学的な調査のための必要諸条件は、設定されていましたか？

マルコフ：　私の見解では、その労働諸条件は、決して科学的かつ客観的なものと見なされることはできませんでした。ただ一つ、科学的調査の性格を持っていたのは、私によって実行された剖検でした。

スミルノフ：　それでは、あなたのいわれたことから、委員会のメンバーたちは、発見された 11,000

の死体のうち、ただ 8 体だけ解剖したにすぎない、と解して正しいですか？

マルコフ：　まったく、そのとおりです。

……

スミルノフ：　私に対して、次の問いに答えてくださるよう、お願いします：法医学的調査は、死体がすでに 3 年前から墓の中にあったという事実を確認しましたか？

マルコフ：　この質問には、私は、ただ自身で解剖した死体に関してのみ、答えることができると思います。すでに詳述したとおり、この死体は、カティンの森の諸死体の平均的状態にとって典型的といえるものでした。これらの死体は、脂肪の蝋化がまだほとんど始まっていませんでしたから、軟部の腐敗にはまだほど遠い状態でした。私の見解では、それらの死体は、3 年よりずっと短い期間、地中にありました。私が解剖した死体は、1 年から 1 年半より長くは、それまで埋まっていなかった、と考えられました。

スミルノフ：　要するに、あなたの国ブルガリアで――つまりスモレンスクより南に位置していて、したがって腐敗がより早く進行する土地で――積まれた経験に基づく、これらの目印を考慮するならば、カティンの墓から出て来た諸死体は、1 年半より長くは地下に横たわっていなかった、という結論に達しなくてはなりませんか？
　私は、あなたのいわれたことを、正しく理解しましたか？

マルコフ：　はい、そのとおりで、まったく正しいです。私は、それらは 1 年か 1 年半より長くそれまで埋められてはいなかった、という印象を持ちました。

裁判長：　法廷は、ここで中断されます。

〔法廷は、1946 年 7 月 2 日 10 時まで中断〕

……

〔法廷第 169 日・1946 年 7 月 2 日午前〕

〔証人マルコフが証人席に着いている〕

スミルノフ：　よろしいでしょうか、裁判長？
　証人、あなたが委員会の他のメンバーたちと共に 8 死体の解剖をしたというのは、正確にはいつに

なりますか？正確にはいつでしたか？

マルコフ：　それは、4 月 30 日午前でした。

スミルノフ：　そしてあなたは、自身の観察に基づいて、諸死体はおよそ 1 年間あるいはせいぜい 1 年半の間地下にあった、という結論に達したのですか？

マルコフ：　まったく、そのとおりです。

スミルノフ：　私は、次の質問に移る前に、あなたに、次にいう質問に手短に答えてもらいたいのです：ブルガリアの法医学の慣例では、法医学者による死体の綿密な調査の際、この調査は 2 つの部分に分解されますか：「記述」と「推論」とに？

マルコフ：　はい、そのとおりです。我々の国でも、他の国々におけると同じく、私の知る限り、以下のとおり処置するのが普通です：最初に記述して、後から推論する。

スミルノフ：　あなたによって作成された、諸死体の解剖に関する調査書は、推論を含んでいますか？

マルコフ：　死体解剖に関する私の調査書は、推論はなく、ただ記述の部分だけから成っています。

スミルノフ：　なぜですか？

マルコフ：　私は、そこにあった文書から、我々には初めから、これらの死体はすでに 3 年間地中にあったのだと、暗示をかけようとされていることを、見て取ることができたからです。それは、我々にその小さな、私がお話しした田舎別荘の中で示された、その文書から明らかになってきました。

スミルノフ：　ところで、その文書はあなたに、解剖の前に示されたのですか、それとも後からでしたか？

マルコフ：　はい、その文書は、我々に解剖の一日前に示されました。

スミルノフ：　ということは、すなわち、あなたは……

裁判長：　スミルノフ大佐！あなたは、いつも通訳を遮っている。彼が答えを完全に訳してしまうよりも前に、あなたはもう、次の質問をしている。我々には、通訳の言葉を聞き取るのが難しい。

スミルノフ：　ご指摘ありがとうございます、裁判長。

マルコフ：　私の実行した解剖の結果がこの枠組みに明白に矛盾していましたから、私は推論を差し控えました。

スミルノフ：　つまりあなたは、医学的解剖の客観的基礎事実が、諸死体は3年間土の下にあったのではなく、ただ1年半の間だけであったことを明かに示していたから、推論を出さなかったのですか？

裁判長：　スミルノフ大佐！あなたは、これが二重翻訳であることを配慮しなくてはなりません。それであなたがもっと大きな休止時間を入れさせないならば、あなたの声は通訳の声と一緒になってしまって、我々は、通訳のいうことを聞き取ることができない。

スミルノフ：　はい、わかりました、裁判長。

マルコフ：　はい、そのとおりです。

……

スミルノフ：　……
あなたが総合調査書すなわち委員会の調査書に署名した時、あなたにはその時すでに、カティンの殺害が1941年最終四半期より前に行なわれたのでなく、1940年はいずれにせよあり得ない、ということが、まったく明確でしたか？

マルコフ：　はい、それは私には明確でした、そしてまさにそれ故に、私は、自分がカティンの森で作成した調査書に推論を記載しなかったのです。

スミルノフ：　なぜあなたは、それにもかかわらず、あなたの立場からすれば正しくなかった、総合調査書に署名されたのですか？

マルコフ：　どのような状況の下に私がこの調査書に署名したのかを、明らかにするためには、どのような状況の下にこの調査書が編集され署名されたのかを、私はいわなくてはなりません。

スミルノフ：　この点を明らかにするであろう一つの質問を、私にお許しください。この調査書は、実際に1941年4月30日にスモレンスクで署名されましたか、あるいは別の或る日、別の或る場所において、でしたか？

マルコフ：　調査書は、4 月 30 日にスモレンスクで署名されたのではなく、5 月 1 日正午に「ベラ」という名を持った空港で署名されました。

スミルノフ：　どのような状況の下にですか？どうぞ、法廷にそれを話してください。

……

マルコフ：　……我々は、その夜スモレンスクで過ごした後、実際には、5 月 1 日の朝、調査書に署名することなしに、スモレンスクを去りました。私自身としては、調査書を作成しないのであろうと確信して、たいへん満足していました。……

……

マルコフ：　正午ごろ、我々は「ベラ」飛行場に着陸しました。それは、見たところ軍用飛行場のようでした、なぜなら、そこには簡易な軍用バラックしか見られなかったからです。そこで我々は昼食をし、そして昼食後すぐに――我々には、調査書の署名がベルリンへの途上で行なわれることになっているとは知らされていなかったにもかかわらず――我々の前に数冊の調査書が、署名のために差し出されました。署名の際には、数人の将校たちが居合わせました、というのもこの飛行場には、そもそも国防軍所属者たちしかいなかったからです。私個人は、この状況に驚きました、一方では調査書はすでにスモレンスクで作り上げられていて、しかしそこでは我々の前に署名のために差し出されることはなく、他方では、我々が数時間後にベルリンでそれらに署名できるようになるまで、待とうともされなかったのです。それらは、まさにこの隔絶された軍用飛行場で、我々の前に署名のために差し出されました。これが、スモレンスクにおける死体解剖の際に到達した確信にもかかわらず、私が調査書に署名した理由です。

スミルノフ：　したがって、調査書に記入されている日付と場所とは虚偽なのですか？

マルコフ：　はい、そうです、そのとおりです。

スミルノフ：　そしてあなたは、強制される状況に置かれていたので、調査書に署名したのですか？

裁判長：　スミルノフ大佐！誘導尋問をすることは許されません。彼は事実を確かに認めたのです。そこから推測を導き出すことは不要です。

スミルノフ：　はい、分かりました、裁判長、私はこの証人に、他に質問はありません。

このようにマルコフの証言は、1 個の死体を解剖して得た自分の法医学者としての確信と、委員会のあらかじめ定まっていた結論との間の、決定的な乖離を強調することによって、委員会報告書の虚偽性を暴露しようとするものであった。マルコフのいうとおりだとすると、彼の署名した文書は 2 種類――彼が解剖に関する「記述」だけを自ら書いて委員会に出した個別報告と、彼を含めた全委員が軍飛行場で強制的に署名させられた委員会総合報告書――あったことになるが、弁護側とすれば、これに眩惑されると、反対尋問がたいへんしづらくなってくるのは避けられないであろう。もちろんシュターマーは、それに気づいているから、初めにすぐ、証拠文書統合のための手を打つ。調査委員会の総合報告書は、ドイツ政府の発行した「白書」に、個別委員の調査記述をも含めて全文載せられていたので、それをただちに証拠材料として提出することを裁判長に申し出て、受け容れられたのである：

シュターマー：　あなたはすでに、この国際委員会の法医学的調査の結果に関する調査書が作成されたということに関して、申し述べられました。あなたはさらに、この調査書があなたによって署名された、ということを述べられました。

〔法廷に向って〕

裁判長、この調査書は、これらの事件に関してドイツ政府によって刊行されている公的資料の中に、それも全文言が、含まれています、そこで私は、このいわゆる白書を、証拠材料としてお認めいただくことを、お願いいたします。

私は、それを後ほど法廷に提出しようと思います。

裁判長：　ここで休憩とします。

〔10 分間の休憩〕

裁判長；　シュターマー博士！法廷は、あなたが証人に、報告書に関して反対尋問してよい、と定めます。調査書は、あなたがそれを証拠資料として、規約第 19 条に従って提供を申し出るのであれば、証拠物件として認められます。もちろんこれは、我々が報告書を規約第 21 条に従って公式に認知する、ということをではなく、それは規約第 19 条に従って提供を申し出られる、ということを意味します。それ故、あなたはそれを、マイクロフォンを通じて反対尋問で発言にもたらすか、あるいは報告書のうちの、あなたが重要だと思う部分を翻訳させるか、することができます。

……

シュターマー：　あなたの剖検報告書によれば、あなたによって解剖されたポーランド人将校の死体は、服を着ていた。あなたはまた、服装を具体的に記述された。それは夏服だったのですか、それ

とも冬服だったのですか？

マルコフ：　冬服、冬用外套それに首の回りに毛のマフラーをしていました。

……

シュターマー：　調査書の中に次のような記述があります、引用します：

「諸死体のそばに見出された諸文書（日記、書簡類、新聞）は、1939 年 3 月から 1940 年 4 月までの時期のものであった。これまでに確認された最後の日付は、ロシア語新聞の 1940 年 4 月 22 日である」

さて私は、あなたにお尋ねします：

この記述は正しいですか？それはあなたの確認したところに対応していますか？

マルコフ：　そのような書簡や新聞は、実際にガラス戸棚の中に存在していて、我々に示されました。そのような書類のうちの幾つかは、死体を解剖した委員会メンバーたちによって見つけられました；そして、私の記憶が正しいとすれば、これらの委員会メンバーたちは、それらの内容を、私の確認したところには反して、記述しました；私がそれをしたのではありません。

……

シュターマー：　証人！あなたは、二通りの供述をなさった、一つは、我々が討議してきた調査書の中におけるもの、もう一つは、この法廷を前にしてのもの、である。さて、どちらの供述が正しいのですか？

マルコフ：　いったい、どの二種類の供述のことがいわれているのか、私にははっきり分かりません。質問をもっと正確にしていただくよう、お願いします。

シュターマー：　調査書には、あなたが当時確認された調査結果に従って、銃殺は 3 年前のことである、と書いてあります、しかしあなたは本日、この確認は正しくない、銃殺とあなたの活動との間にはただ 1 年半ほどの期間しかない、と証言なさった。

マルコフ：　私は申しました、総合調査書の推論は、私の確信に一致していない、と。

シュターマー：　一致していなかった、のですか、いない、のですか？

マルコフ：　それは、調査が実行された、その時に、私の確信に一致していなかったし、今日でもま

た、一致していません。

シュターマー：　私は、もう他に質問はありません。

こうして、バジレフスキー、マルコフ両証人に対する反対尋問によって、弁護側の勝利は確定した、といってよいであろう。ロシア検察が無茶苦茶な証人選定をして、案の定、オウンゴールをやらかしたのだ、といってしまえばそれまでだが、相手の無理筋攻撃が通ってしまいかねないほど、圧倒的に不利な条件下に置かれていたことを考えれば、それをひっくり返したシュターマーの手腕は高く評価されてよいと思う。とはいえ、もう一人、検察側証人が残っていることを忘れてはいけない。ヴィクトール・イリィッチ・プロソロフスキー――ブルデンコ調査団で法医学鑑定人のリーダーを務めた人物である。ソ連検察、とっておきの切り札だ。事実彼は、ここにきてまた勝敗の行方を紛らわせるかに見える証言を行なった：

スミルノフ：　あなたは、諸死体の法医学的調査の際に、銃弾または薬莢を見つけましたか？
どうぞ、いってください：それらの銃弾はどこの社の商標を持っていましたか、それらはロシア製でしたか、それとも外国製でしたか？もし外国製であったならば、どうぞ、どれだけの弾径であったか、いってください。

プロソロフスキー：　ポーランド人将校たちの死因は、頸部銃撃でした。我々は、脳の実質内や頭蓋骨内および組織内に、多かれ少なかれ変形した銃弾を見つけました。薬莢に関していえば、我々は、発掘の際に、実際にドイツで生産された薬莢を見つけました、というのは、それらの薬莢の底には、商号 “Geco”が彫り込まれていたからです。

スミルノフ：　証人、ちょっとの間お待ちください。
〔法廷に向って〕
私は今、オリジナルのドイツ語文書を引用したいと思います。私は法廷に、尋問の経過中ですが、米国人同僚たちが我々に好意的に譲り渡してくれた、一つの文書を読み上げる許可をお願いいたします。これは 402-PS ですが、私はそれを USSR-507 として提出したいと思います。それはカティンに関するドイツ語の文通で、ハインリヒという名の総督府官僚から総督政府に宛てて送られた、一連の印刷電信すなわち電報であります。
私は、法廷にオリジナルの文書をお渡しします。私は、ただ一つのたいへん短い文書を読み上げます、それは大量墓地で見つけられた銃弾に関連しているものです。引用を始めます。

電報の宛て名書きから：
「総督府政府――内務本局……上級管理委員ヴァイラウフ殿宛て……クラカウ
緊急案件――機密

カティンから、ポーランド赤十字の一部が昨日戻りました。ポーランド赤十字職員たちは、カティンの犠牲者たちがそれでもって撃ち殺された薬莢を持って来ました。それはドイツ製弾薬〔ママ〕であることが分かりました。›Geco‹の弾径 7.65 です。後続便あり。
（署名）ハインリヒ」

〔証人に向って〕
あなたが大量墓地の中で見つけ出された薬莢と銃弾もまた、ドイツ製品であり、同じ弾径でありましたか？

プロソロフスキー：　すでに申しましたとおり、射創の中に見つけ出された銃弾の弾径は 7.65 でした。
発掘の際に見つけ出された薬莢には、»Geco«の商標がありました。

ドイツ製銃弾のことについて、ハイデッカー&レープは次のとおり説明している：

しかしながら、後になって、この商標のついた銃弾は、ドゥルラッハにあるゲンショウ社の工場から、ドイツ・ソヴィエト間ラパッロ条約の枠内で、かつてバルト諸国に輸出されていたのであることが、分かった。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、495 ページより私訳）

「バルト諸国に」といわれている意味は、筆者には不詳である。あるいは、バルト諸国の親ソ革命勢力に流されていた、ということなのかもしれない。いずれにせよ、ドイツ製銃弾がソ連軍あるいは秘密警察によって用いられた可能性を想定することは、当時においてでも、さほど難しくはなかった筈である。しかし、特定の銃弾がドイツからどういう経路でソ連に運ばれて、ソ連軍側のどの部隊がそれを用いてカティンの実行犯になることができたのか、という一部始終を立証することは、固よりニュルンベルク法廷の管轄外である。だからシュターマーは、反対尋問で銃弾・薬莢のことにはまったく触れなかった。反対尋問における目ぼしい点といえば、ブルデンコの率いた臨時国家委員会にソヴィエト以外の国からの専門家の参加がまったくなかった、ということについて、プロソロフスキーの答えを引き出して、その調査報告書の信憑性の低さに法廷の注意を向けた、ということぐらいである。プロソロフスキーに対する尋問が終わった時、スミルノフは、自分たちはこの件について 200 人もの者から聴取を行なったのであるから、必要とあれば、いくらでもその者たちのうちからさらに証人を呼べる、と発言し、シュターマーは、弁護側にも同数の証人を呼ぶ権利が保証されるのであれば、ぜひともそうしてもらいたい、と応じて、互いに強気の姿勢を崩さなかったが、ローレンス裁判長は、この件はこれで打ち切り、と決めていたようだ。結局、カティンのことは、この後まったく議論の題材とはならず、判決でも触れられなかった。どちらに

利があるか、ということは、英米仏の裁判官席だけでなく、検察席ですら分かっていたに違いない。これも後になっての話であるが、1952 年米国議会の中にカティンの森事件を検証するための委員会（マッデン委員会）が設置され、同委員会は多くの関係者に聴取を行なった。ロバート・ジャクソンも、関係者の一人としてそれに答えて述べたという：「私はすでにニュルンベルクにおいて、ソヴィエト軍がカティンの件には罪責がある、という可能性を考慮に入れていました。それ故に我々は、ドイツ軍がそれに罪責がある、と申し立てることを拒絶したのです」（ハイデッカー&レープ、前掲書、495 ページより私訳）。

しかし、判決にはとり入れられなかったというものの、カティンの森事件についてのソ連検察の告訴は、きわめて醜く悪質な犯罪行為であったといわねばなるまい。糾弾し裁く側という、絶対的優位に立っているのをよいことに、自分の方が犯した残虐行為を隠すばかりか、自分は正義の執行者であるような顔をして、罪を他に押し付けようとした、その厚顔無恥に対しては、私たちには評する言葉もない。国際法の権威を笠に着て、といいたいところだが、その国際法自体が急拵えのものであったことは周知の事実、拠り所となったのは、結局、そういう急拵えのものにも法としての権威を与えることができた戦勝者の絶対権力であった、というべきであろう。きわめて醜く悪質な犯罪行為といったが、それはドイツに対して、ではなく、ポーランドに対して、という意味であくまで解されねばならない。ソ連が、カティンの犯罪を行なった後、隠蔽、擬装、罪責転嫁、そしてその失敗後の完全黙秘に至る経過は、そのままスターリンのポーランドに対する侵略、裏切り、欺き、抑圧、支配の歴史を集約している。ニュルンベルク裁判は、その重要な段階を画すのであり、本当はそれで完成になる筈だった。まさにここぞという決定機として、罪責転嫁が試みられたのだが、思惑どおりにはいかなかった。スターリンがニュルンベルク裁判の結果に不満を持っていた、といわれる所以である。上にも見たとおり、そもそも事件が発覚した切っ掛けは、ポーランド亡命政府がソ連との信頼関係を築こうとしたことにあった。ドイツ軍の東ポーランド侵攻が始まった時、ロンドンのポーランド亡命政府は、ドイツからの祖国解放を願って、ついにソ連との同盟を決意した。だからさっそくソ連軍と共同して戦うポーランド軍団を編成しようとして、ソ連軍の捕虜となっていた将校たちの解放を求めた。ところが、集結した数はあまりにも少ない。残りの者もぜひ早く解放してほしい、とスターリンに頼み込んだ。スターリンが知らぬ顔を決め込むうち、やがて侵入ドイツ軍によって夥しい死体が発見されるという事態になった。それからソ連側は罪責転嫁のための偽装工作に躍起になるが、ポーランド亡命政府はソ連に対して抜き難い不信感を抱く。1943 年 4 月 24 日、ソ連はポーランド亡命政府に対し、カティンの虐殺事件はドイツの謀略であった、と声明を出すよう要求してきたが、亡命政府はこれを拒否、26 日にはソ連との断交に至る。それでもなお、ドイツ軍からの解放を最優先課題と考える限り、ソ連軍との連携をまったく放棄するわけにはいかなかった。一方スターリンは、1943 年に入ってスターリングラード戦に勝ち、年末近くにはテヘランで会談を開けるまでになると、もう戦勝後の自国西辺の秩序構想にかかる。東ポーランドは絶対に譲らない、それは元来ロシア固有の領土である。ロンドンにいる亡命政府がどんなに

反対しようとも、こちらが米英の支持を取り付けてしまえば、どうすることもできない。ルーズヴェルトは間違いなくこちらに同意するし、チャーチルも「カーゾン線」といわれたら、異を唱えることはできない。解放されたポーランド――つまりカーゾン線以西――にはボルシェヴィストの政権を作らせる。時を待っていたスターリンは、1944 年 7 月、いよいよ赤軍がカーゾン線を越えて攻め入ったのを見て、ポーランド国民解放委員会を発足させる（後に「ルブリン委員会」と通称されるようになる）。それは解放ポーランドにおける臨時執行機関とされたが、やがて正式政府となるよう予定されていることは明らかであった。綱領には「唯一正当なポーランド政府」であることを宣言し、西部国境の画定を重要課題に掲げていた。当面、多政党による議会制民主主義の方向を装っていたけれども、目指すのはもちろん一党独裁制であり、有能なボルシェヴィストである労働者党の指導者ヴワディスワフ・ゴムウカに政権確立の期待が寄せられていた。スターリンは、東ポーランドを放棄しようとしない亡命政権を排除するとともに、ゴムウカに因果を含めて、ポーランド領土の西移動を承諾させていたのだ。スターリンがヤルタでチャーチルとルーズヴェルトにカーゾン線回復を最終的に承認させてから 2 週間余り経った 1945 年 2 月 28 日、ゴムウカは、ポーランド労働者党中央大会で演説していう：

> 「あらゆる勢力をそれに向けて一つに集め、西方問題に集中させねばならない、たいへん重要なる問題は、歴史的にポーランド人のものである領域の、非ドイツ化という問題である。この大きな仕事が、全ポーランド人民を待ち受けている。それは、これまで歴史の中に類を見ない、巨大な実験である。非ドイツ化が原理上、ドイツ人たちがこれらの領域から抛り出され、我々が西方領域にポーランド人たちを運び込んできて、そこに定住させる、という具合に行なわれねばならぬことは明確である」
>
> （ヴォルフガング・ブレンナー、前掲書、20 ページより私訳）

しかし、国境のことを承認したといっても、チャーチルなどは、なお亡命政府への支持を断念しようとしなかった。だからスターリンは急いだ。1945 年 1 月、ルブリン委員会は改編されて「ポーランド共和国臨時政府」となる。さらに同 6 月には亡命政府を切り崩す形で、前首相スタニスワフ・ミコワイチクらを迎え入れて、「国民統一臨時政府」を作る。その一方で、ドイツ降伏後もソ連軍が駐留し続け、政府の実権は、労働者党書記長で副首相・領土回復問題担当相となったゴムウカが握って、旧亡命政府系の政治家や亡命政府に忠実であった国内軍関係者らに圧迫を加え、一党独裁政権への道を着実に進む。英米政府は、亡命政府をポーランド正統政権として支持し続ける根拠を失って、7 月、ついに両国とも亡命政府に対する承認を取り消す。こうしてスターリンは、思いどおりの形をとりつつあるポーランドを背にして、ポツダムに乗り込んだのだ。そのような経緯であってみれば、ニュルンベルク裁判は、スターリンにとって、そこにカティンの森事件を持ち出すことによって、自らのポーランド支配を決定づける、またとない機会であったに違いない。亡命政府によって強い疑いをかけられた、あの大量虐殺を、ドイツ軍の犯罪行為の最たるものであった、と国際法

廷が判定してしまえば、ポーランドに対する侵略者＝ドイツ、解放者＝ソ連の図式は完全に国際的に認知され、自ずと亡命政府の命脈は絶たれる。カティン地域はソ連領になるのだから、今後はもう、出来事については解明済みとして、証拠一切を永久に封印してしまえばよいのだ。「解放」ポーランドにはボルシェヴィズムの政権が確立して、忠実な衛星国としての働きをするであろう。これだけの効果を期待できる決定機を、逃してしまう手はない、ルーデンコら検察陣にかかっていた圧力は、とても大きなものであったに違いない。しかし、結果は、上に見たように、思惑どおりにはならなかった。ソ連検察の詰めが甘かったわけだが、その詰めの甘さを招く原因となったのは、驕りと侮りの心であったといえよう。驕りと侮りは、直接にはもちろん被告側ドイツに対して向けられていた。打ちひしがれた敗者として被告人席にみじめな姿を晒している者たちには、どんな罪状を浴びせ掛けられても反証する力はない、とソ連検察陣は見くびっていた。だから、シュターマーの反撃など、まったく予想もしていなかったに違いない。だが、カティンの森事件の告訴に際して窺われたソ連検察の奢りと侮りは、ドイツ相手という範囲内には止まらないように思われる。基礎証拠として出された臨時国家委員会報告（ブルデンコ報告)、ポクロフスキーの弁論、後で出してきた 3 名の証人の選定の様子を見るに、ソ連検察は、東部戦線におけるドイツのきわめて大きな戦争犯罪の糾明を自分たちが主導するという強い自信から、自分たちの挙証はそのまま、ほぼ無条件に法廷に受け入れられるものと確信していたふしがある。つまりソ連検察は、法廷そのものを見くびっていた。カティンの件でソ連検察の勝手を許して、法廷の信頼性にみすみす損傷を与えるようなことがあってはならない、という良心の声が、英米仏の検事や判事たちの間で優勢を占めることになったのは、当然の結果であった。それにしても、法廷でソ連検察がそこまで傲慢な態度に出てくることを可能にした大きな要因の一つとして、故フランクリン・ルーズヴェルトの、常人の理解を絶する親ソ・憎日の執念があったことを、忘れるわけにはいかない。日本を除く全世界的平和秩序を構想していたルーズヴェルトは、パートナーとなるべきスターリンの威信に傷がつくことを恐れ、強権を発動して、その隠蔽・擬装を助け、庇ったのであった。事件が発覚したころ、前ブルガリア大使であったジョージ・ハワード・アールは、イスタンブールで諜報活動にあたっていたが、ポーランド亡命政府の駐トルコ大使から情報を得、ブルガリア・ルートで、あのマルコフの調査報告のコピーも入手していた。そしてルーズヴェルトに、殺戮はソ連の仕業である疑いが強い、と報告したのだが、1944 年、直接の会見で、ルーズヴェルトは「すべてはドイツのプロパガンダであり陰謀である」といって一蹴したという。そしてなおもスターリンの東ヨーロッパ支配計画の危険を説き、カティンの事件についての調査報告を独自に公表したいと希望したアールに対し、書面でそれを禁じた上で、彼を米領サモア島の参謀部に異動させてしまった。この経緯を、アールは、1952 年になってやっと、マッデン委員会の聴取で、語って明らかにすることができた。そして、このマッデン委員会の聴取によって初めて明らかになった、もう一つ別の、興味深い事実について、ハイデッカー&レープは、次のとおり伝えている：

別の重要な証言〔＝この文脈では、上述したジャクソンのとは別の証言、という意味〕を、米国陸軍中佐ジョン・H・ファン・フリート 2 世が、している。彼は、1943 年、ドイツで戦争捕虜になっており、ドイツ当局により視察のためにカティンに連れて行かれた、西側戦争捕虜たちのグループの一員に加わった。犯罪現場における彼の検分結果について、ファン・フリートは語っている：「私はドイツ人たちを憎んでいた、しかしそれでも、彼らが真実を語っていると認めざるを得なかった」。
ファン・フリートが 1945 年、捕虜生活からの帰還後すぐに述べた報告を、米国軍防諜局は、秘密事項であると宣告した――議員委員会が 1952 年に断言しているところによれば、それは「そうしておかないと、ソヴィエト連邦が日本に対する戦争に参加せず、国際連合にも加盟しなくなってしまう、という恐れによる」ものであった。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、496 ページより私訳）

日本を滅ぼした上で米ソ英中の管理する全世界的国際平和秩序を作り出すことに最後の情熱を注いでいたルーズヴェルトは、その独善的ヴィジョンの実現のためとあれば、スターリンのポーランド蹂躙を黙認することを、何とも思わなかったのだ。

判決からは外されたといっても、カティンの森事件についてのソ連検察のこのような告訴を許してしまったことにより、法廷の尊厳が大きく損なわれることになったのは、否定できない。特に英米仏の検察は、一貫してソ連検察を同僚として、共に論陣を張り続けていたのであるから、犯罪行為の協力者であった、ということになる。バジレフスキーの証人尋問の際における通訳席のカンニングペーパー隠滅に至っては、幇助行為といわれても反論の余地がないと思われる。告訴し糾弾する側の席に就いている者が犯罪を行なっているという、このあってはならない矛盾事態に対する自責の念が、各人法律の専門家である英米仏の検察陣に、働くことがなかったとは考えられない。いかなルーズヴェルト信奉者のジャクソンといえども、ソ連検察の強気を支えている政治的背景にも思い至って、疚しさを覚えずにはいられなかった筈である。6 年後、マッデン委員会の聴取に応じた、彼の証言から遡ってみれば、それは容易に推察できる。しかし、西側諸国の検察にせよ判事にせよ、だからといってソ連の検察や判事に失格宣告をして彼らを追放してしまうことはできなかった。いや、それどころか、ルーデンコやニキチェンコらを、どんなことがあっても何としても、最後までその席に留まらせねばならないと思っていた。戦勝 4 国による敗戦国ドイツの犯罪に対する裁きという法廷の基本枠組みは、ソ連に抜けられてしまったら、もう崩壊する。そうなれば、ドイツの惹き起した気の遠くなるほどの規模の戦争犯罪――それを「人道に対する犯罪」と呼ぶにせよ――を裁く機会は失われてしまって、取り返しのつかないことにならざるを得ないであろう。ナチスの迫害の対象となったのは、スラヴ人、ユダヤ人、シンティ・ロマ人等の異民族、心身の障害とみなされた者、社会主義者、反ナチス聖職者、同性愛者などであり、ナチスはそれらの人々を連行して強制収容し、強制労働させ、虐待、「安楽死」、そしてついには絶滅収容所における大量殺戮にまで至った。その犠牲となった者の数は、上に

述べたとおり、気の遠くなるほどのものである。犠牲者の数を比較目的で持ち出すのは不謹慎であるとの誹りを受けることは重々承知の上で、ご容赦願いたいのであるが、カティンの森で発見された遺体の数は、ニュルンベルク裁判当時は約 11,000 といわれていた。その後の調べ――それは今もって進んでいるとはいえない状況であるが――によって分かったところでは、カティンの森に埋葬されていた数は、それより少ないが、ソ連軍あるいは秘密警察によって連行殺害されたポーランド軍人・民間人の数は、総計 22,000 を超えるという。もちろんこの犠牲者数もきわめて多い。大規模な残酷殺戮であった。しかし、ナチスの残虐行為によって殺害された人々の数は、それをさらに 2 桁も上回る。ユダヤ人に限っても、犠牲者数は 600 万に達するといわれている。ナチスはその犯罪行為を、ドイツの国家権力を行使して、国家の行なう戦争の勢いに乗じて繰り広げた。これを処罰しようとすれば、戦勝 4 国による敗戦国ドイツに対する裁きという形をとる以外にない。そしてさらに、その犯罪行為の大部分がポーランドおよび対ソ連戦での占領地域において働かれたということを考えるならば、今、法廷において告訴し裁くソ連の存在のかけがえのなさは、思い半ばに過ぎるであろう。史上に例を見ないほど大規模な殺戮が、ナチス・ドイツにより、主として東部占領地域において行なわれた――この事案を前にして、ソ連スタッフを法廷から追放することなど、あり得ない。だから、より妥当な表現を用いて評するならば、米英仏の検察も判事も、カティンの森の件についてのソ連検察の告訴態度を、容認してしまったというよりは、懸命に我慢して耐え忍んだのである。人間として裁かなくてはならない犯罪の最大規模のものが、現に目の前に差し出され突きつけられているのだから、その課題に応えるための必要不可欠前提を、絶対に守らなくてはならなかったのである。

(2) ヒトラーにとってローゼンベルクとは何であったのか？

ナチスによる「人道に対する犯罪」は、上記の人々を対象として行なわれ、その範囲に括られた人々に残酷な死をもたらし、この世界からの彼らの存在の抹殺を図るまでに至った。その蛮行の極みが、ユダヤ人に対する大量殺戮であった。いったい、あれだけ多数の異民族の人間を、あれだけ残酷な方法によって、絶滅させようとする如き企ては、血統への妄執に憑かれた者の仕業としてしか、起こり得なかったであろう。自民族――「人種 Rasse」という概念の下に「北方人種」とか「アーリア人」と好んで称された――の優秀性を確信してその血の純粋性の追求に最高の価値を認め、他方、自分たちの血統の弱化の要因となるとみなされた者や、自分たちの生活圏の妨げとなり、混血を惹き起こして文化を頽廃させるとみなされた劣位の人種を排除し殺害して、その血統を断ってしまう――ユダヤ人大量虐殺に窮まる蛮行は、こういう考えを根本的動機としてのみ繰り広げられ得たのである。この認識をもってするならば、私たちは、ローゼンベルクに帰せられるべき罪責の、測り知れぬ重さに、思い至らずにはいられないであろう。ナチスの行なった人道に対する犯罪全般は、ローゼンベルクが『20 世紀の神話 *Der Mythus des 20. Jahrhunderts*』の中で唱えた「血の宗教」

が実践に移されたものにほかならない、といっても決して過言ではない、と考えられるのである。『20 世紀の神話』は、純然たるカルトの宣教書である。そこに書かれていることによれば、世界の歴史を形づくる実体は「人種 Rasse」である。だがそれは、自然科学的・生物学的に定義されるべきものではなくて、いわば精神的実体として考えられている。それで、それは、外的形態からいえば人種であるが、その内的本質に従えば「魂 Seele」――あくまで集合的霊魂――として捉えられる。魂の創造力の発露が「意志 Wille」であり、魂の超世代的担い手は「血 Blut」だという。つまり、ローゼンベルクは、人種を自然科学的・生物学的に定義することを拒みながら、その一方で、人種を要因とする歴史観のための物質的保証として「血」を挙げている。その態度は、純然たる信念――「思い込み」といった方が適切か――に基づいているのであるから、彼の歴史観は「血の宗教」に集約されるわけである。さらに彼の確信するところによれば、真に創造的な力を発揮して、建設し支配する役割を演じられるのは北方人種つまりアーリア人であり、これに対して南方人種である小アジア・セム系人種は独創力を持たず、ただ受容し従属する生存様式に甘んずるほかない。ヨーロッパの歴史は、古代より、北方人種が南方人種を征服し支配して、その都度文化圏を形成することによって、展開してきた。インド、ペルシア、ギリシア、ローマ等の文化はそのようにして隆盛を見たのである。しかし、いずれの文化も、その圏内で南方人種の勢力が強まり、混血が進むに伴って衰退してゆくのを避けることができない。その結果、古代インド、ペルシア、ギリシアの文化はすでに滅び、現在のヨーロッパは、坩堝化したローマの崩壊の最終局面にあって、この状況を救う北方人種による新たな文化創造が待ち望まれている。頽廃をもたらした南方人種のうちで、なお最も大きな影響力を持ち続けているのがユダヤ人であり、北方人種の創造力を最もよく受け継いでいて、革新の主役となるべき存在がゲルマン人である。今や、ドイツ人つまりゲルマン人は、「血の宗教」に依って自らの使命に目覚め、純血に基づく文化創造の共同体を築き上げるための、生活圏の確保に乗り出さなくてはならない。ローゼンベルクは、自己のこうした独断と偏見を正当化するのに都合よく役立ちそうな材料を、その学識を活かして、宗教史、宗教哲学、歴史哲学、文明史等々様々の分野から夥しく引っ張り出してきて並べ立てている。それでこの書は、一見、広範な学問的考察に裏づけられた壮大な世界観を説くものであるようにも思われ、また、衒学的で晦渋な表現に満ちた深遠な哲学思想の書であるようにも思われる。その正体が何であるかは、上に断定したとおりである。

アルフレート・ローゼンベルクは、1893 年、当時ロシア領であったエストニアのレヴァルすなわちタリンに生まれ、リガ、モスクワで学び、第一次大戦終結後まもなくミュンヘンに移住してきて、ヒトラーに出会い、ナチスに参加した。だから、普通にはバルト系ドイツ人と見られたわけだが、彼の行なった諸人種あるいは諸民族の分類によるならば、彼自身がどういう位置づけになるのか、実ははっきりしなかった。ローゼンベルク姓はユダヤ人に比較的多かったので、不明と見られた父方の祖父がユダヤ人だったのではないか、と推測する者があり、さらには彼にはドイツ人の血はまったく流れていない、と推測する者もあった。

そうした推測が噂となって流れたのは、彼がナチ党からの国会議員に選出され、かつ『20 世紀の神話』の初版が出された 1930 年の頃からであったという。ナチス内部に、彼の抬頭を妬む者たちがいたのであろう。彼の家系の真相は、今に至るまで明らかになっていない。今はもう、それを詮索することに意味を認める者はほとんどいない、といってよいであろう。ただ、ひょっとしたら、彼が自らの出自に対して抱いていた、モヤモヤした感情が、彼のキリスト教観に影を落としていた可能性はある。キリスト教といえば、それがまさに坩堝化したローマ帝国内のユダヤ民族居住地の中から発生し、全地域に広まっていったこと、周知の歴史上の事実であるが、ローゼンベルクは強引に、キリスト教の本来の姿つまりイエスの教えはアーリア的なものであった、それがパウロによってユダヤ化され、さらにカトリックにおいてユダヤ的宗教としてヨーロッパに広まることになったのだ、と主張する。つまりローゼンベルクは、イエスはアーリア人であった、と考えていることになるが、実のところ何と、イエス・キリストは「北方人種の魂の権化」であるとまで語っている。一体その強弁の拠り所が何に求められるのか、ローゼンベルクは語っていないが、容易に推測されるように、それは、イエスの実の父親についての言い伝えである。イエスの父親は、当時ガリラヤに駐留していたローマ軍の一兵士であった、その名はパンテーラ Panthera といい、彼はナザレの村娘マリアを孕ませて姿を消した。大工ヨセフがすべての事情を知ってマリアを妻に迎え、イエスは世に生まれることができたのだ、という。この言い伝えは、かなり早い時期から、ユダヤ教側において語られてきた。ガリラヤ人たちの異端教説が真の救済教のような顔をして世界に広まってゆく趨勢に強い危機感を抱いた正統ユダヤ教徒たちは、その者らが神の子・メシアとして担いでいる者の正体を、暴いて見せる必要を感じたのであろう。その悪意は別として、キリストと呼ばれたイエスの史実上の姿を探ってみようとする時、この言い伝えには、顧慮するだけの価値があるには違いない。だが皮肉なことには、近代になって、それは、ヨーロッパ・キリスト教世界のアンティセミティズムの者たちによって、ユダヤ人を貶めるための有力材料として利用されるようになる。ローゼンベルクも、その例に倣ったわけである。「パンテーラ」というのは――エーゲ海に「テーラ」島があるから――ギリシア人名であるように思われる。しかし後になると、「ガリア」「ガラテア」「ガリラヤ」という名称の相似から、ガリラヤ地方自体、早くからケルト人が住みついていた土地で、彼らの多くがローマ軍の傭兵となって働いていたのだ、という推測も生じてくる。つまりイエスはケルト人――アーリア人種である――だというのである。この臆説は、ドイツのアンティセミティズムの者たちの間ではかなり有力になっていたようであるが、ローゼンベルクがそこまで考えていたのかどうかは、分からない。いずれにしても、彼の考えによれば、ローマ帝国崩壊後のヨーロッパは、現在に至るまで、ユダヤ化したカトリック・キリスト教に支配され続けているのであるから、その状況を打破すべく、キリスト教本来のアーリア性を発揮して、それを人々に伝授し、人々の心を覚醒させる者の出現が望まれる。実はすでに、そのような者は、ドイツ人たちの間から幾人も現れて、先駆者としての働きをしている。その代表例がマイスター・エックハルト（Meister Eckhart, c.1260-c.1328, ローゼンベルクは「エ

ッケハルト Eckehart」と綴る）であるという。テューリンゲン生まれのドミニコ会修道士、当代随一のパリ大学で「マギスター」となったエックハルトは、精力的な著作と説教の活動によって人々に感動を与え、「読書達人」・「人生達人」の令名を馳せた。彼は、文字に表現された教義を超えて、その真髄を各人の魂においてこそ経験すべきであると説いた。人間の魂は、世俗のしがらみから徹底的に離脱するとき、自らの奥底に神を見出す。それこそは創造以前、神たる姿をとる以前の神であって、ただ「神性」と呼ぶほかないものである。神性が魂において出会われるということが、すなわち神の誕生であり、創造の出来事である。魂が飽くことなく求め続けるに応じて、創造は瞬時瞬時どこまでも繰り返される。神の有り様について教義に語られている事柄のすべては――神子の誕生も、三位一体も――、この魂のうちで反復反復経験され、認識される。人間の魂は、本性上、このような経験に到達すべきものなのであるから、人は皆、そのことに目覚めるならば、イエス・キリストにおいて起こったと同じことを、己の魂のうちにおいて経験し実現することができる、というのである。こういう教えを説く者を、如何に民衆間でその人気が高かろうとも、教会当局が放っておく筈はない。エックハルトは、65 歳になる頃、ケルン大司教のもとに呼び出され、続いて当時教皇庁のあったアヴィニョンに移されてヨハネス XXII 世による異端審問を受ける。その判決を待たずに、彼はアヴィニョンで死んだ。死因は不明。教皇は彼の発言の幾つかを異端的と宣告した。このようなエックハルトの教説と生涯とに、ローゼンベルクは、カトリックの権威に抗してイエス本来のアーリア的教えを復興させようとする北方的キリスト教の使徒を、いやあるいはむしろ、アーリア人固有の「血の宗教」の先駆的預言者を、認めようとする。エックハルトのいう、魂の奥底における神性との出会いこそは、ローゼンベルクからすれば、アーリア人特有の魂の創造への自由の境地を指し示しているにほかならないのだ。なお一つ、付け加えていうならば、エックハルトは、説教の多くを、当時の聖職者の習慣に反して、民衆語たるドイツ語で行なった。一般民衆にこそ、精神的覚醒を期待したからであり、実際また、それによって十分に成果を上げることができた。その点をも、ローゼンベルクは当然高く評価する。ちなみに、彼自身は、ドイツ語での演説が致命的に拙かった。彼は、育った環境から、多言語に通じている強みがありはしたが、ドイツ語に関していえば、バルト訛りが激しかった。また、学究肌であるだけに、弁舌さわやかとはいかなかった。その点で、ヒトラーやゲッベルスと大きな差があったから、固より指導者（フューラー）になることはできず、また、首席太鼓叩きの役割も担えなかったわけである。ともあれ、ローゼンベルクにとって、アーリア人の「血の宗教」は、今や総統（フューラー）崇拝という形をとって本格的に実現されようとしている筈であるから、エックハルトは、理屈の上では、「来たるべきメシア」を予言した洗礼者ヨハネの位置を占めている、ということになる。ただし、彼が本心からそれに確信を持ち得たかどうかは、疑問である。

『20 世紀の神話』は、ナチスがまさに国政の主役に躍り出ようとしていた 1930 年に初版が刊行され、以後、ヒトラーの『我が闘争』に次ぐナチス運動の経典とみなされて、ナチスが政権に就いた後も、その主催する集会や行事の度毎に参加者に配られたので、計百万部以

上が出回った。それとともにローゼンベルクは、党のイデオロギー・世界観指導者としての地位を確立したとされる。ただし実のところをいえば、ヒトラーはこの書を高く評価していなかった――おそらく読まなかったであろう――し、ゲッベルスはあきらかに軽んじていた。その宗教改革書的体裁が、党の対カトリック政策を難しくしかねないという問題点には、ゲッベルスならずとも党幹部たちは注意を払っていた。また、この書物がたいへん多くの人々の手に渡ったといっても、ではいったい、その中でどれだけの人が、それを読んで分かったと思えたのか、あるいはそもそもその晦渋な文章を読んでみようという気になれたのか、と問われれば、それは何とも答えようのない話だ。そうしたことを考えるならば、この書物が一般に与え得た影響というものは、おそらく『我が闘争』には比べ物にならないほどのものであった思われる。だから、もしも私たちが、ユダヤ人大量殺戮に対するローゼンベルクの罪責の重さを論じようとするに、『20 世紀の神話』だけを拠り所とするのならば、それは決して十分な態度とはいえない。ローゼンベルクの思想的影響の深刻さは、彼がもっと早い段階、つまり 1920 年代初めのナチス結党期のミュンヘンにおいて、ヒトラーに対して揮った感化力の強さを考察してみる時、はじめて十分に測り知られるであろう。もともと「血の宗教」的世界観構築を志向するカルト的心情の持ち主であったローゼンベルクは、ミュンヘンで出会った将来のフューラーに強い影響を与えて、そのウィーン時代に由来する反ユダヤ人感情を、おどろおどろしい血統信仰に彩られた一大世界観にまで練り上げるのに、決定的な役割を果たしたのである。そうした事情を、ヒトラーの『我が闘争 Mein Kampf』（1926 年 12 月刊、27 年市販開始）の叙述から読み取ることができるであろう。『我が闘争』は、周知のとおり、1923 年 11 月のミュンヘン一揆失敗後、24 年 4 月 1 日から同 12 月 20 日までランツベルクで禁固状態にあったヒトラーが口述してルドルフ・ヘスに筆記させたものであるが、そこに語られているヒトラーの反ユダヤ主義を中核とする世界観は、明らかにローゼンベルクの人種血統信仰の強い影響によって構築されたものである。この世界観によって統率されて、20 年代後半、ナチスは大躍進を遂げた。先述のとおり、『20 世紀の神話』は、ナチス指導層の側からいえば問題点を含んでいたし、一般読者にとってはとっつきにくい書物であったが、それでもそれが、第二位の経典たる位置を与えられることができたのは、30 年代に入るその時点ですでに、ユダヤ人排斥政策を人種血統信仰によって根拠づけ正当化するのを当然とみなす、カルト的気分が、党指導層にも支持者たちにも行き渡っていたからである、と考えられる。

アルフレート・ローゼンベルクは、1893 年、商人ヴォルデマル・ローゼンベルクの第 3 子として、レヴァルに生まれた。生後 2 か月に母は世を去り、11 歳の時には父親とも死別して、父の姉妹に養育されることになった。恵まれない境遇であったようだが、向学心は強く、早くからいろいろな書物を読み漁った。特に、ドイツ観念論（ヘルダー、フィヒテ）、古典派文学（ゲーテ）、英国文学（ディケンズ、エマーソン）、ロシア文学（ドストエフスキー）、さらには生哲学的なショーペンハウエル、ニーチェの著作などから感銘を受けるところが大きかったという。しかし、間違いなく彼に最も深い影響を与えた作家は、レイシスト

のヒューストン・ステュアート・チェンバレンであった。その主著『19 世紀の基礎 *Grundlagen des 19. Jahrhunderts*』――ほとんど『20 世紀の神話』を先取りしているような内容――の他に、彼のカント論、ゲーテ論からも、ローゼンベルクは、多くを学び取った。また、ローゼンベルクは、やがてリヒャルト・ヴァーグナーの楽劇にも夢中になったというが、それもチェンバレンの影響による面が大きかったに違いない。学業についていえば、彼は、1910 年から、リガの高等工業学校で建築学を専攻した。第一次大戦が始まると、リガはたちまち戦禍を被ることになったので、1915 年、学校の学生・教授陣はそろってモスクワに避難して、そこで学習を続けた。1917 年、ローゼンベルクは、ロシア革命の目撃者となる。ユリウス暦 10 月のボルシェヴィキ革命に、彼は、ユダヤ人フリーメイソン団のインターナショナリズムによる世界征服の企てを見たと固く信じた。翌 1918 年春、高等工業学校を卒業した彼は、レヴァルに戻るが、そこでは進駐してきたドイツ軍に対して、「赤軍」が激しく戦っていた。やがてドイツ軍が撤退すれば、かつての帝政ロシア人支配が、ボルシェヴィスト・ロシア人支配に姿を変えて戻って来るであろう――ローゼンベルクは、その予感に恐れおののいた。急いで反ユダヤ・反ボルシェヴィズムの文書を出して人々に警告したものの、ますます切迫してくる情勢に、もはやこれまでと、出国を決意し、ロシア人旅券がまだ有効であったのを幸い、ベラルーシからの革命難民に混ざって、その年のうちにミュンヘンに到着した。共和国政府に反発する国家主義団体の活動が勢いを揮うミュンヘンで、ローゼンベルクは、文無しであり、ドイツ語の喋りもたどたどしかったが、年が明けて間もない頃、有名な反ユダヤ主義者ディートリヒ・エッカートの存在を知って、その住居を訪ね、「反イスラエルの闘士を一名、使っていただけますか？」と問うた。エッカートは笑って「もちろんだ」と答えたという。そしてローゼンベルクに、自らの発行していた反ユダヤ主義雑誌『良いドイツ語で *Auf gut Deutsch*』の編集を手伝わせるなどして、著作の仕事を世話してくれた。ローゼンベルクは、持ち前の文筆能力を発揮して、反ユダヤ主義・反ボルシェヴィズムの確固たる意見を表明したから、国家主義者たちのグループに受け入れられて頭角を現わした。やがてエッカートは、ドイツ労働者党 DAP の集まりに招かれて行った時に会ったヒトラーの非凡な指導者資質について、ローゼンベルクに熱心に話して聞かせ、彼にぜひ会うように、と勧めた。ローゼンベルクはその勧めに従ったわけである。その後、果してヒトラーは、DAP の指導権を掌握して、1920 年 2 月にはこれを「国家社会主義ドイツ労働者党 NSDAP」と改称することに成功するが、501 番に始まる独特の党員番号の順列を持ったこの党において、ローゼンベルクには 625 番が与えられた。ヒトラーは 555 番であった。

一方、ヒトラーがユダヤ人に対する反感をはっきり抱くようになったのは、自ら語っているとおり、彼が 1908 年 2 月から、1913 年 5 月まで、生涯で最も長くウィーンに滞在した時期においてのことであった。満 19 歳になる少し前、リンツで母親の葬儀を済ませたヒトラーは、2 度目の美術学校受験のために、ウィーンに向けて出立した。前年 9 月に美術学校を初めて受験して不合格になった時、彼は同学校の校長に面会して、不合格の理由を尋ねた。校長は試験の際に提出された彼の作品に一通り目を通したうえで、君は建築の方に才能が

ある、将来本学を受験するとしたら、建築科にのみ可能性があろう、と答えた。ところが、建築科受験の条件となる資格を、ヒトラーはまったく持っていなかったばかりか、これまでにその取得のために勉強した経験すらなかったのであった。そういう経緯であったことを考えれば、もはや両親も亡く、父親の遺産もほとんど使い果たしてしまった青年に、この度のただ意地の再受験のためだけのウィーン滞在が、果たしてどんな日々をもたらすことになるか、思い半ばに過ぎるというものであろう。彼は当初、同じくリンツからウィーンの音楽学校に入学を果たした友人とルームシェアをしたが、1908 年 9 月、二度目の美術学校受験に失敗した頃には、すでにその友人の前から姿を消し、安下宿を転々として、一時期は浮浪者収容所に潜り込んだりした挙句、1910 年頃から公営独身者合宿所に住みついて、13 年 5 月にウィーンを去るまでそこに住んでいたと考えられている。ヒトラーは、自分で描いた絵を街角で売ったり、日雇いの力仕事をしたりしてその日その日の生活の資を稼ぎ、旺盛な知識欲にまかせて新聞や本を読み漁った。また仕事場で、労働運動をする者たちと接触する機会も自然に多くなった。政治的・社会経済的方面での思想形成が促されたわけである。ウィーンに来たヒトラーが何よりもまず強く心に感じたのは、オーストリア–ハンガリー帝国を構成する異民族の者たちに対する嫌悪であり、多民族統治を推し進めるハプスブルク王家に対する反発であった。そしてそれは、幼少時以来彼の心を圧迫していた不満の念が、今や憤激となって噴き出してきたものにほかならなかった。オーストリア西境のブラウナウ・アム・インに生まれたアドルフ・ヒトラーは、バイエルン人と言語を同じくする「ドイツ人」であることを強く意識しながら、自分がなぜバイエルン王国の民と同じように「ドイツ国民」でないのか、疑問でならなかった。彼が、『我が闘争』の中で、実科学校で歴史の因果関係を的確に教えてくれる優れた教師に出会ったことを、感謝を込めて語っているところを見ると、おそらくその教師の授業のおかげで、彼は、オーストリア――本来ドイツ帝国のオストマルクつまり東部辺境領であった――がドイツ統一から締め出されねばならなかったわけを、はじめて十分に認識するに至ったのであろう。ハプスブルク王家のドイツ民族に対する裏切りの集約を、ヒトラーは多民族の混住する首都ウィーンで目の当たりにする思いであったに違いない。オーストリア–ハンガリー帝国の民族構成について、1900 年当時の統計によると、全帝国人口約 4,540 万、うちドイツ人 1,130 万、ハンガリー人 875 万、チェコ人・スロヴァキア人 797 万、ポーランド人 426 万、ウクライナ人 380 万、クロアチア人・セルビア人 344 万、スロヴェニア人 129 万、ルーマニア人 303 万、イタリア人 75 万等であり、オーストリア地域に限るならば人口 2,615 万のうち、ドイツ人 917 万、ハンガリー人は 9,500 人余だが、チェコ人・スロヴァキア人 595 万、ポーランド人 426 万（帝国全体と同数）、ウクライナ人 337 万、クロアチア人・セルビア人 71 万、スロヴェニア人 119 万、ルーマニア人 23 万、イタリア人 73 万等となっている。さらにボスニア・ヘルツェゴヴィナが併合されるのは 1908 年である。民族の居住区域が相互に複雑に入り組んでいたところに、この時期、産業資本主義の進展によって急激な人口流動が起こりつつあった。プロレタリア化した諸民族の地方住民たちが首都ウィーンに押し寄せて、非熟練部門を含めた各種

職域において安価な労働力として用いられ、ドイツ人の雇用口を奪ってしまう勢いは止めようがない。議会では、議員たちがそれぞれ勝手に自分の言語を使って発言するので議論がまったく進まない。ハプスブルク王家が帝国経営の方針を改めない限りは、オーストリアからドイツ性はどんどん薄められ失われていく一方であることを、ヒトラーは切実に感じないではいられなかったのだ。だが、ここで注意しなくてはならないのだが、ヒトラーがそのようにして敵意を抱いた帝国内の異民族に当初「ユダヤ人」は含まれていなかった。「ユダヤ人」は、オーストリア-ハンガリー帝国を構成する諸民族、あるいは帝国内に居住する被支配民族の一つには数えられていなかった。上記の1900年統計の人口に関していうならば、全帝国人口約 4,540 万、オーストリア地域人口約 2,615 万をそれぞれ構成する民族の中に「ユダヤ人」の項はなく、その代わりに、ユダヤ教徒数が前者中に約 208 万、後者中に約 122 万と示されている。「ユダヤ人」は、一個の民族としてではなく、宗教信徒の集団として捉えられているのである。それは、決して、統計を取る際にそういう形で処理されていた、というだけの話ではない。当時のヨーロッパにおいて、「ユダヤ人」はそういう生存様式をしていた、という実態を反映していることなのである。そして今、私たちの考察にとって何よりも重要なのは、ヒトラー自身、ウィーンに滞在する前は、ユダヤ人に対して異民族という感覚を持っていなかった、ということである。『我が闘争』の中で、彼は、次のとおり率直に語っている：

ユダヤ人問題　「ユダヤ人」ということばが初めてわたしに特別な考えを起こさせたのがいつであったか、を語ることは、今日では不可能でないとしても、困難である。父の家で、父の生存中に、このことばを聞いたことがあったかどうか、思い出せない。年老いた父はこの名称を特別に強調することは、すでに文化的に時代遅れだと考えていたらしい。かれはこの上もなく強固な国家主義的心情をもっていただけでなく、わたしにもその影響がおよんだが、かれは生存中に多少とも世界市民的な考え方をするようになっていた。

学校でもまた、わたしが受けついできたこの像を変えることができるような誘因は見つからなかった。

実科学校で、わたしは一人のユダヤ少年と知りあった。かれはわれわれ一同から用心深く扱われていた。けれどもただかれが無口であったし、こちらもいろいろの経験で知恵がついていて、特別に信頼しなかったからである。わたしも、また他の連中も、それでどうするという考えもなかった。

十四、五歳のときにようやく、わたしは、いくらか政治的な話に関連して、ユダヤ人ということばにしばしばつきあたった。これ〔＝前文の内容を受けている；引用者〕に対してわたしは軽い嫌悪を感じ、宗教上の口論がわたしの前で行なわれるときにはいつも、不愉快な感情をおさえることができなかった。

だが、当時はこの問題をわたしは、それだけのものとしか見ていなかった。

リンツにはユダヤ人はほんのわずかしか住んでいなかった。幾世紀もの間に、かれらの外見はヨーロッパ化し、人間らしくなっていたので、実際わたしはかれらをドイツ人だとさえ思っていた。こう

考えることの不合理さが、わたしにはほとんどわかっていなかった。というのは異教徒ということだけが唯一の区別の徴表だと思っていたためである。このためにかれらが迫害されたのだと思っていたので、かれらの不利益になるような発言に対して、わたしの反感はしばしば嫌悪となるほどだった。

組織的な反ユダヤ団体の存在について、わたしはまだ何も知らずにいた。

……

（Adolf Hitler, Mein Kampf, アドルフ・ヒトラー『我が闘争』（上）邦訳平野一郎、将積茂、角川文庫、87-88 ページ）

そしてこれより少し後の部分で、ヒトラーは、ウィーン滞在中にユダヤ人を異民族として意識し、強い反ユダヤ思想を抱くに至った経過を回想して、次のように述べる：

反ユダヤ主義への転向　こうして徐々にわたしの反ユダヤ主義に関する考えが、時がたつにつれ変わっていった。だがこれはわたしの転換の中で最も困難なものだった。

この転換のためにわたしには、最大の内面的精神的格闘が必要であった。そして数か月の理性と感情の格闘の後に、ようやく勝利は理性の側にかたむき始めた。二年後、理性が感情を追いはらい、それ以後感情は理性の最も忠実な番兵となり、忠告者となった。

育っていく感情〔＝これは誤訳。原語 “seelische Erziehung”であるから、「心の受けていた躾け」とでも訳すのが妥当と思われる；引用者〕と冷静な理性との間で激しい格闘が行なわれていたころ、ヴィーンの街はわたしに直観教育で、たとえようもないほど奉仕してくれたのだ。そのころには、わたしは初めのころのように、盲目的にこの巨大な都市をうろついてばかりいないで、目を開いて、建物以外に人間をも注視するようになっていた。

あるときわたしが市の中心部を歩きまわっていると、突然長いカフタンを着た、黒いちぢれ毛の人間に出くわした。

これもまたユダヤ人だろうか？というのがわたしの最初に考えたことだった。

かれ〔＝ユダヤ人たち；引用者〕はリンツではもちろんそのような外見をしていなかった。わたしはひそかに注意深くその人物を観察した。だがこの見知らぬ顔を長く見つめれば見つめるほど、そしてその特色をさぐるように調べれば調べるほど、ますますわたしの頭の中で最初の疑問が他の表現に変わった。

これもまたドイツ人だろうか？

こういう場合、わたしはいつものように、この疑問を本から引きだしてみようとし始めた。当時わたしは、数ヘラー支払ってわたしの生涯ではじめての反ユダヤ主義のパンフレットを買った。遺憾ながらこれらのパンフレットは、すべて原則として、読者がすでにユダヤ人問題を少なくともかなりの程度まで知っているか、きわめてよく理解しているという立場から出発していた。結局、その論調は大部分、その主張に対する非常に浅薄で極度に非科学的な論証であったため、わたしにまたしても疑いを生ぜしめるようなものであった。

わたしはそこで、幾週間も、実際幾月も、またもとのところへ逆もどりした。

問題は非常に大きく、非難は極端であるように思えた。わたしは誤りをおかすのではないかという恐れに苦しめられ、ふたたび不安で、自信がなくなった。

もちろんここでは、ある特定の宗派に属するドイツ人を問題としているのではなく、ある民族自体を取扱っているのだということを、わたしは疑うことはできなかった。というのは、わたしがこの問題に没頭しはじめて、ユダヤ人に初めて注意するようになって以来、ヴィーンについて以前と違った印象を受けたからである。いつもわたしが行くところで実際にユダヤ人を見た。そしてわたしが見れば見るほど、かれらが他の人間と違っているのが、ますますはっきりと見えてきたのである。特に市の中央部とドーナウ運河の北部の区域は、外見的にもドイツ民族と似かよっていない民族が密集していた。

……

（ヒトラー、前掲書、93-94 ページ）

ユダヤ人のドイツ人に対する外見上の相違に、ウィーンに来てはじめて気づいた、という叙述は、リンツでは見かけなかった、同化せず伝統的服装を守る東方ユダヤ人たちに、ウィーンでは数多く出会うことになった、という、一種のカルチャーショック体験をそのまま伝えているのであろう。それよりも上記文中で私たちの注目を惹くのは、ヒトラーが、自身の心に反ユダヤ思想が根を下ろしていく経過を、理性が感情との激しい格闘の末に勝利するに至った経過として語っている、という点である。ユダヤ人を異民族とは考えず、彼らに宗教的議論を吹っ掛けるような態度を嫌うのが、幼時から育まれていた「感情」であり、ユダヤ人を異民族として認識し、彼らの有害性に対して敵意を抱く、ということを教えようとするのが「理性」であった。東方ユダヤ人たちの外見から受けた強烈な印象は、理性の勝利のため、有効な手助けとなる直観材料であったには違いないが、反ユダヤ思想自体は、あくまで理性の力によって、換言すれば知的・理論的な根拠づけによって確立されたものである、とヒトラー自身は捉えているわけである。ではその根拠づけに当たるものとして、ヒトラーは何を挙げているのであろうか。それは、マルクス主義批判である。もう少し詳しくいうならば、社会民主党の基礎理論となっていたマルクス思想との批判的対決であり、かつマルクス主義とユダヤ思想との同一性の認識である。それらのことを通して、ウィーンのヒトラーの中に、反ユダヤ主義が確立された。社会民主党員との出会いについてヒトラーの述べるところによれば、建設現場の仕事に出ていた時に、党員たちのオルグに遭ったのが最初、ヒトラーは相手にしたくもなかったが、執拗に迫られて、とうとう話を聞かされることになった、そしてその話には、次のような衝撃的内容が含まれていたのだという：

最初の数日間、わたしはシャクにさわった。

昼間は一部のものは近所の飲食店へ行く。その間に他のものは仕事場に残り、たいていそこで非常に貧しい食事をとるのだ。彼らは結婚しており、その女〔＝ihre Frauen となっているから、「妻たち」と訳すべき；引用者〕はみすぼらしい食器に昼食のスープを持ってくる。週末になるとその数がだん

だんと多くなる。わたしはその後はじめて理由がわかった。さてそこで政論がたたかわされる。

わたしは一びんのミルクを飲み、どこか隅の方でパンをたべ、注意深く新しい仲間を研究したり、あるいは自分の悲惨な運命について追想したりした。けれどもわたしは十二分に聞いていた。またわたしにおそらく態度を決定させようとするのか、しばしば、わたしには故意に近寄ってくるかのように思えた。どんな場合にもわたしが聞いたことは、わたしにとっては極端に刺激的だった。かれらはそこではすべてのものを否定した。すなわち、国民は「資本家階級」――このことばをどんなにしばしば聞かねばならなかったことか――の仮構であり、祖国はブルジョアジーが労働者階級を搾取するための道具であり、法律の権威はプロレタリアートを弾圧する手段であり、学校はしかもまた奴れい要員と奴れい所有者を飼育するための施設であり、宗教は搾取されるために運命づけられた民衆を白痴にする手段であり、道徳はおろかな羊どもの従順さの象徴である等。だがそこでは、恐るべき泥の深みに引きこまれないものは、一人も〔＝rein gar nichts だから「一つも」と訳すべき；引用者〕ないのだ。

（ヒトラー、前掲書、71-72 ページ）

こうした内容は、ヒトラーにとってみれば、自分が大切にしているものの全否定、自分の生き方に対する真っ向からの挑発を意味していた。もちろん彼は、ドヤ街に住んで日雇い仕事でその日暮らしを営む身として、社会民主党のオルグたちに劣らず、食に飢え、労働者の解放を望んでいた。しかし、彼にとっての第一の願望は、ドイツ国家への帰属、ドイツ国民としての在り方の獲得である。労働者としての生活の安定も、国民国家の経済基盤の上に位置づけられることによってはじめて可能である、と確信している。それを、「国民」観念は仮構であり、国家は搾取の道具、国法は弾圧手段である、などと論じ立てられたら、もうとても我慢して聞いているわけにはいかない。いきなり自分の立場を鮮明にして反論を始めたので、たちまち大激論が交わされることになった。そしてついに、「すぐに建築場からたち去るか、足場から突き落とされるか、どちらがいいか」と詰め寄られて、仕方なく退散したが、負けん気が起こって来て、二、三週間後にまた建築場に出て行って、最初から同じことを繰り返したのだという。そういう状況に追い込まれたのだから、ヒトラーは、稼ぎ口を死守するためにも、徹底的理論闘争の必要に迫られた。それまでほとんど興味のなかった、オーストリア社会民主党機関紙「労働者新聞」を、買ってまで読み耽った。さらに、社会民主党の理論的拠り所となっているマルクス思想に、根本的に取り組もうとした。当時のヒトラーが、マルクスからそんなに遠いところにいたとは思われない。美術学校入学の望みを断たれ、社会に対する鬱積した憤懣を抱えて、ウィーンのドヤ街に明け暮れていたヒトラーの心情は、大学教授への道を閉ざされて、パリに移住し、資本主義社会告発の闘いに乗り出しつつあったマルクスの心情に、少なからず通ずるところがあったとしても不思議ではない。だから、ヒトラーのマルクス研究が彼なりに熱心なものであったことは、疑う必要もないであろう。しかし、その研究の目的は、終始一貫して徹底批判にあった。労働者解放はあくまで国民としての生存様式の上に成り立つ、とするヒトラーの信念を完全に打ち砕こうとする

かのように、マルクスは、万国の労働者を一様に「プロレタリア」として一括りにし、プロレタリアートとブルジョアジーとの世界規模の階級闘争に前者が勝利することによって、解放のすべてがもたらされる、と主張する。剰え、「国民」「祖国」はブルジョアジーの陰謀による仮構であり、国家組織や国法はブルジョアジーの用いる抑圧手段である、と説いて、それらの破壊を煽っている。この倒錯したインターナショナリズムこそが社会民主党の害悪の根源である、ということを、ヒトラーは突き止めた思いであったに違いない。そしてさらに彼は、このマルクス主義を、ユダヤ思想と完全に同一視した。マルクスがユダヤ人だから、マルクス主義はユダヤ人の思想である、といえば、それは当たり前であろうけれど、ヒトラーは、そういう意味で、マルクス主義はユダヤ思想の一例である、といっているのではなく、マルクス主義はユダヤ思想そのものであり、現代におけるユダヤ思想の典型的表現形態である、と断定しているのである。なぜなら、マルクス思想の根柢をなしているインターナショナリズムは、まさにユダヤ民族の生存様式を忠実に反映する観念形態にほかならない、とヒトラーは確信するに至ったからである。今や彼にとって、かつては異民族として意識されることすらなかったユダヤ人が、かえってその民族集団として目立ちにくいという特異性の故に、不気味さを露顕し、強い敵対心を唆るのは必然である。この民族は、まとまった居住地区を持たず、外見上も、少なくともリンツで見ていた限りでは、他と区別される特徴に乏しい。しかし、実際には彼らは確かに民族としての繋がりを保持しており、しかもその根本性向は、一般に民族の存在様式とされる共同形態を超克して超民族的な連帯を創り出していくこと、すなわちインターナショナリストたることに存する。独自の国家を持たない彼らは、バラバラに各民族国家の内部に浸透していって、そこで或る種の融解作用を惹き起し、民族国家の枠組みを破って、これを国際的連帯で置き換えていくという働きを、常に為し続けてきた。超民族的民族たることが、彼らの本質である。現在、この本質は、マルクス主義という尖鋭な表現を得て、プロレタリアートによる国際的連帯の創出へと邁進しつつある。その最終的目標が世界制覇であることは、マルクス自身の所説からも明らかである――このように把握するヒトラーにとって、マルクス主義とユダヤ思想とは、それらが本来意味するところについていえば、シノニムである筈である。けれども、実際上それぞれの担い手となり活動している者たちは、必ずしも重なり合っていない。マルクス主義の担い手・活動家は、社会主義者ないし社会民主党員であり、ユダヤ思想のそれは、あくまでユダヤ人ないしユダヤ民族である。後者の全貌を、ウィーンのヒトラーは、まだ掴みきれないでいた。

ヒトラーは、明らかにオーストリアの徴兵に応ずるのを嫌がっていた。おそらくはそれでリンツに戻らず、ウィーンに留まっていたのであろうが、兵役猶予の期限がついに切れる頃、ウィーンを出て、ミュンヘンに移って来ている。ヒトラー自身は、それが 1912 年春であったといっているが、研究者たちは 1913 年 5 月のことであったと考えている。すぐにリンツ警察の捜索の手が及んできて、とても不安定な身分であったが、折から 1914 年 6 月 28 日、サライェボ事件が起こると、情勢は急激に進展、7 月 28 日オーストリアとセルビアとが開

戦、同 30 日にロシアが参戦、そして 8 月 1 日にはついにドイツが対ロシア宣戦布告、同 3 日対フランス宣戦布告、翌 4 日には英国がドイツに宣戦布告をして、ヨーロッパは大戦に突入した。この経過を、ヒトラーは、ドイツ民族が国家としての在り方を確立するための絶好の機会の到来と捉えたので、さっそくバイエルン王の軍に志願して、入隊を認められ、ドイツ帝国軍バイエルン連隊の一員となった。そして、予備歩兵第 16 連隊に配属されて、同年 10 月から西部戦線に投入された。ドイツの敗戦が決まって間もなく、ヒトラーは、1918 年 11 月 21 日に衛戍病院からミュンヘンの連隊に戻ってきた。敗戦直後のバイエルンでは、ベルリン中央政府に対抗する独自政権の樹立を狙って、左右両極がしのぎを削っていた。当初は、ヴィッテルスバッハ王家を打倒した労兵レーテに支えられる独立社会民主党が革命政権を構成していたが、激しい政争の末、1919 年 5 月初め、反革命の国家主義勢力がついに決定的に勝利し、政権を奪取して、中央政府に対して今度は右から圧力をかける形勢を築いた。バイエルン国防軍でも、あらためて反革命的・国家主義的な兵士教育による再編が急務とされた。この情勢の下で、反社会主義、反ユダヤ主義の旗幟鮮明で、かつ際立って弁の立つヒトラーは、軍幹部に重用されて頭角を現わす。彼は、兵士たちのための政治思想啓発講習会に派遣されて弁士・講師役を務め、また、軍の周辺で活動する国家主義政治団体の集会に出席する機会も持つようになった。1919 年 9 月 12 日にドイツ労働者党の集会で演説を行なった時、アントン・ドレクスラーに見込まれて入党することになったという。その後、たんなる弁士の枠を超えて党の指導者にのし上がり、1920 年 2 月 24 日の党大会で、党名を「国家社会主義ドイツ労働者党 NSDAP」と変えることを決議させる。同年 3 月 31 日をもって国防軍を退役し、党政治活動に専念する。そして党勢の伸長に努めた末、1923 年 11 月、フランス軍のルール占領にドイツ国民が苦しめられる中、前大戦の英雄エーリヒ・ルーデンドルフを担いだヒトラーは、バイエルン独裁執政グスタフ・フォン・カールにベルリン進軍への蹶起を迫る。しかしカールに拒絶されて挫折した。いわゆるミュンヘン一揆である。ここまでの一連の経過に基づいて、ヒトラー思想の確立期として、一般的には、1919 年から 23 年までの 5 年足らずの期間が考えられている。あるいは、その後ランズベルク要塞に閉じ込められて『我が闘争』の口述をした 1 年間を、そこに加えて考える人もあるようだ。『我が闘争』は、2 巻本で、上巻 12 章、下巻 15 章の全 27 章構成になっている。始めの部分、上巻第 1 章は少年時代の、同第 2、3 章はウィーン時代の、それぞれ回想であるが、続く上巻第 4 章――「ミュンヘン」と題されている――以降は、ミュンヘンに移住してからのことについて語っている。ここからの叙述は、前の 3 つの章におけるものとは、趣を異にしている。語っているヒトラーの現時点における――一応「確立された」と表現され得る――思想ないし世界観がはっきり前面に出て来て、これを規準とし、これに照らして、出来事について論評がなされている、つまり、もう回想ではなくて論評の形をとるようになっている。始めのうちは、ドイツ敗戦から革命勢力の進出にまで至る経過に関して、その根本要因を剔出とその徹底的批判が主であるが、だんだん、その時期における自分の活動の意義の解明を通しての現在の立場の正当性を確証しようとする態度が目立ってくる。NSDAP の綱領作成

以降に関わる下巻の内容は、ほとんど後者によって占められていて、その論述の勢いをそのまま近い将来の再起に繋げようという、満々たる意欲を窺わせる。中には、実際に再起の成った後からわざわざ書き加えられた部分すら見受けられる。例えば、突撃隊の成立と活動経過を語った下巻第 9 章の末尾には、「1925 年の新しい突撃隊」と題する短い一節が付されていて、再建された NSDAP の突撃隊が、以前の活動実績に鑑みて、どのような姿のものになる筈であるか、ということが述べられている。さらに最終章「権利としての正当防衛」は、初めの方にロカルノ条約に言及した部分が挿入されていて、その効果もあって、完全に対フランスのプロパガンダと化している。また特に「民族と人種」（上巻第 11 章）、「国家」（下巻第 2 章）のように、はっきりとしたテーマ別表題を付けられた章では、あたかも、そこだけは時系列の縛りから自由になったかの如き体裁で、それぞれの重要テーマについてのヒトラーの根本思想そのものが開示されている。だから私たちは、『我が闘争』を読む時に、初めの 3 章と残りの部分との区別をつけるのを忘れさえしなければ、ウィーンの美術学校受験浪人――実際には 2 度でもう諦めていたらしいが――だったヒトラーの抱き得た世界観・思想と、主として 1919 年後半以降の政治活動を通して確立された NSDAP 党首ヒトラーの世界観・思想との間の比較をすることができる。そして、そこには、大きな飛躍発展――この語に何らの肯定的価値評価をも含めて用いているわけではないので、念のため――を認めることができるのである。今やヒトラーは、「人種」を根本要因とする世界史全体像を語る。人種とは、血によって繋がり、血によってその形質を承け伝えていく人間集団であり、科学、技術、芸術等、総じて文化と称される、この世界で価値を認められる事物の隆盛・衰退を巡る出来事は、人種の動向によって惹き起される。その文化との関わりという、根本的特性に従って、人種のタイプを分けるならば、文化創始者、文化支持者、文化破壊者となる。真に文化創始者といえるのは、北方由来のアーリア人だけである、そのことは、人間のより高次の在り方はすべてアーリア人によって創造されてきたという、歴史上の事実から推論できる、とヒトラーはいう。次いで文化支持者の例として挙げられるのは、――私たちがよく知っているように――日本人である。当時、ヒトラーを贔屓したい日本の知識人にとってネックになったとされるその叙述だが、冷静に読んでみるならば、東洋の強国として勢力伸長の著しい日本に、ヒトラーなりの顧慮を働かせての特別言及であったようだ。そして次に、問題の文化破壊者として、ヒトラーは、ユダヤ人を名指す。その根拠づけの働きをしているのは、ユダヤ人の生存様式に対する、ヒトラーの決定的な偏見である。彼は、ユダヤ人が元来は――つまり旧約のヘブライの民として――遊牧民であったとする通説的見解をわざわざ否定して、その生存様式は歴史上一貫して「寄生」であった、と断言する。そうであるから、ユダヤ人は、アーリア人の創り出した文化圏に浸透して、混血を進めて――ヒトラーの主張では、もっぱらユダヤ人男性がアーリア人女性を妻とするのであって、その逆は無かった――文化を衰退させ、破壊するに至るのだという。総じてヨーロッパの文化は、南進したアーリア人が、一定の地域において他人種を征服し、支配して使役することによって成立した。そしてアーリア人の支配がしっかりしている限りは、その文化は隆盛を誇ること

ができたのであるが、次第に被支配人種の地位が向上し、人種間交配が普通になってアーリア人の血統の純一性が失われてゆくにつれて、文化の衰退は加速する。そしてついには崩壊に至るのであるが、そうした経過において主たる役割を演ずるのが、文化破壊者たるユダヤ人なのだ、とヒトラーは決めつける。古代ギリシア文化も、ローマ文化も、そのようにして崩壊した、近代ヨーロッパの文化も同様の道を辿りかねない、というのが、彼のいわば世界史的危機認識である。「人種 Rasse」「民族 Volk」「国民 Nation」といった概念を、ヒトラーが明確に区分しているとか、的確に相互関連づけているなどとは、とてもいうことができない。けれども、彼がそれらを組み合わせ絡み合わせて用いて、ドイツ人同胞の危機感を煽り、彼らを行動へと駆り立てていく、その技法は、きわめて巧妙と認めざるを得ないであろう。人種は、人間の血縁集団の最上位概念を表示しており、それ以上の具体的内包は含んでいない。そしてヒトラーの語っている人種は、実際上ただ一例、アーリア人のみである。民族とは、人種が一定の地域に住みついて地縁集団を形づくっているものと解されるのであって、ヒトラーにとって第一義的に関心の対象となるのは、アーリア人が母体となっている民族集団である。その代表例として挙げられるのが、ローマ帝国時代にラインおよびドーナウの流域を境として住んだゲルマン人である。だが民族が地域的なまとまりを形成しようとするのである以上、ある民族が他の人種に由来する別民族と隣接し、さらには混住するようになることは避けられない。ヒトラーもいうように、ゲルマン人が居住地を確保しようとしていた、その時代にもうユダヤ人もゲルマニアと呼ばれたその地域に居住を始めていたのである。だから、ヒトラーの理屈では、「ユダヤ人」はもともとアーリア人に対抗する性向をもった「人種」である筈だが、実際にはゲルマン民族の居住圏に入って来た異「民族」として、はじめて考察対象になってくる。混住状態からさらに進んで、異民族間交配が常態化してくるにつれて、民族は、元来の人種に由来する血の純一性を失うことを避け難いということになり、ヒトラーの視点からすれば、ゲルマン民族がアーリア人としての純一性をなおどれだけ保ち得ているか、それについての自覚を持っているか、ということが、憂慮の対象となる。さらに、「国民」といえば、それはもちろん「国家 Staat」を形成する民である。民族集団が政治的権力機構を備えて他と対峙する意志を表明し、これを実行する時、それは国民となる。ゲルマン民族は、ローマ帝国の弱体化に乗じて大移動を行ない、あちこちに国家を作った。それらの多くは、長くは維持され得なかったのだけれども、その中でひとり故地に留まったゲルマンすなわちドイツ人は、一貫してドイツ国家の形成の課題に取り組んできた、そしてその過程において、常にユダヤ人との間に確執を生じてきた、というのがヒトラーの歴史「認識」の眼目をなすのである。ヒトラーの理屈からすれば、国家は、それ自体が目的であるべきものではない。それは、民族が人種としての純一性を自覚し、それを客観的存立にもたらして、より高度な文化形成を進める、そのための手段である。そのことを、ヒトラーは、次のとおり、たいへん印象的な表現で説明している：

国家社会主義の国家観：　**国家は目的のための手段である。国家の目的は同種の人間の共同社会を**

肉体的および精神的に維持し、助成することにある。この維持ということ自体は、第一に人種的存立を含んでおり、かくしてこの人種の中にまどろんでいるあらゆる諸力を自由に発展させることを許すのである。この能力のうち、一部はつねに、まず第一に、肉体的生活の維持に役立ち、他の部分のみが精神的発展の促進に役立つのだ。だが、事実上、つねに前者は後者の前提をなすのである。この目的に奉仕しない国家は、できそこないであり、実に奇形である。かかる国家が事実上存在したとしても、海賊団の成功が略奪行為を正当化することができないのとかわりない。

……

それゆえ、民族主義国家の最高の目的は、文化供給者としてより高い人類の美と品位をつくりだす人種の本源的要素の維持を心がけることである。われわれはアーリア人種として、国家のもとに、この民族の維持を保証するだけにとどまらず、その精神的、理念的能力をいっそう育成することによって、最高の自由にまで導く民族のいきいきした有機体だけを考えることができるのである。

……

国家評価の視点： ……

ある国家の価値は、他の世界と比較して、この国家が文化的にどれほど高いか、あるいはどれくらい勢力があるかによって評価されることができるのでなく、その場合問題となる民族にとって、この制度がどの程度の価値があるかということによってのみもっぱら評価できるのである。

ある国家が、それによって代表されるべき民族の生活条件に適応しているばかりでなく、まさしくその国家が存在しているからこそ、この民族が実際に存在していくことができるのだというとき、その国家は模範的なものと称することができる。――その場合その国家の構造が、他の世界において、どの程度一般的文化的重要性をもっているかも、まったく同じに考えられる。というのは、国家の課題は、能力をつくりだすことではなく、いまある力を自由にのばすことだけにあるからである。それゆえ、逆に、ある国家がどんなに文化的に高くとも、人種的に複合せられて、この文化の担い手を没落に導くならば、その国家は劣等国だということができる。というのは、その国家は実際に国家がつくり出したものではなく、いきいきした国家的なまとまりによって保証されている文化創造力のある民族の結実たる、この文化の存続のための前提を、実際上それでもって破壊してしまうからである。

……

（アドルフ・ヒトラー『我が闘争』（下）邦訳平野一郎、将積茂、角川文庫、36-38 ページ）

ドイツ人は、今もってなお、いやむしろ、今ようやくにして、純正なるドイツ国家を形成するという課題に直面しているのであるが、それを果たすためには、ユダヤ人による妨害に打ち勝つ必要がある、というわけだ。その妨害の力は、大きく分けて２つの方向に働いている。一つはユダヤ人特有の超民族的生存様式――ヒトラーのいう寄生性――から来るインターナショナリズムによる、民族国家の枠組を破壊しようとする力であり、それは、一方ではマルクス主義の無国籍プロレタリアート革命の運動によって、他方では国際金融資本による世界経済支配の策動によって、表現されている。それらを、思想闘争により打倒しなくてはならない。もう一つは、ドイツ語を習得してドイツ人社会に同化したユダヤ人たちによる

「ゲルマン民族」の人種的複合化を推し進める力である。この力を抑え込むため、将来にわたって雑婚を禁止せねばならないが、混血による複合化過程は、これまでの歴史を通してすでに進行してしまっていると考えられる以上、民族の人種的純一性を確保するためには、ドイツ人社会に住む個々人について、世代を遡る血統調査を行なって、ユダヤ人の系統と判明した者を徹底して排除することが求められるであろう。ヒトラーは、『我が闘争』においては、まだ具体的にこの施策を予告しているわけではない。しかし、そこで彼が語っているところを、今注意して読んでみるならば、私たちは、それがただたんに煽り立てることに終始するものではなく、後年のニュルンベルク法から「最終解決」に至る帰結を予め含意し、予測させるものであることに、気づかざるを得ないであろう。当時、ドイツ人たちは、そのような語りで自分たちに訴えかけてくるヒトラーを熱狂的に支持し、彼に付き従ったのである。

以上によって分かるとおり、1920 年代初めにおけるヒトラー思想の大発展の本質は、要するに、それが根本において血統信仰のカルト信条化した、ということに存する。たしかにそれは、一見あたかも以前とは比較にならない広汎な世界観を語るようになったかの如くである。だが、そう見えるのは、ヒトラーが、アーリア人血統を勝手に絶対化した立場から世界史の全体像に関して、大風呂敷を広げるかの如き物言いをしているからにほかならない。ヒトラーは、もしかしたら「魂」という語はあまり好まなかったのかもしれない、それを用いていることは少ない。しかし、「人種」と「血」とで、カルトの根本信条は、概ねいい表わすことができる。「魂」を使っていないという相違点を別とすれば、ヒトラーは、数年後にローゼンベルクが衒学的な仕方で表現することになる「血の宗教」の基本教義を、先取りするかのように、もう語ってしまっている。その内容からすれば、ヒトラーの思想は、ローゼンベルク化した、とでもいえる。そこに、ローゼンベルクの強い影響が見られる、といってよさそうである。もっとも、簡単にそう言い切ろうとすれば、「それは臆断にすぎない」とお叱りを受けるかもしれない。なるほど、ヒトラーより 4 歳下であるローゼンベルクが、一方的にヒトラーに影響を与える関係にあったとは、考えにくいようにも思われる。齢三十をすでに数えたヒトラーに教えを授けるには、他にもっと年長の者が適役であったと見るのは当然であろうし、実際にまた、その働きをしたことがはっきりしている人物がいた。ディートリヒ・エッカートである。彼は、1868 年生まれで、ヒトラーより 21 歳年上、詩人、ジャーナリストであり、かつ反ユダヤ主義の論客として名が通っていた。大戦中の 1915 年にミュンヘンに移り住み、敗戦後すぐに反ユダヤ主義雑誌『良いドイツ語で』を発行、反ユダヤ主義・国家主義的諸団体と親密な関係を持った。1919 年 8 月にドイツ労働者党の集会に招かれて講演したのをきっかけに知り合ったヒトラーに、彼は、将来の指導者となるべき稀有の資質を見出し、以後、熱心にその教導に努めた。そのエッカートに、ヒトラーが深い恩義を感じていたことは、『我が闘争』の最終章が、エッカートに捧げる賛辞で結ばれていることによっても、明らかに知ることができる。まことに、この時期ヒトラーに思想的影響を与えた人物として、誰よりもまずエッカートの名を挙げるのは、妥当であるに違いなか

ろう。しかし、そういったからとて、ローゼンベルクを脇へ押しやってしまうことにはならない。かえって、エッカートとの関連を通すことによって、ローゼンベルクの影響の大きさが浮かび上がってくるのである。先述のとおり、ローゼンベルクは、ヒトラーよりも早くから、エッカートを知っていた。ローゼンベルクの方から、自分を筋金入りの反ユダヤ主義者として売り込んだ、という経緯であったと見られるが、ここで重要なポイントは、エッカートがやがて将来の総統の権威づけのためにもぜひともこれに吹き込もうと努力することになる、カルト的・エソテリックな信条を、ローゼンベルクは、エッカートと共有しており、両者は最初から意気投合の関係であった、ということだ。エッカートは、ローゼンベルクを自分の協力者として高く評価していたからこそ、熱心に彼をヒトラーに引き合わそうとして、それに成功することになったのである。だから、エッカートを介して、ヒトラーとローゼンベルクとの関係を考えてみるならば、年齢の上下にもかかわらず、後者がいわば指南代の立場にあった、と推測することができるのである。そればかりでなく、年齢の近さと共に党活動における連携の親密さによって、次第にローゼンベルクのヒトラーに対する影響力が、実質においてエッカートのそれを凌いでいく過程を想定することもあながち無理ではないであろう。エッカートは、ヒトラーが 555 番、ローゼンベルクが 625 番という党員番号を持つことになった DAP――やがて NSDAP――の、正式党員にはならず、側面からの支援者に留まった。彼の最大の功績といえるものは、国家主義的新聞として実績のあった「民族的観察者 Völkischer Beobachter」を、党が買収して機関紙にできるよう、尽力したことであった。そして彼は、1921 年 8 月からその編集長を務めたのであるが、1923 年 3 月には、その地位をローゼンベルクに譲った。同年 11 月にヒトラーがミュンヘン一揆を起こすと、エッカートは、1 週間後に関係者として捕らえられるが、心臓発作のために釈放され、1 月後に 2 度目の発作によって亡くなった。そうした経過を考えれば、私たちが『我が闘争』の叙述の中に、明らかにエッカートのそれを超えたローゼンベルクの影響を読み取り得る部分を見出すことは、そんなに難しくはないであろう。少なくとも 2 つの部分が、それに当たるといえる。その一つは、「ツィオンの賢人の議定書 Protokolle der Weisen von Zion」に言及している部分。史上、ユダヤ人の賢人たちが集まって世界征服の陰謀計画を練った、その会議の議事録である、と銘打った文書が、19 世紀末から 20 世紀初にかけてヨーロッパに出回った。それを捏造したのは、ロシアの反ユダヤ主義者たちであろうと見られ、偽書であることはあちこちで見抜かれていたのであるが、これをプロパガンダの格好の材料として利用しようとする、反ユダヤ主義者たちの執念は深かった。そして 1917 年、ロシアでユリウス暦 10 月革命が成功すると、今や世界征服をめざすユダヤ主義と同一視されたボルシェヴィズムとの闘いに燃える反ユダヤ主義者たちによって、「ツィオンの賢人の議定書」は、ボルシェヴィキたちの戦略を読み解くための貴重な手がかりとして、あらためて重要視される。この文書をミュンヘンに持ち込んで、ドイツ語に訳し解説をつけてヒトラーに紹介したのが、ローゼンベルクであった。『我が闘争』において、ヒトラーは、自分の運動にとってこの文書の持っている意味を、次のとおり説明している：

「シオンの賢人」　この民族の全存在が、どれほど間断のないうそに基づいているかということはユダヤ人から徹底的にいやがられている「シオンの賢人の議定書」によって、非常によく示されるのだ。それは偽作であるに違いない、とくり返し「フランクフルター・ツァイトゥング」は世界に向かってうめいているが、これこそそれがほんものであるということのもっともよい証明である。多くのユダヤ人が無意識的に行なうかも知れぬことが、ここでは意識的に説明されている。そして、その点が問題であるのだ。この秘密の打ち明けが、どのユダヤ人の頭から出ているかはまったくどうでもよいことである。だが、それがまさにぞっとするほどの確実さでもってユダヤ民族の本質と活動を打ち明けており、それらの内面的関連と最後の究極目標を明らかにしている、ということが決定的である。けれども、議定書に対する最上の批判は現実がやってくれる。この書の観点から最近の二百年間の歴史的発展を再吟味するものは、ユダヤ新聞のあの叫びもすぐに理解するだろう。なにしろ、この書が一度でもある民族に知れわたってしまう時は、ユダヤ人の危険はすでに摘み取られたと考えてもよいからである。

（アドルフ・ヒトラー『我が闘争』（上）邦訳平野一郎、将積茂、角川文庫、438-9 ページ）

そしてもう一つは、いっそう重要性が高いのだが、ロシア侵略の意図を明言している部分である。もっとも「部分」といっても、その種の叙述は、一箇所にまとまっているのではなく、下巻第 14 章「東方路線か東方政策か」の随所に見出されるというべきかもしれないが、その中でも下記の一節が、その主旨を集約的に表現している：

東国政策の再開　……われわれは六百年前に到達した地点から出発する。われわれはヨーロッパの南方および西方に向かう永遠のゲルマン人の移動をストップして、東方の土地に視線を向ける。われわれはついに戦前の海外植民地政策および貿易政策を清算し、将来の領土政策へ移行する。

だが、われわれが今日ヨーロッパで新しい領土について語る場合、第一にただ**ロシア**とそれに従属する周辺国家が思いつかれるに過ぎない。

この場合、運命自体はわれわれに暗示を与えようと望んでいるかのように思われる。ロシアはボルシェヴィズムに引き渡されたことにより、それまでこの国家を存立させ、またその存立を保証してきた知性がロシア民族から奪われてしまった。なにしろロシア国家の構造組織はロシアにおけるスラブ民族の国政能力の結果ではなく、むしろ低級な人種の内部に存在するゲルマン民族的要素による国家形成活動の驚くべき一例であるに過ぎない。地上の数多くの強国はこのようにして建設されたのである。ゲルマン民族の組織者や支配者を指導者にもつ劣等民族が巨大な国家構造に膨張し、また国家を形成し支えている人種の人種的中核が維持される限り相変らず存続したことは再三再四にのぼる。数百年来、ロシアはその上級の指導層にいたこのゲルマン民族的中核のおかげで存続してきた。この中核は今日ほとんど跡かたもなく根絶され抹消されたと見なすことができる。その代りにユダヤ人が登場した。ロシア人自身にとって、自己の力でユダヤ人のくびきを振り払うことが不可能であるように、ユダヤ人にとってもこの強力な国家を永い期間にわたって維持することは不可能である。ユダヤ人自身は組織の構成分子ではなく、分解の酵素であ

る。東方の巨大な国は崩壊寸前である。ロシアでのユダヤ人支配の終結は、国家としてのロシアの終結でもあるだろう。われわれは、運命によって民族主義的人種理論の正当さをきわめて強力に裏書きするに違いない一大破局の目撃者となるよう選ばれている。

……

（アドルフ・ヒトラー『我が闘争』（下）邦訳平野一郎、将積茂、角川文庫、358-9 ページ）

ヒトラーは、すでにウィーン時代において、マルクス主義を、ユダヤ・インターナショナリズムの世界征服計画の表現と捉えていた。だから、彼がボルシェヴィキ革命の成功をもって、まさにその世界征服計画が画期的な一歩を踏み出したことを示すものとみなして、ボルシェヴィキ政権に激しく敵対するのは、必然のことであり、その限りにおいては、彼の態度は、反ユダヤ主義者一般に通ずるものといえる。しかし、その範囲を超えて、ボルシェヴィキ政権諸共ロシア人の国家の存在をも否定してしまえという彼の主張は、反ユダヤ主義者の中においてすら尋常ではない。ドイツの反ユダヤ主義者たちの多くは、ボルシェヴィキ政権を倒してロシア国家を――帝政ではないにしても――復興させれば、独露関係を再び正常な国際秩序の中に組み込むことができると考えている。彼らの許には、運動のための支援金を惜しまない富豪の亡命ロシア人たちも、少なからず身を寄せていたのである。ところがヒトラーは、そうした事情にはまるで顧慮する気もないかのように、ロシア人にはもう国家経営の力は残っていない、そこにはゲルマン人である我々が乗り込んでいってボルシェヴィキを掃討したうえで住みつくべきである、つまり、ロシアおよびその周辺地域をドイツの領土にすべきである、と明確に語っている。領土といえば、ウィーン時代のヒトラーの領土問題に関する見地をもう一度振り返ってみるならば、要するに彼は、あの時もっぱらオストマルクのドイツ帝国への合体のことだけを考えていた。できることなら、普墺関係を半世紀前の状態に戻して、あらためて大統一を達成したい、そのためには、民族居住区を厳格に区切ってハプスブルク帝国を解体に追い込む必要がある――これだけだ、東方領土のことにまで考えを及ぼす余裕などなかった。それが今や、ロシアを征服して領土拡張する計画を、他人にはとても真似できないような、驚くべき率直さで語っている。これほどの変化は、誰か或る他人によるよほど強い教唆を受けない限り、起こってこない筈であろう。そういう影響を与えることのできた人物は、といえば、ローゼンベルク以外にないのではなかろうか。ローゼンベルクは、ロシア帝国発行の旅券を持ってミュンヘンに入ってきたが、決して亡命ロシア人ではなかった。彼は、あくまでドイツ人であって、バルト地域からの革命難民である。レヴァルの町に再びロシア人の、しかも今度はボルシェヴィスト・ロシア人の、支配の手が迫ってくるのを見ながら、涙をのんで脱出した。そして文字通り捲土重来を期してのミュンヘン移住であったのだ。いつかきっと、彼の地にドイツ人の居住権を取り返す――ローゼンベルクの、故郷の町に残してきた想いが、ヒトラーの心に東方への衝動を呼び覚ましたのである。「六百年前に到達した地点から」再び出発するのだと、ヒトラーは語った。それはつまり、挫折以前のドイツ修道騎士団の姿に戻って、そこからあらためて開拓と植民との仕事

を続けよう、という意味である。剣で奪って、鍬で耕す。戦いとった土地にはドイツの農民たちが移り住んで、民族同胞のために豊穣の喜びをもたらしてくれるであろう。すでに上巻「民族と人種」の章で、血の純一性の至高価値を訴えたヒトラーは、臆面もなく人種衛生学的政策の必要性を語っていた。異民族を排除し、雑婚を禁じ、好ましくない者には生殖を思いとどまらせ、場合によっては断種を施す、その一方で強健な純血の子供を産み出せる者たちには、できるだけ多くの子供を作るように奨励する。その結果増える筈の純血国民のために、将来にわたって十分な食糧を確保するには、現在の領土では足りない。ドイツ民族の国家は、生きていくためにぜひとも農耕のできる土地を獲得する必要がある。その土地は、東方に求められる以外にない。600 年前までドイツ修道騎士団が手がけていた開拓の仕事を、今こそ継承すべき時である。まことにローゼンベルクのいうとおり、そこはゲルマン人が、つまりドイツ人が、住むべき土地なのである――このようにして、ヒトラーの心の中では、後年バルバロッサ作戦発動以降において現実化する東方占領地の凄惨な状況が、実は当時すでに用意されていたのだ、といえるであろう。

ローゼンベルクは、1923 年 11 月のミュンヘン一揆で、司令官堂 Feldherrnhalle への行進の群れに加わっていたが、逮捕を免れた。禁固刑を受けたヒトラーは、自分の不在中における党の指導を、ローゼンベルクに託した。NSDAP は禁止処分を受けていたので、ローゼンベルクは、ロルフ・アイトハルト（Rolf Eidhalt＝Adolf Hitler のアナグラム）という偽名を名乗って、大ドイツ民族共同体 Großdeutsche Volksgemeinschaft という代替組織を立ち上げたが、党指導は、明らかに彼の力に余った。NSDAP は、もっぱらヒトラーの大衆に訴えかける演説の力で、そこまで党勢を拡大してきていたのであったが、ローゼンベルクは、その点でヒトラーとは対照的に、地味な文筆家でしかあり得なかったのである。やがて彼は、弁舌に優れたヘルマン・エッサーやユリウス・シュトライヒャーによって、その地位から追われてしまう。その後、ヒトラーが出所し、党禁止令が解けて、1925 年 2 月 27 日に再結成された NSDAP の名簿順では、ヒトラー1 位、エッサー2 位、ルドルフ・ヘス 16 位、シュトライヒャー17 位、ローゼンベルク 18 位となっていた。以後、ローゼンベルクは、党内で古くからの闘士として尊敬され、文化政策関連の仕事等を宛てがわれるが、政治的実権に関しては、ゲッベルス、ヘス、ゲーリング、エルンスト・レーム等に後れをとっていく。1930 年の総選挙では、ヘッセン-ダルムシュタット選挙区で当選して国会議員となり、同年『20 世紀の神話』の初刊を出した。NSDAP が政権を取った 1933 年、ローゼンベルクは、国家指導者 Reichsleiter の一人として認められるとともに、党対外政治局（APA）の長に任じられた。だが同じ時に、ヒトラーは、リッベントロプを自分の対外政治顧問にしている。両者ともに、外務省に圧力をかけて、外交を党の思惑に沿った方向に導いていくような働きをすることが求められていたには違いない。同様の働きは、ゲーリングや、ドイツ銀行総裁であったシャハトにも期待されていた。他の三人が、実際にヒトラーの期待に応えるべく積極的に活動したのに比べて、ローゼンベルクは、思わしい成果を上げることができなかった。事務所に引き籠って執筆に耽っている彼の仕事態度に、ヒトラーは強い不満を抱いたといわ

れ、ゲッベルスはそれをあからさまに非難した。1938 年には、ローゼンベルクは、機関紙「民族的観察者」の編集長の役からも退けられている。このように、1930 年代を通して、ローゼンベルクの影響力は弱まり続けていたと見られている。しかし、ヒトラーは、決してローゼンベルクを見限ってはいなかった。むしろ、彼との二十年来の約束を果たすべき時を待ち望んでいた、といっても過言ではない。1941 年、対ソ連戦争開始の時、ヒトラーは、彼に向かって「ローゼンベルク、今や君の大いなる時が来たのだ！*」と語りかけたという。

*この言葉は、ローゼンベルクが几帳面に書き続けていた日記の中に記されていたということで、戦後、言い伝えによって、知られてきた。日記そのものは、押収されてニュルンベルク裁判の時には検察の手許にあったということだが、裁判終了後、オールダマンが米国に持ち帰ってしまったようで、一部分を除いて所在不明になっていた。2013 年になってようやく発見されて、米国のホロコースト博物館に収められたという。

それからまもなく、ヒトラーは、ローゼンベルクを東方占領地担当国務大臣に任命する。ローゼンベルク研究の第一人者エルンスト・ピーパーもいっているとおり、これは決してお情け人事などではなかった。ヒトラーから見ても、それはローゼンベルクを措いて適任者を考えることのできない役職であったに違いないのだ。ローゼンベルク自身、いつかはきっと、という気持ちを抱きつつ、APA 長の執務室で東方地域経営の構想を練り続けていた。だから彼にしてみれば、大臣就任は、まさに満を持しての登場として、大きな成果を約束できる筈のものであった。しかし、彼はやはり、政治的権力を揮うには不向きな人物であった。せっかく巡ってきたチャンスであったのに、なおもまだベルリンの執務室に籠りがちの日々を送った。対照的に、自ら活発に動き回り、部下にも迅速に行動の指示を与えるヒムラーが、東方地域における差配の権限をどんどん拡大した。行政の長としてのローゼンベルクの職務権限は、実際上制限を受け、SS の行なう警察活動に干渉することは許されなかった。つまり、彼は、ユダヤ人大量殺戮に、直接には関与していない。しかし、警察活動への協力は、怠りなく行なった。それは、個々の住民の人種判別調査によって、である。誰はドイツ人と認められるか、誰はスラヴ人であるか、誰はユダヤ人であるか、そしてスラヴ人の労働徴募――これらのことは、ヒムラーの依頼を受けるまでもなく、ローゼンベルク自身の東方地域経営計画の第一段として考えられていたところでもあった。もしも――といういい方を、ここでちょっとだけ許していただくとして――ローゼンベルクの権力がヒムラーの活動を抑えられるだけのものであったならば、ユダヤ人殺戮は、あそこまで残酷な様相を呈することがなかったであろう。しかし、逆に、ローゼンベルクの血統妄想と東方支配構想とがなかったならば、ヒムラーの、あの異様極まりない躍動も、あり得なかったであろう。ヒトラーに血統信仰を吹き込んで、その異民族排斥思想を極端なカルト的妄想に鍛え上げる働きをしたのがローゼンベルクなら、東方地域に純血ドイツ人の生存空間を確保することを、あたかも民族生存のための絶対必要条件であるかの如くに、ヒトラーに思い込ませたのも、ローゼ

ンベルクであった。彼自身には、自分の言い出したことをその帰結に至るまで現実化するような実行力はとてもなかったけれども、代わりに実行役を務める、ヒムラーという人物が現われた。この人物は、いわば何も考えずに、ローゼンベルク＝ヒトラーの描いた構図に乗っかることができ、しかも異常を異常とも思わずに遂行できる、或る種の際立った実行力を備えていたのだ。このように見ることによって、後に「ホロコースト*」と称されることになる大惨劇の、原因の大枠は、捉えられることができよう。

*「ホロコースト holocaust」の語源は、ユダヤ教聖典のギリシア語版（いわゆる七十人訳）で用いられている holokaustos, ὁλοκαυστός であり、それは動詞 holokaio, ὁλοκαίω（＝完全に焼く）の完了受動分詞で、「(燔祭の犠牲獣が) 完全に焼け焦げた」状態を表わす。米国でテレビドラマの影響から、この語がナチスによるユダヤ人大量殺戮を指すのに用いられるようになって、今は一般化しているわけであるが、私としては、上記の語源を顧みる時、その用法が適切なのかどうか、今ひとつ疑念を持っている。大量殺戮を表わす言葉としては、「ジェノサイド genocide」が一般的であり、特にユダヤ人に対する大量殺戮を指していうには、歴史上ロシアで大規模なものが起こっていたということに因んで、ロシア語「ポグロム pogrom」を用いることもできると考える。またヘブライ語では、その出来事は端的に「ショアー shoah（＝惨事)」と呼ばれるという。

(3) カルテンブルンナー弁護証人ルドルフ・ホェス

だが、気がついてみれば、私たちは、ローゼンベルクの過去を掘じくり返そうとして、もうずいぶん長い時間、ニュルンベルクから離れてしまっていたようだ。今は急いで、法廷に戻らなくてはならない。法廷では、検察が、ユダヤ人大量殺戮に極まるナチスの残虐行為すなわちいわゆる人道に対する犯罪を、暴き晒すことに全力を挙げている。数百万の人間を呑み込んだ蛮行の実態を明るみに出すために、生き残った者たちや目撃者たち、あるいは実行者たちによる証言が行われ、押収されたドイツ側文書や公式報告書、写真を証拠物件として論証がなされて、その挙証は幾日にもわたった。だが、それでも、ハイデッカー＆レープは、「この、人間の手で惹き起こされた大惨事の大きさを、完全に把握することは不可能である。ニュルンベルクの裁判記録の幾千ページもが、それに充てられているが、しかしそれらのページも、その小さな一端を示しているにすぎない」と述べている（ハイデッカー＆レープ、503 ページ、私訳)。そんな、対象の大きさに比してあまりにも厳しい時間制限を科された挙証であったわけだが、その中で、検察が何を措いても重要視したのは、主として東方占領地のあちこちにおいて繰り広げられた蛮行が、「住民除去 Entvölkerung」の組織的実行であった、ということを明らかにすることであった。この地域を純血ドイツ人の生存圏にするという大目的の達成のためには、まずもってスラヴ人、ユダヤ人等の住民を除いて、場所を空けなくてはならない。それが「住民除去」である。占領と同時に取り掛かるべきその実行ための組織として、ヒムラーを頂点とする SS-SD 系統の権力機構が整え上げられて、スタ

ンバイしていた。いざ、それが強力に機能を発揮した、その現われが東方占領地における諸々の蛮行にほかならない――そういう根本的な目的論的関係を明らかにすることができれば、途轍もない規模の、さまざまの様相を呈している、前代未聞の犯罪行為ではあっても、これを全体として裁くための統括的視点を得ることができる、という見通しを検察側は持っていた、ということができるのである。なるほど、「住民除去」の目的に適うということでありさえすれば、いろいろな仕方が可能であり、また実際に用いられた。例えば、ゲリラ的抵抗制圧の必要、不穏行為の取り締り、殺害行為に対する処罰・報復等の理由づけで、多くの住民が殺害された。極端な例としては、ハイドリヒ殺害の「報復」としてプラハ西郊のリディツェ村が全滅させられた（男皆殺し、女子供収容所送り）事件があり、これはソ連検事スミルノフによって取り上げられた。「夜と霧」と称される指令に基づく住民拉致も行われた。また、容赦ない掠奪を行なって、農業生産物を国内ドイツ人の飢餓対策用に奪い去ってしまい、貧困と飢餓の中に取り残された住民を、死に追いやってしまうこともあった。強制収容所への移送、強制労働への徴用は、ソ連兵捕虜をも対象として行なわれた。そして、ユダヤ人に対しては、ついに「絶滅収容所」への移送とそこでの大量殺戮が行われるに至った。総じてこれらの処置は、SS、SD そしてゲシュタポといった、ヒムラー指揮下の機構による警察活動として執り行われたのである。一連の犯罪のそうした計画性・組織性を明らかにする上で大きな効力を発揮したのは、実行者の側の 2 名の者による証言であった。その一人は、国家保安本部第 3 部長（Amtschef III im Reichssicherheitshauptamt）であったオットー・オーレンドルフ Otto Ohlendorf、もう一人は、ドイツ軍ゲリラ掃討部隊連合長、親衛隊分隊長、武装親衛隊司令官（Chef der deutschen Bandenkampfverbände, SS-Obergruppenführer und General der Waffen-SS）であったエーリッヒ・フォン・デム・バッハ - ツェレウスキーErich von dem Bach-Zelewski である。両者とも、米国検察が証人として呼び出した。

まず、オーレンドルフの証人尋問は、法廷第 26 日の 1946 年 1 月 3 日、ほぼその日一日をかけて行なわれた：

米国補助検事ジョン・H・エイメン大佐：　裁判長閣下、私は、検察局のため証人として、オットー・オーレンドルフ氏を尋問したいと思います。

裁判長：　どうぞ、名前の綴りをいっていただけますか。

エイメン：　（オーレンドルフの姓の綴りをいう。）彼の個人名はオットーです。高貴なる法廷には、その名前が壁掛け図表中で第 III 部の箇所に見えていることに、注目していただきたく存じます。

裁判長：　何と仰いましたか？

エイメン：　この証人の名前は、壁に掛けられた図表「RSHA」中の「第 III 部」の箇所、上から 3 つ目の大きな正方形の中に見えています。

裁判長：　はい、見えますね。

[証人オーレンドルフが証人台に上る]

裁判長：　私の後について宣誓の言葉を述べていただけますか：
私は、私が純然たる真理を語り、何事をも隠さず、何事をも付け加えないことを、全能にして全知なる神の下において、誓います。

[証人は、宣誓の言葉を復唱する]

エイメン：　どうぞ、ゆっくりと話して、各質問の後には間を置いていただけますか。

オーレンドルフ：　はい、分かりました。

エイメン：　あなたは、どこで生まれましたか？

オーレンドルフ：　ホーエネッゲルゼンです。

エイメン　あなたは何歳ですか？

オーレンドルフ：　38 歳です。

エイメン：　あなたが、もし国家社会主義党の党員になったのだとしたら、それはいつのことでしたか？

オーレンドルフ：　1925 年でした。

エイメン：　あなたが、もし SA の隊員になったのだとしたら、それはいつのことでしたか？

オーレンドルフ：　最初は 1926 年でした。

エイメン：　あなたが、もし SS の隊員になったのだとしたら、それはいつのことでしたか？

オーレンドルフ：　私は訂正しなくてはなりません。先ほどのご質問を SS に関する問いだと思っていました。

エイメン：　いつあなたは、SA の隊員になったのですか？

オーレンドルフ：　1925 年でした。

エイメン：　あなたが、もし SD に加入したのだとしたら、それはいつのことでしたか？

オーレンドルフ：　1936 年でした。

エイメン：　あなたの、SD における最終の地位は何でしたか？

オーレンドルフ：　国家保安本部の第 III 部長でした。

エイメン：　あなたの背後の壁に掛かっている図表を見てください、そして法廷に向かって、あなたがこの壁掛け図表を知っているかどうか、言明してください。

オーレンドルフ：　この図面は、私によってあらかじめ調べられて作成されたものであり、したがって私はこれを正しいものだと確認することができます。

エイメン：　もしもあなたが、この図表の作成に関係したのだとしたら、それはどのようにして、でしたか？

オーレンドルフ：　この図面は、私に対する聴取の間に作成されたものです。

エイメン：　法廷にお知らせします：証人によって語られた図表は、証拠物件 US-493 であります。

オーレンドルフ：　何を仰ったのか分かりませんでした。

エイメン：　いっていただけますか、この図表が RSHA〔＝Reichssicherheitshauptamt 国家保安本部〕の基本的組織ならびにカルテンブルンナー、ゲシュタポおよび SD のドイツ警察制度の中における位置について、正しいイメージを与えるものであるかどうか？

オーレンドルフ：　図面に表わされた組織図は、国家保安本部を表現しています。それは、SD 諸部局および国家警察ならびに刑事警察の位置をも、正しく表わし出しています。

エイメン：　もう一度、図表の上で RSHA におけるあなたの地位を示して、どの期間においてあなたはこの部局で働いたのか、説明してください。

〔証人は、壁掛け図表上の第 III 部を指し示す〕

エイメン：　カルテンブルンナー、ミュラーおよびアイヒマンの、RSHA における地位は何でしたか？彼らの各々は、どの期間中にその役職を占めていたのか、我々に説明してください。

オーレンドルフ：　カルテンブルンナーは、保安警察および SD の長官でした。その資格により、彼はまた、保安警察および SD 長官の役所の内部的組織名称である国家保安本部の長でもありました。カルテンブルンナーは、1943 年 1 月 30 日から戦争の終結に至るまで、この地位を占めていました。ミュラーは、第 IV 部すなわち秘密国家警察の長でした。国家警察創設の際、彼は、秘密国家警察長官代行となり、その資格により当然の帰結として、国家保安局本部第 IV 部長の地位に入ってきました。彼は、この地位を戦争の終結に至るまで占めていました。
アイヒマンは、第 IV 部において、ミュラーの下でユダヤ人問題を研究していました、詳しくいえば 1940 年からです。私の知る限りでは、彼もまた、この地位を戦争の終結に至るまで、占めていました。

エイメン：　あなたがどの期間において第 III 部長として勤務していたのか、あなたは我々にすでにいってくれましたか？

オーレンドルフ：　私は、長として、第 III 部に 1939 年から 1945 年まで、兼任職で勤務していました。

エイメン：　さて我々は、図表の右下隅にはっきり見えている、軍内における「移動部隊〔mobile Einheiten〕」という名称に注意を向けましょう。「出動分隊 Einsatzgruppe」「出動分遣隊 Einsatzkommando」といった語の意味を、法廷に向かって、どうぞ説明してください。

オーレンドルフ：　「出動分隊」の概念は、国家保安本部の部局長たちと OKW〔＝国防軍最高司令部〕および OKH〔＝陸軍最高司令部〕との間における、保安警察固有の部隊の作戦地域における投入〔Einsatz〕に関する協定に従って見出されたものです。「出動分遣隊」の概念は、最初にはポーランド出兵の際に作り出されました。
しかし、OKW および OKH との協定は、ロシア出兵の開始前になってやっと結ばれました。この協定において、兵団ないし軍隊に、保安警察および SD の長官の委任を受けた者が配属され、同時

にこの者には、保安警察およびSDの移動部隊が、個々の分遣隊に区分された出動分隊という形で、隷下に置かれる、ということが定められました。出動分遣隊は、兵団ないし軍隊の指令に従って、軍の諸部隊に、必要に応じて配属されることになっていました。

エイメン：　ロシア出兵以前に、OKW、OKH と RSHA との間で合意が成立していたのかどうか、もしも知っていたら、どうぞ説明してください。

オーレンドルフ：　はい、分かりました。私が述べた出動分隊、出動分遣隊の投入は、OKW、OKHと国家保安本部との間の文書による協定に従って手配されました。

エイメン：　そのような協定が文書によってなされたことを、あなたは、どうして知ったのですか？

オーレンドルフ：　私は、ハイドリヒとシェレンベルクがOKW、OKH と行なった交渉の、話し合いがなされている時に、幾度もその場に居合わせましたし、その上、この交渉の成果すなわち協定文書を、私自身が出動分隊を引き受ける時に、自ら手にしました。

エイメン：　シェレンベルクとは誰か、彼はどんな地位を占めていたのか、法廷に伝えてくれますか？

オーレンドルフ：　シェレンベルクは、最終的には国家保安本部第 VI 部長でした、というのは、彼がハイドリヒの代理で交渉を行なった、その時には、彼は、第 I 部の所属だったのです。

エイメン：　およそどの時期に、この交渉は行なわれたのですか？

オーレンドルフ：　交渉は、幾週か続きました。協定は、ロシア出兵開始のおよそ 1 週間から 2 週間前に締結された筈です。

エイメン：　あなたは、この協定文書の 1 通を目にした、ということがありますか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　あなたは、この協定文書を用いて仕事をする機会を持ったことがありますか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　一度よりも多くの機会を？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。詳しくいえば、出動分隊に対する軍の管轄権に関して発生してきた、すべての問題に際して、です。

エイメン：　この協定の原本あるいは写しが、現在どこに存在しているか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　いいえ。

エイメン：　どうぞ、あなたの知っている限り、記憶している限りで、この協定文書の全体的内容を、法廷に説明してください。

オーレンドルフ：　協定においては、まず、作戦地域において仕事をすることになる、出動分隊および出動分遣隊が作り上げられる、という事実が取り決められていました。これは著しく新規の事柄でした、なぜなら、軍は、ここに保安警察が独自に引き受けることになった任務を、それまでは自らの責任で遂行していたのだからです。第二点は、実務的な観点での、管轄権の調整でした。

裁判長：　あなたは、あまりにも速く前に進みすぎる！今しがた何と仰った、出動分遣隊が協定に従って何を為した、と？

オーレンドルフ：　それは出動分隊および出動分遣隊に対する軍との間の管轄権のことだった、といったのです。兵団ないし軍は出動分隊の行進と糧食とを所管する、ということが協定で定められていました。実務的な指令は、保安警察およびSDの長官から発せられました。

エイメン：　あなたは、私のいったことを、正しく理解なさっていますか？一個の出動分隊が各々の軍分隊あるいは軍に付けられていた、ということでいいですか？

オーレンドルフ：　各兵団には一個の出動分隊が配属され、そしてまた、諸出動分遣隊は兵団によって諸軍に配属されることになっていました。

エイメン：　それで、出動分隊が仕事をするべき領域を決めるのは、軍司令官の任務でしたか？

オーレンドルフ：　出動分隊にとっては、それが特定の兵団に配属され、したがってその兵団と共に行進する、ということによって、領域はすでに決められていました、一方で、諸出動分遣隊にとっては、領域は、それから兵団ないし軍によって定められました。

エイメン：　協定はまた、軍司令部が諸出動分遣隊の活動するべき時間を決めることをも、予想していましたか？

オーレンドルフ：　それは、「行進」の概念の内に含まれていました。

エイメン：　軍司令部は、諸出動分遣隊に、さらにまた、何らか他の任務を指令することもできましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに、保安警察および SD 長官の、もともと存在している実務的な指令権の上に、軍は、作戦の状況によって必要となったら、指令を与えることができる、という、いわば綜合的定式がなお存していました。

エイメン：　出動分隊の諸分遣隊を軍司令部に所属させることに関して、協定には何が記されていましたか？

オーレンドルフ：　それに関して何か特別なことがいわれていたかどうか、私は思い出せません。万一の場合に備え、司令部と SD との間に、連絡指導者が置かれていました。

エイメン：　この協定文書の中の、その他の規定を思い出すことができますか？

オーレンドルフ：　私は、重要な内容をすでに再現した、と思います。

エイメン：　あなたは、この協定に基づいて、どんな地位を占めていたのですか？

オーレンドルフ：　私は、1941 年 6 月から 1942 年 6 月におけるハイドリヒの死に至るまで、出動分隊 D を率いて、第 11 軍における保安警察および SD 長官の全権代理でした。

エイメン：　それで、ハイドリヒの死は、いつでしたか？

オーレンドルフ：　ハイドリヒは、1942 年 5 月末に負傷し、1942 年 6 月 4 日に亡くなりました。

エイメン：　もしもあなたが、ロシア出兵が行なわれるであろうことをあらかじめ知っていたとするならば、それはいつからでしたか？

オーレンドルフ：　およそ 4 週間前からでした。

エイメン：　何個の出動分隊が存在していましたか、そしてそれらの指導者は誰々でしたか？

オーレンドルフ：　4 個の出動分隊が存在していました、出動分隊 A、B、C、D です。出動分隊 A の長はシュターレッカー ; 出動分隊 B の長はネーベ ; 出動分隊 C の長はラッシェ博士、後にはトマス博士 ; 出動分隊 D の長はオーレンドルフ、後にはビールカンプ。

エイメン：　分隊 D は、何れの軍に付けられていましたか？

オーレンドルフ：　分隊 D は何れの兵団にも付けられず、第 11 軍に直接配属されていました。

エイメン：　分隊 D は、どこで行動しましたか？

オーレンドルフ：　分隊 D は、南部ウクライナで行動しました。

エイメン：　分隊 D がもともと行動した地域の、自然と広さとを、正確に説明してもらえますか ; どんな都市や地域がありましたか？

オーレンドルフ：　北の端の町はチェルノヴィッツで、そこから南にモジレフ - ポドルスク - ヤムポルを経てオデッサに至り、それから東にニコラエフ、チェルソン、メリトポル、タガンログ、ロストフ、そしてクリミアでした。

エイメン：　分隊 D の最終目的は何でしたか？

オーレンドルフ：　分隊 D は、元来、予備として設置されたもので、「カウカスス」すなわちこの作戦のためにまだ予定中であった軍分隊のために予定されていました。

エイメン：　分隊 D は、いつ、ソヴィエト - ロシアに進駐し始めましたか？

オーレンドルフ：　分隊 D は、6 月 21 日、デューゲンから出発し、3 日間でルーマニアのピエトラナムスクに到達しました。そこですでに、最初のいくつかの出動分遣隊が軍の要請を受けて、軍によって指示された目的地に向かって、すぐに進発させられました。出動分隊の全部は、7 月初めに出動するに至りました。

エイメン：　あなたは、第 11 軍のことをいっているのですか？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

エイメン：　ユダヤ人および共産主義人民委員たちに関して、出動分隊の公式任務は何でしたか？

オーレンドルフ：　ユダヤ人および共産主義者たちに関しては、出動分隊および出動分遣隊指揮官たちに、出発前に口頭の指令が与えられていました。

エイメン：　ユダヤ人および共産党幹部たちに関して、彼らに与えられた指令は何でしたか？

オーレンドルフ：　ロシア領域内の出動分隊の活動範囲において、ユダヤ人は、ソヴィエトの政治局委員たち同様、抹消〔liquidieren〕せよ、との指令が与えられていました。

エイメン：　あなたが「抹消」という語を用いる時、「殺す」ということを意味されているのですか？

オーレンドルフ：　その語で、私は、「殺す」ということを意味しています。

エイメン：　あなたは、ロシア出兵前に、プレッチュでの会議に参加しましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。それは活動の相談会であり、そこで出動分隊と出動分遣隊とに、活動目標が示され、それに応じた命令が与えられました。

エイメン：　誰がこの相談会に出席していましたか？

オーレンドルフ：　出動分隊長たちおよび出動分遣隊指揮官たちが出席していました、そして国家保安本部からはシュトレッケンバッハが出席して、彼がハイドリヒとヒムラーとの命令を伝えました。

エイメン：　それらの命令は、どんな内容でしたか？

オーレンドルフ：　それらは、保安警察およびSDが本来の性質上発する一般的な命令でしたが、それらに加えて、私が先ほど語った抹消命令がありました。

エイメン　それで、およそいつ頃、この相談会は行われたのですか？

オーレンドルフ：　出発のおよそ3日か4日前でした。

エイメン：　つまり、あなたは、ロシア領内への出発以前に、この相談会において、保安警察およびSDの正規の任務のかたわら、ユダヤ人および共産主義人民委員たちを絶滅せよ、との命令を受けた、これで正しいですか？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

エイメン：　あなたは自身で、ヒムラーと直接に、軍分隊および軍の長たちへのヒムラーの指令通知に関わる、そしてこの特別任務に関連するような、会談をしたことはありましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。ヒムラーは、私に、ロシア出兵の始まる前にヒトラーが兵団および軍の長たち……軍の「長たち」ではありませんね……司令官たちとの話し合いで、この任務を告知し、司令官たちに、その際しかるべき支援をするよう指令した、ということを伝えました。

エイメン：　それでは、あなたは、軍分隊および軍の長たちが同じような仕方で、このユダヤ人およびソヴィエト人民委員たちの抹消の命令について知らされていた、と証言することができますか？

オーレンドルフ：　その形では正しくない、と私は思います。彼らは抹消命令を受けてはいませんでした、抹消は、ヒムラーにその遂行が委ねられたのです。しかし、抹消は兵団ないし軍の最高指揮権の領域内で行なわれるのですから、軍には支援が命じられたのです。軍へのこの指令がなければ、こうした意味での出動分隊の活動は可能ではなかったであろう、というのは、また別の問題ですが。

エイメン：　あなたは、他にもなお、この命令に関して、ヒムラーと別の話し合いの時を持ったことはありましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。1941 年夏の終わり、ヒムラーはニコラエフにいました。彼は、出動分遣隊の指揮官たちと隊員たちとを整列させて、彼らに、すでに与えられていた抹消命令を、抹消に関与する指揮官たちと隊員たちとが、この命令の遂行に対して何ら個人としての責任を負うことはない、という指摘と共に、繰り返し告げました。責任は、彼だけが総統と共に負う、ということでした。

エイメン：　それで、あなたは、自身で、それがどのようにいわれたのか、聞いていたのですか？

オーレンドルフ：　はい、もちろんです。

エイメン：　出動分隊のこの任務は、軍分隊の司令官たちに知られていたのかどうか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　この命令およびこれらの命令の遂行は、軍の最高司令官に知られていました。

エイメン：　あなたは、どうしてそのことを知っているのですか？

オーレンドルフ：　軍における話し合いによって、そして、軍によりこの命令遂行に関して与えられた指令によって、です。

エイメン：　出動分隊の任務およびOKW、OKHとRSHAとの間の協定は、RSHAの他の指導者たちにも知られていましたか？

オーレンドルフ：　少なくとも、一部の指導者たちはそれを知っていました、というのも、一部の指導者たちもまた、出動分隊および出動分遣隊において、或る期間中は活動していたからです。その他には、組織や法律問題に関わっていた指導者たちも、それを知っていました。

エイメン：　ほとんどの指導者たちは、RSHAから来たのではありませんでしたか？

オーレンドルフ：　どの指導者たちですか？

エイメン：　出動分隊の、ですが？

オーレンドルフ：　そうはいえません。出動分隊および出動分遣隊の指導者たちは、国家全体から来ていました。

エイメン：　任務と協定とは、カルテンブルンナーにも知られていたのかどうか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　カルテンブルンナーは、就任以後、これらの問題に従事しなくてはなりませんでした、したがって、まさに彼の職場であった出動分隊の必要書類のことも、知っていたに違いありません。

エイメン：　第11軍の司令官は誰でしたか？

オーレンドルフ：　第11軍の司令官は、最初はリッター・フォン・ショーバーで、後にはフォン・マンシュタインでした。

エイメン：　どのような仕方で、第11軍の司令官は出動分隊Dの抹消活動を指揮し監督したのか、法廷に伝えてもらえますか？

オーレンドルフ：　ニコラエフで、抹消は、最高司令官たちの宿営から200ｋｍの距離内でのみ実行

されてよい、との第 11 軍の命令を受けました。

エイメン：　他になお、何らかの機会のことを思い出せますか？

オーレンドルフ：　ジンフェロポルで、軍最高司令部より所轄の諸出動分遣隊に、抹消を急いでくれるよう願う申し出がありました、詳しくいえば、それは、この地域に飢饉が迫っていて、かつ大規模な住宅不足があるから、という理由によって、でした。

エイメン：　どれだけの人間が、出動分隊 D によって、しかもあなたの指導の下に、抹消されたのか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　1941 年 6 月から 1942 年 6 月までの 1 年間に、諸出動分遣隊によって、およそ 90,000 人が抹消されたと報告されました。

エイメン：　この数は、男性、女性および子どもを含んでいますか？

オーレンドルフ：　はい、そうです。

エイメン：　あなたは、何を、この数字の根拠としますか？

オーレンドルフ：　それらは、諸出動分遣隊により諸出動分隊に宛ててなされた報告なのです。

エイメン：　これらの報告は、あなたに提出されましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　それで、あなたは、それらを見て読んだのですか？

オーレンドルフ：　えっ、何ですか？

エイメン：　それで、あなたは、それらを、自身で見て読んだのですか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　それで、あなたは、法廷に示す数について、これらの報告を拠り所にしたのですか？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

エイメン：　これらの数が、他の諸出動分隊によって抹消された人間の数と比べてどうであるか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　他の諸出動分隊について、私に知られている数字は、かなりもっと大きいものです。

エイメン：　そのことの原因は、何に帰されますか？

オーレンドルフ：　他の諸出動分隊においては、相当な部分、数は誇張されたのだと、私は思います。

エイメン：　あなたはときどき、他の諸出動分隊の抹消報告を目にしましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　そして、これらの報告は、分隊 D の数値を超える抹消を示していた、これで正しいですか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　あなたは、自身で、これらの人々の大量処刑を監督しましたか？

オーレンドルフ：　私は、2 つの大量処刑の場に、監督者として居合わせました。

エイメン：　特定の大量処刑がどのように遂行されたのか、法廷に詳細を語ってくれますか？

オーレンドルフ：　地域管轄の出動分遣隊が、登録によってユダヤ人の完全な把握を成し遂げようとしました。登録は、ユダヤ人たち自身に課せられました。

エイメン：　いかなる口実の下に、彼らは追い立て集められたのですか？

オーレンドルフ：　寄せ集めは、移住という口実の下に行なわれました。

エイメン：　続けて！

オーレンドルフ：　登録の後に、ユダヤ人たちは、一つの場所に寄せ集められました。そこから、彼らは次に処刑の場所に運ばれました。処刑の場所は、通常、対戦車壕または自然墓穴でした。処刑は、軍隊式に実行されました、相応の分遣隊を伴った執行分隊によって。

エイメン：　どのようにして、人々は、処刑の場所へ輸送されたのですか？

オーレンドルフ：　彼らは、トラックで処刑場まで運ばれました、詳しくいえば、常に、すぐに処刑され得る数だけ、です。こういう仕方で、犠牲になる者たちが間近に迫っている運命について知る時間を、実際の処刑の時点に至るまで、できる限り短くしておくように、努められたのです。

エイメン：　それは、あなたのアイデアでしたか？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

エイメン：　それで、その人々が銃殺された後、死体はどうなったのですか？

オーレンドルフ：　死体は、対戦車壕あるいは墓穴の中に埋葬されました。

エイメン：　個々の者たちが本当に死んでいるかどうか、どのようにして確かめられたのですか？

オーレンドルフ：　分遣隊指揮官ないし執行分隊の指導者たちは、そのことに注意をし、必要な場合には自らとどめの一発を撃つように、との命令を受けていました。

エイメン：　それで、これは誰の任務だったのですか？

オーレンドルフ：　それをしたのは、分隊指揮官自身か、または彼によってそれに定められた隊員でした。

エイメン：　どんな姿勢で、犠牲者たちは射殺されたのですか？

オーレンドルフ：　立って、または、膝をついて、です。

エイメン：　銃殺された人々の財産や衣服は、どうなったのですか？

オーレンドルフ：　貴重品は、登録ないし寄せ集めの際に、押収されました。それらは、供出せねばならず、国家保安本部を通してか、あるいは直接に、財務省に引き渡されました。衣服は、最初の

うちは、住民に分配されました、そして、1941 年から 1942 年にかけての冬には、NSV〔Nationalsozialistische Volkswohlfahrt＝国家社会主義国民福祉事業〕によって直接に取り纏められて処理されました。

エイメン：　同時に、すべての個人の財産も登録されたのですか？

オーレンドルフ：　詳細にわたって、ではありません；登録されたのは、ただ貴重品だけです。

エイメン：　犠牲者たちが処刑の場所に来た時に着ていた衣服は、どうなりましたか？

オーレンドルフ：　彼らは、ただ上着だけを脱がねばならなかった、処刑の直前に、です。

エイメン：　すべて？

オーレンドルフ：　上着を；はい、そのとおりです。

エイメン：　それで、彼らが着ていた衣服の残りは、どうなったのですか？

オーレンドルフ：　それらは、彼らの身に着けたままでした。

エイメン：　それは、あなたの分隊についてだけ、そうだったのですか、それとも他の出動分隊にも当てはまることだったのですか？

オーレンドルフ：　私の出動分隊では、それが命令でした。他の出動分隊については、私は知りません。

エイメン：　他の諸分隊は、どのように事柄を処理したのでしょうか？

オーレンドルフ：　幾人かの分隊指揮官は、軍隊式の抹消方法を諦めて、殺害を個別に頸部射撃によって実行しました。

エイメン：　それで、あなたは、そのようなやり方には反対であった？

オーレンドルフ：　私は、このやり方には反対でした、はい、たしかに。

エイメン：　どんな理由によって？

オーレンドルフ：　なぜなら、それでは、犠牲者たちにも、殺害を命令された者たちにも、極度に精神的負担がかかるからです。

エイメン：　では、出動分隊によって集められた、犠牲者たちの財産は、どうなったのですか？

オーレンドルフ：　貴重品に関する限り、それらはベルリンに運ばれ、国家保安本部か国家財務省に渡されました。軍事行動領域で使用され得る品々は、そこで直接に利用されました。

エイメン：　例えば、犠牲者たちから奪い取った金や銀は、どうしましたか？

オーレンドルフ：　それは、今しがたすでに述べたとおり、ベルリンを通して、国家財務省に引き渡されました。

エイメン：　どうしてあなたは、それを知っているのですか？

オーレンドルフ：　ジンフェロポルから直ちにそのように取り計らわれた、ということを、私は思い出すことができます。

エイメン：　例えば、犠牲者たちから奪い取られた時計は、どうなりましたか？

オーレンドルフ：　時計は、前線の軍の要求に応じて提供しました。

エイメン：　これらの犠牲者たち──女性、男性、子ども──は、皆同じ仕方で処刑されたのですか？

オーレンドルフ：　1942 年春までは、そのとおりです。その後、今後女性と子どもたちは、ただガス車によってのみ殺害するようにせよ、とのヒムラーの命令が出されました。

エイメン：　女性と子どもたちは、それまではどのようにして殺害されていたのですか？

オーレンドルフ：　男性と同じように、銃殺によって、でした。

エイメン：　処刑が執行されたとなれば、処刑後の犠牲者たちの埋葬はどのように行われたのですか？

オーレンドルフ：　墓穴は、抹消の跡がもう見つけられないように、まず分遣隊によって埋め立てら

れ、それから住民たちの作業班を使って、平らに均されました。

エイメン：　あなたが 1942 年春に手に入れたガス車の利用に関して、あなたはどんな指令を受け取りましたか？

オーレンドルフ：　ガス車は、今後女性と子供たちとの殺害に用いよ、ということでした。

エイメン：　法廷に、これらガス車の構造と外観とを説明してもらえますか？

オーレンドルフ：　ガス車は、外からその利用目的を見て取ることはできませんでした。それらは、実用のために蓋いを被せられたトラックでした。それらは、エンジンの始動後にガスが引き入れられておよそ 10 分から 15 分で死を惹き起こすように、設備を整えられていました。

エイメン：　そのような車両がどのようにして処刑に利用されたのか、詳細に説明してください。

オーレンドルフ：　車両は、処刑に定められた犠牲者たちを積み込んで、それから、通例は処刑のために用いられる場所と同じである、埋葬場まで運行されました。輸送は、収容者の殺害に十分有用でした。

エイメン：　どのようにして、犠牲者たちが車両の中に入るように仕向けたのですか？

オーレンドルフ：　他の場所に連れて行く、と彼らにいうことによって、です。

エイメン：　どのようにして、ガスの栓は開けられたのですか？

オーレンドルフ：　私は、詳細な技術的事柄を知りません。

エイメン：　死を惹き起こすには、通例、どれぐらいの時間がかかりましたか？

オーレンドルフ：　およそ 10 分から 15 分でした、犠牲者たちが何も気づくことがなければ。

エイメン：　幾人の人間が、同時にそのような車両 1 台の中で、殺害されることができましたか？

オーレンドルフ：　車両は大きさがさまざまでしたが――およそ 15 人から 25 人だったでしょう。

エイメン：　あなたは、これらの車両を操作している者たちから、ときどき報告を受けましたか？

オーレンドルフ：　質問の意味が分かりませんでした。

エイメン：　あなたは、これらの車両を操作している者たちから報告を受けましたか？

オーレンドルフ：　私は、諸出動分遣隊がそれらの車両をただ嫌々ながら用いているのだ、との報告を受けました。

エイメン：　何故？

オーレンドルフ：　収容者たちの埋葬が、出動分遣隊の隊員たちにとってたいへんな負担であったからです。

エイメン：　誰が出動分隊にこれらの車両を供給したのか、法廷に説明してくれますか？

オーレンドルフ：　ガス車は、出動分隊の保有車両に属してはいず、特別分遣隊として諸出動分隊に配属されたのです、詳しくいえば、車両の設計者がこの分遣隊を率いていました。車両は、国家保安本部により、諸出動分隊に割り当てられました。

エイメン：　これらの車両は、他のすべての出動分隊にもまた提供されたのですか？

オーレンドルフ：　それは、私には正確にいうことができません、私はただ、出動分隊 D について知り、間接的にはなお、出動分隊 C によっても車両が利用されたということを知っているにすぎません。

エイメン：　あなたは、ベッカーがこれらのガス車に関してラウフに書き送った手紙のことをよく知っていますか？

オーレンドルフ：　私は、この手紙を、聴取の間に見ました。

エイメン：　裁判官の皆様！私は、証拠物件 501-PS, US-288 を引き合いに出します、それは、すでに証拠物件として法廷の皆様の前にある、ベッカーのラウフ宛て手紙です。
〔証人に向かって〕
ベッカーとは誰であったか、法廷に説明してくれますか？

オーレンドルフ：　ベッカーは、私の記憶によれば、車両の設計者です。彼は、出動分隊 D で車両を

運転する、当の者でした。

エイメン：　それで、ラウフとは誰でしたか？

オーレンドルフ：　ラウフは、国家保安本部第 II 部の分隊指導者でした。当時、とりわけ自動車運行システムは、彼の所管でした。

エイメン：　あなたは、この手紙を本物と確認することができますか？

オーレンドルフ：　その内容はだいたい私の経験に合致しており、したがってまた、正しいものであろうと思われます。

〔証人に証拠文書 501 が手渡される〕

エイメン：　あなたの前に置かれた手紙を見て、あなたはそれを何らかの仕方で本物と確認することができるかどうか、いってもらえますか？

オーレンドルフ：　手紙の外装、また»R«/Rauff のサイン、そして、ラウフの下で自動車運行システムを点検していた、ツヴァーベルあるいはファーベルへの示唆、等は、手紙の真正であることを確証している、と私には思われます。内容的にも、その手紙は、私が当該時期に持った経験におよそ合致しています。

エイメン：　つまり、あなたは、これは真正の記録文書である、との見解なのですか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

エイメン：　どうぞ、手紙を机の上の脇の方に置いてください。では、法廷に、あなたの先刻の発言に関して説明してください、なぜあなたは、あなたの命じた処刑方法すなわち軍隊式の方法が、他の出動分隊の用いている頸部射撃よりも、選好されるべきだと思うのですか？

オーレンドルフ：　一つには、それによって、個々の指導者および隊員が軍隊式に命令一下、処刑を執行することができ、したがって自分自身の決心をつける必要がない、ということが叶えられると思われました。ただたんに命令一下行われるのであり、外見的にも一個の命令のみがありました。また、もう一つには、個別の処刑では精神的興奮によって、虐待が避けられえない、ということが私には知られていました。というのも、犠牲者たちは、あまりにも早く彼らの処刑のことを聞き知ってしまい、したがって、神経的により長い負担に耐えられなかったからです。同様にまた、個々

の指導者および隊員がこの仕方によって自らの決心で多数の殺害を企てることを強制されるのは、私には我慢できないことのように思われました。

エイメン：　どのユダヤ人を処刑するべきか、あなたはどのようにして決定したのですか？

オーレンドルフ：　それは私の決めるところではありませんでしたが、身元確認はユダヤ人たち自身によって行なわれました、なぜなら、登録はユダヤ人長老会議によって実行されたからです。

エイメン：　ユダヤ人の血のパーセンテージは、そこに何か関係がありましたか？

オーレンドルフ：　私は、詳細な点については思い出すことができません、しかし、ここでは半ユダヤ人は「ユダヤ人」概念に属した、と思います。

エイメン：　どの組織が、これらの出動分遣隊および分隊のために、主として将校の人員を提供していましたか？

オーレンドルフ：　質問の意味が分かりませんでした。

エイメン：　どの組織が、出動分隊のために、将校の人員の最も大きな部分を提供していましたか？

オーレンドルフ：　指導者的人員は、国家警察、刑事警察〔Kriminalpolizei〕によって、およびわずかなパーセンテージにおいては SD によって、提供されていました。

エイメン：　クリポ〔Kripo〕？

オーレンドルフ：　はい、そうです、国家警察、刑事警察〔Kriminalpolizei〕、そしてまた、わずかな部分で SD。

エイメン：　その他にも、人員編成の源泉はありましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに、広汎な人員が、武装 SS および治安警察によって提供されていました。国家警察と刑事警察とは、だいたいにおいて専門職員を提供していましたが、一方武装 SS と治安警察とからは作業員が提供されていました。

エイメン：　武装 SS は、どんな立場にありましたか？

オーレンドルフ：　武装 SS は、出動分隊に、治安警察とちょうど同じく、隊員を提供していました。

エイメン：　治安警察は、どんな立場にありましたか？

オーレンドルフ：　治安警察も同様に、隊員を出動分隊に提供していました。

エイメン：　出動分隊 D およびその作戦行動領域は、他の諸出動分隊と比較して、どれほど大きかったですか？

オーレンドルフ：　私の概算では、出動分隊は、他の諸出動分隊の３分の２から半分までの大きさを持っていました。時の経過の中で、変化が生じました。個々の出動分隊は、時の経つうちに、たいへん増強されました。

. . . . . .

ソヴィエト連邦首席検事代理 Y. V. ポクロフスキー大佐：　証人の発言は、ソヴィエト・ロシアの代表団が目下取り組んでいる報告書中の、いくつかの問題の解明のために重要性を持っています。それ故、法廷の承認の下に、私は、証人オーレンドルフにいくつかの質問をしたいと思います：証人、あなたは、二度、大量処刑に居合わせた、といわれた。誰の命令により、あなたは監督者として処刑に居合わせたのですか？

オーレンドルフ：　処刑に、私は自分の発意に基づいて居合わせたのです。

ポクロフスキー：　しかし、あなたは、監督者として居合わせた、といわれたが？

オーレンドルフ：　私は、監督のために、といったのです。

ポクロフスキー：　それがあなたの発意であった、と？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

ポクロフスキー：　処刑に際しては常に、あなた方の長のうちの一人が、監督目的で居合わせたのですか？

オーレンドルフ：　なんとか可能であるならば、私は、出動分隊スタッフに属する誰かを、処刑の場に派遣しましたが、しかし、出動分隊の地域への距離が大きいので、常に可能というわけにはいき

ませんでした。

ポクロフスキー：　いかなる理由により、誰かが監督目的で派遣されたのですか？

オーレンドルフ：　どうぞ、質問をもう一度繰り返してもらえますか？

ポクロフスキー：　なんの目的で、監督者は派遣されたのですか？

オーレンドルフ：　処刑の際にどのようなやり方をするべきかという、私の指令が、そのとおり遂行されたかどうかを、確認するためです。

ポクロフスキー：　それを私は、処刑がちゃんと実際に執行されたということを、監督者は確信する必要があった、という意味に解するべきですか？

オーレンドルフ：　いいえ、そういっては、事柄は正しく再現されないでしょう、そうではなくて、監督者は、処刑の際に、私の定めた諸条件が遂行されたことを、確信する必要があったのです。

ポクロフスキー：　如何なる種類の諸条件を、あなたは考えておられたのか？

オーレンドルフ：　第一に：公衆の排除、第二に：執行分隊における軍隊式の実行、第三に：不要な興奮を避けるために、輸送および抹消の遂行の円滑な進行、第四に：あらゆる不当利得を避けるために、財産処理の監視。当時の状況からは、なお、今はもう私の思い出せない、個々の事柄が生じてきていた可能性もあります。どんなことがあっても、あらゆる虐待が、これらの措置によって避けられるべきでした、精神的虐待も、身体的虐待も、です。

ポクロフスキー：　あなたは、この財産の、あなたの意見によれば適切な分配が企てられるのを、確かめたかったのですか、それとも、貴重品の完全な占有を意図していたのですか？

オーレンドルフ：　貴重品は、刑の執行が行なわれる前に、すでに引き渡されていました；それらは、ユダヤ人の仲介者によって拾い集められ、その地域管轄の出動分遣隊に手渡されました。

ポクロフスキー：　どんな種類の貴重品あるいは財産が対象になったのですか？

オーレンドルフ：　例えば、金、銀、そして有価証券です。

ポクロフスキー：　これらの貴重品に対して規則どおりの処理がなされたと、あなたは主張なさりた

いのか？

オーレンドルフ：　はい、そのとおりです。

ポクロフスキー：　あなたは、虐待について語られた。処刑の際における虐待とは、どういう意味に解しておられるのか？

オーレンドルフ：　例えば、処刑の仕方のせいで、犠牲者たちにおいて興奮と不従順が起こってきて、そのため抹消に当たる分遣隊が力ずくで秩序を貫徹せねばならぬ、といった事態を、避けることができなかった、という場合です。

ポクロフスキー：　あなたは、「力ずくで秩序を貫徹せねばならぬ」ということを、どういう意味に解しておられるのか、犠牲者たちの間に生ずる興奮の、力ずくでの抑圧ということを、どういう意味に解しておられるのか？

オーレンドルフ：　つまり、今しがたすでにいいましたとおり、規定どおりの抹消をもたらすために、例えば殴打を用いなければならなかった、というような場合です。

ポクロフスキー：　犠牲者たちを殴打することは、どうしても必要だったのですか？

オーレンドルフ：　ですから、私自身はそんな場合を見ることはありませんでした、しかし、それついて聞いたのです。

ポクロフスキー：　誰から？

オーレンドルフ：　他の分隊の隊員たちとの会話において、です。

ポクロフスキー：　あなたは、車が、すなわちトラックが、処刑に利用された、といいましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

ポクロフスキー：　発明者ベッカーは、どこで、そして誰の助けで、彼の発明を現実のものにすることができたのか、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　それが国家保安本部第 II 部の枠組みの中で起こったということをだけ、私は記憶

していますが、しかし、もはや明確なことはいえません。

ポクロフスキー：　いく人の人間が、これらの車両の中で処刑されたのですか？

オーレンドルフ：　　質問の意味が分かりませんでした。

ポクロフスキー：　いく人の人間が、これらの車両を用いて処刑されたのですか？

オーレンドルフ：　私は、正確な数字を示すことはできませんが、しかし、比較的にいえばたいへん少数でした；数百と見積もっています。

ポクロフスキー：　あなたは、これらの車両の中では主として子どもたちと女性たちとが処刑された、といわれた。それは如何なる理由によって、ですか？

オーレンドルフ：　それは、ヒムラーの厳命でした、というのも、子どもたちと女性たちとは、この仕方なら、執行行為による精神的な負担に晒されることなく、一方また、大部分が既婚者であった男性たちも、女性たちや子どもたちを撃つことを強制されることがない筈でしたから。

ポクロフスキー：　誰か或る人が、これらの車両の中で処刑される人々の行動を観察していましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに医師が。

ポクロフスキー：　これらの車両の中での死は特別に苦痛の激しいものであると、ベッカーが報告していたことは、あなたに知られていましたか？

オーレンドルフ：　いいえ。私は、ベッカーの報告については、私の目の前に置かれている、このラウフ宛ての手紙で、はじめて読みました。それとは反対に、私は、犠牲者たちは迫ってくる死について何ら感覚を持っていなかった、との医師の報告について知っています。

ポクロフスキー：　いずれかの部隊が――軍の部隊という意味だが――これらの大量処刑に参加しましたか？

オーレンドルフ：　通常は、しませんでした。

ポクロフスキー：　それで、例外としては？

オーレンドルフ：　私は、ニコラエフおよびジンフェロポルにおいて、軍最高司令部からの参観者が偶々来合わせていたのを、記憶しているように思います。

ポクロフスキー：　何の目的で？

オーレンドルフ：　それは、私にはわかりません；おそらくは、個人として情報を得るためであったようです。

ポクロフスキー：　これらの町では、軍部隊が処刑を遂行することを委任されていましたか？

オーレンドルフ：　軍は、そもそも元来、抹消には反対していたのですから、公式には部隊を提供しませんでした。

ポクロフスキー：　しかし、実際上は？

オーレンドルフ：　そんな事情であってさえ、自発的に志願してきた部隊が、そこここで役立ちました。もっとも、現在のところ、私には、軍そのものから来たという場合は、知られておらず、ただ従軍団体から来たという場合だけです。

ポクロフスキー：　あなたは、その命令によって人々を死に送り込んだ、当の人物であった。ユダヤ人のみが出動分隊に処刑のために引き渡されたのですか、あるいは、また共産主義者たちも――あなたは彼らのことを、あなたの指令書の中では、共産主義人民委員と呼んでいるが――ユダヤ人たちといっしょに、処刑のために引き渡されたのですか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに、そして詳しくいえば、それは常に「政治的人民委員」の概念でした；共産党員であるという事実は、迫害あるいは殺害のためには十分ではありませんでした。

ポクロフスキー：　ある人物がどんな役割を共産党内で演じていたか、について、何らかの特別な調査は、なされましたか？

オーレンドルフ：　いいえ、そうではなくて、私はその反対のことをいいました：共産党所属という事実は、そもそも一個の人間を迫害するためにも、処刑のためにも、決め手になったのではなく、特別な政治的役職が必要前提条件とされていたのです。

ポクロフスキー：　あなたは、ベルリンから送られてきた殺害車 Mordwagen およびそれらの利用に

関して、何らかの相談の機会を持ちましたか？

オーレンドルフ：　質問の意味が分かりませんでした。

ポクロフスキー：　あなたは、ベルリンからあなた自身の出動分隊に、これらの自動車両が処刑の遂行のために送られてきた、という事情について、あなたの上官および同僚たちと話し合う機会を持ちましたか？何らかそのような話し合いのことを思い出しますか？

オーレンドルフ：　具体的な相談のことは、私は思い出せそうにありません。

ポクロフスキー：　あなたは、処刑を託された執行分隊の隊員たちが、これらの車両をただ嫌々ながらに使っていた、という事実について何か知っていましたか？

オーレンドルフ：　諸出動分隊が車両を使用していたということについては、私は知っていました。

ポクロフスキー：　いや、私は、別のことをいっている。私は、あなたのもとに、執行分遣隊の隊員たちが車両を嫌々ながら使っている、ということに関する何らかの報告が届いていたのかどうか、そして、彼らが他の処刑方法をより好んでいたのかどうか、ということを知りたいのです。

オーレンドルフ：　つまり、射殺による殺害よりもガス車の方を用いたがっていた、と？

ポクロフスキー：　いや、反対だ、彼らは、射殺による処刑の方を、ガス車によるものよりも好んでいた、そうだろう？

オーレンドルフ：　はい、たしかに、それを私は先ほどすでに詳述しました、ガス車は.....

ポクロフスキー：　それで、なぜ、彼らは射殺による処刑を、ガス車によるものよりも好んだのか？

オーレンドルフ：　先ほどすでにいいました、死体の運び下ろしが、出動分遣隊指揮官たちの見解によれば、不要な精神的負担であったからです。

ポクロフスキー：　「不要な精神的負担」とは、何を意味なさっている？

オーレンドルフ：　私が当時の状況を思い出す限りにおいては、死体の姿とか、また、おそらくは、まさに死体を汚れたままの状態にした、身体の特定の機能が行使されたことによって.....

ポクロフスキー：　犠牲者たちが処刑の前に耐え忍ばなくてはならなかった苦しみを、彼らがはっきりと見なくてはならなかった、と仰りたいのか？私は、あなたのいったことを正しく理解したか？

オーレンドルフ：　質問の意味が分かりません；ガス車の内での殺害の間、という意味ですか？

ポクロフスキー：　そうです。

オーレンドルフ：　その点に関しては、私は、医師が私に語ったことを繰り返すことができるだけです、犠牲者たちは、ガス車内での殺害について、何らの感覚も持っていませんでした、と。

ポクロフスキー：　こうなると、私の先ほどの質問に対するあなたの答え、すなわち、死体の運び出しが、執行分遣隊の隊員たちに恐ろしい印象を与えた、といわれたことは、まったく不可解なものになってくる。

オーレンドルフ：　はい、それで私のいったとおり、死体の姿と、それから、おそらくは汚れた等々の車両の状態によって……

ポクロフスキー：　私は、審理の現在の状況においては、この証人にこれ以上質問することはありません。

……

ルートヴィッヒ・バーベル〔SS および SD 弁護人〕：　もうひとつの質問です。保安局〔SD〕のどの程度の部分が、強制収容所に投入されたのですか？

オーレンドルフ：　第 III 部の指導部のある内地 SD と、外地 SD との区別を、常にしていただくよう、お願いしなくてはなりません。外地 SD については、私は何もお知らせすることができませんが、部局長のシェレンベルクなら、この裁判所〔Justizpalast〕に来ています。第 III 部の視点からは、内地 SD の代表者か誰かが強制収容所と何らかの関わりを持ったような、一つの場合も、私には知られていません。

バーベル：　あともう一つ、あなたご自身に関わる、個人的質問です。あなたは、誰から、ユダヤ人抹消等々の命令を受けましたか、そして、それはどのような形において、ですか？

オーレンドルフ：　私の任務は、抹消の任務ではなく、私は、外地において出動分遣隊を指揮しなくてはならぬ参謀を配下に持っていました、そして、出動分遣隊自体は、ベルリンですでにこの命令

を、ヒムラー―ハイドリヒ―フォン・シュトレッケンバッハの委任により受け取っていたのです。そして、この命令は、ヒムラーによって、ニコラエフで、あらためて与えられました。

バーベル：　つまり、あなた自身は、これらの命令そのものの実行とはなんの関わりもなかった？

オーレンドルフ：　私が出動分隊を指揮していた以上、諸出動分隊がこれらの与えられた命令を遂行しているのを視察する任務が、私にはありました。

バーベル：　そこであなたは、これらの命令が実行されることに対して、躊躇いを感じませんでしたか？

オーレンドルフ：　申すまでもありません。

バーベル：　それで、なぜ、これらの命令は、それにも関わらず実行されたのでしょうか？

オーレンドルフ：　それは、下位の指揮官が国家指導部の与える命令を遂行しない、などということは、私にはおよそ考えられないことのように思われるからです。

バーベル：　あなたのそのお考えは、よくわかる。同じ考え方は――そう、それは、あなたの考え方であるのみならず、関係者の大部分の考え方でもあったことでしょう。これらの命令を実行しなくてはならない隊員たちの間から、あなたに、そのような任務を免除して欲しいという、要求は出されませんでしたか？

オーレンドルフ：　私は、具体的な場合を思い出すことはできません。私は、神経的にその任務には不適と思われる幾人かを除外して、彼らの一部は家に帰しもしました。

バーベル：　人々には、これらの命令が適法なものであるかのように装われていたのですか？

オーレンドルフ：　質問の意味が理解できません、なぜなら、命令は上官によって与えられていたもので、したがって、個々の人員にとって適法性についての問いは生じ得ませんでしたから；彼らは、この命令を与えた、その人たちに対して、服従の誓約をしていたのですから。

バーベル：　個人が、これらの命令の実行に対して、良い結果になるという期待をいだいて、反抗することはできましたか？

オーレンドルフ：　いいえ、なぜなら結果は、それ相応の判決を伴う軍法会議であったでしょうから。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundzwanzigster+Tag.+Donnerstag,+3.+Januar+1946/Vormittagssitzung および http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundzwanzigster+Tag.+Donnerstag,+3.+Januar+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

バッハ - ツェレウスキーの尋問は、法廷第 28 日の 1946 年 1 月 7 日、午後の部の始まりから途中まで行なわれた：

米国補助検事テーラー大佐：　高貴なる法廷は、ここで証人に宣誓を行なわせていただけますか？

裁判長：　証人の名前は？

テーラー：　エーリヒ・フォン・デム・バッハ - ツェレウスキーです。

〔証人フォン・デム・バッハ - ツェレウスキーが、証人台に上がる〕

裁判長：　あなたの名前は？

証人フォン・デム・バッハ - ツェレウスキー：　フォン・デム・バッハ - ツェレウスキーです。

裁判長：　次のとおり宣誓してください：私は、私が純然たる真理を語り、何事をも隠さず、何事をも付け加えないことを、全能にして全知なる神の下において、誓います。

[証人は、宣誓の言葉を復唱する]

テーラー：　証人には、たいへんゆっくりと語り、答えをできるだけ短くしなくてはならない、ということに、気をつけていただきたいと思います。私のいうことが聞こえていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　あなたは、SS の隊員でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　あなたは、SS において、どのような最終地位を占めていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　上級分隊指導者、武装 SS 大将です。

テーラー：　あなたは、1914 年から 18 年にかけて、戦争に参加しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、私は、1914 年から 1918 年まで前線にいて、2 度まで負傷し、I 級および II 級の鉄十字章を受賞しました。

テーラー：　あなたは、最後の戦争の終わった後、軍にとどまっていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、私は、十万人兵の中にとどまっていました。

テーラー：　あなたは、いつまで、軍にとどまっていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　1924 年、私が辞職した時までです。

テーラー：　あなたの軍務活動は、その時終わったのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ、私はそれから国境警備隊の大隊長であり、引き続いて、ポーランド出兵までは国防軍での訓練に加わっていました。

テーラー：　あなたは、NSDAP に加入しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　何年に？

バッハ - ツェレウスキー：　1930 年に、です。

テーラー：　党の、どの区分に、あなたは加入したのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　SS 本隊です。

テーラー：　戦争の勃発前の SS におけるあなたの活動は、何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、SS 本隊と、フランクフルト・アン・デル・オーデルおよびシュナイデミュール統治地区の SS-国境警備部隊を編成し、そして 1934 年から、東プロイセン、続いて

シュレージェンの上級地区指導者でした。

テーラー：　あなたは、この時期の間、国会の議員でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、私は、1932 年から終いまで国会議員でした。

テーラー：　あなたは、ソヴィエト・ロシア出兵以前において、積極的に戦争に関与していましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ、ロシア出兵までは、私は動員されていませんでした。

テーラー：　戦争の開始時におけるあなたの地位は、何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　戦争の開始時においては、私は、SS 分隊指導者で陸軍中将でした。

テーラー：　それで、あなたは、いつ昇進しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、1941 年 11 月 9 日に、SS 上級分隊指導者、武装 SS 大将に昇進しました。

テーラー：　どのような地位を、あなたは、ソヴィエト連邦に対する出兵の開始以後に占めていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　どうぞ質問をもう一度繰り返していただけますか、質問はいささか不明瞭でした。

テーラー：　対ソヴィエト連邦戦争の開始時における、あなたの地位と職務は何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　ロシア出兵の開始に、私は、中部兵団の後背地におけるロシア中部上級 SS および警察の指導者として参加しました。

テーラー：　SS の将校は、同じような権限で、後背地域において各兵団に投入されたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、たしかに、北部、中部、南部の各兵団において、上級の SS および警察指導者が存在していました。

テーラー：　中部兵団の最高司令官は、誰でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　中部兵団の最高司令官は、最初はフォン・ボック元帥であり、後にはクルーゲ元帥でした。

テーラー：　それで、中部兵団の後背地域における国防軍司令官は誰でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　フォン・シェンケンドルフ歩兵隊大将でした。

テーラー：　彼は、兵団の最高司令官の直接配下にありましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　SS における、あなたの直接の上官は誰でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　ハインリヒ・ヒムラーでした。

テーラー：　それで、兵団の後背地域における、あなたの直接の上官は誰でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　フォン・シェンケンドルフ大将でした。

テーラー：　中央ロシアにおける、上級の SS および警察指導者としての、あなたの主要任務は何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私の主要活動は、パルチザン掃討戦にありました。

テーラー：　あなたは、一般的に、いわゆる SD 出動分隊の活動と親密な関係にありますか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　これらの連隊は、反ロシア大作戦において、何らかの重要な役割を演じましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ。

テーラー：　出動分隊の主要任務は何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　保安警察の出動分隊の主要任務は、ユダヤ人、ツィゴイネルおよび政治

的人民委員の撲滅でした。

テーラー：　しかし、それでは、パルチザンに対する大掛かりな活動のためには、如何なる戦力が用いられたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　パルチザン掃討戦には、武装 SS と治安警察との諸部隊、そして何よりも国防軍が投入されました。

テーラー：　どうぞ、パルチザン掃討戦に投入された、これら正規の連隊の性質を、詳しく述べてください。

バッハ - ツェレウスキー：　国防軍の諸連隊は、まず何よりも、戦いの前線の背後の地域に投入された、保安師団でした；さらに、独自に国防軍の司令官の下に投入された、いわゆる土地防護大隊であり、また、さらには、建造物防護のための国防軍部隊であって、それらは鉄道線路、補給路やその他の軍事用建造物の防護のために投入されました、なおその他には、1943 年あるいは 1942 年以降、後方の部隊から、すなわち兵站部隊から編成された、いわゆる緊急連隊がありました。

テーラー：　いつの時点まで、あなたは、中部ロシア上級 SS および警察指導者であり続けましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、幾度かの前線投入および一度のおよそ半年間の比較的長期にわたる罹病による中断がありましたが、中部ロシア上級 SS および警察指導者を 1942 年末まで続け、その時点で諸叛徒討伐部隊の長に任命されました。

テーラー：　諸叛徒討伐部隊の長としての、この地位は、特にあなたのために創設されたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　あなたは、この新しい資格において、誰の直接的配下に置かれましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　ハインリヒ・ヒムラーの、です。

テーラー：　この新しい地位におけるあなたの職務は、東方前線の特定の部分に限定されていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ、私の任務領域は、全東方を包括していました。

テーラー：　諸叛徒討伐部隊の長としてのあなたの義務の一般的性質は何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　第一にまず、私は、ヒムラーの司令本部内に、パルチザン運動に関するすべての情報が入ってきて、これらの情報が調査されて所轄の部局に送られる、中央情報集積所を開設しなくてはなりませんでした。

テーラー：　あなたは、あなたの活動の経過の中で、東方前線の軍分隊や軍の司令官たちと話し合いましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　兵団の最高司令官たち、軍のではありません、そして、国防軍司令官たちと、です。

テーラー：　あなたは、パルチザン掃討において用いられるべき方法に関して、司令官たちに助言しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　あなたが個人的に話し合いをした、司令官たちのうちの幾人かの名前を、我々にいってもらえますか？

バッハ - ツェレウスキー：　すべてではなく、思い出すままにですが：国防軍エストニア司令官ブレーマー騎兵隊大将、北部兵団最高司令官キュヒラー元帥、中部兵団最高司令官クルーゲ、ブッシュ、国防軍ウクライナ司令官キツィンガー飛行士空軍大将、セルビアつまりベルグラードの最高司令官元帥ヴァイクス男爵、そして、トリエステ地域の国防軍司令官キューグラー大将です。

テーラー：　これらのパルチザン掃討作戦に投入された国防軍の部隊は、警察および SS の部隊に比べて、どのような数的関係に立っていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　警察および SS の部隊の数は、たいへん少ないものにすぎませんでしたから、パルチザン掃討戦は、第一にまず、国防軍の諸部隊によって遂行されました。

テーラー：　パルチザン掃討作戦部隊は、通例、国防軍将校の命令下にありましたか、それとも、SS 将校の命令下にありましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　それは、さまざまでした。第一に、地域によりました；軍事行動地域では、ほとんど全般的に国防軍が指導しました。しかし、国防軍であれ、武装 SS であれ、警察であ

れ、最も多くの部隊を提供している側が作戦を指導する、という規則が効力を持っていました。

テーラー：　最高軍事指導者たちは、パルチザン掃討作戦は厳格に遂行されるべきである、との命令を与えましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　最高軍事指導部は、パルチザン掃討戦において用いられるべき方法に関して、何らかの詳細にわたる命令を発しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ。

テーラー：　上からの詳細な指令が与えられなかったという、最終の領域における〔＝以上はドイツ語訳が正しくなされていなかった可能性あり〕その結果は何でしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　そのため、この無命令の結果として、パルチザン掃討戦の野蛮な無法状態が支配しました。

テーラー　あなたの見解では、パルチザン掃討戦で用いられるに至った処置は、状況によって正当化されるよりもずっと厳しいものであった、違いますか？

バッハ - ツェレウスキー：　命令が存在していなくて、下級の指揮官たちが独自に行動しなくてはならなかったのですから、作戦は、指揮官の性格および部隊の質によって、さまざまな結果をもたらしました、そして、私が思うには、作戦はしばしば、目的に反したのみならず、目標から遠くへ押しやられてしまいました。

テーラー：　これらの処置は、多数の一般住民の不要な殺害を帰結したのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

テーラー：　あなたは、これらの無法行為を、あなたが共に行動していた、兵団の司令官たちや他の国防軍将校たちに報告しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　この帰結は、広く知れわたっていました；それに関して特に報告される必要はありませんでした、なぜなら、あらゆる作戦行動は、期限どおり義務どおりに、速やかに詳細にわたって報告され、各々の責任ある指導者に知られていたからです。

テーラー：　これらの無法行為を阻止するために、何らかの効果ある処置が、最高軍事当局あるいは軍分隊の司令官たちによって、とられましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私が覚えているところでは、特にフォン・シェンケンドルフ大将が、この関連で無数の報告書を私と合意作成し、それらを私たち二人で、正規の手続きを経て義務どおりに伝え送りました。

テーラー：　フォン・シェンケンドルフ大将の、これらの報告書は、何らかの成果を上げましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ。

テーラー：　なぜ、そうだったのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　参謀次長ヴァーグナーは、設置されるべき、もっとしっかりした指導部によって、変化をもたらそうと試みたのですが、しかし、彼はそれを押し通すことはできませんでした。

テーラー：　かつて、一般住民に対する過ちを犯したドイツ人兵士たちは、軍法会議によって罰せられてはならぬ、という命令が発せられましたか、しかも、最高の地位から？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、そのような命令が出されました。

テーラー：　この命令は、軍部隊の側のこれらの無法行為を抑えるのを、邪魔するものであることがわかりましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。私の考えでは、この命令は、あらゆる秩序にかなった戦い方を妨げました、なぜなら、ひとはただ、懲戒権力と裁判権を持ち、放埒に対して断固たる処置に出ることができる場合にのみ、部隊を教育することが可能なのだからです。

テーラー：　あなたは、戦争の間に、いかなる顕彰を受けましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、この戦争において、鉄十字第 I および II 級のための横桿、黄金のドイツ十字勲章、騎士鉄十字勲章を受けました。

テーラー：　裁判長、証人は、今や他の者たちの反対尋問に委ねられます。

裁判長：　ソヴィエト検察局代表は、尋問を望みますか？

ポクロフスキー大佐：　裁判長のお許しにより、一連の質問をしたいと思います。
〔証人に向かって〕
1941 年から 1942 年において、あなたが中部地区の後背地域における警察および SS の長であった時、どれだけの警察および SS の勢力があなたの命令下にありましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　1941 年、直接私の命令下に置かれていたのは、治安警察の一警察連隊であり、その他一時的に、およそ 2 ヶ月から 3 ヶ月の間、SS の一騎兵隊旅団がありました。

ポクロフスキー：　ネーベを長とする、出動分隊 B は、あなたの管轄下にありましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ。

ポクロフスキー：　あなたは、ネーベからの報告を受けましたか、受けませんでしたか？

バッハ - ツェレウスキー：　直接には受けていませんが、しかし私は、それらを手に入れました。

ポクロフスキー：　あなたは、出動分隊 B の活動について、何を知っていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　出動分隊 B の駐留地は、スモレンスクにあって、出動分隊 B は、他の諸出動分隊とまったく同じように活動をしていました。至るところで、会話の中で、ユダヤ人たちが集められてゲットーに連れて行かれている、という話を聞きました。

ポクロフスキー：　あなたは、作戦分隊の諸分遣隊に、出動分隊 B の活動に関する報告をしましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、出動分隊 B の、この活動に関する知識を、直接にシェンケンドルフを通して、中部兵団の情報センターにおいて手に入れました。

ポクロフスキー：　あなたには、パルチザン運動に関する、第 6 軍最高司令官ライヘナウ大将の命令は、知られていましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　名前をなんといわれましたか；フォン・ライヘナウ大将ですか？

ポクロフスキー：　そうです。

バッハ - ツェレウスキー：　はい、たしかに、1941 年だったと思いますが、断言してしまいたくはありません、1942 年であったかもしれません、フォン・ライヘナウ大将の命令が、全国防軍司令官を通して知らされ、その中で彼が、ユダヤ人およびパルチザンに対する諸活動をかばう態度を取っていた、ということが、私に知られています。

ポクロフスキー：　1943 年かあるいはその後に、特にパルチザン運動の掃討のために選び出された、部隊または中隊が、あなたの命令下にありましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　1943 年、諸叛徒討伐部隊の長として、私は、中央局を指導していたのですから、直接的な命令権を持っていませんでした；しかし私は、2 名の司令官の管轄が境を接しているところでは、また自身でも作戦を指導していました。

ポクロフスキー：　あなたは、密輸業者たち、密猟者たち、および釈放された囚人たちで構成された、特殊な旅団の存在について、何か知っていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　実際に対パルチザン戦争に適していたすべての部隊の撤退の後、1941 年の終わりか 1942 年の初め頃、最初にまず、中部兵団におけるディルレヴァンガーの命令下に、一大隊がパルチザン掃討戦に投入されました。この大隊は、それからだんだんと補充隊供給により強化されて、まず 1944 年までに連隊に、次いで旅団にまでなりました。このディルレヴァンガー旅団は、大部分、罰を受けた犯罪者たち、公式にはいわゆる密猟者たちで、構成されていましたが、その中には、押し込み強盗、殺人等々で処罰された、純然たる犯罪者たちもいました。

ポクロフスキー：　ドイツ軍司令部が、その部隊と兵員数とを、かくも乗り気で、犯罪者たちの雇用によって拡大し、かつ、これらの犯罪者たちをパルチザンたちに対して投入した、ということを、あなたは、どう、説明なさる？

バッハ - ツェレウスキー：　私の見解では、1941 年初め、ロシア出兵開始前のヴェーゼルスブルク〔ヴェーヴェルスブルクが正しいか？〕におけるハインリヒ・ヒムラーの、ロシア出兵の目的はスラヴ人住民 3 千万の削減である、と語った演説と、そういう劣等な部隊でこの意味において今や作戦行動をとるという、この試みとの間に、明らかな関連が存しています。

ポクロフスキー：　司令官たちがパルチザンたちに対して投入した部隊の性質は、前もって入念に考慮されていたのだ、といえば、私は、あなたのいった意味を正しく理解したことになるのか？これらの部隊は、住民やパルチザンたちに対してどのように行動すべきか、という正確な命令を受け取

っていたのですか？今私は、提案されて公式に認可されたという、住民の絶滅に関連づけていっているのだが。

バッハ - ツェレウスキー：　はい、私の見解では、特定の指揮官たちや、まったく特定の部隊を選出する際に、この目標は、決定的に重要でした。

ポクロフスキー：　いかなる手段により、いかなる処置の下、国防軍の分隊は、パルチザンたちに対して投入されたのですか？彼らは、特にこの目的のために導入されたのですか、それとも、場合場合に応じて、特定の計画に従って投入されたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　概して特定の計画というものは、おそらく存在していませんでした。たしかに、大作戦が中心的に導入され、計画されて遂行されました。しかし、大半において、パルチザン掃討作戦は、衝動的な種類のものでした、なぜなら、どの下級指揮官も、自分の力で管轄の領域をパルチザンなしに清浄に保つこと、したがって自分から作戦を遂行すること、を義務づけられていたからです。

ポクロフスキー：　あなたは、我々に、たいへん多くの場合、国防軍の将軍や将校たちがパルチザンたちに対する作戦を自ら指揮した、と語られた。我々に、いくつかの具体的な事実と、幾人かの将軍や将校たちの名前とを挙げていただけるか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は質問の意味を、十分に理解できませんでした；指揮官たちの名前を、ですか？

ポクロフスキー：　あなたは、我々に、パルチザンたちに対する或る種の戦闘作戦の経過で、国防軍の将校たちや将軍たちが処置を行なった、と語られた、そこで今、私はあなたに尋ねています、我々に、それら将校たち将軍たちの名前を挙げていただけますか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、わかりました、一部の将軍たちの名を、私は、すでに先に挙げました；他になお、私の記憶にあるのは、中部ロシアで、ハルトマン陸軍少将です。大きな対パルチザン作戦は、彼によって指導されるか、あるいはいずれにせよ、彼によっていちばん上の地位から指揮されていました；そして、ラインハルト陸軍中将、彼の管轄の後背地域に、主要な対パルチザン分隊が存在しました。そうです、私はいいたいのですが、そもそも、後背地域には、対パルチザン戦闘に自身投入されるか、指導することのなかったような、一人の将軍もいませんでした。もちろん、私は、すべての名前を覚えているわけではありません。もしも私に名前をいってきかせてもらえば、私は、誰が投入され、誰がそうではなかったのか、いうことができます。

ポクロフスキー：　アックマン陸軍大将はどの作戦を指揮したのか、我々にいってもらえますか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ、それは私には思い出せません。

ポクロフスキー：　戦争捕虜たち、一般住民たち、あるいはパルチザンたちに対することで、何らかの一般的命令は存在していましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　残念ながら、パルチザンたちあるいは住民をどう取り扱うべきか、を明確に語る命令は、存在しませんでした。それがまさに、私の非難するところであり、パルチザンたちをどう扱うべきか、あるいはそもそも誰がパルチザンと見なされるべきか、命令が出されていなかった、ということなのです。しかしまた、何かドイツ国防軍を害することが起こった場合には、何が報復としてなされねばならないか、を明確に語る命令がなかったのです。

ポクロフスキー：　私は、それをこう理解せねばならないのだろうか、すなわち、直接これに関連する命令が欠けていたために、指揮官たちは、どんな人間をも思いのままにパルチザンと呼び、かつこの人間をそれに応じて取り扱ってよいという、フリーハンドと権利とを持っていた、と？

バッハ - ツェレウスキー：　彼は、疑いもなく、独自に行動せねばならず、また、独自に決心することができました。詳細についての正確な監視は、不可能でした；しかし、すべての投入された部隊の活動は、上級の指導部にとって、いつでも明らかに見て取れるものでした、なぜなら、個々の報告において、これらの対抗処置は正確に挙げられていたからです；すなわち、幾人のパルチザンが戦闘で死んだか、幾人が射殺されたか、幾人がパルチザンと疑わしい者として射殺されたか、部隊自身は何名の身方を失ったか、正確に報告されなくてはなりませんでした。同様にまた、武器の獲物も、正確に挙げられなくてはなりませんでしたから、どの指導者も、作戦が実際にどんな結果に終わったか、自分の方で明確に認識することができました。

ポクロフスキー：　それはすなわち、各々の指揮官が、或る人間に嫌疑をかけ、かつこれを処刑する、何らかの根拠が存在するかどうかを、独自に決定した、という意味ですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、そのとおりです。

ポクロフスキー：　あなたは、人質たちの逮捕と村々の焼き払いとを、パルチザンたちに与えられた援助に対する報復として指図する、何らかの命令について知っていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ。そのような文書による命令がかつて存在したとは、私は思いません、そうではなくて、私はまさに、或る何らかの命令が存在しないということに、誤りを見出し

ているのです。例えば、一人のドイツ人兵士の殺害に対して幾人が報復として処刑されてよいか、あるいは、10 人のドイツ人兵士に対してならどうか、ということが明確に命令されねばならなかった筈でしょう。

ポクロフスキー：　私は、こう理解しなくてはならないのですか、すなわち、或る特定の指揮官たちが、住民に対する処罰の処置として、村々を焼き払ったとしたら、これらの指揮官たちは、これを自発的に行なったのである、と？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。これらの決断を、指揮官は独自に下しました。また、彼の上官の側においても、それに対して何らかの異議を唱えることは、可能ではありませんでした、なぜなら、至上命令は、対パルチザンの領域における一般市民に対する侵害の故をもって懲戒あるいは裁判の処置がなされてはならない、という趣旨のものだったからです。

ポクロフスキー：　同じことは、人質たちの逮捕についても妥当した、と思うことはできますか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい、パルチザン掃討戦との関連において、人質たちは、そもそも尋問されることがなかった、と私は思います；「人質方式」は、たぶん西部において多かったのだと、私は思います。「人質」という表現は、いずれにせよ、パルチザン掃討戦では用いられませんでした。

ポクロフスキー：　あなたは、14 歳から 18 歳までの未成年者たちの、暴力的な誘拐およびドイツへの移送に関して、何か知っていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　詳細には、つまり年代を追ってのことは、私は無論知りません。しかし、私自身は、私が諸叛徒討伐部隊の長になった際に、私の非難に基づいて、連隊が見境なく報復を行うのが禁止されたこと、対パルチザン戦闘において捕縛されたパルチザンたちやパルチザンと疑わしき者たちは、もはや射殺されるべきではなく、労働動員のためにザウッケル機構を通して国内に送るように、という趣旨の指令が出されたことを、歓迎しました。

ポクロフスキー：　私の同僚である米国検察代表者が先刻あなたに対してした質問に対する、あなたの答えを、私が正しく理解したのだとするならば、あなたは、パルチザン運動に対する闘争は、スラヴ人およびユダヤ人住民絶滅のための口実であった、といわれたのかな？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

ポクロフスキー：　国防軍指導部は、パルチザン運動の掃討およびユダヤ人住民の根絶のために用いられた、戦闘の方法について、知っていたのか？

バッハ - ツェレウスキー：　方法は、一般的に知られていました、つまり、軍指導部においても、です。軍指導部が、ヒムラーの述べた計画について熟知していたのかどうか、無論私には分かりません。

ポクロフスキー：　あなたは、自身、パルチザン掃討戦の方法が明確かつ詳細に話し合われる、国防軍の将軍たちとの何らかの話し合いに参加しましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　戦闘方法そのものは、正確に話し合われ、よく知られたものとして前提されていました。しかし、これらの話し合いの際に、例えば云々の数の人間が射殺されるべきだ、などということはいわれませんでした；そんなことは理解を超えています。

ポクロフスキー：　あなたは我々に、ドイツ人たちは、スラヴ人住民を殺戮してその数を３千万にまで減らすことを意図していた、と語った。どのようにして、あなたは、この数とこの命令とに思い至ったのか？

バッハ - ツェレウスキー：　訂正してよろしいでしょうか、三千万にまで減らすのではなく、三千万減らす、です。この数は、ヒムラーがヴェーゼルスブルクでの演説中に挙げたものです。

ポクロフスキー：　実際に、ドイツの司令官たちおよび国防軍によって占領ロシア地域で実行されたすべての処置が、スラヴ人およびユダヤ人住民を３千万減らすという、ただ一つの目的を目指していた、ということに事実相違ないことを、あなたは認めなさるか？

バッハ - ツェレウスキー：　質問の意味が、私には完全には明確でありません。スラヴ人住民が３千万減らされるべきだということを、国防軍が知っていたかどうか、ですか？私には、質問が完全には明確でありません。どうか、この質問をもう一度繰り返してください。

ポクロフスキー：　国防軍によって、当時ドイツ軍により占領されていた行政地域で取られた処置は、スラヴ人およびユダヤ人住民を３千万減らすという目的を持っていた、ということを、あなたは、真に、誠実に、そのとおりであると確証できますか、と私は尋ねたのです。もう、質問の意味が理解できましたか？

バッハ - ツェレウスキー：　私の考えでは、これらの方法は、もしもそれらがさらに継続されていたならば、そして情勢の展開によって状況がまったく変化してしまうことがなかったならば、実際に３千万の殺戮をもたらしたでありましょう。

ポクロフスキー：　私は、証人にこれ以上質問することはありません。

. . . . . .

トーマ〔ローゼンベルク弁護人〕：　証人、白ルテニア〔＝白ロシア〕の民政局がしばしば叛徒掃討戦の仕方に対して抗議していたのを、ご存知ですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

トーマ：　民政局は特別行政委員の監督下にあり、特別行政委員は東方占領地担当大臣ローゼンベルクの監督下にあった、それで合っていますか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

トーマ：　証人、私の理解したところが正しいとするならば、あなたは、多くの無実の者たちが害を被った叛徒掃討の仕方や、ディルレヴァンガー連隊の存在や、また SS 国家指導者の演説をも、是認していなかったのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　はい。

トーマ：　にもかかわらず、叛徒掃討戦の長かつ監督官、またそうした出動分隊の指揮官であり続けるということを、あなたは、どのようにして、あなたの良心と調和させることができたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　出動分隊の長であったことは、私は一度もありません。

裁判長：　質問がまだ、通訳によって我々のために翻訳されていないうちに、あなたは、もう答え始めました。質問と答えの間に、もう少し長い休止を挟まなくてはなりません。

トーマ：　東部における叛徒掃討戦の監督官であり続けることに、あなたは、どのようにして、良心をもって責任を負うことができたのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、それを私の良心と調和させることができただけでなく、この地位を、自ら得ようと努めさえしました；なぜなら、私は、1941 年と 1942 年とのうちに、シェンケンドルフと共に、事態がそれ以上に進まないよう見ており、まさしく私の直接の上官であるシェンケンドルフ大将が、私を推薦したのだからです。

トーマ：　しかしあなたは、こうした推薦によって何も達成できないことを、知っていましたね？

バッハ - ツェレウスキー：　いいえ、それを私は知ることができませんでした、私がいっているのは、本日ここで述べた、この認識のことですが。それは決して、前もっての知識ではありませんでした。

トーマ：　いずれにせよ、あなたは、何も達成できませんでしたよ？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、そうは思いません、なぜなら、私の考えでは、もしも私の代わりに誰か他の者がその地位にいたならば、なおもっと多くの不幸なことが起こっていたでしょうから。

トーマ：　あなたは、3 千万のスラヴ人の根絶を要求したヒムラーの演説は、彼の見解だった、と思いますか、それとも、それは、すなわちこの見解は、あなたの考えによれば、国家社会主義の世界観に相応するものだったのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　私は、今日では、それは我々の世界観の論理的帰結であった、と考えております。

トーマ：　今日では、ですか？

バッハ - ツェレウスキー：　今日では、です。

トーマ：　あなたは、当時では、どんな考えだったのですか？

バッハ - ツェレウスキー：　ドイツ人にとって、この確信にまで突き進むのは、難しいことです。私は、それに長い時間を要しました。

トーマ：　証人、ではこれは、どうしてでしょう、すなわち数日前に一人の証人が、つまり証人オーレンドルフが出廷し、彼は、自分が出動分隊の活動の過程で 9 万人の人員を殺害したと告白し、かつ彼は、この法廷で、それは国家社会主義のイデオロギーに対応したことではなかった、と語りましたが？

バッハ - ツェレウスキー：　そこは、私は別の見方をしています。もしも数年にわたり数十年にもわたって、スラヴ人は下位人種だ、ユダヤ人はそもそも人間でない、と説いて聞かされるならば、その時はそういう爆発に至らざるを得ません。

トーマ：　それでも、あなたが当時抱いていた世界観の傍らになお良心をも持っていた、という事実

は、しかと存続していますか？

バッハ - ツェレウスキー：　今日もなお、です、だからこそ私は、ここに立っている。

. . . . . .

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundzwanzigster+Tag.+Montag,+7.+Januar+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

バッハ - ツェレウスキーが、尋問終了により退廷しようとした時、その背に向かって、ゲーリングが大声で「裏切り者！」と叫んだという。この話を伝えるハイデッカー＆レープは、すかさずコメントをつけて「この言葉で、何ら事実が変えられるわけでもなかった」（ハイデッカー＆レープ、前掲書、506 ページより私訳）といっている。しかし、裏切り者云々はともかくとして、バッハ - ツェレウスキーの証言態度が、検察側、被告人＝弁護側のいずれにも、或る種の違和感を覚えさせるものであったことは、否定できない。彼は、東方の後背地において、ヒムラー＝SS 系の専横によって国防軍が引っ掻き回されたことで生じた無法状態から、夥しい残虐行為が行なわれた、と証言しながら、SS の幹部――SS 上級分隊指導者、武装 SS 大将――として現地にあった――対パルチザン戦闘を指導した――自分の責任については触れようとしない。身方の残虐行為に心を痛め、何とかその残酷さを和らげようと努力した、という類いの弁解に終始しているようだ。でも、そうして抗議する態度を示したことで冷遇されたのかといえば、決してそうではなかった、ちゃんと評価され信頼を受けていた、ということを、彼は一方で強調してもいる。彼の証言に不信感を抱いた、というよりも強い怒りを覚えた被告人たちは、それぞれの弁護人に、反対尋問を要求した。それに応じて、エクスナー（ヨードル弁護人）、クラウス（シャハト弁護人）、ゼルヴァティウス（ザウッケル弁護人）、シュターマー（ゲーリング弁護人）、トーマ（ローゼンベルク弁護人）、エクスナー（２度目）が、次々に反対尋問に立った。ドイツ語でのやり取りが互いに早口になりがちで、通訳がついていけない様子であったため、裁判長が幾度も、質問と答えとの間を置くように、と注意している。そんな、ニュルンベルク法廷でのバッハ - ツェレウスキーであったわけだが、今日、ひとは彼を、必ずしも「クローンツォイゲ」に数えているわけではない。前にも記したように、ニュルンベルクのクローンツォイゲといえば、ラフーゼンただ一人である、とする説明に、筆者はお目にかかったことがある。思うに、ラフーゼンの場合とは違って、バッハ - ツェレウスキーについては、これをクローンツォイゲとして用いたことを認めたくない、米国検察の思いが、今日までずっと影響を及ぼし続けているのであろう。彼が SS 幹部として、東方後背地域での出来事に、指導者の立場で参加したのは、明白な事実である。ポーランド人、ロシア人の大量殺害への関与の疑いも、決して薄いものではない。そのような容疑者と司法取引をしたことは、米国検察にとってまことに後ろめたい行為とし

て、後々まで尾を引いたに違いない。だが、どんなに知らぬふりを通そうとしてみたところで、彼がニュルンベルクに出廷するに至った経緯およびその後の彼の経歴（余生）をちょっとでも見てみるならば、一目瞭然、司法取引があったことは、紛れもない事実である。彼は、米軍に捕らえられて、ランズベルクの収容所に入れられていた。当然、ソ連が身柄の引き渡しを求めてきたが、ニュルンベルクへの出廷に応ずることで、それを免れた。ツェレウスキーという、ポーランド系を思わせる元来の姓を避けて、1940 年からはフォム・バッハと名乗っていたのだが、ニュルンベルク出廷にあたって、それを復活させる形で、フォム・バッハ - ツェレウスキーという名を用いた。親ポーランドを印象づけるのに効果的と思ったからに違いない。この出廷以降も、いわゆるニュルンベルク継続裁判に幾度か証人として出廷したが、彼自身は起訴されることなく、1950 年夏には釈放となる。その後、連邦共和国の特別裁判所による非ナチ化の追及を逃れることはできず、1951 年 3 月にミュンヘンで禁固 10 年を判決されたが、すでにランズベルクで 5 年の服役期間があったことを考慮されて、自宅禁固で済まされる。しかし、1958 年には、レーム粛清事件への関与の疑いで再逮捕され、1961 年にニュルンベルク - フュルトの裁判所で、1934 年当時に出した一人の SS 将校殺害命令の罪で懲役 4 年 6 ヶ月を宣告される。さらに 1962 年 8 月には、1933 年に起こした 5 人の共産主義者殺害およびその他の殺害計画の罪によって、終身懲役刑を宣告された。1972 年 3 月に病気のためミュンヘン収容所病院で 73 年の生涯を終える。彼がパルチザン掃討戦の司令官として惹き起こした、あるいは少なくとも関与したと見られる数千人にも及ぶポーランド人、ロシア人、ユダヤ人の殺害に関しては、彼はついに裁かれることはなかった。そのことに対する非難が、ポーランド政府をはじめとして、国外諸方面から連邦共和国に対して寄せられることは避けられなかった。因みに、もう一人のオーレンドルフの、その後はどうであったか、といえば、彼は、1947 年 9 月に始まった、ニュルンベルク継続裁判の一つとしての出動分隊裁判において裁かれ、1948 年 8 月、死刑宣告を受けた。その後行なわれた助命運動にも関わらず、1951 年 6 月 7 日、ランズベルク拘置所で絞首刑を執行された。

ところで、ユダヤ人に対する迫害が、いわゆる絶滅収容所における大量殺戮にまで進んで行った経過については、特に、その実行に直接関わった、SS 大尉級将校ディーター・ヴィスリツェニーの証言が、多くのことを明らかにしている。SS 幹部のうち、ユダヤ人対策を主として担当していたのは、SS 中佐級将校アドルフ・アイヒマンである、と分かっていたが、当時彼は逃走中であったので、代わりに、オーストリアで米軍が捕らえた、アイヒマン麾下のヴィスリツェニーが、証人として引き出されたのである。彼は、法廷第 26 日の 1 月 3 日、オーレンドルフに続いて、証言台に立った：

裁判長：　名前は何といいますか？

ディーター・ヴィスリツェニー証人：　ディーター・ヴィスリツェニーです。

裁判長：　どうぞ、宣誓の言葉を繰り返してください：私は、私が純然たる真理を語り、何事をも隠さず、何事をも付け加えないことを、全能にして全知なる神の下において、誓います。

[証人は、宣誓の言葉を復唱する]

裁判長：　どうぞ、ゆっくりと話して、各質問の後には間を置いてください。

合衆国補助検事スミス・W. ブルックハート Jr.陸軍中佐：　あなたは、何歳ですか？

ヴィスリツェニー：　私は、34 歳です。

ブルックハート：　あなたは、どこで生まれましたか？

ヴィスリツェニー：　私は、東プロイセンのレグロウケンで生まれました。

ブルックハート：　あなたは、NSDAP の党員でしたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私は NSDAP の党員でした。

ブルックハート：　何年からですか？

ヴィスリツェニー：　私は、最初、1931 年に NSDAP に入りましたが、その後党員名簿から削除されてしまい、1933 年以後、最終的に NSDAP に加入しました。

ブルックハート：　あなたは、SS の隊員でしたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私は 1934 年に SS に加入しました。

ブルックハート：　あなたは、ゲシュタポの隊員でしたか？

ヴィスリツェニー：　私は、1934 年に SD に加入しました。

ブルックハート：　あなたは、どんな地位に達しましたか？

ヴィスリツェニー：　私は、1940 年、SS-Hauptsturmführer〔＝大尉級〕に昇進しました。

ブルックハート：　あなたは、アドルフ・アイヒマンを知っていますか？

ヴィスリツェニー：　はい、私はアイヒマンを、1934 年から知っています。

ブルックハート：　いつ、どこで、あなたは彼と知り合いになったのですか？

ヴィスリツェニー：　われわれは、ほぼ同じ時、1934 年に SD に加入しました。1937 年までは、われわれは、一緒に同じ部隊にいました。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンを個人的によく知っていましたか？

ヴィスリツェニー：　素晴らしくよく知っていました。アイヒマンと私とは、君俺と呼び合う間柄でしたし、私はまた、彼の家族をも、たいへんよく知っていました。

ブルックハート：　彼の地位は何でしたか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンは、国家保安本部で第 IV 部における長でした、ゲシュタポの。

ブルックハート：　第 IV 部の長と仰っているのか、それとも一つの課の長と仰っているのか、 後の場合だとしたら、どの課ですか？

ヴィスリツェニー：　彼は、第 IV-A-4 部を率いていました。この部は、教会担当とユダヤ人問題担当という、二つの担当部局を包括していました。

ブルックハート：　あなたの目の前に、RSHA の IV-A-4-b 課の配置を示す、図表がある。あなたは自身で、この図表を作成しましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私が自分でこの図表を描きました。

ブルックハート：　これは、正しい仕方で、組織図と、ユダヤ人問題に従事している部局とを、表現していますか？

ヴィスリツェニー：　はい、これが、人員配置共々、1944 年初めにおける部局でした。

ブルックハート：　この図表と、表の下部に記されている指導的人物たちのリストとに関して、あな

たは、その中に挙げられた人たちの一人一人と、個人的に知り合いでしたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私自身、彼らすべてを知っていました。

ブルックハート：　RSHA の IV-A-4-b 課の特別任務は、何でしたか？

ブルックハート：　IV-A-4-b 課は、RSHA のために、ユダヤ人問題に従事していました。アイヒマンは、分隊指導者ミュラー、第 IV 部の長、および保安警察長官から特別に全権を委任されていました。彼は、ドイツおよびドイツによって占領された全地域における、ユダヤ人問題のいわゆる解決に、責任を負っていました。

ブルックハート：　ユダヤ人たちに対する活動に、一定の区分された諸時期がありましたか？

ヴィスリツェニー：　はい。

ブルックハート：　法廷に、おおよその時期区分を挙げ、また、活動のさまざまの種類を述べてもらえますか？

ヴィスリツェニー：　はい；　1940 年までは、担当部局内部での一般的方針は、ドイツおよびドイツによって占領された諸地域におけるユダヤ人問題を、計画的な国外移住によって片づける、というものでした。第二段階として、この時点以降、すべてのユダヤ人たちをポーランドおよびその他のドイツが占領した東方の地域に集めることが行なわれました、詳しくいえば、ゲットーという形において、です。この時期は、おおよそ 1942 年の初めまで続きました。第三段階として、ユダヤ人問題のいわゆる最終解決 Endlösung、すなわちユダヤ民族の計画的根絶・絶滅が来ました、この時期は、1944 年 10 月、ヒムラーがこの絶滅を中止することを命令するまで、続きました。

〔法廷は、審理を 10 分間中断する〕

ブルックハート：　いつ、あなたは、RSHA の IV-A-4-b 課とはじめて繋がりを持つようになりましたか？

ヴィスリツェニー：　それは 1940 年のことでした；私は偶々アイヒマンと会って……

ブルックハート：　あなたの地位は、何でしたか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンは、私に、ブラチスラバに行って、そこでスロヴァキア政府ユダヤ

人問題顧問を務めるよう、提案しました。

ブルックハート：　あなたは、それから何年間にわたって、この地位を占めましたか？

ヴィスリツェニー：　私は、1943 年春まで、ブラチスラバにいました；それからほぼ 1 年間ギリシアに、そして 1944 年 3 月から 1944 年 12 月まで、ハンガリーのアイヒマンの許にいました。それから、1945 年 1 月に、私は、アイヒマンの部局から退きました。

ブルックハート：　あなたは、あなたの職務上の地位において、IV-A-4 課の職員として、何らかの、ユダヤ人絶滅の指令を与える命令について、聞きましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私は、そのような命令を、1942 年夏にアイヒマンからはじめて聞き知りました。

ブルックハート：　どのような状況下でそれは起こったのか、その命令の本質的内容は何であったか、法廷に示してください。

ヴィスリツェニー：　1942 年春、およそ 17,000 人のユダヤ人たちが、働き手として、スロヴァキアからポーランドへ運ばれてきました。それは、スロヴァキア政府との協定によるものでした。スロヴァキア政府はさらに、これらの働き手たちの家族に属する者たちも同様にポーランドに運ばれることはできるかどうか、と問い合わせていました。もともとは、アイヒマンは、この申し出を拒否していました。その後 1942 年の 4 月か 5 月初めに、彼は私に、これからは家族もまとめてポーランドに運ぶことができる、と伝えました。アイヒマンは、自ら 1942 年 5 月にブラチスラバに行って、責任あるスロヴァキア政府構成員たちと話し合いました。彼は、大臣マッハや、当時の首相ツカ教授を訪問しました。彼は、当時スロヴァキア政府に、これらのユダヤ人たちがポーランドのゲットーにおいて人道的にかつていねいに取り扱われる、という確約を与えました。これは、スロヴァキア政府の、特別の願いでした。この確約により、およそ 35,000 のユダヤ人たちが、スロヴァキアからポーランドへ移送されました。しかし、スロヴァキア政府は、これらのユダヤ人たちが実際に人道的に取り扱われるよう、努力していましたし、とりわけ、キリスト教信仰を受け入れたユダヤ人たちのために、何かをしようと、努力をしていました。ツカ首相は、繰り返し私を呼び寄せて、スロヴァキアの代表団が、スロヴァキアのユダヤ人たちがいるとされる地域を訪問できるようにしてもらいたい、という希望を述べました。私は、ツカのこの希望を、アイヒマンに伝えました；彼はまた、スロヴァキア政府によって通告を受けさえしました。

アイヒマンは、最初は一度、回避するような答え方をしました。それから私は、7 月末か 8 月初めにベルリンの彼のところに行き、彼にもう一度、スロヴァキア政府の希望をかなえてくれるよう、強く訴えて頼みました。私は彼に、国外で、ポーランドのすべてのユダヤ人が根絶やしにされてい

る、との噂が流れている、ということを指摘して注意を促しました。私は彼に、教皇の方からスロヴァキア政府に干渉が行なわれたかもしれない、ということを指摘して注意を促しました。また、私は彼に、そのようなやり方は、それが事実そのとおりに行なわれているとするならば、我々の名声を、すなわちドイツの名声を、国外において著しく損なうであろう、ということを指摘して注意を促しました；これらすべての理由に基づいて、私は、彼に、この視察を許可してほしいと頼みました；かなり長い議論の後、アイヒマンは、私に、そのようなポーランドのゲットーの訪問は、どんな事情の下であろうとも許可することはできない、と言明しました。

「なぜ？」という私の問いに対して、彼は、これらのユダヤ人たちは大部分もはや生きていない、といいました。

私は、それに関して、誰がそのような命令を出したのか、尋ねました。彼は、まるで楯に取るように、それはヒムラーの命令である、といいました。私は、それに関して、そのような命令を見せてほしい、なぜなら私は、そのような命令が実際に文書として存在するということを、想像することができないから、といって彼に頼みました。彼は……

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンと会ったその時点において、どこにいましたか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンとのこの会談は、ベルリン・クーアフュルステン通り 116 のアイヒマンの執務室で行なわれました。

ブルックハート：　先の質問の答えを続けてください；アイヒマンとの話に関して、より詳細な状況に関して、命令に関して、さらに語ってください！

ヴィスリツェニー：　アイヒマンは、私に、もしもそれで私個人の良心が安らぐのならば、この命令を文書で示すこともできる、といいました。彼は、鋼板製金庫から一つの薄い書類冊子を出してきて、それをパラパラめくって、私に、一通の保安警察および SD 長官宛てヒムラーの書状を見せました。この書状には、およそ次のような趣旨のことが書かれていました：

総統は、ユダヤ人問題の最終解決を命令した。このいわゆる最終解決の遂行は、保安警察および SD 長官と強制収容所システムの監察長官に委任された。いわゆる最終解決を、すべての女性および男性の労働能力のあるユダヤ人たちは、一時的に猶予され、強制収容所において労働に使用されるべきである。この書状は、ヒムラー自身によって署名されていました。その点での誤りはまったく不可能です、なぜなら、私は、ヒムラーの署名を正確に知っていましたから。私は……

ブルックハート：　誰に、この命令は宛てられていたのですか？

ヴィスリツェニー：　保安警察および SD 長官に、すなわち保安警察および SD 長官の役所に、です。

ブルックハート：　この命令は、なお何らかのその他の役所にも宛てられていましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、強制収容所システムの監察長官にも、です。両方の役所に、この命令は宛てられていました。

ブルックハート：　この命令には、秘密保持のために、何らかの特別指示が付けられていましたか？

ヴィスリツェニー：　それは、秘密の国家事項でした。

ブルックハート：　この命令のおよその日付は、いつでしたか？

ヴィスリツェニー：　この命令は 1942 年 4 月付でした。

ブルックハート：　誰によって、それは署名されていましたか？

ヴィスリツェニー：　ヒムラー自身によって、です。

ブルックハート：　それであなたは、この命令を自分自身で、アイヒマンの事務所で調べてみたのですか？

ヴィスリツェニー：　はい、アイヒマンは、私に書類束を渡してくれて、私は命令を自分で見ました。

ブルックハート：　あなたは、命令の中で用いられた言葉「最終解決」のことで、質問をしたのですか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンは、それに続いて、私にこの概念を説明してくれました。彼がいうには、この概念および「最終解決」の語には、東方諸地域におけるユダヤ民族の計画的な生物学上の絶滅が隠されている、ということでした。同じテーマに関する、その後の議論の中でも、この「最終解決」の語は、幾度も繰り返し現われてきていました。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンに、この命令において彼に与えられた全権に関わりのあることを、何かいいましたか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンは、私に、彼は個人としてこの命令の遂行を、国家保安本部の内部で委任されている、といいました。彼は、この命令の遂行のための全権を、保安警察長官から得た；彼は、この命令が遂行されることに対して、個人として責任を負っている、ということでした。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンに対し、この全権に関して、何らかのコメントをしましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私には、この命令が何百万もの人間に対する死刑判決を意味している、ということが、はっきり分かっていました。私はアイヒマンに、「どうか、我々の敵が、同じことをドイツ民族に対して働く機会を持つことがありませんように」といいましたが、するとアイヒマンは、感傷的になるな；これは総統命令であり、命令は遂行されねばならぬ、といいました。

ブルックハート：　アイヒマンが役職にあった間、この命令が効力を持ち続けていたかどうか、あなたは知っていますか？

ヴィスリツェニー：　はい。

ブルックハート：　どれだけの期間ですか？

ヴィスリツェニー：　この命令は、1944 年 10 月まで効力を持ち続けていました。この時点でヒムラーは、ユダヤ人たちの絶滅を禁ずる、逆命令を出しました。

ブルックハート：　誰が、この命令が最初に出された時の、国家保安本部長官でしたか？

ヴィスリツェニー：　それは、ハイドリヒでした。

ブルックハート：　この計画は、おなじ厳格さで、カルテンブルンナーの下でも継続されましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、それには何らの緩和または変更も加えられませんでした。

ブルックハート：　もしもあなたに分かっていれば、カルテンブルンナーがアイヒマンをどれだけの期間知っていたか、いってもらえますか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンのさまざまの発言から、私は、カルテンブルンナーとアイヒマンとがたいへん長い間知り合いであった、と判断しました。両者はリンツ出身でした、そして、カルテンブルンナーが保安警察の長官に任命された時、アイヒマンは、そのことに満足の念を表明しました。彼は、当時私に、彼はカルテンブルンナーを個人的によく知っていて、またカルテンブルンナーも彼の家族をリンツ以来たいへんよく知っている、といいました。

ブルックハート：　アイヒマンは、カルテンブルンナーに対する友好関係・人間関係が、彼にとって役に立つ、と述べたことはありますか？

ヴィスリツェニー：　はい、彼は繰り返し、もしも彼が何か深刻な困難に遭った場合には、いつでもカルテンブルンナーのところに個人的に相談に行ける、といっていました。しかし、彼には、しばしばカルテンブルンナーに訴える必要はありませんでした、なぜなら、彼の直接の所属長である分隊指導者ミュラーへの関係は、たいへん良好であったからです。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンとカルテンブルンナーとが会談した時に居合わせましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、一度私は、カルテンブルンナーとアイヒマンとが個人的に心のこもった挨拶を交わしているのを、見ました。それは、1945 年 2 月、ベルリンのアイヒマンの役所において、でした。カルテンブルンナーは、毎日、クーアフュルステン通り 116 に、昼食に来ました。そこに部局の長たちが、カルテンブルンナーと昼食を共にするために集まっていて、そのような機会に私はこの目で、カルテンブルンナーがアイヒマンに心を込めて挨拶し、リンツの彼の家族の近況を訊ねているのを、見ました。

ブルックハート：　アイヒマンの事務所の管理に関して、どんな点で、アイヒマンは彼の仕事をハイドリヒ、後にはカルテンブルンナーに説明して認可を仰いでいたか、あなたには知られていましたか？

ヴィスリツェニー：　アイヒマンからカルテンブルンナーへの正規の職務手続きは、分隊指導者ミュラーを通していました。カルテンブルンナーへの報告は、私の知るところでは、規則正しい時間間隔でアイヒマンにより作成され、カルテンブルンナーに提出されました。私はまた、彼が 1944 年夏、自身でカルテンブルンナーの許に報告に赴いたのを、知っています。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンの事務所で書類に目を通す機会を持ったことがありましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、私はしばしば、アイヒマンの事務所で、書類に目を通すことができました。私は、アイヒマンが、彼の特殊任務に関わるすべての問題を、とりわけすべての書類を、慎重に取り扱っていたのを、知っています。彼は、すべての物事において、際立った官僚でした；彼は、上官の誰かと行なった、あらゆる相談に関して、すぐに覚え書書類を作成しました。彼は私に、これは、いつでも上から庇ってもらえるために、最も重要なことである、と指摘して注意を促しました。彼自身は、およそいかなる自分の責任をも恐れており、彼の行なうすべての処置に対して、彼

の責任の掩護を上官たちに、この場合は、ミュラーとカルテンブルンナーに、かなえてもらおうと、たいへん苦心していました。

ブルックハート：　あなたは、アイヒマンの事務所からミュラーおよびカルテンブルンナーを通してヒムラーに至った、典型的な報告の写しを、見たことがありますか？

ヴィスリツェニー：　はい、そういう写しは、無論のこと数々、書類の中にありました。正規の手続き経路は次のようなものでした：アイヒマンが、草案を専門担当官に作成させる、または、彼が自身で草案を作成する。この草案は、彼の所属長である分隊指導者ミュラーに上がる。ミュラーは、自身でこの草案に署名するか、あるいは、署名をアイヒマンに委ねる。ほとんどの場合、カルテンブルンナーかヒムラー宛ての報告であるならば、ミュラーが、これらの報告に署名しました。報告に変更なくミュラーによる点検サインが入れられたら、それはまたアイヒマンの事務所に戻って来て、清書が、一通の複写と共に作成されます。この清書は、再びミュラーのところに行って署名され、そこからさらにカルテンブルンナーあるいはヒムラー宛てに発送されます。ヒムラー宛ての報告である場合は一々、カルテンブルンナーが自身で署名をしていました。私は、カルテンブルンナーのサインのある、そのような複写物を、自身見たことがあります。

ブルックハート：　さて、反ユダヤ的処置の行なわれた地域や国々に目を向けたいと思います。あなたは、どの国々について個人として知識を持っているか、我々に述べてもらえますか？

ヴィスリツェニー：　最初にはまず、私は、スロヴァキアで行なわれたすべての処置に関して、個人として知識を持っています。さらに、私は、ギリシアからのユダヤ人の疎開に関して、相当に詳細なことを知っており、とりわけ、ハンガリーからの疎開について、そうです。私は、さらにまた、ブルガリアとクロアチアにおける或る種の諸処置についても、知っています。その他の国々における処置についても、私は、無論のこと、聞き及びましたが、自らの直観あるいは正確な報告によって状況に関するありありとしたイメージを描くことはできません。

ブルックハート：　スロヴァキアにおける処置に関しては、あなたはすでに、特別に選び出されてスロヴァキアから追放された、17,000 人のユダヤ人に言及された。法廷に、スロヴァキアのユダヤ人に関わる、さらにその他の処置について、知らせてもらえますか？

ヴィスリツェニー：　私は、先刻すでに、これら初めの 17,000 人の働き手たちの後に、35,000 人のユダヤ人たちが、それも家族揃いで、続いた、ということを述べました。1942 年の 8 月か、あるいは 9 月初めに、スロヴァキアにおけるこの活動は、中止されました。その理由となったのは、なおスロヴァキアにいる、ユダヤ人の大部分が、大統領かあるいはさまざまな省庁による、国内残留のための例外認可を持っていることでした；その他には、おそらくまた、私がスロヴァキア政府のポ

ーランドのユダヤ人収容所視察の願いに対して与えることのできた回答が、不十分なこともあったでしょう。

この状態は、1944 年 9 月まで続きました。1942 年 8 月から 1944 年 9 月までは、ユダヤ人たちは、スロヴァキアから移送されることはありませんでした。ともかく、なお約 25,000 から 30,000 人のユダヤ人たちが、スロヴァキアにいました。

ブルックハート： 最初の、17,000 人の特別に選び出された労働者たちのグループは、どうなりましたか？

ヴィスリツェニー： このグループは、絶滅されないで、ことごとくアウシュヴィッツとルブリンとの強制収容所における労働の目的に投入されました。

ブルックハート： どうしてあなたは、それを知っていますか？

ヴィスリツェニー： 私がこの詳細を知っているのは、アウシュヴィッツの指揮官であるホェスが、1944 年にハンガリーで、私に、そういうコメントを聞かせたからです。彼は、私に当時、これら 17,000 人のユダヤ人たちはアウシュヴィッツにおける最良の働き手だ、と語りました。

ブルックハート： 指揮官は、何という名前でしたか？

ヴィスリツェニー： アウシュヴィッツの指揮官は、ホェスといいました。

ブルックハート： 同様にポーランドへ追放された、約 35,000 人のユダヤ人労働者家族の人たちは、どうなりましたか？

ヴィスリツェニー： 彼らは、アイヒマンが 1942 年 8 月に示していた命令に応じて、取り扱われました。彼らの一部分は、労働目的に投入され得る限りは、生かされていました。他の者たちは、殺害されました。

ブルックハート： どうしてあなたは、それを知っていますか？

ヴィスリツェニー： それを私は、アイヒマンから聞いて知っていますし、また、申すまでもなく、ハンガリーでの会話で、ホェスからも聞いて知っています。

ブルックハート： このグループのうち、幾人が生存していましたか？

ヴィスリツェニー：　ホェスは、当時、私が立ち会った、アイヒマンとの会話の中で、生存していて労働に投入されているユダヤ人の割合を、およそ 25 から 30 パーセントと見積もっていました。

ブルックハート：　スロヴァキアに 1944 年 9 月まで留まっていた、25,000 人のユダヤ人たちはどうなったか、あなたは知っていますか？

ヴィスリツェニー：　1944 年秋のスロヴァキア反乱勃発後、アイヒマンの助手たちの一人であった大尉級将校ブルンナーが、スロヴァキアへ派遣されました。スロヴァキアへ行きたいという、私の希望は、アイヒマンによって拒否されました。ブルンナーは、ドイツ人警察隊とスロヴァキア巡査隊の助けによって、これらのユダヤ人たちをいくつかの収容所に寄せ集めて、アウシュヴィッツへ搬送しました；ブルンナーの申し立てによれば、この事件に約 14,000 人が巻き込まれました。スツェレトの収容所に残った、少人数のグループは、私の知るところでは、1945 年春に、テレジエンシュタットに移送されました。

ブルックハート：　これらのユダヤ人たち、すなわちこの 25,000 人のグループは、スロヴァキアから運び去られた後、どうなりましたか？

ヴィスリツェニー：　彼らもまた同様に、いわゆる「最終解決」に引き渡されたのだと、私は想像します、なぜなら、この活動を中止せよとのヒムラーの命令は、数週間後になってやっと出されたのだからです。

……

ブルックハート：　第 IV 部 a のユダヤ人問題専門家たちは、我々がすでに引き合いに出した、この文書に名の挙がっている、会議を開きましたか？

ヴィスリツェニー：　はい、アイヒマンには、毎年ベルリンで専門担当官たちの大会議を招集するという、習慣がありました。この会議は、たいてい 11 月に行なわれました。これらの会議においては、彼によって国外に投入されたすべての人員は、その活動に関して報告を行なわなくてはなりませんでした。1944 年には、そのような会合は、私の知るところでは、開催されませんでした、なぜなら、アイヒマンは、1944 年 11 月には、まだハンガリーにいたからです。

ブルックハート：　あなた自身がその消息を掴んでいる、ユダヤ人の幾人が、「最終解決」つまり殺害の運命に遭いましたか？

ヴィスリツェニー：　正確な数を確認することは、私にとってはきわめて困難です。私には、拠り所

にできるものが一つだけあります、そしてそれは、ウィーンにおけるアイヒマンとホェスとの間の会話で、その中でホェスは、ギリシアからアウシュヴィッツに来たユダヤ人たちのうち、たいへん少しの働き手しかそこに生存していなかった、と語っていました。スロヴァキアとハンガリーからのユダヤ人たちは、およそ 25 から 30 パーセントが労働可能でした。そんなわけで、私にとって、妥当な総計数を述べることはたいへん困難です。

ブルックハート：　あなたは、他のユダヤ人問題専門家やアイヒマンとの話し合いにおいて、この計画の下で殺害されたユダヤ人たちの総数に関する、何らかの知識ないし情報を受け取りましたか？

ヴィスリツェニー:　アイヒマン自身では、常に、少なくとも 400 万のユダヤ人と語っていましたし、時々、500 万という数すら挙げていました。私個人の概算では、いわゆる「最終解決」に遭ったのは、少なくとも 400 万のユダヤ人たちであったに違いありません。そのうちの幾人が実際に生き続けていたか、私はもちろん、述べることはできません。

ブルックハート：　いつ、あなたは、最後にアイヒマンに会いましたか？

ヴィスリツェニー：　私は、アイヒマンに、最後は 1945 年 2 月末、ベルリンで会いました。彼は当時、もしも戦争に負けるならば、自分は自殺するであろう、と述べていました。

ブルックハート：　彼は当時、殺害されたユダヤ人たちの数に関して何か語っていましたか？

ヴィスリツェニー　はい、彼は、とりわけシニカルな仕方で、それを表現していました。彼はいいました：自分は笑いながら墓に飛び込んでいくだろう、なぜなら、自分は 500 万の人間の死で良心の咎めを負っている、という感情は、自分にとってきわめて満足のいくものであるから、と。

ブルックハート：　証人は、他の代表者たちの尋問に委ねられます。

……

バーベル〔SS および SD 弁護人〕：　証人、あなたは、保安警察および SD の処置について語られ、そして保安警察および SD に、あなたの発言の中で、幾度か言及されました。この名称は、ただたんに職名にすぎないのですか、それとも、この陳述から、保安警察すなわち SD がそれ自体、何らかの仕方で関与していた、ということを推論すべきなのですか？

ヴィスリツェニー：　私の言及した諸活動は、第 IV 部、すなわちゲシュタポによって遂行されました。私が保安警察および SD の長官に言及した場合、それが役所の名称であるからそうしたのであ

って、SD そのものに言及するためではありません。

バーベル：　それでは、SD は、あなたの言及したこれらの対ユダヤ人処置において、何らかの仕方で関与していたのですか、第一には数の上で、第二には実行に関して？

ヴィスリツェニー：　SD の組織そのものとしては、関与していませんでした。アイヒマンの許で活動していた、指導者たちの幾人かが、SD の出身でした。私自身もまた、そうでした。しかし、我々は、第 IV 部、ゲシュタポに勤務を命じられていました。

バーベル：　以前 SS または SD の成員であって、後にゲシュタポで活動するようになった人たちは、なお、もともとの組織の成員だったのですか、それとも彼らは今や、ゲシュタポの成員だったのですか？

ヴィスリツェニー：　いいえ、彼らはなお SD に所属していました。

バーベル：　それでつまり、SD の成員として現場で協働したのですか、それとも、ただたんにゲシュタポの委任を受けて、実行に参加したのですか？

ヴィスリツェニー：　我々は、勤務命令を受けた期間中は、ゲシュタポの一員でした。我々は、ただたんに SD からなお給与を支払われ、人員としての世話を受けていたにすぎません。我々の命令を、我々は、もっぱらゲシュタポから、すなわち第 IV 部から受けました。

バーベル：　この関連で、もう一つ質問があります。それでは、部外の者は、この諸部局等々の総じて雑然たる状況の中で、よく事情に通ずることができたでしょうか？

ヴィスリツェニー：　いいえ、それはほとんど不可能でした。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundzwanzigster+Tag.+Donnerstag,+3.+Januar+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

ヴィスリツェニーは、その後のニュルンベルク継続裁判にも、幾度か検察側証人として出廷している。また、上掲の彼の証言は、後に 1961 年のイェルサレムにおけるアイヒマン裁判においても、引用されたが、彼自身は、チェコスロヴァキアに引き渡されて、すでに 1948 年 2 月に死刑判決を受け、同年 5 月 4 日、ブラチスラバで絞首刑を執行されている。このヴィスリツェニーの証言が、その前のオーレンドルフの証言と並んで、大量殺戮を実行した

当事者による告白として、貴重な価値を持っていたことはいうまでもない。ただし、私たちがいわば刑事訴訟法論的見地に立ってみる時、彼らの証言の信憑性に或る種の疑義が生ずるのは、避け難いといわねばなるまい。米軍の、SS 隊員に対する取り扱いの苛酷さは、極度に達していたという。ダッハウ収容所を解放した時、米軍は、収容所看守を務めていた SS 隊員の一部を即決銃殺刑に処し、そのまま収容所に拘置した者たちに対しては、裁判に引き出すまで、激しい拷問を行なった。彼らは総じて、下級将校あるいは下士官といった地位にあった者たちであったから、自分はただ命令に従っただけ、との弁解を試みたが、それには全然取り合われなかった。オーレンドルフもヴィスリツェニーも、中堅将校の位置づけであったから、取り調べでの扱いが相当酷いものであったことは、想像に難くない。ニュルンベルクへの証人としての出廷は、その苛酷さから免れて一時的にも和らぎを得る、唯一の方途であったに違いない。証人になるといっても、彼らの場合、それが司法取引として有利な結果をもたらしてくれるという見込みはまったくない。上層部からの命令のことを証言すれば、同時に実行犯としての自分の為したことを暴露することになるのは必然であるから、それは結局自らに対して別途下される死刑宣告を用意するものでしかない。事実彼らは、後日そういう運命を辿った。しかしそれでも、ニュルンベルクでの彼らの証言内容からは、彼らがひょっとしたら助かる、という希望を持っていたらしいことが窺われるのである。ヒムラー、ハイドリヒ、アイヒマン、そして特に検察の求めているカルテンブルンナーの、命令責任を暴きつつ、自分が何とかその命令の反人道性を緩和しようと試みたことを仄めかしている。また、特にヴィスリツェニーの証言は、検察の描いた筋道に従って誘導されて、明瞭な答えが出るように、あらかじめ整理されているように見える。のみならず、不自然さを感じさせる部分もある。ヴィスリツェニーは、彼がスロヴァキアからアウシュヴィッツに送り込んだユダヤ人 17,000 人のその後について、1944 年にハンガリーで、アウシュヴィッツの指揮官つまり収容所長のホェスから聞いた、といっているが、ホェスがその地位にあったのは、1943 年 11 月までであり、また、ヴィスリツェニーは、後の方ではホェスとの会談にはアイヒマンもいたと語り、バーベルの質問の時には、会談場所をウィーンにしている。こうしたことから、ただちにホェスとの会話をでっち上げであると決めつけることはできないにしても、この点に関する限り、証言の信憑性は大きく損なわれているといわざるを得ない。結局のところ、私たちとしては、オーレンドルフ、ヴィスリツェニーの証言に関して、少なからぬ疑念を振り払うことができないままで、彼らが拘置されて取り調べを受けるうちに良心に目覚め、すべてを自白し、ニュルンベルクに出廷して証言することを自分の最後の義務と心得て承諾したものと、今となっては敢えて理解するほかないように思われる。

それはそうとして、ヴィスリツェニーの証言中で、最も大きな重要性をもっているのは、ユダヤ人問題解決計画の 3 段階についての説明である、といってよいであろう。かれはこれを、担当部局内部の、つまりアイヒマン麾下のゲシュタポ人員として知っていたのだといっていて、その内容に関する限り、信憑性は高いといえる。彼の説明によれば、当局の方針は、1940 年までは国外移住（第一段階）、その後 1942 年初めまでは東方地域のゲットーへ

の移送（第二段階）、続いて第三段階としての「最終解決」すなわち民族根絶・絶滅計画の実施が来て、それは 1944 年 10 月、ヒムラーの中止命令が出るまで続いた。実際に、この段階区分は、その時々における政策や出来事に、はっきりと対応していることが認められる。第一段階された時期には、シャハトの提案によるユダヤ人マダガスカル移送計画が、英海軍の妨害によって挫折に帰するまで、かなり有力な実現可能性を持っていた。第二段階は、ポーランド侵攻、さらにはバルバロッサ作戦発動以降における東方占領地の拡大に対応している。そして、第三段階の出発点を画する出来事は、1942 年 1 月 20 日のヴァンゼー会議であった。国家保安本部（RSHA）の長つまり SD 長官であるラインハルト・ハイドリヒが、関係部局の代表者十数名を集め、アイヒマンを書記役として、その会議は開催された。そして、そこでユダヤ人問題最終解決に向けての取り組みが、申し合わされたのである。もっともこの会議は、決して表立ったものではなかったから、ニュルンベルク法廷では、まだ、それが行なわれたかどうかさえ、確認されていなかった。出席予定者の一人に宛てた開催通知が 1945 年 8 月に発見されたことから、「ユダヤ人問題最終解決のための」会議が予定されていたことはわかっていたのだが、その議事録は、見つかっていなかったのだ。1946 年になってから、会議参加者の一人――外務省から参加したマルティン・ルーテル次官補――の所持していた議事録コピー（30 部作成されたうちの 1 つ）が焼失を免れて見つけ出された。米国副検事のロバート・ケンプナーは、1947 年 3 月、いわゆるヴィルヘルム通裁判の準備をしている時に、その存在を知ったのだという。そんなわけで、ヴァンゼー会議の議事内容そのものがニュルンベルクの証拠資料として上がることはなかったのであるが、まさにこの時期に、ハイドリヒあるいはヒムラーを中心として、関係部局間で「最終解決」実施の申し合わせが行なわれ、事態が急速に進展し始めたのは、状況から見て間違いのないことであった。端的にそれを示す材料といえば、1941 年末から 1942 年におけるポーランド、ベラルーシ地域での絶滅収容所の相次ぐ建設である。すでに強制収容所として作られていたアウシュヴィッツ-ビルケナウ、ルブリン-マイダネクは、1941 年 10 月に――ヴァンゼー会議との時間関係でいえば、見切り発車的であるが――絶滅収容所に改装され、1941 年 11 月にはクルムホーフに、1942 年に入ると、3 月にベルツェク、5 月にゾビボル、7 月にはトレブリンカに、次々と絶滅収容所が建設されている。ベラルーシでも、1942 年になってから 2 か所に絶滅収容所が建設された。この「最終解決」に向けての動きを、ハイドリヒに直接働きかけて促したのは、ゲーリングであった、ということが明らかにされている。彼のハイドリヒ宛て 1941 年 7 月（日は不鮮明）付けの手紙が押収されたのであるが（資料 9）、その中で彼は「4 か年計画全権委員」という、用件には必ずしもそぐわない肩書き付きで、ハイドリヒに、すでに 1939 年 1 月 24 日に委任した、国外移住によるユダヤ人問題の解決を、他の部局の協力をも求めて、組織的に推し進めて、ドイツの影響力の及ぶ限りにおけるヨーロッパでのユダヤ人問題の綜合的解決をめざすように、と激励しながら、結びのところで次の言葉を付け加えている：

私は、貴下に、ユダヤ人問題の目指されている最終解決の遂行のための、組織的、実務的にして実質的な先行処置に関する綜合的計画案を、私に速やかに提出するよう、さらに委任する。

つまりゲーリングは、ことさらに「最終解決」という語を用いることによって、ユダヤ人問題対策が今や新たな局面を迎えようとしていることに注意を促し、それへの対応の案を早く示すように、とハイドリヒに迫っているのである。ハイドリヒがヴァンゼー会議を招集する権限は、これによって根拠づけられていることになる。ヴァンゼー会議の結果を受けて展開されることになる、「最終解決」への活動は、ハイドリヒの名をとって「ラインハルト作戦 Aktion Reinhardt（ハイドリヒの名は、実は Reinhard なのだが、綴り間違いが入り込んだらしい)」と呼ばれた。この経過は、私たちに、一つのことに対する注意を促す。人道に対するナチスの犯罪行為は、SS の命令系統の強力な機能によって引き起こされ、その機構の頂点には、ヒムラーの絶対的権力があった、と私たちは普通、思っている。概してそれで間違いなさそうであるが、ただし、あくまで事柄を正確に把握しようと思うならば、見逃すことのできない事実がここに認められる。ユダヤ人問題「最終解決」の展開は、一見ヒムラーの頭上を越したかの如き命令関係で始まっていたのだ。ゲーリングは、もちろん高位であるから、ヒムラーより上から命令を発することができる。そして、ハイドリヒは、その命令を、ヒムラーを介さずに受けることができたのである。そのことから、ハイドリヒは、或る範囲においては、ヒムラーと並び得る権限を持っていたことが分かる。これには、弁護人のバーベル自身が問題にせざるを得なかったほどの、組織としての SS と SD との権力関係の複雑さが絡んでいるといえよう。だが、ハイドリヒは、彼の名を付けた作戦の発動後まもなく、1942 年 6 月 4 日に落命する。この時ヒムラーは、腹心の SS 分隊指導者で中将格の警察官でもあったオディロ・グロボクニクを引き立てて、彼にラインハルト作戦の内容を引き継がせ、ラインハルト作戦そのものを、彼に予ねて委任していた「ハインリヒ計画 Programm Heinrich」に編入してしまう。ハイドリヒの後任の SD 長官となったカルテンブルンナーには、自分との上下関係をはっきりさせた上で、その権限を SD の元来の任務であった防諜部門に限り、ハイドリヒの下で強力な活動をしていた警察・執行部門――保安警察、ゲシュタポ等――は、実質上、自分の直轄下に収めてしまった。だからそれ以降、人道に対する犯罪は、あたかもヒムラーの専権事項ででもあるかの如き観を呈することになった。

だが、そのヒムラーも、すでにいない。連合国にしてみれば、返す返すも残念な取り逃がし方をしたものである。今、ニュルンベルク法廷に、せめてできることはといえば、人道に対する犯罪の実態をできるだけしっかりと暴き出すとともに、ヒムラーの築き上げた権力機構の中心近くにいた人物の罪責を明確にすることである。その意味で、カルテンブルンナーに対する糾明が特に厳しくなるのは、必然的なことであった。だが、そうした検察の意図に、カルテンブルンナーの方も当然気づいていたから、激しい反発を示した。前に紹介したとおり、彼は、裁判開始前の或る日、法廷心理士ギルバートに、起訴状に対するコメントと

して、「私は何らの戦争犯罪にも責めを負っているとは感じていない。私は防諜機関〔員〕としての私の義務を果たしただけである。そして私は、ヒムラーの代役を務めることを拒否する」と書いて渡している。たしかに彼は、死んだハイドリヒの後任として SD 長官になった。だがそれは、上に述べたとおり、ヒムラーの権力機構統括の思わくが働いた結果に過ぎない。ハイドリヒの抱えていた、ラインハルト作戦遂行の特務は、ヒムラーが SS の方に取り上げてグロボクニクに渡してしまっていたし、ハイドリヒが手足の如くに使っていた警察機構には、すでに、ヒムラーの命令が直接及ぶようになっている。カルテンブルンナーには、ただ形式上あるいは表面上、SD の長官として、ヒムラーの権力機構のナンバー2 の位置に坐って、実際には防諜機構の改革に専念することのみが求められていたのである。今、ヒムラーを取り逃がしてしまったからというので、検察は、代わりに自分を裁判に引き出して、SS 系の悪行の罪責を一身に負わせようとする、それは、まさに自分をスケープゴートに仕立て上げようとする企みにほかならない――誰からも同情も理解も得られない立場ではあったが、カルテンブルンナーは、本気でそのように思って、怒っていたのだ。彼のそうしたスタンスは、彼の弁護人にも、特有の難しさを課すことにならざるを得ない。彼自身は、実は、法廷開始時には体調を崩していて出ることができず、法廷第 16 日の 12 月 10 日になって、やっと法廷に姿を現わすことになるのだが、弁護人のクルト・カウフマンは、第 1 日からずっと出廷していた。法廷第 10 日の 12 月 1 日、前日に続くラフーゼンの証言が行なわれた時、カウフマンは、反対尋問に立った：

カウフマン：　あなたは、カルテンブルンナー氏を知っていますか？

ラフーゼン：　カルテンブルンナーのことは、私は、生涯でただ一度だけ、私の記憶に鮮明に残っていて、かつ残り続けなくてはならない、まさにその日に、姿に見て、声に聞きました。それはまた、カナリスとカルテンブルンナーと間の、最初の会談でもありました。その会談は、ミュンヘンのレギーナホテルで、しかもまさに、二人の若者、学生とその妹とが、捕らえられて処刑された、あの日に、行なわれました。彼らは、ミュンヘン大学で、ビラをホールに撒いたのです。ビラの内容を、私は当時読む余裕がありました、そして私は今でも知っているのですが、それらのビラは、とりわけ国防軍に対する警告を含んでいました。私は、この日を、困難なく記憶によみがえらせることができます。それが、名前は知っていたカルテンブルンナーを、私が見た、最初で最後でした。無論のこと、カルテンブルンナーは、カナリスに対して、この話題に言及しましたが、カナリスは――これには証人たちがいて、幸いなことに今も生きているのですが――、その出来事に完全にショックを受け、この日の重苦しい印象の下にあり続けました；カルテンブルンナーは、冷笑的とでも呼べばよく事実に合っているといえそうな仕方で、話していました。これが、この質問に対して私のいえる、ただ一つのことです。

カウフマン：　カルテンブルンナーが語ったところでは、ヒムラーがすべての執行権を自分の許に保

有していた、カルテンブルンナーはただ諜報機関に限って支配していたにすぎない、ということでした。これは、あなたが再現して語られたことの内容と一致していますか？

ラフーゼン：　ええ、ですから、カルテンブルンナーとかヒムラーとか、要するに SS 内部で起こったのかもしれない権力闘争など、何の関係があるのですか、そういうものが、ですよ、私にとっても、そこに居合わせた他の人々――私はその人々の名前を挙げることもできますが――にとっても、まさに私の述べた諸理由によってたいへんに印象深い、或る事件の単純な描写と、何の関係があるのですか。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zehnter+Tag.+Samstag,+1.+Dezember+1945/Vormittagssitzung より私訳）

カウフマンが、どんな答えを期待してラフーゼンに質問したのかは、わからない。だが、はっきりいえるのは、この結果から、彼がカルテンブルンナー弁護の難しさを痛切に感じ取ったに違いない、ということだ。カルテンブルンナーの無罪をいおうと思えば、彼が命令権を持たず、重要な作戦行動では蚊帳の外に置かれていた、ということを証明しなくてはならない。だから関係者の証言としては、彼の影は薄いと思っていた、という類いのものがいちばん望ましいわけで、極端にいえば、彼の存在すら知らなかった、というのでも、救いはある。これに反して、はっきり彼のことを知っている、と答える証人なら、おそらくまた、SS あるいは SD 系絡みの悪事のいずれかに、彼が役職上関与していたことを証言せずにはいないであろう。それはやぶ蛇というものだ。ラフーゼンの答えがさっそく例示してくれたとおりである。ラフーゼンのいっていることが本当だとするならば、カルテンブルンナーは、1943 年 2 月 22 日、ゾフィー・ショルらにギロチン刑を宣告した、あのローラント・フライスラーの一行と共にミュンヘンに乗り込んでいたのだ、と推測されざるを得ない。本人の出廷以前から、たいへんに手痛い失点を喫してしまったものである。カルテンブルンナーに責任がないことを証明するような証言を、どの立場の証人から、どういう脈絡で取り付けることができるか――それは難題である、というよりも、はっきりいってしまえば、土台無理な話であった。そのことを、カウフマンは、この時から 4 か月半後に、自らの申請した証人の証言で、思い知ることになる。

さて、カルテンブルンナーが出廷するようになってしばらく経った、法廷第 25 日の 1946 年 1 月 2 日、午後の部で米国補助検事・海軍少佐ホィットニー・ハリスが立って、カルテンブルンナー個人に対する糾弾を始めた。検察の弁論が、被告人個人を特定しての糾弾という形をとるのは、これが最初であったが、それを誰よりも恐れていたのは、カウフマンであった。この時期、米英検察は、SS、SD、ゲシュタポ系の組織の悪行に関する挙証に力を注いでいたのであるが、そこに用いられる予定の証拠物件の中には、カルテンブルンナー個人の罪責糾明に直接関わるものが多く含まれていることを察知したカウフマンは、カルテンブルンナーの体調がまだ十分には戻っていないということをも考慮に入れて、彼個人の罪責

の立証に繋がる証拠の提示は、彼がそれに対して弁明できる状態になるまで待たれるべきである、との申し入れを、ローレンス裁判長に行なった。裁判長は、その申し入れを了解し、かつ、カルテンブルンナーの弁護順を一番後に廻してもよい、とまでいってくれていたのである（実際には、そうはならず、彼の弁護は、被告人の席順どおり第 5 番目に行なわれたのであるが、それはずっと後の話)。それだけに、ハリスの弁論は、カウフマンにとってはたいへんな驚きであったので、彼は、間もなくそれを遮って、裁判長に、これでは話が違う、と抗議した。裁判長は、いわんとすることは分かる、としながらも、実際上、組織の犯行の立証がカルテンブルンナー糾弾と不可分に結びついているような証拠物件も当然存在し得るのだから、それらをこの時点で挙げることは、組織犯罪の挙証を目的としている限り認められねばならない、として、抗議を却下した。それでも、カウフマンに対して気を遣って、本日と明日に出廷する証人（つまり、オーレンドルフとヴィスリツェニーのことになるわけだが）に対しては、最も望ましいタイミングで反対尋問する権利を、彼に認めるから、といっている。それで、ハリスは弁論を続けることができたわけであるが、彼がそこで証拠として提示したのは、押収した SS 内部文書と並んで、捕らえた SS 将校たちから獄中で取り付けた、多くの宣誓口述書であった。それらは明らかに、カルテンブルンナーを罪に落とす目的で編集されていた。ハリスがそれらを高らかに読み上げるのに耐えかねたカウフマンは、途中でまた遮って、宣誓口述書は読み上げられるべきではない、といって抗議する。裁判長は、今度は、宣誓口述書は法廷規約で証拠として認められているから、といって取り合わないが、それでも、証人に反対尋問する権利は約束したから、といって宥めることを忘れてはいない。結局ハリスは、この日の弁論――正確にいえば、翌日の朝までズレ込んだのだが――で、いわば抜け駆けのようにして、カルテンブルンナーの罪状を、9 項目にわたって並べ挙げることに成功した：

……

カルテンブルンナーの、保安警察および SD 長官としての任期の間に、保安警察および SD により、RSHA の政策あるいは RSHA によって出された命令に基づいて、多くの犯罪が行なわれた、それらに対して、カルテンブルンナーは、彼の職権のゆえに責任があった。これらの犯罪の一つ一つは、個別に、ゲシュタポおよび SD に対して向けられた告訴において論じられたので、この時の申し立てを、私は引き合いに出すことができる。今提出される証拠物件は、ただ、これらの犯罪が、カルテンブルンナーが 1943 年 1 月 30 日に、保安警察および SD 長官になった後においても、さらに行なわれたことを、示す筈である。

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第一の犯罪は、出動分隊による占領地域での一般市民の殺害と虐待とである。カルテンブルンナーの任期の間に東部で活動していた、少なくとも 5 個の出動分隊があった。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任を負っている、第二の犯罪は、ゲシュタ

ポにより戦争捕虜収容所で選別された、人種的および政治的に望ましくないとされた者たちの処刑である。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官の資格において責任のある、第三の犯罪は、再逮捕された戦争捕虜たちの、強制収容所への引き渡しであり、そこで彼らは処刑された。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第四の犯罪は、人種的および政治的に望ましくないとされた者たちの、強制収容所および絶滅収容所への、奴隷的労働と大量殺戮とのための移送であった。カルテンブルンナーが、1943 年 1 月 30 日に保安警察および SD 長官となる前から、彼には、強制収容所の状況はよく知られていたし、同様にまた、諸強制収容所が奴隷的労働と大量殺戮とのために使用されているという事実も、よく知られていた。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任を負っている、第五の犯罪は、占領地域の国民である者たちの、強制労働のための移送と、強制労働させられた者たちの処罰とである。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第六の犯罪は、捕縛された分遣隊員や落下傘部隊員たちの処刑と、連合軍の飛行士たちにリンチを加えた住民たちの庇護とである。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第七の犯罪は、占領諸国の一般市民の、秘密の方法による処罰を受けさせるための、ドイツへの移送と、占領地域出身の一般住民の総括的な方法による処罰とに関わっている。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第八の犯罪は、親戚の者が行なったとされた犯罪の故をもっての、人々の処刑と捕囚とである。

……

カルテンブルンナーが保安警察および SD 長官として責任のある、第九の犯罪は、治安警察および SD の監獄と強制収容所との撤去である。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundzwanzigster+Tag.+Mittwoch,+2.+Januar+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

翌 1 月 3 日（法廷第 26 日）の証人オーレンドルフに対しては、カウフマンは、裁判長に約束してもらったとおりに、真っ先に反対尋問を仕掛けた：

……

裁判長：　カルテンブルンナー弁護人は、反対尋問を、今か、それとも後の時点においてか、行なう

希望がありますか？

カウフマン：　今は、少しの質問をすることができるでしょうね、カルテンブルンナーと話し合った後でまた、尋問の補足をする権利を留保しておく、ということをお願いして。

裁判長：　はい、よろしいですとも。

カウフマン：

〔証人に向って〕

カルテンブルンナーは、いつから、あなたの視界に入ってきたのですか？

オーレンドルフ：　お願いしてよろしいでしょうか、私は坐っていいですか？着席してよろしいですか？

裁判長：　はい、よろしいですとも。

オーレンドルフ：　私は、カルテンブルンナーに、ベルリンからヒムラーの司令本部に向かう途上で、はじめて会いました、カルテンブルンナーが、保安警察および SD 長官に任命されようとする、その時でした。それ以前は、私は、ただ彼が存在するという事実のみを知っていました。

カウフマン：　知っていなかった？

オーレンドルフ：　ただ彼が存在するという事実のみを知っていました。

カウフマン：　あなたは、カルテンブルンナーが国家保安局本部の長官になった後に、彼と親しく、職務上の、あるいは私的な、会話をすることはありましたか？

オーレンドルフ：　はい、無論のことです。

カウフマン：　あなたは、彼の考え方を知っていますか、例えば、ユダヤ人問題に関する？

オーレンドルフ：　私には、カルテンブルンナーの特別な見解は、知られていません。

カウフマン：　教会問題に関しては？

オーレンドルフ：　教会問題においては、彼は、ドイツの辿っている反教会のコースを、拒否してい

ました。我々は、教会との合意が形成されなければならないということに関して、意見が一致していました。

カウフマン：　あなたは、彼が、捕縛された市民たちや、落下傘降下隊員たち等々の抹消の問題に関して、どう考えていたか、知っていますか？

オーレンドルフ：　いいえ。

カウフマン：　カルテンブルンナーが、総統参謀部に欠けている批判力を補うために、特別にSDを使おうと努めていたことは、あなたに知られていますか？

オーレンドルフ：　はい、それは、カルテンブルンナーが来る前からも、すでにSDの任務でしたし、彼もまたこの任務を、まったく実務的に支持していました。

裁判長：　もう少しゆっくりと。

オーレンドルフ：　これは、カルテンブルンナーが来る前からも、SDの任務でしたし、彼は、この仕事の傾向を、実務的に是認し、支持していました。

カウフマン：　あなたは、何らかの仕方で直接的に、あるいは例えば間接的に、カルテンブルンナーには執行権を行使する資格がなかったということ、つまり彼は人々を強制収容所に連れて行ったり、そういう人々を選び出したりする権限を持っていなかった、ということを、知っていますか；これらのことはすべて、むしろただ、ミュラーとヒムラーとだけの手中に握られていた、ということを？

オーレンドルフ：　私が思うに、この質問は、あまりにも一般的すぎ、広すぎて、具体的に答えることができません、私は、この質問は分解しなくてはならない、と思います。
もしも、カルテンブルンナーは執行行動を指示することができたかどうか、とのご質問であれば、私は、これに「はい」と答えねばなりません。もしもあなたが、さらに続けて、カルテンブルンナーを排除して、ミュラーとヒムラーとの名を挙げられるならば、私は、次のことを指摘して注意を促さねばなりません、すなわち、国家保安本部の構造からいって、ミュラーはカルテンブルンナーの部下であり、したがって、ヒムラーからミュラーへの命令はまた、カルテンブルンナーへの命令でもあって、ミュラーはカルテンブルンナーに知らせる義務があった、ということを、です。他方、まさしく強制収容所に関しては、最終的な収容にしても、かつまた出所にしても、本質的にヒムラーによって決定された、ということは確かです。しばしば使われた表現ですが、「最後の洗濯婦まで」ヒムラーが自分で決定する権利を留保していた、ということは、私にきわめてよく知られていた、と私はいうことができます。カルテンブルンナーが、この関連において権限を有していなかっ

たかどうか、ということは、私には確言できません。

カウフマン：　怠業徒輩等々の抹消に関する、カルテンブルンナーのオリジナルの命令書とオリジナルの署名とを、あなたは、自身で見たことがありますか？

オーレンドルフ：　いいえ。

カウフマン：　ハイドリヒの死後、たしかに形式上の変化といえるものは起こらなかったけれども、しかし、別の、より穏やかなコースが、カルテンブルンナーによって、辿られた、ということは、あなたには、直接的にかあるいは間接的にか、知られていますか？

オーレンドルフ：　私は、この質問には、具体的に資料によって答えることができません。

カウフマン：　私は、この質問を取り下げます。私は、今、別の質問に移ります。カルテンブルンナーには、あなたが東部における出動隊指揮官であることが知られていましたか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

カウフマン：　誰が、あなたにこの出動命令を与えましたか？

オーレンドルフ：　ハイドリヒです。

カウフマン：　ハイドリヒが、あなたにこの命令を与えたのですか？つまりそれは、より以前の時に？

オーレンドルフ：　はい、無論のことです。

カウフマン：　現在のところ、私には、これ以上質問はありません。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundzwanzigster+Tag.+Donnerstag,+3.+Januar+1946/Vormittagssitzung より私訳）

カルテンブルンナーの個別弁護は、法廷第 105 日の 1946 年 4 月 11 日から始まった。被告人個別弁護の順番としては、ゲーリング、ヘス、リッベントロプ、カイテルに次ぐ第 5 番目である。11 日朝、出廷前のカルテンブルンナーを独房に訪ねた法廷心理士ギルバートは、その時の様子を、次のとおり書き記している：

カルテンブルンナーの独房で：　私は、独房のカルテンブルンナーを、弁護を始めるためにそこを出る前に、訪ねた。彼は、軽い言語障害が見られる他には、心理状態は良いように見えた。予想されたとおり、彼は、自分の弁護を、強制収容所は自分の任務領域のうちになかった、という言い逃れの上に構築しようとしていることを仄めかした。「RSHA のこの組織図――これを私は数分のうちに論駁しますよ」。

「しかし、大量殺戮に関しては、どうなのですか？」

「いや、まさにそのことですよ。私は、それには何ら関係なかった、ということを証明できるのです。私は命令を出しもしなかったし、それらを実行したこともなかった。そもそも、それらのこと自体が、私に対して如何に秘密のうちに保たれていたか、あなた、分からないでしょうね」。

「正直にいえば、はたして、あなたが RSHA の名義上の長として、強制収容所と何の関係もなく、一切の大量殺戮計画について何も知らなかったのかどうか、私は疑っています」。

「いや、だからそれは新聞のプロパガンダですよ。あなたに、もういったではないですか、私が『ガス室の専門家捕まる』という新聞の見出しを見て、米国軍少尉がそれを私に説明してくれた時、私はひどく驚いたのだ、と。いったいどうして、そんなことを私について主張することができるのでしょうか？あなたにいったとおり、1943 年以後、私の管轄下にあったのは、諜報機関だけでした。英国軍は、私をただそのことの故に殺そうとした、とさえ認めたのです――私が、残酷行為に何らかの関わりを持っていたから、というようなことではないのです、このことを、あなたは信じて下さったらよいのです」。

私は、彼がホェスを証人として指名するつもりかどうか、尋ねた。彼は、まだはっきり決めてはいない、と答えた；そうすることが彼の件のために有利であり、かつ問題全体を照らし出し得る、と弁護人たちが考えるかどうかにかかっている、というのだ。彼はまた私に、彼の弁護人カウフマン博士はたいへん良心的な人であって、彼の違反行為を、およそ検察局から予期され得るよりも、はるかに仮借なく非難してきた、と語った。彼は、自身の弁護人による直接の質問を、かなり恐がっているように見えた。彼は、カウフマン博士は彼の事件のことをあまりよく理解していない、といった（そうしたすべてのことによって、彼は、どうやら、彼の弁護人が彼の提案した逃げの弁護戦術を喜んでいない、という事実を覆い隠したいらしかった）。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、248 ページより私訳）

被告人個別弁護の形式に厳格な定めはなかったが、被告人・弁護人側の基本的権利として保証されていたのは、被告人が自身、証人台に上がって弁論を行なうこと――それは、弁護人の尋問に誘導されての答弁という形をとる――、および弁護人が証人台の被告人および自らの申請した証人に対して尋問を行なうこと、であった。一方で、証人台の被告人および証人たちは、検察側による反対尋問を受けなくてはならない。この反対尋問に当たる者を、原則としてその都度 1 名の検察代表者に限ることにしよう、ということは、一応申し合わされていたのである。実際においては、時間の使い方や呼ばれた証人の数は、被告人によって、さまざまであった。ゲーリングの場合には、弁護側証人として出廷した者の数も多かったが、

何よりも彼自身が自己弁明においてきわめて雄弁あるいは饒舌であり、ジャクソンの反対尋問にも力が入ったので、彼が証人台上にあった分だけで、多くの時間が費やされることになった。対照的に、ヘスは、自ら証人台に上がることを辞退したので、代わりに弁護人ザイドルが、ヘスの講演録を基に、証拠調べの形で弁護を行ない、続いて証人の呼び入れに移ったが、証人数も少なかったので、彼の弁護は比較的短時間で終わった。さて今、カルテンブルンナーの弁護順を迎えるにあたっては、それまでの経緯から、裁判長も気を遣うところがあって、すでに一度出廷したオーレンドルフ、ヴィスリツェニーと、宣誓口述書を出したヴァルター・シェレンベルク、アロイス・ヘルリーグルについて、あらためて反対尋問を希望するなら召喚してもよい、とカウフマンに意思を問うている。カウフマンは、これを不要として断わって、代わりに自分の方で取ってきた宣誓口述書 2 通を冒頭に読み上げる許可をもらった。宣誓口述者は、ゲシュタポ隊員であったルドルフ・ミルトナーと、カルテンブルンナーの補佐を務めていた SD 高官のヴィルヘルム・ヘットルとである。いずれの宣誓口述書も、拘置所までカウフマンが出かけて行って、いくつかの質問をして回答を得る、という形で作成された。それらの内容は、申し分のないものであった。両名とも、カルテンブルンナーはヒムラーの言いなりになっていたのではなく、最初から権限を与えられていなかった、彼自身は親切で温厚な人柄であったから、逮捕や処刑の命令を出すようなことは考えられなかった、といったことを証明するような回答を与えていた。カウフマンの目論見では、これら 2 通の宣誓口述書の読み上げに導入的効果を十分に持たせて、そのまま一気にカルテンブルンナー本人の弁明に進んでいきたかったに違いない。ところが、そうは問屋が卸さない、とはよくいったもの、カウフマンが最初のミルトナーの宣誓口述書を読み上げ終わった時、検察席から米国副検事トーマス・ダッドが立って、ただ今の宣誓口述証人に関しては、「反対質問用紙（独 Gegenfragebogen）」を持っているから、読み上げたい、といいだした。「反対質問用紙」とはいっても、それは検察の質問に対する回答書という意味であって、カウフマンが聴き取りをして帰っていった後に、検察の方であらためて同人に質問し直して得た回答が書き込まれている、ということにほかならない。そういうものの存在をまったく知らされていなかったカウフマンは、当然強く反発した。そして、せめて、自分がその内容に目を通し終えるまでは、読み上げは差し控えられるべきである、と主張した。この主張は認められたので、とにかく午前の部は、そのまま予定どおり、次のヘットルの宣誓口述書の読み上げをし、続いてカルテンブルンナーの尋問に進んだ。しかし、昼食休憩を挟んで午後の部に移ると、もうそれ以上の猶予は許されなかった。カウフマンにも目を通す時間が十分に与えられたことであろうから、というので、米国副検事ジョン・エイメンが、ミルトナーとヘットル（！）との「反対質問用紙」つまり「反対宣誓口述書」を読み上げた。いずれのものも、カウフマンが質問回答形式によって作成した宣誓口述書の内容を知った検察が、それぞれの口述者に蒸し返し質問を浴びせることによって獲得した回答を、その内容としている。これによって、初めの宣誓口述書におけるカルテンブルンナー援護の方向性が大幅にぼかされ、逆に彼にとっての不利材料の存在が示唆される、という効果が上がるように、巧

みに編集されていることは、いうまでもない。これらの「反対質問用紙」の読み上げが終わると、カウフマンは、カルテンブルンナーに対する尋問を再開することができたのであるが、カウフマンとしては、そこでまず、急に突きつけられた、証言者の手のひら返しのような回答内容に対する効果的なコメントを、カルテンブルンナーからとりあえず引き出さなくてはならない。その後やっと本来の尋問の筋に戻って、これまでの審理で検察から出されている数々の不利な材料の一つ一つに対する申し開きを続けさせるよう、カルテンブルンナーを誘導しなくてはならなかった。弁護の成功は、すでにきわめて難しい情勢になっていたのである。

ところで、次ページの図を一度見ていただきたい：

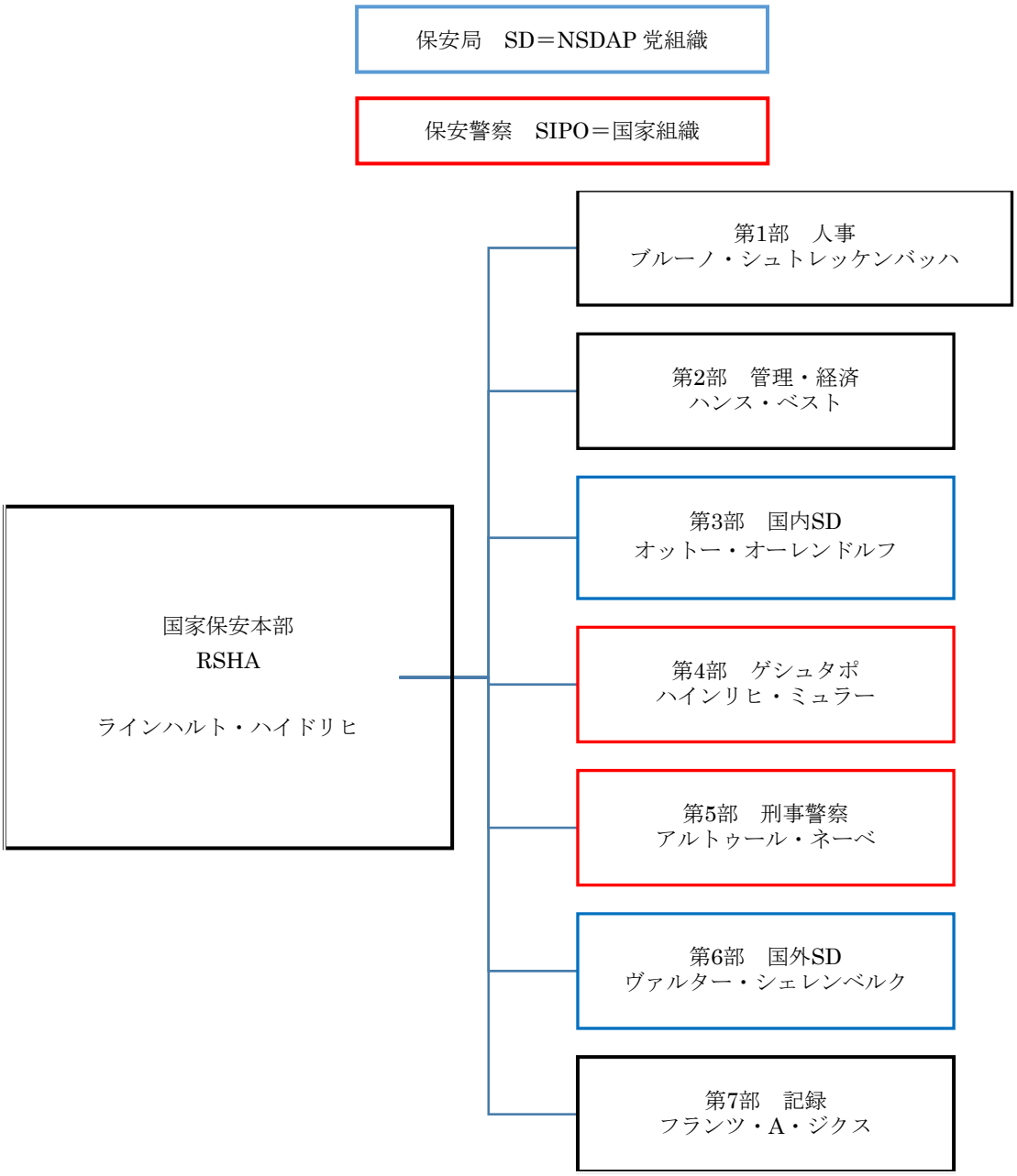

これは、1941 年当時、ハイドリヒが統轄していた頃の、国家保安局本部の組織図で、各部局長名も添えられている。この図が、実はそのまま、カルテンブルンナーの自己弁護の足掛かりになっている、といってもあながち過言ではないのである。保安局（SD）は、1931 年に党の防諜組織として SS 隊長ヒムラーの指導下に創設され、ハイドリヒが長となった。一方で国家組織における警察機構の強化を目指して、ゲーリングの指導で保安警察（SIPO）が組織されて、ハイドリヒは、こちらの長を兼ねることになったので、彼の権力はたいへん大きくなり、1939 年にはついに国家保安本部（RSHA）を設置して、彼がその長の地位に就いて、SD、SIPO の両職権を統轄することに成功したのである。上図における RSHA 第

3 部と第 6 部とが SD 系の防諜部門であり、第 4 部（ゲシュタポ＝秘密国家警察)、第 5 部（クリポ＝刑事警察）が SIPO 系の警察部門である。どの部門にも職員として送り込まれてくるのは SS 隊員であり、ハイドリヒ自身もそうなのであるから、RSHA が全体として SS 国家指導者（Reichsführer SS）ヒムラーの支配下にあるには違いないが、このようにして自分の城を築いたハイドリヒの権力は、ヒムラーに対しても独立性を帯びつつあった。前に述べたとおり、1941 年 7 月に、ハイドリヒは、ゲーリングからユダヤ人問題最終解決への取り組みを指示され、1942 年 1 月 20 日にヴァンゼー会議を招集している。そのハイドリヒが、それから半年足らずのうちに死んだことは、ヒムラーに権力再掌握の絶好の機会をもたらしてくれた。彼は RSHA の各部局に対して、さっそく直接の命令権を行使した。第 4 部および第 5 部の警察部門に対しては、とりわけ力を入れて、その体制を不可逆的に確立した。しかし、それではこの際、RSHA を解体してしまうのかといえば、ヒムラーはそうは考えず、むしろ自分の意のままになる人物を RSHA 長官（＝保安警察および SD 長官）として自分のすぐ下に置くことによって、機構は維持して利用していくのを得策と見なしたのである。それでカルテンブルンナーに白羽の矢が立ったというわけであるが、その就任の経緯について、彼自身が説明しているところに従うならば、彼はもともと防諜機関の充実に深い関心を抱き、かつそれを国家的急務と思っていたので、防諜部門に対する指導権は保証してほしい、とヒムラーに求めた。ヒムラーはいったんそれに難色を示したが、その後、あらためてまた彼を呼んで、先日の条件でよい、と申し渡してきた。その結果、彼は実際には第 3 部および第 6 部に対する指導権のみを有する RSHA の長の地位に就いたのだという。つまり彼の「長官」身分は、SD に関してはともかく、保安警察すなわち第 4 部、第 5 部との関係を考えれば、完全にダミーでしかあり得なかったのだ。カルテンブルンナーが今法廷に必死になって訴えかけようとしているのは、要するに、このような権力構造の絡繰りの中における自分の位置づけを、誤りなく見定めてほしい、そして自分をヒムラーの身代わりに仕立て上げようとする試みの無理さに気づいて、それを止めてほしい、ということにほかならない。ゲシュタポや保安警察による残酷な犯罪行為が暴かれて、彼はそれらを統轄する上部組織の長として、命令責任を追及されているのであるが、まさにそれらの部門への影響力を、彼は初めから断たれていたのだ。上の図にも見られるとおり、ミュラーもネーベも、それぞれハイドリヒ時代からその部局の長を務めている熟練者である。その彼らが今やヒムラーの直接命令によって――あるいは多くの場合、ヒムラーから自由裁量を認められていて――逮捕、殺害を執行する時に、その命令系統にカルテンブルンナーは入り得ない。その一方で、たしかに、彼が支配下に置いていた筈の第 3 部の長であったオーレンドルフが、東方での大量殺戮に関与したことを自白しているのであるが、しかしそれは、SS 隊員としてのオーレンドルフがヒムラーの命令を受けて出動分隊 D を率いて赴いた時に起こしたことであって、カルテンブルンナー配下の第 3 部長としての行動とは別である。ヒムラーの権力機構が惹き起した巨大な犯罪の責任を、当のヒムラーを取り逃がしたからといって、見かけ上機構の第 2 位に在った自分に、そっくり負わせようとするのは、検察が、権力機構の絡

繰りを見誤っているからだ、検察に正しい認識があれば、自分がヒムラーの代わりにこの「主要戦争犯罪人」裁判の場に引き出されることなど起こり得ない――カルテンブルンナーが基本的にそういう不満の念を抱いていたということには、そういうわけであるから、必ずしも理由がないわけではない。しかし、だからといって、すべてのことについて知らなかった、関与していなかった、だから責任はない、といって通そうとする態度には、一寸の理も認めることはできない。いくら彼が自分ではたんなる形式上の地位であったと主張したところで、ゲシュタポ、クリポが組織として行なった行動について、保安警察長官である彼が報告すら受けていなかった、などという申し立てを、誰が信ずることができるだろうか。思うに、本当のところ彼は、ゲシュタポ、クリポがどんなことを行なってしまったかをよく知っていて、その罪の大きさに慄き、それだけにたとえ些かでも関与を認めてしまえば極刑は免れないものと予想し、その結末を恐れるあまり、ひたすら関知・関与を否認する、つまり完全にしらを切り通すという、およそ見通しの立たない、弁護人にも見放されるような戦術を、ひとり固執するしかなかったのであろう。検察は、カルテンブルンナーの見るからに脆い防御態勢を打ち砕くには十分すぎるといっていいほど、数多くの証拠材料を集めて出してきた。弁護人カウフマンは、被告人尋問で、それらの一つ一つに対して効果的な弁明ができるようにカルテンブルンナーを誘導しなくてはならぬ立場であるが、彼が内心どう思っていたかということは、その質問態度が、むしろ検察との共通姿勢を印象づける詰問調を帯びていることから、推測できそうである。弁護側を大いに悩ませた証拠材料の一つは、各種命令書に記された、カルテンブルンナーの署名であった。そうした命令書は、数多く押収されてあったし、証人たちからも、カルテンブルンナー署名入りの命令書を受けた、という証言がいくつも得られていた。ただ、それらは、自筆署名を含んだオリジナルではない。それらは、例えばRSHAからゲシュタポの出先宛てにテレタイプで送信されて来たものであり、そこにはカルテンブルンナーの署名もタイプ打ちで記入されていた。だからカルテンブルンナーは、自分が署名したことを完全に否認した。彼の理屈によれば、ミュラーやネーベは、執行命令をヒムラーから直接にもらうことが、当然の如くできた。さらに、少なからぬ場合において、フリーハンドをヒムラーから許されていた。ただ、書類上の辻褄合わせとして、保安警察長官を通して命令を受けたという体裁を整えるために、タイプ打ちで彼の名前を書き込んだのである。それは、いわば慣習に従ってなされたことにすぎない。もちろん、自分には何も知らされていない、というわけだ。また、強制収容所に関しては、カルテンブルンナーはまったくの無関与を主張し、訪れたこともない、と言い張ったが、オーストリア地域最大のマウトハウゼン強制収容所の職員であったSS隊員たちの中に、彼を収容所で何度か見たという証言する者があり、さらには彼が収容者の処刑の一部始終を視察していたという証言や、彼がそこでヒムラーと並んで撮影されたとされる写真まで出て来た。彼は頑なにそれらの証拠を否定した。また、敗戦間際になって、このマウトハウゼン収容所を、そのまま連合軍に引き渡すよう指示した、と彼は申し立てたが、その一方で、ダッハウ収容所については、連合軍に捜索される前に破壊して片づけることを命令していた、とする証拠が

出されてきて、どうしても情勢は、どんどん彼の方に不利になってきているように見えた。カルテンブルンナーのこの弁護態度を目の当たりにした、他の被告人たちは、一様に冷笑的・軽蔑的な反応を示した。心理士ギルバートがその様子を伝えているが、それによれば、4 月 11 日（法廷第 105 日）の午前、カルテンブルンナーが弁明を始めて、自分は強制収容所のことは何も知らなかった、と述べた時、ゲーリングは、後席のデーニッツに、「おい、聞いてやれよ…っ…っ！」と声をかけ、デーニッツはこれに「恥を知るべきだよな」と応じた。検察の「反対質問書」読み上げもあった午後の部では、途中休憩の間に、ゲーリングはひとり独房に引き取ってしまった。翌 4 月 12 日（法廷第 106 日）には、カルテンブルンナーがエイメンの反対尋問を受けている間、ザウッケルが「畜生め、ブタ野郎が」とつぶやき続けていたという。ギルバートは、他にも、昼食休憩時や独房訪問の時に聴き取った、被告人たちの感想を伝えている。シュペーア、シャハト、パーペンといった、そこまでの審理を比較的理性的に受け止めている者たちの批評は冷徹であり、自ら改悛の情を強く表わしているフランク、シーラッハは、激しい憤りを隠そうとしなかった。ともすれば、「割を食わされた」という点でカルテンブルンナーに等しいとみなされがちであったフリッチェも、激しく反応した。彼は、4 月 11 日の昼食時にギルバートに語った：

> ああもう、彼は自分を、まるで虫も殺さぬ男であるかのように見せかけようとしている。彼の弁護人がこんなことを見過ごしてやっているというのには、驚いてしまいます。しかし、しまいには、カウフマン博士は、どうしようもなく難しい立場に置かれることになりますよ。
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、249 ページより私訳）

それからしばらくの後、フリッチェは、今度はあからさまに「彼はうそをついている」と発言したそうである。

検察側によるカルテンブルンナーに対する反対尋問は、4 月 12 日（法廷第 106 日）午前の部の途中から、エイメンが代表となって始められた。次々に証拠物件を挙げつつ、説明の言葉を絶するほどの厳しい追及が続いた中でも、ひときわ緊迫した、被告人・弁護人席を凍りつかせるような場面が、午後になって訪れた。強制労働動員計画への関与を頑なに否認し続けるカルテンブルンナーの目の前に、エイメンは「記録文書 3803-PS、証拠番号 US-802」と番号づけられた文書を突きつける。それは、当時のウィーン市長・SS 隊員ブラシュケに宛ててカルテンブルンナーが書いた手紙であって、ブラシュケが 1944 年 6 月 7 日付で軍需工場働き手の緊急増員の必要性を訴えてきたのに答えて、さっそく 12,000 人のユダヤ人たちを 4 回の輸送便に分けてウィーンに送るから、その 30%にあたる 3,600 人はその目的に充てることができるであろう、という内容である。で、本文はタイプ打ちであるが、末尾には「カルテンブルンナーDein Kaltenbrunner」と自署されている。インクの浸み込んだオリジナルの手紙が出て来たのだ。文面を読み上げ終えてから、エイメンは質問する：

エイメン：……

さて、あなたは、この通知を覚えていますか？

カルテンブルンナー：　いいえ。

エイメン：　あなたは、この手紙を書いたのではない、というのですか？

カルテンブルンナー：　そうです。

エイメン：　だが今度は、被告人、あなた自身の署名がこの手紙のオリジナルの下の部分に記されていると思いますよ。あなたは、オリジナルを持っていますか？

カルテンブルンナー：　はい。

エイメン：　これはあなたの署名ではないのですか？

カルテンブルンナー：　いいえ、これは私の署名ではありません。これはインクかまたはファクシミリでなされた署名ですが、私のものではありません。

エイメン：　被告人、私は、あなたに、聴取の間に記してもらった、あなたの署名の例をお見せしましょう、それで、お願いですから、それらがあなたの署名であるかどうかを、いってください。

カルテンブルンナー：　私は、何百ものそういう署名を、すでに書いて渡しました、それで、それらが間違いなくそうだろうということを確信しています；この鉛筆で署名された文書は、私が自署したものです。

エイメン：　では、それらを何らかの仕方で印づけて示してください、そうすれば法廷は、あなたがあなたのものであると認めている、それらの署名を見て、かつそれらを、この記録文書 3803-PS、US-802 にある署名と比較することができます。

カルテンブルンナー：　これらの書類に鉛筆で書かれている署名は、私が書いたもの、私自身のものです。

エイメン：　すべて？

カルテンブルンナー：　3 つともすべて、です。

エイメン：　結構です。

カルテンブルンナー：　でも、インクで書かれているものは、違います。

エイメン：　たいへん、結構です。

〔文書は、裁判所に提出される〕

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertsechster+Tag.+Freitag,+12.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

こんな調子で、防御の備えを次々に打ち破られて、いってみれば、もう内堀まで埋められてしまいそうなカルテンブルンナーであったが、それでも彼にはまだ、最後の砦として恃むところが残っていた。それは、ユダヤ人絶滅計画への無関与ということである。ユダヤ人問題最終解決が実行に移されていたことを自分は知る由もなかった、絶滅収容所の存在についても何も知らず、もちろん、そこへ足を運んだことなどない――その主張を死守することによって、最悪の結果だけは免れ得る、という望みを、まだ彼は捨てていなかったように見える。カウフマンの尋問の初めの方で、次のような場面があった：

……

カウフマン：　それに加えて、もう一つ質問です。いつ、あなたは、アウシュヴィッツ収容所が絶滅収容所であることについて、初めて聞きましたか？

カルテンブルンナー：　それはヒムラーが、私に 1944 年の 2 月か 3 月にいいました、ということは、彼は私にそれを、いったのではなくて、白状したのです。

カウフマン：　あなたがそれを知った時、それに対するあなたの態度は、どのようなものでしたか？

カルテンブルンナー：　ご質問の意味が分かりません。

カウフマン：　あなたは、そのことを知った後に、どのような態度をとりましたか？

カルテンブルンナー：　私は、ユダヤ人問題の最終解決に向けての、ヒトラーのハイドリヒへの命令について、私の役職就任の時点では、何も知っていませんでした。私は、1943 年夏になって、外国の新聞報道、敵国の無線電信によって、そして……。

裁判長：　〔カウフマンに向って〕

それは、あなたの質問に対する答えになっていませんね。あなたは、証人に、アウシュヴィッツが絶滅収容所であるということを聞き知った時――それは 1944 年 2 月か 3 月ということでしたが――、彼はどんな態度をとったのか、と質問なさった、なのに、彼は今、ハイドリヒに関する長演説を始めている。

カウフマン：　できるだけ、答えから、この質問に対する直接の答えから、離れないでください。あなたがそれについて知った後、あなたの態度は、どのようなものでしたか？簡潔に、的確に、どうぞ。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertfünfter+Tag.+Donnerstag,+11.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

裁判長の注意まで入って、もう一度問いを掛け直された形であるが、これに続く場面でも、カルテンブルンナーは、実は、何ら簡潔・的確な答えを出すことができない。漠然とした言を弄することによって、かえって、自分には、ヒトラーやヒムラーに、最終解決を止めるよう働きかけた実績がないことを、白状してしまっているようなものである。だが、それは決定的なダメージではない、と彼は思っている。大事なのはあくまで、自分はこの件につき「知らされていなかった」ということである。知らされた後に、何をするべきであったのにしなかった、とか、どのように関与するべきであったのにしなかった、というのは最終的には問題ではない、知らされる前に、何もできなかった、関与していなかった、ということの真実性を守り通すことで、やっと死罪一等を免れる希望も見えてこようというものだ。幸いにして、その真実性を決定的に打ち砕く証拠材料は、エイメンの反対尋問でも出されなかった。後は、もしも、その無知・無関与を立証してくれる有力な証人がいれば、というところだが、いったい、そういう趣旨の証言は、誰によってなされたものならば有効性を持ち得るのであろうか。おそらく、その意味で証人として最も適格なのは、絶滅収容所の所長なのであろう。絶滅収容所の――その典型としてアウシュヴィッツが挙げられていたことを考えれば、アウシュヴィッツ収容所の――所長であった者が、絶滅処置の執行命令は、ハイドリヒあるいはヒムラーから来たが、カルテンブルンナーの名は一度もそこにはなかった、といい、カルテンブルンナーが収容所を視察等の目的で訪れたことは一度もなかった、といえば、確かにそれは、彼を最終解決への直接関与の疑いから解き放つ有力な材料となり得るかもしれないし、ひょっとしたら、彼に文字どおりの起死回生をもたらし得るのかもしれない。だから彼は、一縷の望みを、アウシュヴィッツ元収容所長ルドルフ・ホェスの証言に賭けることにした。ニュルンベルク法廷最大の皮肉が、現実になろうとしていた。

1934 年以来の SS 隊員ルドルフ・ホェスは、1940 年 5 月から 1943 年 11 月まで、アウシュヴィッツ収容所長であった。彼は、その在任期間中に、ユダヤ人問題最終解決の指示を

受けて、アウシュヴィッツ - ビルケナウを、最大の絶滅収容所に押し上げたのだと考えられる。1943 年 11 月からは、彼は、SS 経済行政本部(WVHA)でオズヴァルト・ポールの下で部長を務め、1 年後の 1944 年 11 月には北ブランデンブルクのラーヴェンスブリュック収容所長となって、敗戦を迎え、フレンスブルクに逃れて、海軍兵曹フランツ・ラングなる人物になりすまして、農家の手伝いをしていたが、英国軍の捜索チームに嗅ぎ付けられて、1946 年 3 月 11 日、英国軍憲兵隊に捕らえられた。すぐに英国軍第 92 野戦保安課によって尋問を受け、3 月 14 日付で尋問記録（ドイツ語）に署名したが、カウフマンの要請に基づいてニュルンベルク法廷に召喚され、急ぎ短期間での準備を経て、出廷することになった。1946 年 4 月 15 日（法廷第 108 日）朝、彼は証人台に上る：

.....

裁判長：　カウフマン博士、どうぞ！

カウフマン：　法廷の同意によって、まず証人ホェスを呼びいれます。

〔証人が、証人台に上る〕

裁判長：　起立して；名前をいってもらえますか？

ホェス：　ルドルフ・フランツ・フェルディナント・ホェスです。

裁判長：　私の後について宣誓の言葉を述べてください：

私は、私が純然たる真理を語り、何事をも隠さず、何事をも付け加えないことを、全能にして全知なる神の下において、誓います。

[証人は、宣誓の言葉を復唱する]

腰かけてよろしい。

カウフマン：　証人！あなたの発言は、広範囲にわたって重要性を持つでしょう；あなたは、もしかすると、今までに知られていない事柄の連関を解明できる、そして、どの範囲の者たちがヨーロッパのユダヤ民族絶滅の命令を出したのか、を証言できる、さらには、どのようにこの命令が実行されたのか、どの程度この実行が秘密のうちに保たれたのか、を語ることのできる、唯一の人であるかもしれません。

裁判長：　カウフマン博士、どうぞ証人に質問をなさってください。

カウフマン：　あなたは、1940 年から 1943 年まで、アウシュヴィッツの収容所長でした。そのとお

りですか？

ホェス：　はい、そうです。

カウフマン：　そして、この時期に、数十万の人間が、そこで死に至らしめられました。それに違いありませんか？

ホェス：　はい、そうです。

カウフマン：　あなたには、これを記録することが禁じられていたために、あなた自身は、これらの犠牲者たちの数に関する正確な記録をもっていない、というのは、それで正しいですか？

ホェス：　それで正しいです。

カウフマン：　さらに、もっぱらアイヒマンという名の人物、つまり、関係者たちの組織と結集とを委任されていた、その人物が、これに関する記録を持っていた、というのは、それで正しいですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　さらに、あなたに、アイヒマンが、全部で 200 万人以上のユダヤ人たちがアウシュヴィッツで殺害された、と言明した、というのは、それで正しいですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　男性、女性、そして子供たちが？

ホェス：　はい。

カウフマン：　あなたは、世界大戦に参加しましたか？

ホェス：　はい、そうです。

カウフマン：　そして、その後、1922 年に党に加入したのですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　あなたは、SS 隊員でしたか？

ホェス：　1934 年から、そうです。

カウフマン：　あなたは、1924 年に、いわゆる暗殺への関与のゆえに、比較的長期の懲役刑を宣告された、というのは、そのとおりですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　そして、あなたは、その後 1934 年末に、ダッハウ強制収容所に赴任してきたのですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　あなたには、そこでどんな任務がありましたか？

ホェス：　私は、最初は囚人のブロック指導者であり、その後、報告書指導者であり、最後には囚人の財産管理者でした。

カウフマン：　それで、あなたはそこに長く留まっていましたか？

ホェス：　1938 年まで、です。

カウフマン：　1938 年以降、あなたは、どんな地位を占めましたか？そして、あなたは、どこにいましたか？

ホェス：　1938 年に、私は、ザクセンハウゼンの強制収容所に赴任してきました、そこで私は、最初は収容所長の副官として、その後、保護拘留所の長として、用いられました。

カウフマン：　いつの時期に、あなたは、アウシュヴィッツで収容所長でしたか？

ホェス：　アウシュヴィッツでは、私は、1940 年 5 月から 1943 年 12 月 1 日まで、収容所長でした。

カウフマン：　いく人の人々が、つまり囚人が、最も多くふさがった時期には、アウシュヴィッツにいましたか？

ホェス：　最もふさがった時期に、アウシュヴィッツには、およそ 14 万人の男女の囚人がいました。

カウフマン：　あなたが、1941 年にベルリンのヒムラーの許に呼ばれた、というのは、そのとおりですか？この時の相談の内容を、簡潔に述べてください。

ホェス：　はい、わかりました。1941 年夏、私は、特別私宛ての命令を受け取るために、ベルリンの SS 国家指導者〔Reichsführer-SS＝ヒムラー〕のところへ来るよう、命じられました。彼が私にいったのは、もはや一語一語繰り返すことはできませんので、大意ですが、次のとおりでした、すなわち、総統は、ユダヤ人問題の最終解決を命じた。我々SS は、この命令を実行しなくてはならない。もしも今、この時点において、これが実行されないならば、後日、ユダヤ民族が、ドイツ民族を絶滅させるであろう。自分は、鉄道輸送技術に関して最も有利な位置にあり、また、広大な敷地が隔離処置のための場所を与えるという理由によって、アウシュヴィッツを選んだのである、と。

カウフマン：　この相談において、ヒムラーからあなたに、この計画された活動は、「国家機密事項」として取り扱われなくてはならない、ということが、いわれましたか？

ホェス：　はい、そのとおり、そのことに彼は、とりわけ注意を促しました。彼は、私に、私の直接の上官である、分隊指導者グリュックスにも、それに関して何もいってはならない、といいました。この相談は、ただ我々二人だけのためのものであり、私は、誰に対してもきわめて厳重に沈黙を守らなくてはならない、ということでした。

カウフマン：　今あなたが名を挙げたグリュックスは、どんな地位を占めていましたか？

ホェス：　分隊指導者グリュックスは、この時点において、いわば諸強制収容所の監察長官であり、国家指導者〔＝ヒムラー〕の直接配下にありました。

カウフマン：　「国家機密事項」の意味するところは、何ぴとも、身体あるいは生命の危険なしには、第三者にほんのわずかの示唆さえすることができない、ということですか？

ホェス：　はい、そのとおり、「国家機密事項」とは、あらゆる者にとって、誰ともこれらの事柄に関して話してはならぬ、これらの事柄に関して他の者たちに何も知られることがないよう、自らの命を懸けて責任を持つ、ということを意味しています。

カウフマン：　あなたは、第三者、部外者に対して、あなたに課せられていた義務に反したことはありましたか？

ホェス：　いいえ、1942 年末までは、ありませんでした。

カウフマン：　なぜ、あなたは、この時点を挙げるのですか？あなたは、この時点以後に、第三者である者たちに、通知をしたのですか？

ホェス：　1942 年末に、私の妻は、当時の上シュレージェンのガウライターの論評によって、私の収容所での出来事に注意を促されました。妻は、その後になって私に、これは事実と一致するのか、と尋ねました、それで私は、これを妻に認めたのです。
それが、私の、この国家指導者との約束を破った、唯一の場合です、そして、私は、それ以外には誰にも、それについて話すことはしませんでした。

カウフマン：　いつ、あなたは、アイヒマンを知りましたか？

ホェス：　アイヒマンを、私は、国家指導者の命令を受け取ってから、およそ 4 週間後に知りました。彼は、与えられた命令の実行を私と相談するために、アウシュヴィッツにやって来ました。国家指導者が私に、相談の際にすでに語ったように、アイヒマンは、この命令の実行を私と相談することを委任されていました、それで、その後のすべての指令を、私は、彼すなわちアイヒマンから受け取りました。

カウフマン：　アウシュヴィッツの収容所が完全に隔離されていた、というのはそのとおりかどうか、そして、あなたに委ねられた任務を可能な限り秘密に保つために、どんな事前措置が取られていたのか、手短に説明してください。

ホェス：　アウシュヴィッツ収容所そのものは、町から 3 キロメートル離れたところにありました。およそ 2 万モルゲンある周囲から、すべての住民たち、すなわちかつての住民たちは追い払われ、その地域全体は、ただ SS の人員たちもしくは特別の身分証明書を持った被雇用市民たちだけが、入ることができました。後に絶滅収容所が建てられる、ビルケナウの本収容所は、さらに 2 キロメートル、アウシュヴィッツ収容所から離れていました。施設そのもの、すなわち最初に使用された、仮施設は、森にすっぽり包まれていて、遠いところからは、どこからも見ることができませんでした。この地域は、その上に制限区域と宣言されていて、SS の成員であっても、特別証明書を持たない者たちは、立ち入ることができませんでした。したがって、およそ考えられる限り、上に述べた人員たち以外には誰も、この地域に入ることはできませんでした。

カウフマン：　そして、鉄道輸送便が到着した。どれだけの期間のうちに、これらの輸送便は到着したのですか、そして、一回一回の、そうした輸送便には、およそいく人の人間が乗っていたのですか？

ホェス：　1944 年までの全期間において、個々の国々で、その都度何らかの活動がありましたから、運び入れの継続的な順序について、いうことはできません。その都度、4 週間から 6 週間にわたりました。この 4 週間から 6 週間のうちに、毎日、およそ 2,000 人を乗せた列車の 2 便から 3 便が、到着しました。これらの列車は、先ず、ビルケナウ敷地の留置線に引き入れられました。列車を引いてきた機関車は、再び戻って行きました。輸送に付き従ってきた警護兵たちは、直ちにその地域から去らなくてはならず、送り込まれてきた人たちは、収容所の監視兵によって引き受けられました。彼らはそこで、2 名の SS の医師たちによって、労働能力を調べられました。労働能力のある収容者は、直ちに、アウシュヴィッツもしくはビルケナウ収容所へと行進させられ、労働能力のない者は、初めのうちはこの仮施設に、後になると新たに建設された火葬場に連れて行かれました。

カウフマン：　私がこの間行なった尋問の際に、あなたは、私に、輸送されてきた者たちを受け入れるのに、およそ 60 名の人員が定められていた、と説明しました。そして、これら 60 名の人員も、秘密保持のために、一般の、先に述べられた秘密保持の枠組みの中で義務を負わされていた、ということでした。あなたは、本日もなお変わらずに、このように述べますか？

ホェス：　はい、そのとおり、これら 60 名の人員は、労働能力のない収容者たちを、これらの仮施設に、あるいは後になると別の施設に運んだので、絶えず準備していることが重要でした。この準備のこと、そこには約 10 名の下級指揮官、指揮官、医師、衛生隊員たちも加わっていましたが、彼らは皆、繰り返し、文書および口頭で、これらの出来事全体に関するきわめて厳重な秘密保持を義務づけられていました。

カウフマン：　無関係の部外者が、輸送便が到着するのを見たとしたら、彼は、輸送されて到着した者たちが殺害されるであろうとする、明確な根拠を得ることができたでしょうか、それとも、この可能性は、アウシュヴィッツには入ってくる輸送便や車両等々のきわめて激しい交通があったという理由により、僅少であったでしょうか？

ホェス：　はい、そのとおり、この目的のためにだけ記録を作成したのでない観察者は、そのことに関する概観を得ることはできませんでした、なぜなら、第一にまず、絶滅に定められた者たちの輸送便のみが到着したのではなく、絶えず、収容所で使用される新入収容者たちの輸送便も到着したのだからです。さらには、相当な数の輸送便もまた、労働能力のある収容者たち、または交換された収容者たちを乗せて、再び収容所を後にしたのです。列車そのものは、閉め切られていました、すなわち、貨車のドアは閉め切られていたので、外にいる者たちは、輸送されている人間たちを覗いてみることはできませんでした。さらには、毎日 100 台に及ぶ車両が、用具や食料品やそういう類いのものを積んでやって来ていましたし、また、軍需物資の製造されていた収容所の工場を、次々に後にしていました。

カウフマン：　それで、輸送便の到着後、犠牲者たちは、彼らの所持していたすべてのものを体から離さなくてはなりませんでした。衣服を完全に脱いで、貴重品を引き渡したのですか？それに違いありませんか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　そして、それからすぐに、死に至った？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　あなたの経験にお尋ねしたいのですが、これらの人たちは、間近に迫っている運命を知っていましたか？

ホェス：　大部分は知っていませんでした、なぜなら、彼らがそれに関してまだ分かっていない状態のままであり、自分たちが死に赴くであろうとの疑念を掻き立てることができないよう、事前措置が講じられていたからです。それで、いたるところ、ドアや壁に、これはシラミの駆除もしくは入浴のための事前措置である、ということを示す書き物が貼り付けられていました。このことは、いくつかの言語で、収容者たちに、より以前に輸送されてきた者たちのうちに属していて、全活動において補助人員として用いられていた収容者たちによって、告げられました。

カウフマン：　そして、毒ガスによる死は、それから 3 分から 15 分の時間のうちに起こった、とあなたは、この間私にいいました。これは、そのとおりですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　あなたは、さらに、この死の最終的な開始前にすでに犠牲者たちの失神状態がさきに始まっていた、と私にいいましたか？

ホェス：　はい、そのとおりです。私が自らの努力によって、もしくは医師たちを通して見知っていたところでは、温度や室内にいる人間たちの数によって、失神状態もしくは死の開始までの時間は、たいへん異なっていました。失神状態は、ほんの数秒か、もしくは数分で生じました。

カウフマン：　あなた自身、自分の家族や子どもたちと向き合った時に、犠牲者たちに同情を抱いたことはありましたか？

ホェス：　はい、たしかに、ありました。

カウフマン：　で何故、あなたは、それでもなお、この活動を実行することができたのですか？

ホェス：　私の心に起こってきた、これらすべての疑惑にもかかわらず、いつでも唯一、決定的力を持っていたのは、国家指導者ヒムラーの絶対命令であり、それに付属する根拠づけでありました。

カウフマン：　あなたにお聞きします、ヒムラーは収容所を視察していたのか、そして絶滅の出来事をも、自ら確信していたのかどうか。

ホェス：　はい、たしかに。1942 年にヒムラーは収容所を訪れ、一回の出来事を始めから終わりまで正確に観察しました。

カウフマン：　アイヒマンにも同じことは当てはまりますか？

ホェス：　アイヒマンは、繰り返し、アウシュヴィッツに来ていて、出来事を正確に知っていました。

カウフマン：　被告人カルテンブルンナーは、収容所を視察したことがありますか？

ホェス：　いいえ。

カウフマン：　あなたは、この任務に関して、カルテンブルンナーと話し合ったことがありますか？

ホェス：　いいえ、一度もありません。私は、ただ一度だけ、上級分隊指導者カルテンブルンナーと一緒であったことがあります。

カウフマン：　それは、いつでしたか？

ホェス：　それは、1944 年の彼の誕生日の後の或る日でした。

カウフマン：　どんな地位を、あなたは 1944 年に占めていましたか？

ホェス：　1944 年には、私は、ベルリンの経済・行政本部における E1 部長でした。私の職場は、オラーニエンブルクの強制収容所の、かつてと同様の監察でした。

カウフマン：　それで、あなたが今しがた語った、この話し合いの主題は、何でしたか？

ホェス：　それは、マウトハウゼン収容所の、いわゆる無名の収容者たちおよび彼らの軍需産業への投入に関する報告でした。上級分隊指導者カルテンブルンナーは、それに関して決定を下さねばなりませんでした。この理由により、私は、マウトハウゼンの収容所長の報告を持って、彼のところへ行きましたが、しかし、彼は決定を下さず、私に後日まで待つよう指示しました。

カウフマン：　マウトハウゼンの地理的位置の問題に関して、明確化のために、マウトハウゼンがどの地域にあるのか、なお説明してもらえますか。それは上シュレージェンですか、総督統治地区ですか？

ホェス：　マウトハウゼン……

カウフマン：　アウシュヴィッツです、失礼しました、いい間違いをしました、アウシュヴィッツのことです。

ホェス：　アウシュヴィッツは、以前のポーランドにあります。その後、1939 年以後は、上シュレージェン州に組み入れられました。

カウフマン：　諸強制収容所の管理、食事等々は、もっぱら経済・行政本部の管轄であったと思って、正しいですか？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　国家保安本部とはまったく分離された部局の、ですか？

ホェス：　まったくそのとおりです。

カウフマン：　そして、あなたは、その後 1943 年から戦争の終わりまで、経済・行政本部における監察長の一人であったのですか？

ホェス：　はい、それで正しいです。

カウフマン：　そうすると、こう申されたいのですか、あなたは、強制収容所の、取り扱いの仕方や方法に関わるすべての出来事について、とりわけ知識があった、と？

ホェス：　はい、そのとおりです。

カウフマン：　私は、それ故にあなたにまず、お聞きします、あなたは、収容者たちの取り扱いに関して経験をお持ちなのかどうか、それでもって収容者たちが虐待され残酷に取り扱われた、特定の方法を、あなたは知っていたのかどうか。あなたの発言を、1939 年までの時期と、1939 年以後の時期とに、区分してください。

ホェス：　1939 年の戦争の開始までは、諸収容所の状況は、収容者の食事、宿泊、取り扱いに関して、国内の他のあらゆる監獄あるいは懲罰施設と同様でした。収容者たちは、たしかに厳しく取り扱われましたが、しかし、方法的な殴打あるいはひどい取り扱いなどは、考えられませんでした。国家指導者は、繰り返し、収容者に暴行を加える SS 隊員は誰でも処罰される、という命令を発していましたし、またたびたび、収容者に暴行した SS 隊員たちが、処罰されていました。

食事と宿泊とは、この時点においては、司法機構の施設における他の収容者たちのものと、まったく同等にされていました。

収容所での宿泊も、それらの年の頃にはなおまだ正常でした；なぜなら、この時期にはまだ、戦争の間および戦争勃発の時におけるような、大量流入はなかったからです。戦争が始まり、政治的収容者の、そして後には占領諸地域における抵抗運動による収容者の大量運び入れが起こってきた時、建築物が、すなわち収容所の増築が、運び込まれた収容者の数に、もはやついていけなくなりました。戦争の最初の数年間は、それでもまだ、この困難を、応急処置によって凌ぐことができましたが、しかし後には、これも戦争の制約で、もはや不可能になりました、というのも、ほとんど何らの建築材料も、もはや自由に使うことができなかったからです。その上、再三再四、かつたいへん深刻に、収容者たちのための食品配給量が、農業諸役所によって相当減らされました。

それで、次には、収容所のますます多くの収容者たちが、今やじわじわと発生してくる疫病に抵抗する能力をもはや十分に持っていない、という状態が起こってきました。

収容者たちが後に戦争の終わった時、たいへん悪い状態に置かれていたこと、そして、数千もの人たちが収容所の中で病気や、やせ細った状態で見出されたことの主要な理由は、次のことにあります、すなわち、国家指導者は、あらゆる機会に、そして繰り返し、彼の目標をしっかりと皆の目の前に示し、かつまた、経済・行政本部の長である上級分隊指導者ポールを通して、個々の収容所長、管理指揮官たちに、いわゆる指揮官会議において、各収容者は絶対にその力の極限まで軍需産業工場に注ぎ込まれなくてはならない、というようなことを宣言しもした、ということに。各収容所長は、これを可能にするために、すべてを賭けなくてはなりませんでした。できるだけ多くの死者を得るとか、収容者を絶滅させるというようなことを狙ったのではありません、そうではなくて、国家指導者にとっては、いつでも、可能な限りあらゆる手を軍備のために投入し得るということが、重要だったのです。

カウフマン：　さて、戦争が長引けば長引くほど、虐待され、かつまた苦しめられた収容者たちの数が増えていった、ということに、何らの疑いもありません。これに関して、あなたには、諸収容所

の監察の際に、何か苦情とかそういったものが告げ知らされるということは、一度もありませんでしたか、それとも、今描かれた状態というのは、多かれ少なかれ、かなり度を越したものと思われていましたか？

ホェス：　いたるところ人々の口に、そして後には占領軍によって解放された収容者たちにより、広く流布された、強制収容所におけるこれらのいわゆる虐待とか責苦とかは、想像される如く方法であったのではなく、個々の指導者たち、下級指導者たちや、収容者に暴行を加えた人員たちによる、逸脱なのでした。

カウフマン：　そういうようなことを、あなたは、一度も知ることがなかったのですか？

ホェス：　もしも、或る何らかの出来事が、何らかの仕方で知られたならば、それに関わった当人は、もちろんすぐに、その地位を解かれるか、もしくは何らか他の地位に移されました、それで、もしも、彼が処罰されなかったならば、処罰され得るだけの証拠物件が見出されなかったならば、彼はただ別の地位に移されて、収容者たちから引き離されたのです。

カウフマン：　では何に、あなたは、進入した連合軍によって確認され、部分的にはフィルムに収められた、とりわけ悪くて侮辱的な状態の原因を帰しますか？

ホェス：　戦争終結時の惨憺たる状況は、鉄道網の破壊によって、また、絶え間のない工場爆撃によって、これらの大衆――14 万人の収容者のいたアウシュヴィッツのことを考えているのですが――の規定通りの扶養が、応急の処置やトラック隊やそれに類した事柄でもって指揮官たちによってこの事態を改善するためにあらゆることが試みられたにしても、もはや保証されていなかった、ということによって惹き起こされていました；もはや不可能だったのです。病人の数は、際限なく増えていました、医薬品はもうほんの僅かしかなく、疫病が蔓延していました。労働能力のある収容者たちは、いく度でも繰り返して使用されました。国家指導者の命令によって、半病人たちさえも、彼らがまだ働くことのできる、工場の何らかの場所で、使用されなくてはなりませんでした、それでそのことにより、収容所空間の、およそ宿泊用空間として使うことのできる、すべてのところが、病気で死にかけている収容者たちを詰め込んだ状態になっていました。

カウフマン：　あなたの背後に取り付けられた地図を見ていただきたい。赤い点々が、強制収容所を意味している。まず、お聞きしたいのですが、本来の意味での強制収容所は、いくつ、戦争終結時に存在しましたか？

ホェス：　戦争終結時に、なお 13 の強制収容所がありました。その他の、ここに描かれた点はすべて、そこに存在した軍需工場の傍にあった、いわゆる労働収容所を意味しています。13 存在してい

た強制収容所は、すでに私がいったように、或る地区の集合点であり中心点でありました、例えばバイエルンではダッハウ収容所、オーストリアではマウトハウゼン収容所、そしてこの地域の全労働収容所は、その強制収容所の管轄下にありました。で、この強制収容所は、これら外部の収容所の世話をしなくてはなりませんでした、すなわち、働き手を補給する、病気になった収容者たちを交換する、衣類を支給する、などで、監視員もまた、当該の強制収容所から出されました。食事は、1944 年以後は、収容者たちに食事の戦時手当を受けさせるため、ほとんどもっぱら個々の軍需工場の扱うことになっていました。

カウフマン：　生きている収容者たちに対するいわゆる医学的実験に関して、あなたには、何が知られていますか？

ホェス：　医学的実験は、いくつかの収容所で実行されました、例えば、アウシュヴィッツでは、クラウベルト教授とシューマン博士とによる不妊化実験、さらには、SS 医師のメンゲレ博士による双生児に対する実験がありました。

カウフマン：　あなたには、医師のラッシャー博士は、知られていますか？

ホェス：　ダッハウには、空軍医師のラッシャー博士がいて、彼は、死刑宣告を受けた収容者たちに対して、気圧室や寒冷療法における人間の体の抵抗に関する実験を行なっていました。

カウフマン：　あなた自身は、この種の実験が収容所内部で、より大きな範囲において知れ渡っていたかどうか、に関して聞き及んでいますか？

ホェス：　そのような実験は、他の事柄と同様に、もちろん「国家機密事項」として行われました。しかし、大きな収容所で実行され、収容者たちが何らかの仕方で見なくてはならなかった実験が、知られてしまうのは、避けられませんでした。どれだけ、これらの実験が外部の世界に知られるに至ったのかは、私には分かりません。

カウフマン：　あなたは、私に、アウシュヴィッツ収容所には、処刑命令も届いていた、これらの命令は戦争開始までは稀であったけれども、しかしその後はもっと頻繁になった、と説明しました；これはまず、そのとおりですか？

ホェス：はい、そのとおりです。戦争の開始までは、処刑は、ほとんど実行されることがありませんでした、ただ、まったく極端な事例に限られていました。私は、ブーヘンヴァルトにおける事例を覚えています、或る SS の隊員が収容者たちに襲撃されて撲殺された時、その収容者たちは、後に絞首刑に処せられたのです。

カウフマン：　しかし、戦争の間に、あなたも認められるであろうとおり、処刑の数は、相当に大きく増えました。

ホェス：　戦争の開始と共に、それはすでに始まりました。

カウフマン：　これらの処刑命令の基礎は、多くの場合、ドイツの裁判所の判決でしたか？

ホェス：　いいえ、収容所で実行された処刑においては、国家保安本部の命令がすべてでした。

カウフマン　誰の署名付きで、これらの処刑命令は、あなたの手に届いたのですか？時折、カルテンブルンナーの署名付きの処刑命令が届いたが、しかし、それはオリジナルの命令書ではなく、テレタイプであって、つまりタイプライターによる署名付きであった、というのは正しいですか？

ホェス：　それで正しいです。オリジナルの処刑命令書は、決して収容所には来ませんでした。これらの命令は、オリジナルの形で諸強制収容所の監察局に来て、それからテレタイプで当該の収容所に廻されるか、それとも、きわめて緊急の場合には、直接に国家保安本部から当該の収容所に廻されて、監察局はただ知らせを受けるだけでしたから、どこでも収容所では、署名はただテレタイプによるものだけでした。

カウフマン：　署名のことをもう一度確認するために、法廷に語ってもらえますか、すべての処刑命令書のうちの大多数には、すでに早い時期から戦争の終結に至るまで、ヒムラーの署名がありましたか、それとも、ミュラーの署名がありましたか？

ホェス：　私が見たことのあるうちで、たいへん僅かのテレタイプのみが、国家指導者から来ていました、被告人カルテンブルンナーからは、もっと僅かでした。大部分が、というより、ここでいえるのですが、ほとんどすべてが：「署名　ミュラー」と記されていました。

カウフマン：　それは、あなたが前に、繰り返しその種の問題に関して相談したと報告した、そのミュラーですか？

ホェス：　分隊指導者ミュラーは、国家保安本部における第 IV 部の長であって、彼は、強制収容所に関係するあらゆる事柄に関して、監察局と話し合わなくてはなりませんでした。

カウフマン：　あなたは、経験に基づいて、この人物は長年の活動の故にほとんど独立的に行動している、と解していたから、それ故にゲシュタポ長官ミュラーを訪ねたのだ、といわれますか？

ホェス：　それはそのとおりです。私は、分隊指導者ミュラーと、すべての強制収容所の仕事に関して、相談しなくてはなりませんでした、そして彼は、これらの事柄すべてに通じており、また、たいていはすぐに決定を下しました。

カウフマン：　もう一度はっきりさせるために聞きますが、あなたは、これらの事柄に関して、被告人と相談したことはありますか？

ホェス：　いいえ。

カウフマン：　戦争終結の頃、諸強制収容所が片づけられたことは、あなたには知られていますか、もし「然り」とすれば、誰が、これらの命令を下したのですか？

ホェス：　それには、次のことがいわれねばなりません：すなわち、最初に、収容所は、敵が接近してきた場合、あるいは何らかの仕方で空から攻撃された場合、敵に譲渡せよ、との国家指導者の命令がありました。後には、総統に上申されたブーヘンヴァルトの場合に基づいて……
いや、1945 年の初め、いくつかの収容所が敵の影響範囲に入った時、この命令は覆されました、そして、国家指導者は、いざという場合の収容所の安全について権限を有していた、上級の SS 指導者および警察指導者たちに、片付けか譲渡か、何れが考慮されるべきか、を決定することを委ねました。
アウシュヴィッツとグロース - ローゼンとは、片づけられました。ブーヘンヴァルトも同様に片づけられる筈でしたが、そこに、原則的にもはや如何なる収容所も片づけられてはならない、との国家指導者の命令が来ました。ただ、重要な意味を持つ収容者たちや、如何なる場合でも連合軍の手に渡してはならない収容者たちだけが、前もって他の収容所へ運び去られてしまっていました。これは、ブーヘンヴァルトの場合においても起こっていました。
ブーヘンヴァルトが占領された後に、収容者たちが武装してヴァイマルの町で掠奪を働いたということが、総統に報告されました。これに基づいて、今後将来収容所を敵に譲渡してはならぬ、との総統の最も厳格な命令が、ヒムラーに宛てて出されました。行進可能な収容者は誰も、いずれかの収容所に残っていてはなりませんでした。これは、戦争終結の少し前、北ドイツと南ドイツとが相互に分離される少し前のことでした。ザクセンハウゼンの収容所が問題でした。ゲシュタポ長官の分隊指導者ミュラーは、私に電話をかけてきて、国家指導者は、ただちに同収容所を片付けよ、と命令した、といいました。私は、分隊指導者ミュラーに、それは何を意味することになるか、と注意を促しました。ザクセンハウゼンは、ごく僅かしか受け入れる能力のない軍需工場つまり工場内の労働収容所を別とすれば、他の収容所への撤退がもはや可能ではない、大部分の収容者たちは、森の中のどこかで宿泊させられねばならない、それは、幾千もの死者を出すこと、そして何よりもこれらの大量人間集団に食糧を供給することの不可能性を意味するであろう、といいました。彼は

私に、もう一度これらの処置を国家指導者に具申してみることを約束しました。彼は、私に再び電話してきて、国家指導者はこれを拒否し、収容所長たちに彼の命令を直ちに実行するよう求めている、と私にいいました。この時点より、ラーフェンスブリュックもまた、この意味で片づけられるべきとされましたが、しかし、もはやそれは実行され得ませんでした。どの程度まで、南ドイツの諸収容所が片づけられたのかどうか、ということは、私には分かりません、というのも、我々監察局は、南ドイツとは連絡が取れませんでしたから。

カウフマン：　これは、私の最後の質問ですが、ここで主張されたことによれば、被告人カルテンブルンナーは、ダッハウおよび他の 2 つの副収容所を爆弾もしくは毒によって破壊せよとの命令を出したということです。お尋ねしますが、あなたは、これに関して何か聞きましたか；もし聞いていなかったなら、あなたは、そのような命令を可能と考えますか？

ホェス：　私は、そのようなことに関しては、聞いたことがありません、私はまた、すでに述べましたとおり、南ドイツの片づけ命令については、何も知りません、そしてその上に、私は、収容所をこういう形で廃棄し得るというようなことは、絶対にあり得ないと考えます。

カウフマン：　私は、他にはもう質問ありません。

尋問を始めるにあたって、カウフマンが証人に厳かに語り掛けている様子から窺われるとおり、彼は、ホェスのこの法廷での証言がどんな意味を持つことになるか、十分に予測して覚悟を決めていたようである。彼は、たんにカルテンブルンナーの弁護人という立場で尋問に臨んだのではなかった。尋問ではまず、ユダヤ民族絶滅の命令がいつ誰によって出され、どこでどのようにして実行されたのか、大量殺戮はどのような仕方で行なわれたのか、それらの実態に最もよく通じている人物としてのホェスから、正確な証言を引き出すことに努めている。もちろん、弁護人としての務めを忘れるわけはないから、尋問の脈絡の中で、カルテンブルンナーの命令系統への無関与、ホェスとの無接触、アウシュヴィッツ訪問無しといった、免責に繋がり得る重要証言はちゃんと得ているし、さらにマウトハウゼン収容所の片づけ計画についても、それ自体あり得ないというホェスの証言で、カルテンブルンナーに対する疑惑は晴れた。これをホェスの側からいえば、彼は、カルテンブルンナー弁護のための証人としての働きは、十分に果たしたことになるわけである。しかし、彼の証言の衝撃力は、そんな問題次元をはるかに超えてしまっていた。カウフマンの質問に対して彼が答えて明らかにした、アウシュヴィッツ収容所での大量殺戮の有り様は、もうすでに被告人席を震撼させるに十分なものであったが、それをさらに上回る衝撃を、検察の反対尋問がもたらすことになる。実は、検察側は、カウフマンがホェスを証人申請してくれたのをこれ幸いと、この日の来るのを待ち望んでいた、手ぐすね引いて待っていたのだった。ホェスの出廷が決まって間もなく、4 月 1 日から 2 日にかけて、検察は、あらためてホェスの取り調べを行な

った。取り調べに当たったのは、フィンランド生まれのユダヤ人で英国軍秘密諜報部員だったゼンダー・ジャーリという人物で、2 名の通訳付き、調書は英語でまとめられて、4 月 5 日付でホェスの自筆署名を入れて、宣誓口述書という体裁でニュルンベルク法廷に提出され、3868-PS という番号で登録されてあった。いよいよこの 4 月 15 日、反対尋問では、検察は、この宣誓口述書の主要部分を読み上げ、ホェスにはもっぱらその確認の返事をさせる、という作戦に出た。検察代表の任を引き受けたのは、米国副検事エイメンであった：

エイメン大佐：　高貴なる法廷！最初にまず、私は、我々の連合国英軍に代わって、武装 SS に関連する一連の証拠物件を、読み上げることなしに、提出したいと思います。それらはもっぱら、強制収容所において動員された、武装 SS の監視人員の数に関する統計学的な証拠書類であります。
どうぞ、証人の前に、記録文書 D-745 (a)および(b)、D-746 (a)および(b)、D-747、D-748、D-749 (b)および D-750 を置いてください。これらのうちの一つは、この証人自身の発言であります。
〔記録文書が証人の前に置かれる〕
証人、今しがたあなたに手渡された、発言 D-749 (b)は、あなたに由来するものですね？

ホェス：　はい、そのとおりです。

エイメン：　そして、あなたは、他の記録文書の内容も、よく知っていますか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　そして。あなたは、これらの数は真実で正しいものである、と証言しますか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　よろしい。これらのものは、証拠物件 US-810 となります。
証人、時折、誰かナチの高官または幹部が、マウトハウゼンあるいはダッハウの収容所を、あなたがそこにいた期間中に、視察に訪れましたか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　どうぞ、法廷に、そのような人物たちの名前を挙げてもらえますか？

ホェス：　私は、1935 年に全ガウライターが、国家指導者ヒムラーの案内で、ダッハウを視察したことを、今も思い出すことができます。個々の人間のことは、私はもう思い出せません。

エイメン：　誰か或る大臣が、これら二つの収容所のうちの一つを、あなたがそこにいた時に、視察したことを、あなたは思い出しますか？

ホェス：　今、この 1935 年の視察のことを仰ってますか？

エイメン：　あなたがこれらの強制収容所のうちの一つにいた間の、いずれかの時に、ですが？

ホェス：　はい、たしかに、1938 年に大臣フリックが、行政区の知事たちと共にザクセンハウゼンに来ていました。

エイメン：　あなたは、いつか或る時期にそこにいた、他の大臣たちを思い出しますか？

ホェス：　ザクセンハウゼンではありませんが、しかし、アウシュヴィッツには、法務大臣が来ていました。

エイメン：　それは誰でしたか？

ホェス：　ティーラックです。

エイメン：　それから誰かまだ、あなたは、なお誰かを思い出しますか？

ホェス：　はい、たしかに、でも今、名前が分かりません。

エイメン：　さて、誰です？

ホェス：　私はすでに、発言録の中では、いったのですが、けれども今、名前を忘れてしまっています。

エイメン：　いいです。あなたは、多くの処刑命令書は、ミュラーによって署名されていた、といいました、これはそのとおりですか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　では、これは本当ではないのですか、これらすべての処刑命令書が、あなたのいったように、署名されていた……

シュタインバウアー博士〔ザイス - インクヴァルト弁護人〕：　失礼、裁判長、ここで文書が提示され、証人は、これら文書の内容に関して質問されています。弁護側は、これらの文書の中に何が書かれているかを知りませんので、審理について行くことができません。どうぞ、我々にもこれらの文書について知識を与えるよう、指示なさってください。

裁判長：　被告人たちには、これらの記録文書の写しは、手渡されなかったのですか？

エイメン：　いえ、私の知る限り。我々はここに写しを持っていますが、もちろん、ドイツ語版 5 部がすでに配布されました。

裁判長：　よろしい。事柄は、調べられることができます。

エイメン：　証人、私は、今しがたあなたに、あなたのいったところではミュラーによって署名されていた、処刑命令書に関して質問しました。私のいうことが理解できますか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　あなたのいうところでは、ミュラーの署名の付いていた、これらの処刑命令書が、その上さらに RSHA の長官カルテンブルンナーの「委任で」とか「代理で」と署名されていた、というのは、事実に一致していないのですか？

ホェス：　いえ、私がオリジナルで手許に持っていた幾部かのものでは、下の方にそう書かれていました。私がオラーニエンブルクで勤務していた時より後には、下の方に「I.V.ミュラー」すなわち「代理ミュラー」と書かれていました。

エイメン：　言葉を換えていえば、ミュラーは、ただ RSHA 長官カルテンブルンナーの代理として署名をした。これで正しくないですか？

ホェス：　そのように、私は仮定せざるを得ません。

エイメン：　そして、あなたはもちろん、ミュラーが RSHA 長官カルテンブルンナーの下にあったことを知っている。

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　証人、あなたは、検察局の要求に基づいて、宣誓口述確言書を提出しました、そうです

ね？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　どうぞ、証拠物件 3868-PS を、US-819 になりますが、証人の目の前に置いてください。

〔記録文書が証人に手渡される〕
エイメン：　あなたは、この宣誓口述書に自発的に署名しましたか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　そして宣誓口述書は、あらゆる観点において真実ですか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　この記録文書は、高貴なる法廷よ、4 つの言語に翻訳されて、我々の前にあります。
〔証人に向って〕
宣誓口述書に含まれているいくつかの事柄に関しては、あなたはすでに部分的に発言をした；それ故私は、宣誓口述書のいくつかの部分を省きます。
どうぞ、私が読み上げるのに、ついてきてください。
あなたの目の前に、宣誓口述書が 1 部置かれていますか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　私は、第 1 段落を省略し、第 2 段落から始めます：
「1934 年以降、私は、絶え間なく、強制収容所の管理に関わってきました、そして 1938 年までは、ダッハウに勤務していました；次に副官としてザクセンハウゼンに 1938 年から 1940 年 5 月 1 日まで勤務して、その時点で、アウシュヴィッツの収容所長に任命されました。私は、1943 年 12 月 1 日までアウシュヴィッツの指揮を執りましたが、少なくとも 250 万人の犠牲者たちが、そこで毒ガスと焼却とによって処刑され、命を絶たれたと見積もっています；さらに少なくとも 50 万人が、飢餓と病気とによって死んだので、それで総数およそ 300 万人の死者を数えます。この数は、捕らえられてアウシュヴィッツに送られてきた、すべての人間たちの、およそ 70 パーセントから 80 パーセントになります、その他の者たちは、選び出されて、収容所の諸工場における奴隷的労働のために用いられました。処刑されて焼却された人たちのうちには、およそ 2 万人のロシア人戦争捕虜たちがいました（彼らは、以前にゲシュタポにより、戦争捕虜収容所から選別されていました）；この人々は、アウシュヴィッツに、国防軍の正規の将校たちや兵たちによって指揮された、国防軍

輸送便で引き渡されました。犠牲者たちの総数のうちの残りは、およそ 10 万人のドイツ・ユダヤ人、たいへん多数の、オランダ、フランス、ベルギー、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ギリシアあるいはその他の国々からの、たいていユダヤ人の住民を含んでいました。およそ 40 万人のハンガリー・ユダヤ人が、アウシュヴィッツだけで、1944 年夏、我々によって処刑されました」

これらすべては真実ですか、証人？

ホェス：　はい、そのとおりです。

エイメン：　私は、第 3 段落の最初の数行を省いて、およそ中ほどから始めます：

「RSHA の建設以前は、秘密国家警察局（ゲシュタポ）と国家刑事警察局とが、逮捕、強制収容所送りおよびそこで執行される処罰と処刑とに、責任を負っていました。RSHA の形成以後、これらの職務は、それまでと同様に遂行されましたが、しかし、RSHA 長官としてのハイドリヒによって署名された命令書に従ってなされました。カルテンブルンナーが RSHA 長官であった期間中、保護拘留、移送、処罰および特別処刑に関わる命令書は、カルテンブルンナーか、またはカルテンブルンナーの代理としてのゲシュタポ長官ミュラーによって、署名されました」

裁判長：　はっきりと確認するために：第 2 段落の最後の日付は、1943 年ですか、それとも 1944 年？

エイメン：　1944 年だと思います。

証人！第 2 段落の最後の日付、「アウシュヴィッツだけで、1944 年夏、40 万人のハンガリー・ユダヤ人たちが処刑された」というのは、正しいですか？1944 年ですか、1943 年ですか？

ホェス：　1944 年です。部分的には、この数は、1943 年にも遡ります；ただ部分的に、です。正確な数を、私は、いうことができません；終わりが 1944 年、すなわち 1944 年秋のことでした。

エイメン：　よろしい。

「4. 毒ガスによる大量処刑は、1941 年夏のうちに始まって、1944 年秋まで続けられました。1943 年 12 月 1 日まで、私は、自身で、アウシュヴィッツにおける処刑を監督していましたし、WVHA〔経済行政本部〕における強制収容所監察の現在の職務に基づいて、この大量処刑が、上に述べられたように続けられたということを、知っています。すべての毒ガスによる大量処刑は、RSHA の直接的命令と監督および責任の下で行なわれました。私は、直接に RSHA から、これらの大量処刑の、すべての実行命令を受け取りました」

これらの言明は、真実であり、かつ正しいですか、証人？

ホェス：　はい、たしかに、

エイメン：

「5. 1943 年 12 月 1 日、私は、WVHA の分隊 D 局の第 I 部長となり、この職務において、RSHA と WVHA の管理下にある諸強制収容所との間に生ずる、すべての事柄の調整に責任がありました。私は、この地位に、戦争の終結まで、留まっていました。WVHA 長官としてのポールと RSHA 長官としてのカルテンブルンナーとは、しばしば共同して協議会を行ない、口頭でも文書でも、強制収容所に関係する事柄に関して、頻繁に互いに連絡を取り合いました」

あなたは、私たちにすでに、あなたがカルテンブルンナーにベルリンで手渡した、長い報告書について語りました；それ故、私は、第 5 段落の残りを省くことにしましょう。

「6. ユダヤ人問題の「最終解決」とは、ヨーロッパにおける全ユダヤ人の完全な根絶を意味していました。私は、1941 年 6 月に、アウシュヴィッツに絶滅のできる設備を整えよ、との命令を受けました。その時点で、総督統治区には、すでに他に 3 つの絶滅収容所がありました：ベルツェク、トレブリンカ、ヴォルツェクです。これらの収容所は、保安警察および SD の出動分遣隊の管轄下にありました。私は、絶滅がどのように実行されるのか、確かめるために、トレブリンカを訪れました。トレブリンカの収容所長は、半日のうちに 8 万人を抹消した、と私にいいました。彼の任務は、主として、ワルシャワ・ゲットーからきたすべてのユダヤ人の抹消でした。彼は、一酸化炭素ガスを用いましたが、私は、彼の方法を、あまり効果的ではないと思いました。それ故、私は、アウシュヴィッツに絶滅用建物を建てた時、チクロン B を使用しました、これは結晶化した青酸で、それを我々は、死の部屋に、小さな穴を通して投げ入れました。死の部屋の人間たちを殺すのには、その都度の気候の状況によってですが、3 分から 15 分かかりました。人間たちが死んだ時は、叫び声が止むので、我々に分かりました。我々は、通例、約半時間待ってから、ドアを開け、死体を取り除きました。死体を引きずり出してから、我々の特命分遣隊が死体から指環を外し、死体の歯から金を引き出しました」

これはすべて、真実であり、かつ正しいですか、証人？

ホェス： はい、たしかに。

エイメン： ちなみに：死体の歯から取り去られた金はどうなりましたか？あなたは知っていますか？

ホェス： はい、たしかに。

エイメン： それを法廷に語ってくれますか？

ホェス： 金は溶かして、ベルリンの SS 衛生本部に引き渡されました。

エイメン：

「7. もう一つの、トレブリンカに比べての改善は、我々が、一度に 2,000 人を収容できるガス室を作ったことでした、トレブリンカの 10 個のガス室の方は、各々200 人しか収容できませんでした。我々が犠牲者たちを選び出した方法は、次のようなものでした：

2 名の SS 医師が、輸送されて入ってくる捕虜たちを診察するために、アウシュヴィッツで勤務していました。捕虜たちは、それらの医師たちのうちの 1 人の傍を通って歩いて行かねばならず、医師は、彼らが歩いて通り過ぎる際に、直ちに決定を下しました。労働能力のある者たちは、収容所へ送られました。その他の者たちは、直ちに絶滅施設に送られました。たいへん幼少の子どもたちは、いつも殺害されました、というのも、彼らは幼少の故に、労働することができなかったからです。さらにもう一つ別の、トレブリンカに比べての改善は、トレブリンカでは犠牲者たちはほとんどいつも、彼らが殺害されるであろうことを知っていましたが、我々アウシュヴィッツでは、犠牲者たちを騙して、自分らはシラミ駆除の処置を我慢して受けなくてはならないのだと信じさせておくように努めた、という点でした。もちろん、彼らもまた、しばしば我々の本当の意図を見抜いたので、これが元で、我々は時折大混乱や困難に直面しました。たいへん頻繁にあったのは、女性たちが彼女らの子どもたちを衣服の下に隠していたのですが、しかし、我々が見つけると、子供たちはもちろん、絶滅の方へ送られました。我々は、これらの絶滅処理を、秘密のうちに実行すべきとされていましたが、しかし、絶え間のない死体焼却から発する、腐ったような、吐き気を催させる悪臭が付近一帯に浸透したので、周辺地域に住んでいるすべての人々は、アウシュヴィッツで絶滅が行なわれているのを、知っていました」

これはすべて、真実であり、かつ正しいですか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン　私は、第 8、第 9 段落を省きます。それらは、あなたがすでにそれに関して発言した、医学的実験について報告しています。

「10. ルドルフ・ミルトナーは、およそ 1941 年 3 月から 1943 年 9 月まで、カットヴィッツのゲシュタポの長でした。この資格で、彼は、しばしば捕虜たちを、投獄あるいは処刑のために、アウシュヴィッツに送ってきました。彼は、いく度かの機会に、アウシュヴィッツを訪れました。逃亡した戦争捕虜たち等々といった、いくつかの犯罪で告訴された者たちを尋問した、ゲシュタポ法廷、SS 即決裁判は、しばしばアウシュヴィッツに召集されましたので、ミルトナーは、通例は判決に従ってアウシュヴィッツで処刑される、そうした者たちに対する審理に、よく出席していました。私は、ミルトナーを、アウシュヴィッツの全絶滅施設に案内して廻りました、彼はそれにたいへん興味を持っていました、というのも、彼は、ユダヤ人たちを彼の地域から、処刑のためにアウシュヴィッツに送らなくてはならなかったからです。

私は、上記原文を書き記した言語である英語を、理解しています。上の陳述は真実です；この説明を、私は、自発的に、強制されることなく、行ないました。陳述を読み通した後、私は、それに署

名をしました、1946 年 4 月 5 日、ドイツ、ニュルンベルクに於いて」
証人、今あなたに尋ねます、私があなたの前で読み上げたことは、あなたの誠実さに賭けて、真実ですか？

ホェス：　はい、たしかに。

エイメン：　これで私の反対尋問は終わりますが、ただ、我々の連合英軍が提出したいといっている証拠物件のことだけ付け加えます、つまりそれは、私が反対尋問の始めに提出した諸証拠物件の要約です。それは、US-810 となります。これは、私が武装 SS に関して私の反対尋問の始めに呈示した、さきの諸証拠物件の要約です。
裁判長、私が今聞きましたところによれば、ソヴィエトおよびフランスの代表団も、彼らの国に特別に関連して、証人に 1 つか 2 つの質問をしたいと望んでいます。

裁判長：　ルーデンコ将軍！検察局が法廷に、証人が対象となる限り、一人二人の特定の被告人を除いては、1 個の反対尋問だけを行なう、と確約したことを、思い出されるでありましょう、それなのに今、我々がこの確約を受け取ってからすでに 2 度目の、検察局が 1 個より多くの反対尋問を実行したいと望んでいる場合が出てきている。

ルーデンコ：　ごもっともです、裁判長。検察局は、あの時、この確認をいたしました。しかしながら、検察代表部は、特別の場合、もしも必要と思われるならば他の行動をとる、という権利を留保しております。この検察局は、4 つの異なった国々を代表していますから、被告人あるいは証人に、検察代表者の国に特別に触れる個別質問をも行なう、という権利を留保したのです。

裁判長：　ソヴィエト検察代表部がしたいと望んでいる、質問の性質を、我々に教えてもらえますか？正確な質問を、というのではなく、ただその主題を、という意味ですが。

ルーデンコ：　わかりました。これらの質問をするでありましょう、ポクロフスキー大佐が、ただちにそれに関してご報告いたします。

ポクロフスキー：　裁判長！私は、あなたに、我々がソヴィエト市民数百万の絶滅と、それに結びついた個々の事柄に関係する、いくつかの質問に関心を寄せていることを、お知らせすることができます。フランス代表団の委任により、私は、さきにフランス検察局より法廷に F-79(a)として提出された、記録文書に関連して、明確化のために、二、三の質問をしたいと思います。これが、私が質問したいと思っている、すべてです。しかしながら、これらの質問は、ソヴィエトおよびフランスの検察代表部にとって、大きな重要性を持っています。

裁判長：　ポクロフスキー大佐！法廷は、ちょうど今しがた確認されたとおり、検察代表部の同意を得て、証人についてはただ1個の反対尋問が行われるべきである、との決定を下しました。規約には、各検察代表者に反対尋問を行なう特別の権利を与える規定は、ありません。他方、規約第18条は、法廷に、不要な遅滞を妨げるため、厳格な事前措置を講ずるよう、指令しています。法廷の見解では、現在の場合において、主題は完全に論じつくされました、それ故に法廷は、この場合のために書き記された規則を保持することを、正当と考えます。したがって法廷は、これ以上の反対尋問を望みません。

カウフマン博士、再 - 反対尋問を行なうことを望まれますか？

カウフマン：　簡潔にしたいと思います。

証人！先ほど提出された宣誓口述確言の中で、あなたは、第2項に「さらに少なくとも50万人が、飢餓と病気とによって死んだ」といっている。あなたにお聞きします、どの時期に、この餓死は起こったのですか？それもまた、戦争の終結まで延ばされるべきですか、それとも、この事実はすでに、より早い時点で、あなたに気づかれていたのですか？

ホェス：　いいえ、そのすべては、戦争の最後の年々に基づいてのことです、つまり、1942年末に始まりました。

カウフマン：　第3項……あなたは、宣誓口述確言書をまだ目の前に持っていますか？

ホェス：　いいえ。

カウフマン：　どうぞ、それをもう一度証人にお渡しいただけますか？

〔記録文書が証人に手渡される〕

第3項の最後で、あなたは「保護拘留、移送、処罰および特別処刑に関わる命令書は、カルテンブルンナーか、またはカルテンブルンナーの代理としてのゲシュタポ長官ミュラーによって」署名された、と説明しています。これによって、あなたは、あなたが前にいったことに矛盾することを、表現しようとしているのですか？

ホェス：　いいえ。それは、私がまた常に繰り返して述べていたこと、すなわち、私はただわずかの部数をカルテンブルンナーの署名付きで読んだだけであって、大部分のものはミュラーの署名付きであった、ということと補い合うのです。

カウフマン：　第4項の最後で、あなたは、「すべての毒ガスによる大量処刑は、RSHA の直接的命令と監督および責任の下で行なわれました。私は、直接にRSHAから、これらの大量処刑の、すべての実行命令を受け取りました」と説明しています。あなたが前に法廷で行なった発言は、これら

すべての活動は、直接にヒムラーから、個人としてそれを委任されているアイヒマンを通して、あなたのところに来た、ということを対象としていました。あなたは、依然として、この主張を維持していますか？

ホェス：　はい、たしかに。

カウフマン：　この第４項の最後の文によって、あなたは、あなたが前に示したことに矛盾することを、表現しようとしているのですか？

ホェス：　いいえ、私は、いく度も繰り返し、RSHA と、そして大量処刑と結び付けて、上級襲撃罰令指導者〔＝中佐級〕アイヒマンのことをいっているのです。

カウフマン：　第７項の最後で、あなたは詳述しています――私は読み上げませんが――秘密裏の絶滅処理であったにもかかわらず、付近の住民は人間たちの絶滅について何か気づいた、ということについて、あなたは語っています。あなたにお聞きしますが、それまでにもすでに早い時期において、この特別の絶滅活動が始まる前に、普通の経過を辿ってアウシュヴィッツで死んだ人間たちを取り片づけるために、その種の活動は、企てられなかったのですか？

ホェス：　はい、たしかに、火葬場がまだ建設されていなかった時には、我々は、収容所内の仮の火葬場では燃やすことのできない、死者たちの大部分を、大きな穴の中で燃やしていました、私はもはやその数を知りませんが、大部分が集団墓地に埋葬されて、それから後には、またこれらの墓地の中で焼却されました。それは、ユダヤ人たちの大量処刑が始まるより前のことでした。

カウフマン：　もしも私が、ここに描かれたこの事実からだけでは、それがユダヤ人たちの絶滅の徴であった、ということを推論することはできなかった、といったら、あなたは、私に同意しますか？

ホェス：　それは、そのことからは、そもそも推論されることができませんでした。住民は……

裁判長：　あなたの質問は、どういうものでしたか？

カウフマン：　私の質問は、第７項の最後に確言された諸事実から、このいわゆるユダヤ人絶滅が起こっているのだと、推測することができるかどうか、というものでした。私は、この質問を、証人の前の答えに結び付けます。これは私の最後の質問です。

裁判長：　第７段落の最後の文は、腐ったような、嘔吐を催させる悪臭に関連しています。あなたは、それに関して、何を質問なさりたいのですか？

カウフマン：　住民の側で、この事実からユダヤ人絶滅を推論することができるものかどうか、ということです。

裁判長：　この質問は、まったくあまりにも分かり切ったものです。住民は、もちろん誰が殺害されるのか、知ることはできませんでした。

カウフマン：　私には、それで十分です。これ以上、質問はありません。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertachter+Tag.+Montag,+15.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ホェスの「証言」を演出できたことは、検察にとって、被告人たちに対する決定的な勝利の一撃を意味していた。その証言は、カルテンブルンナー関連のことは別として、他にいずれの被告人にも、直接に罪責を帰する効果を上げてはいない。しかし、それは、「人道に対する犯罪」が如何に残酷、卑劣な仕方で、しかも想像を絶する規模において行なわれたのかということを、被告人全員に、もはや反論の余地を残さない真実性において思い知らせたのであった。固より検察は、「人道に対する犯罪」の事実を被告人たちに余すところなく認識させるということを、すべてのうちで最大の課題と捉えているのであるから、法廷の始まり当初から、とりわけ力を入れてそれに取り組んできた。すでに法廷第 8 日の 11 月 29 日午後――カルテンブルンナーはまだ出てきていなかった――、英米軍がベルゲン - ベルゼン、ブーヘンヴァルト、ダッハウの収容所を解放した時に押収した SS の記録フィルムと米軍が解放時に撮影したフィルムとを合わせ編集した強制収容所についてのフィルムが、上映された。被告人たちにとって、それはまさに、地獄の光景を目の当たりにするような経験であった。生きながら納屋で焼殺された収容者、ブーヘンヴァルトに積み上げられた死体の山とそれを処理する火葬場というよりも死体焼却場の炉、解放とともにすでに 17,000 の死体を埋葬した、という英国軍将校の説明の声が加わった。ベルゲン - ベルゼンでは、女医たちによって女性収容者たちに加えられた実験の説明があり、裸の女性の遺体が穴に投げ込まれる場面も写されていた。被告人たちの苦痛の様子は、心理士ギルバートによって書き記されている（グスタフ・ギルバート、前掲書、50-52 ページ）。この映像を見せられた時に、被告人たちは、この法廷の本当の手強さを、いやでも認識させられたことであろう。もっとも、カルテンブルンナーはまだ出てきていなかったし、シュトライヒャーのことは分からない。しかし、それ以外の被告人すべては、表向き傲岸不遜を決め込むゲーリングも、不当起訴に対する怒りを露わにするシャハトも含めて、この法廷を勝者による敗者貶下懲罰の見せしめのショーにすぎないと見て侮る態度では、とうてい対処しきれない、自分が今置かれているのは、もっと次元の高い裁きの場である、ということを、内心では認めずにいられなかった筈である。だが、それでもなお、被告人たちはそれぞれ、問題の核心を直視しないままで

逃げ切る可能性を捨ててはいなかった。何よりもまず、彼らは一様に――フランクは別として――、自分は関与していなかった、自分の権限外でなされたことであった、と言い張った。「ヒムラーが」というのが、彼らの言い逃れの根拠とされるものであった。さらに彼らは、起こったことの規模に関して、検察側の申し立ては大幅に誇張されたものである、と信じ込んでいた。ヒムラーの支配下にある部門が、強制収容所という限局された空間の中で、秘密裏に行なったことであるからには、自ずとそれには物理的制限があった筈だ、検察のいう犠牲者数百万という数字には完全に無理がある、毎日のように、大量の人間を殺害し、死体を手早く処理するという手順を繰り返す、そんな装置も技術も可能である筈がない――このようにたかをくくった見方に、皆しがみつこうとしていたのだ。また、検察側が、被害者をユダヤ人に限定しても、犠牲者数数百万と発表していたことに対しても、それを強く否認する気持ちが、被告人たちに働いていた。自分たちドイツ人の人種偏見がそれだけ多くの犠牲に結び付いたということを、何としても信じたくなかったのだ。上映されたフィルムに映し出されたのは、米英軍が解放した、もともとドイツ国内に設けられた収容所の様子であったことから、そこで犠牲者となったのは、多くの場合ドイツ国内での逮捕者であった、と見なされた。つまり、ドイツ人が他民族としてのユダヤ人を殺戮したのではなく、ドイツ国内問題の処理としての、反国家・反体制分子の処刑がそこでは主となっていたのだと、――まったく勝手にではあるけれども――解釈されたのだ。フィルム上映のあった日の晩、心理士ギルバートは、ローゼンベルクの独房に行って、次のようなコメントを聞きだしている：

> ローゼンベルクは、いつもより苛立っていた。「ひどいことだ、ロシア人たちも同じことをしたにしても。恐ろしい…恐ろしい…恐ろしい！」。私は、ナチ人種政策の展開に関しての彼の責任を指摘して注意を促した。「ああ、それは人種政策を基に説明することはできません」と、彼は自己弁護をしていった、「何故なら、きわめて多くのドイツ人たちもまた、殺害されたからです。そういうことをすることによって〔＝起こったことを人種政策のせいにすることによって〕、我々の弁護は全部覆されてしまう」。
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、54 ページより私訳）

「人道に対する犯罪」の実態についての検察側の申し立ての信憑性は低い、とする思い込みが、被告人たちの自己弁護の姿勢を支えてきた、ということは否定できない。それは、特にゲーリングのことを考えてみれば、はっきりしていると思う。すでに第一番で自分の弁護の番を終えていた彼であるが、その弁護の席においても終始傲然たる態度でジャクソンと渡り合う形をつけることができたのも、その時点で彼はまだ、犠牲者数百万は立証され得ない、と確信していたからにほかならない。ところが今になって――彼の弁護の番が終わってもう 1 月近く経っているのだが――、ホェスの証言によって、彼の甘い思い込みは無残にも打ち砕かれた。ホェスの証言が意味しているのは、ユダヤ人の大量殺戮が、ドイツ国家の――ナチス・ドイツとかヒトラーとかの表現で言い繕っても、当時のドイツ国家であるという

事実は動かない――国家意志の発動として、「最終解決」という呼称のもとに命令された計画的国策として遂行された、ということであり、かつその目的に適った迅速な大量殺害方法が、いわばその考案者自身によって具体的に明かし示された、ということである。その方法によって実際にユダヤ人 300 万人を殺害したと、これも実行した当の人物が明かしたのである。特にユダヤ人という「人種」を標的としたこと、その人々を残忍な方法で一挙に大量殺害し、その合計数はアウシュヴィッツだけでも数百万に達した――この事実に対して疑いを挟んだり異を唱えたりすることは、もはや不可能である。だから、ホェスの証言は、ここに来て（法廷第 108 日に至って）被告人たちを意気消沈させるものであったが、特にゲーリングの落胆は甚だしかった。午前中にホェスの証言のあったその日の昼食休憩時、被告人たちはいつもと違って、ギルバートの話しかけに誰も応じなかったというが、その中でただ一人、別室で食べているゲーリングだけが、おそらくは無念の気持ちを紛らわせるために、次のような言葉を発したという：

> ホェスは、プロイセン人ではなかろう、どうやら南ドイツ人であろうな；プロイセン人であれば、とてもそういうことをする気にはなれなかったであろうよ。
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、258 ページより私訳）

「そういうことをする」というのは、どうやら、あの種の味方にとってまったく不利な証言をするようにと、敵に唆されて、そのとおりにする、という意味らしい。これはもう、残念ながら、負け惜しみにもなっていない。ともあれ、被告人たちは、あの残酷な犯罪行為への自分の無関与を――あるいは少なくとも関与の度合いの低さを――立証できない限り、自分の命が助かることはあり得ないと、この時点で文字どおり腹を括らざるを得なかった筈である。

ところで、ニュルンベルク法廷へのホェスの出廷、そしてそこでの彼の貴重な証言が実現した経緯について、検察陣のうちで一番長く生き残った米国副検事ホィットニー・ハリス（1912-2010 年）が、2005 年 11 月、シュピーゲル誌の「シュピーゲル・オンライン」のインタビューに答えて、次のような、興味深い打ち明け話をしている：

> インタビュアー：　あなたが 1945 年、合衆国検察代表部のために捜査を引き受けた時、あなたは、中古のタイプライターと、ドイツ人女性秘書 1 名と、それにたいへん多くの人々の善意とを自由に用いることができました。あなたは、最大のナチス戦争犯罪人たちの告訴に必然的に伴ってくる責任に直面して、不快な気分になることはありませんでしたか？
>
> ハリス：　裁判全体が、巨大なチャレンジでした。私が委任されたのは、エルンスト・カルテンブルンナーの件と、したがってまた SS およびゲシュタポによる数百万のユダヤ人の殺害とを調査することでした。カルテンブルンナーは、ラインハルト・ハイドリヒの後任者であり、国家保安本部の

頂点に立ち、したがってゲシュタポ、刑事警察および保安局の数万の職員の長でありました。

インタビュアー：　あなたは、裁判の開始以前に、どれほどよく情報を得ていましたか？

ハリス：　私は、ドイツで起こった大量殺戮の大きさについて、まったく何ら知るところがありませんでした。証拠状況は、捜査の始めの時には、乏しいものでした。

インタビュアー：　しかしながら、それからあなたは、アウシュヴィッツ収容所長ルドルフ・ホェスを尋問することによって、ホロコーストを証明する最初の証人発言の一つを提出することに、成功されました。

ハリス：　それは裁判における劇的な転換でした。我々は、本当のところ証拠受付を閉め切ってしまっていたのですが、その時に、私は、英国軍がホェスを捕らえた、ということを聞きました。私は、彼の身柄のニュルンベルクへの移送を願い出て、彼を 3 日間にわたって尋問する機会を得ました。ホェスは私に、SS 国家指導者すなわちヒムラーが、1941 年、彼本人に直接、アウシュヴィッツを絶滅収容所に改造するよう命令した、と説明しました。ホェスは、それに基づいて、ビルケナウの新しい区画にガス室と死体焼却場とを作らせていたのです。彼は、ナチスの残虐行為について詳細に説明し、殺害されたユダヤ人、シンティ・ロマ人および戦争捕虜たちの数を、およそ 250 万と見積もりました……それに飢え、疲労、病気あるいは虐待で死んだ 150 万人を加算して〔ただし原文は「zuzüglich＝込みで」という語になっている〕、です。

インタビュアー：　ホェスはあなたに、どんな印象を与えましたか？

ハリス：　彼は、そもそも印象的な人物ではありませんでした、怪物のような殺人者を感じさせるところはなく、ごく普通の人間のように見えました。彼は落ち着いて、びくびくせずに話しました。確かに、彼は、自発的に私に秘密を打ち明けるというようなことは、決してしませんでした。しかし、私の知る限り、彼は、私の質問に、真実どおりに答えました。劇的というのは、彼の発言によって得られた新しい認識が、どうしたら公的証拠書類にまで達するものか、我々には道が見えていなかったことです、何しろ証拠受付はすでに締め切られてしまっていたのですから。

インタビュアー：　どんな抜け道を、あなたは見つけ出されましたか？

ハリス：　カルテンブルンナーの弁護人クルト・カウフマンが、我々に助け舟を出してくれました。彼は、彼の依頼人の弁護を、カルテンブルンナーは、強制収容所にではなく、秘密諜報の任務に携わるために、国家保安本部長に任命されたのだ、という主張の上に組み立てていました。彼のこの命題を裏付けるために、弁護人は、カルテンブルンナーは一度も強制収容所に足を踏み入れていな

い、と言明していました。まさしくこの事実を、ホェスは、――少なくともアウシュヴィッツに関する限りは――証明することができたのです。それ故に、カウフマンは、ホェスを証人として喚問しました――そして我々は、収容所長を反対尋問にかけることができたのです。

インタビュアー：　証人ホェスの登場は、カルテンブルンナーには僅かの役にしか立ちませんでした――彼は絞首刑を宣告されました。彼は実際に、否認することによって死刑から免れることができると思っていたと、あなたはお考えになりますか？

ハリス：　いいえ。ほとんどの被告人たちは、戦争犯罪およびホロコーストが存在したことを認めましたが、しかし個人としての責任を拒絶しました。カルテンブルンナーは、自分が容赦される、というようなことを考えてはいませんでした。ですからまた彼は、ただ一人、死刑判決を受けた後で上告をしなかったのです。

……

（https://www.spiegel.de/panorama/zeitgeschichte/interview-mit-nazi-anklaeger-harris-hitler-war-nur-ein-name-a-384884.html より私訳）

カウフマンが「助け舟を出してきた」という話を、私たちはどのように解釈するべきなのであろうか。確かに彼が証人探しにかなり苦労していたこと、そしてそれが検察にとってまさに渡りに船であったことは、状況の想像から容易に分かる。そうしてみると、やはりフリッチェが心配していたとおりのことが起こったのであって、カウフマンは、検察にしてやられた、いいように利用された、ということになりそうである。だが、果たしてそれで真実どおりの見方をしたことになるのかどうか、私には分からない。カルテンブルンナーが、カウフマンについて、あまりに良心的な人物で、自分を詰問するようなことをする、とこぼしていたことも、この際思い出してみてもいいのではないだろうか。法律専門家としてのカウフマンが、見込みのない自己弁護の戦術を固執するカルテンブルンナーを内心見限っていたとしても不思議はない。そしてそういう場合なら、彼は、もはや依頼人弁護に縛られることなく、真実暴露という法廷の第一の使命に自分も仕えたいと思うであろう。それで、検察に騙されたふりをしてまでもホェスの証人申請を敢えて行なったのだとしたら、それは実に大したものである。そういう評価も成り立ち得る可能性を、私たちは忘れてしまってはならないのではなかろうか。

さて、ホェスの証言の重要性は、もちろん、法廷での検察の勝勢を決定づけたということだけにとどまるものではない。戦後すでに 4 分の 3 世紀以上を経過する中で、ナチスによるユダヤ人大量殺戮の蛮行の事実は、決して消し去られてはならないものとして語り継がれ、やがてはホロコーストという呼称の下に、人々の記憶に刻み付けられるに至ったのであるが、その間常に、蛮行の実態を語ろうとする際の基本資料として、人々の念頭に置かれて

きたのは、ニュルンベルクでのホェスの証言であって、そのことは、これからも変わらないと思われる。犠牲者の数がどれほどの規模であって、どのように残酷な殺戮方法が用いられたのか、といったことを論ずるときに、足掛かりとし、出発点とすべきものが同証言である、ということは、いわば私たちに共通の了解事項であり前提になっている、といっても決して過言ではない。このように、すでに評価が定まっているとも見えるホェス証言であるが、一部に、その証拠価値に疑いを挟む向きがないわけでもない。上に見られたとおり、法廷での彼の証言の主要部分は、検察側反対尋問に属しており、エイメンが読み上げる宣誓口述書――英語文であり、もちろんドイツ語訳も用意されていたから、通訳者がそれを同時に読み上げていた筈――の内容に、それで間違いないか、と聞かれたホェスは、その都度「はい、たしかに Jawohl」とだけ答えることを繰り返している。時折見かける解説の中に、感情の起伏に乏しい、権威従順型人間であったホェスが、自分の遂行した職務内容を客観的に、淡々と語ったので、その分、聞く者はいっそう激しい戦慄に襲われた、としているものがあるが、それは事実を誤解させる恐れのある説明といわねばなるまい。その説明が当てはまるのは、カウフマンの弁護人尋問でそこまで踏み込まれた時の、ホェスの答弁の調子について、に限られるであって、犠牲者数や殺害方法について伝える主要部分では、法廷に響きわたっていたのは、もっぱらエイメンの英文朗読の声であったのだ。証拠価値に対する疑いというのは、この時読み上げられた宣誓口述書が、元を辿れば拷問による自白に由来しており、さらにホェスが特に英語ができたわけでもないのに、英文で作成された文書に署名させられている、という事実から、必然的に出てくるものである。前に述べたとおり、ホェスは、1946 年 3 月 11 日、英国軍憲兵隊に捕らえられて、すぐに英国軍第 92 野戦保安課によって尋問を受け、ドイツ語で作成された調書に 3 月 14 日付で署名した。同文書は、第 92 野戦保安課長官ウィリアム・クロスの連署を付した上で、ニュルンベルク法廷に証拠番号 1210 番として提出されている。この調書の中に、アウシュヴィッツでの犠牲者 300 万人、うち毒ガスによって殺害された者 250 万人という数が出てきていて、かつその裏付けとしては、1945 年 4 月、SS 国家指導者に宛てたアイヒマンの報告書内容が挙げられている。この調書を取り付ける調べに当たったのは、バーナード・クラークという人物をはじめとする軍曹たちの一団で、彼らはユダヤ人あるいはユダヤ系であって、親たちをアウシュヴィッツで殺された者たちであった。彼らは、偽名を使っていたホェスの正体を突き止めるや、凄まじい暴行を働き始めた。ホェスの衣服を剥ぎ取って屠殺台の上に乗せ、金切り声を上げるホェスを打擲し続けた、そして気を失ってしまうと、今度はブランケットをかけてクラークの車の中に引っ張って行って、断続的に喉にウィスキーを流し込んだ（その状況は、筆者は読んでいないが、英国ジャーナリスト、ルパート・バトラーの著『死の軍団』Rupert Butler, Legions of Death, 1983 で報告されている、とのこと）。3 日間続いたその拷問の後、ホェスはやっと供述を始めるが、いったん話し始めたとなると、今度はものすごく饒舌に語り続けたのだという。次が 4 月 1 日から 2 日にかけての、ニュルンベルクでの尋問である。それについても前述のとおり、取り調べに当たったのは、英国軍秘密諜報部員ゼンダー・ジャーリで、2 名の通訳

付きであり、調書は英語でまとめられて、4 月 5 日付でホェスの自筆署名を入れて、宣誓口述書として法廷に 3868-PS という番号で登録された。ここでは、法廷での審理を睨んで、初めからもっぱら英語での文書作成をめざしていたわけなので、通訳を介しての、英→独、独→英のやり取りで、果たしてホェスの意思どおりの答えが記録されたのかどうか、そして書き上げられた文書に署名する時に、ホェスがそれを読んで意味を十分に理解していたのかどうか、確実な保証はない。今でも、稀にではあるけれども、ホロコースト否定論というものが現われて、私たちを驚かせるが、そういう論者たちが拠り所とするのは、上述の理由によってホェスの証言に信憑性が認められない、ということと合わせて、ホェスの後任者たちから証言が取られていない、ということである。ホェスがアウシュヴィッツ収容所長であったのは、1943 年 11 月 11 日までであり、状況の推移を考えれば、他の絶滅収容所の閉鎖によってアウシュヴィッツに業務が集中し、そこでの殺戮が激しさを増したのは、それ以後であった筈である、しかるに、ホェスの後任者たちは誰も、ホェスの証言に相当するような内容を語っていない、というのだ。ホェス離任後は、アウシュヴィッツ収容所は 3 つの管轄に分けられたようで、そのうちの第 1（本）収容所長になったのは、アルトゥール・リーベヘンシェル（任 1943 年 11 月 11 日－44 年 5 月 15 日)、リヒャルト・ベール（任 1944 年 5 月－1945 年 1 月)、ビルケナウ第 2 収容所長になったのは、フリードリヒ・ハルティェンシュタイン（1943 年 11 月－1944 年 5 月)、ヨゼフ・クラ―マー（1944 年 5 月－11 月)、モノヴィッツ第 3 収容所長になったのは、ハインリヒ・シュヴァルツ（1943 年 11 月－1945 年 1 月）であった（ビルケナウ第 2 収容所長は、1944 年 11 月以降はベールが兼務した）が、彼等も皆、敗戦後すぐに捕らえられて取り調べを受けたが、その誰からも、ホェスのいう規模と方法とに対応する大量殺戮についての自白は得られていない。そうした点を衝くことによって、大量殺戮の象徴と見なされたアウシュヴィッツでの出来事に対する立証をいっぺんに崩し去る、というのが、いわゆるホロコースト否定論者の狙い目なのである。しかし、そういう目論見には、明らかに無理がある。ホェスの証言を覆すような有力な証拠材料が出て来たというのならともかく、実際に出て来ているのは、ホェスの証言を別の角度から裏付けるか、補完する材料ばかりなのであるから、その状況の中で、ホェスの証言に信憑性がないといって難癖つけて、剰え、ホロコーストはねつ造である、と断言しようとするのは、暴論以外の何ものでもない。取り調べの際に――特に最初の英国軍第 92 野戦保安課における取り調べの時――酷い暴行拷問があったのは事実であろう。それはもちろん悪いことには違いないが、あの状況でそういう暴行を回避できる可能性があったとは思えないし、拷問の末の自白であるから虚偽である、と決め付ける根拠はまったくない。アウシュヴィッツで残虐な殺害が行なわれていたということについて、英軍は、もちろんかなりの情報を持っていたのであって、その真相を残りなく聞き出そうとする努力の結果、起こしたことの概略についての自白を、何とか引き出すに至ったのだ、と見るのが自然である。また、ホェスの後任者たちが彼の証言に類する内容のことを語っていなかったという件については、あの、ホェスの証言のあった日の昼休み、ゲーリングが心理士ギルバートに語って聞かせたと

いう言葉が、貴重なヒントを私たちに与えてくれているように思う。彼は「ホェスは、プロイセン人ではなかろう、どうやら南ドイツ人であろうな；プロイセン人であれば、とてもそういうことをする気にはなれなかったであろうよ」といったのであった。実は、ギルバートは、この少し後で、デーニッツからもそっくり同じ言葉を聞かされたのだそうで、おそらく2人は、すでに被告人席で、この言葉でささやき合っていたのであろう、と推測している。「プロイセン人であれば、とてもそういうことをする気にはなれなかったであろうよ」と訳した部分の原文は „Ein Preuße hätte sich nie überwinden können, solche Sachen zu machen.“である。„sich überwinden, …zu…“とは、「…するのはいやだという気持ちを抑える」という意味であるから、その部分、直訳をすれば「プロイセン人なら、そんなことをするのはいやだという気持ちを、決して抑えられなかったであろう」となる。すなわち、プロイセン人だったら、味方の不利になること、恥になることを喋ってばらすようなことをするのはいやだという気持ちを、決して抑えられなかった、言い換えれば、そんなことを喋ってばらす気持ちにはとてもなれなかった筈だ、という意味だ。プロイセン人は、味方の不利になること、恥になることはあくまで秘密にして、墓場まで持っていく、ところがホェスはプロイセン人でないから、ベラベラと喋ってばらしてしまった、といっているのである。何のことはない、ゲーリングも、ホェスの語っていることは真実だ、と分かっているのである。ただそれを隠しておけなかった、彼の非プロイセン性を憤っているのだ。彼の後任者たちは、その点、ゲーリングの基準でいえば、プロイセン人であった、ということになる（因みに、ゲーリング自身は、バイエルンの生まれであるが、軍事教育をプロイセンで受けたからというので、意識的にプロイセン人としてふるまっていたのだという）。

そんなわけで、私たちとしては、あたかもホェスの証言の証拠価値を全否定しようとするかの如き態度に接したら、それを愚かしいと評する以外にないのであるが、その一方で、ホェスの証言が聴き取られ、記録され、公開された経緯を考える時、その信憑性の一定限度の割引の必要を認識しておかなくてはならないとも思う。誘導されたためか、意識が朦朧としたためか、それともすでに記憶が曖昧になっていたものを無理やり断定的に答えさせられたためか、そのままでは受け取ることができない、しっかりとした検証が必要である、と見られる内容が含まれているのである。主なところを挙げてみるならば、ホェスは、1941年6月にヒムラーからアウシュヴィッツを絶滅収容所に改造せよとの命令を受け、その時点ですでにポーランド地区には、ベルツェク、トレブリンカ、ヴォルツェクという、3つの先行絶滅収容所があった、と述べているのだが、1941年6月にそれら3収容所がすでに存在していたということはあり得ず、それはホェスの記憶違いで、正しくは1942年6月であったのだろうと、歴史家は考えることにしている。さらにいうならば、トレブリンカ以外2つの地名には、実にあやふやな怪しさがつきまとっている。ホェスによるこの供述の最初の記録は、3月14日付の英国軍野戦保安課調書に見られるが、そこには、当時ヒムラーから告げられた3つの絶滅収容所の所在地として、東ポーランドのラヴァ・ルスカ近郊のベルツァク(!)、ブーク河畔のマリナ近郊のトレブリンカ、ルブリン近郊のヴォルツェクが挙げられて

いる。宣誓口述書の基となった 4 月 1 日の聴取記録では、実はこれらの地名をめぐるあやふやさは、さらに増している：

ゼンダー・ジャーリ：　これら絶滅収容所とは、何であったのか？それらはどこにあり、かつ、それらの名称は何であったのか？

ルドルフ・ホェス：　3 つの収容所がありました；第一にトレブリンカ、そしてレムベルク近郊のベルツァク[!]、そして第三のものは、クルムから行って 40 キロメートルほどでした。それはクルムを越えて東の方へ行ったところでした。

（https://de.wikipedia.org/wiki/Rudolf_Höß における引用より私訳）

それで、宣誓口述書では、ヒムラーから聞いたという、ベルツェク、トレブリンカ、ヴォルツェクという 3 つの先行絶滅収容所名が出てくるのだが、このうちヴォルツェクとはどこなのか、今に至るまではっきりしていない。ヒムラーがゾビボル収容所のことを、近くにある地名のドイツ語読みで指し示したのだ、とする説もある一方で、この架空の地名をもって、強引に、ホェス証言の虚偽自白性の証拠とみなそうとする立場も、なお存在するのである。だが、少なくとも、トレブリンカの実在性は否定されるべくもない。ヒムラーの指令を受けたホェスが、トレブリンカに見学に行き、その経験を基にチクロン B による方法を考案した、という話も、上述のとおりヒムラーの指令のあった時期を 1 年遅らせれば十分に現実性を認められるものであって、かつこの話こそがホェスの証言の最重要部分を形成しているということを、私たちは否定することができないのである。ベルツァクといい、ヴォルツェクといい、ヒムラーのいい損ない、表現間違いによってか、あるいはホェスの聞き間違い、記憶間違いによってか、付随的に入り込んできた不正確分子あるいは夾雑物と見なすのが妥当ではあるまいか。それから、ユダヤ人犠牲者数についてのホェスの証言に変動があることを、私たちは見逃すことができない。前述のとおり、最初の英軍第 92 野戦保安課による調書の中で、ホェスは、アウシュヴィッツでの犠牲者 300 万人、うち毒ガスによって殺害された者 250 万人と証言し、その裏付けとして、1945 年 4 月、SS 国家指導者に宛てたアイヒマンの報告書を挙げていた。ニュルンベルク法廷で読み上げられた宣誓口述書も、犠牲者数については、基本的にこの最初の供述を受け継いでいて、毒ガスと焼殺による犠牲者少なくとも 250 万、飢餓よ病気とによる犠牲者少なくとも 50 万、合わせて 300 万以上としている。ただし、裏付けとしてのアイヒマン報告書には言及されていない。だが、変動が現われるのは、この後である。ホェスは、証言を終えた後もなおニュルンベルクの拘置所中に留まっていて、1946 年 4 月 24 日付で、鉛筆書きによる覚え書を残している。これは、心理士ギルバートから、ゲーリングがなお 250 万人殺害の現実性を疑っている、と聞かされたホェスが、先日の自分の証言内容について釈明するために書いたもののように受け取れるのであるが、そこでホェスはまず、自分の述べた方法によってそれだけの大量殺戮が可能であることを証明するために、アウシュヴィッツにおける移送ユダヤ人の受け入れ、殺害、死

体処理の手順を詳述し、この仕方で毎日 3,000 人を殺すことが可能であり、かつアウシュヴィッツでは 1 回 9 ヶ月にわたる「大作戦」が 3 回にわたって計画されていたので、それがフルに発動されていたとしたら、合計で 243 万人が死んだことになる、そしてそれはアイヒマンが報告書でアウシュヴィッツに移送したと書いていたユダヤ人数 250 万にほぼ対応する、と述べている。ところが、その上で彼は、アイヒマンのこの報告書は、すでにどの関係部局においても焼却されてしまった、とし、自分もその内容をアイヒマンから聞いただけであるから、それに依拠するわけにはいかない、といって、急にそれの現実性を否定し、彼自身の経験に基づく計算では、実際の犠牲者数は 1941 年初から 44 年末までで、多くても 150 万人であっただろう、と結論している。そして末尾には、犠牲者ユダヤ人の出身地別の数字を掲げ――ハンガリー40 万、スロヴァキア 9 万、ギリシア 6 万 5,000、オランダ 9 万、フランス 11 万、ベルギー2 万、ポーランド総督区および上シュレージェン 25 万、ドイツおよびテレージェンシュタット 10 万――、それらの地域からの犠牲者は計 112 万 5,000 人である、としている。さらにホェスは、1946 年 5 月 25 日にポーランドに引き渡されるが、今度はその獄中で、自伝風の文章をまた鉛筆書きして残し、その中で再び、3 回にわたる「大作戦」の実際の結果に関する自分の計算では、犠牲者数約 113 万であると語っている。注目すべきことには、ホェスはこの文章中で、犠牲者数 300 万という供述の最初の出所となった、英軍第 92 野戦保安課での取り調べで、自分が酷い拷問を受けたことを、端的に告白している：

> 私の最初の取り調べは、殴りつけて証拠立てることで成り立っていた。私は、調書に署名したけれども、そこに何が書いてあるか、知らない。何しろ、アルコールと鞭とが、私にはとうてい耐え難かったのだ。
>
> （https://de.wikipedia.org/wiki/Rudolf_Höß における引用より私訳）

ホェスが後からいい出した、アウシュヴィッツのユダヤ人犠牲者 113 万という数は、戦後の或る研究者による推計にほぼ合致していて、今日では、この数字に信を置く向きが強いのだという。こうしたことからいえると思うが、私たちの心得として、ニュルンベルク法廷におけるホェスの証言に含まれる曖昧さ、疑問点は、是非ともしっかり把握しておくべきなのである。それは何も、ホロコースト否定論者を利するために、ではない。それどころか、その正反対の趣旨である。ホェス証言の限界は限界として見極めた上で、なおそれの事実との一定の結びつきを認め、それの歴史上担っている意義を公正に評価することによって、はじめて私たちは、ホロコースト否定の暴論が進出してこようとするのを、完全に抑え込むことができる筈である。ホェスは、ポーランド政府に引き渡された後、ワルシャワで、1947 年 3 月 11 日からポーランド国民最高裁判所で裁判を受け、同月 29 日に死刑宣告、同年 4 月 16 日、アウシュヴィッツ強制収容所構内に設置された絞首台で死刑執行された。もちろん、この結果は避けるべくもないものであったし、死後も彼の人柄について弁護するような議

論は出ていない。しかしそれでも、自叙伝記述をも含めて、証言者としてのホェスの功績は大きかったといわねばなるまい。こういう言い方をすると、あまりにも不適切だといって非難する人も少なくないであろう。しかし私は、事柄の連関を考える時、「大きな功績」という評語を用いることは許されると思っているし、むしろ歴史記述の客観性を確保しようと思ったら、敢えてこの表現を用いるべきだとさえ、思っている。

4. ニュルンベルクの矜持

(1) 持してこそ

「矜持」は、使用頻度こそ低いが、現代日本語で用いられている重要な単語の一つである。その意味は、「誇り」「自負」「自尊心」「プライド」などと説明されているから、英語の “pride”、ドイツ語の „Stolz“に対応する語であることになる。今、少しく漢字の字源にこだわって、その元来の意味を詮索してみるならば、『論語』衛霊公篇第十五に、「子曰、君子矜而不爭、羣而不黨（子の曰わく、君子は矜にして争わず、群して党せず）」とある。これによって見れば、「矜」とは、信念を持って立派に仕事をしている人が、そういう自分を誇りに思い、尊重して、人間関係の中で厳格に身を処していく、その心構えを意味しているようである。では「矜持」の「持」は、どういう意味かというと、実は字形のよく似た「恃」を用いた「矜恃」という熟語も古くから用いられてきたのだそうだが、「矜持」と「矜恃」は、外見上似通っていても、同じ意味の語ではない。「恃」は「たのむ」であるから、「矜恃」と書けば、それは、立派な仕事をしている人が誇りをもって、自分自身に依り恃む態度を意味することになり、ちょうど「自負心」とか「自尊心」とかに当たるといえる。これに対して、「持」は「持する、保つ」であるから、「矜持」と書けば、それは、立派な仕事をしている人、してきた人が、誇りをもって厳しく身を処する態度を保持する、維持するということを意味する筈である。つまり「自負心」とか「自尊心」そのものにとどまらず、それらの「保持」が意味されている、ということになろう。「矜持」と「矜恃」との、こうした意味合いの違いは、その人が現に地位にあってバリバリ仕事をし、他人の尊敬を集めている限りにおいては、問題にならないだろう。「矜持」は「矜恃」に自ずと付随しているといって、差し支えない。しかし、そこに運命の激変が生じたとしたら、どうであろうか。国家の指導者として内治外交に成果を上げていた政治家が、クーデターによって地位を追われ、革命裁判所に被告人として出廷させられた場合、あるいは、国軍の最高司令官として功名赫赫、内外に轟きわたっていた将軍が、敗戦で捕らえられ、敵将の前に引き出された場合――そのような者には、「矜恃」とは区別された「矜持」が、課せられてこざるを得ないであろう。矜なる自己を恃もうにも、今の自分の置かれている状況、惨めな外見が、客観的にもはやそれを許さない。できることはせいぜい、立派に仕事をしていた自己に対する信を大切に、矜なる自己として身を

持する、ということ、すでに過去の自己ではあるけれども、その尊厳に対する敬意を、あくまで保ち続ける、ということである。ぎりぎりの意味での「矜持」が問われるのだ。今ここニュルンベルクでは、つい先年まで隆盛を誇ったドイツ国家――千年続く「第三帝国」の美称も用いられた――を統治、外交あるいは軍事において指導した者たちが、敗戦の故に、戦勝者の設けた法廷に、「主要戦争犯罪人」として被告人席に引き据えられている。彼らにこそ、「矜持」が求められている、というべきではないだろうか。彼らのうち、裁判を通してずっと矜持を貫くことのできる者がいるとすれば、その者には負けはない。自分はドイツ国家・国民のために政策を行ない、戦略を進めた、敗戦は時の運である、今勝者が裁きを行なって自分を罰しようとするのを阻止することはできないが、自分の行動の正義をあくまでも主張する――このようにいい通すことのできた者は、たとえ死刑になっても、勝利者である。これを逆からいえば、そういう勝利者を出さない、彼ら一人一人の矜持の残滓を完全に打ち砕き、灰塵として、一片の残りもなく流し去ってしまって、彼らを一人残さず、道徳上の敗者として永劫の刑罰に落とす、ということをこそ、戦勝国＝検察側は、絶対的目標に掲げていたに違いない。彼らが何と抗弁しようとも、彼らの団体は犯罪集団であり、ドイツの国家機構・軍事機構を簒奪するために陰謀をこらした。そしてひとたびこれの奪取に成功するや、今度はそれをフルに稼働させて、自分たちにとって好ましくない者の排除と、侵略による領土の奪取・掠奪を実行した。彼らが国家・国民のためにしたといっている行動は、実は悉く大規模な犯罪行為の計画共謀とそれの実行指導にほかならなかった。国家指導者などではなく、犯罪集団の幹部であったにすぎない、という彼らの正体を残りなく暴いた上で、刑罰の宣告ができてこそ、検察の勝利があり、ひいては法廷そのものの存在の正当性も確立される筈なのである。

ニュルンベルク法廷の被告人席は、前後 2 列になっていて、各被告人の席順が決められていた。裁判長席より向かって左から、前列はゲーリングから始まってシャハトまで 11 人、後列はデーニッツから始まってフリッチェまで 10 人が並んでいた。被告人別罪状読み上げ、被告人自身による罪状認否、被告人別弁護、判決・量刑言い渡しが、基本的にこの席順に従って行なわれている。つまり明らかにこれは、法廷の定めた被告人序列である。その設定基準は何かといえば、そこに種々説明が可能なのであろうが、最初から 6 番目辺りまでを見る限りは、その被告人が発揮すると予測される矜持の強さと、それを打ち砕くことの検察にとっての重要性とが、そのまま順位を決める要因になっている、とみなしてよいであろう。その 6 人とは、国家元帥・国家次席ヘルマン・ゲーリング、総統代理ルドルフ・ヘス、外務大臣ヨアヒム・フォン・リッベントロプ、国防軍最高司令部長官ヴィルヘルム・カイテル、国家保安本部長官エルンスト・カルテンブルンナー、東方占領地担当国務大臣アルフレート・ローゼンベルクである。このうちヘスは、もう心配するほどのことはないと思われていたに違いないが、それでも、あのスコットランド飛行を遂げるまでは、高い地位を占めてヒトラーを代弁していた、ということから、この順番から外せなかったであろうし、それに万が一、彼が正気を取り戻して総統の正当性を論じ立ててきたら、ゲーリングに劣らず手強い

相手になる可能性があるのだから、警戒を怠るわけにはいかなかったのだ。五番目の席には、すでに幾度も触れたとおり、SS 国家指導者ハインリヒ・ヒムラーが座る筈であった。検察としても、ヒムラーをこの位置において彼の矜持を徹底的に打ち砕いて見せることができたなら、それでいわば毒蛇の頭を完全に打ち砕くような効果を上げ得たに違いなかった。カルテンブルンナーになってしまったことで、決定的に格落ちし、実質的なマイナス影響も大きかったことは、誰も否定することができない。この相手なら、検察が矜持対策を考える必要も、初めからなかったのだ、ということは、私たちもすでに見て知っているとおりである。ローゼンベルクについては、検察としては、彼が思想家として、国家哲学者としての矜持を発揮してきた時のことは、一応警戒のうちに含めていたであろう。しかし、実際には――衒学的な詭弁さえ封じてしまえば――彼はそんなに手ごわい相手にはならないと、たかを括っていたものと思われる。結局のところ、検察から見て、国家に枢要な地位を占めていた者としての矜持にかけて挑んでくる可能性の強い人物として、厳密なマークを要するのは 3 名、すなわちゲーリング、リッベントロプ、カイテルであった。検察としては、彼らの矜持を完全に打ち砕くことが、そのまま「第三帝国」すなわちナチス・ドイツ国家の虚構を暴き立てることに繋がるわけであるから、彼らの追及の方策は、入念に練られていた。で、実際には、3 人のうち、いわば検察の予期どおりに、あるいは予期以上に、手強く振る舞ったのは、ゲーリングであった。ゲーリングは、法廷で自らの弁論の機会が巡ってくるのを待ちかねていたように、国家元帥としての自己の矜持に賭けて、滔々と喋った。NSDAP 結党の理念と政権獲得の道、ヒトラー総統の政策、そして総統に忠誠を尽くす自分の行動――それらを語ることを通して、彼は、ドイツ国家の行動を理由づけ、ドイツ国家の存在に戦勝各国に劣らぬ正当性があることを主張した。尋問に立ったジャクソンは、彼のこうした倨傲を打ち砕くことを、自己の使命とも心得ていたから、両者の問答は激しい火花を散らし、或る意味でニュルンベルク法廷のクライマックスともいえるシーンを、現出することになるのである。このゲーリングに比べると、他の 2 人は脆かった。特にリッベントロプについては、おそらくは検察が予想したよりもはるかに脆かったということができるであろう。

(2) 国家元帥ヘルマン・ゲーリング

ヘルマン・ゲーリングが「国家元帥 Reichsmarschall」の称号を得たのは、1940 年 7 月であった。因みに „Marschall“の語源は、「馬丁」だそうである。馬丁といっても、この際、一番偉い将つまり皇帝あるいは王の馬丁のことだと考えることにすれば、彼は、至高の者の乗馬の口取りをして戦場に出るのであるから、最側近、最有能の戦い手である。まさしく「大王の辺にこそ死なめ、顧みはせじ」と自らを誇り讃えるべき大いなる伴の存在である。軍人の位としての「元帥」の発祥は、そのあたりに求められると考えてよいのだろう。その由来からして、それは元来陸軍軍人の称号である筈だから、 „Feldmarschall“ という形で用いられるのであり、その上に、とりわけすぐれた元帥としての「大元帥 Generalfeldmarschall」

があって、「国家元帥」となると、さらにそのまた上、近代ドイツ国家では初めての例として、ゲーリングに、この称号が与えられたのである。国家元帥は、まさに国軍を統べる国家元首（＝昔は皇帝、今は総統）の乗馬の口取りをする者であるから、国家のナンバー２として公に認められた存在であることになる。実際、ヒトラーは、すでに 1934 年の総統布告で、自分が死んだ場合の後継者として、ゲーリングを指名していたが、さらにまた、彼に「国家元帥」号を与えた 1 年後の、1941 年 6 月 29 日付け布告において、ヒトラー自身が「行動能力を奪われた場合」には、総統後継の全権をゲーリングに託す、としていた。しかしながら、ゲーリングの国家元帥号は、決して彼の軍人としての戦功の積み重ねによる昇進の結果として得られたものではなかった。第一次大戦時、優れた戦闘機乗りとして数々の戦果を上げ、フリードリヒ大王の制定による「プール・ル・メリット Pour le Mérite」という栄えある勲章を得た彼であるが、ヴェルサイユ条約でドイツが航空戦を禁止されたことに失望して、1920 年、軍（ドイツ陸軍）を去る。その時の申し出によって、大尉の位が、同年 6 月付で認められている。つまり、彼の軍人としてのキャリアは、大尉で途絶えていた。しかるに、1933 年 8 月末、大統領で大元帥であったパウル・フォン・ヒンデンブルクの許を、ヒトラー改造内閣で国家航空運輸大臣となったゲーリングが訪れて、自分を „General“（＝総司令官、将軍、ただし階級名としてなら「大将」）にしてほしいと願い出た。聞けば、大臣として、航空運輸体制の整備充実による空中戦力の強化という喫緊の課題に取り組むためには、航空戦の戦歴も豊かな軍経験者の専門高官たちに命令せねばならないので、その肩書きが是非とも必要なのだという。ヒンデンブルクの、気の入らない答え：「まあ、よかろう、それでは君は、ドイツ軍最初の航空隊総司令官（Fliegergeneral）ということになるのう」。ところがゲーリングは、そうではなくて、今すぐ歩兵隊の„General“（General der Infanterie）にしてもらうのでなくてはならない、と言い張る。彼は元来、任官した時には陸軍歩兵隊に配属されていていた。途中から航空隊に移ったといっても、今はもう陸軍にそういう隊はない。それで今、軍に復帰するからには、元の歩兵隊に戻って大特進を遂げ、„General“ つまり「大将」になった、ということにしてもらいたいのだ。一口に „General“ といっても、これを位階名として用いる時には、上下の差が伴ってくる。„Generalmajor“ といえば「少将」、„Generaloberst“ は「中将」で、たんに „General“ となって、はじめて「大将」だ。86 歳になろうとするヒンデンブルクは、この時、そういう区分のことまで考えるのも面倒であったに違いない、おそらくは„Generalmajor“ 程度というのを頭に浮かべながら、いい加減な返事をしたのであろう。しかし、そこはゲーリングに、ぬかりのある筈がない。彼はヒンデンブルクのところから戻ってくると、さっそく報道陣を集めて、自分は「大将」になったのだ、と吹聴した。この話が伝わると、軍関係者の間に、当然の如く、反発が起こって来た。ヒンデンブルク自身も不快でなかろう筈がない。ひと悶着避け難い情勢になりかけた。だがそうなると結局、ヒトラーのゴリ押しというタネ明かしで決着し、ゲーリングはこの時、「大将」になれた、ということになっている。これによって、ゲーリングは、国家航空運輸体制の充実に励み、念願の空軍創設を達成する。ヒトラーは、1935 年 2 月 26

日付布告で、ドイツ空軍の存在を公式に宣言し、同 3 月、ゲーリングが正式に空軍最高司令官に就任する。ところが、その一年後の 1936 年 4 月 20 日（ヒトラー47 歳の誕生日）に、ゲーリングは、何と、あらためて「中将 Generaloberst」に昇進した、というから、彼の昇進経過は、やはり複雑怪奇である。さらにその後、1938 年 1 月に、大元帥で軍事大臣、国防軍最高司令官であったヴェルナー・フォン・ブロムベルクが辞任すると（その経緯については後に触れるが）、ゲーリングはその後任の座を狙った。結局ヒトラーは、国防軍最高司令官の役には自ら当たることにして、自分に直属の司令本部として国防軍最高司令部（OKW）を置くことにし、その長官にはヴィルヘルム・カイテルを任ずるのであるが、その際、ゲーリングに対する心遣いとして、彼を大元帥に昇進させている。そして、対フランス戦を勝利に終えた 1940 年 7 月 19 日、ヒトラーは、今度は、陸軍から 9 名、空軍から 3 名の計 12 名を選び出して、彼らにいっぺんに大元帥号を与えるという大盤振る舞いをやってのける。で、それまで（ブロムベルクは引退してしまったから）ただ一人の大元帥であったゲーリングには、この時ついに「国家元帥」称号を与え、さらにその 1 年後の 1941 年 6 月 29 日には、前述のとおり、総統布告によって、彼を自分の全権を引き継ぐべき後継者に指名したのである。

そんなわけで、「ナンバー2」としてのゲーリングの権勢は、たしかに軍人の位を極めたる国家元帥の称号と密接に結びついている。しかしながら、その権勢が、彼の軍人としての功績の積み重ねによってもたらされたものであるとは、認め難い。それはむしろ、政治家としての彼の活躍の当然の帰結と見なされるべきであろう。彼は、ヒトラーに近づいた者たちのうちで、組織力、政策力、実行力等、綜合的な政治の才能において最も優れていたし、高等外交官の息子で、上流階級の出であったから、人脈を活かして、党の財務を見事に運営する術を心得ていた。党の躍進から政権獲得、そしてその確立に至るまで――ズデーテン併合を一応の区切りとして見れば――の時期において彼の発揮した政治力は目覚ましいものであり、それはまさに「剛腕」と形容されるべきものであった。それでまったく自然に、人々は、彼をヒトラーに次ぐ実力者とみなすようになり、ヒトラー自身もそう認めたのであった。いったん遡って、彼の来歴を辿ってみるならば、青年ゲーリングは、精悍でかつ颯爽たる、典型的にヒーロー・タイプの男であったと思われる。1920 年、彼は、軍籍を離れると、スウェーデンに行ってエアタクシーや曲芸飛行のパイロットをして稼いでいたのだというが、或る伯爵の居城に招かれた時に出会った、名家フォン・フォック家の出で貴族青年将校の妻になっていたカリンという女性を掠奪して妻とした。そして 1921 年夏にはカリンと共にミュンヘンに戻って来て、ミュンヘン大学で勉学しつつ、ヒトラーとの出会いを果たして、NSDAP に入党する。党の武闘組織 SA の隊長となって、その強化に努め、集会防衛に大きな功績を上げる。ヒトラーが『我が闘争』の中で SA をたいへん誇らしげに語っていることは、前に述べたとおりである。そして 1923 年 11 月、あのミュンヘン一揆には、ゲーリングは、まさにこの時と、SA を率いて参加するが、腰に銃弾を受けて重傷を負い、カリンと共にオーストリアに亡命する。1925 年の大統領恩赦により帰国が可能になったが、本格的

に帰国して再びミュンヘンに住むのは、1927 年末になってのことである。それ以前、すでにヒトラーの出所に伴って行なわれていた、党再建には参加していなかった分、出遅れており、SA もすでに他の者の指揮下に移されていたが、そこで彼は、人脈を持つ者の強みを発揮する。ヒトラーを上流階級に引き合わせたり、大企業主からの献金を取り付けたり、その手腕は大いに評価されて、1928 年 5 月の総選挙では初の国会議席獲得を目指す NSDAP 候補者名簿の第 1 位に載せられて当選（党は 12 議席獲得）、党議員団代表となる。1930 年 9 月総選挙（党は躍進して 107 議席獲得）でも彼は同じ位置にあったが、次の 1932 年 7 月総選挙で、党がついに 230 議席を獲得して第一党にのし上がると、当然の帰結として、彼は国会議長の座に就くことになる。そして少数与党のパーペン内閣を倒した、その勢いで行なわれた同年 11 月総選挙では、党の議席が 196 に減少（第一党の位置は保持）するという誤算はあったものの、ゲーリングは強気の姿勢を崩さず、クルト・フォン・シュライヒャー首相を追い落とし、パーペンには因果を含めて、ついに 1933 年 1 月 30 日、ヒンデンブルク大統領によるヒトラー首相指名を実現させる。まことにゲーリングこそ、ナチス政権成立の立役者であった。彼自身は、当初は無任所大臣として入閣したに過ぎなかったが、同時にプロイセン内務大臣となり、間もなくパーペンと交代してプロイセン首相となって、首都圏を中心とした警察体制の強化に力を注ぐ。ゲシュタポの創設者も彼である。そして、政権獲得後ただちに勝負に出た形の 1933 年 3 月総選挙であったが、これが共産党弾圧との組み合わせの効果で図に当たり、党は、288 という絶対多数議席を獲得、これによって同月 23 日の国会で、いわゆる全権委任法を成立させた。ここまでの経過、すなわち 1928 年総選挙での初の国会議席獲得から全権委任法成立までの 5 年弱の期間を指して、ひとは、ときどき、ナチス合法的独裁の成立過程などといったりする。それもよいであろうが、考えてみれば、国会にそれだけ急速に勢力を伸ばすことを可能にするほどの選挙資金を、党のために取って来たのも、ゲーリングであったなら、党の目論見どおりに事が運ぶように、国会の議長席で議事を司ったのも、ゲーリングであった。つまり、ナチスによる合法的独裁の成立を語ろうとするならば、その合法性を見せかけにすぎないとして非難するかどうかは別として、いずれにせよゲーリングをいわばその仕掛け人というほどの位置づけにおいて見る必要がある、といわねばなるまい。この全権委任法成立以後の、いわば政権確立期における、彼の働きの主なところを挙げるならば、まず肥大化した SA を率いて不穏分子と化しつつあったエルンスト・レームの排除（1934 年 6 月）であり、前述した空軍創設（1935 年 2 月）であった。そして 1936 年 10 月、ヒトラーは彼を経済の「4 ヵ年計画」全権主任に任命した。4 ヵ年計画は、軍備拡充と自足体制確立とを主眼としている。軍備拡充自体は、周辺国とのバランスの維持による戦争抑止策という説明も可能であろうが、ドイツのおかれた現実状況を考えてみれば、そもそも「自足」ということが、食糧についてにせよ、天然資源についてにせよ、支配空間を増やさないことには可能にならない。だから計画は戦争を前提にしているのであり、軍備拡充は端的に、戦争に勝つための必要条件として考えられているのだ。4 ヵ年計画発足の基となったとされるのは、1936 年 8 月付ヒトラーの教書であるが、そこでヒトラ

ーが直接にいっているのは、ソヴィエトとの戦争の不可避なこと、そのために向後 4 年のうちに軍総動員を可能にすること、および経済を戦争状態に耐えられるものにすること、である。もちろんゲーリングは、ヒトラーのこの意向を十分に承知した上で、戦争準備の経済計画の責任者の地位を引き受けたのだ。そうすることによって、彼は、経済専門家であるシャハトがすでに別に作成していた新経済計画を破砕し、シャハトを閣外に追い払ってしまった。4 ヵ年計画によって軍需産業に拍車がかかったことはいうまでもない。クルップ、テュッセン等、重工業財閥の活動は目覚ましかった。ゲーリング自身も、国内鉄鉱による鉄鋼生産の増大のために、国家資本による「ヘルマン・ゲーリング国家工場 Reichswerke Hermann Göring」を設立し、やがてこれを I.G.ファルベン、合同製鋼 Vereinigte Stahlwerke と並ぶ製鉄コンツェルンに押し上げる。1940 年、ヒトラーは、4 ヵ年計画の延長を宣言した。これによって 4 ヵ年計画は、そのまま戦時経済統制策に移行したことになる。それから、ゲーリングの働きのうちで、忘れてならないのは、外交面のことである。外交官の子であった彼は、もともと外交のセンスがあったに違いないし、少なくとも英国、イタリアには人的パイプを持っていた。ムッソリーニを動かしてミュンヘン会談を成立させた主役は、実は彼であったと考えられている。彼は、リッベントロプを軽んじていたから、前外相のノイラートをミュンヘンに同伴して、会談が成功するよう、適宜アドバイスを求めようとした、という。だから、ゲーリングの行動を基にして考える限り、ミュンヘン会談は、決してチェンバレンを騙すためのものだったわけではない。ゲーリングは、軍備拡充政策の中心的地位にあったとはいえ、武器の実際的使用に対して、彼がヒトラーより慎重であったことは間違いない。彼はおそらく、可能な限り、武力には訴えず、あくまで強力な軍備を背景とした外交交渉によって平和的に――「威嚇的に」という方が的確であろうが――領土問題を解決する道を求めていたのである。

しかし、以上に述べた、彼の輝かしい業績の数々にもかかわらず、私たちは、ゲーリングの経歴について聞く時、彼が今一歩、本当に望んだ地位に就くことができなかったこと、また、せっかく手にした権力を意外と簡単に手離してしまったことを、思わざるを得ないのである。彼は SA の育て親であったのだが、ミュンヘンを離れているうちに SA は他の者の統率下に入っており、ついには SA を擁して党の脅威となったレームの勢力を殺ぐために自らの手を煩わすことになる。政権獲得時においては、彼は、プロイセン内相さらには同首相の地位にあって、警察機構の整備強化を指導して大きな成果を上げたが、内務大臣フリックに支援された SS 国家指導者ヒムラーが全国警察機構長官と称して台頭してくると、1934 年 4 月にはもう、ゲシュタポの指揮権をヒムラーに引き渡し、その後急速に警察関係から手を引いたので、1936 年中には、ヒムラーが警察機構を完全に掌中に収めてしまう。やがては彼自身がヒムラーの監視に悩まされることになる。1938 年初のブロムベルク辞任の際には、明らかに彼は、代わってその地位に就くことを望んでいた。空軍を創設してこれを陸・海と並ぶ三軍の一つとして位置づけたのは、確かに画期的なことであったが、まったく歴史の浅い空軍を率いる彼が、陸・海軍の各最高司令官と並ぶ権限を持つことはできない。国防軍最

高司令官となって他二者の上に立った時はじめて、彼は全軍に対して命令を発することができる。だが、前述のとおり、ヒトラーは、この彼の希望を叶えてはくれず、逆に、「軍の統帥は自分」という立場を鮮明にした。そして同じ頃、外相フォン・ノイラートも辞任。こちらもゲーリングとしては、自分こそ後任に最適とする自負があったに違いない。しかしそうはならず、代わりに出て来たリッベントロプの様子を見るにつけても、彼は、切歯扼腕の思いを禁ずることができなかったと思われる。果たして、あたかも権力掌握段階におけるそうした詰めの甘さのツケが回ってきたかの如くに、ゲーリングは、戦争開始の頃を境として、その行動において思うような結果を現わせないことが多くなり、ヒトラーとの間にも疎隔が目立つようになって、権力中枢における影響力を減じていく。ミュンヘン会談の時、実はすでに武力行使の決意をほぼ固めていたとされるヒトラーは、ゲーリングに対して「要らざることを」という不快感を抱いた、とされているが、それが尾を引いたということか、半年後のチェコスロヴァキア解体劇は、プラハに進軍するべきでないというゲーリングの意見には耳を傾けられることもなく、いわば彼の頭越しに実行されてしまった。ポーランド侵攻とそれに必然的に伴うとされた対英国戦争の開始を止めるために、ゲーリングがギリギリまで努力したということは、法廷で弁護側主要証人となったビルガー・ダーレルス――ゲーリング友人の私人――の証言により明らかになったとおりであるが、決意を固めたヒトラーにはまったく相手にされなかった。対ソ連開戦のヒトラーの意図については、ゲーリングは 1940 年 11 月になって初めて知らされて、政治的にも軍事的にもその時機ではないからと、懸命に説得を試みたが無駄であった。一連のこうした経過の中で、ゲーリングを戦争に対して消極的とみなすようになったヒトラーは、彼を作戦決定の重要な場から外す傾向が出て来た。その一方で、空軍を指揮してのゲーリングの戦略は、捗々しい成果を上げることができず、この面からも彼はヒトラーの信頼を失っていく。デュンキルヒェンで、英軍を丸々無傷で取り逃がすという失態を演じたのに続いて、英国上陸を準備すべき海峡沿い英本土軍事施設空爆に効果がなく、逆に英軍機のドイツ本土飛来を阻止することができず、大規模な都市爆撃を許してしまった。東部戦線では、レニングラード包囲の際に、そちらに割く飛行機がないといったために、ヒトラーの激怒を買い、スターリングラードでは貧弱な輸送作戦で破綻し、第 6 軍の孤立を招いた。ヒトラーは、もはや戦争遂行のための主要軍需産業政策に関しても、明らかにゲーリングを信頼していない。4 ヵ年計画の延長によって形式上彼の位置を保ちはしたけれども、1940 年に武器銃弾生産大臣を創設して、フリッツ・トットをその任に充て、1942 年に彼が死んだ時には、アルベルト・シュペーアを後任とした。いずれもゲーリングの影響外の人事である。もう一つ、彼の衰退を人々に強く印象づけた要因として、モルヒネ中毒が挙げられる。1923 年 11 月のミュンヘン一揆で重傷を受けたゲーリングは、オーストリアに逃れ、翌 1924 年 4 月末までいくつかの病院で治療を受けていたが、インスブルックで入院した時に、強度の痛みを和らげるためにモルヒネ注射を受け、これが中毒の発端になったといわれる。オーストリアを出国したゲーリングは、イタリア滞在を経て、1925 年春から、カリンと共にストックホルムに住んだが、そこで早くも中毒症

状を現わして入院した。ヒンデンブルク大統領恩赦令（1925 年）により帰国が可能になって、1926 年 7 月にはヴァイマルにおける NSDAP 集会に参加しようとしたのだが、また中毒症状が出たこともあって、もう一度スウェーデンに戻り入院して、1927 年秋、完治したとの確信を得て、年末近くにやっとミュンヘンに戻り、NSDAP に再加入の手続きをすることができたのである。そこから後の目覚ましい活躍については前述したとおりであるが、実は、彼はモルヒネ依存から抜け出してはいなかった。ナンバー2 としての活躍の合間合間にも、その影響は顔を覗かせてくる。やがてそれは人々の気づくところとなり、彼の健康や精神の状態を、「大丈夫か？」と不安視する向きも出てくるのを免れない。特にヒトラーの側近筋は、この点からも彼に対する警戒心を深めずにはいられなかった。ゲッベルスは彼を総統から遠ざけることに努め、ボルマンはあからさまに彼を敵視した。こうして権力の中枢から締め出されたゲーリングは、空軍最高司令官の仕事さえも国家航空運輸次官・空軍総監のエアハルト・ミルヒ――1940 年の大規模昇進で大元帥となった一人――に代行させて、自らは美術品蒐集・鑑賞のプライベートな生活に引き籠りがちになっていった。モルヒネ依存の度合いが再び増大していったことも想像に難くない。こういう状態がおそらく 2 年以上も続くうちに、敗戦を迎えたのであるから、米軍キャンプに名乗り出てきた時のゲーリングには、その挙動、風貌、体形いずれにおいても、スウェーデンの城でカリンを魅了した、若い日の青年飛行士の面影はなかった。

その少し前に戻るが、1945 年 4 月 20 日、ソ連軍の迫り来るベルリンで、総統の満 56 歳の誕生日が祝われた。出席者皆、これが最後の誕生日祝いになるであろうと、予想していたに違いない。ゲーリングもその日のうちにオーバーザルツベルクに引き揚げた。その 3 日後の 4 月 23 日、彼は、総統に宛てて電報を打つ：

> 我が総統：
> コラー大将が本日、ヨードル中将およびクリスチャン大将より受けた通知に基づいて、私に述べたところによりますと、貴方は、或る決断をもって私を指示なされ、その際特に、もしも交渉が必要になってくる場合、ベルリンに在る貴方よりも、私の方がより容易にそれができるであろう、と強調なさったとのこと。それらの言葉は、私にとってたいへん思いがけぬ、そして重大なものであったので、私は、自分が責務を負っていることを感じた次第です：もしも 22 時までに何らの回答もないならば、私は、貴方が行動の自由を奪われているものと推測します。その時には、私は、貴方の布告における必要前提条件が与えられたものと見なし、民族と祖国の繁栄のために行動するつもりです。私が自らの生涯におけるこの極めて困難な時に、貴方にどんな感情を抱いているか、それを貴方はご存知でありますし、私は言葉では表現することができません。神のご加護が貴方にあって、貴方が一切の事情にもかかわらず、できるだけ早くこちらに来られることが叶いますよう。
>
> 忠実なるヘルマン・ゲーリング

文中にあるとおり、ゲーリングは、今こそ自分の責務を果たすべき時が来たと思っている。

ヒトラーは、おそらく首都と運命を共にする気持ちで数日中に自決するであろう、彼は停戦交渉をするつもりはない、たとえその気を起こしても、ベルリンにいてできる筈はない。その状況は、明らかに 1941 年の布告にある、総統が「行動の自由を奪われた」状態にあたる。そのような場合には後継者ゲーリングに全権を譲り渡す、といわれていたのだから、ゲーリングとしては、時を置かずに、全権を引き継いで、停戦交渉に乗り出さねばならない筈だ。そうすることの正当性の確認を、同日 22 時までに区切って、求めたのである。しかるにヒトラーは、この電報を読んで、これは謀反だ、といって激怒し、ゲーリングの官職をすべて剥奪してしまったという。それはボルマンの讒言に因ることだ、とゲーリング自身は最後まで思っていたようだ。確かにボルマンは、ここを先途とばかり讒言したであろう。しかし、そもそもこの時期、ヒトラーの心中では、すでにゲーリング後継指名の布告など反故になっていた、という推測も、ゲーリングには申し訳ないが、当たっていると思われる。だから電文の始めの方にいわれている、ヒトラーがゲーリングの名前を出して、彼に交渉をさせるよう暗示した、というのは、カール・コラー空軍大将の作り話か、それともゲーリングの思い込みか、である。いずれにせよ、この電報に対するヒトラーの反応によって、ゲーリングは、国家ナンバー2 から、たちまちにして国家反逆者にまで墜ちてしまった。SS の監視による自宅監禁状態に置かれるが、ヒトラーの死、ボルマンの行方不明という経過のおかげで、家族共々何とか命は助かって、空軍の部下に守られてオーストリアに逃れ、5 月 7 日、ザルツブルク州ピンツガウのフィッシュホルン城に至り、そこで意を決し、近くに駐屯する米国第 7 軍第 36 歩兵師団に名乗り出る。5 月 9 日朝までは、家族とフィッシュホルン城に留まることを許され、それから米国第 7 軍司令部の置かれているキッツビューエルへと移される。米軍の取り調べを受けた際、彼は、スーツケース 2 個分の「パラコディン」という薬物の錠剤――最初は歯の鎮痛に用いられたらしい――を所持して、強い嗜癖を顕わしていたという。そのような状態であったにもかかわらず、米軍のキャンプに自ら名乗り出た、ゲーリングの心は、どのようなものであったのだろうか。それを私たちは、「矜持」という語を鍵に推し測ってみることができるであろうと考える。彼は、アイゼンハワーを相手に、停戦交渉を行なうことで、打ち砕かれかけたナンバー2 の誇りをしっかりと取り戻せるものと思ったのだ。ヒトラーの誤解により全官職を解かれたといっても、称号としての「国家元帥」の剥奪にまでは及んでいない（と彼は信じた）。敵軍の最高司令官たる元帥と停戦交渉を行なうに相応しい者は、国家元帥たる自分以外にない。すでに海軍大提督のデーニッツがヒトラーの遺言による後継指名を受けて、大元帥カイテルと共に停戦つまり降伏の交渉を進めつつあるのは知っていたであろうが、ゲーリングの感覚からすれば、あくまで自分は軍人としての位からいって彼らの上官である。国防軍全軍の行動に関わることは、自分でなくては決められる筈がない。つまり彼は、ひとえに、アイゼンハワーと会えることに希望を持って、米軍キャンプ地に出頭したのであった。しかし、そこからの米軍による処遇は、彼の矜持をきわめて残酷に弄んだ。第 7 軍第 36 歩兵師団は、当初彼に対する尊敬を示し、上述のとおり 5 月 9 日朝までは、家族とフィッシュホルン城に留まることを認め、キッツビューエルに移

す時にも、同地のグランドホテルに宿泊を予約させている。そして 5 月 9 日――つまりデーニッツによって「無条件降伏」手続きが完了した日であるが――午後、米国第 7 軍司令部の庭で、ゲーリングは、米英等の外国特派員たちを前に記者会見を開く。そこで彼は、ヒトラーのこと、英国空襲のこと等を語り、戦争をサッカーの試合に例えて、終わった時には敵味方が握手し合うものだ、と論じた。敗戦したといっても、自分は国家元首代理だ、ドイツ国家・国民のための正式和平の交渉には、もうすぐ自分が、アイゼンハワーを相手に取り掛かることになる、といおうとしているようであった。しかし、その頃報告を聞いたアイゼンハワーの激怒によって、扱いは一変する。翌 5 月 10 日、ゲーリングは、アウクスブルクに移送され、普通の戦争捕虜たちと同じく米軍の拘留所に入れられて、10 日間厳しい尋問を受ける。5 月 21 日には、バート・モンドルフの「アッシュキャン Ashcan」に移されてそこでさらに尋問を受け、8 月に他の被告人たちと共にニュルンベルクに入ることになる。ところで、ここで注意しておかねばならないのは、先述したゲーリングのヒトラーとの疎隔の増大、彼の影響力の低下、権力中枢からの疎外といった経過は、実は戦後もかなり経ってから、研究者たちの努力によって解明されたのであって、当時においては、それは権力内部の限られた者にしか分かっていなかった、ということである。よそ目には、彼は戦時中ずっとナンバー2 としての権力を維持し続け、ヒトラーの意を受けてドイツの戦略・政策を取り仕切っていた。空軍を指揮しては、爆撃強襲によって敵の心胆を寒からしめ、経済計画を推進しては、武器増産とともに国民生活の維持に心を砕き、貴重な美術品が戦火で失われるのを防ぐための蒐集保全の文化政策を怠ることもなかった。そのように一貫して権力の中心にあり、国策を担い続けてきた人物と思えばこそ、彼を捕らえた米軍の、初めの数日間における異様な礼遇も生じたのである。ところが今、一転して彼は、普通の戦争捕虜と同じ扱いに落とされ、重要な戦争犯罪容疑者として厳しい取り調べを受ける身となった。そうなったからには、彼はもう、自分の虚像を自分で打ち崩して見せるべき時ではないのだろうか。最後の最後でヒトラーに反逆者呼ばわりされて酷い目に遭ったことは、自ずともう分かられてしまっている。それならばいっそのこと、すでに数年前からそういう方向に追い込まれつつあった、といってしまえばよさそうなものだ。総統との間は急速に冷めつつあったし、ゲッベルス、ヒムラー、ボルマンらによってその修復は絶望的に妨げられていた、自分は戦争拡大を避けるべく、総統に意見しようともしたが、それが聞き容れられる見込みはなく、逆にそのことを通して、ますます総統の自分に対する感情は険しくなっていった――こういえば、戦争あるいはそのための共謀への自分の関与は低かったことを証明することが可能であり、罪刑の軽減に繋がるかもしれない。ただし、ナンバー2 としての矜持は、決定的に失われる。まさにこの段階での、ゲーリングの心の葛藤を思う時、私は、彼に対する或る種の敬意が沸き上がってくるのを禁じ得ないのである。ゲーリングがモンドルフに移された時、妻エミーと娘のエッダ（＝カリンは 1931 年に心臓病で死去し、ゲーリングは 1935 年 4 月に女優のエミー・ゾンネマンと再婚、1938 年にエッダが生まれていた）も付き添って行って、近くに宿を取った。母子は、その後ニュルンベルクにも移り住んだ。エミーは、ヒトラーの自分た

ちに対する最後の仕打ちを、許せないと思い、彼の不実を深く憎んでおり、夫には、ヒトラーの悪を洗いざらい暴露して、せめて自分の罪責は免れてもらいたい、と切に望んでいた。ゲーリングは、妻のその気持ちも痛いほど分かっていながら、それでもなお、いわば総統に対する忠誠を貫く道を選んだのだ。彼は法廷で、NSDAP の理念を語り、ヒトラーの政策を語り、その政策実行を援けた自分の立場を主張して、この十数年間におけるドイツ国家の行動を肯定しようと努めることになる。そういえば、ニュルンベルクで、彼は、心理士ギルバート等に、「ニーベルンゲンの忠誠」というものについて大切そうに語ることがあったという。ギルバートは、そういわれても、物語とゲーリング自身の言動とがどう対応するのか、よく分からない、とややとぼけ気味であるが、全篇の敵役ハーゲン・トロニエとニュルンベルクのゲーリングとが、イメージにおいて多分に重なり合っていることは、誰もが思うとおりであろう。ハーゲンは、王の義弟である英雄ジークフリートを、背後から投げ槍で一刺しして殺した。ジークフリートの妻クリームヒルト――グンター王の実妹――が、王妃ブリュンヒルトを辱めたのを許せなかったからである。ジークフリートに直接の責任はない。しかし、王と王妃に辱めが及んだのを、臣として決して放っておいてはならない。背後からの一刺しという、卑劣極まりない仕方を用いてでも、ジークフリートを殺さなくてはならなかった。「ニーベルンゲンの忠誠」といえば、このハーゲンの行為を措いて他にない。そして王家 3 兄弟――グンター、ゲールノート、ギーゼルヘル――が、揃ってこの忠誠に対する証人になった。夫の敵ハーゲンの誅殺を求めるクリームヒルトの懇願を、彼らは拒絶した。末弟ギーゼルヘルが、姉の剣幕に怯みそうになりながらも、いい返す：「姉上、忠誠には忠誠をもって報いるのです、我らの楯はどこまでもハーゲンを守ります」――だから、物語との細かい対応は問題ではない、「忠誠」とはそういうものをいうのだ、自分もその格率でいくのだ、とゲーリングは、いおうとしているわけである。日本人の気に入る表現でいうならば、ゲーリングは、武士道に類比的な騎士道の精神で裁判に臨んでいる。

バート・モンドルフは、風光明媚な保養地であるし、米軍が「キャンプ・アッシュキャン」と名づけた特別収容所も、その呼び方はともかく、高級リゾートホテルを借り切って、そこに 86 名の主要戦争犯罪容疑者を集めた、というのだから、ゲーリングにとっては、そこで健康回復ならびに精神的立ち直りの機会が与えられた、といってよいであろう。彼は、デーニッツ、リッベントロプ、カイテルらとの再会に刺激されて、本来なら後継元首となって連合国との交渉を進める筈であった自分を思い、心中にナンバー2 の意気地が再び沸き上がり満ちてくるのを、はっきりと感じたに違いない。薬物依存の状態からも、米軍付の医師たちの懸命の介護――もちろん彼にちゃんと裁判を受けさせ、刑を受け入れさせるため、であるが――によって、脱することができた。だから、ニュルンベルクに来た時、ゲーリングの気持ちは、もうしっかりしていた。最後の戦いに向けての準備が、整っていたのだ。法廷開始数日前の 1945 年 11 月 11，12 両日、彼の独房を訪ねた心理士ギルバートは、次のようなコメントを引き出している：

11 月 11 日

「裁判に関していえば、それはただ、示し合わせて仕組まれた政治的事柄にすぎないし、私は、その結果に対する心構えができている。判決にあたっては、裁判官たちよりも、新聞雑誌の方が、より重要な役割を演ずることを、私は疑わない。――そして、少なくともロシアおよびフランスの裁判官たちは、すでに指令を受けていると、私は確信している。私は、私の為したすべてのことについて発言し答えることができるが、しかし、私の為さなかったことについては、それはできない。しかしながら、勝利者が裁判官だ……私は、何が私を待ち受けているか、を知っている。そればかりか、今日ちょうど、妻宛てに別れの手紙を書いているところだ。

……

11 月 12 日

〔ヒトラーが自殺したことを卑怯とは思わない、という話から〕

ゲーリング：「つまるところ、彼は、ドイツ国家の総統であった。ヒトラーが監房に坐って、戦争犯罪人として外国の法廷で裁判を受けるのを待っているところなど、私にはおよそ想像もつかない。彼が最後に私を憎み嫌ったとしても、だ。とどのつまり、彼は、ドイツの象徴であったのだ。もしも前の大戦の後にカイザーを裁判にかけていたらどうなったであろうか、というのと同じ話だ。ほら、日本人たちですら、彼らのカイザー〔＝天皇〕を裁判に引き出さないと、あくまで主張したであろう。――私にとっても、今、状況がどんなにもっと困難であろうと、まったく問題ではない――私は、ヒトラーが生きながらにして囚人として外国の裁判に引き出されているのを見るよりは、むしろ、すべての結果を我が身に引き受ける、――いや、そんなのは、絶対に想像もできないことなのだ。しかし、ヒムラーに関しては別である。彼は、少なくとも自分自身および自分の部下たちに対して、きっちりと責任を持つべきであった。彼は、彼の大量殺戮命令についてのあらゆる関知について、多くの被告人たちの罪責を軽減してやることができたであろうに。――どのようにして彼が、これらのことをやってのけることができ、そしてやりおおせたのか、私には決して分かりようがない」

ギルバート：「世界中が知っていた残虐行為に関して、あなたは、何も聞き及んでいなかったのですか？」

ゲーリング：「おお、噂はかなりたくさん聞いたが、しかし、そういったものは、もちろん何ら信じられなかった。だがやはり、それらの命令を実行しなくてはならなかった、SS の大将たちの何人かは、それに関してすべてを知っていたに違いない。いったい、どのようにして彼らは、これを彼らの良心と一致させることができたのだろうか？それが私には分からない」

（グスタフ・ギルバート、前掲書、18、20 ページ、私訳）

ゲーリングの心境は、悲壮という以外にないであろう。今、戦争が終わり、時の理に従って、戦勝者による裁判が行なわれようとしている。戦勝者は絶対の裁き手であるから、その判決から逃れる術はない。自分の運命は定まっている。しかし自分は、総統への忠誠を貫く。NSDAP の理念と総統に率いられたドイツ国家の行動の正当性を、法廷の弁論によって遺憾

なく明らかにしてみせる。ただし、いわれているところの残虐行為に関しては、自分は語ることも答えることもできないし、すべきでもない、それはヒムラーがしたことだから――このように思い定めて、ゲーリングは、このニュルンベルクにおいて、いわば最後の法戦を戦いぬいて、死に場所を見出そうとしている。

法戦を戦いぬくための必要条件は、皆の心を一つにすることであった。譬えで表現するならば、被告人席に密集方陣を築いて、仲間同士楯で守り合って、敵の四方からの圧倒的な攻撃を突き返す。それでも一人また一人と仆れていって、最後には全員果てる運命を避けることはできないが、これで何とか意地を貫き通すことはできる。だからゲーリングは、法廷開始と同時に、皆をリードして、自分と同じ心に合わせるべく努めた。しかし、それは土台無理な試みであったのだ。被告人たちの多くは、すでに、ヒトラーと自分との間の隔たりを強調することで、いくらかでも自分の罪責を軽くしたい、という気持ちに傾いていた。甚だしくは、シャハトのように、自分ははっきりとヒトラーと考えを異にして、早くに見切りをつけてしまっていた、と言い張る者もいた。一方にはまた、フランクのように、残虐行為の存在をはっきり認めて、積極的に改悛の情を現わし示す者もいた。ゲーリングと同じような心持ちになれる者は、はっきりいえば一人もいなかったのだ。それに、彼らは皆、権力の部内者であった。ここ数年におけるゲーリングの凋落ぶりについて、彼らはそれぞれ多かれ少なかれ情報を持っていた。だから、ここに来てゲーリングがナンバー2 の威厳を取り繕おうとするかの如き様子を目にして、意地悪い気持ちにならずにはいられなかったであろう。彼らが陰でゲーリングのことを指していう呼び方は「太っちょ der Dicke」であったのだという。ニュルンベルクで独房間の往き来は許されていなかったから、被告人相互が会話できるのは、開廷日の昼食休憩の時間、および午前、午後の審理中に各 1 回、10 分間ほど設けられる休憩時間に限られていた。特に昼食休憩は 2 時間近くもあり、その間テーブルを囲んでの会話ができ、食後には中庭を散歩することも認められていたから、それは或る程度内容のある意見交換ができる唯一の機会であった。当然ゲーリングは、これを最大限に利用しようとした。だがそれは、上述のとおりすでに離れている相手の心を、無理にこちらに引き寄せようとする試みであったのだから、円滑に遣り取りが進む筈はない。相手の反発を感じ取ったゲーリングが、声を荒げ、恫喝とも見られる態度に訴えることも、しばしばであった。若手のシーラッハ、フリッチェ等には、それは特に応えていたと思われる。そのうちついに、ゲーリングの怒りが、大爆発する時が来た。相手はシュペーアであった。でもそれは、彼との食卓での議論がきっかけになったのではなくて、審理における検察側証人に対する、何と弁護人の反対尋問の言葉が、原因であった。法廷第 26 日の 1946 年 1 月 3 日といえば、オーレンドルフが出廷して証言を行なった日である。ゲーリングは、エイメンの尋問に答えるオーレンドルフの様子に、強い憤懣を抱いたので、昼食休憩の時にはオーレンドルフを悪罵して周囲を辟易させていたのだが、彼に決定的な衝撃を与えたのは、午後になって弁護人の反対尋問に移ってからの、エゴン・クブショク（パーペンおよびドイツ国家政府弁護人）の言葉であった：

クブショク：　証人、あなたは、SD の部長としての位置において、内閣構成員たちの信頼価値およびきわめて重要な事がらの秘密保持に関してもまた、イメージを描くことができるでしょう。どうぞ、以下の問いに答えてください、すなわち、抹消のことに関して、本日ここで詳述された命令は、あなたの見解では、内閣において生じたものであるのかどうか、また、この命令は、あなたの見解では、個々の内閣構成員たちにもまた通知されたのかどうか？

オーレンドルフ：　両方の問いには「いいえ nein」と答えるべきであると、私は確信しています。

クブショク：　さらに、私は、証人にいくつかの質問をしたいと思います、それは被告人シュペーアのためですが、被告人シュペーアの弁護人は本日欠席であり、私がこの任務を、同僚の誼をもって引き受けたからであります。
証人、被告人シュペーアがヒトラーの命令に反対して、工業その他の施設の破壊を阻止するための措置を取ったことは、あなたには知られていますか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

クブショク：　これらの措置が国内の範囲を超えて、上シュレージェン等々の当時まだ占領されていた地域にまで及んだ、ということも？

オーレンドルフ：　私が思うに、このことが私に知られるに至った時期は、たいへん遅かったために、西部の僅かの地域は別として、東部地域は、それに関してもはや考慮の対象とはなりませんでした。

クブショク：　もう一つ、ひょっとしてあなたが知っているかもしれないことの質問です。被告人シュペーアがこの年の 2 月中頃に、ヒトラーの暗殺を準備していたということを、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　いいえ。

クブショク：　シュペーアがヒムラーを、彼が自身で責任を負い、かつひょっとすれば罪のない者たちのために証明することができるよう、連合国軍に引き渡そうと企てたということを、あなたは知っていますか？

オーレンドルフ：　いいえ。

クブショク：　それでは、この問いは、ひょっとしたら誰か他の証人によって正しいと証明されるか

もしれません。さて、あなたは、7 月 20 日の出来事に関して、詳細に知っていますか？

オーレンドルフ：　かなりの部分にわたって、です。

クブショク：　7 月 20 日の暗殺計画者たちの間においても、被告人シュペーアが大臣職の継続を予定されていたことは、あなたに知られていますか？

オーレンドルフ：　はい、たしかに。

クブショク：　それに関して、何かもっと詳しいことはあなたに知られていますか？

オーレンドルフ：　7 月 20 日の関与者たちの側から、私に知られているのは、彼らが組織図の上で、彼〔＝シュペーア〕の軍需大臣職の継続を予定していた、ということだけです。

クブショク：　証人、7 月 20 日の暗殺計画者たちのこの計画は、被告人シュペーアが彼の活動の故に、ただこの人々の間ばかりではなく、その他の範囲においても、政治家ではなくて純然たる専門家とみなされていた、ということに、原因を帰せられるべきものであったと、あなたは考えますか？

オーレンドルフ：　その質問にお答えするのはたいへん難しいことです。もしもひとが、国家の最終的政治決定の地位にたいへん近い関係にあって、ひょっとしたら、その提起・提言に基づいて決定が下されるほどの、最重要な要因であったかもしれない、というのならば、その人が政治的でないと見なされるのは、たいへん難しいことです；他方において大臣シュペーアは、著しく政治的な人間としては知られておらず、あるいはそういう者であるとは見なされていませんでした。
（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundzwanzigster+Tag.+Donnerstag,+3.+Januar+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

思いがけぬところで飛び出したシュペーアの話題は、被告人席の皆――シュペーア以外ということだが――を驚愕させたが、特にゲーリングにとっては、それは彼の考えていた法廷戦略を根底から覆す意味を持っていた。戦争の後半から末期にかけてヒトラーの信頼最も篤かった軍需大臣が、ヒトラー排除を画策する側にいた、ということが暴露されてしまった以上、ゲーリングが縋ろうとしていた統一戦線は、主要部分で破綻し、一挙に崩れ去ってしまった、といわざるを得ない。しかもこんなことを、シュペーアは、自分の弁護人でもないクブショクに特に頼んで、よりによってオーレンドルフに質問をかけてもらう、という――ゲーリングから見れば――卑劣な方法に訴えて、出し抜けにやってのけた。「自分だけ助かろうとしおって」――シュペーアに対するゲーリングの激怒は、止めようがなかった。短い休憩時間、被告人席の背後に廻ったゲーリングは、後列の反対側端近くの席に坐っているシ

ュペーアに後ろから詰め寄って、彼の裏切りを激しく詰った。ところが何と、シュペーアも負けずにいい返してきた。そしていくつかの激しい言葉のやり取りの後、シュペーアが「とっとと失せろ！」――原語では「地獄の悪魔のところへ」という表現が入っている――と怒鳴った。さすがのゲーリングも、これには言葉を失ってしまった。そして決まりの悪さを誤魔化すために、シュペーアのちょうど前あたりの席に坐っているフンクの方にかがんで、「ついでだが、オーレンドルフについては君のいうとおりだ」といった。昼食休憩の時、彼がオーレンドルフのことを悪くいったのに対して、フンクがかなり擁護していたからである。それからすぐに自分の席に戻ったゲーリングは、近くのヘス、リッベントロプ、カイテルを相手に、けしからん裏切りのことについてブツブツいいながら休憩時間を過ごしたのだそうだ。翌1月4日（法廷第27日）は、検察の証拠調べは、参謀本部および国防軍最高司令部に対する訴因の立証に移っていて、この日はヨードルが昼食休憩で強い憤りを表明する番であったが、ゲーリングはなお、シュペーアに対する仕返しのことで頭がいっぱいだったようだ。仕返しがどんな形をとったか、については、ギルバートが伝えてくれている：

> 昼食休憩：ゲーリングは、くつろいだ話を真っ最中で止め、怒り狂ってテーブルを叩いた：「忌々しい！敵が我々に何をしようとするか、など、俺は糞ほども気にならない。だが、ドイツ人同士がお互いに裏切るのを見ると、胸糞が悪くなるのだ！」シーラッハが立ち上がり、まるで彼のために任務を果たすつもりででもあるかのように、彼に恭しく頷いた。「あの大ばか者のところに行って、奴と話せ！」とゲーリングがいった。シーラッハが室外の廊下を、シュペーアと議論しながら、行ったり来たりしているのが見えた。彼らの話については、シュペーアが通り過ぎる時にいった言葉だけ聴き取ることができた：「……この点で彼は、あまりにもたいへんな卑怯者だったのだ……」
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、107ページ私訳）

ゲーリングの昼食時の狼藉ぶりを、いつも一緒について皆の様子を観察している役のギルバートが、誰よりも苦々しく思っていたに違いない。ギルバートは、看守長バートン・アンドリュース大佐の指図であったといっているが、とにかく彼の案どおりに、1946年2月18日（月、法廷第61日）から昼食時の座席が指定され、ゲーリングは一人別室でぼっち飯を食らわされることになった。どんなふうな座席配置になったのか、ということは、ギルバート自身が伝えてくれている：

> アンドリュース大佐が、被告人たちの昼食のために新しいテーブル席順を考案するよう、私に頼んだ、それでもって被告人たちを5つのスペースに組分けして、各スペース4人一緒に食事させ、ゲーリングのためだけには、他に一室を用意するようにせよ、ということであった。私は、下記のような席順を考えたのだが、その際私は、被告人たちを威圧しようとするゲーリングの試みを失敗させるために、個々の被告人たちの態度、影響力、服従性を考慮した。
>
> 1. *ジュニア・テーブル*：シュペーア、フリッチェ、シーラッハ、フンク（これによって、シュペーア

とフリッチェが他の二人をゲーリングの影響から守り、かつシーラッハは、ヒトラーがドイツの青年たちを騙したのであって、人種差別政策がドイツにとっての大惨事であった、ということを言明する機会さえ得る、ということが達成されるであろう）

2. *シニア・テーブル*: パーペン、ノイラート、シャハト、デーニッツ（ここでは年長の保守主義者たちが、シャハトに元気づけられて、ヒトラーとリッベントロプとに罪を帰するチャンスを得るであろうし、またデーニッツは、今後彼の「将校の名誉」との葛藤に悩まなくてもよいように、彼らから影響を受けてくれるだろう）
3. フランク、ザイス - インクヴァルト、カイテル、ザウッケル（カイテルは、ゲーリングから分離されるべきであり、フランクの熱情的なヒトラー非難、罪責抑圧と自白用意による試練を得るべきである。全般的に見て、これは、多くを語り合わないが、時折、自分たちが罪を意識していることを示すような、グループである）
4. レーダー、シュトライヒャー、ヘス、リッベントロプ（強情なナチスの者たちだが、彼らは禁止された話題を話し合う機会も持たないであろう、それは、シュトライヒャーがいるためであり、ヘスの秘密めかした態度のためであり、レーダーの秘密保持の慎重さのためであり、リッベントロプの絶望的態度のためである――これが彼らをずっと無害化し続けていた）
5. ヨードル、フリック、カルテンブルンナー、ローゼンベルク
6. ゲーリング

（グスタフ・ギルバート、前掲書、158 ページ、私訳）

ゲーリングの影響を排するためなら、彼を別室に移すだけでよい筈であるが、この際全員、食堂の 5 つのテーブルへのグループ分けを行なうというのも、見事に機を捉えた処置であるといえる。そして、その分け方は、判決を先取りしているといってもいいほど、見事な合致を示している。ギルバートは、この時点で結末まで予測できる立場にあった、ということが窺われるのである。「ジュニア」「シニア」と名づけたテーブルの者たちは、「助かる」と思われている。大事なのは、彼らが真っ当な態度で結審を迎えることができる、ということだ。互い同士その方向でよい影響を与え合うであろうと、期待されている。特に、「ジュニア」の者たちについては、それぞれゲーリングの影響から免れて、自由に発言できて、互いに他に対する認罪教育効果を上げてくれるに違いないと思われている。カイテルは、助からないが、せめて罪責を認めて告白してほしいという思いから、フランクと同じテーブルに着くことにされている。ザイス - インクヴァルト、ザウッケルも同様の考えで、このグループに入れられていると見られる。ヨードルのグループ分けの根拠は不明である。あるいは、彼の軍事作戦に関する議論が座を紛糾させる可能性を恐れたのかもしれない。いずれにしても、彼は嫌われている。リッベントロプは……見縊られたものである。それにしても、自分の判断で囚人たちに対してこのような措置を取ったということを、その意図まで説明をつけて堂々と公表できる心理士の神経に、私は、或る種の感慨を覚えるのを禁じ得ない。彼も、ニュルンベルクの幸せなルーズヴェルト信奉者の一人であったようだ。二十数名の「主要戦

争犯罪人」たちのメンタルケアを任され、法廷では昼食休憩時間も含めて彼らにピッタリと付き従い、休日や夜間等には随時独房を訪ねて一人一人の話し相手になってやった。そうしながら、望ましい形の結審に向けて、彼らの心を誘導し教導することに努めた。その任務はたいへん困難なものであったには違いないが、心理学者としてこれ以上ないほどにやりがいのあるものであったにも違いない。だが、それを成功裏に終えられるかどうかも、つまるところはゲーリングとの勝負にかかっていたのだ。だから、食卓の座席配置換えは、ギルバートが勝負に出た一手であった。といっても、もちろん、自分が戦勝者という絶対優位の側に身を置いている以上、それでしくじる恐れはなかったわけである。2 月 18 日の昼食時、被告人たちは、突然の座席指定に、一様に怪訝そうな様子を示し、不快感を示したが、中でもゲーリングが激しく怒ったのであることは、いうまでもない。彼は、自分だけ暖房も効かず日当たりも悪い狭い部屋に入れられたことに対して直接文句をいった。昼食休憩が終わって一人ずつ法廷に入場する時には、彼は、ずっと入り口のドアの脇に立って、入っていく者と目を合わせては、米国人の仕打ちを嘲笑ってやろうとした。でもそれに応じたのはヘスとレーダーだけで、他は皆、彼の顔も見ないで通って行ったそうである。最後に被告人席についたゲーリングは、なおブツブツいいながら他の被告人たちの同情を惹こうとしたが、思うような反応は得られてはいなかったという。その日の晩の独房訪問の結果については、ギルバートは、彼の措置の意味を理解して感謝する気持ちになっているシュペーアとフランクのコメントだけを伝えている。

被告人個別弁護の先頭を切ってゲーリング弁護が始まったのは、法廷第 77 日の 1946 年 3 月 8 日であった。弁護人シュターマーが申請した証人は、空軍大将カール・ボーデンシャッツ（ゲーリング副官）、大元帥エアハルト・ミルヒ（空軍統監・国家航空運輸次官）、空軍大佐ベルント・フォン・ブラウヒッチュ（ゲーリング副官）、パウル・ケルナー（国務次官、ゲーリング補佐）、大元帥アルベルト・ケッセリング（諸戦闘における空軍作戦司令官）およびスウェーデン人技術者・実業家ビルガー・ダーレルスであった。前者 5 人は、ゲーリング自身の弁論（被告人尋問）に先立って証人尋問を受けたが、ダーレルスはなかなか出廷の都合がつきにくかったために、3 月 19 日（法廷第 85 日）になって、すでに始まっている被告人尋問を中断する形で、証人尋問を受けることになった。シュターマーの立てた弁護戦術は、はっきりしていた。それはすなわち、ゲーリングがナチス政権内にあって戦争を避けようと努めていた穏健派であったことを、徹底して強調しようというものであった。彼は、ドイツ国家の目標たる領土回復・居住民保護を、武力行使に訴えずして達成する道を常に求めようとしていた、彼の構想では、空軍を含めて武装は、あくまで他国との装備のバランスを保つことによって、防衛に効果を上げるためのものであった、ミュンヘン協定は彼の努力の結果であったが、それでかえって、対チェコスロヴァキア解体・併合政策は、彼に相談なく実行されてしまった、対英国・対ソ連の開戦が迫った時にも、彼はギリギリまで戦争回避のために努力した――これらのことについて、ゲーリングの近くに在って実情をよく知っていた者たちから、説得力のある証言を引き出そうとしたのである。これはもちろん、シュタ

ーマーがゲーリング本人とよく相談して打ち出した方針であったに違いないが、ともすれば、ゲーリングの本意から乖離しかねないという問題性を含んでいたことも、否定できない。常に開戦を避けようとしていたということは、彼がヒトラーの推進しようとする国策についていけないで、とかくブレーキをかけたがる政権内の消極分子であったということを、意味するだけのことかもしれない、そしてそのように努力したとしても、実際には開戦を押し止める力にはなれなかったのであるから、つまり彼の影響力は、いわれるほど強いものではなかったのではないか、さらにいうならば、ヒトラーの意志に反するような態度を示すたびに、彼は、総統の信頼を失い、疎んじられて、権力中枢からどんどん遠ざけられていったのではないか――そういった推測を促すような方向に、証人たちの証言が作用するのなら、たとえそれが、ゲーリングの罪責の軽減に繋がるいくばくかの効果を持っているにしても、今の彼にとって最も大切な、ナンバー2 の威信は失墜してしまう。彼の矜持は決定的に損なわれてしまうであろう。実際、証人たちの言葉の中には、こうした心配をそのまま現実のものにしてしまいそうな部分が、いくつか含まれていた。顕著なところを挙げてみるならば、まずボーデンシャッツの以下の証言：

シュターマー：　どの時点から、ゲーリング国家元帥は、ヒトラーへの影響力を失いましたか？

ボーデンシャッツ：　私の個人的見解および確信によるならば、ヘルマン・ゲーリングは、1943 年春以降、アドルフ・ヒトラーへの影響力を失いました。

シュターマー：　如何なる理由によって、ですか？

ボーデンシャッツ：　英国空軍によるドイツ諸都市への大規模夜襲の開始が、この時期に当たります。この時期以来、ヒトラーとゲーリングとの間に意見の相違が生じ、それは続く時期において、ますます増大していきました。

あらゆる努力にもかかわらず、国家元帥は、以前のように総統に対する影響力を発揮することには、もはや成功しませんでした。この影響力が弱まっていったことの外的な兆候は、次のようなことです：

1. 総統は、以前よりも激しい批判を行なう
2. アドルフ・ヒトラーとヘルマン・ゲーリングとの間の、以前には長く続いていた個別会談は、短くなり、稀になり、そしてついには、まったくなくなってしまう。
3. 国家元帥は、重要な相談には、もはや呼ばれない。
4. 最後の数か月・数週間においては、アドルフ・ヒトラーとヘルマン・ゲーリングとの間の緊張は極度に高まって、彼は、ついに逮捕される。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundsiebzigster+Tag.+Montag,+11.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

また、ミルヒは、空軍最高司令官の職務を代行することが、かなり早い時期から度々あった、と推測されていたには違いないのであるが、検察の反対尋問を受けている中で、思いがけない事実が飛び出してきた：

ロバーツ：　……あなたは、1939 年 5 月 23 日、首相官房で行われた部局長協議会に出席していましたか？

ミルヒ：　日付は？もう一度お願いします。

ロバーツ：　文書 L-79 をご覧いただきたい。あなたはそれを、すでに金曜日〔＝前審理日〕に見られたことと思うが。

ミルヒ：　5 月 23 日ですね？

ロバーツ：　はい、そのとおり。なおそこに、誰が出席していたかをだけ、思い出していただきたい：総統、ゲーリング、レーダー、フォン・ブラウヒッチュ、カイテル、あなた、ハルダー、ボーデンシャッツ将軍、ヴァーリモント……ヴァーリモントはヨードルの代理でしたか？

ミルヒ：　誰の代わりに彼が出席していたのか、私には分かりません。

ロバーツ：　結構。……で、他にも幾人かいたようだが、これ以上列挙しますまい。さて、証人、この人々は、ドイツ国防軍の指導者たちでしたか？

ミルヒ：　付け加えて申してもよろしいか、私の記憶では、ゲーリング元帥は、出席していなかった、私は見た覚えがありません。

ロバーツ：　彼は出席していた、とここに書いてある。あなたは、彼がいなかったと思うのですか？

ミルヒ：　はい、私は見た覚えがない、私の記憶では、私は彼の代理として連れ出された、直前ギリギリのことでした。

ロバーツ：　よろしい、ゲーリングがいなかったのだとしたら、彼は別として、集まったのは皆、ドイツ軍部の指導者たちであった。そのとおりですか？

ミルヒ：　はい。陸軍最高司令官、海軍最高司令官、最高司令本部、そうです。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundsiebzigster+Tag.+Montag,+11.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

これは前に一度引用した部分である。ロバーツは、ここから続けて、ここに集まった面々はドイツ国防軍の指導者たちであるから、皆「紳士」でなくてはならない筈だといい、「紳士」たちが揃って、総統の公約違反演説をご無理ご尤もとばかり拝聴しているとは何事だ、といって激しく詰るのであって、そのことはすでに見られたとおりであるが、今注目するのは、その前にミルヒがふと気づいて告げた「ゲーリングはいなかった」という情報である。わざわざいわれているところからすれば、おそらく「いなかった」というのが事実なのだろう。この時期、これだけの顔ぶれが揃って、総統から重要な戦略について告知される会合に、ゲーリングは外されていた、しかも議事録には出席していたように名前が記されていた――この事実は、聞く者にかなり強い印象を与えて、ゲーリング像の何らかの修正を迫らずにはいなかったと思われる。

ボーデンシャッツからケッセリングに至る 5 名の証人の尋問は、法廷第 77 日（3 月 8 日・金）、同 78 日（3 月 11 日・月）、同 79 日（3 月 12 日）の 3 日間を丸々費やしてもまだ終わらず、ケッセリングの尋問は法廷第 80 日（3 月 13 日）の午後の部の途中まで食い込んだ。それだけの時間がかかったのは、実は、ジャクソンら検察側の反対尋問が異様に長かったことによる。5 人の証人は、いずれもすでに米軍または英軍によって囚われの身となっていて、調書を取られていたのであり、ミルヒ、ケッセリングをはじめとして、それぞれ重要な犯罪嫌疑をかけられていた。だからニュルンベルクでも、検察は、彼らを証人よりは容疑者――きわめて嫌疑の濃い――とみなしており、反対尋問を、彼ら自身を起訴するための準備の機会として利用しようとしていた。だから反対尋問は執拗を極め、証人がさきにシュターマーの尋問に答えてなした、せっかくのゲーリングに有利になる証言も、ジャクソンらの鋭い論鋒によってあっけなく無力化され、逆に証人の罪状を予想させるような材料が次々と引き出される、といった具合であった。そうした展開を、数日間にわたって（週末の休廷日も挟んでいた）被告席で見守るよりほかなかったゲーリングの心中は、察するに余りあるといわねばなるまい。法廷第 80 日の 3 月 13 日午後、ついに彼は、本当に待ちかねた気分で証人台に上がる。そして滔々と雄弁を揮ったのである。形の上では、それはあくまで被告人本人を証人とする尋問なのであるから、彼は、弁護人シュターマーの質問によって誘導あるいは促されて、申し開きのための答弁をしたのであるが、今、発言記録文書だけからも十分に伝わってくるとおり、ここにはゲーリングの、あたかもドイツ国家・国軍の立場を代弁するかの如き堂々たる弁論が繰り広げられている。ほとんど演説といってもいいぐらいだ。途中、

裁判長ローレンスが心配して、これはいつ終わるのか？とシュターマーに尋ねるような場面もあったが、シュターマーは、もう少しで何とか収めたいと思いますから、といった調子で宥めつつ、法廷第 81 日（3 月 14 日）、同第 82 日（3 月 15 日、金）を丸々使ってしまった。同第 83 日（3 月 16 日、土＝裁判長の裁量で、この日午前だけ開廷することになった）になるとシュターマーは、来週にはもう一人の重要証人ダーレルスが出廷できるので、その証人尋問が終わった後、もう一度自分にゲーリングを尋問する機会を与えてほしいと申し出、それが聞き容れられたので、やっと、ひとまず自分の尋問に区切りをつけて、他の弁護人たちや検察に尋問の番を譲った。そこまでにゲーリングの語ったことのうちから、いくつかの要点を、始めの方からだいたい順番どおりに拾い上げてみるならば、彼はまず型通りに、生い立ちと、続いて第一次大戦での活動とを述べた後、ヒトラーとの出会い、NSDAP の理念への共鳴、入党、そして SA を育てて 23 年秋、ミュンヘンでの蹶起に加わった次第を語る。それから今度は再入党の後、国会議長としてヒトラー政権の成立に奔走した様子を、聞く者の心に当時の政局をまざまざと蘇らせるかの如き鮮やかさをもって描き示す。さらに政権獲得後には、治安のために警察組織の強化に努め、思想的に要再教育と見なされる者たちのための収容所（KZ＝Konzentrationslager は、「強制収容所」と訳されるが、語のもとの意味からすれば「集合収容所」ということであり、少なくともゲーリングは、当初そういう意味のものとして考えていたには違いない）を創設し、レームのクーデターを未然に防ぐといったことを、政権担当者としての責任において行なったと主張している。ここまでのところ、ゲーリングは、まさに満々たる自信を持って説き進んでいるのであるが、その自信を根本において支えるものが何であったかといえば、それは、自分たちのナチス政権が国民の支持を得た合法政権であり、諸外国からもそれと認められていて、国家の政権として真っ当な政策を推し進めていた、ということに対する信念である、といってよいであろう。そのことは、演説あるいは答弁のうちの、次の諸部分に集約的に表現されている：

シュターマー：　それではあなたの見解では、党は、合法的に政権の座に就いたのですか？

ゲーリング：　無論のこと、党は、完全に合法的に政権の座に就きました、何故なら党は、憲法に従って国家大統領によって任命されたのだからであり、かつ、原則すなわち現に通用していた原則に従うならば、すでにずっと早くに任命されていなくてはならなかった筈だからです。党は、もっぱらただ、正規の選挙と当時通用していた選挙法という道を通って、力を得、政権の座に就いたのです。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtzigster+Tag.+Mittwoch,+13.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

……

シュターマー：　国家社会主義の政府は、諸外国によって承認されていますか？

ゲーリング：　我々の政府は、その最初の日から承認され、最後まで承認され続けていました、すなわち、敵対的紛糾に巻き込まれることによって、個々の国々との外交的関係が、遮断されるようなことがなかった限りにおいて、という意味です。

シュターマー：　外国の外交代表が、ニュルンベルクにおけるあなた方の党大会を訪れていましたか？

ゲーリング：　外交代表団は、運動の最大の行事かつ最大の表示としての党大会に、招待されていて、そしてそれら代表団はまた、全員揃って出席しました、毎年全員揃ってというわけではなかったが、しかし、或る年の党大会のことを、私は、とてもよく覚えています。

シュターマー：　いつの年までのことでしたか？

ゲーリング：　1938 年、最後の党大会までです。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einundachtzigster+Tag.+Donnerstag,+14.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

1930 年代のドイツをめぐるヨーロッパ史について、検察がアナザー・ストーリーを作り上げたということは、前に述べたとおりであるが、今ここでゲーリングによって、久しぶりに「アナザー」でない方の正史が語られている、ということになる。いや、ニュルンベルク法廷の枠内でいうならば、むしろ検察が綿密に編集して仕上げたストーリーに対して、ゲーリングがドイツ側からのアナザー・ストーリーを語って、一矢を報いた、というべきであろうか。いずれにしても、ゲーリングの弁論は、被告人たちの多くに溜飲の下がる思いをもたらすものであった。彼らの称賛を背に感じながら、ゲーリングは、さらに勢いづいて論を進める。ナチス政権が、ドイツ国民の支持を得た合法政権であり、諸外国にもそれと認められている、という以上は、その推進する政策は、緊張した国際関係の中で他との力関係の均衡を失わず、極力外交交渉によってドイツ国民の願望を達成しようとする、一個の国家としての真っ当な政策以外のものではあり得ない筈である。事実そのとおりであったということを、ゲーリングは、ナチス政権の行なった一つ一つの政策の趣旨を説明することを通して、明らかにしようとするのである：

シュターマー：　少し別のことになりますが：如何なる理由によって、軍縮会議の拒否および国際連盟からの脱退に至ったのですか？

ゲーリング：　その主要な理由は、とりわけまず、ドイツの軍縮完了後には同様に軍縮の義務を負っていた他の諸国が、これをしなかった、ということでした。

第二の点は、正当なドイツ側修正提案を何らかの形で取り上げるということを、快くする気持ちもまったくないことがはっきりした、ということでした。

第三には、ポーランド、リトアニア等々他国によるヴェルサイユ条約および国際連盟規約に対するいく度かに及ぶ違反が起こってきて、それらは最初のうちこそ国際連盟によって叱責されていましたが、しまいには正されず、かえって既成事実として受け入れられるようになった、ということ。

第四には、少数民族的居住者問題に関するドイツの訴願は、たしかに議論され、訴願提出の対象となった諸国に対して善意ある忠告が行なわれたものの、しかし事実上は、その処理のために何も行なわれなかった、ということ。

これらが、国際連盟および軍縮会議からの脱退の理由でした。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einundachtzigster+Tag.+Donnerstag,+14.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ゲーリングは、この後さらに、空軍創設のこと、4 ヵ年計画の目的、およびラインラント進駐の理由について、順に熱弁を揮う。空軍創設は、あくまで他国との力関係のバランスを失わないための軍備増強の一環であって、作り出されたのはもっぱらディフェンシヴな性格の組織であり、侵略戦争での使用など想定されてはいなかった。4 ヵ年計画は、直接には当時の農業生産危機によって触発された経済強化策であり、たとえ戦争状態になっても耐えていくことが可能なほどの――というのはあくまで目印――自足的経済基盤を築くことを目的とするもので、戦争準備の経済体制を作り上げようとするものではなかった。ラインラントに兵を入れたことについては、当然防衛措置と解されるべきである。この地域の非武装という、ヴェルサイユ条約による主権制約を、ドイツはロカルノ条約であらためて承認していたのだが、1935 年にフランスがソヴィエト連邦と相互援助条約を結んだことによって、周辺状況がまったく変わり、ドイツは西部国境に脅威を感ずることになった。主権領域内に居住する国民の安全確保のために、この地域に或る程度の――ごく小規模の――兵力を配置することは、ドイツ国政府として当然の対策であり、義務である――このあたり、理路整然として弁論を進めるゲーリングには、内政、外交、軍事の全面にわたって政権の屋台骨を支えてきた者の風格が漂っているようだ。

しかし、次の段階すなわちヒトラーがいよいよ国境線の変更に手を付け、続いて征服戦争に乗り出していく段階にさしかかると、証人台のそのゲーリングの姿に、或る種の影が射してくるのを免れない。ここからが正念場であることを、ゲーリング自身、しっかり承知していたに違いない。まず、オーストリア併合に関しては、何も問題ない。バイエルン生まれで幼少期をオーストリアで過ごしたゲーリングは、オーストリアのドイツ帰属について、ヒトラーと同じ願望を抱いており、併合の達成をヒトラーと等しく喜んだのだった。ミュンヘン

会談――シュターマーの質問では、オーストリア併合と前後逆になって出て来たが――についても彼は、自信満々の態度を崩さずに説明できる。イタリア大使をヒトラーに会わせたのも自分なら、ノイラートを同じ列車に乗せてミュンヘンに乗り込んだのも自分だ、それがチェコスロヴァキアに手を掛けることなくズデーテン問題を解決する道だと信じたからしたのだ――この内容を、彼はリッベントロプのリの字も出さずに説明した。それでヒトラーの機嫌を損ねた、というようなことに言及する必要を少しも感じていない。だが、その後のチェコスロヴァキア解体劇に関しては、言い繕いは効かなかった。彼が率直に語ったとおり、1939 年 3 月、大統領エミル・ハーハがベルリンに呼びつけられる直前まで、ゲーリングは、そこまで差し迫った状況になっていることを知らなかった。彼は、もっぱら、チェコスロヴァキアとの間に経済協力関係を確立することによって、影響力を決定的に強化することができると考えていたので、総統の暴力的な態度は不要かつ不利益なものだと思った。そのことを懸命に説いたのだが、総統は聞く耳を持たず、そのままハーハとの会談は行なわれて、チェコスロヴァキア解体、ドイツ国防軍のプラハ進軍、ベーメン・メーレン保護領化は一気に決定づけられてしまった。会談の席上、ゲーリングがプラハを空爆するといって脅したと伝えられたが、彼は、そもそも空爆が効果を期待されるような場面ではなかった、といって、その事実は否定した。そして、この一連の経過は、自分の頭越しに進められたものであったから、自分は感情を害し、以後、チェコスロヴァキアの地すなわちベーメン・メーレン保護領とスロヴァキア保護国には、足を踏み入れることがなかった、と語っている。対英国開戦回避の努力については、後から出廷するダーレルスが証言することになっていたので、シュターマーは、この第一回の尋問では、それに関する質問を避けた。もちろん、ダーレルスが期待どおりの証言をしてくれることを疑う理由はまったくなかったが、しかしいずれにせよ、法廷は、証人の地位肩書きから、その戦争回避努力がゲーリングの個人的交友関係に頼った儚いものであった、と受け取り、そこからすぐ、彼における対英外交パイプの欠如を認識するであろうし、おそらくそれにとどまらず、そもそも回廊・ダンツィヒの回復達成のための外交的手立てを示してヒトラーに影響を与えるほどの力を彼が持っていなかった、という連想に至るであろう。そのことを、ゲーリングは、あらかじめすでに予想し覚悟しつつ、弁論を進めていく他なかった。そして今、シュターマーの次の問いに対する、答えを避けることはできない：

シュターマー：　あなたは総統の後継者に予定されていた、とあなたはいわれました。あなたは、この資格の故に、ヒトラーからすべての政治的問題を打ち明けられていましたか？

ゲーリング：　私は今、戦争の期間の中にもかなりの程度及んでいる、我々の良い関係の時期についてお話ししましょう。無論のこと、私は、彼からすべての大きな政治的および軍事的な問題を打ち明けられ、それらに関与させられていました、それも、たいてい、私がしばしば数時間にわたって、毎日毎日、彼と行なった、たいへん多くかつ長い話し合いという形において、でした。時折私は、

対外政治の問題に関して、びっくりさせられたことはありましたが、それでもしかし、私はそれから、できるだけ自身で関与していきました。それで彼はまた、或る時、別の場所で、私が対外政治に関してたいへん特有の見解を持っているので、私と一致協調するのは彼にとって常に簡単というわけにはいかない、と述べました。しかし、私は強調したいのだが、すべての大きな政治的問題に、私は無論、関与させられていました。

シュターマー：　1939 年 5 月 23 日、総統の許で話し合いが行なわれ、それに関しては、ここで少し前に、証人ミルヒの尋問の際にも語られました。これに関してはまた、記録も作成されています、記録文書 L-79 です。
議事録の稿によれば、あなたは、この会議に参加なさっていたが、証人ミルヒは、あなたが出席してはいなかったと言明しました。

ゲーリング：　私は、実際に参加していませんでした。しかし……、何故なら、あのミルヒが、最後の瞬間になって、私の代わりに呼ばれたので……しかし、無論のことだが、証人ミルヒが、私に知らせる許可を総統からもらっていなかった、というのなら、それは、総統がそのような問題点を私には、というか、そのようなことの詳述を、私の次官に行なわせたくなく、それを私自身に伝えたかった、ということだと解されるべきです。そしてまた、この事がらは、……いや、私は、やはりその場に居りましたな。私は、今やっと他の視点からそれが分かった。しかし、たとえ私がその場にいなかったとしても、ミルヒは何か他の会議でも念頭に置いているに違いないが、それは全然大した問題ではないでしょう、何故なら、総統がそうした諸将と話し合いを催し、私がその場にいなかったというならば、それを私に前もってか、あるいは後から、通知しないということは、絶対にあり得ないからです。つまり、それは全然大した問題ではないのです。私にはそういう場合、すでに前もってか、それとも、私がそこにいなかったというのであれば、後から、総統より詳細にそれに関して話があったであろう、というのは、まったく自明のことです。しかし、私にはもう分かっているのだが、ミルヒは思い違いをして、何か別の会議のことを考えている、何故なら私は最後に軍備計画に関していくつか質問をしたからであって、それらを私はしっかりと覚えているのです。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einundachtzigster+Tag.+Donnerstag,+14.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

対ソ連戦争に関しては、ゲーリングは、それが自分のまったく知らないうちにヒトラーの心の中で計画され、自分にはその計画の実行がほぼ固まった時になって、はじめて知らされた、という実情を率直に認める：

シュターマー：　ヒトラーがロシアに対する戦争をどうしても必要と考えていることを、あなたがは

じめて知ったのはいつでしたか？

ゲーリング：　私がはじめて、場合によってはロシアとの衝突に至るという、総統の意図について知ったのは、1940 年晩秋、ベルヒテスガーデンにおいて、でした。

……

シュターマー：　あなたは、その時、ロシアに対する処置について、どのような意見を表明しましたか？

ゲーリング：　私自身、その時、たいへん驚いてしまっていました、それで総統に、数時間後にもう一度意見を述べることを許してくれるよう、願いました。私にはまったくの驚きだったのです。これは午後のことだったので、私は、その後、晩になって総統に次のとおり詳しく述べました：今現在において、あるいは近い将来において、ロシアに対する戦争を始めないよう、切に切にお願いします、それは私がここで、何らかの国際法的あるいはその他のそうした理由によって頭がいっぱいになっているからではありません、と。実際、私の考え方は、もっぱら政治的、軍事的な理由によっていたのです。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundachtzigster+Tag.+Freitag,+15.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

長くなるので、ここでは引用を省略するが、この発言の続き部分で、ゲーリングは、その晩ヒトラーに懇々と説いた内容を、再現している。その要点は、対英戦がこのような状況の中でソ連との戦争を始めるのは、わざわざ大きな困難を引き寄せることに他ならないから、何としても思いとどまるよう、今は当面の課題である対英戦局打開のための秘策として、ジブラルタル襲撃作戦の実行に集中すべきである、ということであった。だが、ヒトラーは、このきわめて合理的な説得にも耳を傾けることなく、逆に、ジブラルタル襲撃作戦の方を拒否してしまったようである。実際に対ソ戦争が始まったのは、この時から約８ヵ月後ということになる。当然ゲーリングは、対ソ戦線への空軍の投入には消極的である。それをきわめて不満に思ったヒトラーによって、彼はついに、並み居る諸将の前で激しく非難されるまでになる：

シュターマー：　空軍は、レニングラード攻撃には、どのように関与していましたか？

ゲーリング：　レニングラード周辺の空軍は、たいへん弱体でした。我らの進軍の最北部分は、空軍装備がきわめて貧弱で、そのため、そこの空軍は、たいへん多くの課題を同時に果たさなくてはな

りませんでした。如何なる時点においても、空軍による、いうに足るほどのレニングラード集中攻撃は、なされませんでした、そうした攻撃を、我々は他の諸都市には行ないましたし、あるいはそうした攻撃は、きわめて大きな程度において、ドイツの諸都市に対して企てられたのですが。
総統は、一度ならず何度も繰り返して、状況報告の際、他の諸将の面前で、ドイツ空軍はレニングラードに参入する勇気がないように見える、ということで、私を非難しました。私は、それに対して、彼に答えていいました：
「我が空軍は、ロンドンの地獄の空にも飛んで行くことを厭わないのであるからには、防空態勢のずっと弱いレニングラードを攻撃することを、おそらく厭いはしますまい。しかし私には、そのために必要な兵力がないのです；それに、そう仰るなら、前線北部における我が空軍に対して、例えばラドガ湖越え補給の阻止とかその他多くの任務といったような、数多くの任務を与えることを、あなたは、なさってはならない」
ですから、空襲が行なわれたのは、一度、クローンシュタットと、レニングラード外港に停泊中の艦隊と、その他例えば重砲兵中隊のような目標とに対してだけでした。私に興味深くもあったのは、一度ロシア人の博物館教授の宣誓証言で、ドイツ空軍が第一にまず博物館を破壊した、といわれたのを聞いたこと、それから、ロシア人の府主教とか何とかいっていたと思うが、そのここで宣誓されたのではない証言で、彼は、我が空軍が第一にまず彼の司教座聖堂を目標と見なしていた、という印象を持っていた、といわれていたことでした。私は、把握におけるこの矛盾に、注意を促しておこう、ひょっとしたら、専門外の人々にも分かりやすいことであろう。しかし、実際のところは、ペテルスブルクは、最前の戦域において、空軍によって攻撃される必要もありませんでした、というのも、我が軍の中および重砲兵隊が、町の中まで十分に届くことができたからです。
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundachtzigster+Tag.+Freitag,+15.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

戦争開始以後の時期に関しては、ゲーリングは、ドイツ軍の犯した戦争法規違反として告訴された種々の事項に対する釈明を求められることになる。彼は、ドイツ空軍最高司令官として、ワルシャワ、ロッテルダム、ベルグラードおよびコヴェントリーに対する都市爆撃を違法とする検察の主張を反駁する弁論を行なっている。そこでは、それらの爆撃があくまで戦略上の必要の範囲において、目標を限定して行なわれた、ということが力説され、論法形式に関する限り、乱れはない。さらに後の方になってくると、彼は、今度はドイツ国内での捕虜に対する扱いにおける戦争法規違反として告訴された諸事項に対する態度表明をする。彼は、空軍最高司令官であるとともに、軍人の最高位階にある者として、軍法裁判に関する最高裁判権者をもって自任しているのであるから、その自覚に相応しい弁論が、ここで何としても求められる。しかも捕虜殺害は、ヒトラーの命令によるところであったと見られていただけに、その件をめぐって総統と自分との関係がどのようであったのか、ということまで含めて、率直公正に語るということは、彼にとって決して簡単な課題ではなかった筈である：

シュターマー：　1944 年 3 月、75 名の英国人飛行士将校が、捕虜大収容所・空 III〔Stalag Luft III〕から逃走しました。審理によってあなたも確かにご存知のように、これら将校たちのうちの 50 名が、捕らえられた後、SD によって銃殺されました。この銃殺は、あなたによって命じられたのですか？あなたは、この企てを知っていましたか？

ゲーリング：　私は、その出来事を厳密に、しかし残念ながら後の時点になってから、知りました。3 月下旬にこれら 75 名あるいは 80 名の英国人飛行士将校の脱走が起こった時、私は、証明もできますが、休暇中でした。私は、この脱走について、1 日か 2 日後にはじめて聞きました。しかし、すでにそれまでにいくつかの大脱走が起こっていて、それらを起こした者たちの大多数が、わずかの日数の後、いつも再び収容所に連れ戻されていたので、私は、この時もまた、同じようになるだろうと思いました。私が休暇から戻った時に、私の当時の参謀本部長が、これら逃走した飛行士将校たちのうちの一部が――彼は当時、その数をいうことはできませんでしたが――銃殺された、と私に告げました。我々の空軍の一部にも、その話は口伝えに伝わっていて、興奮を惹き起している、とのことでした；復仇を恐れている者もある、ということでした。

私は彼に、それを誰から聞いて知ったのか、何がそこに起こったのか、と尋ねました。彼がいうには、彼の知っている限りのことはといえば、脱走者たちの一部は、収容所の周辺で、衛兵たちと付近に存する部局の者たちとによって再び捕らえられて、収容所に連れ戻された、これらの者たちの身には何も起こらなかった、ということ、これに反して、収容所からもっと離れたところで捕らえられた者たちの運命については、これらの者たちのうちの一部が銃殺されたということだけを、彼は知っている、ということでした。

そこで私は、ヒムラーを相手にして尋ねました。彼もまた私に確定的な数をいうことはしませんでしたが、その事実があったことを認め、この命令は総統から受けたものだ、といいました。

私は、彼に、これはあってはならないことであって、しかも英国人将校たちといえば、我々がよく知っているとおり、少なくとも 1 回か 2 回は脱走を試みることを義務づけられているのだ、ということを指摘して、注意を促しました。私は今思うのですが、彼がいったところでは、彼もまた総統に最初は反対意見を述べたのだが、総統は、この規模における脱走は治安の非常な脅かしを意味する、と言明して、絶対にそれを固執した、ということでした。

私は、そこで彼にいいました、これは我が軍において、それに対する理解などありようもないから、きわめて重大な興奮を惹き起すであろう、もしもその種の命令が存在するのなら、彼は、それを実行する前に、可能ならばその種の命令を差し止める機会を私に与えるために、少なくとも前もって私に知らせることができる筈だ、と。このように教戒した後、私はそれから、総統に直接会って、そのことについての意見を尋ねました。総統は、私に、彼がこの命令を与えたことを事実と認め、それが何故であるかを、事細かに説明しました、そしてそれは、上述した理由による、というのでした。私は彼に、何故この命令は、我々の見解ではまったくあってはならないものであるのか、それは如何なる反作用を、今後西部の敵に対して我が飛行士たちを投入する際に、もたらすであろう

か、ということを、事細かに説明しました。

総統は――当時我々の関係はすでに非常に悪く、緊張していたのですが――私に相当に激しい口調で答えていいました、そうとも、ロシアに向って飛んで行く飛行士たちは、不時着したらただちに叩き殺されることも覚悟しておかねばならない；それで西部に向って飛んで行く飛行士たちも、この点に関して自分らのために何も特別な特権を主張しようと思うべきではないのだ、と。私は彼に、それらは相互に何の関係もないことだ、と説明しました。それから私は、私の参謀本部長と相談して――そう、それは補給部長だったと思いますが――、彼に、国防軍最高司令部〔OKW〕に宛てて、私は、あるいは空軍は、収容所が我々から奪い去られることを今や願う、と書くよう指示しました。

私は、もしもそのような事がらが今後なおも起こってくるようならば、もう捕虜収容所とは関わりたくありませんでした。この書状は、一連の事件の全体の関連の中に位置するものです、これらの事件のわずか数週後に書かれました。これが、私がこの事がらに関して知っていることです。

シュターマー：　証人フォン・ブラウヒッチュは、少し前に、1944 年 5 月に総統がいわゆるテロ飛行士〔Terrorflieger〕に対するきわめて厳酷な措置を命令した、と証言しました。あなたは、この総統命令に追従して、敵のテロ操縦士たちの銃殺あるいは彼らの SD への引き渡しを命ずる指令を出しましたか？

ゲーリング：　テロ飛行士の概念は、たいへん混乱していました。住民の一部、あるいはまた新聞の一部も、都市を攻撃する者すべてをテロ飛行士と呼んでいました。ドイツ国民には、ドイツ諸都市に対するきわめて重大で間断ない攻撃によって、非常な興奮が惹き起されていました、それらの攻撃の際、一部の住民たちは、本来重要な筈の工業施設目標よりも住宅や非軍事的目標の方が、多く攻撃に見舞われているのを知りました。そのようにして、いくつかのドイツの都市は、それら諸都市の近辺に存する工業施設に本質的に狙いを定められることなく、住宅地域だけでもう、きわめて重度に攻撃に見舞われていました。

それから、敵の兵力のいっそうの侵入と共に、いわゆる低空飛行士が現われてきて、彼らの一部は軍事的目標を、また一部は非軍事的目標を攻撃しました。一般市民が機関銃や機関砲で攻撃され、また民間用と識別できる個々の乗物や、さらには赤十字の印のついた救急車まで攻撃されたと、総統には繰り返し報告されました――私もまた、これらの報告について聞きました。或る時は、子どもたちの群れに撃ち込まれたという報告がありました――この報告は総統を特に興奮させましたから、私はしっかりと覚えています。

商店で並んで待っている男たちや女たちに対しても銃撃されました；それが今や本当の意味でテロ飛行士と名づけられました。総統は、非常に興奮していました。

住民の間に、興奮のあまり、まずリンチ行動が起こりました；これらに対して、初めは規制もされました。その後、私の聞いたところでは、警察およびボルマンを通して、それらに対して規制しないよう、指令が発せられました。報告は、さらに度重なり、総統は今や、テロ飛行士たちをその場

ですぐに射殺せよと命令したか、あるいはそういう趣旨の発言をしました。飛行士たちを聴取することによって、私がそれより以前に確かめたところでは、彼らには上官からその種の攻撃は禁じられており、彼らは本当に軍事的だと識別できる目標のみを、搭載砲で攻撃することが許されている、ということでした。さて、そのような場合には、そのことに関係のあるすべての部局を頻繁に呼び集めることが命じられていました。ブラウヒッチュがすでに語ったとおり、我々には――空軍における我々のみならず、国防軍最高司令部およびその他の軍事的部局における我々には――ここで命令を定式化して支持するのはたいへん難しいということが、はっきり分かっていました。

……

この関連で、たいへん激しい言い争いになりました；そのことは、毎日の総統への状況報告に参加しなくてはならなかった諸将すべてが、しっかりと覚えているでしょう；総統は、私に度々とても不愛想な口調で話しかけて、いいました、彼は、もうどうしても、またもや飛び降りた飛行士たちを住民に対して庇ったという将校あるいは将校たちが見つけられるのを望んでいる；彼らの名前を知り、彼らを処罰することを望んでいる、だが私が、その者たちを探すことも、突き止めることも、処罰することもさせなかった、と。

私が総統に繰り返し指摘して注意を促したのは、我が軍の飛び降りた飛行士たちでさえ、住民が当初はまったく意識朦朧としていたので、住民によってきわめて重大な虐待を受けるということがすでに起こった、ということでした。だから私は、空軍の側から繰り返しそのことを指摘して注意を促して、彼にそれらのことを止めるよう、切に要請したのです。

その後、またしても多数の諸将の居合わせる状況協議の際に、最終的な激しい言い争いになりました、そこで今度は、総統は、私がもう一度これらの事がらに注意を促した時、私をそっけなく扱って：「ああ、分かっているとも、両方の空軍が相互臆病協定を結んだ、ということだな」という言葉を発しました。

私は、それに関連して彼にいいました：「我々は臆病協定など結んではいません；しかし何らかの仕方で、我々飛行士は、たとえ互いになお激しく闘っているのであっても、戦友であり続けているのです」と。

このことは、その場に居合わせた諸将すべてが、思い出すことができるでしょう。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundachtzigster+Tag.+Freitag,+15.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

「大収容所・空 III」は、1942 年 5 月に下シュレージェンに設けられた捕虜収容所で、その名称どおり、敵飛行士の捕虜を収容していたが、収容所管理は OKW の権限下にあった。そこで 1944 年 3 月 24 日から 25 日にかけての夜、英国およびカナダ等国籍の 75 名の兵士の集団脱走が起こった。皆再び捕らえられたのだが、そのうち 50 名は、SD の手によって（カルテンブルンナー的にいえば、ヒムラーの命を受けたアルトゥール・ネーベの第 5 部・刑事警察の手によって）捕らえられ、収容所に戻されることなく即殺害された。戦争捕虜の権利保護を謳ったハーグ陸戦協定の規定に完全に違反した処置である。次の質問で出た「テロ飛

行士」のことは、日本人もまた酷く苦しめられた問題であった。都市といわず郡部といわず、あたり構わず急降下してきて機銃掃射するような攻撃法で、目標の限定が守られる筈もない。機械製造工場から、エネルギー供給する変電所、さらには物資輸送の拠点であり手段である鉄道駅と線路などまで、軍事的目標にあたるからこれに損壊を与えるのだといって襲って来て、撃たれるのは、そこに働く工員たちであり、近くで作業する農民たちであり、通勤通学のための電車乗客たちあった。たちまち、血の海が広がる。ハーグ陸戦協定は、この恐ろしい戦法の進化発展を、まだ十分に具体的には想定することはできなかったであろうけれども、しかし、少なくとも第 25 条「防護されていない都市、村、住居あるいは建物を、いかなる手段によってであろうと、攻撃または射撃することは、禁止される」とあるのだから、急降下機銃掃射が一般市民を殺傷するならば、それは法規に抵触する犯罪行為であることは明らかである。このような攻撃を行なった者に対する住民や守備隊の兵士たちの怒りと憎しみは、極度に激しい。撃ち落とされて捕らえられた敵の飛行士に対するリンチが行なわれるのは、不可避であった。しかしゲーリングは、「テロ飛行士」に対する態度において、あくまで公正を心がけているようである。彼は、急降下機銃掃射が市民殺害の犯罪行為に繋がる可能性を認めてはいるが、この攻撃方法そのものを一概に犯罪と見なし得るとは、――おそらく自身の経験に鑑みるところもあって――決して考えていない。どんな戦法を用いて戦ったにせよ、撃墜されて捕虜になった飛行士は、敵味方の別を超えて、飛行士仲間であり、戦友 Kamerad である、とまでいっている。もちろん個別に調べた上で、市民殺害の罪を犯したことが判明した者は、たとえ誤射であったとしても、別途厳格に罰せられるべきであるとは、彼とて考えているに違いないが、捕らえた段階での即決処刑は違法であり、当局が住民によるリンチを制止することを怠るなら、それも違法である、というのが、彼が弁論で強く打ち出している立場である。そして今、私たちの考察にとって最も重要なのは、その違法行動がヒトラーの命令に発していたということを、ここで彼が確言する形になっている、ということである。ゲーリングは、ヒトラーが犯罪者であることを証言している。その意味で、いっそう印象の強いのは、脱走 50 人航空兵の殺害事件に関しての彼の供述の方であろう。この場合には、本来関与してはならない筈の SD が関与してきて違法な処刑が行なわれた、といわれたわけであるが、ゲーリングは、そこでヒムラーを問い詰め、その結果それがヒトラーの命令によるものであることを突き止めたと、明言しているのである。これは、真相暴露の証言として、これ以上の信憑性を望むことができないほどのものである。いずれにせよ、ゲーリングの弁論中のこれらの部分つまり脱走航空兵殺害事件およびテロ飛行士処刑問題についての供述を初めて読んだとき、深い感銘を覚えたということを、私は告白しなくてはならない。ゲーリングのニュルンベルク法廷での弁論について、彼は国家（第三帝国）のナンバー2 の誇りに賭けて、あくまでナチス政権の正当性を主張し通そうとしたのだ、という、ごく大雑把な評価を、私が情報として耳にしたのは、かなり早くのことだった。そこから、ちゃんと調べもしないまま、知らず知らずのうちに、ゲーリングは法廷でヒトラー称賛の態度を貫いたのだ、総統の無謬を主張し、その罪責を身代わりに引き受けようともし

たのだ、といった、根拠のない思い込みに陥ってしまっていたようだ。何故そうなってしまったのか、その原因を今思ってみるならば、それは、日本人なら分かってもらいやすいであろうが、国際軍事法廷での誇りと忠誠の表現例として、東條英機の場合を思い浮かべ、いわばこれを基準として、ゲーリングの場合もそのようであったに違いない、と決め込む気持ちが働いたからであろう。東京裁判で、東條は語ったという、自分は常に天皇の御心に従って行動することを心がけてきた、しかしただ一度、対英米開戦を決めた時だけは、御心に背いた、だから開戦の責任は自分にある、ただしそれは、いわれているように、一方的に平和に対する罪を犯したという意味での責任ではない、勝てない戦争を始めて悲惨な結果を導いてしまったという意味で、あくまで日本国民に対して負う責任である――国家と元首の立場をあくまで擁護し、国家国軍の指導者としての矜持を貫くとは、このような態度をいうのだと思っていた。しかるに、いざゲーリングの弁論を読んでみると、考えていた内容とはかなり異なっている。彼は、自分は戦争を望んでいなかったのに、総統が次々に他国との戦争を開始していった、といっている。東條が天皇と自分との関係についていったこととは正反対ではないか。そう思いながら読み進んで、ついに今問題の箇所まで来ると、決定的な発見に至らざるを得ない。ゲーリングは、ヒトラーの戦争犯罪――捕虜虐待命令――を証言している！しかもそれに関連して、彼は、総統に強く抗議したが、きわめて冷たくあしらわれ、並み居る諸将の前で詰られることもあった、ともいっている。表向きのナンバー2 の位置づけとは裏腹に、その時期すでに総統と険悪な関係にあった、ということを、白状してしまっているようだ。だからこの供述に接した時、私としては、調べもせずに勝手に思い込んでいた自分の臆測知の危うさを思い知らされた。だが、ここが大事なところだが、その発見をした時、私は決して、ゲーリングの弁論には看板に偽りがあった、と思って、驚き呆れたというわけではない。そうではなくて、上にもいったとおり、深い感銘を覚えたのである。何故ならば、確かにこういう仕方における忠誠と矜持の表現もある、ということに気づかされた思いだったからである。ゲーリングの忠誠は、自分たち NSDAP が創り出した統治体制に向けられ、彼の矜持は、自分がその統治体制において枢要な地位を担ったという自負に基づいている。それらを貫き通すのに、ヒトラーの誤りや犯罪を証言することも、ヒトラーと自分との関係の悪化を暴露することも、妨げになるわけではない、いや、むしろこうした材料の一切を曝け出してしまうことによって、はじめて本当に「貫き通す」ことのできる可能性も見えてくるのだ――そのように思い定めたゲーリングの、何か吹っ切れたような態度を、そこに見出すことができるように思えたのである。やはりゲーリングとハーゲン・トロニエとは、イメージにおいてよく重なり合うようだ。ハーゲンには、グンターが武人としてジークフリートに遠く及ばないことも、グンターにブリュンヒルトを（初夜に！）手籠めにするパワーなどないことも、かつジークフリートが今度のことで何も悪くないことも分かっていた。でも、自分の生きる基盤たるブルグント部族国家への忠誠が、ジークフリート殺害を命じたのだ。まともに渡り合ったら到底勝てないので、彼は、クリームヒルトを騙してジークフリートの背中の弱点を聞きだす。そしてオーデンヴァルトの森で泉への道を教え、無心

に喉の渇きを癒すジークフリートの背に槍を投げつけた。卑劣極まりない殺し方だ、美しさの欠片もない。だがこれを実行して一言の弁解もしない――それがブルグント部族国家重臣ハーゲンの矜持である。一方ゲーリングは、いうに違いない、ヒトラーは戦略において誤りを犯した、その結果現在のドイツの敗戦の姿がある、また彼は捕虜虐待の犯罪命令を出した、その責任は、戦争の勝敗如何にかかわらず問われるべきものであろう、だが今自分が訴えようとしているのは、そのことではない。自分たちが NSDAP を基盤とし、ヒトラーを総統に推して築き上げた体制は、国民の支持を受けた合法的なものであり、その政権は、ドイツ国民および国外居住ドイツ人たちの利益を代表するものであった。自分は、政権の中枢にあった者として、政策の正当性をどこまでも主張し、説明することができる。その意味において、自分は、今もヒトラー総統への忠誠を最もよく体現する者である――彼がそのように変わらぬ忠誠の対象として掲げる体制を端的に表現する語が、「総統原理 Führerprinzip」である。少し前の方になるが、シュターマーにこの語の意味するところについての見解を問われたゲーリングは、次のとおり答えている：

シュターマー：　あなたは、「総統原理」をどう考えられますか？

ゲーリング：　私は、この原理に肯定的かつ自覚的な態度をとっていましたし、今もとっています。思い違いをしてはならないのだが、さまざまの異なった国々における政治の構造は、またさまざまに異なって成長し、かつ発生したものです。或る国で素晴らしく適合するものが、他の国ではひょっとするとまったく役に立たなかったのかもしれない。ドイツでは、すでに君主制の長い数世紀を通して、常に総統原理が存在していました。民主制は、我々のもとにおいては、まさに、ドイツにとって状況が最も悪く、ドイツが最低の状態にある時に、登場しました。如何なる分裂状態がドイツを支配していたか、私は昨日詳述しました：政党の数や、選挙による絶え間のない不安定など。この時にまた、権威と責任との概念の完全なズレが生じました、それも、逆転という意味において。権威は大衆から発し、責任は指導部が負いました、以前と正反対に。そして私は、ドイツにとっては、とりわけ、すべての力を積極的に統合することが重要となってくる、この最低状態にある時においてこそ、総統原理、すなわち上から下への権威と下から上への責任が、唯一の成功可能な道である、という見解に立っていたし、あるいは今も立っているのです。もちろん私は、ここにおいてもまた、それ自体としてはまったく健全な原理が、極端にまで至ってしまうことが起こり得るということは、度外視している。ひょっとしたら、類例として、カトリック教会の立場に言及してよいかもしれない、それは旧来変わることなく、そのヒエラルキーの総統原理に基づいています。そして私はまた、このようにいうこともできると思いますが、ロシアもまた、この鉄の如き総統原理なしには、この度の戦争において身に降りかかってきた、重い負担に耐えられなかったでありましょう。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einundachtzigster+Tag.+Donnerstag,+14.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

＊ „Führer“ は、いうまでもなく、ナチ党首から国家元首にまで進んだヒトラーが一貫して用いた称号であるから、日本語では適切に「総統」と訳されている。だから、 „Führerprinzip“ は、ヒトラーの国家支配体制の根本原理を指し示す標語として「総統原理」と訳されることになる。ただし、元来、普通名詞としての „Führer“ は、動詞 „führen“（導く）から派生して、「指導者」という意味である。英語でいえば「リーダー」にあたる。この普通名詞的意味における用語法が先に在ったと仮定するならば、元々ナチ党の組織論において、指導者 - メンバー関係の理想像を指し示そうとする目的で „Führerprinzip“（指導者原理）という語が用いられていた筈であり、そしてその理想は、ヒトラーが党首から国家元首へと伸し上がったことによって、全国家規模における十全な実現を見た――あくまで、ナチ党の側からいうならば、の話であるが――ということになる。つまりヒトラーの独裁体制において、ナチの掲げていた理想としての「指導者原理」は、国家支配の根幹をなす「総統原理」として実現されたわけである。

だから、ちょうどヴォルムスでハーゲンが、醜悪な憎まれ役になってまで、自らの生存の基盤たるブルグント部族国家の原理に忠誠を貫いたように、ニュルンベルクのゲーリングは、被告人第一席の座を引き受けてまで、自らの生存基盤と思い定めたドイツ的総統原理に忠誠を貫こうとしたのである。そこに気づくならば、私たちは、弁論するゲーリングに動揺が窺われるとか、話の内容が当初の意図から逸れてきている、などといった見方をすることはなくなるであろう。そして、ゲーリングの弁論を、論理明晰、終始一貫性を保った、記念されるべき名法廷弁論の例と認めることに、もう抵抗はなくなる筈だ。日本人としては、そういう認識から、翻って再度、東京裁判の東條のことを考えてみるという試みがあってもよいと思われる。ゲーリングの場合とは大きく異なった、東條の、あの不自然な裕仁擁護をどう見るべきなのか。ああいう仕方による以外に、忠誠と矜持を表現することが、日本人東條には可能でなかったということなのだろうか。仮に東條を、敗戦の代表的日本人と見なすならば、日本人が日本人であることにおいて負っていた精神上の拘束は、他民族との比較を絶する独特のものであった、ということを、おそらく東條の弁論は示唆しているのではあるまいか。それらは、私たちにとって、次章以下で本格的に考察しなくてはならない課題となる筈である。

証人台上の被告人には、弁護人は皆、尋問する権利を認められていた。法廷第 83 日（3 月 16 日、土）の朝、シュターマーがいったん順番を譲ると、すぐにカイテル弁護人ネルテが尋問に立ち、以下 15 名の弁護人たちが次々に尋問に立った。その中には、個人被告人の弁護人ばかりでなく、犯罪組織として告訴されていた SA、ゲシュタポ、SS、OKW の弁護人も含まれていた。当然のことといえようが、ゲーリングの証言をもらいたいと考える弁護人は多かったのである。もちろんゲーリングが構想した被告人・弁護人団による密集方陣など、初めから存在していない。各被告人バラバラの思わくを受けたそれぞれの弁護人が、自分の依頼人の利益になるような材料を、何とか引き出そうとして尋問してくるのであるか

ら、証人台上の被告人にとっては、ともすれば、ずいぶん狡猾な言葉の罠がしかけられるということにもなりかねない。そんな、自分の役には立たない質問であることも承知の上で、ゲーリングは、諸弁護人に対して、ていねいに、公正な立場を維持して答えている。弁護人15名による順次の尋問であるから、必然的に多くの時間を要する。法廷第83日（土）の午前はすべて費やされ、週明けの法廷第84日（3月18日、月）も、午前の部がすでに半分以上費やされた。15人目のOKW弁護人ラテルンザーが尋問を終えたところで、さすがにもう次に尋問に立とうとする弁護人はいなかった。それでやっと、検察に反対尋問の番が廻ってきた。いよいよジャクソンが尋問に立つ。ゲーリング対ジャクソンの尋問・応答は法廷のクライマックスをなした、と前に述べた。また同じことを繰り返しいう必要もないのだろうが、もう一言だけコメントを付け加えさせてもらうと、二人のやり取りは、見世物として――表現は適切ではないかもしれないが――最高の場面を現出した、というだけにとどまらない。表面的な印象に関することを超えて、それは、実質的にニュルンベルク法廷の帰趨を、この時点でもう決定づけるほどの効果を上げたのだ、ということを、私たちはしっかり見届けておかなくてはならないと思う：

裁判長：　検察代表主任、反対尋問を始められますか？

ジャクソン：　あなたは、ひょっとしたら、ご自分が、国家社会主義党の真の目的と、かの指導者の活動機能とを、我々に説明することのできる唯一の生存者なのだ、ということについて、はっきりお分かりなのかもしれない。

ゲーリング：　それについては、私は、はっきり分かっています。

ジャクソン：　あなたは、当初から、あなたと結託した人たちと共に、ヴァイマル共和国を打倒する意図を抱いており、後にこれを実行したのですか？

ゲーリング：　そのことは、私一個人についていう限り、私の固い決心でした。

ジャクソン：　そしてあなたがたは、権力の座に就くとすぐに、ドイツの議会制政府を廃止してしまったのですか？

ゲーリング：　議会制政府は、もはや私たちにとって必要ではありませんでした。しかし私は強調したいのだが、元来我々は議会制の下でも最強の党派であり、多数を占めていました。しかし、さまざまの政党が解散させられ、禁止されたのですから、その限り、議会主義が廃止されたと、あなたがいわれるのは正しい。

ジャクソン：　あなたは、総統原理を導入されたが、それは、あなたが説明されたところによれば、権威が頂点に存し、これが下の方へ伝導されて行って、人民に対して行使される、というようなシステムである。それで正しいですか？

ゲーリング：　あらゆる誤解を排除するために、私はそれを、もう一度ごく手短に、私の理解しているとおりに述べてよいでしょう：過去のドイツの議会主義においては、責任は最上位の者に存し、彼らは、多数者という匿名概念に対して責任を負い、かつ多数者によって、権威は行使されていた――そこで我々は、総統原理において逆転を行なった、すなわち、権威は、頂点より上から下へと発し、責任は下から上へと存することになった。

ジャクソン：　言い換えれば、あなたは、政治形態を信用せず、我々がいうところの、統治される人民の同意に基づていて、その国家権力と権威とが、人民から、その代表者を通して発しているような政治形態を、許容しなかったということですか？

ゲーリング：　そういわれるのは、必ずしも正しくない。我々は、繰り返して時々、住民に、我々のシステムに対し明確にはっきりと意見を表明するよう、呼びかけていました、ただしそれは、以前にとられていたのとは異なった、他の方法においてであり、ひょっとしたら他の国々でとられているのとは異なった、他の方法において、です。
我々は、いわゆる国民表決の方法を選びました。我々もまた、もちろん総統原理に従っても、何らかの形で信頼によって人民に結び繋がれている政府だけが長期間持続できる、という見解に立っていました。もしも政府がもはやそのようでなかったのならば、その政府は、銃剣によって統治せねばならないでしょう。総統もまた、常に、人民の意に反して統治することは、長期間にわたっては不可能だ、という見解を主張していました。

ジャクソン：　しかしながらあなたは、人民から権威を付与されて統治にあたるべき者たちが、選挙で選ばれる、ということを許容しなかった、そうではなく、統治する者たちは、頂点からいつも下に向けて任命された、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです。人民はただ権威に対しての、あるいはまあ多分、総統への同意に対しての意思表明をするべきなのでした。人民が総統に信任を与えたならば、そこから後の職務を遂行するのは総統の仕事でした、つまり、個々の人員が人民の願望に従って選び出されるべきなのではなく、もっぱらただ指導体制自体が選び出されるべきなのでした。

ジャクソン：　ふむ、この総統原理が、あなた方のドイツにおいて支持され受け入れられた、といわれるのは、如何なる国民も自分自身を統治する能力がないと、あなたが考えておられたからか、あるいはそれとも、或る国民はひょっとしてその能力があるかもしれないが、ドイツ国民にはそれが

ない、そして、我々諸国民のうちのいずれかが我々のシステムで統治する能力があるにせよないにせよ、それはドイツでは許されるべきでない、と考えておられたからか？

ゲーリング：　申し訳ない、最後にいわれたことの意味は、私には十分に理解できなかった。そこで、ひょっとしたら以下のようにお答えしたらよいのかもしれません：私は、総統原理を必要と思いました、何故なら、以前にあったような状態、そして我々が議会制的あるいは民主制的とよんだ状態は、ドイツをほとんど堕落しそうなところまで連れてきたからです。このことに関連して、ひょっとしたら私は、あなたに、あなた方のルーズヴェルト大統領が、以下のような表現でいわれたことを思い出していただいてもよいと思う、もっとも私の記憶している限りであって、それを正確に文言通りに確言しようとは思わないが：ヨーロッパのいくつかの国民は、民主主義を見捨ててしまったが、それは彼らが元来民主主義を望んでいなかったからではなくて、民主主義が、あまりにも弱くて国民に仕事とパンを与えてこれを満足させることもできないような指導者たちを生み出してしまったからだ、それ故に、それら国民は、このシステムと彼らの指導者から離れたのだ、と。これは多くの真理を含んでいます。そのシステムは、完全に経済破綻しており、私個人の確信では、強力かつ明確な指導者のヒエラルキーの組織のみが、事態を再び正常に戻すことができたのでした。だが、よろしいですか、国民の意志に反してではない、そうではなくて、国民が多くの選挙を通じ、時の経過する中で、ますます強く強く、国家社会主義の指導体制に信頼を寄せ、未来を託するのだという、その意志を表明した後にはじめて、ということです。

ジャクソン：　あなた方が作り上げた権威主義的政府の諸原則は、私があなたのいう意味を理解した限りでいえば、ナチ党の政策を挫折させるか妨げる可能性のある政治的党派の側からのいかなる反対も許さない、ということを要求した。

ゲーリング：　あなたはまったく正しく理解なさった。我々は、それまでに十分に反対を味わってきていたし、それまでにまた十分に反対者を持っていました。反対によって、我々の勢力は減退していたのです。今や、もう反対にかかずらっているべきではなく、いよいよ建設すべき時でした。

ジャクソン：　あなた方は、権力の座に就いた後、もしも権力の維持に必要であるならば、すべての反対党派を禁止する、ということを決定しましたか？

ゲーリング：　我々は、如何なる反対勢力をももはや許容しない、ということを必要と思いました、はい、そのとおりです。

ジャクソン：　そしてあなた方はまた、如何なる反対者個人をも、その力が一つの反対党派にまで発展し得ることがないように、弾圧することを必要と思ったのですか？

ゲーリング：　反対者が何らかの形で我々の建設の仕事を重大に妨げる限り、これら個人たちによる反対は、無論のこと、許されませんでした；取るに足らぬおしゃべりがなされている限りは、何ら重要でもありませんでした。

ジャクソン：　ふむ、あなたは、組織をも個々人をも弾圧することを確実に行なうために、反対者を暴き出すべき秘密の国家警察を持つことを、必要と思ったのですな。

ゲーリング：　私は、それを必要と思ったことを、すでに詳述しました、それはちょうど、以前に政治警察が存在したのと同様のものですが、ただし、より強化され、より拡大された枠の内において、のものでした。

ジャクソン：　そして、あなたは権力の座に就くやいなや、矯正の見込みのない敵を入れるために、強制収容所を建設することを必要と思った。

ゲーリング：　私は詳述しました：強制収容所の構想は、「ここにかなりの数の、保護検束されるべき反対徒党あるいは徒輩がいる」からというので、生じてきたのではない、そうではなくて、強制収容所は、共産党の幹部たちに対する突然の出動によって生じたのである、何せ彼らは、千また千と、急に我々に襲い掛かったのであり、また彼らは、保護検束された時、牢獄には入れられなかった；それで牢獄の代わりに、仰ったとおり、収容所を建設することが必要になったのである、一つ、二つ、三つ、と。

ジャクソン：　ふむ、このシステムの高官として、あなたは、このシステムについてあまり多くを知っていない者たちに、それの説明をしてください。あなたがドイツに導入された、このシステムを維持するために、何が必要であったのか、私は知りたい。強制収容所は、あなたが、権力の座に就くとすぐ必要と思った施設の一部である、違いますか？そしてあなたは、強制収容所を、あなたの見解によれば、治安措置として創設した？

ゲーリング：　翻訳が不備になされた、少し早く進み過ぎです。しかし私は、それでも、詳述されたことの意味を理解したと思います。あなたが私にお聞きになっているのは、私が、そこで反対者を排除するために、ただちに強制収容所を建設することを、必要と思っていたのかどうか、ですか？それで合っています。

ジャクソン：　あなたの答えは「はい」だ、それでよろしいか？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　このシステムにおいてはまた、独立した裁判所への公的訴訟手続きの権利を、人々から奪うことも、必要だったのですか？そしてこの理由から、あなたは、あなたの秘密国家警察が裁判所の調査あるいは決定に支配されない、とする命令を出したのですか？

ゲーリング：　あなたは、2 つのカテゴリーを区別しなくてはなりません：無論のこと、何らかの仕方で新しい国家に対する反逆の能動的行為をした者たち、あるいはその種の行為が立証され得た者たちは、当然、裁判所に身柄を引き渡されました。しかしその他の、その種の行為をすることが予測され得たが、まだそれを実行していなかった者たちは、保護検束に受け入れられたので、それが強制収容所に入れられた者たちでした。今、私が語っているのは、最初の時のことです；後には多くのことが変わってしまった。政治的な――あなたの質問にお答えしようと思うが――政治的な理由から、つまり純然たる国家理由から、保護検束の意味における逮捕が執行できる場合にもまた、この逮捕は、何らかの裁判所によって再調査されたり無効にされたりすることはできませんでした。後に、一部には非政治的理由からも、このシステムに別の仕方で反抗した人々が拘禁されるようになった時、一度……私はまだそれを覚えているのですが、プロイセン首相として、国家内務大臣として……

ジャクソン：　それは措こう。私は、それをあなたに尋ねはしなかった。あなたが私の質問に対する答えだけを与えてくれれば、我々は時間を節約できる。あなたの弁護人には、あなたの望むすべての説明を、あなたに述べさせる機会があるでしょう。
あなたは、すべての裁判所の調査を禁止した、そして、人がいわゆる「保護検束」にかけられた場合には、これら裁判所の調査を排除することを必要と思った、ということですか？

ゲーリング：　そのことは、私は、まったく明確にお答えしました、しかし、どうか、ちょうどまさに質問されたことに答えるために、私に詳しく説明させて……

ジャクソン：　それはあなたの弁護人の仕事だ。さて、強制収容所および保護検束に関してですが……

裁判長：　法廷の見解では、証人には、彼がこの質問に答えるために必要と思う、すべての説明を行なうことが、許容されるべきです。

ジャクソン：　法廷の見解では、あなたは今、この点に関する説明を行なうことができる、そして法廷は、あなたの答えを受け入れる、ということです。

裁判長：　私は、これを一般的なこととして申しているわけではありません、ただ、この特定の質問に関連している限りにおいて、のことです。

ゲーリング：　裁判所によって調査されることができなかった、というあなたの質問に関連して、私は、なおもう少し詳しく述べたいのですが、私とフリックと共同で命令を出し、強制収容所に送り込まれた者には、24 時間後に収監の理由が告げ示されるべし、また彼らは、48 時間後に――あるいは、いずれにせよ狭い制限はあったのですが――弁護士を呼ぶことができる、すなわち弁護士選任権を持つ、としていました。しかし、それによって、政治的に必要な保護検束措置の、裁判所による再調査は許容されない、という私の命令は、決して廃止されたわけではありません。この者たちには、ただ抗議の直接的機会だけが与えられるべきだったのです。

ジャクソン：　保護検束とは、まだ何らの犯罪も行なっていないが、しかし、ことによると犯罪を行なうかもしれないと思われる人々をも、あなた方は拘留する、ということを意味していたのですか？

ゲーリング：　はい、そのとおりです。まだ何も犯罪を行なっていないが、しかし彼らを自由にしておくならば、それをすることが予測されるような者たちが、拘禁されました、ちょうどそれは、大規模な保護検束が、途方もない程度において、今日もまたドイツで行なわれているのと同じです。

ジャクソン：　あなた方が有していた国家形態においては、人民にプロパガンダによって働きかけ、その反応を突き止めて指導部に告げ知らせる組織を持っていることが、また必要であった、違いますか？

ゲーリング：　末尾が、またしても、たいへん脈絡を欠いて訳されました。

ジャクソン：　あなた方は、その種の国家において、プロパガンダの実行と流布のための組織を持っていなくてはならなかった、違いますか？

ゲーリング：　無論のこと、我々はプロパガンダを流布しましたし、そのためにプロパガンダ組織を所有していました。

ジャクソン：　そしてあなた方は、これを、ナチ党の政治指導者たちの団体を通して実行した、違いますか？

ゲーリング：　政治指導者たちの団体は、一面においては、無論のこと我々の見解についてのプロパガンダを国民の間に流布するために存在していました。第二には、それは、党でリストアップされた者たちを人事管理の仕方に従って統率し組織するように、定められていました。

ジャクソン：　あなた方のガウ指導者、郡指導者から下はブロック指導者にまで至るシステムによって、命令や指令は上から下へと渡り、そして国民の反応に関する知らせは、再び指導部に戻っていきました、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです。与えることを意図されていた命令や任務は――プロパガンダあるいはその他のことのため――、その都度必要な範囲において、下に向けて与えられました；他方においては、無論のこと、国民の広範な大衆に対する反応は、我々が住民の世論に関して最新の情報に通じているよう、最後の部分にまで至る分枝を通して、再び上に伝えられました。

ジャクソン：　あなた方は、命令を実行するために、また特定の組織を持っていなくてはならなかった――執行組織――必要な場合にはあなた方のために戦う組織であった、違いますか？

ゲーリング：　はい、行政組織は無論必要でした。が、私には分からない：何の戦いのための組織ですか？

ジャクソン：　ふむ、もしあなた方が、ある人々を殺さねばならないと思ったなら、あなた方は、その人々を殺す組織を持っていなくてはならなかった、違いますか？レームおよびその他の者たちは、まさかヒトラーあるいはあなたが、自分自身の手を使って殺したわけではない、違いますか？

ゲーリング：　レーム……レーム事件のことを、私はここで明確に詳しく述べました。それは国家の緊急行動であり……

ジャクソン：　あなたに聞いてない、それは……

ゲーリング：　……そして警察によって実行されました。

ジャクソン：　しかし、誰か或る者を殺すことが国家の緊急行動であったというならば、あなた方は、これを実行する者を誰か持っていなくてはならなかった、違いますか？

ゲーリング：　はい、他の国々とも同じです、それがシークレット・サービスあるいはその他なんと呼ばれるのか、私は知りませんが。

ジャクソン：　そして、SA、SS および SD 等、この種の組織が、命令を実行し、その人たちを身体ごと片づけたのである、違いますか？

ゲーリング：　SA は決して、誰か或る者を殺せという命令を受けたことはありません。SS もまた、

私の知っていた時期には、ありませんでした。つまり、私はSSに影響力を持っていませんでした。裁判なしに与えられたことを私が知っている唯一の処刑執行命令は、レーム反乱におけるいく人かの者たちに対して出されたものであり、この命令は警察によって、つまり国家機関によって実行されました。

ジャクソン：　どの警察ですか？

ゲーリング：　私の思い出す限りでは、秘密国家警察によって、でした。いずれにせよ秘密国家警察は、それ自体としてその任務を持っていました。たしかにそれは、国家の敵に対する戦いでした。

ジャクソン：　そしてSSは、まさにこの目的のために存在した、違いますか？

ゲーリング：　北ドイツでは、この時期にはまだ；しかし、組織がまだ分離していた南ドイツで、状況がどれぐらいの程度であったのか、私は知りません、誰が南ドイツで活動を実行したのか、も。

ジャクソン：　SSは、人々の逮捕と強制収容所への移送とを実行した、違いますか？あなた自身も、SSによって逮捕された、違いますか？

ゲーリング：　はい、はい、そうですとも、後にね。

ジャクソン：　どの時期に、SSは、ナチ党の執行機関としての機能を発揮したのですか？

ゲーリング：　権力掌握の後、警察がますますヒムラーの手中に帰していった後は、部外者にとってもはや明確にイメージを描くことができません：SS はどこで活動していたのか、秘密国家警察はどこで活動していたのか、等々のことです。私はすでにいいましたが、それからは、これら両者はたいへん緊密に統合されました。SS が収容所を監視していたこと、後には警察職務を執行していたことは、たしかによく知られています、後には、です。

ジャクソン：　そして、収容所における他の職務も遂行していた。

ゲーリング：　どの職務のことを、仰っているのですか？

ジャクソン：　彼らは、収容所におけるすべての職務を遂行した、違いますか？

ゲーリング：　もしも SS の部隊が収容所を監視し、SS の指導者がこの収容所の司令官であったなら、そこではたしかにこの部隊のみが、すべての職務を執行したということがあり得ます。

ジャクソン：　さて、このシステムは、秘密システムではなかった。ひとは、公の場で、システム全体への賛意を表明した。その優越性は、公の場で、あなた自身およびその他の人たちによって称賛されており、ナチ党に加入した人は誰でも、あなたが建設しようと思っていた、統治システムのこの性質を知ることができた、違いますか？

ゲーリング：　党に加入した者は誰でも、我々が総統原理のシステムを持っているということを知っていました；我々が作りおおせようと思っている一定の基礎のことも、それがプログラムで公表されている限りにおいて、知っていました。しかし、党に加入した誰でもが、後に起こることすべてを、詳細に至るまで知っていたわけではありません。

ジャクソン：　しかし、このシステムは、まったく公に作り上げられ、詳細にわたってよく知られていた、違いますか？組織に関していえば、誰もがゲシュタポを知っていた、違いますか？

ゲーリング：　はい、そのとおりです。誰もが、ゲシュタポとは何者か、知っていました。

ジャクソン：　そしてまた、そのプログラムが何であるかをも、知っていましたか、詳細にわたってではないにしても、少なくとも概略において？

ゲーリング：　そのプログラムなら、私は、明確に詳しく述べました；私は、それをまた初めの頃すぐに公の場で叙述しましたし、そしてまた公の場でゲシュタポの任務について話しました。そして私は、外国向けにそれについて書くということをもしました。

ジャクソン：　ゲシュタポが政治警察として作り上げられていたということは、秘密ではありませんでした、また、人々が保護検束に捕らえられたという事実も、そしてまた強制収容所が存在したという事実も、秘密ではありませんでした。これらの事がらは、秘密にしておかれたのではありませんでした、そうではありませんか？

ゲーリング：　それらに関して、当初はまったく何ごとも秘密ではありませんでした。

ジャクソン：　そして実際に、秘密警察の効力の一部分および強制収容所の効力の一部分は、人々がそのような場所が存在することを知っている、ということにあった、違いますか？

ゲーリング：　誰もが、もしも国家に敵対する活動をするならば、その時は、その活動の程度に応じて、強制収容所か、または内乱罪で法廷に行くことになるのを知っている、というのは、そのとおりです。しかし、最初に収容所が出来た元々の目的は、存在している国家の敵どもの受け入れでし

た、彼らのことは我々がそういう者たちと見なしたのです、正当にそう見なしたのです。

ジャクソン：　あなたは、今しがた我々が叙述したような政府が、ドイツを統治するためになくてはならない、唯一の政府の形態であると信じるのですか？

ゲーリング：　私は、この政府の基本的特徴およびそれの最も必要としたものが、秘密国家警察の即座の設置と我々の敵たちを受け入れるための強制収容所とであった、というつもりはありません；我々は、それらを超えて、もっとずっと重要な事どもを政府プログラムとしてしっかり定めました、それで、これらのものは、この政府の基本的支柱ではありません。

ジャクソン：　しかし、これらのものすべては、防護のために必要でしたね、もしも私があなたのいっていることを正しく理解していれば、だが？

ゲーリング：　はい、これらのものは、現に存在している敵意を理由として必要となりました。

ジャクソン：　そして私は、これが、あなたの見解に従えば、ドイツにおいて現在の状況下で効果的であり得る、唯一の可能な統治形態であるのだ、と思います。

ゲーリング：　当時の状況下において、それは、私の見解では、唯一の可能な形態でした、そして、それはまた、ドイツが貧困と失業との深刻な悲惨から、短期間のうちに比較的盛んな状態に至った、ということを示しました。

ジャクソン：　つまり国家の権威は、一つにまとめられていた。
さて私は、もう一つ別の領域に立ち入ります。会議を今は中断するのが、法廷の意図ですか？

裁判長：　審理は午後に廻されます。
〔14 時まで休廷される〕
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Vierundachtzigster+Tag.+Montag,+18.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

……

ジャクソン：　証人、あなたは、どのようにしてあなたと他の者たちとが、ドイツ国の全権威を総統の手に集中させるために、協力したか、我々に明らかにしましたね？それでよろしいか？

ゲーリング：　私は、私自身について、どこまで私がそこで協力したかを語りました。

ジャクソン：　最善の力を尽くしてこの目標に向かって協力することをしなかったと、あなたが知っている被告人が誰か、ここに列席していますか？

ゲーリング：　ここにいる被告人たちのうち、最初は誰も、総統に対し妨害したり反対したりする関係にはなかったことは、明らかです；しかし、私はここで、我々は常に異なった時期を区別しなくてはならない、ということを指摘して注意を促したい；私に向けられている質問は、部分的にはたいへん概括的なものであって、もしも全時期を包括するなら、24 年から 25 年間のことが問われています。

ジャクソン：　私は今、あなたにこのシステムの結果を指摘して注意を促したいと思う。私の知る限り、あなたには 1940 年、ドイツ国防軍のソヴィエトロシアに対する攻撃が間近に迫っているということが知らされたのですか？

ゲーリング：　私がどこまでそれについて知らされていたか、私は詳細に述べました。

ジャクソン：　あなたは、この攻撃はドイツの立場から見て、不要なだけでなく賢明でもない、という見解でしたか？

ゲーリング：　その時点においては、私は、私の確信に従って、より重要な他の課題を実行するために、それは先に延ばすべき、との見解でした。

ジャクソン：　ドイツの見地からしてすら、あなたは当時、攻撃への何らの軍事的必要も認められなかった？

ゲーリング：　私は、ロシアの進軍努力のこともちろん認識していました、しかし、なおその前に、私が説明した他のドイツの戦況好転のための戦略上の措置を実行することを望んでいて、そして、そのための期間がこの危険要因をなお逸らし得る、と思っていました。後のことに関していえば、もちろん常に、ドイツにとってのこの危険要因は発生し得ると、私には、はっきり分かっていました。

ジャクソン：　私は、私の見解ではあなたがまだ答えてくれていない、私の質問を繰り返すことができるばかりだ；あなたは、この時点で、ソヴィエトロシアに対するドイツの攻撃に何らかの軍事的必要を認めていましたか？

ゲーリング：　私個人としては、この時点で、危険はまだ頂点に達してはいない、つまりこの時期に

は攻撃は多分まだ必要ではなかろう、と思っていました。しかし、それは私の個人的見解でした。

ジャクソン：　そしてあなたは、この時期、全ドイツ中で２番目に重要な人物であった？

ゲーリング：　いや、それは私の第二番目の重要性とは関係ない。ここには二つの戦略上の見解が互に対立していたのです。総統は、第一人者として、一つの危険を認めており、そして私は、あなたがそう仰りたいのなら第二人者として、他の戦略を実行することを欲したのです。もしも私がすべての場合において自分の意志を通したとすれば、その時は、私はたぶん、次第に第一人者になっていたことでしょう。しかし、第一人者が別の見解であり、私は第二人者にすぎなかったので、彼の見解が通ったのです。

ジャクソン：　以下の質問には、あなたは今、はい、いいえ、で答えられる、そして、もしもそうしていただけるなら、私は有難く思います：あなたの発言から私が推測したところでは、あなたは別の意見であり、総統に、自分はこの時点ではロシア攻撃に反対である、と言明した。それで合っていますか、それとも違っていますか？

ゲーリング：　それで正しいです。

ジャクソン：　あなたが反対したのは、それはドイツにとって危険な企てである、と思ったからである、それで合っていますか？

ゲーリング：　はい、私の意見では、この行動は、――何度も繰り返しますが、この時点においては、です――まだ適切ではなく、ドイツのためにはもっと目的に適った措置が取られるべきでした。

ジャクソン：　だがそれでも、あなたは、私があなたのいっていることを正しく理解しているとすれば、総統原理の故に、ドイツ国民に警告することができなかった；あなたは、この行動を阻むために、何らの圧力も加えることができなかった；あなたは、歴史の中のあなた自身の位置を守るために、辞任することすらできなかったのでは？

ゲーリング：　これは一度に多くの質問を。私は、第一の質問に立ち戻ってもよいでしょう。

ジャクソン：　あなたがそう望むのなら、質問を区分してください。

ゲーリング：　第一の質問は、思うに、私が、ドイツ国民にそれに関して告げる、何らの切っ掛けもつかめなかったのかどうか、ということでした。私には、何らのそうする切っ掛けもありませんでした。我々は戦争状態の内にあって、その種の戦略的問題に関する意見ないし見解の相違は、国民

の審議の場に持ち出されることはできませんでした。そういうことは世界の歴史の中で決して起こらなかった、と私は思います。

第二に、私の辞任ということに関しては、私はそれをおよそ論じたくありません、何故なら、戦争の間は、私は将校であり兵士であったので、私が或る見解を同じくするかどうかは、関わりのないことでした；私は、ただ兵士として私の祖国に奉仕しなくてはなりませんでした。

第三に、自分が忠誠を誓った相手の者を、彼が私の見解に合わせないといつも見捨ててしまう、というのは、私の任務ではありません；それだったら私は、彼に対して、最初からまったく忠誠義務を負う必要はなかったことでしょう。総統を見捨ててやろうという考えに思い至ることは、私には決してありませんでした。

ジャクソン：　あなたが知る限り、ドイツ国民は、あなたがそれに賛成しているのだと思って、ロシアに対する侵略戦争に引き入れられたのですか？

ゲーリング：　ドイツ国民は、ロシアに対する宣戦布告については、ロシアとの戦争が開始された時、初めて知りました。つまりドイツ国民は、それとは何の関係もありませんでした。ドイツ国民は、尋ねられはせず、事実について、およびその何故かという必然性について、知識を得たのです。

ジャクソン：　どの時点で、戦争は、あなたの目指した目標の達成を望む限りは、敗戦であることを、あなたは知りましたか？

ゲーリング：　それは非常にいうのが難しいが、私の確信では、いずれにせよ比較的遅くでした；つまり私がいうのは、ある遅い時点で、私には、戦争は負けである、という推測が強くなった、ということです。その前には、私はずっと、引き分けのチャンスを考え、かつ望んでいたのです。

ジャクソン：　1941 年 11 月、ロシアでの攻撃は失敗したのですか？

ゲーリング：　それは全然違います。天候の状況によって、事態の悪化が生じた、あるいはもっと上手にいうならば、設定された目的地が獲得されなかったのです。1942 年の進撃は、軍事的崩壊などまったく問題にもなり得ないことを、十分に証明しています。ただたんに、進撃していった軍団が押し戻され、撤退させられたのです。この出来事は、まったく予期に反して早かった厳冬気候の到来によって起こりました。

ジャクソン：　あなたは、「比較的遅く」といわれた。あなたの用いた、その表現は、私には何の意味も持たない、何故なら、あなたが何を「比較的遅く」と見なされているのか、私は知らないからです。どうか、時間あるいは出来事に従って、いつあなたが戦争は負けであるとの認識に到達したのか、厳密に確定してもらえますか？

ゲーリング：　ロシア軍の攻撃の前線が 1945 年 1 月 12 日以降オーデルにまで至り、同時にアルデンヌ攻勢が突破を果たせなかった時、この時点で私はもはや、どうやら徐々に敗戦が迫りつつあるようだ、としか考えることができませんでした。この時点以前は、私は、ずっとまだ、一方ではヴァイクセル川沿いの要地が東部に対して、他方では西壁〔＝ジークフリート線〕の要地が西部に対して、より強力な一連の攻勢のための新たな武器が到着し、それによってアングロ - アメリカ軍の空中戦が弱められ得る時まで、持ちこたえ得るのだという希望を持っていました。

ジャクソン：　では、それを時間的に確定してください。それらの出来事に関して、あなたがすでにしたように。

ゲーリング：　私は今しがた、1945 年 1 月といいました；1945 年 1 月中頃から末までに、もはや希望はなくなっていました。

ジャクソン：　あなたはそれでもって、自分が兵士として 1945 年 1 月になってやっと、ドイツは戦争に勝つことができない、と認識するに至った、ということをほのめかそうとしておられるのか？

ゲーリング：　私はすでに、我々は 2 つの段階をきちんと区別しなくてはならない、と強調しました：戦争を勝利の裡に終えることと、戦争を引き分けに終えることと、です。勝利の裡に終えるという、このことが達成され得ないとなった、この時点は、もっとずっと早くに来ていますが、しかし、敗戦が起こるであろうという事実が、そしてこの事実のみが、私の今しがた示した時期には、問題となったのです。

ジャクソン：　つまりあなたは、戦争を勝利の裡に終えることはただ、敵との何らかの折り合いに達することができる場合にのみ可能であると、すでにかなり前から知っていた。それで合っていますか？

ゲーリング：　無論のこと、戦争の終結は、私が敵を打ち負かすか、それとも敵との協定によって私に成果を保証する結果に至る場合にのみ、成功と見なされることができます。それを私は、勝利の裡の終結と呼びます。引き分けの終結と私が呼ぶのは、私が敵との間で、たしかに勝利がもたらしてくれるであろうような成功をもたらしはしないが、しかし他方とにかく敗戦を回避するような協定に至る場合です。つまり勝者も敗者もない結末です。

ジャクソン：　しかしあなたは、ヒトラーは原則として交渉しない、ということを知っていた、そしてあなたは、彼が政府の頂点にある限り、敵国はドイツと交渉しないであろうことをも知っていた、違いますか？

ゲーリング：　敵方のプロパガンダが、ヒトラーとは如何なる状況においても交渉しない、と強調していることを、私は知っていました。ヒトラーが交渉を欲していない――如何なる状況においても――ということもまた、私には分かっていましたが、しかしそれは、この関連でいわれることではありませんでした。ヒトラーは、もしも交渉が彼に何らかの見通しをもたらしたのであれば、交渉することを欲していました。何らの見通しも目的もないような交渉を、もちろん彼は決して望んでいませんでした。西側諸敵国の、如何なる状況下においてもドイツと交渉せず、無条件降伏を強要するという、私が覚えている限りでは、アフリカ着陸後の声明によって、ドイツの抵抗は、極限にまで組織強化されましたし、そうされねばなりませんでした。もしも私が交渉による講和条約締結に見込みを持てないのなら、交渉にも何の意味もなく、その場合には私は、武器に訴えることによってひょっとしてなおできることなら事態の好転を招くよう、努めねばなりません。

ジャクソン：　1945 年 1 月、あなたは同様にまた、自分がドイツの諸都市を連合国軍の空襲に対して守る能力がないことを知っていた、それで合っていますか？

ゲーリング：　ドイツ諸都市の連合国軍空襲に対する防御に関しては、私は、これに関する可能性を、次のとおりに性格づけたいと思います：それ自体として……

ジャクソン：　私の質問にお答えになれないのか？時間は、ひょっとしたらあなたにとっては、我々にとってよりも小さな役割しか演じていないのかもしれない。簡明に「はい」か「いいえ」でお答えになれないのか？あなたが戦争は負けであると認識した、その当時、あなたは、ドイツの諸都市が空襲に対して成功裡に防御されてはいないことを、知っていましたか？これにどうか、「はい」または「いいえ」でお答えいただけませんか？

ゲーリング：　私は、自分がこの時点でそれは可能ではないことを知っていた、ということができます。

ジャクソン：　そしてあなたは、当時英国に対して続行されていた空襲が、戦争の経過をもはや変えることはできず、あなたが当時すでに知っていたとおり希望のない戦いを引き延ばすという、ただ一つの目的を持っているにすぎないことを、知っていたのでは？

ゲーリング：　あなたは思い違いをしている、と私は思います。1945 年 1 月以後、何らの攻撃も、少数の個別的航空機によるものを別とすれば、もはや英国に対しては行なわれなかった、何故なら私は、この時点で私の許にある戦闘機用ガソリンのすべてを、防御のために必要としたからです。もしも私が爆撃機と、そしてガソリンとを意のままに用いることができたなら、無論最後の 1 分までそのような攻撃を、ドイツ諸都市に対して行なわれた攻撃に対する報復として、続けたことでしょ

う、見込みがどうであろうと関係なしに。

ジャクソン：　それで、ロボット隊攻撃はどうだったのですか？これは 1945 年 1 月以後、行なわれたのですか？

ゲーリング：　ありがたいことに、我々はなお、投入することのできる戦闘手段を持っていました。私が今しがたいいましたが、戦闘が行なわれる限りは、敵を撃退しなくてはなりませんでした、そして私は、兵士的な見地からただ、我々が、無人のつまり V-1 および V-2 爆撃機を十分に持っていなかったことを、残念に思うことができるだけです。なぜなら、敵にちょうど同じだけ重大な損失を与えることができた時にのみ、状況によっては、ドイツ諸都市に対する投入への報復をも顧慮することが起こり得たからです。

ジャクソン：　そして、ヒトラーがドイツ政府の頂点にある限り、戦争の引き延ばしを阻むチャンスはなかった、それで合っていますか？

ゲーリング：　ヒトラーがドイツ国民の総統であった限り、彼がもっぱら戦争遂行を決めました。敵が、ただ無条件の、完全に無条件の降伏だけを要求するといって、私を脅す限り、私は息絶えるまで戦います、何故なら私には、たとえ希望がないように見える場合でも、状況によっては運命を変転させるチャンス以外には何も残されていないからです。

ジャクソン：　もしもドイツ国民が、この戦いを終わらせる時である、と思ったとしたら、革命かあるいはヒトラー殺害以外には方法はありませんでしたか？

ゲーリング：　革命は、常に状況を変えます、成功するならば、です；それは前提条件です。ヒトラーの殺害は、この時点で、すなわち 1945 年 1 月ですね、後継に私を呼びだすことになったでしょう。もしも敵が私に、無条件降伏せよ、しかも示唆されたあのおそろしい条件によって、という同じ答えを与えたのであるならば、私はあらゆる状況下において、戦い続けていたことでしょう。

ジャクソン：　1944 年 7 月 20 日、ヒトラーの生命に対する攻撃が企てられましたか？

ゲーリング：　遺憾ながら、そうでした。

ジャクソン：　それから 1945 年に、ヒトラーがベルリンで遺言状を作る時が来て、その遺言状で彼は、国の宰相職を、今あなたと共に被告人となっているデーニッツ提督に委ねました。あなたは、このことに関して、事情をよく知っていますか？

ゲーリング：　そのとおりです、私は、この遺言状をここで読みました。

ジャクソン：　そして、彼の遺言状およびデーニッツ提督へのドイツ政府委任に関して、私は、あなたに以下の言明を指摘して注意を促したい：

「ゲーリングとヒムラーは、私に知られずかつ私の意志に反して行なった、敵との秘密の交渉によって、および法律に反して国家の権力を自分の手に奪取しようとする試みによって、国と全国民とに果てしない損害を与えた、私個人に対する不誠実はまったく別にするとしても」

この遺言状によって、あなたとヒムラーは、党から追放され、すべての国家的役職を解任された。

ゲーリング：　それには、私はただ、ヒムラーが何をしたかは知らない、とだけ答えられます。私は、総統を裏切りもしなかったし、この時点で、ただ一人の外国人兵士とも交渉していなかった。総統のこの遺言状あるいは最終考察は、総統が最後の時にもなお、私が彼への忠誠を破ることができると思うことができたという、たいへん残念な、深く私の心を痛める思い違いに基づいています。その全体は、無線連絡の伝達の誤りと、そしてもしかすると、ボルマンが総統に与えた間違った叙述に基づいています。私自身は、一時たりとも、違法に権力を自分のものにすることも、何らかの仕方で総統に反対して行動することも考えませんでした。

ジャクソン：　いずれにせよ、あなたは拘禁され、射殺されることを覚悟していた？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　あなたは、党の権力への上昇について語られた時、いくつかのことを省かれた、例えば 1933 年 2 月 27 日の国会議事堂火災のこと。火事の後、大規模な粛清活動が行なわれた、そうでしょう、そこで多くの人々が逮捕され、多くの人々が殺害されましたね？

ゲーリング：　私には、或る人間が国会議事堂火災の故に殺されたという、一つの例も知られていません、国家の裁判所によって有罪と判決された放火犯ファン・デル・ルッペ以外には。他の 2 名の被告人は、訴訟の結果、無罪を言い渡されました。また、あなた方が最近思ったように、間違ってテールマン氏が起訴されたというのでもなく、共産党の国会議員トールギーァが起訴されたのでした。彼は無罪を言い渡され、ブルガリア人ディミトロフも同様でした。逮捕は、国会議事堂火災との関連では、比較的少ししか行われませんでした。あなたが国会議事堂火災に原因を帰した逮捕は、共産党幹部たちの逮捕でした。この者たちは、私はしばしばこれを申したし、もう一度また強調したいのだが、この火事にはまったくかかわりなく、どのみち逮捕されていたでしょう。火事は、彼らの逮捕をただ早めて、入念に準備されていた活動を大急ぎで執り行なうようにさせ、そしてこれによりかなりの数の幹部たちが逃げてしまいました。

ジャクソン：　言い換えれば、火事が国会議事堂で発生した時、あなた方は共産主義者たちのリストをすでにすっかり用意していた、しかもそれは逮捕されるべき者たちのリストだった、それで合っていますか？

ゲーリング：　我々は、逮捕されるべき共産党幹部の者たちのリストを、以前からすでに大部分確定していました。それは、ドイツ国会議事堂の火事とはまったくかかわりありませんでした。

ジャクソン：　これらの逮捕は、国会議事堂火災の直後に実行された？

ゲーリング：　全員を間違いなく把捉するために、もうほんの数日延期して計画に適った経過を辿らせようという、私の意図に反して、総統は、その夜、今や逮捕を直ちにそして一挙に行なえと望みました。これには、私が今しがた申したとおり、このことがやや性急に実行されるという不利が伴いました。

ジャクソン：　あなたと総統とは、火事の現場で会った、それで合っていますか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　そしてその場ですぐ、あなたは、リストによって把握していた、共産党員すべてを逮捕させることを決心した？

ゲーリング：　私は、もう一度強調しますが、彼らを逮捕する決心は、すでに何日も前から定まっていました、ただ、ただちに逮捕するという時点が、この夜になったのです。私にとっては、プログラムに従ってもういく日か待つという方が、好ましかった、そうすれば、なおいく人かの重要な者たちがこっそり逃げてしまうこともなかったでしょう。

ジャクソン：　そして翌朝、フォン・ヒンデンブルク大統領に、我々がここで論評した憲法の規定を廃止する指令が提出されたのですか？

ゲーリング：　そうだと思います。

ジャクソン：　カール・エルンストとは誰でしたか？

ゲーリング：　カール・エルンスト――彼がカールという名なのかどうか、私は知りませんが、エルンストは、ベルリンの SA 指導者でした。

ジャクソン：　そしてヘルドルフとは誰でしたか？

ゲーリング：　ヘルドルフ伯爵は、後のベルリンの SA 指導者でした。

ジャクソン：　そしてハイネスは？

ゲーリング：　ハイネスは、この時点において、シュレージェンの SA 指導者でした。

ジャクソン：　たぶんあなたに知られているであろうが、エルンストは、これら 3 人が国会議事堂に放火した、そしてあなたとゲッベルスとがその計画を作成し、あなたが、あなたの住居から国会議事堂の建物に通ずる地下通路に用意して置かせておいた、石油と燐とから成る発火材料を渡したのだ、という趣旨の言明をしています。あなたは、この言明について知っていましたか？

ゲーリング：　SA 指導者エルンストの言明を、私は知りません。しかし私は、外国の新聞で少し後の時期に公刊された、レーム氏の自動車運転手の小説を知っています；それは 1943 年以後に出されました。

ジャクソン：　しかし、国会議事堂の建物からあなたの住居まで、そのような通路はあったのですか？

ゲーリング：　通りの一方の側に、国会議事堂の建物があり、向かい側に、国会議長の邸がありました。両方の間には、地下通路があり、そこをセントラルヒーティングのためのコークスを積んだ車が通っていました。

ジャクソン：　いずれにせよ、エルンストは、その後まもなく、裁判手続きもなく、歴史を彼の側から語るチャンスもないまま、殺されました。

ゲーリング：　それは正しくない。国会議事堂火災は、1933 年 2 月のことでした。エルンストは、1934 年 6 月 30 日に銃殺された、何故なら彼は、レームと共にクーデターおよび総統襲撃を準備したからです。つまり彼には、もしも国会議事堂火災について何らかの説明をすることを望んだとしたなら、4 分の 5 年間の時間があったのです。

ジャクソン：　彼はすでに、説明することを始めていた、そしてあなたは、まったく全般的に、国会議事堂の建物に放火したとして告訴されていた。あなたは、それを知っていましたか？

ゲーリング：　私が国会議事堂に放火したという非難は、或る外国の新聞から出ていました。それは、さらに私を追及するということはできませんでした、何故なら事実に対応していなかったからです。

国会議事堂に放火することは、私にとって何の目的も意味も持たないことでした。私は元来、芸術的側面からいって、総会議場が焼失したことを全然残念には思っていません；私は、もっとよいのを建てることを希望していました。しかし私が非常に残念に思ったのは、新しい国会会議場を探すことを余儀なくされ、そして見つからなかったので、私のクロル - オーペルすなわち第二国立歌劇場をそのために提供することを余儀なくされたことです。歌劇は国会よりもかなり大切なように、私には思えたのです。

ジャクソン：　あなたは今までに、ジョークであったにしても、国会議事堂に放火したといって法螺を吹いたことがありますか？

ゲーリング：　いいえ。もしもあなたが、次のようなもののことを仰っているのなら、私はたしかにジョークを用いました、すなわち、私はいいました、私はまもなくネロ皇帝の向こうを張ることになろう、多分もうすぐにも、私が赤いトガを着てリュラを手に屹立して、国会議事堂炎上の伴奏をした、といわれることになるだろう、と。これがジョークです。実際には、私は、国会議事堂火災で危うく命を落とすところであった、ドイツ国民にとってはたいへん嫌な、ドイツ国民の敵にとってはたいへん快いことであったでしょうが。

ジャクソン：　つまりあなたは、国会議事堂に放火したと言明したことは決してない、と？

ゲーリング：　ありません。私は、ラウシュニング氏が、ここで何度か引き合いに出された、彼の本の中で、私が彼とそれに関して話した、といっているのは知っています。ラウシュニング氏を、私は、これまでにただ 2 回、ほんのちょっとの間、見かけただけです。もしも私がすでに国会議事堂に放火していたとすれば、私は、そのことを、ただ最も親密な信頼できる仲間にだけ、もしそうだったならの話ですが、知らせていたでしょう。私がそもそも知らない、その人がどんな外貌であったかも今いえないような人に向っては、私は決して喋ることはなかったでしょう。これはまったくの捏造です。

ジャクソン：　あなたは、1942 年、東プロイセンの総統司令部内の将校カジノにおける、ヒトラー誕生日の昼食会を思い出すことができますか？

ゲーリング：　いいえ。

ジャクソン：　あなたは、もはや思い出せないのですか？私は、あなたの前に、フランツ・ハルダー将軍の宣誓口述書を提示させることにします、そしてひょっとしたらあなたの記憶を新たにするかもしれない、言明に、あなたの注意を促します。読み上げます：

「1942 年、総統の誕生日における共同昼食の際に、総統の周囲で、会話が国会議事堂の建物とそ

の芸術的価値に及んだ。私は、自分の耳で、ゲーリングが会話の輪の中に叫んでいるのを聞きました：〈国会議事堂を本当に知っている唯一の者は私だ；私は、何せそれに火をつけたのだから〉。その時彼は、平手で自分の股を叩きました」

ゲーリング：　この会話はなかった、私は、ハルダー氏と対決させてもらうことを願います。まず私は、ここに書かれていることは完全に馬鹿げたことである、ということを強調したいと思います。ここに〈国会議事堂を本当に知っている唯一の者は私だ〉といわれている。国会議事堂を議員は誰でも知っていた、そして火災はもっぱら総会議場において起こった、この総会議場を何百あるいは何千もの人間が、ちょうど私と同様に、知っていた。この種の言葉は、まったく馬鹿げています；どうしてハルダー氏がこういうことをいうことになったのか、私は知りません；ただ彼の、軍事に関しても見られた、弱い記憶力が、どうやら原因になっているのかもしれません。

ジャクソン：　あなたは、ハルダーが誰であるか、知っていますか？

ゲーリング：　十分に知っています。

ジャクソン：　彼がドイツ国防軍でどのような地位を占めていたか、あなたは知っていますか？

ゲーリング：　彼は、陸軍参謀本部長官でした、そして私は、戦争が起こった後は、絶えず総統に、もうそろそろ少しは物事を理解する長官を持ってこなくてはならないと、指摘して注意を促しました。

ジャクソン：　レーム粛清活動に関して、あなたは正確には述べなかった。レームは実際には、銃殺される理由となるような何をしたのですか？

ゲーリング：　レームは、クーデターの準備をしており、その時には総統もまた殺害される筈になっていました；彼はそこから革命に繋ごうとしていました、その革命は、軍隊すなわち彼が反動勢力という語で解していた将校団に対して向けられるものでした。

ジャクソン：　それであなたは、その証拠を持っていたのですか？

ゲーリング：　我々は、十分にその証拠を持っていました。

ジャクソン：　しかし彼には、あなたが今ここでできるようには、法廷で自己の弁護をするという機会は、決して与えられませんでした、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです、彼は革命的行動を起こすことを欲した、それ故に総統は、この事件を芽のうちに摘んでしまうことを正当と考えていたのです、それも、法廷手続によってではなく、この暴動をただちに鎮圧することによって、です。

ジャクソン：　レームの逮捕に続く粛清活動で銃殺された人々の名前は、公表されましたか？

ゲーリング：　彼らの名前の一部は、たしかに。全部ではなかったと、私は思います。

ジャクソン：　誰が実際にレームを銃殺したのですか？あなたは、それを知っていますか？

ゲーリング：　誰が銃殺を実行したのか、私は知りません。

ジャクソン：　どの組織に任務が与えられたのですか？

ゲーリング：　それもまた、私は知りません、何故ならレームの銃殺は、総統によって命令されたからであり、私は北ドイツを管轄していたので、私によってではなかったからです。

ジャクソン：　誰が、強制収容所行きに定められた人たちを逮捕したのですか、そしてその数はどれぐらいでしたか？

ゲーリング：　警察が、まず取り調べられるべき者たちの逮捕を執行しました、それらの者たちは、さほど強く責任がかかってはおらず、どこまで計画を知らされているか、いないか、分かりませんでした。これらの者たちのうちのかなりの数の者たちはすぐに、また、かなりの数の者たちは少し後に、再び解放されました。詳細に何名がこの時逮捕されたのかは、私は、いうことができません。逮捕は、警察によって執行されたのです。

ジャクソン：　ゲシュタポのことをいわれているのですか？

ゲーリング：　私はそのように想定しています。

ジャクソン：　それでは、ミルヒが、1935 年にダッハウで 700 名あるいは 800 名の収容者を見た、と発言しているとしたら、それよりもっとずっと大きな数の人間が逮捕されていなくてはならない、特にあなたが、多くの者たちが解放された、といっているのだから。どれだけの者たちが逮捕されたのか、あなたは知っていますか？

ゲーリング：　もう一度いいますが、私は、どれだけの数の者たちが逮捕されたのか、正確には知り

ません。何故なら、事件と関係している者たちの逮捕は、必然的であったか、あるいは必然的と見なされたのですが、もはや私によっては進められなかったからです。私の活動は、いわば暴動が鎮圧された、その日に終わりました。私は、ミルヒのいったことを少し違ったふうに理解し、また私の弁護人にメモ用紙を渡しました、ミルヒがこの 700 人の収容者でもってレーム反乱の一味の者たちのことをいったのか、それとも、そこで全部で 700 名の拘置者を見た、といいたかったのか、質問によって明らかにするためです。そういうふうに、私は解釈したのです。解明のためには、ミルヒ元帥への再質問が行なわれなくてはならないでしょう、何故なら私は、この 500，600 あるいは 700 という数を、レーム反乱に関連して逮捕された者たち全部にしては、きわめて高すぎるものと思っているからです。

ジャクソン：　殺害された者たちのうちに、あなたの政敵の一人であるフォン・シュライヒャー氏がいました、そして彼の夫人もです、それで合っていますか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　同じくまた、ドイツ・カトリック活動の指導者エーリヒ・クラウスナーも？

ゲーリング：　クラウスナーもまた、銃殺された者たちのうちにいました、そしてまさにクラウスナーの場合が、私に、先日詳述した、総統に以後のあらゆる行動の即刻停止を訴える、あの理由を与えたのです、何故なら、私の見方では、クラウスナーは、まったく不当に銃殺されたからです。

ジャクソン：　そしてシュトラッサーといえば、以前はヒトラーに次ぐ第二人者であり、1932 年 12 月に彼と仲たがいしたのでしたが、シュトラッサーもまた、銃殺されたのではないですか？

ゲーリング：　シュトラッサーは、ヒトラーに次ぐ第二人者と呼べるような者ではありませんでした；彼は、権力掌握前には党内部できわめて重要な位置を占めていましたが、しかし権力掌握前すでに党から追放されました。シュトラッサーは、反乱との関連において関与していました、彼もまた銃殺されました。

ジャクソン：　それから、殺害されるべき者たちのリストのうち、ただもう 2 人を残すだけということになった時、あなたは介入し、止めるよう要求した、それで合っていますか？

ゲーリング：　いいえ、それは正しくない。私は、かなり明確に表現したが、手短に繰り返してもよいでしょう：ただもう 2 人だけがリストに残っていた時に、私が介入したのではありません。そうではなくて、かなりの数の、事件とは何ら関係ない人々が銃殺されたのを、私が認識した時、私は介入した；私が介入した時、なお 2 名の、事件にたいへん強く関与していて、その銃殺を総統が元

来命令していた者たちが残っていた。この行動の主要な推進者たる1名の者には、彼はとりわけ激怒していました。私は、総統に次のようにいって、考えを表現しようとしました、すなわち：これら2名の主要な犯罪人を処刑するのをむしろ断念し、すべてを即座に停止しなさい、と。このようにそれは理解されるべきなのです。

ジャクソン：　それは何日だったのですか？あなたは、時期を正確に示すことができますか？

ゲーリング：　はい、それは厳密に確定することができます；私が思い出す限り、決定的な日は土曜日でした。土曜晩の6時から7時の間に、総統は、飛行機でミュンヘンから戻って来ました。停止に関わる私の行動は、日曜午後、およそ2時と3時の間に行なわれました。

ジャクソン：　それで、リストに残っていた2名の人々は、どうなりましたか？彼らは、法廷に呼ばれることはありましたか？

ゲーリング：　いいえ、1名は、私の知る限り、強制収容所に入れられました、そしてもう1名は、私が正しく思い出しているとすれば、一時的に一種の自宅拘禁とされました。

ジャクソン：　あなたがヒトラーと知り合った時点まで戻ってみることにしましょう。あなたがいわれたところでは、彼は、真摯かつ明確な目標を追求しており、また、ドイツの敗戦とヴェルサイユ条約とに同意していなかった。あなたは、そのことを思い出せますか？

ゲーリング：　残念だが、翻訳がやや不完全でした、私はここから何らの意味もくみ取ることができない。繰り返しをお願いします。

ジャクソン：　私があなたの発言を理解したところでは、あなたはヒトラーを、真摯かつ明確な目標を持つ人間だと思った、その目標とは、あなたのいわれたところでは、彼が先の戦争におけるドイツの敗戦にも、またヴェルサイユ条約にも満足しようとしない、というところに存するものであった。

ゲーリング：　あなたは私のいったことを正しく理解されなかった、と私は思う、何故ならそのとおりのことを、私は決していいはしなかったからです。私が詳しく論じたのは、ヒトラーが無益な抗議の目的に関して明確な見解を持っていたということ、第二に彼がドイツはヴェルサイユの強制から自由にならねばならぬという見解を主張していたということです。ところで、これはアドルフ・ヒトラーただ一人ではなく、いずれの愛国的ドイツ人も同様に感じていたのです；そして私は、熱烈な愛国者として、ヴェルサイユの恥辱と強制と不名誉とを、絶え間なくわが国民のために感じていたので、私は、強制の帰結を最も明確に認識していて、ひょっとしたらそれの除去への正しい道

を進んでいく者たちの一人であろうと感じられた、その人物と手を結んだのです。その他に党内でヴェルサイユについて語られていた、もう一つの言葉はといえば、こういう表現をお赦し願うとして、「馬鹿話 Geschwafel」でした。

ジャクソン：　私があなたのいうことを理解しているところでは、ヴェルサイユ条約は除去されなくてはならない、そしてそれは抗議だけによっては果たされ得ない、というのは、ナチ党の最初から公に知られた考え方だった？

ゲーリング：　ドイツをヴェルサイユの圧迫する束縛から解放することは、最初からアドルフ・ヒトラーと彼の運動の目標でした、それはつまり、ヴェルサイユ条約全体をではなく、あのドイツの将来を圧殺する諸規定を除去するということです。

ジャクソン：　そしてそれは、もし必要な場合には、戦争によって、ですか？

ゲーリング：　それに関しては、当時はまったく討論されず、討論されたのはただ、第一の前提、そもそもこの強制の建築物において――常に平和について語られますが、我々ドイツ人は強制について語ります――この一面的な強制がすなわち、ドイツが、それによってのみ、この強制に対する異議を――それもただの異議ではなく、顧慮されもするような異議を――唱える能力を与えられる、別の政治的構造を獲得した、ということでした。〔＊この部分、発言記録が文法的に乱れていて、ゲーリングの答えの意味をとりにくい〕

ジャクソン：　それは手段でした；手段は、ドイツ国家の再組織に存した。あなたたちの目標は、あなたのいう「ヴェルサイユ強制」からの解放であった？

ゲーリング：　ヴェルサイユ強制の、永続的なドイツ人の生存を不可能にする、あの諸規定からの解放、それはまさしく目的であり意図でした；しかしその際には、「我々は、戦争をし、敵を打倒して勝利したい」といって話されたのではなく、方法を政治的出来事に適応させるために、目標が設定されたのです；それがそのための前提条件でした。〔＊この発言記録も、指示語不鮮明等のために、意味が通じにくい〕

ジャクソン：　そしてこの目的のために、あなたおよび党に加入した他のすべての人たちは、ヒトラーに、あなた方のために決定を下す全権力を与え、服務宣誓をして彼に服従を誓ったというのですか？

ゲーリング：　またしても一度にいくつかのご質問だ。しかし、第１の質問について：
ヴェルサイユの強制――私はこのようにいいたいのですが――に対する戦いは、私にとって、党に

加入する決定的要因でした。他の者たちにとっては、他の諸点がより重要であったかもしれませんし、あるいは、党プログラムまたは党見解の他の諸点が、ひょっとしたらもっと決定的であったのかもしれません。それ故、総統に全権力を与えるということは、ヴェルサイユを振り捨てるための前提ではなくて、総統原理についての我々の原則的理解に基づいていました。彼に誓約を行なうことは、彼がまだ国家元首となる前において、自分たちを彼の親密な総統軍団とみなす者たちにとっては、当時の情勢では当然のことでした。誓約が、権力掌握以前において正確にどんな仕方で行なわれたのか、私は知りませんし、あなたにいうこともできません。私はあなたにただ、私が行なったことだけを、いうことができます。私は、或る程度の時の経った後、総統の人格をよりよく認識することができた時に、彼に握手を求めて、いいました：私の運命とあなたの運命とは存亡を共にします、私は、よい時も悪い時も、完全にあなたに対して義務を負います、そして私のこの誓約に関しては、私は、私の生命をも例外とはしません、と。そしてそれは、今日ここにおいてもなお、効力を持っています。

ジャクソン：　もしもあなたが、私のただ３つか４つの質問に「はい」か「いいえ」で答えてくれるのなら、私は、あなたが事件全体についてのあなたの解釈を我々にここで詳述するのに、何ら反対しないでしょう。第一に、あなたは、ヴェルサイユの諸条件を廃止するために、強いドイツ国家を欲したのですか？

ゲーリング：　我々は、そもそも強い国家を欲したのです、ヴェルサイユのこととはまったく別に；しかし、ヴェルサイユを除去するためには、まず国家が強くなくてはなりませんでした、何故なら弱い国のいうことには誰も耳を貸さない；それを我々は経験したのです。

ジャクソン：　総統原理を、あなた方は受け入れた、何故ならあなた方は、それが強い国家へと通じていると思ったからなのですか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　そして、ヴェルサイユの諸条件を変更するという、ナチ党の諸目標のうちの一つである、この目標は、公に知られていて、国民は概してこれに同意していた；それは、国民の支持を獲得し、彼らと同盟を結ぶための、ナチ党の最良の手段のうちの一つでしたか？

ゲーリング：　ヴェルサイユの強制は、ドイツ人なら誰でも、私の見解では、その修正に賛成するほどのものでした；このことが運動のおそらくたいへん強い惹き付け手段であったことに、疑いはありません。

ジャクソン：　この運動に参加した若干の者たちは、ここにはいません。会議の議事録に書き記して

おくためにですが、あなたの見解では、ヒトラーが死んだことに何らの疑いもありませんか？

ゲーリング：　それには何らの疑いもあり得ないと、私は思います。

ジャクソン：　それで同じことは、ゲッベルスにも当てはまりますか？

ゲーリング：　ゲッベルスに関しては、いささかの疑いも持っていません、何故なら私は、絶対に信用している或る人物から、彼はゲッベルスの死んだのを見た、と聞きましたから。

ジャクソン：　そしてヒムラーが死んだことも、あなたは疑いませんか？

ゲーリング：　それに関しては、私は、確信はない；しかし思うに、あなた方は、私よりずっとよくご存じなのだから、それだけもっと確信なさっているに違いない、何故なら彼は、あなた方に捕らえられて死んでいったのだから。私は、その場にはいませんでした。

ジャクソン：　ハイドリヒが死んだことを、あなたは疑わないですか？

ゲーリング：　はい、それに関しては、私は、もちろん完全に確信しています。

ジャクソン：　おそらくはボルマンも？

ゲーリング：　これは、私は完全には確信していません。私は、証拠書類を持っていませんから、分かりません、私はそれを仮定してはいます。

ジャクソン：　そしてこれらが、あなたがあなたの発言の中で罪責ありとして言及した主要な者たちでした、ヒトラーはすべてのことに対して、ゲッベルスはユダヤ人に対する無法行為への煽動に対して、そしてヒトラーを騙したヒムラーと、ヒトラーをその遺言書に関連して惑わしたボルマンと。

ゲーリング：　総統に対する影響力は、さまざまの時期において、さまざまなものでした。総統に対する主要な影響力を、そもそも影響力というものについて語り得る限りにおいていえば、少なくとも 1941 年末か 1942 年初めまでは、私が持っていました。私の影響力は、それから 1943 年までやや低下し、そしてその後激しく低下し始めました。しかし概して、私が思うに、決して誰か他の者が私に近いほどの影響力を総統に対して持つことはありませんでした。私と並んで、あるいは私以外に、もしそういう者がいるとするならば、最初から或る方向において影響力を持っていたのは、ゲッベルスであり、総統は彼とたいへん多く一緒にいました。この影響力は、一時的に揺れ動いており、たいへん小さかったが、しかし戦争の最後の数年間において高まった、何故なら戦争を通し

て影響力を獲得するのは簡単であったから……

権力掌握前および権力掌握の頃、その後数年間において或る種の影響力を持ったのはヘスでしたが、しかしそれはただ彼の専門領域においてのみでした。それからヒムラーが、数年の経つうちに影響力を強めていました。この影響力は、1944 年末には急速に低下しました。戦争の間、それも詳しくいえば、ヘスが 1941 年に脱退してから 1 年が過ぎた後、まさに 1942 年頃から、総統の人格に対して最も決定的な影響力を持ったのは、ボルマン氏でした。彼は、終いには禍に満ちた強い影響力を持っていました。しかしそれが可能であったのは、ただ、総統が 7 月２０日以後、途方もなく強い不信感に満ち、そしてボルマンが絶えず彼の周りにあって、すべての物事を具申し、叙述し等々していたからです。これらが、大まかにいって、時折、一時的に影響力を持っていた人物たちです。

ジャクソン：　あなたは、1933 年に、或る特別監視職を引き受けた、それは、ドイツ内外の公的機関職員及びその他の者たちの通話を盗聴することに従事するものであった、それで合っていますか？

ゲーリング：　私は、詳述したとおり、あなたが正しく仰っているように、重要な外国人たちの外国へのおよび外国からの通話、そしてまたこれもドイツから国外へ行くばかりでなく、外国から空中経由で他の国に行くところを捕まえられた電報、無線通信、有線通信を監視する技術的装置を設置しました。そしてまた、その装置は、国内において、1. 重要な外国人たちに対して、2. 時には重要な商社に対して、3. 何らかの政治的あるいは警察的理由によって見張られるべき者たちに対して、電話監視をも実行しました。警察の側の濫用を誘い入れないために、この役所が通話の盗聴をしようとする時にはただちに、私本人による許可が得られなくてはなりませんでした。それにもかかわらず、それと並んでもちろん制御されない盗聴が行なわれる可能性はありました、ちょうど技術的には今日至るところで可能なように。

ジャクソン：　あなたは、これらの報告の結果を、自分の手許に留めておいた、それで合っていますか？

ゲーリング：　いいえ、事実はこうでした：外務省の関心を引く報告は、外務省が入手しました；総統にとって重要な報告は、総統が入手しました；軍事的方面にとって重要な報告は、軍事大臣、航空運輸省、あるいは経済省が入手しました。私あるいは私の代理者がそれはこの、あるいはあの役所にとって重要であるかどうかを決定しました。あちらには、これらの秘密報告がただ首長にのみ提示されるよう、委任され責任を持つ者が、位置に就いていました。無論私はいつでも、あれこれの報告をもっぱら私の知るところに留め置き、他に廻し伝えないよう、命令することができました。それは私にはいつでも可能でした。

ジャクソン：　あなたは、この組織を好んで自分の手中に収めようとする他の警察部署との間に、相当困難な状況にあった、それで合っていますか？

ゲーリング：　警察がこの手段を手に入れようと努めていたというのは、そのとおりです。しかし警察は、それを私から手に入れることはできなかった、それでひょっとしたら、あちこちで傍監視装置を開設していたかもしれない。しかし決定的な監視は、技術的には郵政省によって操作されねばならなかったので、ただ私だけが命ずることができました。

ジャクソン：　あなたは、この裁判の被告人全員に対する検察局の証拠文案を聞きましたね。それで合っていますか？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　あなたには、共に被告人になっている者たちのうちの、誰か或る者による、ナチ党の計画を実行するためには、理性的に考えて必要ではなかった、とあなたが主張できるような、何らかの行為が知られていますか？

ゲーリング：　それは、まずさしあたって、検察当局の主張であって、まだ証明された事実にはなっていません；これらの主張の中では、必要でなかった筈の多くの行動が、いわれています。

ジャクソン：　どの行為が、あなたの見解では党の計画の枠を超え出ていたか、そしてどの被告人によってそれらは行なわれたのか、詳細に説明してもらえますか？

ゲーリング：　それはたいへん難しいご質問であって、私はそれに、そう簡単に、証拠書類もなしに答えることはできません。

シュターマー：　この質問に異議があります；この質問では事実が問題にされているのではなく、このような一般的な把握では答えられることのできない、判断が問題にされている、と私は思います。

裁判長：　ジャクソン検事、法廷は、質問がやや広範囲に渡りすぎている、という見解です。

ジャクソン：　あなたの説明したところでは、NSDAP のプログラムは、あなた方がヴェルサイユ条約のうちに認識したと思った、或る種の不正を正すことを狙っていたということでした。私は、あなたに尋ねるが、あなた方のプログラムは、かなりの程度、条約で取り扱われていた諸点を超え出て行った、というのは正しくないのか、どうですか？

ゲーリング：　無論のこと、プログラムは、多数の、ヴェルサイユ条約とは何ら関係ない、別の諸点をも含んでいました。

ジャクソン：　私はあなたに、『我が闘争』の本の中の或る説明を指摘して注意を促したい、それは次の内容の説明部分です：「1914 年の諸境界は、ドイツ国民の将来にとって何の意味も持たない。それらの内には、過去のための保護もなければ、将来のための強さもない。ドイツ国民がそれらによってその内的完成を得るのでもなければ、その扶養がそれらによって安全に守られるのでもなく、またこれらの境界は、軍事的見地から考察されても、目的に適っているとか、あるいは満足のゆくものとすら思われることはない」。これはすべて合っていますか？

ゲーリング：　私は、あなたが読み上げたとおりで正確に合っているのかどうか、あなたに答えるためには、『我が闘争』の中の元の箇所を読み直してみたいと思う。私は、ほとんどそれで合っているのだと思います。その上で私がいいたいのはただ、ここには公刊された本の記述が示されているのであって、党のプログラムが、ではない、ということです。

ジャクソン：　ドイツに併合された最初の国は、オーストリアでした；オーストリアは、第一次世界大戦前にはドイツの一部ではなく、ドイツからヴェルサイユ条約によって奪い去られたのではなかった；それで合っていますか？

ゲーリング：　それ故にプログラムの中においては、この点は、ヴェルサイユとは、まったくはっきりと分離されていました。オーストリアがヴェルサイユと完全な結びつきがあるのは、そこで宣言されていた自己決定権が、ここにおいては、オーストリアとその純然たるドイツ人住民に、1918 年革命直後に果たされることを望まれた合併が許されなかったということによって、きわめて重大に侵されたので、ただその限りにおいてです。

ジャクソン：　ドイツがひったくって奪った二番目の地域は、ベーメン、メーレンおよびスロヴァキアでした；これらの地域は、ドイツからヴェルサイユ条約によって取り上げられたのではありませんでした；そしてそれらはまた、第一次世界大戦以前にドイツの一部でもありませんでした。

ゲーリング：　ズデーテンラントが問題である限りは、オーストリアについてと同じことが当てはまります。ドイツ人ズデーテンラントの代議員も当時同様にオーストリア国会に議席を持っており、彼らの総裁ロットマンの下に同じ宣言を発しました。最後の行動、すなわち保護領宣言については、事情は別です。チェコのこれらの部分は、とりわけベーメンおよびメーレンが問題である限りにおいて、ヴェルサイユ条約以前において、狭義ドイツ国家の構成部分ではありませんでした；しかしそれらは、以前には数世紀の長きにわたって、ドイツ帝国と結びついていました。これは純然たる歴史の事がらです。

ジャクソン：　あなたは、私の質問には依然として答えていない、他のことにはすべて答えたにして

も、だ。それらの地域は、あなた方から、ヴェルサイユ条約によって奪い去られたのではない、それで合っていますか？

ゲーリング：　無論のこと、オーストリアは、ヴェルサイユ条約によって奪い去られた、そして同様にズデーテン・ドイツもです；何故なら両部分は、ヴェルサイユ条約およびそれに関連しているサン・ジェルマン条約がなければ、当時ドイツ領となっていたでしょう、諸民族の自己決定権によって、です。その限り、それらの地域は、完全な関連を持っています。

ジャクソン：　あなたは、尋問においてこういわれた、ヒトラーは、合衆国は、たとえ攻撃されても、決して戦争に参入してこないであろう、と教えられていた；ヒトラーは、孤立主義者たちが国を戦争に巻き込まれないように保つだろう、と見込んでいた、と。

ゲーリング：　この尋問は、完全に間違って再現されたものに違いない。それ故にまた、私は、最初から、正確にドイツ語の記録を見て、それが正しく理解され、かつ正しく翻訳されたかどうか、確認することができないうちは、これらの尋問の一つが真理であることを宣誓するのを拒んだのです。ただ一つの場合においてのみ、そしてそれはロシア代表団の側からであったが、私に、完全に正確な記録が提示されました。私はそれに、ページごとに署名をし、これによってそれを承認しました。この解釈を、私は、しかしここで訂正したいと思います。私がいったのは：総統は最初、米国が戦争に介入してくるだろうとは思っていなかった、そして彼は、孤立主義者たちの新聞の態度によって、その見方を強められた、その一方で私は、彼とは反対に、最初から残念ながら、米国はどんなことがあっても戦争に介入してくるであろうと、恐れていた、ということです。私がいったかもしれないとされた、米国は攻撃された場合でも、戦争に介入してこないであろうなどという、そのような馬鹿話を――失礼！――私が決していった筈はないと、ご理解していただけるでしょう、何故ならもしも国が攻撃されるならば、その国は自衛するのですから。

ジャクソン：　あなたは、アクセル・ヴェンナグレンを知っていますか？

ゲーリング：　その人は、２回か３回会ったことのあるスウェーデン人です。

ジャクソン：　あなたは、そのテーマにつき、彼と話し合いました、違いますか？

ゲーリング：　米国が戦争に参入してくるというテーマに関して、私はたしかに彼と話し合いました、十中八九といってもよろしい。

ジャクソン：　そしてあなたは彼に、民主主義国は軍隊を動員することができない、戦うことができない、といいましたね？

ゲーリング：　そんな馬鹿話を、私は彼にしませんでした、何故なら我々はまさに民主主義国を主要な敵としていたのですから、すなわち民主主義英国を、です；この国がどのように戦うか、我々は前の世界大戦によって知っていましたし、この期間にそれを再び経験していたのです。私がヴェンナグレンと話し合った時、英国との戦争は、まさにたけなわでした。

ジャクソン：　もしも私があなたのいうことを正しく理解したのだとすれば、あなたは、尋問の時にこういわれた、すなわち、ヒトラーは常に２つの基本的構想によって導かれていた：ロシアと結んで、植民地による生存圏の拡大を目指すか、それとも英国と結んで、東部における新たな領域の獲得を目指すか、である。しかし、方向決定に直面すれば、彼は英国と結ぶ方を選んだであろう、と。

ゲーリング：　そのとおりです。私はただ、著書『我が闘争』中の、これらの事がらが詳細かつ綿密にヒトラーによって書き記されている部分を指摘して、注意を促しさえすればよいでしょう。

ジャクソン：　1933 年すでにあなた方は、何らかの契約による制限を顧みることなく、再びドイツの軍備拡張をする計画を始めました。

ゲーリング：　それは、そうではありません。

ジャクソン：　よろしい、では、いつあなた方はそれを始めたのか、いってください。

ゲーリング：　総統が出した全体的軍備縮小提案が拒否された後、すなわち軍縮会議からの我々の脱退のわずか後に、総統は、さまざまの制限の提案を出しましたが、しかしそれらが真剣に受け入れられて議論されることがなかったので、彼は、完全な軍備拡大を命じました。或る種の微小な前提措置は、すでに 1933 年末に私個人によって企てられました、それは、私が空に関して微小な前提条件を創出したのと、制服警察に関して同様に或る種の軍隊化を企てた、という限りにおいてのことです；しかしそれは私個人によることで、責任は私に在ります。

ジャクソン：　それではつまり補助警察の軍隊化は、国家の仕事ではなかった。それはあなた個人の仕事であった。どういうつもりで、そういっておられるのか？

ゲーリング：　補助警察の、ではなく、州警察および保安警察の、です；すなわち、一方において純然たる警察の市街勤務をする制服警察があり、そして第二の、部隊にまとめられて、より大規模な投入に自由に使われ得る制服警察がありました、我々によって作り出されたのではなく、よろしいですか、権力継受の時に存在していたのです。この、部隊にまとめられ、兵舎に収容され、制服を着て、武装した保安警察を、私は、極めて短期間のうちに、以下のような仕方によって、強化され

た軍事手段に作り変えました、すなわち保安警察全般を警察勤務から取り外して、より多くより強く軍事的教育を受けるようにさせ、そして既存の弱い携帯用武器を超えて、彼らに機関銃とかそういった武器を宛がった、ということによって。それを私は自分の責任で行なった、と私はいっているのです；これらの部隊は、その後、国防法の布告の時に、国防軍に軍隊の一部として移行させられたのです。

ジャクソン：　私は、1945 年 10 月 17 日のあなたの尋問に関連して、なおいくつかの質問を、あなたに向けたい。私はまず、あなたの尋問の際に書き記された、質問と答えとを読み上げ、そしてそれからあなたに、あなたがこれらの答えをしたのかどうか、尋ねることにしましょう。その後にあなたは、もし望むなら、説明をすることができる；私は、あなたはそうするだろうと思います。尋問は、次のようでした：

「質問：私は、今日あなたに、経済史からいくらかのことを尋ねたい。いつ、軍備計画すなわち再軍備拡張計画は、はじめて討議されたのですか？何年において、ですか？

答え：1933 年ただちに、です。

質問：換言すれば、シャハトが、その時点ですでに、再軍備拡張計画のための資金を調達する義務を引き受けたのですね。

答え：はい、そのとおりです、しかしもちろん財務大臣と協力して、です。

質問：1933 年から 1935 年までの間、一般兵役義務導入以前は、再軍備拡張はもちろん秘密でした、違いますか？

答え：はい。

質問：その結果、国家予算外で使用されるすべての資金は、他の国々に知られないために、秘密に調達されなくてはならなかったのですか？

答え：はい、たしかに、それが通常の軍事予算から引き出されることができなかった場合には。

質問：すなわちあなた方は、少額の公式予算を、現存する 10 万人の軍隊のために持っていた。再軍備拡張の残額は、秘密の源泉から来たのですか？

答え：はい、そのとおりです」

あなたに、これらの質問は提起されましたか、そしてあなたは、これらの内容の答えをしましたか？

ゲーリング：　おおよそのところ；全体的にはそのとおりです。私は、なおその上にいわなくてはなりません：1．私は、いつ軍備拡張は議論されたのか、と尋ねられたのであり、いつそれが始まったのか、と尋ねられたのではありませんでした。それが議論されたのは、無論 1933 年すぐにでした、何故なら、我々の政府の下で、何かそれまでとは違うことが起こらなくてはならないということは、もう確実であったからです；すなわち、他の国々も軍備縮小をしなくてはならない、そしてもし彼らが軍備縮小をしないなら、我々が軍備増強をしなくてはならない、という要求を出すことです。これらの事がらは、議論を必要としました。議論の終了と明確な任務への変換は、他の国々の軍備縮小を惹き起す試みの不成功の後に起こりました。人々が、あるいはより正しくいえば、総

統が、自分の提案は決して受け入れられないということを認識した時、無論漸次的な軍備増強が始まりました。我々には、我々が軍備に関してしていることについて、何らかの仕方で世界の世論に証明するというきっかけは、まったくありませんでした。我々はそうする義務を負ってもいなければ、それは目的に適ってもいませんでした。

シャハト氏は、1933 年、始まってまもなくの頃は、そもそもまったく資金を調達できませんでした、何故なら彼は、始めの頃には何らの役職にも就いていなかったからです。それもまた、少し後の時点にやっと関係しているのです；ここで分かり切ったことであったのは、資金は財務大臣と国立銀行総裁とによって総統の注文に応じて用意されたということであり、ことに我々が、「敵側が軍備縮小をしないならば、我々が軍備拡大をするであろう」ということに関して何らの疑いも残していなかったのだから、なおさらでした。それは、すでに 1921 年以来、党プログラムの中に載っており、したがって公の世間にとっては確定したことでした。

ジャクソン：　シャハトが 1935 年 5 月 21 日に秘密命令によって戦争経済のための全権委員に任命されたというのは、そのとおりではないのですか？

ゲーリング：　日付が……どうぞその命令書を私の前に呈示してください、そうすれば、私ははっきり申し上げることができます。命令や法律の日付を、私は頭の中に覚えてはいません、特にそれらが私自身に直接関わることがない時は、そうです；しかしそのことは、法律から明らかになってくるに違いない。

ジャクソン：　彼は、任命された後すぐに、いずれにせよあなたを、原料および外貨の特別委員に推薦しましたね。

ゲーリング：　もしもシャハト氏が任命された後すぐにこれを提案したというのならば、この任命は、1936 年になってやっと行なわれ得たのでしょう；というのも、シャハト氏は、1936 年夏にはじめて、軍事大臣フォン・ブロムベルクと共に、私を原料および外貨の特別委員にすべし、との提案を行なったからです。

ジャクソン：　あなたは、米国の尋問検事に 1945 年 10 月 10 日、シャハトに関して以下のように答えなかったかどうか、お尋ねしたいと思う：

「彼は私に、原料および外貨の特別委員になるよう、提案しました。彼は、私がこの地位で経済大臣および国立銀行総裁に貴重な助力をしてくれるだろう、と考えていました」

あなたは、このように答えましたか？この情報は正しいですか？

ゲーリング：　もう一度お願いします。

ジャクソン：　シャハトに関連して、あなたは、記録文書によれば、次のように説明しました：
「彼は、私が原料および外貨の特別委員になるべきだ、と提案しました。彼は、私がこの地位で経済大臣および国立銀行総裁に貴重な助力をしてくれるだろう、と考えていました」

ゲーリング：　「国会議長〔Reichstagspräsident〕」という語を除いては、まったく正しいです；そこは「国立銀行総裁 Reichsbankpräsident」といわなくてはならない。

ジャクソン：　ですから、ここにそう書いてあります。

ゲーリング：　ヘッドホンを通すと、「国会議長」のように聞こえました。

ジャクソン：「その上、彼は、私が 4 ヵ年計画の指導を引き受けるべきだという、彼がブロムベルクに出した提案に関して、たいへん明瞭に語りました。しかしながら、シャハトがその時持っていた考えは、私は経済についてそんなに多くのことを理解していないから、彼が簡単に私を盾に取ることができる、というものでした」

ゲーリング：　そうです、私はそれを先日たいへん明瞭に詳述しました。

ジャクソン：　この時点から、あなたとシャハトは、かなり長期間、再軍備拡張計画の準備に共同の作業をした。それで合っていますか？

ゲーリング：　私は、その時点から、経済的にシャハト氏と、ドイツ全体の経済の形成に、そしてまた軍備経済に共同作業をしました、無論のことこれは、すでに始まったドイツの防衛主権のための前提条件として、です。

ジャクソン：　あなたと彼とは、或る種の管轄権争いをしており、結局協定を結んだが、それはあなたのさまざまの任務領域に境をつけるものであった？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　それは 1937 年 7 月 7 日であった、それで合っていますか？

ゲーリング：　その日、或る種の和解提案が成立しましたが、しかしそれは、何ら長続きする決定的結果をもたらしませんでした。それはたんに、職の構造や人物に原因のあることでした。我々両人は、私は 4 ヵ年計画の上に立ち、シャハト氏は経済大臣および銀行総裁として、両者共ドイツ経済

にたいへん強い影響可能性を持っていました。シャハト氏においては、同じくまたたいへん強い、そして自覚的な人格が前面に出ていて、私もまた、自分の人格を謙遜して隠したりしたいとは思わなかったので、我々は不可避的に、親しかろうと親しくなかろうと、この状況の故に、権威に関しては対抗せざるを得なかった、そして一方は他方に、ついには屈しなくてはならなかったのです。

ジャクソン：　そしてそれから、彼が経済省および国立銀行を辞める時が来たのですか？

ゲーリング：　彼は最初、国家経済省を 1937 年 11 月に辞め、そして私が知る限りでは、国立銀行の幹部を 1938 年末に辞めました；私は、時点については、正確に定めようとは思いません。

ジャクソン：　あなた方の間には、再軍備拡張計画に関して、意見の不一致はなかったのですか？あなた方は、ただ方法に関してだけ、意見が一致しなかったのですか？

ゲーリング：　私は、シャハト氏のために仮定するのですが、彼もまた良きドイツ人として、無論、彼の全力を、ドイツが強くなるために、ドイツの再軍備拡張に喜んで投入する気持ちでした；ですから本来ただ方法においてのみ相違が生じ得たのです、何故ならシャハト氏も私も、侵略戦争のために軍備拡張をしたのではなかったのですから。

ジャクソン：　彼は、軍備拡張の仕事から退いた後、職務領域のない大臣であり続け、そしてまたしばらくの間国会議員であり続けた、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです、そしてそれは総統がそう望んだのでした、というのも彼は、私は思うのですが、シャハト氏にそれによって彼の承認の意を表明したかったからです。

ジャクソン：　あなたが 15 歳の若者たちを徴募させることを意図した時点を、あなたは思い出すことができますか？

ゲーリング：　戦争の期間中に、といわれるのですか？

ジャクソン：　はい。

ゲーリング：　ここで対象となっているのは、空軍補助員です、そのとおりです。空軍補助員として徴募されたのは、私はもはや正確には分かりませんが、15 歳あるいは 16 歳の者たちでした。

ジャクソン：　私は、あなたの前に記録文書 3700-PS を提示させて、そしてあなたに尋ねましょう、あなたはシャハトから書状を受け取ったのかどうか、この記録文書はそれのコピーですが？

〔記録文書が証人ゲーリングに渡される〕

ゲーリング：　その書状を、私はたしかに受け取りました。年がここには記載されていない、コピーではそれは欠けてしまっている。

ジャクソン：　書状はおよそいつ頃のものであるか、いってくれますか？

ゲーリング：　ここに 11 月 3 日となっているが、裏面に叙述されている出来事から、年は 1943 年であると、私は思います。この版では、奇妙なことに年が示されていない、しかし私は、それは 1943 年であると思います。この書状を、私は受け取りました。

ジャクソン：　あなたは、記録文書 3700-PS に回答しましたか？あなたは、この書状に回答しましたか？

ゲーリング：　それは今日では正確にはいえませんが、ひょっとすると、したでしょう。

ジャクソン：　4 ヵ年計画は、全ドイツ経済を戦争準備の状態に移すという目的を持っていましたか？

ゲーリング：　私が詳述したように、それは 2 つの課題を果たさなくてはなりませんでした：1. ドイツ経済をそれ自体として危機に耐え得るものにすること、すなわち輸出高の変動や、扶養の領域では収穫高の変動にできるだけ左右されないように作り上げること、そして、2. ドイツ経済を封鎖に耐え得るものにすること、すなわち第一次世界大戦の経験に基づいて、ドイツ経済を第二次大戦のために、封鎖がもはや破滅を招くほどの影響を持つことができないような状態に置くこと。4 ヵ年計画がその際、軍需産業の全体的構築と改造のためにも基礎的前提条件であったのは、自明のことです。それなしには軍需産業は、そのように形づくられることはできませんでした。

ジャクソン：　どうか、できるだけ正確に答えてください；あなたは、1936 年 12 月 18 日のシャハト宛書状で、あなたが以下のことをあなたの課題と見なしている、と宣言しませんでしたか――いいですか、あなた自身の言葉を使いますよ――4 年以内に経済全体を戦争に対する準備の状態に移さなければならないこと。あなたは、それをいったのですか、いわなかったのですか？

ゲーリング：　無論のこと、私はそれをいいました。

ジャクソン：　あなたは、1937 年のブロムベルクの報告を思い出すことができますか――お望みなら、あなたは記録文書 C-175 に目を通すことができる――、それは次のような言葉で始まってい

る：

「全般的政治状況からすると、ドイツはいずれかの側からの攻撃を何ら見込まなくてよい、と推測するのは当然である」

ゲーリング：　それは、この時点には確からしいことであったかもしれません。私も、1937 年、ドイツの状況をきわめて平穏なものと考察していました。それはオリンピック競技会の後であって、この時点では全般的状況はきわめて平静でした。しかしそのことには関わりなく、私は、比較的平穏、平静な雰囲気の一時的な動揺にまったく左右されることなく、ドイツ経済を戦争準備できた、危機および封鎖に対して強いものに仕立て上げるという、義務を負っていると感じていました、なぜなら 1 年後にはもう、他の諸出来事が生じてきたのだからです。

ジャクソン：　ブロムベルクは、さらに書いています：

「この推測は、何よりもまず、すべての国民とりわけ西側諸国における戦争意志の欠如の他に、かなり多くの国々特にロシアの戦争準備の不足によっても、支持される」

1937 年には状況はそのようであった。それで合っていますか？

ゲーリング：　そのように、フォン・ブロムベルク氏は、状況を見なしたのです。ロシアの戦争前準備に関しては、フォン・ブロムベルク氏は、我々の国防軍メンタリティの代表者たちすべてと同様、常にたいへんな思い違いをしていました、それは、別のサイドからロシアの武装に関して表明されていた見解に反してのことです。ここでいわれているのは、もっぱらフォン・ブロムベルク氏の見解であって、総統の見解ではなく、私の見解でも他の指導的な人々の見解でもありません。

ジャクソン：　しかし、そのように、1937 年 6 月 24 日付国防軍最高司令官の報告は、なっています。

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　あなたは、その 1 月後に、ヘルマン・ゲーリング工場を組織したのですか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　そしてヘルマン・ゲーリング工場は、ドイツを戦争準備状態に移し置くことに従事した。それで合っていますか？

ゲーリング：　いいえ、それは違います。ヘルマン・ゲーリング工場は、初めにまずもっぱらただ鉄鉱石の発掘にだけ従事しました、ザルツギッターの地帯において、上プファルツの一地帯において、そして併合後はオーストリアにおいて鉄鉱石工場の発掘に。ヘルマン・ゲーリング工場は、最初、

もっぱら、この採鉱所および精錬所のための採掘設備、精錬設備を建設しました。ずっと後になってはじめて、製鋼所と圧延工場とが付け加わりました。つまり産業が付け加わりました。

ジャクソン：　ヘルマン・ゲーリング工場は、4 ヵ年計画の一部分であった、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　そしてあなたがすでに説明されたところでは、4 ヵ年計画は、ドイツ経済を戦争準備の状態に移すという目的を持っていた；ヘルマン・ゲーリング工場は、採鉱所および製鉄所を徹底的に利用して、完成した大砲および戦車の製造にまで至る過程を実行するために、組織された。それで当たっていますか？

ゲーリング：　いいえ、それは違います；ヘルマン・ゲーリング工場は、初めは独自の兵器工場を持ってはいず、もう一度強調しますが、ただ原製品の鉄鋼、粗鋼だけを生産していました。

ジャクソン：　どうであろうと、あなたは努力を続けました。1943 年 11 月 8 日、あなたは、ミュンヘンの総統館において、ガウライターたちの前で講演をしました、その中であなたはこれらの努力のことを述べた；それで合っていますか？

ゲーリング：　日付を、私は正確には分かりません。この頃に私は、ガウライターたちの前で他の諸講演に引き続いて、短い講演を行ないました――私が思い出す限りでは――航空状況と、ひょっとしたらまた軍備状況に関して、でした。私は、この詳細の文言を思い出すことができません、というのも、今までの期間ずっと、これについて尋ねられなかったからですが、しかし事実は、合っています。

ジャクソン：　あなたの記憶を新たにするために、私は、ひょっとしたら以下の詳述を思い出させてあげたらよいかもしれない。あなたは、およそ以下のようなことをいわれたのです：
「戦争の始まった時、ドイツは、戦闘空軍を持つ、世界で唯一の国であった。他の国々は、航空戦力を海軍航空隊と陸軍航空隊とに分けていて、航空戦力をただたんに、他の戦力の必要かつ重要な補助手段とのみ見なしていた。そのため、他の国々には、集中的、決定的な仕方で襲撃を実行することのできる唯一の手段、すなわち作戦空軍が欠けていた。ドイツでは、我々はこの方向で始めから作業してきた、そして空軍の主要部分は、敵の領域深く、しかも戦略的効果を伴って侵入できるように整備されていた、その一方で、ストゥーカ機およびもちろん爆撃機より成る、空軍の比較的小部分は、前線、戦場において行動を起こしたのである。諸君は皆、どんな素晴らしい結果を、我々がこの戦術によって達成したか、そしてどれだけの優勢を我々が戦争の始めから、この近代的空軍によって獲得したか、知っている」

ゲーリング：　まったくそのとおりで、これを私はあらゆる状況の下でいいました、そして決定的なことは、そのとおりに私はまた正確に行動していた、ということです。しかし私はここで、このことが誤解され、誤って解釈されることのないように、ごく簡潔に次のとおり説明しなくてはなりません：これらの詳論において、私は、2 つの異なった航空戦略の見解に取り組みました、それらは今日でもなおいろいろ議論されていて、まだ完全には解明されていません：すなわち、航空戦力は陸軍および海軍の補助戦力を形成して陸軍と海軍との構成要素に分割されるべきか、それともそれは独自の国防軍の部分であるべきか。たいへん大きな海軍あるいは艦隊を持つ国々では、ひょっとしてそのような分割が行なわれるとしても、それは理解できる、と私は詳論しました。我々は一貫して、そしてありがたいことに正しい仕方で、最初から、陸軍と海軍との他に強い――私は「強い」という語を強調します――空軍を独立に組織する道を進んできていました、そして私は、どのようにして道は最初の危機用空軍を超えて作戦空軍に至ったのかを、詳述しました。

今日でもなお専門家としての私の見解は、作戦空軍のみが解決をもたらし得る、というものです。私はまた、双発あるいは四発爆撃機の関係についても詳述していいました、すなわち私は最初のうち双発機にまったく甘んじていたが、それは第一に四発爆撃機を持っていなかったからであり、第二に双発爆撃機の行動半径が当時考慮の対象となっていた敵国に対して十分に広いものであったからである、と。私はさらに、ポーランドおよび西部における軍事行動の迅速な終了は、卓越した意味において空軍のおかげである、と強調しました。

要するに、これはまったく正しいのです。

ジャクソン：　あなたにミルヒの発言を思い出していただこう、彼はあなたのための証人として、あなたがまだ意見を述べていないテーマにつき、宣誓してこう説明しました：

「私は、すでにラインラント占領の時点で、――すなわちゲーリングが、ですが――ヒトラーの政策が戦争に繋がるであろうということを心配した、という印象を抱きました」。あなたはこれを思い出しますか？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　そしてそれは真であったか偽であったか、あるいは、本当であったか思い違いであったか、とでもいう方がひよっとしたらよいのでしょうか？

ゲーリング：　いいえ、私は、戦争を望まず、そして戦争の最良の回避を、周知の原理に従って、たいへん強力な軍備のうちに認めていたのです：「鋭い剣を所有する者は平和を所有する」と。

ジャクソン：　ふむ、あなたはいまだにこの見解なのですか？

ゲーリング：　私は、今日、ごたごたを見ていると、今まで以上にこの見解です。

ジャクソン：　つまり、ミルヒが説明したように、あなたはヒトラーの政策が戦争に繋がるであろうということを心配した、しかもそれはラインラント占領の時に、というのは、当たっているのですか？

ゲーリング：　失礼、私は、あなたの質問を、ただ強力に軍備を整えた国家のみが平和を保ち得るというのが、今日でも私の見解なのかどうか、という意味に理解しました。その方向で、私の前の意見表明は理解されるべきでした。

もしもあなたがこの質問を、総統の政策は戦争に繋がるかもしれないという、ミルヒの言葉に関連づけるならば、私はそれに対しては次のようにいいたいと思います；私は、もともと戦争に至るかもしれないという心配をし、可能な限りそれを避けたいと思っていましたが、それは総統の政策がそれに繋がるであろうとの意味ではありませんでした；何故なら、総統もまた、おおいに協定や外交活動を通して彼の計画を実行したいと望んでいたのですから。ラインラント進駐の際には、私は一時的に、反発行動に関する心配をやや抱きました；しかしながら、進駐は必要でした。

ジャクソン：　それで何も起こらなかったから、次の一歩はオーストリアであった？

ゲーリング：　そこから、一方が他方に関連づけられるということにはなりません。オーストリアによって、私は決して――よろしいですか――前のラインラント進駐によってのようには、戦争の心配に引き込まれませんでした；というのも、私は、事情によっては、ラインラント進駐には反発行動が伴って起こることを、思い浮かべることができたからなのです。

しかし、どのようにして、純粋にドイツ人の血である二つの兄弟国民の統合に対して、外国から反発行動が起こりうるというのか、私には明らかではなかった、特に、分離についての死活的関心をいつも言い立てていたイタリアが、この方向ではかなりもう、すでに遮断されていたのだから、なおさらのことです。英国とフランスとには、統合は、何らかの関わりを持つこともできず、またいささかの関心をも呼び起こすことはできませんでした。ですから、私は、そこに何ら戦争の可能性を認めていませんでした。

ジャクソン：　私はあなたに、オーストリアに関するいくつかの質問を提起することにしたい。あなたは、あなたとヒトラーはドルフースの死をきわめて深く残念に思った、といわれた、そこで私はあなたに尋ねますが、ヒトラーが、ドルフースを殺害した者たちの名誉のために銘板をウィーンに建てさせて、自らそこへ赴き、彼らの墓に花輪を備えた、というのは、事実ですかどうですか。それで合っていますか？それに「はい」か「いいえ」で答えてもらえますか？

ゲーリング：　いや、私は、私の宣誓のとおりに真実を語ろうと思ったら、それに「はい」とも「い

いえ」とも答えられません。何故なら、私は、「はい、彼はそれをしました」とはいえません、そのことを知らないのだからです。また私は、「いいえ彼はそれをしませんでした」ともいえません、そのこともまた知らないのだからです。私は申し上げたい、この出来事を、私はここで初めて聞きました、と。

ジャクソン：　さて、1937 年 6 月に、ザイス - インクヴァルトがあなたと次官ケップラーのところに来て、あなたがたは交渉を行ないましたか？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　そしてザイス - インクヴァルトは、独立オーストリアを望みました、違いますか？

ゲーリング：　思い出す限り、そうでした。

ジャクソン：　そしてケップラーは、併合の時にヒトラーによってウィーンに派遣されていて、彼に進軍しないようにと電報を打った人でした。あなたは、そのことを思い出せますか？

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　それが、現場に在った、かつすでに前もってザイス - インクヴァルトと交渉していた人間の、あなたによってあつかましく無意味だと貶された電報であった；あなたは、そのことを思い出せますか？

ゲーリング：　私は、その電報を、私に今ドイツ語で翻訳して示された語によって、すなわち「あつかましい」という語によって、貶しはしませんでした。私がいったのは、この電報はもはや影響がなく余計なものであった、何故なら軍隊はすでに進発しており、命令を受けていたからだ、ということでした。事はすでに進行していました。

ジャクソン：　あなたは、ザイス - インクヴァルトが宰相に任ぜられるということを要求していたのですか？そのとおりですか？

ゲーリング：　私が個人としてそれを望んだのではなく、状況から、彼がこの際そこで宰相職を引き受けることのできる唯一の人物であるということが、明らかになってきたのです、何故なら、彼は政府内部にいたからです。

ジャクソン：　ザイス - インクヴァルトは、自分の国をドイツに引き渡さなくてはならないという思

いで、オーストリア宰相になったのですか、それともあなたは彼に、自分は独立している筈で、独立した国を持つ筈であると、信じ込ませたのですか？

ゲーリング：　私が先日詳述したとおり、総統が翌朝飛び立った、その時点においてすら、彼自身にとってなお、事情によってはオーストリアとの統合をただたんに共通の国家元首を通して招来するという、或る種の留保が存していました。しかし、私はまた同様に詳述したのですが、私個人としては、この解決を十分な程度にまで至るものとは思わず、完全で、直接的、全体的な併合に賛成でした。

ザイス - インクヴァルトのこの時点における考え方を、私は正確には知りませんでした；とにかく私は、彼の考え方が、分離の維持および共同作業の方向により多く行っていて、全面的併合という私の考え方ほど広い程度には行かないのではないかという疑念を、抱かねばなりませんでした。ですから私は、この全面的併合が日々の経過するうちにくっきりと形を現わしてきた時、きわめて満足しました。

ジャクソン：　私の見解では、この答えは不十分なものです；それ故私は、私の質問を繰り返します：ザイス - インクヴァルトは、自分がドイツの軍隊を呼び入れて、オーストリアをドイツに引き渡すことになる、という前提の下にオーストリア宰相になったのですか、それともあなたは、彼が、自分はさらになお独立国オーストリアを持ち続けるだろうと推測するように仕向けたのですか？

ゲーリング：　失礼、それらはなお多くの、私が「はい」か「いいえ」と答えることのできない質問です。

もしもあなたが私に、「ザイス - インクヴァルトは宰相職をヒトラーあるいはあなたからもらうことを望んだのですか？」と問われるならば、「はい」です。

もしもあなたが私に、さらに「彼は、軍隊の進駐を求める電報を打つべきであるという前提の下に宰相になったのですか？」と問われるならば、私はあなたに「いいえ」といいます、何故なら宰相職の時点において、彼が我々に電報を打つべきだということは、話にもなっていなかったからです。

もしもあなたが第三に私に、「彼は、自分が独立国オーストリアを保ち得るという前提の下に宰相になったのですか？」と問われるならば、私は再び、最終的な形態は、その晩総統の許でも、なおまだ明らかでなかったのだ、といわねばなりません。

そのようなわけで、私の詳述が必要であったのです。

ジャクソン：　あなたは、彼がとにかく可能な限り独立のままでいたいのではないかとの疑念を持っていた、そしてこれが、軍隊が進駐した理由の一つであった、というのは、合っていないのですか？

ゲーリング：　私は、これらもまた……失礼、これらは 2 つの質問です。私は、まったくのところ、ザイス - インクヴァルトが可能な限り独立していようとしているのではないか、との不信感を抱い

ていました。軍隊の派遣は、この不信感とはいささかも関係ありませんでした；その解決のためには、ただ一人の兵士も必要ではありませんでした。軍隊の派遣の理由を、私は説明しました。

ジャクソン：　そして、オーストリアが独立したままではないであろうということは、ザイス - インクヴァルトには決して示唆されなかった、あなたがいったとおり、総統とあなたがオーストリアの運命に対する制御権を手中に収める、その時までは？

ゲーリング：　そのことは、彼には、確かに総統からは前もっていわれることはありませんでした。私については、私がそれを目指して努力しているということは、一般に知られていました、それで私は、彼は私の考え方を知っていた、と思います。

ジャクソン：　あなたが語ったところでは、あなたは当時、ロンドンのリッベントロプとの会話の中で、ザイス - インクヴァルトには最後通牒は突きつけられなかったのだと強調した、そしてまた、あなたは、それは合法的事実であったのだ、といいました。

ゲーリング：　私は、「合法的」とはいいませんでした、「外交上の」といったのです。

裁判長：　会議を中断するのに、ちょうどよい時刻でしょうか？

ジャクソン：　はい、裁判長。

〔法廷は、1946 年 3 月 19 日 10 時まで中断される〕

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Vierundachtzigster+Tag.+Montag,+18.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

翌 3 月 19 日（法廷第 85 日）にはダーレルスが出廷したので、朝からその証人尋問となった。つまりジャクソンのゲーリングに対する反対尋問は中断された形になった。証人ダーレルスに対する尋問は、シュターマーの後、他の弁護人たちによっても行なわれ、その後検察による反対尋問が続いた。さらにダーレルス退廷後、シュターマーは、ダーレルスの証言を聞いた上でのゲーリングの答弁を求める必要があるとして、もう一度自分のゲーリングに対する尋問を――ダーレルス証言関連分に限るという条件で――行なった。彼がこの追加尋問を終えたのは、午後の部もかなり進んで、もう夕刻になろうとする頃であった。おそらく午後 4 時を過ぎていたであろう。やっとジャクソンの対ゲーリング反対尋問が再開されることになった。ところがこの再開後において、絶対有利な筈のジャクソンが、度を失って失態を演じてしまうという、思わぬ展開が訪れることになる：

……

シュターマー：　私は、これ以上質問はありません。〔＝追加尋問の終わり〕

ジャクソン：　私は、あなたが昨日した、以下の発言を指摘して注意を促し、それらが合っているのかどうか、あなたに尋ねます：

「私は、議長代行であったと思います」――国家防衛評議会に関してですね――「私は正確には知りません、それに関して聞いたのです。私は、誓ってあなたに断言します、私はいつ如何なる日においても、国家防衛評議会の会議が招集された時、それに参加したことはありませんでした」

これは、あなたの発言の正しい記録ですか？

ゲーリング：　はい、私はいいました、私はただ一つの……

ジャクソン：　それで十分。それだけ、私は知りたかったのです。

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　では私は、あなたに、記録文書 3575-PS、US-781 を指摘して注意を促します；それは、1938 年 11 月 18 日の国家防衛評議会会議の議事録です、その会議ではあなたが議長をしていた。

私は、あなたの以下のとおりの説明を指摘して、あなたの注意を促します、すなわち会議はもっぱら陸軍元帥の 3 時間にわたる演説から成っていて、いかなる討論も行なわれなかった、という。それは合っていますか？

ゲーリング：　私は、それをまず読んでみなくてはならない、私は、この記録文書を見るのは初めてです。

ジャクソン：　あなたは、昨日この質問に答えた時、我々がこの記録文書を持っていることを知らなかった、違いますか？どうぞ、この質問に答えてください。

ゲーリング：　私は、この記録文書をこれまでに見たことがなかった。私は、それをまず一度見てみなくてはなりません。ここに書かれているのは：

「1938 年 11 月 18 日の国家防衛評議会会議に関する覚え書」

ここに記された国家防衛評議会は、わずかの人員から成っていました。しかしここに出席していたのは、全国務大臣および国務次官、さらに陸軍、海軍の最高司令官、国防軍 3 部門の参謀総長、総統代理としての全国指導者ボルマン、ダリューゲ大将、SS 分隊指導者ハイドリヒ、全国労働指導者、価格特別委員、国家労働局長官その他。

私は、発言をした時、ただ国家防衛評議会そのもののことだけを考えていました。
ここに見られるのは、或る大きな委員会の枠内における、国家防衛評議会に関する会議です。
それにもかかわらず、このことを私は、はっきりと覚えてはいませんでした；しかし、ここには、国家防衛評議会の基に置かれたものよりもずっと大きい、或る委員会における国家防衛評議会に関する会議のことが記されています。

ジャクソン：　私は、以下の事実を指摘して注意を促します、すなわち陸軍元帥が述べたところでは、国家防衛評議会の任務は、国家の全ての力を、ドイツの軍備の加速された構築のために結び合わせることに存するという。見つけられますか？

ゲーリング：　はい、私は今見つけました。

ジャクソン：　第 2 段落。

ゲーリング：　はい。

ジャクソン：　II とある箇所「物質的諸課題。課題は、軍備の水準を 100 から 300 の状態に上げること」

ゲーリング：　はい。

ジーメルス〔レーダー弁護人〕：　私は、なぜ弁護側はいつもいつも、裁判所において論ぜられる、そして裁判所に提出される文書を、入手できないのか、理由がよく分かりません。今論ぜられている文書もまた、我々には知られていない、少なくとも私には知られていません。
私がすでにこの数日間において、何度か突き止めたところでは、文書は検察側から突然提出されている、我々をいささかでも参加させようとする骨折りすら、することなしに。

ジャクソン：　まったくそのとおりです。いかなる弁護士といえども、本訴訟における大きな問題の一つは信憑性の問題である、ということを知っていると、私は思います。しかしながら、もしも我々が反対尋問にあたって、あらゆる記録文書を、反対尋問で発言がなされた後に、それを引き合いに出すことができるより前に、提出するべきであるとするならば、反対尋問に成功する見込みは、打ち砕かれてしまいます。
彼〔＝被告人〕はもちろん、この記録文書を知ってはいませんでした。しかし我々はここで、もしも我々が記録文書を次から次へと提出するならば、我々は繰り返し、入念に準備されこの場でメモを手にして読み上げられるような説明を得ることになるのを、経験しなくてはなりませんでした。ここの被告人たちよりも、自分の事件審理を準備する、もっとよい機会に恵まれた被告人というも

のは、いまだかつていませんでした、そして私の見解では、これらの被告人たちに対する反対尋問は、記録文書を前もって提出しなければならぬという要求によって、妨げられるべきではありません。

裁判長：　何か仰りたいのですか？

ジーメルス：　私は、それに対して二点申し上げることができます。

1. ジャクソン検事が思いがけぬ要因 Überraschungsmoment を好んで利用したいと思われるなら、私はまったくそれに同意いたします。私としてはただ、その時は弁護側にも、思いがけぬ要因を用いて仕事することが許容されるなら、有難く思うでありましょう。しかしながら、今まで我々に申し渡されたところでは、我々は、提出したいと思うあらゆる記録文書を、検察側に、それに対する態度をとるための数週間の時間があるように、何週間も前に示さなくてはなりません

2. もしも思いがけぬ要因を用いて仕事するのなら、その場合には、私は思うのですが、少なくとも弁護人としての我々にも、この思いがけぬ驚きが、記録文書が裁判所および証人に手渡される、その瞬間において、与えられるべきです。しかし私はこの瞬間において、本日の記録文書を持ってもいなければ、以前の日々の記録文書も持っていませんでした。

裁判長：　あなたが今仰ったことは、まったく当たっていません。あなたは、決して、あなたが証人に反対尋問の時提示しようと思っている記録文書を、公表するよう強制されてはいません。今ここで問題になっているのは反対尋問であり、それ故、検察局には、証人に或る何らかの記録文書を、あらかじめ公表することなしに、提示することが、完全に許されています、それはちょうど、弁護側に、検察局によって召喚された証人に対して、何らかの記録文書を反対尋問の際に呈示することが、許されているのと同じです。

もしも弁護側が証人に、この種の記録文書に関してもう一度尋問したいと思われるなら、この記録文書のコピーを、彼がこの目的のために自由に使えるようになることを、私は確信しています。

それ故、法廷は、この記録文書が今証人に提示されてよい、ということに決定します。

ジーメルス：　弁護側にも、ホール全体に事がらが知れわたった今、記録文書を手にするチャンスはありますか？

裁判長：　間違いなく。

ジーメルス：　私は、今 1 部いただければ、有難く思いますが。

ジャクソン：　まったく率直に申し上げたいが、我々が、すべての弁護人の方に手渡すのに十分なだけのコピーを持っているかどうか、私は知りません。

裁判長：　それはそうかもしれませんが、しかし、ひょっとしたらあなたは彼らに、1 部あるいは数部を提供することができますか？

ジャクソン：　しかし、私は、この記録文書に関連する尋問が終わるより前に、我々がコピーを手渡すべきであるとは思いません、すなわち……

裁判長：　はい、ディクス博士？

ディクス〔シャハト弁護人〕：　私は、以下のとおりお願いを述べます；少なくとも技術的なチャンスが――少なくとも、今ちょうど反対尋問を受けている被告人の弁護人には、それも法廷と同時に、証人たる被告人に提示される文書のコピーが与えられること、それは弁護人たちが正確に法廷と同じく尋問についていくことができるために、です。

もしもジャクソン検事が、自分は、弁護人に――つまりこの場合は、同僚シュターマーに――この記録文書を、尋問――この場合はゲーリングの、ですが――が終わった時に、初めて与えるのが正当であろうと思っている、いわれたのならば、私は、切にお願いいたします、弁護側の品位と威信とのために、このジャクソン検事の側よりの提案からは、距離を置いていただきたい。弁護人が――この文書を、法廷と同時に、かつ証人と同時に所有することになると――例えば合図あるいはその他の方法によって被告人に影響を与え、それによってジャクソン検事ないし検察官たちの反対尋問を妨害するチャンスを持つのではないかと勘ぐられる、というようなことが、よもやいわれているのではない、と私は思います。そのようなことをいったり考えたりすることは、きっとジャクソン検事には思いも寄らぬことであったでしょう、しかし、ここから或る推論を導き出すことも、できるかもしれません。

それ故私は、私のお願いを次のように要約します：反対尋問において、反対尋問の目的のために、しかも、思いがけぬ要因というまったく正当な見地から、証人に記録文書が提示され、それが同時に法廷に提出されるならば、その場合少なくとも、同じ瞬間において、弁護人すなわち当の番にあたっている弁護人であって、証人を呼んだか、それともその依頼人である被告人が証人台に坐っている者もまた、この文書のコピーを手に入れるべきである、それは、彼がそもそも証人の目の前に出されている事がらを心に思い浮かべることができるためである；なぜならゲーリングは、今まさにこの文書を読むことができた；シュターマー氏はそれを読むことができなかった。つまり彼は、さしあたり、ジャクソン検事の反対尋問の次の部分について行くことはできなかった。

このようなことは、きっと望ましくはないし、きっとまた公正でもないでしょう、そこで私は、ジャクソン検事にお願いすることができます、意見の一致に達するために、この私の動議と提案とに与してください、そしてそれによって法廷の、私の考えによれば自明の問いに関する決定の負担を免除してください。

裁判長：　ジャクソン検事！法廷が傾きつつある見解は……法廷の明確な見解によれば、あなたは完全に正しいのであり、かつ、私がすでに言及したとおり、あなたが反対尋問で使用する以前に、被告人に記録文書を示す、何らの必要もそもそも存在しません。しかしあなたは、もしも反対尋問において尋問されている被告人の弁護人に、コピーが手渡されるとしたら、そしてそれが、あなたがその記録文書を反対尋問で用いる、その時点においてであるとしたら、それに対して何か異論を唱えることがありますか？

ジャクソン：　多くの場合、記録文書の状態を考慮しますと、それは実際上不可能です。非常に多くの記録文書を、我々は、たいへん遅くなってから入手しました。我々の複写機設備には、限りがあります。

裁判長：　私は、あなたが記録文書をすべての人々に与えるべきだ、といったつもりはありません、ただシュターマー博士に、といったのです。

ジャクソン：　もしも我々がコピーを持っているのならば、私は、何らの異議も唱えはいたしません。しかし、もしも我々がドイツ語版のコピーを持っていないとしたら、――これらの記録文書のドイツ語版を手に入れることは、我々にとって常にたいへん難しいのです……

ディクス：　もう少ししゃべってよろしいですか？ドイツ語では不可能ということなら、きっと英語では可能でしょう、何故なら、英語版のコピーは間違いなく存在しているでしょうから。ところで、ゲーリングのようなドイツ人の証人が対象である場合、ドイツ語の文書が提示されるのです；それは間違いなく、証人にドイツ語で提示されるのですよ。それは明らかに可能なことなのだと、私は思います。

〔ジーメルスが演壇机に歩み寄る〕

裁判長：　我々は、この種の問題点に関して、本当のところは１人よりも多くの弁護人の意見を聞くことを必要としていません。法廷は、記録文書の前もっての提示に関わるあなたの異議に関して、あなたの異議は棄却されるという趣旨の決定をすでに下しました。

ジーメルス：　裁判長、私は残念に思います。私の提案は、弁護側が法廷と同時にこれらの文書を手に入れる、という趣旨のものでありました。私は、ディクス博士のように、ただ１名の弁護人がそれを手に入れる、という意見ではありません。もしも国家防衛評議会に関する議事録が対象になっているのならば、その場合それは、いく人かの被告人たちの関心を惹く議事録です。したがって、１部では十分ではありません、各弁護人がこのコピーを持たねばなりません。私が思うに、ジャクソン検事は……

裁判長：　しかし、今この時において、ではありません。我々皆が知っているとおり、これらすべての記録文書をこちらへ運んでくることには、きわめて大きな困難があります。検察局と翻訳部とは、被告人たちに記録文書を、それもドイツ語の記録文書を引き渡すために、非常な努力をしました。すべての弁護人たちがこれらの記録文書を、証人尋問の時における反対尋問の際に手にしているという必要はありません。検察局は、彼ら弁護人たちに、これらの記録文書すなわち使用されたすべての記録文書を、適切な時に届けるために、あらゆる努力をするであろうことを、私は確信しています。

法廷の見解によれば、弁護側は、反対尋問にかけられている証人のために、1通を得られるならば、それでまったく十分であります。私がすでに申したとおり、あなたには、検察局が確かに、これらの記録文書のコピーを適切な時に届けるでありましょう。

あなたは、被告人レーダーに代わってお出ましになっているが、今のこのテンポから推測するに、被告人レーダーは、なおかなり長い間、証人席に姿を現わせないのではないかと、私は心配しています。

ジーメルス：　それでは、こういう結果になります、すなわち今この時において関与していない弁護人は、反対尋問の内容を理解できません。技術的問題に関して、私が法廷に一考をお願いしたいのは、私は、技術的問題点によって、ジャクソン検事について行くことができない、ということです。記録文書は、複写されています、母型の助けによって、です。母型による複写においては、20部、40部、80部あるいは150部が製作されようと、まったく変わるところはありません。複写するのに4分かかるか5分かかるか、という点を除けば、時間的にも何の相違もありません。したがって、この場合に、技術的困難を引き合いに出すことはほとんどできない、と私は思います。

裁判長：　検察局は、あなたの言明を考慮するでありましょう；しかしながら法廷は、あらゆる記録文書があらゆる弁護人に、反対尋問の間に手渡されるべきである、とは命じませんでした。

ゲーリング：　私は、この記録文書について、もう一度詳論したいと思います、ここで問題になっているのは……

ジャクソン：　謹んでお願い申し上げます、証人が、質問に答えるよう、そして彼の弁護人が彼に質問するまでは、弁明をしないで待つよう、教え正されますことを；そうでなければ、この反対尋問は、時間に関係する限りにおいて、成果を上げることはできません。

裁判長：　私は、すでにさまざまの機会において、質問が直截に「はい」か「いいえ」で答えられ得るものである場合には、それに直截に答えることは、証人席にある時の被告人の、そしてまた証人の義務であることを、言明してきました。もしも彼らが、後から説明を加えなければならない場合

には、彼らはそうすることができますが、しかし、それは彼らが質問に直截に答えた後に、はじめてできるのです。

ジャクソン：　私はあなたに、II「財政」のうちの第3点を指摘して注意を促します、それは次のとおり書かれています：

「国家財政のたいへん危機的な状況。さしあたりユダヤ人たちに課せられた10億およびユダヤ人企業のアーリア化における国家利潤による除去」

あなたは、それを、議事録の中に見つけ出せますか？

ゲーリング：　それは、この中に書いてあります。

ジャクソン：　そして議事録は、ヴェルマンによって署名されている、違いますか？

ゲーリング：　いいえ、それは違います。いや、これは何？この複写版のここにヴェルマンとある。これはボルマンではない。ボルマンの署名を、私はまったく正確に知っています、それは、これとはまったく別です。

ジャクソン：　私は「ヴェルマン」といったのです。

ゲーリング：「ヴェルマン」、はい。

ジャクソン：　いいですよ、私の発音が悪かった！あなたが国家防衛評議会内に作業委員会を設置し、それが時々集まって、或る何らかの作業を行なった、というのは、合っていませんか？

ゲーリング：　私が、すでに先日詳述したとおり：それは担当官委員会です。

ジャクソン：　私はあなたに、証拠物件EC-405、国家防衛評議会労働委員会協議第10会議を示して注意を促します。

ゲーリング：　私は、さきほど裁判長が仰ったことを次のように理解しました、すなわち私は、質問に答えたならば、加えて、私に必要と思える詳述をすることができる、と。私は、今、第一の記録文書に関するあなたの質問に、明確にお答えしたのだから、今度は私の側で以下の趣旨の詳述をしてもよいでしょう、すなわち私はもう一度強調しますが、ここに記されているのは、完結した国家防衛評議会の会議のことではなく、すべての大臣、国務次官およびその他多くの人員の呼び集まりのことなのです。そこで私は、私の詳論を、次のとおり始めました：

I. 国家防衛評議会の組織。国家防衛評議会は、すでに1933年および1934年の閣議決定によって

設置されたが、しかし一度も招集されていない。1938 年 9 月 4 日の国家防衛法（新）によって、それは新たに設立された。議長は総統であり、大元帥ゲーリングすなわち私は、彼の常任代行を委任された。私がここで先刻語った、経済全権代表シャハトを構成員とする――もっとうまくいえば、3 人集団から成る、国家防衛評議会に関しては、私がここで正しく語ったとおり、それが一度も招集されなかったということが、この中でもう一度、文書によって裏付けられているのです。さてどうぞ、私がもう忘れてしまった、この第二番目の記録文書に関わる質問をお願いします。

ジャクソン：　あなたは、ラインラント占領は前もって計画されていたのではない、と語られた。

ゲーリング：　ただ、ごく間近になって、と私は強調しました。

ジャクソン：　どれぐらい前ですか？

ゲーリング：　私が思い出す限り、せいぜい 2、3 週間前です。

ジャクソン：　私は今、あなたの注意を、国家防衛評議会労働委員会第 10 会議議事録、記録文書 EC-405 に向けたいと思う、記録文書の末尾のあたり、1935 年 6 月 26 日の協議は、次のように記されています：

ゲーリング：　すみませんが、どのページですか、この記録文書はたいへん分厚い、そして私には目新しい。

ジャクソン：　……私は十分な部数を持っていないが……

ゲーリング：　どうぞ、どのページですか、いっていただけなければ、私は記録文書全体をまず読み通さなくてはならないことになります。

ジャクソン：　最後の段落を見てください：
「動員目的のための指令を文書に書き記すことは、ただ、非武装地帯に対して予定された措置の支障ない実行のために絶対に必要である範囲においてのみ、許されている。鋼鉄製金庫内での保管は、例外なく保証されなくてはならない」
この箇所が見つけられましたか？

ゲーリング：　私の前に提示されている記録文書の、この箇所には、しょっちゅう交替する個々の人物による詳論が、したがって対話が、記されています。もう一度いわせてください：最終段落には、あなたが詳述された事がらは何も含まれていません、したがってここにはどうも、英語版とドイツ

語原文との間の相違があるように思われます。最終段落は、まったく重要でありません。私は、どこを読み直すべきでしょうか？

ジャクソン：　もしも私の持っている記録文書が正しいものであるならば、あなたは、この箇所を終いから 3 番目の段落の中に見つけられる。あなたは、同じ記録文書を持っておられるのか？

ゲーリング：　そこで誰が語っているのか、私にいってもらわねばなりません。というのも、ここでは常に、さまざまの人物が語っているからです。

〔検察局のメンバーの一人が、証人に記録文書の箇所を示す〕

今、私に示されました。ヨードルの名前がある。私は、まずこれを読んでみなくてはなりません。

ジャクソン：　見つかりましたね：

「非武装地帯は、特別の取扱いを必要とする。総統兼国家宰相は、1935 年 5 月 21 日の演説およびその他の言明において、ヴェルサイユ条約およびロカルノ協定の非武装地帯に対する諸規定を守る、という意思を表明した」

見つけられますか？

ゲーリング：　はい、たしかに。

ジャクソン：　よろしい。次の段落に見出されるのは：

「現在、対外政治的紛糾はどんなことがあっても避けられねばならないのであるから、非武装地帯においては、ただ拒み難く必要な準備作業のみが、実行されてもよい。そのような準備作業の事実およびその意図は、その地帯自体においても、またその他の領域においても、きわめて厳格に秘密保持される」

見つけられますか？

ゲーリング：　はい、たしかに。

ジャクソン：　さらに、見つけることができます：

「これらの準備作業に属するのは特に」――a)および b)は、この問題には今重要ではありません――「c)ラインの解放〔Befreiung des Rheins〕の準備」

ゲーリング：　いや違う、ここであなたは甚だしく思い違いしている。ドイツ語の原語は――そしてそれだけが今ここで問題なのだが――、「c)ラインの通路空け〔Freimachung des Rheins〕の準備」です。それは、純然たる技術的準備です；ラインラントの解放とは、いささかの関係もありません。ここでは、始めに運輸および情報システムにおける動員のための措置のことがいわれていて、その

次に「c)ラインの通路空けの準備」がいわれている、つまりその意味は、ライン川は動員のための準備に際し、あまりに多くの艀、引き船等々によって過大に場所を占められていてはならない、川は軍事的措置のために空いていなくてはならない、ということです。その後さらに「d)地域の保護」等々と続いている。したがって、あなたは、些末な、まったく一般的な、ありふれた、通例の動員準備の数々を見ているのです。検察局の言葉「ラインの通路空け」は……

ジャクソン：　動員である、まさに！

ゲーリング：　そのことは、私は、私の発言の中で、思い出していただけるなら、はっきりと強調しました、非武装地帯において一般的・準備的な動員準備措置がとられた、と――私はその際、馬の買い占め等々にまで言及しました。私はただ、「ラインの通路空け」についての思い違いを指摘して注意を促したかっただけです、それはラインラントと関係しているのではなく、ただ、川とのみ関係しているのです。

ジャクソン：　で、これがラインラントの武装占領の準備であった、違いますか？

ゲーリング：　いや、それはまったく間違いです、そうではなくて、もしもドイツが戦争状態に入ったとするなら――いずれの側においてでも同じですが、東部において、と仮定しましょうか――全領域において、安全のために動員措置が実行されなくてはなりませんでした、したがって、この場合も、非武装ラインラント地帯において、です。しかし、ここの占領の目的のためではありません……ラインラントの解放のためでは

ジャクソン：　これらの準備は軍事的準備ではなかった、といわれるのか？

ゲーリング：　それらは、どの国でもするところの一般的動員準備であって、ラインラント占領の目的のためではありませんでした。

ジャクソン：　しかしそれらは、絶対に外国に対しては秘密に保持されなくてはならないという性質のものであった。

ゲーリング：　私は、合衆国の動員準備の公刊物を今までに読んだという記憶は、ないように思います。

ジャクソン：　私は、謹んで申し上げ、法廷の注意を喚起したいと思います、本証人は、善意をほとんど示すことがなく、彼の全尋問の間において、そうすることがついぞありませんでした。
我々が我々の質問に対して何らの正しい答えをも得ることがないのであれば、我々の時間を犠牲に

供することは、まったく余計なことであります。私は、こんなことに時間を浪費したくはありません、しかしながら、私は、本証人は、証人台において、そしてまた被告人席においても、法廷に対し不遜かつ高慢なる態度を示している、という印象を抱いております、これは、彼に対して、法廷が生ける者にも死せる者にも未だかつて許容しなかったような裁判を行なうことを、可能にするものであります。

私は謹んで、お願いいたします、本証人に、彼が望むなら説明のためにメモを取るよう、お命じになることを、そして、私の質問に答えるよう、かつ、彼の弁護人を通して言葉に表現され得るような説明を控えるよう、お勧めになることを。

裁判長：　私はすでに一度、本証人に対しても、そしてまたいずれの証人に対しても拘束力を持つ、一般的規則を説明いたしました。

おそらく、ここで中断する方がよさそうです。

〔法廷は、1946 年 3 月 20 日 10 時まで中断される〕

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundachtzigster+Tag.+Dienstag,+19.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

裁判記録には、発言者の不規則動作までは記されないわけであるが、実際の話、ゲーリングの「私は、合衆国の動員準備の公刊物を今までに読んだという記憶は、ないように思います」という答えを聞いた途端、ジャクソンは、逆上のあまり、同時通訳を聞き取るためのヘッドホンを耳から取り外すや、演壇机に力いっぱい叩きつけたのだという。それに続けて彼が叫んでいる、ゲーリングに対する罵り言葉は、ドイツ語訳で読んでみても――筆者はもとの英語を見ていないのであるが――十分に彼の激高ぶりを伝えている。ジャクソンの、突然のこの大乱心には、ローレンス裁判長も大いに驚き、困惑している。だが幸いなことに、時刻が助け舟を出してくれた。窓の外に迫ってきた夕暮れを恃んで、裁判長は、とりあえずこの日の閉廷を宣言することができたのである。だが、翌 3 月 20 日（法廷第 86 日）朝、法廷はは、ジャクソンの収まらぬ激怒で再開となる。ジャクソンは裁判長に向って、昨日最後のゲーリングの答えを裁判記録から削除するように――それを求めているのではない、といいながら――求めて、したたかゴネ続けた。裁判長の宥め賺しもなかなか効果を上げにくい様子であったが、ついに弁護人シュターマーまでが気を利かせて、とりなし発言に出て、裁判長もこれに助けられた形になった。それでようやくジャクソンも気を取り直して、ゲーリングに対する反対尋問の続きに進むことができたのである。まさに怒髪天を衝く怒り様であったというわけであるが、今、私たちが裁判記録に目を通してみて思うのは、何故ここでこんなに怒るのか分からない、ということだ。率直なところ、この場面で、日を跨いでまでのこの怒り方は、見苦しいというほかないと思う。ゲーリングの答えは、ドイツ軍動員準備――ジャクソンの主張ではラインラント占領準備――が秘密裏に行なわれたのであろう、と

いうジャクソンの誘導的質問に対してなされたものであるのだから、実質的に「はい（＝秘密でした)」を含んでいる。だが、ゲーリングの側から見れば、この場合、「はい」という答えで済ませるわけにはいかない必然性があるのは、明らかだ。追及対象となっている行動について、それは一般的な動員準備であった、というゲーリングの説明に、ジャクソンは何ら耳を傾けることなく、あくまでこれをラインラント占領準備とみなして聞き募ってきているのであるから、「はい」とだけいってしまえば、「そら、やはりラインラント占領計画は、極秘のうちに進められたのだ」と、完全に言質を取られた形になってしまう。だからあのような答え方になったと思ってみれば、それは、たいへん機知に富んだ、見事な答えであったと評価されてよいであろう。はい、それは動員準備ですから、外国に対しては秘密のうちに進められました、動員準備とはそういうもので、どこの国であれ、他国に対しては秘密に行なうものです、あなたのお国もそうであるように――と、これだけのことを短い語句のうちに含んでいるのである。ただ、この答えが、愚問を発した検事に対する揶揄の調子を帯びるのは、避けられない。それはジャクソンが自分で招いた帰結である。故に、彼がここで怒って取り乱したのは、文字どおり、恥の上塗り行為にほかならない。本法廷特有の枠組みによって、いわばア・プリオリに絶対優位の立場が保証されていたからよかったものの、もしそうでなければ、即失格ものであったと思われる。

だが、ジャクソンの乱心は、ゲーリングの一つの答えだけをきっかけとする突発的なものではない。3月19日（法廷第85日）のダーレルス証言後に再開された反対尋問の議論の流れを辿ってみればすぐ分かるとおり、ジャクソンは、弁護側の抵抗とゲーリングのしたたかな返答態度によって、どんどん追い込まれつつあったのであり、溜まり溜まったストレスが、挙句の果て、爆発して、ヘッドホン叩きつけとなったに違いない。再開直後、ジャクソンは、「記録文書3575-PS、US-781、1938年11月18日の国家防衛評議会会議の議事録」なる証拠文書をいきなりゲーリングに突きつけた。それはいうまでもなく、ゲーリングが国家防衛評議会など実際に招集されたこともない、といっていた、その証言の誤りを暴き立てて攻め立てようという意図による。そこに記されている会議は、おそらく、ゲーリングが国家防衛評議会の名を方便的に用いて、国務大臣、国務次官級を呼び集めたものだったのであろう。それで彼自身の記憶からもすでに抜け落ちていたのであろうが、それだけに、この記録を今急に持ち出されて、ゲーリングは虚を衝かれた形となって、明らかに困惑狼狽の様子を示した。そこまでは作戦見事図に当たった、といえそうであった。ところが、弁護人席のジーメルスから横槍が入る。何らの予告もなく突然提示された記録文書によって尋問が進められ、しかもそのコピーすら弁護人側に渡されていないのは、不公正ではないか、というのである。正論であった。裁判長としては、このような場合、何を措いてもニュルンベルク法廷のア・プリオリ――1. 裁判官・検察の一体性、2. 被告人・弁護人に対する検察の絶対優位――を死守しなくてはならない。そこでローレンスは、まず抜き打ち挙証の正当性を確言する。検察側であれ弁護側であれ、「反対尋問」をする立場になった側は、証人に対して予期せぬ証拠文書を提示して、これについての質問をすることが認められる、というのであ

る。実際上、この権利を有効に行使できるのが検察側に限られることは、誰が見ても明らかであろう。とにかく、当面ジャクソンが取っているこの方式を正当と宣言するとともに、証拠文書のことについては、検察がコピー出来次第、弁護側にも渡すであろうから、ということにして、そのまま尋問を続行させようとするのであるが、弁護人席から今度はディクスが、いや、弁護人全員に今すぐコピーを配れないならそれは仕方ない、だが被告人ゲーリングが証言に立っているのであるから、ここは少なくともゲーリング弁護人シュターマーは、ゲーリングと同時にコピーを手にしていてよい筈だ、といって口を挟んできた。さすがの裁判長も、この意見まで拒絶することはできない。仕方なくジャクソンに向って、シュターマー用に弁護人席にコピー1 部をとりあえず届ける、ということで如何でしょうか、と問いかける。これに対するジャクソンの答えは、何とも奇妙なものであった。できればそうしたいけれども、コピーがない、作成している時間がなかった、というのである。自分たちは、差し押さえた夥しい文書類の中から証拠になる書類を見つけ出して読み解かなくてはならない、そこから印刷複写にかからねばならないので、余分な部数を作成している余裕などない、ドイツ語版などにまでは、とても手が回らない、というのが、その理由である。だが、ちょっと考えてみれば誰でも気づくに違いないことだが、差し押さえられた文書類というものは、ほとんどすべてドイツ語なのである。そのコピーを何部であれ作成することに、当時の複写技術であるといっても、どれだけの時間がかかるというのであろうか。時間も労力も必要とされるのは、別のこと、つまり英語訳の作成に、であろう。ドイツ語のテキストを、ジャクソンや裁判長が読めるような英語に、正確に翻訳する作業は、確かにたいへんなものに違いない。そしてこれを印刷に付するために活字に組むのも、その校正も含めて、高度の技術を要求されることである。組み上がって校了してしまえば、これを複数部数印刷することには、もはや何の困難もない。それをも「複写」と称するならば、ジーメルスのいうとおり、複写においては、20 部、40 部、80 部あるいは 150 部が製作されようと、まったく変わるところなく、複写するのに 4 分かかるか 5 分かかるか、という点を除けば、時間的にも何の相違もないのである。要するに、「複写」に時間がかかるなどというのは、理由にならない。並外れて時間と労力がかかっているのは、ひとえに、ジャクソン自身が読めて尋問の時に使えるような英語版を作らせるためである。ドイツ語版まで面倒みている暇がない、などというに至っては、あまりにも馬鹿にした言い草としか思いようがない。弁護側の正当な抗議も、裁判長の遠慮がちの勧告も、これで撥ねつけてしまおうとするジャクソンの態度は、公平に見ても、高慢目に余る、といわねばなるまい。それでも、ローレンス裁判長は、懸命に法廷のア・プリオリを守り通した。彼は、検察側ができるだけ早く、この尋問中にもシュターマー用に 1 部（当然ドイツ語版）を弁護人席に渡してくれるであろうことを期待するとして、なおもジャクソンの態度に抗議しようとするジーメルスを抑えて、反対尋問の続行に移るのである。こうして、もっぱら英語訳に頼るジャクソンと、ドイツ語原本（あるいはそのコピー）を目の前にしたゲーリングとの間に、問答が続けられるが、ゲーリングはさすがに、ジャクソンの語学上の弱みを衝くことを忘れなかった。しばらく問答が進んで、ジャクソン

が新たに記録文書 EC-405「国家防衛評議会労働委員会第 10 会議議事録」を提示した時――もちろんジャクソンの手許にあるのは英語訳――、ゲーリングは、英語版における大きな誤訳を指摘して、ジャクソンの追及を無効にしてしまう。ジャクソンが、文書の中に「ラインの解放〔Befreiung des Rheins〕」という語があるといったのに対して、ゲーリングは、それは「ラインの通路空け〔Freimachung des Rheins〕」を誤訳したのだ、と指摘し返した。原文には“Freimachung des Rheins”とあり、それが英語版でどう訳されていたのか、今ちょっと分からないが、その英語が再度ドイツ語訳されて、ヘッドホンからゲーリングの耳に入ってきたのが“Befreiung des Rheins”であったので、ゲーリングはすぐに誤訳に気づいたわけである。ジャクソンがそう思いたがったように、ここに地域の解放――実は占領――のことがいわれているのであるならば、地域名「ラインラント」が付される筈で、そこが川を表わす「ライン」になっていることから、「解放」という訳が成り立たないのは明らかである。“Freimachung”は“frei machen”つまり通路を通行のために空ける、妨げのない状態にする、という意味から来ている。この意味での“frei”の用例としては、今は使われなくなったわけだが、あの「ホルスト・ヴェッセルの歌」の 2 番の歌詞に „die Straßen frei den braunen Batallionen, die Straßen frei dem Sturmabteilungsmann“「道を空けよ、褐色の大隊に、道を空けよ、突撃隊の軍団に」と歌われているのに顕著である。つまりゲーリングがちゃんと説明しているように、文書の中でいわれているのは、動員される兵士たちが滞りなくライン川を船で移動できるように、艀、引き船等を遮断して通路を空けておくべし、ということである。しかしジャクソンは、ゲーリングの明快な説明にもかかわらず、ここにラインラント「解放」つまりジャクソン的には「占領」の準備のことがいわれている、という思い込みを固執した。そして、強引にその線での追及を推し進め、ついに「これは外国には秘密の行動であったのであろう」という愚問を発してしまい、ゲーリングの切り返しを喰らって、大恥をかくに至った。そこでもはや自制心は失われ、ヘッドホンに手が行くのを、どうすることもできなかったのだ。

3 月 20 日（法廷第８６日）朝、ジャクソンは、ひとしきりゴネた後、気を取り直してまた尋問にかかると、そのまま続けて、午後の部の途中まで来てやっとマクスウェル - ファイフにバトンを渡した。この日は、特に訴因 3 および 4 に当たるゲーリングの罪責を追及することにしていたようで、1941 年 7 月 31 日付のハイドリヒ宛て手紙――「最終解決」を指示した――や、1938 年 11 月ポグロムの直後にゲーリングが航空運輸省にゲッベルスや経済省フンク、そして保険業界会長まで呼び集めて善後策を協議したという会合の議事録などを示して、ユダヤ人迫害へのゲーリングの関与を明らかにすること、また捕虜の移送、強制労働への送致を命じた文書――ゲーリングの署名がある――を示して、彼の狭義の戦争犯罪を明らかにすることなどが試みられた。もちろんそれは、検察にとって貴重な成果を上げているといってよいであろうが、ただしジャクソンの論鋒は、昨日までのような鋭さを持っていない。それは、彼が証拠となる記録文書の取り扱いに、昨日までとは打って変わった慎重さを示していることによる、といえそうである。ジャクソンは、尋問を始めるにあた

って、昨日の「ラインの解放 or 通路空け」の件は、ゲーリングのいっていることが正しかった、とこの日はあっさり認めているところを見れば、彼なりの反省はあって、戦術の修正をすることにしたのであろう。今日は、証拠文書を提示するたびに、翻訳にまた誤りがあるといけないから一緒に読んでついてきてくれ、誤りを見つけたら指摘してくれ、とゲーリングに頼んでいる。そして誤訳を指摘された時には、それにちゃんと耳を傾けている。しかし、ゲーリングがそれで正しく訳されている、と認めた部分は、ジャクソンが英語で読み上げたその内容が、そのまま法廷に通って、自ずとゲーリングの罪責の証明になる、というわけだ。だから上述のとおり、それで効果を上げているには違いないのであるが、しかし、ゲーリングの悪行・罪業として浮かび上がってきた行動につき、ピンポイント攻め込んで糾明するということがない。だから、傍で見ている者にとっては、喰い足りない、あるいは、詰めが甘い、といった印象は免れ難いのである。この様子のまま、結局ジャクソンの対ゲーリング反対尋問は終了することになった。だから、足掛け 3 開廷日にわたった彼のこの反対尋問は、ヘッドホン叩きつけのことは度外視するとしても、全体として尻すぼみに終わった、といわれても仕方ない。そこへいくと、後を継いだマクスウェル - ファイフは、よい仕事をした。彼は、 3 月 20 日（法廷第 86 日）の残りと翌 3 月 21 日（法廷第 87 日）午後の部の途中まで、合計でほぼ丸 1 日分近くを費やしたが、終始一貫して、ゲーリングの具体的な罪責をきめ細かく追及した。特に、最初に取り上げた、ザガン大収容所・空 III からの脱走英国兵銃殺事件への関与の追及は鋭かった。前に見られたとおり、ゲーリングは、シュターマーの質問に答える形での弁論で、この件につき、事件発生時に自分は休暇中であって、休暇後はじめて、既に起こってしまった銃殺について知り、驚いてヒムラーを問い詰め、総統に抗議した、と立派な弁明を行なっていたのであるが、マクスウェル - ファイフは、あらためてゲーリングの休暇日程、事件発生の期日を確認して、いわばアリバイの再検証をし、また、この件に関連して別に捕らえた将校の供述を宣誓口述書として示しながら、ゲーリング自身の犯罪関与の可能性を指摘し、あるいは少なくとも対応不適切の疑いが強いことを示唆した。続いて、英国との開戦瀬戸際で、まったくの素人であるダーレルスを用いて宥和を図ったことについて、ヒトラーがすでにポーランド侵攻を決意していた段階で、いったい如何なる意図をもってなされたものであるのか、その謀略性を問題視して徹底的に追及した。さらに、ベルギー、オランダ等中立国への侵攻や、ユーゴスラヴィア攻撃の計画への共謀を糾明し、ベルグラード爆撃命令を出したことに対する釈明を求めた（コヴェントリー爆撃に触れることは、おそらく意図的に回避している）。さらには、アウシュヴィッツ収容所の存在を、本当に知らなかったといえるのか、と問い糺す一幕もあった。これらの質問によっても、ゲーリングから、自己の行動について具体的な罪責を自白するような答えを引き出すには至らなかったが、その間ゲーリングが、ジャクソンに対していた時の論争的姿勢とは打って変わって、終始、責任回避の逃げ姿勢を取っていたことは、法廷に強く印象づけられずにはいなかった。それが、この状況においては、検察にとって何より嬉しい成果であった。だから、マクスウェル - ファイフの好演は、検察陣の心を決定的に明るくし、以後の彼らの仕事を容

易にしたに違いない。果たして、続くルーデンコは、対ソ連戦争犯罪の命令者糾弾という、注文どおりの形で、意外なほど短時間で尋問を終えた。フランス検事オーギュスト・シャンペティエ・ド・リブに至っては、時間短縮に協力するためと称して、もう自分がいうべきことはないから、と尋問に立つことを辞退してしまった。形の上では、これは 3 月 22 日（法廷第 88 日）朝に入ってのことであったから、検察陣による対ゲーリング反対尋問は、足掛け 5 開廷日にわたったことになる。あらためて、その全経過を見渡してみるならば、最初に出たジャクソンの不手際がかなり目立つ。その状況は炎上寸前ともいえるぐらいだ。急遽リリーフに出たマクスウェル - ファイフが見事に火消しをしたので、何とか検察側の勝ちに持っていくことができたという感じだ。それで、筆者もその一人であることを隠そうと思わないが、ゲーリングとジャクソンとの一対一勝負に限っていえば、ゲーリング勝ち、ジャクソン負けという判定を下そうとする誘惑に駆られる人は、そう少なくはないであろう。しかし、そこはあくまで広い視野の下、客観的な視線によって判定することを心がけねばならない。まず私たちが絶対に忘れてはならないのは、検察のゲーリングに対する勝利は、そのまま法廷の成功に繋がる決定的要因であった、ということである。検察はゲーリングの反発を抑え込み、彼の犯罪性を暴くことに成功した、だからこそ、ニュルンベルク法廷はナチスの罪悪を裁いた裁判として、後の世に燦然と輝く基準であり続けることができたのである。検察対ゲーリングの勝負がそれほど重要にして決定的な意味を持っていたのだとすれば、その中で、最主力のジャクソンだけが、ゲーリングに負けていた、などということは考えられない。それどころか、最初に出て、一番長い時間を使ったジャクソンこそが、手ごわい相手の抵抗に手こずった場面はあったにしても、巧みにそれを抑え、あるいはかわしつつ、検察勝利の道筋をつけてマクスウェル - ファイフにバトンタッチした、その意味でやはり勝利の立役者なのだ、と見るのが妥当であろう。野球の試合に例えてみるならば、検察チームはエース・ジャクソンが先発して、序盤を抑え、中盤にかなり打ち込まれて失点したが、何とか味方のリードを守って 6 回を投げ抜き、7 回からはマクスウェル - ファイフが好リリーフで相手の反撃を断ち、9 回そのままでもよかったのだけれども、定まった形は守らなくては、ということで、ルーデンコが出て来て 3 者凡退に仕留めた。J-M.F-R は勝利の方程式であったのだ。ダブルスコアの 10 対 5、失点は 4、5 回にジャクソンが喫したもの、そのイニングには、審判のさじ加減によっては危険球退場となりそうな投球もあったのだが、審判団は一貫して検察チームに好意的であった。勝利投手ジャクソン――それは、彼が試合の形を作り、自軍の勝利への道筋をつけたのだから、当然といえる。

では、いったい何を以て、ジャクソンは検察勝利への道筋をつけた、といえるのであろうか。それは、彼が反対尋問の冒頭から、自己の信奉する民主主義の理念を振りかざしつつ、果敢に政治原理に関わる議論を挑むことによって、ゲーリングの拠り所とする総統原理を打ち砕くことに、早々と成功しているからである。以後、尋問に対するゲーリングの答えには、決定的な制限がかかってくることになる。問答のごく始めの部分だけを、今一度取り出してみるならば、それは次のとおりであった：

……

ジャクソン：　あなたは、当初から、あなたと結託した人たちと共に、ヴァイマル共和国を打倒する意図を抱いており、後にこれを実行したのですか？

ゲーリング：　そのことは、私一個人についていう限り、私の固い決心でした。

ジャクソン：　そしてあなたがたは、権力の座に就くとすぐに、ドイツの議会制政府を廃止してしまったのですか？

ゲーリング：　議会制政府は、もはや私たちにとって必要ではありませんでした。しかし私は強調したいのだが、元来我々は議会制の下でも最強の党派であり、多数を占めていました。しかし、さまざまの政党が解散させられ、禁止されたのですから、その限り、議会主義が廃止されたと、あなたがいわれるのは正しい。

ジャクソン：　あなたは、総統原理を導入されたが、それは、あなたが説明されたところによれば、権威が頂点に存し、これが下の方へ伝導されて行って、人民に対して行使される、というようなシステムである。それで正しいですか？

ゲーリング：　あらゆる誤解を排除するために、私はそれを、もう一度ごく手短に、私の理解しているとおりに述べてよいでしょう：過去のドイツの議会主義においては、責任は最上位の者に存し、彼らは、多数者という匿名概念に対して責任を負い、かつ多数者によって、権威は行使されていた――そこで我々は、総統原理において逆転を行なった、すなわち、権威は、頂点より上から下へと発し、責任は下から上へと存することになった。

ジャクソン：　言い換えれば、あなたは、政治形態を信用せず、我々がいうところの、統治される人民の同意に基づていて、その国家権力と権威とが、人民から、その代表者を通して発しているような政治形態を、許容しなかったということですか？

ゲーリング：　そういわれるのは、必ずしも正しくない。我々は、繰り返して時々、住民に、我々のシステムに対し明確にはっきりと意見を表明するよう、呼びかけていました、ただしそれは、以前にとられていたのとは異なった、他の方法においてであり、ひょっとしたら他の国々でとられているのとは異なった、他の方法において、です。

我々は、いわゆる国民表決の方法を選びました。我々もまた、もちろん総統原理に従っても、何らかの形で信頼によって人民に結び繋がれている政府だけが長期間持続できる、という見解に立って

いました。もしも政府がもはやそのようでなかったのならば、その政府は、銃剣によって統治せねばならないでしょう。総統もまた、常に、人民の意に反して統治することは、長期間にわたっては不可能だ、という見解を主張していました。

ジャクソン：　しかしながらあなたは、人民から権威を付与されて統治にあたるべき者たちが、選挙で選ばれる、ということを許容しなかった、そうではなく、統治する者たちは、頂点からいつも下に向けて任命された、違いますか？

ゲーリング：　そのとおりです。人民はただ権威に対しての、あるいはまあ多分、総統への同意に対しての意思表明をするべきなのでした。人民が総統に信任を与えたならば、そこから後の職務を遂行するのは総統の仕事でした、つまり、個々の人員が人民の願望に従って選び出されるべきなのではなく、もっぱらただ指導体制自体が選び出されるべきなのでした。

見られるとおり、ゲーリングは、ジャクソンの質問に対して、自分の信ずるところに従って、まともな答えをしている。しかし、それでもって、まんまとジャクソンの術中に陥ってしまっている。というのも、ここでジャクソンは、ただ質問しているのではない。人民によって選出され、人民の意思を託された政権のみが合法かつ正当である、という民主主義政治哲学の絶対基準をちらつかせつつ、ゲーリングたちの政権はそれに合うのか合わないのか、を糺しているのである。だから、ゲーリングが一生懸命に自分たちの政権の在り方を説明すればするほど、彼の熱意とは裏腹に、ナチスの政権は基準から外れた、あるいはそれとは正反対の、反民主主義的権力機構にすぎなかったのだという実態が、法廷に曝されていくことになる。ゲーリングがあれほど大切にしていた総統原理なるものも、所詮ナチスが自分たちの権力機構運営ためのトップダウン方式を呼んだ名称にすぎないということが、呆気なく暴露されてしまっている。すでに幾度か述べたところであるが、当時において、1930 年代のドイツを巡るヨーロッパ歴史を語るのに、2 種類のストーリーが可能であった（いずれを「アナザー」と呼ぶかは措くとして）。すなわち 1 つは、ドイツが他に伍する一個の主権国家として、ドイツ国民および外国居留ドイツ人の利益を図り、ヴェルサイユ体制の不公平の是正を求めて諸隣国との交渉に努めていたが、それら諸国の思惑もあって、不幸にして交渉の決裂から戦争に至った、というもの、もう 1 つは、ナチスという世界制覇をめざす集団がドイツ国家を乗っ取って、ヴェルサイユ体制に対するドイツ国民の不満を利用して着々と侵略のための軍備拡充を進めるとともに謀略を練った。そして威嚇による征服から、ついには武力行使に至った、というものである。前者による限りは、1930 年代ヨーロッパの国際関係の中に重要なカギを握る国家としてのドイツが確かに存在したのであるが、後者によるならば、ドイツの国家機構・軍事機構は無法集団に占拠され操縦されていたのであるから、国際関係に位置を占める国家としてのドイツは、その時期存在していなかった、諸隣国の首脳が欺かれて結んだ条約は、まったく無効であることになる。すでに説明したとおり、ニュル

ンベルク法廷では、検察がまずせっせと後者のストーリーを拵え上げた。圧倒的な証拠を駆使して組み上げた、そのストーリーは、かなりの説得力を持つように見えた。ところが、ゲーリングは、自らの弁論によって、ものの見事にそれをひっくり返して見せたのであった。彼の弁論には、それだけの迫力があった。被告人たちは皆、もう聞くことができないと思っていた我等の現代史を、ゲーリングが滔々と語るのを聞いて、深い感動を覚え、元気づけられた。パーペンやノイラート、シャハトらもゲーリングに対する称賛を惜しまなかったし、シュペーアさえも積極的評価を示した。それだけの効果を発揮したゲーリングのストーリーを、ジャクソンはここで、再度、決定的にひっくり返したのだ。反対尋問に打って出るジャクソンからは、二度と反抗できないように相手を原理から叩き潰してしまおうとする気迫がヒシヒシと伝わってくるようである。ゲーリングはあくまで、ヴェルサイユ体制の不公正を正そうとした自分たちの政策に、理があることを主張していた。軍備拡充は他国との力のバランスを保つために必須の課題であるし、ラインラントへの兵の配備は国家主権に対する不当な制限の克服であり、オーストリアとの合邦は念願の民族統合の実現、ズデーテン併合は他国領内に少数居住民として取り残された同胞の救済、「回廊」およびダンツィヒの回復要求は、もともとドイツ人の圧倒的に多い地域を取り戻して、国土分断の不自然な状態に終止符を打ちたいと願う、ドイツ国民の強い願望の表現である。だが、こういう主張ができるのも、自分たちの政権がドイツ国民の支持に基づき、かつドイツ国民の意思を代表している、という前提に拠っている限りにおいて、である。その前提が覆されてしまったら、話はまったく違ったものになってくる。征服支配欲の塊である集団がドイツの国家組織を乗っ取った。この集団は、ドイツ国民の領土回復願望を利用し、国民を使役することによって、自分たちの征服欲の達成を、飽くことなく追い求めるであろう。軍備拡張は征服戦争への準備であり、ラインラント「占領」はフランス等西側諸国を威圧するため、オーストリア併合は隣邦の主権を奪った勝手な編入劇であり、ズデーテン問題はチェコスロヴァキア解体・支配のための足掛かりであり、「回廊」およびダンツィヒは、ポーランド征服のための口実であり、かつ近い将来における東方生存圏獲得戦争の糸口であった。ジャクソンは、ゲーリングを、これら数々の悪事の共謀の中心に在った犯罪集団副首領と位置づけて扱った。もっともこの副首領は、途中から首領のあまりの強引さに対する疑いを隠すことができず、次第に首領に疎まれるようになって実権を失い、終いには裏切り者と断ぜられて捕らえられてしまう。そんな落ちぶれたナンバー２に対する或る種の憐みをも感じさせながら、ジャクソンは、それでもあなたの副首領としての共謀の罪は深い、としてゲーリングを厳しく責めたてた。それは、きわめて効果的であった。また野球試合の例えを出すならば、ジャクソン投手は、相手の打者一巡する３回まで、パーフェクトに押さえた。その間に検察チームが得点を重ねて大差をつけ（８対０としてみようか)、早々と大勢が決したのである。そのぐらいジャクソンの働きは大きかったと見なくてはならない。

しかし、ジャクソンの徹底した強気の姿勢は、ナチス政権下のドイツを国家に非ずとして、その外交権能を否認してしまったことにとどまらない。彼は、ドイツから交戦国としての資

格をも、完全に剥奪しようとした。「他の手段を以てする外交」というのが近代国家間戦争の定義であるとするならば、外交欠格者である偽国家は、他と対等の権利主張を掲げる、一方の交戦国となる資格をも持ち得ない。ドイツの行なった戦争行動は、犯罪者集団に操られてのものであるから、決して国家としての行動とは認められない。犯罪者集団が、自分たちの侵略征服の欲望を満たすために国軍を用いて攻撃を仕掛けているのであるから、平和に対する犯罪行為そのものである。このように捉えることの端的な論理的帰結として、ドイツ軍の行なった戦略・作戦の一切は、それが軍事行動であるという、そのことによって無条件に犯罪行為であり、これに立ち向かった「連合国」軍の行動は、すべてが侵略を防ぎ、占領地を解放するための正当防衛であったことになる。互いの一々の軍事行動に関して、その適法・違法の如何を問うといった、権利の対等性は、ここには認められない。つまり、訴因３に位置づけられた元来の――あるいは狭義における――戦争犯罪について、完全に一方的に決めつけて裁く権限を、連合国側は持つことになる。この権限を確固不動のものとするためにも、空軍最高司令官としてのゲーリングを論破することが是非とも必要と考えたジャクソンは、ゲーリングの命令下に行なわれた軍事行動の違法性を徹底して追及しようとした。だが、そこには無理が生じてくるのを避けられなかった。どのような者がその地位に就くにせよ、国軍というものは、統帥権者の命令に従って、国家の権益のために戦う。一方が100%悪の軍団で、他方が 100%正義の防衛軍である、という区別が成り立つ筈はない。ポーランド侵攻はヒトラーの東方征服構想の手始めであった、といったところで、少なくとも「回廊」とダンツィヒの取り戻しに関しては、ドイツ国防軍は、――ヒトラーを介して――ドイツ国民の意志を代表して行動していた、という理屈まで覆せるものではない。また、ドイツが一方的に行なった侵略戦争であるから、犯罪行為はドイツ軍だけしか為し得なかった、といったら、それは味方の犯罪隠蔽のための見え透いた詭弁になってしまう。現に、連合国軍が反撃に成功してドイツ領内に攻め込んだ時に何を行なったか――ソ連軍だけでなく、英米軍も、である――、ちょっとでも考えてみることのできる者は、それに騙されることはあるまい。歴史的な背景のことをいうならば、そもそも国軍対国軍が互いの国家主権を担って殺し合いを繰り広げるという事態の無制限の残虐化に歯止めをかけるために、19 世紀も末近くになって、列国間で戦時国際法制定の気運が高まり、その結実として誕生したハーグ陸戦協定が、諸国の従うべき戦争法規として権威を持ち続けていたのである。だから、同協定で禁止されている捕虜虐待、毒兵器使用、掠奪、無防守都市・集落攻撃等を犯した者は、敵味方を問わず処罰されねばならない。自軍においてそうした行為が摘発されれば、軍監察官がその命令者および実行者を処罰する（べきである）。敵軍の犯罪行為の告発は、戦争終了後とならざるを得ないが、その場合に勝者敗者の別は、元来問題にならない。勝者の側からはもちろんであるが、敗者の側からもまったく同等の権利を以て、敵軍の行なった犯罪行為――ハーグ陸戦協定違反――を指摘し、関与者の処罰を要求することができる筈である。もちろん、告発を受けた者には弁明の機会が与えられるべきであって、その者は、その行為があるいは戦略上の必然性を持つものであったといい、あるいはまた、相手方の行な

った違法行為に対する復仇権の行使であったといって、それを正当化しようとするかもしれない。そのような場合、両方の言い分を聞いて判定を下すのは、本来ならば中立の第三国の裁判官にしかできない筈のことである。ところがジャクソンは、今、あたかもゴルディオンの結び目を一刀でばらすかのごとき仕方で、こういう難しい手続きの一切を不要にしてしまおうとしている。彼の確信によれば、この戦争の実態は、ドイツの国家機構および国軍を乗っ取った犯罪集団の、民主主義国家に対する挑戦であったのだから、これに勝利し、これを懲罰する立場に立った連合国すなわち民主主義国家が一方的に裁くのは当然である、ドイツ側には対等の論議を持ち出す権利などあり得ないのだ。語弊はあろうが、敢えていうならば、ジャクソンの観点からすれば、この法廷にとってハーグ陸戦協定は不要である。アウトローの者の犯罪行為を裁くのに、一々法規による根拠づけは要らないからだ。前に見たように、ロンドン会議では、ニキチェンコが、戦争犯罪の一般的定義づけに踏み込むことを嫌って、対象をナチスの者たちの実際に為した犯罪に限定することを提案したのに対して、ジャクソンは、毅然として「犯罪は犯罪である、誰が犯したにしても等しく」と言い放った、ということであった。ちょっと聞いた限りでは、ジャクソンの公正な態度を際立たせているような話である。しかし、少しく考えてみれば気づかれるとおり、ニキチェンコは、真っ当な法律的感覚の下に、きわめて正直に自分たちのことについての心配を表明しているにすぎない。「戦争犯罪」を明確に定義づけようとすれば、ハーグ陸戦協定を規準として前面に出すことになるであろうから、公正さの原則によって、やがて自分たちの行なった犯罪行為も裁かれることを免れない――そのように危惧したから、ここはナチス・ドイツの行なった犯罪に限って裁く場所である、というふうに、いわば国際法廷の管轄を限局しようとしたのである。ところが、ジャクソンからすれば、連合国の一角がそんなふうに自分の身の安全を心配して姑息な予防手段を講じようとするという、その態度自体、許すことができないものであった。犯罪は誰が為しても犯罪であって、それを訴追するのに、何らの制限もあろう筈はない、しかし、今我々が目の前にしているのは、ナチス・ドイツが行なった犯罪以外のものではない。民主主義諸国の国際秩序に対して、犯罪集団ナチスがドイツ国軍を用いて仕掛けてきた戦争であったのだから、一方的に、戦勝の連合国が裁く側に、敗れたナチス・ドイツが裁かれる側になるのは当然至極だ。巨大な刑事事件の犯人を、全人類的正義の法秩序の下に裁く裁判なのである。犯罪を裁いたらブーメランになって返ってくるのではなかろうかと懸念するかの如き態度を、ジャクソンは、深く軽蔑したことであろう。つまり、そこに私たちが認識すべきものは、実は、ジャクソンの底知れぬ驕慢さでなくてはならない。彼は、裁く対象をドイツの行なった戦争犯罪に限りたいという、連合国の切実な要請を、いとも簡単に、全人類的正義の下における、民主主義諸国による犯罪集団ナチスの裁きという、理想主義の構図の中に取り込んでしまった。考えてみれば、ジャクソンは、ルーズヴェルト在世中は、彼にたいへん気に入られていたのであって、その経歴から、ニュルンベルクの大任に選ばれるべくして選ばれた人物である。かつてルーズヴェルトがカサブランカに在って、総統ヒトラーに牛耳られたドイツや天皇裕仁に服従させられている日本を、国家に非ずと断

じ、かかる支配者に対しては無条件降伏以外の帰結を許してはならない、と宣告した、その民主主義理念あるいはイデオロギーが、ジャクソンの中に鮮明に息づいている。ルーズヴェルトが民主主義世界の救世主であったとするならば、ジャクソンは、その使徒としてニュルンベルクに来ている。今や無条件降伏した相手に対しては、ただこれを一方的に裁くことのみが、全人類的普遍の正義に適い、かつそれを貫く道である、と彼は固く信じているのである。

だから、ジャクソンとゲーリングの対決は、ルーズヴェルト、ヒトラーそれぞれの代理の顔合わせであったということもできる。もっとも、それでは本物同士の「対決」は可能であったのか、と問われれば、ヒトラーが無条件降伏して国際法廷に引き出されていれば、という、かなり苦しい想定をしなくてはならず、しかもその場合、ルーズヴェルトが生きていたとしても、検事になるのはやはりジャクソンであったであろうから、結局、本物対決が起こる可能性はなかった、といわざるを得ない。だが、それはともかくとして、ゲーリングが健在であったことによって、ジャクソンの対ゲーリング反対尋問が、挫折した征服者と完勝した征服者との主張がもろにぶつかり合う場面を現出する、貴重な機会となったことに、間違いはない。もちろんジャクソンも、それを十分に意識していた。だから、すでに見られたとおり、気迫溢れる正攻法で臨んで、見事な集中力を発揮し、早々と勝勢を我がものとすることができたのであった。彼は、民主主義原理を掲げて、対手の総統原理を打ち砕くことに成功した。被告人席をも含めて法廷中が、民主主義の使徒によって、大時代的政治観・国家観を固持する大物政治家が抑え込まれる様子を、確かに目撃したと感じた。そこまではよかったといえるわけだが、しかし、ジャクソンが調子に乗って、自分の組み上げた図式に従ってドイツ軍の戦争犯罪を一方的に裁くべく、軍命令権者としてのゲーリングを問い詰めて、ドイツ側の一々の軍事行動の犯罪性を認めさせようとしたとき、思わぬ反撃を喰らうだけの隙が生じてしまったのだ。「ドイツ軍＝賊軍＝犯罪」、「連合国軍＝民主主義防衛軍＝正義」という単純図式を掲げて、犯罪軍事行動を命令した、あるいは無理と気づいていてもそれを止められなかった、空軍最高司令官の罪責を、容易に炙り出せると思ったのだとすれば、ジャクソンは、明らかに自己過信に陥っていた。ゲーリングは、政治家であると同時に軍人として国家のナンバー２だったのであり、これに対してジャクソンは、軍事には元来疎かった。相手が悪い。柄にもないことをすれば、痛い目を見るのは避けられないことであった。そういう帰結の予兆は、実のところ、ゲーリング本人に対する反対尋問の前哨戦となった、弁護側証人反対尋問において現われていた。それらの証人に尋問するジャクソンの言葉を、裁判記録によって読み返してみると、そこにはすでに、彼の思い上がった過信状態につきまとう危うさが、顔を覗かせていることが分かるのである。今、その顕著な例として、第一の証人ボーデンシャッツに対するジャクソンの尋問中の、以下の箇所を取り上げてみよう：

……

ジャクソン：　1943 年春、あなたとゲーリングには、戦争はドイツの負けであるということが、はっ

きり分かった、違いますか？

ボーデンシャッツ：　私には、そうはいえません。戦争に負けたというような、そんな言葉を、国家元帥は、1943 年において、私に向って発することはありませんでした；――たいへん重大な困難が生じてくる、とか、たいへん危険な状況になるであろう、といった言葉ならばあったでしょうが；しかし、私は、国家元帥がこの時期すなわち 1943 年春に、戦争は最終的に負けた、というような、あるいはそれに類した言葉を、私に向って発したというようなことを、思い出すことはできません。

ジャクソン：　だが国家元帥は、ドイツ国民に、ワルシャワ、ロッテルダムのように、他の諸都市もまた爆撃されるということはあり得「ない」、と確約していた、違いますか？

ボーデンシャッツ：　その形では、彼は、私の知る限り、確約を与えはしませんでした。戦争前、我らの空軍がなお生成途上にあった時――私がいっているのは、戦争の始め、ポーランドやフランスにおける大きな戦果が明らかであった時のことですが――、彼は、いいました：空軍は立派に務めを果たし、大きな空襲を国土から遮断するために、あらゆる努力をするであろう、とドイツ国民にいいました。当時は、そのようにいうことに、また正当性もありました。後に事態の展開が異なったものになるであろうということは、当時はまだそんなに明確に予知されていませんでした。

ジャクソン：　それではつまり、ゲーリングは、ドイツ国民に、空軍は敵の爆撃機をドイツから遮断することができるであろう、との確約を与えたのである、違いますか？

ボーデンシャッツ：　彼がドイツ国民に、何らかの指令あるいは大がかりなスピーチの形における公式の確約を与えていたというようなことを、私は思い出すことができません。ドイツ空軍がポーランドおよびフランスでの戦果の後に最高の状態にあるということについては、時折語られました。でも、それがドイツ国民に向けて表明された公式発表というものは、私には知られていません。

ジャクソン：　どうであれ 1943 年春には、その種の確約は、それが与えられていたのだとすれば、人々を惑わすものであった、ということは、明らかになったのでは？

ボーデンシャッツ：　1943 年春には、英米の空軍が甚だ大量かつ多数に姿を現わしたことによって、状況は著しく異なっていました。

ジャクソン：　そしてドイツの航空防衛が、その状況に打ち勝つには、まったく不十分なものであると判明した、というのもまた本当であった、それで合っていますか？

ボーデンシャッツ：　ドイツの航空防衛は、防衛全般はただ飛行機の搭乗員にのみかかっているので

はなく、それはまた通信技術の戦いでもある、という点に関していう限り、たいへん劣弱でした、そしてこの通信技術戦において――これは率直に認めねばなりませんが――敵側は我々よりずっと優っていました。つまりそれは、たんなる空中の戦闘ではなく、通信競争でもあったのです。

ジャクソン：　1943 年には、ドイツにはそれに堪えていく能力がない、ということが、事実となりつつあったのではないですか？

ボーデンシャッツ：　1943 年には、それはまだ 100%明確になっていたわけではなく、そこになお変動、浮き沈みがありました。爆撃機隊を控えめにして、その分戦闘機隊を強化する努力がなされました。つまり、敵の空軍に――首尾よく、ですね――立ち向かうことができないということは、100%明らかだったわけではありません。それは 1944 年半ば以降になってはじめて、顕わになってきました。

ジャクソン：　ドイツ諸都市に対する爆撃が強さを増した時、総統は、ゲーリングに対する信頼を失くした、違いますか？

ボーデンシャッツ：　はい、そのとおり、英空軍がドイツ諸都市への大空襲を始めた、その時から、もっと具体的にいうなら、ケルンへの最初の英空軍の大空襲が起こった時から、です。この時から、両氏の間に、当初は比較的軽いものながら、意見の相違が生じたということが、目に見えるようになりました。

ジャクソン：　そしてヒトラーは、ドイツの航空防衛の強さに関して自分を騙したとして、ゲーリングを非難したのではありませんか？

ボーデンシャッツ：　総統が国家元帥に、そのことのゆえに何らかの罪を着せたというようなことがあったとは、私には知られていません。アドルフ・ヒトラーと国家元帥との間の会話は、あらゆる緊張関係にもかかわらず、常にたいへん穏やかなものでした。批判は、後になってはじめて、1944 年および 1945 年初めに、より激しいものになったということです。しかしその時には、私はもはや居合わせることはありませんでした、何故なら、私は 44 年 7 月 20 日以降、退役していたからです。

ジャクソン：　私はあなたに質問をしたが、それでもっていいたかったのは、総統が彼に、故意に偽りの申し立てをしたという罪を着せた、ということではなく、彼が、総統を惑わせた、あるいはドイツの航空防衛の力を誤って評価していた、ということです。これは、あなたたちの間で、一般的な見解であったのではないですか？

ボーデンシャッツ：　惑わしなどは、論外です。空軍が総統になした報告は、常に正確なものでした；空軍の弱点もまた、総統に報告されました。

ジャクソン：　総統への影響力を取り戻すために、ゲーリングは何をしましたか？あなたはそれを非常に大きな努力と表現されたわけだが。

ボーデンシャッツ：　国家元帥は、私を通して……そうした話し合いがある場合には、彼は、自分が参加できるように、願わせました。国家元帥は、いつもよりも頻繁に総統司令本部に来て、私に向って個人的に、こうもいいました：自分は、再び総統との正常なコンタクトに戻るために、あらゆることを試みるつもりである、と。

ジャクソン：　そして彼は、1944 年春以降は、総統に不快の念を起こさせるかもしれないことを何もしないよう、特に用心深かったのでは？

ボーデンシャッツ：　1945 年にわたることは、私はもう何もいえません、何故なら私はその時退役していたからです。私は、もはや何らの接触も持っていませんでした。

ジャクソン：　つまり、ドイツ諸都市への爆撃は、1944 年において、ドイツ国民の政府に対する批判の故に、たいへん不快なものになっていた、違いますか？

ボーデンシャッツ：　ドイツ国民は、これらの爆撃によって言葉では表わせない苦しみを受けていました、そして私は、ただ一ついえるのですが、アドルフ・ヒトラーが最も多く苦しんでいました。それを共に体験した人なら分かるでしょうが、もしも夜に或るいずれかの都市の爆撃が報告されようものなら、彼は、本当に内面を深く揺さぶられていましたし、国家元帥も同様でした、何故ならそうした爆撃の恐怖は、途方もないものでしたから。私自身も、ベルリンで、いく度かそういう爆撃を体験しましたし、それを共に体験した人は誰も、それを生涯決して忘れることはないでしょう。

ジャクソン：　そして、ヒトラーと国家元帥とにとって、ドイツ国民に、なぜこれらの事がらが起こっているのか、説明するのが、ますます難しくなりつつあったのでは？

ボーデンシャッツ：　それを説明する必要は、まったくありませんでした、何故ならドイツ国民は自ら感じ取っていたからです。説明は、そこでは、なされることはありませんでした。ただ、この危険に打ち勝つために、およそ可能な限りのあらゆる措置が講じられる、ということだけが、いわれました。

ジャクソン：　そしてあなたは――国家元帥も、ですね――、攻撃を妨げるために何らの措置も講じ

られ得ないことを、当時知っていたのでは？

ボーデンシャッツ：　いいえ、いいえ、いいえ、私がすでに強調したとおり、それは通信技術の領域での戦いでした、そして我々が防御において、敵に命中させるための手段を再び見出すことによって、敵の措置をこの領域において妨害することのできた時があったのです。

ジャクソン：　しかし、あなたがたがドイツ国民に、およそ可能なことはすべて行なわれるであろうと説明した時、あなたがたには、ドイツ諸都市への爆撃を妨げるために、意のままに用いられ得る手段は何もなかったのでは？

ボーデンシャッツ：　いや、ありました！

ジャクソン：　それらはどんな種類の手段でしたか、そしてなぜ、それらは用いられなかったのですか？

ボーデンシャッツ：　例えば、次のような手段でした：すなわち最重要の地域は、たいへん強力に、高射砲部隊によって守られました。そしてそこに、通信技術的手段が置かれました、すなわち妨害電波発信装置であり、それが、敵の飛行機の中にある無線装置を妨害することを、可能にする筈でしたし、また部分的には実際にも可能にしました。

ジャクソン：　ドイツの住民を爆撃の期間中、満足させておくために必要な措置は、国家元帥に大きな心配をかけた、違いますか？

ボーデンシャッツ：　国家元帥は、住民が啓発されることに、大いに関心を抱いていました。

ジャクソン：　そして、住民が満足させておかれるよう気遣うことに、でしょう、違いますか？

ボーデンシャッツ：　はい、「満足させておかれる」とは、簡単にいわれたものです。彼はただドイツ国民に、これらの攻撃に打ち勝つために全力であらゆることをする、と確約することができただけでした。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Siebenundsiebzigster+Tag.+Freitag,+8.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

「国家元帥は、ドイツ国民に、ワルシャワ、ロッテルダムのように、他の諸都市もまた爆撃

されるということはあり得「ない」、と確約していた」であろう、などとは、あまりにも激しく相手を愚弄する質問というべきではあるまいか。ワルシャワもロッテルダムも、ドイツの占領下にあったのだから、つまりドイツ領内の都市だ。両都市に並べて「他の諸都市」というならば、当然それはドイツの諸都市を意味しているであろう。しかし、ワルシャワ、ロッテルダムを爆撃したのは、ほかならぬゲーリング命令下のドイツ空軍であった。だからジャクソンの問いの意味をまともに解釈するならば、国家元帥は、ドイツ国民に向って、「我々が諸君の町をワルシャワやロッテルダムのように空爆することはないから安心せよ」という口約束を与えていたであろう、ということになる。彼は、こんな質問を浴びせ掛けることに、何の恥ずかしさも感じていない。これに対しては、ボーデンシャッツは、さすがにそんな形でのゲーリングの確約というものはなかった、とはっきり答えた。さらに重ねて、ゲーリングが戦争の始まった当初、空軍は立派に務めを果たし、大きな空襲を国土から遮断するために、あらゆる努力をするであろう、という意味のことを国民にいっていたのは確かである――無論これは当然――が、大がかりな公共的スピーチにおいてそれを国民に確約するということは特にしていなかった、と説明している。ところがジャクソンは、この真っ当な答えをちゃんと聞こうともせず、「ドイツの諸都市を爆撃から守る」という、ゲーリングの確約があった、ということにしてしまった上で、1943 年春には、それは全然守られないということが明確になったので、ゲーリングは虚偽によって人々の心を惑わした、と皆にはっきり分かられてしまったに違いない、という。そして、これが直接の原因となって、ゲーリングはヒトラーと険悪になったのであろう、と決めつけようとするのである。ボーデンシャッツは、懸命に反論を試みて、ヒトラーとゲーリングとの間に意見の相違は生じてきたものの、両者の会話はあくまで穏やかになされていたといい、ゲーリングはヒトラーとの関係の修復を図るとともに、英米軍の爆撃機の大量の襲来によって悪化した情勢を打開すべく努力していた、と証言するのだが、ジャクソンは、またしても、これをまったく相手にしていない。どうやら彼には、ボーデンシャッツの答えなど、始めから無いに等しいもののようだ。彼はひたすら、自分の方で予定していたとおりに、ヒトラーから遠ざけられ、何らの打開策も見出せずに途方に暮れつつ、ただ国民に向って効果的な気休めの言葉を発することにだけ心を砕いているという、戦争後半のゲーリングの姿を、ここで引き出しているのである。それにしても彼は、ゲーリングをそこまで追い込んだ状況の悪化を惹き起した直接の原因について、何と見事に無知・無関心を貫き通していることであろうか。ボーデンシャッツがすぐに答えているとおり、1943 年春、英米軍機が大挙して現われ、ドイツ諸都市を次々に無差別爆撃したのが、すべての始まりだった。ヒトラーとゲーリングとの仲違いのきっかけになったとして、彼が挙げている、英軍機のケルン大爆撃といえば、1943 年 6 月末日、恐怖の新戦術・絨毯爆撃によって、大司教座の都市を一晩のうちに壊滅させた、あの最たる反人道の蛮行である。だが、そういう出来事に言及されても、ジャクソンは、まったく反応しない。その態度は、無関心を「装っている」と表現されるべきものでもない。彼は端的に無関心なのである。もう少し的確にいうならば、彼は、そういうことが話題になり得る筈がな

いと思っている。たとえ相手がそれを口に出してきても、取り合う必要はない、と決めているのだ。ボーデンシャッツは、それでもなお、懸命に訴えた：

> 「ドイツ国民は、これらの爆撃によって言葉では表わせない苦しみを受けていました、そして私は、ただ一ついえるのですが、アドルフ・ヒトラーが最も多く苦しんでいました。それを共に体験した人なら分かるでしょうが、もしも夜に或るいずれかの都市の爆撃が報告されようものなら、彼は、本当に内面を深く揺さぶられていましたし、国家元帥も同様でした、何故ならそうした爆撃の恐怖は、途方もないものでしたから。私自身も、ベルリンで、いく度かそういう爆撃を体験しましたし、それを共に体験した人は誰も、それを生涯決して忘れることはないでしょう」

無差別都市爆撃の悲惨さを、経験者として切々と語っている。ヒトラーやゲーリングが、爆撃の報を受けるたびに、国家の指導者として――国家の指導者である限りにおいて――、深く心を痛めたという証言も、事実を忠実に伝えているに違いない。だが、ジャクソンには、その言葉も、まるで聞こえなかったかの如くである。彼はひたすら、懲らしめの強襲を受けてヒトラーの機嫌を損ねてしまった空軍最高司令官の狼狽ぶりと、それでもなおこの最高司令官が国民を「満足させておく」ための措置を求めて足掻く様子とを、描き出すことに努めている。この部分を含んだ対ボーデンシャッツ反対尋問で、ジャクソンは幸先よく、この弁護側証人第一号を軽く一捻りした、ということになっている。実際、皆そういう印象を受けたには違いないから、そういってよいのだろうけれども、ただしそれは、あくまでも、今私たちが見たとおりの、ジャクソンの傲慢な質問態度が、そのまま許される尋問環境であったから――つまり法廷そのものがそのように設定されていたから――可能だったことなのである。だから、こうもいえるかもしれない、すなわち、そうした質問態度で押し通せるのなら、ボーデンシャッツに続いて出てくるゲーリング次官・副官級の証人たちを、反対尋問で抑え込むことは、検察にとって造作もないことであろう。事実、ジャクソンらは、それらの証人たちに対して、この利点をふんだんに活かすことにより、いわば外堀を完全に埋めた状態にしてしまってから、ゲーリング本人を待ち受けることができたのである。ただ、あまりにもこれに意を強くしたジャクソンが、ゲーリング本人に対しても、それまでの証人たちに対すると同じような姿勢で臨める、と思ってしまったところに、油断と隙の生ずるもとがあった、というべきであろう。

ずっと前の方であったが、筆者は、ニュルンベルク法廷に臨むゲーリングについて、「彼は法戦を戦うつもりでいる」と書いた。このような表現が読む人に奇異の念を与えるかもしれない、ということは承知の上で、敢えて、説明は後で、という気持ちであったことを、白状しなくてはならない。でも今、とにかくその説明を果たすべき時になったように思う。「法戦」という語は、仏教用語としてならいざ知らず、一般的な日本語としては、馴染のないものであろう。ドイツ語に、それのもとに当たる語があって、ゲーリングがその語を使っていた、というようなことでも、もちろんない。ただ日本人なら思い当たるところであろうが、

それは、岡田資中将が戦犯裁判に引き出される時に語った言葉であった。陸軍東海軍管区司令官の地位にあった岡田は、1945 年 5 月、名古屋が大空襲を受けた時、守備隊の最高司令官として、敵軍の無差別爆撃を完全な犯罪行為と断定し、撃墜され降下した B29 搭乗員 27 名を斬首刑に処した。それは決してリンチではなく、無差別の爆撃や急降下機銃掃射を行なった降下搭乗員を戦犯容疑者として扱うべしとの、この時期、すでに陸軍上層部から出されていた指令に従っての処置であった。戦後、捕虜虐待容疑で横浜の戦犯裁判に引き出されることになった時、岡田は「これは法戦である。私はこの法戦に勝ってみせる。判決はご自由に、である」と語ったという。そして法廷において、彼は、米軍による空襲の違法性を訴え、それが名古屋市民らに測り知れない恐怖と無残な死をもたらしたことを立証して、降下搭乗員処刑は捕虜虐待には当たらない、と主張するとともに、すべての処刑の責任は、その斬首という方法も含めて、自分にあると断言した。岡田は絞首刑判決を受け、1949 年 9 月 17 日に巣鴨で刑を執行されたのだが、「無条件降伏」の絶望的状況下、戦勝者による裁きという絶対的な枠組みの中に絡め取られながらも、被告人席から法戦を戦った日本人がいたということを、私たちは忘れることができない。ところで、この「これは法戦である。私はこの法戦に勝ってみせる。判決はご自由に、である」といい表わされている心情は、ほぼそのまま、ニュルンベルク法廷に臨むゲーリングに共通するものであると思えるのだ。そうはいっても、もちろんゲーリングの関わっている問題領域の範囲は、岡田とは比較にならないほど広い。岡田にとっての法戦の題材は、米軍の名古屋爆撃およびそれに対する降下搭乗員処刑に限られていたわけだが、ゲーリングの場合、もしも彼の思いどおり、存分に「法戦」を繰り広げようというのであれば、ヴェルサイユ体制の正当性如何というところから論議に上げたいに違いない。だが、そういう政治的領域のことについては、戦勝国によって法廷が設置されてしまった以上、論戦の可能性は封じられてしまっていることを、彼としても認めないわけにはいかなかった。しかし、軍事となれば別である。本来、国際「軍事」法廷の趣旨からいっても、戦勝国、敗戦国の別を超えて、それぞれの行なった戦略、軍事行動の一々について、客観的基準の下に、その合法違法の如何が争われてしかるべきである。そういう考えから、ゲーリングは、法廷に臨むにあたって、十分な申し開きと、そしてあわよくば相手側の違法性の指摘とができるよう、準備を整えていたに違いない。つまり、せめて軍事の領域で法戦を全うしたいというのが、彼の願いであったと見ることができる。事実、この点に関する限り、彼は、一貫して公正な感覚を持していた。すでに見られたとおり、彼は、シュターマーの尋問に答えて語った中で、脱走英兵らを銃殺させたヒトラーの戦争犯罪（捕虜虐待）を率直に認め、またいわゆるテロ飛行士の行動を一概に犯罪と決めつけることには明確に反対し、降下搭乗員に対するリンチを容認したヒトラーの、これまた戦争犯罪をはっきり認めていた。さらに今、それらに続く問答の部分をも見てみるならば、私たちは、戦争犯罪の判定基準に関するゲーリングの明晰な意識を、いっそうはっきりと認識することができるであろう：

シュターマー：　あなたの部下の兵士たちによって、占領地域においてなされた犯罪行為に対する、空軍最高裁判権者としてのあなたの態度は、どのようなものでしたか？

ゲーリング：　私は、裁判権者として、何らかの意味で重大な性質であった事件のすべてを、私自身の前に提示させました、そして、審査に多くの時間をかけました。それ故に、私はまた、空軍の最高法務代理がここでこの点に関して聴取されることを、たいへん重要だと思いました。私は、多くの事例において、判決が寛大すぎたので、これを破棄しました、特に女性の凌辱の問題であった場合には、そうでした。これらの事例においては、私は、裁判所によって宣告された死刑は、被害者側から例外的に恩赦嘆願が提出されない限り、常にこれを承認しました。同様に、西部においてであれ、東部においてであれ、占領地域の住民の殺害に関与した空軍成員たちに対する、数多くの死刑判決が、私によって承認されました。私は、このことを立証する数多くの個別事例を出して、法廷に手間をとらせたいとは思いません。私は、さらにその上に、空軍裁判所に引き出された、占領諸地域の住民たちに対する裁判権者でもありました；つまり例えば、フランス、オランダ、ロシアあるいはその他の国において、元来その地に住んでいる一般市民が、敵軍の飛行士の逃亡を援けたり、飛行機損壊行為の罪を犯したり、あるいは空軍に関係するスパイ行為を行なった場合、要するに、空軍の管轄内で空軍に関連して発生したすべての犯罪を行なった場合です。無論のこと、戦争の状況によって、ここでは一般的に厳しく断固たる処置を取ることが必要とされました。

しかし、私は強調したいのですが、この関連においては、もちろん義務に適った仕方で、裁判所により規定通りの死刑が、女性たちに対しても科せられたのでした。女性が対象となった、これらすべての事例において、私は、全戦争期間中、たったの一例も、一例たりとも、死刑承認をしませんでした；私は、女性が対象となったあらゆる事例において、我が空軍の成員たちに対する暴力的襲撃およびそれへの参加が問題となっている場合においてすら、つまり最も重大な事例においてすら、恩赦を宣告したのであり、女性についてのただ一例の判決にも、証人の署名をすることはありませんでした。

シュターマー：　あなたは、占領諸地域における軍事的および経済的諸措置を取るにあたって、これらの措置がハーグ陸戦協定と一致しているかどうか、を考慮しましたか？

ゲーリング：　我々がポーランド紛争寸前のところに立った時、私は、ハーグ陸戦協定に初めてざっと目を通してみました。読み通した時、私は、それをもっとずっと早くに綿密に研究しておかなかったことを、残念に思いました。もしそうしていれば、私は、総統にいっていたでしょう、ここに箇条書き的な仕方で定められている、このハーグ陸戦協定によるならば、どんな状況の下であっても、近代戦争は戦えない、近代戦争をするならば不可避的に、技術の拡大によって、1906 年あるいは 1907 年当時に定められた諸条件との衝突に陥らねばならないでしょう、協定の解消を宣言するか、それとも近代的な、技術の発展に対応した新しい見地を導入するか、いずれかにしなくてはならないでしょう、と。それで、私の理由づけは、以下のとおりのものです：

かつて存在した限りでのハーグ陸戦協定を、私は、私の論理学の諸概念に対応するもの、1907 年における陸上戦争のための諸規定として、まったく正しいものと評価しました。しかし、1939 年から 1945 年にかけては、陸上戦争だけではなく、空中戦争も存在していましたが、それがここではまったく考慮されておらず、でもそれはまったく新しい状況を作り出していて、ハーグ陸戦協定を多くの事がらに関して作り変えているのです。しかし、そのことは、さほどに決定的ではありません、そのことではなくて、近代の総力戦争は、私の見解では、3 つの領域において進行します：すなわち、陸、海、空における兵器による戦争、あらゆる近代戦争遂行の不可欠構成要素となった経済戦争、そして第三に、これまた戦争遂行の本質的な構成要素であるプロパガンダ戦争です。もしも論理的にこの基礎を認知するならば、文字の上では論理に対する違反であり得ても、精神に従えばそうではあり得ない、或る種の変化もまた、明らかになってきます。

ハーグ陸戦協定が、敵の武器が鹵獲品と見なされるのを自明のことと想定しているとすれば、私はいわなくてはなりませんが、今日、近代戦争においては、敵の武器は、場合によってはスクラップにする価値しかありません；しかし、経済的財すなわち原料品、高品質の鉄鋼、アルミニウム、銅、鉛、錫は、こちらが敵軍から奪い取る、古くなった武器よりも、ずっと重要な鹵獲品と見られ、かつ実際にそうなのです。

しかしさらには、原料品だけが、それが誰のものであろうと関わりなしに、問題になっているのではありません；ハーグ陸戦協定は、或る箇所において――私はそれを今、あまりよく覚えてはいないのですが――、必要な諸物資が、もちろん代わりの品と引き換えに、押収され得ることをもまた、想定しています。それもまた、決定的なことではありません、それは簡単に承認されることができます。しかし、決定的なのは、この近代戦争および戦争継続の基礎をなしている経済戦争において、さしあたりまず食物領域における貯えが、あらゆる戦争遂行のための基礎・基盤として、さらには工業領域における原料品が、絶対的に戦争に必要かつ把持可能なものとして見られねばならない、ということです。

しかし同様にまた、製造工場や機械も経済戦争遂行の一部分です。それらが、それまでは敵の軍備と戦争遂行とに、直接的産業あるいは間接的すなわち運搬的産業においてであれ、役立っていたとするならば、それらはまた、今や軍事的決着によってこれら生産手段を所有するに至った者の役にも立たねばなりません――ただ一時的に、休戦期間中に、あるいは占領された地域においてだけであっても、です。この関連で、次にまた経済戦争においては、いうまでもなく労働者の問題が、ハーグ陸戦協定ではなお雛型として役立っていた、嘗ての戦争におけるよりも、はるかに大きな役割を演ずることになります。

1907 年には、直近の戦争としては、露日戦争か、あるいは最も適切には英国 - ボーア戦争――でも両者は、まったく異なった事情により行われたものでしたが――しかしその点は別として、実際上わずか 10 年ばかり前であったこの戦争が、基礎として役立つことができました。当時は軍隊と軍隊との戦いであり、住民はそれに、程度の多少はあれ、それほど関与することはありませんでした；それは、空爆戦の導入によって、あらゆる者を、子どもですら、戦争の出来事の中に引き込んでしまっている、今日の総力戦とは比較になりません。

それ故に私の確信によれば、労働力も、したがってまた労働者およびその時々におけるその活用も、経済戦争の不可欠の構成部分です。でもそういったからとて、そのような労働者は身体と生命とに損傷を受けるほどまでに利用されるべきだ、というのではなく、その労働力は張り詰めた状態にされるべきなのです。先日、証人の一人がすでに言及したように、もしもなお戦争状態にあって、いく年もの駐留が続く占領地域において、1組、2組、3組、4組、5組と、新たに若い兵役年代が成長するとしたら、それは何を意味するか、彼らは故郷の地域での労働をせず……

裁判長：　シュターマー博士、被告人が今夕、終わりに達することは可能でしょうか？

シュターマー：　はい、これが最後の質問ですから。

裁判長：　どうぞ、お続けください。

ゲーリング：　つまり、労働者強制移送の問題もまた、この安全の観点から考察されるべきなのです。我々は、なし得る限り、全占領地域を扶養する義務を負っていました。それ故に我々はまた、労働力を意のままに使うことができなくてはなりませんでした。同時に、とりわけまた、彼ら自身の国において労働していない者たちは、我々自身に対する隠密的抵抗の増大の危険、したがってとりわけ排除の必要があると見られねばなりませんでした。

これらの年代の者たちが、労働のため、ドイツに集められたとするならば、これは第一に安全の原則的考慮に基づいて、彼らを彼らの国において無為怠惰に委ねないよう、したがって彼らを、我々に抵抗する仕事や戦いに使わせないよう、行なわれたものでしたし、他面彼らは、経済戦争において我々のために利益を保証するのに役立ってくれました。

第三に――私は、事がらに、さしあたりまず手短に触れるだけにしますが――最後として、プロパガンダ戦争のことです。起訴状の或る箇所で、我々がまた、ラジオ受信機を没収したことにも言及されています；でもこれは、たぶんごく当たり前のことでしょう、何故ならプロパガンダ戦争、すなわち後方地域への無線やラジオを通じての敵のプロパガンダが、どれだけ高い意味を持っているか、ということを、ドイツよりも強く感ずることのできた国はなかったからです。地下組織運動、叛徒戦、抵抗運動、妨害行動の大きな危険およびそれと関連するすべてのことがらは、結局のところこの戦争においても、この激烈さ、この雰囲気、そしてこの互いの死闘を、極度に至るまで呼び覚ましました。残忍行為とか、絶対に拒絶されるべきであるそうした事がらで、起こってきたものもまた、結局のところ、落ち着いてよく考えてみるならば、第一にまずプロパガンダ戦争に原因を帰されるべきです。

ですからハーグ陸戦協定は、私個人の確信によれば、近代戦争の根柢に置かれることのできる道具ではありません、何故ならそれは、この戦争の本質的諸原理すなわち空中での武力戦闘、経済戦争およびプロパガンダ戦争を、まったく考慮していないからです。

この点に関して、私は、締め括りに、我々の最も偉大かつ高名にして、たくましい敵手の一人であ

る英国首相チャーチルの用いたと同じ言葉を、用いることにしたいと思います：「生死を賭けた戦いにおいては、結局のところ合法性は存在しない」

裁判長：　本日はこれで閉廷といたします。

〔1946 年 3 月 16 日 10 時まで閉廷〕

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundachtzigster+Tag.+Freitag,+15.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

ひょっとしたらゲーリングは、自らの雄弁にすっかり酔ってしまっていたのかもしれない。ハーグ陸戦協定の有効性を否定しただけではまだ勢いが止まらなくて、とうとうチャーチルまで引き合いに出して、戦争には所詮合法性は存在しない、とまで言い切って、やっとのことでこの日の弁論を結ぶことができた。この末尾部分だけについて見れば、彼はたいへん拙いことをいったものである。先述のとおり、ハーグ陸戦協定を一々の判定基準として持ち出されるのを嫌っているのは、むしろ検察の方である。彼らの狙いは、超法規的な「ドイツ軍＝犯行」の一括理論で押し通して裁判の決着をつけることにほかならない。それなのに、ゲーリングは自分の方からこんなことをいって、わざわざ検察を助けているようなものだ。「敵に塩を送る」どころの話ではない。しかしながら、この末尾の大滑りを以て、ゲーリングのそこまでの熱演がいわば着地失敗で台無しになってしまったのかといえば、筆者にはそのようには思えない。何故なら、そこに至る前の部分における彼の弁論は、まことに見事なものであり、前にもいったように、そこには、この法廷で求められるべき、戦争犯罪の判定基準に関する、ゲーリングの明晰な意識が表現されている、と認められるからである。彼は、1907 年成立のハーグ陸戦協定は、その後の戦争の進化発展についていけていないから、効力を失っている、という。だが、率直に告白しているとおり、彼は、ハーグ陸戦協定の全文を通読してみた時、もう少し早い時期であったら総統に、次のように進言していたのに、と思ったという：

「このハーグ陸戦協定によるならば、どんな状況の下であっても、近代戦争は戦えない、近代戦争をするならば不可避的に、技術の拡大によって、1906 年あるいは 1907 年当時に定められた諸条件との衝突に陥らねばならないでしょう、協定の解消を宣言するか、それとも近代的な、技術の発展に対応した新しい見地を導入するか、いずれかにしなくてはならないでしょう」。

技術の目覚ましい発展拡大によって生じてきた新しい戦法――ゲーリングは当然、空軍関連のものを念頭においているのであるが――は、ハーグ陸戦協定ではまったく想定されていないのであるから、すべて許される、とはさすがに考えられていない。むしろその逆であって、新しい技術を活かした戦法は、その効果の及ぶ広さからいって、多くの数の一般市民を巻き込み、多大な恐怖を与えた上に、残酷な死をもたらすのであるから、協定の禁止箇条

のあちこちに抵触せざるを得ない、と予測される。都市爆撃は、どんなに目標を軍事的対象に限定しようとしても、不可避的に多数の一般市民の、住居、財産諸共の犠牲を伴うから、少なくとも協定第 25 条「防守されていない都市、集落、住宅または建物は、いかなる手段によってもこれを攻撃または砲撃することはできない」に違反するのであり、さらに第 23 条における禁止された害敵手段中の「2. 敵の国民、または軍に属する者を裏切って殺傷すること」――闇討ちだろう――、「5. 不必要な苦痛を与える兵器、投射物、その他の物質を使用すること」、「7. 戦争の必要上、やむを得ない場合を除く敵財産の破壊または押収」に当たる疑いは強い。だから、都市爆撃をも作戦に含む「近代戦争」を戦おうとする国は、あらかじめハーグ陸戦協定の破棄つまり協定関係からの脱退を宣言すべきである。その上で、これに代わって、自分の方から空戦に関して自主的に守る規制を提示することは可能だが、それをしなければ、規制無き戦いに突入していくことになろう――ゲーリングは、ポーランド侵入よりも前の時期に、ヒトラーにそのことをいっておきたかったわけである。実際にはヒトラーは、協定破棄への何らの言及もないまま、戦争に踏み切り、ゲーリングはさっそくワルシャワ空爆を行なった。やがてチャーチルが爆弾には爆弾を以て応戦してきて、ドイツと英国とは、激しい都市爆撃の応酬を繰り広げることになった。さらに米国が英国に加勢してドイツ諸都市の大空襲に一役買うに至って、ドイツ、英国、米国は、それぞれ自らの行動によってハーグ陸戦協定を破棄し、ドイツと英国の空およびそれによっておおわれる陸地に、無法空間を創り出したのである。その状態のままで、戦争は終わった。だから、ゲーリングが、この度の大戦の無法性をことさらに強く印象づけようとして、チャーチルの言葉を引き合いに出すならば、それは実のところ十分に理由のあることである、といわねばならない。今、この戦争における犯罪を問おうとするのならば、まず双方が協定違反の事実を認めねばならない。その上で、双方の軍事行動の一々を、もはや協定締結時とは比較にならぬ破壊性・広域性を帯びた「近代戦争」の条件を加味して、その具体的局面に当てはめて考察する時に、どの軍事行動はなお犯罪と判定され、他方、どの軍事行動は戦略上の必要性を認められるか、あくまで公正に検討されねばならない――ゲーリングの弁論が本来指し示そうとしているのは、そういう方向にほかならないであろう。彼の発言を読み返してみて、筆者は、ごく普通にそのように受け止めることができる。もっとも、直接的には、ゲーリングは、弁論のこの部分では、シュターマーの「あなたは、占領諸地域における軍事的および経済的諸措置を取るにあたって、これらの措置がハーグ陸戦協定と一致しているかどうか、を考慮しましたか？」という問いに答えて、特に経済政策責任者（延長４ヵ年計画全権）としての自身が占領地で行なった、住民のドイツ国内強制移送・徴用措置の正当化を試みている。彼の理屈によれば、ハーグ陸戦協定の未だ想定していなかった「経済戦争」という近代戦争の重要側面の典型的現われとなった長期占領の状況下で、占領地の治安や民生安定を考える時、その措置は十分に必然性を認められるべきものであった。彼の弁論には、それが被占領民に仕事口を与える善行であったというニュアンスすら感じられる（ちなみに、ザウッケルは最期までこの立場に依拠して、自らの無実を訴えつつ逝くことになる）。もちろん検察が、

占領者のそうした虫のよい理屈付けを許しておく筈はないが、ハーグ陸戦協定という既存の法規を規準とする限りにおいて、強制移送・徴用を「戦争犯罪」という括りに入れられるかどうか、というのは、――「人道に対する罪」の適用の可否とも合わせて――はっきりさせておくべき問題ではあったに違いない。

いずれにせよ、ゲーリングの持つ戦争犯罪の判定基準に関する明晰な意識には、検察は、予備尋問の段階で十分に気づいていたので、それに対する警戒心を強めていたに違いない。法規を引き合いに出しての弁論の余地を彼に与えてしまうと、相当に面倒なことになる、と当然予測されたのであった。たしかにゲーリングは、被告人の立場に置かれている限り、彼の方から連合国側の法規違反を告発する機会はなく、せいぜいのところ、告訴対象とされた自分の側の軍事行動について法規を楯に弁明することに終始するほかないように思える。だが、もし万が一、「復仇 Repressalie」の語をゲーリングが自在に使えるような状況を作らせてしまったら、その限りではない。下手をすれば、絶対的枠組みとして設定した筈の検察（＝法廷）対被告の関係が、根底から揺さぶられかねないことになってくるであろう。たしかに「復仇権」といったようなものが、ハーグ陸戦協定で認められているというわけではない。しかし、戦争を行なう者の間の常識としてというか、あるいは慣習として、互いに報復の権利があるのは当然と見なされてきたのであって、協定違反の軍事行動も、それに先立つ相手側の違法軍事行動に対する報復として、つまり復仇権の行使として行なわれたということが立証されれば、免罪されるか、少なくとも責任軽減されるべきである。検察がドイツ軍の違法行為として告発した事項について、ゲーリングが、それは復仇権の行使であった、と主張すれば、その源とされた連合国側の行為について、いやでもその違法性如何が追及されなくてはならないことになってくる。その事態は、無条件降伏を勝ち取った連合国の道徳的絶対優位の前提を崩す、「協定の下の平等」の現出にそのまま繋がりかねないわけだ。その可能性を恐れたからこそ、検察は、都市爆撃に対する告訴について、慎重の上にも慎重であった。ロンドンを始めとする英国諸都市の爆撃の犯罪性を追及しようとすれば、ゲーリングは必ず復仇権を楯に取ってくる。これに取り合ったら、ドイツ諸都市に対する英米軍の爆撃の実態をも明るみに出さなくてはならないことになるであろう。そうなったら収拾がつかない。1945 年も 2 月になって実行された、ドレスデン爆撃の戦略的必要性をどうやって説明する？英軍のプレゼンスをアピールしようとするチャーチルの焦り以外に、如何なる動因を持ち出せる？――だから、検察は、ドイツ空軍による英国諸都市の大規模な爆撃、ひいては都市爆撃そのものの犯罪性を、正面から告発追及することを避けた。対象としたのは、ワルシャワ、ベルグラード、ロッテルダムの爆撃だけであった。これらの都市に対する爆撃のことを問われている限りは、ゲーリング（および彼に先立って証人台に立ったケッセリング）は、例えばベルグラードは町全体が一個の要塞のようであった、といい、爆撃の対象は、ワルシャワ、ベルグラードそれぞれの鉄道中央駅と空港、軍事省等に極力限られていた、といって、ハーグ陸戦協定の第 25 条に違反しないという弁明に終始せざるを得なかった。その他に英国の都市としては、コヴェントリーのことが例外的に挙げられたが、かなり控え目

な扱いであり、特に深く追及することは避けられた。つまり検察は、用意周到、危ない橋を渡ることがないように、ちゃんと配慮をしていたのであるが、才気走ったジャクソンは、なお用心深かった。彼は、ゲーリング側から復仇あるいはそれに類する言葉が出されることを極度に警戒し、実際にそういう様子になりそうになってきたら、必ずその芽を摘んでおこうと身構えていた。だからゲーリングおよび彼の弁護証人たちがシュターマーの尋問に答える中で、復仇概念に寄って行きそうだと見たら、すかさず割って入って、答弁を妨害した。すでにケッセリングの時にそれを行なっていたのであるが、いっそう目立ったのは、ゲーリング本人の尋問最中に強引に割り込んだ、以下の場面である：

シュターマー：　明かに 1940 年には双方が騎士的礼を以て戦っていた、フランスにおける戦いが、後にたいへん苛酷な形をとるに至ったということを説明するために、あなたは、特定の事実を挙げることができますか？

ゲーリング：　ここで、フランスとの戦いにおける 2 段階を、完全に区別しなくてはなりません。第 1 段階は、大いなる軍事的対決、すなわちドイツ軍勢のフランス軍に対する攻撃でした。この戦いは、迅速に実行されました。それが完全に騎士的礼をもった戦いと呼ばれ得るものであったとは、いうことができません、何故なら、まさしくこの時期に、後になってジュネーヴ赤十字に届けられた白書に記される、フランス軍側における我々ドイツ人捕虜に対する数多くの行為が、すでに始まったのだからです。しかし大体において、その戦いは、常にこのような戦闘においてあちこちに起こってくる無法行為を伴いながらも、軍事戦闘の通例の形態に従っていました。

これが終結した後、最初にはまず平和と安寧が生じました。戦いがさらに進んで一層拡大した時、とりわけロシアとの戦いが付け加わってきて、さきに私がいったように、反対側においても新たなフランス人の指導中枢が形づくられてしまった時、それまでは平静で、何らの深刻な事件発生にも至っていなかった、西部の国々において、抵抗運動による完全な緊張の高まりが生じました：ドイツ人将校および兵士たちに対する襲撃；ドイツ人将校たちあるいは兵士たちのいる酒場に、手榴弾や爆弾が投げ込まれました。爆弾はまた、女性たち、女性通信補助員たち、赤十字看護婦たちのいる場所にまで投げ込まれました。自動車は襲撃され、電話は切断され、道路は爆破され、こうしたことはますます程度を増していきました。

前線背後における戦いが、陸上戦のみが問題であった時期において、すでに十分なほどの困難を呈していたところへ、空中戦の付け加わりによって、ここにまったく新たな可能性と方法とが展開されることになりました。毎夜、数多くの飛行機が飛来して、無数の爆薬や武器、取扱説明書その他そういったものを、この抵抗運動宛てに、これを強く大きくするために、投げ下ろしました。たしかにドイツ防衛部隊は、いわゆる飛行ゲームによって、また投げ下ろされた暗号表や偽装によって、これらの資材の大部分を自軍の手中に収めることに成功しました、しかし抵抗運動の手中に帰する分は、なお十分に残されていました。この時に最初にまず起こった残酷な行為もまた、非常な広がりを持っていました。これについてもまた、記録文書が存在しています。無論のこと……

ジャクソン：　高尚なる法廷に申し上げます！尋問を中断せねばならぬのは遺憾ではありますが、しかし私は、法廷にお尋ねしたいと思います、憲章の規定をお用いになり、弁護人に、どこまでこの詳論が我々の今糾明している訴因のために重要であるのか、説明をお求めになる、というつもりがおありなのかどうか、と。

同時にここで、一つのかなり包括的にして重要な問題が生じて来ますが、それの取り扱いには、私の見解では、相当の時間を取られることになるでしょう、本訴訟手続きにおいて時間という要素に重要性を認めようとする限りにおいていえば、ですが。現在のこの詳論についていうならば、被占領地域においてパルチザン集団によって、征服を悦びとする敵軍にとってはたいへん妨害的で不利、有害な行為が実行されたことを、私は認めたいと思います。もしもここで、復仇理論に基づいて、ドイツ占領軍に抗するパルチザンの行為に関しての証人の発言を導入することが意図されているとするならば、私は、弁護人が順序を逆にしようと仕組んでいるということに、切に注意喚起申し上げたいと思います；すなわち、もしも弁護側が、「はい、我々は云々の残虐行為を働きました、我々は国際法に違反しました」というならば、その場合には、その動機――私は、それは動機ではなかった、ということを示すことになるでありましょうが――が、ハーグ協定に従って重要である、ということもあり得るでしょう；その場合には、しかしまた、この問題は、少なくともここに提出されなくてはならないでありましょう。

しかしながら、この証拠材料が、復仇は正当化される、という理論に基づいて提出されるのでないならば、それは、私の見解では、この場合において占める場所を持ちません。もしもそれが復仇の理論に基づいて提出されるならば、その場合我々の第一の問いは「これらの復仇は、何に対して為されたのか？」というものであります。換言すれば、復仇の理論は、最初にまず、特定の行為が国際法違反の下に行なわれた、ということが認められた場合にのみ、引き合いに出されることができるのです。その時には、その行為は正当化されるかどうか、という問題を提出することができます。もしも弁護人が、ドイツ占領軍のどの行為に、この証人発言は、――察するところ弁解として――適用されるのか、正確に述べて下さるならば、訴訟手続きの短縮にも、そしてきっとまたその透明化にも、貢献することになるであろう、と私は考えます。もしも報復の理論が十分な明瞭さを以て説明され得ず、復仇理論によって弁解されるべきドイツ側の違反行為を、我々が認識することができるのでないならば、この発言は、我々にとって、決定的な問題を決定するために、何ら役立つことがないでありましょう。

ここで問題なのは、占領された国々が抵抗したかどうか、ということではありません；もちろん彼らは抵抗しました。そうではなくて、問題は、言及されたような性質の行為が、復仇ということによって弁解され得るかどうか、ということです；もしもそうであるというのならば、これらの行為は、白状されねばなりません；また報復の理論も、私の見解では、もっとずっと正確に基礎づけられなくてはなりません。

裁判長：　どうぞ、シュターマー博士。

シュターマー：　私は、詳論そのものを受け入れることはできません、何故なら翻訳が十分にこちらに届いていないからです；しかし、この異議申し立ては、以下の如き考慮に基づいて、重要である、と考えます：

人質が広い範囲において捕らえられて銃殺されたことで、被告人が非難されており、かつ、このことは不正に行なわれた、と主張されています。いずれにせよ、人質たちの勾留に至ることになった動機は、今までのところまだ取り上げられていないか、あるいは不十分にしか取り上げられていません。この、訴訟の判決にとって重要な問題の解明のために、私の見解では、抵抗運動の行動が人質たちの拘束と取り扱いとをもたらすことになった、ということを確認することが、絶対に必要であります。

私の見解では、抵抗運動の行動が、その次にドイツの軍事指導部によって遺憾ながらも取られねばならなかった措置の原因であった、ということは、たいへんよく、かつ正当に、詳述されることができます。

ジャクソン：　私は、シュターマー博士の動議――そういうものが議題になっているとして、ですが――に、手短にお答えしてよろしいでしょうか？私には、ここで動機を調べようという、シュターマー博士の提案は、我々をあまりにも本題から逸れさせてしまうように思われます。もしも彼が復仇に関する国際法的理論を楯に取ろうと思うのであれば、彼は、その条件を顧慮しなくてはなりません。

1929 年 7 月 27 日のジュネーヴ協定第 2 条によって、戦争捕虜に対する復仇は、はっきりと禁止されています。したがって、シュターマー博士は、戦争捕虜以外の人物に、対象を絞らなくてはなりません。我々の理解している報復措置についての理論に従えば、報復措置として正当化されるべきいずれの行為も、敵側による特定の、かつ継続的な国際法違反に原因を帰されることができねばなりません。すなわち、いかなる時折の、かつ偶然的な違反でも、相手方に包括的な復仇の権利を与え得る、というわけではありません。もしもそんなようであったなら、国際法は無力なものになってしまうでありましょう；何故なら、一方の側のきわめてわずかの、どんな違反でも、他方の側を完全に戦争遂行に関するすべての規則から解放してしまうでありましょうから。

第二に：正当化された復仇として主張される事がらはすべて、相応した時間内に行なわれ、かつ阻まれるべき違反に対する合理的な関係に立っていなくてはなりません。すなわち、大量殺戮が、ただ一つの殺人に報いるために、復仇として実行されることはできない、という意味であります。次にまた、復仇の実行には、抗議が先行していなくてはなりません。復仇は、前もっての公告なしには実行されることはできません。復仇は、公告されねばならず、公告は政府の責任ある役所によってなされなねばなりません。

次の、もっとも重要な点は、故意の国際法違反の政策は、復仇として擁護されることはできない、ということであります；ただ特定の行為に対する特定の措置だけが、私が先ほど言及した諸条件の下に、復仇と見なされることができます。如何なる恐怖政治も、復仇の理論によって正当化される

ことはできません。ですから、私はあえて、ゲーリングの、あるいはすべての被告人たち共通の動因を、あるいは端的にドイツ側の動因を調べようという、シュターマー博士の提案は、法的吟味に耐えるものである、という論評をしたいと思います。有罪宣告の後に、これは、罰の軽減を達成するために、詳述されることができます；しかしながら、我々が法廷に提出した訴因の諸点に関する有罪か無罪かの問題のためには、この考察は許容されません。

裁判長：　ジャクソン検事、私があなたの仰ることを理解する限りでは、あなたもまた、この種類の証拠材料は、刑罰の程度という問題にとっては重要であり得る、とのご意見であるわけですか？

ジャクソン：　私が思いますに、裁判官の皆様が被告人たちを有罪と認められたならばその時、我々の方式によれば刑罰の程度の問題が生じます。被告人が提出する必要があると考える、ほとんどすべてのものが、刑罰の程度のために重要であると見なされることもできるでありましょう；しかし、シュターマー博士がここで、この主題にとって重要な提案に携わっていられるとは、私は思いません。もしもそういう場合であるのなら、私はもちろん、あらゆる軽減の提案が聴かれるということに、合意するでありましょう。しかし、私の理解している限りにおきまして、これは、有罪無罪の問題のために申し述べられるものではありません。

裁判官：　そうかもしれませんが、しかし法廷は、発言を今聴くことを、目的に適っていると考えることもあり得ましょう。憲章は、私の知る限りでは、被告人に対して有罪判決が下された後には、もはや如何なる証明も許可していません。それ故、軽減のために提出されるすべての証拠材料は、今、申し述べられねばなりません。

ジャクソン：　困難は、私の考えでは、一人の被告人が、たぶん或るいくつかの、しかしすべてではない諸点において、有罪と認められ得る、という点に存しているでありましょう。そのことにより、この時点において、刑罰の問題が詳論されることが必要となってくるでしょうが、これはその３分の２が、もしもその者がただ１つの点において有罪と認められるならば、重要でなくなってしまうようなものでありましょう。

私は、私自身によく知られている、あるいは私がそれについて幾分の心得があると、少なくとも思っていただくことのできる、実践方式をひいきして、偏見にとらわれているのかもしれません。我々の訴訟手続きにおいては、有罪無罪の問題が第一にまず調査されます。刑罰の問題は、それとは分離されていて、有罪判決の後にはじめて決定されます。私の見解によりますれば、これはまた、本訴訟手続きにおきましても、合理的な道筋でありましょう。私は、以下のとおり把握しております――そして私は、シュターマー博士も私の見解を正しいと認めてくださると思いますが――、すなわち本陳述は、刑罰の問題に関連するものではない、と。この地点にすでに今到達してしまった、と彼が認めるであろうとは、私は思っておりません。

シュターマー：　私は、なおごく手短に、法的問題について意見を述べてもよろしいでしょうか？フランスにおいて、国際法違反行為がゲリラ闘争の組織によって大きな範囲において起こされたということは、確実です、あるいは少なくとも当方においてそう主張されています。この国際法違反の行動に立ち向かうことは、今しがたジャクソン首席検事によって詳論された、復仇によってなされることができます。復仇の適用には或るいくつかの前提が存するというのは、そのとおりです。ここでは、私の見解では、決定せずにおくこともできるでしょうが、そのような……

裁判長：　お尋ねしてもよろしいか、あなたは、ジャクソン検事が申し述べられた諸条件は正しく表現されたものだということに、同意なさっているのかどうか？

シュターマー：　はい、たしかに！ここではしかしまた、私の見解によりますれば、ゲリラ闘争の作動における国際法違反の行動によって生じた、緊急事態の実情が問題になっています。そしてこの実情が、軍の司令官たちに、この違法な仕方で惹き起された事態を除去するために、一般的な命令を発する権利を与えたのであります。つまりいずれにせよ、この事情は、判決を定めるために意義があり、かつ重要なのです。

裁判長：　法廷は、無制限の数の弁護人たちの意見を聞くことを、意図してはいません、しかし、私の気づいているとおり、エクスナー博士がもうここにおいでです、そして我々は、もう一人の弁護人に――弁護側がそれを望むのならばですが、エクスナー博士に――本主題について意見を聞く用意があります。

フランツ・エクスナー教授〔被告人ヨードル弁護人〕：　裁判官の皆様！我々は実際のところ皆、復仇の問題に関心を抱いています、そして私は、いくつかの言葉で詳説したいと思います。

何と申しても私は、10 年間大学で国際法を講義してきましたから、それについていささかの知見を持っていると思っています。復仇の問題は、国際法において最も議論の多い領域の一つであります。ただの１点においてのみ、確実さが存している、ということができます、すなわちジャクソン首席検事が最初の点として強調した「戦争捕虜に対する復仇は許容されない」という点であります。他のことはすべて、甲論乙駁状態であり、決して国際法として通用するものになってはいません。抗議が復仇を行なうための前提であるということが、普遍的な国家の実践方式であり、したがって通用している国際法である、というようなことは、正しくありません。所謂合理的な関連が存在していなくてはならぬ、というのも、また正しくありません。時間的な関連がなくてはならぬ、とか、とりわけ、実行の迫った国際法違反と、すでに働かれた国際法違反との間に、比例が存していなくてはならぬ、と主張されました；それを主張している国際法学者はいます；ここに比例がいつも生ずることが望まれねばならない、というのは、事実そのとおりです、しかし、この趣旨における何らかの取り決めが成立した、とか、国際法的な慣習法が存在した、という意味において、通用している国際法は存在していません。つまり、敵側の国際法違反行為を基にして、我々は決して戦争捕

虜に対する復仇の戦争を行なってはならない、といわれなくてはなりません;が、これに引き換え、復仇のあらゆる他の形式は許容されるのです。私は、これをただ一般的にのみ詳論したいと思いますが、なおまた、以下のことも：我々は刑罰軽減の理由に関して、今詳述してはならない、と主張されました。私は、我々にはただ一度の弁論しか許されていないということを、法廷に思い出していただきたく存じます、それでつまり、もしも我々が、有罪無罪に関しての問題の決定以前に行なわれている、この弁論において、刑罰軽減に関して語ってはならないのであれば、我々はおよそ刑罰軽減に関して詳論してはならないということになります。

裁判長：　法廷は、審理を中断します。
〔審理の休憩〕

裁判長：　法廷は、復仇の問題に関する証拠材料は許容されるべきことを命じます。これおよびこれに類似した証拠材料に認められるべき意味は、後の考慮に留保されます。

シュターマー：
〔証人に向って〕
それではどうぞ、続けていただけますか？

ゲーリング：　次の私の詳論は、ジャクソン首席検事の要求された、かの諸前提を満たしている、あるいは満たしていたであろう、と私は思います；すなわち私は、国際法的にことのほか論議され得るべき出来事が起こったということに、決して異論を唱えません。どんな事情であっても、度を超した無法行為と呼ばれねばならない事がらもまた、生じました。わたしはただ、如何にしてその事態に至ったのかを、復仇という国際法的観点に基づいて明らかにするのではなくて、堂々と公開された戦闘における正規の軍隊によってではなく、背後から叛徒集団によって、その任務の実行を絶えず妨げられる、命の危険に曝された兵士の感情にもっぱら基づいて、明らかにしたいと思います。より子細に取り上げるまでもない、これらすべての事がらによって、あの、ひとりでに、あるいは或る場合においてはまた国家的必要と窮状とに迫られて、あちこちでの軍隊による、これらの部分的には度を超した個々の出来事を惹き起すに至った、憤激は生じました。我々は、あの嵐のような戦闘の時期に身を置いて考えてみなくてはなりません。今日、数年の隔たりをおいて、法的な基礎の上に落ち着いて究明すれば、これらの事がらはたいへん難解で、不可解なことのようにも聞こえます。憤激のあまりになされた諸表現は、今日、この状況の理解なしには、まったく別のもののように聞こえます、そして、私がもっぱら意図したのは、暫し法廷にあの雰囲気を叙述して示すことでした、すなわち、その中で、かつそれに基づいて、あの諸行為が、常に赦され得るものではないにしても、それでも多くの場合理解できるものに思えてくる、そして他の人々によっても類似した状況においてはどうしても実行されたものとされる、その雰囲気を、です。
これが、なぜフランスにおける状況が２つのまったく異なった戦争段階の原因となったか、という

問いに対する私の答えでありましたし、答えです。第一段階は――私はこれで終わりにしますが――正規の戦闘の段階です；第二段階は：正規の軍隊によって行なわれたのではなく、待ち伏せして、地下組織によって戦われ、法規に適った軍の闘争とはまったく異なった残忍行為や不法行為を常にもたらすであろうし、またあらゆる時代にもたらしてきた、あの戦闘の段階。そしてここではまた、しばしば、個々人によってであるにせよ、最高指導部が常にまったく支配下に置いているとは限らない、あるいはそうすることができない、軍部隊によってであるにせよ、個々の出来事に至ることになります。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundachtzigster+Tag.+Freitag,+15.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

この時ゲーリングは、シュターマーの問いに答えて、フランス占領後に抵抗運動のゲリラに対してドイツ軍が行なった苛酷な制裁について弁明を試みていた。再開直後にゲーリング自身が明言しているとおり、特別に復仇権というような国際法的概念に訴えようとする意図はなかった。ごく素朴に、抵抗運動の襲撃が激しかったためドイツ軍兵士が生命を脅かされ続ける状況であった、ということを、強硬措置を取らざるを得なくなった背景として叙述し説明しようとしていたのである。だがジャクソンは、そこに復仇権理論への方向性をいち早く嗅ぎ取って、すかさず妨害に出た。それは彼の利かせた機転であった、というべきであろう。だが、これをもっとはっきりと評していうならば、復仇権云々以前に、連合国側の行なった軍事行動が、直接間接を問わず、ドイツ軍の犯罪を誘発した原因であるかのような言い種が、ゲーリングとシュターマーとの間で交わされるのを、ジャクソンは絶対に許せなかった、黙って聞いているわけにはいかなかった、ということである。それで強引に、「被告人は復仇権を楯に取ろうとしている」と、はっきりいえば言い掛かりをつける形で割り込んで、ずいぶんと時間を取らせるような真似を、敢えて厭うことがなかったのである。これからまだ有罪無罪を判定しなくてはならないという審理の現段階で、予め量刑の軽減を狙った証拠材料を持ち出すのは、審理混乱を招くばかりであるから許されてはならない、というジャクソンの主張は、一応論理的明瞭性を備えてはいる。また、そういう害を防ぐために、米国の裁判方式に則るとよい、という誇らしげな提案も、如何にも彼らしい、といってよいだろう。しかし、裁判長も、そして国際法専門家を自任するエクスナーもいうように、この法廷では被告人にはただ一度の弁明機会――つまりゲーリングなら、今だけ――しか与えられていない。ここで、復仇権への方向性が疑われる、つまり刑罰軽減に繋がりかねない弁論を、すべて審理混乱要因であると断じて禁止してしまったら、被告人にとっては、弁明のための貴重な材料が永久に封じられてしまうことになる。だからジャクソンのアピールには、元から無理があるのは明らかであって、裁判長は当然の如くこれを却下している。では、いったい何のための尋問中断であったのだろうか？ジャクソンの側に好意的な評価を与え

るのは難しいように見えるが、ただ一つ、戦術の見地からいえば、間違いなく多大な牽制効果があった。ジャクソン自身も、おそらくは自分の強引さは承知の上で、それでもなお、この牽制効果を高く見積もって選び取った、という形であった。そのように、ジャクソンは、しっかりと先を見通して準備を整えていた。ゲーリングとの直接対決に向けて抜かりはなかったのである。ただ、何度もいうような気がするが、あまりの周到さに自信を持ち過ぎた。それが思わぬ失態に繋がることになったのである。ゲーリングの戦争犯罪を立証するのに、ドイツ軍の一つ一つの行動を取り上げてその具体的場面に即した追及をするのは得策でない、と判断したジャクソンは、それに代わって、戦略の大枠を定めたと見られる重要会議におけるゲーリングの発言を引証することで、謀議の中心にいて戦争犯罪の元締めとなった彼の姿を暴露しようとする方式を取ることにした。そこで、押収された膨大な書類の山の中から、この要件を満たす証拠資料たり得る議事録の類を、躍起になって捜し出したのである。その結果、特に大きな価値があると見なされたのが、ゲーリングが議長を務めていた筈の国家防衛評議会関係のいくつかの議事録であって、ジャクソンは、それらを基にして反対尋問を進めていこうとした。だが、このように急遽引っ張り出してきたような「記録文書」に依拠して、そのまま主導権を握ってしまえると思ったところに、危険を招く傲慢さは、もう顔を出してきていた。前に見られたとおり、大急ぎで作成された文書の英語訳のコピーがしっかりと検察席と裁判官席に置かれていたのに、ドイツ語オリジナルの方は、ゲーリングの眼前に原本が置かれただけで、コピーがなく、弁護人席には資料が全然渡されていなかった。弁護側から苦情が出されても、ジャクソンは、ドイツ語版のコピーを作っている時間の余裕がない――英語訳コピーの方はしっかり作られ配布されているのに！――、という言い訳で通せると思っていたようだ。ここでさらに大きな問題は、英語版翻訳者あるいはジャクソン自身の語学力の限度がチェックされていなかったために、文書の語句の意味の誤った解釈がそのまま通ってしまいかねない、そんな状況だったということである。„Befreiung des Rheins“を「ラインの解放」とするお粗末な誤りは、生ずるべくして生じたのであって、それをせっかくゲーリングから指摘されたのに改めようともせず、強引に尋問を続けた結果が、先述したとおりの大逆ギレであったわけだ。絶対優位を保証されたような立場にあった者が、なぜあそこまで激昂しなくてはならなかったのか分からない、ともすでに述べたとおりであるが、実のところ、翌朝ジャクソンがゴネた場面のやり取りを読んでみると、彼の心情をかなり鮮明に見て取ることが可能であるように思われる：#

#

ジャクソン：　高尚なる法廷に申し上げます！私が昨夕、ラインラントにおける動員の準備に関連してなした質問は、公的な議事録から見られるとおり、以下のようなものでありました：「しかしそれらは、絶対に外国に対しては秘密に保持されなくてはならないという性質のものでありましたか？」そして答えは、「私は、合衆国の動員準備の公刊物を今までに読んだという記憶は、ないように思います」というものでした。#

合衆国の代表として、私は今、この言葉を不問に付して、これをただこの者たちが我々の体制を理

解していないことの証拠と見なすか、それとも多大な時間のロスの下、この言葉の正しくないことを説明するか、またはそれを論駁するか、選択を迫られております。裁判長、困難は以下の点に存しています：もしも証人に、反対尋問において自分から進んで説明するということが許されているならば、これらの説明が裁判記録に受け入れられる前に、それに対する異議を申し立てる可能性はありません。もちろん、もしもこの種の答えが、弁護人の質問がきっかけになって発せられたものであったとすれば――それが、いうならば規定の手続きに適ったことであったでしょうが――異議が申し立てられたでありましょう。法廷は、憲章に従って義務を果たすことができたでありましょうし、私も審理を短縮することができたでありましょう、何故ならその場合、この言葉はそもそも発せられなかったであろうからです。#

憲章第 18 条は、法廷が何らかの種類の取るに足らぬ質問と説明とを拒絶することができる、ということを見込んでいます。そのような質問〔*ママ〕の一つに、我々は今直面しています。もしも被告人が、相応の質問が発せられることなしに、自分からいつもそのような説明をするのであれば、我々は、この義務を果たすことができません。私は、敢えて以下のことを申し立てます：もしも法廷が被告人に、自らその種の質問を発することを今後もさらに可能にしてやるのであるならば、訴訟経過の支配は、被告人の手中に置かれ、合衆国からは、憲章において保証された反対尋問の権利が、大幅に奪い去られてしまいます。何故ならば反対尋問は、このような種類の訴訟経過においては、効果的に実行されることはできないからです。我々は予見することができないのですから、我々にはできません……

#

裁判長：　合衆国における動員の秘密保持に関するあらゆる陳述がまったく取るに足らぬものであって、そしてこの答えは発せられるべきものではなかった、というあなたの意見に、私は完全に賛成します。しかし、法廷が一般的規則として定めることのできる唯一の規則は、証人はとにかく可能である限り、「はい」か「いいえ」で答えるべきであり、彼は、質問にこの仕方で直接答えてから、場合によりなお必要な説明を加えることができるという、すでに取り決められている規則だけです。その種の説明は、手短であるべきで、演説であってはなりません。当面の答えに関していえば、それは、私の見解では、まったく取るに足らぬものです。#

#

ジャクソン：　私は、もちろん法廷の規則に従わなくてはなりません。私は、「はい」「いいえ」で答えるべきであるとの、法廷の説諭を、正確に覚えています。申すまでもなく、この証人は、いささかもそれにそれに顧慮を払いませんでした。そのことで、この者を非難することはできません；彼は自分の利益を主張しているのですから。しかし我々には、それを未然に防ぐことが可能ではないのです。我々は、この言明を裁判記録の中に、もう見出しています、何故なら、こうした望ましくない発言がなされるなら、法廷が決定を下すことができる前に、それはまた、裁判記録の中にも出てくることになるからです。それからは私にも、異議を申し立てる機会はありませんし、法廷がそれに関して決定を下すこともできません。これを要するに、私がすでに申した如く、もしも被告人が最初に主張を申し述べ、その後で、これを無視するか、それとも長い反対尋問によってこれを

論駁するか、が我々に任されるというのであれば、法廷は裁判過程の制御を、被告人の手に委ねてしまうわけです。私が思いますに、この、今証人席から合衆国に対してなされた特別の非難は、この種の事例を意味しているのであります。#

裁判長、あなたは今、米国検察代表団に、これが不適切な答弁であることを告知なさいました。それでもそれは裁判記録の中に見えています、そして我々はそれを取り上げないわけにはいきません。私は敢えて申しますが……#

#

裁判長：　あなたは今、如何なる異議を申し立てていられるのですか？その答えを裁判記録から削除することを、法廷に願いたいのですか？#

#

ジャクソン：　いいえ、プロパガンダが被告人の目標の一つであるような、この種の裁判において、答えがなされた後に、削除することは何の役にも立ちませんし、ゲーリングも私同様にそれが分かっています。合衆国に対して誣告が行なわれ、それが裁判記録に取り入れられてしまいました。私が今申し立てますのは、証人に、私の質問に対し、答えが必要な時には「はい」「いいえ」で答えるよう、命じられたい、ということです。さらにいえば、説明は、彼の弁護人によって、以下の如き具合に提出されるべきであります、すなわち、もしもそれが取るに足らぬものである場合には、我々が異議を唱えることができ、法廷の決定が引き出されることができて、法廷が、あらゆる種類の取るに足らぬ問題や説明を拒否する、自らの権利を行使することができる、という具合に。我々はこの裁判を、検察代表団と証人との間の些末な言い争いに劣化させることはできません。合衆国が私に期待しているのは、それとは別のものであります。私は、敢えて提案申し上げますが、もしも彼が何らかの仕方で異論を唱えることができるのであるならば……#

#

裁判長：　あなたは、証人が各質問に「はい」「いいえ」で答えて、それからおよそ何らかの説明をなし得る前に、もう一度尋問されるまで待たねばならない、ということを、法廷に提案したいのですか？#

#

ジャクソン：　それが通常の状況下における反対尋問の規則に適っている、と私は思います。証人は、質問が許容するならば、答えなくてはなりません。もしも相当量の説明がなされるべきだとするならば、それは以後の或る時点まで差し控えられねばなりません。#

今朝ここで論じられた特別の問題を、あらためて取り上げさせてください。法廷の今しがた下された決定によれば取るに足らぬ、一つの答弁がなされました。しかし我々には、それに対して異議申し立てる機会がなく、法廷には、それに関して決定を下す機会がありません。証人は尋ねました、「合衆国の動員計画が公刊されたということを、今までに聞いたことがあるか」と。無論のこと、我々は、この問いに対して、異議を唱えるべきところだったでしょう。困難は、以下の点に存しています、すなわち、この種の裁判において、プロパガンダを持ち出すことが被告人に許され、我々は後になってやっとそれに答えるべきであるということならば、特にプロパガンダがこの証人の狙

い目の一つとして、すべての者に知られているというのであってみれば、法廷は審理に関する制御を失ってしまう、という点にです。事実私は、この種の手順においては、合衆国から反対尋問のための機会が奪われてしまう、という印象を抱いております。#

#

裁判長：　あなたは、証人の発言した文に、あまりにも重きを置きすぎている、と私は思います。米国がその動員計画を公表するかどうかということは、明らかにさほどの重要性を持ってはおりません。いずれの国といえども、或る何らかの事がらを秘密にしておくものですし、その種の言葉は無視するのが、きっとずっとよいのでありましょう。しかしながら法廷は、一般的手続き規則に基づいて、今それに関わることにいたしましょう。私はすでに、私が規則と見なす事がらを確認いたしました、しかもそれは――私の信ずるところでは――法廷との意見の一致においてでありますが、しかしながら私はなお確認したく思いますが……#

#

ジャクソン：　私は、合衆国の問題に関する限り、我々は証人のどんな発言によっても妨げられることはない、という点において、法廷と同意見ですし、我々は様々なことに対して心の準備もできています。問題はただ、我々がこれらの事がらに答えるのか、それともそれらを無視し、そうすることによって裁判手順の制御から外してしまうのか、ということだけです。そして、もしも我々が――たぶんこう申してもよろしいでしょうが――この状況を制することができないならば、この裁判手順の制御が我々の手から滑り落ち始めるように、私には思えます。私がかくも深刻な様子で法廷に訴えかけているということについては、どうかお許しを願いたいのですが、私は本件をたいへん重要だと考えるのです。#

#

裁判長：　検察代表者が、反対尋問の中で発せられた、あらゆる取るに足らぬ言葉に対して答えなくてはならない、というようなことを、私は、未だかつて聞いたことがありませんが。#

#

ジャクソン：　それは民事裁判には妥当するでありましょうが、しかし私が思いますに、本法廷のこの広間の外部においてはナチズムの復活が大きな社会的問題として見出され得るのであり、かつプロパガンダによるこのナチズムの復活と永久化とが、現裁判における被告人ゲーリングの狙いの一つとして――私の考えでは、それは彼自身が真っ先に認めることでありましょうが――注視されるべきである、ということは、法廷に知られていないわけではありません。#

#

裁判長：　どうぞ、シュターマー博士？#

#

シュターマー：　ただ以下のことについて説明させていただきたいと思います：ここに、あたかもナチズムあるいは何か他の思想方向のためのプロパガンダがなされるかの如くの非難が出されました。私が思いますに、この非難は、当を得ておりません。私はまた、被告人が米国に対する非難を提起しようとしたのだとも思いません。私の考えでは、彼に対して向けられた質問に遡ってみなく

てはなりません。すなわち検察局の側から、提示されたこの記録文書が「秘」と印づけられていることを指摘され注意を喚起されました。そこで彼はいいました、そのような秘密事項が米国において公刊されたというのを聞いたことがない、と。もしも彼が米国という代わりに「どこか他の国において」といっていれば、私が思うに、事がらはまったく無害かつ無問題だったでありましょう。なおいえば、私の見解では、これはまったくもって事がらに即して理由のあることでした、何故なら証人には、ただ「はい」「いいえ」で答えるだけでなく、――法廷がすでに申されたとおり――その答えを手短に根拠づけ得る機会が与えられねばならないのですから。〔-原文、結びの部分がやや文法外れだが、意味の理解に支障はなさそう〕#

#

裁判長：　ジャクソン検事！法廷の見解は以下のとおりです、現存の規則が唯一可能な規則である、証人は、質問に対する直接的答えが可能な場合には、直接的答えのみに限らなくてはならない、さらに証人は、直接的答えをしてしまう前に、説明を加えることをしてはならない。しかしながら彼は、直接的答えを許容する質問に対する直接的答えの後に、短い説明を加えてもよいのであり、ただ「はい」「いいえ」で答えねばならず、弁護人からその後の尋問で要求されるまでは説明を差し控える、というように制限を課されてしまうべきではない。#

証人は、彼の発言の中で、合衆国を引き合いに出すべきではありませんでした。しかしこの件は、私の見解では、まったく無視するのが最もよいでしょう。#

#

ジャクソン：　私はもちろん、法廷の規則に従います。#

さて私は、法廷に記録文書の一つに関する説明を行ないたく思います。昨日の審理の最後に、記録文書 EC-405 に関して論じました。被告人ゲーリングは、「解放」ではなく「通路空け」と訳されるべきであるといって、語の使用に対して異議を申し立てました。そこで我々は翻訳を調べてみて、被告人のいうことに理がある、との見解に至りました。この記録文書は、GB-160 として 1 月 9 日に提出されました。それは裁判記録の第 5 巻、37-38 頁に見出されます。それはすでに法廷に証拠材料として提出されているのですから、検察局は裁判記録の中で今、この訂正をしておく義務を負っていると、我々は思います。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundachtzigster+Tag.+Mittwoch,+20.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

#

昨日の大暴れでは、とてもまだ十分ではなかったようだ。この朝ジャクソンは、裁判長に向って、いったいどうしろというのかも分からない、ごねるというより、まるで子供が駄々をこねているような様子である。ゲーリングの発言が裁判記録に残ってしまっていることが我慢ならない、これを無視して済まそうとするのは相手の思うつぼであるから決してそうしてはならない、といい、ではこれを裁判記録から削除してほしいのか、と問われれば、いやそんなことはすべきではない、という。それではこれから反対尋問の続きでその論駁にか

かりたいのかといえば、そんな手間を取らされるいわれはない、そもそも被告人に勝手な発言を許すからこうなるのだ、と暗に裁判長の不手際を示唆しているかのようだ。明らかに裁判長も持て余している。いったい絶対優位を保証された立場にありながら、なぜここまでヒステリックになる必要があるのか、正直私もまったく理解不可能の思いであるが、ジャクソンの発言を読み返してみると、激昂の原因解明のためのキーワードがどうやら「合衆国 die Vereinigten Staaten, the United States」であることには、何とか気づくことができるように思う。ジャクソンは、ゲーリングから「合衆国」の名前を出されたことに対して、絶対に許し難いと感じているのだ。被告人が合衆国の軍事行動を引き合いに出して、あたかもナチス・ドイツと合衆国を軍事国家として同列に置いたかの如き物言いをするなどというのは、絶対にあってはならないこと、ところがそれをゲーリングは、ジャクソンの愚問を揶揄するついでに簡単にやってのけてしまったのである。ジャクソンとしては、自分の情けなさに対する腹立たしさによって、という以上に、合衆国に対する侮辱発言を許してしまったことに対する口惜しさによって、激しい怒りに駆り立てられているのである。被告人側から合衆国の名前が出されることがあってはならない。軍事行動の犯罪性を論う時に、ひょっとすると被告人・弁護人側が英国やソ連の軍事行動を引き合いに出して反論してくることがあるかもしれない。それは当の英国、ソ連も心配しているとおりである。だがたとえそんなことがあっても、合衆国が、余裕を持って、英国をもソ連をも庇うことができる筈である。自由と民主主義の体現者たる合衆国は、一点の疚しさもなく、ナチス・ドイツの戦争犯罪を裁くことのできる立場にあるからだ。端的にいえば、合衆国は、他の連合三国より一格上の存在として、軍事法廷を根幹において支えているのである。合衆国がこの役割を完全に果たすことができるために、自分が派遣されているのだ、ということを、ジャクソンは強く意識している。ところが、その使徒的自覚が、ゲーリングによって傷つけられた。それはジャクソンにとって極度に口惜しいことであったと同時に、合衆国に対して申し訳ないという思いに激しく苛まれることをも意味していた。合衆国が自分に寄せている期待に、自分はちゃんと応えられていない――こう思わねばならないのは、彼のような責任感の強い人間にはとても耐え難いことであったに違いない。そういうわけであるから、私たちとしては、この朝のジャクソンの発言は、合衆国の体現する自由と民主主義に対する強い信念の現われであるとも、あるいは自分に使命を授けてくれた合衆国への深い愛国心の現われであるとも、評することができるであろう。しかし、より客観的な言い方をするならば、そこに表現されているものは、彼の USA ショーヴィニズムである。ジャクソンが、被告人、他検事、裁判官等の法廷関係者の誰にも劣らずショーヴィニストであったということを、この朝の彼の発言は物語っているのだ。彼のショーヴィニズムは自国の絶対的な道徳的優越性への信念と抱き合わせのものであった、ということはあらためていうまでもあるまい。他の連合国の検事や裁判官たちが、ジャクソンのアクの強いショーヴィニストぶりに、多かれ少なかれ反感を抱くことがなかったとは思えない。しかし彼らは、ジャクソンのそうした態度を容認すること、そしてその主張する米国の優越的地位を認めることが、法廷を成功裡の帰結に導くための

必要条件である、という認識において一致していた。ジャクソンが強烈に前面に押し出してくる米国の絶対的権威に拠らなければ、ナチス・ドイツの巨悪に対する裁きをつけることはできない。だからジャクソンがどんなに異様な荒れ方をしていても、何としてでも検事としての彼を無事に守らなくてはならないと、ローレンスはじめ皆、しっかり思っていた。いや、実のところ、多くの弁護人たちも、かなりそれに近い思いを抱いていたことであろう。もしもここで米国の権威が崩れて、裁判の帰結が不明瞭になってくるようなことがあれば、その後のドイツ社会の行方は混沌としてくるであろうし、国家再生の見込みは立たなくなってくる。好き嫌いの問題ではなく、ここで米国の権威を揺るがさないことが、ドイツの将来にとって絶対に得策である――弁護人たちのそういう気持ちを代表するかのように、シュターマーが、絶妙のタイミングで助け舟を出した。彼の語った内容が実に的確で効果的なものであることは、上に見られたとおりである。裁判長はこれで助かったし、ジャクソンは引っ込みをつけることができた。ゲーリングもまた、当の発言に関する限り、傷つくことはなかった。三方がうまく収まったのである。これでジャクソンも、すっかり気を取り直し、昨日の訳語のことは、ゲーリングのいうとおりであった、と今度は呆気ないほどあっさりと誤りを認めて訂正し、あらためてまた反対尋問に取り掛かることができたのである。こうして危機を乗り超えたジャクソンは、半年後に法廷の判決が下された時、ナチス断罪劇の立役者としての名声を高めることになる。ただ、彼のその後について、ここでついでに言及しておくならば、主要戦争犯罪人を裁いたこの功績にもかかわらず、ジャクソンは続くいわゆるニュルンベルク継続裁判には関与することなく、米国に帰っている。そして連邦最高裁判事（陪席）に復職するが、希望していた長官位にまで届くことはなかった。目立った活動としては、前述の 1952 年マッデン委員会での証言あるいは釈明があるぐらいである。ニュルンベルクでの実績からすれば、彼がトルーマンの後の民主党大統領候補として出て来ても不思議ではなかったのかもしれないが、結局そうはならないまま、1954 年に彼は死去している。彼がいっそうの高位に就かなかったことを残念と評する人は少なくないのであろうが、私には、それは妥当な帰結であったように思われる。

そこで、分かりやすさのために、もう一度ゲーリング・チーム対連合国検察チームの野球試合に譬えて、まとめてみよう。検察チーム先発のジャクソン投手は立ち上がり好調で３回までパーフェクト、味方打線も最初からよく打って、たちまち８対０の大差がついた。ところが相手打者２巡目に入った４回、ジャクソンは打たれ始める。４回の２失点に続いて、５回には３ランホームランを許して、８対５となって俄かに先行きが怪しくなってくる。しかもジャクソンは、ホームラン打たれた直後、頭に血が上ったとみえて、相手の主力打者の頭部にもろにぶつけた。故意死球の疑いも強かったが、審判団はあくまでジャクソンを大事にするということで、その場を収めた。それで持ち直したジャクソンは、次の６回を零点に抑えて、７回からはマクスウェル・ファイフにマウンドを譲った。彼の好リリーフで気持ちの余裕を取り戻した検察チームは、打線が２点を追加し、９回は抑えのルーデンコが締めて、10 対５のダブルスコアでの勝利となった。ジャクソンの６回５失点はかなり取られ過ぎで

はあるが、結果から見れば、始めの方ですでに勝勢を決定づけるための働きをしていたことになるから、彼は内容的にも勝利投手に相応しいといってまったく問題ない――こんなところであろうか。ゲーリング・チームは健闘したけれど、如何せん総統原理投手陣が弱体で、相手の民主主義強力打線にしたたか打ち込まれてしまったのである。ただし、今回は勝てたからいいといっても、検察チームにとって、中盤ジャクソンが打ち込まれたのは、大きな反省材料であるに違いない。そこをしっかり原因究明して総括しておかないと、この次、似たような相手と当たった時には負ける、ということを忘れてはならない筈であった。ところが実際にはそれを怠ったために、その後すぐ東京で連合国検察チームは負けることになる。東京で検察が負けたなどといえば、それを聞いた人は、ここにまた一人、反省していない日本人を見つけてしまったと、見てはいけないものを見てしまったといわんばかりに、大げさに嘆いてみせるのかもしれないけれど、私としては、その次元でいっているつもりはない。確かに見かけからいえば、相手の反発力がまったく弱かったことによって、15 対 0 の検察勝利となっている。しかし本当はまったくのところそうなってはいなかった、ということを、ラダビノード・パルの「少数意見書」が暴いているではないか。話をもっと簡単にするために、野球試合の比喩をさらに突飛な形に変えてみよう。主審は一方のチームの投手が投げる時、ストライクゾーンを思い切り広くして、特に 2 ストライク後に来た際どい球はすべてストライクに取った。でも他方のチームの投手が投げる時は、逆にストライクゾーンを極度に狭くして、4 ボール連発に追い込まれるようにした。塁審は一方のチームの攻撃の時、できるだけたくさんセーフの判定をし、際どいタッチプレーはすべてセーフにした。でも他方のチームが攻撃の時は、やたらにアウト判定をすることに意気込み、際どいタッチプレーはすべてアウトを宣告した。一方のチームと審判団との連絡が、予めついていたからである。その結果試合は 15 対 0 のワンサイドとなった。ところが審判団の中に一人だけ――塁審か線審の位置で――公正な判定を心がける良心的な人がいた。彼は、これはおかしい、試合になっていない、と早くから気づいていたので、怪しい判定を逐一記録して、この試合は無効であるとの所見を文書にまとめて連盟に提出した、残念ながら連盟は取り上げなかったけれども。無効試合は、勝ち星稼ぐために仕組んだ側の負けとなるのが、本来の帰結でなくてはならなかった――こんな荒唐無稽な譬えを持ち出すことにも、現在の日本人の意識を考えると、或る程度の意味があるように私には思える。ことに「パルは、日本の無罪を説いて弁護してくれた」などという、見当違いな有難がり方をしている日本人を見ると（裁判官が被告人を「弁護」した、とな！）、その思いを強くせざるを得ないのだ。パルの少数意見書は、公正な裁きの場になり得ていない、という国際軍事法廷の自己批判として貴重な価値を持っているのである。日本人の戦争行為について、無罪であるなどという話では決してない。だが、それらのことについては、次章の東京裁判のところであらためて考察することにしよう。

さてゲーリングであるが、あくまで彼の主観についていうならば、彼自身、自分の尋問・反対尋問が終わった時点で、弁論の成果に自信を深めていたに違いない。つまり彼は「勝利」

の自己評価を下していた。特にジャクソンとの直接対決では、一本取ってやった、という気持ちを強く抱いていたであろう。それは無理もないことである。しかし、彼にとって不運だったのは、そうして自分の番が終わって、もう弁論の機会がなくなってしまってから、後になって出て来た、他の被告人の弁護のための証人が、たいへん彼の不利になる証言を、いくつか行なった、ということであった。せっかくの自分の優勢を、後出しジャンケンによって覆されてしまったような口惜しさを、彼は覚えたに違いない。もっとも、被告人相互間の利害衝突が避けられないのが明らかな状況で、弁護側証人が他の被告人に不利な証言をすることは、むしろごく当たり前に起こり得るのであるから、その点で、弁論順の早い者ほど損をする恐れが高いことは、当然予測された。つまりゲーリングは、後からそういう不愉快な目に遭わされることを、或る程度は覚悟できていたことであろう。しかし、実際に彼が後出し証言から被った不愉快さと実質的ダメージは、そういう覚悟の範囲を超える甚大なものであった。その後出し証言をもたらした証人は２名――カルテンブルンナー弁護証人ルドルフ・ホェスと、フリックおよびシャハト弁護証人ハンス・ベルント・ギゼウィウスであった。ホェスの証言のことは既に述べた。1940 年 5 月から 1943 年 12 月 1 日までアウシュヴィッツ収容所長であった彼は、如何なる命令系統の下にユダヤ人大量殺戮を計画し、自らの考案した殺害方法によって、どれだけ多くのユダヤ人たちを殺害したか、ということを、自分の体験談そのままに語った。それによってゲーリングがユダヤ人迫害問題に対してそれまで取り続けていた態度は、維持され得ないことがはっきりした。彼は、ヒムラーのいない今、ユダヤ人殺戮の実態を明らかにすることは無理と考え、かつ犠牲者数百万という数字には信憑性がないと思い込んでいたために、そういう一種の油断から、弁論においてその問題と積極的に向き合うことを避けて、それで済ませてしまっていたのだった。ホェスの証言の中で、特にゲーリングのユダヤ人大量殺戮への関与を浮かび上がらせる効果を持ったのは、彼が、大量殺戮開始の切っ掛けは 1941 年夏にヒムラーから「総統は、ユダヤ人問題の最終解決を命じた」と伝えられたことにあるとし、かつ「最終解決」とは、ヨーロッパにおける全ユダヤ人の完全な根絶を意味していた、と明言したことであった。この「最終解決」の語が姿を現わす最初の押収文書こそ、前に述べたとおり、1941 年 7 月、ゲーリングのハイドリヒ宛ての手紙 (資料 9) だったからである。この手紙のことは、当然ジャクソンが対ゲーリング反対尋問の際に取り上げており、そこでは以下のようなやり取りがなされた：

……

ジャクソン：　それからあなたは、1941 年 7 月 31 日、或る命令に署名しましたが、その命令では、ヒムラーおよび保安警察長官・SS 分隊指導者ハイドリヒが、ユダヤ人問題の完全な解決のための計画を練り上げるよう、要求されていましたか？

ゲーリング：　いいえ、それは正しくありません、この命令のことは、私は正確に知っていますが。

ジャクソン：　あなたの前に、記録文書 710,US-509 を提示させることにしましょう。

裁判長：　710-PS ですか？

ジャクソン：　710-PS です、裁判長。
〔記録文書が証人に提示される〕
　さて、この記録文書には、あなたの署名がある、それでよろしいですか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　そしてそれは、保安警察および保安局長官・SS 分隊指導者ハイドリヒに宛てられたものですか？

ゲーリング：　そのとおりです。

ジャクソン：　その全体が裁判記録の中に取り入れられたかどうか、私には分かりません。しかし、そうなってしかるべきだと、私は思います。翻訳に関して難点が生じてこないようにするために；もしも私の陳述が正しくなかったら、どうぞ訂正をしてください。
　「あなたに 1939 年 1 月 24 日に委ねた任務の完成のために……」

ゲーリング：　そこに間違いがあります、「補足のために」といわれているのであって、あなたに委ねられた任務の「完成のために」といわれているのではありません。

ジャクソン：　よろしい、訂正を受け入れましょう。
　「……その任務は、ユダヤ人問題の解決としての、徹底した、かつ可能な限り好ましい仕方で行なわれるべき国外移住と避難とに係るのであるが、私はここに、あなたに、ヨーロッパ中のドイツの影響下にある地域におけるユダヤ人問題の最終解決の目的のために、組織と資金繰りに関するすべての必要な準備を行なうことを委任する」
　これで正しいですか？

ゲーリング：　それでは決して正しいとは思いません。

ジャクソン：　では、どうぞあなたの翻訳を示してください。

ゲーリング：　ここに何と書いてあるか、正確に読み上げてみてよろしいですか？
　「あなたに、すでに 1939 年 1 月 24 日の命令によって委ねた」つまり戦争前ですね、「ユダヤ人問

題を国外移住ないし疎開の形で、時代の状況に適応してできるだけ好ましくある解決にもたらすという任務の補足のために、私はここに、あなたに、組織、事務、物資に関するすべての必要な準備を行なうことを委任する……」

そしてここに、誤訳された決定的な語が来る、すなわちここには「最終解決 Endlösung のために」ではなくて、「総合的解決 Gesamtlösung のために」といわれているのです。

「ヨーロッパ中のドイツ影響下にある地域におけるユダヤ人問題の総合的解決のために

この際に他の諸中央省庁部局の管轄との接触がある場合には、これら諸部局も参加させられるべきである。

私は、あなたに、さらに、ユダヤ人問題の目指されている最終解決の実行のための、組織的、実務的および物資的な先行措置に関する総合的計画案を、速やかに私に提出することを委任する」

「1939 年 1 月 24 日の命令であなたに……の補足のために」とは、つまり、まだまったく戦争が始まっていない、あるいは見込まれていない時点において、ということを意味しています。

ジャクソン：　あなたは今、説明をなさっているのか、それとも手紙を読み上げておられるのか？

ゲーリング：　私は今、この手紙の引用文に、特にこの日付に注意を促すために、説明を加えたかったのです。

ジャクソン：　私はただ、それがあなたの手紙の一部分であると解されないことを望んだだけです。手紙に書かれている最後のことは：

「私は、あなたに、さらに、ユダヤ人問題の目指されている最終解決の実行のための、組織的、実務的および物資的な先行措置に関する総合的計画案を、速やかに私に提出することを委任する」

これが、ハイドリヒおよびヒムラーへのあなたの委任の、大体のところ正確な翻訳ではないですか？

ゲーリング：　ハイドリヒおよびその他のこれに関与している中央省庁諸部局への、です。そのことは、手紙の最初の部分から分かります、結びの文もありますね。

ジャクソン：　だがしかし、我々は、この翻訳に関して、何らの誤解も生じさせたくありません。手紙は、保安警察および保安局長官・SS 分隊指導者ハイドリヒに宛てて出されました、それで合っていますね？

ゲーリング：　そのとおりです、しかしそれに加えて私は、ここに説明を行なわねばなりません……

ジャクソン：　よろしい。

ゲーリング：　……説明ですが、私が手紙を彼に宛てたのは、1939 年 1 月 24 日の命令で、ハイドリヒもしくはヒムラーに、ユダヤ人国外移住の任務が委ねられていたからです；その結果、ここが中心所轄であって、私は、物資的、経済的およびそれらから生じてくる事がらの全体につき、中心的に任務を負っている役所に頼まなくてはなりませんでした。

ジャクソン：　そしてあなたは、他のすべての中央省庁に、保安警察および SS とユダヤ人問題の最終解決に関して協力することを委任した？

ゲーリング：　SS は、ここに何ら関係ありません、関係あるのは、国家の役所である保安警察だけです。ハイドリヒが SS 分隊指導者であることは、このことには直接には何も関係ありません、何故ならこの委任は、保安警察長官に向けられたもので、その彼の地位すなわち SS 分隊指導者ハイドリヒにも言及されているのだからです。

ジャクソン：　それで、SS における彼の地位への言及は余分なことであったので、この用件とは関係ない、と？

ゲーリング：　そこは説明しなくてはなりませんが、もしも私が軍の最高司令官に宛てて書く場合には、私は、例えば「軍最高司令官・陸軍中将」とか、あるいは「陸軍元帥」ブラウヒチュ殿というふうに書きますから、もしも私が保安警察の長官に宛てて書く場合には、私は、それを保安警察長官・SS 分隊指導者――これが彼の地位であり称号でしたね――ハイドリヒ宛てとしなくてはなりません、しかしこれは、SS の起用とは何ら関係ありません。

ジャクソン：　そして、あなたがこの命令を出した、その当時、あなたはすでに、1938 年の無法行為およびハイドリヒのそれへの関与に関する詳細な報告を得ていた、違いますか？

ゲーリング：　私は、この暴動へのハイドリヒの関与について何も知りませんでした、この時点においては、です、ただ私が要求して得た、この暴動に関するハイドリヒの報告だけを持っていました。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundachtzigster+Tag.+Mittwoch,+20.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

3 月 20 日（法廷第 86 日）午前、ジャクソンが朝からひとしきりごねた後、再開された反対尋問の中でのやり取りである。ジャクソンもさすがに、証拠資料の扱いには慎重になっている。翻訳に間違いがあるといけないから、聴いてみて必要なら訂正してくれ、と何やらずいぶん下手に出ている感じである。ゲーリングの方は余裕を持ってそれに応じている。だがこ

れは、いうほど簡単に目的を達成できる作業ではない。まずジャクソンが、手許の英訳文を読み上げる、同時通訳者（英→独）がそれをとっさにドイツ語に改めて、これがヘッドホンを通してゲーリングに耳に入る、ゲーリングは、自分の手許には原文が置かれているから、それと今聞こえてきた再訳ドイツ語文を比べて、間違いを見つけたらさっそくその修正をドイツ語で行なう、これを受けて同時通訳者（独→英）がとっさにできる限り忠実な英語訳を行なって、それがジャクソンのヘッドホンに届く。同時通訳者の役割がとても重要になるのが分かるが、実際にそれで所期の目的が十分に達成されるのかどうか、何ともいうことができないところである。ただドイツ語の裁判記録から見る限り、ゲーリングは、本文の前半部分については、必要なチェックをし、ジャクソンに必要な訂正を求めることができているようである（独→英の同時通訳者がジャクソンに適切な英語でそれを伝え得ているかどうかは、ここからは分らない）。一番大きな訂正要求は、「最終解決」という語の使用の不適切に対するものであった。ジャクソンの読み上げた英訳で「最終解決」となっていた（おそらく英語では “final solution“であり、それを通訳者が忠実に再独訳して „Endlösung“となった）部分は、ゲーリングの原文では „Gesamtlösung“であったから、彼はすかさず、それは正しくは「総合的解決」と訳されねばならない、と指摘した。つまりここまでのところで、彼は「最終解決」という言葉を使っていない、ということをはっきりさせた。もちろんそれはそれでよかったのだが、ゲーリングは、調子に乗ったのか、手許にある原文で、本文後半部をそのまま一気に読み上げてしまった。まるで翻訳者に「今度はしっかり訳せよ！」とばかりに投げて渡したかの如くである。問題は、その部分に本当の「最終解決 Endlösung」の語が含まれていた、ということである。ゲーリングは、これでもってまんまと煙に巻いてやった、と思い込んでいたフシがある。原著者にいきなり原文を読み上げられて面食らった翻訳者は、先刻の訂正要求の余韻が強く残っているから、今度は „Endlösung“を「総合的解決（total solution か？）」と訳してしまうだろう。それで結局、ゲーリングは「最終解決」という語を全然用いていなかったことになる、というわけだ。だが、そんな簡単にいくものでもあるまい。どうもこの場面では、むしろゲーリングの方に見縊る気持ちが出ていたように思われる。そもそもゲーリングは、この時点で、「最終解決」という語を、そんなに深刻には捉えていないようだ。やがてホェスの証言によって、それがユダヤ人大量殺戮への合言葉として決定的意味を持つものと認められることになろうとは、予測もできなかったのであろう。ともあれ、ゲーリングがここで釈明に努めているとおり、この手紙はあくまで保安警察長官ハイドリヒに宛てたものであって、ヒムラーおよびその配下の SS を動かそうとする意図を持つものではない。だから、あくまでヒムラーから命令を受けたといっているホェスの実行したことと、ゲーリングのこの手紙とが一本の命令系統で繋がっているとは認められない。また手紙の差出人としてのゲーリングの肩書きの主なものが「4 ヵ年計画責任者」であることからいっても、ゲーリングが「最終解決」ないし「総合的解決」として考えている内容は、経済政策としてのユダヤ人国外移送策の延長線上（「補足」という曖昧な語が用いられているわけだが）にあることと解され得る。殺害という処理方法までを含意してはい

なかった、と言い抜けすることもできそうである。しかし、このゲーリングからの授権に基づいて、ハイドリヒは、1942 年 1 月 20 日にヴァンゼーに超省庁的会議を招集し得たのであり、かつその会議においては、すでに「最終解決」の語の下に大量殺戮の推進が論議されていた（もっともそれは、ニュルンベルク法廷の時点ではまだ「疑い」の段階にあったことではあるが)。だから、ゲーリングが、そのつい半年前に、SS の背景を持つハイドリヒに「最終解決」を言い付けた時、それで政策が実際にどういう方向に進んで行くか、まったく予測できなかったなどとは、とてもいうことができない。ヴァンゼー会議の時点では、明らかにゲーリングの権威を拠り所として、ハイドリヒが「最終解決」推進の主導権を握っていた。もちろんヒムラーは、このハイドリヒ主導をたいへん嫌がって、自らの「最終解決」への関与を増大させるべく画策していたのであるが、いわばその甲斐あって、ハイドリヒの死（1942 年 6 月)、自らの内相就任（1943 年 8 月）を通して、完全に主導権を手中に収め、その結果、あの凄惨な大量虐殺が惹き起されることになった。その経緯の詳細については、種々の研究が行なわれているのであろうが、今、私たちが押さえておかなくてはならない点は、「最終解決」という言葉を最初に用いることによって、大量殺戮の切っ掛けを作ったのは、ゲーリングである、ということ、そしてこの「最終解決」の語の持つ決定的意味を説いて明かしたのが、ホェスの証言である、ということである。

ハンス・ベルント・ギゼウィウスは、1904 年生まれ、1933 年 6 月に国家司法官試験に合格し、同 8 月、プロイセン警察本部内の政治警察の司法試補に採用された。警察官の職務に理想を抱いていた彼であったが、時あたかもプロイセン内相ゲーリングによって警察機構の改革が進められており、政治警察はもっぱら政敵の恣意的な逮捕・強制収容のために用いられていた。これを批判したギゼウィウスの立場は、たちまち危うくなったが、1934 年 1 月、国家内務大臣フリックの庇護を得て、内務省警察局に配置換えされ、局長クルト・ダリューゲの補佐となった。この地位において、彼はなお、ゲーリングによる政治警察のゲシュタポへの改組、およびこれを継承したヒムラーの活動に厳しい監視を続け、不法に逮捕されそうな者たちの救済に努めた。経済大臣でありながらヒムラー・SS の監視に悩まされていたシャハトも相談に訪れたのだが、ギゼウィウスは、彼のことを政権からゲーリング、ヒムラーの影響を排除するための重要人物と評価して、その後も彼との親交を続けた。1935 年 6 月には、ギゼウィウスはゲシュタポの組織拡大充実を妨げ続けた、とするヒムラーからの圧力がかかって、フリックも庇いきれず、彼は、内務省を離れて、プロイセン刑事局の勤務となるが、1936 年にオリンピック準備が始まった時、保安警察長官ハイドリヒに不適任と指摘されて、その任から外される。やがてヒムラーが全国警察長官に就任するに及んで、彼は完全に警察官職から締め出されることになった。その後は一時期、ミュンスターで価格監察官という政治参与の仕事に就いたりしたが、遅くとも 1938 年には、独裁制打倒クーデター計画の一員に加わっていた。ミュンヘン協定の成立により、その計画はいったん頓挫したわけだが、1939 年に戦争が始まると、ヴィルヘルム・カナリス提督が彼を OKW 防諜部の特任指導者として迎え入れ、翌年には彼をチューリヒのドイツ総領事館副領事として派遣

し、諜報活動に当たらせた。ドイツ諜報部の秘密中央局はベルンに在ったが、同じ地には米英とも諜報機関の本部を置いており、ギゼウィウスは、それらとも接触しつつ、ドイツ本国との間を行き来して、ヒトラー暗殺準備に大きな役割を演じたのである。1944 年 7 月 20 日、シュタウフェンベルクによるヒトラー爆殺が失敗に終わった時、ギゼウィウスは、クーデター派の本拠であったベルリンのベンドラーブロック地区に滞在していたが、スイスへの脱出に成功して、すんでのところでゲシュタポによる逮捕を免れた。しかし国家保安本部長官カルテンブルンナーが出した（ことになっている？）親族勾留令のために、姉のアンネリーゼが一時期拘留されることになった。戦後において、7 月 20 日クーデター未遂重要関係者の数少ない生き残りの一人として、ギゼウィウスは、多くの貴重な証言をもたらし得る人物と見られた。ニュルンベルク裁判に関しては、その経歴から、特に被告人フリックとシャハトとのために、有利な証言を期待できると思われたので、オットー・パンネンベッカー（フリック弁護人）、ルドルフ・ディクス（シャハト弁護人）両弁護人によって、彼の証人申請がなされた。だが、彼は、両被告人のためにどれだけ有難いことをいってくれるにせよ、一方でゲーリングに対しては、たいへん不利なことをいわずにはいないであろう。それははっきり予想されることであったから、ゲーリングは、彼の出廷予定についてシュターマーから聞かされた時に、相当嫌がってみせたに違いない。しかしもちろん、そうしてみせたからとて、出廷を妨げることができる筈もない。彼は予定どおり、フリック弁護順に当たる 1946 年 4 月 24 日（法廷第 113 日）午後から同 26 日（法廷第 115 日）午後まで出廷して、多くの弁護人や検事たちによる尋問・反対尋問に答えて、たいへん雄弁に証言を行なった。

パンネンベッカーの質問に答えるギゼウィウスの証言は、始めからフリックの弁護よりもゲーリングの糾弾を意図しているかの如くであった。彼は、自身がプロイセン政治警察に所属していた時に経験した、ゲーリングによる政敵逮捕・殺害命令、殺しの「白紙委任状」発行、逆にテロ行為実行者に対するアムネスティ発動など、警察命令権者にあるまじき行為の数々を挙げ、それを批判した自分もフリックの保護を得て国家内務省に転属させられることがなかったら、逮捕されていたであろう、と語った。続いて自身が内務省で大臣フリックの近くにいて見聞した、1934 年 6 月 30 日のレーム事件について、実はそれは、SA の側からの手出しは一切ない、もっぱらゲーリングとヒムラーが自らの権力の増大のために行なった、反対勢力殲滅の惨劇にほかならなかった、と断言した。レーム本人は、休暇中であり、ヒトラーから南バイエルン・ヴィース湖畔での会談を持ちかけられ、それに応ずるために寝台列車で早朝ミュンヘン駅に着いたところを騙し討ちされ、ただちにベルリンでも火の手が上がって、その日一日、ドイツ全土で粛清の嵐が吹き荒れたのだ。内務省では、事態がゲーリング、ヒムラーの陰謀に基づいて SS が惹き起した蛮行であることを把握していながら、どうすることもできなかった。フリックも、おそらくゲーリングからの命令で、その日は仕事をやめて自宅に帰っているようにいわれたのだという。だが、ギゼウィウスが彼の観点から何よりも嘆かわしく感じたこととして挙げているのは、7 月 3 日の閣議で決定された「国家緊急防衛の措置に関する法律 Gesetz über Maßnahmen der Staatsnotwehr 」で

ある。この法律はただ下記の 1 箇条よりなっている：

1934 年 6 月 30 日、7 月 1 日および 2 日における内乱的および外患的なる攻撃の鎮圧のために実行された諸措置は、国家緊急防衛として正当なものである。

おそらくはゲーリングの圧力の下に、SS の蛮行を裁くことをみすみす放棄してしまった大臣たちの情けなさを、ギゼウィウスは、本当に残念の思いをもって難じている。同法律の署名人は首相ヒトラー、司法大臣フランツ・ギュルトナーと並んで内務大臣ウィルヘルム・フリックだったのであるから、本当のところ、ギゼウィウスは、フリックの弁護になるようなことは、決して何もいっていない。むしろ、彼のことを語ることによって、かえって彼を残念な大臣の代表にしてしまっているようにみえる。だが、ギゼウィウスが、ここでもう一人、残念な大臣の例として、軍事大臣ヴェルナー・フォン・ブロムベルクの名を挙げたついでに、その名に関連して、つい今朝ほど、本裁判所内で起こった一つの出来事に言及した時、思わぬ大混乱が法廷を包むことになった：

パンネンベッカー：　さて、事態が終結した後に、フリックは、生じてきた諸帰結を何らかの仕方で和らげるために、介入しましたか？

ギゼウィウス：　この質問に正しく答えることができるためには、私は最初にまず、6 月 30 日土曜日には、我々は、内務省にいて、いったい何が起こったのか、たいへんわずかなことしか知らなかった、といわなくてはなりません。7 月 1 日日曜日には、我々はずっと多くのことを聞き及んだのであり、疑いもなくフリックは、血腥い日々が過ぎ去った時には、もう大体において、何が起こったのか、はっきりと分かっていました。彼はまた、これらの日々において、私に、明白な殺人と自由の奪取とが行なわれた、という憤慨を隠しませんでした。そのようなわけで、真理の下にとどまるためには、私は、あなたの質問に次のようなふうにお答えせねばなりません、すなわち、私に分かり得た被告人フリックの最初の反応は、6 月 30 日の出来事は正当であった、と大臣たちが決定した、あの法律だった、と。

この法律は、ドイツにおける将来の事態に、これまでに例のない心理学的作用を及ぼすものでした。それは、ドイツにおける恐怖政治の歴史の考察外に置かれることはできません。他面、第三帝国においては、常人の理解し得ない、そしてただ国務大臣と国務次官たちの領域でのみ把握することが可能な、たいへん多くのことが起こりました、ですから私は、被告人フリックに、彼がこの法律の後、明白な悪状態を再び埋め合わせるための、たいへんな苦労をしたことを、認めなくてはなりません。ひょっとしたら彼は、内閣の中で他の大臣たちの方が先に口を開かなくてはならない、と考えたのかもしれません、私は、軍事大臣フォン・ブロムベルクを想起します、彼は 2 名の将軍を射殺されながら、それにもかかわらずこの法律に署名したのです。私はここで、意識的にブロムベルクの名を挙げているのですが、どうか、少しの間答弁を中断して、今朝起こった突発の出来事につ

いて報告するのをお許しください。私は、弁護人控室で弁護士ディクス博士と会話していました。ディクス氏は、被告人ゲーリングの弁護人である、弁護士シュターマー氏によって、遮られました。シュターマー氏がディクス氏に何をいったのか、私は聞きました……

被告人ゲーリング弁護人オットー・シュターマー：　それが証拠採用の対象となるものかどうか、私には分かりません――私がディクス博士と交わした私的な会話ですよ。

ギゼウィウス：　そうではなくて……私は、それをいうのではなく……

裁判長：　証人！異議に関しての決定がなされるまでは、それ以上に発言しないように。どうぞ、シュターマー博士！

ギゼウィウス：　私には、いわれたことが理解できなかったものですから。

シュターマー：　私が弁護士控室でディクス博士と私的に交わした会話を、ここで暴露するということが、証拠採用の対象となるものかどうか、私には分からない、というのです。

ギゼウィウス：　それに対して少し申し上げてもいいですか？

裁判長：　どうかあなたは、これ以上は、いわないでください。

ギゼウィウス：　私は、私の報告を終わりにしてもよろしいのですか？

裁判長：　どうかあなたは、話さないでください。

シュターマー：　私は、今朝弁護士控室で、ディクス博士と、ブロムベルク事件に関係する私的な会話を交わしました。この会話は、証人相手のものではありませんでした。私は、証人をまったく知りませんし、証人にまったく会ったこともない、少なくとも私の知る限りで、会ったことはない、そしてもしもそのような会話がここで公開して伝えられるとしたら、それが証拠提起の対象となるのかどうか、私には分かりません。

ジャクソン検事：　この出来事に関しては、私も報告を受けました、そして私の見解では、本証人に対して、彼が尋問を待っている間に裁判所建物内で行なわれた、その脅迫について聞き知ることは、法廷にとって重要であります。脅迫は、彼に対してのみならず、被告人シャハトにも向けられていました。事件は、私に報告されました、そして私は、法廷がそれについて聞き知ることを、重要と考えております。私は、その真相が明るみに出ることが重要であると考えます。もしも今それに関

して語られなかったならば、私は、反対尋問において、それを聞き出そうと試みたことでありましょう、そして私は、証人のそのことに関する発言は許容されるべきである、と考えます。相手方はこの点、厚かましくもたいへんな勝手を働きました；私の解したところが正しいとするならば、本証人に対して、脅迫の発言が、その面前でなされました、それが彼に対して意図されたものであったか否かに関わらず、です。私は、法廷にお願いいたします、ドイツにおける民主主義諸勢力の類いなき代理人であるギゼウィウス博士に、証人として出来事を物語る機会をお与えにならんことを。（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertdreizehnter+Tag.+Mittwoch,+24.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

この日の朝、開廷時刻が迫って緊張感の高まった弁護人控室で、ギゼウィウスがシャハト弁護人ディクス――彼はパンネンベッカーに続いてすぐ尋問する予定――と打ち合わせしているところに、ゲーリング弁護人シュターマーが寄ってきて、ディクスだけを数歩引き寄せて、ブロムベルクに関する何ごとかを囁いた。その出来事にギゼウィウスが触れようとした時、シュターマーが血相変えて、そんなことが証言の中でいわれる必要などあろう筈がない、と異議を申し立てた。ところがジャクソンが、いやそれは是非とも聞きたい、明るみに出してもらわねばならない問題だ、と言い出したので、シュターマーは、たちまち窮地に追い込まれる。この後、裁判長に問い質されたシュターマーは、出来事について、というよりも自分の言動についての説明を試みるのであるが、かなり慌てていたとみえて、裁判記録に残っている彼の発言は、めずらしく文法的に乱れていて、読み解くのに苦労する。ディクスも一度補足説明のための発言に立ったこともあって、どうにか事がらが明らかになることができた。それによると、シュターマーは、昨晩ゲーリングとの話し合いで、彼からいわれていた内容を要約して、朝の忙しい時、手短にディクスに伝えた。その内容というのは、「ギゼウィウスが私（＝ゲーリング）にどんな不利なことをいおうと構わない、しかし、最近亡くなったブロムベルク*の名誉を損なうようなことをいうのは、絶対に許せない。もしもそれを守れないようなら、私は、シャハトを不利にする材料を幾らでも出すことができる**」というものであった。

＊ブロムベルクは、すでに尋問を受けた証人として呼ばれてニュルンベルクに来ていたが、1946 年 3 月 13 日、大腸がんのため軍病院で亡くなっていた。

＊＊つまりシュターマーに尋問させて、ギゼウィウスからシャハトの不利になるような証言をもぎとってやる、という意味か。

シュターマーは、たんにゲーリングがこんなことをいっている、という情報を、同僚の誼からディクスに伝えたつもりであった、というのだが、ディクスには面白かろう筈がない。無礼さに対する腹立ちにまかせて、シュターマーが離れて行った後で、再びギゼウィウスに寄って行って、今いわれたことをそのまま彼にも伝えてしまったらしい。ギゼウィウスにとっ

てみれば、これはもうシュターマーを通したゲーリングの威嚇脅迫以外の何ものとも感じられないのであるから、怒りに燃え上がった彼は、ブロムベルクの名前を出すところまで来たら、必ずこの出来事といわれた内容とを暴露してやる、と心に決めて、尋問に臨んでいたわけである。ゲーリング弁護人として法廷で一貫して優れた手腕を発揮していたシュターマーも、この時ばかりは大幅に株を下げたといわなくてはならないし、ゲーリングの暴君ぶりも、今さらのようにまたクローズアップされた格好である。ともあれ、これでギゼウィウスが何のことをいおうとしていたのか、分かった。そうなれば、この件が後々の審理に影響を及ぼさないように、ひとまず決着をつけておくのが、裁判長の仕事である：

裁判長：　シュターマー博士！事がどのように起こったのか、我々は今聞きました；我々は、我々が証人に彼の発言を続行させるべきかどうか、という問題の検討に必要とされるよりも多くを、それに関して聞く必要はない、と私は思います。

〔証人に向って：〕

証人！今しがた、ディクス博士とシュターマー博士とによって与えられた説明は、あなたがフォン・ブロムベルク元帥に関して発言したいと思っていた事がらを、十分明確にしましたか？あなたは、なお何か付け加えたいですか？

ギゼウィウス：　どうかご容赦いただきたいのですが、私はたぶんご質問の意味を正しく理解できませんでした。

ブロムベルクについては、私は、この時点でもうこれ以上発言しようとは思っていませんでした；私はただ、ブロムベルクの名が出る最初の機会に、私が自分の体験したとおりに、状況全体からいって、圧力を加えられたと感じた、ということを、公表しておきたかっただけです；何故なら、私は、その場面のとても近くに立っていたので、シュターマー博士のいったことを、耳で聞かねばなりませんでしたし、ディクス博士がこの少なくとも半分は私がすでに聞いた事がらを、私に伝えた、その形も、ディクス博士が忠実にも、被告人シャハトの証人としての私に、私自身がたいへん重要と考える或る一つの点において、発言を差し控えるよう、教えを垂れられたものとしか解され得なかったからです。この点というのは、後になってはじめて出てくるものですが、決してフォン・ブロムベルク氏の名誉に関わるものではありません。それは、被告人ゲーリングがその際に演じた役割に関わるものであって、なぜゲーリングが、このことに関して私が語ることを望んでいないのか、私は、たいへん正確に知っています；何故ならそれは、――私の思っているところによれば、ですが――ゲーリングがやってのけたうちの最悪のものであって、ゲーリングは、ここでただ騎士精神の外套を纏って、表向き死者を守ろうとしているかのようにいっているにすぎず、しかし実際には、私が或る重要な点すなわちフリッチュ危機について全面的な発言をするのを、妨げようとしたのです。

裁判長：　〔パンネンベッカー博士に向って〕それでは法廷は、発言を聴くことにしましょう、しかもそれは、あなたが証人に望まれる、あらゆる発言を、です。

ギゼウィウス：　どうかご容赦ください。私が今この連関でブロムベルクの事件についていわねばならないことは、もう済みました。私はただ、その名前が出る最初の機会に、あらかじめ抗議をしておきたかっただけです、あるいは自分の意志を通しておくというか……

裁判長：　それでは弁護人は、尋問を続けられることでしょう。あなたは、ディクス博士によって、被告人シャハトのために反対尋問される時に、重要な事がらを発言なさるでありましょう。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertdreizehnter+Tag.+Mittwoch,+24.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

パンネンベッカーによる尋問は、その後程なくして同日中に終わり、続いてディクスによる尋問が始まった。さっきは裁判長もつい言い間違えていたが、こちらも決して「反対尋問」ではなくて、れっきとした主尋問である。ディクスは、ギゼウィウスに、シャハトとの出会いと親交について、そしてシャハトらを支えて政権からゲーリング、ヒムラーの影響力を排除しようとした経過について、質問したが、ブロムベルク関連の質問にかかる手前でちょうどこの日の尋問を終わり、翌４月 25 日（法廷第 114 日）は朝一番でこの話題に取り掛かれるように配慮した。どうやら彼も相当恐縮していたのであろう：

ディクス：　ギゼウィウス博士！我々は昨日、1938 年の時点に立っていました。あなたは、ベルリンに、シャハトによって準備された見せかけの地位に就くということで戻って来て、あなたの政治的に信頼する友人であるシャハト、オステル、カナリス、ネーベと、今や絶え間なく接触するようになりました。そしてあなたが、しまいになお表明されたのは、当時あなた方の仲間のうちでは皆が、何らかの打撃が間近に迫っている、との予感を持っていた、ということでした。
そして我々は、今や実際に所謂フリッチュ危機にまでやって来ました、それは、私の見解では、戦争の内政上の決定的前段階です。どうぞ、この危機の全経過と背後関係とを、連関性を持たせて、叙述してください。とりわけ、この危機の歴史がオーストリア進駐の時期に当たる、という事実をも考慮に入れて、無論また、すべてのことを、それこそが今重要である、シャハトの地位と行動とを考慮に入れて、のことです。

ギゼウィウス：　私は、最初にまず危機そのものの経過を叙述しましょう、その経過を、私の友人たちすべてが戦争の決定的前段階と解した、ということは、そのとおりです。
私は、諸事実を区分して並べましょう、そして私は、イメージを混乱させないために、当初はシャ

ハトの人物を叙述から省くのがよいと思います、何故なら事実そのものがすでに十分広範囲に渡るのですから。

私はまた、叙述において、最初は、我々の情報の出所と私自身の体験とを指摘して注意を促すこともせずに、私がそれに関して問われるまで、待ちましょう。

1938年1月12日、ドイツ世間は、当時の国家軍事大臣フォン・ブロムベルクが結婚した、との報せによって驚かされました。彼の妻に関するより詳細なことや、また写真は、示されませんでした。数日後、唯一の写真として、元帥と彼の新しい妻と一緒の姿が、こともあろうにライプツィヒ動物園のサル山の檻の前に貼り出されました。首都に、元帥夫人の前歴に関して悪いことを言い触らす、幾つかの噂が広まりました。数日後には、ベルリン警察本部長の机の上に、厚い書類束が載せられていましたが、そこからは以下のことが明らかになったのです：

フォン・ブロムベルク元帥の妻は、前科のある娼婦であり、彼女ただ一人だけが、諸大都市の7種もの風俗文書に登録されていました。彼女の名は、ベルリンの個人データ索引の中に見出されました。私自身、指紋と写真とを見たことがあります、そしてついには、彼女は、淫らな写真をふりまいた廉で、ベルリンの裁判所により罰せられました。ベルリン警察本部長には、これらの文書を、正規の諸部局経由の上で警察長官ヒムラーに引き渡す義務がありました。

ディクス：　失礼、当時の警察本部長は誰でしたか？

ギゼウィウス：　警察本部長は、ヘルドルフ伯爵でした。この資料をSS国家指導者に渡すと、国防軍をどうにもならない状況に陥れることになるであろうと、ヘルドルフ伯は認識していました。その時には、ヒムラーは、フォン・ブロムベルクのキャリアを道徳的に終わりにするため、そして国防軍に打撃を加えるために必要とする、資料を手に入れたことになるでしょうから。ヘルドルフは、これらの書類を持って、ブロムベルク元帥の最も親密な協力者である、当時の国防軍本部長カイテルのところに行きました。カイテルは当時ちょうど、双方の子ども同士の婚姻を通して、ブロムベルク元帥との親戚関係に入ったところでした。カイテル元帥は――あるいは当時のカイテル中将は――これらの書類をきわめて厳密に調べました、そして警察本部長ヘルドルフに、このスキャンダル全体を隠蔽し、書類のことを黙っておくように、という不当な要求をしました。

ディクス：　どうしてあなたはそれを知っているのか、法廷に告げていただけますか？

ギゼウィウス：　私はこれを、ヘルドルフ伯を通して知っています、彼は私に事がらの全経過を叙述してくれました、そしてまた、当時ベルリンの警察本部にいた上級行政官で後の国家刑事局長のネーベを通して、です。

カイテルは、自分からブロムベルクに何らかの出処進退の勧告をすることを、拒絶しました。彼は、参謀本部長ベック、または陸軍長官フォン・フリッチュ中将に知らせることをも、拒絶しました。彼は、ヘルドルフ伯に書類を持たせて、ゲーリングのところに遣わしました。ヘルドルフは、被告

人ゲーリングに書類を提出しました。ゲーリングは、個人データ索引やフォン・ブロムベルク夫人の前科については何も知らない、と主張しました。でもそれに反して、彼は、同時にこの最初の会話で、そして次には後のいくつかの会話で、自分はすでに以下のようなことを知っていたのだ、と認めました：

第一に、ブロムベルク元帥は、すでに数か月前、ゲーリングに、或る低い素性の婦人と関係を持つことは許されるかどうか、と尋ねていた、とのこと。しばらく後にはまた、ブロムベルクは、ゲーリングに、この、彼の表現によると「過去のある」婦人のために婚姻特免を得るのを助けてくれるかどうか、と尋ねました。またしばらく後に、ブロムベルクは再びやって来て、ゲーリングに語っていうには、残念なことに、彼が思いを寄せているこの婦人には、他になお愛人がいる、そこで彼つまりブロムベルクのために、この愛人を片づける手伝いをしてくれるよう、ゲーリングに頼まねばならない、とのことでした。

ディクス：　失礼、それをゲーリングは当時、ヘルドルフに語り、そしてあなたは、それをヘルドルフから聞いて知ったのですか？

ギゼウィウス：　はい、それをゲーリングが語りました、そして我々は、さらに調査を進めるうちに、それを他の方面からもまた聞き知ったのです。それでゲーリングは、外貨を渡して南米に追放することによって、その愛人を片づけたのです。にもかかわらず、ゲーリングは、この序幕に関して、ヒトラーに知らせることをしませんでした、それどころか彼は、ヒトラーと共に、結婚証人として、1月12日に行なわれたブロムベルク元帥の結婚式に参列しました。私はここでいいたいのですが、……

裁判長：　ディクス博士！法廷は、お教えいただきたく思うのですが、いったいなぜあなたは、かくも個人的と見えるこの事がらを、我々の事件のために重要と思われるのか、かつそれは、どんな点で、被告人シャハト、ゲーリングあるいはフリックに関係しているのか。

ディクス：　私はここでただ、被告人シャハトの利益を、正当な利益を、代表しております。この危機が、体制に対抗するシャハトと彼の仲間たちに対して、如何なる効果を、如何なる革命的効果を持ったのか、ということを把握するためには、これをその恐怖の全容において表現することが、どうしても必要なのであります。私はすでに以前一度申しましたが、ヒトラーの支持者――そして或る一定程度までは――賛美者から、彼の命を狙う仇敵となるまでの、シャハトの発展過程における転機は、フリッチュ危機なのです。もしも法廷が、当時シャハトが感じたと同じ印象を、自ら受け取ることがないならば、法廷は、この内的激変を理解することはできません。まことに、不必要に恥を暴露して見せることが、私にとってここで重要であろう筈は、決してありません。これらの質問をし、証人がフリッチュ危機をその最も必要な詳細点にわたって叙述するように仕向ける、という決断は、もしもこの危機の言語道断の実態を知ることがなければ、シャハトの一層の発展も、フ

リッチュ危機の展開も、さらにいえば、シャハトの所属していたオステル - カナリスのグループのことも理解することができない、ということに基づいています。この事実に面と向かえば、この、部分的にはたいへん個人的である事がらを法廷に知らせることを、如何に不快であろうとも、決心しなくてはならないのであります。残念ながら、私は、私の弁護活動において、そのことを無しに済ませることはできません。それは、私の弁護活動のアルファでありオメガであります。

ジャクソン：　高尚なる法廷よ！この種の発言に関して、我々の見解を表明することは、その質問が許容されるべきか否かの検査のために、今おそらくは、役に立つことでありましょう。

もしも今、これらの事がらに関して発言がなされないならば、私が、反対尋問において、それらを探り出すでありましょう、かつそれは、いくつかの理由によって、であります：

第一に、それらは、昨日取り扱われた出来事の背後関係を示してくれます、これは、私の見解によれば、諸発言の信憑性を判断し得んがために、重要なことであります。

第二に、それらは、権力掌握のための共謀に影響を及ぼしました。ドイツには、共謀者たちが片づけねばならない、さまざまの人たちがいました。或る人たちを、彼らは、困難なく殺害することができました。他の者たちの抹殺に際しては、例えばレーム叛乱の場合におけるように、別の手段を以て鎮圧しなくてはならない、或る特定の反抗を呼び起こしました。そして、彼らがフリッチュとブロムベルクに対して用いた手段は、権力の掌握と、侵略戦争の邪魔になるかもしれなかった人々の除去とのための、共謀を示しています。

私の見解によれば、フリッチュとブロムベルクは、多分、ドイツ国民が、ナチスにしたいようにされていた時にも、信頼を寄せていた、かの人々の部類に属しています、すなわちドイツ国民は、少なくともこれら２人の人たちは彼らの利益を守ってくれる、と信じていたのです；これらの人々が名声を傷つけられ、取り除かれた、その仕方は、共謀の重要な一部分であると、我々は考えます、そして私は、反対尋問の際にそれを取り上げることを、願い出たく思います。

以上、ひょっとすると尋問の進行に関する法廷の決定のために重要であるかもしれないと思った次第です。

ディクス：　私は、もう少し話してもよろしいですか？

裁判長：　はい、いいです、ディクス博士。法廷は、あなたおよびジャクソン氏が理由づけのために述べられた事がらと直に向き合うことにより、あなたが尋問を続行なさるべきである、との見解を抱いています。ただしあなたは、可能な限りこの事件の政治的側面に限定することに、苦心なさるでありましょう。

ディクス：　無論のことです。しかし個人的な事がらは、ここでは大きな政治的効果を持っていたので、無しで済ますことはできません。

〔証人に向って〕

では、ギゼウィウス博士！あなたは、状況の困難さがお分かりだ。我々はここで、ただ証言しようとしています、何かセンセーションとか、その他そういったようなことを、それ自体目的として巻き起こそうとは思っていません。しかしながら、もしもその種の事がらを語ることが、ここで法廷に事態の展開を理解してもらうために、どうしても必要なのであれば、どうぞ率直に意見を述べてくださるよう、お願いします。

ギゼウィウス：　私は、高尚なる法廷に、どうか私の方の困難をも考慮に入れていただけるよう、お願い申し上げます；私とて、好んでこれらの事がらに関して語っているのではありません。私は付け加えて申さねばなりませんが、ゲーリングが調査局の唯一の長でありました。それは、第三帝国におけるすべての通話の監視を引き受けていた機関です。この調査局は、ここに語られたような電話の盗聴と解読のみで満足することなく、独自の諜報網を持ち、それは専属職員にまで及んでいました、彼らは照会により情報収集することができたので、フォン・ブロムベルク元帥夫人に関してもまた内密の照会による情報を収集することが、まったく可能でした。ヘルドルフがゲーリングに書類を引き渡した時、ゲーリングは、これらの書類をヒトラーに渡すことを余儀なくされました。ヒトラーは、神経機能崩壊を患い、ブロムベルク元帥をすぐに解任することを決心しました。ヒトラーが後に公的会議において将軍たちにも語ったように、彼の最初の考えは、ブロムベルクの後任にフォン・フリッチュ中将を任命する、というものでした。彼がこの決心を言葉に出した、その時に、ゲーリングとヒムラーは、フリッチュは 1935 年の或る書類によってきわめて重大な刑事的責めを負っているから、これは可能ではない、ということを彼に注意して想起させました、

ディクス：　すみません、博士！ヒトラーと将軍たちとの間の、ゲーリングの知らせに関する会談に関しての、あなたの認識の出所は何ですか？

ギゼウィウス：　その会議に出席していた、いく人かの将軍たちが、私にこれを語ってくれました、そして、私はすでに申しましたが、私がこれからなお叙述しなくてはならない、事がらの進行経過のうちで、ヒトラーもまた、多くの私的な説明をしました；そして我々はまた、後に行なわれた国家軍事裁判の記録文書原本を、7 月 20 日までは所有していました。

今、1938 年 1 月になってヒトラーに提出された、1935 年ものの書類は、ゲシュタポが 1934 年に、他の国事犯と並べてホモセックス者たちをも刑事犯罪人として迫害しようという考えを起こしたことに、関係していました。資料を捜し求めて、ゲシュタポは、あちこちの重懲役刑務所を訪れ、裁判で有罪宣告をされていた、かつホモセックス者を恐喝していた服役者たちに、誰がホモセクシュアルであるか、についての資料と名前とを明かすように求めました。その時、一人の服役者は、おぞましい物語を供述して記録に残すことになり、それは本当にぞっとするようなものなので、私はそれをここに再現しないことにしましょう。以下のことを申せば十分であります、すなわちこの服役者がいうには、当該の者はフォン・フリッチュあるいはフリッシュ氏であったということで、正確な名前は、その服役者には思い出せませんでした。ゲシュタポは、この書類を、1935 年にヒ

トラーに引き渡しました。ヒトラーは、その内容に憤激しました。彼は、将軍たちの前で表現したとおり、自分はかかる卑猥事について何も聞きたくなかった、といいました。ヒトラーは、この書類を即座に燃やしてしまえ、という命令を出しました。今、1938 年になって、ゲーリングとヒムラーは、ヒトラーにこの書類のことを思い出させ、そしてこの 1935 年に燃やされたといわれていた書類を、今や再びヒトラーに提出すること、しかもこの間にかなりの量の調査分、より完全にされた形でそうすることは、ハイドリヒの手腕のために取っておかれました。ヒトラーはこの時点で、将軍たちに語ったように、ブロムベルクが惹き起した失望の後では、フリッチュについてもさまざまな悪いことが起こり得る、と考えました。被告人ゲーリングは、ヒトラーのためにその服役者を重懲役刑務所から国家首相官房まで連れてこよう、と申し出ました。ゲーリングは、あらかじめこの服役者をカリンハルに連れて行って、もしも発言を翻すようなことがあれば殺す、といって脅迫しました。

ディクス：　どうしてあなたは、それを知っているのですか？

ギゼウィウス：　それは、国家軍事法廷において話題になりました。それからフリッチュは、国家首相官房に呼び出されて、ヒトラーから、彼に対して出されている告発に注意を促され、糾されることになりました。頭頂から足裏まで紳士であるフリッチュは、ヒトラーの副官によって内密に警告を授けられましたが、その警告はあまりに不完全なものであったので、フリッチュは、まったく驚愕して国家首相官房に来ました。彼はそもそも、ヒトラーが彼に何の非難をしているのか、分かりませんでした。憤激して、彼は、何か犯罪を行なったというようなことを否認しました。彼は、ゲーリングのいる前で、ヒトラーに、すべての告発は間違いであると、名誉にかけて誓っていいました。しかしヒトラーが次の間に通ずるドアに歩み寄って、これを開けると、あの服役者が入ってきて、腕を上げてフリッチュを指し示して、「彼です」といいました。フリッチュは、言葉も出せませんでした。彼はただ一つ、司法の調査が行なわれることを要求することができただけでした。ヒトラーは、フリッチュの即刻の辞職を要求し、彼が黙って去るという条件の下で、この件をもう究明しないでおこうと思っていました。フリッチュは、参謀本部長ベックに頼りました。参謀本部長ベックは、ヒトラーに抗議しました。フリッチュに対するこの異様な告発は、司法的に調査されねばならないか否か、をめぐって、大きな争いが生じました。この争いは、約１週間も長引きました。国家首相官房において、劇的な対決がありました。ついに、あの有名な２月４日が来ました、この日のために将軍たちはベルリンに呼び集められましたが、彼らはこの日まで、つまりブロムベルクの解任とフリッチュ休職から 10 日後になってもまだ、自分たちの両上官がもはや職務を司っていないことを、まったく何も知りませんでした。ヒトラー自ら、将軍たちに文書を読み上げて聞かせました、それは、彼らもまた完全にうろたえて、事がらが司法的に調査されるということに甘んじてしまうような、そんな仕方で、でした。同時にヒトラーは、将軍たちを驚かせました……

ディクス：　あなたは、もちろんこの集会の参加者たちを通してのみ、聞き知っているのですか？

ギゼウィウス：　集会の参加者たちから、そうです。

同時にヒトラーは、彼らが新しい最高司令官フォン・ブラウヒッチュ中将を得た、という知らせによって、将軍たちを驚かせました。将軍たちの一部は、その間にもう職務を解かれていましたし、同様にまたその前の晩すでに、新聞にあの報せが載せられて、ヒトラーが政府内状況の集中化のためという口実の下に、外務大臣フォン・ノイラートを解任し、経済省内の入れ替えを完了し、いく人かの外交官の地位を解いたこと、そして次にこの報せの付録として、彼が軍事省および軍指導部内の入れ替えを公表したこと、が伝えられていました。今や再び、フォン・フリッチュ中将の復権に関して決定を下すべき軍事法廷の招集をめぐる、何週間にもわたる争いが起こってきました。これは、我々皆にとって、ゲシュタポがどんな手段を用いて政治上の敵対者たちを片づけたのかを、最高のドイツ法廷で証明することができる、と考えられた、僅かの間の時でした。ここに、宣誓した証人に、如何にしてこの陰謀全体が巧みに実行に移されたのかにつき、尋問することのできる、唯一の機会があったのです、そこで我々は、この裁判を我々の側として準備する仕事にかかりました。

ディクス：　この場合において、「我々」とは、如何なる意味ですか？

ギゼウィウス：　私は、この連関において、とりわけ一人の人物の名を挙げようと思います、その人は、自身誠実な法律家かつ裁判官として、この国家軍事法廷の参加者でありました。その人は、当時の国家軍事裁判所参事で、後の陸軍主席判事、軍事省局長ザック博士です。この人は、あらゆる手段を用いてこれらの事がらの解明に協力することは、法の思想からいって当然為すべきこと、と考えました。彼は、それを為しました、そして彼もまた、あの 7 月 20 日の後に、死への道を辿ったのです。

この調査で、今や以下のことが、明らかになってきました：

国家軍事裁判所の裁判官たちも、彼らの側において、ゲシュタポの証人たちを尋問しました。彼らは、ゲシュタポの会議記録を調査し、実地検証を行ないました、そして彼らが刑事官ネーベの助力によって以下のことを正確に突き止めるのに、長くはかかりませんでした、すなわちこの事件全体において一人のソックリ者が扱われていたのです、フォン・フリッチュ中将ではなくて、とうに退役した元陸軍大尉フォン・フリッシュが。

この調査で、裁判官たちは、さらに次のことも突き止めました：彼らは、ゲシュタポがすでに 1 月 15 日に、このソックリ者フォン・フリッシュの住居に来て、彼の家政婦に詳しいことを尋ねて行った、ということを、立証することができたのです。私は、もう一度、2 つの期日を対比してよろしいでしょう：

1 月 15 日に、ゲシュタポにとっては、フリッチュが有罪者ではなかった、ということが証明されます。1 月 24 日に、被告人ゲーリングは、中将フリッチュに罪を認めさせるために、重懲役刑務所服役者で有罪証人になる者を国家首相官房に連れてきます。我々は思いました、自分たちはここ

にまさしく想像もつかないほど大がかりな陰謀劇を目の前にしている、そして今やどんなに懐疑的な将軍でも分からねばならないとおり、ゲシュタポの下級部においてだけではなく、見えず、隠され、誰か大臣や国家首相官房の階級にある者がそれについて知ることもないまま、名誉と正義の人になら誰にであれ、介入を余儀なくさせずにはおかない事がらが、起こっているのだ、と。これが、我々が今やいっそう大きなグループにまとまったこと、そして自分たちが今やただ内密にではなく、ゲシュタポに関する資料を集める必要がある、と分かったことの、理由でした。これこそが、我々がその下に置かれていたところの、大きな困難でありました。我々は、限りなく多くのことを聴き出しましたが、しかし、もしも我々がこの資料をさらに他に渡したとするならば、我々は、その都度、我々にこの資料を出してくれた人々を、ゲシュタポのテロに引き渡さねばならなかったでありましょう。ここでは我々は、合法的に行動することができました、そうして我々は、フォン・ブラウヒッチュ中将を動かして、国家軍事法廷において必要な証拠申請をさせるようにするという、我々の闘いを始めたのです。

……

ギゼウィウス：　……

国家軍事法廷が招集されました。その会議が始まりました。会議は、突然、劇的な状況の下に中断されました。ただし私は、もう一つ付け加えておかねばなりません。ヒトラーは、この国家軍事法廷の裁判長に、被告人ゲーリングを任命したのです。そこで今、国家軍事法廷は、ゲーリングの主宰の下に招集されました。私はネーベから聞いて知っているのですが、ゲーリングは、数日前にヒムラーおよびハイドリヒと、この裁判に関して綿密に相談をしていました。ハイドリヒがネーベに、この国家軍事法廷は私の経歴の終わりになるであろう、といったということを、私は知っています。

ディクス：　あなたに、ネーベがそれを語ったのですか？

ギゼウィウス：　はい、そうです、まだ同じ日のうちに、です。

国家軍事法廷は、ゲシュタポにとって大きな危機であることでしょう。そして今や国家軍事法廷が招集され、数時間会議が行なわれ、そして劇的な状況の下に中断・延期されました。というのも、この日は、ドイツ軍をオーストリアに進駐させる決定が下された日であったからです。なぜこの軍事法廷の裁判長が、この日のうちに軍隊が、国内向け攻撃姿勢においてではなく、国外の目標に向けての行軍を命ずる進発命令を受け取ることに、途方もない関心を抱いていたのか、ということについて、私たちにはすでに当時疑いの必要もありませんでした。一週間後にやっと、国家軍事法廷は、再び招集されることができました。しかし、その時には、ヒトラーは凱旋者でした。将軍たちは、最初の「花の遠征」を終えて戻りました、民衆の気分の盛り上がりは、まさに「今」でした、歓呼の声は大きかった、でも将軍たちの混乱はもっと大きかったのです。そのようなわけで、この軍事法廷は散会しました。フリッチュの無実は、はっきりと確認されましたが、しかしブラウヒッ

チュは、オーストリア併合によって惹き起された、この新たな心理的状況において、クーデター開始の責任を負うことはできない、と考えました。これが、実際に軍事省から指導的な人々を奪い去って、将軍たちを譬えようもない混乱に陥れた出来事の、大まかな輪郭であり、この時点から我々は、ラディカリズムへと、坂道を急激に駆け下って行ったのです。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertdreizehnter+Tag.+Mittwoch,+24.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

フリードリヒ・ホスバッハ大佐によって議事録が作成された、首相官房での夕刻の会合は、1937 年 11 月 5 日に行なわれた。検察は、押収した「ホスバッハ会議録」を、ヒトラーの世界征服計画の存在を明確に証拠立てる資料として、きわめて重要視した。その理由は、もちろん、そこに記録されたヒトラーの演説――会議とはいい条、独擅場にほかならなかったから――が鮮明に侵略・征服プランの開陳と見なされるからであるが、そのことに加えて、その会議の参加者が、戦争を主とした対外戦略を推し進めるために、本当に重要な、いわば正真正銘の枢密院クラスの人たちであった、ということも挙げられねばならない――総統・国家首相アドルフ・ヒトラー、軍事大臣・大元帥ヴェルナー・フォン・ブロムベルク、陸軍最高司令官・中将ヴェルナー・フォン・フリッツ、海軍最高司令官・大提督エーリヒ・レーダー、空軍最高司令官・中将ヘルマン・ゲーリング、国家外務大臣コンスタンティン・フォン・ノイラート。ロバート・ジャクソン的にいえば、これこそまさに共同謀議の場の典型であったことになる。しかるに、それから 3 か月も経たないうちに、この顔ぶれから 3 名がほとんど同時に脱落していく、ということが起こった。1938 年 1 月 27 日ブロムベルクが辞任、同 2 月 4 日フリッチュが解任され、同日またノイラートが「内閣評議会」――ただの一度も開催されなかったそうである――の長に祭り上げられて、外務大臣職を解かれた。3 人とも、ヒトラーの好戦的なプランに同調することができなかったようである。ブロムベルクとノイラートは、ヒンデンブルク大統領によって指名された大臣であった。1933 年にヒトラーの組閣を認める際に、ヒンデンブルクは、防衛大臣（後の軍事大臣）、外務大臣という両要職には、自らの信任篤い人物を就けるよう、命じたのである。フリッチュもまた、ヒンデンブルクに死の直前まで目を掛けられて昇進してきた人であった。そうした背後関係からいっても、3 人がヒトラーのプランを聞かされてから間もなく抜けて行くのは不可避であったのかもしれないが、問題はその辞め方、あるいは辞めさせられ方である。自分から申し出たというノイラートは別として、ブロムベルクとフリッチュとについては、それぞれ高い地位にあった者が名誉を傷つけられて去るという、まことに痛ましい経過を辿った。ブロムベルクは、そのまま引退したが、戦後取り調べを受けることを免れず、ニュルンベルクにも証人として出廷予定であったが、先述のとおり癌に侵されて亡くなった。それは何と、ゲーリングの弁論が始まった明くる日、3 月 14 日であった。フリッチュは、国家軍事法廷で名誉

回復を達成したが、地位は回復されず、降格されてかつての一砲兵連隊長に戻った。1939年ポーランド侵攻が始まると第12砲兵連隊を率いて出動し、9月22日、ワルシャワ郊外で大腿上部の動脈を撃ち抜かれ、出血多量で斃れた。今ギゼウィウスは、この両名がいずれもゲーリングの陰謀によって追い落とされたのであることを、かなり詳細に証言したのである。「追い落とされた」といえば、普通、上位の者が下位の者の陰謀によって地位を追われたことをいうので、この場合違和感を抱かれる向きもあるかもしれないが、当時の時点において、軍司令権者としては、大臣のブロムベルクはもちろん、陸軍最高司令官であるフリッチュも、空軍（＝第三の存在）の最高司令官ゲーリングより上位に在ったといえる。つまりゲーリングにとって、二人は目の上のたん瘤的存在であった。ヒトラーは、フリッチュを解任した1938年2月4日、ヴァルター・フォン・ブラウヒッチュ大将を後任の陸軍最高司令官に任命すると同時に、同日付の命令を発して、国防軍指導部の改組を断行し、全軍最高司令官としての自分に直属する国防軍最高司令部（OKW）を設置して、従来の軍事省の権限を引き継がせることとし、ヴィルヘルム・カイテル大将をその長とし、国防軍指導局（WFA）の長であるアルフレート・ヨードル大佐をその下に加えた。一方で、陸・海・空の3軍は、それぞれの最高司令部（OKH, OKM, OKL）を持ち、その最高司令官はそれぞれヒトラーに直属したから、カイテルには、ブロムベルクが軍事大臣として持っていた統帥権代行の権限は与えられなかった。つまり軍事大臣職はヒトラーが吸収してしまった。だからヒトラーは、ブロムベルクの後任の地位を望んでいたに違いないゲーリングを、いたく失望させた。そこでゲーリングには、大元帥さらに後には国家元帥の称号を与え、カイテルより上位であることをはっきりさせることによって、彼を宥めた。なおまた、ノイラートの後任にリッベントロプが起用されたことは、周知のとおりである。国防軍最高司令部のカイテル、ヨードル、外務大臣のリッベントロプという、忠実な手下を得たことによって、ヒトラーはこの後、戦争への道を突き進む形となった。この帰結の側から遡って推論すると、「フリッチュ危機」という語で表現される「枢密院」改造は、ヒトラー自らが、自分のいうことをよく聞く戦略本部を作ろうと思って企てた不従順者追放劇であった、といえそうに思われる。しかしギゼウィウスの、時系列に沿った形の説明に信を置くならば、仕掛け人はあくまでゲーリングでなくてはならない。一番上にいるヒトラーが、ブロムベルクやフリッチュをわざわざ醜聞――ヒトラーが何よりも嫌う類いの――に巻き込んで失脚させてやろう、といった発想を起こすというようなことは、ありそうにない。すべてはゲーリングの暗躍によることであった、とすれば、たしかに辻褄は合うのであって、おそらくは、結果において、ブロムベルク後任の座が与えられないという、ゲーリングにとっての誤算が生じたことが、後の世に真実を見えにくくしてしまっているのであろう。そう考える時、ゲーリング本人がシュターマーと協力して作り上げた、戦争回避に腐心していたナンバー2というイメージは、完全に崩れる。むしろゲーリングこそが、消極的で邪魔な者たちを陥れて追放し、戦争準備態勢を確立して自らナンバー2にのし上がろうと企んだ張本人ということになる。

ギゼウィウスの証言は、情報源ということに関しては、曖昧さを払拭することはできない。

彼はひたすら、見てきたように喋っているが、彼の行動可能範囲内で直接に見る、あるいは相手から聞くことのできた部分が、全体のうちどれだけあったというのだろうか。極端な例としては、ゲーリングが服役者をカリンハルで脅迫したという話が挙げられる。ギゼウィウスはこれを、ゲーリングの罪状を暴く決定的な材料として、勢い込んで語っているが、さすがにディクスも心配になって「どうしてあなたは、それを知っているのですか」と尋ねずにいられなかった。ギゼウィウスは、これに対して「それは、国家軍事法廷において話題になりました」と軽く答えて、次の話に移っているが、その国家軍事法廷にギゼウィウス自身どういう形で関わったのか、またゲーリング自身が裁判長となったこの法廷で、そんな話題が出たとしたら、それはどんな場面、誰の証言、どんな脈絡においてのことであったのか、といった説明は、簡単に省略してしまっている。こうした弱みを皆に感じさせながらも、ギゼウィウスは、ヒトラー暗殺計画の連絡役を務め、7月 20 日事件後の弾圧を生き延びた人物として、法廷において高い尊敬を集める証人であった。何よりも、彼は、検察にとって望ましいストーリーを語ってくれる証人として、ジャクソンをはじめとする検察陣にたいへん重用された。実際、ゲーリングによるゲシュタポ創設から、レーム叛乱鎮圧、ブロムベルク‐フリッチュ危機を経てオーストリア併合に至る経過についての、時系列に沿った彼の叙述は、筆者が何度か言及した「アナザー・ストーリー」問題に決着をつけるほどの効果を持っていたといっても、あながち過大評価ではあるまい。しかも検察にとって何よりも有難いことに、彼は、ナチス政権による権力掌握・抑圧強化・戦争準備の経過を、ゲーリングの主謀によって進められたものと確信し、その確信の下に一貫した説明を行なった。弁護側証人として出廷したギゼウィウスであったが、少なくともフリックの弁護のためよりは、ゲーリングの有罪立証のために、はるかに役に立ったのである。検察陣の中でもとりわけ、ゲーリングに対する反対尋問の結果に、心残りの無かろう筈がなかったジャクソンが、ギゼウィウス証人の登場を喜んだことはいうまでもない。もっとも彼は、ドイツ降伏後の間もない時期に、すでにヴィースバーデンで米国検察団がギゼウィウスに会っていた、と自身の尋問の冒頭に打ち明けているところを見ると、はじめからその出廷を当てにして、心待ちにしていたのかもしれない。いずれにせよ彼は、検察反対尋問の番が来ると、真っ先に立って、念入りに種々のことを聴き出そうとした。実のところギゼウィウスは、このジャクソンによる反対尋問の時の方が、ディクスの尋問の時のように「情報源は？」という質問を入れられる心配をしなくてよい分、伸び伸びと調子よく語っているという印象を与える。ジャクソンの方も、シャハトの弁護証人として出て来ているギゼウィウスが、その目的を達しやすいように配慮して、むしろ誘導しているように見える。しかしそうしながらも、ゲーリングに不利な証言だけは、しっかりと聴き出しておくことを、決して忘れてはいない。昨朝、開廷前の弁護人控室で起こった、シュターマーを通しての「脅迫」事件についても、もしもまだ言い残していることがあったらいけないから、というわけで、法廷に洗いざらい打ち明けておきなさいと、実に念の入った、親切な誘い掛けをしている：

……

ジャクソン：　法廷は、私があなたに、昨日の思いがけぬ出来事について問うことを、望んでいます；あなたは、なお何か付け加えていうことがありますか？私は、言葉に出された脅迫に関して、詳細なことは何も知りません。法廷の情報取得のために、この思いがけぬ出来事に関して、まだ言及されていなかったことを付け加えて述べてくださいますか？

ギゼウィウス：　はっきりさせておきたいのですが、ディクス博士は私に、シュターマー博士との会話のみを伝えたのではありませんでした。私はその朝、弁護人控室に行きました、それでそれ以上の詳しいことは申し上げるつもりもありませんが、しかし、私を迎える雰囲気は、いずれにせよあまり好意的なものではありませんでした。それから私は、或る何か別のことを報告するための機会をとらえて、ディクス博士の傍に立ちました。シュターマー博士が、明らかに興奮した様子で、近づいて来て、ディクス博士に、話し合いしたいと願いました。ディクス博士は、今まさに私と話しているところだ、との理由で、これを拒みました。シュターマー博士は、大声で、ただちに是非ともディクス博士と話さねばならないのだ、といって要求しました。ディクス博士は、たった二歩だけ脇へ寄りました、そして続いて始まった会話では、シュターマー博士がたいへん大声を上げましたので、私は否応なしに、その重要な部分を自分で聞いてしまわねばなりませんでした。私は、それを聞き、傍に立っていた弁護士クラウス博士に、次の言葉どおりにいいました：「シュターマー博士が罵っているのを、まあ聞いてください」と。それからディクス博士が、興奮して私に近寄って来ました、そして彼は、この前奏曲の後で、いったい被告人ゲーリングの伝言は正確にはどんな内容であったか、という私の問いに答えて、いずれにせよ私が半分はもう聴いていた事がらに関して、情報を与えねばなりませんでした。私は強調したいのですが、もしも私が自分からこの出来事を物語る機会を得ていたとすれば、私は以下のことを、はっきり際立たせていたでありましょう、すなわち私は、シュターマー博士はただたんに被告人ゲーリングの供述を、あるいは私が用いたい呼び方をするならば脅迫を、伝達したにすぎない、という印象を与えられた、ということをです。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertfünfzehnter+Tag.+Freitag,+26.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

紹介する順番は逆になってしまったが、前日午後の尋問では、ジャクソンは、ゲーリングに疑いの掛かっていた国会議事堂放火事件のことについて、ギゼウィウスからたいへん貴重な証言を引き出していた：

……

ジャクソン：　あなたは、あなたが警察の管理に関係していた時に行なった、諸調査に関して発言されました；そしてあなたは、国会議事堂火災に言及されました。しかしあなたは我々に、あなたの

調査の結果を知らせてはくれませんでした。どうぞ、それを語っていただけますか？

ギゼウィウス：　手短にいうならば、そして最初にまず実情を示すならば、ヒトラーは、まったく一般的に、プロパガンダ用一大博奕を打とう、という希望を表明していました。ゲッベルスが、そのための諸提案を準備することを引き受けました、そして、国会議事堂に放火するという考えを最初に抱いたのは、ゲッベルスでした。ゲッベルスは、このことに関して、ベルリン SA 旅団の指導者カール・エルンストと相談し、そしてまた詳細に、どのようにしたら付け火がなされ得るか、教唆しました。

砲兵軍曹なら誰でも知っている、或るチンキ剤が選ばれました。これを吹き付けると、或る時間が経った後、すなわち数時間後か数分後かに、燃えだします。国会議事堂の内部に到達するためには、国会議長官邸から国会議事堂内に通ずる通路を用いることが、必要でした。10 名の信頼できる SA 隊員の作業班が用意されました、しかし今やゲーリングに、計画の全詳細は知らされたので、ゲーリングもまた、当の晩偶々、選挙演説を行なっておらず、ずいぶん遅い時間になお、ベルリンの内務省で執務机に向って坐っていたのです。

ゲーリングには、最初の衝撃の際に警察を見当違いの方向に捜査を進めるように導く、ということが期待されました、そして彼は、これを確と約束しました。始めから、この犯罪を共産主義者たちに擦り付けてやろうと思われていて、犯罪を実行すべき 10 名の SA 隊員たちもまた、この考えに則って指導されていたのです。

これが手短に述べた、出来事の経過です。我々がどのようにして詳細を聞き及んだか、ということを語るために、私はただ、チンキ剤を吹き付けることになっていた 10 名の隊員の一人が札付きの犯罪人であった、ということを付け加えればよいでしょう。彼は半年後、SA から除名されました、そして彼は、約束されていた報酬を得られなかった時、当時ライプツィヒで開かれていた国家裁判に、自分の知っていることを告げるべきだと考えました。彼は、調査官の前に引き出されました；この調査官が記録文書を作成しました。しかしゲシュタポがこのことを聞き知って、国家裁判所への手紙は、横取りされ、破棄されました。そして、秘密を洩らした、ラルという名の、かの SA 隊員は、被告人ゲーリングの承知の下で、ゲシュタポ長官ディールスの命令により、卑劣な仕方で殺害されました。その死体の発見を機に、我々は、事がらの全容の捜査の手掛かりをつかんだのです。

ジャクソン：　国会議事堂に火を付けた 10 人の SA 隊員は、どうなりましたか？彼らのうちの誰か或る者は、まだ生きていますか？

ギゼウィウス：　我々がマークしていた限りにおいて、誰ももはや生きていません。ほとんどの者は、6 月 30 日に、レーム叛乱の口実の下に殺害されました。ただ 1 名、ハイニ・ゲヴェールとかいう者が、警察士官として警察に受け入れられました。我々は、彼の足跡をも追いました。彼は戦争中、東部戦線において警察士官として仆れました。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertvierzehnter+Tag.+Donnerstag,+25.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

国会議事堂火災は、1933 年 2 月 27 日（月）の晩に起こった。ヒトラー政権長期存続への命運を賭ける総選挙の投票日は、3 月 5 日（日）と定められていて、残り 1 週間を切ったこの日、ナチ党所属の国会議員たちの多くは、それぞれの選挙区での追い込み演説に出かけていたが、ヒトラー、ゲーリング、ゲッベルスの 3 首脳は、ベルリンに留まっていた。火災警報が鳴ってからまだ数分後には、3 首脳とゲシュタポ長官ルドルフ・ディールスとは、燃えている建物のバルコニーに会して、緊急協議をすることができた。その場でゲーリングが、「これは共産党蜂起の始まりの合図だ」と叫び、激怒したヒトラーは、ただちに共産党員に対するまったく容赦なき弾圧を開始するよう、ディールスに指令したという。しかし、そうこうするうちにも、議事堂の火は、予測よりもはるかに急激に燃え広がって、消防の懸命の活動にもかかわらず、日付が変わるまで燃え続けた火によって、ついに議事堂は全焼してしまった。警察隊が到着した時には、火の手はもうかなり廻っていたようである。消火活動と並行して不審者の捜索に当たった警察官たちは、ロビーの、ソファや革製椅子等が燃え上がっている只中に、上半身顕わに、髪を振り乱し、異様な目つき、そして意味不明の笑い声を上げながら、燃える家具の間を走り回っている、一人の若者を発見し、ただちに捕らえた。彼は、警察署に連行されて取り調べを受け、やがてオランダ国籍の、マリノス・ファン・デル・ルッベという青年であるとわかった。ルッベの取り調べに当たったのは、ヴァルター・ツィルピンスという刑事であったが、ツィルピンスは、後年（＝戦後）になって、この時受けた印象を回想して、ルッベは、鼻っ柱の強い青年で、ドイツ語が上手で雄弁であり、多くのことを供述し、調書の各ページには、しっかりと確認したうえでサインをした、と述べたという。しかし、この時の調書は、いつの間にか消えて無くなったという。24 歳のルッベには、以前に共産党員の経歴があったが、彼から組織的背後関係を探り出すことはできなかった。そこでゲシュタポ当局は、辻褄合わせのために、別途共産党の主だった人物たちを捕らえて、ルッベと共犯の放火犯人に仕立て上げようとした。ブルガリア人で共産主義者インターナショナル・ベルリン書記局長のゲオルギ・ディミトロフとその助手２名、それに共産党国会議員団議長エルンスト・トルクラーである。３月からライプツィヒで国家裁判が行なわれた。被告人たちのうち、共産党関係者たちは、強気で否認しとおした。特にディミトロフは、きわめて雄弁であって、逆に、これはナチスの陰謀であると論じ立てて、証人として出廷していたゲーリングを告発した。そんな中、ひとりルッベは、まるで心身に強い害を加えられた者のように、気力を失っていて、質問に「はい」「いいえ」と答えるのが精いっぱいの様子であったという。結局、他の４名は証拠不十分で無罪、ルッベの単独犯行と断定されて、12 月 23 日に彼に叛乱・放火罪で死刑が宣告され、1934 年 1 月 10 日に、斬首刑が執行された。ナチスは、この結果に不満であったから、以後もなお共産党員の共犯関係を暴

き出そうと、無駄に努力し続けた。一方で、国外においては、ゲーリング犯人説が高まってくる。その切っ掛けとなったのは、ヘルマン・ラウシュニングの著書『ヒトラーとの会話 *Gespräche mit Hitler*』（1940 年）であった。ラウシュニングは、1932 年にナチ入党、33 年から 34 年にかけてダンツィヒ行政長官を務めたが、34 年にはナチズムへの反発から離党、35 年以降はスイス、続いてフランスを経て、1941 年、米国に移住した。上記著作の中で、彼は、或る時首相官邸ロビーで、ゲーリングが周りの者たちに、国会議事堂放火は自分のところの若い者たちが上手にやったことだ、と得意そうに話しているのを耳にした、と書いた。確かに、状況からいえば、ゲーリングがゲシュタポ隊員たちに命令して、地下通路を使って燃料を運び放火するようにさせたのだと推測すれば、一番うまく説明がつきそうである。さらにいえば、国会議事堂に放火させる芸術愛好家の国会議長は、まさにあのタキトゥスに出てくるローマ大火の時のネロ皇帝を彷彿させるから、この上なく人々の興味をそそったに違いない。だから、ゲーリングがやったという、この話に対する関心は、ドイツが敗戦したこの時期において、世界的にたいへん高まっていたに違いないのであり、いよいよ被告人ゲーリングを問い詰めて、真犯人究明を達成することができるのではないか、という人々の期待が、法廷に集まっていたといっても過言ではない。当然ジャクソンも、対ゲーリング反対尋問で、さきに見られたとおり、この件にも触れている。しかしそこでのゲーリングは、まったく落ち着いて、余裕を持ってジャクソンの問いに答えていた、あるいは、そういってよければ、それを切り返していた。ラウシュニングという人物を、自分は 2 回ほどチラッと見ただけであって、顔も思い出せない、そんな人物に重大秘密を聞かせるように喋る不用心な人間がどこにいるだろうか――こういうゲーリングの答えには十分説得力を認めることができるであろう。実際のところ、後の研究で明らかにされたように、ラウシュニングにはヒトラーと会話する機会がほとんどあるいはまったくなかったということで、件の著書自体が、結局フェイクニュース集でしかなかったのだ。ジャクソンの方も、本当のところ、この真犯人探しにさほどの重要性を認めていたようには見えない。彼にとって重要なのは、ゲーリングが逮捕予定共産党員のリストをあらかじめ保持していて、火事を口実に、プロイセン内務大臣の権限で一挙にそのとおりの逮捕を行なった、という事実をゲーリング本人に認めさせることであった。その目的は十分に達成していた。ところがこの時点になって、ギゼウィウスが、またこれを蒸し返すかのように、ゲーリング・ゲッベルス真犯人論を、まことしやかに語ったわけである。ゲーリングにもう反論の機会がないという状況での、この証言は、さすがに不公平感を催させる。もちろん法廷が、それでもってゲーリングの犯行を断定する筈もないから、結局判決では、この件には触れずじまいとなった。それで特にライプツィヒ裁判の判決を疑う人たちの間では、ニュルンベルク裁判は放火の真相を明らかにしなかった、という不満の思いが高まって、戦後、研究者たちによる究明の試みがさかんに行なわれた。一番の疑問は、議事堂全焼を帰結するほどの火薬類を一人の人間が持ち込めるのか、という点にあったが、建築材の延焼率等に関する綿密な科学的検証によってそれが解かれたということで、現在では、ルッベの単独犯行であった、という結論が出たことに、

一般的にはなっているそうである。もっとも、やはりライプツィヒ裁判の判決どおりであった、ゲーリングはやっていないことが分かった、といわれても、「それでどうだというのか？」というのが、多くの人たちの普通の反応であろう。筆者もその多くの人たちのうちの 1 人であることを否定しない。ただ筆者としてはそこで、ではあのギゼウィウスの証言は何であったのか、という思いを禁ずることはできないのである。議事堂火災の件だけでなく、すべての事がらについて、ギゼウィウスは、あたかも見てきたかの如く雄弁に語っているが、一体その都度における情報源は何であり得たのか、確認されているであろうか。また随所に「我々が」と語って、仲間との行動を強調しようとしているが、この仲間の範囲がその都度具体的にどのようなものであったか、明らかになっているのであろうか。今の問題についていうならば、議事堂火災の起こった 1933 年、ギゼウィウスは、ドイツ国家人民党（DNVP）の若い党員であったが、全権を獲得した NSDAP への移籍を希望し、6 月 9 日付で入党を認められ、同 11 日に「国民的観察者」誌上で公表されている*。

＊だからどうしても、彼の証言台での宣誓直後の、以下のやり取りを、ここに引き合いに出さざるを得ないのだ：

パンネンベッカー：　証人！あなたは、NSDAP あるいはその部分的組織のうちの一つの、構成員であったことがありますか？

ギゼウィウス：　いいえ。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertdreizehnter+Tag.+Mittwoch,+24.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

また同年いっぱい、彼はなおプロイセン政治警察に所属しており、つまりゲシュタポの一員であった。その彼が、どういう権限に基づいて、どの仲間たちと共に議事堂火災原因について独自の調査を行なうことができたのか、またそのゲシュタポ正式のものとはまったく異なる調査結果をライプツィヒの裁判で認めさせるべく、どのように努力したのか、不明なのだ。どうも、ギゼウィウスの場合で代表されるように、法廷あるいは検察には、特定の証人に対しては、できるだけチェックを甘くして、好きなとおりに喋らせようという意図が強く働いていたように思われる。さらにいうならば、検察の方から弁護人に証人をいわば推薦するということは、簡単に起こり得たのではないだろうか。弁護側にとっては、出廷してくれる証人を見つけ出すのは、容易なことではなかった。本当に被告人の近くに在ったので弁護に役立つと思える人物は、たいていの場合、どこかで捕まって聴取を受けている身であったろうし、あるいは行方が掴めない者も少なくなかったに違いない、出廷を拒否する者もあったであろうし、外国にいる者を呼ぶことは、たいへん困難であった。検察が、弁護人たちのそういう窮境を見越して、云々の者であれば、証人として呼んでもらって結構だ、と示唆すれば、それで思惑どおりに行くことは間違いなかった。ギゼウィウスの場合についていうならば、彼は、フリックとシャハトとの弁護のための証人として、パンネンベッカー、ディク

ス両弁護人から申請された。これも異例のことであったが、さらに注目すべきことには、彼はフリックのための唯一の弁護証人であり、シャハトのための 2 人の弁護証人のうちの 1 人である。それでいて、その証人申請のもととなった、両被告人の状態には、非常に大きな差があった。フリックは、自分で証人台に立って弁論することができないほど、すでに気力を失っており、適切な証人も見つからず、パンネンベッカーは手詰まり状態であった。ギゼウィウスが、フリックに有利なことをいってくれるかもしれない、と彼が考えたとすれば、藁にも縋る思いを感じさせる。一方、無罪を勝ち取る気満々のシャハトの場合、下手に弁護を試みる証人は、かえって迷惑だと思っていた。でもギゼウィウスなら、あらゆる観点からいって安心であり役に立つからと思って、証人として出てくることを承諾できたに違いない。果たして彼は、証言台で期待どおり、ヒトラー暗殺を計画して以降、シャハトだけが同志、それ以外のここにいる被告人たちは皆、警戒を緩めてはならない敵であったという意味の、この上なく効果的な弁護証言を発した。この後、4 月 30 日（法廷第 117 日）から 5 月 3 日（法廷第 120 日）にわたる自分の弁護順で、シャハトは、滔々と弁論し、それに加えては、わずかに、かつてのドイツ国立銀行理事つまり自分の部下で、後に軍備拡張経済に反対して辞めたヴィルヘルム・フォッケの、比較的短い証言を得たのみであった。それで予定どおりであったわけである。判決においてフリックとシャハトとの間に最大の差が生じたことは、知られているとおりであるが、ギゼウィウス証人の活用の仕方の違いで、もうその差は示唆されていた、といっていいかもしれない。そして、私が思うには、検察はその帰結をお見通しであった。検察自身にとっては、ギゼウィウスの証言は、ゲーリング糾弾の切り札である。これに最大限の効果を発揮させるためには、ギゼウィウスを証拠調べの段階で検察側証人として出すよりも、ゲーリングがもう喋り終わってしまった時点で、弁護側証人として出廷させて、シャハト弁護と表裏一体的にゲーリング非難を行なわせる方が巧いに決まっている。検察は、予め審理の行方を見通して、証人の選定・出廷順等、目的論的に調節できる立場にある――そう考えれば、ギゼウィウス証言に何ら訝しむべきところはなくなる。彼は、フリック弁護のステージに、弁護側唯一の証人として出廷しながら、およそフリックの弁護にはならない証言を行なって、かえって絶望感を高める効果を及ぼした。一方で、シャハトに関しては積極的に弁護し、彼は、ヒトラー暗殺計画の同志として、他の被告人たちとはまったく別の存在である、と言い切って、無罪へのパスポートを渡した。そして、そうした弁護証言と並行して、ゲーリングに対する憎しみを剥き出しにした非難を行なって、ジャクソンを満悦させた。国会議事堂火災についてのゲッベルス・ゲーリング真犯人説が飛び出したことも、「なぜ今さら」と怪しむには及ばない。法廷の仕組みがそうなっている以上、ゲーリングには気の毒だが、このタイミングで出るべくして出て来たのだ、と思うのが当たっているであろう。

さて、ボルマンも含めた被告人 22 名各々の弁護ステージは、1946 年 6 月 29 日（法廷第 167 日）で終了、7 月 1 日（法廷第 168 日）同 2 日（法廷第 169 日）は、すでに見られた通り、カティンの森事件の審理に充てられ、それが終わって 7 月 3 日（法廷第 170 日）か

らは各弁護人最終弁論、7 月 26 日（法廷第 187 日）から同 30 日（法廷第 190 日）にかけては、検察陣による各被告人に対する最終論告（プレドワイエ）が行なわれた。でもその後さらに１ヶ月間は、告訴された組織に関する審理に費やされたので、8 月 31 日（法廷第 216 日）になってようやく、各被告人が法廷に向けて意見表明を行なう時が来た。これを以て結審、後は約１ヶ月の休廷状態を経て、判決に日を迎えるばかりとなる。この日もゲーリングは、全被告人の先頭を切って、意見表明を行なう。ただし時間は、かなり限られていた：

裁判長：　規約第 24 条 D (j) は、何れの被告人も法廷に対して意見表明をすることができる、ということを想定しています。それ故、私は今、被告人たちに、意見表明を行ないたいかどうか、問うことにします。被告人ヘルマン・ヴィルヘルム・ゲーリング。

ゲーリング：　検察当局は、最終論告において、弁護側およびその挙証を、まったく無価値なものとして扱いました。被告人たちの、宣誓の下での詳述は、起訴内容を裏付けるのに役立ち得る場合には、絶対的に真であるとして受け入れられましたが、しかしこれらの発言が起訴内容を論駁する場合には、即座に偽証と称されました。それは、たいへん単純簡明なことですが、しかし挙証のための説得力ある基礎ではありません。

検察は、私が国家の第２位の人物であったという事実を、私が起こったことのすべてを知っていたに違いない、ということの証拠として挙げています。

検察は、私がこの知識あるいは意欲までもを宣誓して反駁した、まさにその点につき、文書その他の確たる証拠材料を提出していません。つまり検察が、「総統の後継者としてのゲーリングでなければ誰がこれを知っていただろうか」というならば、それはただの主張であり推測であるにすぎません。しかし我々は、繰り返しここで、まさしくきわめて重大な犯罪が深い秘密のうちに蔽い隠された、ということを聞きました。私がこの恐ろしい大量殺戮をきわめて厳しく断罪するものであり、これを理解するような気持ちをいささかも持っていないということを、私は、はっきりと断言します。しかし私は、今一度、高尚なる法廷を前に、以下のことを、明確に表明したいと思います：

私は決して、如何なる人間にも、如何なる時点においても、殺人を命令したことはなく、また、その他の残酷行為も、命じたこともなければ、それを妨げる権力と知識とを私が持っている限りは、容認することもありませんでした。ダッド氏によって彼の最終論告の中で新たに出された、私がハイドリヒにユダヤ人たちを殺害するように命じた、という主張には、一切の証拠が欠けています；それは、真実でもありません。私によって、あるいは私の代理によって署名された、敵の飛行士を銃殺せよ、とか、SD に引き渡せ、という命令は、ただの一つもありません。私の空軍の部隊がその種のことを実行した、という事例もまた、一つとして突きとめられていません。検察当局によって、発言と称されるものを含む記録文書が、部分的に持ち出されましたが、それらの発言とは、３人あるいは４人の人間によって伝えられ、あるいは筆記されたもので、私が、その誤った解釈を正したり誤解を排除したりするために、前もってこれらを見ていたのではありませんでした。しかし、第三者による記録では、まったく意味を歪める筆記が、如何に容易く生じ得るものかということを、

とりわけまた、この裁判審理の速記による記録が証明しています、それらは再点検の時になってやっと訂正される必要があるということがしばしばです。
検察当局は、25 年という時間の中から、まったく別々の状況下で、そこから何らの帰結を導くのでもなくなされた、個々の諸発言を、意図と責任との証拠として持ち出しています。その時の興奮と支配的な雰囲気とから、容易くなされた諸発言を、であります。類似したことを、4 半世紀の時の経過の中で、言葉や文字で言い出すことのなかった指導的人物は、おそらく相手側にもほとんどいないでありましょう。
検察当局は、この 25 年間のすべての出来事から、すなわち相談、演説、法律、部分的行動および決定から、意識された連続性と隙間のない関連性との存在を断言しています、それによれば、すべてのことが始めからそのように望まれ、意図されていた、というのです。これは、あまりにも誤った、論理を欠いた解釈であり、本法廷の論証手続きの結果、こうした主張の不当性が判明した後には、他日、歴史がこれを正すでありましょう。
ジャクソン氏は、最終論告において、署名国〔連合国〕は今なおドイツとの戦争状態にあり、ただたんに無条件降伏による停戦状態が存しているにすぎない、ということを指摘して、注意を促すことをされました。しかしながら国際法は、一様なるものであります。両方の側に、同様のことが適用されなくてはなりません。つまり、今日占領諸国の側でドイツにおいて行なっているすべてのことが、国際法的に許容されるのであるならば、以前ドイツも、少なくともフランス、オランダ、ベルギー、ノルウェー、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対して、同様の状況にありました。今日ジュネーヴ協定が、ドイツ人たちに対してもはや効力を持たないというなら、今日ドイツのあらゆる地域で工業施設が撤去され得、同様にまた他の国々のすべての地域における、他の貴重な価値あるものが持ち出され得るとするならば、今日幾百万のドイツ人たちの財産が差し押さえられ、その他多くの、自由と財産とに対する侵害が起こっているのだとするならば、ドイツの側における、前述の諸国においての、その種の措置もまた、国際法的に犯罪であったということはできません。
ジャクソン氏はさらに、国家を告訴し罰することはできず、その代わりに指導者たちに責任を負わせなくてはならない、と詳論されました。ドイツは主権国、主権ある国家（ライヒ）であって、ドイツ国民の内における立法は、外国の裁判権には従属していなかった、ということが忘れられているかのようです。かつて如何なる国も、通告を行なうことによって、ドイツ国家に、国家社会主義のための活動を処罰と迫害の的にするということにつき、ちょうどよい時期に注意を促すということをしませんでした。それどころか、もしもそういうわけで今、個々の人物に、第一にまず我々すなわち指導者たちに弁明を求めて、これに有罪宣告をするというなら、それはまあ、よいでしょう、しかしながら、そこで同時にドイツ国民を罰するということを、してはなりません。ドイツ国民は、総統を信頼していました、そしてドイツ国民は、彼の権威主義的国家指導の下、出来事に対して何らの影響力も持っていませんでした。国民は、今日では知れ渡るに至った、重大な犯罪に関する知識なしに、自らの意志ではなくして巻き起こった生死を賭けての生存闘争を、忠実に、献身的に、かつ勇敢に戦い抜き、耐え抜いたのです。ドイツ国民には、罪責はありません。
私は、決して戦争を望んだり、惹き起したりしませんでした、戦争を交渉によって回避するために、

あらゆることをしました。戦争が勃発してしまった時には、勝利を確かに手にするために、あらゆることをしました。三大強国が他の多くの国々と一緒になって、我々に掛かってきましたから、我々は、しまいに、圧倒的優勢に屈しました。私は、私のしたことに責任を持ちます。しかし私は、私の行動が、他国民を戦争によって制圧し、殺害し、掠奪し、奴隷化し、残虐行為や犯罪を行なおうとする、意志によって支配されていた、ということを、断固として否定します。私を導いていた、ただ一つの動機は、我が国民に対する熱い愛であり、その幸福、自由そして生命でありました。それに関しては、私は、全能者と我がドイツ国民とを、証人として呼び求めます。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsechzehnter+Tag.+Samstag,+31.+August+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ゲーリングの弁護人尋問の最終は3月 22 日（法廷第 88 日）であった。しかしこの日は、朝のうち確かにゲーリングは証人台にいたのではあるが、途中からシュターマーと裁判長との間の証拠取り扱いをめぐる議論になってしまって、ゲーリングは脇に押しやられた形になった様子であって、そのまま彼の尋問あるいは弁論は、尻切れトンボ的に終わった感がある。その日から 5 ヶ月余を経て、やっとまた彼に発言機会が与えられたわけである。この間、喋りたい気持ちを我慢して審理を傍聴しているのは、彼にとって、たいへん辛いことであったと察せられるし、特にギゼウィウスの後出し証言を聞かされた時には、腸が煮えくり返る思いであったに違いない。今彼は、そうした経過に対する恨みを表に出すこともなく、謹厳な態度を持して、法廷に対する最後の語りかけをしている。しかし、そこからは、ジャクソンと対決した時のような強い対抗心は、もう感じ取られない。自己の立場を弁明し申し開きする姿勢を保ってはいるものの、語っている言葉は、彼が十分に負けを認めていることを窺わせる。何か、投了の時機を求めている棋士を思わせるようだ。ゲーリングがそういう気持ちになったのは、おそらくこれより先、7 月 26 日（法廷第 187 日）にジャクソンの最終論告を聞いた時であったと思われる。この日、朝から検察陣のトップを切って、ジャクソンが最終論告を行なったのであるが、それを聞き終えた昼食休憩時における被告人たちの様子をギルバートが伝えている。被告人たちは一様に、個別弁護の結果をまったく顧慮しないかのように、一貫して全員を犯罪人扱いしたジャクソンの強硬な態度に驚き反発心を隠せなかったようであるが、中でも強い反応を示すと見られたゲーリングの言葉を、ギルバートは、多く聴き取って記録している。ゲーリングは、自分の番を終えた後、ヘス以下の全被告人の個別弁護が順々に進んで行く過程を観察する立場にあったので、その間の審理の流れを冷静に捉えていた。それで彼は、シャハト、シーラッハ、シュペーアが巧みな弁護戦術で法廷の共感を獲得し、依然としてなお犯罪人の扱いを受けていながらも、刑の軽減への見通しがすでに与えられていることを見逃さなかった（彼は、3 人が検察と取引したと疑っていたようだ）。それに引き換え、自分には、あれだけ力を注いだ弁論、ジャクソンとの尋問応答を一顧だにせず、厳しい求刑がなされている。もちろん彼は、激しい怒りを顕わにした。しかし内心では、ジャクソンがここまで強気で押し通してしまった――もちろん押し通せ

るという自信の下に――という事実を突きつけられて、観念せざるを得なかった、というところではないだろうか。ゲーリングの最終弁論の内容に戻ってみるならば、まず「ハイドリヒにユダヤ人たちを殺害するように命じた」とする検察の主張に対する反論は、おそらくゲーリング自身もう気づいていたと思われるが、手遅れであった。ジャクソンにハイドリヒ宛ての手紙を示された時に、その中にある「最終解決」という語で殺害のことを意味していなかったのなら、そのことをしっかり釈明しなくてはならなかった。訳語の誤りを指摘して相手を翻弄することで、切り抜けることができるように軽く思ってしまったところに、ゲーリングらしからぬ油断があったようだ。またあの野球試合の例えを出してくるならば、6回にも続投してきた相手投手に対して、侮って大振りして三振を重ね、追撃の芽を自ら摘み取ってしまった、というような場面であった。さて、ユダヤ人殺害のことと並べて敵国軍飛行士（脱走捕虜）の銃殺やSDへの引き渡しについても、そのような命令を発していない、と断言したゲーリングは、続いて検察による歴史拵え上げを批判している。検察は、この25年にわたる期間の中から、会議、講演、演説の記録、ナチス政権下で制定された法律、特定の政策や政治的行動等を恣意的に抜き出してきて、繋ぎ合せ、この間、ナチスの世界征服意志によって一貫してドイツ国家が動かされてきた、というストーリーを作り上げたわけであるが、それは歴史の「あまりにも誤った、論理を欠いた解釈」であって、その誤りはこの裁判の判決でもはっきりさせられる筈であるし、他日また、歴史がこれを正すであろう、とゲーリングは述べる。しかし、そのようにいう言葉の裏に、検察に思うようにされてしまった、という無念の気持ちが見え隠れするのを、どうすることもできない。ゲーリングとしては、3月のあの弁論の時の、自分の必死の抵抗も空しく、審理全体の流れの中で、検察が予定通りのストーリー拵え上げに成功してしまった、ということを、観察者としての視点から、認めないわけにはいかなかったのであろう。続いて、ゲーリングは、ジャクソンをはっきり意識した弁論へと進んで行くが、この部分になると、論理的破綻がはっきり目立ってきて、彼の絶望感は、もう隠しようがない。彼はまず、連合国による現在のドイツ占領が国際法的に是認されるものならば、ドイツが以前に、フランス、オランダ、ベルギー、ノルウェー、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対して行なった占領も正当である筈だ、と述べる。この類いの議論は、この時期東京で、日本の軍人の中にも行なう者がいたのではないか、と思われそうなところだが、実際にはそうではなかった。その相違の拠って来たる原因は、単純明瞭である。ドイツの場合、連合国軍が勢いに任せて全土を蹂躙し、そのまま占領に持ち込んだのに対して、日本は、ポツダム宣言を受諾して――天皇の意志で――、占領を行なっていただくことに同意した。そして門を開けて、どうぞこれから入っていただけます、という儀式を、東京湾の戦艦ミズーリ上で行なった。だから連合国軍つまり実際には米国軍による占領の正当性如何を論うのは、天皇の御意志に反することになるわけだ。で、マッカーサーが手腕を発揮して、米国の占領は良い占領――解放と民主化のための――、日本がその前に行なった占領は悪い占領――侵略の最たるもの――と、しっかり日本人に教え込むことに成功した。話をドイツの方に戻さなくてはならないが、戦後、普通のドイツ人――この表現で、

独断的想定を容認いただくことにして――は、もちろんゲーリングに倣って自分たちのした占領を正当化しようなどとは考えなかった。それどころか、端的にいえば、このような理屈をこねるゲーリングと訣別することで、はじめて自分たちの新しい国を作ることができるということを、心に銘じて再出発に乗り出した。その姿勢は、現在に至るまで揺らぐことはない。ただ日本人と違って、彼らは、ことさらに、連合国の占領は良い占領である、と思い込まされるようなことは、決してなかった。なるほどその占領は、ナチスを壊滅させるために必要な手段である、そして自分たちをナチスの抑圧から解放し、自分たち自身の国を作るための足掛かりを与えてくれるから、その限りで良いものであって、それを思えば自分たちは生活の不自由・不便に甘んじて耐えることも厭わない。しかしあくまでそういう条件の下で、それは良いというのであって、占領がそれ自体として、良いといわれることはあり得ない。連合国の占領といえども、それ自体が目的化して、占領政策の一人歩きが起こってくれば、それは明白に害悪である。東ドイツ地域からどれだけの工業施設が解体されて、ソ連領内に運び去られていったか。こういう本性を剥きだしにした占領に対しては、「今に見ておれ」と歯を食いしばって耐えるしかなかったであろう。だから、ドイツ人たちは、良い占領と悪い占領といった区別の観念を背負い込まされることはなかった。占領とは悪いものである。それを自分たちは、実際に痛い目に遭って思い知った、だからこそ、占領をしたりされたりすることのない国を作る――私たちからすればまことに羨むべき、現代ドイツ人の単純明瞭な国家観は、ここに出発しているのだ。一方、日本人の場合であるが、こちらはどうも、良い占領と悪い占領というマッカーサー教育の影響が、いろいろな仕方で屈折し絡み合って、今日に及んでいるように見える。その絡み合った顕著な姿が、日本軍の東南アジア占領の正当化論であるといえよう。それはつまり「解放のための占領が良い占領であるのなら、日本が東南アジア地域で行なったことが、まさにそれに当たる」という理屈である。米国の占領の実態を暴き、その偽善性を論おうとする者が、勢い、「日本こそ本来の意味で解放のための占領を行なった側である」という主張に走りやすいということは、或る意味、分かるともいえるが、一方で米国による占領をとにかく額面どおり、良い占領であったと認めようとしている者のうちにも、「その基準からいえば、日本の行なった占領も、その意図からいって、必ずしも悪いものではなかった」という議論の方へ流れていく者が、少ないわけではない。そのように思考経路の異なった者が、日本軍による占領の肯定というところに合流するのであるから、この思想傾向はかなり顕著なものとならざるを得ず、現在、世界の目には、日本人の間に日本軍による占領肯定のリヴィジョニズム傾向――「日本のしたことも悪いばかりではなかった」という控えめなものから、「日本こそが正義であった」というガチのものまで、程度はさまざまだが――が、相当に根強いものと映っているに違いない。これは、筆者などにとっては、日本人の今後のことを思う時、最大の憂いのタネである。しかし、もういい加減、ゲーリングの最終弁論に戻らなくてはならない。そちらの行なっている占領が正当なら、我々の行なった占領も正当である筈だ、という、ヤケ気味の議論は、ゲーリングにとっては、あるいは最後の鬱憤晴らしであったのかもしれない。それに続けて、

彼はいよいよ、ジャクソンの論鋒との間の決着を、自らつけるところに至る。まず彼は、ジャクソンが国家を罰せず、ナチスの指導者を罰しようとしている、ということを取り上げ、それはドイツが一個の主権国家であることを忘れた議論である、と批判する。それでもっていわんとするところは、明瞭であるように見える。ドイツが主権国家であるからには、ドイツ国民は、自らの意志によって指導者たちを選び、彼らに政権を託す。ナチス政権は、国民の支持を受けた、主権国家を代表する政権である。故に、ナチスの指導者たちを、国家から分離して裁き罰するということはできない。そうである以上、主権国家が外国の裁判権に従属することはない、という原則を守る限り、ナチス指導者たちを罰することはできないし、もしも敢えて彼らを罰するのなら、その時には、歴史の禁則を破って、主権国家を他国が裁くことになる――このようにいうのならば、ゲーリングの主張として、論旨は通る筈であった。ところが、次の瞬間実際に発せられた言葉は、予想された議論展開を、自分で完全にひっくり返して見せるようなものであった：

> ……今、個々の人物に、第一にまず我々すなわち指導者たちに弁明を求めて、これに有罪宣告をするというなら、それはまあ、よいでしょう、しかしながら、そこで同時にドイツ国民を罰するということを、してはなりません。ドイツ国民は、総統を信頼していました、そしてドイツ国民は、彼の権威主義的国家指導の下、出来事に対して何らの影響力も持っていませんでした。国民は、今日では知れ渡るに至った、重大な犯罪に関する知識なしに、自らの意志ではなくして巻き起こった生死を賭けての生存闘争を、忠実に、献身的に、かつ勇敢に戦い抜き、耐え抜いたのです。ドイツ国民には、罪責はありません。

思うにゲーリングは、ナチス政権はドイツの国家主権を正当に代表する政権である、という主張がとうてい維持され難いということを、もうはっきりと認識していたのである。ナチス政権下で重大な犯罪が行なわれたことは、この裁判を通して広く知れ渡ることになった。今なお、ナチス政権とドイツ国民との一体性を主張しようとしても、ドイツ国民が同意することは決してないであろう。我々が担っていると自負していたドイツ国家主権は、ドイツ国民由来の正当なものでは所詮なかったことが、明らかになった。そうであるからには、ナチス政権指導者の一人、それも最高位の一人としての自分に今、課されているのは、為された犯罪に対する責任を引き受ける用意があることを宣言すると同時に、ドイツ国民には一切責任がない、と証言することである――ゲーリングは、この課題を、用い得るギリギリの表現を以て果たしたのである。もちろんその語った言葉は、論理的にいえば、「主権国家」という語を用いて始めに言い出そうとした筈のこととは、まったく矛盾していて、話にならない、とされるレヴェルである。でもそれは、彼がその場面でいわなくてはならないことを、自己の矜持に傷をつけることなくいわんがために、苦心して捻り出したレトリックにほかならないと解されるべきであろう。いずれにせよ、これによってゲーリングは、総統原理の民主主義に対する敗北を実質的に認め、ジャクソンの求刑・処罰方針を受け入れる用意ができて

いることを告白しているわけである。私にはこれが、ゲーリング投了の場面であるように見える。それに続く、裁判記録で最後の段落として書き記されている部分は、いわば敗戦棋士がなお対局の場に在って述べる感想のようなものだ。もう一度それを読み返してみたい気がする：

> 私は、決して戦争を望んだり、惹き起したりしませんでした、戦争を交渉によって回避するために、あらゆることをしました。戦争が勃発してしまった時には、勝利を確かに手にするために、あらゆることをしました。三大強国が他の多くの国々と一緒になって、我々に掛かってきましたから、我々は、しまいに、圧倒的優勢に屈しました。私は、私のしたことに責任を持ちます。しかし私は、私の行動が、他国民を戦争によって制圧し、殺害し、掠奪し、奴隷化し、残虐行為や犯罪を行なおうとする、意志によって支配されていた、ということを、断固として否定します。私を導いていた、ただ一つの動機は、我が国民に対する熱い愛であり、その幸福、自由そして生命でありました。それに関しては、私は、全能者と我がドイツ国民とを、証人として呼び求めます。

「男泣く 淋しき秋や ゲーリング」――これは、ゲーリングの死（それは 1946 年 10 月 15 日深夜、予定された死刑執行の数時間前であった）を聞いた重光葵が、彼を悼んで詠んだ句である。重光自身も当時巣鴨に収監されていた。ゲーリングが泣いたというのは、判決を受ける少し前、つまり 9 月の或る日に、妻エミーが娘エッダを連れて面会に訪れた時のこと、8 歳になった娘の姿に、彼は溢れる涙を止めることができなかったという。重光は、この話を聞いていたのだ。もちろん法廷でのゲーリングは、泣きなどしない。最終の弁論も、胸に溢れ出ようとするいろいろな思いを抑えながら、毅然たる態度で語り通したのである。しかし、その語った言葉には、今日裁判記録で読み返してみても、男を泣かせるだけの衝撃力がある。特に終わりの方の部分が、そうである。そのことにつき、筆者は、証人になってもよい。何故なら筆者は、おおいに泣かされたからだ。この部分を訳そうと思って、しっかり意味を考えているうちに、不覚にも涙が止め処なく流れ出て、PC の画面が見られなくなってしまい、しばらく作業を中断せざるを得なかったのである。

(3) 外務大臣ヨアヒム・フォン・リッベントロプ

ヨアヒム・リッベントロプは、1893 年、陸軍中佐リヒャルト・リッベントロプの息子として、ヴェストファーレンのヴェーゼルに生まれた。父親の転勤に伴って 1902 年からカッセル、1904 年からはメッツで少年時代を送り、1908 年には退役した父親について、スイスのアローザに移り住んだ。彼は、ギムナジウムを中途退学したが、外国語（仏、英）が達者で、スポーツ万能、さらにヴァイオリン演奏の特技も持っていて、際立って優秀な少年であった。退学後は、家庭教師について、仏・英語の学習を続けた。観光・保養地のアローザには各国から著名な上流の人々が訪れたので、その人々との交際で、ヨアヒム少年は世界への

希望を膨らませた。彼は、1909 年には英語の勉強のために、ロンドンに滞在し、翌 1910 年、兄と共に、カナダに渡る。早くに亡くなっていた実母からの遺産を元手にドイツ産ワインの輸入を手掛けて、大当たりした。仕事のおかげで関係のできた富裕な家々に出入りし、端麗な容姿にも恵まれていたので、たちまち婦人たちのお気に入りになったそうである。でも世界大戦が始まるとすぐ、中立国の USA およびオランダを経て、ドイツに帰って来て、義勇兵として軍に身を投ずる。大戦中の働きによって第 1 級鉄十字章を受章し、陸軍中尉に叙せられたというから、彼は、軍人としても立派であったに違いない。1919 年に軍籍を離れた彼は、今度はドイツでワイン商社を設立し、フランス産ワイン、リキュール、シャンパン等を扱って、成功を収める。ヴィースバーデンの大ワイン製造主オットー・ヘンケルの知遇を得て、その娘を妻にすることができた。こうして財力を得、邸宅をパーティー会場として提供して、上流階級との交際に確かな成果を上げると、彼の上昇志向は、ますます強くなってきたようである。遠縁に、父親の代から貴族称号を持つゲルトルート・フォン・リッベントロプという人物がいたそうであるが、彼は 1925 年、この人物に向う 15 年間、年金を払うという条件で、養子にしてもらって、以後、ヨアヒム・フォン・リッベントロプと名乗るようになる。戦争中に彼は、東南部の前線で負傷して、イスタンブールの駐トルコ大使館に運び込まれたことがあって、そこでフランツ・フォン・パーペンと知り合った。もちろんこの交友関係をずっと大事にしてきたのであるが、だからといって彼の関心が特に政界に向いつつあったという形跡は認めにくいとされている。その関心が俄然明確になったのは、1932 年であった。NSDAP の目覚ましい進出に興味を抱いた彼は、ヒトラーの演説を聴いてたちまち虜になり、同年 5 月 1 日付で党員となり（党員番号 1,199,927）、ヒトラーを上流階級の有力者たちに引き合わせることに奔走した。同年夏には、当時首相であったパーペンから、第一党党首との会談の仲介を頼まれた。この会談は、翌 1933 年 1 月 4 日になってやっと、ケルン銀行総裁クルト・フォン・シュレーダーの邸で実現したが、この時随行したヒムラーに、ベルリンであらためて会談の機会を設けてほしいと頼まれたリッベントロプは、ベルリン - ダーレムにある自分の邸宅を提供することにし、そこで 1 月 10 日と 18 日の二度にわたって、パーペン、ヒトラー、ゲーリング、フリック、ヒムラー、リッベントロプらの出席する会合が行なわれて、ヒトラー政権擁立が合意されたのだという（もっともパーペンはこの会合を否定したのだが、ゲーリングは、自分の同席した最初のヒトラー - パーペン会談はリッベントロプ邸においてであった、と証言したし、リッベントロプ夫人は日付まで上記のとおりに供述している）。つまりリッベントロプは、ヒトラー政権成立の大きな功労者の一人であることになる。彼としては、ヒトラーに取り入って政界に進出するからには、自らの持つ語学力、豊富な人脈、端正な容姿、貴族のステータスを活かして、華やかな外交の場で活躍することを、はじめから望んでいたに違いない。ヒトラー内閣の発足時、彼に外務大臣の地位は与えられなかったが、その代わり彼は、ヒトラーの対外政治顧問に指名された。それは明らかに、外務省を出し抜いてヒトラーの意志に適う外交政策を推し進めるために置かれた役であったが、この時期のリッベントロプには適役であったようだ。彼は、

すぐに手腕を発揮して、もう一人同じような働きを期待されていた、ライバルのローゼンベルクに、大きく差をつけてしまう。1934 年には「リッベントロプ事務所」を開設して、すぐにそれをヴィルヘルム通りの外務省建物の真向かいに移転させる。そして「軍縮問題に関する政府対外政治顧問・全権委員」の公式肩書きを獲得し、特に対英国軍備協定の締結に力を注ぐ。1935 年 6 月、肩書きをさらに「ドイツ国特別全権大使」と変えたリッベントロプは、ロンドンで英国との艦船協定の締結に成功する。これは、ドイツに対英国比 35%までの艦船保有を認めて、ヴェルサイユ条約による制限をはっきりと踏み越える内容であったから、ヒトラーにとっては、大きな前進を意味した。正規の外務大臣でもない身分でそのような協定を成立させたことで、リッベントロプは、英国とのパイプの太さを誇示することが十分にできたわけで、彼は、同年中にさらに英独協会を設立し、翌 1936 年には正式に駐英大使に任ぜられ、1938 年 2 月 4 日、ノイラートの辞任に伴って、ついに外務大臣に就任した。以後、ヒトラーの信任篤い外務大臣として、対英、対仏、対伊、対ポーランド、対ソ連の重要外交――対日も忘れてはならないか――を繰り広げ、諸国の首脳・外相と種々の場所で会談するその姿は、常に対手を凌ぐ風貌の優美さを以て、この時期のドイツ――「第三帝国」とも――の栄光を体現しているかに見えた。外務大臣としての彼の最大の業績は、いうまでもなく――善悪を度外視して――1939 年 8 月 23 日、対ソ連不可侵条約締結であった。ソ連側の招きに応じてモスクワに乗り込んだリッベントロプは、この時の会談でも、風格においては、モロトフをも、スターリンをも圧していた。そのことは、今でも映像で確認することができる。そして実質この条約の延長線上に、ポーランド・バルト地域等分割を取り決めた同年 9 月 28 日の条約は、「ヒトラー - スターリン条約」というよりも「リッベントロプ - モロトフ条約」という名で記憶されている。だが、外務大臣としてのリッベントロプの仕事は、この時を頂点として、その後まもなくはっきりと頭打ち状態を呈することになる。ソ連との戦争が始まってしまうと、もう彼には主な役割を演ずる機会はない。外務大臣本来の仕事がなくなった分、他で補う必要が出て来たところに、いわばヒムラーにつけ入られる隙が生じたのだ、といわねばなるまい。もともとリッベントロプには、ヒムラーに頭の上がらない一面があったということを、推測するに十分な理由がありそうだ。新参者である彼が、古参の幹部たちに伍して、ヒトラーの信任を受ける要職に就いていくのは、容易なことではなかった筈である。特に有力幹部のうちには、彼に対する警戒あるいは低評価が少なくなかった。ゲッベルスは、早くから日記にそれを書いていたし、ゲーリングも彼を軽んずる傾向が強く、ローゼンベルクは、元来の自分の仕事をリッベントロプに横取りされることをたいへん警戒していた。そんな中、ヒムラーだけは、最初から彼に好意的であったと見られる。上述のとおり、パーペン - ヒトラー会談の仲介を彼に頼んできたのはヒムラーであった。彼は、入党直後 1933 年 5 月 30 日に、SS の名誉指導者（連隊指導者級）として遇されていたが、1938 年にはヒムラーの計らいで、正式に SS 隊員（番号 63,083）に登録され、SS 国家指導者参謀の一員に加えられた。さらに 1940 年には SS 上級分隊指導者に昇進している。つまり彼は、ヒムラーのおかげで党内での自分の地位を固めることができた。上に「ヒムラ

ーにつけ入られる隙が生じた」といったが、それは次のような事態を指してのことである、すなわち、1940 年の遠征以降、占領下に入った西部諸国のユダヤ人は、外務大臣の管轄下にあるとされ、そのためその捜索・移送に SS のフリーハンドを簡単に許した、フランスにおいては外務省当局が移送命令を出した例もあって、それはヴィルヘルム通裁判での告訴対象となった。また、東方占領地においては、リッベントロップ自身が SS 上級分隊長であったことから、SS の跋扈を止めようもなかった。衛星国に向けては、外務大臣として、ユダヤ人移送への協力依頼をした。このように、ユダヤ人殺害に関して、リッベントロプは、自ら残酷行為に手を下すことはなかったといっても、ヒムラーの協力者として、たいへん深く関与していたのだといわねばならない。

ところで、ナチスが壊滅し、リッベントロプが惨めな囚人姿になり果てた時、堰を切ったかのように、彼の無能を非難し、あるいは嘲る声があちこちから湧き出してきた。人は、外交官としての彼を、無内容なのに傲慢で自己陶酔的に格好づけばかりする者であったといい、結局はヒトラーの言いなりになって、近隣諸国との関係を悪くして、侵略戦争への準備をする以外に能のないような者であったのだから、決してこれを外務大臣などにすべきではなかった、といった。ニュルンベルク法廷も、この急激に一般化したリッベントロプ観によって、検察席といわず、裁判官席といわず、弁護人席、被告人席に至るまで、支配されていた。リッベントロプに対する判決は、いってみればその一般的見解を確認したようなものである。以来、リッベントロプ外務大臣無能・ヒトラーの言いなりという評価は、完全に定まってしまったかに見える。しかし、ここでちょっと考えてみるまでもないことであるが、後からの悪口というものは、安心してそれをいえる立場になった者なら、いくらでもいえる。だが、もしもあの、1935 年対英艦船協定から 1939 年独ソ不可侵条約・リッベントロプ - モロトフ条約に至る、リッベントロプ外交の全盛期を再現してみるならば、そこには、颯爽としてヨーロッパを股に掛け、強国を相手の外交交渉に、辣腕、次々と成果を上げ、その華麗な立ち居振る舞いで世界を魅了した、彼の姿があることになる。負けたらいっぺんに化けの皮が剥がれるような人物に、それだけの功を成さしめたとは、いったい近隣諸国は何をしていたのか、という話であるが、思うにそれは、彼の背後に構える、ヒトラーの威圧の力によるところであったのだろう。イタリアのことはいうまでもなく、英仏ソにおいても、首脳陣の中に、ヒトラーの政治手腕を高く評価し、立場の相違を超えて彼に或る種の畏敬の念を抱いていた者は、決して少なくなかった。チャーチルが出てくるまでは、それの方が普通だったといってもよさそうだし、チャーチル登場後も、スターリンなどは、なおしばらく、ヒトラーに対して一目置く態度をとり続けていたわけだ。そうした関係であったのだから、リッベントロプをヒトラーの特命を受けた懐刀であると見れば、相手側は当然彼を丁重に扱い、顔色を窺い、多くの場合、彼の意を迎える方向で話し合いをまとめることに同意する。彼はまさしく「虎の威を借る狐」を演じたわけだ：

虎百獣を求めて之を食らひ、狐を得たり。狐曰く、「子敢へて我を食らふこと無かれ。天帝我をして百

獣に長たらしむ。今子我を食らはば、是れ天帝の命に逆らふなり。子我を以つて信ならずと為さば、吾子の為に先行せん。子我が後に随ひて観よ。百獣の我を見て、敢へて走らざらんや。」と。虎以つて然りと為す。故に遂に之と行く。獣之を見て皆走る。虎獣の己を畏れて走るを知らざるなり。以つて狐を畏ると為すなり。〔*子＝敬称二人称〕

この話に出てくる虎は、まんまと狐の計略に掛かって、狐こそ本当の百獣の長であったのだ、と思い込まされる、ずいぶんと気のいい帝王である。ヒトラーなる虎がそんなお人よしであったとは、到底考えられないが、それでも彼は、最初のうち、リッベントロプの外交手腕に感心し、それを高く買っていた。彼はリッベントロプのことを、「我が外交官」にして「天才」であるといい、対英艦船協定成立の際には、「私だけの鉄の宰相、第二のビスマルク」とまで讃えたという（ウィキペディア https://de.wikipedia.org/wiki/Joachim_von_Ribbentrop より、その引用元は、Heidrum B. Görtemaker, *Eva Braun—Leben mit Hitler*, Beck, München, 2012, S. 157. H.B.ゲルテマーカー『エーファ・ブラウン――ヒトラーと共の生涯』ミュンヘン、2012、P. 157 ）。しかし、昔話との相違がいっそう大きいのは、狐の方である。昔話の狐は、虎の威を借りるばかりでなく、当の虎を騙してチャッカリ権力の頂点に登りつめてしまう、稀代の策士であるが、そこへいくと、リッベントロプ狐は、いたってたわいない。借虎威効果の心地よさにたちまち舞い上がってしまって、あちこちで調子に乗った言動を振り撒いて歩いたように見える。有名な話は、1936 年英国大使に任ぜられた時のこと、就任挨拶のためにジョージ 6 世を訪問した彼は、国王に会うなり、「ハイル・ヒトラー！」と、ナチス式敬礼を以て挨拶した。これはさすがに、当時一大センセーションを巻き起こしたようで、ロンドンっ子たちは、かげで彼のことを「ブリッケンドロップ大使 Ambassador Brickendrop」と呼んだ（„drop a brick“とは、人の感情を傷つけるようなヘマなことを、いったりしたりすることである)。でも彼の方は、国王よりも総統の方が強いと思っているから、意に介するところはなかったようである。ウィンストン・チャーチルがロンドンのドイツ大使館にリッベントロプを訪問したのは、1937 年秋、この時大使は、大きな世界地図の前に立って、ドイツ人はウクライナ、ベラルーシに生存空間を必要としている、大英帝国には手を付けずにおいてもよいが、ただしそちらは、ドイツの東方拡張を許容しなくてはならない、と論じ立てた。チャーチルが毅然としてこれを拒絶すると、リッベントロプは、「その場合には戦争は不可避である……。総統は決意している。彼を阻むものは何もなく、我らを阻むものは何もないであろう」といったという（ウィキペディア https://de.wikipedia.org/wiki/Joachim_von_Ribbentrop より、その引用元は、Thomas Kielinger, Winston Churchill. Der späte Held. Eine Biographie C. H. Beck, München, 2014, S. 216 ff. トマス・キーリンガー『ウィンストン・チャーチル　遅く来た英雄』ベック、ミュンヘン、2014、P216 以下)。チャーチルが反ヒトラー姿勢であることは、当時もう明らかに知られていた。リッベントロプももちろん知っていた筈であるが、承知の上で、ヒトラーからの受け売りに等しい――彼自身の生い立ちからいえば、特に自分からそれを思いつく理由もなかった筈の――東方侵略・対英宥和論を語り聞かせて、まるで喧嘩を売っているようだ。こういうこ

とをして、後でもしも自分の方が負けた時には、どんなに惨めな目に遭わされるか、リッベントロプは、ニュルンベルクで、身を以てそれを実証してみせることになる。また、外相となったリッベントロップは、同盟国のカウンターパートに対しても、不安と不快を募らせる言動を繰り返した。1939 年 8 月、伯爵ガレアッツォ・チアーノ外相は、ドイツのポーランド出兵をたいへん心配していた。ヒトラーのことだから、同盟国の準備不足のことなど顧みないで事を起こす可能性が十分にある、そうなれば英仏の参戦は避けられないから、イタリアの破滅に繋がりかねない――そう思ったチアーノは、ムッソリーニに迫って、自分の緊急訪独を実現させた。8 月 11 日、ザルツブルク郊外にあるフシュル城という、リッベントロプの豪華邸宅に招かれた。食事前に二人並んで散歩しながら、リッベントロプは、早々と、ドイツがもう戦端を開く機を待つばかりになっているということを、こともなげに打ち明ける。驚いたチアーノが「君たちは何を求めているのだ、回廊かダンツィヒか？」と問うと、リッベントロプは、冷たい目で彼を見つめながら「もはやどちらでもない。我々は戦争を欲している」と答えたそうだ。チアーノは、それは無謀である、英仏が黙っていまい、といって説き伏せようとしたが、リッベントロプは、だいじょうぶ、彼らは傍観しているだけだ、といって取り合わない。食事の時、彼は、こんな賭けまで提案してきた――もしも英国、フランスが中立を保ったら、チアーノは、自分にイタリアの絵画を 1 枚贈らねばならない、だがもしも彼らが参戦してきたならば、自分はチアーノに、古代の武器の蒐集品を贈ろう。このことはチアーノの日記に書き残されていたので、ニュルンベルク法廷でも尋問の際に持ち出された。チアーノは翌 12 日、リッベントロプと連れ立って、オーバーザルツベルクの山荘にヒトラーを訪ねるのだが、ここでも彼は、戦いを決意したヒトラーの演説と、それに口添えして英仏ソ恐れるに足らずと力説するリッベントロプの補足説明とをさんざん聞かされることになる。憮然としてローマに戻ったチアーノにとって、数年後に辿ることになる運命は、この時決定されていた、というべきかもしれない。さらにもう一つ、ラフーゼンの法廷証言で出て来た話を付け加えておいてもよいであろう。ラフーゼンによると、彼はワルシャワ陥落直前に当たる 1939 年 9 月 12 日、カナリスに随行して、総統列車における会合に同席した。出席者は、リッベントロプ、カイテル、ヨードル、カナリスと彼であった。ワルシャワ爆撃を含む対ポーランド戦略、ユダヤ人対策、ガリツィア地方蜂起煽動の計画等が、カイテルの仕事用車輌内で話し合われた後、カナリスと彼が車外に出た時、リッベントロプが彼らを呼び止めて、カナリスとの間になお少し立ち話をした、というのだ：

ラフーゼン：　カイテルの仕事用車輌内でのこれらの会話の後、カナリスは列車を後にしましたが、なおまだ短い話し合いを、リッベントロプとしました、彼はカナリスに――再びまたウクライナのテーマに戻って――いいました、ポーランド人たちの田舎屋敷すべてが焼失して、ユダヤ人たちすべてが撲殺されるように、叛乱や暴動が仕組まれねばならない、と。

エイメン：　だれがそれをいったのですか？

ラフーゼン：　それを、当時の外務大臣リッベントロプが、カナリスにいったのです。私は、その傍に立っていました。

エイメン：　あなたは、それに関して、何らかの疑いを少しでも抱きましたか？

ラフーゼン：　いいえ、それに関して、私は、いささかの疑いも抱きませんでした。「ポーランド人たちの田舎屋敷すべてが焼失するように」というのは、とりわけ私の記憶にはっきりしています。それは、或る程度耳新しいことでした。他の時には、ただ「抹消する」とか「撃ち殺す」とかについてだけ、話されていましたから。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Neunter+Tag.+Freitag,+30.+November+1945/Vormittagssitzung より私訳）

リッベントロプは、この発言を否定した。だから真偽を明らかにすることはできない。でも、ほとんどの人が、彼ならそういうことをいっても何ら不思議ではない、と思っている。何故なら、ポーランド侵攻が始まり、ワルシャワ陥落も迫っていた、その時点において、この後ガリツィア地方をどうするのか、について、これがヒトラーの考えだ、と確信できるところを得意げに語るということは、如何にも彼に相応しい、と考えられるからだ。彼の語った言葉が、ラフーゼンの証言どおりであったとすれば、それはとうてい外務大臣の言葉ではあり得ない。まるで、SS あたりの侵略立案者が語っているかのようだ。だが、そのことをまったく恥じないばかりか、かえって、そういう言葉を語ることによってヒトラーの意を体し得ている自分を誇りに思うというのが、外務大臣リッベントロプの真骨頂であった、と多くの人は認めているのである。

ヒトラーの「政治的遺言」と呼ばれるのは、1945 年 5 月 1 日、ゲッベルス、ボルマンの署名入りでプレーンにいたデーニッツに宛てられた電信文で、その中には、4 月 29 日付で、ヒトラーの後継者として政府・党の最高職に就くべき者の名が記されていた。大統領デーニッツ、首相ゲッベルス、ナチ党首ボルマン。それに加えて、外務大臣にはザイス - インクヴァルトが就任すべし、と書かれていた。つまりリッベントロプは、すでに見限られていた。そうとは知らぬ彼は、フレンスブルクに辿り着き、自分に外務大臣を続けさせるよう、デーニッツに強く願った。彼はまだ、外交交渉の能力を持っていると思っていたようで、自分なら、アイゼンハワー、モンゴメリーと交渉して、スカンジナビアからのドイツ軍撤退と引き換えに、英国軍にシュレースヴィヒ・ホルシュタインから手を引かせ、新政権の拠点の安泰を獲得することができる、と 5 月 2 日付デーニッツ宛てに書いたそうである。しかし、デーニッツの方は、事態をこの上なくシビアに捉えていた。彼は、ザイス - インクヴァルトでもなく、ナチスとして嫌われる心配の少ない前金融相シュヴェーリン・フォン・クロージクを外相に起用することに決めていた。それで、リッベントロプの執拗な申し出に対して、つ

いに「不用」を申し渡したのである。望みを断たれたリッベントロプは、すばやく姿を隠す。一気に国外まで逃げることができなかったので、勝手知ったるハンブルクの街に潜入することにしたようだ。ヨハン・リーゼと名乗って、アパートの６階に室を借りて住んだ。ハンブルク市はすでに英国軍政下にあり、彼の写真付き手配書が貼り出され、捜索の兵士たちが嗅ぎ回っていたにもかかわらず、彼はエレガントなダブルのスーツを着て、濃いサングラスをかけ、外交官の正装帽子をかぶって、街を散歩していた、というから、大胆といえば大胆な話である。ドイツ軍降伏から１ヶ月余、前外務大臣という大物を未だに捕らえられないことに、連合国軍は、かなり苛立っていた。しかし、やがて運の尽きる時が来る。リッベントロプは、より安全な隠れ場所を得るために、旧知のワイン商店主のところに何度か足を運び、自分はヒトラーの遺命によって託されていることがあり、必ず再起の時が来るから、それまで何としても匿ってくれ、と頼み込む。商店主は、この頼みにどう答えるか、躊躇っていたが、彼の息子が我慢できず警察に通報したので、連合国軍刑事局が直ちに動き出す。6 月 14 日朝、大捕り物は行なわれた。英国軍兵士 3 名とベルギー軍兵士 1 名とが、アパート 6 階のドアをノックしたが、中で気配が感じられない、ますます激しく叩いたが、相変わらず物音もしないので、とうとう長靴の踵でドンドン蹴り上げる、すると、やっと細く開かれたドアの向こうに怯えて立っていたのは、若いブルネットの女性であった。兵士たちは、「家宅捜索だ！」と叫んで、女性を押しのけ、家の中に入って行く。4 番目の部屋で、ベルギー軍兵士が、しわくちゃベッドに寝込んでいる男を見つけた。男は、玄関での騒ぎも聞こえないほどよく寝入っていたのか、それとも上手に寝たふりをしていたのか、とにかくそれから兵士たちに何度も強く肩を揺すられて、やっと目を開けた。ピンクと白の縞模様のパジャマを着たリッベントロプに、兵士たちは逮捕を告げ、着替えを促す。着替えて髪を梳った彼は、荷物一式を軍隊用洗濯物袋に詰め込んで、兵士たちと共に、家を後にした。英国軍司令本部に連行された彼は、入念な身体チェックを受ける。その結果、青酸カリの小容器が発見されたという。荷物の中からは、数十万マルクもの現金が出て来た。この金を何に使うつもりだったのか、と聞かれたリッベントロプは、今に世間の意見が変わって、また堂々と出て来られる時が来るから、その時のための備えである、と答えている。さらに取り調べの者たちを驚かせたのは、上着ポケットから出て来た、まだ送られていない 3 通の手紙であった。前外務大臣としての自分の価値をなお確信している彼が、英国の最有力者たちに、自分の助命を願い出るために書いたものであった。宛て名は、「モンゴメリー元帥」、「イーデン外務大臣」、そして「ヴィンセント（！）・チャーチル英国首相」と記されていたそうである。その後彼は、リューネブルク収容所を経て、バート・モンドルフに移され、ゲーリングらと一緒に過ごす。そして８月に、ニュルンベルクに移された。移送中も彼は、グレーのダブルスーツと黒のホンブルグハットを、エレガントに着こなしていたということである。

ゲーリングは、先にも述べたとおり、リッベントロプをもともと低く見ていたのだが、バート・モンドルフで生活を共にするうちに、あらためて彼に対する失望感を深めたようである。被告人ナンバー1 として扱われることを受け入れて、最後の戦いを決意しているゲーリ

ングにとって、ヘスはまったく当てにならないのが分かっているのだから、実質ナンバー2として共に戦いに臨んでくれるのは、本来リッベントロプ以外にない筈である。ところがそのリッベントロプは、モンドルフで見た様子からすれば、全然その期待を抱かせない。それを思うと、さすがのゲーリングも、つい愚痴が口を衝いて出てしまうようだ。開廷の迫った1945年11月11日、ニュルンベルクの独房で彼が語った言葉を、ギルバートが伝えている：

「……

リッベントロプが崩れ落ちていくのを見るのは、私には残念なことだ。仮に私が外務大臣であったとするならば、私は単純明快にこう語るであろう、「それが私の外交であった、そしてそれに私は責任を持つ。主権あるドイツ国家の外務大臣として、それはただ一人私の業務であり、私の権利であった。諸君がそのことで私を裁判にかけたいと思うなら、そうするがよい。諸君は権力を持っている；諸君は勝利者である」と。しかし私は、揺るがないであろう。私は、彼があんなにもあちらへこちらへと揺れ動き、際限のない覚え書と冗長な説明とで以て弁解するさまを、傍で見ていなくてはならないことを、嫌悪しているのだ。私は、個人としては彼に対して何も悪く思うところはないが、しかし外務大臣としての彼を、決して高く評価したことはない。フォン・ノイラートは、毅然とした、そして慧眼の人であった。彼は、しかるべき機会には、ヒトラーに異議を唱え、ヒトラーと討論した……それに反して、リッベントロプは、限りなく自己中心の人間であった――大成功を収めたワイン商人であったが、しかし外交の仕事のための素性経歴も持たなければ、繊細な感情も持たなかった。私は、彼を遠ざけるように、ヒトラーに助言しようと試みたが、それは二つの理由からであった。第一に彼は、英国人たちにとって、好ましからざる人物 persona non grata であった、だがヒトラーでさえ、英国人たちとは良い関係を保っておきたいと思っていたのだ。彼らは、リッベントロプを、その不躾な繊細感情欠如の故に嫌っていた。ロンドンに派遣された時、彼は、列車から降りるやいなや、もう彼らに、ロシアとの勢力均衡を監視するための専門的助言を与え始めたが、英国人たちこそ自らを勢力政治の分野の専門家だと思っていて、むしろ我々に、如何にして東部から身を守ることができるか、の助言を与えようと試みているのだということに、まったく気づかなかったのだ。それから国王に引き合わされた時、彼は、国王に「ハイル・ヒトラー」といって挨拶をしたが、それを英国人たちは、もちろん王位に対する侮辱であると解した。そのことを、私は、ヒトラーにさえ分からせることができた。私はいった、ロシアが交渉のための使いをあなたの許に派遣し、この者が来て、あなたに『共産主義革命万歳！』といって挨拶した、と仮定してごらんなさい、と。ハッハッハッハッ！」ゲーリングは、共産主義者の挨拶のように拳を高く上げ、心の底から笑った。

「第二の理由は、リッベントロプが国際間の外交の核心を意のままにすることができなかった、という点に存する。ヒトラーは、この点を判断することができなかった、何故なら彼自身、一度も外国に行ったことがなかったからだ。ただ、リッベントロプが一緒に仕事をしていたワイン商人たちのうちに、いく人かの英国人伯爵がいたから、というだけのことで、ヒトラーは、「コネ」を持った人物を手に入れた、と思ったのだ。私はヒトラーにいったものだ、もしも英国と何らかの交渉をしたいと思うなら、私の持つコネ――例えばハリファックス卿との――による方がずっとうまくできます、と。し

かしその愚鈍さにもかかわらず、彼はまるで孔雀のように、自分の地位にうぬぼれていた。

まあ考えてもいただきたい、日本およびイタリアとの枢軸条約の署名が、週刊ニュース映画その他報道陣諸々を呼んで行なわれた時、彼は、*私を*――国家第2位の人物を――*自分の後ろに*立たせようとしたのだ。この厚かましさを、あなたは思い浮かべることができますか？私は、彼にいってやった、私が君と一緒に取材記者の前に出る時には、*私が*腰を下ろし、君は*私の後ろに*立つことができるであろう、と。しかし私は、そもそもこの件とは何ら関わりたくなかった、何故なら私は、条約をまだ読んでもいなかったからだ。私は、後になって異論を唱えることがあるかもしれなかった、だから自分の態度を明らかにしてしまうことはできなかったのだ。

彼は当時、本当に厚かましかった。今ではもう、そうではない。モンドルフで、彼は、85ページの長さのある記録文章を書いて、あらゆる者に、それを読んでくれるように頼んだ。いく人かの者が、彼に答えていった、君は高慢ちきで、とても前もって我々に助言を求めるようなことはなかったのだから、書いたものなんぞ、今は自分で後生大事に持っていたらよかろう、と」。ゲーリングは、そのことに関して、再び存分に笑った。「私は、個人としては彼に対して何も悪く思うところはない」と彼は繰り返していった。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、18 - 20ページより私訳）

裁判におけるリッベントロプの様子は、ゲーリングが予見していたとおりになったといってよいだろうが、注目すべきことに、被告人個別弁護ステージに入って、第1番ゲーリングの奮闘中――3月8日（法廷第77日）から同22日（同第88日）まで――に、彼のグダグダぶりは、ますます顕著になってきたようである。ギルバートは、その実情を、侮蔑と嘲笑の念を隠すこともなしに、記して伝えている：

3月9日、10日（週末）の独房訪問の時

リッベントロプは、相変わらず疲れ切って混乱しており、ゲーリングの件に関して、いうべきことも持っていなかった。私は彼に、英国との合意に達するため、リッベントロプに知られずに交渉したという、ゲーリングの主張をどう思うか、と尋ねた。彼は肩をすくめた。「私の知らないことは、いっぱいあった」。彼は、自分の弁明文を仕上げるのは、とても間に合わないだろう、と力なく不平を述べた。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、187ページより私訳）

3月13日（法廷第80日＝午後にゲーリング自身の弁論が始まった）

「覚え書」：この日のうちの或る時間、リッベントロプの弁護士が、私を脇に呼んで、リッベントロプに関して、最近何らか奇異なことに気づいたかどうか、と尋ねた。彼は緩やかに神経機能崩壊に向っていると思う、と私はいった。弁護士は私に、次のとおり打ち明けた：彼は実際にまったく新たな種類の自己暗示状態に入り込んでしまったことを、最近数週間で弁護士は突きとめた；彼は、実際には出席していた話し合いに、出席していなかった、と弁護士に向って確言した、それで弁護士の断言に

従えば、予定していた弁護の半分は、無効になってしまった、とのこと。彼はまた、まったく馬鹿げたことどもをしたのだという、例えば、彼は、法廷宛てに手紙を書いて、自分はそれと知らずにそのような恐ろしい残虐行為を許容してしまったのだから、死ぬまで拷問にかけてもらいたい、と提案するというような。私は、それらすべてを、幻滅した野心の結果、そして弱くて影響を受けやすい性格の人間における良心の呵責と思っている、といった。彼は答えて、リッベントロプがヒトラーの信じ込ませやすい道具であったことを、自分は確信している、といった。

彼は、弁護終了後に、もっと多くの心理学的に興味深い詳細な事がらを、私に伝えよう、といっている。どうやら彼は、帰責能力なしを主張する可能性を探っているらしい、とはいえ彼は、リッベントロプが自身の行為に対して責任があることに疑問の余地はないことを認めたのであったが。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、192 ページより私訳）

＊（訳者注）リッベントロプ弁護人は、最初はフリッツ・ザウターであったが、1946 年 1 月 5 日付で、マルティン・ホルンに交代している。

3 月 14 日（法廷第 81 日＝ゲーリング弁論の 2 日目、朝ギルバートが被告人たちにブロムベルクの訃報を伝えた）

リッベントロプはこの日、ネクタイをせず、襟のボタンを開けたまま広間に現われた、彼は目を伏せたままで、彼の左頬は痙攣を起こしたように引き攣り、彼の顔はいつもよりもっと取り乱した表情を示していた：彼は、混乱と抑鬱の様を呈していた。私がかつてのドイツ国外務大臣に、ネクタイをせずに法廷に姿を現わしたことを指摘して注意を促した時、たくさんの眉毛がつり上がった。彼は、疲れたように力なく、襟が窮屈すぎるのだ、と答えた。私は、ネクタイを取りに行かせて、襟のボタンを留めなくてもそれを締めることはできる、と彼にいった。間違いなく、不作法の原因は、このかつてのセント・ジェームズ王宮の誇り高き大使が、何がしかるべき作法であるかを知らなかったことに、帰されるべきではない。ひょっとしたら彼は、いよいよナチ第 1 号が実際に自己弁護をするのを見てしまった後で、括り縄が自分の首の回りで締まるのを、潜在意識において感じて、法廷に姿を現わす心の準備ができなかったのかもしれなかった。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、193 ページより私訳）

だがいったい何故、リッベントロプは、ゲーリングの個別弁護の時になって、特に激しく崩れる様を呈したのであろうか。ゲーリング本人の強気の態度や、弁護側証人のしっかり揃った顔ぶれを見て、自分はとても同じようにできないと思い、絶望感を深めたからであろうか。あるいはまた、意地悪い心理士がいっているように、いよいよ自分らが個々に弁明の場に晒される時が始まったと思うと、近い将来に迫る絞首台のイメージが意識下から湧き上がってこようとするのを抑えられなくなってきたからであろうか。いずれの見方も、外れではあるまい。だが審理の只中に在ったこの時点で、リッベントロプを襲った憂鬱の要因は、もっと論理的な形で解明されることもできるのではないだろうか。つまり、ゲーリングの弁護が、論理的にいって自分の切り捨てを本質的に含意しているということを、はっきりと意識し

てしまったリッベントロプは、いいようのない孤立感に襲われた、ということではないだろうか。ゲーリングは、証人たちと共に、自分はナンバー2 の地位を賭して、戦争の回避、不拡大に努めた、と主張したが、それには一応のところ、一貫性が認められた。でもそうまでしても、現実には戦争の開始、拡大を阻止することができなかったのは、一方に、ヒトラーに諂って戦争推進の方向に働く、頑強な外交権力が存在したからにほかならない。ゲーリング本人や証人たちの証言は、常にこのことを含意し暗示していた、といっても過言ではなく、時にははっきりと、リッベントロプの害が指し示される場合もあった。例えばミルヒは、リッベントロプを対英外交の場から除くよう、ヒトラーに進言したことがある、と証言している：

……

ジャクソン：　あなた自身の言葉でいってください、この任務を引き受けた時、あなたは何を為し、どんな目標を追い求めたのか、我々に語ってください。

ミルヒ：　航空交通およびそれに属するすべてのものを大々的に拡張すること、それが第一の任務でした。

ジャクソン：　それからあなたは、英国とフランスとを訪れた、そして帰国後、ヒトラーに個人的に報告をしましたか？

ミルヒ：　はい、たしかに。

ジャクソン：　あなたは、英国からの帰国後、ヒトラーに、リッベントロプの活動に気をつけるよう、警告しましたか？

ミルヒ：　はい、たしかに。

ジャクソン：　あなたは、ヒトラーに、リッベントロプの英国での活動に関して、何を報告したのですか？

ミルヒ：　フォン・リッベントロプ氏は、かの地では好ましい人物（persona grata）ではない、という印象を得たということを、です。

ジャクソン：　あなたは、逮捕された後に尋問を受けた時、自分はヒトラーに、近いうちにリッベントロプを追い払わないと、英国との関係で困難な状況に陥るであろう、といった、と説明しませんでしたか？それは、大体のところ、あなたがヒトラーにいったことですか？

ミルヒ：　私は、この言辞を、今はもう思い出すことができません。

ジャクソン：　しかしそれが、あなたの詳述したことの意味ではなかったですか？

ミルヒ：　ヒトラーが繰り返し表明していた希望、すなわち彼の政治において英国と提携するという、この希望を実現するためには、英国に遣わすには別の人間が相応しい、というのが、私の見解でした。

ジャクソン：　あなたは、ヒトラーとこれに関して話す前に、これらの事がらをゲーリングと相談した、違いますか？

ミルヒ：　誰と、ですか？

ジャクソン：　ゲーリングと、です。

ミルヒ：　旅行に関して？それとも何に関して、ですか？

ジャクソン：　リッベントロプに関して、です。

ミルヒ：　いいえ、私は、この問題を、国家元帥とは相談しませんでした。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Achtundsiebzigster+Tag.+Montag,+11.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ゲーリングを助けて航空交通充実・空軍創設にあたる任務を受けたミルヒは、英国・フランスの視察旅行をした際に、英国でのリッベントロプの不評を深刻に受け止め、帰国時の報告の中で、ヒトラーに、リッベントロプ更迭を強く勧めたことがあった、ということである。それがいつのことであったかは、尋問では特にはっきりといわれてはいないが、内容から容易に「ブリッケンドロップ大使」時代、つまり 1936～38 年のことであると分かる。しかるにこの後、この人物が外務大臣の地位に就いたというのであるから、この間違いがドイツに不幸を招いた、といわれているに等しいことになる。しかし、このミルヒの証言にもまして、リッベントロプに強いダメージを与えたのは、ダーレルスの証言であったといわねばなるまい。スウェーデンの技術者・実業家であったダーレルスは、英独両国の事情に通じ、特にゲーリングとの交友関係を足掛かりにして、1933 年 8 月末、ベルリン～ロンドン間を数回

往復して、戦争回避に努力した。そのことがすでに知られていたので、ゲーリングあるいはシュターマーが、ぜひ弁護証人にと希望し、その出廷可能な日に合わせて証言のスケジュールを組んでもらえるように裁判長に頼み込んで、やや異例な形で証言が実現したのだった。つまりシュターマーは、ダーレルスを第一の主要証人として扱った。しかしダーレルスの登場を迎えた、被告人席の反応は微妙であった。率直にいえば、多くの被告人たちは、興ざめの感情を隠せなかったようだ。対英戦争を回避できるか否かのギリギリの瀬戸際で、国家ナンバー2 は、何とディレッタンティズムに縋る以外に手立てを知らなかったのか。そこに至るまでの場面、ゲーリング自身が、矜持に賭けて、皆を感動させるほどの健闘を繰り広げていただけに、急激の落差によるショックを、彼らが如何ともし難く思ったのは無理もなかった。もちろんそうなるとまた、いったいリッベントロプは何をしていたのか、と怪しむ気持ちが、皆の心に湧き上がってくるのを、避けることはできなかった。ともあれ、尋問でダーレルスは、わずか 1 週間の超短期間における、自分の目まぐるしい動きを詳細に語って明らかにした。それによれば、8 月 23 日、ゲーリングから電話で呼ばれた彼は、翌 24 日午後、ベルリンでゲーリングに会った。ゲーリングは彼に、ドイツの対ポーランド交渉が不調に終わって事態が切迫している、ということを告げ、すぐさまロンドンに行って状況説明をしてほしい、と頼んだ。彼は、翌 25 日にロンドンでハリファックス卿に会う。駐ベルリン大使のヘンドリックスが交渉しているから心配するな、というハリファックスの答えで、彼は、いったん安心させられたものの、その日のうちにゲーリングに電話すると、いや事態はますます緊迫しつつあるから、急いで独英外交折衝の場を持てるよう、願い出てくれ、と重ねて依頼された。それで翌 26 日（土曜日になっていた）に再びハリファックスに会って、ぜひゲーリング宛てに手紙を書いてくれ、と強く頼んだ。ハリファックスは、チェンバレンとも相談して「英国政府は平和的解決を望んでいる」という内容の手紙を、急ぎ認めてくれた。ダーレルスは、その日のうちにベルリンに戻って手紙をゲーリングに渡し、さらにゲーリングの取次によって、日付の変わる頃、首相官邸でヒトラーに会うことができたのだという。ハリファックスのゲーリング宛て手紙に目を通したヒトラーの発した言葉は、とても答えというようなものではなかったのだが、とにかくヒトラーの提案を英国政府に伝えよ、ということになり、ダーレルスは、翌朝またロンドンに発っている。その後また、ベルリンに戻ったようで、8 月 31 日には、ベルリンで英国大使館員のジョージ・オジルヴィー - フォーブスと共にポーランド大使を訪れて、ヒトラーの最終提案を説明しようとして拒否された。翌 9 月 1 日、ゲーリングから、「もう遅い」と聞かされたという。さてここで、注目すべきは、彼の「著書」である。この時の一連の経験を語った『最後の試み―ロンドン・ベルリン・1939 年夏 *Der letzte Versuch. London, Berlin, Sommer 1939*』ドイツ語版は、1948 年になってはじめて、ミュンヘンで出版されるのであるが、スウェーデン語版 “*Sista försöket. London-Berlin sommaren 1939*” は、1945 年すでにストックホルムで出されており、英国検察はこれをちゃんと読んでいた。デヴィッド・マクスウェル - ファイフは、反対尋問で、そこから詳細に引用しながら質問している。その中で 8 月 26 日から 27 日にか

けての深夜の首相官邸訪問（「著書」では第2回目の訪問となっているらしい）の時の様子を記述した部分をもとに質問しているところがある。ダーレルスは、その時ヒトラーが金切り声を上げて「戦争になったら、私は、Uボートを作る、Uボートを作る、Uボート、Uボート、Uボート、飛行機を作る、飛行機を作る、飛行機、飛行機、飛行機、それで敵を全滅させる」とがなり立てたと伝え、「私は今や、とても正常とは見なし得ない人物と自分は関わり合っているのだ、ということを知った」と記しているのだが、マクスウェル - ファイフは、この記述についてダーレルスの確認を得た上で、さらに質問を続けて、次のようにいう：

……

マクスウェル - ファイフ：　つまりそれが、ドイツ国首相であったわけですな。さて今あなたにお願いするのですが、ドイツ国外務大臣に関して、あなたが受けられた印象に基づいて、ちょっとの間、語っていただきたい。私は思うのですが、概してあなたは、リッベントロプが、あなたの努力を妨げ、失敗させるために、できることは何でもする、という印象をお持ちになっていましたね？

ダーレルス：　はい、そのとおりです。

マクスウェル - ファイフ：　しかし、ゲーリングの発言に従うならば、彼は、それよりもっと多くのことをしました。76頁をご覧なさい。思い出していただけるなら、あなたはまさに、ゲーリングに別れを告げようとしているところでした、私が思うに、あなたがロンドンへの最終の訪問に発つ時でした；彼が地図に印をつけた後で――この地図のことは、私はすぐにまた語りますが――あなたは、次のように仰いました：

「我々が別れる前に、彼は、もう一度ドイツの立場について語り、最後に、もしも我々がもう二度と会えないのなら、この機会に私に、私がしたことおよび平和のための私のたゆまぬ働きに対して、礼を述べておきたい、といった。私は、この告別に驚いて、我々はほぼ間違いなく、じきにまた会えますよ、と答えずにいられなかった。彼の顔の表情が変わった、そして彼は厳かにいった：「たぶんね；しかし或る人々は、あなたがこの件から生きて再び抜け出ることを妨げるために、できることなら何でもします」と。

これは、深刻な、厳かな調子でいわれたのですね、ダーレルスさん？

ダーレルス：　はい。

マクスウェル - ファイフ：　そしてあなたは、さらに書いておられる：

「同年10月に会った時に、ゲーリングは私に、リッベントロプが私の飛行機が墜落するように仕組もうとしていたのだ、といった。それ故に、私に別れを告げた時に、ゲーリングの深刻な顔の表情があったのだった」

ダーレルス：　そうですね；彼は、リッベントロプの名を 1 分前にいっていました、そしてそれから彼は、飛行機の墜落に関して語った時に、「彼が」という語を使ったのです。ゲーリングはリッベントロプのことをいっているのだ、と私は思いました。

マクスウェル - ファイフ：　つまりそれが、ゲーリングのいい方による、外務大臣だったのですね。さて、100 ページを開けていただくようお願いします；何故なら、私は、これらの事がらを関連づけたいからです。それは、9 月 1 日、つまりポーランドが攻撃された日の午後の、会合の記述です；あなたは、被告人ゲーリングに会いました、私が思うに、航空運輸省か、または彼の役所のうちの一つにおいて、でしょう。あなたは、これが見つけられますか、第 2 段落の手前ですが？

「彼にとっては」つまりゲーリングにとっては、「すべてが正確に、何ごとによっても覆され得ない計画に従って取り計らわれていた。彼は、国務次官のケルナーとグリッツバッハを呼び、彼らに向って長い講演をして、各々に名誉の剣を手渡した、それを彼らが戦闘において誉れ高く所持していることを、彼は望んでいた。あたかも、これらの人々は皆、陶酔の状態にあるかの如き印象を受けた」

これは、あなたの言葉ですか？

ダーレルス：　はい。

マクスウェル - ファイフ：　それは、あなたの受けた印象でしたか？もちろんあなたは、それで以て、彼らは皆、戦争への考えに、精神的な意味で酔ってしまっていた、といおうとしたのですね？

ダーレルス：　彼らの精神状態は、まったく短い時間で、変化してしまっていました。

マクスウェル - ファイフ：　言葉を換えていえば、ドイツの 3 人の主要人物たちのうち、首相は、異常な人間であり、国家元帥――あるいは当時は元帥――は、狂気の酩酊状態にあり、外務大臣は――ゲーリングによれば――、あなたの飛行機を墜落させようとした殺人犯であった。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundachtzigster+Tag.+Dienstag,+19.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

これはいくら何でも酷い。前に述べたように、この民間人の活動は、「いったいリッベントロプは何をしていたのか？」という非難の気持ちを人々の間に呼び覚ますのが普通だ。ヒトラーとダーレルスが会った時、傍にいたのはゲーリングだけであって、リッベントロプは影も形もなかった、と考えなければ、成り立ちようのない話である。ところが、いつの間にか、リッベントロプが――国家の外務大臣が！――民間人の活動を妨げようとして、いつもく

っついて見張っていて、挙句の果てに、飛行機に仕掛けをしてこの民間人を殺害しようと企てた、というストーリーが作られてしまっている（ダーレルスが、こういうよく売れそうなサスペンス仕様のストーリーを作って、いちはやくスウェーデン語で出していた、ということであるにすぎないが)。さすがにこれは正しておく必要がある、と考えたに違いないシュターマーは、すぐ後で再度尋問に立った時に、ダーレルスから次のとおり、訂正した答えを得ている：

……

シュターマー：　私があなたの仰ったことを正しく理解したとするならば、リッベントロプによって惹き起される筈だったという、飛行機の墜落について、あなたは先ほど語られました。あなた、それは本当に本気でしたか？

ダーレルス：　私は、すでに説明を訂正して、私はそれがリッベントロプだったと思う、というのもちょうど 1 分前に彼の名に言及されていたから、というふうにいいました。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundachtzigster+Tag.+Dienstag,+19.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

つまりダーレルスは、彼がロンドンに向けて出発する時に、送り出すゲーリングが「空路気をつけて！」とさかんに気を遣ってくれて、それがどうもリッベントロプに言及したすぐ後のことであったから、妙に気になった、ということぐらいしか、もともと「証言」としては語るつもりはなかったのだ。まさか自分の「著書」を、検察がそのまま引っ張り出してくるとは、予測していなかったのであろう。「著書」の中から、10 月になってゲーリングからリッベントロプの陰謀を打ち明けられたという、とんでもない作り話まで引用されてしまったので、大慌てでその説明を「訂正した」というわけである。もちろん、そんな打ち明け話をしたことにされたゲーリングとしても、これを放っておくわけにはいかない。彼は、ダーレルスが下がった後に再びシュターマーの尋問に答えるために証人台に上ったのだが、その時にリッベントロプへの疑いについては、はっきり否定している：

シュターマー：　ここで、ひょっとするとダーレルス氏を襲い得たかもしれない、飛行機墜落に因む事がらが取り扱われました。この議論は、どのような事情にありますか？

ゲーリング：　ダーレルス証人は、最後にご自身で、次のとおり、訂正しなくてはならない、といわれました、すなわち彼は、私からこの馬鹿げた供述を得たのではなく、これは、ただ私がわずか前にまったく別の連関でリッベントロプの名を出していたことによる、彼の推論なのだ、と。私は、

ただ一つ気になったことがあったので、次のことを指摘したのです：ダーレルスは、この時、私個人用の飛行機でロンドンに飛んでいました；緊張は極度のものであり、すべての国々で、動員と戦争状態の切迫とが宣言されていました。公共の航空交通は、とっくに中止されていました。ですから、場合によっては、急使を乗せてロンドンに飛ぶドイツの飛行機が、あるいは逆向けで、つまりこの時点で急使を乗せてベルリンに飛んできた英国の飛行機があったとしたら、その英国の飛行機が、我が軍の高射砲基地とかそういう類いのものによって、危険な目に遭わされる可能性があるということが、否定できませんでした；そして私には、この危険を、私の記憶している限りでは、オランダおよび英国の役所との、広範にわたる電話連絡によって排除することが、大きな関心事でした、そしてただこのことに、私は、きっと無事に着いて、また戻って来てほしい、というダーレルスへの指示を関連づけていたのです；なぜなら、この時世、容易に事故は起こり得るから、というわけです。

フォン・リッベントロプ氏は、ダーレルスの派遣について、そもそも何にも知りませんでした。私は、フォン・リッベントロプ氏とは、ダーレルスの件に関して、始めから終わりまでまったく何も話してはいませんでした。ですから彼は、ダーレルスが飛行機で飛んでいたこと、私と英国政府との間を行ったり来たりしていたことを、全然知っていませんでした。あの話は、まったくの推理です。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Fünfundachtzigster+Tag.+Dienstag,+19.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

このように、ダーレルスを証人に呼んだ責任を感じたシュターマーとゲーリングは、リッベントロプにかけられた最悪の容疑だけは晴れるように、すぐに努力してくれた。しかし、ダーレルスの「著書」をふんだんに利用した、マクスウェル - ファイフの巧みな誘導尋問によって引き出された「ヒトラー＝異常、ゲーリング＝酩酊、リッベントロプ＝殺人（未遂）」の煽り文句の衝撃は強烈だったから、その影響力は、ちょっとやそっとのことでは消えるものではなかった。特にリッベントロプに、民間人殺害未遂を着せて（３要人の中でもいちばん酷い）、彼につき「そのようなことを為しかねない人物であったのか」「そんな人物が外務大臣をしていたのか」という印象を法廷に植え付けるのに成功したことは、英国検察にとって大きな成果であったに違いない。リッベントロプ本人も、英国検察がゲーリング弁護証人を使って、実は自分を最大悪人に仕立て上げようとしているのだということに気づいて、愕然たる思いであったことであろう。ところで、もう一度思い出してみると、ダーレルスが証言した３月 19 日（法廷第 85 日）は、最後あのジャクソンのヘッドホン叩きつけで終わった日である。朝から続いたダーレルス尋問・反対尋問が午後に入って終わった後、再びゲーリングが証言台に上がり、シュターマーによるダーレルス証言関連限定の尋問が行われた後、昨日閉廷と共に中断されていたジャクソンによる反対尋問が再開された。そして窓外に夕闇が垂れ込めてきた時刻になって、ジャクソンの怒り狂いがあり、裁判長慌て気味の閉廷

宣告が行なわれた。そういうわけだから、この閉廷後における被告人たちの様子を想像してみるならば、つい先刻のこととして印象鮮明なジャクソンの行動に対する批評は、当然あちこちからたくさん出ていたであろうし、中にはそれをもとにジャクソン対ゲーリングの勝負を論おうとする者がいたとしても不思議ではない。しかし心理士ギルバートは、もちろんそこは心得たものだ。ジャクソンの荒々しい行動に触れるような発言はいっさい伝えていない。代わりに、この日始めの方にあったダーレルスの証言がずいぶん不愉快な結果に終わったことにがっかりして意気消沈した被告人たちが、ブツブツとこぼしたような話ばかりを紹介して、見事にすり替え擬装に成功してしまっている。そこにリッベントロプの感想も、効果的に利用されている：

> 閉廷になった時、被告人たち全体の間に、ゲーリングが完全に晒し上げられた（！＝引用者）という感覚が支配していた。次のような言葉を、耳に挟んだ：
> フリック：　奴はなんて馬鹿なんだ、こんな証人を呼ぶとは；検察が本を手に入れることなんか、分かってなくてはダメじゃないか。
> シュペーア（微笑みながら）：　ゲーリングの幸運も尽きた――おしまい、おしまい。
> フンク：　屈辱だ――屈辱だ！
> リッベントロプ（カルテンブルンナーに）：　私には、もう誰を信頼してよいのか分からない。
> ……
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、201 ページより私訳）

なるほど、リッベントロプにとっては、この日、ジャクソンのことどころではなかっただろう。ゲーリング弁護証人と称する者によって、極悪の人間に仕立て上げられようとしたのであるから、彼が「もう誰を信頼してよいのか分からない」といって嘆くのも分かる。しかし、この時点での彼に、それを求めるのは無理であったのだろうけれども、気を確かに持ってほしかった。ゲーリングは、彼を陥れようとしていない。それどころか、彼の濡れ衣を晴らすために、的確な証言をしている。信頼関係は失われてはいないのだ。そのことはちゃんと把握した上で、彼は、今自分を押し潰そうとして圧し掛かってきている力の本体を、はっきり認識し、これと向き合うべきなのだ。ゲーリング弁護証人に対する反対尋問である筈のところ、「著書」を引用しての執拗な追及によってリッベントロプ極悪人の印象を引き出したマクスウェル - ファイフの手法に、「彼奴だけは絶対に許さない」とする英国検察の、というよりは英国民の、恐るべき執念の深さを認めるのは、難しいことであったとは思えない。もちろん英国民のそうした懲罰追求は、国民の総意に基づく国家の象徴を侮辱した者に対して、相応の罰を求めるという、主権国家国民として当たり前の意志の現われである。国民の総意に基づく国家の象徴――こういう概念を条文仕様にして押し付けられて、ああでもない、こうでもない、と論うのは、世界の中でもよほど変わった国民に限るのであって、英国王が英国民の総意に基づく英国国家の象徴であることは、英国民はとうに承知であった。そ

のように考えない限り、今どき――というのは、20 世紀半ばの世界において――君主国などやっていられない、もともと成文憲法にそんなこと書く必要があるとも思っていないから、国民の「総意」を想定することにも何らの抵抗もない。つまり象徴国王論は、事実上英国民の常識になっていた、といって差し支えないのである。そのように国王が英国民の意識の上にしっかりと位置づけられた存在であるからこそ、英国民は、諸外国に対しても、国際政治の舞台で、自分たちの国王に対するしかるべき敬意の表明を求める。無礼を決して許すことはなく、特に甚だしい侮辱行為を働いた者があれば、あたかも決闘で始末をつけるかの如くに、これを自分たちの手で成敗せずにはおかないであろう。その凄まじい報復懲罰の意志が、今自分を押し潰そうとして圧し掛かってきている力の本体にほかならない、ということを、リッベントロプは、しっかりと認識すべきであった。もちろんこれを認識したからといって、それから逃れられるというものではない。そうではなくて、そのように圧倒的な力を前に、もう逃れる術はない、ということを認識すべきであった、というのである。つまり観念すべき時であった。それで以てせめて、ぼんやりした放心状態においてではなく、自分がどんな力の恨みを買って、どんな行為に対する報いを受けて滅びるのか、ということを知った上で死に赴く、ということが可能であった筈と思われる。実際には、彼は、そうすることさえできなかった。

リッベントロプの弁護は、ゲーリングの番が終わった後、ヘス弁護の短い期間を挟んで、3 月 26 日（法廷第 91 日）午後に始まった。弁護側証人として出廷したのは、外務次官だったグスタフ・アドルフ・シュテーングラハト・フォン・モイラント、秘書をしていたマルガレーテ・ブランク、そして 1939 年 8 月 30 日にリッベントロプと英国大使ネヴィル・ヘンダーソンとの会談の通訳・記録係を務めたパウル・オットー・シュミットであった。続いて、3 月 28 日（法廷第 93 日）午後の部もかなり遅くなってから、リッベントロプ本人が証人台に上がり、週末を挟んで 4 月 2 日（法廷第 97 日）午後まで、尋問および反対尋問が行われた。弁護人ホルンは、約２週間前にギルバートが受けた印象とはまったく異なって、この弁護にずいぶん苦心して工夫を凝らした。彼は、結果としてリッベントロプの減刑が得られるかどうかが問題ではなく、ドイツ国外務大臣の行なった国務行為があくまで平和的にドイツ国家・国民の利益を達成することを目ざすものであった、と主張するということに、自分の行なう弁護の意義はある、と理解していた。そしてリッベントロプ本人がもはや立ち向かうべき相手も分からず神経の衰弱を来たしている有り様を見極めて、代わりに自分が弁論する形をとってでも（彼は、自分が行なう予定のプレドワイエに強い意欲を示している）、主張を通そうという意図を持っていたように見える。彼は、最初の証人を呼び出す前に、まずリッベントロプ本人の宣言を代読すると称して：

> 国家の外務大臣として、私は、アドルフ・ヒトラーの対外政治方針と指令とを実行しなくてはならなかった。その際に、私の為した対外政治的行動に対して、私は、全き責任を負う。

と宣告して法廷を驚かせ、皆が呆気に取られているところに、自分の集めた記録文書集を持ち出して、これらを本人尋問の際の基礎資料とする必要があるから、証拠として登録しておいてほしい、と要求し、文書の読み上げまで始めた。記録文書集というのは、ドイツの政策を示す資料とされた書類の山の中から、リッベントロプの活動がまともな外交として、平和裏の国家利益追求を意図するものであったことを証明する材料になると見なされ得る部分を、手あたり次第抜き出してコピーしたものである。それは膨大量に達していたので、とても翻訳して部数を揃え、検察に行き渡らせるところまではいっていない。だから検察がそれに異議を唱えて拒否しようにも、手許に無いものをどうすることもできない。とりあえず、仮に受け取る、と裁判長にいわせてしまえるところが付け目だ。ついでに一々の文書の概要を簡単に説明しておければさらによい、というわけで、ホルンは、そこまで試みた。いや彼は、さらに調子に乗って、長文を引用して読み上げることまでしたので、裁判官席および検察席からの厳しい視線を浴びて、とうとう最初の証人シュテーングラハトを呼び出すことになった。しかし、記録文書集の概要説明には、とうていまだ十分ではないと感じていたようで、翌日午後、シュテーングラハトの証人尋問が終わるとまた、長々と続きを試み、今度は裁判長に「一括して法廷に預けておけばよろしい、証拠としての正式採用如何は後日にならないと決まらない、だがリッベントロプ尋問の際の基礎資料として用いることはできる」と、繰り返し説得され、先へ進むよう促されて、それでも次の日の午前まで粘って、やっと二番目の証人ブランクを呼び入れた。だが、ここまでした弁護人のせっかくの努力も、証人たちのうちの男２人およびリッベントロプ本人の情けなさの故に、水泡に帰してしまうのである。

実は、ホルンが申請していた証人は８名だった。うち５名が出廷しなかったことになるが、その１人は前にも述べたフリードリヒ・ガウス、残る４名のうちの数名は対英艦船協定締結の際の裏事情を話しそうなので、検察の異議によって拒否されたのだそうである。それで、出廷した３名のうちでは、リッベントロプの下で外務次官を務めたシュテーングラハトが、主要証人と位置づけられてよさそうに思われるが、実のところは、彼のトンデモ証言によって、リッベントロプの立場は決定的に損なわれ、その指揮下にあった筈のドイツ国家――「第三帝国」というのか？――の外交は、憐れむべき姿を晒すことになったのである。いったい彼は、どんなことを喋ったのだろうか？

ホルン：　あなたは、外務省において最終的にどのような地位を占めていましたか？

フォン・シュテーングラハト：　1943 年 5 月から、私は、外務省の国務次官職でした。

ホルン：　あなたの職務は何でしたか？

フォン・シュテーングラハト：　私の職務を分かりやすく説明するために、以下のことを前もってい

わなくてはなりません：

戦争開始以来、外務大臣は、執務場所を、ヒトラー司令部の近くに、したがってたいていはベルリンから数百キロメートル離れたところに置いていました。ここで彼は、限られた範囲の人員たちと共に仕事をしました。ベルリンの外務省には、定例の、そして管理的な任務がありました。とりわけまた、諸外国の外交官たちとの持続的な交際を果たし続けることが義務でした。

この課題範囲の枠内で、私は、国務次官として、1943 年 5 月以来、責任を担っています。ところが、対外政治の意見形成や、決定および指令は、たいてい外務省の一切の関与なしに、時には後からの合意すらなしに、司令本部から発せられました。

ホルン：　誰が、対外政治の方針を定めていたのですか？

フォン・シュテーングラハト：　対外政治は、方針に関してだけでなく、たいへんしばしば、ごく詳細な点に至るまで、ヒトラー自身によって決定されていました。リッベントロプはしばしば、総統は外務大臣をまったく必要としていないと、そしてまた、本当のところは、彼は対外政治次官だけを持ちたがっているのだ、とも言明していました。リッベントロプは、私の見解では、そういう位置づけにまた合意してもいたのでしょう、というのも彼はその場合、少なくともヒトラーの権威によって、対外政治への横からの破壊的影響の一部分や、ヒトラーを介しての影響を、遮断することができたでしょうから。ひょっとしたらその場合にはまた、彼はヒトラーの演説に対する影響力を持ち得たかもしれません、演説もまたヒトラーは、対外政治の部分に関してはリッベントロプ抜きで作成するのを常としていたわけですが。

ホルン：　外務省と並んで対外政治に従事する役所または人物が、他にもありましたか？

フォン・シュテーングラハト：　はい。実際のところ、1933 年以来、対外政治に野心を持たなかった党あるいはその部分に属する役所は、ほとんどありませんでした。これらの役所は各々、一種の在外事務所を持ち、これを通して外国との関係を取り入れ、またそれによって独自の対外政治ルートを開拓しようと努めていました。私は、その数を約 30 と見積もっています。例えば、HJ（ヒトラー・ユーゲント）、SA、ドイツ労働戦線、SS、対外政治局を持つローゼンベルク役所、宣伝省、ヴァルデック公役所、リッベントロプ役所、北方協会、さらには VDA（自動車産業連盟）、ドイツ・アカデミー、国鉄その他です。これらの役所と並んで、ヒトラーの直接の取り巻きおよびヒムラー、ゲッベルス、ボルマンのような人物が、対外政治の意見形成に影響力を持っていました。ゲーリングもまた――私の知っている限りでは――、或る何らかの程度の影響力を持っていましたが、しかし対外政治に関しては、いずれにせよただ 1938 年までです；その後はもうほとんど持っていませんでした。

ホルン：　フォン・リッベントロプは、その種の諸影響を妨げようとする、あるいは遮断しようとす

る試みを為しましたか？

フォン・シュテーングラハト：　私自身の観察に基づいて、私はただ次のようにだけ判断することができます：かつては一度も外国に行ったことがなく、その後平和の時に第三帝国の一時的な旅行者として、そしてまた他国の占領後に、あれこれの国の首都で結構な朝食を取ったという者のうち、ほとんどすべて誰でもが、自分のことを人に負けないその国の事情通だと思っていました。彼らの閃きと知見とを、彼らは好んでヒトラーの許で披露しました。残念なことに彼らは、実際の状況から離れたことをいえばいうほど、そして対外政治上の必要事・必然事に反したことをいえばいうほど、ヒトラーの気に入ったのでした、とりわけまた残念なことには、彼らがますます多くのいわゆる知ったかぶりを示して、素朴な人道感情に矛盾することをいえばいうほど、彼らはヒトラーの気に入ったのです。ヒトラーは、そうした表現や叙述を、歪められた判断とは見なしませんでしたから、それらは部分的には修復できないほどの作用を及ぼし、ヒトラーにおいて、いわゆる彼の直観と並んで、原則的な立場の出発点を形づくりました。そんなふうにして作り上げられた判断あるいは見解をひっくり返すことは、専門家にとっては簡単なことであったに違いなかろうという、ひょっとすると発せられるかもしれない異議に対しては、私は、次のことを指摘してもよいでしょう：後の駐パリドイツ大使がまだ製図の先生であった間は、ヒトラーは、彼の報告を、興味を持って読みました；しかし彼が国家の公式の代表となった時、彼の報告は、読まれることなく、紙くず籠に放り込まれました。これに反して、ヒムラーの報告、ゲッベルスの目的観、ボルマンの影響力は、決定的な重要性を持っていました、制御できない諜報員情報も同様で、それは事情通・外国通の判断よりも重さを持っていました。

ホルン：　外務省は、すべてのドイツ以外の国々に対する関係につき、権限を持っていましたか？

フォン・シュテーングラハト：　私があなたの質問の第二の部分にまだ答えていなかったことを、ここでなお申してもよいでしょうか、しかもそれは、この影響の遮断の問題です。
ヒトラーの仕事方法の下では、これらのいわゆる対抗影響は、総じて遮断され得ませんでした。この「組織的な組織破壊」に対して、リッベントロプは、不屈の激しい戦いを行ないました、しかもそれは、ほとんどすべてのドイツの役所に対してでした。私は、なお申したいのですが、彼の時間の少なくとも 60%は、ただこれらの事がらだけに費やされていました。

ホルン：　外務省は、すべてのドイツ以外の国々に対する関係につき、権限を持っていましたか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、平和時においては。

ホルン：　戦争の勃発と共に、外務省の位置は変化したのですか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、事実上外務省は、ドイツ軍の銃剣が国境を踏み越えた、その瞬間に、その当該の国に対する権限を失いました。外国の政府に直接的関係を持つことへの単独権限は、すべての占領された国々において、失われてしまいました。たいていの場合においては、外務省の代理機関を、今や何らの管轄権も持たない観測所としてその地で維持する、という権利さえも、失われてしまいました。このことは、とりわけ東部地域およびノルウェーに当てはまります。例えばノルウェーにおいてのように、占領されたにもかかわらず、ある何らかの点に関して国の独立を保持しておこうとする試みを、リッベントロプが為した場所においては、我々外交官たちのこの働きは、愚かで、たるんでいて、国家を害するものであるといわれました、そして責任ある者たちは、ヒトラーの命令により仕事を直ちに中止しなくてはならず、外務省を退職していきました。一般的な観点において、戦争時における外務省の変化した位置をもっともよく特徴づけているのは、ヒトラーの言葉：「外務省は、戦争の終わるまで、できるだけ表舞台から姿を消しているべきである」です。ヒトラーは、外務省を 40 人から 50 人の人員に限りたいと思っていました、そして外務省との連絡を受け入れたり、あるいは維持したりすることは、部分的に禁じられてすらいました。外務省そのものおよびその官吏たちは、ヒトラーに嫌われていました。彼らは、仕事を、それが実行されるべきでない場合にのみ、与えてやってもよい、客観的な法律家、敗北主義者、世界市民主義者と見なされていました。

ホルン：　そもそもドイツになお、伝統的な意味に於ける対外政治が存在したのでしょうか？

フォン・シュテーングラハト：　いいえ、少なくとも私は、一度もそのようなものに気づいたことはありませんでした、何故ならヒトラーはすでに、大意において次のような言葉を吐いていたからです：「外交とは国際間詐欺である。条約は子供だましである；それは、その時々の相手に、目的に適っていると思われている間においてのみ、守られる」。そんなふうに、ヒトラーは、世界のすべての外交官たちについて、判断を下していたのです。

ホルン：　外務省は、東部諸地域および民事行政下にあった諸地域に対する影響力を持っていましたか？

フォン・シュテーングラハト：　この質問には、私はすでに触れました。私がすでに申しましたように、軍事政府が存在したか、または民事行政が存在した諸地域では、外務省の代表は――そもそもそれが観測所としてなお許容されていたとしても――、いずれにせよ機能を有していませんでした；それが規則でした。もしも私が各国においての状況を取り上げて論じたら、あまりにも広範に渡りすぎることになるだろう、と私は思います。状況は、さまざまでした。

ホルン：　あなたは、フォン・リッベントロプを、典型的な国家社会主義者と思いますか、それともそうではないですか？

フォン・シュテーングラハト：　リッベントロプは、彼の全体的な考え方からいえば、国家社会主義の典型的代表人物ではありませんでした。彼は、国家社会主義の教理・原則について、きわめて僅かのことしか知っていませんでした。彼は、自分がただ人格的にヒトラーに結び付けられたと感じ、これに軍人的服従を以て従っていたのであり、そして彼は、個人的にヒトラーへの或る種の催眠的依存の状態にありました。しかし、国家社会主義の典型的代表人物とは、私は決して、彼のことをいうことはできません。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einundneunzigster+Tag.+Dienstag,+26.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

もしも私たちが、この部分のやり取りだけを読んで、いったいどのような立場の、どのような見解を抱いていた者であったら、ここでこのような発言をすることができるのだろうか、と考えてみるとしたら、どうなるだろうか。私たちはきっと、このシュテーングラハトという人は、生え抜きの外務省官僚であって、外務次官にまでは上ったけれども、当時すでにヒトラーの権力およびその意を体しているとする党諸組織の容喙によって、外務省の活動が麻痺してしまっていたことに強い不満を抱いていたのであり、自分をその地位に就けてくれた所属長のための弁護証言を義務的に引き受けはしたものの、本心では彼に対しても批判的な見方をしているのであろう、と推測することであろう。しかし、それは大外れというものだ。シュテーングラハトは、1933 年に NSDAP 党員（番号 2,837,625）となり、SA に所属、そちらでは最終的には旅団長の地位にまで上った。1936 年から 38 年まではロンドンのリッベントロプ大使事務所で働き、1940 年からは外務大臣私設秘書局にあって副官的働きをし、1943 年 3 月に更迭されたエルンスト・フォン・ヴァイツゼッカーの後任として外務次官に送り込まれたのである。実は彼こそ、リッベントロプにとって、外務省支配のための切り札的存在であった、ということは隠すべくもない。敗戦後は、当然彼もまた、有力な戦争犯罪容疑者として扱われることになる。1945 年 5 月 23 日のフレンスブルク高官一斉逮捕で連行され、ついこの間までは、モンドルフでリッベントロプたちと一緒に取り調べを受けていた。今回「主要戦争犯罪人」として起訴されることは免れたものの、やがて別途裁判を受けることになるのは、決まっていた。だから、この法廷で証人席にあるシュテーングラハトの本心を端的にいうならば、自分の無罪主張の準備をしておきたい、ということに尽きる。来たるべき裁判における自己弁護のための伏線を、何としてもここで敷いておきたいのだ。自分は外務省高官として責任を問われているのだから、そこから免れるためには、ヒトラーおよびナチス党組織の圧力によって外務省が仕事をできない状態になっていたことをどれだけ強調しても、し過ぎることはない。ただリッベントロプだけは、まったく党側の人間として描くわけにはいかない、彼はその状況下にあっても、党の影響を抑えて外務省の立場を守ろうとする努力を、それなりにしていた、というのでなくてはならない。そして何より重要なのは、そういうささやかな、あるいは空しい努力であっても、それをしてみる

ように大臣を後押し支援したのは自分であった、という関係を強く法廷に印象づけることである。そのように、いわばリッベントロプをダシにして、来たるべき裁判で自分が助かるための用意をするのだ、と考えるならば、シュテーングラハトにとって、この機会は絶対に逃すことのできないものであった筈である。例えば彼が上掲より後の部分で出してきている証言によるならば、外務次官になった彼は、教皇大使（Nuntius）からの手紙が机の上に山積みになっているのを見つけた。それらはカトリック聖職者に対するナチスの度重なる迫害を訴え、対処を求める内容のものであったが、ヒトラーに「構うな！」といわれたので、ずっと放ったらかされていたのであった。シュテーングラハトは、せめてそれらに対する回答はするようにすべきではないか、とリッベントロプに提案し、リッベントロプも、もう一度ヒトラーに申し出てみようと約束した、ということである。リッベントロプがそのとおりにしたということを、シュテーングラハトは疑っていないのであるが、ただし効果は現われなかった、という話である。普通に考えれば、リッベントロプがあらためてヒトラーに一喝されて終わったのだろうと推測されるから、結局この話は、外務大臣の弁護の足しになるようなものではなく、むしろ彼のひ弱さをいっそう強く印象づける作用を及ぼしているにすぎない。しかし外務次官シュテーングラハトの行動に関してみる限りは、それは近い将来における彼の自己弁護のための効果的な布石になっているのである。総じてこんな具合ではあったけれども、とにかくどんなに弱々しいものであれ、リッベントロプのための弁護材料をいくつか持ち出そうとするのであるから、そのための必要前提を――つまり「彼は本来そんなに悪い人間ではない」という基本的設定を――確保しておかねばならない。だからシュテーングラハトは、上に見られたとおり、リッベントロプはナチスの典型的代表人物ではない、言い立て、また証言の随所において、彼とヒムラーとの不仲をことさらに強調してみせるのである。検察は、こういう姑息な仕方で以てこの場を乗り切ろうとするシュテーングラハトの様子から、いわばその足元をもう完全に見切ってしまった。それで反対尋問の時に、思いっ切り喜劇的な場面を演出して、きわめて効果的にかつ小気味よく、彼の弁護証言を潰してしまうのである：

エイメン：　あなたは昨日、リッベントロプを典型的ナチとは思わない、と発言されました、それで合っていますか？

フォン・シュテーングラハト：　はい！

エイメン：　あなたは、ゲーリングを典型的ナチと思いますか？

フォン・シュテーングラハト：　ゲーリングは、あらゆる会合において発言し、権力掌握のために戦いもしました、したがって彼は党内において、リッベントロプとはまったく異なった基盤を持っていました。

エイメン：　あなたは私の質問に「はい」「いいえ」で答えることができる、と私は思う。我々は可能な限り、時間を節約したいのだ。

フォン・シュテーングラハト：　はい、分かりました！

エイメン：　あなたは、リッベントロプに当てがったと同じ基準に基づいて、ゲーリングを典型的ナチだと思いますか？「はい」ですか「いいえ」ですか？

フォン・シュテーングラハト：　この質問に、そんなふうに「はい」「いいえ」で答えることはできません。私はどんなところでも努めて……

エイメン：　だがリッベントロプに関しては、あなたはこの仕方で答えなさった、違いますか？

フォン・シュテーングラハト：　ゲーリングは独特な人物でした。彼を、私は、人が端的に呼ぶような一般的ナチスの枠内に入れることはできません。

エイメン：　換言すれば、あなたは、あなたが彼を典型的ナチと思っているかどうか、を知らない。あなたは、これを法廷に分かってもらうおつもりか？

フォン・シュテーングラハト：　典型的ナチとは、「平均的」ナチの意味に解されます。ゲーリングは独特の人物であり、その生活習慣に関して、彼を他の国家社会主義者たちと比較することもまたできません。

エイメン：　よろしい！あなたは、あなたの目の前の被告人席に坐っている、これら紳士方すべてと知り合いですか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、たしかに。

エイメン：　では、これらの紳士たちのうち誰が、あなたの見解によれば典型的ナチであるか、私に教えてくださるか、それも、あなたが昨日リッベントロプに当てがった、その基準に基づいて、ですが？

裁判長：　エイメン大佐、私はあなたの反対尋問を遮りたくはないのですが、ただあまりにも多くの哄笑と騒音が法廷に満ちています。私は、それを許しておくことはできません。どうぞ反対尋問をお続けください、大佐。

エイメン：　私のさっきの質問の意味がお分かりですか？
どうぞ、被告人席にいる被告人たちのうちで、あなたが典型的ナチだと思う人たちの名を挙げてください、そしてそれは、あなたが昨日リッベントロプに当てがったと同じ、その基準に従って、です。

弁護人ホルン：　裁判長！私の確信するところでは、ここで証人によって一つの判断が下されようとしています、でもその判断は、私の見解によれば、審理の最後において法廷により下されるべきものであります。それは、証人が答えることのできない、価値判断であります。

エイメン：　この異議は、まさしく同じ弁護人によって昨日、リッベントロプに関して申し立てられました。

裁判長：　法廷はそれを、まったく適切な質問と考えます。証人自身が、「典型的ナチ」という表現を用いたのです。

エイメン：　さあどうぞ、我々に名前を教えてください、可能ならば、長い説明は無しに。

フォン・シュテーングラハト：　昨日申しましたとおり、私は、「典型的ナチス」とは、教理・原則を習熟した人々のことと解しています。私は今日さらに付け加えて、次のように申します、すなわち「典型的ナチス」とは、戦争時において国家社会主義の思想を主張し、国家社会主義のプロパガンディストであった人々のことと解したい、と。ローゼンベルクの著書はよく知られています、フランク氏はドイツ法学会の会長としてよく知られています、元来これらの人々が――もちろんヘスもまたそうですが――、私の特に取り上げたいと思う人々です、何故なら彼らは、その著作等々により、また講演によって有名になったのだからです；フォン・リッベントロプ氏については、誰も、選挙演説を聞いたことはないでしょう。

エイメン：　しかしあなたは、私の質問に答えてはいませんね。あなたの見解によれば、ローゼンベルク、フランク、ヘスだけが、あなたの基準に従って典型的ナチスと呼ばれる者たちである、と私は思うべきなのですか？

フォン・シュテーングラハト：　はあ、私は今、被告人たちの列をずっと通して見ていって、一人一人について判断しなくてはならないのでしょうか？

エイメン：　はい、是非とも！それらの名前を教えてください。いや、私は、あなたの意見を求めたいと思っているのではない。あなたがあなたの基準に従って誰を典型的なナチと考えているのか、

それを私は知りたいのです。

フォン・シュテーングラハト：　はい、基準は、先ほどすでに申しました。それは、その人々が仮借なく国家社会主義の思想を言葉において、また集会において主張したかどうか、ということにはっきり形を現わしてきます、それで私は、主要な人々を名指したのです。

エイメン：　それであなたは、その他の者たちすべてを、典型的ナチスとは思っていない、それで合っていますか？

フォン・シュテーングラハト：　そうはまだいいませんでした。私は次に、個々の人たちをずっと見ていかなくてはならないでしょうから。

エイメン：　そのことなら私は、あなたにすでに３回もお願いしたでしょう、さあどうぞ、その人々の名前をいってもらえますか？

フォン・シュテーングラハト：　あそこにザウッケル氏の姿が見えます。ザウッケル氏は、ガウライターであり、国家社会主義の運動において指導的に活動していました；それから、ヒトラー・ユーゲントの教育をしていた、国家青年指導者の姿が見えます。

エイメン：　誰か他にはどうですか、どうぞ名前だけをいってください、コメントはいらない。

フォン・シュテーングラハト：　はい、私はこれで典型的な党代表者たちを取り出したのではないかと思います。

エイメン：　シュトライヒャーはどうなのですか？

シュテーングラハト：　彼の姿は、ここに見当たりません、見当たっていれば私は、そうですと申したでありましょうが。

（引用者注：シュトライヒャーは、前日から審理を欠席していた）

エイメン：　言い換えれば、あなたは彼をも、「あなた自身の基準に従って」典型的ナチだと思っているのですか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、しかし彼の害毒を、すべての国家社会主義者たちに廻っているものとは、どうかお認めにならないでいただきたい。

……

エイメン：　さて証人、あなたはかつて、「ごみバケツ」の名で知られている場所に閉じ込められていましたな？

フォン・シュテーングラハト：　ごみバケツの中に、ですと？

エイメン：　ルクセンブルクの近くです。

フォン・シュテーングラハト：　ごみバケツの中に？私は思い出せない。

エイメン：　ルクセンブルクの近くです。

フォン・シュテーングラハト：　ごみバケツの中に閉じ込められていた、ですと？――いや、私は思い出せない。

エイメン：　あなたは捕まった後に、どこに閉じ込められたのですか？

フォン・シュテーングラハト：　モンドルフに、です。

エイメン：　どれだけの期間でしたか？

フォン・シュテーングラハト：　モンドルフには、全部で 11 週間です。

（引用者注：モンドルフの収容所を米軍が “Camp Ashcan” と呼んでいたことは、前に述べたが、ここでエイメンがその名前をいった時に、同時通訳者が „Mülleimer“ と独訳したらしい。もちろんそれで的確なのだろうけれども、私たち日本人が第三者的に見れば、英語の “Ashcan”（＝灰塵缶）よりもドイツ語の „Mülleimer“（＝ごみバケツ）の方に有機的な生々しさが強く感じられるので、これを耳にした時のシュテーングラハトのビックリ仰天ぶりもよく分かる気がするのである。）

エイメン：　そしてその時期には、ここにいる被告人たちの多くもまた同様に、そこに閉じ込められていたのですか？

フォン・シュテーングラハト：　はい。

エイメン：　あなたは、そこにいた期間に、収容者たちのいく人かと話をすることができましたか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、たしかに。

エイメン：　そしてあなたは、時々またそういう話し合いを楽しんでいた、違いますか？

フォン・シュテーングラハト：　はい！私は、他の収容所に移りましたから、ずっと彼らと一緒ではありませんでしたが。

エイメン：　さて、あなたは、そこの収容者たちの誰か彼かとの歓談の間に、これから私が読み上げるような言葉を発しましたか、そしてそれは逐語的にですか、それとも大意においてですか？私の質問の意味がお分かりですか？「リッベントロプは、礼儀正しさも真実尊重の念もまったく持っていない。彼はそもそも、それらのものをまったく分かっていない」。どうぞ「はい」「いいえ」で答えてください。証人、あなたはこれをいいましたか？あなたはこれをいったのですか？

フォン・シュテーングラハト：　私がいったといわれている、そのことを、もう一度正確に聞かせていただくことができるなら、たいへんありがたいのですが。

エイメン：　どうぞ注意してお聞きください、私はあなたに、あなたが逐語的にか、それとも大意において、そういったのかどうか、質問しています。私のいう意味がお分かりですか？

フォン・シュテーングラハト：　私は、あなたの質問のドイツ語翻訳を正確に聞き取ることができませんでした。

エイメン：　今はもう分かりましたか？

フォン・シュテーングラハト：　分かりません、ドイツ語翻訳を正確に聞き取ることができなかったのです。

エイメン：　ふむ、しかしあなたは、私の質問は理解できますね、すなわち、あなたは正確にそれらの言葉を使ったのか、あるいはそれらに似た言葉を使ったのか、私にいってください、ということです。私は、もう一度それを読み上げようと思います。分かりましたか？

フォン・シュテーングラハト：　はい、ありがとうございます。

エイメン：　「リッベントロプは、礼儀正しさも真実尊重の念もまったく持っていない。彼はそもそも、それらのものをまったく分かっていない」。

フォン・シュテーングラハト：　私は、その種の言葉を語ったということを、思い出すことができません；いったい誰に向ってそれを語ったのか、知りたいものですが。

エイメン：　あなたは、この発言をしたということを、否認するのですか、それともただ、それをいったのかどうか、思い出すことができないのですか？

フォン・シュテーングラハト：　私は、それをいったということを、思い出すことができません。

エイメン：　あなたがそれをいった、という可能性はあるのですか？

フォン・シュテーングラハト：　私が何らかの連関において、その種の発言をした、ということはあるのかも知れません。

エイメン：　たいへん結構です！

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweiundneunzigster+Tag.+Mittwoch,+27.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

「鴨がネギを背負ってやって来る」というような表現は、日本語にしかある筈がないと思ったが、念のために辞書を引いてみると、ちゃんと“a duck that came carrying green onions”というのが出てくる。感慨深い発見ではあるけれど、果たして欧米人にとってこの表現が、日本人にとっての「鴨ネギ」に相当するほどの鮮烈な連想力を発揮するものなのかどうか、そのあたりは何とも分からない。それはともかくとして、日本人の感覚で推し測るならば、この時の証人台のシュテーングラハトは、検察から見て、まさにネギを背負った鴨がそこに立っているようなものであった。エイメンが代表して、これをまことに美味く料理してのけたというわけだ。そしてこの点では、三番目に出て来たシュミットも、シュテーングラハトと変わるところはなかった、といわねばならない。彼は長年にわたって外務省で通訳官を務めていたから、多くの重要な国際会談の場に居合わせたには違いないが、職務柄その証言能力には自ずと制約がかかってくるし、すでに英軍によるオーバーウルゼルでの取り調べを受けて、前年 11 月 28 日付で宣誓口述書を取られていた。この法廷でも、英国検察が厳しく見張っている前で、「弁護側」証人として喋れることなど、まったくといっていいほどあり得ない。問題の 1939 年 8 月 30 日、リッベントロプがヘンダーソンを外務省に呼びつけてヒトラーの対ポーランド最終見解を読み聞かせた時の話にしても、すでに検察が言い立てていたとおりのこと――リッベントロプがドイツ語文を早口に読み上げ、ヘンダーソンはただ聞いているだけ、読み終わったらリッベントロプは原稿をさっさとポケットにしま

い込んだ、その間シュミットには、何ら通訳の務めを果たす余地がなかった、ということ――を確証する以外に、何もできる筈がない。逆に検察の反対尋問に遭って、リッベントロプの人格貶下のための格好の材料を提供してしまう：

マクスウェル - ファイフ：　個別的な事がらに関わる前に、私はあなたに、あなたが受けていられた印象をもう少し詳しく語っていただきたいと思います。あなたは、シュトレーゼマン氏の時代から各外務大臣の下で、あるいは彼らと共に、仕事をした、といわれました。あなたは、国家社会主義者の大臣たちの生活様式と彼らの前任者たちの生活様式との間の大きな相違に、はっきり気づくことができましたか？

シュミット：　生活様式において、或る種の相違は存在していました。

マクスウェル - ファイフ：　では一度、被告人リッベントロプに関して語ることにしましょう。被告人リッベントロプは、政治に関与する前に、ベルリンのダーレムに、レンツェ通 19 番地でしたかね、邸宅を持っていました。それは彼の所有でしたか？

シュミット：　はい、そうです、そのとおりです。

マクスウェル - ファイフ：　その後彼は、外務大臣になった時、6 つの邸宅を持っていたのですか？失礼ながら、私に、あなたの記憶力の手助けをしてそれらを一つ一つ列挙することを、許してください。それからあなたは、それで合っているのかどうか、いってくださることができます。ベルリン近郊のどこかの、ゾンネンブルクの邸宅、750 ヘクタールの土地と私有のゴルフ場付き。これで 1 つでしたね？

シュミット：　ゾンネンブルクに邸宅があったこと、その土地がどれだけ広くて、何が付いていたか、私はもちろん詳細には知りません。

マクスウェル - ファイフ：　それから、アーヘン近郊デューレンのタンネックの邸宅、ここで彼は馬を何頭も飼っていました。

シュミット：　この邸宅については、私は何も知りませんでした。

マクスウェル - ファイフ：　それから、キッツビューエル近郊の邸宅、ここから彼はカモシカ狩りに出かけていましたね。

シュミット：　それも私には、詳細には知られていません。

マクスウェル - ファイフ：　詳細には知らないですね、しかしその邸宅があったことは知られていましたか？

シュミット：　この邸宅がなかったであろうとは、私は思いません。ただそれに関して何かもっと詳細なことを、聞いたことはありませんでした。

マクスウェル - ファイフ：　それからなお、申すまでもなくフシュル城でしたね；それはオーストリアにありました、違いますか？

シュミット：　ザルツブルク近郊です、はい。

マクスウェル - ファイフ：　ザルツブルク近郊、そのとおりですね。それは立派な居城として受け継がれたものです。詳細に関しては、後ほどなお、あなたにお聞きします。
それから彼は、スロヴァキアに「プステポーレ」と呼ばれる狩猟場を持っていましたね？

シュミット：　その名前は、私にもよく知られています。私はまた、フォン・リッベントロプ氏がそこへ時折狩猟に行っていたことも知っていますが、しかし、所有事情については何も知りません。

マクスウェル - ファイフ：　そうですね、それから彼はまた、ポーデルザン近郊の狩猟館にも住んでいました、それはベーメン、ズデーテンラントのポーデルザンのツェルニン伯爵の所有であったものですね？

シュミット：　それは、名前は私には知られていません、つまり狩猟施設の賃借はたしかにあって、そこで例えばチアーノ伯爵の歓迎などが催されました。しかし私の見解では、その名前は別でした。

マクスウェル - ファイフ：　ああ、それですね――チアーノ伯爵が彼を訪ねた場所です。それが私のいった館だったのですよ。私はそれで合っていると思いますが、その館は、かつてツェルニン伯爵のものでした。
外務大臣は元来固定給を得ていたのですか、教えてください。

シュミット：　質問の意味が分かりませんでした。

マクスウェル - ファイフ：　明確に表現することにしましょう。俸給――つまり固定した年収入ですね――は、外務大臣に対して出されていましたか？

シュミット：　はい、それはそのとおりです。

マクスウェル - ファイフ：　どれだけの額でしたか？

シュミット：　それは申すことができません。

マクスウェル - ファイフ：　それは秘密にされていたのですか？

シュミット：　いいえ、それが理由で、私はそのことに関して何もお教えできないというのではありません。外務大臣がどれだけの俸給を得ていたのか、ということに関心を持つなど、私には思いも寄らぬことだったのです。

マクスウェル - ファイフ：　つまりあなたはそれを知らないのですか？

シュミット：　知りません。

マクスウェル - ファイフ：　あなたがそれを知らないと仰るなら、私にはそれで十分です。ひょっとしたらあなたは、次の質問には答えることができるでしょう：誰かかつての外務大臣が、さまざまの大きさの 6 つの邸宅および地所を、自分の俸給で以て奮発して買うということを為し得ましたか？あなたが一緒に仕事をしたことのある誰かが、ですが？

シュミット：　その誰かがそれをすることが可能だったかどうか、に関しては、私は何も申せません、しかし彼はそれをしませんでした。

マクスウェル - ファイフ：　彼はそれをしませんでした。では、この件は、とりあえず今はここまでにしておきましょう。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Dreiundneunzigster+Tag.+Donnerstag,+28.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

このシュミットの証言が行なわれた翌々日の 3 月 30 日（法廷第 95 日）は、すでにリッベントロプ本人の尋問――検察による反対尋問の段階――に入っていたが、土曜日のため審理は午前だけであったので、その午後に、ギルバートはリッベントロプの独房を訪ね、少し時間をかけて話を聞くことができたようである。リッベントロプは、検察がことさらに彼の人格を貶めるような攻撃の仕方をしてくることを訝しむ言葉を、頻りに発していたが、とりわけ 6 つの邸宅を話題に出されたことは、相当気になっていた様子で、これについては、次

のとおりのコメントを口にしたということである：

……「政治家が金や財産を持つのは犯罪だろうか？あなたたちの国の政治家たちも、金や財産を持っているのではないですか？ルーズヴェルトは、広大なホワイトハウスに住んでいたのではないですか？それは何といっても、統治権の象徴であるのではないですか？私の場合も事情はちょうど同じだったのです。私は、以前にヒンデンブルクが住んでいた大きな家に住み、その維持には莫大な金がかかったのです。総統がそうしてくれと望み、また国民もそれを望んだのです。私には、ゲーリングの美術品蒐集のことだって理解できます。国の指導者たるものは、外国の者たちにしかるべき印象を与えるために、或る程度の生活水準を保っておかねばならないのです。それはお分かりいただけるでしょう、どうです？」私〔＝ギルバート〕は、ゲーリングの獲物漁りのことなら、もう理屈は分かったが、だからといって赦せるものではない、と思った。「まあいずれにせよ、検察は、私の性格を、あんなに貶めるべきではなかった。歴史は、この件に関して、別の見解を持つことでしょう。また、ドイツ国民も、あなた方のいうことを信じはしないでしょう。国民が私についてどう考えているか、私は知っています。私はひたすら、彼らを助けようと努めたのです」

（グスタフ・ギルバート、前掲書 224-5 ページより私訳）

リッベントロプのいう「国の指導者たるものは、或る程度の生活水準を保っておかねばならない」ということは、その「或る程度」の基準をどこに置くか、という問題を別にすれば、基本的には間違っていないようにも思える。しかし、ここで彼について特にその 6 つの豪邸のことを取り上げたことには、検察のしっかりした意図が窺われる。彼がこの種の弁解を試みれば試みるほど、それは彼の政治家としての品位の低さを露呈し、ひいては彼によって代表されるナチス政権高官たちの低級さを指し示すことになる、そんな性質の事がらであることを見通して、マクスウェル - ファイフは、外務省生え抜きのシュミットにわざわざあのような質問を浴びせたのだ。彼がワイン商としての儲けによって購入していたベルリンの家は別として、他の 6 つの豪華な館は、外務大臣となった彼が何らかの仕方で所有権あるいは賃借権を手に入れて、その主となったものだ。米国民に選ばれて大統領となったルーズヴェルトがその執務のために設けられたホワイトハウスに入った、というのとは根本的に事情が違う。フシュル城を例に挙げるならば、15 世紀中ごろに当地の聖職者領主によって、狩猟館として用いるために湖畔に造られた、この美しいルネサンス建築物は、19 世紀に聖職者領主制が廃止された後、次々に富者たちの手に渡っていたが、1929 年からオーストリア貴族グスタフ・エードラー・フォン・レーミッツ夫妻の所有となっていた。ところがこのグスタフ・エードラーはドルフースの設立したオーストリア祖国戦線に所属していたため、併合後すぐに捕らえられてダッハウに送られ、その財産は差し押さえられた。そしてフシュル城は、外務大臣リッベントロプの専用となるように手配された、というわけだ。リッベントロプは、これを彼のいわば夏宮と定めて、そこでチアーノら外国要人たちを接待した。このフシュル城をはじめとして、彼が手に入れた城館は、いずれもかつての領主たちがその貴

族生活を満喫するために設けた、贅沢な、由緒ある建築物ばかりであった。それらを――その多くは賃借権であったとしても――一手に収めるにはどれだけの金額が必要だったのであろうか。ドイツも近代国家なのであるから、大臣といえども公務員としての俸給を受けるシステムになっていたことは、いうまでもない。果たして正規の給料の範囲内で賄い得る出費であったのだろうか。はっきりしているのは、彼以前のナチスでなかった外務大臣たち――途中から無理やりナチスにされてしまったノイラートも含めて――は、そういう出費をしなかった、ということだ。ナチスであった彼だけが、6つもの豪華城館を手に入れて、それらを統治権の象徴として活用することを憚らなかったのである。その点からすると、リッベントロプは、典型的ナチである。前に見られたように、シュテーングラハトは、彼は国家社会主義の教理・原則をほとんど知らないから典型的ナチとは呼べない、と評した。その評価も一応当たってはいるだろう。でも今観点を変えて、ヒトラー＝ナチスの権力に寄生して自らも富と地位とにありつき、貴族的生活を送ることに成功した者としての彼を観察してみるならば、彼こそは、政権の枢要に位置を占めた高官ナチたちの志向を代表的に現わしているという意味において、典型的ナチと呼ばれるに相応しいといえるのではないだろうか。別の言い方をするならば、6つの館の城主として振る舞った大臣リッベントロプの生き方は、そのままナチス政治家たちの意識の低さ、あるいはその国家意識・政治意識の前近代性を象徴している、といってよいであろう。「前近代性」という意味は、彼らが自分の政治権力を人民の委任によるものとして理解せず、あたかも王侯が臣民に対して揮う支配統制権であるかの如くに思っている、ということである。近代民主主義国家の政治家としての自覚を持つ者ならば、自分は人民から選ばれ、委任を受けて指導的地位に在る、と知っているから、その職務を果たすに相応しく設えられた邸に住み、然るべき利用価値を有する施設を優先的に使用し、かつ然るべき額を有する報酬を受け取ることを当然と思うが、ただしそういう権利はあくまで自分が人民の信任を保ち続けて任期の内にある限りにおいてのことである、という制限を忘れることはなく、またあらかじめ定められているよりも多くの利益を、権力の座にあって得ることは犯罪にあたる、ということをよく知って、しっかりと身を持する術を心得ている。しかし、このように民を本とし、民を主とするような観点からする統治機構論や、そこにおける政治的指導者の位置づけといったものが確立される以前には、土地を領有した者が領主として、領民に対する支配を行なうことが、政治と同一視される時代が長く続いていた。領主が行なう良い政治とは、盗賊を取り締まり外敵による侵略掠奪を防いで領民の生活の安寧を保ち、領民間のトラブルに際しては公平を旨として裁きをつけること等を主な内容とする。そういうことができる力の象徴として必要とされる豪華な居城を、領主はもちろん自分の財力で築く。そのための臨時出費が必要になってくる時には、年貢の取り立て額を増やすのも勝手放題である。また武力練磨のための広大な狩猟場は、適当な山林地を自由にそれに充てる。そのようにして良い政治を行なった領主が「名君」として語り継がれるレジェンドになった。領主の肥大化したものが国王であったことはいうまでもない。近代になっても、ヨーロッパ人特に今問題のドイツ人の間には、なおまだ中世的名君像への憧

れは根強かったのであろう。武術に優れ、華麗な恋愛ロマンスを繰り広げ、豪奢な城館に住み、芸術を庇護し、善政によって領民から慕われる名君にして騎士道精神の体現者――こんな人物を演じてみたいと願う男は多かった。たとえ勘違いにせよ、自分の能力に自信を抱いたナルシシズム系男子なら、その機会に恵まれたら、絶対にそれを掴んで伸し上がってやろうとせずには、いられなかったであろう。リッベントロプは、典型的にそういう素質の人間であったと思われる。彼がヒトラーに会ってたちまち魅せられたというのは、つまりヒトラーにくっつくことによって自分の夢が叶えられそうだという見込みを、直感的に抱いたということを意味している。ヒトラーにくっつくことによって王侯君主的地位を得ようとしたといえば、ゲーリングも同じだと思えるかもしれない。しかし、ゲーリングには、ヒトラー政権そのものの実現を、自分が中心になって成し遂げるだけの実力があった。また国家社会主義理念に共鳴した早くからの同志という側面もあった。純然たる腰巾着的取り入り方をしたリッベントロプと、同じに扱うのは間違っているだろう。いずれにせよ、底の浅いリッベントロプの方が、敗者として被告席にある今、ずっと簡単にその浅ましさを晒し上げにすることができるし、これがナチス政府高官の典型的な成れの果ての姿だ、と法廷に暗示すれば、その効果は絶大であろう。マクスウェル - ファイフの、６つの館に関する質問は、決して尋問に掛かろうとする際の、咄嗟の思い付きとか即興とかの類いではない。実際、リッベントロプが後でギルバートに語った言葉からも、あの質問は決定的な効果を発揮したことが窺える。彼は、自分が豪華な王侯的邸宅に住んだことについての言い訳のために、ホワイトハウスに住んだルーズヴェルトという、比較に出してはならない対象を比較に出し、ゲーリングが美術品蒐集をしていたことにも、自分の城館住まいと同じく正当性があるようなことをいっている。つまり彼は、自分のしたことの何が非難されたのか、まったく分かっていない。そしてまさに、その理解力欠如と無恥とを曝け出すことによって、自分の低劣さを証明しているようなものである。何度も繰り返すようだが、人々は、こういうリッベントロプの体たらくを見て、ナチス政府高官の「程度」を知ることができた、と思ったのである。

　でも、そんなリッベントロプにも、被告人たちに「彼がやってくれれば」という期待を抱かせる点が、一つだけあった。そういってもそれは、「彼ならやってくれるだろう」という強い信頼に裏づけられた期待というのでは、もちろんない。正確に表現するなら、「彼がやってくれるならば、面白くなるのだが」という、切ない願望に近いものであったというべきであろう。問題の点というのは、ほかでもない、不可侵条約秘密付帯文書の存在を暴露することである。確かにそれに成功するならば、ソ連に一泡吹かすばかりか、法廷の構造そのものを根底から揺るがすことも、あながち不可能ではない。ただしあくまでもそれは、リッベントロプがそこまでやってくれるなら、という仮定の上での話であって、それまでの彼の法廷での様子からすれば、彼にそんな気力が湧いてくるのは、期待薄といわねばならなかった。それでもなお、被告人たちとしては、ひょっとしたら、という期待を持たないわけにはいかなかったのである。もちろん一口に「被告人たち」といっても、この件に関して抱く期待の強さの度合いは、それぞれにおいて異なっていたであろう。しかし、「平和に対する犯罪」

について自分たちに一方的に向けられた不当な非難を正すために、秘密条約の存在を余すところなく暴いてほしい、とする基本的な願い――それは最も巻き込まれた人物であるヨードルによって代表的に表現されていた――には、共通性があったに違いない。秘密付帯文書のフォトコピーを突然入手することができたザイドルが、これを法廷に持ち出してソ連検察を大慌てさせたのは、つい1週間足らず前の3月25日（法廷第90日）、この時は急に出されたこの文書に英語訳も付いていなくて、当然の如く裁判長に読み上げを拒否されたので、決定機を逃した形になったのだが、被告人・弁護人側には、すぐ後に始まるリッベントロプ弁護の時に、もう一度攻撃のチャンスがある、という思いが、なお希望を繋いでいた。検察の素早い手回しによって、ガウスが出廷を拒んでしまったのは、とても痛かったに違いないが、それでもまだ、秘密付帯文書の存在を証言できる証人はいた。2番目に出て来たマルガレーテ・ブランクである。リッベントロプの秘書をしていたブランクは、秘密付帯文書を確かに見た、と語っていた。法廷でも、問われればそのとおりに答えるであろう。秘書として、かつての上司の人柄についての肯定的証言をすることを、もっぱら求められる筈であった彼女が、ザイドルのコピー発見、ガウスの出廷拒否という、数日間で相次いだ出来事のために、たいへん大きなストレスを受ける証人席に、就かなくてはならないことになった。しかも彼女は、法廷に呼び入れられる前に、2日越しで廊下に待たされるという、まことに理不尽な扱いを受けた。彼女は、シュテーングラハトの次に呼ばれることになっていたので、すでに3月27日（法廷第92日）、彼への反対尋問が行われている時には、いつ呼ばれてもよいように廊下で待機していたのであったが、先にも述べたとおり、シュテーングラハトが退出すると、ホルンがまた山積みの記録文書を持ち出して独自の法廷戦術展開にかかったために、その日は結局待ちぼうけを食わされてしまった。翌3月28日（法廷第93日）になっても、ホルンは、昨日の延長でゴネ続けたが、裁判長と検察（！）に促されて、ようやく次の証人を呼び入れる気になったような次第であった。そんな目に遭わされたにもかかわらず、ブランクの証言態度は、まことに立派であった。彼女は、リッベントロプが軍縮会議の特任大使であった時から、リッベントロプ役所に所属する秘書であったので、リッベントロプが軍縮問題に真摯に取り組んでいたこと、英国との平和的関係の維持に心を使っていたこと、そしてヒトラー総統への忠誠を第一に心がけつつ外務大臣の任に当たっていたことなどを、部下の目から見たとおりに、淡々と語り通した。彼女の証言がかなり進んだところで、いよいよホルンは、対ソヴィエト関係の質問を持ち出す：

……

ホルン：　ロシアに対しての、リッベントロプの見解と意図とは、いかなるものでしたか？

ブランク：　ロシアに対するフォン・リッベントロプの意図は、彼によって結ばれた1939年8月の不可侵・友好条約および1939年9月の通商条約において表現されました。

ホルン：　モスクワにおいて、不可侵条約および通商条約をさらに超える協定が締結されたことは、あなたに知られていますか？

ブランク：　はい、なお追加の秘密協定が存在していました。

ルーデンコ：　裁判官諸氏！私思いますに、この審理に召喚された本証人には、かつてのドイツ国外務大臣フォン・リッベントロプの秘書たる彼女の資格において、ただ被告人の人格、生活様式、その性格の内向性あるいは開放性等々に関する発言のみが許されています。しかしながら証人は、条約や対外政治等々の問題に関する考察において、まったく資格を欠いています。私は、この意味における弁護人の諸質問を、まったく許されるべきでないものと思い、それらが撤回されることを願います。

裁判長：　ホルン博士！これは、すでにガウス博士の宣誓口述書に関連して提出されたのと同じ事がらです。私が思うには、あなたは、ガウス博士の宣誓口述書を提出するであろう、といわれた、それは秘密協定に、両国間における……私のいっていることが聞こえませんか？ああ失礼、私が申すべきであったのはですね、ザイドル博士が、この協定と称されているものに関するガウス博士の宣誓口述書を提出したいと欲していた、ということです。それで合っていますね、違いますか？

ホルン：　そう思います。

裁判長：　あの時ソヴィエト検察代表から申し立てられた異議によれば、この協定には、同宣誓口述書に――それが許可されたものとして――目を通されるまでは、言及されるべきではない、ということでした。この協定は、文書として届け出られましたか？

ホルン：　いいえ。

裁判長：　ソヴィエト政府とドイツとの間の協定といわれるものは、文書として書き記されたのですか？

ホルン：　はい、たしかに、それは文書として書き記されたものです、しかし私は、その協定書の写しを持ってはいません、それゆえに法廷にお願いしたいのですが、ガウス大使の宣誓口述書に決定が左右されるというのであれば、その場合私としましては、原本を目撃したブランク嬢に、然るべき時機に宣誓口述書を出してもらいたいと思っています。裁判長閣下、ご承知いただけますか？

裁判長：　ザイドル博士、あなたご自身は、協定書の写し１部をお持ちなのですか？

ザイドル：　裁判長！同協定に関しては、ただ２通しか存在しません。１通は、1939 年 8 月 23 日、そのままモスクワに留まり、他の１通は、リッベントロプによりベルリンに持ち帰られました。新聞で公にされた発表によれば、外務省の全保管文書はソヴィエト軍によって押収されたということです。それ故、ソヴィエト政府もしくはソヴィエト代表団に、条約の原本を法廷に提出することを求められるよう、私は申し出るものであります。

裁判長：　私はあなたに質問をしたのですよ、ザイドル博士。議論をしてほしいとお願いしたのではなかった。私はあなたにただ、写しをお手許にお持ちかどうか、お聞きしたのです。

ザイドル：　私は、条約の写しを持っておりません。ガウス大使の宣誓口述書が、秘密条約の内容を再現して示してくれるばかりです。彼はそれをすることができます、何故なら秘密条約の草案は、彼の手によるものだからです。ですからガウス大使によって起草された秘密条約にサインされたわけです、そしてそれは、外務大臣モロトフおよびフォン・リッベントロプ氏によって、でありました。私が申し上げるべきことは、これですべてです。

裁判長：　どうぞ、ルーデンコ将軍？

ルーデンコ：　裁判長！私は、これに関して次のことを申し上げたいと思います：弁護人ザイドルがここで、ソヴィエト軍により外務省保管文書押収の際に略奪されたと称する協定書に関して、すなわちモスクワで 1939 年 8 月に締結された条約に関して述べたことに関連して、私は、この条約を公表した新聞に、あるいはもっと適切にいえば、1939 年 8 月 23 日のドイツ - ソヴィエトロシア間不可侵条約に、注目を促すことができます。これは周知のものであります。

それ以外の協定書に関連していえば、ソヴィエト検察局の見解では、フリードリヒ・ガウスの宣誓口述書を裁判記録に取り入れたいという、ザイドル博士の申請は、以下の諸理由により棄却されるべきであります：

1939 年のドイツ - ソヴィエトロシア間条約の前協議および前経緯に関するガウスの発言は、証拠価値を持ちません。その上に出来事を虚偽の仕方で照らし出そうとすらしている、その種の発言を提出することは、ただ挑発としか見なされ得ないでありましょう。それは、以下のことから、明らかに察知されるのであります、すなわちその発言の中にはリッベントロプの活動が述べられていたにもかかわらず、リッベントロプがこの証人を拒否したということ、そしてまた、それらの発言が何らヘスと関連のある事実を含んでいないにもかかわらず、ヘスの弁護人がこの証人の宣誓口述書を受け取って、それらの発言を裁判記録に取り入れることを申請しているということから、であります。

これらの理由から、私は法廷に、弁護人ザイドルの申請を拒否されますよう、そして弁護人ホルンの発した質問を、ここで取り扱われるべき案件にはまったく関連を持たないものであるとして拒絶

されますよう、お願いいたします。

裁判長：　どうぞ、ザイドル博士、何か仰りたいのですか？

ザイドル：　もう少しだけ、手短に付け加えさせていただけますか？
ソヴィエト検察官代表殿による詳論は、翻訳を通してただ断片的にしか聞こえてきませんでした。ルーデンコ将軍が、そもそも秘密条約が締結されたということを否認しようとしておられるのか、それともただたんに、この秘密条約の内容が証拠価値に欠けていると主張しようとしておられるのか、私にははっきり分かりませんでした。
前者の場合であるというならば、私は、ソヴィエト外務大臣モロトフの召喚および尋問の申請を、繰り返し申し立てます。しかし、後者の場合であるというならば、この秘密条約の証拠価値に関する議論を法廷に提起する機会を、私にお与えくだいますよう、それも今すぐにお与えくださいますよう、お願い申し上げます。

裁判長：　ただ今は、我々は本証人の発言に対する異議を調べています、それ故そのことには関わりあうことはできません。
数分間、休廷します。
〔10 分間の休憩〕

裁判官たちの協議の必要によって生じた、この休憩の間における被告人席のざわつきの様子を、ギルバートは次のとおり記録している：

法廷の協議が行われている間に、ゲーリングはリッベントロプにいった：「もうオーケーだ；あなたの証人を信頼していればよろしい。女性はいつでも、男より勇敢なものだ」。
「それは私に対するあてこすりかね？」とリッベントロプは微笑しながら問う〔訳者注：「微笑」という直訳日本語から連想されるような、穏やかな様子とは程遠いものであったのだろうけれど〕。
「ああ、いや、まったく一般的な意味でいっているのだよ」
皆が、ロシア - ドイツ間協定の一部分であったとされる、秘密付帯条項に関して語っていた。秘密付帯条項がドイツ軍侵入前にあらかじめ画定されたポーランド分割に関連していたことは確実であると、皆に思われていた。すでにいつもこのことを推測していたシュペーアがいった：「歴史は歴史だ、隠すことは無意味だ」。ほとんどの者が、彼と同意見であった。
ヨードルは、まるで狐のようなニヤニヤ笑いをした。「要するに彼奴らは今、秘密条約が存在したという事実を隠そうとしている。彼奴らにそれはできない。私は、あらかじめ画定された境界線を描き込んだ地図を持ち、それに応じて軍事行動を準備したのだ……ヒトラーは、もしもあらかじめこの協定を手にすることがなかったのなら、おそらく思い切って戦争に着手することは決してなかっただろう。しかし彼は、ひとたびそれを手中に収めるや、ただちにいった、今や我々は敢えて危険を冒すことが

できる、と。何故なら、我々の東部前線が保障されたからだ」。
フランクとローゼンベルクは、ロシア人たちにとって如何に具合の悪いことであるに違いないか、と考えてみては、面白がっていた。フランクは、大声を上げて笑った。「ハッハッハッ！さあ、これが本当の共謀だよ。そもそも共謀というものがあったとしたら、それはヒトラーとロシア人たちとの間のものであったのだ。ロシア人たちは、ここで我々と一緒に被告人席についているべきであろうよ」。
ザイス - インクヴァルトがいった：「今やついに、誰が外務省の長であったか、分かったよ。ブランク嬢だ」。他の者たちは笑った。
結局、質問を許可することが決定された。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、219 ページより私訳）

ここで他の被告人たちの嘲笑の的になっているリッベントロプの様子は、想像するだに痛ましい。同僚たちと並んで座っている被告人席ですら、彼にとってはもう完全に針の筵と化しているようだ。だが、ここまで追い込まれたのも、彼自身の卑怯さ、あるいはもっといえば往生際の悪さによることであるのは、はっきりしている。ザイドルが不可侵条約付帯議定書のことを持ち出してきた時、被告人たちが皆、「これで面白くなった」と大喜びする中で、ただ一人、リッベントロプの困惑は極めて大きかったに違いない。彼は何としても、自分が外務大臣としての仕事をした、ということを認めてもらいたいと思っている。自分の奔走によって諸外国との間に成立した条約・協定は、後になってヒトラーが破ってしまったにしても、それ自体としてはあくまで平和維持を目的にするものであったから、自分の功績と認められるべき理由がある、と主張したいのだ。スターリンが、不可侵条約はどんな相手とであれ、平和維持のためには結ぶべきものであるから、自分に疚しいところはない、という態度で通していたのは、前に述べたとおりであるが、リッベントロプも、ヒトラーが後で勝手に破棄するとは思っていなかった、といいとおすことができれば、条約締結については、これを自分の功績と言いくるめることが、理屈の上では可能であろう。それはちょうどゲーリングが、ミュンヘン協定を、あくまで領土問題の平和的解決を願って自分が尽力した結果であると説明して、これを自身の功績の一つに数えようとしたのと同じである。しかし、秘密議定書の存在が暴露されてしまえば、リッベントロプのそんな思惑は吹っ飛んでしまう。不可侵条約がはじめから、ポーランド分割線の画定、バルト諸国やベッサラビアの引き渡しに関する秘密の申し合わせを伴うものであったのなら、それを締結した当事者は、皆カンニバーレであったことになる。なるほどスターリン、モロトフがカンニバーレであることは、それによって明らかにされるであろうし、それは画期的なことであるには違いないだろうが、リッベントロプにとっては、そんなことより、自分がヒトラーと並ぶカンニバーレであることがバレてしまうのが、恐ろしくてたまらないのだ。だから、自分の弁護番の直前になって思いがけず出て来た秘密付帯議定書のことは、実のところ彼は、大迷惑としてしか受け取れなかったであろうし、それによってますます意気消沈してしまった、というのが本当のところであったと思われる。ルーデンコが、ガウスの証人出廷をリッベントロプ自身が拒んだ、と

いっているのは、もちろんそのとおりではない。事実は、検察が手を廻して、ガウスに出廷拒否させたのだ。でもリッベントロプが、このタイミングでガウスに出て来てもらいたくない、と切に思った、というのは本当であろう。いずれにせよ、ガウスは出て来なかった。それで、証人たちの中でただ一人、秘密付帯議定書の存在を証言できる者として残ったのが、ブランクであったわけだ。この状況の中、ブランクの証言態度は、前にもいったとおり、称賛に値するものであった。ゲーリングがリッベントロプにいった言葉は、リッベントロプ本人が正しく感じ取ったとおり、彼に対する当てこすりであった。そしてゲーリングは、本当のところは、それを隠すまでもなかった。何故なら皆、同じように感じ、同じようにリッベントロプにいってやりたいと思っていたに違いないからである。つまりゲーリングは、そこでは間違いなく、被告人全員を代表して発言していたのである。さて、裁判官たちによる協議の結果、秘密議定書の存在に関する質問は、許可されることになった：

裁判長：　法廷は、以下のことに弁護団の注意を喚起したいと思います、すなわちこの協定と称されているものへの言及は、今この証人席に在る証人の発言のための申請書には含まれていませんでした。しかし、事がらが言葉に発せられてしまったので、法廷は、証人にこの件に関して質問がなされてもよい、と決定いたします。

ホルン：　あなたは今、この秘密協定について語られました。どうして、この条約の締結についてご存知なのですか？

裁判長：　今私に伝えられているところでは、私のいったことは、ロシア語に正しく翻訳されなかったということです。いずれにせよ、それが正しくドイツ語に翻訳されたかどうか、私は知りません。とにかく、私が申したのは、それに関して証人に質問がなされてよい、ということであり、証人に質問がなされてはならない、ということではありませんでした。それであなたには、はっきりお分かりになれますか？

ホルン：　ありがとうございます、閣下、私もまた、それで質問を通すことができました。
〔証人に向って〕
今私は、この秘密協定に関するあなたの発言に続けて、質問することができるのですが、あなたはどのようにして、この条約の締結について知ったのですか？

ブランク：　私は、病気のために、フォン・リッベントロプの二度にわたるロシア旅行に随行することができませんでした。私はまた、それらの条約の準備作業にも欠席していました。この秘密協定の存在については、私は、特に別にして封印されていた封筒によって知りました、それは指令に従って特別に、公表されずに保管されたもので、表題にはおよそ「ドイツ - ロシア間の秘密すなわち追加の協定」というふうに記されていました。

ホルン：　あなたは、これらの秘密事項の保持に責任を負う一人であった。それで合っていますか？

ブランク：　はい、そのとおりです。

ホルン：　さて私は、他の領域に移って、あなたにお聞きしたいと思います：リッベントロプは、ロシアとの同盟を、どんなことがあっても維持しようと努めていましたか？

……

ホルンにとっても、秘密付帯議定書の件は、予定外の困惑要因であったに違いない。それに関する彼の、ブランクに対する質問の様子からは、明らかにそれらの質問が、ザイドルの強い求めによって、仕方なくさせられているものであることが窺われる。ホルンは、この「領域」に関する質問をここであっさりと切り上げた後、リッベントロプの平和維持、戦争終結への努力について、ブランクの肯定的な答えを引き出して、短時間で尋問を終えている。裁判長が、他に尋問したい弁護人はいないか、と尋ねたが、さすがにブランクにあまりにも負担をかけてしまったことを申し訳なく思う気持ちが、弁護人たちの間にも強かったのであろう、ザイドルも含めて誰も尋問に立とうとはしなかった。裁判長は検察にも反対尋問はないか、と尋ねたのだが、こちらからも、誰も反対尋問に立つことはなかった。ただマクスウェル - ファイフが検察側を代表する形で、ソツのない締め括りの言葉を述べた：

マクスウェル - ファイフ：　我々検察代表部は、この事がらを入念に調査しました、そして我々が本証人の語ったことをそのまま受け入れたとしても、法廷がそれを我々の不利に解釈なさることがないよう、望みます。しかし我々としましては、これらすべての事がらに関して被告人本人に質問する方がより良いと考え、したがって本証人に反対尋問を行なわずにおこうと思うものであります。

裁判長：　証人は退席してよろしい。
〔証人は証人席を後にする〕

マクスウェル - ファイフは、さすがに紳士である。もうこれ以上、この件に関してブランクに煩わしい思いをさせてはならない、いいたいことがあるならリッベントロプ自身にいわせよう、という気持ちを、このように見事に表現されれば、誰しもご尤もと感じ入る以外にない。誰よりも裁判長がこれで救われた様子である。でも、これでは望みを断たれるに等しいと感じたザイドルは、この直後にもう一度、懸命に抵抗を試みる：

ザイドル：　裁判長！法廷は、秘密条約に関連する質問を、ただ今の証人に対してすることを許可な

さいました。証人は、ただこの秘密条約の存在についてのみ知っていましたが、しかしその内容に関しては何も知りませんでした。どうか今、お教えいただきたいのですが、同証人に対するこの質問許可の中には、同時にまた、ガウス大使の宣誓口述書の認可に関する法廷の決定も認められ得るのでしょうか、そして私には今や、この宣誓口述書の一部分を読み上げる機会が与えられているのでしょうか、如何でしょうか。

裁判長：　宣誓口述書は、検察局に提出されたのですか？

ザイドル：　私は、この前の月曜日に、つまり三日前に、翻訳局と弁護人情報センターのシュレーダー少尉とに、それぞれ宣誓口述書の写し６部を手渡しました。そして、それから３日が経過する間に、検察代表部は写し１部を入手したものと考えています。

マクスウェル - ファイフ：　裁判長閣下！検察代表部は、まだ写しを入手してはいません。私は、宣誓口述書を、まだ見たことはありません、友人のダッド氏も、他の同僚たちすなわちルーデンコ将軍やシャンペティエ・ド・リーブ氏も、同様であります。

裁判長：　では我々は、文書が検察側に提出されるまで、待つ方がよいと思います、それから問題は検討されることができるでしょう。

ザイドル：　裁判長！私としては、検察代表部に宣誓口述書を届けるために、私の権限内にあることはすべて為しました。私は、事務総長の職務活動に対しては何らの影響力も持っていませんから、法廷のお力添えを仰ぎたく存じます。

裁判長：　あなたがこの件で何か不当なことをしたとも、誰も申してはおりませんよ、ザイドル博士。はい、ホルン博士？

ホルン：　私は、次の証人としてパウル・シュミット公使を呼び入れたいと思います。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Dreiundneunzigster+Tag.+Donnerstag,+28.+März+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ザイドルの食い下がりを、ホルンが断ち切ったこの場面は、なかなかに象徴的である。やはり彼は、秘密議定書を持ち出してソ連側の陰謀を追及しようとするザイドルを、同僚の弁護活動計画を攪乱妨害する者として、本心では疎ましく思っていたのである。いずれにせよこれで、ザイドルとしては、リッベントロプ本人の発言に最後の望みをかける以外になくなっ

たわけである。

リッベントロプの弁論つまりホルンの尋問に対する彼の答弁が始まったのは、法廷第 93 日の 3 月 28 日も午後遅くになってからであった。3 番目の証人シュミットが退廷した時、すでにこの日の残り時間が少なくなっているのを感じたホルンは、また自分の提出する記録文書のことを言い出して時間を使い、リッベントロプを証人台に上げるのは明日に送ろうとした。しかし裁判長がこれ以上の時間の浪費を許さず、ただちにリッベントロプに対する尋問に移るよう促したので、16 時 25 分頃、リッベントロプが証人台に上がった。そしてホルンの求めに応ずる形で、自分の生い立ちから説き始めて、ヒトラーとの出会い、政界への進出のことなどを述べて、30 分余りに及んだところで、この日は閉廷となった。弱々しい調子で細かなことに一々言及するリッベントロプの語り口は、裁判長をはじめとして聞く者たちに、いいようのないストレスを覚えさせた。翌 3 月 29 日（法廷第 94 日）朝は、審理を始める前に、裁判長からわざわざ、時間を無駄に使わないように、あまり細かいことには立ち入らないように、すでにゲーリングが語ったのと同じことを無用に繰り返さないように、とホルンに向けて注意があった。しかしこの日もリッベントロプは、細かいこと、そして当面の自分に対する容疑を晴らすことには何らの関係も認められないようなことに拘泥して話の筋を見失いそうになっては、裁判長や時には検察側から、ちゃんと要領を得た尋問・答弁を進めるようにと、これもホルンを通しての注意が何度か繰り返された。そしてその日一日を費やしてもなおリッベントロプ尋問（ホルンによる分）は終わらず、結局翌 3 月 30 日（法廷第 95 日＝土曜のため午前のみ審理予定）午前のほとんどの時間を使って、やっとそれは終わりに達したのである。リッベントロプの話が皆に倦怠感を催させ、特に被告人たちには強い失望感を覚えさせたわけは、彼が挙げたドイツ外交上の出来事は、すべて表面的には皆にもうよく知られていることばかりで、彼はそれをことさら自分と相手国の要人たちとの接触によって成し遂げられたもので、しかもそれはヒトラーの意向を受けてのことであった、というふうにくどくどと説明しようとし、時としてその説明がどうでもよいようなことにまで及んだからであった。3 月 29 日昼食休憩時の被告人たちの様子を、ギルバートは記しているが、その中でリッベントロップ当人がどうであったかを、次のとおり伝えている：

……

リッベントロプは、先を続けよ、という度々の警告によって、すっかり混乱してしまっていた。「なぜビドル氏は、私を追い立てようとするのだ？」と彼は尋ねた。「彼はイライラしているのか？」

私は、彼が弁護人と話しできるように、早めに下に降りて行かせてやった。彼がホルン博士を詰る様を、監視兵が聞いていた、それは、ホルンがリッベントロプに、目くばせや身振りで、細部にこだわるな、事がらそのものに戻れ、と知らせることをしていたからであった。「もう私の話を遮らないでくれ！私に、いいたいとおりのことをいわせてくれ！」と彼は繰り返しいった。

「私はただ、あなたを事がらそのものに立ち戻らせようと努めているだけです」とホルン博士は説明

した。「法廷がどんなに苛立っているか、あなたお分かりでしょう」。

「ああ、ビドル氏は何であんなに苛立っているのでしょうね？」

「彼は、あなたの話が対ロシア秘密条約に至るのを、待っているのです。いや、皆それを待っているのですよ」

リッベントロプは、この秘密条項に関して何ら重要な事がらは存在しない、だから何故皆がそんなに興奮しているのか、自分には理解できない、といった。彼は、今日の午後にはもうそこには話を及ぼさないでほしい、何故なら、もう一度週末にゆっくり眠って忘れたいからだ、と希望した。ホルン博士は、おそらく今日の午後、話はまたそこに及ぶであろう、と答え、そして彼に、そこでどういうふうにいうべきか、しっかり言い聞かせた：たいへん簡単なことである、ロシア人たちが何を獲得することになっていて、ドイツ人たちが何を獲得することになっていたか、それだけを述べればよいのだ。

「もういい、もういい！私にいつでも何でもこっそり教えるようなことをする必要はない！」とリッベントロプは苛立ちながら繰り返しいった。

最後の警告として、ホルン博士は彼に、ヒトラーに関してあまり多く語るな――そしてルーズヴェルトに関してはまったく何も語るな、といった。そしてまた彼は、検察がリッベントロプを前の方に呼び出したら、メモ書きの用紙は何の役にも立たなくなってしまうから、メモ書きなしに話すようにと、リッベントロプに忠告した。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、222 ページより私訳）

リッベントロプがニュルンベルクで、ほとんど取るに足らぬ些細なことしか喋らなかった、というのは、今や定説というか、皆の常識みたいになってしまっているのであるが、裁判記録を読んでみると、100 パーセントそうと言い切れるものではないこと、少なくともポーランドとの開戦直前の交渉に関して語られていることには、本当はもっと耳を傾けられてもよかったのであることに気づく。ナチス政権は、1934 年に対ポーランド不可侵条約の締結に成功していたのであるが、1939 年 3 月 31 日に英仏によるポーランド領土保障宣言が出されたため、同 4 月 28 日にヒトラーは上記不可侵条約と対英国艦船協定を破棄、しかし、対ポーランド懸案の領土問題解決のために、リッベントロプがポーランド外相ベックとの間にあらためて交渉を試み、また英国との関係の回復にも努力しつつあった。ヴェルサイユ後のドイツ人にとって、ダンツィヒ、回廊が自分たちの生きるための切実な問題として意識されていたことには、間違いはない。住民の 9 割がドイツ人であったダンツィヒはドイツへの帰属を望んでいたし、回廊地域ではドイツ人が少数居住民として圧迫され、難民となる者の数が年々増えつつあった。ナチスの政権であると否とに関わらず、そしてヒトラーの心に東方への衝動が生じていようといまいと、ダンツィヒおよび回廊は、ドイツ政府にとって日に日に焦眉の急を告げるともいうべき課題であったのだ。ダンツィヒが「国際」問題であることが英国に容喙の口実を与えているのなら、ダンツィヒ、回廊を切り離して、とりあえずダンツィヒだけの多国間解決、逆に回廊だけのポーランドとの二国間解決という選択肢もあったわけで、事実ヒトラーもそれを考えたことがあったらしい様子が、リッベントロプ

の供述からは窺われるのである。だから、開戦前のポーランドおよび英国との交渉についてリッベントロプが語った内容は、戦争の一方の当事者の言い分として、公平な観点から聞いて判断材料とする必要のあったものなのである。だが、そのように扱われては困る英国検察が、しっかりと先手を打っていた。それまでの段階で、リッベントロプを徹底的に痛めつけ、彼は弱々しい語りしかできない、取るに足らぬ駄弁を並べ立てることしかできない、という先入見を、法廷に決定的に植え付けることに成功していた。それで、1939 年における対ポーランド交渉について語る段においては、リッベントロプは、実はまともなことを語っていたのであるけれども、そういうものとして相手にされることがなかったのである。今私たちとしては、あらためて彼の語りのその部分を検討して再評価を試みる価値はあると思う。だが、そこでまた気づくに違いないことなのだが、せっかくよいことをいっていた、その内容も、独ソ不可侵条約をも対ポーランド平和的外交交渉の延長線上に位置づけて説明しようとする、彼の詭弁的態度によって、ぶち壊しに近いほど、大きく価値を損なわれてしまっているのである。彼は、独ソ不可侵条約を、英仏の干渉に苦しめられたドイツが打開策として辿り着いた、ソ連による平和的静観の約束であった、として説明し通すという態度で一貫していた。それはそのままソ連擁護になるわけだが、これを意に介することはなかった。秘密議定書――その存在を、彼は当初、隠し通せると思っていた――の存在が明かされてもなお、そこに記されている内容は、あくまで対ポーランド外交交渉が破綻し失敗に帰した場合のための備えであり、そういうふうに非常時における地域の領有関係を約束しておくことは、大国として当然の心構えである、と主張し通そうとした。それは自身にとって命取りというに等しいことであった。秘密付帯議定書のことが追及対象となっても、ソ連の方は、リッベントロプ自身が弁護に努めてくれることが分かっているのだから、検察の固いガードを頼むまでもなく、終始余裕を持って残すことができた。一方リッベントロプ自身はといえば、彼が秘密付帯議定書込みで独ソ不可侵条約を、対ポーランド平和的外交交渉の一環であったと言い張れば言い張るほど、逆効果的に、ポーランドへの出兵は、実は始めからヒトラーの東方領土獲得の野望実現への第一歩に他ならず、回廊やダンツィヒは口実に過ぎず、彼が事前にベックとの間で行なっていた外交交渉も、所詮は相手を欺く工作であったのだ、という印象を、法廷に強く与えずにはおかなかったであろう。つまり、今度の戦争はヒトラーと自分という二人のカンニバーレが用意して始めたものだということを、意図せずに白状してしまっているようなものであった。敵を利し、自分を決定的に不利に陥れてしまうような弁論を、リッベントロプは無自覚に為していたことになる。それはちょうど、罠にかかってしまった狐が、絶望的に足掻いて、それでますますきつく締めつけられていく姿に似ていたといえる。ともあれ、そういうわけであるから、リッベントロプがホルンの尋問に答えていく中で、独ソ不可侵条約の話は、1939 年の対ポーランド外交の脈絡において、やっと出て来たのである：

……

ホルン：　あなたが全権特使としてモスクワに派遣されたというのは、そのとおりですか？

フォン・リッベントロプ：　はい、そのとおりです、そのことはよく知られています。

ホルン：　あなたは、いつモスクワに赴きましたか、そしてどんな交渉をそこで行ないましたか？

フォン・リッベントロプ：　私は、8 月 22 日の晩、モスクワに到着しました。そこで私に対してスターリンとモロトフとによって為された歓迎は、たいへん友好的なものでした。我々は、最初にまず 2 時間にわたる協議をしました。この協議においては、ドイツ - ロシア間関係の全体が話し合われました。

成果は、第一に、両方の国において関係をまったく新しい基礎の上に築こうという、双方の意志でした。これは、不可侵条約において表現されることになります。第二には、両方の国の利益範囲が区切られることになりました、そのこともまた、同様に表現にもたらされました、そしてそれは秘密付帯議定書によって、です。

ホルン：　如何なる場合のために、この秘密議定書は締結されたのでしたか、そしてそれはどんな内容を含んでいましたか、またその政治的基盤は何でしたか？

フォン・リッベントロプ：　私は、以下のことを前もって述べておきたいと思います：すでにここで何度も、この秘密議定書に関して語られました。私はあの時、スターリン、モロトフとの交渉で、たいへん率直に語りました、ちょうどまたロシアの人たちも同様に、私とたいへん率直に語ったのです。私は、両国が決定的合意に達してほしいという、アドルフ・ヒトラーの希望を述べ示しました、そして私はまた、当然のことですが、ヨーロッパの危機的な状況についても語りました。私がロシアの人たちにいったのは、ドイツは、ポーランドとの間の困難な状況を調整し、どんな事情にもかかわらずなお友好的な協定を結ぶに至るために、あらゆる努力をするであろう、ということでした。

しかし私は、状況は深刻なものであって、戦争が勃発する可能性もまたある、ということに、疑いの余地を残しませんでした。それは明白だったのです。この場合においては、両方の国家指導者にとって、すなわちスターリンにとってもヒトラーにとっても、両国が不運な敗戦の後に失ってしまっていた領土のことが問題でした。したがって、これらの事がらを何か他の見地から考察することは誤っています、そしてアドルフ・ヒトラーが、私もまたモスクワにおいて表明したと同じ、何らかの形でこの問題がどのみち解決されなくてはならない、という見解であったように、ロシア側も、事情がこうであるということを、はっきり分かっていたのです。

我々はそれから、戦争が起こった場合にドイツ側およびロシア側において生ずるべき事がらに関して話し合いました。それから、よく知られているとおり、境界線が取り決められました、すなわちポーランドからの我慢できない挑発があった場合、あるいはここに戦争が生じた場合、何かポーラ

ンド地域におけるドイツとロシアとの利害の衝突のようなものが生じ得ないよう、あるいは生じてくることにならないように、境界設定がなされねばならない、ということでした。そして、ポーランド地域におけるウィストゥラ、ザンおよびブークの諸河川の線から浮かび上がってくる、周知のラインが見出されました、そして、もしも戦争が勃発した場合には、これら諸河川の西にある諸地域がドイツの利益範囲、これら諸河川の東にある諸地域がロシアの利益範囲となる、ということが取り決められました。

後になって、戦争が勃発した後で、これらの地域は、一方ではドイツにより、他方ではロシア軍によって、占領されるに至りました。もう一度繰り返し申してもよいと思いますが、私が当時アドルフ・ヒトラーからも、スターリンからも受け取った印象では、ここでは地域……両方の利益範囲の内に区切り取られたポーランドおよびその他に属する地域――後でまたそれらについて語ることになるでしょうが――に関しては、両国が不運な敗戦の後に失ってしまっていた地域が問題になっていたのです；そして両国家指導者とも、疑いもなく、もしもこれらの地域が……、よろしいですか、もしもこれら諸問題の合理的解決をめぐる最終的な交渉可能性が尽きてしまったならば、疑いもなくアドルフ・ヒトラーには、他の方法によってこれら諸地域を再びドイツ国家に併合する、正当な権利が存する、という見地に立っていました。

さらにまた、これもよく知られていることですが……フィンランド、バルト地域およびベッサラビアに関連する、他の利益範囲も、区切られました。これは、平和的解決の場合のためにも、また戦争による解決の場合のためにも備えての、二つの大国の利害関係の大がかりな整理でした。

ホルン：　これらの交渉が、はっきりとただ、ロシア・ドイツ間の不可侵条約および政治的調整の故に、外交的方法でポーランドとの紛争を解決することに成功しない、という場合に備えて行なわれた、というのは合っていますか？

フォン・リッベントロプ：　えっ、どうぞもう一度繰り返してください！

ホルン：　この解決が、はっきりとただ、ロシアとの不可侵条約にもかかわらず、ポーランドとの紛争の外交的解決が可能でない、という場合のためになされていた、そしてただこういう場合のためにのみ、この条約は効果的であった、というのは合っていますか？

フォン・リッベントロプ：　はい、そのとおり、それで合っています。私はあの時、事がらを外交的に平和的な形で解決するために、ドイツ側においてもちろんあらゆることを試みるであろうと、明確にいいました。

ホルン：　ロシア側は、あなたに、この解決に際しての外交的援助あるいは好意的な中立を確約しましたか？

フォン・リッベントロプ：　それは、不可侵条約およびモスクワにおける話し合いの全体から、自ずと判明してきたことです。もしもポーランド側の態度によって――それは我々の確信するところでしたが――、戦争が勃発すらならば、ロシアが我々に対して友好的な態度をとるであろうことは、明確でした。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Vierundneunzigster+Tag.+Freitag,+29.+März+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

隔靴掻痒とは、こういうのをいうのであろうか。ホルンに任せてリッベントロプとの馴れ合いを演じさせたら、このようにしかならない、ということを思い知らされたザイドルの憤懣焦燥は、如何ばかりであったかと思う。週が明けて法廷第 96 日の 4 月 1 日月曜日、ようやく他の弁護人による尋問が許されると、待ちかねていたザイドルが、早速立ち上がった：

〔被告人フォン・リッベントロプが証人台に上がる〕

裁判長：　弁護人たちのうちのどなたか、被告人に対する質問を望まれますか？

ザイドル：　はい、裁判長。

証人！1939 年 8 月 23 日にドイツとソヴィエト連邦との間に締結された秘密条約の前文は、およそ次のような文言になっています：「ドイツとポーランドとの間の現在の緊張を考慮して、戦争の場合に備えて、以下のことを取り決める……」。前文がおよそこのような文言であったかどうか、あなたは覚えていますか？

フォン・リッベントロプ：　正確な文言を、私は思い出すことができませんが、しかし、およそのところは、そうでした。

ザイドル：　1939 年 8 月 23 日のモスクワでの交渉に、法律顧問として、外務省法律局長・大使のガウス博士が参加し、かつ彼が条約文を起草した、というのは合っていますか？

フォン・リッベントロプ：　ガウス大使は、部分的に交渉に参加し、かつ私と共に条約文を起草しました。

ザイドル：　私は今、あなたの前に、ガウス大使の説明文書の一部分を差し出して示し、それからそれに関連して、いくつかの質問をしようと思います。

裁判長：　ザイドル博士、どの記録文書を、あなたは今読み上げようとするのですか？

ザイドル：　私は、ガウス大使の説明文書のうちから第 III 項を読み上げ、それに続けて、証人にいくつかの質問をしようと思います、何故なら、この条約と関連しているいくつかの問題点が、まだ十分に解明されていないように思われるからです。

裁判長：　はい、ルーデンコ将軍？

ルーデンコ：　裁判長、これらの質問が、ザイドル博士が弁護に当たっている被告人ヘス、あるいは被告人フランクと、どのように関連しているのか、私には分かりません。私は、この宣誓口述書に何らの意味も認めませんから、その内容に取り合うつもりはありません。しかし、私が法廷に注意喚起申し上げたいのは、我々はここで、連合諸国の政策に関わる諸問題を論じているのではない、ということであります、それではなくて、我々はここではドイツの主要戦争犯罪人たちに対する具体的告発を取扱っているのです、それで、弁護人たちの質問は、ただたんに、法廷の注意をここで論じられる諸問題から他に逸らそうとする試みにすぎません。それ故私は、そのような質問を、事件解明に役立たぬものとして斥けられるのが適切と考えます。

〔法廷の短い協議〕

裁判長：　ザイドル博士、質問をしてよろしい。

ザイドル：　ガウスは、宣誓口述書第 III 項で、次のとおり説明しています：

「1939 年 8 月 23 日正午頃、私が予定されていた条約交渉のために法律顧問として随行しなくてはならなかった外務大臣の専用機が、モスクワに到着した。それから同日午後に、フォン・リッベントロプ氏とスターリン氏との最初の話し合いが行なわれ、それにはドイツ側からは外務大臣の他に、ただヒルガー大使館参事官が通訳として、それからひょっとしたら大使シューレンブルク伯爵も参加したが、私自身は参加しなかった。外務大臣は、この長く続いた話し合いから、たいへん満足して戻ってきて、ドイツの側から求められた協定の締結にきっと至るといってよいだろう、という意味のことを述べた。署名されるべき文書が十分に審議されて仕上げられることになる、協議の続きは、晩遅くに予定されていた。この第二回目の話し合いには、今度は私自身も参加し、その他に大使シューレンブルク伯爵とヒルガー大使館参事官も参加した。ロシア側では、交渉は、スターリン、モロトフ両氏によって行なわれ、通訳としてパヴロフ氏が彼らの傍に立っていた。ドイツ - ソヴィエト間不可侵条約の文言に関して、速やかに、かつ困難なく、合意に達した。フォン・リッベントロプ氏は、私の作成した条約草案の前文に、ドイツ - ロシア間関係の友好的な形成に関わる、かなり広範囲にわたる言い回しを付け加えたが、これにはスターリン氏が、ソヴィエト政府は、6 年間にわたって国家社会主義のドイツ政府に「肥し桶で」浴びせ掛けられた後に、突然ドイツ - ロシア間友好確約を世に公表することはできない、とコメントして、異議を唱えた。そのため前文の

該当箇所は、抹消するか、あるいは変更された。不可侵条約と並んで、いっそう長い時間をかけて、特別の秘密文書に関して話し合われたが、それは私の記憶によれば、「秘密議定書」あるいは「秘密付帯議定書」と名づけられていて、その内容は、両国家の間に存在しているヨーロッパ諸地域における双方の利益範囲の境界設定に帰着していた。その中で「利益範囲」という表現が用いられていたのか、それとも他の表現が用いられていたのか、私はもう覚えていない。ドイツは、その文書において、自らはラトヴィア、エストニアおよびフィンランドには政治的な利益関心を有しないと表明し、その代わりリトアニアをその利益範囲のうちに数えた。二つの上述のバルト諸国に対するドイツの政治的無関心性に関連して、始めのうちは、外務大臣が自らの受けている指令に基づき、この政治的無関心からバルト地域の或る部分は除外することにしてもらいたいと願ったので、意見の対立に至ったが、しかしそれは、ソヴィエトの側には、とりわけまさにこの部分の地域に存在する諸不凍港の故に、受け入れられなかった。外務大臣は、この明らかにすでに彼の第１回目の話し合いで討議されていた争点の故に、ヒトラーとの電話連絡を申し込んでいたが、それは第２回目の話し合いの間に実現し、そして彼はその時、ヒトラーとの直接通話で、ソヴィエトの見解を受け入れる権限を、ヒトラーより付与された。ポーランド地域については、境界線はしっかり定められた；それが文書に添付される地図に正確に描き入れられたのか、それともただ文書に言葉で記述されただけであったのか、私はもはや記憶していない。その他には、ポーランドに関して、およそ以下の内容の取り決めがなされた、すなわち両大国は、ポーランド国に関わる諸問題の最終的規定に際しては、双方の合意において行動するであろう、という。しかしながら、この後者の、ポーランドに関わる取り決めは、以下に５項で言及される、秘密議定書の後からの変更の際に、はじめてなされたのであったかもしれない。バルカン諸国に関しては、ドイツはそこにただ経済的な利益関心を有する、ということが確言された。不可侵条約と秘密文書は、同夜もかなり夜更けになった時刻に署名された」

証人、ガウスの宣誓証言の中で、両大国は、ポーランド国に関わる諸問題の最終的規定に際しては、双方の合意において行動するであろう、という内容の取り決めに言及されています。このような取り決めは、すでに 1939 年 8 月 23 日になされていたのですか？

フォン・リッベントロプ：　はい、そのとおりです。当時、深刻なドイツ - ポーランド危機が進行していました、それで無論のこと、この問題は、詳細に話し合われました、そして私は強調したいのですが、総統の見解においても、スターリンの見解においても、ポーランドとのすべての交渉機会が尽きてしまった時には、過日武力によって両大国から奪い去られてしまっていた諸地域が、またも武力で「再獲得」され得るであろうことに、いささかの疑いも存していませんでした。この意味において、またその後、東部諸地域はソヴィエト軍によって、そして西部諸地域は戦勝後ドイツ軍によって、占領されたのです。スターリンがドイツを、ポーランドへの進軍に関して、侵略あるいは侵略戦争であるといって非難することは決してできないということに、何らの疑いもありません；もしも侵略について語られるのであるならば、それは両方の側に存しているものでありましょうから。

ザイドル：　この秘密条約の中における境界線は、ただたんに言葉で記述されただけだったのですか、それともそれは、条約に添付された地図上に描き入れられたのですか？

フォン・リッベントロプ：　境界線は、地図上に大まかに描き入れられました。それは、リュジア、ブーク、ナーレフ、ザンの諸河川に沿って走っていました。これらの河川のことを、私は覚えています。それが、ポーランドとの戦争に至った場合において、守られるべき境界線でした。

ザイドル：　この条約においてなされた取り決めに基づいて、ポーランドのかなり大きな部分がドイツではなくソヴィエト連邦のものになった、というのは、そのとおりですか？

フォン・リッベントロプ：　私には今はもう、正確な広さは分かりませんが、いずれにせよ、あれらの河川の東部に在った全地域はソヴィエト連邦のものになり、また、あれらの河川の西部に在る諸地域は、ドイツ軍によって占領されることになりましたが、ドイツによって手掛けられるべき、この地域の形成は、当時なお未定であり、アドルフ・ヒトラーと私との間で、議論されたこともありませんでした。後になって、第一次世界大戦でドイツが失った諸地域がドイツに併合された後に、総督統治領が設置されました。

ガウスの宣誓口述書を読み上げ、秘密条約の内容を暴露しながら迫ったザイドルの尋問には、さすがに力があった。「侵略戦争」とスターリンにいわれたくはない！――今のリッベントロプから、これだけ強い調子の答えを引き出すことができたのは、実に大きな、望外といってもいいほどの成果であったに違いない。ところが、何とも残念なことに、ザイドルには、もう次に射る矢がなかった。上の引用部分に続いて、彼の発した質問は、せっかくここまで相手を追い込んでいながら、もうこれ以上攻撃の手が続かないことを、自ら白状しているようなものであった：

ザイドル：　さて、別のことですが。あなたは先週金曜日に、ロシアを三国同盟に加入させたかった、と説明されました。それは何故失敗したのですか？

なぜここで、こんな質問に、ザイドルは転じたのであろうか。それはおそらく、ロシアつまりソ連に対するヒトラー、リッベントロプのもともとの見方を問いただし、確認したいがための、苦肉の策に当たるものだったのであろう。いくら秘密条約の内容を暴き、ソ連も東からいっぺんに攻め込んできたのだから侵略をした、といわせることに成功しても、リッベントロプがあくまで、あの８月 23 日の時点で、ソ連との不可侵条約は対ポーランド外交交渉を成功させるための援けとして求められたものであり、秘密条約は、万が一外交交渉が失敗して軍事行動が起こってしまった時に、地域の秩序回復にあたるべき両大国のあらかじめ

の心得として、取り交わされたものであった、という基本的主張を変えない限り、ソ連の「平和に対する犯罪」の立証には繋がり得ない。ヒトラー（とリッベントロプ）は、ソ連というよりはスターリンをはじめから領土欲の塊と見抜いていて、ただそれをかえって自分の領土欲を満たすのにうまく利用できると思ったタイミングで、提携関係を装ったにすぎない、秘密付帯条項にこそ両国の本心が現われている――こういう実情を偽りなく白状させることに成功して、はじめて「スターリンの共謀」が暴かれ、侵略戦争はヒトラー・リッベントロプとスターリン・モロトフという、２組のカンニバーレたちの談合を以て開始されたという事実が、白日に晒され得るであろう。だが、リッベントロプにそれを認めさせることは、至難であるに違いない。そこでザイドルが考えたのが、遠回りでもいったん遡って、リッベントロプがソ連をどのような相手と見ていたのか、そしてヒトラーがソ連つまりスターリンをどのように警戒し、どのような場合に限って利用可能と見ていたのか、というところから、あらためて明らかにしていこう、ということであった。そこをうまく辿って行けば、独ソ不可侵条約が、紛れもなくカンニバーレ同士が餌を示し合って手を握った出来事であることを、リッベントロプの口からあらためていわせる可能性が出てくるであろう。薄いとはいえ、そこに唯一の希望があると判断し、その方法を取ろうとしたことの現われが、「ロシアを三国同盟に加入させたかったのに失敗した理由は何か？」という、やや拍子抜けするような問いであったわけである。だが、目論見はあっけなく外れた。この問いに対するリッベントロプの答弁は、例によってまた持って回ったような、要領を得ない駄弁になってしまった。我慢しかねた裁判長から、いったいこれは何の話をしているのだ、あなたが聞きたかったことは何だったのか、とザイドルに厳しい注意が入った。ザイドルはあわてて次の質問「アドルフ・ヒトラーは、ロシアの軍事的力に関して、どんな見解を持っていましたか？」を発したが、明らかに失望した上に狼狽えてしまっている。この形で問いを出せば、完全に時間がズレてしまうことにも気づかなかったようだ。バルバロッサ作戦発動のことにもう焦点が移ったのだと、リッベントロプならずとも解釈せざるを得ないであろう。リッベントロプの冴えない抽象的な答弁と共に、ザイドルの諦めの様子がはっきり現われて、期待を持たせたザイドルの尋問は、尻切れトンボ的様相を呈してそのまま終わりそうであった。だが意外にも、裁判長が気を遣って、もう一度見せ場を作ってくれたのである：

ザイドル：　私の次の質問です：どのような全体的状況が、ヒトラーがソヴィエト連邦の攻撃の迫り来る危難に先手を打つ、きっかけとなったのですか？

フォン・リッベントロプ：　それはですね……

裁判長：　それはすでに、被告人ゲーリングによって、詳細にかつ委曲を尽くして論じられたのではありませんか？あなたはここに、被告人ヘスの弁護人として、いるのですよ。

ザイドル：　もしも法廷が、このことは委曲を尽くして論じられたとの見解であるならば、私は、この質問に対する答えを諦めます。

裁判長：　あなたが着席される前にですね、ザイドル博士、……私が思うに、あなたはガウス証人の宣誓確言書を被告人に呈示された、それはその真正さを彼に確証させる意図をもって、であった。それで合っていますか？

ザイドル：　はい、そのとおりです。

裁判長：　あなたは彼に、宣誓確言書の第４項をまったく呈示しなかったのではないですか？

ザイドル：　私は、そもそも宣誓口述書の第３項だけを朗読しました。第１、2、4 および 5 項を、私は、時間を節約するために、読み上げなかったのです。

裁判長：　私の質問に対する答えは、「はい」ですね、あなたはそれを朗読しなかった。あなたは彼に、第 4 項の末尾を読んで聞かせる筈ではなかったのですか、それは次のようにいわれているのですが：

「外務大臣は、ドイツとポーランドとの間の戦争がすでに決定された事実とは見えないように、ただ差し迫った可能性と見えるように、彼の言葉を選んでいた。ソヴィエトの国家指導者たちからは、この点について、その種の争いの是認あるいは拡大を意味する、何らの説明も与えられなかった。ソヴィエトの代表者たちは、この点に関してはむしろ、ドイツの代表者の説明を聞いておくだけにしていた」

これで合っていますか？

ザイドル：　それで合っています。

裁判長：　私は被告人に、それで合っていますか、と尋ねているのです。

フォン・リッベントロプ：　私は、それに対して、次のことをいってもいいと思います。私がモスクワに行った時にも、それはまだ決して総統の最終決定ではなく……

裁判長：　質問に、直截に答えられませんか？私は、宣誓口述書の叙述が正しいかどうか、と尋ねたのですから、あなたは後から説明することができます。

フォン・リッベントロプ：　正確には正しくありません、裁判長。

裁判長：　さあ今、あなたは説明することができます。

フォン・リッベントロプ：　ポーランドを攻撃する、もしくはポーランドに対して行動を起こすという、総統の決心が決して当時は存在していなかった、という点に関していう限り、正しくないのです。しかし、もしも最終交渉が尽き果ててしまうならば、そのような抗争の可能性はいつでもある、ということが、モスクワでの話し合いの時にまったく明確であったことは、疑いありません。

裁判長：　私がまさにあなたに読んで聞かせたことと、あなたがいったこととの間で、いったいどの点に相違があるのですか？私はあなたに、以下のとおり読んで聞かせました：
「外務大臣は、ドイツとポーランドとの間の戦争がすでに決定された事実とは見えないように、ただ差し迫った可能性と見えるように、彼の言葉を選んでいた」
あなたの説明は、ちょうど同じものだと、私は考えます。以上です。

ザイドル：　裁判長！私はここで、この関連においていくつかのことに手短に言及してもよろしいですか？ガウス証人は、ただ第２回目の話し合いに参加していましたが、しかし、その前に一方の側における証人リッベントロプと、他方の側におけるモロトフ、スターリン両氏との間で行なわれた、たいへん長時間続いた話し合いには、参加していませんでした。この話し合いには、ただ大使館参事官ヒルガーだけが参加していました、そこで私は法廷に、すでに私個人には認められたわけですが、証人ヒルガーを、この点の意義に鑑みて、ここに尋問することをお許しいただきたく、お願いいたします。

裁判長：　ザイドル博士！ご承知のとおり、あなたは、あらゆる申請を文書によって提出し、あなたの望むあらゆる証人を願い出ることができます。その上、私は、法廷の希望によりお伝えしますが、ガウス証人は、ここで反対尋問のための出廷なら、検察代表部の意のままになります、あなたがそれを必要と思うならば、ですが。

ザイドル：　それでは、同証人の宣誓口述書を、ルドルフ・ヘスのための証拠物件第 16 号として提出することを許可いただきます。

裁判長：　はい、よろしい。

ダッド：　高尚なる法廷！私の知らされている限りにおきましては、証人ガウスがニュルンベルクから連れ去られる危険が存しています。私はここにおいて宣言させていただきたいのですが、彼が可能なる反対尋問のために、十分に長くここに留め置かれることを、我々は望んでいます。

裁判長：　よろしい。

他の弁護人メンバーは、尋問を望まれますか？

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundneunzigster+Tag.+Montag,+1.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

ガウスの第 4 項を、ザイドルはおそらく初めから、読み上げずに済ますつもりであった。これを読み上げて、リッベントロプに「そのとおりです」と答えられてしまったら、それっきりソ連の開戦責任を追及する足掛かりは失われてしまうに違いないからだ。しかし裁判長は、あくまで判定者としての興味を抱いていた。提示されるべき材料はしっかり提示させた上で、どういう帰結になるか見届けよう、というわけだ。果たして、ザイドルの代わりに読み上げて質問した裁判長に対して、リッベントロプは、（裁判長の解釈によれば）「そのとおりです」という答えをした。これでお終いというところ、ザイドル最後の抵抗で、ヒルガー召喚を願い出る。それを拒否することはできなかった裁判長だが、その前にガウスをどうするのか、検察がよいといえば、今からでも召喚可能であるが、とザイドルに逆に尋ねる。ところが、ここで米国補助検事ダッドの発言が入ると、急速にザイドルの尋問は打ち切られてしまう。この最後部分の奇妙なやり取りをどう解釈すべきなのであろうか。おそらくは、ガウスはすでに出廷拒否をさせられてしまってはいるが、もしも検察が自分の方で反対尋問するためにも彼を呼び出す必要があると認めるなら、今からでも出廷させることは可能である、そこまでやるか？――と、裁判長はザイドルに問うたのである。そこで急遽口を挟んだ、ダッドのいっている意味は難解であるが、多分、ガウスは今まだニュルンベルクに留まっている、しかし法廷に呼び出されると決まったら、ただちに某国が何処ぞへ連れ去ってしまって、そのまま安否も不明になってしまうであろう、（米国）検察としては、彼を、いつでも出廷できる可能性を残しつつニュルンベルクに置いておけるよう、ご配慮いただければありがたい、ということなのであろう。ダッドの言葉から、事態の重大さをただちに察知した裁判長は、――その地位の方に、これをいっては、とても失礼に当たるのだろうけれども――大きな恐怖心に襲われたのであった。

リッベントロプは、このソ連戦争責任の追及を妨げたことで、あるいはもっと的確にいえば、ソ連の逃げ切りを好アシストしたことで、他の被告人たちとの心の繋がりを決定的に失ってしまったのだと思う。被告人たちがそれぞれ自分の罪状とされたことに対して、どのような思いを抱いていたか、といえば、それはフランクとシャハトをいわば両極として、さまざまであった。しかしそんな被告人たちの多くに共通していたのは、一つにはヒトラーをもうことさらに擁護する必要はない、という気持ちであり、もう一つはソ連が裁判官席・検察席を占めているのを許せない、という気持ちであったに違いない。すでに見られたとおり、ゲーリングさえ、ヒトラーの戦争犯罪を認めていた。ソ連の戦争犯罪については、特に対ソ戦争の指揮を執る立場にあったヨードルが、皆の気持ちを代表していた。そんな中で、元「外

務大臣」だけが、ヒトラー擁護に――もちろん自分の弁解ために必要と思ってのことであるが――長々と時間を費やし、問題の独ソ不可侵条約について語る段においては、自分とヒトラーだけでなく、スターリンの擁護まで引受けて、ザイドルの作った決定機を、みすみす失わせてしまったのである。皆がリッベントロプに対して思ったのは、せめて独ソ不可侵条約締結の事情についてだけは、本当のことをいってほしかった、ということであった。そう思ったのは、被告人たちだけに限らない。裁判官たちのうちにも、そういう期待を寄せ、結果、裏切られた者が、何人かいたとしても不思議ではない。少なくともビドルはそちらの方であったということが、その時の様子からかなり分かっている。リッベントロプが、ポーランドとの交渉に関する限り、自己の公務の正当性を主張するのは、彼の立場からいって当然であった。前に述べたとおり、回廊、ダンツィヒのことは、ドイツ国民にとって自分たちの生活に関わる切実な問題として捉えられていたのであり、ヒトラーは国家元首として、当然その解決に取り組む義務を負っていた。もちろん彼が早くから侵略征服の野望を抱いていたから、回廊もダンツィヒもそのための口実に過ぎなかった、といって今検察は追及しているわけであるが、ヒトラーの野望が潜在的には早くからあった、と証明できたとしても、だからといって平和的外交の範囲で行なわれていた対ポーランド政策まで、侵略のための偽計と（一方的に）決めつけてしまって公正といえるかどうか、疑義は残る。ましてやリッベントロプは、外務大臣であった、あるいは外務大臣にすぎなかった。本心はどうであれ、ヒトラーが対ポーランド交渉を政権の課題として彼に命じたのであれば、彼は、それに忠実に従ったのである限り、求められた公務を行なっていたことになる。今法廷で、その正当性を主張することは、それで容れられるかどうかは別問題として、それこそ彼の矜持に賭けて為すにふさわしことであるに違いない。だが独ソ不可侵条約まで、対ポーランド外交交渉の延長線上に位置づけて釈明しようとするのは絶対に無理だ。そんな説明の不自然さは、もうそれだけで彼の弁論のすべてに対する信用を失わせる。1939 年 8 月 23 日の時点で、対ポーランド外交交渉の援けを求めてモスクワに飛んだなどという話を、いったい誰が真に受けるというのだろうか。この件について一番自然な推測をしてみるとすれば、回廊奪回のために武力行使を決意していたヒトラーが、思いがけずスターリンが手を差し延べてきたことで、侵略者の本性に目覚めたのである。侵略者は侵略者を知る。ヒトラーは直ちに条約締結のための全権特使として外務大臣リッベントロプをモスクワに派遣する。命を受けたリッベントロプは、ヒトラーの忠実な外務大臣として、以前のことはいざ知らず、この時はもう、ヒトラーと同じ侵略者の心を持って、モスクワに乗り込んだのであった。モスクワでの交渉の重点が、最初から、秘密付帯条項に盛り込まれるべき占領地区分に置かれていたことは、想像に難くない。その具体的内容を見れば、ソ連側から用意された提案があったと推測される。その話し合いの様子は、いずれもこれから辺りの森に獲物の乱獲に出ようとしている虎と熊とが、あらかじめ互いの勢力範囲を約束で決めておこうとしているようなものであったと思われる。だからこの条約締結の経緯を正直に話してしまえば、リッベントロプ自身は、人食い虎の手先であり、あるいはスターリンのいい方でいえばカンニバーレの一人である

ことを白状することになる。その代わり、スターリンとモロトフが人食い熊とその手先であることを暴き、彼らにカンニバーレの称号をブーメラン返しすることができる。そして侵略戦争の直接の始まりはヒトラーとスターリンとの共謀であったこと、「平和に対する犯罪」の責めはドイツと等しくソ連が負わねばならぬことを、明らかにするだけの効果を上げ得るであろう。最後にせめてそれぐらいの意地を見せてほしかったと、他の被告人やビドル判事たちが思っていたであろう、というのは、前に述べたとおりであるが、実のところ、この残念の思いは、到底その範囲に止まるものではなく、後の世の人々に広く共有されることになったのである。ポーランドは領土の東半分を取り上げられ、カティンの森事件を含む多大な被害を受け、フィンランドはカレリア地方を取り上げられた。バルト諸国は半世紀近くにわたって独立を奪われたままであった。それらの地域をはじめとして東ヨーロッパが大戦後に置かれた状態のことを考えるならば、誰しも、もう個人的に失うものとてないようなリッベントロプが、法廷で最後の、最低限度の務めすら果たせなかったのだろうか、と恨めしく思わざるを得ないのである。独ソ不可侵条約締結に関わる自分の行動が明らかになってしまえば、それだけでもう死刑は免れ得ない。それは、裁判に臨むリッベントロプにとって、覚悟せねばならない運命であった筈だ。そこでもしも彼が、――所詮無理だったのかもしれないが――どうせもう助からない命と思い定めて、こうなったからにはモロトフと刺し違えて果ててみせる、というぐらいの気概を持つことができたならば、20 世紀後半の東欧・バルト地域を襲った悲劇は防がれていたのであろうか。それは実のところ何ともいえない。ソ連の戦争責任ということが正面切っていわれるようになり、ルーデンコやニキチェンコらの席が失われるか、彼らが自ら怒って退廷しているか、したならば、法廷は空中分解したであろうし、最悪の場合はソ連と西側諸国との間に戦争が起こって、ドイツ、ポーランドをはじめとするソ連占領地域は、いっそうの戦禍に見舞われていたかもしれない。仮定のことをいいだしたら、キリがない。しかし、一切の仮想を離れて事実のみに目を注ぐとして、虚偽の「解放」の上に造られた社会主義・人民民主主義の支配の下に東欧・バルト地域の人々がどれだけの辛酸を嘗めたかを思う時、その虚偽虚構を根本から打ち崩す可能性を持ったキーパーソンでありながら、その地位を活かすことのできなかったリッベントロプは情けない、彼はやはり残念な人であった、と思わざるを得ないのだ。

ザイドルに続いて、他の弁護人たちによる尋問があった後、まだ午前の部の途中であったが、検察による反対尋問が開始された。尋問に立ったのは、マクスウェル - ファイフ、フランス補助検事エドガー・フォール、米国補助検事ジョン・H・エイメン、そしてルーデンコであった。すでに相当弱っていたリッベントロプであったが、マクスウェル - ファイフは、まったく手加減を加えなかった。彼は、リッベントロプを懲らしめることを自分の仕事と思っていたので、この日（4 月 1 日・法廷第 96 日）の残り時間すべてを使って、念入りに問い詰め、攻め続けた。作戦も綿密に練られていた。彼はまず、リッベントロプに、オーストリア併合への関与を問うた。リッベントロプが外務大臣に就任したのは 1938 年 2 月 4 日、それまで英国にいた彼は、実のところオーストリア問題に関わるきっかけを持っていなか

った。同年 3 月 11 日のヒトラーのウィーン進軍の時は、駐英大使離任挨拶のためにロンドンに赴いており、ゲーリングから電話で報せを受けたのである。しかし、それに先立つ 2 月 12 日、ヒトラーがシュシュニックをベルクホーフに呼びつけた時には、新任外務大臣として彼もそこに呼ばれていた。そのことを、マクスウェル - ファイフは取り上げた。リッベントロプは、自分は重要な場面には全然同席していなかった、といったのであるが、マクスウェル - ファイフは、それは問題にせず、ただ彼が恫喝者集団の一員であったことを法廷にしっかり印象付けることに成功した。続いてマクスウェル - ファイフは、ミュンヘン会談のことは無視して、チェコスロヴァキア解体劇への関与をリッベントロプに問い詰める。チェコスロヴァキア解体は、ヒトラーがスロヴァキア独立運動やハンガリーのカルパト・ウクライナ領有の動きを利用して軍事力を背景に強引に推し進めたものであり、ここでもリッベントロプは、使いばしり的なことしかできなかったのであるが、1939 年 3 月 14 日、総統がハーハをベルリンに呼びつけた時には、外務大臣としてハーハのベルリン入りの手続きをし、引き合わせをして、そのままベルリンに留まっていた。そのベルリンでの会談で、ヒトラーはハーハに、明朝出撃命令を出せば、チェコ軍の 1 大隊毎にドイツ軍の 1 師団が襲い掛かるから、チェコの軍隊は 2 日以内に消えて無くなる、といい、またゲーリングは、ドイツ空軍はいつでもプラハを爆撃する用意がある、といった。その発言記録を、マクスウェル - ファイフは、リッベントロプに突きつける。リッベントロプは、ヒトラーの発言は長時間の会談の中のことであったろうからはっきり覚えていない、といい、ゲーリングの発言は自分の同席していない時のことであった、といって逃れようとしたのだが：

……

マクスウェル - ファイフ：　この協定がドイツ軍および空軍の側からの侵略行動の脅しによって成立したのだという点について、あなたは、私に賛成してくれますか？

フォン・リッベントロプ：　総統は、ハーハ大統領に、ドイツ軍を進駐させるであろう、といったのですから、もちろんこの印象の下にこの道具*が書かれたということは、確かです；それで合っています。

*Instrument といっているのは、何かのいい間違いか？（＝引用者）

マクスウェル - ファイフ：　あなた、少なくとも私の質問のうちの一つぐらいには直截に答えることができるとは思わないのですか？質問を繰り返します：あの文書が侵略の耐え難い圧力と脅しとによって成立したのだということに、あなたは賛成しますか？これは簡単な質問です。あなたは私に賛成してくれますか？

フォン・リッベントロプ：　ああ、いいえ、そうではありません。

マクスウェル - ファイフ：　あなたの軍隊が圧倒的な強力さで以て進駐するであろうといい、あなたの空軍が先方の首都を爆撃するであろうといって、一国家の元首を脅迫することより以上の、いったい如何なる圧力を、あなたは彼に加えることができるというのです？

フォン・リッベントロプ：　戦争ですかね、例えば。

マクスウェル - ファイフ：　いったい、それ自体が戦争でなくて何なのですか？1 大隊に対する 1 師団ぐらいの強さの比をもった軍隊が進駐し、空軍がプラハを爆撃するとすれば、それをあなたは、戦争とは見なさないのですか？

フォン・リッベントロプ：　ハーハ大統領は総統に、彼の国の運命を総統の手に委ねると言明しました、そして総統は……

マクスウェル - ファイフ：　あなたが私の質問に答えてくれることを望みます。私の質問はきわめて簡単です、そして私は、あなたがそれに答えてくれることを望みます。あれらの脅しが言葉に発せられた後に、協定は成立したと、あなたは我々に説明しました。

フォン・リッベントロプ：　いいえ、私は、そうはいいませんでした。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundneunzigster+Tag.+Montag,+1.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

「戦争ですかね、例えば」という答えをリッベントロプが発した時には、被告人席でパーペンが、「彼はあの愚かさでもう十分死刑に値する」と、思わず叫んだという。この場面を取り出してみただけでも、リッベントロプがしたたかやり込められている様子が伝わってこようというものであるが、実はこれは序の口にすぎない。ここでのマクスウェル - ファイフの狙いは、リッベントロプが総統による恫喝の場で見張り役をさせられ、侵略準備の偽計外交交渉に使い走りさせられる程度の人物であったことを、法廷にまず強く印象づけてしまうことにある。彼はこの後、リッベントロプの駐英大使時代に遡って、大使離任の時期までに対英戦争の不可避なことを認識していたであろう、と当時の言葉を証拠として決めつける。その上で、彼の行なった対ポーランド外交交渉に話を及ぼすのである。つまり彼が回廊・ダンツィヒおよび難民問題の平和的解決のために行なっていた交渉は、侵略戦争の準備時間稼ぎと口実つくりのための策略であり、その間英国との間の関係調整の努力と見えたものも、英国を欺いてその参戦を遅らせようとする奸計にほかならなかった、というふうに、

誰もが先入見をもって聞き入ってしまうことになる脈絡の中で、この英国にとって最重要な――そして本当はたいへん微妙な――問題を持ち出すということに、見事に成功したのである。後はもう勢いに任せて攻めるばかりだ。対ソ連に関しては、不可侵条約には一切触れず、ただその条約を破って攻め込む計画つまりバルバロッサ作戦のことをいつ知らされ、いつからその準備に動き出したのか、そしてまた中立国侵略に関して、その準備にどのように関わったのか、といったこと等々について、証拠資料を突きつけながら、というよりもそれらしきものをちらつかせながら、次々に問い詰めていった。質問の仕方も、どうだ「イエス」か「ノー」で答えられる筈ではないか、答えられないなら時間がもったいないから次へ行くぞ、といった荒々しく厳しいものであったが、それは、今のリッベントロプに対するには、見せしめ効果をも含めて、きわめて有効であった。後で尋問に立つ検事たちも皆、それを真似した。ただもう一つだけ、注意しておくとすれば、ノルウェー侵略に関してだけは、マクスウェル - ファイフは、リッベントロプの関与を追及しようとはせず、むしろ彼の無関与を認めるような方向で済ませてしまった、そしてそれは予定どおりのことであったと見られるのである。前に見たとおり、ドイツ軍のノルウェー占領については、ローゼンベルクがクィスリングと連絡して計画していた、というストーリーを、英国検察は作り上げていた。それに従って、マクスウェル - ファイフは、ここでリッベントロプに、ローゼンベルクの計画をいつから知っていたか、という聞き方をする。リッベントロプは、当然、その計画のことは知らなかった、クィスリングと会ったこともほとんどない、と答えるが、それでこの件についての質問は終わりにされる。実は、ここで下手にリッベントロプの関与を突きまわすのを、英国検察としては絶対に避けなくてはならない事情があるからだ。英国滞在の長かったリッベントロプは、英国の側に対独戦争の場合を想定したノルウェー上陸計画が具体的に作られているのを、かなり前から察知していた。だから事実としては、開戦当初から、彼がヒトラーに、英国側からの今にも作戦発動の恐れを告げ、予防戦の必要を説いたことによって、デンマークを経由する大規模作戦が急速に実行に移されたものに違いない。その経緯がそのまま明らかにされれば、英国にとっては面倒なことになる。ここはあくまで、北方の兄弟民族との合体というローゼンベルクのロマンに駆られて、ナチスが侵略に出た、ということにしておかなくてはならないのだ。英国にとっても、リッベントロプは、都合の悪い事実をばらす可能性のある、それだけにしっかり潰しておかねばならない証人であったわけだ。さて、マクスウェル - ファイフは、ユダヤ人迫害に関してもリッベントロプを追及する材料を多く持っているようであったが、その仕事はフランス検事のフォールに任せる、といって、4 月 2 日（法廷第 97 日）朝に交代した。フランス占領以後、この地域のユダヤ人問題は外務大臣の管轄とされた。特にこの地域のユダヤ人に関しては、ヴィシー政権がマダガスカル譲渡を認めたことによって、かねてからの一案としてあった、大規模なマダガスカル強制移送がいち早く実現されそうになり、しかしその後の戦局の推移によって強制移送先が東方占領地域へと変更される、という経緯もあった。だからリッベントロプが、ユダヤ人問題に、少なくとも移送に関して深く関わった、ということは否定しようがない。フォール

は多くの証拠を示して、リッベントロプの直接間接の関与を明らかにすることができた。3番目に出て来たエイメンは、もう完全に相手を呑んでかかっていた。彼は、「リッベントロプ！」と呼び捨て、英語の「イエスマン」という語の意味を知っているか、と尋ねてから、君はちょうどそのイエスマンであろう、といってリッベントロプにそれを認めさせようとした。さらに予備尋問の時に聞き出していたヒトラー従属の心理について、この場でまた喋らせようとして、裁判長に「法廷にとって興味ないこと」と断じられ、結局何ら内容のある尋問をすることないまま引き下がった。だがそれよりもっと陰険な印象を与えたのは、最後のルーデンコである。彼は、リッベントロプが独ソ不可侵条約のことについて厄介な証言をする恐れはもうなくなった、という確信の上に、自分がこの被告人を打ちのめす仕上げをするのを楽しんでいるようであった。水の中に落ちた犬を棒で叩いて楽しむ人間がいる、というのはちょうどこういう場合を風刺しているのであろうか。彼はまず、「被告人リッベントロプ！」に向って、オーストリア併合のことに始まって、他国との戦争を次々に上げ、その都度、これを侵略と思うかどうか、イエスかノーで答えよ、と迫った。リッベントロプが少しでも説明を加えようとすると、それでは答えになっていない、イエスかノーかをいえ、と激しく叱りつけた。時には、裁判長が見かねて「被告人はもう答えをいいましたよ」とルーデンコに注意する場面もあった。一連の「侵略と思うかどうか」の問いが終わった後も、ルーデンコは、厳しく問い詰めるような質問を続けたが、そのうちついに、最後の質問と称して、この場に被告人としての姿を晒すことになった今でも、ヒトラー体制を擁護し、総統を称賛する気持ちがあるのかどうか、答えてみよ、と嘲りの言葉を投げかけたので、さすがに裁判長が「その質問は許容しない」と宣告して、やっとルーデンコの、きわめて後味悪い尋問が終わりに達した。ルーデンコが下がった後、裁判長はホルンに、再尋問を希望するかと問うたが、ホルンは、希望しないと答えた。ただ、彼が法廷に提出しようとしていた膨大量の記録文書について、それら一つ一つの採否を決定するという、互いに心が疲れる仕事が残っていた。この日の残り時間で検察側が所見を述べた後、翌 4 月 3 日（法廷第 98 日）朝、裁判長が結果を発表して、ようやくこの件も落着したのであった。

それから 5 ヶ月近く経過した 8 月 31 日（法廷第 216 日）、最後の被告人陳述では、リッベントロプは、ゲーリング、ヘスに続いて立って、次のとおり述べた：

> この裁判は、歴史の真理の探究のために、行なわれる筈でした。ドイツの対外政策の見地から、私はただ次のようにだけ、いうことができます：この裁判は、かくも人は、それまで知られていなかった法の定式と公正性とを盾にとって、25 年にわたる最も困難な人類の歴史の根本的な問題を避けてしまうことができるという、その典型例として歴史に残るでありましょう。
> もしも我々の禍の根がヴェルサイユにあるとしたら――そうです、それはそこにあるのです――、その場合、条約に関する論議を禁止することは、まことに目的に適っていました、その条約を、主唱者たちのうちでも見識ある人々は、すでに将来の禍の源泉と呼んでいたし、たいへん頭のいい人たちは、ヴェルサイユの如何なる誤りのゆえに新たな世界大戦に至るであろうかを、当時すでに予言してもい

たのに、です。
私は、人生の 20 年以上を、この禍を除くことに捧げてきて、得た結果はといえば、そのことが分かっていた筈の他国の国家指導者たちが、今日、その宣誓口述書に、私のしていることを信用していなかった、と書いている始末です。彼らは、自分たちの国の利益のために、私のしていることを信用することを許されなかった、と書かねばならなかったところでしょう。
人は私に、他の人物が決定していた対外政策の、指導責任を負わせています。それはともかく、その対外政策について私の知っていることは、それが決して世界支配計画に携わるようなものではなくて、ただ例えば、ヴェルサイユの帰結の除去や、ドイツ国民の食糧問題に携わるものであった、ということです。
もしも私が、このドイツの対外政策が侵略戦争を計画し準備したのだといわれることに、反論を唱えるとしても、それは決して言い逃れではありません。この真実は、どれだけの力を我々がこの第二次の世界大戦の経過の中で発揮したか、それに比べてこの戦争の始めにおいて我々はどれほど弱かったか、という事実によって証明されます。もしも私が、我々が侵略戦争を本当に意図していたとしたら、我々はそれをはるかに上手に準備していたであろう、というならば、歴史は我々のことを信用してくれるでしょう。
我々が意図していたのは、我々の基本的な生存条件を確保することでした、ちょうど英国が世界の５分の１を従属させるために自分の利益を確保し、合衆国が大陸の全体を、そしてロシアが地球上最大の内陸地を支配権の下に収めたように。
これらの国々の政策の、我々の政策との唯一の違いは、我々がダンツィヒや回廊のような、まったく不法にも我々の手から奪われた土地の数片を要求したのに対し、あれらの諸大国はただ大陸の範囲で考えることに慣れている、という点に存しています。
この法廷の規約が作成される前には、おそらくロンドン協定の署名諸国もまた、国際法や政治に関して、今日とは別の意図を持っていたに違いありません。
私が 1939 年にモスクワのスターリン元帥のところに赴いた時、彼は私と、ブリアン - ケロッグ条約の枠内におけるドイツ・ポーランド間抗争の平和的解決の可能性について話し合ったのではありません、そうではなく、彼が仄めかしたのは、もしも彼がポーランドの半分およびバルト諸国に加えてなお、リバウの港付きのリトアニアを手に入れられないようなら、私はただちにまた手ぶらで戻って行くことになるかもしれない、ということでした。
戦争を行なうことは、そこにおいても明らかに 1939 年にはまだ、平和に対する国際的犯罪とは見なされてはいませんでした、そうでなければ私は、ポーランド外征の終了後におけるスターリンの電報の意味を解することができないでしょう、それは、こういわれているのです――引用します：「共に流した血によって基礎を築かれた、ドイツとソヴィエト連邦との友好関係は、永続的かつ強固なものであることを、大いに期待できるものです」
私は、以下のことを、ここで強調して述べたいのです：私もまた、この友好関係を、当時熱烈に望んでいました。
この友好関係について、今日では、ヨーロッパと世界にとって、ただ核心的問題だけが残されていま

す：アジアがヨーロッパを支配するのでしょうか、あるいは西欧諸国は、ソヴィエトの影響を、エルベ川において、アドリア海沿岸において、ダーダネルス海峡において、食い止め、あるいは押し戻すことさえするのでしょうか？

換言すれば、英国と合衆国とは今日、実際上、私がロシアとの交渉を行なっていた時期のドイツと同じ、ジレンマの前に立っています。私は、両国が結果においてもっと成功してくれるよう、私の国のために心から願っています。

さてこの裁判において、ドイツの対外政策の犯罪的性格に関して、いったい何が証明されたのでしょうか？提出された 300 を超える弁護側文書のうち、150 のものが確かな理由を挙げることなしに拒否されたというのに。相手国の文書保管所、そしてドイツの文書保管所さえもが、弁護人にとっては立ち入れないものであったというのに。強すぎるドイツは破滅させられるであろう、という、私に対しては好意あるチャーチルの示唆が、この審理の場においてのドイツ対外政策の動機の判断のためには取るに足らぬものと宣告されたというのに、です。

革命というものは、もしも人がそれを共謀という観点の下に考察するならば、分かりやすくなるということはありません。私は、運命によって、この革命の代表者たちのうちの一人となりました。私は、ここで私が知ることになった、この革命を汚す酷い犯罪を嘆き悲しんでいます。しかし私は、それらすべてをピューリタン的な道徳基準で測ることはできません、それは、敵側も全面的勝利にもかかわらず、きわめて大きな程度の恐ろしい犯罪を阻止することもできなかったし、そうするつもりもない、ということを私が見た後となっては、なおさらのことです。

人が共謀理論をどう思うにせよ、批判的観察者にとっては、それは一時しのぎの解決です。第三帝国の決定的な立場において働いた者なら誰でも、それが単純に歴史的非真実であるにすぎないということを知っています、そしてこの法廷の規約の生みの親たる人は、その発明によってただ、彼の思考が如何なる環境に源を発しているか、ということを証明しているにすぎないのです。

私は、同様にまた主張できると思うのですが、この規約の署名諸国は、高度に発達し、かつ有能にして勇敢なる或る一国民の基本的欲求を抑圧するための、共謀関係を形成したのです。

私は、私の行ないと意欲とを振り返ってみる時、ただ次のように結ぶことができるのみです：私が、この法廷の前にではなく、我が国民の前に、罪ありと感じている唯一のことは、私の対外政策の意欲が成果を上げることのないままであった、ということであります。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsechzehnter+Tag.+Samstag,+31.+August+1946/Vormittagssitzung より私訳）

何と、ここに至って、リッベントロプは、まともな弁論をすることができるようになった。「まともな」といっても、それで以て客観的に彼の行動の正当性を論証できるような、という意味では、もちろんない。ただ主観的側面に関していう限りは、彼がどのような考えで活動していたのか、ということを、聞く者に無理なく分からせることのできるような弁論になっている、という意味である。では具体的にいったいどんな、彼の行動を支えた考え方が、そこから浮かび上がってくるというのか、まずはそれを要約してみよう。彼は、ヴェルサイ

ユ条約による不当な負荷を除去して国民生活の安定を取り戻すことを、ドイツ政治の急務と見なし、ヒトラーを信頼して、その下で対外政策に携わった。特に回廊・ダンツィヒの返還をめぐるポーランドとの交渉を、外務大臣となった自分の最大課題と考えて、精力的にそれに取り組んだ。ただ同時に、ヒトラーには、旧領土・ドイツ人居住地域の返還という範囲を超えた、領土獲得意欲があることにも、彼は気づいており、自分の活動がヒトラーのそうした野望によって引っ張られがちであることも意識していたのであるが、ついに 1939 年 8 月 23 日、全権特使としてモスクワに乗り込むことになった時には、もうその点について誤魔化しが利く状況ではなかった。彼は、東方領土獲得を目論む総統と同じ心となって、もう一方の領土獲得欲の権化であるスターリンとの交渉に臨んだ。そこで結ばれた秘密付帯条項付き不可侵条約が、そのまま戦争に繋がるものであることを、彼は、はっきりと意識していた。しかし、そういう条約を結ぶことが犯罪であるとは、ヒトラーも彼も、そしておそらくスターリンもモロトフも、決して考えてはいなかった、何故なら、当時の国際法において、「戦争を始める罪」とか「平和に対する罪」というものは存在していなかったからである――およそこのような、彼自身の内面における心の動きというか考え方の推移を、率直に表現するような陳述を、ここでの彼は、なし得ているのである。その中で、独ソ不可侵条約の真実を端的に伝える、あの（本来であれば）決定的（であった筈の）発言が飛び出したというわけだ：

> 私が 1939 年にモスクワのスターリン元帥のところに赴いた時、彼は私と、ブリアン - ケロッグ条約の枠内におけるドイツ・ポーランド間抗争の平和的解決の可能性について話し合ったのではありません、そうではなく、彼が仄めかしたのは、もしも彼がポーランドの半分およびバルト諸国に加えてなお、リバウの港付きのリトアニアを手に入れられないようなら、私はただちにまた手ぶらで戻って行くことになるかもしれない、ということでした。

リッベントロプは、こんなに大事なことを、すべての勝負がついてしまった今になって、はじめて口にしたことになる。何故彼はこれを、語るべき時に語ってくれなかったのだろうか、というのは、私たちが後から思うことにすぎない。すでに述べたとおり、ホルンの尋問に対する答えの中でこれを持ち出すということは、彼にとってもホルンにとっても、まったく考えられないことであった。では、せめてザイドルの尋問に対する答えの時にはできなかったのだろうか、と残念がってみても、どうにもならない。私たちとしてはただ、リッベントロプがこの最終陳述の時に、遅きに失したとはいえ、これだけまともな、そして正直なことをいえる精神状態を取り戻していた、ということを、彼についての一つの救いとして受け取るばかりである。

(4) 国防軍最高司令部長官ヴィルヘルム・カイテル

ヴィルヘルム・カイテルは、1882 年 9 月、ニーダーザクセンの農村ヘルムシェローデで、農場主を父親として生まれた。彼は、長男であったので、父親の農場経営を受け継ぎたいという希望を早くから持っていたが、28 歳違いの父親が若く元気に働き続けていたので、ギムナジウム修了後、プロイセン軍に入り、砲兵隊所属となった。第一次世界大戦では初めの頃に手榴弾によって負傷したこともあったが、やがてヴェルナー・フォン・ブロムベルクに見出されて参謀本部配属となり、以後は参謀本部将校として戦地に出向する。第一次大戦では計 12 回の表彰を受け、中でもホーエンツォレルン王家臣団騎士十字勲章がとりわけ名誉あるものであった。共和国時代には、そのまま国軍 Reichswehr に受け入れられ、砲兵連隊の指揮官等を務めた後、1929 年、陸軍中佐に昇進し、国防省 Reichswehrministerium 所属となった。1934 年には陸軍少将に昇進、ブレーメンの歩兵連隊指揮官となって出向いた後、1935 年 10 月には軍事省（＝国防省を改名したものであるが、„Reichskriegsministerium“であるから、直訳するとすれば「国家戦争省」）に戻って国防軍局 Wehrmachtamt の長となる。カイテルの謹厳実直で権威服従傾向の強い言動を、典型的なユンカー気質の現われと評した研究者がいたのだそうである。この説は、彼の風貌が与える印象とも相俟って、一般にも説得力を持ちかけたようであったが、実のところ彼はプロイセン人でもなく、貴族でもなかった。しかし大地主の息子には違いなかったし、上記のとおり、大地主の長男として、農場経営を引き継ぎたいと思っていた。この気持ちは、軍隊で順調に昇進を続けている過程でも変わることなく続いていたようで、1934 年に父親が亡くなった時には、上官に退職願を提出している。でも結局思いとどまったのは、さらなる昇進の見込みがあったからであるとともに、婦人リーザ（名家出身）が農場主の妻であるより軍人の妻でありたいと強く望んだからであるという。先述の陸軍少将昇進は、実はこの退職願提出とほとんど同時期であった。そして翌 1935 年 10 月に軍事省の要職に就いた彼は、1936 年 1 月に陸軍中将、1937 年 8 月には砲兵隊大将に昇進し、1938 年 2 月 4 日、運命の国防軍最高司令部長官を拝命する。

国防軍最高司令部（Oberkommando der Wehrmacht = OKW）長官――この地位に在ったことによって、カイテルは、第三帝国の軍令の元締めと見なされて、ニュルンベルク法廷では軍事面の最高責任者として、被告人第 4 位の席を与えられたわけだ。しかしカイテル自身は、法廷において一貫して、自分には一切命令権はなかった、と主張して譲らなかった。彼の主張と、OKW 長官という地位について人々が抱いていたイメージとの間には、相当のギャップがあった。それで彼の態度を、不誠実で卑怯な責任逃れだといって非難する人は、今も多い。だが、裁判記録を読み返してみるとはっきり気づかれることだが、彼は、自分の権限の無さという点については、決して嘘をいってはいない。むしろそれを、分かりにくいだろうが何とか分かってほしい、と切実に訴えているような様子である。私たちとしても、そこには理解を示すべきではないだろうか。そして、ヒトラーが 1938 年 2 月 4 日に急拵えした国防軍中枢組織において、ヒトラー直属の最枢要の位置にあると見えた OKW 長官に、実は命令権が無かった、というカイテルの主張が、どこまで実態を踏まえたものであるかを、検証してみる気になってしかるべきだと思う。私たちは今、その課題に取り組もうと思うの

だが、そうしようとすると、1938 年 2 月 4 日の時点まで遡って国防軍中枢組織の構造を考察するだけでは不十分で、ともすればカイテルの「前任者」と錯覚されがちなブロムベルクの国防大臣（Reichswehrminister、1935 年からは Reichskriegsminister＝軍事大臣、直訳すれば国家戦争大臣）就任から辞任までの経緯をも前提条件として視野に入れなくてはならない。いや、もっと正確にいえば、ヴァイマル憲法における統帥権規定の趣旨にまで遡って、そこから考察してみなくてはならないほど、問題は根深いのである。ヴァイマル憲法は、第 3 章第 47 条に「大統領は国家の全防衛軍に対して最高指揮権を有する」と謳って、統帥権が大統領に在ることを明らかにしているが、軍事の専門家すなわち軍人が大統領になるとは、全然想定していない（数年後にヒンデンブルクが出てくるとは、当初誰も思っていなかった）。軍事の素人が最高指揮権を有していても、それを実際に必要な時に、うまく使えるわけはないから、この面で大統領を輔佐し、或る意味では代行もできる専門家的存在が必要不可欠である。国防大臣は、その役割を果たす者すなわち統帥権の代行者として位置づけられた。大統領の発する軍令には、必ず国防大臣の副署名が添えられるものとされた。国防軍には陸・海の両軍（1936 年からは空軍が加わる）が属していて、それぞれの頂点に最高司令官が立っているが、国防大臣はそれらの最高司令官に対して命令権を有するから、実質的には国防軍全体の統率者である。国防大臣の下に国防省（1935 年以後は軍事省）があるが、それはその名のとおり、国防軍全体のマネジメントをする役所である。さてこの重要な国防大臣に、前大戦時の参謀本部から続けて国防省を歩んできたエリート軍人官僚の陸軍中将ヴェルナー・フォン・ブロムベルクが就任したのは、1933 年 1 月 30 日であった。実はそれは、ヒトラーが首相になる数時間前、ヒンデンブルク大統領がブロムベルクを呼んで、国防大臣任命を伝えるとともに、歩兵隊大将に昇進させたのである。ヴァイマル憲法第 53 条に、国務大臣は首相 Reichskanzler の提案に基づいて大統領が任命する、と定められているから、ブロムベルクの任命は違法であった。そこで辻褄合わせとして、ブロムベルク起用については、ヒンデンブルクとヒトラーとの間にあらかじめの合意ができたうえで、ヒトラーの首相指名が行なわれた、ということにされたのである。ではなぜヒンデンブルクがこんなに慌てたようなことをしたのかといえば、その理由ははっきりしていて、ヒトラーに軍令にまで容喙されることを嫌ったからである。何の条件も付けずにヒトラーを首相にしてしまえば、彼は自分で国防大臣を兼務する（＝憲法で禁じられてはいない）というか、あるいはゲーリングを推薦してくるに違いない。ヒトラーは、軍では一等兵 Gefreiter より上のものにはなれなかったのだし、ゲーリングにしても、軍を退く時におみやげでやっと「大尉」をもらったぐらいだ。そんな経歴の者たちに国防軍の最高司令権を委ねることなど、大統領にして大元帥であるヒンデンブルクにしてみれば、あってはならないことであった。だから彼は、いってみればなりふり構わぬ仕方で、先手を打って、当時の状況において最適任と確信する人物をその地位に就けるのに成功したのである。当然ブロムベルクには、ヒトラーが無謀な武力行使に繋がる政策を推し進めないよう、彼を掣肘する、という役割が求められていた。しかしブロムベルクが、ヒンデンブルクの期待にしっかり応え得たとはいいがたい。

1934 年 6～7 月のレーム事件では、国防軍の名誉ある将軍であった前首相クルト・フォン・シュライヒャーまで粛清されたが、ブロムベルクはそれに対して何もいわなかった。それどころか、その時期に『国民的観察者』に寄稿して、陸軍のヒトラーへの忠誠を確言している。ヒンデンブルクが死去したのは 1934 年 8 月 2 日、彼は死の床で大統領の権限の全てをヒトラーに移譲する旨遺言した（ということになっている）。それによってヒトラーは「総統（Führer＝指導者）」という称号のままで、統帥権を含む国家元首の権限を継承することになった。ただちにブロムベルクは、国防軍全兵士のヒトラーへの忠誠宣誓（総統宣誓）の儀式を執り行う。翌 1935 年、ヒトラーは、„Wehrmacht“と改称された国防軍における、陸・海両軍（36 年からは空軍も）に対する最高司令権を、ブロムベルクに委ねることを宣言し、1936 年には彼を、改称後の国防軍においては初めてとなる、大元帥に昇進させている。さらに 1937 年 1 月 30 日、ブロムベルクは、黄金の NSDAP 党員徽章を渡され、3,805,226 番目の党員として登録された。

このブロムベルクが、1937 年 11 月 5 日、国防軍陸・海・空各軍の最高司令官である、ヴェルナー・フォン・フリッチュ、エーリヒ・レーダー、ヘルマン・ゲーリングおよび外務大臣コンスタンティン・フォン・ノイラートと共に首相官邸に呼ばれて、ヒトラーの講演を聞いた。この時の話の内容が、既に述べたとおり、ホスバッハの議事録として残されたのである。ゲーリングは、証言の中でこの会議の重要性を否定したが、呼び集められた顔ぶれ、ヒトラーの語った内容から、やはりそれは、ヒトラー自身、期するところがあって招集した会議であった、と考えられねばならない。会議とはいい条、例によってヒトラーの独演という形をとったのだが、それでも、そこで語られた近隣諸国侵略の構想に対して、賛成し難いとする空気が、一方に見出されたようであった。そういう様子を示したのは、ブロムベルクと陸軍最高司令官フリッチュ、それに外務大臣ノイラートであった。果たして、その 3 人が、1938 年 1 月から 2 月にかけて、次々にその座から去るという事件が起こった。特にブロムベルクとフリッチュとは、前に見られたとおり、「失脚」したのであって、この 2 人が急に去ったことで、国防軍中枢の構造に深刻な危機が訪れたのであるから、後に歴史研究者は、これを「ブロムベルク - フリッチュ危機」と呼ぶようになる。証人ギゼウィウスはそれがもっぱらゲーリングの陰謀によるものであったかのように語った――ただし、それはカイテル弁護の時よりは少し後――のであったが、それによっても、真相はもう一つ把握し難いように思う。ヒトラーがこの危機を処理した、その方策を見ると、決してゲーリングなら望んでいたに違いないような形――つまりゲーリングをブロムベルクの後に据えること――にはしていない、むしろゲーリングをも抑えて、ヒトラー自身が国防軍を直接に指揮できる体制を、この機会を利用して作り上げたように見えるのである。2 月 3 日にフリッチュを解任したヒトラーは、翌 2 月 4 日付で「国防軍の統率に関する命令 Erlaß über die Führung der Wehrmacht」を出して、国防軍中枢の新構造を一挙に明らかにする。それは次のとおりであった：

国防軍全体に対する命令権を、今より私が直接に自ら行使する。
従来の軍事省〔国家戦争省〕内における国防軍局は、「国防軍最高司令部」としての、および私の軍事参謀部としての、その任務共々、私の命令下に入る。
国防軍最高司令部のスタッフの首位には、従来の国防軍局の長が、「国防軍最高司令部長官」として立つ。彼は、位階において国務大臣と同列に置かれる。
国防軍最高司令部は、同時に、軍事省〔国家戦争省〕の業務を引き受け、国防軍最高司令部長官は、私の委任により、従来軍事大臣〔国家戦争大臣〕に帰属していた権限を行使する。
国防軍最高司令部には、平時において、私の指示に従って、あらゆる地域における国家防衛の統一性ある準備をする義務がある。
ベルリン、1938 年 2 月 4 日

（https://de.wikipedia.org/wiki/Oberkommando_der_Wehrmacht 記載より私訳）

改組の最重要点が、軍事大臣廃止、国防軍全体に対する総統の直接命令権行使体制の確立にあることは、いうまでもない。ヒトラーは、もはや代行者を介さずして、国防軍全軍の最高司令官として、陸・海・空各軍の最高司令官に直接命令を下す。今まで軍事大臣の指揮下にあった役所としての軍事省は、当然、総統直属となる。だがここで、ヒトラーには、一つの強い思いが働いた。それは、今や国防軍全体の最高司令官として陸・海・空各軍の最高司令官に命令を下すのだから、自分もしっかりした統帥司令機構を是非とも持ちたい、という思いである。陸・海・空各軍の最高司令官は、実戦への出動を睨んで、当然自分の下に司令機構を備えており、それぞれ陸軍最高司令部（Oberkommando des Heeres =OKH）、海軍最高司令部（Oberkommando der Kriegsmarine =OKM）、空軍最高司令部（Oberkommando der Luftwaffe =OKL）と称されていた。これに対して従来、軍事大臣はあくまで行政府にある者として命令権を揮うのだから、その下にある機構は司令部ではなくて、国防軍全体のマネジメントをする役所としての軍事省であったわけだ。今ヒトラーの着想は、この度の構造改革の趣旨に相応しく、軍事省を大幅に改造して司令機構という性格を明確化し、国防軍最高司令官たる自分に直属の最高司令部として位置づける、ということであった。こうして国防軍最高司令部（Oberkommando der Wehrmacht =OKW）が誕生することになった。その長官（Chef）には、軍事省国防軍局長をしていた――陸・海・空軍の相互関係の円滑化に心を砕いていた――カイテルが、当然の如く起用されたのである。実際、この時のヒトラーの目的に、カイテルは、まことによく適った人物であったに違いない。上の権威に従順で、忠実な命令の伝達者に徹し得るという点で、彼の右に出る者は、そうそういなかったことであろう。だが一方でヒトラーは、自分が創設したこの役職に、それなりの箔をつけてやることをも、忘れてはいない。まず、国防軍最高司令部長官は位階において国務大臣と同列である、といっている。それはよいとしても、次にいわれている「国防軍最高司令部長官は、私の委任により、従来軍事大臣に帰属していた権限を行使する」とは、どういうことであろうか。軍事大臣の軍事大臣たる所以ともいうべき、陸・海・空各軍の最高司令官に対する命令

権は、ヒトラーが接収してしまった。だから「従来軍事大臣に帰属していた権限」といっても、役所の事務的作業を監督することを別として、最重要なる軍令関連では、実質の抜け落ちた、まったく形式的なものしか、残っていない筈である。端的にいえば、それは副署名権あるいは連署権とでも称すべきものである。前に、大統領の出す軍令には国防大臣の副署名が必要とされた、と述べたが、その先例が、形の上でだけ受け継がれようとしているのである。以後、ヒトラーの出す軍令には、悉くカイテルの署名が添えられることになる。のみならず、命令の中にも「私の委任により in meinem Auftrage」という語が見えているが、このように委任関係が法的に根拠づけられている限り、実際の書類において„i.A.(=im Auftrage)“と記しさえすれば、代理署名で通る。だからヒトラーの命令が、純然たる伝達者にすぎないカイテルの名前で発せられる場合が多くなっていくのは、自然の成り行きであろう。ともあれ、これではっきりしたとおり、カイテルは、ブロムベルクの後任でも代役でも全然あり得ない。2月4日命令によるブロムベルク - フリッチュ危機の処理の本質は、軍事大臣廃止・ヒトラーの国防軍直接支配ということに尽きるのであって、カイテルの見かけ上の高い地位権力は、その際におけるヒトラーの体裁繕いの所産であったにすぎない、といっても過言ではなかろう。

法廷でのカイテルには、自分の署名の入った夥しい証拠文書の山が、途轍もない重さで圧し掛かってくるように感じられたことであろう。それらは紛れもなく軍令であり、多くの人間の生命を左右する軍の行動を命ずる内容であった。命令が、ヒトラーから陸・海・空各軍の最高司令官に宛てたものである限りは、それに関してカイテルの責任が生ずることはない。ヒトラーは、それらの最高司令官たちには直接、口頭で命令を伝えるので、確認・保管のためにその命令内容をそのまま文章化したものを、後日 OKW から該当の最高司令部に送り届ける。そこにカイテルの署名が入っていることに何の問題もない。しかしその一方には、ヒトラーから出てカイテルによる下達を経て、OKW 独自の経路で実行にもたらされる命令もある。ヒトラーが国防軍に対する直接支配に乗り出したということは、とりもなおさず、この種の命令が増えることを意味しているであろう。そしてまた、この種の命令においてこそ、国際協定、戦時法規を無視したヒトラーの恣意が、顕わな姿をとってくるのだ。では、その種の命令が効力を発揮する分野は何かといえば、それは占領地における叛徒処分つまり抵抗運動の弾圧と、戦争捕虜の取り扱いとであろう。占領地での施策については、ヒトラーが早くから総督 General-gouverneur（ポーランド）や国家特別委員 Reichskommissar を置いて「民政」移管したことや、当初から SS の跋扈を許容したこともあって、OKW 自身、十分に活動の機会を与えられなかったと感じていたであろうが、しかし抵抗運動の弾圧は、戦争の継続と見なされることから、OKW が一貫して主導した。そして「叛徒」たちの扱いにおいて、ヒトラーの憎悪をもろに浴びせ掛けるような、残酷な措置を行なったのである。それは、「夜と霧 Nacht und Nebel」と（検察によって）名づけられた命令とそれに基づく一連の処罰であった。その命令文書は、1941 年 12 月 7 日付でカイテルの署名入りで出された――「ドイツ国に対する、あるいは占領地における占領軍に対する犯罪行為の訴追

のためのガイドライン」と題されていた――が、そこには、捕らえられた叛徒は、確実に死刑宣告できる者に限って裁判に付し、それ以外の者は保安警察あるいはゲシュタポに引き渡すべきである、といわれている。それはもちろんヒトラーの命令に基づくことである。すでにこの数か月前に、ヒトラーは、叛徒たちを震え上がらせるためには、禁固刑は無用であり、死刑かそれとも何処とも知れず連れ去って跡形もなくしてしまうのでなくてはならない、という意向を表明していた。カイテルは、これを受けて、OKW 法律部長ルドルフ・レーマンに命じて規定の整備をさせたのである。続いて 12 月 12 日付の指令では、死刑とされるべき犯行の例を具体的に挙示し、さらに 1942 年 2 月 2 日付の指令では、それを追補するかたちで、裁判は、捕縛後 8 日以内に死刑宣告できる見込みのある者についてのみ行なうこと、それ以外の者はドイツに移送し、以後その消息に関する情報を絶ち切ってしまうこと、移送は秘密保安警察あるいはゲシュタポに委ねること、この処置は当面ノルウェー、ベルギー、オランダ、北部フランスにおいて行なわれるべきこと等が、いわれている。それらの地域からドイツに移送されて「消し去られて」しまった「叛徒」つまりパルチザンたち――占領軍に手向かったと見なされた一般市民をも含めて――の数は、約 7,000 人に及ぶとされている。ただし、「夜と霧」という、この奸計を呼ぶ名称は、後になってから、ニュルンベルクで広められたものである。戦時中のドイツの司法記録に、これらの命令に関わりのあることを窺わせる事例の記載は稀であるが、そこでは「NN 案件（NN-Sache）」あるいは「NN 逮捕者（NN-Gefangener, NN-Häftling）」と記されているのだそうである。つまり、この標記で以て「あの命令絡みで処理すべき場合」であることが、示唆されているというのであろうか。その„NN“を，「夜と霧（Nacht und Nebel）」の省略形と読み取ったのは、検察の機知であったのであろうが、研究者たちは、むしろラテン語の „nomen nescio“（＝名前知らず）または„nullum nomen“（＝名前なし）の省略形であった可能性が強いと思っているようだ。「名前知らず（名前なし）扱いで処理すべき場合」という指示であると見る方が、たしかに官憲の意図を正確に捉えることができそうである。

しかし、西部占領地帯でこれらの命令が実行されようとする頃、実は東部では、いっそう恐ろしい命令がすでに実行に移されていた。それは、いわばボルシェヴィストをあらかじめ「叛徒」と見なして、戦場で捕らえ次第殺してしまえ、という命令であった。1941 年 6 月 6 日付で OKW から陸・海・空各軍最高司令部に送られた文書は、今では普通に「人民委員命令 Kommissarbefehl」――「人民委員殺害命令」と解する、ということで――と呼ばれているが、元々の標題は「人民政治委員の取り扱いのためのガイドライン Richtlinien für die Behandlung politischer Kommissare」となっていた。その主文に次のとおりいう：

> ボルシェヴィズムとの戦いにおいては、人道あるいは国際法の諸原則に従った敵の振舞いを当てにすることはできない。とりわけ、抵抗の真の主謀者としての、あらゆる種類の人民政治委員たちによる、捕虜となった我が軍兵士たちに対する、憎悪に満ちた、残酷な、そして非人道的な扱いが、予想されねばならない。

部隊は、以下のことを承知していなくてはならない：

1.) この戦いにおいて、これらの分子に対して、いたわることや国際法的顧慮をすることは、誤りである。彼らは、我ら自身の安全および征服した地域の速やかな和平にとって危険である。

2.) 野蛮なアジア的戦闘方法の主唱者は、人民政治委員たちである。それ故、彼らに対しては、ただちに、造作なく、極めて厳しい処置を講じなくてはならない。

それ故、彼らは、戦闘あるいは抵抗運動において捕まえられたならば、原則的にただちに武器によって片づけられるべきである。

（下線、原文のママ）

さらに、もう少し後の方では、人民委員を見分けるコツとして、彼らは金色のハンマーと鎌の刺しゅう入りの赤い星を袖口に縫い付けている、ということが述べられた後、見つけ出された人民委員は、他の捕虜たちに悪影響を与えないよう、ただちに――戦場であればその場で――彼らから引離せ、といわれている。そして、次のような決定的表現に至る：

これらの人民委員たちは、兵士としては認められない；戦争捕虜たちに対して国際法的に適用される保護は、彼らには適用されない。彼らは、隔離が実行された後、片づけられねばならない。

（下線、原文のママ）

この「ガイドライン」本文は3ページ（＝3枚）からなっているが、その上に1枚被さった表紙あるいは送付状には、下部に国防軍最高司令部長官の代理（I. A.）で、OKW国防軍統合幕僚部長官アルフレート・ヨードルの署名が入っている。その上の方に書かれている文章は、次のとおり、注目に値するものである：

「バルバロッサ」地域における戦争時裁判権の行使に関する5月14日付総統命令（文書整理番号―略―）の追加として、「人民政治委員の取り扱いのためのガイドライン」を同封にて送付する。
その配布を行なうのは各軍の最高司令官もしくは飛行大隊長官までとし、その先、司令官および指揮官たちへの通知は、口頭でなされることを願う。

（下線、原文のママ）

5月14日（正しくは13日か？）の総統命令とは、国防軍の裁判権そのものを著しく制限する内容のものであって、来たるべきソ連との戦争においては、国防軍あるいはその所属兵士を襲ってきた（敵側の）一般市民は、軍法会議や戦時即決裁判にかけることなく、ただちに容赦なく殺されるべきである、義勇兵として敵軍に加わっている者は、戦闘中あるいは逃亡中に殺されねばならない、といい、或る集落で国防軍に対する襲撃が起こり実行者の特定が難しい場合には集団的武力行使によって報いよ、とも命じている。一方において、国防軍兵士が住民に危害を加えたとされた場合、軍裁判官には必ずしも訴追義務があるのではなく、

軍紀維持、部隊の安全にとって必要と認められる場合に限って裁判を行なうべきである、としている。つまり端的にいえば、兵士たちに一般市民殺害のフリーハンドを与えよ、と命じているのである。ヒトラーがこのような命令を出す時、彼の心を、これから自分の相手にするのが、世界観において相容れず、国際法的正義無き、生きるか死ぬかの戦いをする以外にない、まさに不倶戴天の仇敵である、との思いが占めていることは、いうまでもない。そういう思いを、彼はすでに早くからOKW側近たちには打ち明けていた。ヨードルは、3月3日、進軍計画を打ち合わせている時に、ヒトラーの語った、次の言葉を日記に記している：

> この来たるべき外征は、たんなる武器の戦闘以上のものである；それはまた、二つの世界観の対決にまで通ずるのである。この戦争を終結させるためには、地域の広大さからいって、敵の国軍を打ち破るだけでは十分ではない。……これまでの抑圧者としての、ユダヤ的 - ボルシェヴィズム的インテリゲンチャは、除かれねばならない。

また参謀総長フランツ・ハルダーは、3月30日の日記に、ヒトラーの詳述内容を次のような言葉で要約している：

> 二の世界観の間の闘争。ボルシェヴィズムに対する仮借ない判決、(それは) 反社会的な犯罪者世界に等しい。共産主義は将来にとっての途方もない危険。……我々は、兵士の仲間意識の見地からは離れねばならない。共産主義者は以前に兵士仲間ではなかったし、以後も兵士仲間ではない。これは殲滅戦なのだ。

「人民委員命令」と後に呼びならわされる6月6日の命令は、このように数か月前からヒトラーの強い意志表明があり、さらに5月13日に実質的な裁判権制限が布令されて基礎が敷かれた後に、いよいよ実戦に向けて、最大の標的である人民委員たちに狙いを絞って、その殺害の実行を指図する、文字通りのガイドラインとして出されたものであった。ところで前掲の、その表紙あるいは送付状の記述に戻ってみると、その後半部の記述から、私たちは重要な事態の新展開を窺い知ることができるであろう。というのも、そこには、この命令文書が各軍の陸・海・空各軍最高司令官および空軍飛行大隊（6個ある）長官に配布され、そこから下の司令官、指揮官たちにはそれぞれの系統において口頭で通知されるべし、と指示されている。つまりヒトラーの意志がカイテルの下達によって各軍最高司令官に伝えられ、そこから国防軍全体に行き渡るという形が指定されているのである。OKW長官は陸・海・空各軍最高司令官に対する命令権を持たない、という組織構成上の前提が、簡単に崩されてしまっている。これは、ヒトラーが国防軍直接支配に乗り出してきたことの必然的帰結として、いわば起こるべくして起こったことであった。人民委員殺害は、ヒトラーの思いつきである。だがそれについての命令は、ソ連軍との戦いの戦場における兵士たちの行動を規定するものとして、対ソ戦に出撃しようとする国防軍――特に陸軍であろうが――すべての兵

士たちに隅々にまで行き渡るのでなくては意味がない。そこに、この命令が「ガイドライン」という形で、変則的経路によって強引に伝達されねばならない必然性があった。これによってカイテルは、彼自身の意識がどうであったかということとは別に、客観的に見て明らかに、全軍に行き渡るヒトラーの軍令の元締めという位置を占めるに至っている。さらに対ソ戦が始まると間もなく、カイテルは、ハイドリヒと申し合わせて、捕虜のうちから市民つまり「叛徒」扱いのパルチザンと人民委員とを見つけ出して連れ去り処分する仕事を SD に委ねたと見られる。SD の介入を不審に思い、国際法違反の疑いがあると見た防諜部長ヴィルヘルム・カナリスが 9 月にメモ書きでカイテルに次のとおり上申したという：

> 市民および政治的に望ましくない戦争捕虜の選り分け並びに彼らの運命の決定は、保安警察および SD の出動分隊によって、国防軍当局には知られていない、そしてその順守を国防軍当局がもはや確かめ得ない、方針に従って行なわれている。

この上申メモに、カイテルは、下記のとおりのコメントを書き込んだうえで、9 月 23 日という日付を入れてこれをカナリスに返した：

> これらの疑念は、騎士的精神に則った戦争についての兵士的理解に相応している！ここで戦われているのは、一つの世界観の殲滅戦である！それ故私は、それらの措置を是認し、かつ庇護する。

カイテルは、また、9 月 16 日に東方の部隊指揮官たちに命令を出して、兵士たちに対する襲撃を阻止するためには、ドイツ兵 1 人に対しては共産主義者 50 人から 100 人を殺害するべきであるとし、東方では人間の生命は何の価値も持たないから、とのコメントを加えた。さらに 10 月 1 日の命令では、常に人質を用意していて、兵士に対する襲撃が起こったら処刑できるようにしておくように、としている。こうしたことから窺われるとおり、カイテルはこの時期、対ソ戦争にあたって、ヒトラーとの世界観共有を確信しているとともに、敵をその道徳性の程度において完全に見くびっているのである。ヒトラーの命令が 1929 年のジュネーヴ協定――ハーグ協定の補充として戦争捕虜の保護を取り決めた――に違反していることは明らかであったが、カイテルは、法廷での言及からも窺われるように、ソ連がこの協定に参加していないということを以て正当化できると考えていた。どうせ捕虜をちゃんと扱う気のない敵だ、捕虜となった我が軍の兵士が虐待されることは目に見えている、だから先手を打って敵方の悪の根を、つまり人民政治委員やボルシェヴィスト・パルチザンを、絶やしてしまうのが正しいのだ――軍人カイテルが、意識の中でこういう正当化操作を行なってしまったことによって、ヒトラーの国際法違反がチェックされ得なかった。その点において、カイテルの罪責はやはり重い。「人民委員命令」に基づいて銃殺された者の数がどれだけであったか、ということについては、師団指揮者であった者たちが、戦後、自分のところではその命令を受けなかったとか、それに従うのを拒否した、と答える場合が多く、実

態は捉えにくかった。しかし研究者たちの努力が続けられていて、2008 年にはフェリクス・レーマーという歴史学者が、1942 年 5 月までで犠牲者数少なくとも 3,430、あるいは 4,000 に近かったかもしれない、という推計を出しているそうである。また、裁判権制限令の影響によって「殺害された市民」がどれだけの数であったか、ということになると、戦闘への参加の仕方、状況などさまざまであるから、きわめて把握し難いが、単純に、身分の上で兵士ではなくて市民であったのに殺されてしまった者を数えれば、膨大な数に上るといわれている。こうしたことからも明らかなとおり、ソ連に対するドイツの加害の罪過は、途轍もなく大きい。もちろんスターリン支配下のソ連軍も、激烈なイデオロギー戦争を事としていたのであって、実際、カイテルが恐れていたとおりの戦い方しかしなかったであろう。特に彼らが反撃に転じてから、ドイツ人捕虜兵やドイツ市民が被った残虐行為は、凄まじいものであった。ベルリン陥落時に犯されたレイプは、後になって明らかになっただけでも 10 万件を超えたのだという。でも、そのことを考え合わせてみたところで、その正義なき戦いを初めに仕掛けたのがドイツの側であったという決定的事実は、動かしようがない。しかも、バルバロッサなるその作戦は、発動に先立ってすでに、目を付けた相手に対する殺害の計画を立て、かつその殺害行動を容易にする手筈を整える、というほど周到なものであった。そのことに対する弁解の余地はない。そして今、私たちの考察にとって重要なのは、そうした作戦計画から発動、侵攻、占領という一連の経過において、軍令の要の位置にあったのがカイテルである、それは本人の意識に関わりなく、客観的にそうなっていた、ということである。

カイテル弁護シリーズは、法廷第 98 日の 4 月 3 日に始まった。弁護人ネルテは、さっそくカイテル本人の尋問から始めることにし、これは法廷第 100 日の 4 月 5 日午前中まで続いた。ネルテは、誘導に細かい注意を払って、できるだけカイテル自身に弁護の効果を上げさせようとした。検察が証拠調べの際に出してきた多くの糾弾材料を丹念に取り上げて、それに対する本人の存分な弁明を引き出すことに努めたのである。だがネルテのそうした心遣いにもかかわらず、カイテルの弁明に決定的な限界があることは誰の目にも明らかであった。自分は命令権を持たぬ伝達者にすぎなかった、だからどうすることもできなかった――所詮はその言い訳の範囲から脱することはなかったのだ。たとえそこに、いくらかの弁明効果があったとの希望を持たせたとしても、すぐ後でまた検察の反対尋問によって覆されるのは目に見えていた。4 月 5 日（法廷第 100 日）、午前の部の残りは他の弁護人による尋問に費やされ、午後の部の途中になって検察の反対尋問の番が来た。最初に立ったのはルーデンコであった。ルーデンコは、すでに見られたとおり、ゲーリング、リッベントロプの時は、最後になって出て来た。ゲーリングに対してはそれほど多くの質問をしなかったし、リッベントロプに対しては「もう大丈夫」との安心感に支えられて、心も軽く高圧的な態度で質問を浴びせかけたのであった。だが、それら二人に対するのとは異なって、カイテルに対しては、おそらく、これを懲らしめるのは自分の仕事だ、という意識を強く持っていたに違いない。尋問を進めていった彼は、やがてソ連の兵士や市民に対する数々の残虐行為をカイテルが命じたと見られることについての、厳しい追及に取り掛かる：

ルーデンコ：　……

私は、残虐行為およびあなたのそれらに対する関係の問題に移ります。あなたの弁護人ネルテ博士は、諸残虐行為に関する検察局の基礎的記録文書をあなたに提示しました。この理由により、私は、これらのものをここに提示して詳細に論評するつもりはありません。私はあなたに、あなたの弁護人が尋問の間にあなたに提示した諸記録文書の基礎に関してだけお聞きすることにしよう。

何よりもまず、私は、記録文書「〈バルバロッサ〉地域における軍事裁判権および特殊軍事措置に関する命令」に関してお聞きする。あなたは、この文書のことを覚えておられるか？それは 1941 年 5 月 13 日、つまりソヴィエト連邦に対する戦争の開始のひと月以上前に出されたものです。ご記憶であろう、戦争前に出されたこの文書の中に書かれているのは、疑わしい分子はただちに将校の前に引き出さなくてはならない、そして将校が、これを銃殺すべきかどうか、決定しなくてはならない、ということです。あなたはこの指令を覚えていますか？あなたはこの文書に自分で署名をしたのですか？

カイテル：　はい、そのことには、私も決して異論を唱えませんでした。しかし私は、この文書について、それが如何にして出されたのか、主唱者は誰か、といった必要な説明をしました。

裁判長：　文書の番号は何番ですか？

ルーデンコ：　記録文書 C-50、1941 年 5 月 13 日のものです。

裁判長：　よろしい。

ルーデンコ：　〔証人に向って〕

あなたは、この命令のことを弁護人にすでに説明した、といわれたが、でも私はこれを少し別の形であなたに問わねばなりません。あなたの見解は、将校には人間を裁判手続きも予備調査もなしに銃殺する権利がある、というものだったのですか？

カイテル：　ドイツ軍においては、ずっと以前から、敵兵たちと同様に自軍の兵士たちに対しても、即決裁判が存在しており、それは、いつでも将校１名と兵士１名ないし２名とで構成され得るもので、それら３名が裁判官として立ったのです。それを私たちは即決裁判と呼んでいます。ただし常に１名の将校が最上位者としてこの裁判にいなくてはなりません。しかし私は、これに関しては、原則的にいって、昨日した説明を繰り返さねばなりません……

ルーデンコ：　ちょっと待って。どうか次の質問に答えてくださるよう願います: この文書によって、法的手続き・裁判手続きが、いわゆる疑わしい者たちの場合には廃止されて、ドイツ陸軍の将校た

ちには銃殺の権利が委ねられたのですか？それで合っていますか？

カイテル：　ドイツの兵士たちについては、それが正しく、かつ認められていました。法務局員たちによる軍法会議があり、また兵士たちで構成される即決裁判がありました。これらのものには、ドイツ陸軍のあらゆる兵士に対して、即決裁判手続きで相応の判決を下して執行する権限がありました。

裁判長：　あなたは質問に答えていませんね。質問は、この文書はどんな権限を与えたか、というものであって、どんな規定がドイツ陸軍内で通用していたか、というものではありません。

ルーデンコ：　この質問に答えてもらえますか：この文書は法的手続き・裁判手続きを廃止したのではありませんか、そしてそれは、ドイツの将校に、ここにいわれているように、疑わしい者たちを銃殺させる権限を与えたのではありませんか？

カイテル：　それは、私にヒトラーにより与えられた命令でした。彼は、この命令を私に与え、私はそこに私の署名をしました。それがどんな意味を持つか、私は昨日詳しく説明しました。

ルーデンコ：　陸軍元帥たるあなたが、この命令に署名したのですぞ。あなたは、この命令を正しくないと見なしていた。あなたはそれの帰結を把握していた。いったい何故あなたはこの命令に署名したのですか？

カイテル：　私はただ、そこに私の署名をしたということ、私がそれによってどれだけの程度の責任を私の職権の範囲で身に引き受けたか、ということ以上には、何もいえません。

ルーデンコ：　そしてなお一つ質問があります。この命令には、1941 年 5 月 13 日、すなわちロシアに対する戦争のほぼひと月前の日付が入っています。あなたたちは、つまり前もってすでに、人間の殺害を計画していたのですか？

カイテル：　そういわれる意味は、私には分かりません。この命令が軍事行動「バルバロッサ」開始の 4 週間前に発せられたということ、そしてさらにその 4 週間前にすでにその内容が将軍たちにヒトラーの言明において伝えられていたということは、そのとおりです。彼らは、すでに何週間も前からそれを知っていました。

ルーデンコ：　どのようにこの命令が実行されたか、あなたは知っていますね？

カイテル：　私は、予備調査においても尋問したソヴィエト軍の将軍に、それに関して私の見解を述

べました。将軍たちが私とその命令に関して話し合ったという事実があったかどうかということには、言及されませんでしたが、しかし私は、以下のことを指摘することはできます、すなわちここにはっきりと記されているところによれば、上級の司令官は、その地域に和平が生じたならば、その時この裁判権に関する命令を停止する権限がある、ということです。それを私はまた、私にこの命令の原因と結果とについて尋ねてきたあらゆる将軍に答え、かつ彼に、将軍たちは、彼らの地域に和平が生じたと見なしたらすぐに、事がらを無効にしてよいと書かれている、といいました。それは、司令官個人の主観的裁量の問題なのです。そのことがそこに書かれています。

ルーデンコ：　では、この命令あるいは指令に関連する最後の質問です。この指令は、事実上、ドイツの兵士たち・将校たちに、彼らの違法行為および専横な振舞いに対し罪に問われないことを保証したのですか？

カイテル：　或る限度内において、或る限度内において、です！なぜなら、その限度は、口頭で命令する者たちにおいて、将軍たちに正確に伝えられていましたから：すなわち、自分たちの部隊における最も厳しい規律の適用ということです。

ルーデンコ：　被告人カイテル、私は思うのだが、あなたはこの「或る限度」とやらを、すでに明確かつ判明に、法廷に提出されたさまざまの記録文書およびフィルム上映において認識したことであろう。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertster+Tag.+Freitag,+5.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

翌 4 月 6 日（法廷第 101 日）朝は、前日から続くルーデンコの激しい尋問で始まった：

ルーデンコ：　被告人カイテル！私はあなたに、占領地域におけるいわゆる共産主義者たちの叛乱に対する命令に関して質問します。昨日、あなたの弁護人は、あなたにこの命令を提示した。それは、1941 年 9 月 16 日の命令、番号 R-98 である。私は、この命令のうちの一つの箇所を、あなたの記憶の中に呼び戻したいと思う。そこには、こう書かれています：

「策動を芽のうちに摘み取るためには、最初の機会に遅滞なく、占領国の権威を押し通してそれ以上の広がりを防止するための、最も厳しい手段を適用すべきである」

そしてさらに次のようにいわれている：

「この時考慮すべきは、人間の生命は、当該の諸国では〈まったく absolut〉……何の価値も持たない、そして恐れ怖気づかせる結果は、ただ並外れた苛酷さによってのみ到達され得る、ということである」

あなたは、この箇所を、この命令の基礎をなしている「人間の生命はまったく何の価値も持たない」

という箇所を、覚えておられるか。あなたはこの文章を覚えておられるか？

カイテル：　はい。

ルーデンコ：　あなたは、そこに含まれたこの主張諸共に、この命令に署名なさったのか？

カイテル：　はい。

ルーデンコ：　あなたは、この禍に満ちた命令は必要によって惹き出されたのだ、とのお考えか？

カイテル：　この命令の原因を、私は昨日、部分的にはすでに説明し、そして次のことを指摘しました、すなわちこの指令は第一にまず、南東部の最高司令官もしくは国防軍役所に宛てられていた、ということを、です；それはバルカン地域であって、そこにおいては大規模なパルチザン戦争と指導者たち相互間の戦争が途方もない大きさを持ってしまっていましたし、第二には、同じ大きさまたは類似した大きさにおいて、そのような考察と確認とが、ソヴィエト連邦における占領地域の或る限られた部分においても、なされていたからです。

ルーデンコ：　つまりあなたは、この命令は正しかった、とのお考えであると？

カイテル：　私は、住民の取り扱いに関して出された、すべての命令に対する私の原則的な立場を、すでに詳しく尋問に応じて説明しました。私は、命令に署名しました、そしてそれによって、私の職務権限の範囲内で、責任をもまた引き受けたのです。

裁判長：　法廷の見解では、あなたはこの質問にまだ答えてはいません。質問は、「はい」か「いいえ」で答えられ得て、説明が後から加えられ得るものでした。この事がらをあなたの弁護人にすでに細かく説明した、というあなたの説明は、あなたに対して出された質問への答えにはなっていません。

ルーデンコ：　あなたに、もう一度お尋ねします、あなたは、この命令――強調しますよ――「人間の生命はまったく何の価値も持たない」と書いてある、この命令は、正しいとお考えですか。それを正しいと思っておられるのか？

カイテル：　これらの言葉は、そこには書いてありませんが、しかし南東地域において、そしてまた部分的にはソヴィエト地域においても、人間の生命が十分な程度において尊重されてはいなかった、という事実は、前々から長年の事実によって私にも知られていました。

ルーデンコ：　これらの言葉が命令の中に書かれていない、と仰ったのか？

カイテル：　私の知る限りでは、それらがまったくそのとおり、そこに書かれているわけではなく、そこには、これらの地域では人間の生命がわずかの価値しか持っていない、と書かれています、私の記憶ではおよそそんなふうです。

ルーデンコ：　あなたの記憶で知っているとおり、アルクサンドロフ将軍があなたを、1945 年 11 月 9 日に尋問しました。この文章に関連する質問に対して、あなたはこう答えた：「私は、この文章が本物であることを承認せねばならない、しかしそれは総統が自らこの命令の中に挿入したものだ」と。あなたは、自分の説明を覚えておられるか？

カイテル：　そのとおりです。それもまた合っています。

ルーデンコ：　私は、あなたにこの命令を提示することができる。今までそうしなかったのは、あなたがそれを昨日もう読むことができたからです。

カイテル：　しかし私はそれを、昨日はもうすべての箇所にわたって読み通すことはなく、ただそれの事実上の存在を承認しただけでした。

裁判長：　もしもあなたが文書の翻訳をお持ちなら、我々は助かるのですが。もしもあなたが記録文書に関して反対尋問をなさる場合、とりわけ、正確な文言が問題になる場合に、我々がこの記録文書を手許に持たないとすれば、我々にとってたいへん不便です。

ルーデンコ：　裁判長、私はすぐに被告人にこの命令を提示します。

〔証人は記録文書を手にする〕

裁判長：　それは、389-PS ですか？

ルーデンコ：　389-PS です、そのとおりです、裁判長。

裁判長：　記録文書を引用なさる場合、番号をたいへんゆっくりといっていただくのが、たいへん適切でしょう、何故なら、たいへんしばしば、翻訳が我々の方に正確に通じないことがありますから。

ルーデンコ：　わかりました、今後はまたそのようにいたします、裁判長。私は、この記録文書の番号として R-98 を告げましたが、それは同時に 389-PS の番号をも持っています。私は、この命令から項目 3 b) を引用しました。

被告人カイテル、記録文書に習熟しましたか？

カイテル：　はい、ドイツ語の文言は、こうなっています：
「当該の諸国においては、人間の生命は度々の場合 vielfach 何の価値も持たないということ……」

ルーデンコ：　それから？

カイテル：　はい、
「そして恐れ怖気づかせる結果は、ただ並外れた苛酷さによってのみ到達され得る、ということである。1 名のドイツ人兵士の生命に対する償いとして……」

ルーデンコ：　それではっきりしている。同じ命令の項目 b）には、こうなっている：
「1 名のドイツ人兵士の生命に対する償いとして、通常、50 名から 100 名の共産主義者に対する死刑が妥当する。執行の仕方は、恐れ怖気づかせる措置をさらに強めるものでなくてはならない」
それで合っていますか？

カイテル：　ドイツ語の文言は、少し違っています：
「これらの場合においては、一般的に、50 名から 100 名までの共産主義者に対する死刑が適切と見なされねばならない」
これがドイツ語の文言です。

ルーデンコ：　1 名のドイツ人兵士に対して？

カイテル：　はい、それは私も知っており、ここに認めもしました。

ルーデンコ：　その点に、私の質問も関係しています。つまり、私はあなたにもう一度お聞きするが……

カイテル：　あなたはそれに対する説明を望まれるのですか、それとも私はもうそれに対しては何もいうべきではないのですか？

ルーデンコ：　私は、あなたに、じきにこの関連における質問はします。私はあなたに尋ねる：あなたは、この命令に署名した時、それによってまた、この残忍な措置に関するあなた自身の見解をも表明したのですか、すなわち、あなたは、それについてヒトラーと意見が一致していたのですか？

カイテル：　私は、この命令に署名しました、しかしそこに示された数は、提出された命令の個人的

変更であり、しかもヒトラーによる個人的変更なのです。

ルーデンコ：　それで、あなたは、どんな数をヒトラーに提案したのですか？

カイテル：　5 から 10 というのが、原本に書かれていた数でした。

ルーデンコ：　つまり、ヒトラーとは、あなたは、ただ数に関して、意見が分かれている；大筋においては、あなたは、彼と意見が一致している。

カイテル：　大筋においては、恐れ怖気づかせることは、ただ、ここにあるとおり、1 名の兵士の生命に対して数名の犠牲者の数が求められた場合にのみ、達成され得たのです。

ルーデンコ：　あなた……

裁判長：　それは、質問に対する答えになっていませんでした。質問は、ただ数に関してのみ、この文書におけるあなたとヒトラーとの間の意見の相違があったのかどうか、というものでした；それに対しては、あなたは、「はい」「いいえ」で答えることができます。あなたとヒトラーとの間の唯一の意見の相違は、数に関してのものでしたか？

カイテル：　それでは私はいわなくてはなりませんが、基礎的な考え方に関して、意見の相違はありました、しかしそれは、その最終的作用において、私の見解では、私の正当性の証明になり得るものではありません、というのも、私は、私の職務権限においてそれに署名したからです。問題の全体に関して、基礎的な相違はありました。

ルーデンコ：　よろしい。次に行きましょう。私は、なおまた別の命令に関して語りたい。それは、1942 年 12 月 16 日の、いわゆる「叛徒たちに対する戦い」に関する命令です。それは、法廷に記録文書番号 USSR-16 として提出されています。私はここでもまた、細部に迷い込まないようにしたい。この命令は、あなたに昨日、あなたの弁護人によって提示されました。

カイテル：　それを私は、今思い出せません。

ルーデンコ：　思い出せない？

カイテル：　はい、昨日の呈示というのは思い出せません。

ルーデンコ：　大いに結構、あなたが思い出せないのなら、私が、あなたの記憶を新たにするために、あなたに記録文書を提示することにしよう。

裁判長：　PS 番号は何番でしたか？

ルーデンコ：　これは、ソヴィエト検察によって提出された記録文書です、裁判長、そしてその番号は USSR-16 です。

裁判長：　私は今しがた、US-516 と書き留めましたが、しかし私は正しく聞き取らなかったと思います、それは USSR-16 なのですね？

ルーデンコ：　はい、USSR-16 です。

裁判長：　よろしい。

〔証人は記録文書を受け取る〕

ルーデンコ：　被告人カイテル、私はあなたに、この命令に関連してただ一つの質問をすることにします。この命令の第 1 項目、第 3 節。どうぞ、次の文に注意してみてください：
「それ故部隊は、この戦闘において制限なしに、婦人および子どもに対しても、成功をもたらすものであるならば、どんな手段をも用いる権利を有しかつ義務を負っている」
あなたは、この箇所を見つけましたか？

カイテル：　はい。

ルーデンコ：　見ましたか、婦人および子どもに対しても、何らの制限なしに、任意の措置が用いられ得る、というのを？あなたは、この箇所を見つけましたか？

カイテル：
「……制限なしに、婦人および子どもに対しても、もし必要なら、あらゆる手段を用いる」
見つけました。

ルーデンコ：　見つけましたな、私は、それに関してあなたにまさに質問*したい。被告人カイテル、かつてのドイツ陸軍元帥であるあなたに問うが、あなたは、婦人および子どもに対してあらゆる任意の措置が取られ得るという、この命令を正しいものと思われるのか？
〔*原文は tragen となっているが＝訳者〕

カイテル：　措置というのは、婦人および子どもも叛徒たちの戦闘地域から遠ざけ(entfernen)られるべきという点に関してです、決して、婦人および子どもに対する何らかの残忍行為や殺害のことではない。決してそうではありません！

ルーデンコ：　除く(entfernen)――ドイツ語でまさしく「殺す」という意味ですね？

カイテル：　いいえ。私は信じています、ドイツの兵士たちに、婦人および子どもを殺してはならぬ、殺すことは許されぬ、と告げる必要など、決してなかったでしょう。

ルーデンコ：　あなたは、私の質問にまだ答えていない。
あなたは、婦人および子どもに対する措置に関するこの命令を、正しいものと思うかどうか？「はい」か「いいえ」、「正しい」か「正しくない」で答えなさい、それから、あなたは説明をすることができる。

カイテル：　私は、この措置を正しいものと思いましたし、またそれを承認してもいます、しかし何らかの仕方における殺害の措置を、ではありません。それは犯罪でした。

ルーデンコ：　「任意の措置」は、殺害をも含んでいますね？

カイテル：　はい、しかし婦人および子どもに対するものではありません。

ルーデンコ：　いや、しかしここには婦人および子どもにも対しての任意の措置といわれている。

カイテル：　いいえ、「任意の措置」ではなくて、「…婦人および子どもに対する措置をも辞さぬこと」。そこにはそう書かれています。ドイツの兵士やドイツの将校に、婦人および子ども殺害するという考えが生じてきたことなど、決してありません。

ルーデンコ：　で、現実には？

カイテル：　私は、個々の場合について証言することはできません、何故なら私はそれを知らないし、すべての場所にいることができたわけでもなく、またそれに関して何らの報告も受けていないからです。

ルーデンコ：　しかし、数百万のそうした事例があった。

カイテル：　そんな、数百万の事例が生じたということなど、私には知られていないし、また私は信じません。

ルーデンコ：　あなたはそれを信じない？

カイテル：　信じません。

ルーデンコ：　私は次に進みます。今や新しい問題に移るが、それはソヴィエト兵戦争捕虜の取り扱いの問題です。私は、あなたに、ソヴィエト兵戦争捕虜の烙印刑やその他の事実に関して質問するつもりはない；これらは法廷にすでに十分に知られているからだ。しかし私は、あなたに、一つの記録文書に関して質問しようと思う、それは、あなたに昨日提示された、カナリスの報告に関してです。あなたは、あなたの弁護人があなたに昨日カナリスの報告を提示したのを覚えておられるであろう。それは 1941 年 9 月 15 日の報告であり、EC-338 の番号で法廷に提出されています。あなたが思い出されるであろうように、一人のドイツ人将校さえもが、ソヴィエト兵戦争捕虜の取り扱いにおいて許容されていた、異常な専横と違法性とに、注意を向けたのです。この報告の中で、カナリスは、ソヴィエト兵戦争捕虜の大量殺害について語り、この専横を禁止する必要について語っています。あなたは、この報告におけるカナリスの態度表明に同意していましたか、しかもそれは、あなたに関連しての態度表明であったが？

カイテル：　最後にいわれたことの意味が、私には分かりません。私の人間性に関連して、というのですか？

ルーデンコ：　私の質問は、次のような意味です：被告人カイテル、あなたは人間として、カナリスが彼の報告の中で、ソヴィエト兵戦争捕虜の取り扱いにおける専横の禁止のために提出した提案に、同意していましたか？

カイテル：　私は昨日、私の弁護人にすでに答えましたが……

ルーデンコ：　あなたは手短に、私の問いに答えることができる：あなたは同意していましたか？

カイテル：　はい、手短にいいましょう……、私は、この書状を受け取ると、ただちにアドルフ・ヒトラー総統にそれを提示しました、とりわけまた、添付された 6 月初めの人民委員たちの公表に関して、新たな決定を願いました、ということです。私は、大まかにいって、カナリスと疑念を同じくしていましたが、しかし私はなお補足しなくてはなりません……

ルーデンコ：　あなたは疑念を同じくしていた？たいへん結構。私はあなたに今、カナリスの報告の原本を提示することにしよう、そこにあなたの決裁が書き込まれています。
裁判長、私は今、被告人カイテルに、彼の決裁の入った記録文書を提示しようと思います。この決裁は、法廷ではまだ読み上げられてはいませんでした。この決裁の原文を、私は、法廷に提出します。

裁判長：　あなたは、原本をお持ちなのですか？

ルーデンコ：　はい、私はそれを、被告人の前に提示させました。
では、被告人カイテル、どうぞ、注意して見てください。

カイテル：　この欄外注付きの文書は、私に知られています。

ルーデンコ：　私のいうことをよく聞いて、しっかり注意していなさい。これは、カナリスの文書であって、その内容にあなたは同意している。あなたの決定はこうだ：
「これらの疑念は、騎士的精神に則った戦争についての兵士的理解に相応している。ここで戦われているのは、一つの世界観の殲滅戦である、それ故私は、それらの措置を是認し、かつ庇護する」
署名「カイテル」
これは、あなたの決裁か？

カイテル：　はい、私はこれを書き込みました、総統への上申の後の決裁として、です。それを私は書き込みました。

ルーデンコ：　そこには、総統がそう語った、とは書かれていない。そこに書かれているのは、「私が」つまりカイテルが「それらの措置を庇護する」ということです。

カイテル：　しかし私はそれを、誓って証言します、そして、それを読む前にもう、すでにそういいました。

ルーデンコ：　つまりあなたは、この決裁を認めるのですね。私は、あなたの注意を、なお別の箇所に向けたいと思う。どうぞ、この記録文書の２ページ目をご覧なさい。注意して見てください、カナリスの報告の本文に、次のようにいわれている：
「市民および政治的に望ましくない戦争捕虜の選り分け並びに彼らの運命の決定は、保安警察および SD の出動分隊によって、国防軍当局には知られていない、そしてその順守を国防軍当局がもはや確かめ得ない、方針に従って、行なわれている」
これをカナリスが書いた、そしてこの本文の欄外に、あなたの決裁がある：「たいへん目的に適っ

ている」と。そのとおりですか？

カイテル：　最後の質問の繰り返しをお願いします。私は、最後に「これをカナリスが書いた」とまで聞きました。

ルーデンコ：　はい、そこで私はいった、この本文の欄外に、あなたの自筆の決裁：「たいへん目的に適っている」がある、と。あなたはそれを見つけましたか？

カイテル：　はい、たしかに。「目的に適っている」の語は、国防軍当局が出動分隊と関わりを持たない、それについて何も知らない、ということに関連づけられています、その前の方に書かれているのが、「それら〔＝方針〕が国防軍当局には知られていない」ということです。

ルーデンコ：　そして、保安警察と SD が市民および戦争捕虜に対して即刻死刑処置を行なっていることにも関連づけられている。あなたはそれを、目的に適っていると考えているのですな？

カイテル：　いいえ、私は、国防軍当局に出動分隊の行動が知られていないことを、目的に適っていると思ったのです。そのことを、私はそれでいいたかったのです。それは書いてあります、私は「知られていない」にアンダーラインを付けました。

ルーデンコ：　私はあなたに、この決裁に関連して質問します：あなた、被告人カイテル、陸軍元帥と名乗り、この法廷でも繰り返し兵士*と自称してきた人よ。あなたは、1941 年 9 月の、あなたの血に飢えた決裁によって、あなたの許に捕虜となってきた、武装を解かれた兵士たちの殺害を支持し、それに同意を与えた。それで合っていますか？

カイテル：　私は、両方の命令に署名しました、そのことによって、私の職務権限の範囲内で、責任を負っています、そしてまた私はその責任を引き受けます。

ルーデンコ：　それは明確なことだ。この関連で、私はあなたにもう一つ質問したい。あなたが法廷でたびたび兵士の義務について語ったので、私はあなたに尋ねたいのだが、「兵士の義務」とか「将校の名誉」といった概念は、平和的な市民や戦争捕虜たちに対する仕返しに関する、そのような命令を出すことと一致させられ得るものか、どうですか？

カイテル：　8 月と 9 月の月間における復仇に関する限りは、「然り」です、ドイツ兵戦争捕虜に対して起こった事がらの後では、彼らの死体を我々は戦場で見つけました、そしてまたレムベルクで、そこでは数百人殺害されているのを見つけました。

ルーデンコ：　被告人カイテル、あなたはまたしても、ここですでに辿ったと同じ道を辿ろうとしている、すなわち、惹き起されたと称するドイツ兵戦争捕虜の殺戮の物語を蒸し返しているのだ。しかし私がここで昨日、あなたと共に確認したところでは、すでに 1941 年 5 月に、つまり戦争開始の前に、あなたは、赤軍の政治的および軍事的な成員の殺害に関する命令に署名したのだ。私はいくつかの……

カイテル：　はい、戦争の前に命令に署名しもしました。それらの命令は、「殺害」の語を含んではいませんでした。

ルーデンコ：　私は、言い争うつもりはない、何故ならそれは記録文書に対して争うことを意味するであろうからだ、記録文書は読んで明かなものだ。

*カイテルは好んで自分を「兵士」と称している、そしてルーデンコはここでそれをネタにしている、というわけであるが、「兵士」と訳した語は、もとは „Soldat“（＝英 soldier）である。この語は、日本語ではむしろ「軍人」と訳されるのが一般的なのかもしれない。しかし、カイテルが自らを „Soldat“と呼ぶ、その時の彼の気持ちを推し測ってみると、日本語ではこれを「兵士」と訳すのが適切であろう、というのが筆者の理解である。

私は、最後になおいくつかあなたに質問しなくてはならない：あなたは、法廷に、ドイツの将軍たちは、ヒトラーの命令をただ盲目的に実行した、と説明なさったのか？

カイテル：　私が説明したのは、将軍たちが異議を唱えたかどうか、どの将軍たちがそうしたのか、私は知らない、ということと、世界観戦争の基礎がヒトラーによって宣言され命令された時には、私の見ているところではそのようなことは起こっていなかった、ということです。

ルーデンコ：　そして、将軍たちが自らの発案で、残虐行為や法および戦時慣習違反の命令を発していたこと、そしてこれらの命令がヒトラーによって是認されていたことは、あなたに知られていましたか？

カイテル：　陸軍の高位の役所が、例えば裁判権に関して、3 月の命令やその他の措置を変更し、緩和し、部分的には廃棄する命令を出していたことは、知っています、それらの役所が、私ともそれに関して相談していましたから。

ルーデンコ：　あなたは、私のいった意味を理解しておられない。私は、緩和のことを尋ねはしなかった。私の質問は、将軍たちは自分の発案で、法律や戦時慣習に違反する命令を発したのかどうか、ということでした。

カイテル：　それは、私には知られていません。どの命令のことを問題にされているか、私には分からないのです、将軍。私は今ここで、それを知っているということはできません。

ルーデンコ：　私は、ただ一つの命令に関して述べることにしましょう、そしてそれは、東部における部隊の振舞いに関わる、大元帥フォン・ライヘナウの命令です。
裁判長、この記録文書は、ソヴィエト検察局によって USSR-12 の番号で法廷に提出されました。私が引き合いに出す箇所は、この記録文書中でアンダーラインを付してあります。この「東部地域における部隊の振舞い」に関する命令から、私は、ただ一つの引用文を読み上げましょう：
「土地の居住者および戦争捕虜の扶養は……勘違いの人道精神である……」

カイテル：　私はその命令を知っています。それは、ここでの予備調査で、私の前に提示されました。

ルーデンコ：　この命令は、大元帥フォン・ライヘナウの指示によって発せられ、ヒトラーによって是認され、手本として、すべての前線の指揮官たち宛てて送られました。

カイテル：　それを私は、ここではじめて聞き知りました、私はそれを知りませんでした。その命令を、私は、私の知る限りでは、読んだこともありません。

ルーデンコ：　無論のこと、そのような命令は、あなたにとってはほとんど意味がない、何故なら、どのようにしてまた、ソヴィエト市民や戦争捕虜たちの運命が、OKW の指導者の興味を惹くことがあるだろうか？彼らの生命は、何の価値もないのだから。

カイテル：　私は、前線で指揮する司令官たちとは、接触することはなく、職務上の交際もありませんでした。それがあったのは、陸軍最高司令官だけです。

ルーデンコ：　さて、私は、反対尋問の終いに達することにしましょう。あなたは、ここで法廷での発言の中で――あなたの前に、あなたの共犯者の被告人ゲーリングおよびリッベントロプも、そうしたのだが――しばしばヴェルサイユ条約について語った。私はあなたにお尋ねする、ウィーン、プラハ、ベルグラード、クリミアは、ヴェルサイユ条約以前、ドイツの一部でしたか？

カイテル：　いいえ。

ルーデンコ：　あなたがここで説明なさったところでは、あなたには、1944 年、法律が変更された後に、ナチ党のメンバーになることが提案された。あなたは、この申し出を受け入れて、党に必要な人事申告をし、党員会費を払った。いってください、あなたがナチ党に加入するようにとの勧誘に応じた時、いったいそれは、党の目標、計画および方法に対するあなた自身の側での承認と見なさ

れるべきではないのですか？

カイテル：　私は、自分がすでに 3 年か 4 年の間黄金徽章の保持者であった後のことでしたから、人事資料を出すようにとの勧告を、ただ登録のためと思い、党に寄付をするようにとの勧告に従ったのです。両方のことを、私はしました、そして両方のことを、私は認めました。

ルーデンコ：　それはすなわち、この形式上の勧告に至るまでに、あなたは、自身を根本的にもうすでにナチだと見なしていた、ということですか？

カイテル：　私は、自分を常に兵士と見なしていたのであって、政治的な兵士とも政治家とも見なしてはいませんでした。

ルーデンコ：　すると、ここで語られたすべてのことから、あなたはヒトラー付き将軍であった、しかも義務によってではなく、信念によってそうであった、と考えてはならないのですか？

カイテル：　私はここで、自分が総統の忠実で従順な兵士であったということを申しました、そして私は、ロシアに、スターリン元帥に無条件に従うということをしない将軍がいるとは思いません。

ルーデンコ：　私には、これ以上質問はありません。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhunderterster+Tag.+Samstag,+6.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

しかし、続いて尋問に立ったマクスウェル - ファイフも、糾弾の厳しさにおいて、決してルーデンコに引けを取らなかった。それも当然のことであろう。振り返って見るならば、1945 年 5 月 13 日、フレンスブルクでデーニッツ、ヨードル、シュペーアとともに敗戦処理の仕事を続けていたカイテルを、英国軍が真っ先に逮捕したのは、ザガンの総合収容所から脱走した航空兵の殺害をはじめとする、数々の英国兵捕虜虐待に罪責があると睨んだからであった。つまり英国から見れば、カイテルは、明々白々、もっとも分かりやすい「戦争犯罪」によって、自国軍の多くの兵士たちの生命を奪った張本人――その行為の命令者――であった。だから英国軍の収容所においての取り調べが、押収された彼の署名入りの文書をはじめとする数多くの証拠材料を照合しながらの、極めて厳しい追及になったことは想像に難くない。しかしやがて英国軍は、カイテルの人間性から、認罪への誘導効果に期待を持った。軍人一筋の彼の誇りを損なうのではなく、逆にそれに呼びかけることによって、彼自身の口から罪の自認告白を引き出すことが可能であろう。ヒトラーの出した諸命令が戦争法規に反する犯罪的なものであって、自分がそれに署名し、実行を指令したことによって多くの生命が奪われる結果になったのだという事実を、明確に認識すれば、彼は軍人として、人間と

しての自分の過ちを深く反省し告白する、という結果に至らざるを得ないであろう。だから英国軍による彼の取り調べは、自ずと教育的な性格を帯びることになったと思われる。彼が主要戦争犯罪人の一人としてニュルンベルク法廷に呼び出されることになった時、検察特に英国検察は、法廷の場における彼の認罪という帰結を引き出すことに目標を絞った。それが法廷自身の正当性の証明のためにも、たいへん効果の高いことと思われたからに違いない。ドイツ軍の軍令の要に在った人物が、自軍の甚大な犯罪の事実を認め告白するならば、その場面は、とりもなおさず、この法廷が戦勝者による一方的な裁判劇の舞台などではなく、戦争犯罪に対する正義と法の勝利の場である、ということの確証として、人々の心に深く印象づけられることであろう。今、反対尋問に臨むマクスウェル - ファイフは、いよいよそういう場面を演出する時が来た、という気迫に満ち溢れていた。マクスウェル - ファイフは、予備尋問の時のことから話を始める。その段階でカイテルが検察官に打ち明けずにいられなかった内面の苦闘のことをも、もう一度思い起こさせる。そしてあたかもその間の学習の成果をまとめて暗唱させるかの如き答えを引き出して、これからの尋問本体への導入とする：

……

マクスウェル - ファイフ：　語っていただきたいと思います、被告人。法廷に向って、あなたがあなた自身の内面の声に反して為さねばならなかった、三つの最も悪い事がらを挙げてもらえますか？何が、あなたの見解では、あなたが為さなくてはならなかった、三つの最も悪い事がらですか？

カイテル：　遡って語り始めるとして、おそらくは、戦争行動の慣習に反していた限りにおける、東部での戦争行動のために出された命令。さらには、とりわけ英国検察代表団もまた触れている事がら、すなわち 50 名の英国空軍（Royal Air Force）将校の問題；私にきわめて不利となった問題、すなわちテロ飛行士の問題；しかしたぶん、先頭に来るのは、事実における、後になって生じて来て、私には知られていなかった結果をもたらした、夜と霧の命令でしょう：おそらくそれらが、私が自身との間で耐え抜かねばならなかった最も困難な戦いでした。

自分の内面の声に反して行なった悪事のうち最も酷いと思うものを 3 点挙げよ、という項目数の限定までつけた問題が出され、これに対して明らかに出題者の期待どおりの答えが返されている（その言い方から、脱走飛行士殺害とテロ飛行士とは、一括りと見なされ得るから、答えられている項目は、やはり全部で三つ）。これほど呼吸の合った問答は、一般的にいって、よほどしっかりと予行演習していないとできるものではない。だが、とりわけ印象深いのは、「夜と霧の命令」という名称が、ここでカイテルの口から、いともスラスラと出て来ていることである。先述のとおり、後に「夜と霧の命令」と呼びならわされることになる、1941 年 12 月 7 日付命令（カイテル署名）は、元来「ドイツ国に対する、あるいは占領地における占領軍に対する犯罪行為の訴追のためのガイドライン」と題されていたので

あって、「夜と霧」という言葉は、その本文中にも現われてはいない。命令者本人が、リアルタイムでは自分が考えてもいなかったような名称を、後になって覚え込まされて、ここであたかも復唱するが如くに一生懸命唱えているという様子に、筆者などは、或る種の感慨を覚えずにはいられないのである。それはともかくとして、カイテルのこの答えを受けたマクスウェル - ファイフは、では「夜と霧の命令」から取り掛かろう、というわけで、尋問本体に入って行く。ところが彼は、1941 年 12 月 7 日の命令に関して若干の質問をしたかと思うと、早々に話を「テロ行為およびサボタージュに対する命令」に移していく。この命令は 1944 年 7 月 30 日に出されたのだが、その内容は、占領ドイツの公的機関（国防軍、SS、警察）に対してテロやサボタージュ行為によって攻撃を行なった者は、その場で射殺、後になって捕らえた場合はこれを保安警察あるいは SD に引き渡すべし、攻撃行為を直接手助けした女性は強制労働送りにすべし、というものであった。つまりそれは、夜と霧命令からの明らかな飛躍――価値評価を一切伴わない用法において――を示している。1941 年の段階では、国防軍の裁判権が制限された上で、死刑にできない叛徒は保安警察、SD にこっそり引き渡して消息不明にしてしまえ、といわれていたのに対して、1944 年の命令の内容は実質的に国防軍裁判権の完全停止であり、その場で射殺するか、それとも後になってから捕らえたならば、公然と保安警察、SD に引き渡せ、といわれているのだ。カイテルは、同年 8 月 18 日付でさらに追加補足の命令を出して、暴力行為無しでも占領ドイツ機関の安全に危害を与えたと見なされる者は、即時警察に引き渡されるべきであり、また、現在行なわれている非ドイツ市民に対する戦時裁判はすべて中止されるべきである、としている。ところで、今私たちの注意を惹くのは、マクスウェル - ファイフが、この 1944 年の命令に関して追及していく中で、「夜と霧の命令は、この対テロ・サボタージュ命令の前では、もう余分なものになってしまった」とコメントしていることである。それは、直接的には、上記の 8 月 18 日命令を受けて、ヒムラーが、なお裁判中であった約 24,000 人の非ドイツ人市民の SD への即時引き渡しを求めている記録があることに関連して述べられたのであるが、たしかに、今や公然と SD が引っ張っていけることになったのだから、隠密裏の引き渡し命令は不要になったわけである。しかし、検察が、せっかく拵え上げた「夜と霧」という印象的な名称を、通用期間わずか 3 年でもう不要化宣言してしまっている、ということに、私たちは興味を覚えずにはいられない。さらにもう少し後、1944 年の命令についての論議に区切りをつけて、次の材料に移って行こうとする段になると、マクスウェル - ファイフは、そこまで尋問が辿ってきた経過をわざわざいったんまとめてみせながら、先の見通しをつけようとしている。そこでは、夜と霧命令は途中で消え去ってしまった、とはっきりいわれている：

マクスウェル - ファイフ：　私は、あなたに次の記録文書を提示する前に、我々がここまで何を取り上げてきたか、に関して、あなたにはっきり分かっておいていただきたいと思います。我々は、夜と霧の命令から始めました。これは消え去りました。我々は次に対テロ・サボタージュ命令へと移りました、そして次には、テロやサボタージュよりも数少ないが、しかし占領軍の法律に基づいて

いえば犯罪であった、行動へと移って行きます。

「消え去った」という表現は、たいへん強いものに感じられるが、マクスウェル - ファイフのここでのいい方から、かえって検察が「夜と霧」という名称を押し出した意図を、窺い知ることができるようにも思う。検察は、占領地域における抵抗運動弾圧・パルチザン迫害の残忍な実態を、できるだけ明確に法廷に、そして広く人々に把握してもらうために、もっとも効果的なアピールの仕方を考えた。ナチス・ドイツ占領権力は、国防軍の裁判権制限・SD介入の容認によって徹底弾圧を図ったのだが、抵抗運動はかえって激化するばかりであったので、ついには国防軍裁判権の完全停止によって、兵士たちには即銃殺の、SD には即逮捕拉致の、それぞれフリーハンドを与えるに至った――これが全体の筋であった。その残虐な迫害行動の始まりを、時期、意図を明示しつつ印づけるのに、「夜と霧の命令」という名称は、たしかにこの上なく効果的であった。それが、人間を拉致して闇の中に葬ってしまうという、恐ろしい手口を、ストレートに連想させるものであったことは、いうまでもない。この名称を覚え込んだ者は、抵抗運動弾圧（叛徒掃討）の初期段階を、「夜と霧作戦」の展開として把握する。だが一方で抵抗運動は逆に激しさを増して、夜と霧作戦がその強化にもかかわらず、所期の効果を上げ得なかった、という経過をも想起することができる。だから、彼にとって、次の段階への発展――価値評価を伴わない用法――を認識することは容易である。それは、ドイツにとっての戦局の悪化という情勢変化にも促されて、ついに――ノルマンディ上陸決行の約２月後――決定的な対テロ・サボタージュ命令が出され、パルチザン弾圧が最終段階を迎えた、ということに対する認識である。ここに至って、夜と霧命令は、自ずと、本格的な叛徒掃討方式の中に、発展的解消――価値評価を伴わない用法、念のため――を遂げたのだと、彼は当然把握することになるであろう。つまり、検察が、「夜と霧」という名称をことさらに前面に押し出して、しかもそれをパルチザン迫害の初期段階に限って用いることにしたのは、占領地域における残忍なパルチザン迫害の全体像の把握が、それによって容易になるという、確かな効果を見越してのことであったのだ。だから今、夜と霧命令から取り掛かろう、といって尋問を始めたマクスウェル - ファイフの意図は、もとより、この部分での話を夜と霧命令関係に限ろうということではない。むしろそれの発展的解消段階としての対テロ・サボタージュ命令を示すことによって、ナチス・ドイツの残忍なパルチザン迫害の全貌を余すところなく曝し出すこと、そしてそこにおけるカイテルの罪責を徹底追及することにこそ、尋問のこの部分での本当の目的があるわけである。だがここで、上掲のマクスウェル - ファイフの発言を、もう一度見ていただかないとならない。この発言は、今述べた目的を一応達し終えた時点でのものと見なし得るのであるが、それにしては彼は、そこでなお付け加えて語らねばならないことが、いくつかあるようなことをいっている。いったいこの「テロやサボタージュよりも数少ないが、しかし占領軍の法律に基づいていえば犯罪であった行動」とは何を意味しているのだろうか。おそらくは、武装したパルチザンの攻撃ではないのに、その一連の命令、法律の処刑対象たる「テロ」あるいは「サボタージ

ュ」にあたると見なされて、銃殺等容赦ない処刑を受けた事例――例えば鉄道員たちの怠業――が数多くあったから、それらの主なものだけでも、しっかり挙げておく必要がある、ということなのであろう。しかし、マクスウェル - ファイフが、それらの中でも、とりわけここでいおうとしているのは、ドイツ軍の叛徒掃討作戦の犠牲となって射殺された英国軍兵士たちのことである。占領地域の解放のための決死の作戦に参加した若い英国軍兵士たちがいた。彼らのうち、捕らえられた者たちは、叛徒並みの扱いを受けて、すぐに射殺された。その数は特別多くはない。叛徒として殺されたすべての者たちのうちに、彼らの占める割合は、数の上では小さい。しかし、マクスウェル - ファイフとしては、何としても、今の話題の範囲で、彼らのことに言及しなくてはならないのだ。彼が取り上げた事例は 2 つであった。1 つは、戦艦ティルピッツ撃沈未遂。1942 年 10 月 31 日、短艇に乗り組んだノルウェー兵、英国兵混成の一団が、トロントハイム・フィヨルドに停泊中のティルピッツ号を、2 機の魚雷で狙おうとした。しかし、嵐の海の中で魚雷を 2 機とも失って作戦に失敗、スウェーデン国境に追い詰められた兵士たちのうち、逃げ切れなかった 20 歳の英国兵ロバート・ポール・エヴァンスが捕らえられた。彼は、何ら国際法に反する暴力行為は立証されなかったにもかかわらず、そのまま銃殺されてしまった。もう一つは、ボルドー港のドイツ軍船襲撃（フラクトン作戦）。1942 年 12 月初め、ジロンド河口から 2 人 1 組でカヤック 6 艘に分乗した英国軍兵士たちが、川を遡ってボルドーの河港を目指した。港まで漕ぎつけたのは 2 艘で、潜入した 4 名の兵士たちは、停泊している船のうちの 5、6 隻にリムペットマイン（吸着水雷）を仕掛けて軽い損害を与えた後、陸に上がってスペイン国境を目指したが、うち 2 名は捕らえられ、作戦実行前に捕らえられていた 2 名と共に銃殺された。彼らの処刑に、カイテルが直接関わったわけではない。しかし、彼の出していた命令のせいで、彼ら英国兵たちは、テロ行為を行なった叛徒として扱われたのであった。交戦相手国の正規の作戦に参加した兵士を、国際法の求めに従って捕虜として扱うことを、ドイツ軍は怠った。彼らの無念を訴え、カイテルの違法を詰るマクスウェル - ファイフの感情の高ぶりを、誰も抑えることはできない：

……

マクスウェル - ファイフ：　ああ、陸軍元帥、以下のことを、どうかよく考えていただきたい：私の知っている限り、兵士には、ドイツ軍の法律に従っても、その他いずれかの国の軍の法律に従っても、不法であって戦時法および法律に違反しているということが分かっている命令を、実行する義務は存在しません。それはあなた方の軍隊においても、我々の軍隊においても、そして思うに、他のいかなる国の軍隊においても、厳密にそのとおりである。そうではないですか？

カイテル：　私は、1942 年 10 月 18 日の命令を、自身では実行しませんでした。私自身は、ジロンド河口にもいませんでしたし、「ティルピッツ」襲撃にも居合わせませんでした、私はただ以下のこ

とを認めました、すなわちこの命令は、司令官たちにこの法律を変更することあるいはこの法律に専断的に違反することをきわめて難しくする、諸々の脅迫および罰則と共に発せられたのだ、ということを。デイヴィド卿、あなたは私自身に尋ねられました、私はこの命令を正しいもの、目的に適っているものと思ったのかどうか、と、それに対しては、私は、明確な答えをしました：ジロンド河口においても、また「ティルピッツ」の事件においても、たとえ私がそれを知っていたとしても、行動を妨げることは、私には不可能であったでしょう、と。

マクスウェル - ファイフ：　あなたには、私の難詰の意味がお分かりでしょう。私はあなたに、ただ 2 つの事例のみを差し出して示したが、事例はもっと多くあります。我々の聞いたところでは、なお、イタリアで起こった諸事例もあります。事態は次のようになっているのです：あなたが我々にもう百回も語られたところだが、あなたは軍人の伝統を代表なさっていた。あなたの背後には、名うての将校団が立っていて……

カイテル：　いいえ、デイヴィド卿、私は反論しなくてはなりません。私は、責任者ではありませんでした、海軍にとっても、陸軍にとっても、空軍にとっても。私は司令官ではなく、私は参謀部の長官でした、そしてまた、それぞれ独自の最高司令官を有する国防軍各軍における諸命令の実行に、介入する権利を、私は持っていませんでした。

マクスウェル - ファイフ：　我々は、あなたの参謀としての地位に関しては、すでに聞きました、しかし私は、次の点を、完全にはっきりさせたいのです。あなたは陸軍元帥であった、ケッセリングも陸軍元帥であった、ミルヒも陸軍元帥であった、私が思うに、皆、軍人としての教育を受けておられた、そしてまた皆、ドイツの軍隊に対して、指揮権ではないにせよ、影響力を持っておられた。あなたたちほどの地位と軍人的伝統とを持ちながら、立ち上がって冷血なる殺人に反対する勇気のある人物が、一人として出て来ないなどということが、どうしてあり得たのであろうか？私はそれを知りたいのです！

カイテル：　私は、それをしませんでした、これらの事がらについて、あとから異議を唱えることもしませんでした。それ以上のことを、それに関して説明することはできません、他の人たちを擁護することは、ここでは私にはできません。

……

マクスウェル - ファイフは、このまま一気にカイテルの全面的告白を引き出してしまいそうな勢いであった。しかし、それはあくまで最後に達せられるべきこと、その前にまだ審らかにしておかねばならない材料は数多くある。だから彼は、いったんここは怒りを抑えて、次の問題に移る。この日は土曜日であって、午前だけに設定された審理の制限時刻もやがて

近づいてきたので、彼は、残る二つの大きな題材――ザガンの脱走英軍飛行士殺害、テロ飛行士リンチ殺害――を、そっくり月曜日に取っておくことにして、ひとまずこの日の尋問を終えた。そして週が明けて、4 月 8 日（法廷第 102 日）、朝からの尋問となった。しかし、この日の尋問は、マクスウェル - ファイフの意気込みの割には、成果が上がらなかった。まずザガン総合収容所「空 III」からの脱走飛行士殺害の件については、それが起こった当時、カイテルとさかんに会って善後策の指示を受けたとされる OKW 戦争捕虜組織長だったアドルフ・ヴェストホフの証言を拠り所に、カイテルの積極的関与を探り出そうとしたが、うまくいかなかった。すでにそれは、ヒトラーからヒムラーへの指令があって、それを受けた刑事警察長官のネーベが実行したということが分かっていたので、そこに付け加えるようにカイテルの積極的関与を求めることには無理があった。また、テロ飛行士の件では、押収された書簡、通信記録、覚え書き等に基づいて、ゲーリングからリンチ容認を取り付けようとしていたのであろう、と迫ったが、カイテルは、自分がそこで国家元帥と相談しているのは、捕虜たちをオーバーウルゼルの収容所に送ることの適否であって、リンチ容認云々とは関係ない、と主張した。ヒトラーが、捕らえられた「テロ飛行士」を殺人者と見なして SD に引き渡すように、と命じていて、カイテルがそれに従ったことは明らかであったが、SD がどんな虐待をするかということについてカイテルが知っていた、とする証拠は出せなかった。それに、何度もいうようだが、そもそも「テロ飛行士」の定義は何か、何を以て「テロ行為」と断ずるのか、という議論に万が一にもなってくるようなことがあっては、たいへん都合が悪い、という懸念を、英国検察は抱えていたのであるから、自国の兵士たちが惨殺されたことに対する怒りがどれだけ深かったにせよ、この件での追及にはブレーキがかからざるを得なかったのである。そんなわけで、マクスウェル - ファイフのこの日の尋問は、所期の成果を上げられないままに、時間だけを多く費やしていた。午前の部もかなり進んだ頃になって、彼はやっと、全体のまとめとして予定していた「あなたは本当に政治的行動をしなかったといえるか？」という質問にかかった。ところが事例を挙げてカイテルの答えを求めようとしていると、裁判長からストップがかかる。諸事例について、証拠材料はすでに出揃っている、そこにおける被告人の行動を軍人的と見るか、それとも政治的と見るかは、法廷の判断に委ねられてよい、この反対尋問は、もう相当長くの時間を使ってしまっているではないか、というわけだ。マクスウェル - ファイフは、めずらしく裁判長に恨み言をいった。おそらく彼としては、カイテルに自分の行動の政治性を認めさせ、かつそれに対する悔いの表明を誘った上で、最後にいよいよ全面的な罪の告白を勝ち取るつもりであったのだろう。同国人としてその気持ちを十分に理解してくれている筈の裁判長に、ここで遮られるというのは、心外であったに違いない。だがもちろん、裁判長の権威に逆らうわけにはいかない。こうなっては尻切れトンボも止む無しとばかり、そそくさと締め括りの問いを拵え上げ、それに対するカイテルの答えを得て、それで幕引きにしようとする：

……

マクスウェル - ファイフ：　つまり、次のような言葉で把握することができるのでしょうか、すなわち、もしもあなたが、今日知っているすべてのことを、当時知っていたならば、あなたは、強制収容所や幾百万もの人間の大量殺戮と悲惨な状態を結果としてもたらすような行動の何れかと、いささかでも関わりを持つことを、拒んでいたであろう――あなたが今まで我々に話してきたすべてのことにもかかわらず、拒んでいたであろう、と、それともあなたは、今日知っているすべてのことを知っていたとしても、それでもなお、これらの行動を実行していたのでしょうか？

カイテル：　いいえ、私は確信しています、ドイツ国防軍とその将官たちがそのことを知っていたならば、国防軍はこれらの事がらに抵抗したであろう、と。

マクスウェル - ファイフ：　ありがとう。

ところがこの時、同僚思いの米国副検事トーマス・ダッドが立ち上がって、絶妙の質問をする。カイテルがそれに答えると、何と、終わっていた筈のマクスウェル - ファイフが、気を取り直したように、また出て来て、いくつかの質問をする：

ダッド：　裁判長！私は、一つだけ質問があります。
いく日か前、4 月 3 日の朝ですね、あなたは、あなたの弁護人に尋問されていた時、私の理解が正しいなら、こういわれました、すなわちあなたは、あなたの名前で発せられた諸命令、つまりあなたが伝達をし、ヒトラーが発した諸命令に対する責任を引き受けねばならぬ、という気持ちを抱いている、と。金曜日の午後、デイヴィド卿があなたに反対尋問をしていた時、私の理解が正しいなら、あなたは、こういわれました、すなわちあなたは、長年の職業軍人として、この職業の伝統と原理とを、兵士が犯罪と認識するような命令を実行してはならぬとする義務として理解している、と。私は、正しく理解したのでしょうか？

カイテル：　はい、私はそのように理解しました。

マクスウェル - ファイフ：　それなら、あなたは、職業軍人としての誓いの義務の下で、故意に犯罪的命令を実行した、といって間違いないことになるでしょう。

カイテル：　いや、おそらくそういうふうにはいえません、次のようにいわなくてはなりません、すなわち、国家形態および我々が当時戴いていた国家元首の権能は、立法の全権を一手に収めていた、まさにこの全権は、実行機関に、法的な全権を付与された者がそのような命令を発したのであるならば、何ら違法の行動をしているのではない、という意識をもたらすものであった、と。ここにおいてもまた、法と相容れない行動が為されていた、という意識は、無論、私においてもはっきりし

ていました。

マクスウェル - ファイフ：　私はつまり、あなたのいう意味を、こう理解する、あなたは故意に、犯罪的あるいは違法な諸命令を実行し、伝達したのだ、と。これで、間違いなくまとめていますか？

カイテル：　なお、いってもよろしいですか、私は、これによって罪を犯すのだ、という内面的確信を抱いてはいませんでした、何故なら、我々にとって立法の全権力を自己の一手に収めているのは、国家元首自身であったからです、そのため私は、そういうことによってさえ、犯罪を行なうのだ、という確信を抱くことはなかったのです。

マクスウェル - ファイフ：　私は、この点にこれ以上係わろうとは思いませんから、あなたにただ、あなたの答えは質問の答えになっていない、とだけ申すことにしましょう。
あなたは我々に申された、これらの命令のうちのいくつかは、現行の国際法に対する違反であった、と。こうした基礎の上に発せられる命令は、犯罪的な、違法の命令である、違いますか？

カイテル：　はい、そのとおりです。

マクスウェル - ファイフ：　さあ、それならあなたは、命令を実行なさったのだ、誰から発せられたかに関わらず、あなたの職業軍人法典の根本原理に対する違反であった犯罪的命令を。

カイテル：　はい。
（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertzweiter+Tag.+Montag,+8.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

これで検察反対尋問は終わり。罪の告白まではいかなかったが、きっちりと「詰んだ」状態にして切り上げることができた。最後は何やら、ソクラテスに問答で追い詰められたソフィストの姿を思わせる。こんな場面を現出できたのも、ダッドの利かせた機転のおかげであった。

法廷第 216 日の 8 月 31 日、最後の被告人陳述で、カイテルは、リッベントロプに続いて立って、次のとおりに述べた：

私は、証人席において、職務権限の範囲内における私の責任を認め、この職務権限の意味を、挙証および私の弁護人の弁論によって詳論しました。私には、起こったことへの私の関与を小さく見せようとする気は、さらさらありません。しかし、歴史の真実のために、検察局の最終論告におけるいくつかの誤りを正すことは、必要であるように思われます。
米国検察代表者は、その最終論告で詳論されました――引用します：「虚弱で従順な道具たるカイテル

は、国防軍すなわち攻撃手段を、党に引き渡した！」。私による、国防軍の党への「引き渡し」ということは、私の役目と一致させられ得るものではありません、1938 年 2 月 4 日までにおいても、そして、ヒトラーが自ら国防軍最高司令官となって、それにより党と国防軍とを専制的に支配した、この時点以後においても、です。この裁判の経過の中で、検察局のこの重大な主張を正当化し得る証明手段が持ち出されたということは、私の記憶にはありません。

しかし、証明手続きの結果また、「カイテルは国防軍を、その犯罪的意図の実行に際して指揮した」という、さらなる主張も誤っていることが判明しました。英米語のトライアルブリーフ中にあるこの主張は、私は命令権を持っていなかった、とはっきりいわれているこちらのものに矛盾しています。それ故、英国の主席検察代表も、私について、こう語られる時、思い違いをなさっています――引用します：「国防軍に命令を与えていた或る陸軍元帥」と、そしてまた、私が以下のようにいったと、彼が申し立てをなさる、その時にもです：私は「どんな実際上の結果がそれによって得られるか、全然分からなかった」――引用文はそうなっています――と、それで私は思うのですが、これは私が証人席で語ったこととは異なったことです、すなわち――私は証人席での私の言葉を引用するのですが、「しかし命令が与えられたならば、私は、可能な、しかし常に認識され得るわけではない結果に惑わされることなく、私の見解に従って、義務に適った行動をしました」ということとは。そしてまた、――引用します「カイテルとヨードルとは、出動分遣隊の活動に対する責任を否認することはできない、それら分遣隊と彼ら自身の部隊指揮官たちとは親密かつ懇ろに協力したのであるから」という主張は、証拠調べの結果とは一致させられ得ません。OKW は、ソヴィエトロシアにおける戦争の舞台からは排除されていて、いかなる部隊司令官も、その隷下にはありませんでした。フランスの検察代表は、その最終論告で語られました：「人間の生命は、占領地域においては、無よりも少ない価値しか持たない、という被告人カイテルの恐ろしい言葉を想い起させることは必要であろうか？」と、引用終わります。この恐ろしい言葉は、私の言葉ではありません。私はそれを、考え出しもしませんでしたし、命令の内容にもしませんでした。私の名前がこの総統命令の伝達と結び付けられているという事実が、もう十分に重く私に圧し掛かっています。

別の箇所で、シャンプティエ・ド・リブ氏は、詳論されています――引用します：「この命令の実行は」――パルチザン掃討戦が問題になっていたのですが――「兵団の司令官の指令に基づいてなされた、そしてこの者はといえば、被告人カイテルの、より一般的な指令に従って行動した」。ここでまたしても、「カイテルの指令」について語られています、フランス語起訴状そのものに、私は OKW の長官として、国防軍各軍に直接には何らの命令をも与え得なかった、と詳論されているにもかかわらず、です。

ソヴィエトロシア検察代表者の最終論告では、以下のとおりいわれています――引用します：「政治的人員の処刑に関する諸文書をはじめとして、カイテルは、あるいは彼が好んで楯にとる呼称では、この兵士は、予備調査において米国検察局に――自らの宣誓を踏み越えて――恥知らずにも嘘をつき、この命令はかつて復仇の性格を有し、政治的人員は他の戦争捕虜たちから、後者の者たち自身の希望により離して置かれたのだ、と語った。法廷で、彼の嘘は暴かれた」引用終わります。問題になっているのは、記録文書 884-PS です。

嘘との非難には、根拠がありません。ソヴィエトロシアの検察は無視してしまったのですが、この問題に関する事前手続きにおける私の尋問に関する調書は、この法廷における証拠調べの対象ではなかったのです。それ故、それはまた、検察当局の最終陳述にも、使われてはならない筈のものでした。私は、予備尋問の調書を見ていませんし、その文面を知りません。もしもそれが完全なものであるなら、それは、私に不確かな文書が提示されなかったことによって生じた、誤りの明示をも含んでいることでしょう。私の弁護人による尋問の中で、私は、事情を証人席において正しく説明しました。

裁判の最終段階で、検察当局により、さらにまた一度、私の名前が細菌戦準備の命令と結び付けられることによって、私に重大な罪を負わせようとする試みがなされました。一人の証人すなわちかつての軍医監シュライバー博士*が、報告書の中でこう語ったのです：「OKW 長官カイテル陸軍元帥が、ソヴィエト連邦に対する細菌戦を準備せよとの命令を発していた」引用終わります。

*（訳者注）ヴァルター・シュライバーは、国防軍参謀本部および OKW の罪状糾明のための証人としてソ連検察が申請し、8 月 26 日（法廷第 211 日）に出廷した。彼は、ルーデンコに重用され、次の医師裁判でもクローンツォイゲとして活躍する。

ここの証人席で、この証人は、たしかに総統命令について語りました。しかし、このいわれていることもまた、正しくありません。検察局との同意のもとに法廷によって許可されたビュルカー大佐の証言の採用の結果、明らかになっているのですが、私は、1943 年の秋、具申された陸軍衛生監督局、陸軍武器局の細菌実験活発化の提案を、ビュルカーが逐語的に語っているとおり、それは問題にならない、禁止されている、という指摘と共に、厳しくきっぱりと却下したのです。これが正しいのです。ヨードル中将もまた、この証人によって主張されている種類の命令は決して発せられなかったということ、むしろヒトラーは、いくつかの部局によって検討されていた細菌戦を禁じていたということを、確証できるのです。それによって、証人シュライバー博士による反対の主張は、真実に反するものであることが判明します。

私は堂々と主張します、自分がすべての事がらについて、それらが私に不利になるという場合であっても、真実を語り、また少なくとも、私の活動領域の広がりの大きさにもかかわらず、真の事情の解明に誠心誠意寄与するよう努めてきた、ということを。

そこで私は、この裁判の終わりにあたってもまた、率直に私の現在の認識と心境とを述べたいと思います：私の弁護人は、裁判の経過中に、私に二つの原則的な質問を提示しました：第一の質問は、すでに数か月前のことでした。それはこうでした：「あなたは、もしも勝利した場合には、その成功に部分的に参加したということを、否定していたであろうか？」私は答えました：「いいえ、その時には私は、きっとそのことを誇りにしていたでしょう」と。第二の質問はこうでした：「もしもあなたがもう一度同じ状況に至るとしたら、あなたは、どのように振る舞うであろうか？」私の答えは：「その時には私は、かくも腐敗を呼ぶやり口の網の中に引きずり込まれるよりは、むしろ死を選ぶでしょう」。これら二つの答えに基づいて、高尚なる法廷が、私への判決を下されますことを。

私は信じ、私は過ち、阻止されるべきであったことを阻止することができませんでした。それは私の罪です。

自分が兵士として捧げねばならなかった最善のこと、すなわち服従と忠誠とが、認識され得ぬ目的の

ために利用されたということ、そして、兵士の義務遂行にも限度があるのを自分が知らなかったということを、悟らねばならないのは、悲劇的なことです。それは私の運命です。
この戦争という出来事の原因と、災いに満ちたやりロと、恐ろしい結果との明確な認識から、ドイツ国民にとって、諸国民の共同体の中における新たな未来への希望が生じて来ますことを。

思えば、カイテルは、父親が亡くなった時、念願の農場経営に転じたいと思って、軍に退職願を出したことがあった。その日付は 1934 年 5 月 10 日、満 52 歳を迎える 4 ヶ月ほど前のことである。この年 3 月に、彼は少将に昇進したばかりであった。その退職願をまもなく撤回したのは、さらなる昇進栄達の見込みがあるからといって引き留められたのと、ステータス志向の強い妻リーザの働きかけによることであった、といわれている。実際、彼はこの時、昇進のコースに乗っていたようで、同年 10 月に歩兵師団の指揮官としてブレーメンに赴いた後、翌 1935 年 10 月には軍事省に呼び戻されて、国防軍局長に就いている。しかし、今になって考えてみるに、50 歳台にさしかかって、陸軍少将にまで昇ったのだから、軍人としてもう十分に功成り名遂げたという捉え方はあったであろうに、リーザもまた、夫の長年の夢を叶えてやろうという思いやりを持ってもよさそうなものであったのに――と、普通の庶民感覚を持つ者なら、カイテルの後年の運命を憐れみつつ、思わざるを得ないであろう。もちろん筆者も、そのように思う一人である。ただし筆者としては、あまりにもその思いに捕らわれて同情的な気持ちを強くしてしまうと、カイテルの運命を把握する仕方が拙くなってしまうであろう、とも考えている。軍に留まることを彼に決意させた積極的要因として、ヒトラーに対する尊敬と称賛があったことを、見落としてしまうわけにはいかない、と考えるのだ。1933 年初め、彼は激務のために健康を害して、チェコスロヴァキア領内のサナトリウムで過ごしていた。その間に、ヒトラーの権力掌握が起こった。同年 7 月、ベルリンに戻って来た彼は、ヒトラーに初めて会い、テンペルホーフでその野外講演を聴いて、いたく感動したのだという。彼の心を揺り動かしたものが、ヒトラーの思想であり世界観であったことは、いうまでもあるまい。このような世界観を持つ人物を戴くことによって、国防軍はなお、自分に働く希望を与えてくれる職場であり続けるであろうと、彼は確信することができた筈だ。だから翌 1934 年に、彼が退職願を出したといっても、彼の心の一面には、彼を軍に引き留める強い力が、すでにはっきりと働いていたのだ。むしろ、ここで退職願を引っ込めてしまえば、後は精神的にヒトラーの虜になっていくばかりの自分の姿を、彼は予測できていたに違いない。果たして、彼が退職願を取り下げて間もない夏の時期に、ヒトラーはまず、国防軍にとって脅威となっていたエルンスト・レームの粛清を断行し、続いてヒンデンブルク大統領が死去すると、統帥権を自分の手に収めた。現実に軍の最高位に在る者となって、カイテルをグイグイ引き寄せ始めたのだ。1938 年 2 月 4 日、彼の OKW 長官への抜擢は、起こるべくして起こったのであった。その間、彼のヒトラーへの忠誠は、揺らぐことがなかった。1939 年、彼は、党の黄金徽章を授与されて、NSDAP 党員の資格をも得ている。そういう事情であったのだから、ニュルンベルクの絞首台に窮まる彼の「運命」を

考える時、これをただ、辞めそこなった人間が、その後の成り行きの中で弄ばれた、その結果として見るわけにはいかないと思う。そこには、ヒトラーに対する彼の尊敬、あるいは――敢えてそういう表現を用いるならば――ヒトラーと彼との人格的関係というべきものが、彼を「運命」へと駆り立てる決定的要因として働いていた。彼自身の能動性をも包み込んだ、或る強い必然性が、彼を絞首台にまで導くことになったのである。

カイテルのヒトラーに対する称賛は、思想とか人間性とかの面に限られず、まさに彼の専門である軍事の才能の面にもわたっていた。そして、ニュルンベルクの時点でも、なおこの称賛の念は、しっかりと保たれていた。それを彼は、何とルーデンコの尋問に対する答えの中で、はっきりと表明したのである。それは反対尋問が始まって間もなくの時であった。ルーデンコの、カイテルに対する反対尋問は、それはもう、意地悪の極みともいうべき問いで以て始まった。まずカイテルの軍人としての経歴をこまごまと聞き出して、40 年以上の年数があるということを確認すると、次に、それだけの経験を持つあなたであれば、（わずかな期間の軍務経験しかない）ヒトラーに対して、軍事問題ではさぞ重要な影響を及ぼし得ていたことであろう、という意味の質問を浴びせた。注目は、それに対するカイテルの答え：

……

ルーデンコ：　そこから、こう推論してはいけませんかな、しっかりした軍事的予備知識と長年の経験を有するあなたには、ヒトラーに対して、国防軍に関連する軍事的・戦略的問題に関する決定をするに際し、重要な影響を及ぼすことが可能であった、と？

カイテル：　いいえ。私は、それに対しては、如何なる素人にも職業将校にもほとんど想像のつかない仕方で、ヒトラーが参謀本部の著作、軍事文献、戦術・作戦・戦略関係研究書を読み調べていたか、軍事分野における驚嘆すべきとのみ呼ばれ得る知識を持っていたか、を説明しなくてはなりません。私は、おそらくそれを一つの例で示してよいでしょう、そして国防軍の他の将校たちが、そのとおりであることを証明してくれるでしょう、すなわち彼は、すべての軍隊の、そしてさらに注目に値することには、世界のあらゆる艦隊の、組織、武装、指揮、装備について、実によく知っていたので、彼にただの一つでも誤りを見つけて示すのは、不可能なほどでした、そして私は、それになお付け加えねばなりませんが、戦争の間も、私がちょうど司令本部の彼の周り比較的近くにいた時、ヒトラーは、夜な夜ななお、モルトケ、シュリーフェン、クラウゼヴィッツの参謀本部の大きな著作のすべてを丹念に読んで、それに基づいて事がらについての彼の独学による知識を所有していました。そこから我々にとっての想像が生じました：これは天才だけができることだ、と。

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertster+Tag.+Freitag,+5.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

この状況で、ルーデンコを相手に、これだけ堂々とヒトラーを讃え上げる――しかも、専門の軍事分野に関してである――のは、並大抵の気力を以てしては、できることではない。私には「虚弱な道具」がこれだけ喋るとはとうてい思えないのだが、如何であろうか。ところで今、注目すべきは、カイテルがこの場面以外では、まったくヒトラー称賛の辞を述べることがなかった、ということである。思想、世界観、政治に関してはもちろん、軍事に関しても、思い切り褒め上げたこの時以外には、その必要を感じなかったからであろう、褒める様子は全然見せなかった。ヒトラーへの尊敬をことさらに持ち出して、総統の意志だから自分はこうしたのだ、といって傲然と構えて見せるようなことも、まったくなかった。そして逆にまた、ヒトラーへの非難を口にしようともしなかった。自分に課せられた諸命令が違法なものであったということを認めたのだから、事実上ヒトラーを戦争犯罪者といっているのと同じことになる筈だが、カイテル自身の口から、ヒトラーが違法を命じた、といって名指しで批判する言葉は、決して出てこなかった。だからもちろん、ヒトラーに対する恨み言などは、絶対にあり得なかった。普通に考えれば、尊敬し信頼して従ったのに、次々に違法な命令を出され、それらに署名し、それらを伝達し、それらの実行を督励する役を押しつけられたのだから、裏切られたと思って激しく恨んで当然である。だがカイテルは、そんな気持ちをおくびにも出さなかった。そういう点で、カイテルは、ゲーリングよりも徹底していたといってよい。実のところ、検察の側がカイテルに期待していた罪の告白とは、端的にいえば、まさにそのヒトラーに対する非難と恨みの吐露を核心とするものにほかならなかった。カイテルがヒトラーを殺人者と認識して激しくこれを非難すると同時に、そのような人物に騙されたことへの悔恨をぶちまけつつ、自己の不明を恥じ、罪を告白するならば、その時検察は全面的な勝利を確信することができる筈であった。だがカイテルは、その意味では、検察が予期したよりは、ずっとしぶとかった。彼は、自分の軍人としての職務範囲内で罪責を負う、という立場をあくまで崩すことなく、踏み止まった。敗軍の兵士として、将の采配を論うようなことは決してしなかった。

> 私は信じ、私は過ち、阻止されるべきであったことを阻止することができませんでした。それは私の罪です。
> 自分が兵士として捧げねばならなかった最善のこと、すなわち服従と忠誠とが、認識され得ぬ目的のために利用されたということ、そして、兵士の義務遂行にも限度があるのを自分が知らなかったということを、悟らねばならないのは、悲劇的なことです。それは私の運命です。

これだけいわせたのだから、もうよいではないか。後々なお、カイテルが十分に罪を認めなかったとか、告白寸前で逃げた、といった批判をしている人がいるようだが、筆者にはそういう人の気持ちがちょっと分からない。カイテルの運命について、筆者の感想を述べることを許していただくならば、カイテルは、農場経営の夢を叶えられず、悲惨な最期を迎えるこ

とになってしまったが、しかし「生涯一兵士*」の矜持を保って絞首台に赴いた。彼もまた、法廷で、大切なものを守ろうとする必死の戦いをしていたのだ。見かけからいえば、彼は、初めから、自分には権限がなかった、ということを理解してもらおうという、消極的ともいうべき戦術に訴えるほかなかったのであるし、検察の尋問で問い詰められている時の彼の姿は、ゲーリングとは比較にならない弱々しさを感じさせたであろう。だが、そうした経過の中で、彼は、いわば自分にとって大切なものの最小限度を守り通した、といえるのである。

*カイテルの自称 „Soldat“ を、あえて「軍人」ではなく「兵士」と訳している、と前に述べたとおりであるが、ここに「生涯一兵士」といった表現を用いたのも、それに因んでのことであるのは、いうまでもない。

5. 判決が下りる

(1) 初日は総論的あるいは序論的に

8 月 31 日（法廷第 216 日）、被告人たちの最終陳述が行なわれた後、1 ヶ月の休廷があった。その間、裁判官たちは、極度に緊張した合議を重ねた末に、判決を定め、判決文を書き上げた。9 月 30 日（法廷第 217 日）、再開された法廷でいよいよ判決文の読み上げが始まる。しかし、各被告人に対する判決申し渡しは、明日に取っておかれることになっていて、この日は、始めの方の判決総論――むしろ基礎論というべきか――部分の読み上げと、犯罪性を告発されていた組織に対する判定の発表とに費やされた。判決文は、冒頭厳かに、法廷の基礎が 1945 年 8 月 8 日の（ロンドンにおける）戦勝 4 国による協定にあること、その構成、管轄、裁判手続きが同協定に付帯した国際軍事法廷規約によって定められていることを宣言し、続いて、その定めに従って起訴状が提出され、弁護人が選定され、審理が進められて結審に至った経過を総括し、かつそこにおける証人、証拠採用の状況についても述べた。それから初めて「規約の諸規定」という章題をつけた部分に進み、国際軍事法廷規約第 6 条全文を挙げて示し、それに基づき法廷の管轄に属する犯罪は、1. 平和に対する犯罪、2. 戦争犯罪、3. 人道に対する犯罪の 3 種であることをあらためて確認する。そして次の章からいよいよ、それらの犯罪の行なわれた事実の列挙に進んでいく。そこに展開される内容は、要するに検察の描いた筋書きに対する承認である。ナチスの罪状についての起訴状の記述は、すでに見られたように、ハイデッカー&レープの「権力と狂気」「戦争」「前線の背後で」という標題区分に対応させてみると、分かりやすいのであった。私たちはさらに、そこに検察の強い挙証意図を読み取りたいと思ったから、あえて「アナザー・ストーリーを拵え上げる」「全方位侵略戦争を立証する」「人間として裁かねばならぬ罪があるから」といった、ぎこちない題名をつけて理解を試みてきたのであった。今、法廷は検察による挙証成立を宣告

するというわけである。そこに予定調和が働いていることは、いうまでもない。検察と判事との一体性は本法廷の公準でありア・プリオリであるのだから、予定調和が働かない筈がない。とはいえ、検察が起訴状に書き挙証しようとした内容は、綿密な証拠調べと、また被告人・弁護側の抗弁を経て、ここに至っている。当然、起訴状の内容に対する判決書の内容は、弁証法的「正・反・合」の図式に従って、「合」としての高まりを示していなくてはならない。十分に挙証され得なかった事件は除外される――例えばカティンの森の事件――し、或る事件はその犯罪性を明瞭にするのにいっそう適切なコンテクストの下に――オーストリア併合、チェコスロヴァキア解体は、事実上侵略戦争の初段階として――示される。つまり判決は、検察が起訴状に挙げた内容に必要な添削補正を施して、これを完全答案にして示したようなものである。そういう関係は、下に示すとおり、判決書と起訴状とにおける該当部分の章節の表題を対照表にして見てみれば、はっきりと把握することができるであろう：

判決文	起訴状
ドイツにおけるナチ体制 ナチ党の起源と目的 権力掌握 権力の強固化 再軍備政策	訴因１：共同計画あるいは共謀 A. 共同計画あるいは共謀の中心点としてのナチ党 B. 共謀の共同的諸目標および諸方法 C. 共同計画あるいは共謀の諸原則およびそれらの適用 D. ドイツに対する全体主義的統制の達成：政治面 E. ドイツに対する全体主義的統制の達成：経済面、および侵略戦争のための経済の計画と可動化 F. ナチ的統制の外国に対する侵略のための使用 G. 共謀の実行において行なわれた、共謀者に責任のある戦争犯罪および人道の諸原則に対する犯罪 H. 個々人、諸集団、諸組織の、訴因１に挙げられた犯罪行為に対する責任
共謀のための共同計画と侵略戦争 侵略の準備 侵略の計画 オーストリアの占領 チェコスロヴァキアの占領 ポーランドに対する侵攻 デンマークおよびノルウェーの侵略 ベルギー、オランダおよびルクセンブルクへの侵入 ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対する侵略戦争	訴因２：平和に対する犯罪

社会主義ソヴィエト共和国連邦に対する侵略戦争 合衆国に対する戦争 諸国際条約違反 規約の法 共同計画あるいは共謀に対して妥当する法 戦争犯罪および人道に対する犯罪 戦争捕虜の殺害および虐待 一般市民の殺害および虐待 公共および私有財産の掠奪 強制労働の政策 ユダヤ人迫害 戦争犯罪および人道に対する犯罪に関する法	訴因 3：戦争犯罪 A. 被占領諸地域における、および外海上における一般市民の殺害および虐待 B. 奴隷的労働およびその他の諸目的のための、被占領諸国からの一般市民の移送 C. 戦争捕虜たちおよびドイツが交戦状態にあった国々の軍の成員たち、そして外海上の人員たちの殺害および虐待 D. 人質たちの殺害 E. 公共および私有の財産の掠奪 F. 集団的罰金の徴収 G. 大小の諸都市諸村の不埒な破壊および軍事的に理由づけられた必要性のない荒廃化 H. 市民労働者たちの徴募のための強制的な仕方 I. 被占領諸地域の一般市民たちに対しての、敵国に忠誠を誓えという強制 J. 被占領諸地域のゲルマン化 訴因 4：人道に対する犯罪 A) 戦争以前または戦争中の時期における一般市民たちに対する殺害、根絶、奴隷化、追放およびその他の反人道的な諸行為 B) 訴因 1 において言及された共同計画の、あるいはそれに関連しての実行における、政治的、人種的および宗教的な動機に基づく迫害

起訴状の方は、４つの(！)訴因に対応させて出来事の起こった流れを整理しようとしたのであるが、訴因１「共謀」の全体に占める割合が思いのほか大きくなってきて（このことについては後ほど問題にしなくてはならないが)、「共同計画あるいは共謀」と題した部分で、戦

争の準備・計画段階の出来事だけにとどまらず、勢い、戦争の実行およびそこにおける戦争犯罪、人道に対する犯罪に関わる出来事の叙述にまで及んでしまっている。訴因 2、3、4 に関する叙述がそれによって影響を受けずにはいないわけであるが、特に訴因 2「平和に対する犯罪」の部分は、もろに影響を被っているというべきであり、そこには独自の叙述は、実のところほとんどない。その僅少なる叙述は、次のとおりである：

訴因 2　平和に対する犯罪（規約、第 6 条(a)）

V. 犯罪の確認：

すべての被告人は、他の人物たちと共同して、1945 年 5 月 8 日以前の諸年において、諸侵略戦争の計画、準備、惹起および実行に参加した、それら諸侵略戦争は、同時にまた、国際的諸条約、諸協定、諸確約に違反する戦争であった。

VI. 計画され、準備され、惹き起され、実行された諸戦争の列挙

A. 本告訴状が、この告訴状訴因 2 において引き合いに出している諸戦争と、それらが始まった年月日は、次のとおりである：対ポーランド 1939 年 9 月 1 日；対英国およびフランス 1939 年 9 月 3 日；対デンマークおよびノルウェー1940 年 4 月 9 日；対ベルギー、オランダおよびルクセンブルク 1940 年 5 月 10 日；対ユーゴスラヴィアおよびギリシア 1941 年 4 月 6 日；対ソヴィエトロシア 1941 年 6 月 22 日；対米合衆国 1941 年 12 月 11 日。

B. 起訴状の訴因 1 を参照されたし、そこには、これらの戦争が被告人たちの側からの侵略戦争であったことが確認されている。

C. 本起訴状付録 C を参照されたし、それには、被告人たちにより、これら諸戦争の計画、準備、惹起において為された、国際的諸条約、諸協定および諸確約に対する違反に因む起訴の、理由づけが収められている。

VII. 個々の人物、諸集団、諸組織の、訴因 2 において述べられた犯罪に対する責任

ここで、本起訴状の付録 A を参照されたし、そこには、個々の被告人の、本起訴状の訴因 2 における犯罪に対する責任が挙げられている。ここで、諸集団および諸組織の責任の確認に関しては、また本起訴状の付録 B をも参照されたし、――ここには、その犯罪が本起訴状の訴因 2 において挙示されているところの、犯罪的諸集団および諸組織の名が挙げられている。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Materialien+und+Dokumente/Anklage/Anklageschrift/Anklagepunkt+Zwei%3A+Verbrechen+gegen+den+Frieden より私訳）

こうした起訴状の記述とは異なって、判決書の方は、前述のとおりわざわざ規約第 6 条を引用して「管轄」を明示した上で事実叙述に移っているのであるから、「共謀」訴因に囚われるということはあり得ない。いきなり「平和に対する犯罪」の立証に関わる事実を列挙すればよいわけであるが、それでも、「共謀」を第 1 の訴因に挙げてきた検察の意図を十分に

汲み取って、見事な配慮を示している。「ドイツにおけるナチ体制」と題する前置き的な章を設け、そこでナチスによる侵略戦争の計画と陰謀が着々と進められていく様子を、しっかりと描き出しているのである。まさに「共謀」の進展をその始まりから説き明かす形になっている。特に聞く者に対するいわば印象操作の技法として、高い効果を持ったのは、この章の冒頭にナチスの党綱領（25 項目プログラム、1920 年 2 月 24 日）を持ち出し、とりわけ重要な 5 項目を引用して、そこに示されている内容がその後の陰謀進展の方向を決定づけた、というふうに説明したことであった。その部分は、次のように語られていた：

ナチ党の起源と目的

1919 年 1 月 5 日、第一次世界大戦の終わりを告げた停戦協定の締結からまだ２ヶ月も経たない頃、そしてヴェルサイユ和平条約署名の６ヶ月前、ドイツに、ドイツ労働者党と名乗る一つの小さな政党が発生した。1919 年 9 月 12 日、アドルフ・ヒトラーが、この党の党員となり、そして、1920 年 2 月 24 日にミュンヘンで開催された第 1 回公開集会で、彼は、党綱領を発布した：1945 年における党の解消に至るまで変えられることなく保持された、その綱領は、25 項目から成っていたが、それらのうちの 5 項目が、本法廷が携わっている諸事件の解明に、それらの与える効果の故に、とりわけ関心を惹くのである：

「項目 1 ：我々は、諸民族自決権に基づく、大ドイツに向けての、すべてのドイツ人の結束を要求する。

項目 2：我々は、他の諸国民に対するドイツ民族の権利の平等と、ヴェルサイユおよびサン・ジェルマン和平条約の破棄とを要求する。

項目 3：我々は、我ら民族の扶養と我らの過剰住民の入植とのために、陸と土地（植民地）を要求する。

項目 4：国民たることができるのは、民族共同体成員たる者のみである、民族共同体の成員たることができるのは、信仰宗派に関わりなく、ドイツ人の血統の者のみである。それ故、ユダヤ人は、民族共同体の成員たり得ない。

項目 22：我々は、傭兵軍の廃止と国民軍の形成とを要求する。」（1708-PS, US-255.）

……

大ドイツにおけるすべてのドイツ人の統合は、オーストリアおよびチェコスロヴァキアの占領に先立つ諸事件において、大きな役割を演ずることになるのであった；ヴェルサイユ条約の除去は、ドイツ政府の政策を正当化しようとする諸々の試みに際して、決定的な動機として明らかになってくるのであった；より多くの土地への要求は、他の諸民族を犠牲にしての「生存圏」の獲得の正当化となるのであった；ドイツ人血統の人種の共同体からのユダヤ人の追放は、ユダヤ民族に対する残虐行為という結果をもたらすことになるのであった；そして国民軍を求める要求は、きわめて大なる規模における軍備拡張政策へと繋がって行くのであった。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsiebzehnter+Tag.+Montag,+30.+September+1946/Vormittagssitzung より私訳）

1920 年 2 月 24 日晩、ホーフブロイハウスで、ヒトラーが綱領を読み上げたその日、党は名前を「ドイツ労働者党(DA)」から「国家社会主義ドイツ労働者党（NSDAP つまりナチス)」に変更することを決めたばかりであった。党首はアントン・ドレクスラーで、ヒトラーは、そんなに名の知られていない協力者の一人であった（自分でも「太鼓叩き(Trommler=drummer)」と称していた、「太鼓持ち」ではないので、念のため)。その直後から彼は急速に頭角を現わし、翌 1921 年 7 月にドレクスラーに代わって党首の地位に就く。綱領は、判決文もいうとおり、1945 年における党の解消に至るまでずっと――ミュンヘン一揆失敗後、党禁止の一時期はあったけれども――変えられることなく保持されたのである。この綱領がナチス運動において担った意義や果たした役割について、後に研究者たちの間で見解が分かれた。一方には、小さく低く評価しようとする人たちがいる。その人たちは、綱領の起草にヒトラーは実質的に関与していなかった、という推測を好み、また党首の立場になってからのヒトラーが、書かれた文言に縛られることをたいへん嫌っていた、ということを材料に挙げ、また項目 3 が明らかに想定している海外植民地獲得の政策が、あっさり放棄されてしまったことを指摘する。しかし他方には、大きく高く評価しようとする人たちもいて、その人たちは、綱領の起草にヒトラーが少なくとも共同作成者として参加していた、という推測を好み、党首になってからのヒトラーが文言の改変に応じなかったという事実を重視すべきであるとし、そして何よりも、1935 年の所謂「ニュルンベルク法」成立に見られるように、綱領の文言（項目 4）どおりのことが実行に移されている顕著な事例を挙げて、綱領が変わらずに持ち続けた大きな意義の証明と見なしている。今、法廷は、まだそうした研究者たちの論議が起こってくる以前の時点で、いちはやく後者の見解に依って説を立てていることになるが、とにかく当面のコンテクストにおける限りは、これで大きな成果を上げている、といって間違いない。綱領の 5 項目を以て出発点を印づけることにより、判決文は、侵略征服の野望を抱くナチスという集団が、その主要な諸目的の実現のために謀議を重ね準備を進めていく経過として、1920 年代全部および 1930 年代半ばまでのドイツ史を描き示すことに成功している。その進展は、初めまだナチスの勢力が小さかったうちは、潜在的であったにしても、1933 年における権力掌握を機に顕在化し、国内での独裁体制確立から、さらに近隣諸国に脅威を与える軍備拡張政策へと進んで行く。そこまでの経過を描いたところで、判決文は、前置き的章である「ドイツにおけるナチ体制」の叙述を終え、次に本格的に「平和に対する犯罪」の出来事を描く「共謀のための共同計画と侵略戦争」の章の叙述に進んで行く。そこでは侵略戦争のいわば直前準備としての共謀の進展段階について語られた後、いよいよ侵略戦争の実行における「平和に対する犯罪」の実態が、時間順を追って、戦争ごとに克明に描き示される。前にも述べたとおり、オーストリア併合もチェコスロヴァキア解体も、ともに軍隊が相手の首都を制圧して占領したのであるから、侵略戦争

の事例と見なされている（もちろん検察がそれらを侵略戦争のうちに数えていなかったことを承知の上で、ここでだけ便宜的にそうしているのである）。以下、対ポーランド、対デンマーク・ノルウェー、対ベルギー・オランダ・ルクセンブルク、対ユーゴスラヴィア・ギリシア、対ソヴィエト連邦、対合衆国の順で、侵略戦争惹起の様が語られる。それらのうち、とりわけ強い印象を与えるのは、「ポーランドに対する侵攻」と題された対ポーランド侵略についての叙述の節である、といってもよいであろう。そこでは侵攻行動そのものではなく、その直前まで続いた計画隠蔽と欺瞞外交交渉のことが、もっぱら語られているが、その叙述の仕方には、並々ならぬ工夫の跡が窺われるのである。その述べるところによれば、1939年3月、プラハ進軍占領を果たしたヒトラーにとって、ポーランド侵攻が、いよいよ次の目標として視界に捉えられることになった。侵攻計画自体は、以前から「白作戦 Fall Weiß」と称され、その準備の必要性が、OKW を通じて軍主要部に通達されていたのであるが、1939 年 5 月 23 日、ヒトラーは、首相官邸にカイテル、最高司令官およびそれに準ずる者たちを集めて演説（あるいは訓示）を行ない、近い将来におけるポーランド侵攻実行の決意を明らかにした。そこでヒトラーの語った内容は、OKW 所属でヒトラー副官を務めていたルドルフ・シュムント中佐の筆記によって残っていたので、法廷は、これを貴重な証拠材料と認めたのである。ヒトラーは、この自分の決意を、公衆に対し、国際社会に対してはあくまで隠し続けた。彼は、国会の演説や、チェンバレンに与えた約束などによって、ポーランドに対する友好関係維持の意図を強調し、リッベントロプによる対ポーランド外交交渉を続けさせていた。それは見え透いた擬装であった。しかし――これが判決文の一番いおうとするところなのであるが――、英国、フランスは、ヒトラーの侵略意図を、とうに見破っていたから、ポーランドに支援の約束を与えることによって、ヒトラーの侵略実行を阻止するべく、手を打っていたのであった：

> まさにミュンヘン協定をあからさまに破ってみせた、1939 年 3 月 15 日におけるドイツによるベーメン、メーレンの占領の後、英国は、1939 年 3 月 31 日、ポーランドに以下のとおりの確約を与えた、すなわち、ポーランドの独立に対する明らかな脅威であり、それに対してあらゆる国家的軍事力を以て抵抗することを、生存のための重大事とポーランド政府が見なすような、行動が為された場合、英国は、ポーランドに対しただちにあらゆる可能な限りの支援を与える責任があると感ずるであろう、という。フランス政府も、同じ態度をとった。この関連において、以下のことを確認しておくことは興味深い、すなわち、現在のこの裁判においてしばしば弁護側から申し立てられた議論の一つが、他の諸国が黙っていたために、被告人たちが、自分らの行動は何ら国際法違反ではない、と考えることができた、という点に拠っている、ということを。少なくとも、英国とフランスとの宣言は、この見方がもうこれ以上維持され得ないことを示したのである。

そういう状況であってみれば、ヒトラーがリッベントロプを使って行なわせる外交活動の目的は、ポーランドを平和的解決の希望で欺き惑わすことに限られない。国際関係における

ポーランドの孤立状態を作り出し、英仏に支援参戦の意図を失くさせることが、英仏の他、ソ連やイタリア等をも相手にした幅広い外交活動における大きな目的として追求される。結局ヒトラーは、この目的が十分に達成されたという確信が持てないままに、開戦を決断することになる。まず、1939 年 8 月 22 日、軍司令官級を集めての演説で、ヒトラーは、今や出撃の時が迫っていることを告げる。その演説内容に自分用の覚え書を加えたと見られる無署名の文書に「出動はそのうちに命じられる、おそらく土曜日朝か」と記されているのを、法廷は有力証拠として採用した。土曜日とは、8 月 26 日であった。ところが、8 月 25 日、英国が対ポーランド援護条約に署名する。ヒトラーは、その知らせを受けて、26 日出撃の命令をいったん撤回せざるを得なかった。それから彼が、躊躇いを振り払って 9 月 1 日出撃の命令を下すに至るまでの、最終局面の動きを、法廷は次のとおり把握した：

8 月 25 日、英国は、ポーランドとの間の援護条約に署名した、その条約によって、ポーランドに対して同年の早い時点で引き受けた義務は、強固にされた。このことが、ドイツの側に立って参戦することに対するムッソリーニの嫌悪と相俟って、ヒトラーを一時的に躊躇わせた。8 月 26 日に始まる筈であったポーランド侵攻は、英国を不介入の方に動かそうとする、さらなる試みの後にまで、延期された。ヒトラーは、英国と、ポーランド問題の解決後に、広範囲にわたる協定を結ぶことにしよう、と申し出た。これに答えて、英国は、ポーランドに関する争い事の、話し合いによる解決のための対抗提案を出した。8 月 29 日、ヒトラーは、英国大使に、以下のとおり伝えた、すなわち、ドイツ国政府は、その結果に関しては懐疑的ではあるけれども、ポーランドの交渉人と直接の話し合いに入ってみる気がある、ただしそれは、その者が翌日の夜中 12 時つまり 8 月 30 日までに無制限の全権をもってベルリンに到着する、という条件の下においてである、と。ポーランド政府は、そのことについて知らせを受けた。しかしながら、シュシュニック、ハーハの事例を直視して、ポーランド政府関係者たちは、そのような交渉人を派遣しないことに決定した。8 月 30 日真夜中 12 時、被告人フォン・リッベントロプは、英国大使に、きわめて高速度で、ポーランドに対するドイツの諸要求の、はじめての厳密な文章表現を含む文書を、読み上げて聞かせた。しかしながら彼は、大使に文書の写しを与えることを拒否した、そして、ポーランドの交渉人は到着しなかったのだから、いずれにせよもう遅いのだ、と説明した。

法廷の見解によれば、これらの話し合いが、ヒトラーとリッベントロプによって仕切られた、その仕方は、それらの話し合いが良い意図あるいは平和を保とうとする意志によって始められたのではなく、ただ、英国とフランスとがポーランドに対して負っていた義務を守るのを妨げようとする、試みであったにすぎない、ということを示しているのである。

これらの話し合いと並行して、スウェーデン人ビルガー・ダーレルスを介して英国が約束を破るように仕向け、それによってポーランドの孤立を達成しようとする、ゲーリングの無駄な試みが進行していた。ゲーリングによって証人として招請されたダーレルスは、英国および英国の利益を、たいへんよく知っていた。彼は、1939 年 7 月、英国とドイツとの間の戦争を防止することに希望を持って、両国間の意志疎通をより良いものにしようと、熱心に努力していた。彼は、ゲーリングとも、ロンドン

の役人たちとも連絡を取っていて、ゲーリングは彼を、8 月後半の間、英国政府に、ポーランドに関するドイツの目論見に反対することをやめさせようとする試みのための、非公式の仲介者として利用した。当時ダーレルスは、もちろん、ヒトラーによって 8 月 22 日に秘密裏に告知されていた決定について何も知らなかったし、すでに存在していたドイツ軍のポーランド攻撃指令についても知らなかった。彼は、発言の中で述べたとおり、9 月 26 日、ポーランド征服がだいたいのところ終了した後になって、初めて、ゲーリングがはじめから、ドイツによるポーランド占領に対する英国の同意を獲得することを狙っていた、ということを認識したのであった。

ポーランドとの抗争の、理性的な基礎の上における解決に同意するよう、ドイツを導こうとする、すべての試みが無駄になった後のこと、ヒトラーは、8 月 31 日、最終的な指令を発した、その中で、彼は、ポーランドに対する攻撃は 9 月 1 日朝早い時刻に始まると予告し、かつ、英国とフランスとがポーランド防衛のために戦争に参加してくる場合のための指図を与えた。

法廷の見解によれば、1939 年 9 月 1 日直前の数日間における諸出来事は、あらゆる訴えかけにも抗って、何としてでもポーランドに侵攻するという、予告した目的を実行しようとする、ヒトラーおよび彼の仲間たちの決心を立証している。この目的が英国との、そしてまたフランスとの戦争に繋がるであろうとの、ますます高まっていく確信にもかかわらず、ヒトラーは、ひとたび歩み出した道からもはや外れまい、と決心していた。法廷は、以下のことを完全に確信した、すなわち、ドイツによって 1939 年 9 月 1 日に始められた戦争は、まったく明らかに侵略戦争であって、それは、当然の結果として、全世界を包括する戦争へと発展してゆかざるを得ず、かつ戦争の法および慣習に反する、そしてまた人道に反する、数えきれない犯罪行為をもたらすものであった、ということを。

この叙述を以て「ポーランドに対する侵攻」の節は終わり、判決文は次の節に移って行く。そこで、以下の諸節の表題をざっと見渡してみる時、私たちは、奇異な事象に注意を惹かれざるを得ない。9 月 3 日、英仏それぞれの宣戦によって始まった筈の、対英国戦争、対フランス戦争について語る節は、まったく設けられていないのである。以下の部分、節は 5 つだが、それらの題名の中に、侵略戦争の相手にされた国の名前が、延べ 9 つ挙げられている。そんな中、英国、フランスの名は、あたかも見落とされ抜け落ちてしまっているかの如くである。次節は「デンマークおよびノルウェーの侵略」、さらにその次の節は「ベルギー、オランダおよびルクセンブルクへの侵入」となっているから、もちろんそこにおいては、英国あるいはフランスを攻撃するために、ドイツ軍が中立国を侵略した、ということが語られている。だが、いわば話の前提となる筈の対英国、対フランスの戦争についての叙述は、その前の部分に見当たらない、ということになる。また、この章が終わって、次の章――「戦争犯罪および人道に対する犯罪」と題されている――に行くと、当然、戦争犯罪の事例として、フランス人パルチザンの虐殺、英国軍兵士捕虜、降下飛行士の虐待が挙げられることになるが、論理的にいえば、そこでの議論も、前提あるいは基礎となるべき対フランス戦争・占領、対英国空襲戦争についての叙述を欠いているのである。こうした不規則な形を作り出してしまった原因が、判決文を作成した人たちつまり法廷の不注意にあるのだとしたら、それは

まことにお粗末な話ということになるのであるが、まさかそんなわけはないであろう。文案を練る過程で、「対英国戦争」「対フランス戦争」といった題名の節を設けない方がよい、あるいは設ける必要がない、という判断に至ったから、そのようにしたのに違いない。だが、たとえどんなに緻密な判断が働いたのであるにせよ、出来上がった文章に構成上の欠陥が認められるのを、どうすることもできない。「対……侵略戦争」という類いの題名をつけた節が 8 つ設けられて、相手国の名は延べ 12 挙げられた。それなのに、初期の最主要相手国であり、今裁判官国となっている、英国とフランスの名が出て来ないというのは、如何にも異様である。そして、おそらくそれは、たんなる形式上の不備といって片付けるべき事がらではない。判決文をこのような形で書かざるを得なかったということが、英仏側の或る種の後ろ暗さを示唆しているように、私には思われる。

独ソ不可侵条約がどう扱われたのか、についても触れておきたい。普通に考えれば、ナチス・ドイツにとって、これはポーランドの孤立状況を作り出そうとする外交努力の決定的成果を表わすものであって、これによってヒトラーはポーランド侵攻を決意することができた、と断定してもよいぐらいに思われる。だから当然、「ポーランドに対する侵攻」の節で、然るべきコンテクストにおいて重要な扱いを受けてよさそうである。ところが実際には、同節の中で、独ソ不可侵条約には、たった 1 回、それも前後の関係を断ったような仕方で、ごく短く触れられているにすぎない：

> 被告人リッベントロプは、ソヴィエト連邦との間に不可侵条約を締結するために、モスクワに派遣された。

この一文に続いては、8 月 22 日(！)にベルリンでヒトラーが司令官たちを集めて演説した話が、全然前との関連なしに持ち出され、その出席者たちの筆記から 8 月 26 日出撃決意のことが引き出されている。まるでリッベントロプのモスクワ派遣が、ヒトラーのポーランド侵攻決意とまったく関係がないことを、わざわざ印象づけようとしているかの如くである。独ソ不可侵条約が、判決文の中でもう一度出てくるのは、「社会主義ソヴィエト共和国連邦に対する侵略戦争」の節の冒頭である。今度は、同条約の重い意味が、というよりはそれを破ったことの罪深さが、思い切り強調される形になっている：

> 社会主義ソヴィエト共和国連邦に対する侵略戦争
> 1939 年 8 月 23 日、ドイツは、社会主義ソヴィエト共和国連邦との間の不可侵条約に署名した。
> 証拠物件は、ソヴィエト連邦の側がこの条約の諸規定を守ったということを、はっきりと証明した；ドイツ政府自体さえも、そのことに関して、高位のドイツ外交役職者たちから、保証を得ていた。
> それ故、ドイツ人の駐モスクワ大使は、政府に、ソヴィエト連邦はドイツによって攻撃された場合にのみ、戦争に打って出てくるであろう、と知らせていた、そしてこの言明は、1941 年 6 月 6 日の日付で、ドイツの戦争日誌に載っている。

〔訳注：当時の駐モスクワ大使フリードリヒ - ヴェルナー・フォン・デル・シューレンブルク伯の本国政府宛て書簡の内容のこと〕

それにもかかわらずドイツは、不可侵条約を無視して、すでに 1940 年晩夏の頃から、USSR に対する侵略の準備を始めた。この作戦は、「バルバロッサ」作戦という偽名の下にひそかに計画された、そして、かつての陸軍元帥パウルスの証言したところによれば、彼は、ドイツ参謀本部に加入した 1940 年 9 月 3 日に、「バルバロッサ」作戦を、1940 年 11 月初めの完成に至るまで、前進させることを続行した；そして、その時点に至るまでも、ドイツ参謀本部は、ソヴィエト連邦が戦争の準備をしているなどという情報を、何ら得ていなかったのであるという。

……

繰り言は、空しさの蓄積以外に何ももたらさないというから、これを最後ということにして、もう一度だけいわせていただくことにしよう、リッベントロプがちゃんと喋らなかったから、こういう判決文を書かれてしまったのである。

しかし、私たちにとって、或る意味最も関心を惹かれるのは、「合衆国に対する戦争」がどのように叙述されているか、ということではないだろうか。いうまでもなく、米国は、ナチス・ドイツによる侵略を受けた国々の代表として、侵略行為に対する償いを課する裁き手の代表として、法廷に臨在している。起訴状の中にも、米国が 1941 年 12 月 11 日に、ドイツの侵略戦争の標的に加えられた、とちゃんと記されている。しかし、両者の地理的位置関係からいって、ドイツの対米国「侵略」戦争を立証することが、元来そんなに簡単であるとは思えない。前後周囲の経緯を考え合わせるならば、どうしても日本による真珠湾「奇襲」を絡めないことには、「侵略」関係の説明はつかないように見える。それも、その出来事が起こる直前までの時期に、ドイツ側から日本に対して強い奇襲教唆があった、というようなことが、事実として明るみに出されるのが、一番望ましいに違いない。そういう外交上の影響力を発揮し得た人物は、自ずと限られている。尋問の時、ゲーリングは、自分には特に日本人の知り合いもなかった、と述べて、対日本働きかけへの関与を簡単に否定した。結局ここでもカギを握るのは、リッベントロプ一人である。しかし彼も、決して検察の思うような答えをしたわけではない。真珠湾奇襲教唆の容疑に対しては、はっきりこれを否定していた。こうした経過を踏まえた上で、法廷が今どんな結論を下したのか、ということであるのだが、まずは、その叙述を見てみることにしよう：

合衆国に対する戦争

1941 年 12 月 7 日の真珠湾における合衆国艦隊に対する日本軍の襲撃の 4 日後、ドイツは、合衆国に宣戦した。

ドイツ、イタリア、日本の間の三国同盟は、1940 年 9 月 27 日に署名された、そして、この時点から USSR に対する攻撃に至るまで、被告人リッベントロプは、他の被告人たちと一緒になって、日本に、極東における英国の所有地を攻撃するよう、指示することに努めた。そのことによって、彼らの考え

では、英国の敗戦を早め、合衆国の参戦を避けることになるのであった。

合衆国に対する直接的攻撃の可能性は、将来の問題として考慮に入れられ、論究された。空軍の駐OKW作戦部連絡将校であるフォン・ファルケンシュタイン大佐は、1940年10月ベルリンで、論究を要する軍事的諸問題の要約に際して、「後々の時期における対米国戦争実行」について語った。米国をできれば戦争から遠ざけるというドイツの政策も、ドイツが日本に、合衆国との戦いの場合にさえ支援を約束することの妨げにはならなかった、ということもまた明らかである。1941年4月4日、ヒトラーが、日本の外務大臣松岡に、被告人リッベントロプも居合わせる場で語ったところでは、シンガポールに対する日本の襲撃が日本と合衆国との間の戦争に繋がったとしても、ドイツは「遅延することなく攻撃に打って出る」、ということであった。その翌日、リッベントロプ自身が松岡に、日本を戦争に引き込むよう迫った。

1941年11月28日、真珠湾襲撃の10日前に、リッベントロプは、ベルリンの日本全権特使*を通じて、英国および合衆国を攻撃するよう、日本を激励して、もしも日本が合衆国との戦争に巻き込まれるなら、ドイツはただちにこの戦争に参戦するであろう、と語った。わずか数日後、日本代表団**が、ドイツおよびイタリアに、日本が合衆国に対する攻撃を準備していることを伝え、両国の支援を願った。ドイツおよびイタリアは、三国同盟において、ただ日本が攻撃された場合にのみ、両国に援助の義務があったのであるにもかかわらず、これに同意を与えた。被告人リッベントロプは、報じられたところによれば、真珠湾への奇襲が起こった時、「有頂天になった」。そして後日――日本の大使大島に勲章が授与された、ベルリンでの祝典の際――ヒトラーは、日本国民によって用いられた戦術、すなわち合衆国と可能な限り長く交渉を行ない、それから宣戦布告なしに強襲した、その戦術に対する彼の是認を表明した。

*、**不詳〔＝訳者〕

たしかに、ヒトラーと彼の協力者たちが、合衆国との戦争を、もともとは彼らの利益に役立つとは考えていなかった、というのは、そのとおりであろう、しかし、明らかにこの見解は、1941年のうちに変更された、そして日本は、ほぼ確実に合衆国を戦争に引き込まざるを得ないような政策を進めるよう、あらゆる仕方で激励された。そして日本が、真珠湾における米国艦隊を襲撃し、これを機に合衆国に対する侵略戦争を始めた時、ドイツは、ただちにこの戦争において日本の味方をするよう、ナチ政府によって指示され、ナチ政府自身は、合衆国に宣戦したのであった。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsiebzehnter+Tag.+Montag,+30.+September+1946/Vormittagssitzung より私訳）

順番は前後してしまうが、ちょっと戻ってみることをお許しいただいて、判決文のこの叙述の基礎となっているべき、審理におけるリッベントロプの供述を、確かめてみることにしたい。それは4月1日（法廷第96日）、あのマクスウェル - ファイフによる反対尋問の中でのものである：

……

マクスウェル - ファイフ：　私はあなたに、2、3 の点につき手伝ってくれるよう、もう一度お願いしたい。あなたは、1936 年時点で、反コミンテルン協定を締結した、と我々に説明しました。当時、反コミンテルン協定は、もちろんソヴィエト連邦に対立するものでした。あなたはまた、自らもそういった、と私は思います。それで合っていますよね？

フォン・リッベントロプ：　はい、それは主として世界観的性格の協定でしたが、もちろん或る種の政治問題をも包み込んでいました。それで正しいです。

マクスウェル - ファイフ：　そしてこの協定は、1940 年 9 月 27 日の三国協定によって拡張されたのですか？それは、最初の協定の拡張であった、そうですね？

フォン・リッベントロプ：　それは、最初の協定とは、それ自体としては関係ないものでした、なぜならそれは、純粋に政治的・軍事的・経済的な同盟でしたから。

マクスウェル - ファイフ：　しかし、事実としては――そして私は、これをまったく手短に論ずることができるよう望んでいるのだが――あなたは、たいへん早い時期すでに、すなわち 1941 年 3 月に、日本に参戦を迫った。

フォン・リッベントロプ：　それは当たっているでしょう、当時、英国に対する攻撃を、ということでした。

マクスウェル - ファイフ：　おお、あなたがもう説明なさったのだから、私は手短にいいましょう。あなたがいわれるのは、あなた方は英国と戦争状態にあった、それ故、日本人を盟友と見なす権利を有していた、ということだ。あなたは、このように表現したいのですか？

フォン・リッベントロプ：　私は、すべての外交官がすることより他のことはしなかった、と思います、例えば英国もまた米国において、そして後にはロシアにおいて試みたような。

マクスウェル - ファイフ：　私は、この点に関しては、もうこれ以上質問をしようとは思いません。あなたは、すでにたいへん早い時期に、もしも日本が参戦してくるならば、米国もまた、わずか後には戦争に引き込まれ得る可能性がある、との考えに至っていましたね？そしてあなたは、1941 年 4 月には、もしも日本が参戦して米国との抗争に巻き込まれるようならば、あなた方もまた合衆国に対して戦うつもりである、ということについて、はっきり分かっていました。それで合っていますね？

フォン・リッベントロプ：　いいえ、そうではありません、私は、米国を戦争に引き込まないために、

真珠湾のその日まで、あらゆることをしたと思っています。私はまた、そのことは、部分的には私もここではじめて見た、多くの記録文書によって証明され得るとも思っています。

マクスウェル - ファイフ：　あなたがそう主張されるからには、お手許の記録文書冊子 352 ページの記録文書を見ていただきたいと思う、英語版記録文書冊子の 204 ページです。

フォン・リッベントロプ：　はい、私は、この記録文書を知っています。私は、それをここですでに読みました。

マクスウェル - ファイフ：　真珠湾の 1 週間前、11 月 29 日のことでした。あなたは、日本大使の発言に対して、次のとおり言明したという。どうぞ、最初の文章を見てください：

「リッベントロプ：　日本がこの機会を逸することなく、東アジアの新秩序に影響を与えることは、重要である。三国同盟の下における親密な協力がこれほど重要な時は、今までに無かったし、おそらくは決して再びは無いであろう。もしも日本が今躊躇し、ドイツがヨーロッパ新秩序の建設を進めてしまうならば、その時は、英国と合衆国との軍事力は、日本に集中して向けられるであろう。ヒトラー総統が今日語ったとおり、ドイツと日本と、そして合衆国との間には、生存権利に関してだけでも、根本的な相違がある。我々の知っているところでは、日本と合衆国との間の交渉が成功裡に終えられる希望は、実際上存在しない、合衆国が頑なな態度を示しているからだ。

現実にそういう事態だとすれば、もしも日本が、英国および USA と戦うことを決心するならば、それはドイツと日本との共通の利益に適うだけではなく、日本自身にとってもまた好結果をもたらすであろうと、私は確信している」（記録文書 D-656）

あなたは、この記録文書と、あなたが日本大使に対して与えた言明とを目の前にして、それでもなお、自分は合衆国との戦争を避けようと努力した、と主張しようとなさるのか？私は主張します、あなたは日本を合衆国との戦争へと激励するために、あらゆることをしたのである、と。

フォン・リッベントロプ：　検事、それは当たっていません。私は、あなたに反論しなくてはなりません。私は、この記録文書を知りません、それが何処から出てきたものかも分かりません。少なくとも私は、どんな場合であっても、そういうことはいいませんでしたし、それに私は、合衆国を戦争に巻き込まないよう、私が繰り返し努力していたことを証明する、全記録文書がここでまだ読み上げられていないことを、遺憾に思います。この文書を、私は今ここで見ました、そして、いったいどうしてそれが――この箇所がですね――ここに入り込んでくることができたのか、ずっと考えていました。他のすべての、思うに 1 ダースあるいは 1 ダース半ほど、ここにある記録文書は、まったく明確に次から次へと、米国を戦争に巻き込むまいという私の願望を証明してくれます。私はまた、私があらゆる地域において、USA の非和解的な態度にもかかわらず、敵対行動をしないよう、いく年もの間骨折ったということも、立証することができます。今の、この文書のことは、ただもう次のようにだけ説明をつけることができます、すなわち日本の大使がですね、彼は当時、自

分の国が何かするということを、とても望んでいました、そして私は知っているのですが、彼は自分できわめて多くの電報を東京に発信していました、何らかの形で日本を戦争に、何よりもシンガポール等々に対しての、ですね、取り込むためにです。私が想像できるのはただ、これは、よろしいですか、ひょっとしたらこうした会話の正しくない解釈であろう、ということだけです。お願いします、弁護人に、このただの一文章の中に書いてあることの、まさに正反対のことを証明している、これらの日々に至るまでの他の記録文書すべてを提出する機会を与えてください。

マクスウェル - ファイフ：　しかしこれは、日本大使の政府宛て公式報告です。あなたがいわれるには、彼がこう主張しているのは――彼はあなたの言葉を再現しているわけだが――正しくない、ということだ、すなわちあなたは、それがドイツと日本との共通の利益に適うばかりでなく、日本自身にとってもまた好結果をもたらすであろう、という確信を抱いている、と彼に語った、と。

どうぞ、356 ページにある、次の記録文書を見てください。それは、日本大使の、さらに次の報告です；それは、真珠湾の次の日に、以下のとおりに述べています：

「今日……私は、1 時にリッベントロプ外務大臣を尋ねた。私は彼に、ドイツとイタリアとが遅れることなく、米国に対して正式な宣戦布告を発してくれることが我々の望みである、と説明した。リッベントロプは、ヒトラーは今、司令本部で話し合いの最中であり、ドイツ国民に良い印象を与えるために、宣戦布告の手続きはどのように行なうのが最善か、を検討しているのである、と答えた。彼は、総統に貴下の願望をただちに伝達し、それがすぐに満たされるために、権限内でできることすべてをしよう、と言明した」

最後の 3 行を見てください：

「その時、リッベントロプは、私に言明していった、ヒトラーは 8 日に、全ドイツ海軍に、米国の船にいつどこで出逢ったにせよ、それらを攻撃せよ、との命令を出した、と」（記録文書 D-657）

それは宣戦布告の 3 日前であった。日本大使のこの報告もまた誤りである、とあなたは主張するのですか？

フォン・リッベントロプ：　それは思い違いである、と私は思います。

マクスウェル - ファイフ：　どこが間違っている？

フォン・リッベントロプ：　思い違いだと私は思います。それは、真珠湾攻撃の後でした。

マクスウェル - ファイフ：　そのとおり、真珠湾の翌日でした。

フォン・リッベントロップ：　それは、周知のとおり我々の船を数ヶ月前から襲っていた、米国を攻撃せよ、とのヒトラーの命令でした。それはまったく別の問題なのです。

マクスウェル - ファイフ：　もしもあなたが、ドイツの船に対する攻撃について語っているのだとしたら、つまりそれは、米国軍がドイツ軍の潜水艦に対して防衛したことを、いっているのですか？

フォン・リッベントロプ：　いいえ、私の知る限り、我々はすでに数ヶ月も前から、今ここで日付を正確にいうことはできませんが――いずれにせよ真珠湾以前のかなり長い間――USA に向け公式の抗議を発していたのであって、その抗議で我々は、「グリーア」「カーニー」両船の場合について、両船がドイツの U ボートを追跡して、それらに向って水雷を投じた、ということを指摘して、注意を促しました。そのことは、海軍大臣ノックスもまた、記者会見で率直に認めていたと思います。私が昨日言及したとおり、ヒトラーは、ミュンヘンにおける講演で、次のとおり語りました、すなわち、彼は、米国の艦船を射撃し、自分の方から攻撃せよ、との任務を与えはしなかった；しかしもしも向うが最初に撃ってきたら、撃ち返せ、との命令は出したのだ、と。

マクスウェル - ファイフ：　私があなたに聞いて知りたいのは、以下のことだ：あなたは、全ドイツ海軍に宣戦布告 3 日前に発せられた、米国艦船を、いつどこでどの艦船に出遭うにせよ、攻撃せよ、との命令を認めていましたか？それを、認めていたのですか？

フォン・リッベントロプ：　私は今、それに対して立場を明らかにすることはできません、何故なら、私は事がらを思い出せませんし、この記録文書をもまた、まったく知らないからです。

マクスウェル - ファイフ：　では私は、他の事がらについて、あなたに尋問することにしよう。これは思い出せますか……

フォン・リッベントロプ：　しかし、聞き取ることはできたと思う、それだけを付け加えたいと思います。

マクスウェル - ファイフ：　あなたは、もう答えをいったのです。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Sechsundneunzigster+Tag.+Montag,+1.+April+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

この時急に現われて、リッベントロプをビックリ仰天させた D-656、D-657 なる文書は、何に由来するのであろうか。彼が狼狽えながらも咄嗟に推測しているように、駐ベルリン大使大島浩が彼の言葉を解釈し翻訳して書き留めたものであると考えて、一応当たってはいるのであろう。「彼は当時、自分の国が何かするということを、とても望んでいた」「彼は自分できわめて多くの電報を東京に発信していた」「何らかの形で日本を戦争に（取り込もうとしていた）」「ひょっとしたらこうした会話の正しくない解釈であろう」――これでだいたい

その由来は説明される。ただし、D-656 などは、リッベントロプの言のこれだけ長々とした引用を含んでいるのでは、報告文にしては冗漫な感じもする。あるいは、ひょっとしたら終戦時にドイツで捕まった大島が所持していた日記あるいはメモ帳の類いに記されていたのかもしれない。いずれにしても原文は日本語であったに違いない。ドイツ語訳文中、「東アジアの新秩序」と再訳した語は „die Neuordnung in Ostasien“ であるが、ドイツ語の „Neuordnung“ は普通に日本語に訳せば「改革」となってしまうので、おそらくこれは、日本語で「東亜の新秩序」とでも書かれていたものを、検察がドイツ語（と英語）に訳したのであろう。英語の方は „the new order in East Asia“ とでもなったのであろうか。他に「ヨーロッパ新秩序 die europäische Neuordnung」の語も使われていて、全体として、日本人の視点からでないととても書けないような文面になっている。問題はこれがリッベントロプの言の再現という体裁で記されていることであって、果してどれだけの程度、この基になったといえるリッベントロプの発言があったのか、何とも言えないように思われる（大島自身が喋って、リッベントロプはリップサービスのつもりで相槌を打っていただけなのかもしれない）。D-657 の方は、12 月 8 日、大島が外務大臣のところに真珠湾攻撃成功の報告に行った時のことを記述しているのだから、本国政府への報告電文と見てよさそうだが、それだけに奇襲教唆を匂わせるようなことはまったく出て来ない。リッベントロプがいうとおり、これは「真珠湾攻撃の後」の話なのだ。そこに思いがけず、宣戦布告の 3 日前にヒトラーがもう米国艦船への攻撃を指示していた、という情報が入り込んできている形だが、この件についても「まったく別の問題」というリッベントロプの説明で、通っているといえる。それにしても、大島が書いたようなものばかり引っ張り出してきて、リッベントロプの対米国敵意を暴き立てようとするあたり、マクスウェル - ファイフも、少々悪意の度が過ぎているのではないだろうか。リッベントロプが「私は、合衆国を戦争に巻き込まないよう、私が繰り返し努力していたことを証明する、全記録文書がここでまだ読み上げられていないことを、遺憾に思います」といって、必死に抗議している気持ちはよく分かる。自分の外交活動の全貌を示す記録をちゃんと調べてくれれば、自分が一貫して合衆国との戦争を避けようと努力していたことは明確に分かる筈、との確信を彼が持っていることは、疑う余地もないように思われる。同盟国日本に何を期待したかということについても、リッベントロプは、早い時期から対英参戦を、と率直に答えているので、それ以上のことを聞き出すことができる筈もない。いったい、リッベントロプならずとも、前の大戦での痛みなお生々しいドイツ人が、あの時英国との同盟を口実に青島を獲りに出て来たような国を同盟者に迎えて、他にどんなことを期待すると考えられるのだろうか。今度は同盟国になったのだからシンガポールを襲ってくれ、それには大きな効果が見込める、ただし間違っても米国には触るな、たいへん面倒なことになるから――経験を踏まえて、このようにしかいわないということは、ほとんど自明の理というべきであろう。とにかくそんなわけであるから、リッベントロプを嗾け人に仕立てて、ドイツを対米国侵略戦争の主犯であるかの如くに装おうとした、マクスウェル - ファイフの作戦は、はっきり失敗に終わっている。そのことを確認した上で、あら

ためて前掲の判決文中「合衆国に対する戦争」の節を読んでみる時、この一節に関して法廷の公正さを承認することは難しいように、私には思われる。歯切れの悪い論述をしながら、何としてでも 1941 年のうちにナチス・ドイツ――ヒトラーとリッベントロプの 2 人で十分かもしれないが――は考えを変えて、日本を使っての米国との戦争を望むようになっていた、という結論を出そうと苦心しているように見える。いったい、そこまでしなくてはならないことなのだろうか。卑劣な奇襲作戦を用いて米国に対する侵略戦争を始めた日本の肩を持って宣戦してきたのだから、ドイツ――イタリアもだが――は、対米国侵略戦争の共犯者と判定される、といえば、それは認定された事実に基づいた、法廷に相応しい見識を示す判決といえる。だが、その範囲を超えて、是が非でも米国を「ドイツの侵略戦争」の被侵略国として位置づけようとするのは、無理というものではなかろうか。その無理は、論理的破綻としても顕わになっている、といわなくてはならないだろう。もう一度、あの節の最後 2 段落の連結部分を思い出してみよう：

> ……被告人リッベントロプは、報じられたところによれば、真珠湾への奇襲が起こった時、「有頂天になった」。そして後日――日本の大使大島に勲章が授与された、ベルリンでの祝典の際――ヒトラーは、日本国民によって用いられた戦術、すなわち合衆国と可能な限り長く交渉を行ない、それから宣戦布告なしに強襲した、その戦術に対する彼の是認を表明した。
> たしかに、ヒトラーと彼の協力者たちが、合衆国との戦争を、もともとは彼らの利益に役立つとは考えていなかった、というのは、そのとおりであろう、しかし、明らかにこの見解は、1941 年のうちに変更された、そして日本は、ほぼ確実に合衆国を戦争に引き込まざるを得ないような政策を進めるよう、あらゆる仕方で激励された。……

この部分、段落の切り替わりがあるとはいっても、明らかに「倒逆 hysteron-proteron」になっている。倒逆とは、時系列転倒のことであって、後時事項 hysteron を前時事項 proteron よりも先に述べる叙述方法をいう。それ自体は、誤りでも禁じ手でもないのであって、表現効果を高める目的で、文芸作品をはじめとして、随所で用いられる。しかし、論証を求められる文脈で、“hysteron”が“proteron”に対する推理根拠または説明根拠になり得るという錯覚を伴って用いられた場合には、それは、致命的な論理上の欠陥を露呈するものとなる。真珠湾攻撃が起こってしまった後で、リッベントロプがどんなに有頂天になってみせたとしても、ヒトラーがどれだけ弁舌さわやかに日本軍の戦術を褒め称えて聞かせたとしても――それらは要するに同盟国への精一杯のサービスであったわけであろうが――、それらのことは、本来絶対に、ヒトラーと彼の協力者たちの 1941 年中の心変わり、対米国戦への日本激励を推論する根拠とはなり得ないのである。そうしてみると、法廷は、判決文のこの部分、論理の水準に達し得ていないような、ずいぶんお粗末な文面を曝け出してしまっていることになる。けれども私たちとしては、つまり日本人としては、そのお粗末さを笑って済ませることができる、といった問題ではないように思われる。いったいここで、どういう類

いの話が作られかかっていたのか、もう一度考えてみよう。端的にいえば、それは、ナチスのリッベントロプ幹部に見込まれた日本が、巨大組織・合衆国襲撃の鉄砲玉に用いられた、という話である。1946 年 9 月 30 日といえば、東京では極東国際軍事裁判が 5 ヶ月目を終えようとする頃であった。そんな時、こちらニュルンベルクでは、法廷ぐるみでこんなストーリーのでっち上げが行なわれていたのだ。大戦への自らの参戦を、完璧に正当化しようとする米国の思惑による無理押しであった。その目的のために、日本は、「真珠湾攻撃を行なった日本」として――つまり鉄砲玉呼ばわりで――、ふんだんに利用されている。ニュルンベルクの法廷で、リアルタイムこの様子を目撃することのできた日本人はいなかった。だが、こうして裁判記録は残っている。今からでもしっかりこれを調べてみようではないか。そうすることによって、当時日本および日本人が、世界の中でどんなに惨めな扱いを受けていたのか、見つめてみることができるだろう。そこからは、東京裁判からだけでは味わうことのできない、底知れぬ屈辱感が湧いてくるに違いない。そしてそれは、日本人として一度は味わう経験をするのが必要なものであると、私は思っている。

さて、前に表で示したように、「ドイツにおけるナチ体制」「共謀のための共同計画と侵略戦争」「戦争犯罪および人道に対する犯罪」の 3 つの章の叙述で、被告人たちへの罪責申し渡しの根拠となる犯罪事実の展示は終わる。この日午後の部の残り時間も少なくなっていたが、その時間を利用して、判決書の次の章「被告諸組織」の読み上げが行なわれた。つまり犯罪的組織であるとして起訴された諸組織のそれぞれについて、判定結果が示された。その判定は、規約第 9 条および第 10 条に基づいて行なわれるもので、そこにはつまり、検察は被告人の所属組織を犯罪的組織として起訴することができ、法廷はその判定を行なうが、その結果は永久的に効力を持ち、犯罪的と判定された組織に所属していた個人は、以後において、個人としての活動事実が未特定・未解明であっても、各国裁判所、軍事裁判所、占領軍裁判所に召喚することができる、ということがいわれている。だから、法廷としては、将来、個人に対する不当な断罪に繋がってしまうことのないよう、慎重な審理が必要とされるわけである。起訴された組織は 7 つ――ナチ党政治指導者グループ、ゲシュタポ、SD、SS、SA、ドイツ国政府、ドイツ国防軍参謀本部および最高司令部（OKW）――、それぞれに弁護人をつけて、その弁護のための審理に、相当の時間を充てた。その判定結果が、今読み上げられたわけであるが、以下に分かりやすく、表にして示してみよう：

組織	判定	注
ナチ党政治指導者グループ	犯罪的	国家、ガウ（＝管区）、クライス（＝郡部）当局指導者に限る 1939 年 9 月 1 日以降の成員に限る
ゲシュタポ、SD	犯罪的	事務職員、配達員、守衛を除く 1939 年 9 月 1 日以降の成員に限る
SS	犯罪的	Reiter-SS（＝騎馬親衛隊）を除く 1939 年 9 月 1 日以降の成員に限る

SA	否	（理由）レーム粛清後は重要性を失ったから
ドイツ国政府	否	（理由）人数少のため個別裁判が十分可能、1937 年以後活動せず（＝閣議開かれず）
国防軍参謀本部および OKW	否	（理由）人数少のため個別裁判が十分可能、「組織」の体をなしていない

犯罪的と判定された 4 組織については、それぞれ「戦争犯罪」「人道に対する犯罪」に関わる多くの明らかな犯罪行動の事実が指摘されている。まず「ナチ党政治指導者グループ」というのは、ナチスの政策を地域の末端にまで隈なく及ぼすために張り巡らされた階層的網組織の構造を担っていた者たちである。階層は、上から国家、管区（ガウ）、郡部（クライス）、地方支部、細胞、ブロックとなっていて、各階層において指導者（Leiter）を中心に指導部が形づくられていた。頂点に立つのは、もちろん党指導者たる総統であるが、実際上はその代理としてのヘス、後にはボルマンが任に当たり、上意下達の命令伝達が行なわれた。このグループに該当する者の数は、少なくとも 60 万にのぼるであろう、と法廷は述べている。この支配体制は、住民の思想監視・統制に用いられ、好ましくない者の摘発、収容所送りのために機能していたが、戦争開始後は占領地にもこの支配構造が適用されたので、内外合わせて政治指導者たちは、SD、SS の活動に協力して、強制労働への人員移送、ユダヤ人の収容所への移送に大きな役割を果たし、また或る地域では「テロ飛行士」リンチを、住民を煽動して執行した。このように、政治指導者グループの犯罪性は明白であったが、あまりにも下部に至るまで、組織の成員であったことを理由に罪を着せられることになるという帰結を避けるため、検察自身からの提案に基づいて、適用範囲を郡部の指導層までに限るということで、犯罪性が宣告されたのである。ゲシュタポ、SD は、その協働性から見て、一括して起訴するのが適当というのが、検察の判断であった。法廷では、それぞれに別の弁護人が付けられたが、判決文は、検察の判断の妥当性を認めた形になっている。しかし判決結果は、検察の起訴時におけるミスを、はっきり示しているといわなくてはならない。本来ならゲシュタポと並べられるべき刑事警察（クリポ）が判決対象から漏れてしまっているのだ。すでにカルテンブルンナーの時に見たとおり、国家保安本部 RSHA にまとめられた 7 部局のうち、マネジメント部門である I、II 部を除くとして、III（国内）、VI（国外）、VII（思想調査）の 3 部が本来の諜報機関としての SD に由来し、IV 部がゲシュタポ、V 部がクリポであり、両者はまとめて保安警察とも称されていた。カルテンブルンナーが力説していたとおり、特に犯罪行動が顕著であったのは、彼の権限外に置かれた保安警察の部分であったのだ。もちろん本来の SD 部分に犯罪性が無かったというわけではない。検察がこうした組織構造を、初めから正しく把握していれば、SD、ゲシュタポと並べてクリポをも起訴するか、あるいは SD と保安警察という形で起訴するか、していた筈である。判決文では、ゲシュタポと並ぶクリポの犯罪行為にも少なからず言及されているが、起訴されていないものを、法廷とてどうすることもできない。結局判定の対象として挙げられたのは、ゲシュタポ

と国家保安本部 III、VI、VII 部――かなりややこしくて、法廷自身混乱しかけたようだが、これで SD を表現した――とであった。それで、国家保安本部 V 部つまりクリポだけが犯罪組織認定を免れるという、異様な結果になってしまった。SS については、判決文は、その犯罪行為を明確に記述しているが、組織の全体像の把握にはかなり苦労した様子を示している。もともと SS は、1925 年、ヒトラーが SA のエリートを抽出して親衛隊として用いたのに由来しているが、1929 年にヒムラーが「全国指導者 Reichsführer」としてその長となってから権力拡張が著しく、1934 年のレーム粛清の功績によって、ついに一個の独立団体にのし上がったのである。この時に SS は、二つの重要な組織を傘下に収めている。一つは強制収容所の監視に当たる「髑髏団 Totenkopf」と呼ばれた団体、もう一つは「供用部隊 Verfügungstruppe」つまり出撃する陸軍部隊の助太刀のために提供される、SS 所属身分の出向軍団である。この派遣制度は戦争が始まるとたいへん重要性を増し、1940 年には「武装 SS（Waffen-SS)」として本格的に組織化された。一方でヒムラーは、警察機構の支配に力を注ぎ、1936 年には警察長官として、治安（制服）警察、保安警察を命令下に収める。そして警察と SS との均制化を進め、1939 年、全警察官（制服、保安）の等級的には完全な横滑りによる SS への編入を達成する。このように肥大化した SS は、当然独自の部局を備えるようになる。SD（＝もともと SS 全国指導者直属の保安局として発足した）と保安警察を統括する国家保安本部（RSHA）や、強制収容所の管理運営に当たる経済・管理本部（WVHA）がその代表例である。そうして見ると、一足先に犯罪的組織判定を受けた形のゲシュタポ、SD は、その顕著な犯罪行動の故に特別に取り上げられたけれども、たとえその扱いを受けていなくても、包括的な犯罪的組織としての SS の主要部分という位置づけにおいて認識されることに違いはない、ということになる。その考え方によって、クリポも、結局は犯罪的組織（の一部分）と判断されているのだ、と解すればよいのかもしれない。それにしても、SS の行なった犯罪行為のうち、最大のものとして記録しておかなくてはならないのが、収容所での虐待、ユダヤ人迫害であることは、法廷にしっかりと認識されている。判決文は、そのことに触れて、次のとおり述べている：

……

1934 年以降、強制収容所は、SS の監視と管理の下に置かれた。疑いの余地を残さぬほど明らかに立証されるのは、強制収容所収容者たちに対する不断の残忍な扱いは、囚人は人種的に劣等な者であり、ただ蔑視を以てのみ扱われるべきである、と説いている、SS の一般的政策の結果として実行されたのだ、ということである。以下のことの証拠が存在する、すなわち、ヒムラーは、投入配慮が許せば、SS の全成員が劣等人種に対する正しい態度の取り方に関して啓発されるように、監視隊を次々に交替させようとしていた、ということの。1942 年以降、強制収容所が経済・管理本部（WVHA）の監督下に置かれた時、強制収容所は、奴隷的労働者たちの供給源として用いられた。1942 年 9 月 18 日、法務省との間に結ばれた協定によって、禁固刑を済ませた反社会的分子は、死ぬほど働かされるために、SS に引き渡されるべし、と定められた。保安警察、SD さらには武装 SS さえも投入することに

よって、SS がその任務のため十分な数の強制収容所従業人員を持っている状態を確保するために、絶えず措置が取られた。強制収容所の管理との関連において、SS は、戦争捕虜あるいは強制収容所収容者たちに対して実施される、多数の人体実験を手掛けるようになった。これらの実験は、凍傷および毒入り弾丸による殺害についてのものであった。SS は、この研究のための政府補助金を得ることができた、そしてそれは、SS には、他の役所では自由に使うことができない、人間実験材料を利用することが可能だったからである。

SS は、ユダヤ人迫害において、とりわけ重要な役割を演じた。SS は、1938 年 11 月 10 日の決起集会に直接かかわりを持っていた。占領諸地域からのユダヤ人の一掃は、SS の指令の下、SS の警察諸部隊の助けを借りて実行された。

ユダヤ人の根絶は、SS 中央本部の指導の下に実行された。実際の実行は、SS の組織的隊形によってなされた。出動分隊が、ユダヤ人大量虐殺を実行した。SS 警察諸隊もまた同様に関与していた。そこで例えば、ワルシャワ・ゲットーにおけるユダヤ人大虐殺は、SS 旅団長・警察少将シュトロープの指揮の下に惹き起された。SS 中央本部からの特別グループが、さまざまの枢軸追従国からのユダヤ人たちの移送の仕事を果たした。ユダヤ人の根絶は、その後、WVHA の管理する強制収容所において実行された。

……

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsiebzehnter+Tag.+Montag,+30.+September+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

一方において、3 つの組織が、ここで「犯罪的」との宣告を免れた形になったが、それは、それらの「無罪」が認められた、というようなことを意味しない、ということは、判決の経緯から明らかであろう。法廷が見通しているとおり、組織を犯罪的と判決しておくことは、今後行なわれる数多くの裁判の効率化に大いに役立つ。しかし同時に、法廷としては、その判決が個人に対して不当に罪責を負わせるような帰結をもたらすことを、強く懼れるのも、また当然である。それだけに、「組織」という括りあるいは縛りを生じさせることを、避けられる限りは避けようとする。訴追はあくまで犯罪行為をした個人を対象として行なわれるべきものであって、組織所属を理由づけとする一網打尽的断罪の仕方が許されてはならない、というわけである。だから、組織の犯罪性まで断定しなくても、その中で犯罪行為に該当することをした個々人を特定して個別に裁判を行なえば十分と判断された時には、「犯罪的組織」の判決は差し控えられることになる。つまり 3 つの組織について、判決は棚上げされたのである。SA については、そのあたりの事情は、完全に分かりやすい。要するに、レーム粛清以後、SA はまったく重要性を失った。もちろん SA はその後も存続していて、それなりの仕事に用いられたから、その所属員の一部が戦争犯罪あるいは人道に対する犯罪に関与した事例も見られた。だがそれは、該当者に対する個別裁判で十分に対処できる筈だ、というわけである。次に「ドイツ国政府 Reichsregierung」として訴えられたのは、1933 年 1 月 30 日以降のヒトラー内閣（特別機構としての国防のための大臣評議会、秘密国家評

議会を含む）である。理屈の上では、自殺前 1 日間だけ存在したゲッベルス内閣、さらにその後継のデーニッツ・フレンスブルク内閣も含まれることになる。それを犯罪的組織と判決するには当たらないとする理由としては、簡明に 2 点、第一には、1937 年以降、閣議は開かれず、もはや組織としての統一的な活動の跡が見られない、ということ、第二には、この組織に所属するとされる者たちの数はたいへん限られているので、その中で犯罪行為の認められる者について個別に裁判を行なうことに何の困難もない、ということが挙げられている。この組織の成員と見なされる者の数は 48、うち 8 名はすでに死亡し、17 名は現法廷に出て来ているので、後、裁判の対象となり得るのは、最大限で 23 名である、と述べられている。最後に「国防軍参謀本部および最高司令部（OKW）」であるが、これについては、国防軍そのものが訴えられたが、無罪判決を受けたのだ、といった受け取り方をしようとする人々もあった。しかし、実際のところは、その判決は、その人たちの好みに合うほど、小気味の良いものでも、歯切れのよいものでもなかった。そもそも検察といえども、一国の軍を全体として犯罪的組織と決めつける気は、初めからなかったのであって、あくまで最高司令官の座に就いたヒトラーの戦争法規無視・国際法違反の命令がそのまま実行されたことによって、戦争犯罪が惹き起された、と見るところから、軍上層部にあって命令の伝達、実行に決定的影響力を発揮した将校たちの罪責を徹底的に追及することを望んだのである。それに該当する者たちとして、約 130 名――中には、すでに死亡していた者もあった――が挙がり、彼らの活動の基盤と見なされた組織が、参謀本部、OKW であったというわけである。参謀本部と名指されたのは、実質的にはどうやら陸・海・空各軍の最高司令部（OKH、OKM、OKL）であったようで、それらのさらに上に、1938 年 2 月以降、ヒトラー直属の参謀本部としての OKW が存した、というふうに、検察が組織に対する不正確な把握をしていたことが、そのまま起訴状に表われたのであった。判決文にもいわれているように、検察が起訴対象者と見なした約 130 名の内訳は、1）陸・海・空各軍最高司令官、2）陸・海・空各軍参謀本部長、3）陸・海・空各軍連隊司令官、4）OKW 将校たるカイテル、ヨードルおよびその代理ヴァーリモント、であった。つまり軍の上位命令権者たちであって、そのうち上記 3）が圧倒的に多数を占めていることは、いうまでもない。今、法廷がいおうとしているのは、要するに、3）の者たちを「国防軍の参謀本部」という組織名で括ることはできない、ということである。陸・海・空各軍の参謀本部というものは確かに存在した。しかしそれらが全体として集まり、そこにさらに OKW が加わって、ヒトラーの意向を受けて違法戦略を謀議した、といった意味の組織的機能が発揮される可能性は、まったくなかった。だから上記の者たちについて、「国防軍の参謀本部」の成員として活動した、といおうとすれば、架空の組織を拵えてしまうことになる。端的にいえば、法廷としては、組織でないものについて、ここで判定することはできない、というしかないわけである。もちろん一方において、法廷は、検察の挙げた軍上位命令権者たちが数々の戦争犯罪および人道に対する犯罪の原因を作ったことを認め、その者たちの罪責は厳しく追及されねばならない、ともはっきり述べている。そのことから分かるとおり、法廷は、軍の免責とか無罪宣告に類することをいお

うなどとは、まったく考えてもいない。軍の命令系統の上位に在った者の名は明らかなので、その者たちの責任は、個別の裁判で明らかにされるのが適切である、ことさらに軍の部分的組織への所属という背景を考えようとすることは、まったく無用である、と断言しているのである。判決の内容はこのとおりのものであったのであるが、上にも述べたとおり、或る人々はそこから、国防軍の中枢組織の「無罪が宣告された」――本当は「犯罪的組織であることが否定された」にすぎないのだけれども――という形だけを抽出して、あたかもそれに深い意義があるかの如くに強調した。やがてその人々によって、「潔白国防軍 saubere Wehrmacht」の話が言い触らされることになる。それは、現在ではもう、ほとんどの人が、神話の語りであったのだと思っている。無論そのとおりであろう。しかし、神話であれ何であれ、当時ことさらそういう話をするということに、意味が無かったのかといえば、私たちの感覚では、そうともいえないように思う。何故なら、私たちなら分かるとおり、無条件降伏をした民には、国を守るということについて、もう回復が見込めないほどにいじけた、卑屈な気持ちを摺り込まれてしまいそうになる時が、どうしても訪れて来る。その時、何としてでも頑張って、防衛権を防衛して守り通そうと思ったら、縋りつくことのできるものには、神話であれ藁であれ、縋りつくのが正しいに決まっている。時あたかも連邦共和国の発足の頃、国はまた作れたけれども、果たして国防権を回復できるのかどうか、本当の主権国家として立ち行けるかどうかの瀬戸際に、ドイツ人は立っていたわけだ。当時「潔白国防軍」の神話を流布した人々が、もしも意識してそれを行なっていたのだとしたら、これはむしろ評価されるに値すると、私は思う。ところで日本人にとって、縋りつくべき藁は無かったのだろうか。

(2) 意外に少なかった「共謀」有罪

翌日は月が変わって 10 月 1 日火曜日、法廷第 218 日、最終日である。この日を迎える法廷を覆った重苦しい緊迫感は、とても今私たちの想像の及ぶところではないであろう。午前 9 時半開廷、裁判長は、冒頭まず、昨日読み上げた判決書中の SD に関する部分の細かい訂正につき、簡単に報告した後、本日の予定事項に取り掛かるにあたって、次のとおり宣言する：

裁判長： 規約第 26 条は、法廷の判決主文で、被告人たちの有罪あるいは無罪の確認のための重要な諸理由が示されるべきであることを、予想しています。
法廷は、今から、そのような有罪あるいは無罪の判決をもたらした諸理由を説明します。
（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Vormittagssitzung より私訳）

そして、ゲーリングに始まって、座席の順番にフリッチェまで 21 人、さらにその次にボル

マンも加えて、全部で 22 被告人について、一人一人、それぞれ起訴理由に挙げられた訴因に関して、証拠調べおよび証人（被告人本人を含む）尋問を通して確認された事実関係を述べた上で、それに対する判定に基づいて、一つ一つの訴因についての有罪・無罪を宣告した。例えば、最初のゲーリングについては、「平和に対する犯罪」と題した節で、訴因 2（平和に対する犯罪）と訴因 1（共謀）に関連することが述べられ、続く「戦争犯罪および人道に対する犯罪」と題した節では、訴因 3（戦争犯罪）と訴因 4（人道に対する犯罪）に関連することが述べられた。そして「結論」において、訴因 1，2、3、4 のすべてにつき有罪とされた。次のヘスの場合には、同様に「平和に対する犯罪」、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」の節を設けて、それぞれに関連することが述べられたが、「結論」では訴因 1、2 で有罪、訴因 3、4 では無罪とされた。また、もう一人、シャハトを例にとってみるならば、彼の場合には、4 訴因すべてで起訴された上の二人とは異なって、起訴理由とされたのは訴因 1 と 2 だけであったから、「平和に対する犯罪」の節だけしかなく、そこに示された内容から、「結論」では訴因 1、2 のいずれについても無罪と判定されて、放免が決定した。このようにして、被告人 22 名に対する、起訴理由とされた訴因一つ一つについての有罪・無罪判決が出されたわけである。その判決文全部の日本語訳は、資料 10 によって見ていただくことができるが、考察を進めていくための必要から、ここには判決結果だけを、できるだけコンパクトに表示してみたいと思う（資料 11-a にも同じ表を掲載）：

（訴因）1:共謀　2:平和に対する犯罪　3:戦争犯罪　4:人道に対する犯罪

○＝無罪　●＝有罪

	1	2	3	4		1	2	3	4
ゲーリング	●	●	●	●	デーニッツ	○	●	●	
ヘス	●	●	○	○	レーダー	●	●	●	
リッベントロプ	●	●	●	●	シーラッハ	○			●
カイテル	●	●	●	●	ザウッケル	○	○	●	●
カルテンブルンナー	○		●	●	ヨードル	●	●	●	●
ローゼンベルク	●	●	●	●	パーペン	○	○		
フランク	○		●	●	ザイス - インクヴァルト	○	●	●	●
フリック	○	●	●	●	シュペーア	○	○	●	●
シュトライヒャー	○			●	ノイラート	●	●	●	●
フンク	○	●	●	●	フリッチェ	○		○	○
シャハト	○	○			ボルマン	○		●	●

訴因ごとの有罪者数を見ると、訴因 1「共謀」8 名、訴因 2「平和に対する犯罪」12 名、訴因 3「戦争犯罪」16 名、訴因 4「人道に対する犯罪」16 名となり、訴因 1 における者が最も少ない。ところがこの訴因 1 は、被告人 22 名全員について起訴理由に挙げられていた。

それで、「有罪率＝有罪者数÷被起訴者数」とすれば、訴因 1 での有罪率は 8／22 となり、訴因 2 での 12／16、訴因 3 での 16／18、訴因 4 での 16／18 とかけ離れて、著しく低い数値となっている。この事態は、異様といわねばならない。訴因 1 がすべての被告人の起訴理由に含まれていたということは、それが法廷の裁きにとっての最重要なポイントとして位置づけられていたことを意味する筈である。「共謀」は裁きのキーワードとして扱われていた、といっても過言ではない。しかるに今、判決において、そうした期待のこもった扱いにはまったく反する、この小さい、低い数値が出て来たのである。この点に関する限り、検察の思惑は、完全に外れたように見える。法廷にも、判決を出すにあたって、或る種の戸惑いがあったように感じられる。筆者としては、何故そういうことになったのか、考えてみることが、ニュルンベルク法廷そのものの仕掛けを見てとるのに、案外役立つのではないかと思っている。

そこで、その考察をするために、いったん法廷そのものの出発点に戻ってみて、そこからまた「共謀罪」導入の経緯をも想い起してみる必要がある。すでに初めの方で触れたことではあるのだが、今の考察の目的に合わせて、ここに整理して書いてみることにしよう。まず、法廷の出発点であり、アルファにしてオメガであるものが、1945 年 8 月 8 日、ロンドンでの戦勝 4 ヶ国協定に付随して出された「国際軍事法廷規約」であったことに、誰しも異存あるまい。ロバート・ジャクソン、フランソワ・ド・マントン、ハートリー・ショークロス、ロマン・ルーデンコがそれぞれの国の政府代表として署名した――いうまでもなく、この 4 名はそのままニュルンベルク法廷で、それぞれの国の検察代表（首席検事）を務めることになる――この規約は、30 条からなっているが、そのうち管轄について定める第 6 条は、法廷の性格を根本において規定する決定的重要性を持っていた：

第 6 条

第 1 条において挙げられた協定によって設置された、ヨーロッパ枢軸に所属する国々の主要戦争犯罪人たちに有罪判決を下すための法廷は、ヨーロッパ枢軸に所属する国々の利益のために、個人としてか、あるいは組織または集団の成員として、以下の諸犯罪のいずれかを働いた、すべての人物に有罪判決を下す権利を持っている：

以下の諸行為、あるいはそれらのうちの何れの一つも、それに対する有罪判決を法廷が管轄するところの犯罪である。そのような犯罪の行為者は、個人として責任を有する：

(a) 平和に対する犯罪：すなわち、侵略戦争あるいは国際的条約、協定、確約に違反した戦争の計画、準備、開始あるいは実行、または、上記諸行為のうちの一つを実行するための共同計画あるいは共謀への参加；

(b) 戦争犯罪：すなわち、戦時法あるいは戦時慣習への違反

そのような違反は、占領地域からの、あるいは占領地域における、一般市民に属する者たちの殺害、虐待、奴隷的労働のためあるいは何らかの他の目的のための移送、戦争捕虜あるいは公海上の人員たちの殺害または虐待、人質たちの殺害、公共あるいは私的財産の掠奪、諸々の都市、市場あるいは村々

の勝手気ままな破壊あるいはまた、軍事的必要性によって正当化されることのない、あらゆる荒廃化を包括している、しかしながら、それらに限られるものではない。

(c) 人道に対する犯罪：すなわち、戦争前あるいは戦争中において、いずれかの市民に対してなされた、殺害、根絶、奴隷化、追放移送あるいはその他の反人道的行為、法廷が管轄する犯罪の実行に際して、またはそれとの結びつきにおいてなされた、政治的、人種的あるいは宗教的な理由づけに基づく迫害、そしてそれは、その行為が、それのなされた場所たる国の法律に違反していたかどうか、には左右されない。

上記の諸犯罪のいずれか一つを行なうための共同計画あるいは共謀の、企画あるいは実行に参加した首謀者たち、組織者たち、教唆者たち、共犯者たちは、いずれかの人物によってそのような計画の実行に際してなされた、すべての行為に対して責任がある。

見られるとおり、法廷が管轄する、つまり裁く権限を有する犯罪は 3 種類――平和に対する犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪である。これらを訴因とする起訴状だけが、法廷に受け付けられる筈である。でも実際の起訴状には、何故か「共謀」なる訴因が入ってきて、4 種類の訴因が挙げられている。そういうことになった事情を窺い知るための手掛かりとして、ハイデッカー&レープの伝えている、興味深い話を、前に紹介したが、もう一度ここに掲げてみよう：

しかしいったいどのようにして、被告人たちに個人として、これらのことがら〔＝国際法違反とされる行為〕に対する責任を問うことができるのだろうか。ディヴィッド卿がフランス人国際法学者の方を向いていう、「事実上、個人として戦争の開始に責任のある人々は、犯罪を行なったのであると、あなたはお考えになりませんか」

グロス教授「そう考えられるのが、道徳的にも政治的にも望ましい、しかしそれは国際法ではない、というのが我々の考えです」

ジャクソン「そうなるとこれは、法廷自身がまったく正当に、個人としての責任というものは成立しない、と告白できてしまいそうな状況に、法廷を追い込むように見える。我々の立場を支持するためには、国際法は、漠然としていて弱いものである、というのが、私の認めるところです。我々は単純明瞭に、彼らが個人として責任あるということを、説明しなくてはなりません」

そして例えばヒャルマル・シャハトのように、国際法違反とか刑事的犯罪と如何なる関連をも持たない被告人を、どうすれば弁明の場に引っ張り出すことができるのか。ここでジャクソンによって、共謀という米国の法概念が利用される。彼はいう、「難しさは、シャハトが大いなる戦争犯罪人であるか、さもなければ何の罪にも当たる者でないか、のいずれかである、という点にある。人間常識すなわち我々のいう共謀理論でしか、このタイプの犯罪者は手に負えないでしょう」

意見の一致を見る。規約で、法廷では個人としての責任の成立を認めることが定められる。起訴状は、第一訴因として、共謀の命題を掲げることになろう。……

（ジョー・ハイデッカー、ヨハネス・レープ、124-125 頁より私訳）

この話は、1945 年 6 月 26 日にロンドンでの、国際軍事法廷準備のための 4 国代表団揃っての会議の、ジャクソンの許に保存されていた速記録に基づくものである。英国からはマクスウェル - ファイフ、フランスからは国際法学者アンドレ・グロス、ソ連からはニキチェンコ、そして米国からはジャクソンが、それぞれの国の代表の一人として参加していた。この場面で問題になっていたのは、どうやら、「平和に対する犯罪」をどうすれば個人に帰責できるか、ということであったように見える。「平和に対する犯罪」とは、要するにこの度の戦争で悪いのはドイツの側である、ということをいうための罪状であって、戦勝諸国による裁判という形をとる法廷の正当性を確保するためには、これを管轄に含めることが絶対に必要である。そして、ドイツのこの犯罪は、条約違反を指摘し、侵略行為を糾明することによって立証できる、と代表団の者たちは考えていた。だが問題は、この犯罪の責任を個人に帰する根拠をどこに求めるか、ということである。不戦条約に違反した、中立国に侵入した――これらを以て罪悪と断ずるのはよいとして、それはあくまで、国家間の戦争における一方の当事者であるドイツ国家が悪いというのであって、法廷が裁きの対象とすべき個人の罪責を立証することにはなっていない。この難題の解決のために、ジャクソンが自信をもって推奨したのが、米国の法律にある「共謀罪」の適用であった。ジャクソンは、ドイツの行なった戦争が、その実態においては、ドイツの国家機構を占拠したナチスという巨悪組織が綿密に計画し準備して実行した侵略犯罪にほかならなかった、という透徹した認識を持っていた。だから、組織の中枢部にあってその計画、準備、実行についての謀議に参加した者たちに罪責を帰するのは、ごく一般的な人間常識の要求するところである、とした上で、米国の法律で行なわれている共謀罪が、その要求を満たしてくれる、と請け合った形である。一同それに納得した、とハイデッカー&レープは見なしているようである。だが私たちにとって、この情報に因む疑問は大きい。6 月 26 日の時点ですでにこのような話になっていたのなら、いったい何故、規約第 6 条に「共謀罪」が上がってこなかったのであろうか。罪名を 4 種類にしなくてはならなかったとは思わない、しかしそれなら (a) を例えば「侵略戦争共謀罪」とでもすべきではなかったであろうか。実際に作られた規約第 6 条では、「共謀」の語は罪名の中にはなく、したがって「共謀」罪を訴因とすることはできない形になっている。つまりジャクソンのせっかくの提案は、反映されていないのである。ところが、なお驚くべきことには、規約をそういう形で発表しておきながら、そこから 2 ヶ月ほどのうちに書き上げられた起訴状の方は、思いっ切りジャクソン目線でまとめられているのである。ジャクソンの提案どおり「共謀」が加わえられたことにより、訴因の数が 1 つ増えているわけであるが、そういう数的なことだけにはとどまらない。「共謀」は、その有する重要な意味の故に、訴因 1 として、他の 3 訴因に先立つ位置を与えられ、全 4 訴因を詳述する部分では――上に見たとおりであるが――、他の 3 つの訴因の上に圧し掛かる具合になっている。「共謀」が基になって他の 3 種類の犯罪もそれぞれ生じてきている、というふうにすら解

されるのである。そして起訴状の付録 A とされた、各被告人の罪状書きは、はっきりとその傾向で統一されている。これもすでに見たとおりであるが、罪状書きは、まず当人の経歴紹介――ナチ党員歴が強調される――から始まり、それに続いて、同人はその地位等を利用して謀議に参与した、といって非難し、それで以て訴因 1 に該当すると断定する。ここまでの書き方はいわば共通の定式として、すべての被告人について用いられている。罪状書きは、これを基礎として、次に、それぞれの被告人が訴因 2「平和に対する犯罪」、訴因 3「戦争犯罪」、訴因 4「人道に対する犯罪」のいずれかに当たることを行なった、と述べている。つまり、その者は「共謀」に基づいて、他の訴因に挙げられている犯罪行為を働いた、と論ずる形をとっているのである。ゲーリングに於けるように、他の 3 訴因すべてに該当する犯罪行為が挙げられる場合もあれば、カルテンブルンナーに於けるように、訴因 2 に該当するものはなく、訴因 3、4 に該当する犯罪行為だけが挙げられる場合、シュトライヒャーに於けるように、訴因 2、3 に該当するものはなく、訴因 4 に該当する犯罪行為だけが挙げられる場合等、個別にはさまざまであるが、上述の共通定式が用いられることによって、いずれの被告人についても、「共謀」の事実を基礎として、そこから他の訴因に該当する犯罪行為の存在をいわば演繹的に導き出すという仕方が、一貫して守られている。これはすなわち、ジャクソンの見解が圧倒的な影響力を発揮した結果である、と考えてよいであろう。上述のとおり、ジャクソンは、ドイツの戦争における犯罪は、国家機構を占拠したナチスという巨悪組織が綿密に計画し準備して実行したものである、と捉えていたのであるが、その犯罪行為は、侵略戦争の戦略を立てて実行したということだけに限られない。戦争捕虜の虐待、住民の強制労働への徴用、ユダヤ人の強制収容所への移送、大量虐殺等の行為も、組織の中枢から方策として打ち出され、命令により実行に移されたのであるから、その計画、準備の謀議に参加し、命令を伝達した者に、責任が帰されるべきであることになる。つまり、ジャクソンの見地からすれば、戦争犯罪であれ、人道に対する犯罪であれ、それが国家――実はナチス――の施策として実行されたのである限り、組織の中枢にあってその計画・準備の謀議に参加し、それに基づいて命令・指揮に当たった者たちが主としてその責任を負っている、という関係を糾明することが、裁判の課題とならねばならない。起訴を行なう検察の立場に即していうならば、被告人たちを「主要」戦争犯罪人として有罪に落とそうとするのであるからには、その者たちすべてについて、枢要な謀議への参加に基づいてそれぞれの犯罪行為に関与した、という形で罪状を示すことが必要であることになる。だから、「共謀」が訴因 1 として位置づけられ、起訴状付録の各被告人罪状書きがあのような様式に統一されたということは、ジャクソンの見解が他の検察官たちによっても承認され、検察の基本的立場を形づくるものとなった、ということを表わしていると見られる。罪状書きの、その統一様式をどう評価するかは、人によって異なるであろうが、筆者は、概ね納得できるものと捉えている。ナチスの行なった空前絶後の組織的犯罪の本質を見抜く認識において、たしかにジャクソンは際立って優れていたに違いないし、そのようにして捉えられた組織的犯罪の責任を特定の個人たちに帰そうとするならば、それは「共謀」を基礎とする具体的犯罪行為への関

与を、それら各人について糾明するのが最もよい方法だと考えられたのは当然であろう。しかし、「共謀」訴因が入り込んでくることによって、規約第 6 条との齟齬が生じたという事実を、看過することはできない。検事役予定者たちが規約を作る、ということの超異例さは措くとしても、検察がその自ら作った規約に違反する起訴状を出してきて、あろうことか、法廷がそれを受け付けた――これは記録に残されるべき失態である。結果オーライ論法を用いて記憶から追放してしまえるようなことでは、決してないと思われる。

4 訴因起訴状を受け付けてしまったことによる弊害が、審理の経過の中で特に浮かび上がってくるということはなかった。しかし、ツケは、終いには払わなくてはならないものと決まっている。判決を下す段階ともなれば、一つ一つの訴因についての有罪・無罪を判定しなくてはならないのであるから、規約第 6 条と起訴状 4 訴因との整合性について、何としてでも説明をつける必要に迫られる。実をいえば、昨日読み上げられた判決文総論あるいは序論の中で、法廷は、その必要に応えるべく、最大限の説明努力を払った。それによって、本日の個別判決を支障なく下すための前提を整えたのである。そこで、私たちとしては、ちょっとだけ一日戻って、昨日のその該当箇所で、どんな説明がなされていたのか、見てみなくてはならない。その箇所とは、「共謀のための共同計画と侵略戦争」の章の最終節「共同計画あるいは共謀に対して妥当する法」である。すでに見たとおり、この章は、規約第 6 条の(a)「平和に対する犯罪」に当たる諸事実の記述と、それに対する法適用の根拠の説明を、そこまで内容としてきたのであるが、この最終節に至って、「平和に対する犯罪」をなした者には「共謀」罪も適用されることが可能であるとして、その根拠づけを、規約第 6 条の文言の解釈から説明しようとするのである：

> 共同計画あるいは共謀に対して妥当する法
>
> 侵略戦争に関連する諸事実の上記叙述から、計画と準備とが、進展の各段階において、きわめて系統的な仕方で実行された、ということがはっきりと分かる。
>
> 計画と準備は、戦争実行のための本質的必要事である。法廷の見解によれば、侵略戦争は、国際法によって犯罪である。規約における、この犯罪の概念規定は、次のとおりである：侵略戦争の計画、準備、開始あるいは実行、「または、上記諸行為のうちの一つを実行するための共同計画あるいは共謀への参加」。検察は、この区別に与している。訴因 1 は、共同計画あるいは共謀を告発するものである。訴因 2 は、戦争の計画および実行を告発するものである。これら 2 つの訴因の支援のためには、同一の証拠物件が提出された。それ故我々は、両訴因を共通に取り扱うことにしよう、というのも、両者はその本質からいって、同じものだからである。被告人たちは、両方の訴因に従って告訴された、そして彼らの罪責は、それぞれの訴因に従って定められねばならない。
>
> 起訴状の「共同計画あるいは共謀」は、1919 年におけるナチ党の創設から 1945 年における戦争の終結までの、25 年間にわたっている。党は、共謀の諸目的の実行のための「被告人相互間のつなぎ環」と呼ばれている、その諸目的とはすなわち：ヴェルサイユ条約の除去；前の戦争でドイツの失った地域の、そしてヨーロッパにおける「生存圏」の獲得、しかもそれは、必要ならば武力すなわち侵略戦

争によって、というものである。ナチスによる「権力掌握」、テロ行為の使用、諸労働組合の絶滅、キリスト教教育および教会に敵対するキャンペーン、ユダヤ人の迫害、青年たちの軍国主義化――それらすべては、共同計画の実行のための、一連の綿密に検討された処置と呼ばれている。それは、申し立てられたところによれば、秘密裏の軍備拡張、軍縮会議および国際連盟からのドイツの脱退、一般兵役義務およびラインラント占領において、表面化された。起訴状にいわれているところでは、ついにはオーストリアおよびチェコスロヴァキアに対する侵略諸行動が、1936 年から 1938 年の間において計画され、実行された；それに続いたのが、ポーランドに対する、そしてその後次々に他の 10 ヶ国に対する、戦争の計画と実行であった。

検察局は、大意次のように述べている、すなわち、ナチ党あるいは政府の業務への重要な意味を持った参加はいずれも、それ自体においてすでに犯罪的である共謀への参加の証拠である、と。共謀の概念は、規約においては定義されていない。しかしながら法廷の見解によれば、共謀は、その犯罪的なる意図との関連において、明瞭に性格づけられねばならない。それは、決心および行動から、時間上あまりに大きく隔たっていてはならない。計画の立案が犯罪的と呼ばれるべきであるならば、それは、1920 年に発表されたナチ党 25 項目の中に見出される如き、党綱領の中に含まれている諸声明にだけ依存していることはできず、より後の時期における『我が闘争』の中に含まれている政治的な意見表明に依存していることもできない。法廷は、戦争実行のための具体的計画が存在したのかどうか、調べなくてはならず、そして誰がこの具体的な計画に参加したのか、決定しなくてはならない。

証拠物件によって、被告人たちの間にただ一つの主要な共謀の存在したことが証明されたのかどうか、を決定することは、必要なわけではない。ナチ党による権力掌握と、それに続くナチ国家による経済的および社会的生活の全領域の支配とは、無論、後の時期における諸戦争計画の検討に際して、考慮に入れられねばならない。すでに 1937 年 11 月 5 日には、そしておそらくもっとそれ以前に、諸戦争計画が練られていたということは、明白である。そしてこれに引き続き、そのような諸準備は、多くの方向へと進められた、しかもそれは多くの平和的な国々に対してであった。事実、戦争の脅しは――そしてどうしてもとなれば戦争そのものが――ナチの政策の本質的な構成要素をなしていた。しかしながら、挙証からは確実に、むしろ多くの個別の諸計画の存在の方が、それら諸計画のすべてを包括するただ一つの共謀よりも、明らかになってくる。ナチスが権力を掌握したその時から、ドイツが完全な独裁国家への道を進んで行ったこと、そして絶えず戦争の方向へと動いて行ったことは、本判決ですでに挙げられた諸侵略行動および戦争の、系統立った順列から、鮮烈に明らかになる。

法廷の見解によれば、戦争準備および戦争実行のための共同の計画立案は、特定の被告人たちに関して、挙証により証明された。起訴状が述べているとおりの大きさと期間とにおける、唯一の共謀が、十分な説得力の下に証明されたかどうか、検討する必要は、もうない。侵略戦争を目的とする不断の計画立案は、いささかの疑いを挟む余地もないほどに証明された。真実の状況は、ドイツ外務省通訳官のパウル・シュミットによって、次のとおり的確に叙述された：

「ナチ指導部の一般的諸目標は、最初からはっきりしていた、すなわち、ヨーロッパ大陸の支配であった。このことは、第一には、すべてのドイツ語を話す集団の、国家への編入によって、第二には、

「生存圏」という標語の下での領土の拡張によって、達成される筈であった。しかしながら、これら基礎的諸目標の実行は、即興演奏の如き印象を与えた。見たところでは、各々の処置が、新たな事態の出現の度毎にとられたが、しかし、すべての処置が、上に言及した最終目標に調和していた」(3308-PS, GB-288.)

そのような共同の計画立案は、完全な独裁制の存立しているところでは可能でない、という議論は、確固たる論拠のあるものではない。それの実行に何人かの人間が参加しているところの計画は、たとえ、これらの人間のうちのただ一人の脳内に発生したのであっても、あくまで計画である；そして、計画を実行する者たちは、自分たちはその計画を企図した人物の指揮の下に行動したのだ、ということを立証することによって、責任を免れるということはできない。ヒトラーは、どの侵略戦争も、一人ではできなかった。彼は、国家的政治家たち、軍事指導者たち、外交官たちおよび実業家たちの協力を必要とした。もしもこの者たちが彼の諸目標を知っていて、彼に協力を与えたのならば、彼らは、彼によって企図された計画に参加したのである。もしも彼らが、自分たちのしていることを知っていたのならば、彼らは、ヒトラーが彼らを用いたのだから、との理由に基づいて、罪がないと見なされることはできない。彼らには任務が独裁者によって割り当てられたのだ、ということによって、彼らが諸行為に対する責任なしと宣告されることはない。総統と導かれる者たちとの関係が、責任を排除することがないのは、もしも昔の組織的犯罪のことが問われるのならば、ちょうど比較し得る僭主的関係に於けると同様である。
しかしながら、訴因１には、侵略戦争実行の目的のための共謀のみならず、戦争犯罪および人道に対する犯罪の実行のための共謀も属している。しかし、侵略戦争の実行のための共謀は別として、規約は、何らの共謀をも特別の犯罪と称してはいない。規約第６条は、次のとおりの予測をしている：

「上記の諸犯罪のいずれか一つを行なうための共同計画あるいは共謀の、企画あるいは実行に参加した首謀者たち、組織者たち、教唆者たち、共犯者たちは、いずれかの人物によってそのような計画の実行に際してなされた、すべての行為に対して責任がある」

法廷の見解によれば、これらの言葉は、すでに列挙された犯罪に、何ら新しい特別な犯罪を付け加えるものではない。それらの言葉は、共同計画に参加する者たちの責任をしっかり定めるために、書かれている。それ故法廷は、訴因１に含まれている、被告人が戦争犯罪および人道に対する犯罪を行なうために共謀に参加した、という告発を顧慮せず、ただ、侵略戦争を準備し、開始し、実行する共同計画だけを考慮に入れることにする。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsiebzehnter+Tag.+Montag,+30.+September+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

法廷は、この段階に至って、自身の存立基盤である条文に、解釈を加えて見せようというのであるから、相当な離れ業を演じているのだといわねばならない。だが、さすがに、それで

以て的確に最善の解決を見出しているのである。法廷がいみじくも、解決へのカギとして注目したのは、第6条 (a)「平和に対する犯罪」の説明部分であった：

(a) 平和に対する犯罪：すなわち、侵略戦争あるいは国際的条約、協定、確約に違反した戦争の計画、準備、開始あるいは実行、または、上記諸行為のうちの一つを実行するための共同計画あるいは共謀への参加；

「または」の前後で文を分けると、2つの訴因を作り出せる、と法廷は判断した、というより、そもそも検察がそこに目を付けたのだ、というふうに忖度を働かせた。それで検察のその着眼を承認するというような様子を見せて、「共謀」訴因の参入を肯定することにしたのである。その場合もちろん、どう見ても文の前の方の部分に対応する訴因が「平和に対する犯罪」であり、後の方の部分に対応する訴因が「共謀」であるから、検察の出してきた訴因1、訴因2という番号付けとは反対の順番になってしまうし、訴因2とされている方が、名称からいっても、あくまで第6条(a)のいわば主系であって、訴因1はそれに対して何らかの意味で特殊的といった印象のものになることは避けられない（訴因 2 に当たる行動を為した者たちのうち、特にそれを為すにあたって共同計画あるいは共謀に参加していた事実の認められる者に限って、訴因1が該当する、という関係)。しかし、そういう問題はあっても、とにかくこれによって、訴因1「共謀」が、訴因2「平和に対する犯罪」との密接不可分性を前提する限りにおいて――証拠物件も同一のものしか提出されなかったといわれた――、存在を認められたことになる。次には、共謀罪の個別的適用が可能となるための条件が示される。ナチスの行なった侵略戦争は、早い時期から計画され首尾一貫した意図の下に準備され実行された、その意味において全体としてきわめて謀略的性格の強いものであった、ということは、検察によって審理を通して強く主張され、挙証されて来たところであるけれども、だからといって、侵略戦争に関与した被告人には、すべてそのまま共謀罪が適用される、という見解を法廷はとらない、とされている。「法廷の見解によれば、共謀は、その犯罪的なる意図との関連において、明瞭に性格づけられねばならない。それは、決心および行動から、時間上あまりに大きく隔たっていてはならない」と述べられているように、特定の具体的な戦略行動の実行に先立って、そんなに隔たっていない時点において、それを計画する謀議の場が持たれ、その議に基づいてプロジェクトが進められた、という事実関係が確認された時はじめて、そこに参加した者に共謀罪が適用され得る、と見ているのである。だから法廷は、共謀罪適用のためには、漠然とした計画関与の推定に頼ることがあってはならない、「法廷は、戦争実行のための具体的計画が存在したのかどうか、調べなくてはならず、そして誰がこの具体的な計画に参加したのか、決定しなくてはならない」のである。その見地から、法廷は、ナチスの侵略戦争の包括的で首尾一貫した計画性を明らかにしようとした検察の努力を評価しつつも、あまりにもその方針にこだわりすぎるのは得策ではない、ということに、それとなく注意を促している。その理由として述べられているのは、統一的

包括的な計画が一貫して存在していた、ということを強調しすぎると、極端にいえば、それですべてのことは決定づけられていた、ということになってしまうから、状況の変化の中で取られた一つ一つの具体的戦略について、その都度計画され謀議される機会があったと認めるのが難しくなる、ということである。つまり法廷は、そのような指摘をすることにより、これまでの全審理を通して、検察の追及の仕方には、包括性の立証に力を注ぐあまり、ともすれば個別の具体的謀議の場面に対する把握が疎かになりがちな傾向があると思って、心配しつつ見守っていたということを、自ら認めているようである。しかし面白いことには、法廷は、そのようにして検察に対する或る種の軽い批判の気持ちを仄めかしながらも、すぐ後には、自分の方でちゃんと配慮し取り計らって、適正な結果を出せるようにするから心配ない、といって検察を安心させているように見えるのである：

> 挙証からは確実に、むしろ多くの個別の諸計画の存在の方が、それら諸計画のすべてを包括するただ一つの共謀よりも、明らかになってくる。

要するに、法廷は、検察の挙証の方向性に多少心配するところがあったにしても、聴き取るべき内容をしっかりと聴き取って整理し、共謀罪適用可能の条件をぬかりなく整えたから、もう心配するには及ばない、といっているに等しい。まことに懇切なる心遣いといってよいであろう。それからもう一つ、共謀罪の個別的適用を可能にするための必要条件として、独裁制下における共謀不成立の論を徹底的に潰しておくことも決して忘れていない。ヒトラー一人では何もできない、彼は、戦略行動を思いついた時には、必ずその協力を必要とする者たちを集めて、計画を打ち明け、了解させ、準備を進めるよう命ずるための謀議の場を持った筈である、だからそのような場に参加した者は、そこで知らされた内容について、共謀者としての責任を有することになる、したがって、そういう種類の会合に参加した事実の判明した者に対しては、共謀罪が成立する――この見解を、法廷は自らの見識として、あるいは信念として語っている。そしてこの考え方は、たとえ昔の僭主暴君――アレクサンドロスか、カエサルか、はたまたナポレオンか？――が惹き起した侵略戦争を裁く場合であっても、等しく妥当する筈だ、といっている。つまりこの見解を語ることによって、法廷は、共謀罪適用という検察の意図に、力強い支持を表明しているといえるのである。しかし、起訴状は、共謀罪に関して、もう一つ大きな問題を含んでいた。おそらくジャクソンの影響だったのだろうと、すでに述べたとおりであるが、検察は、共謀を他の犯罪種類――規約第 6 条の(b)および(c)に挙げられているもの――とも関連づけて、「戦争犯罪実行のための共謀」「人道に対する犯罪の実行のための共謀」もあったとして、あたかも「共謀」を他の 3 種類の犯罪行為の共通の根の如くに見なし、さらには被告人たちが「主要」戦争犯罪人である所以を、「共謀」の事実に求め得ると考えた。その結果、訴因 1 を基礎として、他の訴因をあたかもそこから演繹するかの如き、各被告人の罪状書きが作られたわけである。法廷も、さすがにこの点に関しては、検察の勝手を許すことはできなかった。規約第 6 条の解釈から、「戦争犯罪」

あるいは「人道に対する犯罪」との関連で「共謀罪」を成立させることは不可能である、とはっきり宣告している。結局、法廷の見解では、「共謀罪」は、条文解釈上は、第 6 条(a)「平和に対する犯罪」の説明を前後に割った場合に、後ろの方に出てくる派生的罪名としてしか位置づけようがない。その内容は当然、侵略戦争実行の目的のための共謀に限られる。だから起訴状付録の被告人別罪状書きにおいて、訴因 1 に「戦争犯罪実行のための共謀」、「人道に対する犯罪実行のための共謀」が含まれ、かつそれが訴因 3、訴因 4 との密接な関連において見られている、その内容については、法廷はこれを顧慮しない――つまり無視する――、とはっきりいわれている。このように「共謀罪」を「平和に対する犯罪」との関連のみに限定するのは、検察が是が非でもと共謀罪導入を思い立った、あの時（つまり 6 月 26 日時点での）の事情を振り返って見れば、確かに適切なことに違いない。ただしそこに、検察が本来意図したところとは、決定的なズレが生じてきているのを、如何ともし難いといわねばならない。検察はそもそも、「平和に対する犯罪」という、従来の見方では「国家」にのみ帰する筈であった罪責を、如何にすれば「個人」に帰させることが可能か、という難題についての考察から、米国で組織的犯罪の処罰に効果を上げている「共謀罪」の導入の合意に達したのであった。或る個人に「平和に対する犯罪」の責めを負わせようと思ったら、その者が「共謀」に参加したということを立証する必要がある、逆に、「共謀」への参加が判明した個人には、「平和に対する犯罪」の責めが帰される。つまり、論理的にいえば、「共謀」有罪は「平和に対する犯罪」有罪の必要十分条件であり、二つの事がらは同値である――これがもともとの考えであった。しかるに今、法廷の取り扱いによるならば、侵略戦争の実行に或る程度中心的な地位で関与した（と見なされる！）者たちは、「平和に対する犯罪」有罪であり、それらの者たちのうちで、前もって謀議に参加していたことが確認される者だけが、「共謀」有罪ということになる。被告人によっては、前者有罪、後者無罪（法廷事務処理上の扱いでは順序が逆になって、訴因 1 無罪、訴因 2 有罪）という、私たちの理解力を苦しませる結果になる可能性が、生じてきたのである。だが、ともかくも、こうしていわば土壇場での法廷自身による規約条文の窮屈な解釈を通して、「共謀罪」適用可能性が辛うじて確保された。このことについての感想を一言述べるのを許していただくとすれば――「不謹慎」あるいはその他どんな言葉で謗られるのか、わからないけれども――、「泥縄」という表現がこれほどよく当てはまる場合というのを、私は他に知らないように思う。では、以上において見てきた経過の要点を、もう一度まとめておくことにしよう：

① 6 月 26 日、ロンドンでの準備委員会で、「平和に対する犯罪」を個人に帰することが如何にして可能であるか、論じられた。「平和に対する犯罪」は、今回の戦争でドイツ側に一方的に非があったことをはっきりさせるために、絶対に設置しなくてはならない罪名と考えられたが、その罪責はドイツ国家――あるいは独裁国家であったとするならば、ただ一個の主権者としてのヒトラー――に帰されるものと見られている限り、予定されている法廷で被告人たちに、その罪名を適用できる見通しはつかない。この難題に対す

る解決策として、ジャクソンが示したのが、米国の法律にある「共謀」罪をここに持ってくることであった。つまり当初、「共謀」は、「平和に対する犯罪」と抱き合わせで、「主要戦争犯罪人」たちを罪に落とすための効果的罪名として提案された。他の連合国委員たちも、それに賛成した。ハイデッカー＆レープのいうところによれば、この時に「共謀」が訴因 1 に挙げられることが同意された。

② しかし、8 月 8 日、ロンドンで出された国際軍事法廷規約には、「共謀罪」は採り入れられなかった。法廷の管轄を定めた第 6 条には、(a)「平和に対する犯罪」(b)「戦争犯罪」(c)「人道に対する犯罪」の 3 種のみが挙げられている。

③ ところが、10 月 6 日に書き上げられ、同 20 日に法廷に提出された起訴状には、被告人たちに対する訴因として 1.「共謀」、2.「平和に対する犯罪」、3.「戦争犯罪」、4. 「人道に対する犯罪」という 4 種のものが挙げられている。そして「共謀」は、それらの第 1 番目に位置づけられているばかりでなく、他の 3 種に対する基礎たる性質において強調され、各被告人の罪状書きはすべて、その者が「共謀」の事実に基づいて、他の 3 種の犯罪のすべてあるいはいずれかを為した、という形になっている。その起訴状を、法廷は受け付けた。

④ たしかに、ドイツの行なった戦争を、ナチスという巨大組織による大規模な計画的犯罪として捉え、その悪の組織の幹部たちを「主要戦争犯罪人」として裁くことを法廷の務めであると解する限り、訴因「共謀」に最大限の効果を持たせ、彼ら一人一人の犯罪行為が「共謀」――ヒトラー臨席の下における――に発していることを徹底して暴き立てようというジャクソンの着眼は、きわめて優れたものであったに違いない。検察局全体として、それに同調するのも当然であった。だから審理においても、検察は一貫して、各被告人に対して起訴状の罪状書きに対応した追及の仕方をとった。つまり被告人の「共謀」の事実を明らかにして、それに基づいて、それぞれの者の罪状について有罪を勝ち取ろうとした。「共謀」を立証するために、夥しい会議記録や各被告人の署名の入った重要文書等を証拠物件として突きつけたのであった。その挙証の成果に、検察は自信を持っていた筈である。

⑤ しかし、規約との齟齬は、法廷を追い込みつつあった。判決を下す時にまで至ったとなっては、もうあとはない、条文解釈の離れ業によってでも、「共謀」罪に場所を得させなくてはならない。ここで法廷の示した条文解釈は、たしかにこの場合、これ以外には考えられない、というほどのものであったといえよう。(a)「平和に対する犯罪」の説明文を前後 2 部分に分けて、そこから「共謀」罪を捻り出す、しかし(b)「戦争犯罪」、(c)「人道に対する犯罪」の部分にまで、そのような操作を加えることはできないから、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」と「共謀」との結びつきは断念する。これで以てどうにか「共謀」の場所を確保した、という形である。とはいえ訴因としての「共謀」の機能は著しく制限されて、検察の意気込みとはまったく違うものになってしまった、といわねばならない。訴因 1「共謀」有罪となり得るのは、訴因 2「平和に対する犯罪」有罪

の者のうちの一部だけに限られる。訴因 3「戦争犯罪」および訴因 4「人道に対する犯罪」の有罪無罪は、「共謀」とは関係ない、言い換えれば、「戦争犯罪」あるいは「人道に対する犯罪」との関連づけで「共謀」有罪となることはあり得ない、ということになる。

そういうわけであるから、最終日に顕わになった「共謀」有罪者数の少なさ、有罪率の低さは、すでに前日に予告されていたのであるが、ただしその予告と比べてみても、なお低い数値であるといわなくてはならない。検察は、一貫して、どの被告人についても「共謀」の事実の立証に最重点を置いて追及してきた。法廷がどうしても「戦争犯罪」「人道に対する犯罪」と結び付けて「共謀」有罪の宣告はできないというのならば、それは致し方ない、だが「平和に対する犯罪」で起訴した 16 名については、「共謀」との組み合わせで有罪を勝ち取れる筈だ――検察の期待は、こうであったに違いない。しかるに出て来た結果においては、訴因 2 「平和に対する犯罪」有罪 12 名、そのうち訴因 1「共謀」有罪は 8 名、つまり「平和に対する犯罪」と併せて起訴した者のうちでも、「共謀」の有罪率は 50%にとどまったのである。資料 8 によって、個別判決文の定式を見ていただくならば、各被告人について、前文（ごく短い経歴通覧）に続いて「平和に対する犯罪」、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」と見出しをつけた 2 部分があり*、最後に「結論」（訴因別の有罪無罪申し渡し）となっている。

*細かくいうならば、起訴された内容との関係で当然のことながら、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」の項は、シャハト、パーペンには無し、シュトライヒャー、シーラッハの場合は、たんに「人道に対する犯罪」、デーニッツ、レーダーの場合は、たんに「戦争犯罪」という見出しに、それぞれなっている。また、ザイス - インクヴァルトとノイラートの場合、項の見出し語が例外的なものになっているが、判決文としての内容構成は他と変わらない。

「共謀」は、項の見出し語としては現われず、その者の共謀罪の有無についての考察は、「平和に対する犯罪」の項の中で行なわれる。すなわち、その者が侵略戦争行動に参加したというだけではなく、それを計画する謀議に加わっていたということが、十分に立証されたかどうか、についてそこで詳しく論じられている。カルテンブルンナー、フランク、シュトライヒャー、シーラッハ、フリッチェ、ボルマンの 6 名は、もともと「平和に対する犯罪」では起訴されていないのに、彼らに対する判決文にも「平和に対する犯罪」の項が設けられている。これは、彼らが訴因 1「共謀」では起訴されてしまっているので、その有罪には当たらない、ということをいうための、たんなる形合せの措置にすぎない。ゲーリングから始まって不在のボルマンに至る合計 22 名の被告人の判決文が次々に読み上げられていく中で、訴因 1 についていえば、14 名が無罪宣告され、有罪宣告を受けたのは結局わずか 8 名となった。検察が全被告人について訴因 1 に関する追及に大いに力を注いでいたことを考えるな

らば、この結果に対して、やはり違和感を禁ずることはできない。だが思うに、皮肉なことながら、検察がことさらに「共謀」について事実の立証に熱心だったことが、法廷に判定のハードルを上げさせるように作用したのである。具体的な侵略戦争行動について、その実行とあまり大きく隔たっていない時期に、それの計画を主題とした謀議が開催され、被告人たちのうちの誰々がそこに主要な立場で参加して、計画推進を積極的に引き受けたか――それだけのことについての挙証成立を認めるには、しかるべき基準を以て臨まねばならないとする法廷の厳格な態度は、判決書から随所に読み取れると思う。そのような姿勢で検察の出してくる諸記録文書を厳しく吟味した法廷が、ひときわ高い証拠価値を認めることができたのは、ホスバッハの会議録であったといってよいであろう。それに記録されている 1937 年 11 月 5 日のヒトラー首相官邸での会合の重要性を、ゲーリングは否定したけれども、ヒトラーの演説（「遺言」の意味すら持っていたと認定された）として記録されている内容からも、そこに呼び集められた者たちの顔ぶれからいっても、それが侵略戦争実行のための最重要人物たちによる典型的な謀議の場であったことを疑う理由はなかった。また時期という観点からいっても、この会議を本格的な共謀の出発点と見なすことに十分妥当性があると判断することができたに違いない。だから、この会議の出席者であった者には、端的にいえば、それだけで「共謀」有罪を宣告するに十分と見たフシがある。被告人たちのうちで、その出席者であった者は 3 人、彼らに対する判決文では、当然この会議出席のことにしっかり言及されている。ゲーリングとレーダーについては、その他の諸証拠による謀議参加事実の認定をも合わせて、結論のところで「共謀」有罪を導き出しているという形であるが、ノイラートの判決書では、「平和に対する犯罪」の項で目ぼしい記述といえば、1937 年 11 月 5 日「ホスバッハ - 会議」に参加した、というものぐらいで、しかも、そこで聞かされたヒトラーの戦争計画に驚いて、間もなく辞任を申し出るに至った、というノイラート自身の証言をそのまま認めていながら、結論部分では「平和に対する犯罪」共々「共謀」有罪を宣告している。また、リッベントロプの判決書を見ると、「平和に対する犯罪」の項の冒頭で：

> 1937 年 11 月 5 日に行なわれた「ホスバッハ - 会談」に、リッベントロプは、参加していなかった、しかしながら彼は、1938 年 1 月 2 日、まだ駐英国大使であった間に、ヒトラーに具申書を送り、その中で、東方の現状の、ドイツの目的に適った変更は、ただ武力によってのみ実行され得る、との意見を表明し、また、英国とフランスとに、そのような変更を惹き起すためにヨーロッパで行なわれている戦争に口出しをさせないようにするための、措置を提案した。

と述べて、リッベントロプがまさに、「ホスバッハ - 会議」の時にヒトラーが外務大臣に期待していた役割を、ノイラートに代わって果たすに適した、お誂え向き人物として登場したのであることを強く印象づけて、彼に対する「共謀」有罪の結論への伏線としている。それから、「ホスバッハ - 会議」後に去った者といえば、ノイラートの他に、軍事の方の最重要人物である軍事大臣ブロムベルクと陸軍最高司令官フリッチュとがあった。そのことに関

していえば、彼らの後を承けたカイテル、ヨードルに、しっかりと「共謀」有罪の判決が与えられている。いうまでもないことながら、彼らは決してブロムベルク、フリッチュの「後任者」ではない。そのことは形の上からもはっきりしている。軍事大臣は廃止されたのであるし、陸軍最高司令官になったのはヴァルター・フォン・ブラウヒッチュであった。しかし実質的に考えるならば、ヒトラーが「ホスバッハ - 会議」の時に、戦争計画遂行のためには自分の意を受けて軍令の要となる者、陸軍の進攻作戦を実行する者という 2 人の要職者を必要不可欠と思っていたことには、何らの疑いもあり得ないのであって、ブロムベルク、フリッチュがその期待に応えられないのならば、彼らを更迭して、彼らよりは縮小された権限で、それだけに自分の意図に忠実に動く筈の者を、代わりに持ってこようとするのは必然である。カイテル、ヨードルは、そういう人材として起用されたと見なされる。もちろん、彼らの「平和に対する犯罪」および「共謀」有罪は、彼らがその地位に就いてからの行動の事実の立証によって成立したのであって、彼らの判決書に「ホスバッハ - 会議」の「ホ」の字も出てくるわけではない。それでも、法廷が彼らを「共謀」有罪者としてマークする、その出発点に、「ホスバッハ - 会議の出席者であったブロムベルク、フリッチュの代役」という位置づけがあったということを、否定することはできないであろう。だがカイテルはともかく、ヨードルは、これによって不当に罪責を背負い込まされたように見える。彼は、1935 年 6 月 20 日から軍事省国防軍指導局国土防衛部長、1938 年 2 月の改変で OKW の国防軍指導局長としてカイテルの下に就いたが、同年 10 月には砲兵連隊指揮官に転出してヴァーリモントにその職を譲って、自らはウィーンに赴いた。そこに至るまでの時期における、「ホスバッハ - 会議」、オーストリア併合、チェコスロヴァキア進軍への彼の「共謀」を法廷で捏造しようとした、英国検事 G・D・ロバーツの尋問（6 月 6 日・法廷第 148 日）は極度に強引な印象を与えた。1939 年 8 月 23 日、ヨードルは、急きょまた国防軍指導局（のちに指導本部）長に呼び戻された。彼がヒトラーと直接言葉を交わしたのは、9 月 3 日（対ポーランド開戦 2 日後）、カイテルの紹介で会見した時が最初であったという。この時期における彼の国防軍指導局長への復帰は、間違いなく有能さを高く買われてのことだったであろうし、以後ヒトラーに相談を受ける頻度では、陸軍の実際的作戦関係に関しては、彼がむしろカイテルを凌いだことは、推測に難くない。しかし彼自身の証言による限り、その相談において、ヒトラーは決して彼に篤い信頼を寄せてはいなかった。それどころか、やがては機嫌を損ねてしまうことも数重なって、真偽はわからないが、ヨードル自身の確信では、パウルスがスターリングラード占領に成功して帰ってきたら、更迭される予定になっていたという。また彼の署名の入った夥しい命令書が、追及の際の決め手にされたわけであるが、彼自身の説明によれば、彼の署名の意味は、あくまで OKW 長官カイテルの代理であり、他には彼の任務上、命令書の文の作成者となることが多く、そうした場合にその命令書には、彼の頭文字署名（J）が加わったのだ、ということであって、彼に実質的な命令権はなかった。こういう内実――それを彼は自身の弁明において強調したわけであるが――を顧みる時、彼にカイテルと同じ「共謀」の罪を着せるのは、いささか強引に過ぎるというべきではなか

ろうか。

他に「共謀」有罪となった者は、ローゼンベルクとヘスであるが、この両者に対しては、前記 6 名の場合とは対照的に、ずいぶん基準を緩めているという印象を免れない。ローゼンベルクについては、検察が思惑を持って戦争の主謀者に仕立て上げようとしたのであったが、軍事の素人である彼にその役を務めさせるのには、明らかに無理があった。英国検察苦心の作、ノルウェー占領計画のストーリーは、ローゼンベルク自身の尋問の際に簡単に否定された。対ソ連戦争の計画への関与に関しては、証拠調べの段階で米国検事オールダマンがこれを持ち出して、効果を上げたように見えたが、使われた証拠書類はローゼンベルクの事務所に書き散らかされていたか、うず高く積まれていたか、彼の構想を覚えのために書き付けた紙片ばかりであって、公式の謀議の場への出席記録に当たるものは一つもなかった。だから本人に対する反対尋問の時には、米国検事ダッドは、その関係のことにはもう触れなかった。もちろんルーデンコは、あらためてその点を問い詰めようとしたのではあるが、だが彼を以てしても、ローゼンベルクの東方占領地担当大臣在任中に起こった反人道的出来事への関与を追及することはできたものの、対ソ戦争計画つまりバルバロッサ作戦そのものへの関与については、あっさりと否定されている。そうした経過であったにもかかわらず――あるいは、そうした経過であったから――、ローゼンベルクに対する判決書の「平和に対する犯罪」の項には、ずいぶん無理したような、苦しい記述がなされている。そこに書かれている限りのことは事実であるとしてみても、それらを以て「平和に対する犯罪」ならびに「共謀」有罪の根拠とするにはとても弱い、と感じられるのであるが、如何であろうか。だがこのローゼンベルクの場合にも増して、無理を感じさせるのが、ヘスの有罪である。ヘスは、総統代理、後継者第 2 位という重要な位置づけの故に、全 4 訴因について起訴された。だが英国での 4 年余にわたる拘留を経てニュルンベルクに戻って来た彼の精神は、すでに崩壊状態にあった。にもかかわらず彼を最後まで法廷に置いたのは、専門の精神科医の判断に基づくことであるとしても、1941 年 5 月 10 日の時点で自らの経歴に幕を引いた者に対して、いずれの訴因についてであれ、有罪根拠となり得る事実を十分に揃えられるとは思えない。彼の判決書の「平和に対する犯罪」の項を見ると、彼が党の指導的人物として、かつヒトラー政権の中心的人物として、戦争準備の気運を盛り上げるのに力を尽くしたことが述べられ、続いてまた、彼がオーストリア併合、チェコスロヴァキア解体、ポーランド侵略に重要な補助的役割を果たしたことが述べられている。しかし、オーストリアとチェコスロヴァキアのことは、元来検察が「侵略戦争」のうちに入れていなかった。だから、この部分を「平和に対する犯罪」および「共謀」有罪の直接的根拠とすることはできない。残るは対ポーランド戦争だけということになるが、それに関しても侵略開始前後における協力行動を、わずかな事実に基づいて漠然と示し得ているにすぎない。それで、そこまでの説明不足を補おうとするのであろうか、次のような一節が続いてくるのであるが、判決文の一部分として、この内容は如何なものであろうか：

この特別の、本被告人によってヒトラーの諸侵略計画の支援のために取られた諸処置は、彼の責任の全範囲を示しているのではない。英国飛行に至るまでは、ヘスは、ヒトラーの個人的に最も親密な友人であった。両者の関係は、ヘスが諸侵略計画をその発生の時からすでに知っていたに違いない、というほどのものであった。そしてこれらの計画の実行が行動することを要求した場合にはいつでも、彼が行動した。

これに続いては、判決文は、ヘスのブリタニア飛来のことを述べて、項の結びとせざるを得ないわけであるが、面白いことに、その部分ではあっさり「英国飛行の際に、ヘスは、或る種の和平提案を持って来た」と暴露してしまっている。こうした判決文の「平和に対する犯罪」の項の記述内容と、結論における訴因 1 および訴因 2「有罪」の宣告との論理的繋がりが、私にはどうしても理解できない。率直にいえば、ヒトラーの一番の親友であった者だから共謀者であったに違いない、との思い做しから、この者を裁く以上は絶対に「共謀」有罪にしなくてはならぬ、と法廷が意地になった、その結果がヘスの有罪判決であったのだと、私は思っている。

その一方で、フリック、フンク、デーニッツ、ザイス - インクヴァルトの 4 人が、訴因 1「無罪」、訴因 2「有罪」という判決を受けた。この結論は、論理的に理解することの難しいものである。それは決して、形式的な見地からだけ、いわれることではない。実質的に考えてみても、検察は各被告人の「共謀」の事実の立証にこそ――それがそのまま同人の「平和に対する犯罪」の立証になる、との見通しをもって――力を注いできたのであるから、法廷が、その者について「共謀有罪」の確証を得られなかったというならば、それは検察の挙証を不十分と見なしたということにほかならないのだから、訴因 1 と共に訴因 2 についても当然「無罪」の結論を出さなくてはならない筈である。しかるに上記 4 名に対して、斯様な――訴因 1「無罪」、訴因 2「有罪」なる――判決が出されているところを見ると、そこには、その者が侵略戦争計画の謀議に参加したという事実は見出されなかったものの、その占めていた重要な地位からいって、侵略戦争に関与したものと見なされねばならない、という法廷による超論理的な判断が働いた、と思わずにはいられないのではなかろうか。つまり法廷は、見做し判決の過誤を犯している疑いがある。そして少なくとも、デーニッツの場合については、そのことは疑いにとどまらず、はっきり指摘され得ると思う。デーニッツは、1936 年に海軍潜水艦軍司令官となり、その身分で戦争に参加、1943 年 1 月 30 日には海軍最高司令官、さらに 1945 年 5 月 1 日にはヒトラーの遺命により国防軍最高司令官の地位に就いて、連合国軍に対する降伏交渉に当たった。彼に対する判決文の「平和に対する犯罪」の項では、まず戦争の開始前からその初期段階において彼に謀議参加の事実は見出されないことが、はっきり認められているが、同時にまた、彼の潜水艦軍の活動はドイツの戦略全体の中でたいへん重要な位置を占めていた、ということが、強調されてもいる：

デーニッツがドイツ潜水艦軍を構築し養成したとはいえ、証拠調べからは、彼が諸侵略戦争の実行の

陰謀を打ち明けられたとか、あるいはそれらを準備して始めた、というようなことは、出て来ない。彼は、純然たる軍事的任務を実行する職業軍人であった。彼は、侵略戦争の諸計画が告知される重要な諸話し合いには出席していなかったし、また、彼がそこでなされた決定について知らされていた、という証拠は存しない。しかしながらデーニッツは、規約のいう意味に於ける諸侵略戦争を行なった。戦争が勃発するとすぐに始まった潜水艦戦争は、他の国防軍部門とまったく同列に置かれた。U ボートは当時少ししかなかったのだが、彼の数ある U ボートが、戦争のために完全に準備されていたことは、明確であった。

それから少し後の方で、戦績を評価されたデーニッツが海軍最高司令官に任命されて、以後作戦助言のためにヒトラーとの会談を重ねた、ということが述べられている：

……

ドイツの戦争実行のための彼の重要性が、この視点でも見られていたということの雄弁な証拠は、レーダーがデーニッツを後任に推薦し、そして彼がヒトラーによって 1943 年 1 月 30 日、海軍最高司令官に任命されたという事実である。ヒトラーも同様に、潜水艦戦争がドイツの海戦の最重要部分をなしていることを、知っていたのである。

1943 年 1 月以降、デーニッツは、ヒトラーによってほとんど常に助言を求められた。挙証から明らかになったところでは、彼らは戦争の経過中に、海軍の諸問題に関して、およそ 120 回の話し合いを行なったのである。

……

面白いことに、120 回にも及んだというヒトラーとの話し合いを、法廷は、まったく「共謀」の実績と認めるつもりがない、ということである。どうやらこの時期、ヒトラーにとっては、もはや海軍相手にあらためて侵略構想を提示する段階ではなく、ただ継戦のためのその時その時の措置を相談するばかりであった、デーニッツとの会談は侵略の謀議には当たらない、というのが法廷の解釈なのであろう。つまりこの箇所からも、「共謀」有罪は引き出せない。そしてこれに続く部分で、戦争終結時における彼の行動に対する評価が述べられ、さらに結びの語句が付け加えられて、項が終わる：

1945 年 4 月、彼自らも認めるとおり、戦いには望みがないと認識した時点においてもなお、デーニッツは、最高司令官として、海軍に戦争の続行を促した。1945 年 5 月 1 日、彼は、国家元首となり、その資格において国防軍に東方における戦争を継続するよう命令し、ついに 1945 年 5 月 9 日、降伏するに至った。デーニッツが説明したところでは、これらの命令の理由は、ドイツ人市民の避難およびドイツ軍の東方からの整然たる退却を保証する、ということに存した。

法廷の見解によれば、証拠調べから、デーニッツは諸侵略戦争の指導に積極的に参加した、ということが明らかになった。

どうして、最後の一文がこの項の結びとして出てくることができるのか、その理由が私には理解できないのである。なるほど彼が、戦争の始めから軍指導部に重要な位置を占め、彼の活動がドイツ軍の戦果に高い貢献を示していた、ということはよく分かった。だが、そこまで語られていたことのうちで一番重要なのは、彼は一切謀議に参加していないと認められる、ということであった筈である。「共謀」していない以上、軍事行動の指揮あるいはそれへの参加が、それ自体として罪悪とされる理由はない。上掲文にあるように「デーニッツは諸侵略戦争の指導に積極的に参加した」というためには、彼が侵略計画の謀議に参加し、その侵略計画実現のためという明確な目的をもって、戦争に参加し軍事行動を指揮した、という事実が明確に示されなくてはならない。謀議関係なしに、ただ軍人として命令を受けたままに、作戦行動を指揮したのである限りは、それで相手にどれだけ大きな損傷を与えたにしても、それは罪悪の構成要件にはなり得ない。公海で魚雷を打っていくら多くの英国船を沈め、多くの英国人の命を奪ったとしても、英国側もドイツに対して同じ条件で同じことを試みている以上、デーニッツだけが一方的に「平和に対する犯罪」に問われる謂われはない。つまり「共謀」と「平和に対する犯罪」とを切り離して、後者についてだけ有罪にするという、理屈ではどう考えてもできる筈のない処置を、法廷はデーニッツに対して行なった。それには、潜水艦軍司令官、海軍最高司令官、国防軍最高司令官という高い地位に在った者だから、侵略戦争遂行の中心人物であったのでなければならぬ、という法廷自身の思い込みを満たさんがため、という以外に、どんな理由があったのであろうか。もっともデーニッツに関して、訴因 3「戦争犯罪」については、話は別であったといわなくてはならない。デーニッツ自身は、それについてもあくまで無罪を確信していたようであるが、潜水艦による攻撃が協定違反に問われやすい状況にあったことは十分に承知していたので、その訴因に対しては、受けて立つという気持ちであったに違いない。潜水艦の戦いに関する協定としては、1936 年 11 月 6 日の「ロンドン U ボート議定書」があった。これは、1930 年 4 月 22 日に結ばれたロンドン艦船協定（英・米・日・仏・伊）に含まれていた潜水艦の戦いに関する部分だけを取り出して――協定自体は 6 年の時限であったから――、あらためて広く諸国に加盟を呼びかけたものであり、ドイツも同年 11 月 23 日に当時駐英大使であったリッベントロプが署名して加盟した。その内容は、潜水艦が商船を攻撃する場合に、乗客、乗員、船積み書類をすべて安全な場所に移してからでなくては――救命ボートに乗せただけではまだ不十分――、これを航行不可能にしたり沈めたりしてはならないという、ごく短いものであった。しかし、実際に潜水艦が遠洋に出て、魚雷攻撃を行なうのに、この規定を厳格に守るのは至難である。戦闘海域に不用心に入り込んでくる商船、それは中立国船の場合もあるが、その海域内では警告なしの攻撃に訴えざるを得ない（他国もそうしている）、誤射も起こり得る、擬装商船もあれば、駆逐艦が護衛に付いていて先方から攻撃してくる場合もある、乗組員救護といっても、広い洋上であれば、自艦に収容する以外にない、収容能力は限られている、さらに救助活動中に敵の飛行機から攻撃されれば危険はきわめて大きい――あり

とあらゆる場合におけるとっさの対応を、デーニッツは司令官として求められた。敗戦国の将たる立場に置かれた今、種々の事例について犯罪性を疑われるのは避けられなかった。デーニッツは、自身の名誉と共にドイツ海軍の名誉を賭けて、正面からこれに対する弁明に取り組むほかなかった。海軍司法官を務めていて英米法に通じていたオットー・クランツビューラーに弁護を頼んだのは、まさに正解であったといえよう。クランツビューラーは、デーニッツがさまざまの時に発した電文による命令の記録を集めて証拠文書として提出し、それを基にデーニッツに個々の場合の行動についての釈明を存分にさせた。さらにまた彼は、法廷に頼んで、米国海軍宛てに質問票を出すことを承諾させ、チェスター・ニミッツ提督の公正なる回答を得ることに成功したのである：「米国海軍は、戦闘艦でないもののみを『商船』と解している、我が軍の潜水艦であってもまた、病院船ではない敵国の商船を、警告なしに魚雷攻撃することであろう、海難に遭った人員の救助は、潜水艦乗組員の危難の可能性が排除され得る場合にのみ、行なわれるであろう」。そんなわけで、クランツビューラーがリードしたデーニッツの尋問・反対尋問は、海戦の実戦および法規に関する専門的な知識を要求する高度なものとなっていて、本来の意味での軍事法廷に相応しい様相を呈しているといってよい。そこではもっぱら訴因 3「戦争犯罪」をめぐる有罪・無罪の争いが行なわれている。訴因 1、2 は問題外、デーニッツの頭からも消え飛んでしまっているようだ。その集中度の高い審理の結果を踏まえて訴因 3「有罪」の結論が出されたと考えるならば、それは法廷の見識を示すものとして、大いに尊敬に値するであろう。それだけに、訴因 2「平和に対する犯罪」の有罪は、取って付けたような余計、というか――もっと俗語的に表現するのを許していただくならば――蛇足感が半端ないのである。他に訴因 1「無罪」、訴因 2「有罪」の判決を受けた者たちのうち、フリックとフンクもまた、明らかに訴因 2 についての「有罪」を強引に押し付けられた形になっている。彼らに対する判決書の「平和に対する犯罪」の項を見ると、例えば「証拠物件からは、ヒトラーがその侵略意図を詳細に述べて示した話し合いの一つに、彼〔＝フリック〕が参加したということは、明らかにならない」とか「フンクは、ナチの侵略戦争計画立案における、主要人物たちの一人ではなかった」と述べて、「共謀」無罪をあっさりと認めていながら、その一方で多くの犯罪行為を並べ挙げて、訴因 2 の方の有罪を導き出そうとしている。だが問題は、そこで並べ挙げられている「犯罪行為」が、彼らの内務大臣あるいは経済大臣としての業務の域を脱していない、ということである。内務大臣も経済大臣も、職務柄、直接的に「侵略戦争」に関与することはできない。彼ら自身が侵略戦争計画の謀議に参加していて、その計画実現のために必要との認識の下に、内務上あるいは経済上の施策を行なった、という場合にのみ、その行動が「平和に対する犯罪」の構成要件と認められ得るのである。つまり彼らにおいて、訴因 2「有罪」は、訴因 1「有罪」との結びつきにおいてしか、元来成立する筈がない。例えばフリックについて、彼はオーストリアのドイツへの統合のために働き、行政機構の均質化、ニュルンベルク諸法、兵役義務の導入などを行なった、といわれている。オーストリアのことを持ち出してきても無効である、といってしまえばそれまでのような話なのだが、当面の問題点をわかりやすくする

ために、あくまで仮にであるけれども、ひとまずオーストリア併合も「侵略戦争」の一つに数えられるとしてみよう。フリックがその計画の謀議参加者であって、実際の併合成立直後に、計画の完全達成段階として上記の施策を行なったのなら、これを「平和に対する犯罪」の事例と見なすことは可能であろう。だが、併合したから均質化を行なうように、と内務大臣として指示を受けてはじめて、実行に取り掛かったことであるとされる限りは、そこに犯罪性を見出すのは無理である。また、もしもフンクが侵略戦争計画立案の謀議の場に位置を占めていて、そこでの申し合わせに従って戦争資金調達を画策し、戦時計画経済の実行を指導したというのならば、なるほど彼は、間接的にではあれ侵略戦争に参加したことになるから、「平和に対する犯罪」の責めに問われ得るであろう。しかし、彼自身は謀議に参加できる格ではなく、ただゲーリングにいわれるままに経済政策を行なうほかなかった、というのであれば――それは法廷が見抜いたとおり――、経済大臣としての彼の行動に犯罪性を見出すのは無理である。法廷は、これらの当然の理を無視して、フリックとフンクの訴因 2「有罪」を結論した。その理由づけは、一読して混乱ぶりを見てとることができるほどのものである。もう一人、ザイス - インクヴァルトであるが、彼はその経歴から、戦争への関与の仕方について、他の被告人たちとは異なる特殊性を有しているので、判決書にもそのことへの配慮が現われているのであるが、その体裁を一見しただけで、もう彼の訴因 2「有罪」が無理であることは明らかに分かる。彼の判決書の項立ては「オーストリアでの活動」、「ポーランドおよびオランダにおける犯罪的活動」となっていて、それらは他の被告人たちの場合の「平和に対する犯罪」、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」に対応している。訴因 1、2 に関する考察は「オーストリアでの活動」の項でなされるつもりになっている。しかし再三いうようだが、オーストリア併合のことは、法廷はこれを侵略戦争のうちに数えたくてしようがない様子だが、検察がもともとその範囲外にしてしまっている。だから「オーストリアでの活動」という見出しを付けた項で訴因 1、2 についての有罪・無罪を論ずるという試みが、そもそも成り立ちようがない筈なのだ。果たしてその箇所、判決文は、オーストリアにいたザイス - インクヴァルトが、ヒトラーの支援でオーストリア内務大臣から首相になり、ヒトラーを迎え入れ、併合を成立させてミクラスを追放すると、ドイツ国オーストリア知事の地位に落ち着いたという、通り一遍の時系列記述しかしていない。オーストリア知事に就任後の彼については、ユダヤ人財産の差し押さえ、収容所への移送を行なったとして、訴因 4 関連のことだけを述べている。結局、訴因 1、2 の有罪如何に関しては、まったく言及がないままに終わっている。それでいて「結論」の部分では、訴因 2「有罪」、訴因 1「無罪」と、無造作に宣告する。根拠不明の導出が行なわれている、といわざるを得ない。

さて、前日の条文解釈処理によって、法廷は、訴因 3「戦争犯罪」および訴因 4「人道に対する犯罪」と訴因 1「共謀」との関係を完全に断ち切ってしまったわけであるが、そのことの影響は、どう考えられるのだろうか。事態を簡潔に把握するために、4 訴因をそれぞれ番号の数字だけで表記して、犯罪構成の図式のようなものを作ってみよう。検察が出してきた起訴状に付された、「共謀」を基礎とする罪状書きでは、「1＝2」、「1→3」、「1→4」とい

う 3 種の犯罪構成が設定され、同一人で 3 種まで罪を負う者もある、と考えられていた。審理においては当然この設定に従って、「共謀」中心の糾明が図られた。しかるに法廷は、大詰めを迎えるところで、「共謀」は「平和に対する犯罪」有罪者の一部分にのみ適用され得る、といいだした。有罪者数を集合で表わせば、「2⊃1」となる、ということであるが、犯罪構成の図式としては、「2」、「2＋1」、「3」、「4」の 4 種が認められ、同一人が負い得るのは、やはり 3 種までとなる、というわけだ。今問題は、「1→3」および「1→4」の図式が潰されてしまったことで、検察の目論見は、大外れに外れたのではないか、ということである。たしかに「戦争犯罪」とか「人道に対する犯罪」といわれるものは、例えば戦争捕虜の虐待、パルチザン戦士の虐殺、強制労働への徴用、収容所への移送、殺戮というように、具体的に特定される行動という形をとるのであるから、前もっての「共謀」といったこととは関連づけられないでも、被告人のそれへの関与が、その時その場での事実として立証されることができれば、それで十分であるように思われる。しかし、ジャクソンをはじめとする検察が重要視したのは、上記の如き行為が、国家の意志として、国策として――実はナチスあるいはヒトラーの意志であり施策であったにすぎないわけだが――大規模に、計画的・組織的に実行された、ということであり、この法廷に呼び出されている被告人たちが、まさにその計画と執行の要の位置にいた、ということであった。その実態を余すところなく糾明することこそが、法廷の使命であると確信されていたに違いない。この法廷の被告人たちは、強制収容所の看守でもなければ、奴隷的労働者たちの監督でもなく、ユダヤ人拉致連行に当たるゲシュタポ隊員でもなければ、脱走英国兵士の銃殺をしたクリポ隊員でもなかった。つまり彼らは、現場で手を下した犯罪実行人ではなかった。彼らは、それらの行為がヒトラーの下で計画され謀議された時に中心近くにいて、その実行を任され、実際に命令を発して現場での執行に至らしめた。命令系統の上の方に在って、共謀内容の実行に決定的な役割を果たすという仕方で、犯罪に関与した。だからこそ彼らは「主要戦争犯罪人」として扱われるのだ。それ故、彼らの「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」は、あくまで「共謀」とセットで糾明されねばならぬ。彼らにおける犯罪構成の図式は「1→3」、「1→4」でなくてはならない――審理の全過程を通して、検察の姿勢は、この信念によって貫かれていた。そして多くの場合について、検察は、挙証の成果を確信した。代表例は、何といっても、カルテンブルンナーの場合であろう。検察にとって、カルテンブルンナーの「戦争犯罪」および「人道に対する犯罪」はすべて、国家保安本部長・SD および保安警察長官たる彼の「共謀」の実績に基づき、そこに発していたのでなくてはならなかった。この関係を立証するために、検察は全力を注いだ。カルテンブルンナーがどんなに否定しようとしても、夥しい命令文書を証拠として持ち出し、そこにある彼の署名を突きつけて見せた。そうした努力によって、彼における「1→3」、「1→4」なる罪状は、糾明されたものと思われた。そしてこれは、この裁判のもたらす諸成果のうちでも、ひときわ重要な意味を持つことになるに違いなかった。その他といえば、少なくとも、ポーランド総督フランク、総統秘書ボルマン――欠席裁判の形になってしまったのだが――の犯罪については、やはり彼らの「共謀」実績に基づいて「1→3」、

「1→4」の図式に則った糾明ができたものと確信したであろうし、労働徴用に関する「人道に対する犯罪」では、軍需大臣シュペーア、労働動員全権委員ザウッケルが「共謀」に基づいて関与したものと見て、彼らにおける「1→4」の罪状糾明に、特に力を注いだのであった。これらの成果が、後々の世界にまで効果を及ぼす意義深いものになり得ることを、検察としては強く期待したに違いないが、ただしそのためには、法廷がこれを判決でそのとおりに認めてくれることが必要であったのは、いうまでもない。それを思う時、私としては、条文解釈上仕方のなかったこととは重々承知しつつも、法廷は、検察苦心の「１→3」、「1→4」の追及成果を、何とか判決に反映させる手立てを講じ得なかったものかと、残念の気持ちを禁じ得ないのである。ユダヤ人に対するジェノサイドに極まる数々の反人道の犯罪行為が、「共謀」に発するものであったことは、是非とも、その実態どおりに記録されておかれるべきであった。巨大な権力を手中にした組織が、人種差別という表現もなお緩く感じられるほどの激しい殲滅意志を特定民族に対して抱き、その意志を発動させるに至った時に、どんなに恐ろしい、想像を絶する地獄がこの世に現出されるのか、ということを、人類は「過ちを繰り返さない」ためにも、しっかり記憶しておかねばならなかった。組織の中枢に発した意志が、共謀者によって下達され、末端の実行者に至って大々的に実行される――このメカニズムの適確な事例記述に、カルテンブルンナーに対する判決文は、なり得る可能性があったのだ。しかるに、実際に法廷によってとられた方式によれば、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」と「共謀」との関係が完全に断ち切られたというだけでなく、判決文において、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」での罪責が相当重いと分かっている被告人について、わざわざ「共謀」無罪が宣告されるという、強い違和感を免れ得ないような形が、出て来ることになってしまったのである。カルテンブルンナーの判決書を見てみよう。彼は、訴因 1「共謀」、訴因 3「戦争犯罪」、訴因 4「人道に対する犯罪」について起訴されており、訴因 2「平和に対する犯罪」では起訴されていない。にもかかわらず、彼の判決書の項立ては、「平和に対する犯罪」、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」、「結論」となっている。前にもちょっと触れたが、「平和に対する犯罪」の項は、「共謀」の無罪を説明するためだけに、付けられているにすぎない。法廷からすれば、訴因 2 が欠けていることによって、訴因 1 は、いわばすでに死んでいるのだが、でも検察が起訴理由の中に入れてしまっているので、形を整えるために、それには当たらない、といっておかなくてはならないのだ。その「平和に対する犯罪」の項は次のような記述となっている：

平和に対する犯罪

オーストリアにおける SS の指導者として、カルテンブルンナーは、シュシュニック政府に対するナチの陰謀に参加していた。1938 年 3 月 11 日夜、ゲーリングがオーストリアの国家社会主義者たちに、オーストリア政府の支配権を奪取するよう命令した後、500 名のオーストリア SS 隊員たちが、カルテンブルンナーの指揮で、連邦首相府を包囲した、そして彼の副官の命令下にある特殊部隊が、連邦首相府に迫っていた、その一方で、ザイス - インクヴァルトが、大統領ミクラスと交渉していた。し

かしながら、カルテンブルンナーを、或るいずれかの前線における侵略戦争の実行のための諸計画と結びつける、何らの証拠物件も存しない。オーストリア併合は、侵略行動であるとはいっても、侵略戦争として起訴状のうちにもたらされているのではない、そして、法廷の見解によれば、カルテンブルンナーに対する訴因 1 の下に提出された証拠物件によって、そのような戦争の実行のための、或る何らかの計画への彼の直接の参加は、証明されていない。

これに続いて、「戦争犯罪および人道に対する犯罪」の項の記述があり、そこでは多くの事実認定された重大な犯罪行為が挙げられたうえで、「結論」に移って：

法廷は、カルテンブルンナーは訴因 1 については無罪である、との判決を下す。彼は、訴因 3 および 4 について有罪である。

といわれている。訴因 3 および 4 に関して挙げられた犯罪行為の重大さから、彼はきわめて重い刑を免れることはできない、と予測されるのであるが、そんな中にあって、訴因 1 についての無罪認定は、何か場違いといったような印象を与えずにはいないであろう。そういう意味では、フランクの場合の方が、もっと極端であるといえるかもしれない。彼もまた、カルテンブルンナーと同じく、訴因 1、3, 4 について起訴され、その判決書は「平和に対する犯罪」、戦争犯罪および人道に対する犯罪」、「結論」で構成されている。「平和に対する犯罪」の項の記述は、実に簡単である：

平和に対する犯罪
証拠物件は、フランクが、侵略戦争を行なう計画と、彼に訴因 1 について有罪を宣告するに十分なほど密接に関わっていた、ということを、法廷に確信させることができなかった。

続いて「戦争犯罪および人道に対する犯罪」の項で、事実と認定された多くの重大な犯罪行為が挙げられた後、「結論」に移って、次のとおり判決されている：

法廷は、フランクは起訴状の訴因 1 については無罪、これに反して訴因 3 および 4 については有罪である、と認識する。

彼の場合も、訴因 3 および 4 に関して挙げられた犯罪行為の重大さから、極刑は免れ難いものと予測されるのであるが、そんな中で、訴因 1 の「無罪」だけが、あまりにも明快に宣告されている、といった印象である。くどいようだが、「1→3」、「1→4」の図式に従って犯罪構成を解明するという視点を、法廷が何らかの仕方で保持し得ていれば、上記のカルテンブルンナー、フランクそしてボルマンに対しては、「共謀」有罪で、訴因 1、3、4 の都合 3 訴因につき有罪という判決を出すことができた筈である。またザウッケルとシュペーア（と

もに全 4 訴因について起訴され、訴因 3、4 についてだけ有罪と判決された）も、訴因 1、3、4 で有罪という結果になったであろう。法廷が、巨大組織による犯罪のメカニズム解明、幹部指導者たちの罪責糾明を、自らに課せられた任務と認識しているのである限り、そういうふうな結論を出すことは、是非とも必要であった、と筆者には思われる。

上の方で、訴因１「無罪」、訴因２「有罪」という不合理な結論を出された４名のことに触れたが、そのうちの 3 名――フリック、フンク、ザイス - インクヴァルト――は、「1→3」、「1→4」の視点が生きていれば、むしろ「共謀」有罪、「平和に対する犯罪」無罪で、訴因 1、3、4 の有罪という妥当な結論に落ち着いたと思われる。彼らの「戦争犯罪および人道に対する犯罪」あるいは「ポーランドおよびオランダにおける犯罪的活動」の項に記されている諸犯罪行為に、彼らは、それぞれ内務大臣、経済大臣、ポーランド総督代理あるいはオランダ特別委員という地位の故に、枢要な謀議の座の高みから関与した。例えばザイス - インクヴァルトについて、次のような記述箇所がある：

> ザイス - インクヴァルトがオランダの特別委員として講じた最初の諸措置の一つは、ユダヤ人たちの経済的悪化を無理やりに引き出した、一群の諸法律の発布であった。それに続いたのが、登録されることを彼らに課する諸指令であり、彼らにゲットーに住みダヴィデの星を付けることを強制する諸指令であり、時折の逮捕と強制収容所での拘留であり、そしてついには、ハイドリヒの提案に基づいての、オランダにいる 14 万のユダヤ人たちのうちのほぼ 12 万人の、アウシュヴィッツへの、そして「最終解決」のための大量拉致であった。……

ザイス - インクヴァルトのこの施策の下、アムステルダムの隠れ家にいたアンネ・フランク一家はゲシュタポによって拉致され、アンネは、終戦の少し前にベルゲン - ベルゼンの収容所で死んだ。そのことを考えれば、誰でも、彼の立っていた位置を明確に認識することができる。彼は、ユダヤ人大量殺戮の共謀者であった。ただし、デーニッツは、このザイス - インクヴァルトを含めた 3 人とは事情が異なっている。彼について「1→3」の図式の下に有罪如何が検討されても、「1→」の分は外されて、「共謀」の背景なき「戦争犯罪」の有罪結論となったことであろう。つまり中立国船の撃沈について、それは謀議に基づく戦略ではなく、戦争現場における違法行為である、と判定されて、訴因 1「無罪」、訴因 3「有罪」と判決された可能性が高い。その結果、デーニッツは、実質的には「主要戦争犯罪人」の範疇からは除外されたことになる。後の時期に日本の方で習慣化されるようになった表現を用いれば、彼は「A 級戦犯」でなく「B 級戦犯」に格づけされた、ということになる。もちろん、それは、ただちに量刑の軽減を意味するわけではない。同じような考え方をすると、シュトライヒャー、シーラッハ（いずれも訴因 1 および 4 について起訴されて、訴因 4 のみ有罪）は、「1→4」の図式に従って検討されても「1→」の分が外されて、「共謀」の背景なき「人道に対する犯罪」の有罪結論となったであろう（表面上は実際に出された判決と同じである）。あえて日本式呼び方を当て嵌めると、彼らは「C 級戦犯」認定された。シーラッハが

ウィーンのガウ指導者に任命されたのは 1940 年 7 月、彼は、前任者を引き継いで、すでに業務として宛がわれていたことを行なうという仕方で、労働徴用、ユダヤ人移送に協力した。これを「共謀」レヴェルの命令系統上位への参加と見なすことは、公平に見て難しいと思われる。シュトライヒャーについては、実はちょっと微妙な問題があって、後に触れなくてはならないのだが、とりあえず一応、いわば中級程度の位置でユダヤ人迫害に協力したと見なされたであろう、ということにしておきたい。

だが私が、「1→3」、「1→4」の図式を法廷は活かせなかったものか、といって執拗に残念がってみせる時、実のところ、いちばん心に引っ掛かっているのは、カルテンブルンナーの判決と並んで、あるいはさらにそれにもまさって、ローゼンベルクの判決なのである。ローゼンベルクの場合、現に全 4 訴因について有罪の判決が出ているのであるから、「1→3」だの「1→4」だのといってみても、何も変わりようがなかろう、といわれるかもしれない。しかし、前に見られたとおり、判決書における訴因 1 および訴因 2 の有罪は、たいへん強引な結論づけである。本当は、訴因 3 および 4 に見られる諸犯罪行為が「共謀」に基づくことが立証されて、訴因 1、3、4 について有罪という結論が導かれるのが、彼の罪状の糾明としては適切であった。そのことは、東方占領地担当国務大臣としての彼の立場の指導性を強調することによって可能になったであろう。もっとも彼のこの地位における権限には種々の制約があった、ということが、弁護ではいわれていたので、その点についての考慮は必要とされたにせよ、当該地域で講じられた諸施策について、共謀者としての彼の立場は、否定されるべくもなかった。だが、もっと本当のことをいうとすれば、その仕方でもまだ、彼の罪状の糾明に十分ではない。東方での「戦争犯罪」つまりソヴィエト兵捕虜の虐待とか「人道に対する犯罪」に関わる彼の「共謀」は、もっと時期を遡ったところに、もっと根深い性質のものとして捉えられる必要が、本当はあるものなのだ。そのようにいう意味は、本論のかなり前の方の部分ですでに語ったところから明らかであろう。ローゼンベルクは、ミュンヘンでヒトラーに出会ったその時から、ユダヤ民族とボルシェヴィズムの脅威を説き、レヴァルやリガの窮状を訴えてゲルマン化の急務を唱え、ヨーロッパのあるべき住民構成について講義してヒトラーに多大の影響を与えるとともに、党の世界観形成を指導した。彼のそうした思想的影響は、ナチ党の活動の初期の頃から着実に効果を上げていたに違いないのであって、それは、ヒトラーがヒムラーに、具体的に東方におけるユダヤ人問題処理、スラヴ民族圧迫の施策を命ずるよりも前に、いわば「原 - 謀議」として成立していたのである。ローゼンベルクにおける「共謀」ということをいうならば、本当は、イデオロギー・シェフとしての彼の、そういう根本的なヒトラーとの協働を暴き出すべきであったのだ。しかしながら、如何に検察といえども、裁判でそんな根本的なところまで糾明できるとは考えなかった。すでに説明したとおり、検察は、証拠調べの時にはローゼンベルクの対ノルウェー、対ソ戦争準備容疑を持ち出して先制攻撃を仕掛けておいて、本人に対する反対尋問では、もっぱら東方占領地担当大臣として行なったことに対して質問を集中した。だから「原 - 謀議」にまで遡るような話が、出て来る様子はなかった、と思える。ところが実をいうと、突如、

話がそういう方向に行きかけるという場面があった。しかもそれは、検察の反対尋問の時ではなく、弁護側尋問の一コマとして、である。すなわち 4 月 17 日（法廷第 110 日）の朝、すでにトーマが前日中に尋問を終えていたので、他の弁護人として SS 弁護人のカール・ヘンゼルが立って尋問を始めた：

裁判長：　どなたか、他の弁護人は、被告人への尋問を望みますか？

ヘンゼル：　証人！あなたの見解では、あなたが、あなたの諸任務の処理のために――すなわち、あなたは、NSDAP およびその賛同諸団体の精神的諸目標のための総統全権委員であったわけですが――あなたが総統全権委員として、これら諸目標およびいわゆる計画に適ったユダヤ人の精神的圧服のために語ったことや書いたことは、党およびその部分組織の活動の公式の概要と見なされ得るのですか？

ローゼンベルク：　長い連続をなしているこれらの質問に、一つ一つお答えしてよいのなら、以下のとおりです：私の役所は、精神的教育の問題において、SS の主要教育局ともちろん常に関係を持っていました。私の役所は、教育誌として刊行されていた、いわゆる SS 手引書を読んでいました、そして私もまた、しばしばそれを手に取って読んでみて、ここ数年間においては、この教育局、すなわちこの手引書には、かなり多くのたいへん貴重な論文や、たいていの場合たいへん立派な思想が含まれている、と思っていました。ここ数年間ずっと SS そのものと衝突することがなかったのは、私にとって、これが理由でもありました。

ユダヤ人問題に関していえば、この問題における目標は、NSDAP の綱領において表明されていたのであり、それが党員たちの依拠した唯一の公式なものです。それに関して私が語ったこと、他の者たちが書いたことは、理由づけと見なされるべきです。確かに、それらのうちの多くのものが、受け入れられました；しかし、総統および国家に関していえば、これらの提案は、彼らにとって拘束力を持った規定ではありませんでした。

ヘンゼル：　あなたのユダヤ人圧服の目標は、制限されたものでしたか？あなたは、ユダヤ人たちが国家行政機構や経済界から排除されるべきだと考えていましたか、それとも最初から、根絶等々というような、もっと容赦のない措置が、あなたの念頭には浮かんでいましたか？あなたの目標は何でしたか？

ローゼンベルク：　私の念頭には、党綱領に応じて、ドイツ国家における、何よりも 1918 年から 1933 年にかけて存在したような、指導層が変えられること、という一つの目標が浮かんでいました。それが本質的な目標でした。排除――経済界からさえもの――については、当時語られていませんでした、そして私は、昨日すでに、ここに印刷されて出されている、2 つの私の講演を指摘して注意を促したのですが、その中で私は、この厳しい政治的闘争の終結後に、問題の検閲あるいは再検討

が行なわれねばならない、と言明しました。以前にはまた、ドイツからのユダヤ人たちの移住の要求についても語られました；それもまた、そのとおりです。それは、後になって事態が深刻化した時に、私によってもう一度表明されました；たいへん著名なユダヤ人指導者たちの諸提案の、ドイツの失業者たちをアフリカ、南米、中国に放逐しようという考えのうちにおいてもまた、そうでした。

ヘンゼル：　つまり、昨日そして本日の、あなたの考えの筋道に従うならば、3 群の対ユダヤ人措置を区別することができるのでしょう：第一に 1933 年まで、すなわち権力掌握までで、それはプロパガンダ的な諸措置でした；第二に 1933 年以後、反ユダヤ的諸法律において表現された諸措置、そして最後に開戦後、疑いもなく人道に対する犯罪に属する、或る特定の諸措置。
あなたは、この三分法に同意されますか？

ローゼンベルク：　だいたいそんなところです、はい。

ヘンゼル：　では私は、あなたの注意を、第 2 の群に向けたいと思います、すなわち、権力掌握後に反ユダヤ人立法の方法によって講じられた諸措置に、です。あなたは、それに協力されましたか？

裁判長：　あなたは、SS のための弁護人なのでしょう？

ヘンゼル：　はい、そうです。

裁判長：　これらの質問は、SS と何の関係があるのですか？

ヘンゼル：　これらの質問は、次のとおり、SS と関係があるのです：もしも党が全体として、当初にもう系統立てられた反ユダヤ的立法の目標を持っていたのならば､SS もまたこの目標に拘束され、差し当たっては、この範囲を超える目標を持つことはありませんでした、それで私は、いつ反ユダヤの立法と諸措置とが犯罪的となったのか、ということ、およびその時点に至るまでは、SS といえども何らかの仕方でユダヤ人に対する犯罪的な措置を講ずることはなかった、ということを確認したいのです。

裁判長：それなら彼はすでに、ユダヤ人問題は党綱領の中に含まれていた、といいました。それがあなたの望むことのすべてではないのですか？

ヘンゼル：　私はただ、次のことを示したいのです：それが党綱領に載っていた、ということによってはまだ、それが人道に対する犯罪として党綱領に載っていた、ということは証明されないのでして、党綱領には一般的な命題が載っているので、それがそのまますぐに人道に対する犯罪であると

は、私には思えません。そこにはなお、付け加わってこなくてはならないことが……

裁判長：　それは、党綱領解釈の問題です。それに関して彼が証言する必要はありません。党綱領は、記録文書として存在しています。それは諸証拠文書の中に含まれています。

ヘンゼル：　しかし、党綱領の他に、後から、この党綱領を拡張する多くの法律および命令が発せられました、それで質問は……

裁判長：それらもまた同様に記録文書であり、それらを法廷が解釈すべきなのであって、本証人が、ではありません。

ヘンゼル：　質問は、証人が語り得る範囲で、どの程度 SS はこれら諸規定の実行に協力したか、ということです。

裁判長：　彼は、事実に関して発言することはできます、しかし、法律に関してとか、あるいは記録文書の解釈に関しては、発言することはできません。あなたが彼に、事実に関して質問するなら、よろしい；しかしもしもあなたが彼に、党綱領あるいは諸命令を解釈することを要求しているのなら、これは法廷の任務である、ということです。

ヘンゼル：　よろしゅうございます。

〔証人に向って：〕

あなたは、あなたの諸著の中で、ドイツ人は統合されて大ドイツになるべきである、との目標を支持していますが、それは党綱領にも載っているのですか？

ローゼンベルク：　はい、そのとおりです。

ヘンゼル：　あなたは、このことは戦争の準備をとおしてのみ可能である、と考えていたのですか、それとも、平和的に可能である、とも考えていたのですか？

ローゼンベルク：　私は、私の詳述の始めにあたって、1932 年の或る国際会議において行なわれた講演を指摘して注意を促しました。ここでのこの提案は、総統によって明確に承認されたもので、これら 4 大国がヨーロッパの問題全体を再点検するということを、目標にしていました；そしてこの提案に包含されていたのは、ドイツの植民地政策の放棄、エルザス - ロートリンゲンの放棄と南ティロールの放棄、そして要求として分離されたドイツの……

裁判長：　これらの事がらすべてを、我々は、被告人ゲーリングと被告人リッベントロプからすでに

もう聴いたのであって、もう一度聴くつもりはない、と言明しました。それはいずれにせよ、SS と何ら直接の関係はありません。

ヘンゼル：　では、最後の質問です。SS がユダヤ人たちに対して秘密の、そして別の諸目標を追求していた、ということは、あなたには知られていますか、公式に開示されたあれらの諸目標とはまったく別の？

ローゼンベルク：　それは、聞いたことはありません。

ヘンゼル：　ご自身の知識に基づいて知ってはおられない？

ローゼンベルク：　いいえ、知りません。

〔*これでヘンゼルの尋問は終わり〕

……

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertzehnter+Tag.+Mittwoch,+17.+April+1946/Vormittagssitzung より私訳）

SS 弁護人ヘンゼルはやにわに、ナチ党のユダヤ人迫害政策の淵源を尋ね求めて、ローゼンベルクに質問を浴びせ始めた。彼は明らかに、総統の「全権委員」であったローゼンベルクに、私たちのいう「原 - 謀議」の主要責任者として目星をつけていた。ローゼンベルクの答えは、学者流のいつものことではあるが、今は特別に一段と、しゃちこばって、ぎこちない。その時何と、裁判長が、助け舟でも出すかのように、口を挟んで質問を制止した。それでもヘンゼルはローゼンベルクに対する追及をやめようとせず、今度は、侵略戦争の計画をしていたのではないか、というようなことまで訊き出そうとして、とうとう裁判長に、それは SS 弁護に全然関係ない、といって叱られてしまう――一見まことに奇妙な光景であったには違いない。しかし考えてみれば、こういう場面が生ずることには、十分に必然性があったのである。アウシュヴィッツを最凶最悪の事例とする対ユダヤ人ジェノサイドは、ヒムラー＝SS および SS 系の中央役所である RSHA（国家保安本部）・SD・保安警察の所業であるという認識はすでに固まっていて、否定すべくもない。ただし、ナチスのユダヤ人迫害政策には、1920 年の党綱領に始まる一貫した「発展」の歴史があり、プロパガンダ段階から、権力掌握後における各種立法、命令に基づく措置が取られ、強制移住、強制収容所移送、そして「最終解決」に至ったものと見られる。ヒムラー＝SS がその執行を専権的に委託されたとすれば、そうした「発展」線上の或る時点においてである筈で、ひょっとしたら――あくまで可能性の話であるが――委託を受けた後においても、理論上はなお党の上位機構の監督下にあったという見方が成り立つのかもしれない。SS の弁護人としては、そこを見逃してしまう手はない。反ユダヤ人政策の一貫した「発展」の最初からの指導者といえば、ロー

ゼンベルク以外には考えられないのであるから、彼を上手く追及すれば、その早くからの共謀者としての性格を浮かび上がらせることができ、その分、SS の罪責の軽減に繋がるであろう。そういう効果を狙っての質問であったに違いないが、とにかくヘンゼルは、ローゼンベルクの持つ、いってみれば原本的意味に於ける共謀者性――私たちがすでに用いた言葉でいえば「原 - 謀議」の参加者ということだが――に対して、たいへん厳しく目を付けていたようである。その証拠に、彼は、裁判長に注意された時、では質問を変えます、とばかりに、今度はローゼンベルクの戦争準備への関与について問い質そうとしている。なるほどローゼンベルクの人種論的世界観には、東ヨーロッパにおける諸人種あるいは諸民族の居住区分の構想が含まれていて、それを現実のものにするためには、その地域にドイツが支配権を揮わなくてはならない。そう考えれば、彼は、早くから対東ヨーロッパ・対ソ連の侵略戦争の構想を抱いていて、それをヒトラーに説くことによって、対ソ戦争の原本的な共謀者になっていたことになる。裁判長が再度止めに入らなかったら、ヘンゼルは、ローゼンベルクのそうした「平和に対する犯罪」への共謀性をも追及しそうな様子だった。つまりヘンゼルの尋問は、訴因 2、3，4 すべてにわたるローゼンベルクの根本的な共謀の罪責を暴き立てることを、あたかも検察に代わって試みようとするかの如き勢いを感じさせるようなものであった。だが、その試みを法廷は望んでいなかった。そういう仕方でローゼンベルクの「共謀」を糾明しようとすれば、不可避的に「思想家（あるいは哲学者)」としての彼の原因者性を論うことになり、それでは「軍事法廷」の枠を踏み越えることになり、他の被告人の罪責の判定に影響する可能性もあって、判決を難しくしてしまう恐れが十分にあるからだ。だから裁判長は、しっかり尋問を止めた。しかし、もう一度だけいうが、「本当は」この方向で徹底的に糾明されて、それに応じた判決が出されるべきであった。それがローゼンベルクの罪責に対する正当な取り扱いを意味したであろうし、また、法廷はそれで以て、ナチスによる対ユダヤ人ジェノサイドの実態の的確な解明に、よりいっそうの寄与をなし得たことであろう、と私は思う。

シャハト、パーペン、フリッチェの 3 人は、それぞれ起訴されていた訴因すべてについて無罪と判定され、午前の部の審理終了とともに放免されるべし、と宣告された。シャハト、パーペンについていえば、彼らに対する無罪判決を決定づけた要因は 2 点、一つはオーストリア併合が侵略戦争に数えられなかったこと、もう一つは「疑わしきは被告人の利益に」の原則がきちんと守られたこと、である。「疑わしきは被告人の利益に in dubio pro reo. Im Zweifel für den Angeklagten. In doubt, for the accused.」という語句は、日本では、もっと印象の強い「疑わしきは罰せず」という表現に直して用いられる場合が多い。その際に「疑わしき」とは容疑者つまり被告人を指しているのだと思い込んで、この語句に因んだつもりで、とんちんかんなことを言い出す人が時々いるようだが、もともとの西洋語の表現に戻して見れば分かるとおり、「疑わしき」とは、検察の挙証内容が疑いを容れる、十分に説得的でない、という意味である。その語句が西洋においていつ発生し、どういう経過で裁判の原則として確立されるに至ったのか、という歴史的考察の暇は、もちろんない。今はとにかく、

この原則がしっかり適用されたことによって、シャハトとパーペンの無罪が成立した、という事実だけを、しっかりと確認しておくことにしたい。ヒトラー政権の成立に大いに功績のあったシャハトは、1933 年 3 月 17 日に国立銀行の総裁に任命されたのに続き、1934 年 8 月には経済大臣に、1935 年 5 月には戦争経済のための代表全権委員になって、ヒトラーの進める軍備拡張を経済面で強く支援した。1936 年にゲーリングとの争いに敗れ、1937 年 11 月には上記 2 つの役職を辞したが、国立銀行総裁の地位には 1939 年 1 月 20 日まで留まっており、したがってオーストリア併合、ズデーテン併合の時には、彼はなお、ヒトラーに経済協力する立場にあった。ただしオーストリア併合（およびチェコスロヴァキア解体）は、それ自体としては侵略戦争に数えられていない。また、軍備拡張もそれだけでただちに犯罪構成要件になるとは見なされていない。だからシャハトの有罪如何は、彼がヒトラーの侵略戦争の計画を知り、その計画の実現へと向かって着実に動いていく情勢の中で、自覚的に経済協力の活動を行なったか否か、にかかっている。その点につき検察の挙証は疑わしい、と法廷は判断したわけである。彼の判決書における「平和に対する犯罪」の項の結びの部分は、次のように記述されている：

……

シャハトは、訴因 2 に従って特に挙げられている諸侵略戦争の計画立案には、関与していなかった。オーストリアおよびズデーテンラントの占領（それらは侵略戦争として起訴されてはいない）への関与は、限られたものであったから、それは、訴因 1 の下に挙げられた共同計画への参加と称されることはできない。彼が、この共同計画に最も親密に関与していた、ヒトラーの周りの中心的集団の一員でないことは、はっきりとした。彼は、この集団によって、あからさまな敵意をすらいだかれて、観察されていた。シュペーアの証言が示しているところでは、1944 年 7 月 23 日におけるシャハトの逮捕は、爆殺への彼の関与の疑いに、と同時に、戦争前のシャハトの態度に起因すると見られるべき、彼に対するヒトラーの敵意に基づいていた。したがって、シャハトに対して挙げられる犯罪構成要件は、シャハトが実際にナチの侵略諸計画について知っていた、という想定に依存している。

このきわめて重要な問題に関して、検察局を利する証拠物件も、また弁護側を利する相当量の証拠物件も、提出された。法廷は、全証拠物件を細心の注意を払って検討し、この必要な想定は、合理的な疑いを超えて証明されたのではない、という結論に達した。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Vormittagssitzung より私訳）

パーペンは、1933 年におけるヒトラー政権成立の大功労者の一人であったこと紛れもないが、やがてヒトラーに疎んじられて、1934 年夏のレーム政変の際には拘留され、側近の者 2 名が殺害された。それにもかかわらず、それからひと月も経たないうちに彼は、オーストリア大使職を引き受ける。そしてウィーンに在って、オーストリアナチ党の勢力強化を支援し、併合準備を強力に推し進めて、その成果が現われる時点まで在職した。すなわち彼は、

1938 年 2 月 4 日に解職を通告されたがなおしばらくはウィーンに留まり、2 月 12 日のヒトラー - シュシュニック会談のためにシュシュニックのベルヒテスガーデンへの案内役を務め、ヒトラーがオーストリア占領令を出す直前の 3 月 10 日になって、ベルリンに呼び戻されている。パーペンの思い描いていた併合の形が、ヒトラーが実際に行なった力ずくの占領併合とは異なったものであったにしても、ヒトラーがパーペンに大使職を授ける時に、併合計画の推進を特別任務事項としたことは想像に難くない。だからパーペンがオーストリアで行なったことが、いわばたいへん密度の高い協力活動であった、と見られることは避けられない。しかし、再三いうとおり、オーストリア併合を、単独で侵略戦争とすることはできない。パーペンが「共謀」および「平和に対する犯罪」で有罪とされるかどうかは、果たして彼がオーストリア併合をヒトラーの侵略戦争計画の着実なる実現の前段階と認識し、その趨勢の中で自覚的に協力活動していたのかどうか、にかかっている、といわねばなるまい。法廷は、この点において検察の挙証を疑わしいと見たのである。パーペンの判決書における「平和に対する犯罪」の項の結び部分には、次のとおり記述されている：

……

証拠物件によれば、駐オーストリア大使としてのフォン・パーペンの主目標が、併合を惹き起こさんがために、シュシュニックの体制の土台を掘り崩し、オーストリアナチスを強化することにあった、ということには、疑問の余地がない。この計画を実行するために、彼は、陰謀を巡らすとともに威嚇をも用いた。しかしながら規約は、政治道徳に対するそのような諸違反を、どんなに嫌悪すべきことではあっても、犯罪的とは称していない。規約に従えば、フォン・パーペンは、彼が侵略戦争の計画立案に参加したという場合にのみ、有罪と認められることができる。そこにあってはオーストリア占領がさらなる諸侵略行動の方に向っての一ステップを意味しているところの、それら諸計画に、彼が参加したとか、あるいはさらに、オーストリアを必要なら侵略戦争によってでも占領するという諸計画に、彼が関与していたとかいう証拠は、存在しない。しかし、これが彼の活動の目標であったということは、あらゆる合理的な疑いを超えて確定しているわけではないから、法廷は、彼が訴因 1 において示された共同計画に、あるいは訴因 2 において示された諸侵略戦争の計画立案に関与していたということを、決定することができない。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Vormittagssitzung より私訳）

フリッチェの無罪判決は、他の 2 人の場合とは、趣を異にしている。簡単にいえば、法廷は、彼はそれほど重要な地位を占めていなかった、という認識の下に、起訴状の趣旨においては、つまり主要戦争犯罪人としての位置づけにおいては、彼を有罪とすることはできない、と判定しているのである。おそらく多くの人にとって、それは妥当な結論と思われたであろう。フリッチェがこの法廷に引き出されたのは、自分の方で捕らえた者を何とか一人でも多く――レーダーともう一人、ということになったが――ニュルンベルクに送り込んでやろ

うという、ソ連検察のゴリ押しによることにほかならない、と多くの人には分かっており、それだけに彼がこの顔ぶれの中で裁かれること自体、公正ではない、という見方が強く存していたに違いないからである。法廷は、フリッチェの無罪をいうためには、宣伝省の職員としての彼の活動が、プロパガンダや報道管制政策の一環として重要な役割を果たしていたことを認めつつも、それは常に上官――宣伝大臣ゲッベルス、国家新聞局長官ディートリヒ等――の強い監督権限下にあって、ほとんど言いつけられた内容の伝達に終始していた、との認識を示しさえすればよかった。彼は、訴因 2「平和に対する犯罪」では起訴されていなかったが、判決書では初めに「平和に対する犯罪」の項がある。前にすでに説明したところによれば、こういう場合にはこの項は、訴因 1「共謀」の無罪をいうために、ただ形式上設けられているにすぎない筈なのであるが、フリッチェの場合に限っては、この項に多くの語が費やされている。それは、ここで上記のとおりの認識を或る程度詳しく示して、彼はとても謀議に参加できるような重要な地位にはいなかった、ということをはっきりさせ、手っ取り早く全面無罪の方向を打ち出してしまおうとしているからである。この項の結びの記述は、以下のとおりとなている：

……

以上が、第三帝国におけるフリッチェの地位および影響力について、手短にいわれるべきことである。決して彼は、諸侵略戦争へと至る、計画立案の諸話し合いに呼ばれるほどに、重要人物と認められてはいなかった。彼自身の、反論されていない証言が主張するところでは、彼は一度もヒトラーと自身直接に話したことはなかった。また、彼がこれらの会議でなされた諸決定について知らされていたことを示す、証拠物件は存在しない。彼の活動が、本判決書で与えられた、諸侵略戦争実行のための共同計画の定義に当てはまるということはできない。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Vormittagssitzung より私訳）

欠席ボルマンの判決書が読み終えられて、午前の部が終わりに達したのが 13 時 45 分、午後の部は 14 時 50 分開始予定と告げられた。3 人の無罪放免者は、もう自由の身、というか裁判所内に留まっている権利を失ったことになる。でも、すぐにはどこに行くか、決められるわけもない。とりあえず、独房から、荷物をまとめて 4 階の室に移るようにいわれたようだ。昼食もそこそこに切り上げて、移動の準備にかかろうとした。だが、廊下で報道陣に囲まれてしまう。3 人とも、さすがに満面に溢れる安堵と喜びを、隠そうともせず、問われるままに今の気持ちを語った。灰色の壁や鉄格子のついていない部屋で寝たい、妻に会いたい、子どものところに行きたい、今後のこと？これからゆっくり考える……八方からフラッシュが焚かれ、サインをねだられた。とうとうシャハトが制止していう、「私の子どもたちはまだ小さい、諸君、これ以上サインが欲しいなら、彼らのためのチョコレートと引き換えだ」。大笑いが沸き起こった、その中からフランス語の「ああ、いやらしい C'est dégoûtant!」と

いう声がはっきり聞こえてきた、とハイデッカー&レープは伝えている。だが、決して喜びに浸っていられる状況ではなかった。もう次の試練が姿を露わにしてきていたのだ。報道陣の質問の中に、「ドイツの裁判で責任を負うつもりはありますか？」「ドイツの側から告訴されるのが心配ではありませんか？」といった意味のものがあった。それに対しては 3 人とも、今はまだ何も考えていない、と答えるほかなかったが、質問のニュアンスからは、何か不可避の事がらに対する覚悟のほどが問われているのであることが窺われた。「ドイツの裁判」という言葉で意味されていたのは、非ナチ化推進のために設けられた特別裁判所 Spruchkammer における裁判であった。この特別裁判所自体は、戦勝国軍がそれぞれの占領地区に設置させたものであるが、法廷を構成するのはナチでなかった地域住民であったから、地方自治の復権の気運と相俟って、その裁判は「ドイツ人の（ドイツ人による）裁判」と見なされていた。ナチであった者は、この裁判所に出頭して、無罪あるいは罪責軽微と認められたいなら、自らそれを証明する必要があった。罪責重いと判定された者には、禁固刑や労働収容所での服役等が科せられる。3 人が今、無罪放免になったといっても、それはこのニュルンベルク法廷での起訴内容に限って、それに対する挙証が不十分であったために推定無罪の扱いがなされた、というにすぎない。彼らが外に出て来るならば、ただちに今度は „Spruchkammer“ が、彼らを重度のナチ罪責容疑者として裁きにかかるであろう。報道陣には、もちろんそういう情勢は明確に見通されているのだから、彼らがこの場面で 3 人にそのことに関連する質問を浴びせたのは、彼らの立場からいって当然といえばそうに違いないのだが、そこに特有の底意地悪さが伴っているのを、感じないわけにはいかない。果たして、その後すぐに、彼らは自らがきわめて困難な状況に置かれていることを、思い知らずにはいられなかった。裁判所から出所しようにも、門の前に次の捕縛吏が手ぐすね引いて待ち構えていて、出ることができなかったのだ。その様子を、心理士ギルバートが次のとおり伝えている：

> 無罪を宣告された 3 人の被告人たちにとって、自由を享受することは困難だった。彼らの無罪判決が告知されるやいなや、ドイツ民政当局は、彼らは逮捕され、ドイツ国民に対する犯罪の故に裁判を受けさせられるであろう、と発表した。ニュルンベルク警察の歩哨線が、彼らが出てきたら捕まえるために、裁判所の周りに形づくられた。三日三晩、彼らは、自ら希望して、なおも獄舎に留まった、自国民の前に歩み出るのが怖かったからである。パーペンが言明した：「私は追いかけまわされている獣だ、彼らは私を決して安らかにしてくれないだろう！」。フリッチェは、絶望のあまり、私に、ピストルはないかと尋ね、この苦しみにはもうこれ以上耐えられない、といった。
>
> ついに彼らは、真夜中に思い切って牢獄からの脱出を敢行した。彼らは、捕らえられ、釈放され、再びまた捕らえられた。パーペンは、さらにまた、終結の時の来るのを待つことになった。
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、429 ページ、私訳）

3 人とも、„Spruchkammer“による有罪宣告を、とうてい免れることはできなかった。シャ

ハトは、住民の強い圧力もあって、1947 年にシュトゥットガルトで労働収容所 8 年の刑を言い渡され、1950 年に刑期短縮で出所、パーペンも同じく、1947 年に労働収容所 8 年の刑を言い渡されたが、こちらは 1949 年に出所、フリッチェは、あらためて種々の事件への関与について追及されて、1947 年に労働収容所 9 年の刑を言い渡されたが、1950 年に出所することができた。出所後、シャハトは、デュッセルドルフに貿易銀行を設立し、またブラジル、インドネシアや、西アフリカ、近東諸国で財政政策の顧問を務めるなど、もう一度知識を活かして活動した。しかし出所時 70 歳になっていたパーペンは、政治キャリアの回復を目指したが上手くいかず、国家公務員経験者としての年金も、ナチス経歴の故に支給されなかった。フリッチェは、会社の広告宣伝部長のような職に就き、FDP（自由民主党）の綱領作成にも関わったが、1953 年に肺がんで早世した。

(3) 死刑――復讐するは我らにあり――

予告された 14 時 50 分が迫りつつあった。いよいよ本当に最後である。10 ヶ月余の期間にわたって、218 の開廷日を要した法廷は、あと 1 時間前後で、完全に終結に達するであろう。もう被告人席には誰もいない。被告人たちは、これから一人ずつ順に後ろの扉から入ってきては、罪刑の申し渡しを受けてすぐに出て行くことになる（資料 11-b）。合計で 18 名、そしておそらくそれに加えて不在のままのボルマンに対する罪刑宣告がなされれば、すべてが終わる。広間の大時計の分針が「X」を指し示そうとするのを、人々は固唾をのんで見守っていた。ここから 1 時間足らずにわたった最後の幕を、ハイデッカー&レープの一人、ジョー・J・ハイデッカーは、目撃した。そしてその記録を、著書の中で伝えてくれている。私たちもぜひ、臨場感に与るべく、彼の記述を引用させてもらうことにしたい：

……14 時 50 分、判事団は、第 407 回の、そして最後の公判のために、入室する。

全過去数ヶ月とも、そしてまた今日の午前とも、今の雰囲気は異なっている。スポットライトが広間を輝かせることはなく、ただネオン管の弱々しく青味がかった光が、影もなさずに、鏡板や、誰もいない被告人席や、判事たち、検事たち、弁護人たち、速記者たち、補助者たち、記者たちの顔を照らしている。

法廷の命令が、すべてのカメラマン、映画撮影者たちを広間から追い払った。被告人たちが生死の決定を受け取るこの数秒間に、彼らの顔が写真に撮られるとか、フィルムに収められることが、あってはならないのである。ピリピリした緊張が、場面を蔽っている。咳の音も、紙のカサカサ音も、すべて予期せぬ騒音のように響く。ほとんど身動きせずに、人々は坐っている。彼らは、劇、一大事件、それとも歴史的瞬間を、期待しているのであろうか？

この広間の者たちすべての視線は、一点に向けられている：被告人席の後方に、ほとんど目立たないように壁の被覆材に組み込まれたドアである。

音もたてずに、広間の時計の分針が揺れて一点進む。その時、巨大な動物が、この、広範に広がって数百の頭数で観客席を満たしている、巨大人間集団が、針の一刺しを受けたかのように、一斉にピクリと身じろぎする。

かすかな、かすかな回転音と共に、引戸が開く。

まるで幽霊の仕業のように、誰の手によって動かされるでもなく。

開口部の暗がりから、ヘルマン・ゲーリングが、広間の灰色の光の中に歩み入ってくる、彼の後ろには2名の憲兵が付き従ってきて、彼の左右の位置に立つ。彼の顔は、たるんで頬が落ちくぼんでいる。彼は、差し出されたヘッドホンを手に取る。

「被告人ヘルマン・ゲーリング！起訴状の諸訴因に従って……」通訳者の冷めた声で、裁判長の言葉が翻訳され始める。しかしそこで、ゲーリングが両手で合図する。彼は何も聴き取れない。翻訳システムが働いていない。技術将校が急いで駆けつけて、障害を取り除く。

「被告人ヘルマン・ゲーリング！」また声が発せられ始める。「それにつきあなたが有罪と認められた、起訴状の諸訴因に従って、国際軍事法廷は、あなたに絞首刑を宣告する」。

ゲーリングは、動かず、頭を垂れて、判決を聞く。彼は、ヘッドホンを両耳から外し、素早い軍人風の方向転換をして、広間を後にする。

かすかな回転音がして、幽霊の手によって動かされているかのように、ドアが、彼の幅広い背中の後ろで閉まる。

数秒が過ぎる。かすかな回転音がして、幽霊の手によって動かされているかのように、ドアが開く。ナンバー2である。ルドルフ・ヘス。

女性的な手の動かし方によって、彼は、ヘッドホンをはねつける。彼は、そこに立って、つま先で上下に揺れ、黒っぽい眼窩をこちらへ、あちらへと向け、天井を見上げる、そして誰もが、彼はまもなく口笛を吹き始めるであろう、と思う。

「被告人ルドルフ・ヘス！それにつきあなたが有罪と認められた、起訴状の諸訴因に従って、国際軍事法廷は、あなたに終身禁固刑を宣告する」。

ヘスは、判決を聞いていない、そして憲兵が彼の肩を軽く叩くとはじめて、踊るような足取りでくるりと向きを変え、出口から姿を消す。

開いて閉まり、また開いて閉まり、引戸が回転音を立てる。

リッベントロプの顔は、灰のように青ざめている。瞼は半分閉じられている。彼は脇に書類束を抱えている：死を眼前にして、ファイルを持ち運んでいる。

「……絞首刑を宣告する」

カイテルは、直立不動の姿勢で、感情を隠した表情のまま判決を受け取る：「……絞首刑を宣告する」。

カルテンブルンナーの堅く無表情な顔は、「……絞首刑を宣告する」という言葉を聞くと、はじめてかすかな微笑みを示す。

ローゼンベルクは、明らかに平静を保つよう、懸命に勤めている。

「……絞首刑を宣告する」

フランクは、ヘッドホンを付けた後すぐに下ろそうと思っていた両手を途中で止めて、哀訴するような硬直したポーズを取る。彼の下唇は、力なく開いている、そして彼はうなずく、決定的な 5 語を聞く時：「……絞首刑を宣告する zum Tode durch den Strang」。

彼はすばやく、顔を隠すためにそむける。

開いて閉まり、引戸が回転音を立て、また開いて閉まる。

ユリウス・シュトライヒャーは、両脚を広げ、首を前に伸ばして立ち、まるでハンマーの一撃を待つかのようである：「……絞首刑を宣告する」。

ザウッケルは、裁判長席を陰鬱にじっとにらみつけ、それから突然体を向け換える：「……絞首刑を宣告する」。

ヨードルは、上体を軽く前にかがめて、言葉に耳を澄ますが、それからヘッドホンを文字どおり引き剥がし、蔑むかのように両唇の間からシュッシュッと激しく息を吐き出し、やがて立ち直って傲然と、ぎこちない足取りで再び出て行く。

「……絞首刑を宣告する」

フンクは、間違いなく死刑判決を覚悟していたようだが、「終身禁固刑」の言葉を聞くと、突然すすり泣き始め、判事たちに向ってただ不器用にお辞儀をする。

18 回にわたって、引戸は、開いてはまた閉まった。刑の言い渡しは、いずれもおよそ 4 分（ママ）かかった。時計の文字盤の銀の針は、15 時 40 分を指し示している。沈黙したまま、判事団は舞台から退く。法廷の活動は終結した。

叫び、荒れ狂いつつ、巨大な動物が、広間から外に疾走していき、廊下で砕け散って個々バラバラになる、彼らは、電話やテレタイプを目指して競争を始める。紙類が空中で振り動かされ、誰かが床に転倒し、何とかまた立ち上がって、再び道を急ぐ、何故なら、まだ今日の午後のうちに、それは世界中の号外に載らなくてはならないからだ。

国際軍事法廷は、判決を下した。12 人の被告人が、絞首刑を宣告された：ゲーリング、リッベントロプ、カイテル、カルテンブルンナー、ローゼンベルク、フリック、フランク、シュトライヒャー、ヨードル、ザイス - インクヴァルト、そして欠席のマルティン・ボルマンである。ヘス、フリック、レーダーは終身禁固刑を、シーラッハ、シュペーアは 20 年の、ノイラートは 15 年の、デーニッツは 10 年の、それぞれ禁固刑を宣告された。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、608-611 ページ、私訳）

ハイデッカーの記述は、時間の流れに完全に沿ってはいないし、さらに、死刑宣告を受けたフリック、ザイス - インクヴァルトを含む数人の被告人のことは省略している。実際には、刑の宣告は、これまでの被告人席の席次に従って行なわれたから、ノイラートが 18 番目、そして彼が退室すると、裁判長は、手短にボルマンの死刑宣告を読み上げた後、次のとおり判決における別意見についての注を加えた。それが法廷最後の言葉となった：

裁判長：　私は、以下の告知を読み上げなくてはなりません：

国際軍事法廷のソヴィエト判事は、被告人シャハト、フォン・パーペンおよびフリッチェの場合につき、法廷の決定とは相違する彼の決定が、裁判記録の中に取り入れられるということを、希望しています。彼は、これらの被告人は有罪と認められるべきであり、無罪宣告されるべきではない、という見解です。

彼の決定はまた、ドイツ国政府、参謀本部およびOKWに関しても、相違しています；彼は、それらは犯罪的組織と宣告されるべきであった、という見解です。

彼はまた、被告人ヘスに対する判決に関しても相違していて、終身禁固刑ではなく死刑が科せられるべきであった、という見解です。

この異なった意見は、文書に確定され、判決書に付け加えられることになります。判決書は、可能な限り速やかに公刊されることになるでしょう。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

いうまでもないことながら、判決は、判事たちの合議によって定められる。最後まで、ソ連判事の意見が他の３国判事と異なったままであった場合について、ぜひ裁判記録に残しておいてほしいとニキチェンコが強く希望したために、裁判長による最後の告知となったのであろう。それ以外の異見については、まったく触れられることはなかった。だが裁判から30年余を経た1977年に、米国の歴史家ブラッドリー・F・スミスが、米国判事であったフランシス・ビドルの証言に基づいた研究書を出して、当時の判事たちの合議の経緯を明らかにした。それによって、判事たちの間にいろいろ意見の相違があり、議論の駆引きが行なわれたことが、分かるようになったわけである。ハイデッカー&レープも、スミスの研究成果に依拠して、その辺の事情について述べている。私たちもまた、その説明を利用させてもらうことにしよう。合議を行なう判事団であるが、正判事４名――ジョフリー・ローレンス裁判長（英)、フランシス・ビドル（米)、アンリ・ドンヌデュー・ド・ヴァブル（仏)、イオラ・ニキチェンコ（ソ）――、加えて副判事４名――ノーマン・バーケット（英)、ジョン・パーカー（米)、ロベール・ファルコ（仏)、A・F・ウォルチコフ（ソ）――で構成されている。予備審議のステージ１および２では、全８名が意見を述べるが、最終審議では、正判事の４名だけが合議して全員一致するか、あるいは多数決をとる、というルールであった。このルールに則った審議の過程で、死刑判決を免れる可能性がいちばんあったのは、ローゼンベルクであったそうである。すなわちローレンスとニキチェンコが死刑、ヴァブルが終身刑を支持している状況で、ビドルは、彼の副判事のパーカーが終身刑の見解を述べていたこともあって、なかなかどちらとも決められず、一日延ばしでやっと死刑に賛成の意見を述べたので、3対1の議決となった。同数なら軽い方の刑になる筈であった（「疑わしきは罰せず」の基になったともいわれる、アリストテレス学派の問題集に載っている原則)。また、カルテンブルンナーの場合は、訴因ごとの有罪無罪を決める段階で、紛糾したということである。案の定というべきか。ニキチェンコとビドルは、起訴状どおりに訴因1、3、4で有罪

にしようとした。これに対して、ローレンスとヴァブルは、条文解釈のことがあるから、訴因 1 での有罪は無理として、訴因 3、4 だけの有罪を主張した。ところがビドルが、それなら、というわけで、訴因 2 でも有罪にしようと言い出したので、ずいぶんややこしくなったようである。だがさすがに、起訴されてもいない項目で「有罪」はない、ということで、この点でビドルが他の判事の賛成を得ることはできなかった。それで落ち着くところに落ち着いた。量刑については、そうした紛糾にまったく関わりなく、「死刑」ということで一致していたようである。

もう一人、ヨードルに関しても、意見の不一致があったという。アンティセミティズムとは無縁であったことを弁明したヨードルについて、ローレンスとヴァブルは訴因 4「無罪」と見なし、ヴァブルはさらに検察による「共謀」容疑にも無理があると見て、訴因 1 でも「無罪」と見なしていた。量刑については、初めから絞首刑で一貫していたのはニキチェンコだけで、ビドルとローレンスは銃殺刑を、ヴァブルは終身禁固刑を適切とする意見を、いったん表明していた。命を救う見込みがないと判断したヴァブルが銃殺刑に転ずると、ローレンスは絞首刑の方に回り、2 対 2 の形勢になったが、最終的には、同数議決を避けるために、ビドルが絞首刑賛成に回ったのだという。ヨードルは、尋問に答える時、無表情に険しい口調で通した。その答え方は、ともすれば、法廷や検察を、軍事に明るくないと思って見下しているような感じを与えがちであった（ソ連副検事ポクロフスキー大佐の反対尋問に対しては、それも無理なかったわけだが）。訴因 3 に関する事実（協定違反の命令）を追及された時には、連合国側が行なったドイツ兵捕虜虐待のことを持ち出して、抵抗する構えを見せた。それでだいぶん心証を悪くしたのかと思うと、必ずしもそうではないようで、むしろ軍人としてのはっきりした性格を、法廷に強く印象づけたといえそうである。バイエルンの軍人家に生まれ、純然たる軍人としてのキャリアを積んだ彼が、アンティセミティズムやナチズム信奉とはまったく無関係であったことは、尋問の際の彼自身の答えから明らかであった。彼を共謀者と見ることの無理は、すでに述べたとおりである。だからヴァブルが訴因 1、訴因 4 についての「無罪」を唱えたのは適正であった、と私は思う。さらにいえば、訴因 1 で無罪なら、訴因 2 で有罪にはなり得ない、というのが理屈だと思っている私の見地からすれば、ヨードルの有罪は訴因 3「戦争犯罪」に限定されるのが最も適切であった。ヨードル自身、訴因 1 および 2 についての起訴理由は論破できると確信していた。そして弁護人エクスナーの的確なリードを得て、自らの書いた日記をはじめとする多数の資料をもとに綿密な反論を行なった。今でもまだ、ヨードルはこの時、自分はヒトラーの命令に従っただけだから、といって、責任逃れをしようとしたのだ、といっている人がいるが、彼の弁論を読んでみると、それでは十分な理解に達することができていないように思われる。明らかに彼は、政治的判断を抜きにして純粋に軍事的作戦について考察する時に、一方的な侵略戦争という断定はできない、つまり「平和に対する犯罪」は成立しない、ということを主張しようとしている。それで以て、法廷の好む好まざるにかかわらず、論理的な説得に効果を上げ得た、ということに、彼は自信を持っていたに違いない。8 月 31 日（法廷第 216 日）

における彼の最終陳述は、そのことを窺わせる：

裁判長殿、裁判官諸氏！後世の歴史記述が、高位の軍事指導者たちおよび彼らの助手たちに関する客観的にして公正なる判定に至るであろうということは、私の揺るがぬ信念であります。何故なら、彼らおよび彼らと共なる全ドイツ国防軍は、解き得ぬ課題の前に立っていたからです、すなわちそれは彼らが望まなかった戦争を行なうということ、しかもそれは、彼らがその信頼を得ていない、そして彼ら自身もまた限られた信頼をしか寄せていない、一人の最高司令官の下において、しばしば彼らの指導諸原則および継承され承認された諸見解に反する諸方法によって、かつ彼らの完全な命令権下に服していない諸部隊と警察諸隊や部分的には敵のために働く情報局を用いて、戦争を行なうというのでありました。そしてこれらすべてのことは、この戦争こそ愛する祖国の存亡を決定するという、完全で明確な認識の下に行なわれました。

彼らは、地獄の悪魔に仕えたのでもなく、一人の犯罪者に仕えたのでもなく、彼らの国民と祖国とに仕えたのでした。

私に関していうならば、私は、どんな人間も、自分に到達可能と思われる諸目標のうちで最高のものを追求する時以上に、よく行動できる時はない、と信じています。他ならぬこのことこそが、ずっと以前から私の行動の基本原理でありました、そしてその故にこそ、私は、裁判官諸氏よ、あなたがたが私に如何なる判決を下すであろうとも、この法廷の広間を、数か月前にここに歩み入った時と同様に、頭を上げて去るでありましょう。しかし私を、名誉あるドイツ国軍の裏切り者と呼ぶ者、あるいはまた私が利己的な個人的諸理由から自分の地位に留まっていたのだと主張する者を、私は、真実に対する裏切り者と呼びましょう。#

数十万の子どもたちや女性たちが絨毯爆撃で殺戮され、あるいは低空飛行機によって殺害され、そしてまたパルチザンたちが、自分たちの目的に適っているように思える、ありとあらゆる暴行手段を用いた、この度のような戦争においては、厳しい措置は、たとえ国際法的に疑わしいと思われる場合でも、道徳や良心に対する犯罪ではありません。何故なら、私は信じ、かつ表明します：国民および祖国に対する義務は、他のあらゆる義務に優っています。この義務を果たすことは、私にとって名誉であり、最高の法則でありました。

この義務が、今よりもっと幸せな未来において、いっそう高い義務によって、とって代わられますことを、すなわち人類に対する義務によって。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsechzehnter+Tag.+Samstag,+31.+August+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

だから死刑宣告は、ヨードルにとっては、間違いなく「意外」であった、そしてただ口惜しかった。その瞬間の彼の反応は、前に見られたとおり、ハイデッカーが伝えている。また、心理士ギルバートは、刑の宣告を受けて独房に戻って来た被告人たちを訪ねて、コメントを取ることを、その日の仕事としていたのであるが、ヨードルのその時の様子については、次のとおり記している：

ヨードルは、硬直したまっすぐな姿勢で、威厳を繕って独房に入っていき、私の視線を避けた。手錠を外されて、独房内から私に向かい合って立った後に、彼は、数秒間、あたかも唇を通して言葉を発せられないかの如くに、躊躇いを示した。「死刑――絞首刑！それには、少なくとも私は、値しなかった。死刑判決！おお、そうだ！誰かが責任を取らなくてはならない。だがそれには……」。彼の両唇は、小刻みに震えた、そして彼ははじめて声が出なくなった、「それには私は、値しなかった」。

（グスタフ・ギルバート、前掲書、428 ページ、私訳）

さらに、ハイデッカー&レープは、このギルバートの記録を利用しつつ、それよりは少し後のヨードルの様子に関しての、監獄理髪師をしていたヘルマン・ヴィットカンプによる回想をも加えて、いっそう詳しい情報を提供している：

……ヨードルは、硬直したまっすぐな姿勢で、独房に歩み入った。彼の顔には、赤みを帯びたいくつかのシミがあった。彼は私を見た時、数秒間、言葉を声に出していうことができないかのように、自制していた。それから彼はいった：『*絞首刑！それを*私は予想していなかった。死刑判決、ああ、いいだろう、誰か或る者が責任を負わなくてはならない。しかし、それを……』。彼の唇は、小刻みに震えた、そして彼の声は、急に甲高くなった」。

「私にはわけが分からない」と、ヨードルは、理髪師ヴィットカンプにいう、「私の妻と弁護士とが異議申し立てをしようとしている。それで以て引き出されるかもしれない唯一の成果は、ひょっとしたら銃殺刑になるかもしれないということだ」

ヴィットカンプは、ヨードルが今や新たな写真を独房の小机の上に飾ったことに気づく。写真には、彼の母親と、1 歳児の彼自身とが写っている。

「何故私は生まれたのだろう？」と、彼は、ヴィットカンプのいる前で問い、考え込みつつ写真をじっと眺める。「というよりむしろ、何故私は、あの時死なかったのだろう？そうすれば私は、どれだけ多くのことに遭わずに済んだであろうか？何のために、私は生きてきたのか？」

（ハイデッカー&レープ、前掲書、612 ページ、私訳）

また、ゲーリングは、全員の判決結果を聞き知ってから、ヴィットカンプに次のとおり語ったという：

今はもう、全部分かったというわけだ。彼奴らは俺を吊るさねばならぬ――だが撃ち殺すことはできないのだ。俺はずっと、ボルマンは別として、11 人の死刑判決を予想してきた――そして実際 11 人になった。ただヨードルの場合だけは、理解できないのだ、彼の代わりに、別の者を予想していた、レーダーだと思っていたのだ。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、611 ページ、私訳）

ゲーリングが、冷静に裁判の成り行きを観察していて、或る時点ですでにほぼ正確な結果予想をすることができていた、ということを、私は疑わない。そして彼がヨードルではなくてレーダーだと思ったことに、十分根拠があったのはいうまでもない、と考える。レーダーのことはともかくとしても、ヨードルについて、客観的に見て、彼を死刑にできるような起訴・挙証経過では決してなかった。ニュルンベルク法廷は、不当に彼の生命を奪い去った。

ヨードルの他には、ザウッケル、シュトライヒャーについて、死刑不当との疑念が後々まで一部に抱かれ続けている。ただし法廷自身には、この 2 人に死刑宣告を下すことに何ら躊躇いはなかったように見受けられる。ザウッケルは、4 訴因すべてについて起訴されていたが、有罪・無罪判決にあたっては、ニキチェンコが全訴因有罪、ローレンスが訴因 2、3、4 有罪、ビドル、ヴァブルが訴因 3、4 で有罪と判定したので、訴因 1 は 3 対 1 の無罪、訴因 2 は同数無罪、訴因 3、4 は全員一致の有罪となった。量刑については、全員一致で「死刑」であった。ザウッケルの罪状として挙げられたのは、1942 年 3 月 21 日に労働動員全権委員に任命されてから行なった、主として占領地からの大量の徴用である。占領地住民を引っ張ってきて国内の軍需産業をはじめとする工業や農業に従事させて生産を増大させることは、戦争遂行のための要件であり、そういう人員を確保することが侵略占領の主要目的の一つである、と考えることができるのだから、その意味で、ザウッケルの行動は、侵略戦争の謀議と実行に中心的に関与したものと見なされ、訴因 1「共謀」および訴因 2「平和に対する犯罪」に当たるといってよいようにも思われる。もちろん検察は、そういう捉え方によって、彼を全訴因について起訴したのである。しかし法廷が、判決を下すにあたって示したところの、「共謀」および「平和に対する犯罪」の再解釈に従う限りは、彼をそれらに関して有罪とするのは難しい。彼の立場は、主要な戦略行動の実行に直接関与したり、その謀議に参加したりできる権能を伴うものとは、見なし難いからである。一方において、彼の行動は、明らかに「人道に対する犯罪」および――戦争捕虜の強制労働のことを考えれば――「戦争犯罪」にあたり、かつその罪責はきわめて重大と断ぜられて当然であろう。したがって、訴因 1 および 2 について無罪、訴因 3 および 4 について有罪、量刑死刑という結論は、妥当なものと見なされてよいように思われる。にもかかわらず、死刑過重とする見方が消えないのは、労働動員全権委員たる彼の、組織的徴用に関わる権限の範囲が、非常に捉えにくく、ひょっとしたらそれは比較的狭小なものではなかったか、という疑いが残っているからである。労働動員全権委員として、ザウッケルは、経済 4 ヵ年計画全権委員ゲーリングの――後には実質的に中央計画委員・軍需大臣シュペーアの――下に就いて、全体的徴用計画の策定、各地域への徴用数の割り当てを行なった。徴用つまり法令による強制によって徴募された者の延べ数は数百万に達したのであり、ザウッケル自身の供述したところでは、終戦時にドイツ国内には約 500 万の外国からの労働者が滞在していた（700 万という数字も一部から出されていたが、ザウッケルは、逆にこれを利用して言い繕って、自分の就任時には 700 万いたけれども、その後帰還を果たすなどして、500 万に減ったのだ、といった）。これほど大規模な、行なう側の必要に駆られた動員であるから、徴募の際にたいへん手荒な手

法が用いられ、移送の際にも粗末な取り扱いがなされたということには、疑う余地もない。そしてドイツ国内での労働条件も、相当に苛酷なものであったと想像される（検察は「奴隷的労働」と決めつけた）。だがザウッケルは、それらの反人道的な行為に、自分は直接の関わりを持つことがなかった、それらは自分の権限外のところで起こった、と言い張った。彼の申し立てたところによれば、労働動員全権委員としての彼の下には、計画実行のための機関は存在せず、この問題を扱う国家機関は、あくまで労働省の第 5、6 部であり、後に監察を行なう第 9 部が設置された。占領地で実際に徴募を行なうのは、各占領地の国家特別委員（行政長官）の責任であって、その行政機構内に労働局が置かれていた。地域の事情によっては軍事司令官がそれを行なった。また各種警察の関与も疑いなかったが、それはあくまでヒムラーの権限下でなされたことであった。移送はドイツ国鉄の管轄であり、国内に迎え入れられた労働者たちの労働条件、生活条件の保障は、労働省、受け入れ企業および組合（ドイツ労働戦線）が責任を負うべき事がらであった。要するにザウッケルは、証拠調べで挙げられてきた、労働動員にまつわる数々の残忍行為について、自分の権限外のことであるから知らされてもいなかった、自分はただ組織的な労働仲介のマネジメントに当たる任務を果たしたにすぎない、と主張した。彼の尋問においては、この彼の権限範囲をめぐって、個々の事例を引き合いに出しながら、細かな検討が行なわれた。弁護人ゼルヴァティウスがザウッケルの主張どおり彼には権限がなかったことを立証すべく答弁を導いたのに対して、反対尋問では、フランス副検事ジャック・エルツォーク、ソ連副検事アレクサンドロフが、彼は種々の残忍行為を自分の権限内のこととして、知っていて行なった、ということを暴き立てようとして、執拗に迫った。彼らの追及は厳しく、ザウッケルの方は答えを求められる度に、何とかはぐらかして責任を逃れようとする、ずるい態度を曝け出した。だがそれでも、全体として検察の思惑どおりに運んだのかといえば、それは微妙だ。法廷が迷わずに死刑宣告できるほどに、ザウッケルの甚大な罪責を立証し得た、と認めるのは、公平に見て難しいのではないだろうか。それから、私たちが注意しておきたいと思うのは、彼があくまで自分の「無実」を主張している、つまり自分は労働仲介という善行をしただけである、と言い張っていることであり、そしてそれは彼独自のプロレタリア意識に拠っている、ということである。フリッツ・ザウッケルは、1894 年下フランケン地方のハースフルト・アム・マインに、郵便配達員フリードリヒ・ザウッケルの一人息子として生まれた。お針子をして家計を助ける母のおかげでギムナジウムに進んだが、その母が心臓病で倒れると学業を断念して、船乗りになり、商船隊の乗組員として、世界各地を廻った。第一次大戦が始まった時、オーストラリアに向かう海上でフランス軍船に拿捕されて、大戦終了時まで収容所に入れられていた。戦後釈放されたが、船員としての正式資格を得るに至っていなかったので、故郷に戻って、ボールベアリング工場で旋盤工や組立工として働いた。急進的な社会主義労働運動が盛んなその職場の雰囲気の中で、ザウッケルは、政治的意識に目覚め、積極的に議論や活動に参加し、或る活動家の娘と結婚して、後に 10 人の子どもに恵まれることになるが、やがては社会主義運動の諸流派の中でも特に国家社会主義に共感を寄せるようになり、1923

年にはNSDAP入党を果たす。つまり彼は、ヒトラーの唱える国家社会主義を、社会主義の理想に最も適った形態として評価し、もっぱら社会主義者としての意識においてナチとなった。入党後、政治的才覚を発揮してのし上がっていった彼であるが、出発点における社会主義者、プロレタリアとしての自覚は、一貫してしっかり保たれていた。だから、彼の意識においては、占領地の住民をドイツ国内に連れて来て仕事先を世話することは、戦災プロレタリア救済のための必要施策であった。戦火で農地を荒らされ、家屋を焼かれ、地域の生産施設も閉鎖に追い込まれて、生活の資を失ってしまった者たちにとって何より望まれることは、早急にとにかく一定の収入を上げられる仕事先が見つかることだ、家族と離れ離れになっても、いくらかの仕送りができるなら、それで辛うじて家族の生活が成り立つ見通しもつく――自分自身の生活経験からも、ザウッケルには、そういうことが痛いほど分かった。だから彼は、労働仲介という任務に大きな意義を見出していた。そして上から示される需要に応じて精力的に労働力のドイツ国内移入に努力した結果が、数百万に及ぶ「労働動員」となったのである。8月31日（法廷第216日）の最終陳述で、ザウッケルは、自分の労働者意識を切々と訴えた：

裁判官の皆様！この裁判で顕わにされた諸犯罪行為には、私は、心の奥底から揺り動かされました。私は、深い謙虚と畏怖の念をもって、すべての国々の犠牲者たち戦没者たちの前に、そして我が国民の不幸と苦しみとの前に、跪くばかりです、私の運命は、我が国民を基準としてのみ測り定められねばなりません。

私は、ここに一緒に起訴された仲間たちとはまったく異なった種類の生活環境に育った者です。本性において、心根において、私は、終始船乗りであり労働者であり続けました。第一次世界大戦後、私の人生行路は、生存をかけて闘う我が国民大衆の数々の不安と窮乏とを、自らの身に体験することによって、決定づけられました。内面の葛藤が、私を政治の方に強いて向かわせました。私は、社会主義者以外の何者でもあることはできませんでした。しかし私は、共産党宣言に賛意を表することはできませんでした。私は、決して反宗教的とか、いわんや無神論者などではなく、その正反対のものでありました。私自身、政治へと向かう前に、自己との激しい闘いをしました。そして私はついに、労働する力を唯一の富として持つ人々に向けて、社会主義的な愛と正義とへの信頼の念を表明したのです、そして同時にまた、我が国民の運命への信頼の念を。それの中に、私は、社会主義の信念と真の祖国愛との間の、唯一可能な結びつきを見たのです。この信念のみが、私の人生と行為とを決定づけました。私はここに、人道の法に対する何らの背反も見出すことはありませんでした。総統制と服従者の忠誠とのうちに、私は、何らの恣意的な独裁あるいは専制も見つけ出すことはありませんでした。ひょっとしたら、私の誤りは、私の感情と信頼との高揚であり、かつヒトラーに対する私の大いなる尊敬であったのかもしれません。彼のことを、私は、ドイツ国民の生存諸権利の代弁者としてのみ知り、かつ彼を、労働者、女性、子どもたちに対して親切な人間、ドイツの生存利権の後援者と認めていました。この裁判に示された如きヒトラーを、私はそれと認めることはできませんでした。ひょっとしたら、さらなる欠陥は、私の孤立と、観念世界および任務への固執であったのかもしれません。

国家における高い地位の保持者たちとの社交的関係を、私はほとんど持ってはいませんでした。私の乏しい自由時間は、家族のために使われました。私の妻が、一貫して社会民主主義者であり続けた一人の労働者の娘であったことで、私は幸福でありましたし、今も幸福であります。

私は、この最後の言葉において、謹んで確言いたします：すべての対外政治的出来事と、そしてすべての戦争行動の始まりとが、私を完全に驚かせました。

たとえどんなことがあろうと、私は、自身ドイツの労働者としても、またドイツの労働者たちのためにも、侵略戦争惹起の狂気を呼び覚ますことに協力もしなかったし、またそんなことを一緒になって計画することもしなかった筈です。

私が国家社会主義者となったのは、ただ、階級闘争、公用徴集、市民戦争を厳しく批判し、平和および同時代人との協調への絶対的な意志と、ヒトラーの建設的仕事とを、断固信頼したからであります。私は、労働者でありましたから、自分の任務の領域において、あらゆる種類の暴力行為や勝手気ままや粗暴を阻止するために、常にすべてを傾注しました。私は、ヒムラーやゲッベルスに対抗してでも、自分のマニフェストおよび外国人労働者たちの人道的で正しい取り扱いをすべての部署に対して強制的に指図する、労働動員のための他の多くの指令を押し通そうと欲するほどに、たいへん純朴であったのです。

私には、きわめて恐ろしい密事や犯罪についての知識に何ら抵抗感を抱かずに耐えることなど、決してできる筈もありませんでしたし、またその種の意識を持ちつつ、我が国民の、あるいは自分の 10 人の純真な子どもたちの前に顔を見せることなど、決してできる筈もありませんでした。私は、平和に対する、あるいは人道に対する何らかの陰謀に関与してはいませんし、殺人や虐待を許すようなこともしませんでした。

戦争自体の中で、私は、自らの義務を果たさねばなりませんでした。労働動員代表全権委員の任務を、私は、1942 年というきわめて重大な危機の時期に引き受けましたが、それは私自身にとっては、まったく驚きのことでした。私は、既存の労働諸法律、総統の諸指示および国家防衛大臣評議会の諸指令に拘束されていました。何故私がまさにこの任務を命じられることになったのか、私には分かりません。私自身のガウにおいて、私は、とりわけ労働者、農民、手工業者たちの信頼を得ており、すでに 1933 年以前、つまりヒトラーの権力掌握以前に、議会の自由選挙による圧倒的多数をもって、当地の州政府長官に選ばれていました。

摂理が私に、組織性と実際的仕事および熱中的集中力のための、良い素質を恵み与えたのだと思います。ひょっとしたら、その故に、私はこの任務を受けたのかもしれません。この任務は、私に重い負担を課しました；ベルリンの地盤は、私にはまったくなじみのないものでした。

私は、労働者なのですから、外国の人間たちを奴隷にするなどということを、決して考えたことはありません。人材を倹約的に取り扱うように、という私の要求は、決して非人道的なる搾取をではなく、人材の経済的、合理的かつ適正な仕方での、労働への投入を意味していたのです。私は決して、国際法、戦争法および人権の法に対する犯罪を行なうことを意図してはいませんでした。ひと時たりとも、私は、自分の任務の合法性、適法性を疑うことはありませんでした、何故なら私は、ドイツ政府による国際法違反など、あり得ないことと思っていたからです。それでもなお、ドイツの労働諸法律は占

領諸地域において適用されてはならなかったのだ、として私を非難されるのであれば、私としては、次のように答えることをお許し願いたいと思います、すなわち、高い地位に在るフランス人、ベルギー人、ポーランド人、そしてまたロシア人たちでさえ、自分らが労働者たちによってドイツを支援するのは、ヨーロッパを迫り来る共産主義体制から守るため、戦争における失業と大衆の貧窮とを防止するのを手伝うためである、と私に言明したのです、と。しかし私は、最大限の努力をもって自分の任務の遂行に尽力したばかりではありません、同時にまた全力で、1941 年から 1942 年にかけての冬の災厄によって生じていた、外国人労働者たちの組織性と扶助体制との低迷状態を、私の役職就任後ただちに、あらゆる手段をもって除去することに、そしてあらゆる不足と窮状とを取り除くことに努めたのです。

私はまた、私の記録文書が証明しているとおり、私が求めたような正しい扱いをすれば、外国人労働者たちを、内面的にも、我々ドイツ人の任務のため、味方に引き入れることができた、と思っています。ひょっとしたら私は、ヒムラーやゲッベルスの目には、どうしようもないユートピア主義者であったのかもしれません――彼らは私の敵でした。しかし私は、すべての外国人労働者たちがドイツ人労働者たちと同じ権利と条件とを獲得するということを求めて、誠実に戦いました。そのことをもまた、私の弁護人の挙げる数多くの記録文書が証言していますし、証人たちの本法廷におけるすべての発言も、それを証明しました。もしも私の仕事が不完全であったというならば、それを私本人以上に深く遺憾に思うことのできる者はおりません。残念ながら、私の弁護人が証明したように、私の仕事は、ただ部分的にのみ私の手中にありました。証拠調べによって示されたところでは、占領諸地域において、私および民政的に統制された労働動員の影響力がまったく欠けているような事がらが起こりました。

しかし私の許には、ドイツの経済的な需要を担う人々や諸役所からの、私の調達する労働力が、この戦争の続行のためには常に少なすぎる、という諸々の苦情が届いてきました；もしも戦時経済および食糧経済において容易ならぬ危機が迫ってきているのならば、私に責任がある、というのです。これらの重大な責任とこの心配とが、まったく私の心を占めていましたので、私は、他の諸事項のための暇を見出せず、その暇を持ちませんでした。私は、このことを残念に思います。

私の出した諸指令につき、また私の下の職員たちのために、私は、責任を引き受けます。中央計画の諸議事録を、私は、この裁判以前に一度も目にしていませんでした、もしも目にしていたならば、私は、誤った箇所や誤解されやすい箇所をちゃんと訂正していたでありましょう、それは例えばあの、自発的労働者 20 万人という、あり得ない割合に関する箇所などです。同じことは、第三者たちが誤って私のものとして書き留めた、他のいくつかの発言にもまた当てはまります、これらの言葉が現実に私から発せられたことはありませんでした。私は、労働者であり、私自身外国の諸船に雇われていましたから、ドイツにいた外国人労働者たちに、感謝の情を抱いています、何故なら彼らは、我々をたいへん手伝ってくれましたし、とてもよく働いてくれたからです。ひょっとしたらこれが、彼らが概ね適正かつ人道的に扱われたことの証拠であるのかもしれません。私は自身で、しばしば彼らを訪問しました。私は、労働者でありましたから、1943 年と 1944 年、外国人労働者たちのところでクリスマスを祝いました、彼らに、私の彼らに対する気持ちを示すためです。私自身の子どもたちも、外

国人労働者たちの中に交じって、同じ労働諸条件の下に働いていました。私は、あるいはまたドイツ人労働者たちおよびドイツ国民は、これを奴隷身分と見なし得たでしょうか？これを余儀なくしたのは、我々の戦争の窮状でした。さもなくば、ドイツ国民およびドイツ人労働者たちは、奴隷に類似した状態を、決して自分たちの許に許すことはなかったでしょう。

私の弁護人が、きわめて客観的に、私における実情を完全に真実のままに説明してくれました。このことに対して、私は彼に、深く心より感謝いたします。彼は、私における実情を、彼の側から調査するに際して、厳格であり、適正でありました。

私の意欲と私の良心とは、純粋であります；この戦争における欠乏と窮状、状況の恐ろしさは、深く私の胸に刺さっています。私自身は、摂理が私に課するどんな運命でもこれを、ちょうど私の戦死した息子がしたように、支持する心構えができています。私が労働動員のための全権委員に任命したガウ指導者たちは、ひたすらただ、ドイツ人および外国人の労働者たちの適正な扶助と待遇とのために配慮するという、任務を有していました。

神が、我が何にもまして愛する国民を加護し給わんことを、主なる神が、ドイツの労働者たちの労働を再び祝福されますことを、私の全人生の努力は、彼らに捧げられてきました、そして神が、世界に平和を贈り給わんことを。

（ http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertsechzehnter+Tag.+Samstag,+31.+August+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

もちろんザウッケルの、この発言に露呈されているとおりの、極度の独り善がりについては、これをいくら厳しく非難しようとも非難し足りるものではない。彼は「労働仲介」の意味を完全に履き違えている。客観的に見れば、彼の行為は、侵略を受けて戦災で生活基盤を奪われた者たちをドイツ各地に連れて来て奴隷的労役に従事させる、その人数割り振り、移送手配等のマネジメントにほかならなかった。検察がこれを糾弾したとおりである。しかし、彼をしてそのような行ないを為さしめるに至った甚大な考え違いは、どこまでも責められるべきであるにせよ、彼が必死になって申し立てている主観的な善意まで、否定し去ることはできないように思われる。彼は侵略戦争そのものの計画者・共謀者ではなかった、と認める以上は、起こってしまった状況の中で、自分は戦災プロレタリアの救済に力を尽くそうとしたのだ、という彼の主張を、主観的意図の次元で覆すのは容易なことではない。尋問において検察がそれを果たしたようには見えない。そうであってみれば、法廷は、量刑の決定に際して、彼の主観的善意を斟酌することがあってもよいのではなかったろうか。ザウッケルが、死刑宣告を受けて独房に帰って来てからどんな様子であったか、ハイデッカー&レープは、次のとおり伝えている：

死刑判決を受け入れることができず、最も激しく抵抗したのは、ザウッケルである。彼は、すべてのことは疑いもなく翻訳の誤りに原因を帰されるべきだ、ということを示唆して、理髪師、監獄医師、心理士たちを悩ます。誤りはこれからなお発見されて、判決は修正されるであろう、と彼は固く確信

している。彼の絶望の情報は、迅速に監房棟に広まる、そしてついに、自らも死刑の判決を受けたザイス - インクヴァルトが、ザウッケルに宛てて慰めの手紙を書く。ドイツ人監獄医師のルートヴィヒ・プリュッカー博士が、その短い手紙を、かつての労働動員指導者のところに持ってくる。そこには、とりわけ次のように書かれている:「親愛なる同志ザウッケル！あなたは、判決に辛辣な批判を加えている。あなたは、あなたの言葉のうちの或るものが誤って翻訳され解釈されたがために、あなたに対して厳しい判決が出されたのだと思っている。こういう印象を、私は受けてはいません。総統の命令が存在したということによっては、この我ら国民の生存をかけての闘いにおいて第一線に立つ勇気と力とを持っていた我々から、責任が引き去られることはできません。我々は、勝利の日々において第一線に立っていたのであるならば、不運の時においても最前列に立たんとする要求を持っています。我々は、我々の態度によって、我らが国民の未来を再び建設するための助けとなるのです。あなたの、ザイス - インクヴァルト」

（ハイデッカー&レープ、前掲書、612-613 ページより私訳）

ザウッケルは、フランケン訛りが強く、かつ早口で、しかも大声で喋った。だから彼は同時通訳泣かせであり、その様子に裁判長がたまらず注意を与える場面もあった。しかし彼自身としては、自分のいわんとすることが的確に翻訳され、法廷や検察に正しく伝わっているのかどうか、常に不安でならなかった。実際にまた、特に反対尋問を受けている時に、不安が現実になってしまったような例にも直面した。例えば、会議における彼の「労働力を利用し尽す ausnutzen」という発言記録が残っていて、それは証拠文書として提出されていたのであるが、反対尋問でソ連検事アレクサンドロフがこれを用いて尋問してきた時、その部分の再訳ドイツ語が「労働力を搾取する ausbeuten」となっていることに、彼は気づいた。彼はさっそく翻訳誤りを指摘して反論を試みたが、取り合ってもらえなかった。このような経過から、彼は、ずっと翻訳に対する深い不信感を抱くことになったのである。それにしても、ここに来て、この場面でのザイス - インクヴァルトの上記の慰め言葉は、ザウッケルにとっては、むしろあまりにも残酷なものであった、とはいえないだろうか。彼は、自分が「ここに一緒に起訴された仲間たちとはまったく異なった種類の生活環境に育った者」であることを、わざわざ法廷に向って宣言せずにはいられなかったほど、強いプロレタリア意識の持ち主であった。その彼にとって、勝利の時も敗戦の時も国家の第一線に立って責任を負うことなど、思いも寄らない。彼としては、ただひたすらプロレタリアとしての自分の思いを見識高い法廷に向って訴えかけたのに、それがちゃんと聞き届けられていないから、怒り、悲しみ、もう一度しっかり聞いてほしい、と絶望の淵から叫ぶのを止めることができないのだ。エリートの諦観をお仕着せられて、それで鎮まるような心理状態であろう筈がない。

だが、今日に至るまで、法律専門家を含む諸方面から、死刑不当の見解が最も根強いのは、シュトライヒャーの場合である。とはいっても、それは、彼に同情する人間が多いから、というわけではない。それどころか、彼は、間違いなく、ニュルンベルク法廷で、被告人たちの中でも最悪の憎まれキャラクターであったし、裁判記録を読むたいていの後世の人々の

心にも、他のどの被告人にもまさって、強い憎悪・嫌悪の念を呼び覚まさずにはいない人物である。不当判決だというのは、法廷自身が彼に対して催した悪感情にまかせて、明らかに検察の挙証が不十分であるにもかかわらず、強引な結論を出した、という経緯がはっきりと見て取られるからにほかならない。つまりシュトライヒャーの死刑判決は、法廷が感情で以て、「疑わしき」――これはあくまで「検察の挙証内容が疑わしい場合」という意味であるが――を罰してしまった顕著な事例と見られざるを得ない、ということである。この不当判決を、きわめて苦々しく思っていた者が、実は検察陣の中にもいたのである。テルフォード・テーラーは、ジャクソンの下で米国副検事を務め、この主要戦争犯罪人に対する裁判終了後に、米国に帰ったジャクソンに代わって首席検事となり、続くいわゆるニュルンベルク継続諸裁判に主要な役割を演じた人物であるが、そのテーラーが、50 年後になって、シュトライヒャーに対する死刑宣告は「急ぎすぎで無思慮な」ものであったとして、次のとおり述懐したのであった：

> 法廷の成員たちが、あたかも虫けらを踏み潰すかの如くに彼〔＝シュトライヒャー〕を絞首台に送った無神経なやり方は、根本において我慢のならないものである。
>
> （https://de.wikipedia.org/wiki/Julius_Streicher より私訳）

ユリウス・シュトライヒャーは、1885 年、アウクスブルク近郊のフラインハウゼンで、小学校教師フリードリヒと妻アンナとの間の、9 人の子どもたちの 1 人として生まれた。彼自身も 1904 年から小学校教師を仕事とした。1909 年にニュルンベルクに移り住み、第一次大戦では、バイエルン連隊予備役の一等兵、後に少尉となった。戦後、反ユダヤの政治活動に熱心になり、1920 年、アンティセミティズムを掲げるドイツ社会主義党（DSP）に入党して、やがてその幹部にのし上がる。そして 1922 年秋には DSP を解党して、NSDAP に合流し、そのニュルンベルク支部の指導者に収まる。1923 年にはアンティセミティズムの不穏な活動の故に小学校務めを停止され（1928 年に正式解雇）、以後政治活動に専念、同年 11 月のミュンヘン一揆に参加する。一揆参加者としての逮捕は免れたので、ヒトラー収監中、禁止された NSDAP の活動を実質継続することを託された「大ドイツ国民共同体」に加わり、ローゼンベルクを押しのけてその中心人物となる。ヒトラー出所後、1925 年に再結成された NSDAP の党員リストでは、彼の党員番号は、ヘスの後、ローゼンベルクの前の第 17 番となっている。1925 年以来、彼は党の中部フランケン・ガウ指導者（ガウライター）となる。後にガウ名称はフランケンと変わったので、彼は、「フランケンフューラー」と自ら称するようになった。また 1932 年に国会議員に当選し、以後ナチ党議員団のメンバーとなった。SA 上級分隊指導者の称号も得た。だが、シュトライヒャーに特徴的なのは、ナチスの高位政治家としての彼の活動が、ほとんどもっぱらユダヤ人に対する貶下、誹謗および民衆に向けての反ユダヤ人煽動に集中していた、ということである。その彼の最大武器は、『シュテュルマー』（＝前衛）なる週刊タブロイド紙であった。彼は、この雑誌を 1923 年

に創刊し、以来ずっとその所有者、編集者であった。それに彼が載せたのは、ユダヤ人の戯画というよりはユダヤ人を貶めるための卑猥なポルノグラフィーであった。読者の低劣な関心を刺激した『シュテュルマー』は 1938 年には 50 万部も売れるに至って、シュトライヒャーに多大な利益をもたらしたのである。シュトライヒャーのアンティセミティズムも、根本においては、ローゼンベルクにおけると同じく、血の妄想に憑りつかれて、ユダヤ人をドイツ人の純血を脅かす敵と見なす偏見に拠っている。だが、その妄想の展開の仕方において、両者はかなり異なっているといわねばなるまい。どちらの方がマシだとか、より悪いとかいう問題ではないのだが、ローゼンベルクが自らの所説にともかくも学理の体裁を持たせるように努めていたのに対し、シュトライヒャーは、ただただ民衆の卑俗さに阿った。彼は、自らが生物学的・遺伝学的事実であると思い込んでいることを、人々の劣情を刺激することによりユダヤ人に対する憎悪を決定的に煽る、といった巧みな仕方で、言葉や画像に表現した。特に、ドイツ人女性とユダヤ人男性との性行為を激しく憎悪した彼は、それに反対するキャンペーンを、ひどくえげつない仕方で繰り広げた。1933 年には、ニュルンベルクで、ユダヤ人青年と親しくしたドイツ人女性が、「名誉を忘れた者」として、シュトライヒャーの煽動により晒し台の上で公衆の面前に晒されたという。そうした彼のやり口は、その苛酷さにおいて、党の施策の一歩先を行っていた。当然、党の中央からは嫌われる傾向が強く、彼は決して党公式のアンティセミティズムの立場を代表する政策家になることはなかった。『シュテュルマー』は、あくまで彼個人の刊行物であり続けた。そして彼が党を追われる日は、かなり早くやって来た。1938 年 11 月ポグロムの後にゲーリングの指令した経済アーリア化の波に乗って、彼はフランケン地方でユダヤ人所有の土地、家屋、店舗の接収を容赦なく行なった。実際の価格の 10 分の 1 以下の代価を払って譲渡させた財産を、法人としての地位を持たないフランケン・ガウに所有させたことが、党の疑いを招き、調査委員会が作られて、その究明の結果、シュトライヒャーおよび彼の親密な友人たち――党の見地からは所有権を持ち得ない――が、不当に巨利を得ていることが判明した。調査委員会は、シュトライヒャーがこの汚職に加えて、かねてよりゲーリングら党幹部たちに対する敵対的・侮辱的発言をし、また女性たちに対する人権侵害的言動を行なっているとして、彼を党最高裁判所に告訴した。同裁判所は、シュトライヒャーを指導者任務に不適格と判断して、1940 年 2 月に彼の全職務を解いた。以後彼は、ニュルンベルク市内への立ち入りを禁止され、郊外の所領に引き籠って、ゲシュタポの監視を受ける。ただしヒトラーは、古くからの同志としての彼に対する愛着を断つことができなかったと見え、『シュテュルマー』は依然として彼の所有のままで出版を許され、また彼が「ガウライター」の称号を用い続け、かつその服装をすることも、認められた。

いずれにせよ、そういう経緯であったのだから、1940 年 2 月を区切りとして、シュトライヒャーがナチスの活動に参加することも影響を与えることも為し得なくなったのは、明確な事実である。したがって、法廷での攻防は、本来、この時点以前において、ガウライターであった彼の為したユダヤ人迫害行為から、どれだけの罪責が引き出されるか、をめぐっ

てのものでなくてはならなかった。この点につき、結論をいってしまうならば、彼はたしかにユダヤ人に対する数多くの加害行為を行なっていたのではあるが、党としての組織的迫害の中心的推進者になったとか、特定の殺害行為に直接的に関与した、といった事実を見出すことはできなかった。1935 年の所謂「ニュルンベルク法」は、一見如何にもシュトライヒャーの血統偏見をそのまま法文に表現したものの如くであるが、実際のところは、彼は、党大会（兼国会）に呼び集められて、すでに出来上がった法案を議場ではじめて示された大勢の国会議員たちの 1 人にすぎず、法案そのものの作成にはまったく関与していなかった。建造物損壊の大きな事例としては、ニュルンベルク市内において、1934 年、ネプトゥーンの泉――シュトライヒャーはこれを「ユダヤ人の泉」と呼んでいた――の解体、1938 年 8 月、ハンス・ザックス通りにある中央シナゴーグの取り壊しがあった。いずれもシュトライヒャーの強制力の下に行なわれたことであるのは、明らかであった。ただ、彼は、それらをあくまでフランケン・ガウライターとして、街の美観を配慮する立場から執行したのだと主張した。党の組織的なユダヤ人迫害政策の一環として実施されたものと証明されない以上、シュトライヒャーの主張を崩すことは難しい。だが何よりも大きな意味を持っていたのは――正確には「本来ならば何よりも大きな意味を認められてしかるべきであったのは」というべきであろうが――1938 年 11 月のポグロム（「水晶の夜」と呼ばれた暴動の一夜）に、彼はまったく参加していなかった、という事実である。11 月 9 日、ミュンヘンで例年通り一揆記念日を祝い、古くからの同志たちとの夕食会の席についていたヒトラーに、駐パリ大使館参事官エルンスト・フォム・ラート――前々日ユダヤ人青年ヘルシェル・グリュンシュパンに襲われて重傷を負っていた――の訃報がもたらされたのは、21 時頃、ヒトラーは隣席のゲッベルスに手短に何かを囁くと、そのまま退席した。その場に残っている者たちへの事件の伝達は、ゲッベルスがした。ゲッベルスは同時にベルリンにいる SS 国家指導者ヒムラーおよび SD 長官ハイドリヒにも指令を送り、この夜のうちに全国警察はヒムラーの指揮の下、各地域のガウ指導部と協力して住民を煽動し、シナゴーグの焼き討ちや、ユダヤ人商店、住居の破壊を行なわせるよう、手筈が整えられた。こうして全国一斉に、民衆の手で（！）、暴動が実行されたというのが、「水晶の夜」の実態である。ところがシュトライヒャーは、当時フランケン・ガウライターであったにもかかわらず、この暴動に参加しなかった。この夜彼は、「蚊帳の外」ならぬ「ベッドの中」にあったのだ。この日彼は、気分がすぐれなかったので、夕食会を中座して、そのままニュルンベルクの自宅に戻り、早めに就寝した。真夜中近くに、彼は、SA 指導者のフォン・オーバーニッツによってたたき起こされる。オーバーニッツは、シュトライヒャーに、大使館参事官フォム・ラートの死の出来事を告げ、宣伝相ゲッベルスから、その報復として、シナゴーグ焼き討ち、ユダヤ人商店、住居破壊を行なうべし、との命令が出ていること、ガウライターはそれに参加しなくてはならないことを、手短に伝えた。ところがシュトライヒャーは、そのような仕方には自分は賛成しない、といい、オーバーニッツが重ねて「命令である」といっても、自分はそれには参加しないから、そちらでやれ、といって、また寝てしまったのだという。事実このような経過であった

ということは、オーバーニッツをシュトライヒャーの寝室まで案内した運転手フリッツ・ヘルヴェルトの証言によって確認された。つまり、この夜に限っていうならば、シュトライヒャーは、ユダヤ人に対する手荒な破壊行為に反対し、中央からの命令にもかかわらず、それに参加することを拒んだ、ということになる。もっとも、この夜の出来事に端を発した経済のアーリア化の波に乗って、彼が私腹を肥やしたことは、前に触れたとおりであるが、それはあくまで暴動自体への参加如何とは別の問題といわねばならない。さらに、ホェスの証言が明らかにした如き強制収容所における大量殺戮については、1940 年 2 月という、シュトライヒャーが役職を剥奪された時期を考えるならば、それに対する彼の関与を見出すのは困難であった。それでも検察は頑張った。シュトライヒャーは、初めうち、自分は大量殺戮のことをまったく知らなかった、と主張していたのだが、英国補助検事グリフィス - ジョーンズが反対尋問で、シュトライヒャーが購読していたスイスで発刊のユダヤ人新聞の記事を証拠に挙げて迫った。その結果、シュトライヒャーは、それを示唆する記事は見たけれども、自分にはそれは信じられなかったのだ、といいなおすことになった。しかし追及も所詮ここまででであった。彼が大量殺戮について或る程度知っていたらしい、という推測が成り立ったところで、彼はその時期、実質的にこれに関与し得る立場にはなかった、ということが明確である以上、それは彼の罪責を加重する効力をまったく持ち得ない。つまり強制収容所におけるユダヤ人大量殺戮の罪をシュトライヒャーに着せることはどう考えても不可能であった。

シュトライヒャーは、訴因 1「共謀」および訴因 4「人道に対する犯罪」について起訴され、判決では、訴因 1 については無罪、訴因 4 については有罪とされた。つまり彼の死刑は、「人道に対する犯罪」からのみ導き出されたことになる。もちろん、1 項目だけの有罪で死刑というのは重過ぎる、といおうとするのではない。「人道に対する犯罪」と呼ばれるべきものが、どれだけ卑劣かつ凶悪な行為まで含んでいるかということは、審理を通して明らかにされた。やや語弊はあるかもしれないが、「人道に対する犯罪」は、それだけで十分に死刑に値する場合もあり得る、といえるのである。しかし、個別の量刑は、当然のことながら、あくまでその被告人の、立証された限りの関与の程度に応じて、測られ決められるのでなくてはならない。その者が、どの程度の凶悪性を有する行為に、どの程度の影響力を持って関与したのか、についての評価に従って、各種有期刑から死刑まで、幅広く分化してしかるべきである。シュトライヒャーの場合は、ガウライター時代の彼の行為として立証された上記のとおりの内容と、1940 年 2 月以降、彼が一切の権限を失ったという明確な事実とから考えて、有期刑が妥当であったと見るのが、公正なところではないであろうか。死刑判決は、法廷のヒステリーであったように思われる。品性下劣、無慚無愧なる彼の有り様に対して覚えた嫌悪感に駆られるままに、法廷は、何の躊躇いもなくシュトライヒャーを絞首台に送ることに決定したのであった。このことに関連して、最後にもう一つ付け加えておきたい。シュトライヒャーは、ホェスの証言が法廷に惹き起した憤激の犠牲になったのだ、という意味合いのコメントに、筆者は一度ならず出くわした覚えがあるが、一見粗暴な放言であるかの

印象を与えるこの種のコメントが、案外真相を抉る穿った見方を表明しているもののように、筆者には思えるのだ。すでに見られたとおり、ホェスの証言は、強制収容所で行なわれた、気の遠くなるほど多くの数の人間に対する、残虐極まりない殺戮の、現にその実行に当たった者によるあからさまな告白として、限りなく大きな意味を持っていた。だが、ホェスは、本法廷にはあくまでカルテンブルンナー弁護のための証人として出て来たのであることを、忘れるわけにはいかない。彼は、アウシュヴィッツ収容所長として、カルテンブルンナーから何らの命令をも受けたことはない、カルテンブルンナーの訪問を受けたこともない、と証言して、弁護側証人としての務めは果たした。そのうえで、自分の収容所で起きた、想像を絶する残虐な大量殺戮のことを告白したのである。それによって法廷が、ナチスの所業に対する激しい怒りと憎しみとに、あらためて満たされたことはいうまでもないのだが、さて、この怒りを、被告人たちのうちの誰に向けたらよいものであろうか。ホェス自身によって、アウシュヴィッツとは無関係と証言されたカルテンブルンナーに、この大量殺戮の罪責を、帰することはできない。ホェスが挙げていた命令者の名は、ヒムラーであったが、その者はもういない。いったい今被告人席にいる者たちのうちの誰かに、如何なる言語をも絶するほどのこの激しい怒りを集中的に向けることは可能なのであろうか。問題は、法廷を当惑させるに十分なものであった。だが法廷は、その当惑を取り繕うのに、さほど苦労はしなかった。法廷自ら「ユダヤ人敵視煽動者ナンバー 1 (Judenhetzer Nr.1)」としてマークしたシュトライヒャーを断罪対象に仕立て上げたのである。つまりシュトライヒャーは、スケープゴートにされた。あるいはまた、この点を捉えて、ヒムラーの補償の役を押し付けられたのは、実は、カルテンブルンナーではなくて、シュトライヒャーであったのだ、といえるかもしれない。彼のような悪辣な扇動者は、ユダヤ人に降りかかった最大の惨事の主要な原因者の一人であったと、当然見なされなくてはならない――これが、強制収容所における大量殺戮とシュトライヒャーとを結びつけようとする、法廷の強引な理屈であった。その意味で、彼の死刑は、あからさまな「見なし判決」であったといわねばならない。ところが、上述のとおり、シュトライヒャーには、1940 年 2 月という、その時を以て一切の影響力を失うことになった、区切りの時点が、厳然として存在した。だから本当のところは、そんな「見なし」すら成り立つ筈もないのだ。そのように「見なし」の余地もないほど、事実において無関係がはっきりしているにもかかわらず、法廷は、あえて「見なし」を働かせて、原因者性を想定し、そこから絶対不可避の帰結であるかの如くに、彼の死刑を結論したのであった。法廷のこうしたやり方には、もともとシュトライヒャーに対する嫌悪感を煽り立てた仕掛け人である検察陣の中にさえ、反発する者が出てきた。そのような人々は、ただシュトライヒャー死刑の判決に対して批判の気持ちを抱くだけに止まることはできないであろう。自分もまた、起訴し糾明する立場にある者として、シュトライヒャーを絞首台に送るのに一役買った、という意識を免れることはできないから、内心の忸怩たる思いに、後々まで苛まれることになった筈である。テルフォード・テーラーの五十年目の述懐は、その事情を如実に表わしているものであるように思われる。

さて、死刑判決を受けた 11 名の者たちの、執行の日に至るまでの様子については、ハイデッカー&レープが、監獄医師プリュッカーや理髪師ヴィットカンプの回想に拠って、ごく簡単に伝えてくれている。筆者にとっては、その情報で十分である。看守兵たちの見張りは、極度に厳しくなった。彼らは、ほとんど時の間隔を置かずに覗き窓から中を窺った。房内は夜の間もずっと灯りで照らされていた。囚人たちは、朝と夕に一度ずつ、看守兵に付き添われて中庭を散歩することが許されたが、それ以外は独房の中で過ごさねばならなかった。彼らはそれぞれ、思い思いの本を手許に置いて、読んでいるようであった。彼らがそれを読み耽っていたものか、それともただパラパラとページを捲っていただけなのか、そしてそれでいくらかでも気を紛らすことができたのか、わかる由もなかった。また彼らは、身内から届いた手紙を読み、かつ自らも手紙を書くこともあった。規定に従っての、連合国管理理事会宛ての減刑願を、カルテンブルンナー以外の者たちは、それぞれ提出した。ゲーリング、カイテル、ヨードルの嘆願のうちには、死刑ならせめて銃殺刑にしてほしい、という願いも含まれていた。また、或る者たちは、それぞれ自分の個人的関係を頼って、モンゴメリー元帥、トルーマン大統領、アトリー首相、ローマ教皇に宛てて減刑嘆願の書簡を送った。しかし、それらに期待を持てないことを、彼ら自身、よく知っていた。執行の時が 10 月 15 日夜から同 16 日朝にかけてになることは、早くから決まっていたらしいが、当然極秘とされていた。しかし、ほとんどの囚人たちが、10 月 14 日（月）を執行の日と予想した。その日が、死刑宣告からちょうど 2 週間目に当たり、かつ週明けの日であるから、というのが、彼らの推測の根拠であったようだ。中庭の向こう側にある体育館からは、ハンマーや鋸による普請の音が響いてきた。明らかに館内に絞首台の設置を急いでいるのであった。その音は、シュトライヒャーの独房から、おそらく最もよく聞くことができた。シュトライヒャーは、必死に恐怖に耐えて、強がって見せていたようである：

> 「我々の絞首台は、もうすぐ出来上がるのかな？」とシュトライヒャーは尋ねる、彼の独房では、職人たちのたてる騒音が最も大きく聞こえるのである。彼は、一冊の本から目を上げ、ヴィットカンプに向っていう：「俺は勇気をもって段を上がって行くぞ。俺の最後の言葉はもう決まっている：『君らを、ボルシェヴィキどもが吊るすぞ』そして『ハイル・ヒトラー』だ」。
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、631 ページより私訳）

普請の音は、遅くとも 10 月 11 日（金）のうちには止んだ筈である。そして週明けの 10 月 14 日（月）を迎えたが、多くの囚人たちの予期に反して、この日には何も起こらなかった。だが、それだけに翌 15 日（火）になると、「いよいよ最後の日」という気持ちが、それぞれの心に強く圧し掛かって来たに違いない。皆、聖書を自分の房に持って来るよう、要求した。ローゼンベルクだけは、そうしなかった。この日も、夕刻までは何も起こらなかったわけだが、そうなると今宵一度就寝した後、深夜から早朝に起こされて刑場に引かれるであろうという予測が、ほぼ確信に近い形で囚人たちの心を占めることになったであろうことは、想像

に難くない。夕食が各房に配られた時、いつものように「今日は何か美味いものがあるのかね？」と声を発したのは、フリックだけで、他の者たちは皆、無言で皿を受け取った。ジャガイモサラダ、ソーセージ、黒パンと紅茶――あたかも、これが死刑執行人によって振る舞われる最後の馳走 Henkersmahlzeit であることを、皆はっきり承知しているかの如くであったという。カトリック信徒であったフランク、カルテンブルンナー、ザイス - インクヴァルトは、食後、それぞれ独房に司祭を呼んで、告解と聖体拝領の秘蹟に与った。

こうして刑務当局が、それぞれの囚人を最後の短い眠りに就かせて――実際にはほとんどの者が寝つかなかったのかもしれないが――、夜半過ぎに予定されている執行に向けて、いよいよ最終準備にかかった時に、とんでもないハプニングが生じた。ゲーリングの自殺である。この日ゲーリングは、朝の調髪の時、ヴィットカンプに、もう明日は君の仕事はないだろう、といってこれまでの労をねぎらい、自分の散髪や髭剃りのために用いられた道具を形見に遣る、といった。そして朝夕の散歩も断って、終日房の板張り寝台に横たわり、時々体を起こして妻エミー宛ての最後の手紙を書き綴っていた（この手紙はゲーリングの死後、当局に差し押さえられた)。晩になって 22 時、プリュッカー医師が、いつものようにゲーリングに睡眠薬を渡しに来た。睡眠薬は、ゆっくり効くが長時間の睡眠をもたらすもの（青カプセル）と、速く効くが短時間で目が覚めるもの（赤カプセル）との 2 種になっていて、ゲーリングがその都度いずれかを選んでいたのであるが、この日プリュッカーはすでに指令を受けていて、ゲーリングが深く眠り込んでしまうことのないように、青カプセルの中味も、短時間の眠りしかもたらさない成分にすり替えておいた、ということであった。22 時 45 分、ゲーリングが両眼を見開いたまま寝台に仰向けになり、両手を規則どおり毛布の上に出したのを、看守兵が目撃した。ゲーリングは、そのまま動かなかった。寝入るか否かは別として、少なくとも定められたとおりの夜分の姿勢をしっかり守っているのだから、まったく問題はないわけだ。頻繁に覗き窓から様子を窺う看守兵たちも、つい欠伸の出るほどの退屈感を催してしまいそうであった。ところが、そうして 30 分ほど経過した時に、突然ゲーリングの両手が毛布の上をあちこち探るようにせわしなく動き始め、毛布の端を掴んで引っ張るような動作をも示した。異変に気づいた看守兵が覗き窓からしっかり見ると、見る見るうちに両手の痙攣が上腕部にも伝わっていき、顔が恐ろしい苦痛に引き攣ったかと思うと、毛布と絡み合った両脚も、半分剥き出しになった上半身も、一挙に硬直状態に陥っていくようであった。看守兵は大慌てで、大声で皆に急を知らせると同時に、錠を開けて房に踏み込んだ。すでに救命措置を施せるような状態ではなかった。やがてプリュッカー医師が駆けつけて、「心臓発作ですか？」と本人に声をかけた――数日前、ゲーリングは心臓発作を起こしていた――が、返答はなかった。監獄長のバートン・アンドリュース大佐も飛んできた。実は彼は、連合国管理理事会から先刻届いた、ゲーリングの減刑願却下の通知を読み聞かせるために、ゲーリングの独房を訪れようとしていた矢先であったという。手早く診察したプリュッカーが、アンドリュースにゲーリングの臨終を告げ、毒物は青酸カリであろう、といった。少し遅れて到着した米国人監獄医師マルティンとプリュッカーとによる検証で、ゲーリ

ングが毒物を飲んだ時の前後の様子は、ほぼ明らかになった。しかし謎は、いったいどのようにしてゲーリングが毒薬を手にすることができたのか、ということであった。厳しい監視の下で、それをどこに隠し持っていたのか？あるいは、それは誰によって、どのタイミングでゲーリングに手渡されたのか？アンドリュースが深刻な責任意識に襲われて、何としてでも真相を究明したいという思いに駆られたことは、想像に難くない。しかし彼は、あくまで冷静な判断力に従うことをやめなかった。元来ゲーリングは、11 名の先頭を切って刑の執行を受けるべき人物であった、言い換えるならばゲーリングの死刑執行に続いて、他の 10 名の処刑が次々に粛々と執行される筈であった、それが今、ゲーリングに事故があったからといって、その調査のために他の全員の刑執行が先延ばしされたりしたら、それこそ、当局の失態として世に晒されざるを得ないであろう――こう考えれば、アンドリュースとして為すべきことは一つ、上官に報告して、起こってしまったことは起こってしまったこととして了解を得た上で、他の 10 名の処刑を滞りなく執り行なう許可をもらうことであった。上述のとおり、アンドリュースは、連合国管理理事会の減刑願却下の通知書を携えて、ゲーリングのところへ出かけようとしていたところであったということであるが、このいわば最終的な通告を為し終えたならば、それから執行までほとんど時間を置かないと考えられるから、おそらくは、日付が新しくなったらすぐに刑が執行される予定だったのではないだろうか。つまり、ゲーリングの自殺は、今普通に説明されているように執行の 2 時間とか 3 時間とか前のことではなくて、実は、予定の執行まであと 1 時間も残っていないほどの際どいタイミングで達成されたものだったのであろう。アンドリュースの機転が、この予定の完全に狂ってしまうことを防いだ。予定されていた執行開始時刻よりは少し遅くなったのではあろうが、10 月 16 日（水）午前 1 時少し前、リッベントロプの房の錠が開けられた。

白い革帯を締めて銀色の鉄兜をかぶった 2 人の米国軍憲兵（MP）が、両脇からリッベントロプの腕を掴んで、中庭を通って体育館へと、彼を連行した。明々と照らされた体育館内に、3 台の黒塗りの絞首台が聳えている。絞首台平面までは、13 段の階段で上がって行くようになっている。この装置をあらかじめ観察する機会のあったプリュッカー医師は、後日、回想録で、その仕組みについて次のとおり説明したという：

> 受刑者が落し板を踏みつけると、それは、ロープが受刑者の首に巻かれた後、開かれる；受刑者は 1 階分、下へ落ちる。絞首台の下の階は、生ずる経過を隠しておくよう、布で覆われている。2 名の米国人医師たちが、ここで吊るされた者たちを観察して、死亡を確認する。
> そこで、言及しておかねばならないことであるが、絞首による死亡はただちには起こらないが、おそらくは失神状態がすぐに生ずる、これは私がすべての受刑者たちに前もって与えることのできた慰めであった。……
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、640 ページに見られる引用文より私訳）

「証人」として執行に立ち会った者は、ハイデッカー&レープによれば、連合国軍将軍 4 名

（米・英・ソ・仏各１名)、アンドリュース大佐、選抜された報道陣代表８名（４国占領地域から各２名)、それに「ドイツ国民代表」として有無をいわさず呼び出された、バイエルン州首相・法相のヴィルヘルム・ヘーグナーであった。ただし別の資料によれば、ドイツ国民の代表としてはもう１人、ニュルンベルクに住む上級検事ヤーコプ・マイスターも呼ばれていた。また、アンドリュースは、目撃証人になることを辞退したともいわれる*。

*「アンドリュースは、囚人たちの死を観察するには、自分はあまりにも多くの時間を彼らと共に過ごしてしまった、と感じたから、刑の執行を自身で目撃することをしなかった」

（https://en.wikipedia.org/wiki/Burton_C._Andrus の記述より）

ヘーグナーは、30 年後になってやっと、ハイデッカー&レープのインタビューに応じて、当時の経験を語ったということである。おそらくその内容に基づいてのことであろう、ハイデッカー&レープは、処刑の際の手順と、最初のリッベントロプ処刑の様子とを、次のとおり説明している：

すべては速やかに執り行われるべきである。米軍死刑執行官のサン・アントニオ出身、ジョン・C・ウッズ一等軍曹には、2 人の助手が付いている。どの受刑者も、連れて来られると、黒い靴ひもで後ろ手に縛られ、構築物の階段を上がって行かねばならない、左右の腕をそれぞれ憲兵によって捉えられている。

すべては速やかに執り行われるべきである。なお数秒が、聖職者による慰めと、受刑者の最後の言葉とのために残されている。それから黒い蔽い布が、受刑者から世界を闇の彼方に隠してしまう。ウッズが、首の廻りに輪をかける。その後すぐ、脚下の蓋が、ガタガタと音を立てながら開く。

1 時 1 分に、リッベントロプが、体育館に引かれてくる。すべては速やかに執り行われるべきである。処刑人の助手たちが、リッベントロプの両手を縛る。彼は、大きな声で自分の名前をいうように求められる。その後彼はいう：「神がドイツを守り給わんことを！私の最後の望みは、ドイツの統一が保たれ、東と西との間に、これに関する合意が達成されることである」

黒い頭巾。

脚下の蓋。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、640-641 ページ、私訳）

刑場に入ることを許されなかった大勢の報道陣は、裁判所館の屋根に上り、天窓の後ろにしゃがんで、そこから中庭の通路とその奥にある体育館入り口のドアを、一所懸命覗き込んでいた。その中の一人に、ハイデッカー&レープのジョー・ハイデッカーがいた。それで、彼のその視点からなされた観察の記録をも、ハイデッカー&レープは、次のとおり伝えている：

入場を認められないので、せめて中庭と体育館入り口ドアとを見ることのできる、裁判所館の天窓の後ろに、しゃがみ込んで身を潜めたジャーナリストたちの耳に、落し戸の低いガタガタ音が聞こえる。

1 時 14 分きっかりである。
門が開き、細くまぶしい光の筋が中庭に注がれる。闇の中に、憲兵たちの銀色の兜がかすかに光って見える。ヴィルヘルム・カイテルだ。
天窓の傍の場所では、ただ遠くからの、とぎれとぎれの叫び声だけが聞こえ、その後、垂れ板の騒音。
「全能の主がドイツ国民を憐れみ給わんことを」――カイテルの最後の言葉である、「すべてをドイツのために！ありがとう」。
「すべてをドイツのために！」は、カルテンブルンナーの最後の叫びでもある。
アルフレート・ローゼンベルクは、ただ自分の名前だけをいう。彼のために祈りを捧げようか、と尋ねる司祭に、彼は、不愛想に「いや、結構」と答える。
外にいる者には、落し戸のガタガタいう音が聞こえる。再びまぶしい光線の照明が中庭に射し込んで、再び銀色の兜二つのほのかな輝きが、次の受刑者フリックを道案内していく。
沈黙。落し戸の騒音。
次の受刑者。ハンス・フランク。
「私は、私の受けた寛大な判決に感謝している」とフランクはいう、「神が、私を慈悲深く迎え給わんことを」
ガタガタ音。
まぶしい光線の照明が、ドアの中から射してくる。2 人の兵士が姿を現わす。彼らは、中央に、長く白いズボン下姿の男を連行している、というよりは引き摺っている。シュトライヒャーは、服を着て支度することを拒んだ、そして彼は、自分の脚でこの最後の道のりを行くことを拒んでいる。絶え間なく、彼の声が甲高く中庭に響きわたる：「ハイル・ヒトラー！ハイル・ヒトラー！ハイル・ヒトラー！ハイル……」
「ハイル・ヒトラー！」が、彼の最後の叫びである、それは裁判所館の天窓の中にまでなお聞こえたかと思うと、もう、死の落とし穴のガタガタ音によって、半ばかき消されてしまう。
次の受刑者ザウッケルは、絞首台の下まで来て今なお、いうところの翻訳の誤りに縋りついている、そして叫ぶ：「判決は不当だ、私は、米国の将校たちと兵士たちを尊敬するが、米国の司法当局を尊敬しはしない！」
ザウッケルの処刑後、なお 2 回、落し戸はガタガタ音を立てる：ヨードルとザイス - インクヴァルトである。彼らは、最後の言葉で、ドイツへの思いを呼び覚ます。2 時 45 分きっかりに、劇の最後の幕が閉じられる。2 時 57 分に、医師たちが、ザイス - インクヴァルトにも死が訪れたことを宣告する。
……

（ハイデッカー&レープ、前掲書、641-642 ページ、私訳）

この部分は、遠く離れた窮屈な場所で見ていたハイデッカーの記憶に基づいて書かれているだけに、記憶間違いを疑われる部分がないわけではない。フリックとフランクの順序は、実際には逆であっただろう。また「落し戸の低いガタガタ音が」1 時 14 分きっかりに聞こえた、といわれているが、これをその記述どおりにリッベントロプの刑執行の時のことと考

えようとすると、前に見た、ヘーグナーの証言に基づく時刻記述――それによればリッベントロプの処刑は 1 時 1 分より数秒の後には執り行われたのでなくてはならない――と整合しない。ハイデッカーが 1 時 14 分きっかりに聞いたのは、あるいは別の受刑者（カイテルか？）の処刑の時の音だったのかもしれない。しかし、それらのことはともかくとして、シュトライヒャーのその時の様子については、ハイデッカーは、しっかりと気づいたことを記憶していた。その意味は大きいといえる。何故なら、「証人」としての立ち合いを許された報道陣による公式的な報告では「たいていの者が勇気を示そうと試みていた。誰一人として虚脱状態にはならなかった」（米国通信社「国際ニュースサービス」社・キングズベリー・スミス記者）としか伝えられていなかったからである。シュトライヒャーが刑の執行にあくまで抵抗したことについては、私たちは、既述したところに従って、その理由があったと思う。そしてまた、彼の最後の言葉が「ハイル・ヒトラー」の連呼に終始したのは、きわめて醜く惨めな現象であったには違いないが、何より重要なのは、それが、死刑が彼の心に改悛や謝罪とは正反対のものしかもたらさなかったことを端的に物語っている、ということであろう。

さて全員の処刑が終わったのだが、死体搬出の前に、刑務当局には、なお行なわねばならない仕事があった。写真撮影である。3 時 9 分、ゲーリングの遺体が担架に乗せて体育館に運び込まれてきて、絞首台の下に並べられた遺体の列の最前部、つまりリッベントロプの遺体の前に置かれた。米軍カメラマンが、11 の遺体それぞれを 2 回撮影した。1 回目は絞首された時のままの服装で、2 回目は全裸で。撮られた写真は「トップ・シークレット」として古文書保存館に収められて、数十年先までは――もっぱら歴史研究のみにとっての関心対象と化すまでは――見られてはならない筈であった。ところがそれは、実はあっけなく流出してしまう。執行から僅かの日の後に、米国の週刊誌がこれを掲載した。その写真で、いく人かの遺体に激しく出血した損傷が見られることから、論議が巻き起こされることになった。ドイツでは、プリュッカー医師――この人は目撃証人として立ち会うことはなかった筈であるが――によって、気の利いた説明がなされた：

> 誰も不要な苦痛を受けることもなかったし、外面的損傷を被ることもなかったが、フリックだけは別であり、彼は常に慌てて動く傾向があり、落し戸が開いた時も、おそらく後方に向って慌ただしく動いたのであって、その結果、落し戸の枠の縁に激突し、首筋に損傷を被ったのであろう。
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、643 ページに見られる引用文より私訳）

このプリュッカーの説明は、首筋に損傷を受けるメカニズムに関しては、たしかにもっともらしく思われるものであったが、実はフリックだけではなく、いく人もの遺体において鼻や額等に激しい擦り傷が認められ、カイテルに至っては、全体としてフリックよりも甚だしく損傷を被っているように見えた。これだけ多くの者に、擦り傷様の損傷があるのは、落し戸そのものが異常に小さく、体の落ちていく穴が狭小であったことによるのであろう、と推測

されるのが自然であった。さらに、時の経過とともに、処刑の実態が明かされるようになると、もっと衝撃的なことが分かってきた。首吊りの縄が異常に短すぎたというのだ！通常、一定の長さの縄に首を括って、高い所から受刑者の体を落とすと、加速度がついているから、空中で止まった瞬間に受刑者の頸椎が骨折して、ほどなく死に至る。ところが縄の長さが足りないと、十分に加速しないうちに宙づりになるから、頸椎の骨折は起こらず、そのままの状態で徐々に窒息による死に向かっていくことになる。この間、受刑者の意識は少なくとも或る段階まではなお存続している。上述の、穴の狭小により身体の摩擦が大きかったことを考えるならば、落下の際の加速はいっそう鈍っていたであろうから、受刑者が宙づりのまま息絶えずにいた時間、そしてそのうちの意識のあった時間は、相当長かったと想像せざるを得ない。プリュッカー医師が受刑者たちに与えた――すぐに失神状態になるであろうから、という――最後の慰めも、結局は欺きであったことになるわけだ。現在では、種々のデータから、リッベントロプは、落し戸が開いて落下を始めてから完全な絶命に至るまで、15 分かかったと推測されている。カイテルの場合はもっと長く、20 数分と考えられているようだ。最後のザイス - インクヴァルトは、ハイデッカーの時間記憶が正しいとすれば、12 分かかったことになる。そしてリッベントロプの落下開始からザイス - インクヴァルトの完全絶命までは、2 時間足らず、その間に全 10 名の刑執行がなされたのであるから、1 名当たりの平均所要時間は、12 分弱という計算になる。なるほど、全体を 2 時間程度で終えようとして、12 分ほどの間隔で受刑者たちを次々に引き出させたということは、十分に考えられ得る。しかし実際には、12 分よりももっと多くの時間を要した受刑者も多かったと見られるから、そんな場合、次の者は、前の者が完全に息絶えるのを決して待ってはいられなかった筈である。絞首台は 3 台設えられていたのであるから、前の者が宙づりで断末魔の呻き声を上げているうちに、別の穴から次の者の体が落下してきて、隣に並び、こちらはまだ本人の意識もはっきりしている状態で、新たに呻き声を発し始める――2 名の米国人医師たちによって監視されている絞首台真下の空間――周囲を布で覆われているそうだが――は、地獄も斯くやと思わせる如き凄惨な光景を呈していたことであろう。この大きな問題を含んだ絞首装置を設計構築し、刑の執行を取り仕切ったのは、前述のとおり米軍のジョン・ウッズ一等軍曹であった。彼は、1911 年生まれ、1929 年には海軍に入ったが数ヶ月で解雇された。米国の第 2 次大戦参戦と共に軍に復帰、1944 年秋、パリの軍刑務所に転属となり、以後死刑執行官として務めるという契約で、一等軍曹に昇進した。そしてこのニュルンベルク裁判に伴う死刑の執行を委ねられたのだという。だから彼は、刑執行の専門員としてニュルンベルクに来たわけで、そういう立場の者が、落とし穴の広さとか縄の長さといった初歩的なところでウッカリ誤るとは、普通考えにくい。ただし彼は、実際のところは、当時それほど経験を積んでいたわけでもなかった。パリでの採用時に、それまでにテキサスで 2 件、オクラホマで 2 件、死刑執行に助手として立ち会った、と申し立てていたが、どうもそれは本当でなかったらしい、とされている。また、ニュルンベルクに来た時、彼はすでにアルコール中毒状態であったとの情報もある。だから、落とし穴と縄のことは、彼の故意によるも

のか、それとも単純ミスによるものか、どちらとも決め難い。ただ法廷が、かつてのドイツ国外務大臣らを、この程度の人物の処刑の手に引き渡した、という事実は、もはや如何にしても蔽うべくもない。ウッズは、その後ダッハウ裁判等に伴う死刑の執行官としてさかんに起用されたので、刑の執行は、累計 347 件に達した、と語っていたことがあったそうだが、詳しい研究によると、彼が生涯で扱った死刑執行は、実際にはおそらく 60～70 件であっただろう、といわれている。彼は、1950 年、マーシャル群島の一小島で、照明器具を修理していて、感電事故で落命した。

だが私たちはもう一度、体育館に戻らなくてはならない。遺体の写真撮影の話をしていたのであった。それが終われば、いよいよ後は、死体の搬出と最終処理の手順を残すだけである。午前 4 時きっかり、米国軍のトラック 2 台が、体育館前に着けられた。機関銃を装備したジープ、リムジン各 1 台によって護衛されている。部隊の指揮は、米軍、フランス軍の将軍各 1 名によって執られていた。11 個の棺様の箱を 2 台のトラックに分けて積み込むと、車隊は、裁判所館から表の通りに出て、スピードを上げて走り出した。諸国の報道陣満載の乗用車の長い車列が、後に続いた。猛スピードでフュルトを過ぎ、エァランゲンに入った時、車隊が停止すると、最後尾に着けたジープから 1 人の米軍将校が降りて来て、報道陣に向って、これ以上追尾する者には命の保証をしない、と宣言した。そして彼がジープに戻ると、車隊は再び出発し、たちまち朝霧の中に消えていった。てっきり彼らはエァランゲン空港に向かったものと、報道陣は思った。死体を空路ベルリンに輸送するのだろうと考えたのだ。乗用車の車列が、猛スピードで、空港への道を辿った。しかし車隊の姿をもう見つけることはできなかった。見事、撒かれてしまったのだ。それで、ここから先の真実は、何年も後になってからでないと、漏れ出て世間に知られることはなかった――車隊は、方向を転じてミュンヘンに向った。そしてもう完全に朝になった頃、ミュンヘン東部墓地の火葬場に到着したのであった。米軍政当局が、火葬場の使用権をあらかじめ押さえていた。ドイツ人職員 2 名には、生涯の口止めを、誓って約束させた。11 個の死体から出た灰は、昼間のうちにミュンヘン南郊外のゾルンに運ばれ、そこを流れるイーザルの小支流の小川コンヴェンツバッハに捨てられた。当時、公式には、処刑された者たちの遺灰は、ドイツ内の何処とも知られ得ぬ川に撒かれた、とだけ発表された。

「復讐するは我らにあり」――死刑の執行から死体・遺灰の処理に至る経過を辿ってみて、私たちは、またこの言葉を強く心に思い浮かべないではいられない。前にも述べたとおり、パウロが『ローマ人への手紙』第 12 章で「復讐するは我にあり」と語る時、彼はこれをあくまで主なる神の御言葉の引用として述べているのであり、したがって「我」とは神のことである。復讐は神の専権事項である、人間はそれに介入してはならない、人間はどんなに憎らしい相手にも、むしろ善行を以て報い、相手を恥じ入らせることに努めるべきである――迫害に喘ぐローマ教会の仲間たちに、パウロは、この神の御心を必死に伝達しようとしたのであった。だからキリスト教世界で、人間が本気で「復讐」を遂げようとするのは、よくよくのことである。それは、その人間が、この件において自分は神の代行者たることを許され

ている、と確信していることを意味するにほかならない。そのような確信は、相手の道徳的罪悪が明確かつ甚大なものであって、この世で直ちにその報いが与えられてしかるべきである、ということが確認されたと思うところから、はじめて生じてくるものであろう。だが、問題は、この「確認」が何に基づいてなされるのか、ということである。もしも、彼奴の甚大なる罪悪は誰の目にも明らかである、という思い込みを以てそのまま相手の極悪人認定がなされたと見なしているのなら、これは自分の怨念晴らしの欲求を勝手に正当化しているだけなのだから、神を代行する権限など到底委ねられるべくもない。必須なのは、客観的な、あるいは普遍的な法的機構による判定という形をとった極悪人認定である。ニュルンベルク法廷による死刑判決は、執行に当たる者たち――仮に「刑務当局」と呼ぶとしよう――にとって、まさにそういうものであった。換言するならば、それは彼らに復讐実行を許可するお墨付きであった、正確にいえば、彼らがそれを、待ちに待ったそういうものとして受け取った。では執行に当たった、この「彼ら」――上に「刑務当局」という、ぎこちない呼び方もしてみたが――とは、つまり誰たちのことなのだろうか。明らかに法廷関係者ではあり得ない。軍部である。それも、ニュルンベルクの地理的位置からいって、米軍である、米軍当局である。彼らは、自分の復讐欲に、普遍的・絶対的な支持が与えられた、と確信した。だからもう何の遠慮も気兼ねもなく、思うがままに処刑と遺体処理とを実行した。「復讐するは我らにあり」――それは彼らの専権事項として、彼らの手に委ねられたのであった。米軍当局は、法廷の検察陣に、証人として処刑に立ち会うことを許さなかった。これは、裁判の時に軍関係者に特別の席が与えられなかったことに対する仕返しであった、と思われている。実際にそのとおりだったであろう。占領４地区から各２名の報道陣代表を証人に呼んだのは、米国軍当局が英国軍当局の強い反対を押し切って、為したことであったという。バイエルン首相ヴィルヘルム・ヘーグナーは、あの晩、おそらく自宅でもう眠りに就こうとしていたのであったろう。そこへ踏み込んで来た米軍将校によって、有無をいわさずに連行され、着いたニュルンベルクで、ドイツ国民を代表して目撃証人になるよう、命じられたのだそうである。

6. 後日譚

(1) シュパンダウ、仕舞いはヘス

禁固刑の判決を受けた７名の者（終身３名、有期４名）は、1947 年 7 月 18 日、ニュルンベルクからベルリン・シュパンダウの刑務所に移送された。ベルリン市西端（英国軍占領地区）シュパンダウのヴィルヘルム通り 24 に、19 世紀末に造られたこの建物は、当初、軍人懲罰のための収容施設であったが、第一次大戦後は、市民の懲役刑務所となり、ナチスの政権掌握後は、「保護検束」の収容所として用いられた。第二次世界大戦前の或る時期には、

600 名以上を収容していたこともあったという。1946 年 11 月にこの施設を接収した連合国軍は、当初これに 100 名以上の戦争犯罪人を収容して運営しようと考えていた。今やたった 7 名のためにそれを用いることになったわけであるが、職員については、初めに考えていた数を減らそうともしなかった――約 60 名の警備兵士に加えて、4 ヶ国からの市民の警備員たち、看守長 4 名（各国から 1 名ずつ）とその副手たち、医師 4 名、料理人たち、通訳たち、給仕人たち等々。施設維持費に加えて、この恐ろしく不合理な人件費が、後々まで、西ベルリン政府に――つまり西ベルリン市民に――重くのしかかることになる。管理責任は、下表のとおり、4 ヶ国軍が月交替で担った。

当番国	月
英国	1 月　5 月　9 月
フランス	2 月　6 月　10 月
ソヴィエト連邦	3 月　7 月　11 月
合衆国	4 月　8 月　12 月

この体制は、ずっと維持されて、1987 年 8 月 17 日に最後の囚人ルドルフ・ヘスの死によって収容所そのものが消滅する時まで変わることはなかった。つまり、あの「ベルリンの壁」が構築されてからも、四半世紀余にわたって、4 国の仲良し交替当番が続いたのである。

さて、死刑執行の場合には比べるべくもないとはいえ、懲役刑囚人の扱いにおいても、連合国軍当局の態度の根本に、復讐を正当と認められた、という確信が存していたことには、違いはなかった。シュパンダウでの、7 名の者の処遇は、実に厳しい、苛酷なものであったという。7 名には、番号が与えられた（1＝シーラッハ、2＝デーニッツ、3＝ノイラート、4＝レーダー、5＝シュペーア、6＝フンク、7＝ヘス）いつもその番号で――「1 号！」「2 号！」等と――呼びかけられた。番号順に房が割り当てられたが、空いている房がいっぱいあるのだから、決して互いに隣り合った房には入れられず、間を開けられた。壁を叩いて交信することを許さないためであった。囚人が家族に宛てて書く手紙は、1 ヶ月に 1 ページまでに制限された。囚人間の会話、新聞を読むこと、日記、回想録の執筆は禁止された。家族の面会は、2 ヶ月に 1 回だけ、15 分間以内で許可された。自殺防止のためとして、各房は、夜間 15 分毎に照明を点けられた。各囚人の日課は、次のとおり、厳しく定められていた：

6:00	起床、洗面、着替え
6:45-7:30	朝食
7:30-8:00	ベッドの整頓、房の清掃
8:00-11:45	廊下の清掃、庭での作業（健康状態に応じて）
12:00-12:30	昼食
12:30-13:00	房で休憩

13:00-16-45	看守長の命令に応じて、労働奉仕、庭での作業、あるいは他の仕事
17:00	夕食
22:00	就寝、消灯

月、水、金曜の 13 時から 14 時の間に、囚人たちは髭を剃られ、必要なら散髪もしてもらえることになっていた。庭作業に、デーニッツは豆を、フンクはトマトを、シュペーアは花を、それぞれ好んで育てていたということである。軍上層からの指令のうちには、実は、囚人が所内で死亡した場合の遺体の処理のことまで含まれていた。それによると、遺体は、誰にも知られぬ時、誰にも知られぬ場所で灰にされ、その灰は、飛行機で、どこか公海上に撒かれるべきである、ということであった。つまり、あの時死刑になった者たちの遺体に准ずる処理をなさねばならぬ、と定められていたわけである。しかし実際に、囚人たちのうちの誰かが、高齢と体調悪化のために死に近づいていると見られねばならなくなった時、さすがの軍当局にも、人道的な意識が生じてくるのは自然である。囚人 3 号――元ドイツ国外務大臣コンスタンティン・フォン・ノイラートが 80 歳に近づき、健康状態の衰えを顕わにしてきた時、医師たちから心配の声が上がったのをきっかけに、ついに連合国軍当局も決断して、1954 年 11 月 6 日を以て――刑期 15 年中の 8 年を消化しただけであったが――、彼を釈放した。もともとノイラートが 4 訴因すべてについて有罪と判定されたことについては、その不運に同情する向きもあり、また彼の人柄は、元来人々の信頼と尊敬を得ていたのであったから、彼の出所を喜び迎える声は少なくなかった。何よりも、連邦共和国大統領テオドール・ホイス、同首相コンラート・アデナウアーが、祝電を送ったというのが、顕著な事実であった。ただし一般世論のレヴェルでは、反応は複雑であった。ノイラートは、1956 年 8 月 14 日、彼の田舎の地所の邸で死去した。ノイラートに続いては、1955 年 9 月 26 日、79 歳のエーリヒ・レーダーが出所した。彼は、終身刑を宣告され、まだ 9 年の服役をしただけであったが、高齢と健康状態の悪化が、恩赦理由となった。ノイラートの時に喜びすぎて批判を浴びた連邦共和国政府は、今度はコメントを差し控えた。レーダーは、キールに隠棲して、1960 年 11 月 6 日に世を去った。

1956 年 10 月 1 日には、日付があらたまると同時に、刑期満了によって、カール・デーニッツが出所した。彼は、その後、ハンブルク郊外のアウミューレに住んで、1980 年 12 月 24 日、89 歳で死去した。妻イングボルクとは、1962 年に死別、3 人の子どものうち、海軍に入っていた息子 2 人は、すでに大戦中それぞれ潜水艦、哨戒艇に乗り組んでいて戦死、将校ギュンター・ヘスラーに嫁いだ娘だけが生き残っていた。もう公的な場所には出ようとしなかったデーニッツであるが、一度だけ、1963 年 1 月 22 日、ゲーシュタハトのギムナジウムに招かれて、歴史授業の一環として「第三帝国」について講演したことがあった。講演は好評だったのであろう、地元の新聞はそれを好意的に伝えた。ところが西ドイツ全国紙や外国新聞がこれに噛みついて、たちまち大スキャンダルとなり、キールの州政府は、激しい批判に曝された。2 月 8 日、政府代表の文部役人がギムナジウムを訪れ、校長のゲオルク・

リューゼンと長時間話し込んで帰ったが、その晩、エルベ川にリューゼンの入水自殺体が浮かんだ。死体は、4 月 25 日まで、取り片づけられることがなかったという。高齢に達したデーニッツが、1980 年のクリスマス・イヴの日に生を終えると、翌 12 月 25 日、連邦国防省は、予ねて内々に取り決めてあったところに従って、連邦国防軍の兵士たちに、制服での葬儀参列を禁ずる命令を出した。最後の大提督であり、鉄十字勲章の所持者であるデーニッツの葬儀には、当時の連邦国防軍の規定からすれば、兵士たちによる葬送演説、行進随伴、花環献呈が行なわれてしかるべきであったのに、そうした軍人としての名誉を讃えるパフォーマンスは、一切拒絶された。国防省にしてみれば、軍人デーニッツに対する現役兵士たちの尊敬の根強さを承知してはいたものの、デーニッツがナチス思想の共鳴者であり、ヒトラーの信任篤い最高司令官であったこと、そしてあの 1944 年 7 月 20 日の出来事の後、国防軍内の暗殺策謀者たちの摘発に当たったことを、決して忘れるわけにはいかなかったのである。年が明けて 1981 年 1 月 6 日（3 王礼拝の日）にアウミューレのビスマルク記念教会で行われた葬儀には、それでもおよそ 5,000 人の参列者があり、その中におよそ 100 人の鉄十字勲章を掛けた者がいたという。牧師の追悼演説が終わると、参列者たちは、「ドイチュラント・リート」1 番の大合唱を始めた――「ドイチュラント、ドイチュラント、すべてに冠たる、世界のすべてに冠たる……マース川からメーメル川まで、エチュ川からベルト海峡まで……」。以来、デーニッツの墓前では、国家主義的団体による記念と顕彰のための行事が絶えることがない。NPD（ドイツ国家民主党）は、定期的に花環を捧げている。そのことは、善悪を別として、私たちの心に或る種の感慨を呼び起こさずにはいないであろう。あのゲーリングは、ニュルンベルクに在った時、房を訪れる心理士ギルバートに、「見ているがいい、今に私は大理石の棺に入ることになろう」と嘯いていたという。そんな引かれ者の小唄すら、連合国軍当局にとっては憎しみと嘲りのタネであったに違いない。彼らは、最終的に、ゲーリングの儚い「願望」をこの上なく無残に叩き壊して見せた。ゲーリングとその他 10 名の遺体を完全に灰にして混ぜ合わせた上で、「祠など作られてたまるか」とばかり、誰にも知られない（筈であった）谷間の川の流れの中に捨て去った（たぶん後になって、もっと広い海洋に捨てなかったことを後悔したであろうけれど）。そうやって、祀られる恐れのある者たちの遺体を完全に抹消してしまった、連合国軍当局ではあったけれども、デーニッツの遺体だけは、いってみれば取り逃がしてしまったわけである。

デーニッツ出所から半年足らずの後、1957 年 3 月 16 日に、恩赦によってヴァルター・フンクが出所した。彼はまだ 66 歳であったが、健康状態が著しく衰えていた。出所後はデュッセルドルフに住んだが、1960 年 5 月 31 日、心臓マヒで死去している。フンクが出て行ってから、シュパンダウは、9 年余、囚人 3 名の状態が続くが、1966 年 10 月 1 日、バルドゥール・フォン・シーラッハとアルベルト・シュペーアとが、20 年という長い刑期をついに満了した。シーラッハは、ニュルンベルクで刑を宣告されたあの日、心理士ギルバートが「奥さんは、死刑が宣告されなかったので、ホッとしているでしょう」と声を掛けたのに対して、「緩慢な死よりも、むしろ速やかな死の方がよい」と答えたそうである。だが、妻

ヘンリエッテとは、獄中に在った 1950 年にすでに離婚、出所後は、半ば失明状態でクレーフに隠棲し、1974 年 8 月 8 日、死去した。彼は、自分の墓石に、「私は諸君のうちの 1 人であった Ich war einer von euch」と書かせた。しかし、その墓も、2015 年初めには取り壊されたということである。シュペーアのことは、次節で、あらためて述べなくてはならない。とにかくこれでシュパンダウには、いよいよルドルフ・ヘス 1 人だけが残ることになった。ヘスについては、推測される彼の精神状態――記憶喪失症の進行――から、もともと裁判を受けさせることに無理があったと見て、その釈放を求める声が、早くから上がっていた。法廷で彼の弁護人を務めたアルフレート・ザイドルは、そうした立場の代表者であったが、注目すべきことには、英国主席検事を務めたハートリー・ショークロスも、それに同調していたのだという。ヘスが心臓発作を起こしたこともあって、看守現場からも恩赦を願う声が上がったといわれるが、どうしても釈放が実現しなかったのは、ソ連軍の強い拒否によるものであった。ソ連からすれば、ヘスの、1941 年 5 月 10 日という時点でのブリタニア飛行は、ヒトラーの合意があったにせよ、なかったにせよ、対ソ戦争への全力投入を可能にするために英国との講和を画策する行為であったから、決して情け容赦に値するものではなく、彼は「復讐の杯を最後の一滴まで飲み干さねばならない」のであった。それで、1966 年 10 月以降というもの、わずか 1 名の囚人の見張りと世話のために、前に見た夥しい数の人員が依然としてなお動員され、4 大戦勝国が交替で管理に当たるという羽目に至った。この状況が 20 年以上も続いたのであるが、1987 年 8 月 17 日、ついにヘスが死んだ。彼はその日、中庭の散歩道沿いにある園亭の窓の閂で首を吊って死んでいるのを発見されたのだという。連合国軍当局は、検死の結果、彼は自殺したと認められる、と発表した。この発表に対して、ヘスの息子やザイドルらは、疑問を呈した。特に注目されるのは、ザイドルが、真犯人について、奇抜な推測を示したことである。彼は、ニュルンベルク継続諸裁判でも、いく人かの被告人たちの弁護人を務めた後、1958 年から 1986 年までバイエルン州議会議員を続け、1974 年から 1977 年まで法務次官を、1977 年から 1978 年までは内務大臣を務めるなど、たいへん活躍したが、ヘスの死を知らされた時にはすでに 76 歳、そして 6 年後には世を去ることになる。その晩年において、彼は、英国秘密諜報部真犯人説を強く主張し、ハイデッカー&レープのインタビューにも応じて、以下のような内容のことを語ったのだという：

> 私たちとの会話において、ザイドル博士は、1993 年 11 月における彼の死に至るまで、ヘスは英国秘密諜報部によって殺害されたのだ、ということを激しく主張した。ザイドル博士といえば、その極右集団との繋がりが、死後になってやっと知られるようになったのだが、彼にとっては、ヘス釈放を求める闘いは、固定的な観念にまでなっていたのである。いったい何故、英国当局が 94 歳にもなった囚人を殺害せねばならなかったのか、という問いに対して、ザイドル博士の見解は、ゴルバチョフが当時の連邦共和国大統領ヴァイツゼッカーのモスクワ訪問を機に、ヘスを釈放することを意図したので、殺害が必要になった、というものであった。そういうことによって、ザイドル博士は、ソヴィエト当局はヘスを決して釈放しないであろうという、彼自身の以前の見解に矛盾することをいったので

はあったが、しかし実際、ゴルバチョフのペレストロイカ政策は、すでに他の多くのクレムリンの支柱をぐらつかせていたのであった。ザイドル博士によれば、英国当局は、ヘスが自由になると、自身のいかがわしい英国飛行の、チャーチル政府にとって具合の悪い背景を、ばらすであろうことを、恐れたのであった。

（ハイデッカー&レープ、前掲書、649 ページより私訳）

ザイドル晩年の、この英国秘密諜報部犯人説に、信憑性が高いとは思われない。ハイデッカー&レープにしても、上に見られるとおり、この説を一応伝えてはいるものの、その際にそれの非論理性を強く印象づけることを忘れてはいない。ただ、私たちとしては、その話から窺われるところとして、ザイドルが英国当局のヘスに対する扱いについて、根強い疑いを抱いていたらしいということを、看過することはできないと思う。ヘスが、1941 年 5 月 10 日夜ブリタニアに飛んでから、被告人としてニュルンベルクに送られてくるまでの 4 年余、どうしていたのか、ということは、英国当局にしか分からない。そしてニュルンベルクに現われた時、ヘスは、すでに甚だしい記憶喪失の状態に陥っていた。つまりその間、ヘスは英国で何をしていたのか、という問題は、彼は英国当局によって何をされていたのか、と言い換えた方が、疑惑の核心を端的に表現できる性質のものである。英国側の記録によるならば、ヘスの操縦するメッサーシュミット Me-110 戦闘機は、1941 年 5 月 10 日 22 時 8 分にスコットランド・ノーサンバーランド上空に目撃された後、同 23 時過ぎにグラスゴーの南、イーグルシャムの郊外に墜落、落下傘で降下したヘスは、国防市民団の兵舎へ連行された。彼は当初、ドイツ国防軍大尉アルフレート・ホルンと名乗り、特別の任務を帯びているので、ダグラス・ハミルトン公爵と会見したい、と申し出た。この希望は聞き届けられて、翌朝、ハミルトン公が国防市民団兵舎を訪れて、尋問に当たった。ヘスは、人払いを求めた上で、ハミルトン公に自分の正体を明かし、用向きを告げたのだという。あるいは、ヘスとしては、そこから次に英国王ジョージ 6 世に拝謁できるという期待を抱いていたのかもしれない。だが、もちろんそうはいかない。彼の正体を知ったハミルトン公は、ただちにチャーチルに報告した。チャーチルも驚いたが、すぐに命令を出して、ヘスをロンドンに連れて来て戦争捕虜として勾留することにさせたので、ヘスはそれから一時ロンドン塔に収容された後、さらに別の戦争捕虜収容所に移送されることになる。だがその前、ヘスがまだスコットランドにいた 5 月 13 日に、すでに外務省からの派遣で、以前の駐ベルリン大使館秘書官アイヴァン・カークパトリックが、尋問のために訪れた。その時の問答は、速記者によって書き留められたということで、その速記録は有力な証拠として法廷に提出され、検事グリフィス - ジョーンズによって読み上げられた。そこに記されたとおりのことをヘスが語ったとするならば――つまり速記録が真正のものであるならば――、英国当局にとって、ヘスがヒトラーの内命を受けていないと判断するのに、何の躊躇いも要らなかった違いない。ヒトラーの戦略について、ヘスはただ、総統の元来の意図は、英国との友好関係を維持しつつ、ヨーロッパに自民族の十分な生存空間を獲得することである、という意味のことを陳述するばかり

で、ヒトラーの戦略の最近における具体的発展に言及する様子はまったくない。といっても、それは、意図的に隠しているようには見えず、それについて聞かされていない、知らないから、何にもいうことができない、というふうにしか受け取れないような具合なのである。英国の立場に対する批評においても、ヘスは、三国協商参加の過ちを蒸し返し、それが尾を引いているのである以上、この度の大陸における、中立国をも巻き込んだ戦乱も、ひとえに英国に責任がる、と決めつける。そして、今こそ元来の利益領域の認識に立ち返って、ドイツの支援を得ての、海上覇権・大英帝国の維持に専念すべきである、と論ずる。つまり、少なくともおよそ 40 年前に遡った視点における国際秩序の展望を掲げて、大陸に利害関心を持たない、という本来の気持ちを取り戻せ、と説教しても、英国から何らの反発も受けることがない、と信じ込んでいる様子である。そして、ドイツとしては、旧植民地――さしあたり西南アフリカのことらしい、マーシャル群島については曖昧――さえ返してもらえれば、それ以上、英国の利益を害するようなことはいわず、むしろ喜んで英国海洋支配の護衛者になる用意がある、ともいう。このように、旧時代的感覚の大雑把な論調であるところに加えて、さらに驚くべきことには、実際に和平交渉を進めようとするならば、今のチャーチル政権では無理なので、もっと積極的に和平を望む指導者による政権への交代が必須要件である、とまで提案している。こうした内容からすれば――あくまで、ヘスが実際このとおりに喋ったのだとすれば、であるが――、英国当局が彼の精神状態における変調を疑ったのは、当然であった。精神科の医師による検査も、何回か行なわれたようであり、医師たちの出した結論では、ヘスは、すでに相当なストレスによって圧迫されて、精神の正常性を失っていたのであり、彼の信頼する或る特定の者――地理学者カール・ハウスホーファーや占星術師などが挙げられた――の示唆によって、自分には対英和平交渉の使命がある、と思い込んだ挙句の行動であった、ということになった。そしてこのヘスの狂気は、ナチスの側が、それを裏付ける発表をしてしまうような経過となった。ヘスが英国で捕らえられたという報告が届いた時、ヒトラーは、ちょうどゲーリング、ゲッベルスと共に論議の席にあったというが、すぐに「ヘスは気が狂ったのだ」といったという。ゲーリング、ゲッベルスは、出来事が人々に与える衝撃の大きさに鑑み、ヘスの「発狂」をその行動の原因として明確に知らせる必要があると考えた。そして、やがて加わったボルマンが、ヘスがどのような経緯から精神的に崩壊していったのかということについて、細かい説明を加えて発表した。ただ、一方でヒトラーのその後のコメントについては、ヘスの狂気を一概に決めつけてはいないような、微妙なところもあったとも伝えられる。そのあたりを拠り所としてのことであろう、ヘスが実はヒトラーの内命を帯びていたのだ、とする研究結果が、今日に至るまで、時に発表されて、絶えることがないのだという。

しかし、ヘスが英国飛行の時点ですでに精神異常に陥っていたと認めるにしても、それから４年余の後に彼がニュルンベルクで示した記憶喪失の状態を、そこからの連続的変化の帰結と見なすことは、果たして可能なのだろうか。その間彼はずっと英国当局によって収監されていたのであるから、ごく普通の見方をするとして、そこで記憶喪失を惹き起すような

何らかの措置を講じられたのではないか、という疑いを払拭することは難しい。一方でまた、ヘスが、厳しい裁きを免れるために、狡猾にも記憶喪失を演じてみせたという可能性も、否定することはできない。実は、法廷でのヘスの態度が、人々に俄然こちらの方を真相だと思わせたようなところもあって、問題はさらに複雑に、謎はますます深くなったのである。ヘスの最初の弁護人であったギュンター・フォン・ロールシャイトは、記憶喪失がかなり強度でありそうな依頼人の様子から、裁判を受けさせることは無理と見て、裁判開始前から、専門精神医による鑑定を法廷に申し入れていた。法廷もこれに応えて、10 人の専門医による委員会を作って、ヘスの精神鑑定を行なわせた。そして法廷第 9 日の 11 月 30 日、午後 4 時を過ぎた後の残り時間が、ヘスに裁判を受け続けさせること――彼を引き続き審理の場に置くこと――の可否を決める審議に当てられることになった。ヘス以外の被告人たちおよびその弁護人たちが退席して、被告人席にはヘスだけが、弁護人席にはロールシャイトだけが残った。まずロールシャイトが、自己の主張を、力を込めて述べ立てる――1. ヘスの記憶喪失の状態から見て、彼をこのまま審理の場に留めるのは適正ではない、と判断する、2. そして彼を今後出廷させないことにする場合、不在のままで彼の罪状についての審理を続けるべきではない、3. だが、もしもここでなお、彼を審理の場に留めることが可能との結論が出されるようなら、現存のものとは別の、いっそう高次の委員会を立ち上げて、その鑑定を仰ぐことを求めたい。この主張の拠り所として、彼が援用したのは、1945 年 11 月 14 日付の委員会報告書にある「被告人ヘスの、自己を弁護し、証人に対処し、証拠調べにおける詳細な諸点を理解する能力は、阻害されている」という記述であった。しかし、この根拠づけが薄弱なものであることは、すぐに露呈してしまう。専門家 10 名（11 名かも？）による件の委員会は、実は、統一報告書を出してはいなかった。部分的な数名の署名による報告書が、何回かに分けて出されていたのである。検事マクスウェル - ファイフがここですかさず説明し、これを受けた裁判長によって、法廷に提出された報告書は次の 4 種であることが確認された：

① 1945 年 11 月 19 日付、4 名の英国人医師の署名入り
② 1945 年 11 月 20 日付、3 名の米国人医師および 1 名のフランス人医師の署名入り
③ 1945 年 11 月 16 日付、3 名のソヴィエト・ロシア人医師および 1 名のフランス人医師の署名入り
④ 1945 年 11 月 17 日付、3 名のソヴィエト・ロシア人医師の署名入り

ロールシャイトのいう、11 月 14 日付の報告書というものは、そこに入っていない。おそらくそれは、下書き段階だったものが偶々ドイツ語訳されて彼の手に入ったものだったのであろう。それでマクスウェル - ファイフに、おおかた署名の入っていないような報告書草案から随意にドイツ語訳なさったのであろう、といわれてしまう。それでもなお、ロールシャイトは、「被告人ヘスの、自己を弁護し、証人に対処し、証拠調べにおける詳細な諸点を理解する能力は、阻害されている」という類いの記述は、報告書のどの版にも共通する主要内

容を成しているから、といってがんばろうとしている。だが、これはますます苦しい。なるほど、同一委員会の報告書である以上、当然、記されることのうちの最も基本的にして主要な内容つまり要点というべきものは、すべての版に共通していなくてはならない。だが、その最主要の要点に当たるものは、「ヘスは精神病ではない、責任能力がある」という鑑定結果である。つまり、彼は裁判を受けられる、といっているのだ。その上で、彼の記憶喪失ということが特に問題にされているということに鑑み、「この記憶喪失は、審理における彼の受容能力を阻害するという性質のものではないが、自らの過去に関する質問に答える能力を阻害し、同様にまた、自己弁護の実行を阻害することではあろう」というような記述を、各版とも付け加えているのである。或る程度の阻害を受ける部分はあるけれども、審理の流れには十分ついていけるという、ヘスを法廷に留めておくことに賛成する趣旨であるのは明らかである。今さらいうまでもないことながら、法廷が委嘱し、戦勝 4 ヶ国の医師たちによって構成された委員会である。その報告書の中に、弁護人の主張の拠り所となり得るような文言が出て来る筈はない。ロールシャイトは、そんなことは百も承知の上で、敢えて、あたかもそこに根拠を置くかの如き議論を繰り広げている。それは、ヘスのような心理状態の者を裁判にかけるべきではないという、彼の強い信念に基づくと考えるならば、尊敬に値することであるには違いない。しかしもちろん、その強引な態度に対して、検察側の反発は強い。マクスウェル - ファイフの長い反論に続いて、ジャクソンも発言し、ヘスは、精神状態を調べるために必要な検査を悉く拒否し、法廷の審理が終わるまでは一切の検査を受け付けないといったばかりでなく、苦痛なヒステリー症状の治癒に適しているとして推奨された――一般的に適合性が確かめられている――静脈内点滴や睡眠薬服用まで頑なに拒絶した、このような態度をとる者を、記憶喪失の故に審理から外すべきと判断することはできない、といって、強い反対を表明した。こうして双方拮抗の様相を呈しつつあった時、裁判長が、ヘス本人の意見を聞くことにしてはどうか、と言い出す：

……

裁判長：　フォン・ロールシャイト博士、法廷としては、もしもあなたが正しいとお認めくださるのであれば、被告人ヘスの、この問題に関する見解を聞きたいと思いますが、如何でしょう。

フォン・ロールシャイト：　もちろん、私は、弁護人として、それに反対することはありません、それに、私の思うところでは、被告人本人に尋ねることは、彼の望みに叶っています。そうすればまた、法廷は、被告人が如何なる心理状態にあるか、判断することもできるでありましょう。

裁判長：　彼は、自分が審理に参加可能であると思っているかどうか、言明することができますね。

ヘス：　裁判長、私は、以下のことを申し上げたいのです：本日午後の審理が始まる時に、私は、弁

護人にメモを渡しましたが、そこには、私が発言することを許されるなら、審理は短縮されることができるだろう、という趣旨の、私の意見を書いておきました。私がいいたいと望むのは、次のことであります：私は、自分が、この後さらに審理に参加して、仲間たちと共に判決を受けたいと望んでいるにもかかわらず、審理参加不可能であると宣告されてしまう、ということを防ぐために、法廷に以下のとおりの言明を申し述べるものであります、元々は、それを裁判のもっと後の時点ではじめて述べたいと思っていたのではありますが：

今より以降、私の記憶力は、外部に対しても、再び意のままに用いられることができます。記憶喪失を装った諸理由は、戦術的性質のものであります。実際には、ただ私の精神集中能力だけが、幾分か減少しています。しかしながら、それによって、私の、審理についていき、自己弁護をし、証人に質問し、あるいは自ら質問に答える、という能力は、影響を受けてはいません。

私は強調いたしますが、自分が為したこと、署名したこと、あるいは副署名したことのすべてに対して、私は全き責任を負うものであります。

この法廷には権限がない、という私の原則上の立場は、上述の言明によって影響されることはありません。

私は今まで、私の公選弁護人に対しても、記憶喪失の装いを維持してきました。それ故彼は、それを善意から主張したのであります。

裁判長：　閉廷します。

（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Neunter+Tag.+Freitag,+30.+November+1945/Nachmittagssitzung より私訳）

実は、ロールシャイトは、はじめから「ヘス本人は審理に参加できると主張しています」と法廷に明かしていた。だから、裁判長が、議論の行詰ったタイミングでヘスに語らせようとしたのは、ここは「本人の意向」を決め手として一気に結論を出してしまおう、との魂胆があってのことに違いなかった。ところが、ヘスの発言内容は、法廷の期待の、さらに上を行った。あるいは、斜め上を行った、という方が、巧く表現したことになるのかもしれない。彼は、自分は意図的・戦術的に記憶喪失を装ってきたのだ、とぬけぬけと告白した。そういうことによって、予備尋問に当たった検事たちや、鑑定を依頼されて検査を行なった専門医たちの面目を著しく損なったのであるが、何といっても、誰よりも、彼の芝居によって欺かれ踊らされた「善意の」弁護人の権威が失墜したことになる。そして、この時のヘスの語り口は、それまでの意識朦朧たる様子とはうって変わって、シャキッとした、明晰な理性を感じさせるものであった。これからはもう、記憶喪失のふりをしないで、覚えているすべてを語って、自分の為したことについては責任を負う、但しこういったからとて、この法廷の権限を認めない、という自分の立場に変わりはない――審理の場に立ち続けることを決意している被告人の意思表示として、まことによく理解できる内容であるといってよい。ヘスが語り終えた時、広間は、一同息を呑んだかの如き沈黙に支配された。ヘスがまた席に着くと、

後方のいくつかのドアが開いて、報道陣が電話機めがけて突進して行った。ローレンス裁判長は、辛うじて 4 語で「閉廷します」と宣言した。翌 12 月 1 日（法廷第 10 日）、冒頭に裁判長は、弁護人ロールシャイトの申し立てを斥けてヘスを審理の場に置き続ける、という法廷の決定を宣告した。ヘスは、その後しばらくの間、正気と見られる状態を保ったが、やがてまた意識朦朧たる様に沈んで行き、以前にも増して記憶喪失の強く疑われる状態に陥ってしまう。ロールシャイトは、1946 年 2 月 5 日に弁護人を辞任、ヘスの弁護は、フランクの弁護人であったザイドルが兼任する形で引き継いだ。それから 1 月半余で自分の弁護の順番が来たとき、ヘスは、自ら証人台に立つことを拒み、弁護をすべてザイドルに任せた。そんなわけでザイドルは、ヘスの弁護に思うような成果を上げられなかったであろうが、自分にその任が廻ってくるまでの経緯をも含めて考えて、ヘスの扱いについて英国に後ろ暗いところがありそうだ、との疑いを懐いたと思われる。だから彼は、ヘスが死刑にならなかった以上、英国政府当局にとっては、厄介な心配のタネが残された、と睨んだ。万が一、ヘスが、自由になり、正気に戻って、真相を暴露するようなことがあれば、英国政府当局――あるいは当時のチャーチル政権――にとって相当に拙いことになる筈だ、と思ったからだ。ただ、ザイドルも把握していたに違いないことだが、実のところ、この件に関して英国政府を安心させてくれる力になっていたのは、ソ連政府であった。ソ連政府は、ブリタニアに飛んだヘスが英国政府に持ちかけたと伝えられる話の内容から、ヘスを極度に憎んだ。裁判長が最後の最後に明かしたとおり、量刑の決定の時、ヘス――その時点ではもう完全に心神喪失の様子を呈していた――にあくまで死刑を求めたのは、ニキチェンコであった。ヘスが終身刑に決まりシュパンダウで過ごすことになっても、ソ連政府がソ連政府である限り、この、絶対に許さない、という態度に変化が生ずる筈はない。たとえ恩赦を求める声がどれだけ高まろうとも、ソ連政府がこれを拒否するから、ヘスは監獄から出て来られない。つまりソ連政府がソ連政府である限り、ヘスに関する英国政府の心配が現実のものとなる可能性はゼロであった。そういうわけだから、「ペレストロイカ」の出現が英国政府に大きな不安を与える脅威となった、というザイドル晩年の説には、確かに一理あるといわねばなるまい。それまでは考えられなかった、ヘスが自由に喋れる身となってシュパンダウから出て来るということが、起こり得ることになったのである。そうはいっても、仮に出て来られたとしても、正気が戻ってくる可能性など、もう皆無だったのではないか、ということで片づけられてしまいそうである。だが実のところ、そこにこそ、シュパンダウのヘスを包み込んだ深い謎を形づくる要因があったといわねばならない。ヘスの知性は、獄中にあっても、実は活発であった、との情報もある。好意的な看守長が当番であった時に、その計らいによって聴く機会を得たビートルズに夢中になり、同じく好意的な計らいによって知ることのできた宇宙旅行の話――ガガーリンのヴォストーク 1 号による飛行は 1961 年――には大いに興味を示したという。あの 1946 年 11 月 30 日の夕刻のように、彼が再びまた急に、「今までは偽装していただけ」と言い出す可能性がないとは、誰も断定することはできなかったであろうし、結局永久に断定できないままになってしまった。1987 年、ヘスが死んだ時、連合国

軍当局は、予め作られていたマニュアルに反して、彼の遺体を遺族にこっそり引き渡した。そして遺族の手によって、遺体は最終的にヴンジーデルにあるヘス家の墓地に埋葬された。これもまた、復讐者たちが取り逃がしてしまった遺体の一つであることになるが、経緯が経緯であっただけに、その墓が霊廟化されるようなことは起こらなかった。シュパンダウ刑務所は、ヘスがいなくなるとすぐに取り壊された。

(2) 脱ナチ者シュペーア

2005 年 5 月 2 日号『シュピーゲル』は、ヒトラーの元協力者シュペーアについての特集記事を掲載した。その文章は、「魅力的な犯罪者 der charmante Verbrecher」という見出しの下、冒頭で、1966 年 10 月 1 日にシュペーアがシュパンダウから出所した時の様子を、次のとおり語っている：

> 1966 年 10 月 1 日零時、英軍の哨兵がベルリン・シュパンダウの連合国軍収容所の門を開けた時、アルベルト・シュペーアは、眩しい投光器の光に照らし出された。百人を超えるジャーナリストたちと、数千の物見高い群衆とが、かつてのヒトラー気に入りの建築家であり、後には軍需大臣であったその者を、あたかもポップ・スターであるかの如くに歓喜して迎えた。シュペーアと彼の妻および弁護士を乗せた黒色のメルセデス・リムジンが、やっとのことで、祭り気分に浸っている群衆を押し分けて進んだ。そしてそれは、ただの始まりにすぎなかった。
> ニュルンベルクの連合国軍事法廷は、シュペーアに、戦争犯罪および人道に対する犯罪の故に、禁固 20 年の刑を言い渡していたのであった。釈放後、この長身で、スラリとして、ハンサムな男は、西ドイツ社会で尊敬され贔屓される重要人物となった。彼は、連邦共和国市民たちの最愛の脱ナチ者なのであった。
> ……

Der Spiegel, Nr.18/2.5.05,（『シュピーゲル』2005 年 5 月 2 日号）、74 ページより私訳

ニュルンベルクの判決の日からまる 20 年、ドイツ敗戦の日からは 21 年半近く経ったこの時点で、刑期満了して出所したシュペーアが、脱ナチ者（Ex-Nazi）の星として、群衆に歓び迎えられた――それは、異様と評されるべき出来事ではあったが、それでも間違いなく、戦後復興期における西ドイツ社会の一断面をくっきりと顕わし示す現象であった、ということを、シュピーゲル誌の記事は、その日からさらに 40 年近くも経った時になって――つまり戦後 60 年という区切りの時点で――、人々に訴えかけようとしているようである。

アルベルト・シュペーアは、1905 年、マンハイムの裕福な市民の家に生まれた。祖父、父親ともに高い業績を上げた建築家であったが、彼もまた建築家を志し、ギムナジウム卒業後、初めにカールスルーエで、やがてミュンヘン工科大学、さらに 1925 年からはベルリン工科大学に移って建築学を学んだ。そして 1927 年に卒業後も、教授の助手として留まった。

あたかも、抬頭する国家社会主義が急速に青年たちの心を捉えつつあり、シュペーアの周りの有望な若手技術者たちの間にもその運動への熱烈な支持が高まっていく雰囲気の中、彼自身、1930 年、ヒトラーの演説を聞いて感銘を受けたということによって、たちまち惹きつけられ、1931 年 1 月には NSDAP に加入して、党員番号 474,481 をもらった。しかし、彼の入党は、決して思想的・政治的な理想を追い求めてのものではなかった。彼は元来――彼自身の供述したところに従っていえば――政治的志向を有する人間ではなかった。彼としてはあくまで、自らの技術者・建築家としての野望を遂げるためのこの上なく力強い支えを、見るからに建設のエネルギーに満ち溢れたヒトラー＝ナチスの組織に見出した思いであったのだ。彼は、個別の建築物を単発的に作ることに甘んずるのではなくて、大規模な国家的建設プロジェクトを指揮することを夢見ていた。彼は、初めゲッベルスに用いられ、党や宣伝省の所有となった重要な建物の改築に功績を上げたが、ゲッベルスの紹介を得て、ニュルンベルクに建設予定の全国党大会議場の計画案をヒトラーに提出すると、それが認められて、たちまち、気に入りの建築士としてヒトラーの許に出入りするようになる。若い日の経験から、建築術に対して憧れとコンプレックスとの入り混じった思いを抱いていたヒトラーは、若いシュペーアの才能の虜になったようである。シュペーアは頻繁にヒトラーの許に呼ばれた。彼の来訪が告げられる度に、ヒトラーは特別の喜び方をするのが、周りの者たちにもはっきり分かっていた。やがてシュペーアは、家族共々、ベルヒテスガーデンのヒトラー山荘近くに引っ越して、家族ぐるみ、ヒトラーの愛顧を受けることになるが、時には夜遅く、彼だけが呼び出されることもあった。そんな時、部屋にこもった 2 人は、ほんとうに楽し気に、尽きることの無い建築談議に花を咲かせるのであった（と推測されている）。そうした点については、シュペーア自身、後に、自分はヒトラーに最も愛された友人であった、と法廷で公言して憚るところもなかった。1935 年からは、彼は、ベルリンの首相官邸新築計画の指導を委ねられ、1937 年 1 月 30 日には、首都綜合建設監督官 Generalbauinspektor für die Reichshauptstadt (GBI)に任命されて、ヒトラー直属の技官として独自の役所をも構えるようになる。彼に与えられた主たる任務は、「ゲルマニア国」首都ベルリンの大々的改造であった。建築士シュペーアの夢は、叶えられるかの如くであった。そうした彼が、1942 年 2 月 8 日に軍需大臣（＝武器・弾薬担当大臣）フリッツ・トットが飛行機事故で死ぬと間もなく、その後任を拝命することになった。トットも建築士であり、道路建設に関する監督官としてアウトバーン網の設置に大きな功績を上げており、道路建設工事に携わる独自の「トット組織 Organisation Todt」を率いていた。その業績に対する評価の上にさらに積み重ねる形で、1940 年、軍需大臣に任命されていたのであった。だからシュペーアとしては、トットの後任として指名された時、主としてその建築者としての仕事を引き継ぐことを求められたと意識したに違いない。極端にいえば「軍需大臣」はプラス・アルファであった――そういうニュアンスのことを、彼は法廷でも供述しているわけであるが、強いてそれを疑う理由は別にないと思われる。だが、現実問題として、武器弾薬の増産こそが喫緊の課題であったことは、いうまでもない。シュペーアの技術者としての能力を非常に高く評価したヒ

トラーが、生産の計画管理に関わる彼の手腕を、ジリ貧の様相を呈しつつあった武器弾薬生産の回復に適用することができる、という確信を持って、彼を軍需大臣に抜擢したのだ、と見るのが当たっているであろう。そして実際に、シュペーアは、軍需大臣としてめざましい働きを示した。彼が武器弾薬の増産に成功したことによって、ドイツにとって継戦が可能になった、といっても過言ではない。彼は、それまで軍が影響力を及ぼしていた武器弾薬生産過程管理を、技術的に有能なスタッフを揃えた配下の役所や組織の手中に、完全に収めてしまった。最初は、陸軍から権限を奪い取り、1943 年には海軍から、そして 1944 年には空軍からも権限を完全に奪い取ってしまった。戦時計画経済は、当然軍需生産を中心に組み立てられねばならないから、1942 年 4 月に、形の上では 4 ヵ年計画の枠内で、しかし実質は新たに「中央計画委員会 Zentrale Planung」が組織されると、シュペーアはその主要なメンバーとなる。武器弾薬の生産を大幅に増加させるためには、大工場での生産活動に従事する多くの人員が必要とされるから、シュペーアは、労働力の発注元として、戦争捕虜や収容所のユダヤ人たちを含む夥しい数の人々に対する「労働動員」の原因者となった。1943 年 9 月には、彼は経済省の主要機能をも自分の方に引き受けて、「軍需および戦時生産担当の大臣」という肩書になっている。戦争の中盤以降、ゲーリングがすでにヒトラーの信頼を失っていた段階において、シュペーアが実質上ナンバー2 としての働きをしていたことは明らかであった。そんな経歴を持つシュペーアであったのだが、法廷での彼の態度は、しおらしかった。おそらく彼は、裁判官たちの歓心を買うことに最も成功した被告人だったであろう、と多くの人が後々まで思っている。彼は、ヒトラーの協力者となった限りにおいて、自分も罪責を負っている、ということを素直に認めた。その上で、その罪責範囲の限界を明らかにするということに重点を置いて、自己弁護に努めた。確かにそれは、いってみれば、この種の法廷の被告人として模範的な態度であった。彼の罪責範囲を狭く区切ろうとする議論は、形式的に見る限りは、論理的な明晰性を持つことができた。自分は、決して思想的賛同者としてナチスに入党したのではなく、ひたすら建築士として大きな仕事をヒトラーから委ねられることを求めていた、戦局がすでに進展していた 1942 年になって、トットの急死によって軍需大臣に任命されたが、その任務は、既定路線であった武器弾薬の増産をひたすら進めることであったから、その生産体制の強化・維持のために必要な労働人員を算出して、もっぱら数値上の目標として示した、やがてヒトラーの政策の誤りに気づき、敗戦をはっきり予想せざるを得なくなって、ヒトラーに強く批判的になり、敗戦を受け入れるべきであることを説いたが効果なく、ひそかに彼を除くこと――勝手知ったる首相官邸防空壕に毒ガスを流し込むこと――をも計画したが実現せず、それでも戦争末期における、敵軍の進撃を目前にしての各地域の産業施設、発電所、橋の破壊といった、彼の犯罪的命令には従わず、その執行を阻止した――こういった内容を、彼は、弁護人フレクスナーの援けを得て、訴えることができた。それが功を奏して、「共謀」および「平和に対する犯罪」については無罪判決され、量刑においては、際どくはあったが、死刑を免れて、20 年の有期刑を宣告されたのである。1905 年 3 月生まれであったシュペーアは、ナチスに入党したのが 25 歳、敗戦

は 40 歳、判決は 41 歳の時であり、そこから 20 年経って出所してきた時には、61 歳になっていた。彼と同年代あるいはそれに近い年代の者たちのうちに、彼と同じように、若い日の希望を託してナチス運動に参加し、ヒトラーを支持した者は多かった。彼らのうち、その後、戦争に行って帰らなかった者も、もちろん多かったが、一方では、大きな悔いと共に焦土に生き残った多くの者たちがいた。彼らは、非ナチ化裁判に引き出され、それぞれに刑期を課せられることを免れなかったが、その務めを終えて社会復帰を果たすと、一所懸命に自分の生活の建て直しを図るとともに、もう一度自分の技能を活かして、社会経済の復興に役立とうとした。シュペーアの出所してきた 1966 年の頃には、彼らの努力が実を結んで、西ドイツの経済復興が奇蹟的な成果を上げつつあることが、世界に広く認識されていた。彼ら自身、それを意識して満足感を抱くことができたに違いないが、年齢からすれば、残る人生でなお一働きを、と願う人も少なくなかったであろう。そんな彼らであっても、自らの「ナチスの過去」に対する後ろ暗さを消し去ることはできなかった。如何に収容所で償い済みだといい繕って片付けようとしても、協力者としての罪責意識は、一生の負い目として付き纏うように思われた。それだけに、彼らにとって、シュペーアの出所は、自分自身の存在の肯定に直結するほどの意味を持つ、重要な出来事であったのだ。技術者・建築家としての優れた才能の故にヒトラーに見込まれ重用されて、心ならずも主要協力者の 1 人となってしまったシュペーアであるが、裁判で自分の罪責の範囲についてしっかりと申し開きをして認められ、課された刑期を満了して戻ってくるに至った――61 歳という年齢からして、もう一花咲かせることも十分可能と思われたに違いない。シュペーアが元気な状態で出て来てくれたことは、脱ナチ者 Ex-Nazi としての暗い過去の記憶に悩まされつつ、一所懸命に戦後経済復興の担い手として働いて、戦後 20 年を過ごしてきた世代の人々皆にとって、その生き方に対する赦し・是認を告げる福音のように受け取られたとしても、何ら不思議ではなかったのである。

シュペーアは、1946 年 6 月 19 日（法廷第 158 日）から同 21 日（同第 160 日）にかけて行なった弁論（＝証人台に立っての、尋問に対する答弁）では、もっぱら強制労働に関して、自分の罪責範囲がきわめて限局されたものであるということを、立証することに努めた。弁護人フレクスナーの尋問におけるやり取りからは、両者がこの弁護戦術について、あらかじめ綿密に打ち合わせていたことが窺われる。軍需大臣――戦時基幹産業の統括者として、かつ経済中央計画委員会の主要委員として、シュペーアが空前の大規模徴用の最高責任者・司令者であったことは、一見否定し難く思われる。しかし、彼は、自分の権限はあくまで軍需生産拡大の至上命題の下、必要な労働者数を見積もり、目標数値を示してその徴募を要請する、という範囲に限られていた、と主張する。その論によるならば、実際に徴用移送を行なった責任者は労働動員全権委員のザウッケルであり（徴用対象によってはヒムラー、OKW でもあった）、労働者たちの生活条件の保障は労働省、ドイツ労働戦線および雇い入れた企業の責任によることであった。徴募の対象として、シュペーアが当初考えていたのは、ドイツ人および占領地住民のうちから希望してドイツ国内の工場等に働き手としてやって

来る者たちであった。やがて占領地からの強制徴用という形が圧倒的に多くなっていったが、それはあくまで国策の変化によることであって、シュペーアによる何らかの決定がそこに働いた結果というわけではない。戦争捕虜の徴用も、国家の決定に基づいてなされたことであるが、シュペーアの方でも、あらかじめそれに対するジュネーヴ協定による規制を認識していた。そしてソ連兵およびイタリアパルチザン兵の捕虜は、ジュネーヴ協定適用範囲外と見なす一方、フランス等西側諸国兵の捕虜については、ジュネーヴ協定に従って、武器・弾薬の製造に従事させることを避けたが、広い意味での軍需産業における、いわば周縁的部門で用いることは認められる、という解釈を取った。ユダヤ人強制収容所からの投入については、ヒムラーがまったく専権的に行なったことである。ヒムラーはすでに、軍需生産への権力伸張を狙って、強制収容所に隣接した工場を作り、そこにユダヤ人収容者たちを労働投入しようと計画したことがあったが、さすがにそれを、シュペーアは認めなかった。しかし、労働力提供源としてのヒムラーの参入を拒否する権限は、シュペーアにはなく、むしろ目標数値の達成のために不可欠としてこれを受け容れるほかなかった。ユダヤ人強制収容所の実態については、彼は何も知るところはなかった――こういう理屈づけを基に、シュペーアは、検察のかけてきていた嫌疑の一つ一つに対して、「自分には責任がない」といって反駁した。その論法には、前にも述べたとおり、形式的に見る限り、論理的な明晰さを認めることができた。反対尋問には、検察側からジャクソンとソヴィエト連邦補助判事 M. Y. ラジンスキーが立ち、両者とも鋭く問い詰めにかかったが、結局のところ攻めあぐねた、という印象が強い。ジャクソンは、グスタフ・クルップを裁判に引き出せなかったことに対する恨みがよほど強かったのであろうか、クルップ社における徴用工虐待の報告を証拠に持ち出して、シュペーアに（！）迫ろうとする一幕もあったのだが、これは、シュペーアにしてみれば「思うツボ」であったのではなかろうか。ジャクソンはさらに、自らの反対尋問を終えようとするにあたって、下記のとおり、何故かシュペーアにわざわざその責任範囲制限原則の再確認を求めて、まとめの弁論の機会を与えている。いってみれば、早々と矛を収めて、審判の判定にすべて任せたかの如き態度をとっているのであって、彼の戦い方を見てきた者にとっては、異例という印象を免れることはできないようである：

……

ジャクソン：　あなたが少し前に言明されたところでは、あなたは政府の構成員として、この事態に対して或る種の責任を負っていた、ということでした。あなたが政府の構成員として責任を引き受けるといわれた時、どんな責任のことをいわれたのか、我々に話していただきたいと思います。

シュペーア：　私が昨日陳述した説明のことを仰っているのですか、あの……

ジャクソン：　あなたの全体責任のことです。あなたは、他の者たちと共同なる「全体責任」を、ど

ういうものと理解なさっているのか？

シュペーア：　はい、私の見解では、国家における生活においては、2 種類の責任があります；一つの種類は、自己の分野に対するものであり、これに対しては、ひとは無論、完全に責任を負っています。でもそれだけでなく、私個人の見解といたしまして、まったく決定的に重要な事がらに対しては、指導部の 1 人たる者における限り、全体責任が存在し、かつ存在しなくてはなりません、何故なら、諸々の出来事の経過に対する責任を、国家元首の周りの一番近くに在る協力者たち以外に、いったい誰が担うのでありましょうか？しかしこの全体責任は、ただ根本的な事がらに対してのみのものであり得ます。それは、他の諸省あるいは責任を負うべき諸部署の管轄内で生ずる、細部の事がらの処理に対してのものではあり得ません、何故なら、そうでないとしたら、国家生活における全規律が混乱してしまい、誰にも分からなくなってしまうからです、いったい誰が個々に何を自分の……しかしながら、本来の仕事の領域における個別の責任は、個々人にとって、きちんと明瞭に保たれていなくてはなりません。

ジャクソン：　私があなたの言葉を正しく理解しているのだとすれば、あなたが仰りたいのは、あなたは、当時の政府構成員として、指導部の 1 人として、この政府の政策の大きな諸方針に対する責任を引き受けるが、しかし、諸措置の実行に際して生じた個々の出来事に対する責任は負わない、ということですか？それで、あなたの考え方の正しい説明になっていますか？

シュペーア：　はい、はい。

ジャクソン：　これで反対尋問は終わりと思います。

……

*実際には、この後さらに、ラジンスキーが反対尋問に立った。
（http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberger+Prozeß/Hauptverhandlungen/Einhundertsechzigster+Tag.+Freitag,+21.+Juni+1946/Nachmittagssitzung より私訳）

判決では、シュペーアは、訴因 3「戦争犯罪」および訴因 4「人道に対する犯罪」について有罪とされた。つまり彼には、強制労働の政策に関して罪責がある、と判定されたのである。しかし、量刑は有期にとどまった。それは、彼の罪責がその度合いにおいて比較的に軽いと見なされたことを意味しているであろう。その点、ザウッケルの場合との対照は著しい。ザウッケルは、4 訴因すべてについて起訴され、そのうち訴因 3 および 4 について有罪とされた限りにおいては、シュペーアと等しいのであるが、量刑は、既述のとおり死刑であった。強制労働政策に関する彼の罪責は、あくまで重いものと見なされたわけである。だが、このザウッケルとの比較に思い及ぶ時、私たちとしては、シュペーアが助かったことに対する強

い疑念が沸き起こってくるのを、如何ともすることができない。ザウッケルの性格から考えて、明らかに彼は、「全権委員」であるとはいうものの、常に「上」からの指令によって、ノルマを課せられているという意識の下にのみ、動き得る人物であった。その彼が、常に「上」として意識していた存在は、シュペーアであったということもまた明らかである（理論的にはゲーリングであったかもしれないが、実際上彼の意識を占めていたのがシュペーアであったことは争えない）。ザウッケルはずっと、自分をその地位に就けてくれたのはシュペーアである、と思っていた。確かに、労働動員委員という役職自体、もともとシュペーアが徴募をガウライターたちに委託しようとして効果が上がらなかったために、専門的な徴募実行機関として設置提案したものであった。ただし、シュペーアの証言したところでは、その長として彼が推薦したのは、ザウッケルとは別の人物であったが、最後にボルマンがそれをひっくり返して、ザウッケルを押し込んだのであったという。だが正確にはそうであったにせよ、ザウッケルが自分の職務をシュペーアに依存するものと意識していたのには、十分理由があったといえる。ともあれ、両者の関係がそのようなものであったとすれば、罪責の軽重の判定は、逆であってしかるべきと考えられるのではなかろうか。徴用が国策として組織的に行なわれたのである以上、上に立ってそれを計画し指示した者は、たんにその実行に当たった者よりも、本来なら、ずっと大きな罪責を負っていると見なされるべきであろう。およそ裁判記録にちょっとでも目を通したほどの者ならば、シュペーアとザウッケルとの間のこの不公平感から逃れることは難しい。だから、すでにシュペーアの収監中から、決して少なくない数の人々の間に、彼の命が助かったことに対する疑念と、法廷の彼に対する追及の甘さに対する批判の念とが、醸成されつつあったことは、想像に難くない。彼が刑期を終えて出てきた時、上述のとおり彼を脱ナチ者の星として持て囃す人々がいた一方で、これを機にいよいよ彼の虚偽を暴き真実を明らかにして、彼が本当は死刑になるべきであったことを証明してみせよう、と強く心に思う人々もいたわけである。彼らは、執拗に追究の手を緩めようとはしなかった。記録文書を綿密に再吟味したうえに、ニュルンベルクで検察が利用していなかった新しい証拠資料をも発見して検討を加え、シュペーアをめぐる真実の解明に努めた。その結果、シュペーア自身の申し立てによるものとは大きく異なった、犯罪への積極的・強権的参与者としてのシュペーア像を、はっきりと浮かび上がらせることに成功したのである――上層出の技術エリートであったシュペーアは、社会的弱者に対する共感を欠いた人物であった、ナチスの技術者として、特にユダヤ人に対しては当初から惨い仕打ちをした、ベルリン市のゲルマニア首都への改装を手掛けた時には、市からユダヤ人の一掃を唱えるゲッベルスに同調して、いちはやくユダヤ人街の取り壊しを進めた、1938 年 11 月ポグロム後の「アーリア化」の波に乗って、没収したユダヤ人資産によって私財を増やした、ヒムラーとは実は早くから互いに利用し合う関係にあり、アウシュヴィッツ強制収容所の建設についても相談を受けたこともあって、強制収容所の実態についてもかなり知るところがあった、彼は、後から自分で語っているほどに、早くから敗戦を予期していたのではなく、1944 年 12 月～45 年 1 月のアルデンヌ反攻（＝バルジの戦い）が失敗に終わるまで

は、なお強硬姿勢を崩さなかった、だからその時期までにヒトラーの出していた産業施設や橋等破壊令（＝「ネロ指令」）に従わなかったのは、いずれ自軍で取り返してまた使うから、という戦略上の見通しによることにほかならなかった、というわけである。シュペーア自身は、このようにして自らの嘘が暴かれ、虚像が打ち壊されようとしているのを横目に見ながら、1981 年に世を去ったのであるが、なおも収まることのなかった反シュペーアの流れは、2005 年に至って、決定的な成果を示すことになる。ハインリヒ・ブレロール監督によるドキュメンタリー・ドラマ『シュペーアと彼 *Speer und er*』の上演である。豊富な記録映像と多数の目撃証人たち――シュペーア自身の子どもたちも含まれる――へのインタビューを取り混ぜながら、ドラマは、ニュルンベルクであらかじめ周到な用意をして弁明の技巧を凝らし、証人台での尋問に耐えたシュペーアの、そして続く 20 年間、シュパンダウの獄中で、出所後に売りまくることを当てにして日記を書き綴りながら、将来ドイツ社会で生き延びるための作戦を練り続けたシュペーアの、細心にして大胆な心の動きを、「真実」の影による強い圧迫に悩まされつつある様において描き示すことに成功している。シュペーアにおける真実と作為とを、見事にその絡み合った姿のままで表現している、といってもよいであろう。だが、この作品の成功を、ただ、シュペーアの言い抜けを疑って、モヤモヤした気分でいた人々が、これで以て溜飲を下げたのである、というだけの説明で済ませるのは、適切でない。シュペーアが狡猾な弁明で命の危機を脱し、そういうシュペーアを彼と同世代の人々が脱ナチ者の星として持て囃したという、戦後西ドイツ史の一コマたる出来事を、決して記憶の外に追いやってしまってはならないということを、世紀も改まった時点になって、このドキュメンタリー・ドラマは、特にドイツ人たちに向って訴えかけていると思われる。『国際映画事典 *Lexikon des internationalen Films*』では、「この映画は、そこにおいてシュペーアの歪曲と虚偽が広範囲にわたる好意的な共感を見出したところの、ドイツ連邦共和国の歴史的背景についての問いを提起している」と批評されているが、至当といえよう。前に挙げたシュピーゲル誌の特集も、実はこの『シュペーアと彼』の上映に因んでの規格であったわけだが、その記事の中で、後から判明したシュペーアの真実――それは『シュペーアと彼』のドラマにふんだんに反映された――に関して、次のとおりコメントされている：

……

シュペーアは、トットの後任として、軍備および一群のその他科学分野に権限を有するのみならず、「建築経済統制のための代表全権委員」の地位をも引き継いでいる、それは、殺人者的任務のためのさりげない呼称である。何故なら、シュペーアは、それによって建築材料に対する管轄権を有しており、SS は、強制収容所の地所内に建築をしようとする場合には、彼の同意を必要とすることになるからである。諸記録文書が示しているとおり、彼はその監督義務を、非常に厳格に解しているのである。

例えば彼は、マウトハウゼン強制収容所を訪問した後で、1943 年初、“あまりに寛大に過ぎる”囚人の収容施設のことで、ヒムラーに苦情をいっている、そして簡素な建築様式に戻すことを求めているのである。ヒムラーの経理長オズヴァルト・ポールは、憤慨して、これはまさに「不届き千万」だ、

ついに強制収容所内においては「すべての建築計画が細部にまでわたって」シュペーアの認可を受けることになってしまった、と書いている。

SS の長ヒムラーは、虐待された強制労働者たちがあまりにも多く衰弱のために死ぬので、経済帝国という彼の夢が挫折するかもしれない、と恐れている。一方でシュペーアは、何が何でも建築材料を節約したいと思っている。例えていうならば、煽動者〔*=シュペーア〕が 2 人の協力者〔*＝鋼鉄と石〕に、当時のドイツ国内地域の――したがってまたアウシュヴィッツの――強制収容所の査察に行かせているようなものだ。

引き続いて彼は、「詳細な報告を」行なわせて――そして満足する。彼は寛大に、SS に、アウシュヴィッツにおける水の供給を改善するために数千トンの鉄を使用することを許可する。ヒムラーは彼に、「やはりなお公正が存在するという確信を強められた」と感じた、と書き送っている。

強制収容所に関連する証拠書類の多くは、ナチスによって破棄されるか、または消失してしまった。だから、長い間、はたしてシュペーアと彼の協力者である鋼鉄と石とが、アウシュヴィッツあるいはザクセンハウゼンにおけるガス室の建築に認可を与えたのかかどうか、という問題は、未解決のままであらねばならなかった。ベルトラント・ペルツを取り巻くオーストリアの学者たちの、プラハ軍事史資料館における偶然の発見が、数年前にそれをはっきりさせた。

記録文書――詳細な費用リストであるが――は、1942 年秋のものであり、アウシュヴィッツに関係している。SS は、その少し前に、シュペーアから、「必要な補給および補充の設備を伴う約 300 の仮小屋の設置」のための 1,370 万ライヒスマルク相当の建築材料の認可を受けていた。今、財務書類から、何のためにそれらのことが考えられていたのか、が認識され得る：「特別扱いの実行」――ユダヤ人およびその他の国家社会主義犠牲者たちの謀殺を、ナチスは偽装語を用いて、こう呼んでいた。死体焼却場 I から IV まで、および SS がガス室として用いたいくつかの地下室の建築費用は、まさしく記入されていた。

確かに、シュペーアがこの計算書を見た、という証拠はない。だが他方、彼は役所を掌握していたので、彼が自らの認可したかなりの金額がどうなったかについて、もう関心を持たなかったとは、ほとんど考えられない。

初めの頃に思われていたよりも、ずっと多くのドイツ人たちがホロコーストについて知っていたということは、その間に、もう誰もが認めるところとなった。それでも多くの者は、米国人歴史家エーリヒ・ゴルトハーゲンが 60 年代に下記の事実を指摘し注意を喚起した時にもまだ、シュペーアの「知らなかった」という誓言を受け容れていた、すなわちそれは、1943 年 10 月 6 日、シュペーアは、ガウライターたちと共にポーゼンにいて、そこでヒムラーが公然と「ユダヤ人問題」について演説したという事実。ヒムラーのオリジナル音声：

我々は問題に当面した：女たちと子どもたちをどうするか？ここでもまったく明確な解決を見出すことを、私は決心した。すなわち私には、自分にそんな権限があるとは思えなかったのだ、男たちを……殺害させて――子供の姿をした復讐者たちを……成長させるという。

シュペーアは、ヒムラーの前で報告を行ない、SS の長の演説中、2 度も直接に意見を求められさえしたのだが、それでもなお、会議を早めに退席したため講演を聴かなかった、と主張した。彼は、ヒ

トラーのところへ向かう途中であり、彼と会って数時間会談したのだという。しかし、ヒトラーの従者ハインツ・リンゲは、独裁者はその日の昼のうちに誰に会ったか、毎晩正確に書き留めていた。その中にシュペーアの名前はなかった。そして、ヒトラーのところまでシュペーアに随行した、といっている軍需省官僚ヴァルター・ローラント（「甲冑のローラント」）の宣誓口述証言は、証拠価値がない。映画製作者ブレロールがシュペーアの遺品の調査で見つけ出したとおり、シュペーアが証言を前もって作成して、それにローラントにサインさせたのであった。

シュペーアは、真理への道を、ニュルンベルクにおいてすでに塞いでしまっていた。伝記作者フェストによれば、シュペーアが釈放後の或る時告白していうには、彼は、「本当の意味でのナチの悪党として法廷に立った」: 最初は犯罪人たちと関わり合いを持ち、次に苦悩に満ちた潔白を装い、そしてしまいには嘘を吹聴した――フェストによれば、彼はこれで印象づけをした、というのであった。そしてシュペーアには、このことの償いをする気は、さらさらなかった。

彼は、ニュルンベルクでの言い抜けによって、後に彼の官僚仲間の多くがまた辿ることになる、一つの道を示したのであった。彼らは、ただ自分の仕事のみに視線を向けていて、自分のすぐ目の前で起こっていた悪事を見ることができなかった、ということに訴えた。この種の拒絶こそが、英国人の故ヒュー・トレーヴァー - ローパーのような学者たちの見解によれば、シュペーアをして「ナチドイツの真の犯罪者」たらしめたのである。何故ならシュペーアは、「ナチ政府の本性を認識していた」、だがそれに反対して何も企てることがなかったからであるという。

……

（『シュピーゲル』前掲号、81-84 ページより私訳）

そんなわけであるから、出所後のシュペーアが安穏な余生を送ったなどとは、とうてい考えることができない。確かに当初、彼を持て囃す気運は強いように思われた。しかし一方に、彼の偽装を疑ってそれに厳しい目を向け、真実を暴かずにおくまいとする人々も少なからずいたのであり、やがて彼らの声が増さっていくことは避けられなかった。彼らは、機会ある毎にシュペーアは死刑が妥当であったと主張し、それを裏付ける証拠を出して見せようとした。これをシュペーアの方から見るならば、自分が 20 年という長い刑期を務め終えて出てきた後になってなお、彼は死刑になるべきだった、と言い触らされ、その根拠づけのために、裁判の時には出されていなかった事実を今になって人々の目の前に曝されているのである。彼は確かに相当図太い神経の持ち主であったようには見えるが、かといって、この成り行きにまったく動じなくてもすむほど、鈍感な人物でもなかったように思われる。端的にいってしまえば、彼の晩年は、刻々と増しゆくストレスに悩まされる日々であったであろう。しかし、そうではあってもなお、彼がシュパンダウ出の 6 人のうちで、いちばんしっかりした経済的基盤を有し、世間との接触をも維持して余生を送った人物であった、という事実は動かない。彼は、ハイデルベルクの邸に住んだが、そこでの暮らしの費用は、出版物の印税で賄って余りがあった。彼は、シュパンダウ獄中に在った時、将来のことを考えて、文章を書きためていたそうであるが、自由の身になると、1969 年に『回想録 *Erinnerungen*』

を、1975 年に『シュパンダウ日記 *Spandauer Tagebücher*』を、それぞれ西ベルリンの出版社から世に出した。さらに最晩年となった 1981 年には、『奴隷国家―SS との私の対決――*Der Sklavenstaat. Meine Auseinandersetzung mit der SS*』が、やはり西ベルリンの出版社から出されている。それらの著作に対する人々の関心は高く、それらの売れ行きは順調であった。特に前二著作は、当時のシュピーゲル誌ベストセラー・リストにかなりの期間挙がり続けていた。ただ、それらの内容に自己弁護の作為が強く感じられるという批評は、初めからあったということである。シュペーアはまた、いろいろな機会に講演に呼ばれる一方、ジャーナリズムによるインタビューの申し込みも度々受けた。1981 年 9 月 1 日、彼は訪問先のロンドンで、女性の友人と共に泊まっていたホテルの一室で、卒中のため急死した。前に私たちは、フリードリヒ・パウルスがフラウィウス・ヨセフスになることはできなかった、と述べたのであるが、いろいろ考えてみる時、或る意味では、アルベルト・シュペーアがいちばんよくフラウィウス・ヨセフスに似ているのかもしれない、という気になることもできそうである。

(3) いずれにせよ批日材料に

以上において私たちは、審理だけで足掛け 316 日（1945 年 11 月 20 日～1946 年 10 月 1 日、218 開廷日）にわたった――死刑執行までにはそれからさらに 15 日かかった――巨大な裁判全体のイメージを、常に何とか視野のうちに保っておくように努めながら、その本質的特徴を表わし得ると思われるいくつかの断面を、次々に取り出して描き示してみた。その仕方は「断片的」との印象を免れなかったであろうが、それらを全部合わせ、綜合してみるならば、ニュルンベルク裁判の全体像の把握に、いくらかの成果が上がったといえるのではないかと思う。今、本論を結ぼうとするにあたって、筆者としては、「ニュルンベルク裁判を、ドイツ人はどう思っているのか？」あるいは「ニュルンベルク裁判は、ドイツ人にとってどんな意味を持っているのか？」という問いに対する、自分なりの解答を与えてみたい、という気持ちに強く駆られているのを感ずる。すでにいく度か予告したとおり、私たちは、次章で東京裁判について考えてみることにしている。その結末においては、「東京裁判を、日本人はどう思っているのか？」あるいは「東京裁判は、日本人にとってどんな意味を持っているのか？」という問いに対する答えを与えたいと思っているのであるが、その時のための恰好の比較対照材料を確保しておきたい、というわけである。しかし、そう思ってみる時、どうすることもできない自分の無知無力に、あらためて気づいて絶望するほかないのだ。「ニュルンベルク裁判を、ドイツ人はどう思っているのか？」「ニュルンベルク裁判は、ドイツ人にとってどんな意味を持っているのか？」――「ドイツ人は」とか「ドイツ人にとって」といおうとしてみても、その「ドイツ人」を語るための手掛かりになるような材料は、自分の手許に皆無である、と認めざるを得ないではないか。ドイツ人たちの間に、ニュルンベルク裁判についてどんな捉え方があるのか、について専門的に研究した書を読んだこと

もなく、ジャーナリズムによる調査結果に触れてみたこともない、自分でドイツ人たちに、ニュルンベルク裁判をどう思っているか、とインタビューして廻った経験もなければ、ドイツの友人としっかり議論しながら、その意見を聞いてみるということすらできなかった。これでは、「ドイツ人は」とか「ドイツ人にとって」などという、分かったようなものの言い方をすることのできよう筈がない。ただし、このついでに白状しておくならば、将来「東京裁判を、日本人はどう思っているのか？」「東京裁判は、日本人にとってどんな意味を持っているのか？」という問いに答えようとするにあたっては、「日本人」を語ることに何らかの問題が生じて来るとは思っていない。「日本人」というのを「日本人としての私」に置き換えればよいと考えているからである。筆者は元来、観念論を方法とする哲学者である。特に、田邊元の「種の論理」に影響を受けた。そういう者であるから、国家や国民に関わる事がらについて命題を立てようとすれば、必ずそれを自己意識に引っ張り込んでこないではいられない。そういう論じ方以外にできようがない。おそらくそのことは、ここまで本論を読んできてくださっている読者諸賢には、もう見抜かれてしまっているに違いない、と思っている。だからその時になれば、私は、臆することなく「東京裁判を、日本人はどう思っているのか？」「東京裁判は、日本人にとってどんな意味を持っているのか？」という問いに答える文章を書く筈である。だが、現在の問題に戻ると、「ドイツ人」について、そういうすり替えが簡単に利く筈はない。上に書いたように、もしも筆者に、親しいドイツの友人とこの問題をしっかり議論し、その意見に一所懸命に耳を傾けた、といった経験でもあれば、「ドイツ人としての彼／彼女」をここで代表に見立てることも可能かもしれない。しかし実際には、そういう経験すら持たなかった。だから筆者には、「ドイツ人」というところに持ってきて当て嵌めることのできる材料はまったく欠けている。実質のない「脳内ドイツ人」についての論議を繰り広げるようなみっともない真似を避けようとする限り、「ニュルンベルク裁判を、ドイツ人はどう思っているのか？」「ニュルンベルク裁判は、ドイツ人にとってどんな意味を持っているのか？」という問いに対して答えようなどという気を起こすべきではないようである。しかし、そこまで分かってもなおまだ、この極めて重要な問いに対する自分なりの答えに類するようなこと、あるいはいささかでもそれに関連すると見なされ得るようなことを、この際書いておきたいという誘惑から免れることは難しい。とにかく何かそういう類のことを書かないことには、ここまで長々と書き続けてきた本論を結ぶことができない、といった気持に、正直たいへん強く迫られているのだ。そこで筆者は考えた、断定的に自分の見解を述べることは不可能でも、せめて、ニュルンベルク裁判自体をよく知っている人の言葉を手掛かりにして、ドイツ人はこの裁判をこう思っている可能性がある、こう思っていても不思議ではない、といった推測を語ることはできないものであろうか、と。そうした思案の結果として、本節は、以下に見られるとおりの構成をとることになったのである：すなわち偶々筆者が拾うことのできた、ニュルンベルク裁判関係者による、ドイツ人がこの裁判をどう考えるか、という問いに関連ある内容の発言 3 例を、順次紹介する、そしてその都度筆者がそれにコメントを加えることとするが、これらのきわめて簡略なコメン

トを以て、かなりの長篇となった本論の結びに、敢えて代えることにしたい。

第１例は、心理士ギルバートが伝えているものである。彼は、ニュルンベルクで処刑が行なわれた日に､法廷の弁護人であった者の１人――誰であるか明示されてはいない――に、この「第三帝国」の終末をドイツ人はどう思っているのであろうか、と尋ねて、下記のとおりの答えを得たという：

> 最後のナチ最上層指導者たちが死んだ日、私は、ドイツ人弁護人のひとりに、この「第三帝国」の終末をドイツ人はどう思っているのであろうか、と尋ねた。彼は、ちょっと考えて、それから次のように答えた：
>
> 「あなたに本当のことをいうならば、彼らは、人々がその時々、彼らに期待するとおりのことを考えていますよ。彼らは、人々がなおナチスに賛成していると見れば、いうでしょう:『勝者が我らの指導者たちに復讐したということは､何という恥辱であろうか！今に見ているがよい！』と。彼らは、人々が国家社会主義およびそれがドイツ全土にもたらした貧窮と破壊とを嫌悪しているのを見れば、いうでしょう:『この卑劣な連中は当然の報いを受けている！死刑ですら、彼らには上等すぎるほどだ』と。実はね、博士、私は、ヒトラー主義の 12 年によって、我々国民の道徳の背骨は折られてしまったのではないかと、恐れているのですよ」
>
> （グスタフ・ギルバート、前掲書、430 ページより私訳）

裁判で弁護人を務めたドイツ人が、米国人ギルバートに向ってこんな告白をしているところから、この時点で、ドイツ人がどんな精神状態に突き落とされ打ちひしがれていたか、窺い知ることができようというものである。だが、ドイツ人がニュルンベルク裁判をどう考えるようになるだろうか、という問題について、彼が、二択の形で、あるいはむしろ両極分化予測の仕方で示した可能的帰結は、皮相的に見る限りは、当たっていたことになる。今日、所謂ネオナチはいうに及ばず、レヴィジオニストと呼ばれる国家主義的な者たちは、勝者による復讐裁判の不当を言い立て、ドイツ国家・外交の威信の回復を主張する。他方、圧倒的に多くの者たちは、ナチスの蛮行を何よりも重大視するところから、ニュルンベルク裁判の正当性を、ナチス幹部たちに対する死刑判決まで含めて、十分に認めている。ただし、いずれであるにしても、当の本人において、自分は道徳の背骨を折られてしまった者だから、このような考え方しかできない、というふうに意識されているわけではあるまい。あくまで道徳的支えを取り戻し、国民としての在り方を回復した者として、本人は語っている筈だ。この点、ネオナチといえども、主観的にはそうであると認められねばなるまい。ましてや、大多数を占める平均的な――といってよいと思われる――ドイツ人においては、自分たちはナチスの過去を反省し断罪し、新たな道徳的規範に基づいて国を造ったのだという自負が、彼らの存在そのものの支えとなっているのだから、ニュルンベルク裁判肯定・承認の告白は、そのまま彼らのアイデンティティの確証とみなされているといっても過言ではない。そうしたドイツ人の態度は、世界的にも概ね高く評価され称賛されているようである。戦争を反

省し、自らを断罪し、謝罪する国民の模範例として、ドイツ国民が挙げられているのを、しばしば目にすることができる筈だ。これを過大評価であるか否か論う気はサラサラないが、私たち日本人にとってどうしても刺激が強いと感じられるのは、近隣諸国において、日本（人）非難のあからさまな目的のために、対照的例としてドイツ（人）を持ち上げて見せることが、効果的な常套手段とされてしまっている、ということであろう。「日本もドイツのように歴史に学ぼうとするべきである」「ドイツはホロコーストを反省し謝罪した、それに引き換え日本はどうであろうか」――こういう声が、近隣のどこかで上げられると、日本国内でさっそくこれに呼応共鳴する勢力があるから、たちまち日本――「日本政府」か、「日本人」か？――批判の手頃なミニ・キャンペーンが張られることになる。それは何も、例えば日本政府の「公人」が「A 級戦犯」合祀された靖国神社に参拝した、といった顕著な出来事をきっかけにのみ起こされるとは限らない。むしろ、日本（政府）がそういう大胆なことを仕出かさないよう、日頃から牽制しておこうという意図で、近隣国の思いつくまま、随時随意に仕掛けられているように感じている。

第 2 の例は、ヴィルヘルム・ヘーグナーの発言である。この人は、すでに紹介したとおり、当時米軍占領下のバイエルン自治政府首相・法相であって、ニュルンベルクで裁判が行なわれている時、もっぱらミュンヘンにいた。だから彼は、ニュルンベルク裁判の関係者ではなかった。しかし、1946 年 10 月 15 日夜、突然叩き起こされて、ドイツ国民を代表して刑執行の証人になるように、ということで、ニュルンベルクまで引っ張ってこられた。そして否応なしに処刑の一部始終を目撃させられることになったが、それだけでは済まなかった。夜が明けてからのミュンヘン東部墓地での死体焼却、小川コンヴェンツバッハでの散灰まで、形式上はバイエルン首長の許諾の下に行なわれたのであるから、彼はずっと付き従っていなくてはならなかった。つまりヘーグナーは、裁判そのものに関わることはなかったのだが、裁判が終わって 2 週間も経った後になって、裁判の最重要な帰結の演じられる場面に、思いっ切り引っ張り込まれたというわけだ。その意味で、彼をも裁判関係者の一人に数えるのは妥当であると思われる。その彼が、30 年を経た後に、ハイデッカー&レープのインタビューに応じて、ニュルンベルク裁判についての考えを語ったという：

> その 30 年後、我々は、処刑の「ドイツ国民代表証人」ヴィルヘルム・ヘーグナー教授に、国際的に著名な法律学者として、ニュルンベルク裁判をどう考えているか、尋ねてみた。「私はずっと思っているのですが」と、かつてのバイエルン首相は、そこで語り始めた、「ニュルンベルク裁判は、『法律無くして刑罰無し nulla poena sine lege』という司法原則に反していました。しかし、異常なる事態に当面していたのであって、この裁判は、ナチ集団の犯罪を清算する唯一の機会でした。私はむしろ、法廷がヒャルマル・シャハトのような主要犯罪人に、あまりにも軽い判決を下したことに、失望していました、何故なら、この金融天才の協力なしには、ヒトラーはその犯罪的諸計画を実行に移すことに、決して成功しなかったでしょうから」。
>
> （ハイデッカー&レープ、前掲書、644 ページより私訳）

シャハトの罪責の重さについての、ヘーグナー独自の見解のことは措くとするならば、彼の答えは、見事、簡にして要を得ているといえよう。ニュルンベルク裁判が事後法による裁きであったということは、形式的に見る限り議論の余地がないのだが、そのことを承知の上で、ナチスの犯罪を裁くためには、それは必要であった、とヘーグナーは確言している。ところで、ここに暫く、この場合具体的に「事後法」と見なされるべきものの内訳を考えてみるならば、訴因として挙げられた 4 種のうち、「戦争犯罪」を除く、「平和に対する犯罪」「共謀」「人道に対する犯罪」の 3 種は、形からいえば事後法による処罰を意図しているものといえる。しかしそれらのうち「人道に対する犯罪」については、その内容まで考える時、「これは事後法によって処罰しようとするものだから無効である」とは、まず誰一人として主張することはできないと思われる。およそナチスの、ユダヤ人等に対する所業について、いささかでも聞き知ることのできた者なら、その「汝殺すなかれ」という人類普遍の正義に対する前代未聞の反逆行為こそ、何を措いても裁かれ処罰されねばならないものであると認識する筈である。人は、この認識において揺らぐことがない限り、軍事法廷という枠組みの中では、それを裁くための法が未だ用意されていなかったのであるならば、応急的に人類普遍法の明文化として「人道に対する犯罪」という名称が設定されたことには、いささかの不都合もない、と認めることができるであろう。これに反し、「平和に対する犯罪」およびそれから派生した「共謀」については、どういう説明をしてみても、事後法、あるいはもっと的確にいえば、恣意的な罪名設定である、という評価を免れることはできないと思う。戦争犯罪を裁く国際的法廷である筈のところに、勝者が勝手に、戦争全体の罪責を――しかも道徳的罪悪として――一方的に敗者に押し付けるための法的根拠を拵えてしまっているからである。しかし「恣意的」といっても、それは決して、偶然の思いつきによって急に作られた、といった、軽い意味ではない。米英ソ仏による占領下において法廷が開催されることに決まった以上、裁く者と裁かれる者との秩序を確立するために、「平和に対する犯罪」が設定されることは、不可欠の要件であった。法廷規約準備の会議において主として議論の題材となったのは、「ドイツの為した犯罪」としての「平和に対する犯罪」の定義と、個々の被告人たちへのその適用条件とであった。ジャクソンが機転を利かせて、米国刑法にあるから、というので、「共謀罪」を推奨して押し込んだという事情については、すでに見たとおりである。ともあれ、そういうわけであるから、「平和に対する犯罪」は、「共謀罪」共々、ニュルンベルク法廷の本質的構成要因を成している。それを「恣意的」といったのは、勝者がまったく得手勝手に、敗者を懲らしめる手段を考案している、という意味においてのことである。ニュルンベルク法廷において、米英ソ仏側が検察席および裁判官席に、ドイツ側が被告人席および弁護人席に、という席分けが一貫して厳格に守られたことはいうまでもないが、そのことと、「平和に対する犯罪」――および「共謀」――という罪状がドイツ人被告人たちを睨みつけ続けたということとは、同値である。もっとも判決においては、それらの訴因について無罪を宣せられた者もあったわけであるが、それらの者たちをも含めて皆、判決の瞬間

に至るまで、その罪状によって睨みつけられていた――ジャクソンが全員に「共謀」の疑いを掛けたことには、確かに大きな意味があったのだ。途中、独ソ不可侵条約の秘密付帯議定書のことがすっぱ抜かれそうになったり、カティンの森事件に関するドイツ弁護人側からの反撃があったりして、危ない場面もあったのだが、法廷は、何とかそれを乗り越えて、自らの枠組み構造を保って最後まで漕ぎつけた。それは、法廷の成功であったに違いないが、或る面からいえば、法廷が勝者による敗者の一方的な断罪懲罰の体裁を頑なに維持し、結局は復讐裁判の性格を脱し得なかったことを、はっきりと物語る帰結でもある。だから、「平和に対する犯罪」――および「共謀罪」――が事後法に当たるものであって、それによって戦争そのものに対する罪責を不当にドイツ側に集積させる審理が行なわれたという事実を、私たちは決して忘れるべきではない。それに関する限りは、司法原則「法律無くして刑罰無し nulla poena sine lege」に反することが行なわれたのであり、しかもそれはニュルンベルク法廷そのものの本質に起因していたのである、という認識を、歴史の事がらに対する公正な評価のために、今後とも持ち続けたいと思う。その上で、いうべきことであると思うが、前述したナチスの前代未聞の蛮行――「人道に対する犯罪」と呼ばれた――を裁き処罰するためには、ニュルンベルク法廷のその形式は、どうしても必要であったのだ。ナチスの巨悪を断罪せんがためには、米英ソ仏が検察席および裁判官席を占め、ドイツが――ナチス・ドイツが――被告人席に引き据えられるという法廷の形態が、絶対に守られていなくてはならなかった。ニキチェンコやルーデンコがその地位に坐り続けたことは、不当といえば不当である。しかし、ナチスの犯したユダヤ人大量虐殺の犯罪を裁くためには、アウシュヴィッツの解放者であったソ連を、検察席・裁判官席から外すことは絶対にできなかったということは、如何にしても否定することはできない。「ニュルンベルク法廷は、司法原則に反する事後法による裁きを行なった。しかしそれは、ナチスの巨大な犯罪を裁き処罰するための、唯一無二の機会であった」――私たちがこうした表現によってニュルンベルク法廷を肯定しようとする時、そこには以上に述べた内容が含まれていなくてはならない。そのことを理解した上で、もう一度ヘーグナーの答えに戻って、そこにいわれていることの意味をしっかり噛みしめてみなくてはならないと思う。ここで忘れてならないのは、ヘーグナーが、あの 10 月 16 日、凄まじい復讐劇の一部始終を間近で目撃することを強いられた唯一――あるいは２人のうちの１人？――のドイツ人であった、ということである。裁判と判決は、復讐者たちにフリーハンドを許し与えるために在ったのだろうか――そんな思いを懐かずにはいられないような立場で、彼は、ニュルンベルク裁判に、その本体が終了した後になってから関わりを持つことになった。その日目撃した光景は、彼の心に決して消すことのできないきついトラウマとして残ったに違いない。しかも、それに関して口外することは、長い間許されなかった。そんな彼が、30 年を経た時点で、ハイデッカー&レープのインタビューに、十分に客観的な公正さを感じさせる簡潔な答えを返していることに、筆者などは、賛嘆の念を禁ずることができない。彼の知性に対する深い敬意を表明するに吝かではないのである。

第 3 の例は、ニュルンベルクで米国補助検事を務めたホイットニー・ハリスの発言であ

る。つまりそれは、ドイツ人の言ではない、だから当然、ニュルンベルク裁判をドイツ人はどう考えるか、とかドイツ人としてどう考えるか、といった問題に答える形にはなっていない。だが、ドイツ人に、その問題に答えるためのヒントを豊富に与える内容のものである。2010 年 4 月 21 日まで生きて、97 歳と 8 ヵ月という長寿を全うしたハリスに、シュピーゲル誌は、2005 年にインタビューを果たし、その内容を同年 11 月 16 日にオンライン配信した。そこでハリスの語った思い出話のうち、カルテンブルンナー糾弾、ルドルフ・ホェス証人喚問に関して述べた部分については、すでに私たちはそれを貴重な参考資料と見なして引用した。今、ここに紹介しようとするのは、それらとは別の、インタビュー末尾の部分である。そこでハリスは、最後にもう一度振り返って見て、ニュルンベルク裁判とは何であったのか、ということついて、自分なりの思いを纏め、それをシュピーゲル読者つまりドイツ人たちに伝えようとしている。そしてその言葉の中には、上にも述べたとおり、ドイツ人にとって貴重なヒントが多く含まれているに違いない。しかし、私たちにとって看過できないのは、ハリスが、ニュルンベルク裁判の意味を説き明かすその文脈で、「日本人」に言及している、ということである。一見それは、まったくさり気ない言及のようである。しかし実のところ、そこには私たち日本人にとってきわめて厄介なステレオタイプ――「ニュルンベルク裁判に匹敵する東京裁判の被告人でありながら、ドイツ人とは対照的に東京裁判を認めようとしない国民」という日本人像――が、かつてのニュルンベルク法廷米国補助検事の口から発せられて、当たり前のように、大きな顔を覗かせているのだ。その理不尽さに対する抗議を、本論全体の結び代わりに書いて、擱筆することにしたいが、その前にまずは引用：

インタビュアー：　あなたは、どのようにして、ニュルンベルクにおける経験を精神的に消化したのですか？

ハリス：　私は、それに関して 1 冊の本を書き、それから法学教授として合衆国に帰りました。当時私は、自分の心に言い聞かせたものです：私の人生のこの時期のことは、もう処理済みとしよう、もうそれについて思い巡らしたり、語ったり、あるいは書いたりはするまい、と。私は、まったくただ、記憶と共に生きることはできなかったのです。私がふたたびそうする気になるまでに、20 年以上かかりました――そして今日でもなお、人類のこの恐ろしい経験が、私の心を深く揺り動かしています。これら戦慄すべき犯罪のすべては、決してドイツだけに限られた現象ではありません。

インタビュアー：　そうではなくて？

ハリス：　私は、まったく確信しているのです：アドルフ・ヒトラーとは、20 世紀における全体的で世界規模である道徳崩壊を代表する一つの名前にすぎませんでした。その道徳崩壊は、人皆が互に殺し合い、もはや道徳的基準というものの存在しなくなった、1914 年の第一次世界大戦を以て始まりました。復讐が日々のありふれた行ないとなり、あらゆる言い訳が通っていました。で、その

後どうなったでしょう？共産主義者たちがロシアで何をしましたか？日本人が中国で何をしましたか？

インタビュアー：　で、今日ではどうなったでしょう？

ハリス：　問題は同じままです。テロリズムをご覧なさい――それがいったいいつどこで終わるのか、誰にも分かりません。我々が我々の子どもたちのための未来を望むのならば、我々が長く生き延びたいと欲するならば、我々は大至急、我々の政治的道徳的な考え方を再点検するべきでしょう。

インタビュアー：　如何なる観点において、ですか？

ハリス：　我々は、この世界で、これ以上戦争を容認してはなりません。戦争は、それに関わる社会を破壊してしまうばかりではなく、全人類にとって致命的なものなのです。

インタビュアー：　よりによって USA が、ハーグ国際刑事裁判所によるローマ規約を批准することを、今日まで頑固に拒み続けているというのは、歴史の皮肉な流れではないでしょうか？

ハリス：　私は、国際刑事裁判所の大いなる支持者であり、合衆国が未だになお規約を批准していないことを、不適切だと思っています。ただ、USA は、大量殺戮に反対する国連の協定に署名するのにも、40 年以上を要しました。ジェノサイドを断罪するのに、いったい何を長く考えていなくてはならないのでしょうか？そんなわけですから、私は、ローマ規約の批准を、まだまだ待たなくてはならないのではないか、と心配しています。

*インタビュアーは、アネッテ・ランガー

（https://www.spiegel.de/panorama/zeitgeschichte/interview-mit-nazi-anklaeger-harris-hitler-war-nur-ein-name-a-384884.html より私訳）

筆者としてはまったく慣れぬことではあるのだが、敢えて話し手の心理を推し測ってみることにしたい。ハリスは、インタビューの締め括りに、ニュルンベルク裁判の人類的意義をもう一度強く訴えかけたいと欲しているが、一方では、その裁判が終始一方的にドイツを犯罪者扱いしたということに、なお心の引っ掛かりを覚えており、ドイツ人読者を意識して、その点につき最後に何らか気の利いた釈明を加えておかねば、という気持ちも強い。彼は、自らのそういう心の内の思いを簡潔かつ的確に表現するレトリック――決して悪い意味でいうのではなく――を、心得ていたのだと見ることができる。いわばその中心をなす、効果的なキーワードとして機能しているのが、アドルフ・ヒトラーとは「一つの名前」にすぎない、という言い方である。ヒトラーといい、ナチスといっても、それは本質的にはあくまで、

20 世紀世界を蔽った空前の道徳崩壊・大量殺戮の一例として把握され記録されるべきものである。人類にとっての甚大な脅威を人類の正義によって裁く場であったからこそ、ニュルンベルク裁判は不朽の価値を有するのであって、それは決してドイツやドイツ人を目の敵にした復讐懲罰の場ではなかった、というわけだ。そしてハリスは、道徳崩壊・大量殺戮の犯罪がドイツ特有の現象ではなかったことを端的に物語る事例として、共産主義者たちがロシアで為したことと、日本人が中国で為したこととに、注意を促している。ロシア共産主義者と日本人とがナチスと同罪の者であるという認識を示すことによって、ドイツ人たちの溜飲を下げ、彼らの気持ちを宥めて素直な理解に導くのに大きな効果を期待できるということを、彼は的確に把握している。それらが「その後」という曖昧な接続語によって導入されているところを見ると、共産主義者の仕業も日本人の仕業も、はっきりはしないものの、どうも、もっぱらニュルンベルク以後に起こった事例として挙げられているような印象を受ける。だが、そうした不正確さ・不自然さについては、ハリスは、何ら意に介するところはないようである。

ニュルンベルクにおいて、一方的に自分たちだけが犯罪者として引き据えられたことに対する、ドイツ人たちの憤懣は、裁き手の一角としてのソ連の地位に対する嫉みと怨みという形において、尖鋭な表現を見出すのが普通である。端的に、ルーデンコ、ニキチェンコが最後までその席に坐り続けたことに対する、激しい怒りと言い換えれば、もっと分かりやすいかもしれない。ドイツ人たちの心に、そういう動き方をせずにはいられない必然性があるということを、私たちでさえ、例えばあのカティンの森事件の糾明の様子を思い出してみれば、容易に理解することができるほどである。だからハリスが、ドイツ人たちの気持ちを慰め宥める決定的な言葉を発しようと思うならば、法廷においてソ連の占めていた地位が不当なものであったと認めてしまうのが、いちばんよいに違いない。しかしもちろん、彼にはそれができる筈もない。そんなことをすれば、ニュルンベルク法廷そのものの存立条件・基本構造を否定してしまうことになるからである。そうであるとすれば、何らかの代替的表現を用いてでも、法廷関係者といえどもソ連国家の犯罪者性を決して見過ごしてしまっているわけではない、ということだけは、せめて示唆する必要がある、ということになろう。その代替的表現となっているものが「共産主義者たちがロシアで為したこと」というわけである。それは、戦勝国家として裁き手であったソ連の威厳をいささかも損なわないように慮りながら、それでもソ連の犯罪に言及していることをドイツ人に認めさせようとする魂胆の現われであるから、巧まずして作為を施されて正確さを減じた不明瞭な言い回しになっている。主語は、「ソ連国家」とか「ソ連人、ソ連軍」ではなく、場所は東ヨーロッパになっていない。そして、上にも述べたとおり、「後に」という語によって導入されていることにより、この共産主義者たちの為し業は、ニュルンベルク以後に（！）起こったものであるかのように語られている。だが、この不明瞭な表現を以てして、ハリスは、ドイツ人たちを宥め和ませるという目的を十分に達している。いや、実のところ、一見不明瞭・不正確なこの表現こそが、ドイツ人がこれをスムーズに受け取り、かつ有難がるという効果が上がるとい

う点において、巧まずして絶妙なる見事な出来栄えを示しているのだといわねばならない。というのも、もとよりドイツ人は、自分たちドイツ人・ドイツ国が裁かれたとは認めたくないと思っている。彼らの感覚では、ニュルンベルク裁判は、外見はどうであれ、ドイツ国家・国民をではなく、あくまでナチスの犯罪を裁くための法廷であった。その裁きの対象となったのは、ナチスがドイツ国家の権力と機構を簒奪して、その統治の及ぶ限りの地域――ドイツ国内および併合・占領統治地域――において行なった残虐行為である。それは、便宜的なごく粗っぽい言い方を用いるならば、「国家社会主義者たちがドイツで為したこと」というふうに一括りにされることが可能である。だから、ソ連の側において働かれた、これに匹敵する犯罪行為を「共産主義者たちがロシアで――ソヴィエト＝ロシア支配体制を確立した地域で――為したこと」と呼ぶことは、対比関係を印象づけるために、まことに適切な言葉づかいなのである。さらにまた、「その後」といって、それがあたかももっぱら戦後ににおいて為されたことであるかの如くに語っているのも、ドイツ人向けにはたいへん効果的なことなのである、といってよかろう。如何にも、ソ連の――あるいは「共産主義者たち」の――犯罪行為は、戦後においてこそ、猛威を増し、ドイツ人を虐め苛んだ。ロシア共産主義者たちは、ニュルンベルクの正義の継承者を以て任じ、反ファシズムの大義名分の下、東ヨーロッパに強固な支配圏を作り上げて、ドイツ人の居住地を奪い、ドイツ国を分断に追い込んで、ドイツ人たちをさらなる侵略の脅威に晒し続けた。ニュルンベルク以後、ドイツ人たちは、道徳的敗者の汚名を負いつつ、その重圧に耐えねばならなかった。半世紀弱に及ぶ臥薪嘗胆の思いが、ついに実を結んで、1990 年の再統一達成およびその翌年のソ連解体によって、ドイツ人は、見事に雪辱を果たしたのだ。この結末に、ドイツ人たちは、大いに気を良くし、自信と誇りを取り戻すことができたように感じた。やや大げさにいえば、ニュルンベルクで裁かれることのなかったソ連の犯罪に対する判決を、長い時間かけて、自分たちの努力で勝ち取ったようなものであった。ソ連の――「ロシア共産主義者たちの」――の犯罪に、あたかももっぱら戦後において為されたものであるかの如くに言及することには、ドイツ人たちのその自尊心をくすぐるような効果がある、ということが、ハリスには十分に分かっていたのである。

そのようなわけで、「その後、共産主義者たちがロシアで為したこと」という言い方によって、ハリスは、ドイツ人たちに向って「あなた方も長く苦しめられたソ連の犯罪のことは、よく分かっております」という気持ちを、絶妙のニュアンスを以て表現し得ているのである。それで以て、ドイツ人たちの心は和らげられて、ハリスのニュルンベルク裁判称賛に対する抵抗感が大幅に薄らいでいるには違いない。しかしながら、この際において、ドイツ人たちの心を完全に和らげるには、なおもう一つ、決定的な事がらへの言及が必要であることを、ハリスは、決して忘れてはいない。決定的な事がらとは、すなわち、ドイツと等しく犯罪を行なった国として裁かれるべき立場でありながら、その裁きの結果を受け容れず、反省していない国およびその国民の存在である。それに言及し、それとの対比意識をそそることによって、ドイツ人たち――ニュルンベルク裁判を受け容れかつ称賛しようとすらする気にな

っている――に、まことに貴重な優越感を保証することができるのだ。「日本人が中国で為したこと」――漠然とした言い方になっているが、その極みとして「南京」が想定されていることは疑いない。日本人がしたことは、ナチスのそれに匹敵する規模の大量虐殺であった、だが日本人はそれを反省し謝罪することをしていない――この「事実」の示唆が、ニュルンベルク裁判受容という課題に直面してこわばるドイツ人の心の緊張を緩和し、彼をして、むしろ自らの道徳的健全さの確証のために、進んでその受容を告白する気にならしめる。ハリスが、そこに抜かりのある筈はない。だがそれにしても、いったい何故「日本人が」といわれているのであろうか？この言葉をいう時のハリスの無造作な様子は、すぐ前にソ連の犯罪行為の主体を「共産主義者たち」と表現した時の注意深さと、あまりにも対照的である。日本の犯罪行為の場合に限って、国民そのものがその主体と見なされるのが当然であるとでもいうのだろうか？南京に攻め込んだ日本の軍は、「皇国日本軍 Imperial Japanese」であり、それは、侵略したドイツ軍が「ナチス・ドイツ軍」であるのに類比的である。そうであるなら、日本の中国における戦争犯罪の行為主体は「天皇主義者たち」といい表わされてしかるべきではないのだろうか？「ナチスの犯罪はニュルンベルク裁判で裁かれ、ドイツ人はこの裁判結果を受け容れている」のに対して「天皇主義者たちの犯罪は東京裁判で裁かれたが、日本人はこの裁判結果を受け容れようとしない」というのならば、それはともかく対比論の体裁をとってはいるであろう。しかしハリスの言い方は、「日本人の犯罪は東京裁判で裁かれたが、日本人自身、この裁判結果を受け容れようとしない」という、まったく不釣り合いな対比項をここに持ち込んできていることになるのだが、ハリスは、それで不当なことをしているとは、全然思っていない。きわめて無造作に「日本人が中国で為したこと」といっている、「日本人が」と！さらにいうならば、この「日本人が中国で為したこと」も、「その後」という接続辞に導かれる時系列不分明の文脈に組み込まれていて、あたかもニュルンベルク以後の出来事であるかの如き印象を与えるように語られている。この不正確さは、話し言葉の中におけることであるといっても、許容範囲を超えているといわねばならない。これでは、日本人はニュルンベルク以後つまり第二次大戦後になってなお残虐犯罪を行なったことになり、かつそれに関して裁きを受ける機会も持たなかったかの如きである。東京裁判は無視されてしまったかの如くであり、ニュルンベルク裁判が唯一の国際軍事法廷成功例であるかのように印象づけられる。そして「日本人」はといえば、自らの犯罪を反省していないどころか、そもそもそれに真摯に向き合う場も与えられないままになっている、とでもいわんばかりである。この酷い印象操作を、ハリスは、しかし印象操作として意識することすらない。彼はただ、すでに自分の脳内に作り上げられている「未だ裁かれていない凶悪犯罪国民」としての日本人像を、そのままごく自然に――無造作に――語り出している、それがドイツ人の気に入るということは、十分に意識しつつ、である。一体、中国大陸において行なわれた大量殺戮の事例を示そうというのなら、本来なら時系列に沿って、まず「第二次大戦において日本天皇主義者たちが中国で為したこと」（それは東京裁判における裁きの対象となった）に続けて「その後、共産主義者たちが中国で為したこと」（それは未だ裁

かれていない）といってしかるべきではないのだろうか？本当は、ここにおいてこそ「共産主義者」という名称が、前述のロシアにおける場合にも劣らず重要なキーワードとして用いられるべきであろう。彼らの所為で、何千万の人間が中国大陸で命を落としたというのだろうか？だが、歴史の事実を的確に表現するための、こんな簡単な言い方の工夫すら、ハリスは、まったく必要と思っていない。彼はただ「蛮行を犯したのに反省していない日本人」というお決まりの日本人像を、自分の頭の中から出してきて示せば、それでドイツ人読者たちは、心安んじて自分のニュルンベルク裁判称賛に同調してくれる、と思っている。実際、そのとおりの効果が上がっているに違いないと、筆者は、このインタビュー記事の結びの部分を読んで、感じないではいられない。

元・米国補助検事ハリスが、シュピーゲル誌読者の一般的ドイツ人を意識して語っているこの記事は、いってみればニュルンベルク裁判礼賛者が、ドイツ人たちから自分の立場への賛同を獲得しようとしている、典型的な場面である。この種の類例にあたる場面は、現在も世界のあちこちで生じていると考えられる。ニュルンベルク裁判の人類的・歴史的な意義を高く評価している者――その人自身、ドイツ人である場合もあろう――が、ドイツ人を相手に、自分の見解を説いて、それに対する同意を勝ち取って、その正当性を確認して満足しようとする。双方の位置関係に微妙なヴァリエーションはあろうが、概して、この類に属する、当事者ドイツ人が聞き手となり、読み手となり、あるいは答え手となるニュルンベルク裁判肯定論議といったものは、ドイツ内外、いつでもどこでも繰り広げられているに違いない。そういう場面において、往々にして――ハリスの例から類推して見るに、という意味であるが――日本あるいは日本人が引き合いに出される、というのが、私たちにとって重要な点だ。もちろん、そこに呈示されるのは、「ナチスに匹敵する蛮行・大量殺戮を犯しながら、反省していない国家・国民」なるステレオタイプである。さすがに、ハリスほど粗雑な表現に趨る者は少ないにしても、事実関係に正確に対応するための表現の最適化など考えてもいないことは、皆に共通している。ステレオタイプの日本人像を示すことで、ドイツ人の心を安らげ、彼らから望ましい答えを引き出せれば、それでよい。ドイツ人の方も、ニュルンベルク裁判に対する称賛にも近い肯定の意を表わすことで、現代国際社会における優等生国民を演じたいとする気持ちを切実に抱いているのだから、相手が駄目な者たちの例を比較対象に仄めかしてくれるのは、大歓迎であるに違いない。斯くして、ドイツ人たちが安らかな心持ちで、自分たちのニュルンベルク裁判賛辞を述べ、相手を大いに満足させて、論議は大団円に至る。日本および日本人を思いっ切り貶めたことなどは、誰も気に留めもしない――こうした経過に、私たちは、現代国際社会の中で日本人がはまり込んでしまっている陥穽を認識するべきであろう。敢えていうけれども、日本人にとってのこの忌わしい状況は、ドイツの所為で作り出されている。ニュルンベルク裁判肯定は、現代ドイツ人――より的確には、ドイツ国民――のアイデンティティの拠り所である。そのことを確認するための論議を起こす度ごとに、ドイツ人は、知らず知らずのうちにであれ、日本人を――日本国民を――道徳的に貶め、見下している。ずっと前の方、本論の初めの部分においてであったと思うが、

私たちは、ドイツを「批日国家」と特徴づけた。今、最後にまた、その話に戻って来たわけだ。「批日」とは「日本あるいは日本人を批判する」という意味である。「反日」が感情剥き出しの日本・日本人非難であるに対して、「批日」は、ともかく表向きは理屈を伴った日本・日本人非難である。批日は、反日に永続的に滋養を与え続ける温床として働き得る。だから、仮に、反日を国策にしようとする国があるとしたら、その国にとって、ドイツの持つ本質的な批日性を利用し尽さない手はないであろう。ドイツ式批日の理屈によってエネルギーを供給されて、近隣の国々による反日のキャンペーンが勢いを保ち続ける、という残念な現実を直視したならば、私たちにとって、国家としてのドイツに今後どのような態度で関わるべきか、ということは、自ずと明らかになってくるであろう。同時にまた、ドイツ流批日の呪縛を断ち切らんがためには、ドイツ人にとってニュルンベルク裁判が持つ意味と、日本人にとって東京裁判が持つ意味との比較検討から、両者の本質的な相違点を明確化して示すことが急務であろうと思われる。